神宮司廳藏版

古事類苑

武技部

古事類苑刊行會

古事類苑

武技部目錄

武技部一

武技總載

劍術 居合手裏劍附入

槍術 棒術 併入

古事類苑

武技部一

武技總載

名稱

武技ハ、一ニ武藝トモ云フ、武藝ハ、弓馬、砲銃、刀槍、長刀ヨリ以下、水練、柔術等ニ至ルマデ、凡ソ演武ニ關セルモノヽ總稱ナリ、後世或ハ弓、銃、劍、馬ノ四術ヲ以テ、武藝四門トモ云ヘリ、武藝ヲ敎習スル所ヲ稽古場、又ハ道場ト云フ、德川氏ノ中葉以後、幕府及ビ諸藩共ニ、武學校ヲ設立シテ、大ニ此技ヲ奬勵セリ、幕府ノ講武所ハ、安政三年ニ創設スル所ナリ、

武藝習熟ノ者ニハ、其造詣ノ淺深ニ從ヒ、師ヨリ更ニ秘術ヲ親授シ、證スルニ手書ヲ以テス、是ヲ印可、切紙、目錄等ト云フ、

武者修行ハ、其業ヲ研磨スルタメニ、諸國ヲ遍歷シ、各所ノ武人ト其技ヲ角スルモノニテ、其例足利氏ノ末ヨリアリ、

〔運歩色葉集〕不 武藝。

〔紀効新書〕四 論兵緊要禁令篇第四

武藝不是答應官府的公事、是爾等當兵防身殺賊立功的勾當、爾武藝高、決殺了賊、賊如何、又會殺爾、若武藝不如他、他決殺了爾、若不學武藝、是不要性命也、況費著官銀、又有賞罰、比蕩費家私、請著敎師學武藝的、便益多少、想爾等往學武藝、不修器械、不著重甲、只是安心、見賊便走、料定不用鎗刀對手、皆因自來臨陣、素無紀律、當先退後、功罪不明、

制度

〔日本書紀持統三十〕三年十一月丙戌、於中市褒美追廣貳高田首石成之閑於三兵、賜物、

〔日本書紀通證三十五〕閑於三兵（今按、以矛、戟、弓、劒、戈為五兵、則疑三兵、是弓、劒、槍也、）

〔春秋穀梁註疏莊公六〕二十有五年六月辛未朔、日有食之、鼓、用牲于社、傳、言日言朔、食正朔也、鼓、禮也、用牲非禮也、天子救日、置五麾、陳五兵五鼓、（註、麾、旌幡也、五兵、矛、戟、鉞、楯、弓矢、〇略）（疏）諸侯置三麾、陳三鼓三兵、大夫擊門、士擊柝、言充其陽也、

〔扶桑略記朱雀二十五〕天慶三年二月八日甲辰、辰刻主上出御南殿、賜征夷大將軍右衞門督藤原忠文節刀、下遣於坂東國、〇中略爰官使未到間、二月一日、下野押領使藤原秀郷、常陸掾平貞盛等、率四千餘人兵、（一云、万九千人兵、）於下野國與將門合戰時、將門之陣已被討靡、迷三兵手、遁身四方、中矢死者數百人也、

〔甲陽軍鑑十四〕山縣三郎兵衞がいはく、武藝四門とは、弓、鐵炮、兵法、馬、是四なり、侍は大身小身によらず、右四ッをよくもあしくもならひ、其上自餘の事を稽古いたさば、物をよみならひ、同く書習事、肝要にて候、其後亂舞も尤なり、然ば右四ッの中に、まづはじめにならはん事は馬なり、二に兵法、三に弓、四に鐵炮と申て、〇下略

〔和漢名數續編武備〕日本武藝十四事
射（ユミイ）　騎（ウマノリ）　棒（ボウ）　刀（カタナ）　拔刀（ヰアヒ）　撃劍（ケンジユツ）　眉尖刀（ナギナタ）　鎌（カマ）　槍（ヤリ）　鳥銃（テツホウ）
發礮（イシビヤ）　火箭（ヒヤ）　捕縛（トリテ）　拳（ヤハラ）

〔令義解四選叙〕凡帳內資人等、才堪文武貢人者、（謂武人貢擧試條幷叙法、不載令條、待式處分也、）亦聽貢擧、

〔令義解四考課〕銓衡武官、（謂知將吏之材、〇略備預諸非常、其武擧出身、隨材練擢亦是也、）調充戎事、（謂調習軍容、充備火具也、）爲兵部之最、（謂少輔以上、）

〔令義解五軍防〕凡衞士者、中分一日上、一日下、（謂無事故日者、）毎下日、即令於當府教習弓馬、用刀弄槍、（謂弄者、玩也、槍者、木兩頭鋭者、即戈之屬也、）及發弩拋石、（謂拋者、擲也、作機械擲石擊敵者也、）至午時各放還、仍本府試練、知其進不、即非別勅者、不得雜使、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

禁斷兵士差科雜役事

右奉勅國司違法、苦役私業、悉棄弓箭、還執鉏鍬、自今以後、若有犯者、解却見任、永不選用、其番上兵士、集國府日、國司次官已上、□□教習□□□□□止節度、兼擊劍弄槍、發弩抛石、

天平勝寶五年十月廿一日

〔續撰淸正記 七〕淸正家中江申出さるゝ七ヶ條

大小身によらず侍共可覺悟條々

一奉公之道油斷すべからず、朝寅の刻におき候て、兵法をつかひ、飯をくひ、弓を射、鐵炮をうち、馬を可乘候、武士之嗜よき者は、別而加增を可遣候事、○下略

〔大成令 一〕武家諸法度

一文武弓馬之道、專可相嗜事

左文右武者、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修練乎、○中略

元和元年卯月日

〔天明集成絲綸錄 二十五〕天明七未年七月

文武之道は、誰々も相嗜候儀、勿論之事に候得共、別而當時其道出精、幷師範等もいたし候もの候はゞ、其ものゝ名前、頭々支配々々より書出候樣可被致候、

一學文致指南候程之もの、且講釋等いたし候程之もの、幷軍學天文學之類も、右ニ准候事、

一武藝弓馬劍鎗柔術火術之類、當時別而出精いたし候もの、幷免許目錄を得、指南等いたし候者之事、

右學文武藝共、其師之名前、幷流儀之名、且其ものゝ年齡とも書出候樣可被致事、

右之趣、頭々支配々々より可被相達候、

七月

〔天保集成絲綸錄八十〕天明八申年五月

大目付江

諸向藝術書出之儀、去冬書出候以後、免許又は目錄請候者、且此以後免許目錄請候者共、御目見以上以下共、年々書出候樣可致候、

但頭支配ニ而取集、每年可被差出候、

右之趣、頭々支配々々江可被相達候、

五月

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政元酉年四月

大目付江

諸武術、代々其家柄ニ而指南いたし來候者共、幷格別手廣ニ指南等もいたし候者名前、流儀之名目、可被書出候、

但前々上覽も有之候分は、其段も書出し可被申候、

右之趣、頭々支配々々江可被相達候、

四月

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政四子年十一月

書取

諸家ニ而、前々より相傳敎習いたし來候、武術武備等、其次第書出樣ニ、寄々可被達候、幷面々家中之內、武藝格別拔群成もの等、是又書出候樣可被達候、

練習所

別紙申達候趣、足輕備打等之類は、何方ニ而も調練いたし候事ニ候得共、此度書出之儀は、代々格別相傳生活いたし候類之儀ニ而、たとへば犬追物、又は騎射、或は船方調練水馬備打火業などの類、其外乘初之式等之類迄茂、他方ニ無之、前々傳來候類之儀ニ而候事、

〔天保集成絲綸錄八十〕享和二戌年五月

近來武術免許之旨、申立候面々之內、修行年數無之ものも、未ダ年若なるも有之候、上達之遲速は、性質之器用、又は修行之次第ニもより候事にて、あながち年數にも拘るまじき筋ニは候得共、少しも早く免許を得申度抔存違、未熟ニ而も競望いたし、師範のものも無餘儀傳授ニ及候樣なる儀も有之候而は、一體之風儀にも拘り、不宜事ニ候間、師弟共ニ心得違無之樣可致旨、頭支配より敎諭可被致事、

〔德川禁令考四十九文武藝術〕天保十四卯年六月十八日

武術師範之者町人江ハ敎授無用之御書付

越前守殿御渡　　大目付江

町人共、從來其產業を守、武術稽古等不致筈ニ候處、當時世上、武備盛ニ被行候ニ隨ひ、町人共之內、稽古致し候ものも有之、師範之ものも、中には其望ニ任せ、町人共江敎授致し、免許目錄など差遣候向も有之趣相聞、如何之事ニ候、向後武術師範之もの、町人共江は其道を敎授いたし候儀、一切可為無用候、

六月

右之趣、向々江可被達候、

〔今古實錄柳荒美談二〕塚原卜傳荒木又右衛門初對面の事

此神道流と云へるは、飯篠山城守家道、昔時鹿島香取の神に祈て、其術を天下に顯はしけるとな

ん、ト傳の父塚原土佐守といへる者、此飯篠山城守に隨從して、此流儀をぞ學びける、其子塚原ト傳は、數年間諸國を修行して、上野國の住人たる神蔭流の元祖上泉伊勢守が流儀をも研究して、日本無雙の達人となり、自ら塚原流と云へる一派を立て、肥後熊本に在住して、門弟數多あり、最賑はしく道場を開きける、

〔二島英雄記 四〕宮本無三四與白倉源五左衛門試劒事

本邦豐太閤の覇權一たび振ひて、四海漸く掌握に歸すといへども、いまだ牛を桃林に放つに至らず、かるがゆゑに國家武を講ずること朝夕に當し、備前國岡山の城は、浮田備前守豐臣秀家卿の藩鎭たり、家士おの／＼武術を操り、晝夜敎場に稽古の聲絶ゆるときなし、

○按ズルニ、此他稽古場ナドノ名下文ニ見ユ、

〔德川禁令考 二十五 講武所〕安政二卯年二月五日

講武所總裁之事

御留守居 跡部甲斐守
土岐丹波守

講武所御取建ニ付、總裁被仰付、萬端重立世話可被致候、

二月

右於新番所前溜伊勢守申渡、書付渡之、

大御番頭 久貝因幡守
同 九鬼式部少輔
同 稻葉兵部少輔
同 加納備中守

御書院番頭　池田甲斐守
同　大岡豊後守
御小姓組番頭　松平美作守
同　土屋佐渡守

同斷之旨、被仰付之、

二月

右於山吹之間、同人申渡之、書付渡之、

安政三辰年三月廿四日

講武所御創建ニ付御觸書

伊勢守殿御渡　大目付江

一今般厚キ御趣意を以、劒術槍術炮術水泳等演習之ため、講武所御創建被仰出、築地講武所、此節御成功相成候間、諸御役人始、御旗本御家人、幷忰厄介等ニ至迄、有志之輩罷出、眞實ニ修行可被致候、尤當四月中より稽古相始候筈に候條、委細之儀は、久貝因幡守、池田甲斐守江可被承合候、且又後日は、陪臣浪人等も修業之爲メ罷出候儀、御差許可相成候得共、此儀は追而可相達候、

右之趣、向々江可被相觸候、

三月

講武所規則覺

一劒術丁日、槍術半日、炮術は日々、何れも朝四ッ時より夕七ッ時迄、稽古有之候事、

但劒術炮術、正月十二日始、十二月十八日納、槍術、正月十三日始、十二月十七日納、何れも六月朔日より七月晦日迄、朝稽古六半時より四半時迄之事、

一水泳、五月より八月迄四ヶ月之間、朝四時より夕七ツ時迄稽古有㆑之候事、

但始納之日限、講武所御門江、掛札ニ而書出し可㆑申候事、

一五節句八朔、七月十三日より十六日迄、且遠御成、濱御成有㆑之節は、稽古休之事、

一講武所におゐて、稽古相願候ものは、名前書、講武所御玄關江自身持參致し候歟、使者を以差出可㆑申候、且總裁并頭取之内、最寄次第宅江差出候而も不㆑苦候事、

右案

紙は何紙にても不㆑苦、寸法如㆑圖、

三寸三分

六寸四分五厘

何役歟
何御番歟
小普請歟
何之誰 組歟
支配歟

何術 何之誰門弟
浪人歟

宿所何所 何勤何之誰地面借地歟
何勤何之誰方同居歟

右講武所江罷出修行仕度奉㆑願候

支月日

誰總領歟悴歟次男歟厄介何歟
何之誰家來歟

何役歟
何御番歟
小普請歟
何之誰 組歟
支配歟

何之誰
支何識

三寸　三分

六寸四分五厘

何術

肩書如前　何之誰門弟

宿所何所父歟兄歟何之誰一所

右講武所江罷出修行仕度奉願候

支月日

何御番歟何役歟
小普請歟
何之誰組支配歟
誰總領歟忰歟次男歟厄介何歟

何之誰
支何歳

三寸　三分

六寸四分五厘

水泳

肩書如前　何之誰
支何歳

宿所何所如前

右講武所江罷出修行仕度奉願候

支月日

右一術ニ付、三枚宛差出、開届之挨拶承リ、其後勝手次第罷出可ㇾ申、尤其日より稽古致し候而も不ㇾ苦候事、

但初而罷出候節は、麻上下時之服著用いたし、朝四時迄に罷出可ㇾ申候事、

一著服之儀、稽古始之日は麻上下、平日は略服、且伊賀袴股引等、勝手次第之事、

一講武所江罷出候はゞ、教授方記錄江名前申聞、退散之節も、同樣相達可ㇾ申事、

但朝より晝迄に而退散いたし候共、晝より罷出候共勝手次第、且不參之節、斷差出に不ㇾ及候事、

產穢忌中等ハ、右明ケニ而罷出候節、教授方江相達可ㇾ申候事、

一劒術槍術ハ仕合、炮術ハ西洋法隊伍調練之事、

一劒槍諸道具鐵炮等、用意いたしがたき分江は、御場所限拜借被ㇾ仰付候事、

一空炮之合藥被ㇾ下候事

一自分持參之道具たりとも、槍は柄共總長サ曲尺ニて三尺八寸より長きは不ㇾ相成、たんぼは革にて圓徑三寸五分より小さきは相ならず候事、

安政三年四月　　　講武所

〔將軍德川家禮典附錄二十〕講武所掛札

掟

一武を講する肝要は、弓劒槍之藝を學び、禮儀廉耻を基として、武道專可ㇾ致ㇾ研究事、

一生質不器用にして、武藝を習熟する事能はず候とも、五倫之道に叶ひ、行狀正鋪候得ば、耻辱とすべからざる事、

右條々一統大切ニ心得、無ㇾ油斷ㇾ可ㇾ相勵候、縱令武藝に長申候共、血氣放蕩にして、禮儀を辨せざる

歟、又は武道之心掛薄く、世をそしり、人を輕蔑する輩は、公家之害、風俗之つゐへと成候間、聊無容赦可行其罪條、心得違なく可致勉强もの也、

安政七庚申年正月

掃部頭
和泉守
紀伊守
中務大輔
對馬守

〔德川禁令考二十五講武所〕安政四巳年九月廿一日

講武所師範役之事

但馬守殿御渡

田付四郎兵衛
井上左大夫
田付主計

講武所炮術師範役被仰付之、委細之儀ハ、久貝因幡守、池田甲斐守江可被談候、

同斷

田付四郎兵衛
井上左大夫
田付主計

當時專ラ西洋炮術御取用相成候ニ付而ハ以來兩家共、講武所附屬ニ被仰付候間、諸事久貝因幡守、池田甲斐守差圖ニ任セ、講武所江罷出、組中其外門弟共江西洋炮術相勵候樣可被致候、

町奉行中

久貝因幡守
池田甲斐守

〔觸留十一〕巳〇安政四年八月九日

來ル十四日より、講武所騎銃隊總稽古相始、毎月四九之日、四ッ時より七時迄、稽古有之候ニ付、修業相願候向ハ、馬牽連可被罷出候、病馬之向ハ、御馬拜借被仰付ニ而可有之候間、於場所可申出候、但是迄小笠原鐘次郎方江、名前短冊差出候向は、直ニ罷出可申、新ニ願候向ハ、外諸術之振合を以、短冊認可被差出候、

一來ル十四日、著服常之通ニ候事、

右之通申達候以上

八月

〔德川禁令考二十五講武所〕安政五午年五月廿一日

大森村町打場御据筒陪臣江も御貸渡ニ付御觸書

備中守殿御渡

當節之時勢、炮術之修業、尤肝要ニ候間、御直參陪臣ニ不拘研究いたし、御國用ニ可備ハ勿論之事ニ候、依之大森村町打場御据筒之儀、前々倍臣江ハ御貸渡不相成筈之處、以來ハ其主人より相願候得ハ、御直參同樣、稽古之節拜借可被仰付候、尤日限等之儀ハ、海防懸り御目付江可被承合候、右之趣、万石以上以下之面々江可被相觸候、

同年八月二日

諸向鐵炮見習之儀ニ付御書付

備後守殿御渡

諸向銃隊調練專ラ修行致シ、追々熟練致候趣にも有之ニ付而は、向後西洋形小筒ニ而、角前稽古をも可致候、尤是迄玉薬被下候分は、和流筒稽古之振合を以可被下候、是又西洋形小筒引替不相濟向は引替之儀可被申出候、依而は諸向鐵炮見分之儀も、以來は於講武所、五ヶ月目毎、西洋炮ニ而見分可有之候、尤見分之節は、講武所御筒拜借可被仰付候、

右之趣向々江可被達候

御勘定奉行江

八月

〔御書付留〕安政六未年正月廿六日

講武所之儀小川町江引移之事

備後守殿御渡

小川町牧野備前守上ヶ屋敷

七千坪

右地所江講武所御引移被仰出候間、御取建物引移等之儀、久貝因幡守、池田甲斐守江申談候樣可致候、尤築地講武所は、御軍艦操練所ニ被仰出候間、可被得其意候、

〔德川禁令考二十五陸軍所〕慶應二寅年十一月廿日

講武所之儀陸軍所ニ被仰付候事

美濃守殿御渡

大目付江

覺

小川町講武所之儀、今度陸軍所ニ被仰付候、御旗本御家人之面々、同所江罷出、炮術修行候樣可被致、尤御開場日限之儀は、追而可相達候、

右之趣、向々江可被相達候事、

〔江戸名所圖會 二〕鐵炮洲 南北へ凡八町ばかりもあるべし、傳云、寛永の頃、井上稲富等大筒の町見を試し所なりと、

打出る月は世界の鐵炮洲玉のやうにて雲をつんぬく　半井卜養

〔觸留 十一〕安政四年巳閏五月十一日

伊勢守御渡御書付

町奉行衆
御勘定奉行衆

大目付江

海軍御取立ニ付而は、今般築地講武所於構内、御軍艦教授所御開、阿蘭陀より獻上之蒸氣船ニ而、操練相始候間、御旗本御家人幷伜厄介等ニ至迄、志願之輩罷出、眞實ニ修業可被致候、委細之儀は、御目付永井玄蕃頭江可承合候、且又萬石以上以下陪臣之儀も、主人々々格別見込之ものは稽古御差許可相成候間、是又永井玄蕃頭江申立候樣可被致候、

右之趣、向々江可被相觸候、

閏五月

〔七十冊物類集 六十三〕未〇安政六年六月二日下總守殿早川庄次郎を以御下ケ

御軍艦操練所御用金上納願之儀ニ付申上候書付　大目付 町奉行 御勘定奉行 御目付 評議之事

永井玄蕃頭

御軍艦操練所御用金上納方之儀ニ付、本郷六丁目家持安兵衛、町奉行所へ願出候由を以、右願書町奉行より引渡有之、右願意は、御藏前火除地、先年掛床有之候場所、凡延長七町程、奥行五間通、拜借被仰付候はヽ、町並屋敷、町家作取立、爲冥加壹ヶ年金六百兩づヽ、操練所御入用之内江上納可仕旨之儀ニ有之候間、勘辨仕候處、操練所之儀、追々御船數も相増、随而御入用も相増候處、御創建

之御場所、未御入用御備之御方法相立不申、殊ニ今般講武所跡ヘ御引移ニも相成候ニ付而は、猶更御入用御出方も相增可申、何と歟御出方之御備無之候而は相成間敷哉、既ニ講武所之儀は、同所埋立地、筋違御門外火除地等へ、町家作御免被成、助成地ニ御附被置候御振合も御座候間、外ニ差支之筋も無之候はヾ、前書安兵衛願之通被仰付候方可然哉と奉存候、可然も思召候はヾ、地所取調等之儀は町奉行江被仰渡候樣仕度奉存候、依之此段申上候、以上、

未六月

〔七十冊物類集六十二〕海軍敎授所規則

一測量

一算術

一船具運用

一蒸氣機關

右稽古之儀は、朝四ツ時より九ツ時迄、晝後九ツ半時より八ツ半時迄、日々有之候事、

但正月十二日より相始、十二月十八日相納候事、

一五節句、朔望、七月十三日より十六日迄、幷に增上寺御參詣、濱御成之節は稽古休之事、

一當處に於て、稽古相願候ものは、名前書敎授所江持參可致候、且松平河内守、永井玄蕃頭、幷に頭取宅江最寄次第差出候ても不苦候事、

但諸家家來は、主人より使者を以差出可申事、

右案左の如し〇中略

以廻狀得御意候、然ば、別紙之通、海軍敎授所規則書達有之候間、爲御承知御廻申候、以上、

六月八日〇嘉永四年

松浦安右衛門

加藤又左衞門樣　　都築十左衞門
承知仕候

〔德川禁令考二十五講武所〕元治元子年六月朔日
攝州神戸江操練所御取建之事
井上河内守殿御渡　　大目付江
今度海軍術盛大ニ被興、攝州神戸村江操練所御取建相成候ニ付、京、大坂、奈良、伏見等住居之御旗本、御家人、子弟、厄介は勿論、四國、九州、中國迄、諸家家來ニ至ル迄、有志之ものは罷出修行可致候、尤業前熟達之者は御雇、又は出役等ニも可被仰付候間、委細之儀は勝安房守可被承合候、
右之趣、向々江可被相達候、
五月

〔海軍歷史五〕長崎海軍傳習所ハ、西役所ヲ以テ此ニ充ツ、是奉行之別役宅ニシテ、監察ノ此地ニ在勤爲ス者、此宅ヲ以テ旅館トス、當時永井氏爰ニ居住ス、今假ニ之ヲ敎場トナシテ、別ニ敎場ヲ設ケズ、我輩上陸、又此邸中ニ居ス、後五六日ヲ經テ、永井氏諸士ヲ率キ、出島和蘭館ニ到リ、入門之式ヲ行フ、皆禮服ヲ用ユ、

〔烈公行實〕公姓源朝臣、諱齊昭、字子信、號景山、○中略天保十二年七月、○中略倣第三郭士大夫宅、刱學校、名曰弘道館、如文武禮樂、射御兵法、銃砲、操練、醫學、數學等、各建館設場、文有講習居學寄宿等寮、武有對試世俗謂之試合合併、如一刀流、新陰流、眞陰流、合爲水府流、八重垣流、凉天覺清流、長束流、合于長卽流類、新刱如神發流、常山流類、諸事、射則用大侯、銃則演騎砲、凡所以使諸人修道藝務實用者、其經畫條理、井々乎大備矣、

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕學制

（年號缺）閏七月廿四日伺指令（疑安政元年カ）

一演。武。場。諸稽古、御規則之通、朝五時ヨリ暮六時迄被仰付、朝ノ内差添有之者ハ、夕飯後罷出候樣ニトノ御沙汰ニ候ヘドモ、多分ハ晝迄ニ罷出候付、夕飯後ハ、師家並見合頭取相詰候迄ニテ、終日稽。古。場。相張居候程ノ所詮ハ無御座、偏人遣ヒ湯茶炭等ノ費ハ不容易、其上稽古人無之、少人數ニテ、夕飯後相詰候內ニハ退屈仕、自然ト不行規等出來仕候儀も有之哉ニ相聞候、

〔梅花無盡藏六〕靜勝軒銘詩并序（江戶城太田春苑道灌、號靜勝軒、其南排洛詩板、其東排此詩板、○中略）弓場每旦驅麾下之士數百人、試其弓手、分上中下、有著甲冑踴躍而射者、有袒裼而射者、有跼蹐而射者、及怠則罰金三百斤、命有司貯以爲試射之茶資、一月之中、操戈擊鉦、閱士卒兩三回、其令甚嚴也、予（○漆桶萬里）東遊之次、駐草驢於江戶者連歲、公需書靜勝之銘、厥義不可推也、

〔明良洪範續六〕此志摩守（○寺澤廣高）ハ、古ノ良將ニモ恥ザル行狀也、每朝未明ニ起出ラレ、家老共ニ逢テ、家中ヨリ領內ノ事杯聞屆、夫ヨリ馬場ニ出テ、飯前ニ自分乘馬アリ、朝食シ終レバ、鎗ヲ遣ヒ、劍術ヲナス、冬ハ寒中三十日ノ間、射ヲ能スル者ニ命ジテ、若キ者ドモノ師範トシテ習ハシム、其時ニモ、先自身卷藁ヲ射テ、夫ヨリ家士順々ニ是ヲ射ル、夏ハ鐵炮ノ稽古ヲ第一トシテ、水練ヲモ習ハシム、此時ニハ一汁二菜ノ飽食ヲ、稽古ノ士ト一所ニ食シテ、外ニ美味ヲ求メズ、若晝ノ間ニ、公用等有バ、夜武藝ヲナス、此時ニモ粥、或ハ團子等ニテ其勞ヲ慰、

〔天保集成絲綸錄七十二〕寬政三亥年十月

此度布衣以下御役人、幷寄合之面々武藝、且御番衆小普請迄、鎗劍柔炮術之內、上覽可被遊旨被仰出候、尤御目見以下之者ハ、若年寄衆御見分有之候旨、對馬守殿被仰渡候、右ニ付別紙書付之通、皆傳免許印可之分御取調、否十一月中、拙者共江御申聞可有之候、此段不洩樣御取調御差出可有之候、以上

試藝

十月　中川勘三郎
　　　森山源五郎

〔天保集成絲綸錄七十二〕寛政三亥年十月

此度鎗劒柔術上覽幷御見聞ニ付、左ニ御達申候、

一上覽ニ罷出候もの、平服著用可ㇾ有ㇾ之候、

　但御見分に罷出候ものも同斷

一打大刀ニ罷出候もの、寄合小普請、御目見以上之忰、次男三男厄介、幷御目見以下、上下格以上之者、御徒迄罷出候事、尤不ㇾ依ㇾ何役、麻上下著用可ㇾ有ㇾ之候、若打大刀ニ罷出候もの、差懸り難ㇾ罷出節は、上覽に罷出候もの丶内、打大刀いたし不ㇾ苦候、其節は平服著用可ㇾ有ㇾ之候、

　但御見分之節も、打大刀之者、前條之振合に相心得、其外以下之者幷陪臣浪人にても不ㇾ苦事、

一道具之儀は、有來を相用ひ、尤血附候類は、洗磨可ㇾ被ㇾ相用ㇾ候、新規に申付候ニ不ㇾ及候、

　但御見分之節は、洗磨ニも不ㇾ及候、

一鎗術柔術共、時宜に寄、仕合等も上覽、幷見分共有ㇾ之候間、差支無ㇾ之用意いたし可ㇾ被ㇾ罷出ㇾ候、

一打大刀に罷出候もの、役名書付可ㇾ被ㇾ差出ㇾ候、

右之通御心得可ㇾ有ㇾ之候、依ㇾ之御達申候、以上、

十月　中川勘三郎
　　　森山源五郎

〔將軍德川家禮典附錄二十〕天保十三壬寅年九月廿四日

一御白書院出御、御下段御著座、武藝上覽有ㇾ之、

　但老中帝鑑間南御椽頰へ相越並居、越前守同ㇾ御前、堀田攝津守へ會釋有ㇾ之、從ㇾ同所ㇾ御椽頰ニ

印可
切紙
目錄

罷在候御目付へ會釋有之、劍術相始、

一劍術相濟而御中入

一再出御、槍術、長刀、柔術、畢而御好有之、上覽相濟而入御、

但老中著座等、都而會釋之通、

〔病間長語三〕刀鎗の印可など云ふ目錄は、多くは皆禪家の語を假用ひ、心の動せぬと云ふ理を敎へたるものなり、そのむかし刀鎗など能せし武士も、たゞ武邊のことのみにて、文事は一向しらざりし故に、禪僧など雇ふて作りてもらうたるが、今は大切の卷物となりて、傳りたることとなるべし、各々の流義を修る師の文學あらん人は、心のまゝに改めたとて、何の害もあるまじきに、元祖の傳し一卷と思ひ、金科玉條なりと尊信するも、文盲より起たることなり、刀鎗は修練にこそあれ、卷物にあるものには非ず、先考の親しき劍士に、北條某と云ふものゝありけるが、劍さへ執れば、いかなる天魔鬼神もうちおとすべきと思はるゝ働なれども、その流義の一卷は、一字も解するに非ず、これぞ有がたき劍術者と云べし、日本に一種武士氣と云、ありて、事の當否を顧ず、其場に臨て見事に死することを第一とする故に、心を鎭て、身は無きものと、死たる氣に成て働くと云ことが、劍の道理に協ふと思はれて傳たるならん、

〔窻の須佐美追加上〕片桐空譽とて、劍術の名人と呼るゝ、在りけり、二十六歳にて、初て一雲と云遂人に從て術を學しが、此道の口明に候て、二〇二三誤五十四五の時、無上の妙を取りしかば、一雲感じて、自身相手になり打合けるに、此流に最上とする相拔と云るをなしければ、師印可して遣せり、是より世上に慕ひ用る事限なし、

〔甲子夜話三編十三〕新當流達相初手陸𥶡重〇中略

右之新當流達相初手陸𥶡重ト云シハ、前天文廿一年、目錄ノ中ニ云ヘル達相ノ切紙ト云者、コレ

武者修行

カ、

〔日本教育史資料六舊三日月藩〕廣業館、〇中略播磨國佐用郡乃井野村、舊藩邸内西北部ニ在リ、〇中略

武術課程ノ大概

鎗術祭神流免許中、極意銜聽、　劒術直心影流免許目錄、切紙吟味、　同天心流印可免許、極意傳目錄、初傳、

同當要免許目錄、以下不詳、　同竹内流殿回印可免許、小裏目錄、表目錄、　弓術吉田流免許、眞射傳、行射

傳、草射傳、　同竹林流印可、指南免許、蘊奥目錄、演射、　馬術古流大坪流免許、鞭傳、騎射傳、蓬萊ノ轡、　柔

術唯心流免許、死活無段、

〔嬉遊笑覽四武事〕武者修行、室町日記、義輝、三好を討る・處、今度は丹州の兵ども、そのうへ方々に隱

れ住ける牢人、または武者修行にまかり出て、暫くの間方々に滯留しける武士などを撰あつめ

て云々、羽尾記に、上州吾妻郡羽尾といふ山里に、羽尾入道何某と云侍あり、その三男海野能登守、

新當流の兵法をよくこゝろざし、力百人に對し、勇猛の侍なり、己が勇の人に勝れたるを以て兄

弟親族をかへりみず、古鄉を去て、兵法修行に出る、尤至る處毎に、武勇名譽をあらはす、此人永正四年に生れ、天正七年に死せり、海上物語、明暦二年刻器量人に勝れたる大男、折しも六月のことなるに、羽二重のひとへ

羽織に、大なる朱の丸を付、肩先より帶し迄に、兵法天下一、日本開山無雙權之助と金を以て書き

たるを著たり云々、さて申けるは、關八州は不ㇾ及ㇾ申、奥迄も修行仕り、手合を見候へ共、我にあはす

るものなし、故に西國かたへ兵法修行に罷下り候也云々、是は宮本武藏が、播州明石に仕めりし時、そこに此者訪來て、兵法を試み、武藏が弟子となりしとあれば、慶長元和の頃にや、

〔劒法略記二〕武者修行のことゆへ

一古は武者修行といふことを、人々常に心にかけてせしことなり、是は遠近にかぎらず國々へ

行て、其地其所にて、名きこへしかたをとひたづねて、業學びなどを試み、こゝかしこにとゞま

り學びならはしたるに、其まことは、國々の風俗、國主城主の様子、士卒の强弱、和不和、兵器のたしなみかたをも見聞し、かつ地理をもはかりしることを、こゝろとするわざなるに、人としては、身分によりて、其ことのなしがたきものゝ有なれば、かくざまの人は、我家を出でずして、居ながらくはしくそのことをしり、わざを學び、他を試んには、おのれが方へ他國のものを引付て、其人をなつけて其さまをしり、かつは諸流のよきかたをあつめて我身にそなへ、又近き程に手達あらんには、夫れを友として、居ながら風俗を初、國々の有さまをも辨へ、かつみづからの國の武威をしめし、他國へひゞかせ、門戸を出ずして修行せしこと、古へのならひなり、しかあれど今はかくしつゝ、もの學びするには及ばざる世なれば、其ことにこゝろ付きなく、他流との手あはせならはしは、まれ〳〵いさゝかするも、深く心にもとめず、國々の人の心、其所其所の有さまなどには、夢にも心づかずなん有なり、今世にも國々より修行者などゝいひなして、出にしものも年毎にあれど、古へにはかはりて、劍の手わざのかたはし學びを、いさゝかならはして、夫のみにてことたるとおもふにや、何事をもとひたづねず、又此かたよりとへば、何さまのことをもしらず、

〔重編應仁記〕十六　六角與松永對陣事附公方家再御和睦御歸京事

明レバ弘治四年戊午ハ、春、改元有テ永祿元年トス、〇中略同年五月三日、公方家、朽木谷ヲ御出馬アリ、細川晴元入道一清、佐々木六角左京大夫義賢、一萬餘人御供申シ、坂本ニ御陣ヲ召サレテ、御歸洛ノ義ヲ催サル、三好方ヨリモ、同月九日、松永彈正久秀、人數ヲ率シ上洛ス、〇中略同閏六月五日、三好方ヨリ伏兵ヲ置、城ヨリ出ル能侍ヲ三人討取ケル中ニ、栗生ト云フ侍大將ヲバ、寺町左近ヵ家人土田ト云者組討ニス、一人ハ武。者。修。行。シタリケル、鎚小傳ト云フ根來衆ナルヲ、松山安藝守家人林源八討取タリ、

〔甲陽軍鑑十下〕一長野信濃守、大剛の武士といひ、地戰には千騎の侍を持候故、箕輪の城、信玄公三十七歲の時より、年々はたらき給ひ、四十三歲にて、七年めに箕輪御手に入、〇中略信濃守衆二百騎あまり召おかるゝ中に、上泉伊勢と申者も、武士ほまれおほき侍なるが、此者信玄公へ御いとま申上候子細は、あひすかげの流と申兵法をならひ得て候間、此中より、それがし仕出し、新陰流とたて、兵法修行仕り度候、奉公いたすにおいては、信玄公へ注進申べく候、奉公にてはなく、修行者に罷成候と申上る故、御いとま被下也、

〔武藝小傳六〕上泉伊勢守

上泉伊勢守者、上州人也、仕長野信濃守、在箕輪城、武功最盛也、嘗習愛洲陰流刀槍之術、得精妙、後加工夫潤飾之、號神陰流、永祿六年、長野信濃守、爲武田晴信滅亡、晴信召上泉、欲列于麾下、上泉辭而不仕、以遊諸州、神後伊豆守、匹田文五郎等從之、神陰流功名、高於日域、又傳于中華、可謂奇、

〔武將感狀記四〕水野六左衞門勝成、武者修行ヲシタル時、佐々內藏助成政ノ備ヲ借テ居レリ、成政ノ家ニ、阿波鳴戶之介ト云壯士アリ、度々戰功アル者ナリ、コスニ趣レヌト云下心ヲ以テ、付タル名ナリ、

〔武藝小傳五〕齋藤判官傳鬼房

齋藤判官傳鬼房者、相州人也、仕北條氏康、號齋藤金平、後改號傳鬼房、其父齋藤某者、仕氏康爲小番衆、金平自幼弱好刀槍之術、而參籠于鶴岡八幡宮、修驗行者參籠、而與之同談刀槍之技術、既終夜爲刺擊、試之味之、傳鬼自然悟其妙旨、耿然將明、修驗乃歸去、時傳鬼問行者曰、君之術稱何流、修驗不言、指曜靈去、終不知其行處、由嘗有靈夢瑞、潛稱天流、又曰天道流、修行於諸州、到平安城、以其藝術參內、叙判官、故號判官傳鬼、

〔令義解五軍防〕凡軍團大毅小毅、通取部內散位謂內外六位以下也勳位、又庶人武藝可稱者充、其校尉以下、取庶

人便於弓馬者爲之、

〔日本紀略 桓武〕延暦十五年三月庚戌、令諸國擧武藝秀衆者、

〔延喜式 兵部 二十八〕凡武藝優長、性志耿介、不問水火、必達所向、勿顧死生、一以當百者、並給別祿、左右近衞各十二人、左右兵衞各四人、別春夏絁一匹、調布二端、秋冬絁二匹、綿二屯、調布二端、並准季祿日數給之、又月別白米一石、鹽一斗、長上十三日、番上十日以上給之、

〔延喜式 左右近衞 四十五〕凡近衞武藝優長、性志耿介、不問水火、必達所向、勿顧死生、以一當百者、號爲異能、兵衞准此、(其祿及食法、見兵部大膳等式、)

〔續日本紀 元正 八〕養老五年正月甲戌、詔曰、文人武士、國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百寮之內、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜(○中略)武藝正七位下佐伯宿禰式麻呂、從七位下凡海連興志、板安忌寸犬養、正八位下置始連首麻呂、各絁十匹、絲十絇、布二十端、鍬二十口、

〔日本後紀 嵯峨 二十〕弘仁元年九月戊申、田村麻呂(○坂上)奏請綿麻呂(○文室)武藝之人、頻經邊戰、慕將同行、卽授正四位上、拜參議、以遣之、

〔續日本後紀 仁明 十九〕嘉祥二年二月辛卯、散位從四位上藤原朝臣長岡卒、大納言正二位眞楯朝臣之孫、贈左大臣從一位內麻呂朝臣之第六子也、大同二年任陸奥大掾、(于時年廿一)九月遷左兵衞少尉、最長武藝、五箇年間、供步騎兩射之節、无有過差、

〔松隣夜話 下〕江間、多年武田ノ幕下ニ在テ、武邊老功ノ侍ナル故、以來之儀ヲ能分別ス、

名稱

劍術 居合手裏劍併入

劍術ハ、刀劍ヲ使用スル法ニシテ、大刀打、又ハ兵法ト云ヒ、後或ハ剌擊、擊劍トモ云ヘリ、此術ハ夙ニ往古ヨリ開ケシト雖モ、其殊ニ精妙ヲ極ムルニ至リシハ、足利氏ノ末、群雄割據ノ比ヨリナリトス、當時上泉伊勢守、塚原卜傳等關東ニ在リテ名アリ、山本晴景ハ、京流ノ名手ヲ以テ武田氏ニ用キラル、京流トハ鬼一法眼ノ流ナリ、此他名手各地ニ輩出シテ、各流派ヲ立テ、德川氏ノ時ニ及ビテハ、益隆盛ナリキ、然レドモ其中葉以後ニ至リテハ、昇平日久シク、戰場ノ景況ヲ目擊セザルヲ以テ、往々觀美ニ心ヲ用ヰ、實用ニ疎キモノナキニアラズ、

居合ハ、一ニ拔刀、又ハ拔合ト云ヒテ、刀劍ヲ拔ク法ナリ、足利氏ノ末、林崎重信、此法ヲ中興セシヨリ、始メテ世ニ傳播セリ、其後諸流多ク岐レシガ、中ニモ田宮流、關口流等、最モ名アリ、

手裏劍ハ、手裏ニ針若クハ小刀ヲ握リ、敵ニ向テ之ヲ擲ツノ法ナリ、

〔書言字考節用集 九言辭〕劍術(ケンジユツ) 荊軻傳、惜乎不講剌劍之術、又詳武備志、

〔史記 八十六剌客列傳〕魯勾踐、已聞荊軻之剌秦王、私曰、嗟乎惜哉、其不講於剌劍之術也、索隱曰、案不講、謂不論習之、甚矣吾不知人也、

〔日本書紀 五崇神〕四十八年正月戊子、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而祈寐、各得夢也、會明兄豐城命、以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍(ホコユケシ)、八廻擊刀(タチカキス)、

〔日本書紀通證 十一〕擊刀(タチカキ) 多知加伎、古語也、今云、多知宇知、

〔令義解 五軍防〕凡衞士者、中略 每下日、即令於當府教習弓馬、用刀、弄槍、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

禁斷兵士差科雜役事

右奉勅、〇中略番上兵士集國府日、國司次官已上□□教習□□□□□止節度、兼擊劒弄槍、發弩拋石、

天平勝寶五年十月廿一日

〔大友記上〕多々良濱合戰之事

伯耆守、〇戸次鑑連チカラ人ニスグレ、大刀打ニ妙ヲ得タル手キヽナレバ、四方ヲ拂テ切クヅス、

〔甲陽軍鑑十四〕一小幡上總守申さるゝ、さるほどに兵法づかひ、兵法者、兵法仁、三人あり、先第一に兵法づかひは、おもてなどつかふて、ならひのごとく人におしゆる、是兵法づかひなり、第二に兵法者は、大刀の甲乙仕り分、勝負のならひよくして、上手なる者は、それがしかゝへおく前原筑前などにて候、子細は、彼前原を座敷の角におき、五六人扇をなげつくるに、二三間へだゝりて、前原も木刀か何ぞ手に持たらば、右扇我身にあたらぬごとくきりおとし候、其上かうよりをなげしに、つばきを以てつけてさがりたるを、前原左なひにて、いくつにも切おとし候、殊更六十二間のかぶとを、同左なひにて打くだきなど仕る程の上手にて、此前原などゝ、めも足も身もきゝたる、きどくを仕る、かれが兵法者と申さんずるか、第三つかはらぼくでんは、左樣にきどくなけれ共、兵法修行仕るに、大鷹三もとすへさせ、のりがへ三疋ひかせ、上下八十人ばかりめしつれありき、兵法修行いたし、諸侍大小共に貴むやうに仕なす、ぼくでんなど、是は兵法の名人にて御座候、扨又兵法仁と申は、勿論上手につかひ、少々手前あまりきどくなし共、度々勝負にかち、てがらをいたす人、河中島合戰に討死仕らるゝ山本勘介、扨はなみあひ備前、長刀をもつて、我は一人、敵は二百人ばかりを、七八十人きり候て、其身は堅固に罷退、切所とは申ながら、何樣大きなるはたらきのなみあひ備前、山本勘介、兩人などをば、兵法のうへに名人のぼくでん、上手の前原がうへからも、褒貶の批判はなりがたく候、其いはれは、手がらづくの場數の儀、其勝負を見たる人おほからん、

傳來

剛なる手がらをば、敵にも味方にも、たゞしき耳きゝ澤山にて、かくれなき者也、いはんや勘介備前などは、立あふたる人多、此山本勘介、なみあひ備前、ふたり衆のやうなるは、兵法仁と申候はん、兵法仁は、武士道にいたれば、大刀つかはぬ人にもあるげに候、それをいかんと申に、それがし其時は、武田の御家へ參らず、飯富兵部少輔殿雜談を承つるが、今井伊勢守殿、戸石合戰の時、越後衆の退口に、長身の鎗をもつて、馬はなれたる敵一人退所へ、今井伊勢守、馬にて乘りころばさんと有し時、件の敵さすがの謙信衆なる故、鎗をなほし、今井伊勢守をつきおとさんとするを、件の侍は、歩にてはたらき自由なり、馬上は不自由なり、馬を乘てにぐれば比興なり、そこにて今井伊勢守武功譽の功者故、方便て相手を見知たるやうにいはるれば、敵鎗をひきて、さも候はんと挨拶する內に、今井伊勢守かせもの多くかけつくる、則內衆に申付、今の敵をうちとむる、これらは大刀をつかはす、兵法しらずと、兵法仁と申て、名人のぼくでんが一ッ大刀是なり、總別ぼくでんは、一ッの大刀、一ッの位、一大刀と申て、大刀一ッを三段にわけて極位といたす、黑白を知たる兵法づかひ故、其道の名人と名をよばれたるよし、

〔明良帶錄 二〕柳生但馬守

世々刺擊〇俗ニ劍術〇を以て、御師範の家とす、

〔甲子夜話 三編六十九〕上野車坂下町ト云ニ、井上傳兵衞ト標札セシ宅アリ、聞ク御徒士ニテ、常ニ直心影流ノ擊劍ヲ指南ス、

〔武藝小傳 五〕刀術

夫刀術者、始武甕槌命、經津主命、拔十握劍倒植於地、踞其鋒端於神術、景行帝皇子日本武尊、傳其神術爲三段位、陸奧守源義家、學之爲五段位、鎭西八郞爲朝者、習刀術於肥後人尾伊手次郎大夫則高、而其技超則高、伊豫守義經者、習刀術於鞍馬僧頭名譽、常陸鹿島神人、爲其長者七人、以刀術爲業、至

今號關東七流者是也、中興飯篠、得天眞正之術、大與刀槍術、

〔異稱日本傳中六〕今案、○中略凡日本自古雖多敦劒者、源義經稱絕軌、鞍馬寺有僧正谷、寂寞無人之境也、昔權僧正壹演、嘗修行佛道于此、故名僧正谷、出眞言傳世傳義經少年避平治之亂、到僧正谷、於異人、異人教以劒術、義經善習刺擊之法、其後劒客居多、及于足利氏之季、有日向守愛洲移香、嘗樹刃年久、詣鵜戸權現祈業精、夢神顯猿形示奥秘、名著于世、名家曰陰流、其徒上泉武藏守藤原信綱、用心損益之、號新陰流、

〔太平記二十九〕將軍上洛事附阿保秋山河原軍事

桃井ガ扇一揆ノ中ヨリ、長七尺計ナル男ノヒゲ黑ニ血眼ナルガ、○中略是ハ淸和源氏ノ後胤ニ、秋山新藏人光政ト申者ニ候、王氏ヲ出テ雖不遠、已ニ武略ノ家ニ生レテ、數代只弓箭ヲ把テ名ヲ高クセン事ヲ存ゼシ間、幼稚ノ昔ヨリ長年ノ今ニ至マデ、兵法ヲ嗜ビ嗜ム事隙ナシ、但黃石公子房ニ授シ所ハ、天下ノ爲ニシテ、匹夫ノ勇ニ非ザレバ、吾未學、鞍馬ノ奥、僧正ガ谷ニテ、愛宕、高雄ノ天狗共ガ、九郎判官義經ニ授シ所ノ兵法ニ於テハ、光政是ヲ不殘傳得タル處ナリ、仁木細川高家ノ御中ニ、吾ト思ハン人々、名乘テ是ヘ御出候ヘ、花ヤカナル打物シテ、見物ノ衆ノ睡醒サントテ呼ハテ、勢ヒ當リヲ撥テ、西頭ニ馬ヲゾ扣ヘタル、

〔武術流祖錄〕刀術

天眞正傳神道流　飯篠長威齋家直　○以下註略同

神陰流　上泉伊勢守秀綱

有馬流　有馬大和守乾信

中條流　中條兵庫助長秀

富田流　富田越後守

一羽流　諸岡一羽

卜傳流　塚原卜傳

天道流 天流　齋藤判官傳鬼

富田家祖　富田九郎右衛門

一放流　富田一放

長谷川流　長谷川宗喜　　新陰流　柳生但馬守宗嚴
疋田陰流　疋田文五郎　　心貫流　丸女藏人大夫
柳生流　柳生十兵衞三嚴　　庄田流　庄田喜兵衞
小田流　小田讃岐守孝朝　　神明無想東流　東下野守平元治
無明流　石田伊豆守　　鐘捲流　鐘捲自齋
一刀流祖　伊藤一刀齋景久　　一刀流　神子上典膳忠明
忠也流　伊藤典膳忠也　　小野流　小野二郎右衞門忠常
梶流　梶新左衞門正直　　天心獨名流　根來獨心齋
凉天覺淸流　堀口亭山貞勝　　念流　上坂半左衞門安久
東軍流　川崎鑰之助　　丹石流　衣斐丹石入道
自源流　瀨戸口備前守　　貫心流　宍戸司箭家俊
二刀(政名流二天流)　宮本武藏政名　　二刀鐵人流　靑木城右衞門金家
吉岡流　吉岡憲法　　將監鞍馬流　大野將監
愛洲陰流　愛洲移香　　願流　松林左馬
諏訪流　方波見備前守　　京流　前原備前守
源流　木曾庄九郎

〔武術流祖錄拾遺〕刀術

正天狗流　池原五左衞門正重(〇註略以下同)　　當流　山本三夢入道玄常
三義明致流　川澄新五郎忠智　　戸田流　戸田越後
機迅流　依田新八郎秀復　　無外流　都治月丹資持

〔甲子夜話三編十三〕我〇松浦清ガ十世ノ祖道可殿ト申セシハ、遠ク朝鮮國マデモ威武ヲ示シ給フ式部卿法印殿ノ御父ニテ坐ス、世ニハサノミ聞エ給ハザレドモ、九國ノ邊ニハ御名モ顯ハレ、又我ガ家ニハ中興ノ光武ニテ坐シケル、其御懿行ハ、既ニ新修家譜ニ載セシガ、又武技ニ達シオハセシコト、我ガ家ニサヘ孫子モ知ラズ、マシテヤ世人ハ尚ホ辨ゼザレバ、茲ニ傳ヘシ旨ヲ書記ス、

傳授書ノ摸略

花押

∴神刀留針、円鉏、極位之きりかみ、色々のものを手にもち候て、かまのさきになげかけ申なり、そのときは、えにてうちのけ、みにてかけるなり、何とてき表裏をなしかゝり申とも、おどろきあるまじく候、わきざしをふりかけ申候へば大事なり、そのときは、われもまたわきざしをふりかけ候てかつなり

∴第一　表裏合

∴天眞正
　香取飯篠藤原長威居士
　志多越中守平興定花押
　同兵部少輔
　平信定花押
　松浦肥前守
　源隆信花押
相傳之

〔武藝小傳六〕吉岡拳法

吉岡者、平安城人也、達刀術、爲室町家師範、謂兵法所、或曰、祇園藤次者、得刀術之妙、吉岡就之相續其技術也、或曰、吉岡者鬼一法眼流、而京八流之末也、京八流者、鬼一門人鞍馬僧八人矣、謂之京八流也云々、吉岡與宮本爲勝負、共達人、而未分其勝負也、

〔甲陽軍鑑三〕一年前代駿河にて、今川義元公の時、山本勘介、三河國牛くぼより、今川殿へ奉公の望に參るといへども、彼山本勘介、散々夫男にて、其上一眼、指も不叶、足はちんば也、然れ共大剛の者なれば、義元公へめしおかるゝ樣にと、廣原勘介が宿成故、おさなの朝比奈兵衛尉をもつて申上るは、彼山本勘介、大剛の者也、殊更城取陣取一切の軍法を能鍛錬いたす、京流の兵法も上手也、軍配をも存知仕りたる者也と申せ共、義元公かゝへましまさず、駿河にて諸人の取沙汰に、彼山本勘介は、第一片輪者、城取陣取の軍法は、其身城をも終にもたず、人數もゝたずして、何にて左樣の義存せん、今川殿へ奉公に出度とて、虛言を云也と各申により、勘介九年駿河に罷居共、今川殿へかゝへ給はず、九年の内に、兵法にて手柄二三度仕るといへ共、新當流の兵法こそ本のことなれと、皆人のさた也、就中勘介は牢人にて、草履取さへ一人つれねば、そしる人こそ多けれども、能申立人もなし、○中略山本勘介、兵法の義も、新當流にてあらざるとて譏は勿體なし、新當流にも、皆上手計は有まじ、京流にも、皆下手計も有まじ、此勘介は、白刃にても木刀にても、數度手柄有においては、それは上手なり、何の道にも、上手をこそほむる者なれ、それを辨へずして、山本勘介をそしり給ふは、今川殿家運盡て、無穿鑿の故也、いかに山本勘介、うしくぼの小身成家より出ても、軍法を能鍛錬仕るにおいては、ぶしの知識也とて、武田信玄公、勘介を聞及給ひ、百貫の知行にてめしよせらるゝ、小者を一人つかはぬ勘介に百貫下さるゝと、譜代の小身衆申べきとて、板垣信形に仰付られ、馬弓鑓小袖小者を道迄差越給ひ、山本勘介、甲府へ宜しき體にて參り禮を申上ると、其座にて二百貫の知行を下さるゝ、子細は、あれほどの小男にて、名の高き勘介は、能々手柄こそあ

らめ、約束にても百貫は比與也、二百貫と有義にて、武田信玄公、家の寶にし給ふ、義元公永祿三年庚申に討死し給ふ、

〔關八州古戰錄 七〕信玄西上野仕置附上泉伊勢守小幡泉龍齋事

箕輪表ノ軍、武田家一千五六百人死亡スルト云ヘ共、竟ニ城ヲ攻落シ、信玄其地ニ在陣シテ、長野ガ被官ノ内、活殘レル者共尋求メ、二百餘人召拘ヘ、内藤修理亮昌豐ニ預テ、箕輪ノ城代ニ補セシメ、西上野ノ目代ト定メラル、内藤初メハ五十騎ノ隊長タリシガ、此度二百五十騎ヲ差加ヘラレ、都合三百騎ノ侍大將トゾ成ニケル、爰ニ長野ガ舊臣上泉伊勢守金刺秀綱ハ、箕輪落城ノ砌、切拔テ東上野ヘ落行、桐生大炊助直綱ノ家ヲ倚賴シテ在リシガ、直綱沒後、子息又次郎重綱ノ時ニ至テ、桐生ヲ立退キ、箕輪ノ城下ヘ歸來リ、舊友ノ馴染多キニ繫ガレ、是モ内藤ガ組ト成テ武田家ニ屬シ、當所ニ安住シタリケルガ、下總國香取ノ郷士飯篠山城入道長意ガ流ノ天眞正ノ劍術ヲ修練シ、自己ノ巧夫ヲ交ヘテ、一流ヲ立テ、新當流ト號シ、若手ノ弟子ヲ指南シケルガ、心ニ任セ諸國ヲ廻テ、武者修行セバヤト志ヲ發シ、其趣ヲ内藤ニ達シテ、毛頭他家競望ノ所存ニテアラズ、若亦行先仕官ノ摸樣モアラバ、必告訴テ、信玄ノ赦宥ニ任スベシト堅ク誓約シケル故、晴信モ聞屆ラレ、夫ヨリ秀綱、武藏守ト改稱シテ、上方ノ地ニ赴、和州山邊郡柳生ノ住人、柳生又右衞門宗嚴、彼劍術ニ親炙シテ芳情ヲ盡シケルマヽ、此所ニ淹留シテ竟ニ老死シ、今ニ墳墓ヲ遺セリトゾ、

〔武藝小傳 五〕塚原卜傳

塚原卜傳者、常州塚原人也、父塚原土佐守、從飯篠長威齋、得天眞正傳、而其子新左衞門、雖爲繼刀槍術、而不幸蚤死、於此弟卜傳、繼兄之傳脈、而修行於諸州、大顯其名、此時野州在上泉伊勢守者、陰流之祖、刀槍之達人也、卜傳則赴野州、謁上泉、究心要、後到平安城下、謁將軍義輝公、及義昭公、奉授刀槍之術、凡列候諸士、從卜傳習其術者若干、勢州國司具教卿、特爲傑出、故授一大刀、松岡兵庫助者、悟本旨

妙、後以其術奉拜東照宮、嘗奉授一之大刀、東照宮、甚褒賞、甲頭刑部少輔、多田右馬助等、繼松岡傳、木瀧治部少輔、相續甲頭之術、野口織部、得木瀧傳、間宮所左衞門、受多田傳、永尾庄右衞門、繼間宮之脈絡、榊原七右衞門政勝者、從永尾得其宗、間宮、永尾、榊原者、共仕大猷大君家光〇德川在幕下、

〔武備志八十六〕刀

茅子曰、武經總要所載刀凡八種、而小異者猶不列焉、其習法皆不傳、今所習惟長刀腰刀、腰刀非團牌不用、故載於牌中、長刀則倭奴所習、世宗時進犯東南、故始得之、戚少保於辛酉陣上得其習法、又從而演之、幷載於後、此法未傳時、所用刀制略同、但短而重可廢也、

影流之目錄

猿飛

此手は、てきにすぎれは意分大刀たり、

虎飛、靑岸、陰見、

又敵の大刀を取候はんかヽり、何造作もなう、先直偏からす、彼以大事子切を意婦偏幾なり、いかヽにも法ににぎりて有偏し、

猿回

此手も敵多ちいだす時、わが大刀を、てきの大刀阿者す時、取偏なり、初段のごとく心得べし、〇下略

〔異稱日本傳中六〕今按、戚少保戚繼光、辛酉明嘉靖四十年、當日本正親町天皇永祿四年、影流日本劒術者流名也、影當作陰、〇中略及乎足氏之季、有日向守愛洲移香、磨霜刃年久、詣鵜戶權現、祈業精、夢神顯猿形示奧秘、名著于世、名家曰陰流、其徒泉武藏守藤原信綱、用心損益之、號新陰流、有猿飛、猿回、山影、月影、浮船、浦波、覽行、松風、花車、長短、徹底、磯波等手法、茅氏舉猿飛、猿回、山陰、虎飛、靑岸、陰

見之名、而收入國字、傳寫之誤、謗草有缺畫、

〔武藝小傳 五〕有馬大和守乾信

有馬大和守乾信者、從松本備前守政信、達刀槍之毅術、松本政信者、出於飯篠長威門、爲精妙、嘗有武名、槍鬪二十有三度、而得首七十三級、胥哉可謂人傑、乾信能繼其傳、刺擊有妙、後世指此傳、謂有馬流、柏原篠兵衛盛重者、傑出于乾信門、從盛重習其術、得其傳者多、天正年中事也、

〔北條五代記 七〕兵法勝負の事

見しば昔、天正の比ほひ、常陸國江戸崎といふ所に、諸岡一羽と云て、兵法の名人あり、いにしへの飯篠長威入道にもおとるべからずといひならはす、然に土子ぞろの助、岩間小熊、根岸菟角と云て、名をうる弟子三人あり、此者共兵法に身をなげうち、晝夜付そひけいこする所に、諸岡重病に臥、存命不定也、菟角、病人を見すて逐電す、殘る兩人の弟子、扨てもにくし、菟角めを追かけうたんも行方をしらず、師の深恩を忘るゝ事、仁義の道にそむき、神明の冥威にもはづれたり、師の罰のがるべからず、かく有べしと知ならば、切て捨べきをと矢じりをぞかみける、兩人は、身まづしければ、刀脇指を沽却し、一衣までも代にかへ、醫術を盡し、三年看病すといへ共、師の諸岡つひに死たり、彼菟角、相州小田原へ來る、天下無雙の名人と云ならはす、此者長高く、髮は山伏のごとく、眼に角ありて物すごく、常に魔法をおこなひ、天狗の變化と云、夜の臥所を見たる者なし、愛宕山太郎坊、よな〳〵來て、兵法の秘術を傳ふると申て、微塵流と名付、人にをしへ、弟子共多かりけり、其後、武州江戸へ來て、大名小名に弟子おほく有て、上見ぬ鷲のごとし、然るに常陸の相弟子兩人、此よしを聞及び、是非に江戸へ行、菟角を討べし、其上師傳のこうを埋み、私曲をかまへ、微塵流と號し、兵法つたふる事、師も草のかげにて、さぞや惡しとおぼすらん、天罰のがるべからず、木刀にて打ころし、菟角がかばねを路頭にさらし恥をあたふべし、但かれ一人を、二人して討てはうれし

からず、世の聞えも然るべからず、我々が手なみをば、蒐角こそ兼てよく知たれ、兩人が中にて鬮をとり、みくじに取あたる者一人、江戸へ行べしと定め、小熊鬮にとり當て、江戸をさして行、ごろの助は國にとゞまり、時日を移さず、鹿島の明神にまうでゝ、願書をこめ奉る、○願書略扨又小熊は、江戸へ夜を日に繼で急ぎける、然に小熊江戸へ來るを見るに、小男にて色黒く、髮はかぶろのごとし、ほうひげあつく生ひたる内より眼きらめき、誠に名にしおふたる小熊なり、此者蒐角が事をばさたせずして、御城の大手大橋のもとに先札を立る、そのおもむきは、兵法望みの人是あるにおいては、其仁と勝負を決し、師弟の約を定むべし、文祿二年癸巳九月十五日、日本無雙岩間小熊と書たり、蒐角弟子數百人あり、此札を見て、にくきやつめが札の立様かな、天下にかくれなき蒐角、江戸におはするを知てたてけるか、しらで立たるか、先札を打わつてすて、小熊をば寄合ひ、ただ棒にて打殺せとの、しりあへる所に、蒐角聞て、愚人夏の虫飛で火に入とは小熊なるべし、ただ一うちにわれ打ころし、諸人に見せんと放言し、御奉行所へ此義を申上、則大はしへ兩人出たり、御奉行衆、はしの兩方に弓鑓を以て警衛し、兩人の刀脇差を預り給ひぬ、扨兩人はしの東西へ出る、蒐角は大筋の小袖に、しゆすのめうちのくゝりばかまを著、白布をよりてたすきにかけ、黑はゞき、わらんぢをはき、木刀を六角にふとくながう作り、鐵にて筋かねをわたし、所々に疣をすゑ、是を提、いぶせき體にて出る、小熊は鼠色の木綿あはせに、あさぎの木綿袴を著、足半(あしなか)をはき、乏少なる姿にて、常の木刀を持出る、兩方よりすゝみかゝつてうつ、兩の木刀をはたと打あひ、たがひに押かと見えしが、小熊蒐角をはしげたへ押付、片足を取て、さかさまに川へかつはとおとしたり、小熊はすまふも上手と聞えしが、此度の仕合に出合たると、皆人さたせり、蒐角はぬれ鼠のすがたにて、それより逐電す、小熊は天下に名をあげたり、

〔武藝小傳 五〕伊藤典膳忠也

伊藤典膳忠也者、小野忠明子也、傳箕裘之藝、大揚其家名、父忠明賞其精妙、授伊藤稱號幷瓶割刀、蓋瓶割刀者、伊藤景久三十三度之勝負所用之一文字刀也、後轉訓忠也、呼音忠也、遊其門者若干、龜井平右衞門忠雄、特傑出、故授伊藤稱號幷一文字刀、爲一刀第四世、後忠雄、奉仕清揚大君、文昭大君、元祿四辛未年五月二十二日、享年九十有一而卒、嫡子伊藤平助、雖繼箕裘之藝、不幸而死、弟平四郎忠貫、相續父遺跡、精於箕裘之藝、推爲一刀第五世、奉仕文昭大君、寶永四丁亥年八月十四日、享年六十有八而卒、又有根來八九郎重明者、忠雄之弟、而同從忠也、得其宗、始仕二本松侍從丹羽長次、後致仕、改名獨身、大鳴、天和二壬戌年八月十八日、享年七十有八而死、葬武江長福寺、院號感光、號一點照哲、

〔武藝小傳 五〕神子上典膳忠明

神子上典膳者、其先勢州人也、仕萬喜少弼、居上總、自弱冠好刀槍術、有伊藤一刀齋者、來上總、典膳到伊藤之旅館、欲決勝負、伊藤許諾、及刺擊無可當伊藤之術、故乞列門下、伊藤諾、終敎其技術而赴他邦、翌年又到典膳之館、而更授其妙術曰、欲輝技術於天下、則可與我游諸州矣、典膳諾、遂從伊藤赴於他邦、多年從景久、〇一刀齋一弟子有善鬼者、得精妙、然景久常欲殺害之、或時告典膳曰、汝可殺害善鬼、然不可及彼術、今可以此大刀斬之、乃得夢想劍、然後到總州相馬郡小金原近邊、景久招典膳善鬼曰、我自少年好此術、雖遍游諸州及我者幾希、今志願既足矣、吾以瓶割刀授於汝等、然一刀豈授二人、請定優劣於此廣野、當授其勝者也、善鬼典膳大喜、卽拔刀決勝負、典膳斬殺善鬼、景久大賞之、以瓶割刀授典膳曰、我自今以後、可止此術修行佛道、汝者歸國、可以此術而顯於世也云々、遂相別、不知其行處也、相馬郡善鬼塚、今猶存焉、世人呼曰善鬼松、典膳遂歸舊鄕、其術益進、習其技術者多、後赴武州江戶、居駿河臺、或居本鄕此時江戶近隣膝折村、刀術者殺人、而籠居其民家、土俗等不能奈何之、其村長來江戶、訴決斷所曰、刀術者殺人、籠居於民家、非神子上典膳則不能斬之、願降命於典膳、事達東照宮、故以小幡勘兵衞尉景憲爲檢使、使典膳赴於其處、典膳既到其村邑、啓戶前曰、神子上典膳、由降命自江戶來、汝可出

戸外、爲勝負乎、我還入戸內乎、刀術者聞之曰、我聞典膳之名久矣、今相逢爲生前大幸、我出可爲勝負、乃馳出拔大大刀、典膳拔可二尺之刀、斬其兩手、而向景憲曰、可刎首否、景憲諾、於此斬其首、衆皆畏服、景憲歸江戸、逐一達東照宮、東照宮、殊有褒賞、被召於幕下、賜采邑三百石、繼外祖父氏、改小野二郞右衞門、慶長五年、於眞田表勵軍功、爲七本鎗之列、後由台德大君命言上刺擊之事、台德大君、甚賞精妙、賜諱字、號忠明、其芳譽遍海內、寛永五戊辰年十一月七日、於江戸卒、

〔改選諸家系譜 後編百九十七〕柳生氏

宗嚴 柳生但馬守 從五位下

屬三好修理大夫長慶、松永彈正少弼久通等有戰功、賜數通之感書、又能達新陰流之兵法、當時諸將、學其門者、皆以誓書寄之、習其法者多矣、其後將軍源義昭卿、織田平信長公、賜書宗嚴以招之、故宗嚴仕信長公、信長公、使柴田修理亮勝家、瀧川左近將監一益、佐久間右衞門尉平信盛入和州、時、宗嚴爲案內者云々、後年依病剃髮、而閑居於柳生庄、慶長五年庚子九月、濃州關原合戰以來、謁見家康公、奉傳授兵法之奥義、　同十七年壬子月日歿、時八十歲、

嚴勝 略○註

宗矩 始名又右衞門 又宗嚴

文祿三年甲午、始拜謁家康公、　慶長五年庚子、上杉景勝謀叛之時、宗矩供奉家康公、到野州小山、及上方騷動、而蒙公命、先赴上方、賜御書於父宗嚴、有於上方可勵忠信之命、濃州關原平均後、天下一統之時、賜本領柳生庄於宗矩、自秀忠公加賜采地千石、其後宗矩奉仕柳營、依鈞命、以新陰流之兵法、奉授將軍御三代、共辱賜誓書、宗矩者、上泉伊勢守秀綱門人、新陰流劒術名人、將軍家顧問尤多、獻印可之書時、爲御褒賞、賜正宗御服指添、先是叙從五位下、任但馬守、且勤大目付、

度々加恩、都合拜領一万二千五百石、且其餘時々渡二御于宗矩亭一、又臨時拜領物多、　正保三年丙戌三月二十六日歿、時七十五歳、法名栖江院大通宗治、葬二于江府下谷廣德寺一、贈二四品一、

〔明良帶錄 二〕柳生但馬守

世々刺擊(俗に劍術)を以て御師範の家とす、柳生流と稱して一流とす、其術遮神の法有り、刺擊諸流有り、小野次郎右衛門一刀流といふ、梶新右衛門を梶流といふ、篠(〇篠一作レ塚)原卜傳、富田、東軍、鞍馬、堀內、竹內、當上、著由、伊場、今枝、都山、平常無敵流、本流、念流、未來歸念流、宮本、吉田、月潭流、自行流、直身別傳、戶田等なり、皆其家々の一流を立、

小野次郎右衛門

一刀流、小野派といふ、當時御師範の家也、開祖は神僧慈音といふ、九州日向國鵜殿權現の岩窟に籠て悟を開き、一刺を開流す、鎌倉の聚福寺より中條兵庫に傳へ、富田豐前守、戶田甲斐守、夫より印枝自齋に授け、自齋之を以て伊豆の鄉士孫六に傳、入道して一刀齋景久といふ、派方小野流、天命一刀、天眞一刀有り、柳生流は上泉伊勢守より傳ふ、

北條安房守

三州鈴木日向守流義を傳ふ、北條安房守の先祖、兵道に妙を得れば、北條流と改む、殊には寛永の度、天草の一揆渡邊四郎大夫時員の討手として、松平伊豆守下向有り、安房守にも馳せ向うて平治す、其功によりて御賞美有り、當時西丸御裏御門番の頭、福島傳兵衛此流義を繼ぐ、今御當家にて北條流と云ふ、北條新藏家なり、

〔武藝小傳 五〕山崎兵左衛門

山崎兵左衛門者、仕二越前忠直卿一、傳二箕裘藝一、悟二中條流奧秘一、此時有二高緇者一、修二行諸州一而來二越前一、於レ是忠直卿家人等多師レ之、忠直卿聞レ之曰、高緇之刀術、吾聞レ之久矣、今來二我城下一誇二其術一、此吾所二大惡一也、乃召二

六人刀術者曰、汝等與高繩可決勝負乎否、六士共應命、（忠直卿家人、有劔術達者六人、山崎其一人也、）於是遣使价於高繩之宅曰、明日可登營、我見其術矣、高繩諾、忠直卿命諸士曰、明日老弱盡登城、而見刀術也、既而明日、六士登城、諸士群集、雖然高繩不來、使人見之、前夜既逃去矣、事達忠直卿、忠直卿曰、吾欲見大大刀與小大刀之勝負、然高繩不來、甚遺恨也、今可某氏與山崎兵左衛門爲刺擊也、山崎辭曰、吾既老而術不全、願以嫡子小右衛門代之、忠直卿許諾、于時小右衛門十六歲、携小大刀、與某氏相擊而勝、忠直卿幷諸士等甚稱之矣、後忠直卿手自欲擊殺兵左衛門、急召之曰、我可與汝爲刺擊也、兵左衛門謹而從命、忠直卿拔脇指斬兵左衛門、兵左衛門以小木刀請留之、忠直卿不能殺害、於此抛其脇指曰、汝之藝、寔精妙如神、授此脇指於汝矣、其後忠直卿、被移於豐後津守之時、因台德大君（○德川秀忠）台命、使山崎預侍從永井尚政、小右衛門後改將監、其術猶進、大猷大君、（○德川家光）聞召其藝之精妙、被召將監（今、）江戶、其子兵左衛門父子登營、以其術奉備上覽、後兵左衛門、仕侍從松平信庸、又有山崎與左衛門者、乞箕裘藝、始居越前、後移越後、仕中將光長卿、

〔武藝小傳　五〕富田九郎右衛門

富田九郎右衛門者、越前朝倉家人也、學刀術於大橋勘解由左衛門而得其宗、其子治部左衛門、繼箕裘之藝、得輕捷之術、有二子、兄曰五郎左衛門、弟曰治部左衛門、兄五郎左衛門、病眼剃髮而號勢源、故治部左衛門繼父之家、且達箕裘藝、仕前田利家卿、此時關白秀次公、甚被好刀槍之藝、故召治部左衛門學其技術、甚有褒賞、佳名至今稱之、推曰富田流、

〔治聞錄　三〕碑鈔

兵法天下無雙、播州赤松末流、新免武藏守藤原玄信、二天道樂居士碑、正保二乙酉曆五月十九日、於肥後熊本卒、于時承應三甲午曆四月十九日、

孝子某謹建焉

臨機應變者、良將之達道也、講武習兵者、軍旅之用事也、遊心於文武之門、舞手於兵術之場、而逞名譽、

人者其誰也、播州英產、赤松之末葉、新免之後裔武藏、號二天、想夫天資曠達、不拘細行、蓋斯其人乎、爲二刀兵法之元祖也、號新免無二、爲十手之家、武藏受家業、朝鑽暮研、思考索約、知十手之利倍于二刀甚以夥矣、雖然十手非常用之器、二刀是腰間之具、乃以二刀爲十手之理、其德無違、故改十手爲二刀之家、誠錬劍之精選也、或飛眞劍、或投木戟、北者走者、不能逃避、其勢恰如發强弩、百發百中、養由無踰于斯也、夫惟得兵術於手、彰勇功於身、方年十三、而始同州與新當流有間喜兵衞云者、進而決雌雄、忽得勝利、十六歲春、到但馬國、有大力量兵術人名秋山者、又決勝負、反掌之間、打殺其人、芳聲滿街、後到京師、有扶桑第一之兵術吉岡者、請決雌雄、彼家之嗣淸十郎、於洛外蓮臺野、爭龍虎之威、雖決勝負、觸木刃之一擊、吉岡倒臥于眼前而息絕、預依有一擊之諾、輔弼於命根矣、彼門生等、助乘板上去、藥治溫湯、漸而復、遂棄兵術、薙髮畢、然後吉岡傳七郎、又出洛外決雌雄、傳七郎、袖于五尺餘木刀來、武藏臨其機、奪彼木刀、擊之伏地立所死、吉岡門生含寃、密語云、以兵術之妙、非所可敵對、運籌於帷幄、而吉岡又七郎、寄事於兵術、會于洛外下松邊、彼門生數百人、以兵仗弓箭忽欲害之、武藏平日、有知機之才、察非義之働、竊謂吾門生曰、爾等爲傍人速退、縱怨敵成群成隊、於吾視之如浮雲、何恐之有、散衆敵也、似走狗追猛獸、震威而歸、洛陽人皆感嘆之、勇勢智謀、以一人敵萬人者、實兵家之妙法也、先是吉岡氏、代々爲公方之師範、有扶桑第一兵術者之號、當于靈陽院義昭公之時、召新免無二、與吉岡令兵術決勝負、限以三度、吉岡一度獲利、新免兩度決勝、於是令新免無二賜日下無雙兵術者之號、故武藏到洛陽、與吉岡數度決勝負、遂吉岡兵法家泯絕矣、有兵法達人、名岩流、與彼求決雌雄、岩流云、請以眞劍決雌雄、武藏對曰、爾揮白刃而盡其妙、吾提木戟而顯此秘、堅結漆約、長門與豐前之際、海中有島、謂舟島、兩雄同時相會、岩流手三尺白刃來、不顧命盡術、武藏以木刀之一擊殺之、電光猶遲、故俗改舟島、謂岩流島、凡從十三迄壯年、兵術勝負六十餘場、無一不勝、且定云、不打敵之眉、八字之間、不得勝、每不違其約矣、自古決兵術之雌雄人、其算數不知幾千萬、雖然於夷洛、向英雄豪傑前打殺人、古今不知其名、武藏獨

一人耳、兵術威名遍四夷、其譽也不絕古老口所銘今人肝、誠奇哉妙哉、力量早雄、尤異于他、武藏常曰、兵術手熟心得、一毫無私、則恐於戰場領大軍、又治國豈難矣、豐臣太閤嬖臣石田治部少輔謀叛時、或於攝州大坂秀賴公兵亂時、武藏勇功佳名、縱有海之口、溪之舌、寧說盡、簡略不記之、加旃無不通禮樂射御書數之文、況小藝功業、殆無爲而無不爲者歟、蓋大丈夫之一體也、病卒於肥之後州、時自書於天仰實相圓滿之兵法、逝去不絕字、以言爲遺像焉、故孝子某立碑、以傳于不朽、令後人見、嗚呼偉哉、

右泰勝寺住持春山禪衲書之

用法

〔參考保元物語二上〕白河殿攻落事

半井本云、義朝宣ケルハ、只正清ガ思ヒナシゾ、八郎ハ今年十八ニ成ト覺ユ、セイハ大也トモ、イマダ身ノ力ハツノルマジ、筑紫生立ノ者、遠矢ヲ射學ビ、大刀遣フ樣ハ知タルラン、徒立ハヨクトモ、馬上ニテ押ナラベテ組事ハ、武藏相模ノ若黨ニハ爭カ優ルベキ、押ナラベテ組テ見ヨ、者ドモ手本有マジキゾト宣ヘバ、武藏相模ノハヤリオノ若者共是ヲ聞、スハ〳〵我等ヲスカシ合殺サントシ給フハ、弓矢取テコソ能ラメ、打物遣フ事ハ、筑紫ニ聞ユル肥後國住人ヲイテノ次郎大夫敎高、九國一番ノモノ切也、ソレニ習テ師ニハ遙ニ超過シテオハスナル者ヲ、爭ニツノラズトモ、彼程ノ勢氣體ニテ慕タル我等ニハ似マジキゾ、若遠矢ニ射バ、アキ間ニ中リテ、射殺ス事ハ有トモ打物遣ヒ、組事ハ叶フマジト、サヽヤク色ヲ見テ、下野守エリ拔テ、相模若黨追ヤ追ヘトゾ下知シタル云々、

〔嬉遊笑覽四武事〕室町日記ニ、冷泉民部少輔討死の處、活人劍、殺人刀、向上極意の妙劍、十字手裏劍、沓はう身などいふ、兵法の術を盡し、きつて廻り給ふ云々、似我蜂物語、兵法の手に、石甲、滿字、玉簾、亂除、飛除、半開、半合、清眼、村雲などいふ大刀を稽古する人あり、其内に異妙劍といふ大刀ほど、何ともならぬ事かなとて、明暮精に入つかふ、師匠云、道得ざるも三十棒、道得るも三十棒、いかんか不

犯を通せん咄、眞妙劒といふは此語の如く、名有て形なき大刀なり、言句にもまねにもならぬ練磨の所侍る、諸事萬端の稽古至極の所あるべし、さる程に念流の兵法に、大雲といふ大刀、懸聲を咄々とかけゝる、是も至極の所にやといへり、禪意をかりて名けたるも多しと見ゆ、

〔武具要說〕刀之事

一横田備中守申分、長き刀は、大勢に渡り合て戰候へば、後には切先下りに成て、敵きれぬものにて御座候、美濃守申候如く、初心の間は盲打を仕、切先を打下げ、多分土に切籠むものにて御座候、數度手に合たる者と、合ざる者との替りは、爰にて御座候、土を切初心の者を、切馴たる者が切には造作もなき事にて候、平加成瀨と信虎公との御合戰の如く、日の內に度々の合戰に成ては、長き物は皆切先下りたる由に候、昔も義經、芳野山にて忠信に大刀を給はるに、寸延たるは、大勢に逢てはあしかるべしとて、二尺七寸の大刀を給りたると承り候、去ながら相手むかひ、又は二人三人をしとむるには、狹き場所にてさへ無之候はゞ、腕に叶たらば長きにしくはこれ有まじく候、

〔武具要說〕脇指之事

一小幡山城守申分、右之衆申候處、何も尤にて候、先年小田原より、眞景流の兵法者太田和源內と申者參り、弟子數多取、指南仕候、太田和申候は、壹尺五寸の脇差と、三尺の刀と打合候に、相打に成と申候、つゝじが崎にて切籠り候者有之候を、彼太田和行合て、一尺五六寸の脇指にて仕候、相手は三尺程の刀にて、ひきゝ家の內にて相打に仕候、相手寸延の刀故、戶に切込たる處を、何の手もなく仕留候、其後太田和、身延へ參詣仕候に、道にて殺害人に行合、刀は不拔、脇指にて切合候、是も相手は三尺程の刀にて御座候、相打に仕、太田和腕を切れ候、太田和が脇指は、相手の刀に當り申候、太田和被切倒候處に、もろ角豐後守參り合、相手を仕留申候、太田和、兵法は能もつかひ候へど

も、手にあはぬ故、不穿鑿なることを申候、其ゆへは、三尺の刀と、一尺五寸の脇差とは、一尺五寸をくれ候へ共、片手打に仕候故、三尺の刀と同寸になる也、手を添て三尺になる道理なれば、三尺の刀と相打にしては、先の刀、手に當ると云合點不仕候、算打、木こう打などのごとく、眞劒も少の請はづしにて、かちなりと心得候ては、すべて手にあはぬ兵法者は、心得ちがひ越度有べき樣に被存候、太田和、初はつゝじが崎にては、狹き處なれば脇指にて仕事尤にて候、身延の途中にて、脇指を拔も不功者なり、一度の利をいつも能事と思ふは僻事なるべし、北條早雲の歌に、いる道具いらぬ道具を思案していれども用ゐいらずともゝて、と讀給ひしは尤の事也、美濃守申如く刀にて働れぬ所の脇指也、

新身古身、强弱の吟味は、刀同前にて御座候、

一山本勘介申分、何も申處尤至極にて候、塚原卜傳は、常に二尺四寸の刀をさし候へ共、仕合などの時、又は放打の者、其外覺悟仕たる時は、いつにても三尺程の刀を以仕候由承及候、爰を以案じ候得ば、長刀のあつかはれぬ場所にては、短き物にて仕候道理と一ッにて可有御座候、

〔兩朝平壤錄日本四〕日本故倭奴國也、〇中略其用兵善埋伏、數遶出我軍後、兩面夾攻、每以寡勝衆、刼營壘、華人輙墮其術、其末戰也、團結分散、三三五五、一人揮扇、伏者四起、謂之蝴蝶陣、然長於步戰、怯於水鬪、精於刀法、爲銃、而疎於鎗弓、刀長五尺餘、用雙刀則及丈餘地、又加手舞六尺、開鋒凡一丈八尺、舞動則上下四旁盡白、不見其人、〇中略其倭刀非獨用剛生鐵、久鑄煉、成復毀、朝煉煆、暮濕泥、如此百二十日工成、刀可吹毛削鐵、富倭不恡工價制之、延高師學法會者、所操不過下等、戰必善運刀者在前、衝擊可畏、然有限也、中國不知、望鋒長避擒獲、倭刀亦莫辨高下、豈知大小長短不同、立名亦異、每人一長刀、曰佩刀、其刀上又插小刀便雜用、又一刺刀、長尺餘、名解手刀、此三者隨身、心用其大、而長柄者乃擺道所用、可以殺人、謂之先導、其以皮條綴鞘佩於肩、或執於手、乃隨從所用、謂之大制、

又有小裁紙設機刀出長門號兼常者最嘉、

〔劒法略記 三〕形まなびの論ひ

一劒ぎの手ぶりを習はすには、いづれの流派のわかれはあれど、形ちふものなきはあらず、其しざまのならはしはくさ〳〵なれども、うつとつくと、留はづしなんどするのわざにて、其源は、うち勝べきことを習はすしざまの数へを立たるなり、夫に付ては、はたらきわざのきは〳〵、進退動静につけつゝ、理氣心法なんどをものするに、こと〳〵しきと、さもあらぬとのわかちあり、其ことを委曲をしへさとす方には、形の學びを常に習はし、其ことを得るときは、必ず勝べきことたがひなきに、世には仕合などゝて、うち合をするかたのあれど、益なき學びわざにて、無德なりとのゝしり、易理佛理などに多くことよせ、夫をむねとして、こと〳〵しくいひなすかたあり、又深くも理りをいはず、ひたすらに勇威をむねとして、たゞ力をこめてうちならはし、仕合學びは、橈のうへのみのわざにしあるに、勝負をも爭ふは、何ごとぞとておとしめ、又形學びに理りをくはしく教ゆるかたをば、理學は活用わざになしがたければとて、夫をもあしざまにいふかたあり、又一かたには、かた學びをば、いさゝかことを傳ふるまでのならはしにて、仕合の學びこそ誠のならはしなれ、形は一渡りつたふる迄とて、戯れごとの樣になし置かたあり、されば其論ひ三くさにわかるゝに、各利と不利とはあれども、理りなきにはあらず、清音、此かた學びの故を論はんに、他流のをしへはいかにとも故あることなるべければ委曲はしらず、我傳への掟には、形學びは、鞘口の切ざま、鞘手のあつかひ、柄手のかけ樣、手はゝ、手のうちのしめゆるめ、切手、請手、ぬけ手の手ぶさのならひ、大刀刀の扱ひ、運劒の法、足はゝ、足のはこび、足したのはたらき、うちざま、突ざま、はづしざま、おさへざま、とめざまなどのこと、ゆへかたちによりて、生れ得しまゝにたがふと、たがはざるとのこと故を初め、萬のはたらきにわか

免許

る、ときは〳〵、勝まけのことゆへ、はたらきわざにつけつゝ、夫々に理りをそへ、進退動靜、かまへのことゆへ、場合のならはし、一こと〳〵して殘るくまなく、其理りは物にもたとへ、心のおさまるに至るを習ひとはするなり、こは其形によりて、其むねをばさとるべきわざなり、其もと形のおしへは、其形によりてかたちを定め、夫よりしてかぎりなき變化にわかるゝをしへのみなもとなれば、其もと形の名あり、萬の物も、形といふは、みな其形によりて、まことのものをばし出るなり、

〔日本敎育史資料 六 舊福山藩〕學校

江戸誠之館ハ江戸丸山邸内ニ在リ 中略

劍術 自他流打込、越中義顯ニテ仕合、刻限槍術(春ハ辰上刻ヨリ申上刻迄、秋ハ卯中刻ヨリ申中刻マデ)ニ同ジ、　前方專業六七十日　初。段。一傳流棒ノ理、身捨流仕合口、自現流表五ケ條、玉心流位付ニテ、許無之、　考試之者、一日四人ト定、尤四人無之節ハ、考試濟之者爲助、罷出候事、　相手十三四歲、無段之者二三人、初段二人、中許先達者ヲ一人、中許濟一人、上等一人、都合八人ト定ム、一人仕合員六七本ニテ入替リ、始終無怠慢稽古致候事、　前方專業六七十日　中。許。一傳流小大刀、身捨流[illegible]自現流奥十ケ條、玉心流仕合口、　考試之者三人ト定、尤三人無之節ハ爲助罷出候事前ニ同ジ、　相手初段二三人、中許前達者ヲ二三人、中許濟三人、上等二人、都合十人ト定、外前ニ同ジ、

前方專業六七十日　上。等。一傳流免許、身捨流目錄、自現流免許、玉心流免狀、　考試之者二人ト定、尤二人無之節爲助罷出候事、相手初段一人、中許先達者ヲ一人、中許濟三人、上等五人ト定メ、外前ニ同ジ、　前方專業不詳　出群達藝、內規矩中許濟之者以上達者ヲ撰、上等迄之者集會シ、早朝ヨリ中中刻迄修練シ、勝負同等ニ至ル者、數千五百本以上ニ至ル者、

〔泰平年表 常憲院〕天和二年九月廿一日、柳生但馬守宗任、劍術之秘書を獻す、

〔東軍流兵法傳書〕

東軍流兵法、依御執心不淺、稽古之通、一手無殘令傳授畢、若殘所於有之者、我等年來兵法、曲有間鋪者也、御望之方、御相傳尤、爲其免狀旨趣如件、

東軍權僧正

川崎鑰之助
同　五郎
同　大夫
同　次郎大夫
關久左衛門
金子七之允
佐場貞心
稻垣半次衛門
渡井淺衛門
高山左內衛門
齋藤市衛門
鵜殿平七

文化元年甲子　廣生 朱印 花押

十月廿六日

佐野助十郎殿 ○名久其、後仁左衛門ト稱ス、

〔東軍流兵法免許狀〕

東軍流兵法、被蒙免許後、精錬彌不懈、加之以我繁劇故、托道場於足下、助力之功不少矣、因之更加指

南免許、且讓我指南、自今而後、已欲達而達人、乃與先師俱所不朽也、

○東軍權僧正

川崎鑰之助
同　五郎
同　大夫
同　次郎大夫
關久左衛門
金子七之允
佐場貞心
稻垣半次衛門
渡井淺衛門
高山左內衛門
齋藤市衛門
鵜殿平七

文化十二年乙亥　廣生朱印花押
十一月廿七日
佐野介十郎殿

練習

〔太平記二十〕南都北嶺行幸事
大塔二品親王〇尊雲後護良ハ、時ノ貫首ニテオハセシカドモ、今ハ行學共ニ棄果サセ給ヒテ、朝暮只武勇ノ御嗜ノ外ハ他事ナシ、御好アル故ニヤ因ケン、早業ハ江都ガ勁捷ニモ超タレバ、七尺ノ屏風、

イマダ必シモ高シトセズ、打物ハ子房ガ兵法ヲ得給ヘバ、一卷ノ秘書盡サレズト云コトナシ、天台座主始テ、義眞和倘ヨリ以來一百餘代、イマダ斯ル不思議ノ門主ハオハシマサズ、後ニ思合スルニコソ、東夷征伐ノ爲ニ、御身ヲ習ハサレケル武藝ノ道トハ知ラレタレ、

〔護國秘鍬十一〕比較

今時武藝ハ、武家ニ何レモ稽古スルコトナレドモ、戰國漸遠キ、治平年久キ故、藝ノ師ヲスル人、皆武藝ハ戰場ニ用フルモノト云コトヲ忘レテ、己レガ計筲ノ祿ヲ得ル計リトス、將タル人モ、戰場ニ用ユル爲ト云コトヲ忘レ、カレガ信ズル流ヲ、一家中ニ不殘學バスルヤウニ成行タリ、戰場ニ名ヲ得タル物師、覺ノ者ト云者、一人モ、鎗大刀ノ藝ノ上手モナク、鎗モ大刀モ、只棒ノ如クニ覺エテ、敵ヲタヽキ倒スコトナリ、○中略大刀モ物師ノ持タルニハワザノ僉義モナク、只シタヽカナル物ヲ用ヒ、柄モ長キヲ好ム類多シ、又ヨハキ武者ハ、上カヅキニナリテ足弱キモノナリ、是雖ニ利多シトモ云ヘリ、又謙信流ニ、進神無二劍ト云大刀アリ、沈テ足ヲ敵ノマタノ間ニ蹈チガヘ、大刀鋒ヲアゲ、柄ヲ地ニ著ホドニシテ、敵ノホツテノ下ヲ、下ヨリ無二無三ニツクナリ、敵上ヨリ打ニハ構フベカラズ、冑ト肩トヲバ神ノ進リ玉フ故、構ナシト云ヘリ、是等モ軍中ノ働ニハサモアルベシ、トニカクニ戰場ハ大込ナルワザナレバ、如此アラケナキコトニテ、細密ナル所作ハ入マジキコトナリ、今時ノ鎗モ劍術モ、皆治世ノ人ノ工夫多ケレバ、大方ハ一人ヲ相手ニシテ、尋常ノ立向ヒ、アタリニ見物ヲ大勢置テ、見事ニ勝コトヲ第一ニス、殊ニ世次第ニ向上ニナリ、武士モ暖ニナリタレバ、道理ノ高妙ヲ談ジ、或ハ立廻リ所作ノ見事ナルヲ專ラトス、竹刀ノアタリ、ジナヒノアタリモ、痛マヌヤウニスルヲ面トシ、或ハ拭板敷モ胡桃ノ油ヲヒキ、足皮ヲハキテコロバヌ所作、或ハ長袴ニテ使フトイフヤウナル類、皆高妙ノ至極シタレドモ、戰場ノ用ニハ無益ノコトナリ、總ジテ武藝ハ、手足ヲ習ハシメ、走リ廻リノ達者ニナルベキ爲ナルニ、ワザヲイヤシキコトニ

云フテ、理ヲ談ズル類ハ、皆太平ノ戯玩ニ似タリ、今時ノ武士ハ懦弱ニナリタレバ、セメテハ武藝ノワザノ丈夫ニテ、手足ノ働ノ強クナルベキ流ヲ吟味シテ習ハスベキコトナリ、劒術ニテ、戸田流、神道流ナドハ、戰國ニハヤリタル流ナレバ、何レモ所作多ク、手足ノ習ハシニ宜シカルベシ、柳生流、一刀流ナドノ敵ノ拳ヲ目當トスルモ尤ナリ、サレドモ兩流共ニ、今ハ殊ノ外ニ立廻ノ見事ナルヲ貴ブハ、治世ノ風俗ナルベシ、其外敵ノ頭ヲ目當ニシテ打ヲ第一トスル流ハ、治世ノ結構ナリ、尤モ冑ヲ打ハルコトモ有ベケレドモ、冑ニハ殊ニキタヒニ念ヲ入ルレバ、戰場ニハ遠キ流ナリト知ルベシ、殊ニ跡ヘ引コトヲ第一ニスル流ナドハ、戰場ニハ敗北ノ媒トナルベシ、武士皆鎗ニテ働クコトニナリタルモ、一偏ノダテ流ナリ、兎角得道具ヲ用ユベキコトニテ、扨又流義モ面々ノ信仰スルヲ用ユベケレドモ、戰場ニテ益アルベキ流義ヲ用ユベキコトナリ、蒲生氏里ハ、戸田流ヲ尊信シテ、家中殘ラズ一尺八寸ノ刀ナリケレバ、偏ナルコトノヤウナレドモ、是ハ合戰仕樣ニ、將ノ手クセ有テノコトナレバ、各別ノコトナリ、短劒ハ蹈込ザルトキハ勝ナシ、長劒ハトリ延ルモノナル故、自然ト進ムコトタルキ道理具ルナリ、今時合戰ノ上ヲ了簡セズシテ、將タル人、家中ノ流義ヲ一樣ニ定ルコト不宜コトナリ、

〔嘉永明治年間錄 五〕今歲〇安政三年江戸麹町原ニ於テ炮熔調練流行ス

麹町一二の裏手、火除原騎射馬場に於て、ホウロク調練流行、右ハ諸御番方、小普請組、並次三男厄介等なり、但是迄の騎射人多し、中にも魁首と聞えしは、大草瀧次郎、井戸新十郎、中川千萬藏等なり、赤白の指物にて、所謂源平に倣ひ、戰爭の調練なり、衆眼を驚かす、銘々甲冑、又は竹具足等を著し、甲の前立に土器を付け、各馬上にて東西に隊を分け、使番ありて馬を馳せ、雙方示合を將帥に告げ、將帥麾を懸れば、東西寄せ來り、槍劒の試合にて、右の土器を打破られたる者負となる、又入替り入替り試合あり、尤東西に大將一人づゝ、各其大將を警衞す、敵方寸際を伺ひ、眞しくらに驅

寄、大將の土器を打割候を勝敗の期規とす、見物群集山の如し、前後一兩年專ら流行して後止む、

〔甲陽軍鑑十五〕一軍法序　一法度の元五ッの事附同五ヶ條之理幷三ヶ條

夫軍法は兵法也、其いはれは陣なきごとき、武士かけむかひの勝負をば、斬。合。或は太。あ。ひ。と申、此勝負にうたがひなく勝ことをよく習畢て、是をよく手に熟して、玄かうして後勝負を決して、度々の勝利を得て、我名をとつて、人にも是ををしゆるを能兵法仁と名付、

〔武功雜記三〕一兵法つかひの上手に、上泉伊勢と云もの虎伯と云弟子をめしつれ和州へゆく、時に柳生氏、但馬守親父上方にて兵法無類の上手なり、幸と、おもはれ、上泉を呼て、木刀を所望し見て、心をかしく思うて上泉と仕合をのぞむ、上泉さあらば先虎伯とあそばせよと、再三辭退す、柳生則虎伯とつかひしに、虎伯それにてはあし〳〵とて、三度まで柳生を打、そこにて是非上泉と試合を致し度とのぞむ、上泉辭退しかねて、向ふといなや、其大刀にては取申とて取る、依之柳生氏大に驚き、上泉を三年まで留置、玄んかげの秘流を傳受す、其後上泉暇を乞て、關東へ下るとて三州牛久保へ立寄る、牛久保には牧野殿、三千石ほど領知して居らる、家來山本勘介、きやう流と云兵法をつかひ、おそらくと自滿なり、弟子數多あり、上泉師弟來る事ををかしき事に沙汰して、勘介にあはせて、うたせ度などゝ云、扨牧野殿、兩人を呼よせ、勘介との仕合を望まる、上泉先虎伯と仕合をいたさせんと云、虎伯則勘介にむかひ、夫れにてはあしきぞとて、勘介をたやすく打、又立向ふ、それにてはとるぞとて、つきよりて大刀をとる、そこにていづれも我を折て、勘介をにくしと思ふものは、勘介がうたれたりと沙汰のみなり、勘介これを無氣味に思ひ、いとまもらひ甲州へ行く、

〔明良洪範續十三〕黑田長政ノ家士、林田左門ト云ルハ、劍術ノ大名人ニテ、西國ニハ隱レ無者也、或時同家中ノ者五六人寄合シ時、信田大和ナドモ來リテ咄シケルニ、兵術ノ事申出シ、其中ニ若年

ナル者、力量モ強クシテ、己ガ血氣ニ任セ、諸事強キ事ヲノミ好ミケルガ申樣ハ、兵法ハ、武士ノ勤道トハ雖ドモ、アナガチ是ヲ習ハザレバ、武道ナラズト云ニテモ有マジ、一心サヘ臆セズバ、假令兵術ハ知ラズト云トモ、高名ハ遂ベシ抔ト居丈高ニ成テ申ケル、左門之ヲ聞テ、何ニモ其方申サルヽ如ク、一理ハ聞エタリ、去ナガラ、心剛ナル上ニ、兵法勝レナバ、鬼ニ鐵棒ナルベシト云、彼侍血氣ナレバ、イヤ一心サヘ動カズバ、假令木刀試合ナリトモ、無下ニ劣ルベシトハ覺エズ、チト試合テ見度者也ト云、左門聞テ、其ハヨキ志也、イザ參ラント云ヘバ、心得タリ迚、早座ヲ立テ庭ヘ飛下リ、アタリヲ見ルニ、庭木ノ添木ニ結付タル、長サ一間計リノ小丸太有シヲ、之ニテ仕ラントテ引拔、土ノ付タルヲヌグヒ、二ツ三ツ打振テ持タリ、左門モ座敷ヲ立テ椽ヲ見レバ、小サキ木刀ノ有シヲ追取テ引サゲ、庭ニ下立申ハ、隨分心ノ及ブ程精ヲ出シ、何卒力ヲ入テ見ラレヨト云、仰迄モナシ迚、彼丸太ヲ打振テカヽル、左門モ小大刀引提、ソロ〳〵ト寄ケルニ、大刀ノ間トヾク程ニナルト見エシガ、若者一打ニト打ケルヲ、左門何トカシタリケン引バヅシ、飛違ヒ樣ニ木刀ノ先ニテ、彼者ノ額ヲ少シ打テ、參リタリト聲ヲ懸シニ、若者何ニモ木刀當リテ覺エタリ、思ヒショリモ大刀早キ事也、中々成間ジクト云テ、丸太ヲ投捨テタリ、其時左門、殘リ多クハ今一ト試合參ルベシト云ヘバ、イヤ〳〵成間ジク迚止ケル、雙方座ニ歸、左門、向後ハ我ヲ折リ候ヘト申セバ、成程心得タリト答ヘテ、一座ノ人々モ笑ヒケルト也、彼者ノ額ミル中ニ、少シハレ上リ、血モニジミケリ、表ベニハソシラヌ體ニテ居タレドモ、内心ニハ餘程面目ナク、無念ニモ思ヒケレドモ、スベキ樣モナク、其座ヲ立ケリ、右ノ次第ヲ長政夜話ノ節聞レ、彼者ヲ呼出シ、汝ハ此間左門ト試合ヲ致シ負タリト聞シガ、其通リナリヤト尋ネラレシ、御意ノ如ク也ト答フ、若キ者ニハ成程似合テヨキ心バセ也、左門ナリトモ、打ベシト思フハ勇氣ノ勝レタル處ニテ、若年ニテ其志ナクテハ物ノ用ニ立難シ、扨又汝ガ試合ニ負タリ迚、少シモ恥ニハナラズ、其故ハ彼林田事ハ、兵法ノ名人ニテ、世

ニユルサレタル者也、其方ハ素人ナレバ、何ト働クトモ勝ベカラズ、負タルハ道理ナリ、然リ迚左門ニ武邊負ベカラズ、劒術上手ナレバトテ、合戰ノ時、必定勝ベキモノニアラズ、兵法不得手ニテモ高名致スベキナレバ、此段ハ格別ノ詮義ナリ、去ナガラ武藝ヲ修行セザレバ、武士ノ家ニ生レタル道理ニ背ケリ、其方左門ニ試合負タリ迚、必ズ心ニ懸ベカラズ、上手ハ勝、下手ハ負ルハ、定リタル事也、我モ昔シ柳生但州、疋田文五郎等ニ兵法ヲ習ヒシ時、我意ヲ立テ、打レシ事度々有シゾカシ、汝モ以來ハ左門ガ弟子ニナリテ、兵法ヲ學ブベシ、習ヒ得ルニ於テハ、必ズ人ニ勝ベシ、勤メテ稽古怠ル事ナカレト申聞サレシカバ、彼者有難キ由答ヘ落涙シケル、夫ヨリ直ニ左門方ニ參リ、右ノ次第ヲ申、師弟ノ契約ヲナシ、晝夜出精シケル故、後ニ上手ニ成リケリ、長政、人主ノ德アル事ヲ賞シケル、

〔明良洪範續三〕三代將軍家光公ノ劒術ノ御師範タル、柳生但馬守宗矩ノ弟、同姓十左衞門宗章モ亦劒術ノ達人ニテ、御旗本ノ人々、幷ニ諸侯ノ家士ニモ、指南ヲ受ル者多ク有リケリ、或日松平出羽守直政方ヘ招カレシニ、ホカニモ劒術ノ達人三四人居ケル、此時出羽守、劒術ノ試合ヲ所望サル、十左衞門、兩度迄辭シケレドモ、出羽守强テ所望サレシ故、止事ヲ得ズ立合シニ、合手ノ者、木刀ヲ取ル所ヲ聲ヲ掛ナガラ、拔討ニ眞劒ニテ切捨、カクテ出羽守ノ前ニ平伏シテ、某ハ劒術未熟ニ候ヘドモ、兄但馬守ハ將軍家ノ御師範ナレバ、只今ノ試合、モシ某打負ケタランニハ某家ノ流儀ニ疵付キ申候、サスレバ將軍家ノ御劒法ニモ疵付ク道理ニテ、公私トモニ相濟ザル儀ニ候ヘバ、カノ者意趣遺恨モ有ザレド、據無ク討果シ申候、不便ナ事ニ候ト申上ケル、一座ノ面々、一言モ申者無リシトゾ、或人此事ヲ傳ヘ聞、十左衞門ガ申分、一理有ル樣ニハ聞ユレド、智慮淺キ仕方也、カレハ良士ニアラズ、匹夫ノ勇ニ近シト云レシト也、

〔明良洪範六〕大猷院樣、〇德川家光品川御殿ヘ御成リ、柳生但馬守御供ニテ劒術上覽有リ、御側ノ面々、

何レモ試合有テ、御機嫌斜ナラズ、其時御馬方諏訪部文九郎ヲ召サレテ、御側ノ人々ト試合スベシト仰セラル、文九郎申シケルハ、馬上ニテノ試合ナラバ負ズト獨言セシヲ聞召レ、サレバ渠ガ望通リ、馬上ノ試合然ルベシトテ、夫ヨリ馬上ノ試合初リ、互ニ乘合セテ術ヲ盡シケルニ、流石馬ノ達人程有テ、一大刀モ打レザルノミナラズ、乘リ違ヒザマニ名乘掛テ、打ズト云事ナシ、大猷公、御感有テ仰ニ、文九郎馬上達者ナル故、側ノ者一人モ勝者ナシ、此上ハ但馬守出テ試合スベシトノ事也、但馬守畏リ候トテ、馬上ニテ立合、兩方ヨリ乘出シ、其間三間程ニ成シ時、但馬守馬ヲ止テ、文九郎ガ乘來ル馬ノ面ヲ一、打ウチケレバ、馬驚テ背ケル所ヲ乘寄テ、文九郎ヲハタト打ケル、大猷公、御覽有テ、誠ニ名人ノ所作、時ニ臨デノ働キ、尤妙也ト甚御感有ケル、但馬守、馬術ハ文九郎ニ及ザルヲ察シテノ業也、臨機應變トハ是等ノ事也、此時但馬守ガ子、飛騨守モ御供ニテ、父但馬守ト試合セシガ、一度モ勝事能ハズシテ、飛騨守、寸ノ延タル大刀ナラバ、勝ベシト申サレケレバ、サラバ大大刀ニテ試合仕レト仰セラレ、飛騨守、寸延ビノ大大刀ヲ持テ、父子立合ケルニ、倅推參也ト云ナガラ、唯一打ニ打居タリ、飛騨守、暫時氣絶シタリ、畢竟寸ノ延ビタル大刀ナラバ勝ベシナド云事、柳生家ニ生レシ者ノ本意ニ有ズトテ、強ク打タル也トゾ、劍術ノ試合ハ譬御懇ミナリ共、試合ナス者ハ、父子兄弟タリトモ覺悟有ベキ事也、

〔翁草二〕柳生但馬守猿を飼事

柳生但馬守、猿を二匹被飼、常に打大刀の相手にして劍術をせられし故、猿共至極手練して、未熟なる弟子は、毎度此猿に負し也、或浪人鎗を鍛練して、何卒柳生氏に立會試度思ひ、縁を求て御門弟に成度よしを望む、則對面せられけるに、自分鎗の事を申立て、立會を願ふ、但馬守、易き事ながら、先猿共を突てみられよと有しかば、彼士聞之、いかに柳生氏なればとて、畜生を相手にと有は、以の外也と思ひながら、是非なく竹刀を以て立向ふに、猿は竹具足に相應の面を懸け、小さき志

なへを持、立會けるが、猿はつか〳〵と鎗の柄を潛り、つと入て、何の造作も無く件の士を打たり、彼者案に相違して、今一ッと望に、又一ッの猿立替りて迫合けるが、今度も又猿に負る、彼士大に慚愧して立歸り、四五十日、晝夜工夫を憋し、又柳生の方へ行、但州に對面して今一度猿に立會度と願ふ、但州其機を早く察知して、其方の工夫、殊外上り候と見えたり、今度は猿は中々叶ふまじ、乍去先立合見給へと猿を出されしに、互に向ひて、未鎗も出ざるに、猿大に鳴きさけび逃しと也、夫より彼士、但馬守の門弟と成て、劍術の奧儀を傳ふとなり、

○按ズルニ、本書ニ謂ユル竹刀ハ、練習ニ用キルシナヘ鎚ノ略稱ニシテ、和漢三才圖會ニ、韜鎚(シナヘ)卽槌鎚云々、槌鎚、木爲圓首、敎閱用之ト云ヘル同物ナルベシ、

〔武將感狀記 十〕淺野但馬守長晟ノ弓頭、寺澤半平ハ、寺澤志摩廣高ノ甥ニテ、祿千石ヲ受ク、劍術ノ達人也、一年江戸ノ留守番ニ行タル時、無事寂寞ノヲリ〳〵ハ、朋友ト打アヒヲシテ、負タル者ニ負ワザヲサセ、截麵饅頭ノ類ヲ出シテ一興トス、相手ニハ戸バリノ竹ヲ持セ、半平ハ扇ニテ皆勝テ、終ニ一度モ危キ事ナシ、アル二刀ツカヒ、藝州廣島ニ來リテ、以其術祿ヲ求ム、但州半平ニ令シテ其術ヲ見セシム、半平我宅ニ招キ、物語ヲ聞テ、御物語ノ體術ヲ見ルマデモナシ、當家ノ望ヲ罷ラルベシ、御浪人ナラバ、今少ハ當地ニナドヽモ申ベキガ、不實ニテ御身上ノ爲ニモイカヾナリトイヘドモ、二刀ツカヒ怒リ含ム色ヲ顯テ、手筋モ御覽ナクテハ、其善惡シレガタカラン、アハレ御目ニカケバヤト云、其時半平、稽古ニ來リタル門弟七八人アル中ニ向テ、一度ニテハアナタモ殘念ナルベキ間、二度御相手ニナルベシ、少モ控ル心アリテハ、手筋シレヌ物ナレバ、タヾ思フホド打セ申サン、サラバイカヤウニシテ可勝ヤ、何レモ好レヨト云、門弟トカクヲ不云、半平强之テ後、一度ハ手取、一度ハヒシキ打ニト望ムヲ、易キ事トテ立向、二刀ツカヒ打テカヽル處ヲ、入チガヘテ手ドリニシ、橫ニ投仆シテ、是ハヤハラナリトテ大ニ笑フ、又立向テ左ニ持タル木刀ヲ手裏

劒ニウツ、半平モ以二左手一取レ之テ、シナヒニテ打レ之ニ、長キ木大刀ヲ打落シタリ、二刀ツカヒ赤面シテ、スゲナク歸ル、半平門弟ニ、各心中ニアヤブマレタルト見ユ、劒術十分ニ練熟シテ、心身相和シ、彼我相忘ルニ至ッテハ、勝事ヲ未鋒刃ヲ接ザルノサキニ得ヌ、危キ者ニ非ズト云リ、

〔玄桐筆記〕一小石川御屋敷にて、英公と度々馬上のしなひ打を被レ遊しに、御兄子の御心のまゝには、御身へあたりたるしなひをば、あたらぬと被レ仰、義公あらそひ給へども、御兄子なればいつも御主の御理分にのみ被レ仰、義公やすからず思召、ある時又馳合せ給ふに、義公しなひをなげすて給ひ、英公へ組付給ふ、御馬は兩方へはせ違へば、既に落させ給はんとす、英公思召かけもなき御事なれば、是はいかにあぶなきことゝ被レ仰けるを、何のあぶなきといふ事か有んとて、ひしと組付給へば、英公はあをのきに落給ふ、義公上に落かさなり給ひ、御胸のうへにのりかゝり給ひて、首をかくぞ〳〵と被レ仰ければ、英公をしづめ給ひて、首はかゝばかけよ、腰がいたきぞと被レ仰ける、それよりして、いや〳〵あのごときあらき事する仁とは無用なりとて、再度しなひ打不レ被レ遊と也、

〔甲子夜話三編六十九〕上野車坂下町ト云ニ、井上傳兵衛ト標札セシ宅アリ、聞ク御徒士ニテ常ニ直心影流ノ擊劍ヲ指南ス、予モ月々上野ノ登山ニ門前ヲ往還ス、然ルニ宅外時々木革ノ響喧シ、斯人去冬夜〈十二月廿三日〉下谷御成小路ニテ、賊ノ爲ニ害ニ遭フ、予始ハ歎哂セシガ、後人ノ其委ヲ語ルヲ聞テ、太ダ井上ガ志ヲ憐ム、マヅ劒術家、其道皆傳成就ノ上ハ、固ヨリ師匠井上ガ敗、曾テ咲フベキニ非ズ、况ンヤ其流ノ巧拙ニ與ル可カラズ、第一井上ガ爲レ人ヲ聞クニ、温厚勇直、常ニ伊庭八郎次、鈴木杢右衛門抔〈伊庭ハ、代々劍術心形刀流ノ師範、鈴木ハ關口流柔術ノ印可師タル當キ者、倶ニ御徒士、井上ト同勤、〉殊ニ懇ニテ、他行シテ夜ニ入レバ、相互ニ其宅ニ止宿ス、玆ヲ以テモ其倫義ニ通ゼシハ知ルベシ、サテ害ニ遭シハ何ユヱハ知ラザレド、其前或侯ニ茶會ニ往シトキ、侯云ハルゝハ、某ガ方ニ劒術ヲ以テ來ル士アリ、末ダ浪

人ナレドモ、其技ヲ以テ人ト抗スルニ、皆勝コトヲ得、今ノ伊庭、幷其門生トモ對シテ皆勝テリ、此餘御當地ノ劒家、其右ニ出ル者ナシ、冀クハ井上ト抗觝シテ勝コト有ラバ、都下ニ敵ナキ者ナリ、然ラバ其褒ヲ以テ侯ノ士タラン、若敗スルニ及バヾ祿ヲ得ジト、井上聞テ曰、其言理アリト雖ドモ、總テ事ノ勝負ハ、一日ノ勝、終身ノ勝ニ非ズ、因テ此コトハ、斷ジテ無用ニ爲ラル當シト、再三辭退セシガ、滿座擧テコレヲ言ヒ、彼劒生モ豫メ其裝シテ次座ニ竢ツ體ナレバ、井上モ進退究リ、止ムコトヲ得ズ、劒生ト立合タルニ、何カヽ爲ン、劒生一刀ニ井上ニ擊レテ、勝負見エシカバ、井上曰、始ニモ申セシ如ク、一日ノ勝ハ、終身ノ勝ニ非ズ、敗モ亦同ジケレバ、卽今某ノ勝、全ク賞スベカラズ、彼ガ負モ廢スベカラズ、因テ冀クハ君侯乃祿ヲ賜ヒ、今日ヨリシテ士ト爲ラルベシト、井上懇請セシガ、侯モ劒生ガ最初ノ廣言ニ恥ラレ、座客モ普ク聞ケバ、流石祿トモ言ハレズ、浪人モ甚手持ナク、赤面ノ體ニテ其席ハ畢シガ、是ヨリ其夜ノコトニカ有ケン、又別夜カ、彼侯ニテ茶會ノ後、更テ井上ガ還ルサ、茶後ノ筵席ニテ酒給ハリ、殊ニ酔テ、且侯ノ與ヘタリシ、茶盌ヲ包テ手ニ提ゲ行シガ、夜中ノコトテレバ、誰トモ知ラズ、股引半傳著テ、身輕ナル體ノ者四人ナリシト聞ク、マヅ一人井上ガ右ノ腕ニ斫ツケタリ、井上右ヲ斫レタレバ、左手ニテ刀ヲ拔カントシヲ、又左腕ヲ斫タレバ、夫ニテモ敵ト對シタレド、迚モ爲方ナク、退テ辻番所ニ入テ、件ノ有樣ヲ詳ニ伸テ、我ハ井上傳兵衞ニテコノ體ナリ、私宅ヘ克ク子細ヲ告ラレヨトテ瞑目セリト、

〔東湖隨筆〕一川路〇聖謨曰く、近來試合劒術盛に行はれ、一世劒術の實用に適する事をしれるは可賀事也、然るに近來試合劒術の中、甚長きしなひ以て、片手にて刺突を專らとする事流行せり、試合も如此なり行ては、又實用に遠く、形劒術と同日の論なり、されば其弊を矯んには、人々雙刀のしなひを帶び、槍を遣はせ、迫りたらば槍を捨、刀を拔き戰はしむる事を調練せば、甚長き劒の實用に遠きを悟るべしと嘆息せり、彪〇藤田東湖亦嘗て憂を同うするゆへ、共に慨嘆せり、嗚呼川路可

謂議者矣、

〔將軍德川家禮典附錄二十〕天保十三壬寅年九月廿四日

於御白書院御番方武術上覽罷出候者姓名

劍術

一東軍新當流
表之形　御小姓組土屋伊賀守組　久保田新之丞
打大刀　新之丞惣領　久保田鋼太郎

一心形刀流
仕合　御小姓組加藤伊豫守組　竹村忠次郎
打大刀　御留守居松平內匠頭組與力　伊庭軍兵衛

一新當流
撓之業　御小姓組室賀兵庫組　本多主税
打大刀　西丸御小姓組久世丹後守組十左衛門惣領　松井左金次
○中略

一三和無敵流
長短仕合　御書院番大久保紀伊守組　水野藤右衛門
打大刀　藤右衛門惣領　水野金之丞
○中略

一一刀流
奥之形　御書院番淺野遠江守組　梶久五郎
打大刀　新御番戸田近江守組　大岡隆之助

一三拾三點流
極秘之形　御書院番本多日向守組　山本參九郎

打大刀　　小普請組大島甲斐守支配　柴田貞太郎 略〇下

〔陸軍歷史 二十八〕擊劍ノ技ハ、往時我邦士林ノ最崇尙スル所ニシテ、上侯伯ノ貴ヨリ、下擔石ノ士ニ至ル迄、皆之ヲ研磨セザルハナシ、家光將軍ニハ、殊ニ此技ヲ好マレ、柳生家ヲ師トシ、日夕練磨セラレタリト、亦以テ當時其奬勵ノ厚キヲ想フベシ、今該時ノ日記ヲ得タレバ、左ニ錄ス、
三代將軍家光公御代、寬永十一甲戌年九月廿二日、於吹上上覽所、劒道立合之面々左之通リ、

下谷御徒町住人 井場泉水軒
負 淺山一傳齋

播州住人 竹内加賀助
負 仙臺藩 由井直人

堀尾山城守
負 菅沼新八郎

芝高輪住人 佐川蟠龍齋
負 紀州鄕士 關口彌太郎

鐙勝負
大久保彥左衛門
負 加賀爪甲斐守

荒木又右衛門
合打 豐前小倉 宮本八五郎

鐙勝負
初鹿野傳右衛門
負 朝比奈彌太郎

仙臺黃門正宗
負 秋元但馬守

和州柳生之住人 柳生市之丞
負 石川又四郎

江戸小石川 石川軍東齋
負 御取立之御旗本 松前帶刀

上州之鄕士 樋口十郎兵衛
合打 甲州府中之鄕士 中條五兵衛

備中ノ鄕士 芳賀一心齋
合打 遠州ノ鄕士 難波一刀齋

右之通上覽

〔懷風藻〕大津皇子

皇子者淨御原帝〇天武之長子也、狀貌魁梧、器宇峻遠、幼年好學、博覽而能屬文、及壯愛武、多力而能擊劍、性頗放蕩、不拘法度、降節禮士、由是人多附託、

〔義經記四〕土佐房義經の討手に上る事

判官〇義經あはやと思召て、さしのぞきたまへば、大の法師の鎧著たるにてぞ有ける、土佐めが、うしろより入けるかとて、矢さしはげて馬うちよせ、あれにとをる法師は、〇中略誰ぞ、名のらできらるゝなとて、やがて近づきたまへば、此殿〇義經は、うち、もの取ては、樊噲張良にもおとらぬ人ぞと思ひて、遠くは音にも聞たまへ、今は近し目にも見たまへ、あまつこやねの御べうえい、くまの、別當へんせうが嫡子に、西塔の武藏ばう辨慶とて、判官の御内に、一人當千の者にて候とぞ申ける、

〔言繼卿記〕元龜二年七月三日癸酉、大胡武藏守、從和州昨日上洛云々、國之儀來談了、　廿一日辛巳、大胡武藏守、本國へ下向云々、暇乞ニ來、親王御方、御短册二枚遣之、又下野國結城方へ書狀所望之間、調遣之、如此、

雖未申通候、幸便候間令啓候、仍上泉武藏守被上洛、公方以下、悉兵法軍敗被相傳、無比類發名之事候、又貴殿拙者山科と結城とは、無名之流、同流一家之儀候間、無御等閑候者、可滿足候、委曲武州可有演說候也、恐々謹言、

七月廿三日　　言繼

結城殿

〔勢州軍記〕具教兵法事

天正四年十一月、此國司〇北畠具教、爲塚原入道卜傳之弟、兵法極一大刀也、雖然不愼用心、而今受此害也、故張良教漢皇、立歸一之法、爲武士之奥儀也、夫兵法劍術、近來常陸國住人、飯篠入道長威、受天眞

之傳、始立二一流、彼卜傳者、紹二長威之四傳、尤兼二秘術、新復立二其流、得二名於世間一者也、然卜傳、諸國修行而歸二常州、最後之時、欲レ立二其家、爲レ察二三子之心、以二木枕一置二嚢連之上、先召二嫡子一也、嫡子以レ見越三術見二付之、取二其木枕一而入レ座也、又如レ前而召二次男一也、次男開二嚢連一之時、木枕落飛去、懸二手於刀、愼而入レ座也、又如レ前而召二三男一也、三男開二嚢連一之時、木枕落、忽拔レ刀斬二之於中一而入レ座也、卜傳怒曰、汝等見二木枕、驚何也、感二嫡子彦四郎兼知レ之不レ動心、而讓二家督一曰、且一大刀、唯授二一人一也、我傳二之於伊勢國司、汝往習レ之、遂死畢、

〔隨意錄 三〕伯兄兵馬、幼而好二武技、最嗜二擊劍、祁寒酷暑、無二時而廢息、修練數十年、夙致二其術、武夫多從學焉、比レ至二六十、頗見二其妙一焉、恭座不レ動、兩手措レ膝、令三勇壯少年鞭二撻其頭顱、或左或右、鞭箠傍流、而卒莫二有能擊一焉、是精氣之所レ爲與、抑亦漸習之妙、至二乎玆一矣哉、今既七十餘、猶每操二竹箠木刀、以切二磋子弟、旦暮不レ止、然掌中桑脆、皮骨不レ胼胝、可レ謂二練磨之至一矣、

〔運歩色葉集 保〕木刀(ボクタウ)

〔書言字考節用集 七器財〕木刀(ボクタウ)〔秦陳勝斬レ木爲レ兵是矣〕

〔北條五代記 七〕兵法勝負の事

扨兩人、はしの東西へ出る、莵角〔○岸根氏〕は大筋の小袖に、しゆすのめうちのくゝりばかまを著、白布をよりてたすきにかけ、黑はゞきわらんぢをはき、木刀を六角にふとくながふ作り、鐵にて筋がねをわたし、所々に疣をするゑ、是を提、いぶせき體にて出る、小熊〔○岩間氏〕は鼠色の木綿あはせに、あさぎの木綿袴を著、足半(なか)をはき、乏少なる姿にて常の木刀を持出る、

〔書言字考節用集 七器財〕韜(シナヒ)〔說文劍衣〕韜革(シナヒカハ)、韜竹(シナヒダケ)、

〔倭訓栞 前編十一〕しなえ 万葉集に、君にこひしなえうらぶれ、又夏草の思志萎而と見えたり、志は發語萎(ナユ)の義也、〔○中略〕笞杖の類にいふは垂枝(シナヒエ)の義成べし、

〔劍法略記 三〕形まなびの論ひ

仕合學びは、撓のうへのみのわざにしあるに、勝負をも爭ふは何ごとぞとて、○下略

〔書言字考節用集器財七〕撓(シナヒ)撓物

〔蘐園秘錄十一〕比較

今時ノ鎗モ劒術モ、皆治世ノ人ノ工夫多ケレバ、大方ハ一人ヲ相手ニシテ、尋常ノ立向ヒ、アタリニ見物ヲ大勢置テ、見事ニ勝コトヲ第一ニス、○中略竹刀ノアタリ、シナヒノアタリモ、痛マヌヤウニスルヲ面トシ、或ハ拭板敷モ胡桃ノ油ヲヒキ、足皮ヲハキテコロバヌ所作、或ハ長袴ニテ使フトイフヤウナル類、皆高妙ノ至極シタレドモ、戰場ノ用ニハ無益ノコトナリ、

〔德川禁令考二十五講武所〕講武所規則覺書○中略

一自分持參之道具たりとも、撓は柄共、總長サ曲尺ニて三尺八寸より長きは不相成、たんぽは革にて、圓徑三寸五分より小さきは相ならず候事、

安政三年四月　　講武所

〔東湖隨筆〕一川路聖謨○曰く、○中略近來試合劒術の中、甚長きしなひ以て、片手にて刺突を專らとする事流行せり、試合も如此なり行ては、又實用に遠く、形劒術と同日の論なり、

〔下學集器財下〕籠手(コテ)

〔翁草二〕柳生但馬守猿を飼事

或浪人、○中略鎗の事を申立て立會を願ふ、但馬守易き事ながら、先猿共を突てみられよと有しかば、○中略是非なく竹刀を以て立向ふに、猿は竹具足に、相應の面を懸け、小さきしなへを持立會けるが、猿は、○中略何の造作も無く、件の士を打たり、

〔日本教育史資料四福井藩〕學制

安政元年十月晦日、御側御用人を以、左之通被仰出之、

刀槍柔術師役江

此上勵敷稽古被仰出候に付ては、是迄之振合にては、怪我も多く可有之事に付、常々甲冑代り面。胴。相用候はゞ、自然稽古も勵敷相成、旁可然との思召にて、先指當り稽古出來候程は、面胴夫夫被下度との御事にて、御手許に御用意被仰付候間、此頃御覽之節、御試相成事に候へ共、若し於師役面胴相用、稽古爲致候見込無之、被下物故、無據相用候と申樣なる事にては、其品及破損候得ば、夫切にて相用ひ不申樣にては、被下候詮も無之に付、一應申談候上相渡筈に候間、面々存意、無遠慮掛り御目付迄可被申聞、尤今度被下候は數少に有之、且御時節柄之事故、此末いつ迄も、上より御渡被成候と申樣にも難相成候得ば、弟子中にて、執心功者の向は、胴分などは、自分細工なりとも追々拵へ、相用候樣の運に相成候間、此儀も可被心得候、

〔嘉永明治年間錄五〕今歲〇安政三年江戸麴町原ニ於テ炮烙調練流行ス

銘々甲冑、又は竹。具。足。等を著し、甲の前立に土器を付け、〇中略東西寄せ來り、檜劒の試合にて、右の土器を打破られたる者負となる、

〔鶖峯文集序八十三〕劍術書序

昔項羽謂、劒者可敵一人、而難敵萬人、然漢祖曰、提三尺劒以取天下、雖主將之貴、其言如此、則生於士林之家者、不可不知劒術也、知此術者、可以禦不虞之變、實是護身之備也、本朝者用武之國也、無貴無賤、爲男子者、無不佩刀、然不通其術、則雖飾腰帶、何益有焉、世多說劒術者、不得之於心、則不能應之於手、然唯受其師說、而就自家以積工夫而已、故其所言如無源之水、其所用有多岐之迷、故或託佛說以誣人、或假禪話而談空、豈其劒術之本意哉、不可不擇焉、加藤省齋、潛心劒術年久、頃年偶遇一異人、聞其所說、有所理會、於是擧其件々、各取孫呉韜略、而爲之證、且其間有暗合聖賢及宋儒之言、則併按以爲自得之便、遂筆之以爲一小冊、由是觀之、則如活水之有源頭、

〔たはれぐさ〕大刀をよくつかひて、名人といへるひとのうちには、自然と心の體をさとり、また身の

居合

もちやうを忘れるもあり、柳生の何がし、澤庵和尚の袈裟を屏風にかくるを見て、大刀の法を悟りしといへり、さもあるべし、○下略

〔閑窻自語〕捷猪老士語

前左將監藤原武盛入道（宋人村田國身なり）かたりしは、寶永のはじめつかた、相國寺のあたりに、としよるまで劍術をしへて、世を渡る士あり、たけもひきく、やせからびたりければ、いかにもさせるわざもあらざるよし、人いひあへり、しかるに、かの士あさとくおきて、かどにたゝずみけるに、はからずも、手負けるあら猪のかけきたり、にぐべきやうもあらざりければ、もたる杖にて一打にうちけるに、杖はほそかりければ、ふたつに折れけり、しゝはかしらの骨をうちくだかれ、つひにたふれぬ、これを見て、日ごろ心ゆかずおもひけるものも、今かく年老いても、年來の習練むなしからざる事を感せしとなり、

○

〔書言字考節用集〕八言辭居合（劍術、林崎重信末派也、又謂之利方、）

〔好色一代男〕三女は思はくの外

小鹽山の名木も落花狼精、今一入と惜まるゝ、けんぼうといふ男達、其比は捕手居合はやりて、世の風俗も糸鬢にしてくりさげ、二筋懸の髦上髭殘して袖下九寸に足らず、染分の紐帶、せかいらげの長脇差、爰ぞと思ふ人、大方は是王城に住む人の有樣、今に見くらべて昔を捨るぞかし、

〔人倫訓蒙圖彙〕二居合　ゐあひは、大刀打の根元なり、兵法といふは、敵に向て大刀をあはするは、腰より拔出しての上也、拔ずして兵法あるべからず、然ば拔を第一とす、長短の打物によつて、拔やう品々あり、又は所の廣狹、地形の高下と、坐したると立ちたるとあり、敵に其色をさとらせず、柄に手をかくるより拔いだす遲速によつて、勝負の二道こゝにあれば、いかでか學ばずしてあ

らんや、諸流多き中に關口流其名高し、

〔嬉遊笑覽 四 武事〕居合、やはら、浮世物語（淺井了意作、明暦萬治ごろ、）ゆく〳〵は渡り奉公、歩わか黨にもなさばやと思ひ、居合、やはら兵法なんど、をさなきより手なれさせ云々、（中略）一代男（天和二）けんぼうといふ男だて其頃は、とりて、ゐあひ、はやりて、世の風俗も糸びんにしてくりさげ、二筋かけのもとゆひ云々、けんぼうは、宮本武藏と鬪し吉岡氏なるべし、慶長頃のことゝ聞ゆ、（中略）又慶長頃、とりて、ゐあひ、はやる、とりては卽やはらなり、ゐあひは今のごとく大刀拔わざをいふは、人倫訓蒙圖彙にも、ゐあひ、とりてと並べいひて、柄に手をかくるより、拔いだす遲速によつて、勝負の二道こゝにあれば、いかでか學ばずしてあらんやといへり、諸流多き中に關口流其名高し、されどもゐあひといへるは、今云、柔術なり、貞德が油滓に、ふぐりをしめてきいめかせけり、ゐあひする物にはならぬ相撲取、とあり、しからば上に引たる草子どもに、居合、やはらといひ、とりて、居あひとあるは、いづれにかあらん、思ふに、居合は、とりてにも大刀拔ことにもいふべきことしらる、

〔蘐園秘錄 十一〕比較

昔ノ武士ハ劒術ナク、居合ヲ專ニ習タリ、甲胄ノ上ニテハ、刀ノ寸ノ延タルハ拔カヌルモノナリ、加藤淸正、宇土攻ノ時、南條玄宅、三宅角左衞門ト鎗ヲ合セ、玄宅ハ後ヘヌケ、角左衞門ハ前ヘ拔ケタルニ、角左衞門ガ若黨後ニアリ、玄宅ガ額ヲ切ル、玄宅目眩テクル〳〵ト廻ラレタルガ、廻リナガラ刀ヲ拔テ、彼ノ若黨ヲ拔打ニ胴切ニシラレタルト、戰場ニハ如此ワザモアレバ、昔武士ノ居合ヲ專トシタルハ、尤ノコト也、

〔劍法略記 三〕居合學びの大むね

このならはしの敎へは刀のさしざま、鞘のかけざま、鞘口の（鯉口ともいふ）さきり樣、柄手かけ樣、大紋形のことゆゑ、（柄手をかけざる前のならはしなり）ぬきがゝり、鞘のうちぬきはなしきり付、柄手のわたりかざしざま

うちざま、手のうちのこゝろえめゆるめ、あしのふみ出しざま立ざま、手の高ひく、手ぶさの習ひなどのくさ〴〵より、はたらきにわたるのしざま、勝まけのわかるゝきは〴〵、刀のあつかひ、をさめざまなどのことわざを初め、習はす敎へにして、勝まけにかゝはりたることはなきに、おのづから其ことはこもるなれば、常にこの習はしを重ねて、手にならしそむる時は、筋になれ、骨になれ、かたちにそみ、心に氣に入て、刀も業も我がものとなりて、我もしらず人もしらず、心をさまり靜にして、心氣かたちにあらはれ、ゆたかにして物よくとゝのふなれば、おもひよらざる變に應ずることの、おのづからそなはりて、妙なる靈しきことをなし得るなり、よく學びならはして、己がものとなさゞれば、すむまじきわざなり、この敎につきては、ことわりいと多し、

〔武藝小傳六〕林崎甚助重信

林崎甚助重信者、奥州人也、祈林崎明神、悟刀術精妙、此人中興拔刀之始祖也、

〔北條五代記四〕關東長柄刀の事附かぎ鑓の事

さて又長柄刀のはじまる子細は、明神〇鹿島老翁に現じ、長柄の益有を林崎かん介〇かん介本作勘助一勝吉と云人に傳へ給ふゆゑに、かつよし、長柄刀をさしはじめ、田宮平兵衛茂政といふ者に是を傳ふ、〇下略

〔武藝小傳六〕愚曰、勘助は轉寫のあやまりならん歟、五代記には勝吉と有、傳書には重信と有、明神老翁に現じて傳へ給ふといふは、鹿嶋の神をいへるか、傳書には奥州楯岡の近邊に林崎明神と云神社あり、甚助此神を祈て妙旨を悟るとあり、

〔武術流祖錄〕拔刀

田宮流　田宮平兵衛重正〇以下註略　　一宮流　一宮左大夫照信

一傳流　丸目主水正　　伯耆流　片山伯耆守久安

〔以心流居合相傳卷物〕以心流居合、相傳申處無₂餘事₁、多日思想御執心不ㇾ淺、其上我等弟子雖₂繁多₁、出群拔粹之故、感₂其器用₁、爲₂上極意₁、不₃相淺₂傳授₁者也、自今以後、於₂競望在₁之者、以₂誓紙₁血判之上、可ㇾ爲₂許容₁、但極意之位者、究₂行解相應₁之者、可ㇾ有₂相傳₁者也、時々無₂間斷₁可₂勤從₁、他流無₂誹謗₁樣、可ㇾ爲₂吟味肝要₁者也、仍免ㇾ之帖如ㇾ件、

寶曆元辛未年十二月七日

鈴木兵左衛門尉吉定

伊藤總左衛門尉憲行

伊藤官大夫黎仙朱印

宮城忠治殿

〔武藝傳統錄〕〔下〕水野流居合

水野新五左衛門重治、法名不ㇾ知、萬治元戊戌年七月十八日死、水野重治者、生國安藝廣島浪人、紅山曰、福島參議正則家中ナランカ、後江戸住居、寛永年中、柳生但馬守宗矩以₂吹擧₁、堀田加賀侯正盛、于ㇾ時老中ナリ、淺草下屋敷へ、大猷大君〇德川家光渡御之砌、重治居合、奉ㇾ備₂台覽₁、以後本國へ歸所、松平薩摩侯光久依ㇾ招、於₂薩摩國₁浪人分ニ而賜₂六百石ヲ₁、後爲₂入道₁號₂柳滴ト₁、

大矢木又左衛門正次、法名不ㇾ知、貞享元甲子年五月三日死、大矢木正次者、生國武藏國入間郡河越、水野重治之傳ヲ繼デ、奉₂仕興禪君₁、後爲₂浪人₁、江戸住居、門人之內、師範家奥田新助、

大矢木正次免狀師範

木戸重右衛門正時、八十二歳、法名眞頁院、享保十一丙午年十二月二日死、匹田流槍術、居合、二流之師範、

實父正時免狀師範相繼

木戸千右衛門正與、四十五歳、法名淨光院、享保八癸卯年九月九日死、實父正時ニ先立テ死、

實父正與免狀師範相繼

木戸分次郎正稔、六十七歳、法名淨曉院、安永八己亥年五月十七日死、實父正與早世ニ付、爲₂嫡孫承祖₁、後剃髮シテ號₂左人ト₁、

實父正稔免狀師範相繼

木戸彌治右衛門正勝、法名自證院、寛政八丙辰年十二月廿六日死、正勝、木戸ヲ城戸ニ改、門人ノ內師範家、大森十左衛門

直慶、
城戸鍛藏正貫、（實父正勝免狀師範相繼）（六十五歲、法名自樂軒、天保三壬辰年五月十八日死、）後爲剃髮號自樂、
城戸千藏正綱（實父正貫免狀師範相繼）○中略
加藤權兵衛且氏、（奥田正武免狀師範相繼）（七十歲、法名了水自休信士、享保八癸卯年正月十一日死、）且氏家之傳曰、本姓加賀、後改加藤、寶永五年、加賀姫君御入輿ニ依ル乎、元祖水野柳滴重治之流ニ付、水野流ナリシヲ、且氏ニ至テ、自己ニ水流ト改、則傳書ニハ水野流ト書シ、又一卷ニ水流居合彌和羅之序ト書、其文中ニ、專ラ水德之以意ヲ主トスル所ヲ述、則存命中、法名ヲ自ラ付シト傳承セリ、

〔武藝傳統錄下〕家次流居合

那須五左衛門家次　此一流ヲ工夫而、諸國修行ニ出、後加州ニ居住之由傳承也、
那須忠左衛門忠清、（家次弟也、讓免狀他國依テ師範）（法名恕岩宗忠禪門、寛文四甲辰年五月十日死、）忠清者、中村內藏助種政弓術免狀、佐分利猪之助槍術免狀、武宮嘉兵衛砲術免狀、其外他藝之人也、三代目迄、色々卷物等數々有之、中ニモ中村左太郎、中村內藏助、父子三代之免狀迄所持ス、後年有故家斷絕、祿賜三百石、當那須平三郎家、

〔武藝傳統錄下〕化顯流居合

深尾角馬重昌、（法名守義院清勇居士、天和二壬戌年十月廿七日、切腹、）寛文十一年分限帳、三百石喜六トアリ、　前重良ト傳書ニアリ、自己之以工夫、雖井蛙流劍術、安心流、化顯流居合ト三流之元祖也、

〔水府武術傳系〕田宮流居合

林崎甚助重信（奥州ノ人也）
　├柴田次郎衛門文貞──林十左衛門景納
　├佐野四郎衛門
　└長尾左大夫（當時指南）

奥山市之衛門勝吉 ── 小川喜衛門正廣

小川喜衛門 當時指南

〔紳書一〕居合達人の事

牛一物語しけり、越前の一伯殿の時に、何某と云し武功のもの、事有りて三國に籠りしを、鶴見助兵衛といふ、是も武功の者に、召捕て來れと仰られたり、鶴見申けるは、某遂に人を捕し事なし、仰を蒙りて捕ざらんは、身一ッの恥には不可有と申す、只行候へや、若叶ざらんには、討て捨よと仰ければ、さらば辭し申所にあらずとて行て、如何にやしたゝめけん、連立てふねに乘て伴ひ來る、刀をもさゝせたり、跡より歩行のもの、足輕などいふもの二十人計遣されたり、是等も同じく舟に乘しが、鶴見小男にて、彼は大力の大男なり、いかで刀をも差させて、打解て參る事ぞと片唾を呑たり、つる見は艫さきの方に腰をかけて居たり、彼もやがて鶴見が側らに、船ばたに泉て居る、茶をすゝめければ彼飲けり、何角の物語などして行に、既に城下近く成なん程に、彼男、づぶと水に飛入たり、すはやと人々驚きて、水に得たるも得ざるも、皆飛入らんとせしに、鶴見は其まゝに船の艫先に腰打かけて居ながら、右手にて髭を撫て、皆々驚べからず、いづくへか遁るべき、此一國のうちの事は、海をも川をも捜し得ん事成る事にてあるなり、但し今に浮き出づべきぞ、此船さし留よといふ内に、水の色紅に成し所ありしかば、あの所より出べし、船差よせよといふ内に、彼死骸うかみ出るを引上て見たれば、高股切落されて浮出たり、彼が飛入を見て、鶴見切て刀を鞘に納めしを誰も見たる者なし、早業のほど人々大に驚きけり、

〔武藝小傳六〕田宮平兵衛重正

田宮平兵衛重正者關東人也、從林崎重信、得拔刀之妙術、實盡變入神、後改對馬、其子對馬守長勝、繼箕裘之術、仕池田三左衛門尉輝政、後致仕改常圓、赴紀州、奉仕大納言頼宣卿、領采邑八百石、其子掃

部長家、後改平兵衛、大猷大君〇徳川家光欲見田宮之藝、命賴宣卿被召江戸、登營其術奉備台覽、顯其名於日域、其子三之助朝成、後號常快、其子次郎右衛門成常、繼箕裘之藝、奉仕中納言吉宗卿、其末流在諸州、可謂傳芳名於千歲者乎、有寄木三右衛門清勝者、紀州人也、自幼弱從田宮長家、練習有年、後從朝成、終得其宗、延寶年中、來江都、以其藝鳴、

〔武藝小傳六〕丸目主水正

丸目主水正者、不知何許人、自壯年好刀術、達拔刀之妙旨、臨機應變、無出其右者、潛稱一傳流、國家彌右衛門、得其傳、國家以是傳之朝山內藏助、朝山以是傳之海野一郎右衛門尙久、尙久傳之金田源兵衛正利、正利門人若干、日夏彌助能忠者、得其宗、爲精妙、

〔武藝小傳六〕片山伯耆守久安

片山伯耆守藤原久安者、好刀術、悟拔刀妙術、或時詣阿太古社、而祈得精妙、是夜夢貫字、覺而後惺然而明悟、關白秀次公、聞其術之精妙、召於營中學其藝、慶長十五庚戌年仲呂八日、以其藝參內、被叙任從五位下伯耆守、顯芳名於四海、後赴周防、又移藝州、後於周防死、其子伯耆久勝、繼箕裘藝、居吉川家、後來江戸、以刀術大鳴、後又歸周防、諸州其末流多、

〔武藝小傳六〕成田又左衛門重成

成田又左衛門重成者、居武江、從片山久勝而得其宗、石尾伊兵衛季重、受其傳、相原鄉左衛門是平、繼其傳、是平門人多、藍原源太左衛門宗正、得其宗、

〔嬉遊笑覽四武事〕延寶の頃、かまんとて、居合やはらを見せものにしたるもの葺屋町にありし、古圖に見えたり、これは今の如く長き刀を拔しなるべし、近時の松井屋源左衛門などの如く、藥など賣たるもの歟、萬歲諸用日記寛延元年の反古にて、表紙うら打したり、拔合の法、關口、多田、片山の諸流、皆其法具り申事にて候、其内大口流の居合刀は、木刀を仕込申候所作少き物にて候故、世上に曲拔とて、三方にのり、一丈の刀、中取仕、或は欅掛など申類は、一つも役に立不申候、拔合はたゞ鯉口の

はなれ一種にて、指て外に子細無之由に候、

○

〔書言字考節用集 器財七〕手裏劍(シユリケン)

〔奥州波奈志〕上遠野伊豆

上遠野伊豆と云ひし人、明和安永の頃つとめし人也、八百石 祿 武藝に達せしうへ、分て工夫の手り劍妙なりし、針を一本、中ゆびの兩わきにはさみてなげいだすに、その當り、心にまたがはずといふことなし、元來このはりの工ふうは、てきに逢し時、兩眼をつぶしてかゝれば、いかなる大てきにても、おそるゝにたらずと思ひつきしことゝぞ、常にはりを兩のびんに四本づゝ、八本かくしさして置しとぞ、此世の頃までは、いまだこわきてきも有つらんによりて、かくは思よりつらん、今の世人の弱きこさ、たさへに取がたし、先々の國主、御このみにてうたせられしに、御杉戸の繪に、櫻の下に駒の立たる有りしを、四つ足のつめをうてと有りしかば、二度に打しが、少しもたがはざりしとぞ、芝御殿御類燒の前は、その跡たしかに有し、(中略)手利劍は、一代切にて習人なかりき、尤人のならはんといふこと有ても、元來人にをしへられしことならねば、何とつたふべきこともなし、たゞきこんよく、二本の針を手につけてうちしに、おのづからえしわざなりと答へしとぞ、

〔幸庵對話〕一竹村武藏子は、與右衞門と云にけり、父に不劣劍術の名人、手裏劍の上手也、川に桃をうけて、壹尺三寸の劍に而打に、桃の核を貫きたり、

傳家

槍術 棒術 併入

槍術ハ、其濫觴ヲ詳ニセズ、槍ハ、南北朝ノ比ヨリ書史ニ見エテ、戰場必須ノ具ト爲リ、其流派モ甚ダ多ク、中ニモ寶藏院ハ、奈良ノ僧ヲ以テ、世々此技ニ長ジ、每ニ幕府ニ召サレテ其技ヲ演ジタリ、

棒術ハ、一ニ棒ノ手ト云フ、棒ヲ使フ法ニシテ、荒木流、山科流等最モ名アリ、

〔武藝小傳 七〕槍術

槍者、大己貴命廣矛、中大兄皇子長槍之類也、上古之槍、後世謂之槍、中興戰國以來、達其術者多、流派益繁多也、

〔懸間錄 十二〕予〇大野貫一ガ修行階梯トセル、槍薙刀ノ流傳ト言ヘルモノハ、疋田流ト號シテ傳來セリ、疋田流ハ、疋田文五郎景兼入道栖雲齋ガ流ナリ、此人永祿、元龜、天正、文祿頃ト聞ユ、〇註略其外其頃ニハ號流ヲ立テ、技術ニ鳴ヌルモノ甚ダ多クシテ、今當ニ流名ヲ喚ブモノ皆其枝葉ナリ、サレバ彼是ト其技術、其器ノ利害ヲ論ジヌル樣ニナリタリ、其尺モ長短アレバ、本文ニ持槍、身共ニ二間ニシテトハ書タルナリ、此二間トイフハ、今俗ニ疊尺一間是ナリ、〇註略此尺二間、彼持鎗ノ尺ナリト本文ニ云ケルナリ、此定メハ勿論通例ニアラズ、ヤハリ得心先生ガ流義ナリ、元來ハ其人々ノ所好ニ因リヌル事ニテ比シカラズ、是實事ナリト知ベシ、或其鎗ニヨリテハ、其尺ヲモ可定置ニヤ、其鎗トハ、番鎗數鎗ノ類是ナリ、此鎗ハ幾百本モ庫藏ニ貯ヘ置テ、臨時ニシテ配分スベキ爲ナリ、又番所詰所等ニ懸ケ列ネ置テ、番士取テ忽變ニ用ユベキ備トス、サレバ普通ノ人ニ相應シテ、其輕便ナルヲ肝要トス、故ニ其尺大體九尺計ヲ以テ利用トス、可考、〇註略彼持鎗トイフモノト、番鎗數鎗ト喚物ト一同スベカラズ、或本文ニ持鎗ト號、別ヲ云ヒヌルハ長柄鎗〇註略番鎗數鎗等

ヲ初、其外異物ナル槍ニ對シテイフナラン、〇註略士列ノ一同ニ令レ持テ、自身ニ此槍ヲ取テ相戰事ナレバ、己ガ所好ニマカセ、格別ニ心ヲ用テ製、𢌞信長記太閤記ニ、手鑓トアル是ナリ、〇註略或樫柄ヲ可トストハ、彼手槍ナレバ、其柄ノ堅固實正ナラン事ヲオモヒテ、樫木ヲ柄トナシテ極品トス、イカニモ樫柄ニ勝ル物不レ可レ有、予弱冠ノ頃ヨリ、孟雅先生ガ槍場ニ出精シテ、此孟雅先生トハ、井尻武左衛門也、匹田流槍術者ナリ、試レ之テ見ルニ、同ジ樫木ノ内ニテモ、剛柔鈍利ノ差別アリ、況此外槍柄ニハ用ユマジキ木アリ、勿論古代ヨリ種々ノ木ヲ以テ、其柄ト爲ルナルベケレド、樫木ニ勝ルモノナケレバ、徒ニ此物ニ必セルモノ歟、

〔武術流祖錄〕槍術

鎌寶藏院流　覺禪房法師胤榮〇以下註略同　中村派　中村市右衛門尙政
高田派　高田又兵衛吉次　下石派　下石平右衛門三正
旅川流　旅川彌右衛門政羽　無邊流　大内無邊
山本無邊流　山本無邊宗久　建孝流　伊東紀伊守佐忠
虎尾流　虎尾紋右衛門三岫　田邊流　田邊八左衛門
富田流　富田牛生　中根流　中根一雲
打身流　打身佐内　佐分利流　佐分利猪之助平重隆
本間流　本間勘解由左衛門　離想流　石野傳一氏利
神道流　飯篠若狹守盛近　樫原流　樫原五郎左衛門俊重
本心鏡智流　梅田木工丞治忠　一中流　東梅龍軒一中
大島流　大島伴六吉綱　種田流　種田平馬正幸
船津流 內藏助流　船津八郎兵衛　京僧流　京僧安大夫

一旨流　松本利左衛門利直　　自得記流　土岐山城守頼行

木下流　木下淡路守利當

〔明良帯録 二〕寶藏院

鎗の家にて、鎌鎗の利用妙術を習錬して、其名世になる、水月の鎗筋、至てするどくしてけゝ、首迄こき詰めて切て放す、鎗の十文字にて掛けて拋る也、法體といへ共、十文字の鎗を以て出府す、南都の沙門也、其初鎗術はなし、暦應年中、楠の一族和田源秀、鎗を以て戰ひしより、素鎗、十文字、片鎗、管反鎗、大身鎗などあり、山本加兵衛は無邊流、大島雲平は大島流、旅川彌右衛門は旅川流、櫻田杢之助は鏡智流、松本理左衛門は一指流、佐分利流、五之坪流、本間流、温故流、新智流、青岡流、此餘擧て數へ難く、其流義を極、一家をひらき、妙用を悟りたるなり、

〔武藝小傳 七〕寶藏院胤榮

寶藏院覺禪房法印胤榮者、中御門氏、南都之僧徒、雖爲釋門、而好刀槍之術、與柳生但馬守宗嚴、共學刀術於上泉伊勢守、又有大膳大夫盛忠者、槍法之達人也、修行諸州而來南都、胤榮留盛忠於寶藏院、學槍法、既熟矣、取履從胤榮者多、中村市右衛門尙政、獨得其宗、胤榮在釋門、而業武事者、固非本意、吾後嗣必不可學武事、不如無武器、故兵器若干、以授于中村、寺中無兵器也、後嗣權律師禪榮房胤舜、十九歲之時、胤榮寂、于時慶長十二丁未年正月二日、享年八十有七、胤舜想、吾此寺者、非釋氏遺經之故、只先師胤榮槍術之故也、不可不繼其槍術也、寶藏院之邊、有奧藏院者、日蓮黨之僧也、此僧從先師胤榮、爲精妙、故胤舜招之、日夜勉習、終至其極、可謂槍法之入神者也、慶安元戊子年正月十二日、享年六十逝、覺舜房法印胤淸、繼胤舜之嗣法、又得槍術之妙、元祿十二己卯年四月四日逝、六十五歲、(或曰、胤舜十六歲之時、胤榮逝、按胤舜者、天正十七年生、慶長十二年胤榮逝、時十九歲乎、)

山上秀澄曰、寶藏院胤榮は、釋氏たれ共刀槍の技術に達せり、高觀流の直槍を修行者に習ひて、

後工夫を加て鎌槍となす、寶藏院流と稱する也、

〔甲子夜話三編六十五〕宗耕ガ云ケルハ、可兒才藏、寶藏院ニ逢テ云ニハ、我元來鎗法ヲ知ラズ、鎗ハ何ニシテ勝ヲ得ルヤト、院答、上段下段相カブリノ外ナシ、才藏解ラズ、主人福島左衞門大夫ヘ、コノ術ヲ習ハントト告グ、福島許ス、可兒廼南都ニ往テ、院ニ斯術ヲ習フコト日アリ、歸テ戰場ニ赴クニ、還テ怯心起テ進ムニ難シ、因テ復南都ニ往キ、實ヲ以テ告グ、院曰、知ルコト未ダ半也、可兒更ニ學ブコト數月、得テ歸ル、是ヨリ敵ノ槍道ヲ視ルコト明ニシテ、廼我ガ勝路ヲ得タリト、又コノ寶藏院、今ニ繼目ニハ、關東ニ下テ拜禮ヲナス、此時僧ノ從ニ鎗ヲ持タスト、寶藏院退院シテハ、觀音院ト號ス、又コノ院ニテハ、十文字トハ稱セズ、月鎗ト呼ブ、コレハ元祖寶藏院ハ、モト直槍ナリシガ、或トキ八日ノ月影、水面ニウツルヲ視テ、アレハ直刃ニ斯ク横手ヲ加ヘン者ヲト、因テ十文字ノ形ヲ作テ、月鎗ノ名アリト云、

〔綾瀨先生遺文下〕新當齋試技之碑

新當齋、以擊劍宗盟一世、執劍上場、比較其技、開闔操縱、機會萬變、無方處無定體、一刀掣電、所向披拉、若其鎗術、究寶藏院之秘蘊焉、前誌載、天正中南都寶藏院僧覺禪坊胤榮、鎗術集古今之大成、其法嫡嫡相傳、統統相承、至新當齋十二世、意解神悟、益啓其秘焉、於是聲名震爆一世、嘗謂鎗術非特陷陣摧堅、提一枝而當萬簇、攻守之勢異、而應急合卒、間不容髮、苟非恢恢乎其於遊刃必有餘地者、豈能至于此、後遊安房、與從遊之徒試之曠野、矢來如雨、鏃蜚如蝱、於是挺鎗而立、不動聲色、左擺右當、倏焉忽焉、變化無窮、矢皆粉碎墜于地、衆服其技之神、乃卜鋸山之地、建石而勒之、新當齋少時、從先君子受經、於是諸弟子等、使余撰之、余義不可辭也、乃略記其事、而傳之後世、求觀斯道宜必自斯文始也、

〔武藝小傳七〕大內無邊

大內無邊者、羽州人也、自壯年好槍術、刺穿得妙、潛號無邊流、傳書曰、無邊祈羽州橫手郡仙北眞弓山

神、蒙靈夢悟神妙也、大内上右衛門、繼其傳、大内清右衛門、繼箕裘之藝、而爲精妙、從清右衛門、遊其門者甚多、椎名靱負助、得其宗如神、小泉七左衛門吉久入道休人、居椎名之門、得其一貫、寛文三癸卯年十月晦日、死於浪速、

〔續武將感狀記　十〕大内無邊ハ、出羽國横手郡大内庄ノ人ナリ、戸倉川ノ湄ニ生長シ、鮭魚ヲ捕テ以テ業トナス、其法長竿ヲ取テ、上リクル魚ヲ鉤子(ヒキカケ)テ沙上ヘ撥(ハネ)アゲ、日々ニ數十尾ヲ得ル、遂ニコレヲ以テ槍ヲ弄フ術ヲ工夫シ得タリ、郡中ノ士人從テ游ブモノ多シ、無邊ノ業マス／＼進ミ、近國ヨリ來リ學バムト請モノ歷々トシテ算ルニ暇アラズ、無邊ガ云ク、我家貧シク母老タリ、一日モ徒ニ駒隙ヲ費スベカラズ、我業ヲ學バムトナラバ、共ニ川邊ニ來レトテ、從游ノ士ヲ具シテ戸倉川ノ邊ニ至リ、長竿ヲ揮ウテ水ヲ鉤子ヒキカケス、從游ノ士アヤシミ見テ、先生何ノ戲ヲナスヤ、無邊云、鮭魚サカリニ上リ、我既ニ數十ヲ得タリ、公等コレヲ見ルコトナキニヤト云、從游ノ士驚テ云、先生狂セリヤ、更ニ一尾ノ鮭魚ナシト云テ、且怪ミ且疑フ、無邊マタ云、我竿上ニ數十ノ魚アレドモ、公等ノ眶ニ一尾ノ鮭魚ナシ、公等ノ眼中ハ川ノ中ニアリテ我手ヲ見ズ、コレ竿頭ニ魚ナキ所以ナリ、重テ我手ヲ見テ魚ノ有無ヲ知ト云テ、マタ川水ヲ鉤子ス、一人ノ云ク、魚アリ大ナリト云、無邊笑テ云コトナク、又川水ヲ鉤子ス、一人ノ云ク、魚アリ小ナリ、無邊マタ云コトナク、川水ヲ鉤子ス、一人ノ云ク魚ナシ、其時無邊、ソノ士ヲ招テ云ク、公スデニ我業ヲ知レリ、コレヨリ後ウムコトナクバ、自然精妙ニ至ムト云、ソノ人ノ云ク、精妙ハ我ニアリ、至モ不至モミナコレ我ニヨレリト云テ去、此人別人ニアラズ、山本郡ノ人ニシテ、後ニ無邊ノ名ヲツギ、山本ノ無邊ト云コレナリ、○中略其後無邊ノ子上右衛門、コノ技ヲツギ世ニ名アリ、上右衛門ノ子ヲ清右衛門ト云、尤祖父ノ藝ヲ襲テ精妙ニ至ル、其門人椎名靱負助、コノ術ヲ傳フ、世人コレヲ神變ナリト云、大内無邊流ト稱スルニ至ルトナリ、

〔常憲院殿御實紀 三十九〕元祿十二年三月廿六日、大番士山本加兵衛久明、其子無兵衛久豐、番ゆるされて寄合に列せしめらる、こは槍の技に長じたれば、徒弟をひろく敎導せよとてなり、

〔武藝小傳 七〕佐分利猪之助重隆

佐分利猪之助平重隆者、原或藤從富田牛生、悟富田流妙旨、猶加工夫、潜稱佐分利流、慶長五庚子年、石田治部少輔三成、謀叛之時、富田信濃守信高、通志於關東、籠居於勢州津城、時凶徒來而圍、相攻急也、重隆在城中、以槍震擊、而大顯勇功、後仕池田三左衛門輝政、大鳴、從遊者多、佐分利源五左衛門重賢、佐分利佐內重可、各得其宗、佐分利平藏重種、繼重賢之傳、其末流在諸州、有大庭勘助景包者、從佐分利重賢得其宗、後改圓智、居江部、以其術鳴、

〔武藝小傳 七〕飯篠若狹守盛近

飯篠若狹守盛近者、傳神道流槍法於長威入道、而得妙、其子若狹守盛信、其子山城守盛綱、並繼箕裘之藝、有穴澤雲齋者、從山城守盛綱、得其宗如神、樫原五郎左衛門俊重、遊穴澤雲齋之門傑出、後俊重到阿州大鳴、從遊之士多矣、時阿州有槍術達人、其門人與俊重之門人、有爭論之事、俊重不得止、請檢使、與槍術者以眞槍爲勝負、俊重以鍵鎗突而殺之、我亦被疵、加療養、了奔紀州、蟄居於高野山、後紀州賴宣卿、召之於和歌山、俊重應命奉仕賴宣卿、從遊之士多、超倫者、小谷角左衛門、同佐左衛門等也、俊重之英名、徧于海內、世人推曰樫原流、

〔甲子夜話 十四〕筑前黑田家ノ臣ニ、伊岐流ト云槍術ヲ傳ルモノアリト聞テ、林蕉堂、彼藩ニアル社中ノ者ヲシテ問ハシメシトキ、先ヨリ出シタル書付ナリトテ、一日示サレタリ、神祖ノ御用キアリシ槍術ト聞ケバ、貴重之念發ルマヽ、其書付ヲ寫シ留ム、

上　　伊岐久右衛門

伊岐遠江守流槍術、追々相傳り候次第等御尋ニ付、舊記幷申傳之趣を以、荒增書取、左之通差上

申候、

伊岐遠江守〈眞利〇註略〉は若年の比より、柳生但馬守樣に隨ひ、數年大刀術を修行し、朝練夕磨の功を積、但馬守樣第一の御門弟となり、御同人樣御卒去之後も、御子息但馬守樣を始、御連枝樣方不ㇾ殘、劒術取立成就仕候由、遠江守は、師但馬守樣御在世の頃より、直鎗一流の鼻祖たらんとの志深く、十餘人の兵師に會し、術法の薀奧を味ひ、日夜倦ことなく、身命を拋、工夫鍛錬を以、終に直鎗一流を立、伊岐遠江守流と號し、其名廣く聞え、信長公、秀吉公、神君、台德公に及て、每度切組仕相の術を備二上覽一、流儀をも申上、殊更神君よりは蒙二上意一、下野國やなひそふと申深山に三ヶ年引籠り、九尺柄鍔鎗の勝術を工夫し、鍛錬成就之上、於二駿府一其術備二上覽一候處、厚く御稱美之上、御刀一腰、御手馴之御竹刀二筋拜領、其節流儀、後代まで重く仕候樣被二仰付一候、依ㇾ之其已後切組仕相ともに、他見を許さず、平常稽古とても、作法を正しく仕候儀、流法といたし、免許狀相傳之節は、右旨趣之掟書一卷相添、堅く相守らせ候儀に御座候、扨又右九尺柄は、切組成就之上、鍔鎗二筋相仕立、一筋は神君へ差上、一筋は手許へ召置候由、〇中略

亥十二月　　伊岐久右衞門

〔武藝小傳七〕伊東紀伊守佐忠

伊東紀伊守佐忠者、奧州人也、好二槍法一、精二管槍一、〈傳書、管槍作二早槍一、〉潜稱二建孝流一、傳之落合長門守康正、高木刑部左衞門昌秀受二落合之傳一、刺穿得妙、小笠原內左衞門貞春、從二昌秀一得二其宗一如ㇾ神、又芟ㇾ繁補ㇾ闕、大中二與其術一、後仕二中納言前田利常卿一、領二采邑千石一、居二加州一、後於二相州箱根驛一死、從二小笠原一習二其術一者多、葦谷治兵衞言眞、得二其宗一、又有二虎尾紋右衞門三岫、田邊八左衞門者一、從二貞春一力學有ㇾ年、後從二言眞一得二其宗一、田邊以二槍術一奉二仕尾州義直卿一、賜二采邑八百石一、子孫相續在二尾州一、今猶稱二虎尾流田邊流一、末流在二諸州一、又有二水島見譽言之者一、自二壯年一好二槍術一、游二小笠原貞春之門一、後從二虎尾三岫一得二其宗一爲二精妙一、後被ㇾ召二於紀州一、仕二大納

言頼宣卿、以槍法顯名於華夷、慶安四辛卯年、六月廿日死、法名奪境見衆、

〔近代世事談二器用〕管鎗（くだやり）

慶長のころ、江州佐和山の主、大谷刑部始て作る所也、刑部は病ふ事ありて、手の中心にまかせず、よつて管鎗を工夫すと也、事始に云、手（て）ぼう左馬之助始て作ると有、

按、手ぼうといふ苗字未ゑらず、さだめて異名なるべし、手ぼうといふによりて見れば、刑部が手のうち自由ならざるといふにひとし、刑部を始は左馬之助といへるか、まさしく同じ人なるべし、

〔八水隨筆〕今もてはやす管（くだ）やりといふものは、元祖すやりの上手なりしが、左の大ゆびを落して、たゞつかはれぬゆへ、手くびにくだを結付てつかひし也、其弟子ゆびの全きをわすれて、同じ管をもちひ、今に至りてははしりのため、つきのためなど、遁辭をかまふ、今は妙術あるにもせよ、もとは變より據なく出たる管なり、其術の巧拙を論ずるにはあらず、その本意を失ふをこゝにゑるすのみ、道理をゑらぬ管やりつかひが聞かば、さぞ腹立べし、よくがてんがゆかば、管をくだきて可なり、

〔鷲峯文集記十五〕鎗書記（中山新左衛門求之、大橋長左衛門爲紹介、代家君作之、）

夫鎗者、本朝之兵器、而其字亦我國之所制也、嘗聞中華之昔、羲農造干戈、軒轅作槍、蚩尤作戈殳戟酋矛夷矛、謂之五兵、後世戈戟之制、同類而異形者居多、諸葛孔明始以木作槍、以鐵爲頭、其長二丈、或以竹作之、其長二丈五尺、蓋是與鎗相似乎、本朝之有戈矛、既權輿於神代、然則鎗之爲器、欲起于近世、其理亘倭唐、共以久遠也、就想軍將以是示威破敵、士卒以是先登立功、嗟夫當兩陣相對主客相持、弓銃太過、刀劒不及、而計其遠近之間、突起奮進者、非鎗而何哉、殺活之爭、忽決于手下、勝敗之勢、既著於此時、誠是兵器之最、而勇士之技也、其法不可不知焉、往歲有竹內藤一郎則正者、善通鎗術、以彰其名、因。

號京八郎正家、則正嘉其拔群、悉授秘訣、且讓與其姓氏竹內京八郎、余父中山角兵衛尉家吉師正家以受其敎、傳其法、使余及弟喜六郎某習受之、余久志此道、既受乃父之所傳、且徧學他流、以竭力研精、遂窮諸家之秘蘊、彌鍛鍊之、以加工夫、於是眼之所著、手之所應、身之所運、足之所動、其術之熟、其技之妙、譬猶蹈白刃不懼、履薄氷不危也、加之雖升高不論階梯之輕捷、懸崖可撤兩手之奇法、皆無不備于方寸之間、然則學之者、柔能制剛、弱能制强、況剛强者學之、則殆可無敵乎、至其極妙、則誠難言也、凡風之所起、不見其形、是余鎚之體也、風之所觸、皆有其聲、是余鎚之用也、古人用兵、其疾如風、亦然乎、若推擴言之、則貴介公子、學之以帥兵、庶幾君子之風、假小人之草歟、故改則正流、始號風傳流、貽其孫謀、以授同志者也、己丑孟夏

〔武藝小傳 七〕石野傳一氏利

石野傳一源氏利者、始號一藏、後改彌平兵衛、奉仕紀州賴宣卿、石野彌平兵衛正直子也、正直者、後中書王後胤、赤松則村入道圓心第十一代、石野越中守氏滿二男也、氏滿後號和泉守、仕加州利家卿、氏利自少年好槍術、遊衣笠七兵衛樫原五郎左衛門之門、而得其宗、後因賴宣卿之命、從水島見聲言之、學習有年、一旦惺然悟其妙、賴宣卿大稱揚曰、氏利槍術究極、可謂古今獨步也、自今可號離相流也、慶安四辛卯年、被召於江戶、三月廿一日、於柳營奉備技術於大猷大君台中、著譽於一時、原田太右衛門、爲其相手、享年三十有一、歸紀州、門人益進、可謂盛也、元祿六丁巳年十一月十七日、七十三歲而死、法名刃霜一劍、戶山五大夫、得其宗、居紀州、奉仕中納言吉宗卿、

〔武藝小傳 七〕木下淡路守利當

木下淡路守豐臣利當者、木下二位法印家定二男、宮內少輔利房子也、自幼好槍術、爲精妙、蜩穿如神、應變無極、故其芳譽徧四海、兒童走卒、稱其術、故推曰木下流、寬文元辛巳年十二月廿九日卒、享年五十有九、

〔甲子夜話一〕足守侯ノ先代木下淡路守公定ト云シハ、槍術ノ達人ナリ、其槍穗殊ニ小ニシテ柄長シ、即今ノ足守侯出行ニ持ス所ノ槍是ナリ、予ガ先加藤氏ノ大洲侯先モ、皆ソノ門人ナリ、世稱シテ淡路流ト云シト、予此人ノ事跡ヲ聞ニ、槍ヲ以テ抗スルトキ、マヅ槍刃ヲ掌中ニ握テ露サズ、人因テ戰ベキ物ヲ知ラズ、穿進テカヽルニ、輙其刃ヲ發シ遠ク刺ス、人因テ當ルコト能ハズシテ、コレヲ無形ノ構ト謂フトゾ、

〔鷲峯文集十九説〕鏜説

聞故若州羽林近侍之士小澤宣、有所傳受、殊精其術、余曾毎見羽林、與宣相遇既久矣、往歲請余記其事、然以非余所知故辭而不肯、頃間憑田犀頻乞不措、且告曰、鏜術有數家、宣所傳者五坪流者也、他流之所秘者、或唯以短兵止敵之鏜、或唯以鏜衝敵而殪之、拘其所習用、而彼此不能相兼、唯五坪流者、欲止我之敵則衝之、欲衝我之敵則止之、敵或長於刀劍、或長於陌刀、或長於某々之器、而我以鏜當之、有必勝之術、自非達於此藝者、則不能解之、覃思研精、積工夫而后知其術之無窮而已、〇下略

〔北條五代記四〕關東長柄刀の事附かぎ鑓の事

見しは昔、關東北條氏直時代まで長柄刀とて、人每に刀の柄を長くこしらへて、うでぬきをうでつかにて人をきるべき體たらくをなせり、當世はかぎ鑓とて、くろがねを長くのべ、かぎをして、鑓の柄に十文字に入、其先に小じるしを付、柄にて人をつくべき威風をなし給ふ、物すきも時代によりて替ると見へたりといへば、人聞て、其むかしの長柄刀、當世さす人あらば、目はなのさきにさしつかへ、見ぐるしくもおかしくもあらめとわらひ給ふ、

〔武具要說〕鎗之事

横田備中守申分、美濃守申所、尤に候、塚原卜傳が、常には短き刀をさせども、覺悟玄たる事の有時は、長き刀を指と承候ごとく、常の用心、持鎗には九尺一丈に仕ても可然候、長きに俺は有之間敷

候、自然長き鑓の惡敷所にては、短むるは自由にて候、盜人殺害人等仕留候には、短き鑓も可然候、長刀など持たる敵を、九尺壹丈の鎗にて突事は、相打に罷成申候、三尺二三寸の刀にても相打になり候、短き道具をゑおほする爲の鎗を、相打に成候樣に拵ては、詮なき事たるべく候、何茂美濃守、備中守申分、至極の由申候、

〔細川幽齋覺書〕一合戰場にて鎗を合せ候に、色々稽古も可有之候得共、まづ敵の眞中を目當に致し、ひたものたゝき可申候、左候得ば、いやがりあふのく物にて候、其時胸板を突候得ば、まろび申候、總別武者は、上かぶき成もの故、ざうさなくころぶ者にて候、兎角敵よりたゝき付られ、下鎗に成候ては、不成ものにて候間、其心得可有候事、

〔明良洪範續十一〕古人曰、槍ハ我朝ノ武器ニシテ、三百年來、其製品々アリ、元ヨリ鉾ヨリ出テ、朝鮮ニモ、長鎗抔ト云武器アレドモ、我國ノ鎗トハ異ナリ、日本鎗ノ用ハ、戈ヨリ始ルト云ドモ、其由テ起ル處ハ、手突ノ矢ノ利、堅甲ヲ貫クヲ見テ工夫ヒシト也、去程ニ突出ス手ノ內、少シナマリテモ弱リトナル、弓ノ放レト同ジク、餌サシノ鳥ヲ指竿ノ直ニ行シ、鎗ノ手ノ內、力身ナケレバ、勝負ノ利モ早シ、其器ハ直成利有テ、屈曲ハ我身ニアリ、元楠家ニテ製作シタルハ、八九尺ニ過ザリシ、二間柄ノ織田家ニ出テ、今諸家ニ用ル長柄ト云、又槍落シ抔云ハ、長キニ利アリト信長ハ宣ヒシ也、十文字鎌鎗ハ、大永天文以來ノ事ニテ、大身鎗ハ、備前祐定、關孫六、尾州政常ニ多ク、總ジテ勝負ハ中墨ソムケバ負、中ズミ正シケレバ勝ト名人ノ詞信ズベシ、中ズミハ直中ニシテ、右ニ寄テモ中墨アリ、左ニ寄テモ中墨アリ、上ニモ、下ニモ、其中墨ハ氣心一致ニシテ、間ニ髮ヲモ容レズ、此所勝負ノ肝要ナリ、中ズミハ、其場其人ニ有テ、兼テ指處ナキ者也、鎗ノ名人木下淡路守、無刀ニテ、劍術名人ニ勝テ、鎗ノ術ノ名ヲ得ラレシト也、山本嘉兵衞勝行、松平新左衞門重躬、蘆田內膳宗輔等ノ名人寄合テ批判シケル、鎗ハ只クキ短カニ取テ突出ス事、矢ヨリモ早キニ勝アリ、去間同輩ノ鎗

免許

ニテハ、入身ニ勝アリト語リシヲ密カニ聞キタル人アリ、マタ中村三郎左衛門ハ、劒術鎗トモニ、上大刀ニ利アリト云フ、場所ニ高下アラバ、卑キ方ニ付キテヨリ、勝負ハ下ノ方ニ勝多シ、鎗ノ穗、大刀影ゲモ、上ヨリキタルハ見安ク、下ヨリ出ルハ見エズ、下ヨリノボルモノハ、必ラズ上大刀ニナル、上ヨリ下ルハ自然ト下大刀ニナルモノナリト門人ニ語ラレシトゾ、イヅレモ名人ノ評ニシテ、至極ノ妙手ニアランハ、工夫ニ及バズト云ヒシトナリシ、

〔明良洪範二〕寛文ノ頃、木下淡路守貞俊ハ、鎗ニ妙有、本ハ五ノ条流ノ素鎗ヲ以テ工夫シテ、自分持領ハ、杉柄ノ竹刀ニテ、スコシモサハラスル事ナキハ妙也、扨又紀州ニテハ、鎗ヲ手取ニスル者有シ故、三寸穗ハ止ラレシナド沙汰セシ、其頃ノ事也、

〔蘐園秘錄十二〕比較

戰場ニ名ヲ得タル物師覺ノ者ト云者、一人モ鎗大刀ノ藝ノ上手モナク、鎗モ大刀モ只棒ノ如クニ覺ヘテ、敵ヲタヽキ倒スコトナリ、是ニ依テ戰場ノ鎗ノ構ハ、鎗ヲ上段ニモチ、半カブリニシテ敵ノ腕ヨリハラヘ掛テタヽクコトナリト云ヘリ、又敵ノ鎗ノ上ヲタヽキテ、其タヽキタル拍子ニテ内甲ヘツキコムトモ云ヘリ、殊ニ馬上ノ鎗ハ馬タケナラデハイラズ、長ケレバ馬入ノ時、跡先ヘツカヘテアシヽ、只馬上ヨリ敵ヲウチ、又互ニ馬上ナレバ乘チガヘテ、敵ノ腰ヲ後ヨリ石突ニテ突テ、馬ヨリ突落ストモ云ヘリ、

〔幸庵夜話〕一鑓は人々の得手が有、去ども大方は穗の短きがよし、何方を突ても深しては死する事あれども、先づ心懸てつくは眉間也、然ば穗三寸あれば埒明也、當代用方とて色々の習あり、皆疊の上にて道理を以て考たる物也、夫故に難心得事も多く、其場を度々踏候へば、をのづから夫夫の用捨を自得する也、

〔甲子夜話三編十三〕新當流高上三重鑓　外物打大刀

三重　遠飛　角留

此間紙斷ス

第八上鎚合

∴天眞正―香執住―飯篠長威入道―同若狹守盛近―同修理亮盛信―岡野將監吉久―藤原宗卜花押―肥前守隆信令傳授畢

コヽニ所位ノ長威入道ハ、俗稱飯篠山城守家直ナリ、盛近、盛信ハ、同姓ナレバ子孫ナルベシ、然ドモ小傳ニ見ル所有ラズ、岡野將監モ亦所見ナシ、又小傳、大野將監ノ稱有テ名ナシ、天正中ノ人ニシテ、鞍馬流ト稱スト、恐クハ此人ニ有ラジ、年代下レルカ、尙考フベシ、宗卜モ亦見ル所ナシ、然レドモ、長威ト同姓ナレバ、若クハ長威ノ後カ、又宗卜、公ニ傳授ノ年月、目錄ニ記スル者ナシ、因今知ルベカラズ、

〔寶藏院流槍術免狀〕免狀

寶藏院流十文字、多年之執心、稽古依不淺、口上極意共、令相傳訖、彌不捨置可有鍛鍊候、執心之人於有之者、堅以神文可有指南者也、仍免狀如件、

布施太郎八
則有印朱　花押

文化二年乙丑十月吉日

佐野仁左衞門殿

〔翁草 二〕南都寶藏院弟子槍仕合之事

正保三丙戌年三月、南都より寶藏院弟子中村市右衛門と申者、江府へ出て、十文字鎗を指南す、此段達上聞、則上覽可被遊とて、安藤右京進、松平出雲守等蒙仰而、中村を右京進宅へ呼寄、右之趣申渡、三月廿三日安藤右京進、松平出雲守、中村を召具して出仕す、午刻御白書院へ出御、堀田加賀守を以、被仰出けるは、其方鎗之儀、兼而達上聞、依之今日上覽可有、無遠慮可仕と也、中村謹而御請、申上る、扨相手は誰に可被仰付と有けるに、御側衆の中より、岡田淡路守進出て是を望む、上意には、淡路守が鎗にては、相手には不足なるべし、然れ共望之上は、立合て見るべしと被仰付、淡路守、則袴を帶に挾み、左之肩衣を脫、鎗をとつて向ふ、中村は手すきを懸て、十文字を以立合ふ、相互に御前に蹲踞す、其席には御老中を始、各きら星の如く、咫尺の地もなく列座す、何れも晴ならずと云事なし、其時堀田加賀守立寄て、勝負可仕旨差圖す、仍雙方立會けるに、淡路守が鎗尖にして、中村にひらりと當る、時に今一鎗と上意有、加賀守是を傳ふ、則又立會、今度も淡路守、中村を突く、爰に於て入御、各平伏す、此事を世に寶藏院上覽の鎗を負たりと云傳るは非也、斯て寶藏院は南都に於て聞之て大に怒、早々江戸へ下り、御前鎗を願うて、久々逗留致けれ共、竟に上覽はなく、其後寶藏院を被召出、黃金呉服等拜領被仰付、安藤右京進、松平出雲守を以御暇被下、空敷歸りけるとぞ、

〔天明集成絲綸錄 二十五〕天明元丑年五月

寺社奉行江

南都　寶藏院

右明後二十九日、鎗術被遊上覽候間、御城江可被差出候、

五月廿七日

〔將軍德川家禮典附錄 二十〕天保十三壬寅年九月九日

大目付
御目付　江相達候覺

明十日、寶藏院槍術被遊上覽候ニ付、詰合之詰衆、御奏者番、幷布衣以上之御役人、勝手次第見物可致旨可達候事、

右於新番所前溜、備中守申渡、大岡主膳正侍座、

九月十日

一御白書院

公方樣　右大將樣　出御御下段御著座、寶藏院槍術上覽有之、

但大炊頭伺御前、松平伊賀守へ會釋致、伊賀守より淺野金之丞へ會釋、後槍術初ル、

一槍術相濟而入御

御書院番曾根伊賀守組　臼井內記

卷物三

寶藏院槍、打大刀相勤候ニ付、拜領物被仰付之、

右於御右筆部屋椽頰、備中守申渡、若年寄侍座、

南都　寶藏院

時服三

槍被遊上覽候ニ付而、拜領物被仰付之、

右於柳之間、備中守申渡、列座無之、

〔將軍德川家禮典附錄二十〕天保十三壬寅年九月廿四日

於御白書院、御番方武術上覽罷出候者姓名、

槍術

[illegible]管鎗

一大島流　　奥意之形　　御小性組土屋伊賀守組　久保田新之丞
　　　　　　打大刀　　　新之丞總領　久保田綱太郎〇中略
一本流恩刃流　突身　　　御小性組朝比奈播磨守組　中條平助
　　　　　　打大刀　　　御小性組加藤伊豫守組　本多左大夫〇中略
一寶藏院流　入身　　　　西丸御書院番齋藤內藏頭組　金森彥四郎
　　　　　　打大刀　　　小普請組大島甲斐守組　新糀長次郎〇下略

〔武藝小傳　七〕高田又兵衞吉次

高田又兵衞吉次者、從中村尙政、得槍法妙術、後仕小笠原右近大夫忠政、列侯諸士、從吉次學刺穿者多、未有如此之盛者也、於此大猷大君〇德川家光召吉次於柳營、吉次刺穿而備台覽、營中群侯諸士、大稱其技術、後爲使价赴于紀州、大納言賴宣卿、甚好槍術、吉次既到和歌山拜謁、終而賴宣卿欲見吉次之藝、吉次固辭矣、賴宣卿頻乞、吉次不得已、而與賴宣卿近臣鬪技而勝、賴宣卿甚有褒賞、後居豐前小倉城下、禪家領於嫡子又兵衞、改宗伯、子孫相續、而仕小笠原家、又森平三淸政綱、河邊彌右衞門盛達、不波慶賀、從吉次各得其宗、居江戶顯名於槍術、

〔和漢三才圖會　二十一兵器〕鎗槍、此云夜利、

椥鎗　木爲圓首、教閱用之、

鑓　倭字、夜利、

籾鎗シナヘ　卽槌鎗

鑓[illegible]

凡鎗桿用櫧(カシ)木爲上、肥州天艸之産最佳、枇杷木次之、樫櫚亦次之、

〔甲子夜話五十九〕都下ハ廣キコトニテ、武藝ニモ未ダ見ズ聞カザルコトドモアリキ、此程伊丹勝次郎來談ノ中、彼子息ノ槍流ヲ問ケレバ、其師ハ御旗本衆ニテ番町ニ宅アリ、コノ槍術至テ烈シク、敵ト同寸ノ直槍ニテ、柄ノ長サ二間二尺ト云、又十文字薙刀ナドモ使フト、彼ノ槍柄、大抵徑リ三寸バカリ、握ハ指ニ餘ルホドナリ、槍末ハ一寸二三分モアラン、革(タンポ)頭ノ大サハ徑三寸バカリナリト、彼師ノ槍ハ、又右ノ大槍ヨリ太クシテ、柄ノ徑四寸モアルベシ、コレヲ麻ガラヲ振ル如クニ廻シ、殊ニ手輕ニ見ユルトゾ、此人ノ槍場、日々出入多ク、モハヤ五ケ年程モ續ケリト云フ、コノ場ノ法、門弟ヲ其術ノ優劣ニ仍テ階級ヲ立、某ノ次ハ某々ト次第シテ、他流ノ來ルヲ俟ツ、他流ノ者來ルコトアレバ、輙仕合シテ勝敗ヲ試ルヲ旨トス、因テ他流ノ來アレバ、ソノ位次ヲ以テ、段々ト出テ勝負ヲ試ム、又他流ト仕合スルトキハ、豫メ日限ヲ定メ、他門或ハ誰人ト雖ドモ、皆見物ヲ許ス、故ニ其日ハ來人甚多クシテ群湊スト、先頃或ル藩士兩人來リテ仕合ヲシタルガ、其一人ハ一刀流ニテ、飛揚ルコトヲ得タル男、其槍合ノ中、上ニ一間餘モ飛揚ツテ、入込テ勝ヲ得タリ、コノ仕合ノトキ、初級ノ弟子兩三輩ハ飛術ニ負シガ、六級目ノ弟子、遂ニ勝タリ、コノ六級ノ弟子ト云者、ソノ師ト抗スルニ、弟子ハ一向槍ヲ構ルコト能ハズトゾ、師ノ術コレヲ以テ測知ルベシ、サテ斯ノ如キ大槍ナレバ、握リ自由ナラズ、因テ左掌ニ薬ヲ握リ込テ、槍柄ヲスリ出シ、突キ控キヲ迅速ニスト、珍シキ稽古ニゾ、仍テ伊丹ニ、明春ハ必ズ子息ノ技ヲ見セ給ハレト堅ク約シ置ヌ、其流名ヲ無邊無極ト云トゾ、

〔三好記〕昔阿波衆鑓つきと申傳候事

越前之くわうりんと申者、武萬人にて都へ取出候、越前衆之手行には、やりの柄を、堅木にていかにもつよくして、長さ一間間中にこしらへ、くろがねのひしを、一ッ〳〵持せ、逃る由して、ひしを

まきすて、かたきにふませて、かつ事をたくみ候、又阿波衆は、やりの柄を四方竹にして、いかにもかろくして、長さ三間に拵候といへども、阿波衆は三千人成、敵は二萬なり、軍の叶ふ事にてなく候に付て、越前衆は阿波人數のなきを見て、手行の入事にてはなく候、只かゝれと申して、ひしをもすてゝ懸り候、阿波衆、無人にて、軍のなる事にてなく候にければ、皆ころされ候間、合戦を仕り、打死せんと思ひきつてつきかゝり候時、越前衆の先へすゝむ兵を、手本へよせず、長やりをもつてつきたふし候時、あとにゐたる越前衆くづれ候て、我がすてたるひしにつらぬかれ候を、首をとらず切りすてにして、一萬人ころし候に付て、京衆さかひ衆、天正年號までは、此軍の沙汰を仕り、阿波衆を鑓つきと申傳候、此軍より此方は、阿波衆の鑓は、皆四方竹に仕候、

〔武將感狀記二〕一佐久間玄蕃盛政、志津嶽ニ向フ時、中川瀨兵衛淸秀ノ取出、昨今ナレバ屏上モ乾ベカラズ、コレヲ攻レバ、定テ屏越ノ鎗ナラン、十文字鎌鎗ナドハ、此時ニ利少カルベシト、皆長柄ノ數鎗ヲ諸手ニ配ル、按ニタガハズ、屏越ノ鑓アリテ、長柄ニ利ヲ得タリ、

〔明良洪範續九〕酒井空印ノ家士ニ、草野文左衞門ト云者アリ、○中略或時傍輩共申合セ、戰場ノ樣子、馬上ニテ鎗ヲ入ル體ヲ見度ト所望シケレドモ、例ノ如、無用ノ事ト云、頻リニ望ミシカバ、是非ナク、サラバ見セ申サン迚、甲冑シテ馬ニ乘、鎗ヲ左右ヘ打振リ〳〵、其勢ヒ目ザマ敷有樣ニテ、鎗ヲ打振ル度毎ニ、馬足タヂ〳〵トシケル、扨事終リテ、見物ノ人、大ニ賞美シケル中ニ、一人ガ曰、勇氣ノ體ハ申ニ及バズ、其上馬上ニ達セラレシト見エテ、鎗ヲ振度ニ、馬ノタヂ〳〵トセシ體、天晴見事也ト譽シヲ聞テ、サレバコソ無用ノ事トハ申セシナレ、我昔シ若キ時ニハ、馬ノタヂロク事ナク、年老ノ身ニハ、力モ衰ヘテ、鎗一本ヲ自由ニスル事ナラヌ故ニ、馬ヲ勞スル也、今ノ如クニテハ、人モ馬モ勞レテ、中々働キハ成ズ、其ヲ譽ラルヽ事、情ケ無事也、總ジテ今時ノ人ニ、武勇嗜シハ、皆加樣ノ事ニテ、一ツモ用ニ立事ナシ、斯ク迄心得違ヒシ上ハ、何事ヲ申シタリトモ、迚モ耳ニハ入

マジキ也迚、大ニ歎キケリ、常ニ人々ノ武邊咄シヲ聞テハ笑ヒテ、今ノ人ニ戰場ヲ一度見セ度者也、今ノ心得ニテハ、何事モ出來ズ、今合戰アラバ、用ニ立者ハ有間敷トテ、歎キシト也、

〔日本敎育史資料三舊彥根藩〕學校

押前之事

一槍ノ持様ハ、右ノ肩ヘ持セテ、左ノ手ヲ上ニシテ持ベシ、〇中略

一隊長一ツ打チ、曳々(エイ〳〵)ト聲ヲ懸タルトキ、諸勢一同ニ應(オウ)ト懸ケ、備ヲ替ヘズ押スベシ、聲無ク三ツ打タバ折敷クベシ、一ツ打タバ槍衾(ヤリブスマ)ヲ作ルベシ、立ニ二ツ、夫ヨリ槍構ニテ押スベシ、
　但シ槍衾トハ、戰場ニテ小膝ヲ折リ、槍ヲ構ヘタルヲ云ヒ、又長柄ノ卒ヲ皆折敷セ、槍ヲ構ヘサセタルヲモ云フ、

〇

棒術

〔倭訓栞中編二十三〕ぼう　兵仗の棒あり、つかふに種々の法あり、

〔和漢名數續編武備〕日本武藝十四事

棒

〔嬉遊笑覽四武事〕萬歲諸用日記寬延元年の反古にて表紙うら打したり 棒の手、舊法八角に作り、八尺にいたし、筋金入、鐵の疣子を末四尺の間に打、これを金さい棒と名付、剛力の所作に仕候、其後山科流と申は、樫の木にて、六尺に作り用候へ共、利方宜からず候故、近代捨りて、今は邊土の順禮の所持に罷成候、棒遣候儀用捨可有之候、

〔柔術劍棒圖解秘訣〕柔術劍術棒之總論

棒ハ、長六尺、半棒ハ三尺ニシテ、護身ニ功用アリ、荒木流、抔、手術巧妙ナリ、〇中略

棒ハ、流儀ニヨリ多數有、又十八手三十手外、様々ナリ、

〔金石萃編唐四十一〕秦王告少林寺主敎

今少林寺僧、以。棒。法。擅。天。下。、在隋之世、已能助秦王、抗王世充、其來舊矣、闖獻之亂、獨不敢侵犯少林、而僧衆專以掠諸賊爲事、僧法往々有列大師建牙者、〈宋嘉金石刻考略〉

〔倭名類聚抄十三刑罰〕棒　蔣魴切韻云、棒〈音蚌〉杖名也、字亦作桂〈俗音方〉

〔太平記二十三〕大館左馬助討死事附篠塚勇力事

篠塚伊賀守一人ハ、大手ノ一二ノ木戸無殘押開テ、只一人ゾ立タリケル、降人ニ出ル歟ト見レバサハ無テ、紺絲ノ冑ニ、鍬形打タル甲ノ緒ヲ縮メ、四尺三寸有ケル大刀ニ、八尺餘リノ金撮棒(カナサイボウ)脇ニ插テ、大音揚テ申ケルハ、外ニテハ定テ名ヲモ聞ツラン今近付テ我ヲシレ、畠山庄司次郎重忠ニ六代ノ孫、武藏國ニ生長(ソダツ)テ、新田殿ニ一人當千ト憑レタリシ、篠塚伊賀守爰ニアリ、討ヲ勳功ニ預レト呼テ、百騎計扣ヘタル敵ノ中へ、些モ擬議セズ走リ懸ル〈○中略〉藤、橘、伴ノ者ドモ二百餘騎、〈○中略〉敵アマスナトテ追懸レバ、立止テ、嗚呼御邊達、痛ク近付テ頸ニ中違スナトアザ笑テ、件ノ金棒ヲ打振ケレバ、蜘ノ子ヲ散スガ如ク、颯トハ迯ゲ〈○下略〉

〔北條五代記九〕三浦介道寸父子滅亡の事

荒次郎〈○道寸子義意〉は廿一歳、器量こつがら人にすぐれ、長七尺五寸、黑髪有て血眼なり、手足の筋骨あらあらしく、八十五人が力をもてり、さいごの合戰のため、おどし立たる甲冑は、鐵をきたひ、あつさ二分にのべ、是を帶し、志らかしの丸木を一丈二尺につゝきり、八角にけづり、筋がねをわたし、此棒を引さげ、一人門外へゆるぎ出たる有樣、やしやらせつのごとし、おめきさけぶこゑ、大山もくづれて海に入、こんぢくもおれて忽に沈がごとし、四方八方へ逃る者ををつ詰、甲の頭上をうてば、みぢんにくだけて胴へにえ入、よこ手にうてば、一拂に五人十人打ひしぐ、棒にあたりて死する者五百餘人、其戸は地にみちて足のふみ所もなし、たゞ是らせつこくの鬼王がいかりもか

くやらん、此威に皆敗北して、敵もなければ、みづから首をかき落し死たりけり、

〔官地論〕政親、御年積卅四、長高六尺八寸、如丈六仁王之荒作也、○中略宜、面々可禦搦手、大手可任政親一人、○中略今度看棒手宜、追取件棒、指摺三方、追向一方、不振面打懸、芝薙、石突、木葉返、水車、德山手段、秋山之秘密之手、不殘一手、散々打回、不率一足、百餘人被打伏、

〔大友興廢記 九〕原大隅力の事

一其後大隅、土佐國を出て上洛の時、十六端の船に乗て、其帆柱を取て肩にのせ、ともへをこなたかなたにありき、常の者の棒をつかふがごとく也、

〔江戸繁昌記 五〕演武場

使棒、揮鎌、拋鎗、投石、其他武用、莫弗悉備、莫弗遞課、

長刀術

長刀術ハ、其濫觴ヲ詳ニセザレドモ、奧州後三年記ニ、既ニ其名アルヲ觀レバ、槍術ニ比スレバ、更ニ古キヲ知ベシ、而シテ長刀ハ、古來僧徒、婦女等ノ使用スル事、特ニ多シ、

〔懸間錄十三〕長刀古代

一貫野〇大曰、薙刀ト云物、太古ヨリモアルベケレ共、予ハ管見短學ナレバ、其本據未ダ所見アラズ、〇中略或十界ノ畫、後三年合戰ノ畫、一ノ谷合戰ノ畫(是等ノ筆者、既ニ前ニ述タリ、)ニ見ヘタル所ナルヲ、二三條左ニ摸シヌ、但此物、大小長短、古今不同ナリト見ユ、參考保元物語、源平盛衰記、平家物語、義經記、承久記等ニ、大長刀小長刀ト云フモノ、彼所此所ニ見ヘタリ、或ハ其寸尺ヲモ記セシ所モアリ、全一ナラズ、或ハ盛衰記ニ、筒井淨妙明春、三尺五寸ノ長刀、坂四郎永覺、三尺ノ長刀、明德記ニ、大內介義弘、三尺一寸ニ作ケル荒身ノ長刀、滑良兵庫頭五尺二寸ノ長刀、又盛衰記ニ、戒乘房祐慶ガ所持ノ長刀ハ、三尺ノ大長刀ト有リ、或ハ參考太平記ニ見ヘシ大長刀ト云物ハ、其刃殊ニ大ナルヤ、三尺五寸ノ小長刀ナド記シアリ、或同書ニ、四(天正異本、二ニ作、)尺餘ノ大長刀(山徒ニ、褒鑑、褒仙ト云者是ヲ持、)六尺三寸ノ大長刀(熊野人、二王チ作リ摸シタル如クナルトアリ、或長尾彈正モ所持セリ、)或六尺餘ノ長刀(和田新發意源秀所持セルナリ)四尺許ノ長刀、西源院本ニ、五尺三寸ニ作ル(鹽屋伊勢守所持也)如是大薙刀ノアル故ニヤ、前ニモ云ヒケル小長刀トアルハ、其寸三尺五寸ナリ(大塔宮所持給、或和田五郎所持ナリ、)ト見ユ、彼是ニテ案ズルニ、古昔ハ刃ノ長大ナル薙刀アリテ、近代ノ薙刀ト云物トハ異ナリ、前ニモ如演、古畫類ニ見ヘタル所ハ、悉ク其刃長大ニテ、鍔ヲカケタル物不些、殊後三年合戰書、(龜次ト鬼武ト爭鬪ノ所)一ノ谷合戰畫、十界ノ畫等ニ出タル所ヲ以テ、古軍史ノ文章ト互ニ競ベ考合スベシ、

〔奧州後三年記中〕武衡ガモトニ、龜次、並次ト云二人ノ打手アリ、ナラビナキ兵ナリ、是ヲ剛弊ト名

附タリ、武衞使ヲ將軍〇源義家ノ陣ヘ遣シテ、消息シテ曰、戰ヤメラレテ徒然限ナシ、龜次ト云剛打ナン侍ル、召シテ御覽ズベシ、ソナタヨリモ可然打手一人出シテメシアハセ、互ニ徒然ヲ慰メラレ侍ルベキカトイヒオクレリ、將軍出スベキ討手ヲ求ムルニ、次任ガ舍人鬼武ト云者アリ、心タケク、身ノ力ユヽシカリケリ、是ヲ撰ビテ出ス、龜次、城ノ中ヨリ下クダル、二人鬪ノ庭ニ寄合ヘリ、兩方ノ軍、目モタヽカズ是ヲ見ル、兩方既ニ寄合テ、擊相事半時ナリ、互ニイヅレスキマアリトモ見エズ、去程ニ龜次ガ長刀。ノ先、シキリニアガル樣ニ見ユル程ニ、龜次兜著ナガラ、鬼武ガ長刀。ノ先ニカヽリテ落ヌ、將軍ノ軍、ヨロコビノ時ヲツクリ、罵ル聲天ヲヒヾカス、

〔本朝軍器考 七〕長刀トイフ文字、フルキ物ニシルセル所皆カクノゴトシ、節用集ニハ薙刀トモカクヨシシルセリ、コレ其比ニハ、世ニ長キ打刀ノ出來タレバ、薙トイフ字ヲ用ヒテ、其物ヲワカテル也、

流派

〔武術流祖錄〕槍術

穴澤流薙刀　　穴澤主殿助盛秀

薙刀達人、而其術如神、修行諸州、後仕秀賴、慶元兩年、於浪速勵戰功、終討死、

先意流正木流薙刀　　正木彈之進俊光

濃州大垣戶田家ノ臣也、始號太郎大夫、從信田一圓齋重次、達先意流薙刀、得絕妙、先意流信田重次祖也、俊光又達短槍鎖術、至妙旨、推曰正木流、俊光其性剛ニシテ、力尋常ノ人ニ超エ、七十斤ノ鉞ヲ以テ振八百、顏色不變、從遊之士多シ、

〔日本敎育史資料 十舊沼田藩〕月山流長刀　弘化三年ヨリ明治元年ニ至ル所在江戶工藤十一兵衞行廣、

戶田流長刀　嘉永年間、師範ニ非ズ岩根左橘正承、

用法

〔武具要說〕山本勘助申分、長刀は、さのみ替たる吟味有之間敷候、是も手に叶候はゞ、身の長き程可

然候、小長刀は、碇と役にたち不申候と功者ども申候、塚原卜傳と、下總より出たる梶原長門と申す長刀の名人、武州川越にて仕合ひ仕たるに、彼長門は、常に一尺四五寸の長刀を以て、つばめなどを切落し、雉子鳴などの地に居たるを切て取程名人にて、鎗大刀など度々仕合いたし、切落者放し打の者をも數度仕、後には手かれて、此度は左の手、先に、右の手を後に切、其後首を切らんなど、詞をかけて、少もたがへずゑすますほどの手だれなれば、卜傳が弟子共、彼長門と仕合ことは如何あらんとあやしむはことわり也、卜傳申は、皆道理をゑらで、奇特なる事を貴び候、長門が、長門ほどの名人には出合ぬに依て、名譽成事を致候、鵰と云鳥は、ぬしが身四ッ五ッ合せたるほどの鳩を追廻す機逸物なれ共、ゑつさいとて、鳩半分となき小鷹に逢ては、其氣逸物も不出合、木の葉竹の葉の下にかくれ廻る物なり、總じて我より初心の者にあひては、奇特不思議も有ものなり、長刀と云は、大刀打の場間より、二尺三尺遠き物を切てとる道理の物也、然に一尺四五寸の長刀にて、相手の兩の腕を二度に切などゝ云は、相手が能々拙ければこそ左樣にはいたすなれ、某長刀は常につかはね共、兵術一致とて、皆同道理のもの也、三尺の刀にてさへ、思ふ圖に人は切られず、まして一尺四寸の小長刀にて、六尺外にて、切はづさぬ如く切といふは、鳥けだ物か、心を取失ひたる相手ならばさも有べし、物なれたる者が聞ては、至らぬ事也、二尺より内の長刀は、柄の短き鎗と同前たるべし、九尺一丈の鎗にて突拔れても、當の大刀はうたるゝ物なり、況や長刀にてつかれたりとても、當の大刀をうたで死ぬる事は、よも有まじと申て、二尺九寸の大刀さして、仕合場に罷出候、長門は、例の壹尺五六寸の小長刀にて仕候、互に床机を立て、すら〱とかゝるとみる中に、長門が長刀、鍔本より壹尺計おいて、二ッに切落され、只一大刀に切られ候、卜傳は兵法の家なれども、所により、長刀をも鑓をも持て、勝負を仕候、長刀持ッ時は、二尺四五寸ほどの大長刀を持申候、然ば長刀も長きに利有べしと被存候、何れも尤のよし申候、

〔兵具雜記〕長刀は、長サ二尺三寸、柄は其之人の立て、耳の下のひくさに等くすべし、以上の具足は、能くよく其手を習て、德失を可心得、凡大刀は馬上にて九德、步立にて十德也、長刀は馬上にて十德也、步立には九德也、

〔劍法略記四〕なぎなたは、取まはし手早く、手のうちの延つゞめにて、場間鎗よりも替り安きものなれば、其ひまをよく〳〵見てうち入ざれば、あつかひなしがたし、たとへ相尺の大刀合にも、間合の取かたより、勝負のわかれあればなり、されば場合のかけ引、進退合離のきは〳〵のことは、よく心にかけて得ざれば、長刀にむかひては、いさゝかなる間合より、あやまちを引出すことあれば、委曲ならはしは其けぢめを知べきことなり、

〔承久軍物語四〕山法しらは、かちだちのたつしやなり、そのうへ大だちなぎなたをもて、ぶげううちければ、ぶしは心こそがうなれども、小大刀にてふせぎたゝかふほどに、九人が中六人は、かいだてのきはにきりふせらる、

〔太平記八〕山徒攻京事

爰ニ東塔ノ南谷善智房ノ同宿ニ、豪鑒豪仙トテ、三塔名誉ノ惡僧アリ、〈略〇中〉二人踏留テ、法勝寺ノ北門ニ立並ビ、大音聲ヲ揚テ名乘ケルハ、是程ニ引立タル大勢ノ中ヨリ、只二人返合スルヲ以テ、三塔一ノ剛者トハ知ベシ、其名ヲバ定メテ聞及ビヌラン、東塔ノ南谷善智房ノ同宿ニ、豪鑒豪仙トテ、一山ニ名ヲ知ラレタル者共ナリ、我ト思ハン武士ドモヨレヤ、打物シテ自餘ノ輩ニ見物セサセント云儘ニ、四尺餘ノ大長刀、水車ニ回シテ、跳懸々々火ヲ散シテゾ切タリケル、是ヲ討取ント相近ヅキケル武士共、多ク馬ノ足ヲ薙レ、兜ノ鉢ヲ破レテ討レニケリ、

〔荒山合戰記〕爰ニ般若院ハ、大剛ノ惡僧ニテ、度々ノ合戰ニ名ヲ顯シタル兵ナレバ、〈略〇中〉大長刀ヲ水車ニ廻、小躍シ走掛、左右ヲ拂ヒ前後ヲ薙テ、巡タルニ、面ニ進ンダル兵ドモ、忽七八人薙倒シ、佐

久間ガ軍兵辟易シテ、後足踏デ不レ得レ進、○中略三宅備後守ハ、長刀ノ名人ニテ、大勢ニ渡合、込手、開手、拔ツ掛ツ、突ツ斬ツ、蜻蛉返、水車、八方不レ透斬タレバ、目下ニ大勢討レ、○下略

試藝

〔武將感狀記十〕穴澤主殿助盛秀ハ、薙刀ニ名ヲ得テ、豐臣秀頼ノ師也、相手ニ竹鎗ヲ持セ、二人前ニ立、術ヲ試ルニ、アヤウゲモナク必ズ勝ヌ、大坂ノ冬陣ニ、上杉景勝ノ將直江ガ兵士、折下外記トワタリ合、折下ハ直槍、穴澤ハ薙刀ナリ、穴澤薙刀ノ反ニ掛テ、直鎗ヲハチ、飛入テ斬レ之、肩ニ傷ナガラ、槍ヲ捨テ引組ム處ヲ、折下ガ從者多ク聚テ、穴澤終ニ討レタリ、

〔將軍徳川家禮典附錄二十〕天保十三壬寅年、於二御白書院一御番方武術上覽罷出候者姓名、

長刀

一留多流　入身　御小姓組關播磨守組　永井十郎左衞門

打大刀　大御番酒井隱岐守組新四郎弟　阿部鐵次郎

雜載

〔東遷基業二〕遠州合戰附今川氏眞衰微之事

十二月、○永祿二年今川氏眞は、遠州引間の城主飯尾豐前守能房、今川にそむきけれども、氏眞よりさまざまに計策し、斯て和順をなしける故、豐前守は、此謝禮の爲に駿府へ來りけるを、兵を伏て是を殺されけり、能房の後室、引間の城を守り、○中略緋威の鎧に、同色の冑を著し、長刀を持て、侍女七八人、同じく出立て左右に立、

〔續武家閑談六〕豆州の內室○眞田信幸妻は、侍どもに手配して、本丸の門を靜と堅させ、出入を止めて、家中の人質を取集、いつ調へ置けるやらん、緋絨の鎧に、同毛の甲、其外小道具不レ殘取揃、腰元に申付、一反そりたるひる卷の長刀を床に立置、中書忠勝の傳へし利刀をならべ置、月心淸林などゝ云功臣に、軍令を示さる、

古事類苑

武技部二

射術

古事類苑

武技部二

射術

射術ニハ、歩射騎射ノ二種アリ、歩射ハカチユミトモ、カチダチトモ云ヒ、騎射ハウマユミトモ云フ、射禮、賭弓、弓場始等ニハ、歩射ヲ用キ、流鏑馬、犬追物、牛追物、笠懸、小笠懸等ニハ、騎射ヲ用キタリ、抑〻我邦ハ、上古以來、尙武ノ風、甚ダ盛ニシテ、擊劍弄槍ノ術ヲ始メ、武技ノ事タル何レモ練習セザルハ無シト雖モ、就中射術ヲ重ンゼシコトハ、武士ヲ弓取ト稱シ、武道ヲ弓矢ノ道ト稱セシニテ明ナリ、其淵源ハ遠ク太古ニ在リテ、素戔嗚尊ノ父母ノ神ニ逐ハレテ、高天原ニ昇リマセル時、天照大神ノ、背ニ千箭ノ靫ヲ負ヒ、臂ニ稜威ノ高鞆ヲ著ケテ詰問シ給ヒシハ、射術ノ創見ト爲スベシ、其後天若彥ガ、眞鹿矢ヲ以テ雉ヲ射、火々出見尊ノ、幸弓ヲ以テ獸ヲ射給ヒシヨリ以下、凡ソ征戰ニ狩獵ニ、射術ニ是レ依レルヲ以テ、朝廷ニ於テモ、年始ニハ射禮、賭弓ヲ行ヒ、初冬ニハ、射場始ヲ行ヒ、其他時々藝ヲ試ミテ、之ヲ奬勵セラレ、武家ニ於テモ、鎌倉幕府以來、每歲弓始ノ式アリ、其他流鏑馬等ノ技ヲ演ジテ、射術ヲ練習セシメシヲ以テ、此術益〻巧妙ニ進ミ、或ハ重圍ニ在リテ、連發以テ賊虜ヲ破リシ源義家ノ如キアリ、或ハ一發ヲ以テ戰艦ヲ覆シヽ源爲朝ノ如キアリ、其他那須宗高ノ如キ、本間重氏ノ如キ、一場ノ事實ヲ以テ武名ヲ後世ニ貽セルモノ、世々其人ニ乏シカラズ、此ノ如ク技術ノ漸ク進歩スルニ隨ヒテ、其蘊奧ヲ究ムルモノモ亦多シ、就中新羅三郎義光ハ、父兄ニ親炙シ、深ク斯道ヲ

研究シテ、一流ノ祖ト仰ガレ、玄孫小笠原長清ニ至リテ、新ニ射法ヲ定メ、七世ノ孫貞宗ニ至リテ、更ニ之ヲ增補シ、子孫相繼ギ、弓馬ノ術ヲ以テ幕府ノ師範トナリ、後ニ又日置、吉田、逸見、武田等ノ諸流派ヲ出セリ、德川幕府ニ於テモ、大ニ射術ノ進歩ヲ謀リテ武士ヲシテ弓馬ヲ練習セシメ、或ハ大的上覽ト稱シテ、將軍親ラ臨ミテ其藝ヲ觀ル、特ニ吉宗以來、大ニ心ヲ用ヰシカド、砲術ノ傳來セシヨリ、射術ハ次第ニ衰微シ、遂ニ幕府ノ武術中ヨリ、射術ノ演習ヲ廢除スルニ至レリ、

近世通矢(トホシヤ)ト稱シテ、京都ノ蓮華王院、卽チ三十三間堂ニテ、遠矢ヲ射テ、射術ヲ演習スルコト起リ、其矢數次第ニ增加シ、其最勝レタルモノヲ天下一ト稱シ、相互ニ競爭セシガ、終ニ總數壹萬三千餘、通矢八千百三十三筋ニ至ルモノアリ、後江戸ニテモ、亦之ニ摸倣シ、淺草(後深川ニ移轉ス)ニ三十三間堂ヲ造リテ、通矢ヲ射ルコト始レリ、サレド此ハ一種ノ戲射ニシテ、實戰ニハ益ナシトイフ、

本篇ニハ、主トシテ歩射ニ關スルモノヲ收載シタリ、騎射、流鏑馬、犬追物、笠懸等ノ如キハ、別ニ其篇アレバ宜シク參看スベシ、

名稱

〔倭名類聚抄 四射藝〕射藝 射音謝、又作䠶、訓由美以留(ユミイル)、又云、弓䠶、發於身中於遠、故字卽從身矢是也、

〔伊呂波字類抄 志疊字〕射藝

〔運歩色葉集 志〕射術

〔書言字考節用集 九言辭〕射藝(シヤゲイ)　射術(シヤジユツ)

〔段注說文解字 五下〕䠶弓弩發於身而中於遠也、謂用弓弩發矢於身而中於遠也、詩禮記以射爲䠶穀之䠶、从矢从身、會意、食夜切、古音在五部、射篆文䠶、射者小篆、則䠶者古文、此亦上部之例也、何不以射入寸部、而以䠶傳見也、爲其事重矢也、

〔令義解 五軍防〕凡兵士各爲隊伍、略○註便弓馬者、謂弓者步射也、馬者騎射也、爲騎兵隊、餘爲步兵隊、

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、合戰、夜討、馳射、(ハセユミ)待射、照射、(トモシ)步射、(カチユミ)騎射、(ウマユミ)八的、三々九手挾等上手也、

〔倭訓栞〕前編三十五由ゆみいる　和名抄に射をよめり、大同の詔に、弓射つがはす事と見ゆ、

〔倭名類聚抄〕四射藝步射　李大尉步射法云、夫步射、以目先領其特心射之、步射、和名加知由美、(カチユミ)今案特心者、的異名乎、

〔類聚名義抄〕七寸步射カチユミ

〔高忠聞書〕一步射とかきて、かちだちとよみ、むゆみともよむ也、

〔貞丈雜記〕十二武藝一步射と云は、騎射に對して云也、すべてかち立にて射る、大的、小的、草鹿、圓物などの總名也、又奉射とは別也、

〔日本紀略〕二朱雀天慶九年正月廿四日丙辰、內裏召諸衛步射、已上、東宮帶刀等、有賭射事、

〔忠見集〕三月、櫻の木のもとにかちゆみいる、
心にもいるひの弓は山ならぬ花のあたりに的ぞこたふる

〔源氏物語〕三十五若菜下殿上ののりゆみ、二月とありしをすぎて、三月はた御忌月なれば、くちをしと人人思ふに、この院にかゝるまとゐあるべしときゝつたへて、例のつどひたまふ、左右大將、さる御なからひにて參りたまへば、すけたちなど、いどみかはして、こゆみとのたまひしかど、かちゆみのすぐれたる上手どもありければ、召いでゝ射させたまふ、

〔倭名類聚抄〕四射藝騎射　漢書云、甘延壽、以良家子善騎射、楊氏漢語抄云、馬射、和名宇末由美、(ウマユミ)今案、馬射、即騎射也、

〔類聚名義抄〕七寸馬射ウマユミ

〔伊呂波字類抄〕末術藝騎射マユミ、天武天皇九年、有此事、

〔年中行事歌合〕十五番　右　騎射　同　女房
射手人のあやめのかづらながきねにけふのまゆみを引やそへまし

〔貞丈雜記〕十二武藝一騎射と云は、步射に對して云也、すべて馬上にて射る、流鏑馬、笠掛、小笠懸、犬追

物などの總名也、何にても馬上にて射を云也、

〔高忠聞書〕一三物といふは、流鏑馬、かさかけ、犬追物、かけもの、事なり、但近年は流鏑馬まれなる間、大笠懸かちだちをも云也、

一五物と云は、流鏑馬、笠懸、小笠懸、犬追物、かちだちの事なり、

〔大的體拜記〕一射手方文字

押手　勝手　彍手　素彎　張　弛　中　外　十

〔伊呂波字類抄由部辭字〕彎ユミヒク　關　貫　挽已上同　張　揉ユミタム　拊同　拖ユミハリ

弛ユミハヅス　ユルブ　彈ユミノツルウツ

〔伊呂波字類抄也部辭字〕淫屬矢拘弓弦也

〔運歩色葉集屋〕彍矢史記、含矢箙含矢如毛詩、嚆矢鳴鏑矢史記、

〔易林本節用集波部言語〕張弓　弛弓　外矢　發矢　作矢

起源

〔貞丈雜記十二武藝〕一弓を射る時、左の手をおし手といひ、右の手を彍手と云、古はかつてと云詞聞えず、ひき手と云し也、夫木集卷二十に、柿本影供百首、後九條内大臣、あづさ弓ひきでの山のほとゝぎす雲を宿とやおしているらん、と云歌あり、上に引手と云て、下に押手とよめり、

〔鵞峯文集百十六雜著〕射藝起本代阿部四郎五郎正之

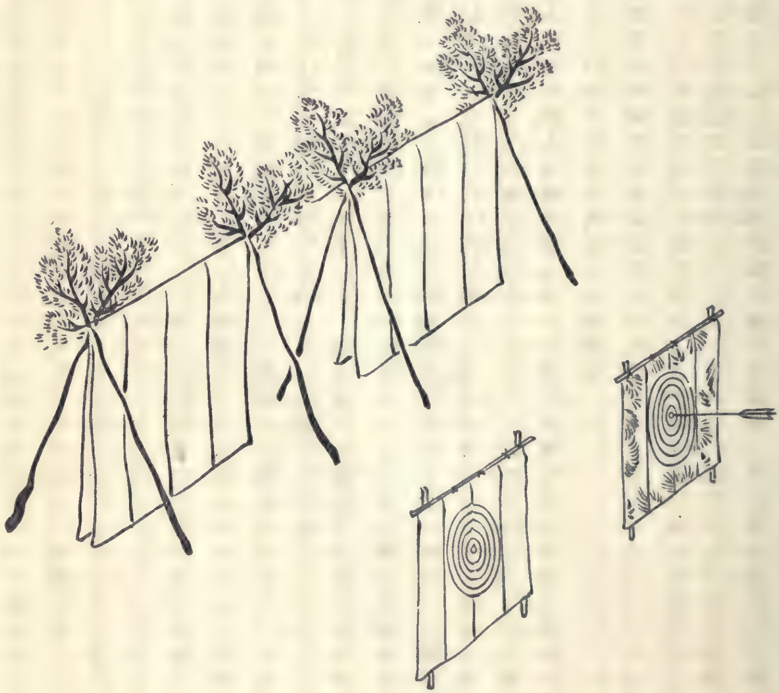
本朝弓矢之有名也久哉、神代之古、進雄尊暴惡自負其雄健而昇天時、大靈日〇靈日當作日靈下同貴、察其有奪國之心、負千箭五百箭之靫於背、著稜威之高鞆於臂、而振起弓彇以禦之、進雄尊平伏謝無黒心也、其後大靈日貴與高皇產靈尊相議、欲使皇孫瓊瓊杵尊爲葦原中國主、先遣天稚彥平不順者、賜之以天鹿兒弓及天羽羽矢、天稚彥有自立之志、而久不復命、故試使無名雉窺之、天稚彥以向所賜之弓矢射無名雉、其矢透胸而以達於天、而大神訝之曰、是者昔日所授天稚彥之矢也、何爲染血哉、彼與國神

相戰而然乎、即取其矢、祝呪以投下之、中天稚彦胸、即死、世人畏反矢者、此之謂也、既而經津主神、武甕槌神、辭平葦原中國、以反命、於是皇孫降臨時、天忍日命、負天盤靫、持天櫨弓、天羽羽矢、八目之鳴鏑、以先行、則到處無不平夷也、彦火火出見尊、嗜弓矢有山幸、故多獲禽獸、豈竟爲得禽獸而已哉、弓矢是治國守家之器也、與釣鉤以有海幸者、霄壤懸隔、宜哉火尊之繼大統也、神武天皇者、火尊之孫、而人王之始也、當其東征、忽有靈鵄、來集天皇之弓、得此靈驗、而後誅逆徒長髓彦、以治天下、綏靖帝、命良工、作弓矯矢、使鍛工磨鏃、自是以後、世世無不以弓矢爲要、所謂雖治不忘亂之意也、神功皇后、持弓矢攻平三韓、手自以矛立之於異國王門、而以銷大書巨石曰、三韓之王者、我朝之犬也、且皇后以奇工、初造强弩、其制勝於中華、後世倣之、諸國置弩師、以備不虞也、三韓歸服之後、皇后誕皇子、其腕上有肉如鞆、其背皇后假丈夫之形、以負鞆也、因號譽田天皇、譽田之倭訓、曰褒武多、即鞆之異名也、又號應神天皇、即八幡大神是也、後世尊崇之、以爲弓矢鎭護之靈神者、良有以也、然則弓矢者、出自神明不測之妙造、非一人之所以可得作爲者也、奇哉奇哉、天皇之腕似鞆也、仁德帝時、高麗使价、貢鐵楯鐵的、帝覽之、命楯人宿禰射之、悉貫透之、異國使者、大驚銷魂、感本朝之勇威、而無不畏服焉、

〔了俊大草紙〕一弓の事　弓は先加地弓と號て、かち立を本と稽古するなり、其稽古の次第、大方の樣は、今常に射ごとく成べし、立てをしはだぬきて、袖を納て、矢をはげぬ以前に、左足の大指の爪崎を的にうつくしく向て立て、右足を其通に横に蹈て立ば、的にはそばざまに成なり、西向に的立たれば、我身北向に成樣に立て、左の腰の骨の上のあばら骨の下はづれの腰の骨のかどにあたる樣にねぢすゑて、腰骨を落しすゑて、矢がまゑをゑて、後に左のをとがひ中程を胸の左のかつほ骨の中程に當て、左目頭にて的を見て、其まゝにて頭をも頸をも少もはたらかさずして、身持をも足蹈をもずくめて持て、後に烏帽子のへりのほとりに打上べし、身持も頸持も、はたらかぬ樣にゆる〳〵と打上て、態而引分るなり、右のかた崎すこし下かざに、拳の大指の根の當やう

〔年中行事繪卷〕





に、拳を外の方にねぢまはすやうにすれば、ひぢ尻は右のいかねの方に引まはさるゝなり、如此拳をねづるやうにせざれば、肘尻の堅まらで、放の悪也、其後拳を的にをし當て、矢崎と的とに見合て、左の肘の皿骨の上の方に成やうにねぢ廻せば、うけがひなは彌うつくしくあるなり、すぐがひなは、うけがひなに見ゆるなり、木丁がひなは、すぐがひなに見ゆるなり、其後左の二のうでと肩の間の一のきだめのふかくくぼむやうに、かひなを押下ば、矢崎と拳とは、彌高く成間、能々押には矢は越るなり、押と心得て、矢崎拳を下には、矢はさがるなり、相構て一のきだめのふかくくぼむ様に押べし、肩崎のたかきは見苦敷事なり、如此左右共にすれば、矢束もながく引れ、放もよくきるなり、放ッ時は、右拳の手内は、外に向様にねぢ放、ひぢよりよく／＼かたまれば、かならずつよく放とせねども、一文字によく切也、放は二様なり、大放と云は、肩崎より三四寸遠也、小放は肩崎より二寸の内外に放なり、いづれも人により、好に寄べし、物をよく射當る人は、多分に放なり、大放は心地よく見ゆれ共、矢所違事有と申なり、放て後すこし久持て、弓だをしをすべし、あまりにはやくすれば、うつやうに見えて悪也、始申つるやうに、身をも足をも、そばざまに的に向て立て、的は西にあらば、射手は北向に立やうに立なり、的に向て立ば、矢束もすこしひかれ、小當も違なり、弓立の悪人は、胸も腰も的に向間に、小當も定ず、矢束も引ざるゆへに、或は胸打、或はうでを打なり、弓のクセ、みな身もちの悪故也、

一弓を握様、弓の前竹の内かどに、くすし指と、たけ高指の末のきだめを當て、つよく握て打上ば、次第々々に手のうち、をのづからほどけて、終に握とゞめけるとき打上て引分なり、必弓だをしをせんとせね共、放時手の内くつろぎて、弦はよく返るなり、弓を取渡事は、目の通にてするなり、秋山新藏人と云し上手は、諸手放て後、弓を取渡し、ゑわ腰の通にて、弓の裏弭を右の方に振廻して、右手を寄て、腰の通にて弓を取渡候也、其外は昔よりみな同様に、目前にて弓を高取渡也、我々

は亡父〇今川範國のまゝするなり、當摩源三入道と云し上手も、亡父の申ごとく敎しなり、御的には敷皮を敷なり、其も武田、小笠原、本間澁谷、皆替なり、君達わざには、小笠原樣をぞまなぶべき、水干の紐を納る樣も替なり、紐を納る樣は、本間やうが能なり、風吹などに小笠原は煩しきなり、風吹日、秋山がせしは、紐の末に小石を結付しなり、故實なり、大方如此あるし侍れ共、人に敎には、手づから敎ずしては、あやまちもあるべき歟、

右申つる、弓習事は、其人に相對して、手を取て敎ずしては不可叶なり、歩弓は、亡父上手にて、更に物を射はづさゞりしは、身をばいづくをも高立て、的に向て、ひと身をねぢすくめて、其身持を少もはたらかさずして引堅て、打上をも其身のはたらかぬ程に打上よと申なり、諸打上にかんはかり打上よなど、敎しをば嫌し也、

〔安齋隨筆前編十二〕一煉弓　或弓術の書に、弓を煉と云事を云へり、煉とは初學の時、我力に勝たる弓をば不引、我が自由に引るゝ程の相應の弓を引て、手前を射習ふ事を云也、我力に勝たる弓を引けば、我身弓を不引して、弓に我身を引るゝ也、強き弓は、我は引かんとするに、弓強きゆへ歯をくひしばり、胸より上に、りきみ強くなり、腹より下、足ぶみまで浮立て腰弱く、左右の腕は屈て伸びず、息を上へせき上げ、胸中甚苦しく、腕振へて、我は引たもたんとする間に、弓の方より離んとする故、力およばず、心にまかせず放すゆへ、矢所大に違ふ也、弓の諸癖は強弓に引立られて引手前亂れて調ざるに依て、樣々の癖出る也、初學の人は強弓にては矢行きびしく、遠く飛ぶべしと思て強弓を好めども、強弓にては、我が力、弓に不入して、只弓の力計にて離れ行くゆへ、矢勢弱く遠くとゞかず、中にて落るもの也、我力に相應して、自由に引かるゝ弓にて射れば、我力と弓の力と和合して、手前不亂、能調るゆへ、總身の力弓に入りて、矢勢もきびしく遠くに至り、矢所も違はず、近世三十三間堂の通し矢を目當にして、弟子に敎ゆる師匠は、弟子に強弓を引かする事を

好む也、弓の力にて堂を通さんと思ふが故也、常に強弓を引かすゝ事を好む時は、一生が間、手前狂ひて調らず、射術成就する事なし、又通矢は用に不立、矢數を射増したる名を取のみにて、無益なる業なり、見せ物の類也、

〔大的體拜記〕一弓を取時、腹にいきを入べし、

一弓をきり／＼と引廻して、胸半分を越る時、奥歯をくひて、兩の手のうちに力を入て、勝手へ付、うんと云聲にきつて放すべし、是はよはき弓にての心得也、

一弓射る時、三の心得有、一の矢を射たる時、弓のうらをもふらさず、手のうちをもさげず、眞の心にて射べし、遠ものぬけ物などをば、行の心にて射べし、はたらくものをば、草の心にて射べきなり、

一弓あて物に向て、足の中ゆびをさしあてがひて見る様に、一文字に八文字に足をたつべし、

〔貞丈雜記武藝十二〕一弓射る時、矢を弦にはげて矢筈の取様、當世諸流何れも中ゆび人さしゆびを、大ゆびのかしらにかけて、人さしゆびと大ゆびの間にて、はずをはさむ也、されば大ゆびのさきに、革をあつくかけて縫たる有、(やはらかぼうしと云なり)又ゑんに角を入て縫たるあり、(かたぼうしと云、つのかけとも云、)是等は近代ゑだしたる也、古代のゆがけを見るに、大ゆびに、ぼうしをこしらへたるはなし、たゞ大指のはらに、小き革を外よりあてたるあり、又革をあてざるもあり、革をあてたるは、矢筈をつまみて射るが故也、又高忠聞書に、賴朝大將の御時、富士の牧狩の時、久く狩をせらるゝによりて、大ゆびとくすしゆびの革に、つるつよくあたる間、やぶれたり、其時大指と、くすし指ばかりを、ことかは(別の革と云事也)にて、つぎ始られたりと見たり、是を以て考るに、古は大指と人さしゆびにて、矢はづをつまみて、くすしゆびを弦に懸て弓を引し也、されはこそ大ゆびとくすしゆびの革に、つる強くあたるとはいひたれ、古き繪にも、矢筈をつまみて引體にゑがきたり、今のごとく、人さしゆび

中ゆびを、大ゆびの頭にかけて引く體は、古書には見えず、今世の如く、人さし指中指を、大指の頭にかけてひけば、矢筈もちれて、はなるゝ故、矢行くるふ事あり、さればもちれざる樣に、はなす事を修練する故、はなれの習ひむつかしき也、古のごとく、つまみはなせば、矢直にはなれ行ゆへ、矢行くるふ事なき理あり、後代今世の弓の師匠は、三十三間堂を通す事を目當にして指南する故、我が力量に勝たる強弓を引事を專とする、依之大指に、ぼうしと云事をこしらへ出して、それにて強弓を引んとするゆへ、人さしゆび中ゆびを、大指の頭にかけて引事を云出したる也、古は三十三間堂の通矢もなく、各力量相應の弓を用ひて、不相應の強弓を無理に引事はなかりし也、されば矢筈を取るに、人さしゆびをかゞめ、大指を合せて矢筈をつまみ、くすし指を弦にかけて引きし也、今世の人は、如此しては引にくゝ、思ふべけれども、古代は如此、初學の時より引ならひたれば、引にくき事あるべからず、此引やうを再興すべき事也、(強弓を無理に引けば、弓に引たてられて、我身のかまひくづれて、矢勢よはく、矢行くるふ也、弓を我物にしてひかざる故、射方少も調事はなきなり、)

〔安齋隨筆前編十三〕一射五善　論語馬融註曰、射有五善焉、一曰和、志體和、二曰和容、有容儀、三曰主皮、能中質、四曰和頌、合雅頌、五曰興武、與舞同、此方の射は、三善のみ歟、

〔高忠聞書〕一船中にて、弓返しをばせぬ事也、はじめ一番いる時の儀なり、舟にてかへると云事を斟酌の義也、

〔家中竹馬記〕一船中にて弓を射には、最初には弓を射返さぬ事也、返ると云事をいむ故なり、後には不苦、總じて弓を射返さぬあまたあり、射返さぬは矢つぎ早也、

一弓返しと云詞はわろし、弓を射返して抔と云べし、

〔弓術要覧一〕一船中の射法、一段射にくきものなり、法習有、敎あり、船中より陸の物を射るは、猶しも子細ありとぞ、能登守敎經の佐藤繼信を射たるも、的前を射る樣にして射給へるにはあらず、

浮沈動靜、波に隨ひ風をうけ、弓手の押へ、馬手の引立、授與稽古、つもらずんばあらじ、

〔高忠聞書〕的いる之事

一前弓の時は、かずづかの方に、弓のうらはず一尺ばかりをきて持せて、兩手にてひぼを解て、右のひぼを右の手に取て、さて弓にとりそへて、先左のひぼを、刀のこじりより引とをしまはして腰にはさむ也、右のひぼを左の手にてまきて、小袖と、すわうとの間へをしいれて、かたの前おしこむなり、さて身づくろひ、左の足よりはじめて、三足あゆみよりて、拐足を引そろへ、的を一目見て、又左よりふみ出し、よくふみさだめて、右の手にて弓をとり、かずづかのきはに立也、弓をば、ゆびみつにてとるべし、我かたより少たかく、三つかな輪に立也、つるをば的の方へもむけず、又さきへもむけずして、すみかけて弓をたつべし、拐はだぬぎざまに、的を一目みて、おしはだぬぎ、すわうの袖のおりめをとりて、刀の小尻を引まはして、前の腰にはさむ也、拐矢をさしはげて、弓をかまへて一目見るなり、まづ定見所三ッ是也、はやには、とむき、乙矢には、うちむきを射る也、矢をさしはげさまには、先へひねりむけて矢をはぐる也、拐射果て、ヽ、すわうの袖をはさみたるをはづして、よくくつろげて、先右のかたへ手を入て、拐ひぢじり左へおし入て、もとのごとくよく引なをして、左のあしよりひきて、拐右を引そろへて、よくゑもんをなをし、左よりふみいだし、三足あゆみ、本の座にかしこまるなり、

うしろ弓のたいはいの事

一前弓のごとく、何をもして、いはてヽは、右の足より引そろへて、左をひきそろへて、又右よりうしろへしさりて、かしこまるべし、又うしろ弓の足引事は、いはてヽ後、引あし三足ばかり也、

ひとり弓のたいはいの事

一的にむかひ、少めてをひらき、少すぢかひ様に畏て、まへ弓のごとく、ひもをおさめて、左よりふ

み出し、何事もまへ弓のごとくして、射果て左の足より引、よくふみそろへ、又左よりふみ出し、扨右を踏出し、其あしよりうしろむきに、もとの座敷に畏也、大人の前にても是なり、外には有べからずとなり、くじ的のおほくうちならびたる中のいては、此ひとり弓の心なるべし、前後は二弓のたいはいなるべし、

〔大的體拜記〕一弓持樣、にぎりより上、三寸ばかりあげて、うら弭を少さげて、弭を我身の通になる樣に持べし、矢をも羽の方を少あげて持、弓の本弭と矢の羽と同高さに持て、數づかへよるべし、前弓は數塚に、弓のうら弭一尺四五寸懸る程に畏るべし、後弓は數塚の弓のうら弭のさゝくとどかざる程に畏て、紐を納むべし、畏る時、足をつま立べからず、前弓は左の足よりふみ始め、數塚の中へ三足にふみよりて、前足を踏定て、右の足を踏べし、數塚と三つかなわになる樣にたつべし、弓をも數塚の際に、我足と三つかなわに立る也、肩の通より少上を、大指と中指と人さし指と、三つにて取て、扨かたをぬぎて、袖をかたなの下へ、上の折目を押かふなり、袖の下をかふ事はなし、水干の袖の上のはしをかふ也、袖口に紙にて調たる、こはせをつけて押かふ、ひたゝれも素襖も、同く上の折目の端を押かふ也、其後弓を取直して、矢を乳の通にて、兩方のこひぢを作りてつかふべし、定儀はなけれども、外むきを兄矢にて射て能也、射はてゝ後、始のごとく弓を立て、肩を入て弓を取直して、衣紋を引つくろひて、前足を引て、後を一所へ踏よせて、扨又左足を引也、三足にふみより、三足に去さる、前後初つくばひたる所に畏べし、後は數塚の外に、如前三かなわになる樣に、數塚の際に弓を立べし、右の足より引始て、左足を一所へ踏寄て、さて本の所に畏べし、二度目は後より射べき也、うしろも先左足よりふみ寄て、さて右をふみ寄て、左一所へふみ寄て、後左を的のかたへよせて踏定むべし、公方樣、出御の時、式の座には著べし、

〔家中竹馬記〕一人前にて、弓を射て見せん時は、射樣は、的射るごとく紐を納て、中弓のたいはゐに

て可射、前弓のたいはゐも不苦、後弓のたいはゐにては射まじき也、弓は白木そばしら木、的丸物の時の如し、矢はじんどうたるべし、

〔了俊大草紙〕一主人の的場にたゝせ給て、的射給とて、其相手に、某参と仰らるゝ事も有也、左様の時は、弓矢取副て、急に参ざまに紐をときて納などして、道にてしたゝめて、急ぎ畏て御相手に成べし、此事年始に御所的の後、坊門殿、錦小路殿足利直義○毎年三度あそばし始給し、其相手に畠山大蔵少輔、一色宮内大輔、愚身勤し間、亡父○今川範國致られし也、此御相手に参しかば、我持たる大刀を進しなり、

〔高忠聞書〕一前おきの物射る矢の事、何矢もくるしからず、かりまたそやけんじりにて射べし、いさるべきためにいるは、ひも袖をおさめて、かたをぬぎていべきなり、

一前おきの物を、引目しめじんどうなどにている時は、かたをぬがで射べし、

一いさりの物には、矢所をきらはずといふなり、すかひ馬手弓手きれにて射べき也、但このむ箭所にはあらず、同は手縄をつかひ、馬手にもあふて射べき事、可然候なり、○中略

一大事の物を、まことに射あてんと思ふ時は、矢づかを少引殘して、まむきに物を見べきなり、にあひもろめにてよくみんためにて候、秘すべきなり、

一弓返しをば、大事の物いるにはせぬ也、そのゆへは、射はづさば、やがて二の矢をつがはんためなり、弓返しをしては、をそくつかはるゝなり、

一ふせ鳥かけ鳥をいる時は、かぶらかりまたにて射べきなり、本儀なり、そやけんじりにていることは、りんじの儀なり、くるしからず、

一ふせ鳥をいる時、馬にのりたる時は、よきほどにては、馬よりおるゝ事あるまじきなり、馬の上にて射べきなり、ふせ鳥をいる矢所のこと、ふしたる鳥をまはして前後よりいるなり、前からは、

はしを射さけと云、後からは、尾を射さけと云なり、ふせ鳥にかぎりたる事、弓手にまはしてふせべし、そばがけなどのきはに鳥あらば、それも弓手にいるやうに、馬をおりかけ〳〵まはして、鳥をふせて、前からも後からも可射なり、そばよりよこ鳥に射まじき事なり、もし馬よりおりている事あらば、沓をばぬぐまじき也、但水田などの所にては、ぬぐべきなり、主のともしたる時、馬よりおりているは、沓をぬぎて射べき也、

一ふせ鳥などを、馬よりおりてかちにて射は、左ゆがけをとるべし、總而馬よりおりて物を射ば、左のゆがけをとるべきなり、但物によりて、をそくならば、其まゝ射べきなり、

一かけ鳥を射るには、よこ鳥に、そばよりいるなり、馬にのりたらば、手綱をつかふて可射なり、鳥にむかふて矢をはなすまじきなり、むかひて鳥の立はしる事あらば、左手綱をつかひて、馬をばまはし可射、鳥に早く逢ふ也、

一ふせ鳥かけ鳥いる時は、馬上にても、例式かちだちの時のごとく、ひもをときて、弓を右へわた玄て手綱にとりそへて、まづ弓での方のひもを、刀のこじりにかけて前へとりて、かちだちの時のごとくおさめて、さて又馬手のひもを、左の手にて卷て、例式のごとく、すあをと小袖との、あはひへをし入て、さて刀のこじりにかけて前へとりて、これもかちだちのごとく、おさめて射べし、かちだちにている時も、ひも袖をおさめて可射なり、いそぎて、ひも袖をおさめ度時は、ひもをほどきて、弓を右の手にとりそへて、鳥をふせ〳〵はだぬぎて、先弓手のひもを袖ともにひとつにとりて、例式袖をおさむるごとく、刀のこじりにかけて、前へとりておさめて、其後馬手のひもを例式のごとくおさめているなり、此おさめやうは、玄き〳〵にあらず、いそぐ時如此もする也、

一ふせ鳥といふ事、鳥と鶉と二つならでは、ふせていると云ことあるまじきなり、能々可心得、○中略

一ふせ鳥可レ射時、めん鳥とおん鳥と、二ッならびてあることあり、其時には春夏は、め鳥を可レ射、秋冬は男鳥を可レ射なり、如レ此定まれども、いづれの鳥にても立あがらば、先それを可レ射、

一かりまたたばさむことは、かけ鳥ふせ鳥などいる時に、かりまたけんじりなどを手ばさむ也、つがふときは手をあふのけて、以前手ばさみたるまゝ、かりまたのかたをつがふべし、又かりまたを、たゞ腰にさす時は、羽のかたを腰にさす也、さて此矢をつがふ時は、手のうらを上へなして矢をとりて、其まゝつがひて可レ射なり、

一小鳥など、はだぬがで射るも不レ苦、鶉までは、かたをぬがすいるも不レ苦、鳥などにかたをぬがでいる事は有間敷事也、小鳥鶉などにも、肩をぬぎて可レ射事本儀なり、又ひも袖をおさめずして、かたぬぐ事有まじき事也、小鳥鶉など、ぬがでいる時は、ひもを懐へをし入て可レ射也、○中略

一木鳥いる次第の事、鳥にむかひ馬をよせて、馬手の手綱をつかひて、弓手に見なして、馬手へさがりて可レ射、總而木鳥をいる時は、小鳥にてもあれ、ひも袖おさめて、はだぬぎて可レ射也、はだぬがでは射まじきなり、

一水鳥をいる事、水にある鳥を其まゝ射べきとも、又をひたてゝかけ鳥に可レ射とも、射手のまゝなり、それもひもをおさめて、はだぬぎて袖をおさめて、かぶらにても、かりまたにても可レ射なり、船中にている時は、弓のもと船につかへて、弓引にくし、弓手の方のひざを、よく舟ばたに押あてて弓を引べし、又馬上にても、かちにても可レ射也、射様にことなる儀有べからず、水へ入ところにて弓をひきて、出るところをいるといへり、故實也、

一弓をはる時は、うらはずのつるわをよくみて、すぐにかゝりたらば、其まゝをきゆがみたらばなをして、すみのはしらに、弓のうらはずをあてゝ、左のひざにあてゝ、右の手にて弦を取てくはへて、弓をひざに押あてゝをして、右の手にてつるをかけべし、さて右の手にて、にぎりの下をと

りて、左の手を、そのまゝをきて、次第々々に弓を上へとりあげて、はりかほをみべし、わろくばそのまゝ弓を下にをしあてゝなをすべし、をしなをす時は、立ながらも、又ひざまづきてもなをすなり、北にうらはずをむけては、はるまじきなり、かげよりはりていだすべし、但前にて、はれと所望あるは、前にてはるべし、掌飯の人のゐたる方を後へなして、はる事あるまじきなり、但たとへ後へはなるとも、北へむけてははる事あるべからず、はりて後、すはうの袖にて、弓のほこりをしのごひて出すべし、つるをと少二三すべし、

〔宮参之次第〕張弓之大事

一人前にて弓を張事、北にむかひて張事を凶、東南を本とすべし、

一主人の御前にてゆみを張事、我後はしをぬやうに心得べし、

一主人の御弓、又平人の弓なりとも張事あらば、張所何方と、うかゞひてはるべし、是道なり、

一立居直なるゆみ、にぎりを取て張也、別而手の内覚あり、

一弓のはの事、木中六寸と定る也、但弣とさぐりの間なり、

一弦をかみしめすへの裏筈をかゝゑ候者のやくなり、本筈は張手か、又は弦かけのやく也、

一張手弦かけ、指渡りて、三人して張也、此身なりの事肝要なり、四五人して張事も有、先は弓によりてなり、

一ゆみ幾人張と云事、いわれなきやうに申ならはし候、たとひよはきゆみなりとも、一廉有弓をば、女三人して張なり、分ある弓ならば四五人にても張なり、

一いかによはき弓、人数入と云とも、あら木の弓などを張と云事、如何にて候、弓はりにてゑなひつるをばはるべし、

一さしわたりて人の知事なれども、他人のゆみを不可引と云事、第一の心得なり、すびき二三ッ

する物也、張おちつき候故なり、心得べし、

〔射御拾遺抄〕一弓の弦をとの事、つるをとらへざる事也、三ッ二ッ成べし、口傳在レ之、これらはゆはひの儀也、北へ向てはるべからず、又弦くひしめす事、うらはずより、もとはずまでくひしめして、ちとくひしめし返し、一方はすべからず、如レ此して人にも出し、我も射る也、

〔道照愚草〕一弓をはりて、弦をくひしめすと云事、末はずよりまづくひしめすべし、三寸ばかりくひしめして、扨其口にて、やがてうらはずのかたへくひしめすなり、それもまづ二三寸ばかり先にぎりの方へして、扨とむるなり、上下共に、そとへしてとむるなり、其後さぐりの下をくひしめて、ゆびにて弦を下へこきさぐるやうにするなり、

〔安齋隨筆後編十〕一賴義義家射術　清原武則が所望に依て、義家朝臣、堅甲三領を重ね、樹枝に懸て射玉ひしに、三領を貫けりと陸奥話記に見へたり、又同記に、賴義は弱弓を好み玉ひしが、發矢、物に中レバ、羽ブクラを飲ざる事なかりし由見へたり、射術を不レ知人は、此文を讀て文華の虚說と思はんか、虚說には非ず、弱弓を以て矢勢を强く射るは、總身の力と弓矢の和合する故、勢强き也、是射術と云者なり、重たる三領の鎧を貫たるも同術なるべし、力に勝たる强弓を引ヵば、弓のツヨキに我力を引奪はれて、總身の力弓矢と和合せざるゆへ、却て矢勢は弱きもの也、强弓を引けば、押手延ず、引手は引ず、兩手ふるへ、息つまり胸へせき上げ、腹引込み、上はつりになり、腰も足も弱くなる、久しくたもつ事ならず、我は發ざるに、矢の方よりはなれ行、是總身の力、弓矢と和合せざる也、如レ此にては手前固まらず、矢勢弱く、矢行きも狂ひて、中りもせず、今世堂前通矢を專らとする射家は、弟子に初より强弓を引しめ、段々に弓の分を上げて射さしむ、弓の力にて堂を通さんとする也、射本道を知らざる也、

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

和田小太郎、二百餘騎ニテ、小坪坂ヲ打下リ、河ヲ隔テ扣ヘタリ、小太郎、藤平ニ問ケルハ、義盛ハ楯突ノ軍ニハ、度々アヒタレ共、馬ノ上ハ未知、イカヾ有ベキトイヘバ、實光、今年五十八、軍ニ逢事、十九度也、軍ハ尤故實ニ依ベシ、馬モ人モ弓手ニ合事ナリ、打解ケ弓ヲ不可引、開間ヲ守テタメラフベシ、我内甲ヲバ惜ベシ、矢ヲハゲタリ共、流矢ヲ射ジト賚ベシ、敵一ノ矢ヲ放テ、二ノ矢イントテ、打上タラン、マツカフ内甲、頸ノマハリ、鎧ノ引合、スキマヲ守テ射給フベシ、矢一放テバ、急ギ二ノ矢ヲ番テ、人ノアキマヲ守給ヘ、敵モ角コソ思フラメナレバ、透間ヲ賚テ、常ニ冑突シ給フベシ、昔ハ馬ヲ射事候ハズ、近年ハ敵ノ透間ナケレバ、マヅ馬ノ太腹ヲ射テ、主ヲ馹落シテ、立アガラントスル處ヲ、御物射ニモスル候、敵一人ヲアマタシテ射事有ベカラズ、箭ダウナニ相引シテ誤スナ、敵手繁クヨスルナラバ、様アルマジ、押並テ組デ落、腰刀ニテ勝負ヲシ給ヘトゾ敎タル、去ケレバ敵ハ引詰々々散々ニ射ケレ共、或ハ上リ、或ハ下ル、目アタル矢モ透間ヲイチバ大事ナシ、三浦ハ實光ガ云ニ任テ、敵ノ二ノ箭イントテ、打上ルスキマヲ守テ、差ツメ〱射ケレバ、流矢一モ無リケリ、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

爰ニ木曾○義仲ガ方ヨリ、信濃國住人根井大彌太行親ト名乘テ、○中略塲楯ノ面ヘ進出、弓杖ツキ、敵ノ陣ヲ見渡シ、軍掟スル事柄ヲ見ニ、容儀人ニ勝タリ、蒲御曹子○範頼歟、九郎御曹子○義經歟、田代殿○信綱歟、此等ノ大將軍ニテゾ御坐ラン、行親ガ今日ノ得分ト思テ、十四束ヲ取番、引堅テ兵ト放ツ、畠山ガ乘タリケル、鬼栗毛ガ吹荒ヲゾ射通シケル、行親、一ノ矢射損ジテ、御方ノ運ハ早盡ニケリ、大將軍タル者ガ、一ノ矢ヲ放ツハ、弓箭ノ運ノ盡ル所也、一ノ矢射損ジテ、二ノ矢射事ナシ、敵ニ鎧ノ毛見知レヌ先ニトテ、掻楯ノ内ヘ引退ク、

〔安齋隨筆前編十三〕一射敵術　新武者物語云、秀吉公、豐前國巖石城を攻させらるる時、蒲生氏鄕

の家來、野木甚左衛門尉〈甚右衛門ニ作ル〉○常山紀談、野矢は、弓の上手にて、山田の畔を立渡り、敵五人射殪し、首五ツ提て來る、類希なる働哉と、皆人感じけり、首一つ取も難しとするを、五ツまでは何して取たるぞと、其故を問ふに、敵の鑓先、我が拳に中る程に押寄せて、矢を放ツ時は、はづるゝ事候はずとぞ答ける、

〔卜傳百首〕弓はたゞおのが力にまかすべし手にあまりたる弓な好みそ

兼て知れ軍の場に持弓はすこし力のまさるこのめり

矢の根をば細く穗長に好たりあたる矢先の拔けよかるべし

近き敵遠き敵を射る時に矢の根の習ひありと志るべし

夏多に好む矢の根のある物を志らぬは射手の不覺なるべし

弦はたゞふときに志くはなかりけり細きは根矢をきゝぬものかは

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御みづからの射藝は、御幼き時よりすぐれさせ玉へり、御壯年の頃は、一度に六千本づゝ、指矢を射玉ひしとぞ、本城にいらせられし後も、鹿狩の折、水鳥など射させたまひしは、人々多く見奉り、御術の世にすぐれさせ玉ひしを、感賞し奉る事なりき、大的、半的、遠的なども、射法の進退、的場の間數、弓場殿の廣狹などに至るまで、こと〳〵く叡意もて定め玉ひし法、かず〳〵有て、凡慮の及ばざる事多かりしとぞ、鈴木對馬守安貞が家に、御考の射法的圖等、委敷書集めて、口傳聞書と號する冊子を傳ふ、そが中に征矢的矢鏃頭の御考をも載たり、

〔貞丈雜記弓矢十〕一矢をつまよると云詞は、つまやる共云事同じ儀也、源平盛衰記卷四十三〈源平侍遠矢の條〉に、宗長三浦が脩をさらり〳〵とつまやりてとあり、又〈同條〉に與一は宗長が矢を取て、さらりさらりとつまやりてとあり、左の手の爪の上に載せ、右の手にてひねりながら先へつきやる故、爪遣と云也、盛衰記に、爪遣の二字を用ひたり、萬葉集の歌に、梓弓、爪夜音、遠音とあり、爪よるとも云

べしやるもよるも五音相通なり、

吉田出雲守傳書に、こあてと申事は、弓引かぬ先に、能矢先あてがひ候事也、

〔安齋隨筆 後編八〕こ。あ。ての事

〔運歩色葉集 葉〕早矢(ハヤ) 甲矢(同) 兄矢(同)

〔運歩色葉集 遣〕乙矢(オトヤ) 弟矢(同)

〔大的體拜記〕一射手方文字

發矢(ハヤ) 乙矢(オトヤ) 兄矢(ハヤ) 弟矢(オトヤ)

〔弓馬問答〕小笠原信濃入道順元御方江、子息兵庫助長秀尋被申候、弓箭幷馬不審條々之事、

一問云、的矢に内向を兄矢に仕、外向を弟矢に仕など人申候、次第不同に可仕候哉、

一答云、不定候、射能候はんを兄矢に可仕候、

〔大的體拜記〕一相手矢あらば、射手畏ると云事、兄矢を射時、或は弓折返、或は弦切たる時は、射終たるごとく、肩を入、足を引て、始の所に畏、かへを待時、相手も同じごとく畏る也、扨介添、張替を持寄て出時、取て又以前のごとく、踏寄て可射、前後同前なるべし、後弓二度めの時、發矢に、ゝ有て禮あらば、前弓射て畏べき也、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一矢に内向(ウチムキ)と云は、矢を弓につがひて、羽表(ハオモテ)我身の方へむきたるを云、外向(トムキ)と云は、羽表我むかふの方、外へ向たる也、内向外向と云事、的矢に云事也、一手なる故也、外向をば早矢(ハヤ)に射る也、内向をば乙矢(オトヤ)に射る也、外向は陽也、内向は陰也、陽の矢を先にして、陰の矢を後にする志也、内向外向は、的矢など一手ある矢の事也、内向の事を、前向ともいふ、狩獵記に見、

一外向(トムキ)を兄矢(ハヤ)に射る、内向を弟矢(オトヤ)に射るといふ事も、急度定りたる法式にはあらざれども、右の如くするをよしと云也、されば法量物、大的體拜記に、定儀はなけれども、外向をはやに射てよき

也云々、定儀はなけれどもとあるを以て、定法にはあらざる事を知べし、又的出張記に云、兄矢弟矢によりて、矢を射替と云事、外向をはやに射、內向を弟矢に射る也、此事秘說たる間、たやすく射る事不可有と申傳る也と有り、是を考れば、定法にはなけれども、秘事と云なり、

〔江家次第 三 正月〕賭射

奏勝負舞左後塞、乙矢放間、出亂聲、於射場南方舞、

〔台記別記〕康治二年正月十八日丙午、賭弓也、〇中略左後塞、乙矢放間亂聲、頃之放、右乙矢、左乙矢放了、公通朝臣、持來的附文、經作合聞予取披見置前、公通歸取硯退出慢外、更就出居座、右乙矢放了、師仲朝臣持來的附文、經作合聞

〔山槐記〕保元四年〇平治元年正月十八日癸酉、今日賭弓也、〇中略予取近衛射手文無禮紙有裏紙卷返、隨注的皮、

假令書樣〇中略

府生丶丶丶 皮的 皮皮 皮皮 〇的皮字、將隨見在注付之也、始矢註端、乙矢註奥、已上三度也、〇中略

次三度了籤、後塞乙矢亂聲、陵王亂聲依左勝也後塞射了、予如元卷文取副弓、乍居著沓、進上卿前、置弓奉上卿、〇下略

〔古今著聞集 九 弓箭〕或所に的弓射けるに、晩に及ければ、明日や勝負すべきなど、人々いひける所、源三左衛門尉翔、來りけり、此さたを聞ていひけるは、翔はいづかたのかたう人もすまじ、矢を一手給へかし、その的串のまへうしろを射ん、あたりたらんかたを勝に〆給へといへば、人々も興に入て、則矢をとらせたりければ、ついたちて、はやを射るに、まへの串にあたりぬ、方の人の丶〆りあへりけるに、をとやにて、又うしろの串をいてけり、此うへはさやうにてこそ候はめとてやみにけり、かやうに名を得たる上手のふるまひ、目おどろく事なりとなん、

〔嚴島合戰日記〕弘治元年十月朔日、日中嚴島軍不利、晴賢〇中略戰死、

晴賢首表、點三尺棚、居公饗上、城主隊頭、侍坐左右、元就隆元兩君、著鎧踞牀机上、牀机左右方、相去三尺許、平佐源七郎、持大刀跪坐、又相去三尺許姻、神藤十郎、持弓番甲。箭、右手擧乙。矢、居右膝、右方微許倚前、

〔奥羽永慶軍記 三〕和賀山北鏡藤倉合戰ノ事

和賀ノ先手筒井縫殿助、馬武具一際スグレテ出立シガ、白木ノ弓ノ握リ太ナルヲ素引シテ、扶桑猿臂舊將軍、神箭當時幾策勳ゾト自讃ニ吟ジテ、中指ノ甲。矢。十四束有シヲ打ツガヒ、ヨツ引、兵ト放ツ、其矢アヤマタズ、一陣ニ乘タル笹森四獄ガ胸板ニ中テ、馬ヨリドウト落テ矢庭ニ死ス、笹森六郎、父ヲ射サセ、當矢ヲ返サントト引シボル所ニ、筒井、乙。矢。取テ打ツガヒ、シバシ堅メテ放シケレバ、ムザンヤ六郎、射向ノ板ヨリ矢先白ク、具足ノ引合ニ射貫ク、

〔浚明院殿御實紀附錄 二〕安永八年正月十一日の御弓場始に、東條權大夫季勝、乙矢をはづし、高山平左衞門守眞、箆打なりしを御覽じて、けふはことに大風故にはづれしなるべし、技のいたらぬにあらず、祿物たまはるべしと命せられ、此日射手みなあたりとなりしとなり、

〔西宮記 正月下〕殿上賭弓

次々射擧(勝方尻。塞。取射分錢置机下、或只曳、)

〔北山抄 一正月〕十八日賭射事

同九年(○天慶)依右後塞(シリフサギ)栗(○栗恐栗誤)秀蔭、四度雙矢(ナミヤ)勝也、大將(○藤原師輔)起座、出幔後給阿古女(アコメ)、

〔江家次第 十九〕殿上賭弓事

勝方亂聲舞陵王(方尻塞(シフサキ)之矢、射放之間發聲、敵方乙矢、射發之間舞出、)

〔中右記〕承德元年十二月十七日、今日有弓場始、(○中略)

射手(前左大將家政朝臣)(左兵衞督忠教朝臣的一、顯雅朝臣、雖上臈立後塞、)

二矢

〔貞丈雜記十二武藝〕一的射る時、最初に出て射るを大前と云、最終に出て射るをせきと云也、第一番初に出て、總射手の前に射る故、大前と云は知れたる事にて子細なし、終に射るを、せきと云は、せきは、せまりかぎると云事を略したる詞也、總の射手、皆射はてゝ、此度の射手に迫り限ると云心也、文字には關の字を用る也、關所と云物も、垣をゆひ、門をかまへて、是より先へ人を通すまじきと、道を迫り限る也、相撲取にも、總の終に出て取るを、關と云も同じ心也、

〔高忠聞書〕一二の矢と云事、たばさみたる矢をいる事申に及ばず、ゑびらにさしたる矢にてもあれ、うつぼにさしたる矢にてもあれ、矢一射て、やがている矢を、二の矢と云なり、少も逗留あらば、二の矢にてはあるまじきなり、

一じんどうなどにて物を射る時も、二の矢と云べし、三四にならば、又矢をつがひてと、かたるべし、總而物語に、二の矢をつがひてと語るべし、三の矢とはかたるまじきなり、

〔今昔物語二十六〕山城國人射兄不當其箭存命語第廿四

今昔、山城國□□ノ郡□□ノ鄕ニ住人兄弟有ケリ、何ナル事カ有ケン、弟心ノ内ニ、兄ヲ何カデ殺サント思ケルヲ、只打思タル樣ニ持成テナム過ケル、○中略兄此事ヲ夢ニモ不知シテ、物語シ畢テ、賤ノ小男ノ有ニ、火ヲ燈セテ出レバ、弟喜デ、大ナル矢ヲ弓ニ番テ、强ク引テ、○中略尻答フラント思フニ、箭ノチウト鳴テ、外ニ反ヌレバ、此ハ何ニト思テ、二ノ箭ヲ搔ムト爲ル程ニ、兄ハ戶ヲ開テ出ルニ、不思懸弓ノ音ノ近ク爲ニ合テ、箭ノ來テ我最中ニ立ト思フニ、チウト鳴テ外ヘ反ヌレバ、迷テ急ト返リ入テ戶ヲ閉ツ、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

伊勢國住人堀六郎貞保、同七郎貞俊、緋威冑ニ、白キ幌係テ、樓門ノキハマデ攻寄タリケルヲ、唱法師、勝タル弓ノ上手也ケレバ、一ノ矢ニ、貞保ガ內甲ヲイテ落シテケリ、貞俊、是ヲ見テ大刀ヲ拔、唱

ヲ討トラントシケルヲ、二ノ矢ニ、貞俊頸骨ヲ被射テ、馬ノ弓手ニ落ニケリ、

雙矢

〔倭訓栞前編三十三〕もろや 拾遺集に見ゆ、雨矢也、二枝を一手といへり、

〔源順集〕應和二年正月、東宮の藏人になりて、月のうちに民部丞にうつりて、ふたゝびよろこびあり、思ひをのべて右近の命婦につかはす、

ひく人もなしとわびつる梓弓今ぞうれしきもろやしつれば

〔永久四年百首春〕賭弓　　皇后宮女房常陸

霞しく春の始の梓弓もろ矢しつるぞ嬉しかりける

〔徒然草上〕或人弓射る事を習ふに、もろ矢をたばさみて的に向ふ、師のいはく、初心の人、二つの矢をもつ事なかれ、後の矢をたのみて、はじめの矢になをざりのこゝろあり、毎度たゞ得失なく、此一箭に定むべしと思へといふ、

當矢

〔奥州後三年記上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞えたかきつはものなり、年わづかに十六歳にして、大軍の前にありて、命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ、首を射つらぬきて、かぶとの鉢付の板に射付られぬ、矢をおりかけて、當の矢を射て敵を射とりつ、さてのちしりぞきかへりて、かぶとをぬぎて、景正手負たりとてのけさまにふしぬ、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

明レバ九月○元弘元年三日卯刻ニ、東西南北寄手相近テ時ヲ作、其聲百千ノ雷ノ鳴落ガ如ニシテ、天地モ動ク計也、時ノ聲三度揚テ、矢合流鏑ヲ射懸タレドモ、城中靜還テ、時聲ヲモ不合、當矢ヲモ射ザリケリ、

遠射

〔倭名類聚抄四射藝〕遠射 淮南子云、越人學遠射、參天而發、楊氏漢語抄云、射遠、和名止保奈介、今按云、遠射、卽射遠也、

遠矢

〔箋注倭名類聚抄射藝二〕按止保奈計、遠投也、萬葉集、慕振勇士之名歌、投矢毛知、千尋射和多之、挽歌、公之佩具之、投箭之所思、又、投左乃、遠離居而、左謂箭、又左乎奈具流萬、投箭之間也、神代紀、取矢還投下之、皆謂射爲投、

〔伊呂波字類抄止術藝〕遠射トホナケ

〔運歩色葉集登〕遠射

〔倭訓栞前編十八登〕とほなげ　倭名抄に、遠射、又投壺をよめり、萬葉集に、投矢ともいひ、神代紀に、取矢還投下とも見えたり、

〔運歩色葉集登〕遠矢。

〔本朝軍器考四弓矢〕サシ矢、遠矢ナドイフ事モ、古ヨリ聞エシ、倭名抄ニ、淮南子ニ見エシ、越人遠射ヲ擧ブトイフ事引テ、遠射トカキテ止保奈介トヨム、今按ズルニ、遠射ハ、スナハチ射ル事ノ遠キ也ト注シタリ、又保元物語ニ、興福寺ノ衆徒等、吉野十津河ノ差矢三町、遠矢八町トイフ者共ヲ具シテ、千餘騎ニテ、新院ノ御方ニ參ルトモ見エタリ、又源平盛衰記ニモ、或ハ遠矢ニ射、或ハ差矢ニ射ルナドイフ事モアレバ、コレラノワザ、久シク聞エシ事ナレド、得長壽院ノ堂ニテ、差矢射テ、其藝ヲ試ル事ノ盛ニナリシハ、近世ニ起レル事ニテアル也、

〔高忠聞書〕一遠矢のいやうとてはなきなり、弓をばかならす射かへすなり、

〔挾物之記〕一、遠矢射やうの事、さだまる儀なし、弓矢の拵やうも、ふり有べからず、弓をば必射返すべし、

一遠矢射様の事、ふりなし、何とも射べし、弓をば必射かへすべし、弓はいづれにても射べし、矢の拵様も定儀なし、

指矢

〔保元物語一〕新院御所各門々堅事附軍評定事

南部ノ衆徒ヲ被召事有、興福寺ノ信實、玄實等、吉野十津河ノ指矢三町、遠矢八町ト云者共ヲ召具シテ、千餘騎ニテ參ルガ、今夜ハ宇治ニ著、

〔平家物語十一〕大さかこえの事

平家の方には、これをみて、あれい取れや、いとれさて、あるひはとを矢にいる舟も有、或はさし矢にいる舟も有、源氏の方の兵共、これを事共せず、弓手になしてはいて通り、めてになしてはいて通る、

横矢　筋違矢

〔太平記二〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

快實、蛇ト振歸テ是ヲ見ニ、齡二八計ナル小兒、大眉ニ鐵漿黑也、是程ノ小兒ヲ討留タランハ法師ノ身ニ取テハ情無、打タジトスレバ、走懸々々、手繁切回ケル間、ヨシ〳〵サラバ、長刀柄ニテ大刀ヲ打落シテ、組止ントシケル處ヲ、比叡辻ノ者共ガ、田畔ニ立渡テ射ケル横矢ニ、此兒胸板ヲ、ツト被射拔テ、矢場ニ伏テ死ニケリ、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

土居、得能、仁科、伯耆ガ勢二千餘騎、白鳥ヨリ懸下テ横合ニアフ、湖水ニ浮ベル國々ノ兵共、唐崎ノ一松ノ邊ヘ漕寄テ、サシ矢、遠矢、スヂカヒ矢ニ、矢種ヲ不惜射タリケル、

〔房總治亂記〕同年〈〇天正十七年〉六月上旬、房州里見左馬頭義朝、上總萬喜ノ城ヲ攻ントテ、房州堀内城主安西遠江守、同州丸ノ城主山川豐前守、兩將ニテ五百人、各居城ヲ立テ上總ニ赴ク、〈中略〉房州勢ハ長途ヲ來リ、殊ニ上リ坂ニテ、息キレ氣疲レテ見エケル處ニ、土岐ガ兵五六十人、東ノ尾崎ニ立並ンデ、矢先ヲ揃テ横矢ヲ射ル、時ニ上總ノ郷民百人計、東ノ山西山ヨリ指矢ニ射ケル程ニ、房州勢大半討レテ軍敗レケル、

弋射

〔倭名類聚抄四射藝〕弋射　唐韻云、弋〈與職反、以豆留〉射也、四聲字苑云、矰〈音曾〉弋射矢也、繳〈之若反〉矰繳所以加飛鳥

也、

〔箋註倭名類聚抄射藝二〕按以豆留、蓋射蔓之義、言矢有繳也、

〔伊呂波字類抄伊疊字〕弋射イツル

〔書言字考節用集器財七〕繳射イトユミ 弋鳥具

〔倭訓栞前編伊三〕いつる　倭名抄に弋字をよめり、射釣の義なるべし、矰繳も同じ、埃嚢抄には、いてとるとよめり、

〔段註説文解字五下〕矰隿射矢也、周禮司弓矢云、矰矢茀矢、用諸弋射、注云、結繳於矢、謂之矰、矰高也、茀矢象焉、茀之言刜也、二者皆可以弋飛鳥、刜羅之也、前於重、又微輕、行不低也、詩云弋鳧與鴈、从矢曾聲、作滕切六部

〔段註説文解字十三上〕繳生絲縷也、生絲爲縷也、凡麤者爲紼、麻者爲縷、絲細縷麤、故糾合之絲得係縷、謂縷系矰矢而㠯隿躲也、李善文賦注所引有此十字、今按有此乃完、當作生絲縷系矰矢而已隿躲也、共十一字、矢部曰、矰者、隿躲矢也、隹部曰、隿者、繳躲飛鳥也、繳者、繳數也、从糸敫聲、之若切、古音在二部、

〔本朝軍器考四弓矢〕天長二年正月ノ勅ニモ、射禮ハ國家ノ大事ニテ、闕ベカラザル由見エタリ、此御代ニ紀朝臣眞道トイフ人アリキ、眞一本ニハ興ニモ作ル、中納言從三位勝長卿ノ男ニテ、弘仁、天長、承和、三代ノ朝廷ニツカヘテ、位累リニ從四下ニ至リ、職ハ兵部大輔、左中辨、右兵衞督歷テケリ、此人門風相承テ、ヨク射禮ノ容儀ヲ傳フ、又大同ノ比、從五位上伴宿禰和武多麻呂トイフ人アリ、コレモ又此法ヲツタヘキ、コレヨリ後世ノ武士、ナガク彼兩家ノ法ニナラフ、其法頗異同アレド、大體ハコレ一ツ也ト見エタレバ、續日本紀後世ノ武士射ル事、此兩家ノ法ニヤナラヒヌラム、寛平比、右大臣源能有ト申セシハ、文德天皇ノ皇子ニテ、代々ノ朝廷ニツカヘテ、終ニ執政ノ臣トナリ給ヒシガ、此人弓馬ノ藝ニ達シ給ヒタリケリ、源氏祖貞純親王ト申セシハ、此人ノムコ君ニテオハシケレバ、其藝ヲ傳ヘラレシヨリ、此カタ源氏ノ人々ノ箕裘ノ業トハナリテケリ、

〔秋齋閒語三〕弓流之事、日本ヤマト流、日置ヘキ流、吉田流のみと心得たり、元は伴トモ流、紀キ流の二流、弓の元祖たり、

流派

今紀てなし、心得あるべきため書あらはせり、

〔秋齋閒語評〕貞丈云、是は續日本紀に、承和元年六月庚子、從四位下紀朝臣眞道卒、故中納言從三位勝長朝臣男也、弘仁四年叙五位、天長九年累加四位、歷職兵部大輔、左中辨、右兵衞督、眞道門風相承、能傳射禮之容儀、大同年中、有從五位上伴宿禰和武多麿、亦傳此法、由是後世武士長効兩家之法、頗有異同、大射惟一也、といへるに據れる成べし、右の紀文射禮の容儀を稱して、射術の善をば稱せず、右兩人射禮を傳たる人也、射術の祖にはあらず、伴流紀流と流の字を付て稱したる事も見えず、右は上古の射禮を敎へし人也、後世の日本流、日置流、吉田流の射術の師と並べ言べからず、

〔鹽尻三十五〕源家弓傳は、大江朝臣匡房より源義家相傳、賴光以來は賴政一流、土岐氏流なり義家より新羅三郎義光へ相傳の流、小笠原一流なり、

藤氏弓傳は、大織冠の御傳、嫡流武智麻呂以下爲憲相傳、工藤一流也、南家は秀郷の傳、小山、結城、佐藤諸家へ傳り、利仁の傳は、齋藤、富樫、加藤等に別る、

紀家の傳は、武內宿禰以來也、大江の傳は、もと武內より出る歟、

〔武術流祖錄〕射術

小笠原流　小笠原信濃守源貞宗○註略以下同

日置流始祖　日置彈正正次

吉田家祖　吉田上野介源重賢

出雲派　吉田出雲守源重高

雪荷派　吉田六左衞門源重勝

左近右衞門派　吉田左近右衞門源業茂

大藏派　吉田大藏茂氏

印西派　吉田源八郎源重氏
竹林派　石堂竹林如成
大心派　田中大心秀次
壽德派　木村壽德
道雪派　伴喜左衞門一安
山科派　片岡平右衞門家次

日本流弓道略系

日本流

教訓卷曰、自家ノ射法ヲ日本流ト稱スルコト、我日本ノ流儀ニシテ、蠻夷ノ射儀ニ預ラザレバ也、元來神皇授受ノ號道ナレバ、始ニ復シテ日本流ト號シ、又神道流尊流ト稱セン事、其旨差ハザルニ近カラン、猶秀一自記ニ詳也、

鹿島流

古諸神、射ヲ嗜ザルハナシ、中ニモ武甕槌命ヤ勝レ給ヒケン、昔時鹿島明神祠官禰宜四郎某ト云者、神宮傳來ノ射道ヲ相承シテ、後世ニ傳ヘリ、所謂鹿島流ト云是也、實ニ今世射道流派ノ祖タリ、

逸見流

逸見清光ハ、淺利與一義成ガ父也、射道ヲ四郎某ヨリ傳來シテ、代々家ニ名アリ、世ニ逸見流ト云是ナリ、中葉ニ及テ、八幡流ト云アリ、近世絕テ聞エズ、惜カラズヤ、

熊谷一夢

日置流　日置彈正

安松流 安松左近 ― 弓削流 弓削繁六 ― 竹林流 吉田昌久

吉田流 吉田分左衞門

武田流 始祖姓名闕 ― 梶山蟠龍

小笠原流 始祖同上 ― 小笠原源大夫

森川香山

大和流

畠山滿家 其先切テ不見 予或書ヲ見テ記之也

太田持資 或資長、薙髮シテ號道灌、

逸見義胤 持資ヨリ弓法ヲ學、又文明年中、細川勝元ニ仕ヘ、秘隱傳授也、

武田某 持資ヨリ印可相受、世ニ武田流ト稱、

日置正次 彈正、剃髮シテ威德軒ト稱シ、又瑠璃光坊ト云、大和國ニ住ス、依テ大和流ト稱ス、又門人稱シテ日置流ト也、

德大寺 逸見義胤ヨリ目錄印可受、德大寺派ト云、

吉田眞重 分左衞門、出雲守ト稱ス、從五位下、剃髮シテ露滴ト改ム、

宇喜田直家

佐々木義隆 左京亮

佐々木義重 兵庫、義隆ノ子、宇喜田家旗下ニ屬ス、

熊谷直綱 太郎兵衞、攝津國大坂ニ住ス、

森川秀一 薙髮シテ香山ト云

大和流　森川總兵衞秀一

薙髮シテ稱香山觀德軒、自弱冠嗜射術、究流派ノ奥秘、弓道ノ書ヲ校正シ、稱大和流、其子彥左衞門信一、繼其傳爲精妙ト云、杜有馬周防守、美人抄ヲ著述ス、

〔鵞峯文集詞百十二〕弓詞井序　應阿部四郎五郎正之求

兵家之事、不可妄傳也、然鬼谷之法、因儀秦以顯於時、黃石之書、無留侯則不行於世、豈不可傳乎、廣武之於淮陰、衞公之於世勣、非其人則不能授之、非其人則不能受之、嗟乎學者如牛毛、成者如麟角、事事皆然、故失其傳、不知其法者多矣、獨本朝之射法、神代以下有所由來也、逮中古、而右僕射羽林大將軍源能有專知射法、爲百世師範、能有者、文德帝長子、而淸和帝庶兄也、文武兼備、歷仕四朝、桃園皇子貞○純者、能有之壻也、故傳授其法、其子經基相承、開源家之基、爲朝廷之護、滿仲、賴光、賴信、賴義、義家、繼志述事、共攀鎭將之位、義家强弓大箭、殆如神明、或督軍以平東奥之妖賊、或鳴弦以退南庭之邪魅、新羅三郎義光、親炙於父兄、深究此道、以爲一流之宗、其子義淸、續其業、以傳之於其孫加加美次郎遠光、遠光子、曰小笠原次郎長淸、蹐寵升樓、益揚家聲、新製射禮若干條、以敎之於子孫、長淸七世之孫貞宗、爲弓馬師範、以中興其道、至今嫡々相續、以稱其家法也、○下略

〔武藝小傳二〕小笠原信濃守貞宗

小笠原信濃守源貞宗者、新羅義光之遠裔、而信濃守宗長子也、代々傳弓馬之藝、而不墜家名、後醍醐天皇御宇、貞宗常參內、調馬於丹墀、試射於金門、勅曰、天下弓馬之俊傑者、貞宗有焉、使貞宗爲天下之師範也云々、後弓馬之藝、授武田伊豆守信元、或甲斐守觀應元庚寅年八月廿五日卒、享年五十有七、法名泰山正宗、號開善寺、貞宗子信濃守政長、從武田信元、繼箕裘藝、善射騎、奉仕尊氏公、以敎授之、貞治四乙巳年三月廿一日卒、四十九歲、其子信濃守長基、精弓馬之藝、爲將軍義滿公之師範、應永十四丁亥年十月六日卒、其子修理大夫長秀、因義滿公之命、與伊勢今川、撰三儀一統十二卷、大膳大夫政康、繼長秀之家、以弓法傳授之義敎公、于時永享四壬子年三月也、嘉吉二壬戌年八月九日、享年六十有七

而卒、大膳大夫持長繼之、文安元甲子年十一月九日、將軍義政公射始、持長爲師範、寛正三壬午年六月十五日卒、享年六十有七、大膳大夫清宗相續之、傳曰、清宗赴廁有怪物、因而斬其手、暫而來窓外乞其手、清宗問其名、答曰、狸也、又問乞手何爲哉、狸曰、我有妙藥、欲以接之、君若許與、則傳其妙方、清宗與之、所以得其妙方、此妙方代々相傳、而爲家之舊藥、文明十戊戌年十二月八日卒、享年五十有二、民部大輔長朝嗣後、文龜元辛酉年八月十二日卒、享年五十有九、修理大夫貞朝立、家有妖怪、貞朝一視而得其所也、取箭持滿、一發應弦仆地、人稱其精妙、永正十二乙亥年六月二日卒、享年五十有五、大膳大夫長棟、相續承業、天文十八己酉年十月八日卒、享年五十有八、大膳大夫長時、相得父祖之禪、而居信州林館、(後改深志)馳騁弓馬、以膽勇稱于時、甲州武田晴信、掠邊境、長時數年挑防、而顯武威、晴信以大兵襲深志城數度、長時勢竭、而出深志奔越後、憑長尾謙信、而不能方甲陽、始晴信、告長時曰、信州悉爲我有焉、長時若屬晴信、則可安堵本領也、長時報之曰、在昔雖曰武田兄小笠原弟、小笠原者、代々居京都、爲上於武田、今至長時、何可屬武田乎、終去信州移北越、後之伊勢、居榎倉大夫之家、此時三好長慶、爲天下執權、由爲小笠原氏族、遣使招長時、長時往京、謁將軍家、爲弓馬之師範、於河內高安、賜十七所爲之采地、其後義輝公、爲三好被害、此時長時、到奧州會津、天正十一癸未年二月廿五日、於星野味庵宅卒、六十五歲、號麒翁正麟、其子喜三郎、後號右近大夫貞慶、與父同到奧州、後歸信州、催普代家人、攻深志城、取而居之、改謂松本城、貞慶出奔信州、三十有三年、而又歸本國、文祿四乙未年五月十日、於下總古河卒、享年五十、法名以淸宗得、號大隆寺、其子兵部大輔秀政、奉仕東照宮、賜下總古河城、後賜信州飯田城、又移松本城、子孫相續而繁榮焉、小笠原代々、傳弓馬之藝甲天下、以爲武人之泰斗、不亦奇乎、

〔家流問答〕一小笠原家も、京都將軍の御代よりありし家也、いかゞして伊勢流と替候事御座候哉、

答て云、小笠原は、鎌倉將軍賴朝卿の御代より、弓馬の故實を家に傳へられたり、さるによりて京都將軍家も、弓馬の故實は、皆小笠原流を用ひ給ひし故、其頃小笠原流を弓馬の御當流といひし

也、又京都將軍の御代には伊勢家を內向といひ、小笠原家を外向といひし也、其いはれは、伊勢家は殿中諸士の立居ふるまひ、御元服御婚禮、其外すべて御殿の內の禮法をつかさどりし故、內向と云、小笠原家は、大的、小的、草鹿、流鏑馬、笠掛、犬追物、其外弓馬の故實、御殿より外の禮法をつかさどりし故、外向といふなり、されば座敷の上の立ふるまひ、元服婚禮等の禮法は、皆當家のもちまへ也、弓馬の禮法、皆小笠原家のもちまへ也、是は京都將軍時代の定也、當時は小笠原家、內向をもつとめらるゝ也、

〔座右書〕一小笠原系圖略

- 義光 新羅三郎
  - 義清 武田冠者、武田之祖、刑部三郎、出家四十九歲、配二流甲斐國市河庄一、承久亂之後、賜二阿波守護職七ヶ國管領一、
    - 清光 號二逸見冠者一、黑源太、逸見之祖
  - 遠光 小笠原秋山等祖、信濃守、加賀美二郎、文治元八二十四、源氏六人受領之種、
    - 長清 小笠原加賀美次郎、左京大夫、信濃守、正四位下
      - 長經 小笠原太郎、彈正少弼、侍從、法名長禪
      - 長忠 小笠原、源二郎、信濃守
        - 長政 孫二郎、信濃守、伴野出羽守被レ誅之後、小笠原總領職、管領、
          - 長氏 信濃守、彥二郎、大膳大夫
            - 宗長 孫二郎、信濃守、法名順長、號二扇谷一、
              - 貞宗 建武、武者所、信濃守護職、彥五郎、信濃守從五位下、號二開善寺月山一、法名正宗、
              - 貞長 彥二郎
            - 長高 六郎二郎、美濃守、法名宗玹、
              - 氏長 又六、備前守、民部少輔、法名道隱
                - 滿長 二郎、又六、民部少輔、備前守、應永廿七年十一月十四日死、法名興元、

持長（又六、民部少輔、備前守、道號心源、法名淨元、長祿二年閏正月十六日死、）
- 持清（又六、民部少輔、備前守、法名大中、寬正六年十二月十六日死、）
  - 元長（八郎、六郎、兵部少輔、播磨守、法名宗長、文龜二年死、）

持房（二次郎）

敎長（彌六、刑部大輔、美濃守、法名宗元）

政廣（彌六、刑部大輔、法名宗□）

政清（又六、文明九年八月廿一日、千疋御犬之時、被任備前守、法名宗信、明應六年死、）
- 尙清（民部少輔、備前守、文龜二年死）
  - 稙盛（又六、民部少輔、備前守）
  - 秀清（又六、民部少輔）

元清（八郎、文明九年八月廿一日、千疋御犬之時、被任刑部少輔、法名宗樹、）
- 元宗

〔有德院殿御實紀附錄十二〕年久しく射禮の廢れしを、ふたゝび興し玉はん御志ありしかば、紀伊の邸におはしましける程より、藩士吉田槇右衞門某（小笠原權六郎直經が弟子）をはじめ、堪能の射手あまためして、射禮をこゝろみられけるが、本城にうつり玉ひて後も、いよいよ古禮をたづね考へ、諸家の秘書をつのりもとめさせ玉ひければ、水戶中納言綱條卿、松平加賀守綱紀、小笠原右近將監忠雄、永井播磨守直亮、小笠原平兵衞常春、小笠原縫殿助持廣、小笠原三右衞門信征、小笠原信濃守長逹が家人村上數馬某、また伊勢平藏貞丈、榊原安藝守忠知、水野志摩守重孟、久野和泉守俊正、新井傳藏明卿、松平紀伊守信岑、林大學頭信充、大島雲平以興、木村權兵衞某、岩橋藤七某、榊原源八某、並河五一郎永崇、羽倉藤之進在滿、青木文藏敦書、茶屋宗有、仁木省二充長、其外京都鞍馬、石淸水、加茂、吉野などの寺社よりも、各あまたの文ども進呈せり、中にも小笠原縫殿助持廣が家につたへたる九十一種の書（内七種は、足利將軍義尙眞蹟の古本、）分て古書にして、疑ひなきものなりと、殊にめでさせ玉ひ、これらを根據となされ、猶潤飾せられけるが、折ふしふるき土佐氏のかける扇の繪に、いにしへの

射禮のさまをこまやかにゑがき、證とすべき事おほしとて、是をも御考のうちに加へられ、ゑかのみならず進退周旋の末節にいたるまで、御工夫をこめられ、近臣目賀田長門守守成、鈴木對馬守安貞等に、みづからをしへさせ玉ひ、庭中にて其禮を試らるゝ事あまたゝびにして、漸く御心の如くとゝのひしかば、長門守、對馬守をして、縫殿助持廣にくはしく授しめられ、永く小笠原家に傳へて、御家人等に敎授すべしと仰下され、長門守、對馬守をもかへりて持廣が弟子の列に加へらる、これ持廣が射禮の舊家なるを思召れての故とぞ聞えし、

〔半陶藁一〕小倉將監實澄壽像贊代小補

隨緣居士實澄、姓源氏、清和廿五世華冑也、十八代祖正親、食邑江州小倉、故族以邑爲稱焉、居士法諱正網、道號文紀、拜悟空堵受衣盂、宗門金湯也、〇中略受騎射業、入多賀氏之室、習歌物藝、升飛鳥井之堂、〇中略

延德二年七月吉辰　前南禪横川書

〔鵞峯文集八十一序〕射書序

夫弓箭者、兵器之最也、昔自黃帝造弓矢以來、中華歷代射法、不可枚擧也、本朝專用武之國也、故凡爲士者、無不習之、朝廷禮式、姑置而不論、在武門其法多端、其科不少、師資授受之際、其源一、而其流或有異同、或有詳略、或有新舊、或有精粗、然至若其秘奥、則父不能敎子、師不能授弟子、自非心得手熟、則何以施百發百中之妙哉、明應年中、有日置彈正豐秀者、專精射藝、自立一流、世人稱之曰當流、其弟子吉田上野介豐稔、悉受其法、以傳其子出雲守豐經、豐經益揚家聲、改日置流號吉田流、其子孫六世、相繼不墜其名、以至豐綱、其間傳習者甚多、就中有上原昌秀者、其父嘗學古流射法、頗得其利、然悟當流爲精密、而使昌秀求師就學之、昌秀受其旨、隨木村壽德、伴道雪等之有名於此道者、多所傳授焉、然慮末派之所敎恐失實說、而幸請豐綱爲其弟子、悉得受其傳、於是試施諸藝、則威儀之制、發中之業、聊覺稍

進₂于舊時₁也、

〔弓術要覽 一〕一日置、吉田の正流は、神代よりも事起りて、天孫降臨の時、天忍日命、梔弓に羽々箭を取添て、御先に立ませしより、神よりぞ神に傳へ、神よりぞ皇に傳はり、仲哀天皇を經て、應神天皇にいたりまして、武内宿禰を師として、君臣の弓道合一して、天神より武甕槌命へ、傳受の弓一に歸して、鹿島四郎禰宜、弓道を悉逸見の家へ授く、逸見の家よりぞ、日置の家へは傳へぬ、世々の武將武臣の弓道、皆此内にこもれりこゝにおゐて大和、伊賀、二つの日置とはなりぬ、大和の日置より吉田の家に傳はりたり、日本流といふは、天照大神よりぞ人皇に傳はる、是を日本流とも、尊流とも、神道流ともいふなり、天神よりの弓道を武甕槌命に傳ふ、是を鹿島流といふ、○中略逸見流とは、鹿島四郎禰宜より逸見の家へ傳ふるなり、日置流は、彈正正次、逸見の家より傳授す、武田流は、法を逸見より傳え、術を日置より傳授したり、小笠原流は、武田より授受したり、吉田流といへるは、日置正次より吉田上野介重賢に傳はり、同出雲守重政に至れるなり、針野、大塚の二流は、皆上野介門人の流なり、澗上流は、日置右馬允が門人河内守が末なり、松本流は吉田上野介が季子民部が流儀、雪荷派は、出雲守重高の弟六左衛門重勝が工風なり、道雪派といへるも雪荷よりわかれり、又別に吉田流とて、出雲守重綱より其子助右衛門豐隆の一流あり、左近右衛門派は、重高の三男業茂が發明、大藏派といへるも、左近右衛門派より出たり、山科片岡などいへるも、皆大藏派よりわかれり、竹林派は、日置範次より安松左近竹林如成が工夫、此餘壽德、大心、大癡の加賀傳などいふあり、印西派は、吉田重綱、源八郎重氏に傳來の法なり、此外本枝枝系類葉の吉田流、世に又多し、深きあり、淺きあり、正しきあり、又さもなきも侍るとぞ、

〔武藝小傳 三〕射術

夫弓者、始₂於神代四弓₁以來、精射若干、歷₂歷于演史₁、鎌倉柳營、擧₂用精射₁、有₂步射騎射之興行₁而世世

不乏於其人、中興日置彈正正次、得精妙、大興起之、至今學射者、無不倚日置之射法、故以正次、爲射術始祖、

日置彈正正次

日置彈正正次者、大和人也、好弓術、得其妙、吾國弓術中興始祖也、自往古、雖多以弓術顯名者、而不詳其強弱審固持滿、正次獨得其微妙、可謂傑出於古今也、正次遊諸國、後赴紀州高野山而剃髮、號瑠璃光坊威德、五十九歲死、

吉田上野介重賢

吉田上野介源重賢者、江州人、佐々木家族也、始號太郎左衛門、好弓術、得神妙、後從日置彈正正次、得其宗、後改道寶、吉田家弓術之祖也、

吉田左近右衛門業茂

吉田左近右衛門源業茂者、出雲守重高三男、而得射術之神妙、又善射、後仕中納言菅原利家卿、剃髮號木反、世所謂左近右衛門派者、業茂之工夫也、或曰、關白秀次公、甚好弓術、被召業茂、業茂乃奉教授其術、秀次公甚有褒賞、嫡子左近右衛門茂武、繼其藝而不恥父祖、能辨弓道之善惡、其子小左近茂成、繼父祖之志、爲精妙、

吉田大藏茂氏

吉田大藏源茂氏者、業茂三男也、始仕富田信濃守信高、後仕中納言前田利家卿、領采邑千石、茂氏、日夜委志於射術、故得其精妙、射於蓮華王院七度、而六度爲京一、其術神而妙也、故佳名傳千載、好射術之風乎、至今學其工夫者多、世稱之大藏派、

吉田源八郎重氏

吉田源八郎源重氏者、江州人、始號葛卷源八郎、吉田出雲守重綱以嫡女嫁源八郎、後有故與重綱有

際、於此學射於吉田左近右衛門業茂、繼婦家姓氏、改號吉田一水軒印西、其術至精妙、始仕關白秀次公、後仕結城中納言秀康卿、及宰相忠昌卿、遂以其術奉拜東照宮、台德大君、大猷大君、寬永十五戊寅年三月四日死、七十七歲、諸州其門人甚多、世稱之印西派、其子久馬助重信、寬永四丁卯年、始奉拜台德大君、大猷大君、又精其術、重信之弟三右衛門平內重好、此亦繼箕裘藝、發令名、重信子孫、相繼而在幕下、

石堂竹林如成

石堂竹林如成者、始爲浮屠、居江州、號竹林坊、嘗聞吉田一鷗入道之射傳、而甚通眞、後居紀州高野山、又移芳野、後又因中將忠吉卿之命、來於尾州清須城下、忠吉卿家臣等、多以竹林師之、後於尾州死、在二子、兄曰石堂新三郎、弟曰石堂彌藏貞次、雖爲二男、繼箕裘藝、竹林如成死後、新三郎習射於野村作左衛門、而自號石堂竹林、元和年中、於越前高野渡口、船覆而死、從貞次習弓術者多、至今末流在諸州、稱之竹林派、

田中大心秀次

田中大心秀次者、吉田出雲守重高弟子、而達射術、居平安城、以其藝鳴、世稱之大心派、

木村壽德

木村壽德者、江州堅田人、猪飼氏也、學射術於吉田出雲守重綱、爲精妙、其末流多、世人稱之壽德派、

伴喜左衛門一安

伴喜左衛門一安者、從吉田雪荷入道得射妙、後改道雪、以其藝鳴、雖多從吉田雪荷習弓術者、道雪獨得其宗、始居丹後田邊城下、仕細川玄旨、天正年中、以根矢射通蓮華王院、此根矢數之始也、至今末流在諸州、稱之道雪派、譽傳千歲、

片岡助十郎家淸

師範

片岡助十郎家清者、平右衞門家延二男也、與兄家盛、共盡心於射術、後爲吉田左近茂武之術、又從吉田大藏茂氏、勵精心、終至絶妙、射於蓮華王院三度、發射名於諸州、學其工夫者、若干人、世稱之山科派、又有下河原平大夫一益者、學家清傳於伴蒲定、悟其妙旨、貫革的中共得之、又諸派奥旨、無不究盡、至徹而得至精者耶、

〔弓術要覽二〕一武士の習學ぶべきは、正しき古流なり、日本流、鹿島流、八幡流、是を古流といへど、今は傳ふること稀なり、武田流、小笠原流は、專法式を第一とす、今の世の流儀の及ぶべきにもあらず、近比作れる流儀、多は異説妄談をいふもの多し、能々辨明すべし、

〔江家次第十九〕殿上賭弓事、

射手念人等列行、〇中略註其次第、射手、念人、雜色、所衆、弓〇師〇小舍人以下、〇中略

引射手

其次第射手七人、念人十五人、殿上人、堂上〇在人〇俗、巳上具弓矢、奏時雜色一人、雜色巳下弓〇師〇束帶、〇中略

殿上賭弓賽

其行列次第、〇中略

先射手七人　　次弓〇師〇舞師相並

次念人十五人　　次瀧口等乘馬相從

次雜色所衆　　次出納

〔蜻蛉日記中〕三月〇天祿元年十日の程に、内の賭弓の事有て、いみじくいとなむなり、をさなき人、〇藤原道綱まとりへの方にとられて出にたり、〇中略弓の師よびにやり來て又こゝにもなにくれとて、やゝかづくれば、うき身かとも覺えず、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年四月七日庚寅、被遣御書於下河邊庄司行平、有其召、是依可爲若君〇源頼家

御弓師也、若君漸御成人之間、令慣弓馬之藝給之外、不可有他事、而可奉加扶持之輩、諸家雖有其數、行平、適爲數代將軍後胤也、隨而弓箭達者也、仍及此御沙汰、早可參上之趣被裁之云云、加之稱可駕之、被遣御厩御馬云云、　十一日甲午、若君始射小笠懸給、行平參上、獻御弓引目等之上、承別仰奉扶持之、三浦介〇義澄進御的、千葉介〇常胤奉御馬、小山田三郎獻御鞍、八田左衛門尉進御行騰沓等、宇都宮左衛門尉朝綱進御水干袴、於南庭有此儀、朝政、遠元、重忠、重朝、義盛、景時等依召候其砌、此外御家人等群參、三度射訖下御、其藝稟性於天給之由、諸人感申之云云、二品〇源頼朝賜盃酒於今日出仕之輩、行平賜御劔、依爲御弓師也、

〔吉部秘訓抄 五〕近代弓師事

近來以敦方公私爲師、敦方子敦經、又死畢、當時習傳者不聞、諸道皆欲絶歟、今度忠季朝臣、習隆房卿、内府〇忠親公被尋敦方、而被稱忘却之由云々、信清、定忠、忠行等、爲定能卿弟子、

〔武藝小傳 二〕小笠原信濃守貞宗

小笠原信濃守源貞宗者、新羅義光之遠裔而信濃守宗長子也、代々傳弓馬之藝、而不墜家名、後醍醐天皇御宇、貞宗常參內、調馬於丹墀、試射於金門、勅曰、天下弓馬之俊傑者、貞宗有焉、使貞宗爲天下之師範也、

〔京都將軍家譜 上〕義教

同〇永享四年三月、以小笠原政康爲御弓師範、

〔京都將軍家譜 下〕義政

十一月〇文安四年九日御弓始、小笠原民部大輔持長、爲御師範、

〔總見記 一〕信長公元服初陣風俗事

信長公、十七八ノ御年マデハ、別ノ遊ハシ給ハズ、朝暮武藝ヲ好セ給フ、日夜合戰ノ御嗜也、弓ノ師

傳授

ハ市河大助、鐵炮ノ師ハ橋本一巴、劍術ノ師ハ平田三位、此者共ヲ毎日召寄、稽古シ給フ、

〔長澤聞書〕一其比、〇元和元年弓專らはやり候、上方にて師を仕候衆、

吉田印西　伴喜右衛門　吉田六左衛門

木村儒德　竹村理左衛門　田中大心

其外印西弟子之內にて、師をいたし候衆、

月岡久大夫　伊丹半左衛門　吉田五左衛門

山口軍兵衛　日置清香　大佛新九郎

喜右衛門弟子

柳田次左衛門　伴半右衛門

〔鳳峯文集〕九十三跋 弓書跋代阿部四郎五郎正之

軍旅者、國家之大事、而弓矢者、兵器之要也、本朝中華皆然矣、弦木爲弧、剡木爲矢者、大戰于涿鹿、蚩尤伏誅、角弓其觩、束矢其搜者、親兵于泮水、淮夷敗走、諸侯之有功者、賜弓矢以專征伐、加之李廣在邊、而匈奴畏服、耿恭守城、而凶賊不克、呂布射戟牙、則紀零罷去、慕容翰射刀鐶、則宇文不追、其武德大哉、本朝最嗜武、自中年以來屢用兵、源義家、源爲朝、平致經者、其尤善射者也、共彰武功、其名昭昭矣、平將門橫行八州、殞命於貞盛之矢、淸武衛押領兩國、消魂於季方之箭、家衛不免次任之鏃也、源義仲者、爲三浦爲久被射、藤國衛者、逢和田義盛被殪、其餘不可勝計也、凡一將中箭、則一軍狼狽、後軍失勢、可不思之乎、〇中略本朝之射法、自神代之古、有所由來、至源義光、受父祖之傳、最精此道、其後胤長淸、初號小笠原、以弓法爲家業、子孫連綿、遂以爲武家定式、的的相授、而無以絕矣、非其器量、則雖骨肉、不能傳受之、況於他人乎、微臣正之、雖爲卑賤之身、父祖世仕參州、頗嗜射藝、奉仕先君、屢赴戰場、以立寸功、故頗有所口授、正之私傳、以爲千金敝帚者日久矣、且依有深志、學得小笠原家法、彼家有兩派、從四位下右近

大夫豐前小倉城主源忠政者、其嫡流也、以鐵老人、及其子靱負尉長秦者、其庶流也、正之就忠政受其秘說者、殆二十七年、得彼印書以爲他後之證、且又聽得長秦之所傳、以考異同也、

〔足利季世記五〕勝軍地藏山合戰之事

同年〇永祿四年十一月廿四日〇中略總大將左京大夫義賢〇六角ハ、其比天下無雙ノ名人、吉田一鷗ガ唯授一人ノ弟子ニテ、日置彈正ガ的傳ノ弓法ヲ傳、カクレナキ弓ノ上手也、

〔足利季世記五〕神樂岡合戰并當流弓ノ根本之事

抑江州衆近年弓ノ上手ニテ、他國ニ超過シテ、アマタ其藝ヲタシナミ、其名ヲ上ゲシ事ハ、明應ノ比、四日置トテ四人ノ射手出來シテ、名譽ノ射藝ヲ顯シケル、其中ニ伊賀國ニ、日置彈正忠豐秀ト云者出來テ、當流ヲ射初メ、故流ノ射形異形ナリトテ、日本ヲ弓修行シテ江州ニ來リ、佐々木高賴、同定賴、二代ニ仕ヘ、弓ノ師ト成、入道シテ瑠璃光坊ト號ス、法名以德ト名付ケル、以德偏ク日本ヲ廻リ、弓ノ弟子ヲ尋ル、近國ノ河森ノ住人吉田上野介豐稔ニ勝ル弓アラズトテ、則弟子ニトリテ、一流ノ秘曲一々相傳ス、豐稔法名道法、其子出雲守豐經ニ相傳ス、出雲守法名一鷗ト云、一鷗ガ屋形義賢〇六角ニ相傳被申ケレバ、正シク日置ヨリ三ノ一人相傳シ、的傳ハ、義賢天下無雙ノ奥儀ヲ傳エ給ヒケル、義賢ヨリ一鷗ノ子息、後ノ出雲守、其弟六左衞門以下悉ク相傳アル、今ニ至ルマデ日置ノ末流タル者、皆義賢ノ末葉也、後ノ吉田出雲守ガ兄弟子共ノ流、一派々々ヲ立テヽ、皆當流ノ元祖ト成ル、サレバ義賢ノ近ク召仕レシ士、一人トシテ弓ヲ以テ高名セズト云事ナシ、依之神樂岡ノ敵ヲモ、カヤウニ射拂ヒケルト聞エシ、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕右衞門督宗武卿〇德川吉宗子好古の志厚く、持廣〇小笠原が家傳の書、一覽し玉はん事をねぎ玉ひしかどゆるし玉はず、その後せちに懇望有しかば、さらば持廣が弟子とならるべしとて仰下さる、宗武卿則持廣が門にいらる、其後はじめて御所より其書ども傳へさせ玉

練習所

ひしとなん、かく古道を重んじ玉ふ御こゝろざし、いとあり難き事にこそ、

〔玉露叢十一〕一同年〇寛永十三年将軍家家光公ノ御弓大將ニ、松平新五左衞門直次之與力ノ面々、射藝稽古シケル次デニ曰ク、夫レ八幡大菩薩ハ、源家ノ御氏神ニシテ、弓矢ノ守護神ナリ、イザ此所ニ御神ヲ勸請シテ、〇江戸高田穴八幡其神前ニ垜ヲ築セテ、弓射習ハント申シ合テ、其義ヲ言上ニ及ビケレバ、本意ノ如ク神地ヲ拜領ス、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御家人等、太平になれて、武藝におこたらむことをなげかせ玉ひ、ひたすら講武の事を沙汰せられける、〇中略其頃一藝一能ある處士どもは、おのが口を糊する時至れりと悦び、所々に敎場を開き、しきりに古禮をとなへ、または異風なることを傳へたり、中に講武の一助ともなるべきものには、地所を恩借ありて講習せしめらる、三宅伴左衞門といへるものは、昌平坂の下にて射術の敎場を下され、正木彌九郎といへるものも、神樂坂にて地所を恩貸せられぬ、

〔天保集成絲綸錄八十一〕寛政二戌年正月

大目付江

一麴町平河町三丁目裏明地
一餌鳥屋舖前明地
一淺草元旅籠町二丁目裏明地
一牛込御門より小石川御門迄芝間、犬走之内、
一市ケ谷加賀屋敷、火除明地之内、
一四ツ谷北伊賀町、火除明地之内、

右六ケ所明地之分、以來諸向、大的射込稽古場ニ相成候間、場所不込樣、一同申合、稽古可致候、

右之趣、向々江寄々可被達候、

〔泰平年表 大御所〕寛政二年正月五日、六ケ所射込大的場被仰付候に付、稽古可致旨、松平越中守殿御申渡、

〔天保集成絲綸錄 八十〕寛政二戌年六月

大目付江

近來諸向、弓稽古出精に付而は、的場も數ケ所ニ相成候間、場所ニより候而は、矢落不〆り之儀可有之哉、自然怪我人等有之候而は、稽古之詮も無之候、且大勢可相集事ニ候得ば、作法等、惰弱ならざる樣、頭々より可被心附候、

右之趣、寄々可被達置候、

六月

〔泰平年表 大御所〕享和二年四月廿七日、虎御門外明地、以來大的射込場、并乘込馬場出來、

〔豐峯文集 跋九十三〕弓書跋 代阿部四郎五郎正之

嗟夫世多烏號、奈無猨臂、雖有猨臂、不練習則難成其業、如賴政廣有之射怪物、那須本間之射扇的者、本朝之甘蠅、飛衞、紀昌、由基乎、匪其平生練習、則豈至于此乎、是以閑兵講武之道、雖治世不廢之、故儀禮有射禮、戴記有射義、其餘射訣、射評、射經、射訓、射議、射格、射譜、射圖等之書、以致其禮法習其技藝、

〔多胡辰敬家訓〕第二、弓、武士ヲバ弓取ト申セバナリ、テキ、アクマ、皆弓ニテシタガユルユヱナリ、

チカラダテセイヒヤウダテハ無用ナリキルテノ内ヲ習ヲボヘヨ

人ノ上トカクナイヒヽソワレ人ニワラハレヌ程道ヲタシナメ

〔安齋隨筆 前編十四〕一射心　凡武藝は、心を煉るを肝要とする中にも、特に射藝は、尙心を煉るを至極とす、夫心、肝、腎、肺、脾を五臟といふ、五臟の中に心の臟は、常に靜ならず動くもの也、晝寤めて

ある時も、樣々の事を思ひ、夜寐てある時も、樣々の事を思ひ夢を見る、動くは是心の體の常の用也、又氣は臍の下の氣海と云所にありて、是も動くものにて升り降りする也、出入る息は、氣の伸、屈する也、氣の動くに隨て、血進みて總身を運る事、水面に風吹て、小波の寄するが如し、血の進動くに隨て脈跳る也、さて心の體は、物により事に觸れて、其動き甚過ぎて躁ぎ起る事あり、心躁げば隨て氣躁ぎ、氣躁げば隨て血躁ぐ、血躁げば隨て脈躁ぐ、脈躁げば隨て手足總身躁ぎ狂ふ者也、故は弓射る者は、心を靜めて躁がざる事を修練すべし、心躁げば、氣躁ぎ、血躁ぎ、脈躁ぎ、手足總身躁ぎ狂ふが故に、的にあたる事なし、たとへば常によく的に中、射手なれども、貴人の御前にては、今能く中て御目にかけばやと思ひて心躁グ故、氣血脈躁ぐに隨て、手足總身躁ぎ狂ひて、常に替て中らざる也、此心の修煉は、ワザ上達したる上の事也、ワザ未熟にては叶はざる事也、

〔弓術要覽 二〕一古流にいへる、つくらの法は、今世に所謂卷藁の事也、禮家には是を胴結とも、胴縮ともいふ、此卷藁に向ふて射法をきはめ、曲直推挽の法を正し、とくと射前を定る、是を當流にては內敎と號し、卷藁前ともいふなり、足蹈を定め、體を直くし、弓構、握手の裏、打起引樣、たもち、離れ等の意味を自得させ、癖をたゞし、自然と天地のうまれのまゝの善體と致るの義なり、胴作り、足蹈、弓構、握手の裏、打起、引にも推にも、もとより離にも、規矩あらずといふ事なし、此規矩を正しくとくと熟して後、的前を敎へ、堂前を學ばせ、禮射を傳え、軍射をならはし、故實故法を正し、弓術の細工を試、引目鳴弦の大事を傳ふ、是根本の內なる敎故に、內敎とはいふなり、卷藁に數多の結樣あり、白砂、鞠かゝり、內御座、登星、四季などとて法あり、法によつて射樣の禮あり、たゞ曲直推挽を大事となすべし、自己の了簡を捨て師命に隨ふべし、馬術の輪乘、木馬、齋藤氏が所謂胎敎も、品こそかはれ、意は一つなり、よく／＼內敎を習受習熟すべし、

〔耳嚢 四〕修業精心の事

阿部家の士何某、弓術に執心にて、多年出精の處、早氣と云癖起りて、的に向へば、肩迄不ㇾ至して放れ、卷藁に向ひて、かつて耳を過る事なし、依ㇾ之其師も、執心はさる事ながら、弓の稽古は思ひ止りて、一向やめ候へかしと諫めしかど、朝夕此事を工夫して、我心に留んと思ふに、我拳にて放すといへるは口惜き事也と、家に傳りし主人より賜りし古畫の屛風へ、主人紋付の衣服をかけて是を射んには、誠に人間の所爲にはあらずと、右に向ひて弓を引しに、怺へず放しければ、迚も弓取事は難ㇾ成我也と、我ながら身を恨みて、愛子を向ふへ置て是を射んに、拳を放れば我子の命を取も不ㇾ辨癖とやいふべき、左あらば我も死んとて、則弓を引、我子に差向て暫しかためしに、弓術熱心の故にや、又は恩愛の情、別段成故にや、いつもの早氣もうせて放さゞりしが、夫より絕へず修行せしに、終に右の癖も止りしとかや、

〔享保集成絲綸錄十九〕元文四未年四月

百人組　御持頭西丸共
定火消　御先手西丸共
御鐵砲方

右諸組與力同心、弓鐵砲、當年見分被ㇾ仰付候、撰之仕方共、諸事五ヶ年以前、卯年之通り、鐵砲は夏、弓は秋、ゟ始可ㇾ申旨申渡候間、被ㇾ得ㇾ其意ㇾ申談、打始射始候日限極り候ハヽ、見分ニ被ㇾ相越ㇾ分帳可ㇾ被ㇾ差出ㇾ候、來年は、四年以前辰年之通、一組不ㇾ殘見分有ㇾ之段申渡候之間、左樣ニ可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候、

但弓鐵砲、矢場間數改之儀、五年以前卯年之通可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候、

四月

〔嘉永明治年間錄十一〕文久二年九月六日、講武所ニ於テ弓術、犬追物、柔術等ノ修業ヲ廢ス、

周防守殿御渡　講武所の儀、是迄弓槍術、犬追物、柔術等、夫々稽古取建置候處、今般弓術、犬追物等、

試藝

上覽御差止相成候に付ては、同所弓術、犬追物の稽古は被廢候、

〔延喜式兵部二十八〕凡太宰府管內諸國射田、每郡置二町、其一町賜步射之上手、一町賜騎射之超勝、自餘有兵士國、每郡置一町、其田地子、交易輕貨、國司簡試上番兵士、不限騎步、人別令射十箭、每日所試勿過廿人、斟量能不、隨狀給之、其能射人、及所給物數、附朝集使送省、

〔延喜式兵部二十八〕凡諸衞人等、兼預步射騎射、而互有功過、各聽相折、（假如步射兩箭雙空、而騎射三箭全中之類、可與上考、或步射已空、兩箭或騎射只中一箭之類、乃降其考、）其馬蹶不中、及避走去的者、不入功過、或雖弓馬不灼然、而恭勤謹愼、宿衞如法之輩、弓若馬、便習一藝、同與上考、

〔延喜式春宮四十三〕凡帶刀舍人、步射騎射各十人、亮定手番、訖設饗給祿、步射、人別衾一條、（長袖衣一領加給小）騎射、半臂汗衫各一領、（長袖衣一領加單小）亮若有障、大夫代之、

〔延喜式左右近衞四十五〕凡擬近衞者、預擇定便習弓馬者、入色卅人已下、白丁十人已下、修奏進內侍、奏訖卽遣勅使、試其才藝、騎射一尺五寸的、皆中者、爲及第、步射卅六步、十箭中的四已上者、爲及第、若一箭不中皮者、以二的准折、

〔延喜式左右兵衞四十七〕凡擬兵衞者、預擇定便習弓馬者、入色廿人已下、白丁五人已下、修奏進內侍、奏訖卽遣勅使、試其才藝、騎射一尺五寸的、皆中者爲及第、步射卅六步、十箭中的四已上者、爲及第、若一箭不中皮者、以二的准折、

〔文德實錄二〕嘉祥三年八月己酉、右兵衞督正四位下坂上大宿禰淸野卒、淸野、大納言正二位田村麻呂第四子也、少慣家風、武藝絕倫、嵯峨太上皇、在東宮、時年十八、爲春宮少進、是時天皇、（平城）○御武德殿、特簡天下騎射拔群之士廿人、覽其才品、愛淸野、以春宮少進獨參其選、又命步射士佐味香飾麻呂飯高常比麻呂、淸野等三人競射、淸野、爲三人之先鳴也、天皇甚奇愛之、

〔文德實錄九〕天安元年六月壬申、遣勅使於左近衞馬埒、令試春宮坊擬帶刀舍人步騎兩射、各定其科、

先是坊司請、加增舍人十人、其時服日食便用織物、許之、故試補焉、

〔靑標紙後編〕大的上覽幷御射初百手的之事

一大的上覽の始は、大猷院樣〇德川家光御代、寛永十四年の秋、西丸山里御庭において、御番方的射、上覽有之、但此時の射手姓名中附、幷拜領物の品不知、此後も度々可有之哉之程不知、其後嚴有院樣〇德川家綱御代、明曆二年四月廿三日、於二丸、大的上覽有之、四本射中附、

御花畑御番
石野權大夫　布施雅樂　永井傳八郎
坪井小左衛門　安藤與十郎　小長谷七郎兵衛
前田五左衛門　黑田源右衛門　榊原大膳
本目權兵衛　松平左門　永見權七郎
赤井彌平兵衛　神保源五左衛門　小笠原孫六
御書院番
坪內又左衛門　細井宗左衛門　中山藤兵衛
松平頼母　北條新藏　向井八郎兵衛
前原久右衛門　島彌左衛門

右立つくばい四本射、吉田条之助事、萬事差引いたし、矢取は天野市之丞、畔柳助九郎役之、畢而見物之面々、御目見被仰付、射手之面々は、於大廣間酒井雅樂頭御渡、時服二ツ宛被下候、同晦日、於同所大的上覽、四本射中附、

新御番
三浦小左衛門　富田八郎右衛門　貴志孫大夫
河內新右衛門　田村金兵衛　窪田三郎右衛門
飯室金左衛門　廣戶彌右衛門　大御番 大岡權六郎
勝部又兵衛　島藤右衛門　橫地七郎兵衛

淺羽次大夫
植村庄右衛門
岡部庄兵衛
加茂宮與惣右衛門
神谷庄十郎
小林新左衛門
小十人野間五左衛門
榎本壬八郎
浦野權兵衛
原田駒之助
石野八郎右衛門
松本五郎大夫
河野九郎左衛門

右去ル廿三日之通、時服二宛被下候、此後拜領物、金壹枚ヅヽ被下候事、　天和二年三月十八日、於二丸大的上覽、○徳川綱吉人數百十六人、御小姓組四十五人、御書院番三十二人、新御番八人、大御番廿七人、御納戶御番四人、小十人御番十人、其後寶永六年九月廿三日、於吹上御庭、大的上覽、○徳川家宣兩御番、新御番御腰物方、御納戶御番、大御番、小十人御番、都合百四十三人、但壹組三人宛、矢數一手射、拜領物、時服二ッ宛、　正德元卯年四月廿六日、於吹上大的上覽、御小姓組三十人、御書院番廿七人、新御番十八人、御腰物方三人、御納戶御番六人、大御番十八人、小十人御番三十人、同五月十六日、射手人々を被為召、於躑躅之間、井上河內守殿申渡候、大判壹枚ヅヽ被下候、伊勢平八郎、村瀨伊左衛門、萬事差引いたし候に付、是又壹枚ヅヽ被下候、　享保十二年七月廿一日、於吹上御庭、大的上覽、○徳川吉宗矢數六本射三度弓、皆中之もの江、於御前時服二宛被下、皆中無之者江、御次に而被下之、是より每年春秋、上覽連綿となる、　寬保元年四月十一日、於濱御庭、大的上覽、射四本　寶曆十年十一月七日、矢數二本射、大的上覽、○徳川家治皆中之者江計、拜領物有之、　文化八年十二月、二割減御儉約被仰出候、文化九年ゟ同十三年迄五ヶ年之間、每年之大的上覽、隔年と成、人數壹組ゟ三人ヅヽ出候處、二人と成、西丸方も、五人出る組は三人、七人は五人、六人は四人、騎射帶佩も隔年となる、小普請の大的上覽は、年限中無之、文化十四年ゟ元の如くに相成候事、

〔御日記〕一十五日○天和二年三月

一來十八日、於二二丸一的藝上覽可レ被レ遊ノ旨、御番頭中へ被二仰渡一之、

一同日〇十八日巳後刻、二ノ丸へ渡御、御的上覽、老中若年寄衆御供、

一十九日、昨日於二二ノ丸一的被二仰付一面々、黃金一枚宛被レ下レ之、布施孫兵衞、的ノ指圖被二仰付一ニ依、時服二被レ下レ之、

〔文昭院殿御實紀十〕正德元年四月廿六日、吹上にて番士の射藝御覽あり、的は尺二なり、少老久世大和守重之、大目付折井淡路守正辰、横田備中守由松、目付伊勢平八郎貞勅、村瀨伊左衞門房矩、同公す、奥右筆もまかりて注記の事をつとむ、射手は小姓組二十九人、書院番二十七人、新番十八人、腰物番三人、納戸番六人、大番十八人、小十人組三十人、

〔有德院殿御實紀附錄六〕右京大夫輝貞〇松平少壯の時より、常憲院殿〇德川綱吉殊遇を蒙り、いさゝかも身のいとまなかりしかど、つねに弓馬の道をたしみ、武備怠らず、〇中略されば家人等、武邊に怠らず、騎射などすぐれしものもおほかりしかば、享保十二年五月の半、內々御氣色ありて、吹上の馬場にて、右京大夫が家從數十人の騎射を近習の人々に見せしめらる、實は御みづからも、ひそかに御覽ありけるとぞ、次の日御側の衆して、右京大夫、武をみがく志あつく、其敎よろしきにより、家人等、みな武事にすぐれたりと、あつき仰を蒙りける、

〔有德院殿御實紀二十五〕享保十二年七月廿一日、此日吹上の御庭にて、大番士の大的を御覽あり、十々の者には、御前にて祿をたまふ、大番の士の射をけみし給ふはじめなり、

〔柳營秘鑑九〕一享保十三申年八月、於二吹上一諸番衆、遠的之射藝上覽、

〔有德院殿御實紀五十三〕寛保元年四月十一日、大納言殿〇德川家重濱の御庭より深川へ渡らせ給ひ、永代寺の庭にて、兩番士大的御覽あり、射手四十人、祿例の如し、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕諸士の騎射歩射、おこたらず試させ玉ひしが射あて、物を賜はるもの

おほき時は、御氣色うるはしく、もしあたりすくなく、祿賜はるもの少ければ御不興なり、的はづしたるものある時は、その事をつかさどる小納戸頭取を近くめして、今の矢は、はづれたるにはあらざるべし、箆つり羽打せし樣に見えしぞ、能々吟味せよと命せられ、再三吟味したるうへにて、はづれしに定まりしことなどありしとぞ、これは其時に射手となりて出し人々、今も猶かたじけながり語りつたふ、又射手一同にあたりし時には、ことさら御氣色うるはしく、祿賜はりし後にも、度々稱美の御詞たまはりしとなり、

〔浚明院殿御實紀附錄二〕いづれのころにや、五十三間の御庭にて、近習の人々に的を射さしめて御覽ありしに、竹本次左衞門長景、乙矢をはづしけるを、今の矢はあたりと見えしと仰ありしかば、あたりになりぬ、それにてこの時の射手は、のこりなく祿をたまひぬ、次左衞門、一人射はづして、獨り祿にもれむは面目失ふべしとの御ことなるべし、その德意を人々かたりつたふ、射藝を閱し玉ふ時、か樣のことゞも時々ありしとなり、

〔青標紙後編〕大的上覽幷御射初百手的之事

一遠的上覽の始は、享保十年八月廿八日、於隅田川遠的上覽、矢數六本射、御好二本射、尤根矢ニ而致候由、御小姓組七人、御書院番七人、小十人組十二人、

右中リ候者江、於御前海黃島壹人ツヽ罷出拜領、

〔青標紙〕一半的上覽　安永八亥年五月朔日、王子筋江被爲成、於中里御用屋敷半的上覽有之、此後天明二寅年二月九日、於同所半的上覽有之、

〔青標紙〕一弓術堅物上覽　御近例、文政十亥年九月廿三日、高田筋御成、於高田馬場弓術堅物上覽有之、桶類胴七間半印シ、　⊖胴射拔　○外レ　カハチカヘル　但シ二本ヅ

⊖　御小姓組岡部丹波守組　大津左門　○○　同人組　倉橋彌四郎　⊖　大久保上野介組　春田助太郎

○濱口備後守組 金澤瀨兵衛　○西丸御小姓組岡部因幡守組 津金新十郎　○同人組 川窪吉次郎
カカ 御書院番米津内匠頭組 伊勢平八郎　○同人組 永井傳吉郎 ○以下十五人略

右總體江、色羅紗壹間宛、拜領被仰付之、

〔嘉永明治年間錄 十一〕文久二年閏八月廿九日弓術上覽ヲ廢ス

周防守殿御渡　以來御射場始め、其外都て弓術上覽は、御差止相成候、

〔雍州府志 四寺院〕蓮華王院　世謂三十三間堂也　後白河院本願而安置千手觀音像一千體、○中略近世武家射藝者、每初夏登此堂、自曉至暮放矢、其數至一萬、其內直發者、是謂通矢、此堂亦妙法院之所主、而坊官松井三河監之、凡三十三間、每一間量法二間也、故其放矢之際、六十六間也、

〔日次記事 四時〕三十三間堂矢數、每年四月五月永日之日、候晴天而作此事、

〔武用辨略 四射事〕矢數　此起ハ、往昔東山今熊野觀音堂ノ別當、元來武家ノ後裔タルニ因テ、射藝ニ僻セリ、折々八坂ノ青塚ヲ射テ歸ルサニ、卅三間堂ニ休居テ、初テ繰矢ヲ射タリ、是ヨリ濫觴ス、其後慶長十一年正月十九日、石堂竹林ガ弟子、淺岡平兵衛ト云者、初テ五十一筋ヲ通シテ名譽ヲ得タリ、其ヨリ後、諸國ニ射ヲ以鳴ノ士、思々ニ上洛シ、此卅三間堂ニ來テ、矢數ヲ射、弓勢ヲ爭ヒ、今ニ至テ天下一ト稱スル者、卅九人也、今ハ尾陽ノ星野勘左衛門ト云者、通矢既ニ八千ノ數ヲ射タリ、凡矢數ヲ射ノ樣子ハ、今日ノ暮ヨリ射初テ、明日ノ暮ニ終也、夜中ハ矢先ニ篝ヲ燒、扨總矢數何程ノ內通矢幾何筋ト定也、是ヲ大矢數ト云、日ノ內計射ルヲ小矢數ト呼也、矢先ノ芝ニ、人多再拜ヲ振テ、矢ノ飛每ニ聲ヲ立ル、是ヲ芝旆ト云、射前ニモ七八人居テ、矢ヲ發度每ニ、旆ヲ擧テ聲ヲ掛ル、是ヲ送聲共、送旆共云ナリ、又堂見トテ六人アリ、是ハ今ノ世ニ、弓ノ流義六派アリ、一派ニ一人宛ナレバ也、何モ矢細工粧細工等ノ職人也、其日ノ射手ノ流義ニ因テ、同派ノ堂見一人、外ノ派ヨリ一人、凡二人相並テ旆ヲ振、是ヲ一ノ旆二ノ旆ト云、同派ノ者ハ、一ノ旆ヲ振ズ、若射手ニ最屓ノ義

モ有ベキカトノ憚ナリ、然共其日ノ司ト成テ通ヲ見定、外ニ又檢見ト云テ、松井三河ト云者アリ、右ノ堂見六人、通矢何程ト記セル帳面ニ判形ヲシテ、其證據ト成役人也、サレバ右ニ云六派トハ、吉田印西、俗名助左衛門同雪荷、六左衛門同大藏、木村壽德、伴道雪、喜左衛門石堂竹林、此六流也、是皆共ニ日置ノ一流ヨリ分タリ、根本日置ノ某ハ、大和ノ國ノ士タリト也、日置彈正正次ナンド云シハ、實ニ弓ノ名達也、

張前(チャウマヘ)ト云事アリ、譬バ一二本ノ通矢ニテモ札ニ記テ、其射手ノ名ヲ書、堂上ニ懸也、是モ松井三河ガ檢見セザレバ慥ナラズ、百射千射亦同、

百射ト云ハ、總矢數一百筋ト定テ、其內ノ通矢、何分ニ當リトスル也、是モ札ニ記テ堂上ニ掛ルナリ、

千射ト云ハ、總矢數千筋ト定テ、通矢ノ分ヲ見ル事也、是ハ近來始タル儀ニテ、然モ其例天下ニ流布シ、諸國ヨリ上京シ、弓勢ヲ爭ガ故ニ、既ニ百射千射ト一例ス、是ハ郎寛文七年ノ春、紀州ノ太守亞相公、百射ノ例ヲ以、家士五人ニ命ジ、始テ千射ヲ成シム、五人トハ葛西源五左衛門、同園右衛門、德田甚三郎、吉田才右衛門、岩橋長太郎也、是各九分餘ノ通矢ヲ得タリ、猶矢數帳ニ出セリ、

〔本朝軍器考四弓矢〕世ニ傳フル所ハ、後白河院御在位ノ時、吉野ノ奥ニ蕪坂源太トイフ者アリ、生國ハ紀伊國熊野山蕪坂トイフ所ノ者ナレバ、其字ヲカク云ケリ、此男常ニ狩スル事ヲ業トス、精兵ノ手キヽニテ、二町ガ程ヲ隔テ走ル鹿ヲ、ハヅサデコソ射タリケレ、アル時里人集テ、ソレガ弓勢ノホドヲ試ムルニ、差矢三町、遠矢ハ八町ヲタヤスウ射ワタシケレバ、サテコソ、差矢三町、遠矢八町トハ名ヅケヽレ、カクテ保元ノ亂出來シ時、興福寺ノ衆徒等ニ催サレテ、新院ノ御方ニ馳參ルニ、新院ノ御軍ヤブレヌト聞エシカバ、衆徒等ハ南都ニ引返ス、源太ハ、同隷共六七人伴ヒテ、都ノ中、コヽカシコメグリ見テ、得長壽院ニ至ル、此御堂ト申スハ、凡ハヨノツネノ二間ヲ一間トナシ

テ、三十三間ニ建ラレタリ、源太、アツハレカヽル所ニテ、ヲノガ弓勢ヲモ、タメサメト思ヒテ、ヤガテ御堂ノ後ニ廻リテ、芝ノ上ニヒザマヅキテ、マヅ例ノ差矢ニ射タリシニ、御堂二タケニ餘リテ射ワタシツ、次ニ御堂ノ緣ノ上ニ上リ居テ、小キナル根スゲタル矢取出シテ、軒端ノ下ヲ射ワタスニ、七筋マデアヤマタズ御堂ノ内ヲ射トホシテ、餘ル矢ハナヲ御堂ノタケニハアマリキ、此事ハ保元ノ日記ニ見エタル也、ハルカニ代ヲヘダテヽ後、文祿ノ比、東山今熊野ナル觀音ノ別當ノ坊アリケリ、此坊モト弓矢トル家ヨリ出タレバ、僧トナリテモ、ナヲ此事ヲ好テ、常ニハ八坂ノ青塚ニ向ヒテ遠矢射ル、此堂ノ邊打過ルトテ、彼源太ガヤウニ差矢射ル事モアリケリ、サレド其比ニハ、矢ノ數多ク射ルニモ及バズ、慶長十一年正月十九日ニ、淺岡五兵衛尉トイフモノ、始テ五十一筋ノ矢射トホシテヨリ、此事ヲモテ其藝ヲ試ル事ニハナリタリ、

〔玉露叢三十六〕一京都三十三間堂ニ於テ箭數ノ事、舊シ根元ハ、東山今熊野觀音ノ別當、何某ノ坊ト云ル、弓ヲ數奇ケル故ニ、矢坂ノ青塚ニシテ射ノヘヲ以テクリ、其歸ルサニ三十三間堂ニ休ミケルガ、爰ニ於テ初テ射初シト也、亦云ク、後白川院三十三間堂ヲ御建立有テヨリ、六金神ト申ス事始ルトモ云リ、此外モ色々ノ説ト云ヘドモ、イヅレカ是ナルコトヲ知ラズ、且亦往昔ハ、タンヒヤウト云テ、イカニモ輕キ矢ニテ次緣ヲ擶ラヘ、風ニ任セテ遠矢ヲ射タルト也、然ドモ風次第ニシテ、此方ノ弓勢ノ外ノヤウナリトテ、相續モナキカ、但シ、タンヒヤウノ起リハ、松平下野守忠吉ノ家臣川瀨權内ト云シ人、遠矢ノ無雙ト云ヘリ、亦同キ家臣村田與助トモ云、尋ヌベシ、扨亦射前事起テ後、一筋二筋、或ハ十筋廿筋ノヌケ箭ハ際限ナキコト也、然ドモ古人モ記シ置タル哉、悉クハ見及バズ、尤過ツル箭數ノ事、覺ヘタル者モナキカト見ヘタリ、依テ古老ノ其道ニ詳カナル人ニ、彼是ト聞集メテ左ニ記ス、

堂ノ長サ六十四間一尺八寸六分、但シ緣ノコグチヨリ、同キコグチマデ也、

一徹矢五十一　天下一　松平下野守家臣 伴喜左衛門弟子 淺岡平兵衛
一同百二十六　天下一　同人弟子 上田角右衛門
一同百五十九　天下一　同人弟子 筒井傳兵衛
一同百七十　天下一　松平下野守家臣 同人弟子 鹽屋角左衛門
一同百七十一　天下一　松平下野守家臣 同人弟子 櫛田次左衛門
一同百八十八　天下一　淺野紀伊守家臣 右ハ吉田雪齋弟子 吉田五左衛門
一徹矢二百五　天下一　淺野紀伊守家臣 日置清順
一同二百十一　天下一　木下右衛門大夫家臣 伴喜左衛門弟子 伴半右衛門
一同二百二十　天下一　松平肥前守家臣 伴喜左衛門弟子 堀江助右衛門
一同二百卅四　天下一　松平肥前守家臣 吉田大內藏
一同三百八十四　天下一　吉田大內藏
元和六年三月廿一日
一同五百卅四　天下一　紀伊ノ家臣 精谷左近
同年四月十七日
一同五百八十四　天下一　吉田大內藏
元和七年四月廿四日
一徹矢七百五十六　天下一　吉田大內藏

同年五月廿一日
一同九百　天下一　松平加賀守家臣矢島平左衛門
元和九年五月二日
一同千三百廿三　天下一　吉田大内藏
總數二千八十七筋也
寛永四年四月七日
一同千四百四十四　天下一　吉田六左衛門弟子齋藤勘兵衛
總數二千二百五十六
一同千五百八十三　天下一　糟谷左近
總數二千五百九
同年同月廿四日
一同千七百三十　天下一　落合孫九郎
右總數二千五百三十
一徹矢千七百四十二　天下一　吉田大內藏
總數二千七百七十五
同六年四月七日
一同千七百四十六　天下一　下村忠右衛門
總數三千百十二
同年同月十日
一同千八百五十二　天下一　落合孫九郎

總數三千三百十七

同年同月廿七日

一同千九百二十　天下一　山内半介

總數四千六十

同七年四月六日

一同二千五十二　天下一　槙谷左近

右ノ總數三千五百六十八

同八年三月廿八日

一徹矢二千二百七十一　天下一　吉田小左近

總數三千七百

寛永

一同二千八百卅五　天下一　大橋長藏

總數五千三百二十

同十一年四月廿四日

一同三千百五十一　天下一　高山八右衛門

總數五千三百廿

同十二年四月一日

一同三千四百七十五　天下一　杉山三右衛門

總數六千八十二

同十四年三月十三日

一同三千八百八十三　天下一　吉井助之丞
右ノ總數六千貳百八十五
同年三月十五日
一徹矢四千三百十三　天下一　長屋六左衞門
總數七千百八十
同年同月十八日
一同五千四十四　天下一　杉山三右衞門
總數七千六百十一
明暦二年閏四月廿一日
一同六千三百四十三　天下一　吉見臺右衞門
總數九千七百六十九
寛文八年五月三日
一同七千七十七　天下一　葛西園右衞門
總數九千
同九年五月二日
一同八千　天下一　星野勘左衞門
總數一萬五百四十二

〔京羽二重大全〕八三十三間堂
相傳云、洛陽三十三間堂にて、矢數射初し起りは、東山今熊野の觀音堂別當、何某の坊とやらん、弓をすきて、八坂の靑塚にて射始め、其歸りに三十三間堂にて休み、初めてくり矢にて射始むと、矢

數の濫觴是なり、于時永祿八年四月十九日也、

〔鹽尻 三十〕一洛東蓮華王院三十三間堂也の數矢は、始め東山清閑寺の僧某、射を好て時々射ける、是に習ひて、射藝の士、遠矢を射ける、一緣つゝ南へ緣を繼出して、添て一間も遠矢を勝させしを、尾州の士、上野氏小左衛門、三十間延て射しより、遠矢を止て數矢とせり、慶長十一年に、淺岡氏平兵衛、始て直發五十箭を通せしより、次第に數まさりて、八千餘を通す事にはなりぬ、

〔慶長日記 二〕慶長十一年正月十九日、諸大名の內、弓上手京へ上り、卅三間堂をさし矢にて射通す、薩摩殿御內の弓の衆、朝岡平兵衛、五十一本射通し、今年の天下一也、

〔長澤聞書〕一其頃〇元和元年弓專らはやり候〇中略

一其頃三十三間堂、つぎゑんと云ふことといたし、堂十間十五間退候て、通し申候事はやり申候、是も後はすたり申候、

〔醍醐隨筆 上本〕射者武藝之最也、不可不學焉、然善射者鮮矣、彼紀昌貫虱、養由穿柳、異邦之美談也、在本朝則鎭西八郎爲朝、能登守敎經者、强弓精兵也、源三位賴政、那須與一宗高者、目當達者也、兼之者、今葛西氏某甲歟、是歲寬文第八五月三日、任近代恒例、於洛東大佛殿傍卅三間堂而射通矢、行年十九歲、忽得七千七十七數、而爲天下第一、可謂壯矣、予〇中山三柳雖未見之、得甫軒子之詩賦、而旣知其詳、仍次其韻云爾、

人群大佛前、弦響川三大莞爾兒童喜愕然鳥獸鬪、表斜申上刻、矢徹七千員、見者滿南北、兩軍袒兩肩、

〔翁草 二〕星野勘左衛門和佐大八事

矢數之事、濫觴は淺岡平兵衛と云士、慶長十一年、洛の三十三間堂におゐて、其弓勢を試初しより、相續ひて是を勵み試む事に成て、晝夜矢數と云ふ事始り、其邊の達者、追々に先輩の通り矢を射越て、是を總一と號す、世の諺には、弓の天下と呼、慶長より六十餘年を經て寬文の比、吉井助之丞、

長屋六左衛門、杉山三右衛門、高山八右衛門、吉見臺右衛門抔、其世の精兵、互に總一をいどみ諍ふ、爰に尾州の家士星野勘左衛門寛文二年に、六千六百餘の通矢を射て、總一をとる處に、同八年紀州の家士葛西園右衛門と云者、通り矢七千餘を以て、總一を紀州の方へ取返す、星野聞之て、此度は國元より八千の幟を染させて持參し、寛文九年五月朔日、暮前より射かけ、翌二日午剋迄に、通矢八千本を、望之通容易く射上ぬ、猶も射るべき餘慶あれども、左のみ射越なば、後日他士の望を失ふべし、然れば弓道の衰微に似たりと、爰に止りぬることそ寔に英雄の志なれ、斯て星野は矢數終て、右の屆として、京都所司代町奉行へ騎馬にて勤廻り、其馬を南頭に振向て、直ぐに島原の遊里に赴き、夜と倶に妓婦に戯れ酒を酌む、其活氣宛も平日の如し、見聞人美談せずと云事なし、然してより拾餘年之間は、總一尾州の方に止り有しを、貞享の比に至、紀州家士和佐大八、頻に是を望、稽古に身を委ねて、竟に貞享四年四月十六日、晝夜矢數を張行し、總矢一万三千餘、通矢八千百卅三筋の榜を揚ぐ、

說に曰、此時大八郎、十八九歲、未角前髮の大兵にて、力衆人に越て強勢也、然かるに當日の射掛り矢振りあしく、通り矢甚だ少し、斯ては願望空しからんと、各堅唾を飲處に、尾州の棧敷に、星野勘左衛門見物して有しが、情見て思けるは、あたら若者、何とぞ願望を遂させ、弓の總一を讓らばやとおもひ、色々工夫して大八を招き、左の手を開かせ、小刀を以掌內を突破り、血を留めさせ、其後射させけるに、夫より忽拍子直りて、竟に八千餘の通り矢と成りぬ、星野が工夫、凡慮の及ぶ處に非ず、此星野永く世にあらば、また〳〵總一を射べきに、惜ひかな、夫より程なく星野世を去りぬれば、其後も度々大矢數張行の人は有れども、是を射越す程の精兵なし、其比迄は總一他家にはなく、尾州紀州の御兩家より、互に競諍ひて是を取返し、又取返され、此勵み專ら成けるが、大八已後は其沙汰止て、年久敷成りぬ、其後柳澤家、權勢熾ん成し比、右家中米田新

八後に件内と云者、是を望、數度大矢數を企しか共、竟に本意を不遂、明和の今に至まで、曆數八十餘年の間、總一は紀州之御家に殘る、此和佐大八は、尤總一を射たりといへども、其術星野とは雲泥の違ひ也、星野は其態寬優に餘慶有て、篇引には、良久しく熟睡して鋭氣を養ふ、諸人是を見て、斯ては時移り望を失むと、各取々に評する處に、起上りて射出す所の矢勢、疾風の如く、其矢悉く闇みの所を拔て、落矢は稀にも無りしとや、斯くして本文之如く、午時に至程に射上げけることなん。其世の翁の語りし、是に反して和佐の矢には振込多く、窪の通り矢は少なかりしとぞ、是堂見の方へ賄賂する故なりと惡說せり、其上末に至程、次第に射前をにじり出て、堂椽の半ばにて射たりとて、其比甚評判惡しと也、實も射前を動出るは、通り矢の差別、大に違ふ事なれば、惡みけるも理り也、去る仍、和佐以來、射前に證據木と號して、關貫を入れ、不作法を制止す、

〔玉露叢二十〕一同年〇寬文九年五月二日ニ、尾張殿家來星野勘左衛門、京都ニ於テ矢數ヲ勤ム、所謂總矢數一万五百四十二筋、内通矢八千筋、

右ノ矢數ノ内、葛西園右衛門ニ、九百廿三筋射越スヨシ、

〔大江俊光記〕貞享三年四月廿六日、夕飯後出京、卅三間門に而、赤塚土佐に逢、今夕ゟ吉見大右衛門弟子和佐大八、紀州家來廿二歲大矢數因土佐、緣堂ノ西、日ヲヽイ下ニ而見物、暮六ツゟ射出、尤カヾリ燒候也、大八、射出之作法トテ、別成義も無之、袴肩衣も不著、白衣に而、射出ス前ツルノ、僧ザイヲフリ上ゲ、聲ヲ上ゲテ次イダス也、通リ六七分也、初夜前歸了、　廿七日初矢數也、和佐大八、申下刻、矢數日本一ニ成、通矢八千百卅三筋、總矢數壹萬三千餘、今迄ノ日本一ハ、尾州家來星野勘左衛門也、通矢八千八筋、

〔江戸三十三間堂矢數帳〕三拾三間堂由緒書

一江戸三十三間堂のはじめは、野傳にいへる所は、慈眼大師南光坊、御發起の由、何の御思惟共は

かりがたし、諸士御繁榮弓術すたれざるために、淺草において、堂地、官にこはせられしとかや、其比新兩がへ町弓師備後と申者、諸侯御家々々に勸化仕べき旨あり、則備後諸方相廻り、造立の料すみやかに相とゝのひ、其折しも鹿鹽久右衛門組、堂造立から木立千五百兩を以約諾落成す、時に備後勸化の金殘らず私に用ひつくし、其償を償はざるを以、是非に不及、御奉行所江訴へ、御吟味の上、備後不　に付、堂地ともに永代久右衛門江下し給はり畢、爾來御諸士樣方御修行相慕り、江戸一といふ事いつともなく始れり、頃日百射千射をはじめて、日矢數江戸一に到まで、諸家御丹誠の跡を印とゞめ、憚多き事ながら、御壯年樣方の御勵の爲にもと、京橋弓町ゆがけし、今亥のとし迄、百三十餘年相續住居仕候、釘貫利右衛門これを企、新に板行仕候也、

一淺草にて此先、堂の御修補毎に被仰付、其後元祿年中寅九月六日、燒失の後、深川今の地にうつされ、諸侯御家々々に、勸化割合を以被仰付、堂出來仕畢、

一正德三年巳十二月、堂燒失仕、先規の如く勸化仰付られ、堂出來仕畢、

一享保十五戌八月、大風雨にて堂吹倒畢、

一寶曆二申歲、新ニ今の堂仰付られ、出來仕候也、

寶曆五乙亥年三月吉日

弓町矢見

作者　釘貫利右衛門

深川三拾三間堂矢檢見

京橋弓町　釘貫利右衛門師高

三宅九八郎堅嘗

藤岡藤右衛門在昌

竹内庄左衞門廣重
田村利兵衞元勝
筋引　田中市郎右衞門好富
堂守　鹿鹽久右衞門

〔江戸名所圖會十八〕三十三間堂　同所(○深川富岡八幡宮)二町ばかり東の方にあり、相傳寛永年間、(或人云、十九年なりと、)大江戸の弓師備後といへる者、射術稽古の爲、京師蓮華王院を摸して、三十三間堂を創立せん事を乞、依て淺草において地を賜ひ、諸家に勸進して建立の功を募る、こゝに於て同十九年壬午十一月普請落成す、(淺草清水寺の邊を今矢崎と字するは、三十三間堂の舊地なればなり、その地今は町家となれり、俗間堂前と唱ふるも、三十三間堂の前と云べき略語也、)然るに元祿十一年戊寅九月、回祿の災に罹て灰燼せしかば、其後今の地に移させられたりとなり、(江戸三十三間堂矢數帳に、慈眼大師の發起なりとあり、又一説に、むかし森利部直義といへる射術一流の武士これを建立し、江戸射術の達人數輩と共に、力を盡せし所なりとぞいへり、)

〔玉露叢三十六〕一武州淺草ノ堂形ニシテ、正保三年四月十四日ニ、阿部豐後守忠秋ノ家臣、海野二左衞門、根矢ヲ通シケリ、是根矢ノ元祖歟、

正保三年四月十四日
一根矢ノ徹箭二百五十三　天下一　海野二左衞門
總矢數千五十筋
慶安三年三月廿八日
一同徹矢三百　天下一　齋藤勘右衞門
總矢數一千筋
慶安四年三月廿一日
一同徹矢三百七十　天下一　近藤甚五兵衞

總矢數

同五年三月十三日

一同徹矢五百卅三　天下一　内藤帶刀家臣 三宅四郎兵衛 精谷左近弟子

總矢數二千三百卅三

同年同月十六日

一同徹矢二千二百三十七　天下一　保科肥後守家臣 高橋市郎右衛門

右總矢數五千五百五十七

一寬文八年四月十八日ニ、奥平美作守家臣、簗瀬勘兵衛ト云者ノ男ニ、簗瀬龜之介、八歳ニシテ、武州三十三間堂ニシテ、徹矢ヲ勤ム、總矢數六千五百、内通矢三千七百也、弓ノ師ハ木村河内、拵又弓ノ長サ四尺八寸、分ハ五分五リン矢尺ハ壹尺七寸也、弓師ハ江府弓町二郎兵衛、矢師ハ同町吉左衛門ト云者也シ、龜之介、今ハ内記ト改ム、

〔視聽草初集九〕文化十四丑四月十五日、於深川三十三間堂、

大矢數

江戸一　尾張殿家士 植七郎倅 杉立信吉 二十二歳 藤原正俊

總矢九千百五十九本

通矢五千三百六十八本

夕七ツ時前射越其後

百射

通矢五十九本

當日役懸リ

一矢宛行
杉立權七郎 藤原正邑
太田甚大夫

一總目付
山本半左衞門
細井主税

一射前世話箭奉行衆
蒔田正十郎
山本淸五郎

一矢吟味
加藤鎌吉 藤原正伸
波多野彦右衞門
鈴木瑞輔
眞野五郎左衞門

一分附
稻熊金七郎
矢部作兵衞
三浦平七 源正明
藤井内匠
長尾勝之助

一射手支度掛リ
加藤鎌太郎
町醫師 水野内藏
宇野七郎
角田兵十郎
柴山又七郎 源幸友

一櫓目付

一味方扇

若原傳右衛門

土佐家中

幡野衛守

原田左源太

小島吉右衛門藤原道直

小倉健一郎

神保鎌太郎

山本榮吉

加藤鐵三郎

佐滯榮次郎

新澤等

柳生柳之助菅原數通

岡嶋春藏

平岩初藏

藤八十吉

成瀬隼人正家來

高島岩太郎

平尾平馬

二宮主税

加藤儀左衛門

本田新九郎藤原一政

太田長作

一矢見目付

市口兵左衛門
海野太郎左衛門
吉田儀十郎
細井藤八
犬飼五郎兵衛藤原豐口
吉田兵助
木村紋助
高橋爲藏

一矢見

寛文元丑五月二日
江戸一　松平遠江守内深田伊右衛門
總矢八千六百五十三本
通矢四千七百五十壹本

同四辰五月廿一日
江戸一　酒井修理大夫内鈴木萬右衛門
總矢九千九百四十九本
通矢五千三百壹本

元祿十丑四月六日
江戸一　酒井雅樂頭内町田小助
總矢壹万五百十五本
通矢五千三百五十三本

右者三十三間堂淺艸堂前ニ有之節

〔江都三十三間堂矢數〕江戸淺草三十三間堂日矢數射越之部

一正保二戌年四月十三日
通矢千三百拾本 總矢三千五百四拾四本
濱人 服部權左衛門 大橋長藏指南 ○中略

一元祿十丑年四月六日
通矢五千三百五拾三本 總矢壹万五百拾五本
酒井雅樂頭 町田小助 村上三五兵衛指南 九年目射越

從是深川堂

一文化十四丑年四月十五日
通矢五千三百六拾八本 總矢九千百五拾九本
尾州 杉立信吉 同苗權右衛門指南 百廿一年目射越

翌十六日射越終テ射次申中刻前
通矢五拾八本 總矢百射
同人

一嘉永五子年三月廿日
通矢五千三百八拾三本 總矢壹万四拾五本
酒井雅樂頭內 鶴田辰太郎 三拾六年目射越

淺草三十三間堂日矢數

一正保二戌年四月十三日
通矢千三百拾本 總矢三千五百四拾四本
濱人 服部權左衛門 大橋長藏指南 ○中略

一元祿十丑年四月六日
通矢五千三百五拾三本 總矢一万五百拾五本
酒井雅樂頭內 町田小助 村山三五兵衛指南

從是深川堂

一元祿十五午年五月五日
通矢千三百貳拾本 總矢三千五百本
松平美濃守內 永井友右衛門 永井彥大夫指南 ○中略

一文化十四丑年四月十五日
通矢五千三百六拾八本 總矢九千百五拾九本
尾州 杉立信吉 父權右衛門指南

翌十六日射越終テ申中刻前
通矢五拾八本　總矢百射　　同　人

淺草　三十三間堂千射之部

一正保二戊年四月十四日
通矢貳百五拾三本　　根矢　阿部豐後守內　海野仁左衛門　糟谷左近指南 ○中略

一元祿十一寅年四月十六日
通矢六百三拾八本　　鈴木團之丞　同人(鎌田平七)指南

從是深川堂

一寶永元申年十月七日
通矢九拾本　　毛利飛驒守內　山岡文藏　山岡九左衛門指南 十五歲 ○中略

一同年(文化十三年)五月三日
通矢六百拾壹本　　有馬左兵衛督內　太田尾從太　岡本平三郎指南

淺草　三十三間堂百射之部

一延寶八申年四月十五日
通矢六拾八本　　加藤香右衛門　森川香山指南 ○中略

一同年同日
通矢六拾四本　　相馬孫五郎　森川貞兵衛指南

一貞享三寅年三月廿二日
通矢拾九本　　松浦肥前守內　御厨小三郎　氷岡有右衛門指南

從是深川堂

一寶永七寅年二月廿五日
通矢四拾六本　　諫早豐前守內　立山郡右衛門　深井傳左衛門指南 ○中略

一同年（文化十三年）五月六日
一通矢五拾九本　　仙石越前守内　増田太一郎　真鍋彦五郎指南　亀井矩蔵元取立

淺草　半堂大矢數之部

一寛文八申年四月十八日
一通矢三千七百壹本
總矢六千五百三本　　木村文内指南　築瀬亀之丞　八歳　○中略

一元祿九子年四月廿二日
一通矢九千五百九本
總矢壹万千百三本　小根矢射越　　佐竹右京大夫内　高幡軍藏　十四歳　高山市大夫指南

従是深川堂

一元祿十六未年四月廿三日
一通矢壹万拾壹本
總矢壹万貳千貳百七拾五本　射越　　石川備中守内　梶川正藏　村山三五兵衛指南　○中略

一文化七午年五月朔日
一通矢壹万千七百四拾七本
總矢壹万三千九拾五本　　渡邊彌三郎　十四歳　久保田源藏指南　大沼優之助世話

淺草　半堂千射之部

一貞享四卯年六月十七日
一通矢九百拾四本　　田倉次郎三郎　十歳　松尾権兵衛指南　○中略

一元祿八亥年五月十一日
一通矢九百五拾五本　　松平周防守内　石井虎之丞　八歳　同苗又八次男

従是深川堂

一元祿十五午年閏八月十一日
一通矢九百八拾本　根矢　　酒井雅樂頭内　國府田長之助　十三歳　上原源内指南　○中略

一文化十一戌年四月十六日
一通矢九百四拾七本　　板倉内膳正内　栗屋宗太郎　九歳　竹澤権平指南　服部彦四郎世話

参射

淺草半堂百射之部

元祿九子年五月廿三日
一通矢六拾本　杉本鍋太郎 井田大藏指南 六歲

從是深川堂

元祿十五午年五月三日
一通矢七拾七本　毛利飛驒守内 山岡半彌 山岡九左衞門指南 十二歲 中略

文化十四丑年三月廿八日
一通矢九拾六本　尾州 山本米吉 杉立權右衞門指南 同苗信吉取立 十三歲 根矢

〔鹽尻 五十〕一正德三年癸巳四月、東都深川の射場三十三間堂前也にして、高瀨金彌と云十歲の童、紀伊公奧醫師高瀨喜朴が子也、懷石孫三郎と云濵人の弟子と云々、厳半堂の數矢射ける、廿一日の夕刻より、廿二日の申の時まで、矢數通り計り一万三千、其直發するもの一万一千五百七十八本となん、紀公是を稱しまし〳〵て祿二百石を賜ふ中ノ間さ、武香東なる人より申送り侍りし、實においさき泰山を推し、虎尾を握るすがた、三軍を助け四維を修むべき勢あらん、か丶る奇童も世にあれば、又才德の人、豈なかるべけんや、

〔江都三十三間堂矢數〕從是深川堂

正德三巳年四月廿一日
一通矢壹万千五百七拾八本　紀州 高瀨金彌 鹽見孫左衞門指南 十歲

〔五元集 元〕新三十三間堂
若水やきのふの箭。見も木綿うり

〔日本書紀 七景行〕二十五年十月己酉、遣日本武尊、令擊熊襲、時年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者欲與行、其何處有善射者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彥公、於是日本武尊、遣葛城人宮戸彥、喚弟彥公、故弟彥公、便率石占橫立、及尾張田子之稻置、乳近之稻置而來、則從日本武尊而行之、

〔日本書紀十一仁德〕十二年七月癸酉、高麗國貢鐵盾鐵的、八月己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得射通的、唯的臣祖盾人宿禰、射鐵的而通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝巧、共起以拜朝、明日美盾人宿禰、而賜名曰的戸田宿禰、

〔日本書紀十四雄略〕十八年八月戊申、遣物部菟代宿禰、物部目連、以伐伊勢朝日郎、朝日郎聞官軍至、即逆戰於伊賀青墓、自矜能射、謂官軍曰、朝日郎手、誰人可中也、其所發箭、穿二重甲、官軍皆懼、菟代宿禰、不敢進擊、相持二日一夜、於是物部目連、自執大刀、使筑紫聞物部大斧手、執楯叱於軍中俱進、朝日郎、乃遙見而射穿大斧手楯二重甲、幷入身肉一寸、大斧手以楯翳物部目連、目連、即獲朝日郎斬之、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年七月〇用明蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、〇中略物部守屋大連資人捕鳥部萬、萬名也、將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅而遂匿山、朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅族、可不怠歟、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劒、獨自出來、有司遣數百衞士圍萬、萬即驚匿篁藂、以繩繫竹引動、令他惑己所入、衞士等被詐、指搖竹馳言、萬在此、萬即發箭、一無不中、衞士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋、向山走去、衞士等即夾河追射、皆不能中、於是有一衞士、疾馳先萬、而伏河側、擬射中膝、萬即拔箭張弓發箭、伏地而號曰、萬爲天皇楯、將効其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮矣、可共語者來、願聞殺虜之際、衞士等競馳射萬、萬便拂捍飛矢殺三十餘人、仍以持劒三截其弓、還屈其劒、投河水裏、別以刀子刺頸死焉、

〔續日本紀三十七桓武〕延曆二年正月乙酉、正四位上道嶋宿禰嶋足卒、本姓牡鹿連、陸奥國牡鹿郡人也、體貌雄壯、志氣驍武、素善馳射、寶字中、任授刀將曹、八年、惠美訓儒麻呂之劫勅使也、嶋足與將監坂上苅田麻呂、奉詔疾馳、射而殺之、以功擢授從四位下勳二等、

〔類聚國史六十六人〕弘仁十四年七月甲戌、越後守從四位下伴宿禰彌嗣卒、從三位伯麻呂之男也、〇中略頗便步射、苦好鷹犬

〔類聚國史六十六人〕天長九年三月癸丑、左兵衞督從四位上藤原朝臣家雄卒、贈太政大臣正一位百川之孫、左大臣正二位緒嗣長子也、○中略性清□有家風、頗學典籍、兼善步射、惜未執臺簡、早閉泉扉、卒時年卅四、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年二月辛卯、散位從四位上藤原朝臣長岡卒、大納言正二位眞楯朝臣之孫、贈左大臣從一位內麻呂朝臣之第六子也、大同二年、任陸奧大掾、時年廿一、九月遷左兵衞少尉、最長武藝、五箇年間、供步騎兩射之節、无有過差、

〔文德實錄一〕嘉祥三年四月己酉、太宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女從四位下春子也、○中略親王頗善射藝、有外家大納言之遺風、嘗嵯峨天皇御豐樂院、以觀射禮、畢後勅諸親王及群臣、各以次射、親王時年十二、天皇戲語親王曰、弟雖少弱、當執弓矢、親王應詔而起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍坐、驚動喜躍、不能自已、卽便起座、抱親王而舞、進曰、臣嘗將數十萬之衆、征討東夷、實賴天威、所向無敵、自料勇略兵術、多所不究、今親王年在韶亂、武伎如此、愚臣非所能及、天皇大咲曰、將軍褒揚外孫、何甚過多、

〔文德實錄二〕嘉祥三年八月己酉、右兵衞督正四位下坂上大宿禰清野卒、○中略少慣家風、武藝絕倫、嵯峨太上皇在東宮時、年十八、爲東宮少進、是時天皇御武德殿、特簡天下騎射拔群之士廿人、覽其才品、爰清野以春宮少進、獨參其選、

〔文德實錄五〕仁壽三年八月壬午、散位從五位下百濟朝臣河成卒、河成本姓余、後改百濟、長於武猛、能引強弓、

〔運步色葉集津〕強弓ツヨユミ

〔書言字考節用集七器財〕弝ツヨユミ　弴コ　犟コ　勁弓同通鑑

〔岡本記〕一つよ弓と申事は、ゆみはつよけれども、ものゝぬけぬを申事也、

一つよゆみせいひやうと申事は、弓もつよくて、物もよくぬくる事也、かやうにかわる儀也、

〔和漢三才圖會兵器二十一〕強弓

按強弓可試射者也、朝鮮強弓者、橫弓以重二斛物鎮於弓、則張爲射形、謂之二斛弓、一斛弓亦有之蓋其二斛、當倭一石六升、大約四十貫二百目餘、用之射至百步者、爲良手令及第、

本朝強弓者、以重四十三貫目物掛於弓、則爲張弓形用之、三十三間處、千發者爲良手、其弓勢勝于朝鮮可以知、

〔文德實錄六〕齊衡元年十月庚申、正五位下備前守藤原朝臣大津卒、大津者、贈左大臣從一位內麻呂第九之子也、大津、身長短小、而意氣難奪、尤善步射、頗超等輩、

〔文德實錄十〕天安二年六月甲辰、參河國言、守從五位下安倍朝臣氏主卒、○中略氏主、頗善騎射、輕捷如飛、○中略仁明天皇在東宮、徵爲帶刀舍人

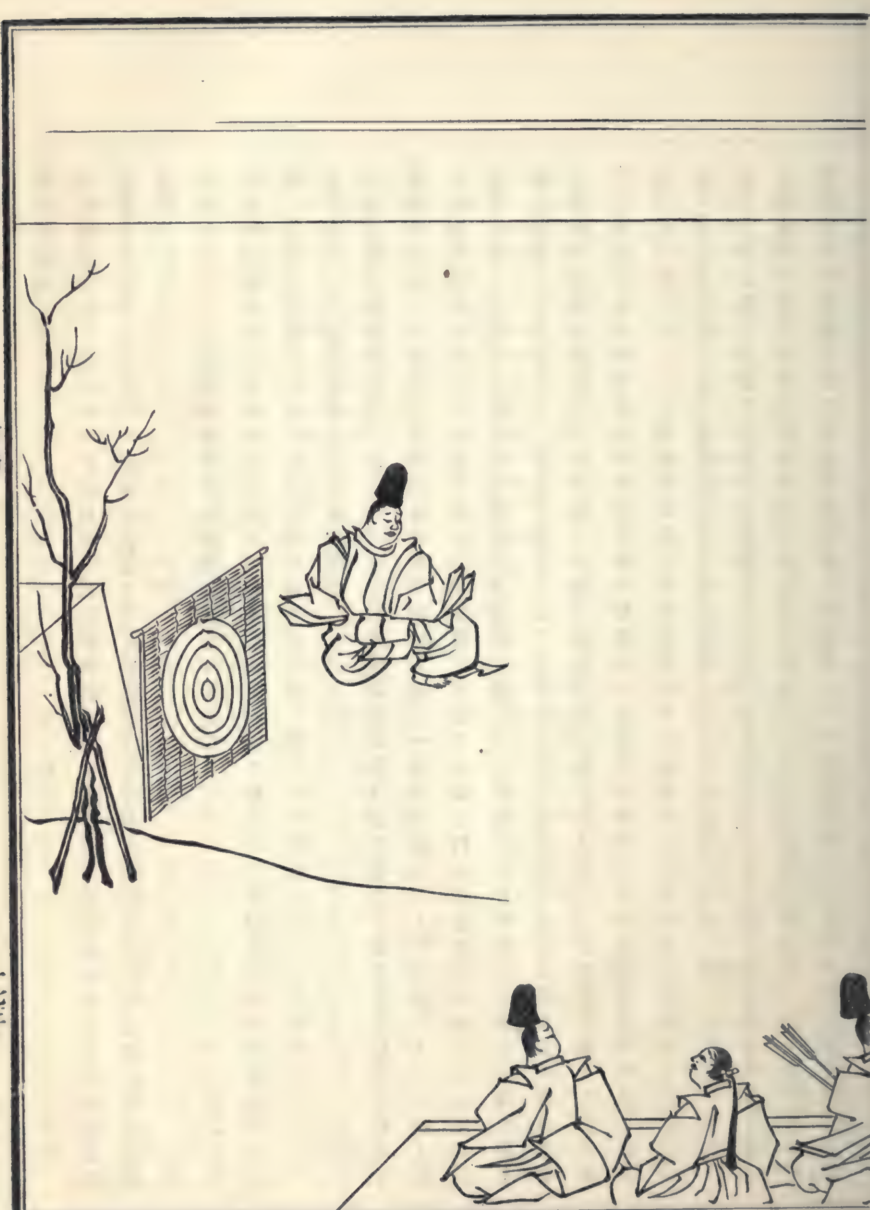
〔北野緣起上〕貞觀十二年の事にもや、春の頃、都良香の家に、人々弓射ける所へ行あひ玉ひたりければ、人々思ひけるは、此君○菅原道眞は、戶ぼそをとぢ、まきみを出ずして、學問のこうをこそつみ給へば、弓の本末も知給はじとおもひて、心みに御弓射させ給てんやと申給ひければ、弓場に立出て、弓に矢をさしはげて引わたし給ひたる御質、養由がひぢつき斯や有けむとめゝあやにぞ見奉りける、御すがたのみならず、はなち給ふに、ひとつもはづれざりければ、都良香より始て、人々おどろきあざみ申けり、

〔三代實錄清和二十五〕貞觀十六年四月廿四日壬子、從四位上行右兵衛督兼越前權守淸原眞人秋雄卒、○中略秋雄、能射藝、好引強弓、人無能及者、

〔三代實錄陽成四十〕元慶五年十一月九日癸丑、從四位下行大和守坂上大宿禰瀧守卒、瀧守者、右京人、從四位下鷹養孫、而正六位上氏勝之子也、幼好武藝、便習弓馬、尤善步射、坂上氏之先、世傳將種、瀧守幹



〔北野緣起〕



略、不墜家風、

〔三代實錄 光孝 五十〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣卷雄卒、卷雄者、右京人、中納言從三位綿麻呂之第九子也、○中略卷雄、幼有勇力、不好讀書、便習弓馬、尤善騎射、文德天皇爲儲貳之日、卷雄爲帶刀舍人、

〔今昔物語 二十三〕左衞門尉平致經導明尊僧正語第十四

今昔、○中略此致經ハ平致頼ト云ケル兵ノ子也、心猛クシテ世人ニモ不似、殊ニ大ナル箭射ケレバ、世ノ人此ヲ大箭ノ左衞門尉ト云ケル也トナム、語リ傳ヘタルト也、

〔今昔物語 二十五〕源宛平良文合戰語第三

今昔、東國ニ、源宛、平良文ト云二人ノ兵有ケリ、宛ガ字ヲバ□田ノ源二ト云、良文ガ字ヲバ村岳ノ五郎トゾ云ケル、此ノ二人兵ノ道ヲ挑ケル程ニ、互ニ中惡シク成ニケリ、○中略共ニ大キニ嗔ヲ成シテ、此ク云テノミヤハ可有キ、然ラバ日ヲ契テ、可然ラム廣キ野ニ出合テ、互ニ間トナム云ト云ヒ聞セケレバ、其日ト契テ、野ニ出合ムト消息ヲ通ハシツ、其後ハ各軍ヲ調ヘテ、戰ハム事ヲ營ム、既ニ其契ノ日ニ成ヌレバ、各軍ヲ發シテ、此ク云フ野ニ、巳ノ時許ニ打立ヌ、各五六百人許ノ軍有リ、皆身ヲ弃、命ヲ不顧シテ心ヲ勵マス間、一町計ヲ隔テ楯ヲ突キ渡シタリ、各兵ヲ出シテ牒ヲ通ハス、其兵ノ返ル時ニ、定レル事ニテ箭ヲ射懸ケル也、其レニ馬ヲモ不□ズ、不見返シテ、靜ニ返ヲ以テ猛キ事ニハシケル也、然テ其後ニ各楯ヲ寄テ、今ハ射組ナムト爲ル程ニ、良文ガ方ヨリ、宛ガ方ニ云ハスル樣、今日ノ合戰ハ、各軍ヲ以テ射組セバ、其ノ興不侍ラ、只君ト我レトガ各ノ手品ヲ知ラムト也、然レバ方々ノ軍ヲ不令射組シテ、只二人走ラセ合テ、手ノ限リ射ト思フハ何ガ思スト、宛此レヲ聞テ、我レモ然思給ウル事也、速ニ罷出ヌト云セテ、宛、楯ヲ離テ只一騎出來テ、雁胯ヲ番テ立テリ、良文モ此ノ返事ヲ聞テ喜テ、郎等ヲ止メテ云ク、只我レ一人手ノ限リ射組マムト爲

ル也、尋達只任セテ見ヨ、然テ我被射落ナバ、其時ニ取テ可葬キ也ト云テ、楯ノ内ヨリ只一騎歩カシ出ヌ、然テ雁胯ヲ番テ走ラセ合ヌ、互ニ先ヅ射サセツ、次ノ箭ニ慥ニ射取ラムト思ヒテ、各ノ弓ヲ引テ箭ヲ放ッテ馳セ違ツ、各走セ過ヌレバ、亦各馬ヲ取テ返ス、亦弓ヲ引テ箭ヲ不放シテ馳セ違フ、各走セ過ヌレバ、亦馬ヲ取テ返ス、亦弓ヲ引テ押宛ツ、良文宛ガ最中ニ箭ヲ押宛テ丶射ルニ、宛馬ヨリ落ル樣ニシテ箭ニ違ヘバ、大刀ノ股寄ニ當ヌ、宛亦取テ返シテ、良文ガ最中ニ押宛テ射ルニ、良文箭ニ違テ身ヲ□ル時ニ腰宛ニ射立テツ、怠ニ亦馬ヲ取テ返シテ、亦箭ヲ番テ走ラセ合フ時ニ、良文宛ニ云ク、互ニ射ル所ノ箭、皆□□ル箭共ニ非ズ、悉ク最中ヲ射ル箭也、然レバ共ニ手品ハ皆見エヌ、弊キ事无シ、而ルニ此レ昔ヨリノ傳ハリ敵ニモ非ズ、今ハ此ニ止ナム、只挑計ノ事也、互ニ強ニ殺サムト可思キニ非ズト、宛此レヲ聞テ云ク、我モ然ナム思フ、實ニ互ニ手品ハ見ツ、止ナム、吉キ事也、然バ引テ返ナムト云テ、各軍ヲ引テ去ヌ、

〔今昔物語二十五〕春宮大進源頼光朝臣射狐語第六

今昔三條院ノ天皇ノ春宮ニテ御坐ケル時、東三條ニ御坐ケルニ、寢殿ノ南面ニ春宮行カセ給ヒケルニ西ノ透渡殿ニ、殿上人二三人許候ケリ、而ル間、辰巳ノ方ナル御堂ノ西ノ檐ニ、狐ノ出來テ、臥シ丸ビテ臥セリケルニ、源頼光朝臣ノ春宮大進ニ候ケルニ、此レハ多田ノ滿仲入道ノ子ニテ、極タル兵也ケレバ、公モ其道ニ仕ハセ給ヒ、世ニモ被恐テ□有ケル、其レガ其ノ時ニ候ケルニ、春宮、御弓ト、ヒキメトヲ給ヒテ、彼ノ辰巳ノ檐ニ有ル狐、射ヨト仰セ給ケレバ、頼光ガ申ス樣、更ニ否不射候ハジ、異人ハ射□シテ候フトモ弊クモ不候、頼光ニ至テハ、射□候ヒナム、无限リ恥ニ可候シ、然リトテ射宛候ハムニ於テハ、可有キ事ニモ不候ハ、若ク候ヒシ時、自然ラ鹿ナドニ罷合テ、墓墓シカラネドモ射候ヒシヲ、今ハ絶テ然ル事モ不仕候ハネバ、此ノ樣ノ當物ナドハ、今ハ箭ノ落ル所モ思エ不候ト申テ暫ク不射事ハ、此ク申サム程ニ、逃テヤ去ヌルト思フ程ニ、惡サハ西向ニ

居テ、吉ク眠テ可逃クモ非ズ、而ル間マメヤカニ射ヨト責サセ給ヘバ、頼光辭ビ申シ煩テ、御弓ヲ取テ、ヒキメヲ番テ亦申ス樣、力ノ候ハヾコソ仕リ候ハメ、此ク遠キ物ハ、ヒキメハ重ク候フ、征箭シテコソ射候ヘ、ヒキメハ更ニ否ヤ不射付候ラム、箭ノ道ヱ落テ候ハムハ、射□シテ候ハムヨリモ嗚呼奇候シ、此ハ何ニ可仕キ事ニカ候ラムト、紐差乍ラ表ノ衣ノ袖ヲマクリ、弓頭ヲ少シ臥セテ、弓ヲ箭ヅカノ有ル限リ引キ絡テ箭ヲ放タレバ、箭ノ行クモ暗リテ不見エヌ程ニ、即チ狐ノ胸ニ射宛テツ、狐頭ヲ立テ轉テ逆樣ニ池ニ落入ヌ、力弱キ御弓ニ、重キヒキメヲ以テ射レバ、極ク弓勢射ル者也トモ不射付シテ、箭ハ道ニ可落キ也、其レニ此狐ヲ射落シツルハ、希有ノ事也ト、宮ヨリ始奉テ、候フ殿上人共モ皆思ケルニ、狐ハ水ニ落入テ死ニケレバ、即チ人ヲ以テ取テ令弃ツ、後宮極ク感ゼサセ給テ、忽ニ主馬ノ御馬ヲ召テ頼光ニ給フ、其ノ時ニ頼光庭ニ下テ、御馬ヲ給ハリテ拜シテナム上ケル、然テ申ケルハ、此レハ頼光ガ仕タル箭ニモ不候ハ、先祖ノ恥セジトテ、守護神ノ助ケテ射サセ給ヘル也トナム申テ罷出ニケル、其後頼光、親シキ兄弟骨肉ニ會テモ、更ニ我ガ射タル箭ニモ非ズ、此レ可然キ事也トナム云ケル、亦世間ニモ此事聞エテ、極ク頼光ヲナム讃ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔陸奥話記〕源朝臣頼義、○中略素爲小一條院判官代、院好敢獵、野中所赴、麋鹿狐兎、常爲頼義所獲、好持弱弓、而所發矢、莫不飲羽、縱雖猛獸、應弦必斃、其射藝巧、軼人如斯、

〔今昔物語二十五〕源頼信朝臣男頼義射殺馬盜人語第十二

今昔、河内前司源頼信朝臣ト云兵有キ、東ニ吉キ馬持タリト聞ケル者ノ許ニ、此頼信朝臣、乞ニ遣タリケレバ、馬ノ主難辭クテ其馬ヲ上ケルニ、道ニシテ馬盜人有テ、此馬ヲ見テ極メテ欲ク思ケレバ、構テ盜マムト思テ、密ニ付テ上ケルニ、此ノ馬ニ付テ上ル兵共ノ緩ム事ノ无カリケレバ、盜人道ノ間ニテハ否不取シテ、京マデ付テ盜人上ニケリ、○中略然ル間雨ノ音不止マ降ル夜半許ニ、

雨ノ交レニ馬盜人入來リテ、此ノ馬ヲ取テ引出テ去ヌ、其ノ時ニ厩ノ方ニ人音ヲ擧テ叫デ云ク、夜前將參タル御馬ヲ盜人取テ罷リヌト、頼信此ノ音ヲ髴ニ聞テ、頼義ガ寢タルニ、此ル事云ハ聞クヤト、不告シテ起ケルマヽニ、衣ヲ引キ壺折テ、胡籙ヲ掻負テ、厩ニ走行テ、自ラ馬ヲ引出シテ、賤ノ鞍ノ有ケルヲ置テ其レニ乘テ、只獨リ關山樣ニ追テ行ク心ハ、此ノ盜人ハ、東ノ者ノ此ノ吉キ馬ヲ見テ取ラムトテ付テ來ケルガ、道ノ間ニテ否不取シテ、京ニ來テ、此ル雨ノ交レニ取テ去ヌルナメリト思テ行ナルベシ、亦頼義モ其ノ音ヲ聞テ、祖ノ思ヒケル樣ニ思テ、祖ニ此クトモ不告シテ、未ダ裝束モ不解テ丸寢ニテ有ケレバ、起ケルマヽニ、祖ノ如クニ、胡籙ヲ掻負テ、厩ナル□□關山樣ニ只獨リ追テ行ナリ、祖ハ我ガ子必ズ追テ來ラムト思ケリ、子ハ我ガ祖ハ必ズ追テ前御ヌラムト思テ、其レニ不後ト走ラセツヽ、行ケル程ニ、河原過ニケレバ、雨モ止ミ空モ晴ニケレバ、彌ヨ走ラセテ追ヒ行程ニ、關山ニ行キ懸リヌ、此ノ盜人ハ、其ノ盜タル馬ニ乘テ、今ハ逃得ヌト思ケレバ、關山ノ橋ニ水ニテ有ル所、痛クモ不走シテ、水ヲツフ〳〵ト歩バシテ行ケルニ、頼信此ヲ聞テ、事シモ其々ニ本ヨリ契タラム樣ニ、暗ケレバ、頼義ガ有无モ不知ヌニ、頼信、射ヨ彼レヤト云ケル言モ未ダ不畢ニ、弓音スナリ、尻答ヌト聞クニ合セテ、馬ノ走テ行ク鐙ノ人モ不乘音ニテ、カラカラト聞エケレバ、亦頼信ガ云ク、盜人ハ既ニ射落テウリ、速ニ末ニ走ラセ會テ、馬ヲ取テ來ヨト許云懸テ、取テ來ラムヲモ不待、其ヨリ返リケレバ、頼義ハ末ニ走セ會テ馬ヲ取テ返ケルニ、下○略

〔陸奥話記〕將軍(○源頼義)長男義家、驍勇絶倫、騎射如神、冒白刃、突重圍、出賊左右、以大鏃箭頻射賊師、矢不空發、所中必斃、雷奔風飛、神武命世、夷人靡走、敢無當者、

〔十訓抄六〕後冷泉院御時、陸奥守源頼義、鎭守府の將軍を兼て、貞任宗任を責けるに、永承の末より、度々合戰につかれたりけるが、天喜五年十一月に、千三百餘騎の兵を發しておそひよせけるに、

○中略将軍いくさ大に破れて、死者數をしらず、兵四方に散滿して、殘ところわづかに六騎、○中略貞任が軍、是を見て、責よせ、箭をとばす事雨のごとし、然るを義家防ぎ戰ふ既に神のごとく、若少の齢にて、大なる矢を射る、その矢に當りたる者、必たふれふさずと云事なし、

〔古今著聞集(九武勇)〕或日義家朝臣、宗任壹人具して物へ行けり、主從共に狩裝束にて、うつぼをぞおへりける、ひろき野を過るに、狐一疋走けり、義家、うつぼよりかりまたをぬきて、きつねをおひかけゝり、射ころさんはむざんなりと思て、左右の耳の間をすりざまにとりへ射たりければ、箭は狐の前の土にたちにけり、狐其箭にふせがれて、たふれてやがて死にけり、宗任、馬よりおりて、狐を引あげて見るに、矢もたゝぬに死たるといひければ、義家見て、臆して死たる也、ころさじとて射こそあてね、今いき歸なん、其時はなつべしといひけり、

〔陸奥話記〕藤原景季者、景通長子也、年二十餘、性少言語、善騎射、

〔陸奥話記〕合戰之間、義家毎射、甲士皆應弦死矣、後日武則語義家曰、僕欲試君弓勢、如何、義家曰善矣、於是、武則重堅甲三領、懸之樹枝、令義家一發貫甲三領、武則大驚云、是神明之變化也、豈凡人之所堪乎、宜爲武士所歸伏、如此、義綱驍勇、騎射亦亞其兄、○又見扶桑略記

〔古今著聞集(九弓箭)〕頼光朝臣の郎等季武が從者、究竟の者有けり、季武第一の手きゝにて、さげばりをもはづさず射ける物也けり、

〔梅園日記(一)〕下針

古今著聞集(弓箭篇)云、頼光朝臣の郎等季武、第一の手きゝにて、さげばりをもはづさず射けり、京師本保元物語云、爲朝ハ、空ヲ翔ル翼、地ヲ走ル獸、サゲ針ヲモハヅスト云事ナシ、又云、惟行、弓ハ三人張、矢束ハ十三束、サゲ針ヲモ射ント思フ者ナリケルガ、源平盛衰記云、金剛左衞門ハ、下針ヲモ射ル上手也ケレバ、異名ニハ養由左衞門共云、按ずるに、もろこしにても針を射たる事あ

り、北史、魏宣武靈皇后胡氏傳云、幸西林園法流堂、命侍臣射、不能者罰之、又自射針孔中之、大悅賜左右布帛有差、五代史、唐莊宗紀云、射獵、或掛針於木、或立馬鞭、百歩射之輙中、など見えたり、

〔中右記〕寛治四年正月十八日、賭射也、○中略 左近府生秦公利、中的其員三、末代之事、不異穿柳之藝、

〔宇治拾遺物語七〕これも今はむかし、鳥羽院、位の御時、白河院の武者どころの中に、宮道式成、源滿、則員、ことに的弓の上手なりと、そのときゝこえありて、鳥ばのゐん、位の御時の瀧口に、三人ながらめされぬ、こゝろみあるに、大かた一度もはづさず、これをもてなし興せさせ給、或時三尺五寸の的をたびて、これが第二のくろみ射おとして、持てまいられよと仰あり、巳時に給はりて、未のときに射おとしてまいれり、いたつき三人の中に上手なり、矢とりて矢とりのかへらんをまたば、ほどへぬべしとて、殘の輩、我と矢を走たちて、とり〳〵して、立かはり〳〵いるほどに、ひつじのときのなかばかりに、第二のくろみ射めぐらして、いをとして持てまいれりけり、これすでにやうゆうがごとしと、時の人ほめのゝしりけるとかや、

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、壹岐守宗行が郎等を、はかなきことによりて、主のころさんとしければ、小舟にのりて、にげて新羅國へわたりて、かくれてゐたりけるほどに、新羅のきんかいといふところの、いみじうのゝしりさはぐ、なにごとぞととへば、とらのこうに入て、人をくらふ也といふ、この男とふ、虎はいくつばかりあるぞと、たゞ一あるが、にはかにいできて、人をくらひて、逃ていき〳〵するなりといふをきゝて、この男のいふやう、あの虎に合て、一矢を射て死なばや、とらかしこくば、ともにこそしなめ、たゞむなしうはいかでかくらはれむ、此國の人は、兵の道わろきにこそはあれといひけるを人きゝて、國の守にかう〳〵の事をこそ、此日本人申せといひければ、かしこき事かな、よべといへば、人きてめしありといへばまいりぬ、○中略 かくてこの男は、虎のありどころきゝて、行てみれば、まことに畠はる〳〵とおひわたりたりをのたけ四尺ば

かりなり、その中をわけ行てみれば、まことにとらふしたり、とがり射をはげて、かたひざをたてゝゐたり、とら人の香をかぎて、ついひらがりて、ねこのねずみ、うかがふやうにてあるををのこ、矢をはげて、をともせでゐたれば、とら大口をあきて、おどりて、をのこのうへにかゝるををのこ弓をつよくひきて、うへにかゝるおりに、やがて矢をはなちたれば、をとがひのしたよりうなじに七八寸ばかり、とがり矢を射出しつ、とらさかさまにふして、たをれてあがくを、かりまたをつがひ、二たび腹をいる、二度ながら土に射付て、つゐにころして、矢をもぬかで、國府にかへりて、守にかう〳〵射ころしつるよしいふに、守かんじのゝしりて、おほくの人をぐして、とらのもとへ行てみれば、まことに箭三ながら射とをされたり、見るにいといみじ、まことに百千のとら、おこりてかゝるとも、日本の人十人ばかり、馬にておしむかひて射ば、とらなにわざをかせん、この國の人は、一尺ばかりの矢に、きりのやうなる矢じりをすげて、それに毒をぬりていれば、つゐにはそのどくのゆへにしぬれども、たちまちにその庭に射ふすことはえせず、日本人は我命死なんをも露をしまず、大なる矢にていれば、その庭にいころしつ、なを兵の道は、日本の人にはあたるべくもあらず、されば、いよ〳〵いみじうおそろしくおぼゆる國なりとて、おぢけり、

〔台記別記〕康治二年正月十八日丙午、賭弓也、○中略代始、左無利時、不被止度、(本數十度也、□度若三□□□□有御被止也、)夜漸深、衆人熊左勝、大理聽右近府生敦方稿云、不可射的、(件人善射也、仍有此命、)

〔保元物語〕一新院御所各門々堅事附軍評定事

抑爲朝一人トシテ、殊更大事ノ門ヲ堅タル事、武勇天下ニ赦レシ故也、件ノ男、器量人ニ越、心飽迄剛ニシテ、大力ノ强弓、矢束早ノ手キヽ也、弓手ノ肘、馬手ニ四寸延テ、矢束ヲ引、事世ニ超タリ、

〔保元物語〕二白川殿義朝夜討被寄事

爲朝是ヲ事トモセズ、アハヌ敵ト思ヘ共、汝ガ詞ノ優キニ矢一ツ給ラン、請ラ見ヨ、且ハ今生ノ面

目、又ハ後生ノ思出ニモセヨトテ、三年竹ノ節近ナルヲ少シ押磨テ、山鳥ノ尾ヲ以テ剝タルニ、七寸五分ノ丸根ノ、箆中過テ箆代ノ有ルヲ打クハセ、暫シ保テ兵ト射ル、眞先ニ進ンダル伊藤六ガ胸板カケズ射通シ、餘ル矢ガ、伊藤五ガ射向ノ袖ニ裏返テゾ立タリケル、六郎ハ、矢場ニ落テ死ニケリ、伊藤五、此矢ヲ折カケテ、大將軍○源爲朝兄義朝ノ前ニ參テ、八郎御曹司ノ矢御覽候ヘ、凡夫ノ所爲トモ覺ヘ候ハズ、六郎既ニ死候ヌト申セバ、安藝守○平清盛ヲ始テ、此矢見ル兵共、皆舌ヲ振テゾ恐ケル、景綱申ケルハ、彼先祖八幡殿○義家後三年ノ合戰ノ時、出羽國金澤ノ城ニテ、武則ガ申ケルハ、君ノ御矢ニ當ル者、鎧甲ヲ射通サレズト云事ナシ、抑君ノ御弓勢ヲ、タシカニ拜ミ奉ラバヤト望ミケレバ、義家、革能鎧三領重テ、木ノ枝ニ懸テ、六重ヲ射通シ給ケレバ、鬼神ノ變化トゾヲソレケル、是ヨリ彌兵共歸伏シケリト申傳ヘテ聞、バカリ也、眼前ニカヽル弓勢モ侍ルニヤ、アナヲソロシトゾヲヂアヘル、○中略爰ニ安藝守ノ郎等ニ、伊勢國ノ住人山田小三郎伊行ト云ハ、又ナキ剛者、カタカハ破リノ猪武者ナルガ、大將軍ノ引給ヲ見テ、サレバトテ、矢一筋ニ恐レテ、向タル陣ヲ引事ヤアル、縱筑紫ノ八郎殿○爲朝ノ矢ナリトモ、伊行ガ鎧ハヨモ通ラジ、五代傳ヘテ軍ニ相事十五箇度、我手ニ取テモ、度々多ク矢共ヲ請シカド、未ダ裏ヲバカヽヌ物ヲ、人々見給ヘ、八郎殿ノ矢、一ツ請テ、物語ニセントテ懸出レバ、ヲコノ高名ハセヌニシカズ、無益ナリト同僚ドモ制スレドモ、本ヨリ云ツル言葉ヲ返サヌ男ニテ、夜明テ後ニ、傍輩ノ、八郎ノイデ矢目ミントイハンニハ、何トカ其時可答、然レバ日來ノ高名モ失ナン事ノ無念ナレバ、ヨシ〳〵人ハ續カズトモ、己レ證人ニ可立トテ、下人一人相具シテ、黑革威ノ鎧ニ、同毛ノ五枚甲ヲ猪頸ニ著、十八差タル染羽ノ矢負、塗籠藤ノ弓持、鹿毛ナル馬ニ黑鞍置テ乘タリケリ、門前ニ馬ヲ懸居、物ソノ者ニハアラネ共、安藝守ノ郎等、伊勢國住人山田小三郎伊行、生年二十八、堀河院ノ御宇、嘉承三年正月廿六日、對馬守義親追討ノ時、故備前守殿ノ眞先懸テ、公家ニモ被知シ山田庄司行末ガ孫也、山賊强盜ヲ搦取事ハ數

ヲ不知、合戰ノ場ニモ度々ニ及テ、高名仕タル者ゾカシ、承及八郎御曹司ヲ一目見奉ラバヤト申ケレバ、爲朝、一定キヤツハ引マフケテゾ云覽、一ノ矢ヲバ射サセンズ、二ノ矢ヲ番ハン所ヲ射落サンズ、同ハ矢ノタマラン所ヲ我弓勢ヲ敵ニ見セント宣テ、白蘆毛ナル馬ニ、金覆輪ノ鞍置テ乘タリケルガ懸出テ、鎭西八郎、是ニアリト名乘リ給フ所ヲ、本ヨリ引マフケタル箭ナレバ、弦音高ク切テ放、御曹司ノ弓手ノ草摺ヲ、ヌヒザマニゾ射切タル、一ノ矢ヲ射損ジテ、二ノ矢ヲ番フ所ヲ爲朝能引テ兵ト射ル、山田小三郎ガ鞍ノ前輪ヨリ、鎧ノ草摺ヲ尻輪懸テ、矢先三寸餘リゾ射通シタル、暫ハ矢ニ、カセガレテ、タマル樣ニゾ見ヘシ、卽弓手ノ方ヘ眞倒ニ落レバ、矢尻ハ鞍ニ留ナ、馬ハ河原ヘ馳行バ、下人ツト馳寄、主ヲ、カタニ引懸テ、御方ノ陣ヘゾ歸ケル、寄手ノ兵、是ヲ見テ彌此門ヘ向フ者コソナカリケレ、

〔保元物語〔二〕白河殿攻落事

去程ニ夜モ漸明行ニ、主モナキ放馬、源氏ノ陣ヘ懸入タリ、鎌田次郎是ヲ取セテ見ルニ、鞍壺ニ血タマリ、前輪ハ破レテ、尻輪ニノミノ如クナル矢尻留レリ、是ヲ大將軍〔○源義朝〕ニ見セ奉テ、今夜〔○保元元年七月十一日〕筑紫ノ御曹司ノ被遊テ有ゲニ候、アナイカメシノ御弓勢ヤト申ケレバ、〔○中略〕爰ニ爲朝、敵ノ勢越ニ見レバ、大將義朝、大ノ男ノ大キ成馬ニハ乘タリ、人ニ勝レテ軍ノ下知セントテ、ツタヘ擧リタル內甲、誠ニ射ヨゲニ見ヘケレバ、願フ所ノ幸、エタリト悅デ、件ノ大矢ヲ打番ヒ、只一矢ニ射落サント打擧ケルガ、待暫、弓矢取身ノ謀、汝ハ內〔○後白河〕ノ御方ヘ參レ、我ハ院〔○崇德〕方ヘ參ラン、汝負バ憑メ助ケン、我負バ汝ヲ憑ンナド約束シテ、父子〔○爲義義朝〕立別レテカ御坐ラント思案シテ、番タル矢ヲ指ハヅス、遠慮ノ程コソ神妙ナレ、都テ八郎ノ矢ニ當ル者、助カル者ゾナカリケル、去バ罪作トヤ思ハレケン、名乘テ出ル者ナラデハ、無左右射給ハザリケリ、〔○中略〕御曹司、須藤九郎ヲ召テ、敵ハ大勢也、若矢種盡テ打物ニナラバ、一騎ガ百騎ニ向フトモ、終ニハ叶フマジ、坂東武者ノ習、

大將軍ノ前ニテハ、親死、子被討共顧ミズ、彌ガ上ニ死重テ戰フトゾ聞、イザサラバ、大將ニ矢風負セテ、引退ケント思フハ何ニト宣ヘバ、家末可然候、但御誤候ハント申ケレバ、何條去事可有、爲朝ガ手本ハ覺ユル物ヲトテ、例ノ大矢ヲ打番、堅テ兵ト射ル、思フ矢坪ヲ不誤、下野守ノ甲ノ星ヲ射削テ、餘ル矢ガ寶莊嚴院ノ門ノ方立ニ、篦中責テゾ立タリケル、其時義朝、手綱カヒグリ打向、汝ハ聞及ニモ似ズ、ムゲニ手コソアラケレト宣ヘバ、爲朝兄ニテ渡ラセ給ウヘ、存スル旨有テ角ハ仕候ヘ共、誠ニ御ユルシヲ蒙ラバ、二ノ矢ヲ仕ラン、眞向內甲ハ恐モ候、障子ノ板カ、栴檀弦走カ、胸板ノ眞中カ、草摺ナラバ、一ノ板トモ二ノ板共、矢坪ヲタシカニ承テ仕ラントテ、既ニ箭取テ番ハレケル所ニ、上野國住人深巣七郎清國、ツト懸寄ケレバ、爲朝是ヲ弓手ニ相請テ、ハタト射ル、清國ガ甲ノ三ノ板ヨリ直違ニ、左ノ小耳ノ根ヘ、篦中計射込レタレバ、暫モタマラズ死ニケリ、須藤九郎落合テ、深巣ガ頸ヲバ取テケリ、是ヲモ事トモセズ、我先ニト懸ケル中ニ、相模國住人大庭平太景能、同三郎景親、眞前ニ進ンデ申ケルハ、八幡殿、後三年ノ合戰ニ、出羽國金澤ノ城ヲ責給ヒシ時、十六歲ニシテ軍ノ眞前懸、鳥海三郎ニ左ノ眼ヲ甲ノ鉢付ノ板ニ乍被射付、當ノ矢ヲ射返テ其敵ヲ取シ、鎌倉權五郎景正ガ末葉、大庭平太景義、同三郎景親トゾ名乘タル、御曹司是ヲ聞給ヒ、西國ノ者共ニハ、皆手ナミノ程ヲ見セタレ共、東國ノ兵ニハ、今日始ノ軍也、征矢ヲバ度々射タリシガ、鏑矢ニテ射バヤト思ヒテ、目九ツ指タル鏑ノ、メハシラニハ角ヲ立、風返シ厚ククラセテ、金卷ニ朱サシタルガ、普通ノ蟇目程ナルニ、手先六寸シノギヲタテヽ、前一寸ニハ、ミチニモ刃ヲゾ付タリケル、鏑ヨリ上十五束有ケルヲ取テ番ヒ、グサト引テ放サレタレバ、御所中ニ響テ長鳴シ、五六段計ニ引ヘタル、大庭平太ガ左ノ膝ヲ片手切ニフツト射切、馬ノ太腹カケズ通レバ、鏑ハ碎テ散ニケリ、馬ハ屛風ヲ倒ス如ク、ガハト倒ルレバ、主ハ前ヘゾアマサレケル、敵ニ頸ヲ被取ジト、弟ノ三郎馬ヨリ飛下、兄ヲ肩ニ引懸テ、四五町計ゾ引タリケル、

〔保元物語三〕爲朝鬼島渡事幷最期事

嘉應二年四月下旬ニ、〇中略一陣ノ舟ニ、兵三百餘人、射向ノ袖ヲ差カザシ、舟ヲ乘傾テ、三町計渚近ク押寄タリ、御曹司、〇爲朝矢比少遠ケレ共、大鏑ヲ取テ番ヒ、小肘ノ廻ル程引詰テ兵ト放ツ、水際五寸計置テ、大船ノハラヲ、アナタヘ、ツト射通セバ、兩方ノ矢目ヨリ水入テ、舟ハ底ヘゾ卷入ケル、水心アル兵ハ、楯搔楯ニ乘テタヾヨフ所ヲ、櫓カキ弓ノハズニ取付テ、並ノ船ヘ乘移リテゾ助カリケル、爲朝是ヲ見給テ、保元ノ古ヘハ、矢一筋ニテ二人ノ武者ヲ射殺シキ、嘉應ノ今ハ、一矢ニ多ノ兵ヲ殺畢、南無阿彌陀佛トゾ被申ケル、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

世下テ後モ、賴政程ノ者ナカリケリ、諸道ニ不疎、立ル能ゴトニ、不顯威ト云事ナシ、花鳥風月、弓箭兵仗、都テコノミト好ム事、名ヲ揚ゲ人ニ勝レタリ、就中弓矢ニ驗ヲ顯ハシキ、後白河院第一御子ヲバ、二條院トゾ申ケル、去久壽二年九月廿三日、御年十三ニテ春宮ニ立セ御坐シ、保元三年八月十一日、御年十六ニテ御卽位アリケルガ、平治二年ノ夏ノ始ヨリ、御不豫ノ御事マシマシケリ、〇中略一院、〇後白河不斜歎思食テ、諸寺諸山ニシテ御祈ヲ始メ、醫師ニ仰テ御藥ヲ勸メ參セケレ共、更ニ其驗マシマサズ見エケレバ、東三條ノ森ヨリ、黑雲一聚立來、南殿ノ上ニ引覆、鵺ト云鳥ノ音ヲ鳴時ニ、必振ヒタマギラセ給ヒケリ、天下ノ大ナル歎也ケレバ、日夜ニ諸卿參內アリテ、各僉議アリ、〇中略以武士射サスベキ也トゾ被勸申ケル、大臣公卿、此義最可然トテ、弓ノ上手ヲ勝ラレケリ、源平ノ中ニ、何ナルベキゾト議定有ケルニ、〇中略關白殿〇藤原基實ノ仰ニ、賴光ガ末葉賴政、器量ノ仁ニ當レリトテ、源兵庫頭ヲ召レケリ、賴政ハ、例ノ歌道ノ御會ニヤトテ、木賊色ノ狩衣ニナリ、見澄シテ參タリ、深夜ニ臨デ媚物アリ、玉體ヲ奉侵、及其期明見仕ト仰ケレバ、賴政畏承候ヌトテ、御前ヲ罷立テ、近衞川原ノ宿所ニ歸ル、本ノ裝束脫替テ、朝敵ヲ鎭ル形ニゾ出立ケル、生衣ノ捻重ニ、黃ナ

ル大口、葉早黃色ノ直垂ヲゾ著タリケル、彼直垂ニハ、左ノ肩ニハ八幡大菩薩ト縫、右ノ肩ニハ山鳩ヲゾ縫タリケル、產衣ト云鎧ヲ著テ、男山三度奉伏拜、其後鎧ヲバ脫置テ、直垂小袴計也、郎等ニ丁七唱、遠江國住人早太ト云者二人ヲ相具シタリ、唱ハ小櫻ヲ黃ニカヘシタル腹卷ヲ著セ、十六指タル大中黑ノ矢ノ表ニ、水破兵破ト云鏑矢二ツ差、雷上動ト云弓ヲ持セタリ、○中略宿所ヲ出テ陣頭ニ參ジ、河竹吳竹ノ北南ニテ、明見仕ル景氣、誠ニ優ニシテ、賴魂ヒ武勇ノ大將ト見エタリ、賴政宣旨ヲ蒙テ、媚物射ンズル見ヨトテ、公卿殿上人參集、堂上堂下、內外男女、市ヲナセリ、今ヤ〳〵ト通夜是ヲ待、子ノ刻モ過ヌ、丑ノ刻ノ半ニ及デ、如例東三條ノ森ヨリ、黑雲一叢立渡、御殿ノ上ニ引覆トシケレバ、主上ハ、ホト〳〵ト振ヒ出サセ給ヒケリ、賴政ハ、黑雲トハ見タレ共、天ハ實ニ晴シ、イヅクヲ射ルベシト矢所サダカナラズ、心中ニ、歸命頂禮八幡大菩薩、國家鎭守ノ明神、祖族歸敬ノ冥應ニ御坐ト、賴政頭ヲ傾ケテ年久シ、今蒙勅命、怪異ヲ鎭ントス、射ハヅシナバ、速ニ命ヲ捨ベシ、氏人、氏人タルベクハ、深ク守トナリ御坐セト、男山三度伏拜ミ、心ヲ靜メテ能見レバ、黑雲大ニ聳テ、御殿ノ上ニウズマキタリ、賴政、水破ト云矢ヲ取テ番テ、雲ノ眞中ヲ志テ、能引テ兵ト放ツ、ヒイト鳴ク、カヽル處ニ黑雲頻ニ騷デ、御殿ノ上ヲ立、鵼ノ聲シテ、ヒヽナキテ立所ヲ見負テ、二ノ矢ニ兵破ト云鏑ヲ取テ番ヒ兵ト射ル、ヒイフツト手答シテ覺ユルニ、御殿ノ上ヲ、コロ〳〵トコロビテ、庭上ニ動ト落、其時ニ兵庫頭源賴政、變化ノ者、仕タリヤ〳〵ト叫ケレバ、唱、ツト寄テ、得タリヤ得タリヤトテ懷タリ、貴賤上下、女房男房、上ヲ下ニ返シ、堂上モ堂下モ、紙燭ヲ出シ、炬火ヲトボシテ見之、早太寄テ繩ヲ付、庭上ニ引スヘタリ、叡覽有ニ癖物也、頭ハ猿、背ハ虎、尾ハ狐、足ハ狸、音ハ鵼也、實ニ希代ノ癖物也、苟禽獸モ加様ノ德ヲ以テ、奉惱君事ノ有ケル事ヨ、不思議也トゾ仰ケル、見聞ノ男女ハ口々ニ、賴政、ア射タリ、ア射タリトゾ嘆タリケル、

〔古今著聞集 九弓術〕一院、○後白河鳥羽院にわたらせおはしましける比、みさご、日ごとに出きて、池の魚

を取けり、ある日、是を射させんと思召て、武者所に、たれか候と御尋有けるに、折ふし、むつるが候けり、召に隨ひて參たりけるに、此池に、みさごの付て、おほくの魚を取、射とゞむべし、但射ころさん事は無慙也、鳥もころさず、魚をもころさじと思召也、あひばからひてつかうまつるべしと、勅定ありければ、いなみ申べき事なくて、則罷立て、弓矢を取て參りたりけり、矢は、かりまたにてぞ侍りける、池の汀の邊に候て、みさごを相待所に、あんのごとく來て、鯉を取てあがりけるを、よく引射たりければ、みさごは、いられながら猶飛行けり、鯉は池におちて腹白にてうきたりけり、則取あげて叡覽にそなへければ、みさごの魚をつかみたる足をいきりたりけり、鳥は足は切たれ共、たゞちにしなず、魚もみさごの爪立ながらしなず、魚も鳥もころさぬやうにと勅定有ければ、かくつかうまつりたりけり、凡夫のしわざにあらずと、叡感のあまりに祿をたまはりけるとなん、

此むつるの兵衛尉、懸矢をはがすとて、とうの羽を求けるが、不足しければ、郎等共に、もしや持たるとたづねければ、上六大夫といふ弓の上手聞て、此邊にとうやはみ候、見よといひければ、下人立出てみて、只今河より北の田にはみ候といふを聞て、則弓矢を取て出たるに、とう立て南へとびけるを、上六、矢をはげて左右なくも射ず、いづれかは、こがれたるといひければ、しりに飛を、こがれたるといふを聞て、なをもいそがず、はるかに遠く成て、河の南の岸の上飛ほどになりにける時、よく引てはなちたるに、あやまたず射おとしてけり、むつる感興のあまり、不審をいたして問けるは、などか近かりつるをば射ざりつるぞ、はるかにはとをくなしては射るぞ、心へずと尋ければ、其事に候、近かりつるをいおとしたらば、川に落て其はねぬれ侍りなん、むかひの地に付て射おとしたればこそ、かくはねはそんせぬとぞいひける、心にまかせたる程誠にゆゝしかりける上手なり、

同人のもとに、又賀次新太郎といふ弓の上手有ける、年の始に弓を射けるに九度の弓、はつるたび、今矢三あまりたりけり、賀次が矢は一すぢ也、あたらん事は不審なけれ共、今二の矢がかずあまりぬれば、射ても用事なしと、左右ともにいひけるを、賀次がいはく、かりまたをゆるされ給たらば、緒付をつかうまつり、持にし侍らんといふを、主人あしくいふものかな、若はづるゝ事も有にと思ひけれ共、諸人目をすまさんがために、ゆるしてかりまたをとらせてけり、賀次よく引てはなちたるに、いふがごとく緒付を射きりて的土におちにけり、緒付いつれば、矢かず三にもちゐるならひなれば、三のかずを、矢一すぢにて持になりにけりとなん、

〔源平盛衰記 二十〕八牧夜討事

爰ニ武者一人進出テ名乘ケルハ、河内國住人石川郡ノ關屋八郎トハ我事也、櫓ノ上ニテ射殘セル中差一筋コヽニアリ、今夜夜討ノ大將軍ハ、北條、佐々木歟、土肥、土屋歟、加藤ガ黨カ、名乘テ我矢請取テ、名聞ニセヨト呼テ内ヘ入ヌ、加藤次門外ニ引退テ、乳子〈洲崎三郎〉ヲ招テ云ケルハ、關屋ガ詞聞ツラン、彼ガ箭ニアタラン者、命生ル者有マジ、我其矢ニアタラン事安事也、但我討レナバ此軍鈍カルベシ、佐殿〈源頼朝〉ヲ世ニ立奉ラント思ニ、汝景廉ト名乘テ、敵ノ矢ニ中テエサセンヤ、サモアラバ思事ヲ云置ケ、更ニ違事有マジト云、洲崎是ヲ聞テ、我少キヨリ殿ニ育レ奉テ、難忘其恩、軍ニ出ルヨリシテ命生ベシト存ゼズ、奉代ベシ、思事トテハ老タル母ガ事計、其ハ迚モ乳ノ恩忘給ハジナレバ、ヨク育給ヘトテ、門ノ内ニ進入、伊勢國住人ニ加藤判官ノ次男景廉、是ニ在、關屋八郎ト聞ツルハ、云ツル言ニハ似ズ落ヌルカト云テ、楯ヲ前ニサシカザシテ居タリケリ、關屋然ベキト悦テ、三人張ニ大ノ中差取テ番ヒ、十五束ヨク引堅テ放タレバ、楯ヲ通シ冑ノ胸板後ノアゲ巻ヘ射出タリ、洲崎西枕ニ倒伏、

〔源平盛衰記 二十二〕衣笠合戰事

大介、○三浦義明云ケルハ、哀金子ハ大剛者カナ、一人當千ノ兵トハ是ナルベシ、軍ハ角コソ有ベケレ、アレ射ツベキ者ハナキカ、惜キ者ナレ共、日比ノ敵也、アレヲ射留ヨトゾ下知シケレバ、三浦ノ別當ガ申ケルハ、和田小太郎ハ、弓勢モ矢管モハシタナク、尻全ク候、彼ヲ召テ仰タベトゾ申、大介、小太郎ヲ招テ、アノ家忠射留ヨト云、仰承ヌトテ立ニケリ、三人張ニ十三束三伏ヲゾ射ケル、荒木ノ弓ノイマダ削治ザルヲ押張テ、スビキシタリケレバ、チト強キヤラント思ヒケルニ、カヂ能征矢二ツ把具シ、櫓ニ上テ見レバ、十郎二段バカリ隔テ、水車ヲ廻シ、次第々々ニ責寄テ、櫓ノ内ヘ、ハヂ入ラントスル處ヲ、和田小太郎義盛十三束三伏シバシ固テ、落矢ニ兵ト放ツ、金子ガ甲ニ懸タリケル腹巻ノ一ノ板、甲ノ鉢カケテ、ガラト射貫キ、額ノ方ニコリ頷ノ下ヲツット通リ、胄ノ胸板ノハタ覆輪ニゾ射付タル、

〔長門本平家物語十一〕坂四郎房永覺とて、きこゆる惡僧あり、うち物とても、弓矢とても、七大寺十五大寺に、かたをならぶるものなし、大力のつよゆみ、大矢のやつぎばや手きゝにて、さげ針も射はづさず、百どいるとも、あだ矢なき怖きものなり、

〔源平盛衰記二十九〕礪並山合戰事
源氏ノ陣ヨリ精兵十五騎ヲ楯ノ面ニ出シテ、十五ノ表矢ノ鏑ヲ同音ニ射サスレバ、平家モ十五騎ヲ出合テ、是モ十五ノ鏑ヲ射返ス、互ニ勝負セント進ミケレ共、陣ヨリ制シテ招キケレバ、源氏ハ、楯ノ内ニ入、源氏入レバ、平氏モ同入ニケリ、

〔下學集下態藝〕精兵(セイビヤウ)

〔倭訓栞前編十三〕せいびやう　精兵也、專ら弓手にいふは、我邦弓をもて武器の最とすれば、武術を弓矢の道などいへる意成べし、東鑑にも見えたり、良基公の記に、すびきの精兵といふ事見えたり、

〔倭訓栞前編由三十五〕ゆみ

よく射者をさして、精兵といひならはせり、

〔岡本記〕一せいびやうのためしは、まづ三間まなかおきて、たゝみを一でうよこにたてゝ、さてあひだを又一けんづゝおきて、二でうたてゝ、人にいさするに、かけずたまらずぬくる事、勢びやうの儀也、一だんの儀、去る人なし、

〔源平盛衰記三十三〕源平水島軍事

能登守教經精兵ノ手キヽナリケレバ、一トシテ空矢ナシ、高梨次郎高信ヲ始トシテ、十三人被射取ケリ、

〔源平盛衰記三十三〕行家與平氏室山合戰事

大勢支塞テ戰ケル中ニ、中納言ノ侍ニ、紀七、紀八、紀九郎トテ、兄弟三人アリケルガ、劣ヌ剛者、精兵ノ手キヽ也ケルガ、死生不知ニ進出テ、矢尻ヲ揃テ、指詰引取、散々ニ射ケレバ、面ヲ向ベキ樣ナクシテ、十郎藏人取テ返シテ落ケレバ、五陣大勢、時ヲ造懸テ責付タリ、

〔源平盛衰記四十二〕源平侍共軍附繼信盛政孝養事

能登守教經〇平ハ、心モ剛ニ力モ强、精兵ノ手理ナリ、源氏ガ懸廻シ懸廻シテ、チト踉蹡所ヲ見負セテ、指詰々々射ケル矢ニ、武藏國住人河越三郎宗頼、目ノ前ニ被射テ引退、次片岡兵衛經俊、胸板被射テ引退、次ニ河村三郎能高、内甲被射落ニケリ、次太田四郎重綱、小ガヒナ射ラレ引退、次ニ判官乳母子奥州佐藤三郎兵衛繼信ハ、黑革威ノ鎧ヲ著タリケルガ、首ノ骨ヲ被射貫、眞逆サマニ落タリケルヲ、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

荒手ノ兵ヲ指向テ、入替々々戰ケリ、源平互ニ甲乙ナシ、兩方引退キ、又强健(タヽカハントスル)處ニ、沖ヨリ莊タル船

一艘、渚ニ向テ漕寄、二月〇元暦二年廿日ノ事ナルニ、柳ノ五重ニ、紅ノ袴著テ、袖笠カヅケル女房アリ、皆紅ノ扇ニ日出タルヲ杌(クシ)ニ挟テ、船ノ舳頭ニ立テ、是ヲ射ヨトテ源氏ノ方ヲゾ招タル、〇中略源氏ハ遙ニ是ヲ見テ、當座ノ景氣ノ面白サニ、目ヲ驚シ心ヲ迷ス者モアリ、此扇誰カ射ヨト仰ラレント、肝膽ヲ作、難唾ヲ飲ル者モアリ、判官〇源義經畠山〇重忠ヲ召、〇中略畠山、角辭シケル間、諸人色ヲ失ヘリ、判官ハ、サテ誰カ在ベキト尋給ヘバ、畠山、當時御方ニハ、下野國住人那須太郎助宗ガ子ニ、十郎兄弟コソ、加樣ノ小物ハ賢仕リ候ヘ、彼等ヲ召ルベシ、人ハ免シ候ハズ共、強弓、遠矢、打物ナドノ時ハ、可レ蒙レ仰ト深申切タリ、サラバ十郎トテ召レタル、〇中略御諚ノ上ハ、子細ヲ申ニ及ネ共、一谷ノ巖石ヲ落シ時、馬弱シテ、弓手ノ臂ヲ沙ニツカセテ侍シガ、灸治モ未愈、小振シテ定ノ矢仕ヌ共不レ存、弟ニテ候與一冠者ハ、小兵ニテ侍レ共、懸鳥的ナド、ハヅルヽハ希也、定ノ矢、仕ヌベシト存、可レ被レ仰下ト弟ニ讓テ引ヘタリ、サラバトテ與一召レタリ、其日ノ裝束ハ、紺村紺ノ直垂ニ、緋威ノ鎧、鷹角反甲、居頸ニナシ、二十四指タル中黑ノ箭負、滋藤ノ弓ニ、赤銅造ノ太刀ヲ帶、宿赭白馬ノ太逞ニ、洲崎ニ千鳥ノ飛散タル貝鞍置テ乘タリケルガ進出テ、判官ノ前ニ、弓取直シテ畏レリ、アノ扇仕レ、晴ノ所作ゾ、不覺スナト宣フ、與一仰承、子細申サントスル處ニ、伊勢三郎義盛、後藤兵衞尉實基等、與一ヲ判官ノ前ニ引居テ、面々ノ故障ニ、日既ニ暮ナントス、兄ノ十郎指申上ハ、子細ヤ有ベキ、疾々急給ヘ〳〵、海上暗ク成ナバ、ユヽシキ御方ノ大事也、早々ト云ケレバ、與一、誠ト思ヒ、甲ヲバ脫、童ニ持セ、揉烏帽子引立テ、薄紅梅ノ鉢卷シテ、手綱搔繰、扇ノ方ヘゾ打向ケル、生年十七歲、色白、小鬚生、弓ノ取樣、馬ノ乘貌、優ナル男ニゾ見エタリケル、波打際ニ打寄テ、弓手ノ沖ヲ見渡セバ、〇中略ソコシモ遠淺也、鞍爪、鐙ノ菱縫板ノ浸ルマデ打入タレ共、沛艾ノ馬ナレバ、海ノ中ニテ、ハヤリケリ、手綱ヲユリスヘ〳〵鎮レ共、寄ル小波ニ物怖シテ、足モトヾメズ狂ケリ、扇ノ方ヲ急見レバ、折節西風吹來テ、船ハ艫舳モ動ツヽ、扇杌ニモタマラネバ、クルリ〳〵ト廻ケリ、何所ヲ射ベシ共覺ズ、

與一、運ノ極ト悲タテ、眼ヲフサギ心ヲ靜テ、歸命頂禮八幡大菩薩、日本國中大小神祇、別而ハ下野國日光宇都宮、氏御神那須大明神、弓矢ノ冥加有ベクハ、扇ヲ座席ニ定メテ給ヘ、源氏ノ運モ極、家、果報モ盡ベクハ、矢ヲ放ヌ前ニ、深ク海中ニ沈メ給ヘト祈念シテ、目ヲ開テ見タリケレバ、扇ハ座ニゾ靜レル、有繫ニ物ノ射ニクキハ、夏山ノ滋緑ノ木ノ間ヨリ、僅ニ見ユル小鳥ヲ不殺射コソ大事ナレ、挾ミテ立タル扇也、神力既ニ指副タリ、手ノ下ナリト思ツヽ、十二束二ツ伏ノ鏑矢ヲ拔出シ、爪ヤリツヽ、滋藤ノ弓、握太ナルニ打食、能引暫固タリ、源氏ノ方ヨリ、今少打入給ヘ〳〵ト云、七段計ヲ阻タリ、扇ノ紙ニハ日ヲ出シタレバ恐アリ、蚊目ノ程ヲト志テ兵ト放、浦響クマデニ鳴渡、蚊目ヨリ上一寸置テ、フツト射切タリケレバ、蚊目ハ船ニ留テ、扇ハ空ニ上リツヽ、暫中ニヒラメキテ、海ヘ颯トゾ入ニケル、折節夕日ニ耀キテ、波ニ漂フ有様ハ、龍田山ノ秋ノ暮、河瀨ノ紅葉ニ似タリケリ、鳴箭ハ拔テ潮ニアリ、落浮洲ト覺ヘタリ、平家バ舷ヲ叩ヒテ、女房モ、男房モ、ア射タリ、ア射タリト感ジケリ、源氏ハ鞍ノ前輪箙ヲ叩テ、ア射タリ〳〵ト譽ケレバ、舟ニモトヨミテゾ在ケル、

〔平家物語十一〕とを矢の事

去程に、平家は、千よそうを三手につくる、先山がの兵次ひでとを、五百よそうで先陣にこぎ向ふ、松浦たう、三百よそうで二陣につゞく、平家の君達、二百よそうで三陣につゞき給へり、中にも山がの兵藤秀とをは、九國一のつよ弓せい兵なりければ、我程こそなけれ共、ふつうざまのせい兵五百人すぐつて、舟々のともへに、たてかたを一めんにならべて、五百の矢を一度にはなつ、げんじの方にも、三千よそうの舟なりければ、勢のかず、さこそはおほかりけめ共、あそこゝよりいける程に、いづくにせい兵有共見えざりけり、中にも大將軍源九郎義つねは、まつ先にすゝんで戰ひけるが、たても鎧もこらへずして、さん〳〵にいしらまさる、平家、みかた勝ぬとて、しきりに

せめつゞみ打て、おめきさけんで責戰ふ、源氏の方には、和田の小太郎よしもり、舟にはのらず、馬に打乘、あぶみのはなふみそらし、平家の勢の中を、さしつめ引つめ、さん〴〵にいる、もとよりせい兵の手きゝにて有ければ、三町が內の者をば、はづさずつよくいけり、中にもことにとをくいたると覺しき矢を、其矢給はらんとぞまねきける、新中納言知盛卿、此矢をぬかせて見給へば、しらのに、鶴の本白、こうのは、わり合てはいだる矢の、十三ぞく三ぶせ有けるに、くつまきより一そく計おいて、和田の小太郎平の義盛と、うるしにてぞ書付たる、平家の方にも、勢兵多しといへ共、さすがとをやいる仁やなかりけん、やゝ有て、いせの國の住人、にゐの紀四郎ちかきよ、此矢を給はつていかへす、是も三町餘をつといわたして、わだが後、一だん計にひかへたる、三うらの石左近の太郎が、弓手のかいなにしたゝかにこそ立たりけれ、三浦の人共より合て、あなにくや、わだの小太郎が、我程の勢兵なしと心えて、はぢかきぬる、おかしさよとわらひければ、義盛やすからぬ事也とて、今度は小舟に乘てこぎ出し、平家の勢の中を、さしつめ引つめ、さん〴〵にいければ、者共おほく手おひいころさる、やゝ有ておきの方より、判官〈○義經〉の乘給ひたる舟に、しらのゝ大矢を一つい立て、是も和田がやうに、其矢給はらんとまねきけり、判官此矢をぬかせてみ給へば、しらのに、山鳥の尾をもつてはいだる矢の、十四そく三伏有けるに、くつまきより一そく計おいて、いせの國の住人にゐの紀四郎ちかきよと、うるしにてぞ書付たる、判官、後藤兵衞さねもとを召て、みかたに此矢いつべき仁は、たれか有と宣へば、かひの源氏に、あさりの與一殿社、勢兵の手きゝにて候へと申ければ、判官、さらば與一よべとて召れけり、あさりの與一、出きたり、判官、いかに與一、此矢只今沖よりいて候が、其矢給んとまねき候、御へんいられ候ひなんやと宣へば、給て見候はんとて、取てつまよつて、是は、のがよはく候、矢づかも少しみじかう候へば、同じうは義成が、ぐそくにてし候はんとて、ぬりのに、くろほろはいだる大の矢の、我大手におしにぎつて、十五

そく三伏有けるを、ぬりごめとうの、九尺計有けるに取てつがひ、能引て兵とはなつ、是も四町餘をつといわたいて、大船のへに立たり、にゐの紀四郎ちかきよが、まつ只中を、ひやうづはといて、舟ぞこへまつさか樣にいおとす、本より此あさりの與一は、勢兵の手きゝにて、二町が内をはしるまかをば、はづさず、つよういけるとぞ聞えし、

〔吾妻鏡九〕文治五年十一月十七日癸酉、二品、〇源賴朝爲歷覽鷹場出大庭邊給、野徑從輿之間、令申澁谷庄司給、及昏黑、狐一疋、御馬前數十騎、相逢於左右、二品令插鏑給、爰千葉四郎胤信郎從、號篠山丹三者、弓箭達者也、引弓合鏑、進寄於御駕右、此間與御矢同時發之處、御矢不中之、丹三之箭、中狐之腰、二品乍知食被發御聲、于時篠山一瞬之程下馬、取替御箭於己矢、立狐提之持參、二品則令問彼名字於胤信給、其後入御澁谷庄司許、先有御酒宴、重國經營盡美云云、

〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建仁元年五月十四日癸亥、佐々木三郎兵衛尉、成綱入道使者參著、捧一報狀義盛、持參御所、善信、行光、於御前讀申之、其狀云、〇中略有資盛之姨母、今號之坂額御前、雖爲女性之身、百發百中之藝、殆越父兄也、人擧謂奇特、此合戰之日、殊施兵略、如童形令上髮著腹卷、居矢倉上射襲致之輩、中者莫不死、西念郎從、又多以爲之被誅、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年〇曆仁元年五月十六日庚寅、今日將軍家、〇藤原賴經渡御右府〇藤原實經御亭、御興遊最中、若君所飼給之小鳥、飛去自籠內、在庭前橘之梢、〇中略此事將軍家、殊有御思慮、撰小冠召上之、上野十郎朝村、此鳥不死之樣、可射取之由被仰含、朝村不能辭申、取弓與引目、進寄于樹下、彼木枝葉尤茂、小鳥之姿、僅雖見于葉之隙、枝差違兮、非養由者、輙難獲之歟、朝村蹲踞庭上、取小刀削缺引目目柱二之後挾之、數反窺廻樹下、諸人見其氣色敢不瞬、遂發箭、鳥止聲、箭落庭上、朝村卽持參件箭、鳥所込于引目內也、削捨目柱事、此用意也、被入籠中之處、動尾羽囀鳴、堂上堂下、感嘆之聲滿耳、將軍家、令解御衣給、亭主被召出御劒、各爲朝村纏頭云云、

〔太平記 一〕賴員囘忠事

小笠原孫六、傾城ニ驚サレテ、大刀計ヲ取テ、中門ニ走出テ、目ヲ磨々、四方ヲ乾ト見ケレバ、車ノ輪ノ旗一流、築地ノ上ヨリ見ヘタリ、孫六、內ヘ入テ、六波羅ヨリ打手向テ候ケル、此間御謀叛、早顯タリト覺候、早面々、大刀ノ目貫堪ヘン程ハ切合テ、腹ヲ切ト呼テ、腹卷取テ肩ニナゲカケ、二十四差タル胡籙ト、繁藤弓トヲ提テ、門上ナル櫓ヘ走上、中差取テ打番ヒ、狹間板八文字ニ排テ、アラコトゴトシノ大勢ヤ、我等ガ手柄ノホドコソ顯タレ、抑討手ノ大將ハ、誰ト申人向レテ候ヤラン、近付テ箭一請テ御覽候ヘト云儘ニ、十二束三伏、忘ルヽ計引シボリテ切テ放ツ、眞先ニ進ダル狩野下野前司ガ若黨ニ、衣摺助房ガ冑ノマツカウ鉢付板マデ、矢先白ニ射通シテ、馬ヨリ倒ニ射落ス、是ヲ始トシテ、鐙袖、草摺、冑鉢トモ不ㇾ言、指詰テ思樣ニ射ケルニ、面ニ立タル兵二十四人、矢下ニ射テ落ス、今一筋胡籙ニ殘タル矢ヲ拔テ、胡籙ヲバ櫓ノ下ヘカラリト投落シ、此矢一ヲバ冥途旅用心ニ持ベシトテ腰ニサシ、日本一ノ剛ノ者、謀叛ニ與シ、自害スル有樣見置テ、人ニ語ト高聲ニ呼テ、大刀ノ鋒ヲ口ニ呀テ、櫓ヨリ倒ニ飛落テ、貫テコソ死ニケレ、

〔太平記 三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

木戸ノ上ナル櫓ヨリ、矢間ノ板ヲ排テ名乘ケルハ、三河國住人足助次郎重範、忝モ一天ノ君ニタノマレ進テ、此城ノ一ノ木戸ヲ堅タリ、前陣ニ進タル旗ハ、美濃尾張ノ人々ノ旗ト見ハ僻目歟、十善君御坐スル城ナレバ、六波羅殿〇北條仲時ヤ御向有ランズラント心得テ、御儲ノ爲ニ、大和鍛冶ノキタウテ打タル鏃ヲ、少々用意仕テ候、一筋受テ御覽ジ候ヘト云儘ニ、三人張ノ弓ニ十三束三伏、篦カヅキノ上マデ引カケ、暫堅テ丁ト放、其矢遙ナル谷ヲ阻テ、二町餘ガ外ニ扣タル、荒尾九郎ガ鎧ノ千檀板ヲ右ノ小脇マデ篦深ニグサト射込、一箭ナリトイヘドモ、究竟ノ矢坪ナレバ、荒尾、馬ヨリ倒ニ落テ、起モ直ラデ死ケリ、舍弟彌五郎、是ヲ敵ニ見セジト矢面ニ立隱テ、楯ハヅレヨリ進出テ云ケルハ、足助殿

御弓勢、日來承候ヒシ程ハ無ケリ、此ヲ遊バシ候ヘ、御矢一筋受テ、物具實程試候ハント欺テ、弦走ヲ敲テゾ立タリケル、足助是ヲ聞テ、此者ノ云樣ハ、如何樣、鎧下ニ腹卷カ鎖歟ヲ重テ著タレバコソ、前矢ヲ見ナガラ此ヲ射ヨトハ敲ラン、若鎧ノ上ヲ射バ篦摧鏃折テ、通ラヌ事モコソアレ、甲ノ眞向ヲ射タランニ、ナドカ碎テ通ラザラント思案シテ、胡籙ヨリ金磁頭ヲ一ツ拔出シ、鼻油引テ、サラバ一矢仕候ハン、受テ御覽候ヘト云儘ニ、且鎧高紐ヲハヅシテ、十三束三伏、前ヨリモ尙引シボリテ、手答高ハタト射ル、思矢坪ヲ不違、荒尾彌五郎ガ甲ノ眞向、金物ノ上二寸計射碎テ、眉間眞中ヲ、クツマキ責テ、グサト射籠タリケレバ、二言トモ不云、兄弟同枕ニ倒重テ死ニケリ、

〔伯耆之卷〕長高〇名和出向ひ、一矢仕、聽而可參候とて、御前〇後醍醐を罷立、黑糸威の鎧に、五枚甲の鍬形打たるに、廿五指たる黑ほろの矢負、四尺三寸、三尺九寸の大刀二振帶、五人して張ける例の大弓杖につき、ねり出たる事がら、樊噲といふとも是には勝れじと見えたりける、〇中略清高〇佐々木下知しけるは、今は兎も角も討死せばや、者どもとて寄けるが、其間矢ごろと覺しきに、下樣に見給へば楯のはづれに四方白の甲著たる者あり、田所が弟五郞左衞門尉種直と云者也、長高是を見給て、例の大弓弦くひしめ、中差取てつがひ、よつ引ひやうと射る、種直が鎧の引合つと射通し、後に續たる弟の六郞が甲のまかう、後に矢たけ射出しけり、二人一度に臥にけり、是を見て郞等源七、楯をつきかけ、肩に引懸んとす、長高二の矢を番ひて、楯の中を射たりけり、楯を通る矢に楯つきが頸の骨を射切て、餘る矢に源七が小手のはづれを、羽際迄ぞ射込ける、二人ともに臥ければ、一所に四人ぞ死たりける、是を見て田所が申けるは、昔の八幡殿、鎭西八郞爲朝と申とも、角ぞ候ん、如何に思とも叶まじ、いや〳〵と申て引退く、長高大音に名乘けるは、東國にてはよも聞及ばじ、於近國は、皆々長高が弓勢は被知たるらんに、是迄よせられたるこそやさしけれ、今さら引む事は見苦候、近く寄給へ、矢坪はらがひ候まじ、我と思はん人々は、打出矢坪を被望候へ、三の矢にを

いては、尋常に可仕候、匍匐けれども、清高二町計引退て申様は、何と思とも攻落さん事可堅、是に向城を取て、食攻にすべき評定にこそ究りけれ、長高は内裏へぞ參ける、昔八郎爲朝は、矢一つにて清盛の大勢を追歸す、今の又太郎は、矢二つにて、清高が二千餘騎を退けぬ、彼は上代、是は末代、時はかはるとも、風情は同樣也、

〔太平記十二〕廣有射怪鳥事

元弘三年七月ニ、改元有テ建武ニ被移、〇中略今年天下ニ疫癘有テ、病死スル者甚多シ、是ノミナラズ、其秋ノ比ヨリ、紫宸殿ノ上ニ怪鳥出來テ、イツマデ／＼トゾ鳴ケル、其聲響雲驚眠、聞人皆無不忌恐、卽諸卿相議シテ曰、異國ノ昔、堯ノ代ニ、十ノ日出タリシヲ、羿ト云ケル者承テ、九ノ日ヲ射落セリ、我朝ノ古、堀川院ノ御在位時、有變化物奉惱君シヲバ、前陸奥守義家承テ、殿上ノ下口ニ候、三度弦音ヲ鳴シテ鎭之、又近衞院ノ御在位ノ時、鵺ト云鳥ノ雲中ニ翔テ鳴シヲバ、源三位賴政卿、蒙勅射落シタリシ例アレバ、源氏ノ中ニ、誰カ可射候者有ト被尋ケレ共、射ハヅシタラバ、生涯ノ恥辱ト思ケルニヤ、我承ラント申者無リケリ、サラバ上北面諸庭ノ侍共中ニ、誰カサリヌベキ者有ト御尋有ケルニ、二條關白左大臣殿〇道平ノ被召仕候、隱岐次郎左衞門廣有ト申者コソ、其器ニ堪タル者ニテ候ヘト被申ケレバ、軈召之トテ、廣有ヲゾ被召ケル、廣有承勅定、鈴間邊ニ候ケルガ、ゲニモ此鳥、蚊ノ睫ニ巣クウナル蟭螟ノ如ク、少テ不及矢モ、虚空ノ外ニ翔飛バヽ叶マジ、目ニ見ユル程ノ鳥ニテ、矢懸リナランズルニ、何事アリトモ射ハヅスマジキ物ヲト思ケレバ、一義モ不申、畏テ領掌ス、卽下人ニ持セタル弓與矢ヲ執寄テ、孫廂ノ陰ニ立隱テ、此鳥ノ有樣ヲ伺見ルニ、八月十七夜ノ月、殊ニ晴渡テ、虚空清明タルニ、大内山ノ上ニ黑雲一群懸テ、鳥啼コト荐也、鳴時口ヨリ火炎ヲ吐歟ト覺テ、聲ノ内ヨリ電シテ其光御簾ノ内ヘ散徹ス、廣有、此鳥ノ所在ヲ能々見課テ、弓押張リ弦クヒシメシテ、流鏑矢ヲ差番テ立向ヘバ、主上〇後醍醐ハ、南殿ニ出御成テ叡覽アリ、關白殿

下、左右ノ大將、大中納言、八座、七辨、八省輔、諸家ノ侍、堂上堂下ニ連袖、文武百官見之、如何カ有ンズラント、カタヅヲ呑テ拳手、廣有、已ニ立向テ欲引弓ケルガ、聊思案スル樣有ゲニテ、流鏑ニスゲタル狩俣ヲ拔テ打捨、二人張ニ十二束二伏、キリヽヽト引シボリテ、無左右不放之、待鳥啼聲タリケル、此鳥例ヨリ飛下、紫宸殿ノ上ニ、二十丈許ガ程ニ鳴ケル處ヲ聞清シテ、弦音高ク兵ト放ツ、鏑紫宸殿ノ上ヲ鳴リ響シ、雲ノ間ニ手答シテ、何トハ不知、大盤石ノ如落懸聞ヘテ、仁壽殿ノ軒ノ上ヨリ、フタヘニ竹臺ノ前ヘゾ落タリケル、堂上堂下一同ニ、ア射タリヽヽト感ズル聲、半時計ノヽメイテ、且ハ不云休ケリ、衞士ノ司ニ、松明ヲ高ク捕セテ、是ヲ御覽ズルニ、頭ハ如人シテ、身ハ蛇ノ形也、嘴ノ前曲テ、歯如鋸生違、兩ノ足ニ長距(ケヅメ)有テ、利如釼、羽崎ヲ延テ見之、長一丈六尺也、サテモ廣有射ケル時、俄ニ雁俣ヲ拔テ捨ツルハ、何ゾト御尋有ケレバ、廣有畏テ、此鳥當御殿上鳴候ツル間、仕テ候ハンズル矢ノ落候ハン時、宮殿ノ上ニ立候ハンズルガ禁忌シサニ、雁俣ヲバ拔テ捨ツルニテ候ト申ケレバ、主上彌叡感有テ、其夜聽テ廣有ヲ被成五位、次ノ日、因幡國ニ大庄二箇所賜テケリ、弓矢取ノ面目、後代マデノ名譽也、

〔太平記十四〕箱根竹下合戰事

義貞ノ兵ノ中ニ、杉原下總守、高田薩摩守義遠、葦堀七郎、藤田六郎左衞門、川波新左衞門、藤田三郎左衞門同四郎左衞門、栗生左衞門、篠塚伊賀守、難波備前守、河越參河守、長濱六郎左衞門、高山遠江守、園田四郎左衞門、青木五郎左衞門同七郎左衞門、山上六郎左衞門トテ、黨ヲ結タル精兵ノ射手十六人アリ、一樣ニ笠符ヲ付テ、進ニモ同ク進ミ、又引時モ共ニ引ケル間、世ノ人此ヲ十六騎ガ黨トゾ申ケル、彼等ガ射ケル矢ニハ、楯モ物具モタマラザリケレバ、向フ方ノ敵ヲ射スカサズト云事ナシ、

〔太平記十六〕本間孫四郎遠矢事

〔應仁略記下〕今出川殿伊勢の國御下向の事

十六日〇應仁元年五月未明、四方八方同時に鬨をぞ擧たりける、世保の內、軍奉行志田見、幷家の子山田彈正、五十人張精兵也四村の出雲以下、丸々の手垂共出合、散々に防戰ふ事、火花を散す風情也、諸軍中、隱れなき勢兵共、矢崎を揃へて射拂ふ、裏、寄手左右なく寄付べき樣ぞなき、旅宿の陣屋へ、未明卯刻、おもひよらざる折節、大手搦手、猛勢をもて突懸たり、普通ならんに角有べしや、日本國に聞えたる弓取大將、世保大力の剛の武者、付隨ふ者までも、四大八天の如なる勇士なり、上下今日を限りと心得置、一命を惜む者一人もなし、皆大將下知に隨へり、

〔重編應仁記九〕江州合戰事

城中〇音羽城ニ結物師ノ安河ト云者籠リ居ケルガ、希代ノ弓ノ上手ニテ、彼ガ射ケル矢先ニ立ツ者、一人トシテ命ヲ不失ト云事無シ、澤藏軒ハ、音羽城ヨリ三町程遠ザケテ、本陣ヲ取テ居タリケルガ、陣ノ前ニ五尺廻リノ柳ノ木ノ在ケルヲ、彼安河ガ射ケル矢ニテ、羽ブクラセメテ射通シケレバ、是ヲ見ル人々、皆舌ヲ卷テゾ畏懼レケル、頓而此柳ノ木ヲ切テ城中ヘ送リ、名譽ノ精兵トゾ褒美シケル、

〔陰德太平記九〕備後國高野山降參附桂元澄弓精之事

同四年〇天文三月上旬、毛利元就、重テ備後國ニ打入ンガ爲、吉田ノ郡山ヲ打出給フ、〇中略先備後國高野山之城ヲ攻落サント、頓テ近陣ヲ寄、尾頭ヨリ仕寄ヲ付テ攻近付、〇中略藝州勢ハ、入換々々攻上リケレドモ、城堅ク兵勇ナレバ、更ニ落べキトハ見エザリケル所ニ、當城本丸ト二ノ郭トノ間ニ、其徑十八九間許ニテ、深サ十丈餘ノ谷アリ、二ノ郭ニ水乏シケレバ、本丸ヨリ綱ヲ張テ瓢簞ヲ結付、水ヲ納テ通シケルヲ見出シ、彼瓢簞ヲダニ射切ナバ、二ノ郭ニ、水ノ通路絕ナンズトテ、大弓ノ手垂共、吾モ〳〵ト揀ケル、中ニモ井上黨ニ精兵多カリケレバ、彼綱ヲ射切ント、差詰引詰射タ

リケレドモ、其間杳ニ隔タリテ、射中ベウモ見エザリケリ、カヽリケル所ニ、赤松、近日爲後詰發向セラルヽ由風聞有ケレバ、寄手ノ陣ニモ、如何ニ元就、大剛將タリト雖、備後勢一萬餘ヲ以テ後詰セバ、内外ノ敵ニ挾マレ、爭カ一日モ可被堪、頓テ當陣被引拂ニテゾ有ント、己ガ同志ハ耳言ケリ、元就モ、彼瓢簞射テ落シ、當城早ク陷レテ後、赤松ト對陣シ、十死一生ノ合戰シテ、備播ヘ押入バヤト思給ケレバ、桂左衞門佐元澄ヲ被召、イカニ元澄、汝ハ聞ユル大弓ノ善射ニテ、斛律光ガ雕ヲ射、紀昌ガ蝨ヲ貫クノ術ヲ得タリ、アノ瓢簞ノ綱、射テ落シ候ヘト宣ヘバ、元澄畏テ、是ハ弓執テ面目ノ君命ニテ候、必定射中候ハン事ハ存知候ハネ共、上意ニ任セ、先一矢仕テコソ見候ハメトテ立シガ、元澄モ此程諸軍ノ手垂共、井上ヲ始メ、皆手ヲ空シクシタリシ所ニ、吾一人撰出サレテ、若射當ザランハ、且ハ家ノ恥ナラント思ケレバ、先試ニ一矢射タリケルニ、一丈許ゾ越タリケル、重テハ徑リ五寸許ナル大雁俣ヲ取テ打番、心中ニ南無八幡大菩薩ト念ジ、能引ヒヤウト放タリケレバ、其矢不誤、彼綱ノ眞中、ヒイフツト射切テ、瓢簞ハ遙ノ谷ヘゾ落ニケル、城中ニハ轍魚ノ水、中流ノ瓢ト賴ニカケシ水道ノ綱ヲ射切ラレタレバ、氣後レ力落テ、輿ヲ醒シテ音モセズ、寄手ハ、アヽ射タリ元澄、昔日奈須ノ與一ガ扇ヲ射、本間ノ孫四郎ガ翔鳥ヲ射タルランモ、是ニハヨモ不增ト、聲ヲ揚テゾ譽タリケル、元就急ギ元澄ヲ召出シ、大ニ感賞シ給テ、能登守敎經ニモ不劣精兵ノ手利也トテ、頓テ左衞門佐ヲ改、能登守トゾ召レケル、

〔陰德太平記五十一〕私部城降參附香川森脇連歌幷今田經忠大弓事

日〻ニ横道權允高宗、楯ノ表ニ出テ詞戰シケル所ニ、寄手ノ陣ヨリ、今田中務少輔經忠、四五人ガ力ナル大弓ニ、三尺餘ノ大矢取添、如何ニ横道殿、一矢仕候ハン、受テ某ガ弓勢ノ程試ラレ候ヘ、矢坪ヲ承候ハヾ、小兵也共、仕テコソ見候ハメト云ケレバ、權允是ヲ聞テ、曾テ不存寄御事ニ候、詮ナキ所ニテ、敵ノ矢受候程ナル大膽者ニテハ候ハズト答、今田、是ハ案ノ外ナル御事哉、左宣ハヽ、横道殿、

臆病ノ至カト存候、佐藤三郎兵衛嗣信ガ、能登守殿ノ大矢ヲ受タリシハ、古來誰ト唱候ヤ、其矢ヲ受タレバコソ、大剛ノ名ヲ末世ニ傳ヘ候ヘト云ケレバ、權允、サレバ其嗣信ト權允ヲ以、一般ノ看ヲ成給コソ、今田殿共不覺候ヘ、嗣信ガ敎經ノ矢ヲ受シハ、主君ノ命ニ代リタレバ、弓矢取身ノ尤庶幾所ニテ候、左アラン時ニテ候ハヾ、此權允モ、疑筋ヲモ受候ベシ、今何ノ子細モ無、御遊ノ弓勢試ン爲ニ、二ツ無命ヲ的ニ懸ン事ハ、甚愚痴ノ至也、アラ思不寄ヤトテ、急ギ楯ノ中ヘゾ入ニケル、今田、大ニ腹ヲ立、例ノ大弓ニ尖リ矢取テ打番ヒ、小臂ノ廻ル程引包ミ、弦音高ク切テ放ツ、其矢不錯、横道ガ隱レタル楯節ナル木ヲ寸ト射徹シ、鏃三寸許眞白ニ射出シタリ、其時横道楯ノ外レヘ立出アラ夥シノ弓勢ヤ、吾等ガ不受シハ理也、危キ命拾テ候ト云ケレバ、敵モ味方モ、ゲニ是ハ道理也ト一度ニ哂トゾ笑ケル、

〔陰德太平記五十五〕上月城兵盗臺無鐵砲附寺本勝重弓精之事

良有テ、城中ヨリ黒具足著タル武者一人櫓ヘ上リ、唯今今田中務ト被名乘候ハ、何方ニ渡リ候ヤ、此中某ハ、寺本市允勝重ト申者ニテ候、小兵ニハ候ヘ共、一矢仕候ハン、受テ某ガ弓勢ノ程ヲ御覽候ヘト云モ不敢、弦音高切テ放、其矢不誤、二宮木工助春實ガ鎗持セタル力者ノ肩ヨリ背ヘ寸ト射徹シケル間、アツト云聲計シテ、鎗ヲ彼所ヘ抛捨、遙ノ谷ヘゾ顛ビ落ニケル、寺本、唯今ノ矢ハ手答ヘシテ覺候、今一矢仕候ハントテ、又矢取テ打番ヒ射ケルニ、今度ハ杉原ガ手ノ者、具足著ル間ノ無リケルニヤ、腰白ノ帷子著タリケルガ、白キ所ヲヤ期ケン、臍ノ下ヲ後ヘ究ト射拔ケレバ、是モ矢場ニ伏ニケリ、傍ニ居タリケル熊谷新右衛門、嗚呼射ケリ寺本、龜井鈴木ガ、高館ノ矢倉ノ上ニテノ弓精、本間孫四郎ガ、叡山ニテ二矢ニ、二人射タリシニモ不劣ケリト、聲ヲ上テゾ譽タリケル、

〔白石秘書〕一信長の家に、弓すぐ人の的を射るにあたらずといふ事なき有しに、信長、見給ふべし

とて、日をさだめて見給ふに、よの人は、あつれども、かのものは、あつる事あたはず、かくて日暮ぬれば、信長的場より歸り給ふとて、人のいひしと見る事とは、ちがふものかなと仰られけり、そののち一揆蜂起せるとて、皆々はせむかひしに、彼弓すくく人、信長公の馬の先にすゝみ出て、さしつめ引つめ敵を射るに、大かたあだ矢はなし、みかたこれがためにかつ事をえしかば、よろこび給ふこと斜ならず、能ある鷹は爪をかくすといふ事あり、先度の的をばかゝる時を思ひてあてざるよな、たしなみふかしと感じ仰られて、褒美の物たまはる、物ごと時によりて、その品多かるべけれど、人の藝は、かくつゝしむべき事にや、弓よくしれる人のいひし也、その時かの弓射し人の名も聞しかど、わすれける也、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕小姓組書院番新番大番小十人組の番士、年ごとに吹上の御庭にて、射藝を御覽じ玉ひ、よく射あてしものには、例の祿賜はる、そが中にも玉虫八左衞門茂雅といへるは、いつも衆に超てよかりしかば、後には、今日も八左衞門は出しやと御尋あるほどの事なりき、この八左衞門、年經て徒頭に擢むで玉ひしも、全く其藝のすぐれしを顯はし玉ふ尊慮なりとぞ聞えし、

〔青表紙〕一御供弓始　享保六丑年二月廿五日、御徒頭長田三右衞門、小菅御成之御供ニ而、仰ニ依而鳥を射留、翌日召而時服三領を賜ふ、是御供ニ而鳥を射留候始也、其後御番衆ニ而は、享保六丑年九月廿一日、一ツ橋外明地江御成之節、御小姓組仁木周防守組玉虫八左衞門、御供弓被仰付、菱喰射留候、御感にも相成候旨、時服三ツ拜領被仰付候、

〔有德院殿御實紀附錄五〕右衞門督宗武卿、○中略十七年○享保正月廿六日、同じ所○木下川にて、弓もて雁と鵠を射とめられしと聞召し、御怡斜ならず、○中略其後もまた白鳥を射て御感にあづかり、矢羽十柄を賜ふ、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕近習諸番の士、狩場にて鳥射たるものに、時の服賜はりて賞せらる、よく射るものは度々さゝれて御供に候したり、其中に小姓には、能勢河內守賴忠、喜多村日向守正矩、矢部能登守正虎、酒依播磨守義武、磯野丹波守政武、小納戶には、土岐大學頭朝澄、多田善八郞賴辰などは、扈從して鳥射し事しば〱なり、これより先享保六年、葛西の御狩のとき、伊奈半左衛門忠達が小菅の別墅にて、徒頭長田三右衛門元鄕、仰により鴻を射おとしたり、鍛錬の樣子なりとの御詞下さる、おなじ九月、大番の士玉虫八左衛門茂雅、一橋の外にて鴻を射たる時も、御慰になりしとの御諚あり、

〔有德院殿御實紀附錄十三〕或時縣田川のほとりに舟道遙し玉ひ、鴨のむれゐしを御覽あり、弓矢を携へ舟端に立出玉ひ、よつ引て放たせ玉ひしに、あやまたず鴨のまなこを射ぬき玉ひしかば、見る者覺えず聲をあげて感じ奉れり、やがて御舟をすゝめられしに、鴨また水上に浮みゐければ、こたびは神頭もて射玉ひしに、鴨の頭、微塵に碎けぬ、先にも亦むれゐければ、これをも射玉ひしに、たゞ中を射ぬき玉ひしとぞ、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕公〈〇德川家治〉文武の御藝はさらなり、瑣細のことさへ、有德院殿〈〇家治祖父吉宗〉御みづからうしろみ聞えさせ玉ひしに、わけて弓馬を嗜せたまひけり、弓はことに精妙にいたらせ玉ひぬ、常に下段にかまへたまひ、よくあてさせられしとなり、本所秋葉のほとりにて、御みづから飛雁を射あてたまひしは、いとわかうおはしける時の御ことなり、天明のはじめにも、淺草川のほとりへならせられ、白鳥の洲崎に居たるを、一矢にて射とめたまひければ、御かたはらの人はさらなり、御供にありし人々、おどろき感じけるといへり、

〔浚明院殿御實紀附錄二〕大番の士に、原三郞兵衛親要といへるものあり、きはめて堪能の射手なれば、毎春の弓場始には、いつも弓太郞といふことをつとめけり、安永四年正月十一日、吹上の御

鳴弦　蟇目

庭にて、例の弓場始行はれしに、十三日は、葛飾のあたり放鷹せさせ玉へば、三郎兵衛、御供に候し奉るべきよし仰下されけり、三郎兵衛、いと辱きことに思ひて御供に出けるに、其日御供にめしつれられし番士、はや御沙汰ありて、淺草川のほとり、こゝかしこにて、水鳥を射て御覽ぜさせ奉りしに、三郎兵衛には、何の御沙汰もなかりしかば、いかなるゆゑにやと、人々もあやしみおもひしに、御舟綾瀬川に近づく頃、雁の六七、蘆間がくれ、ひそまりゐたるを御覽じつけて、三郎兵衛、供の中に候したるべきなり、かの雁の中に、白雁一見ゆ、とく射さしめよと仰有しかば、三郎兵衛へ、そのよし傳けるに、待設たることなれば、承りぬとて小舟におしうつり、矢ごろにして射けるに、白雁のたゞなかを射あてければ、御氣色ことにうるはしかりけり、その後また水鳥あまた居しかば、御場掛りのもの、二度三郎兵衛に射させ申べきにやと伺しに、彼は名を得たる射手なり、先の白雁を射たるありさまにて、三郎兵衛が、技の精妙にいたることは人も見ゑるべきなり、若ふたゝびして、爲一射そんじたらんには、彼が美名をかくべし、人の美を缺ぬ樣につかふこそ本意なれと仰られしかば、そのよし承り傳へ、三郎兵衛はさらなり、諸家人おしなべて、感泣せぬはなかりけり、

〔大的體拜記〕一射手方文字

鳴弦（メイゲン）

〔鳴弦蟇目考〕或人云、日本書紀神代卷に、天照大神、臂著『稜威之高鞆』とあり、鞆をつくるは鳴弦のためなれば、鳴弦は神代より起るといふべしと、貞丈按ずるに、神代に既に弓あり、弓あれば必弦をならす事はありしなるべし、弦を鳴して何を何としたるといふ、其德を記したる事、神代の紀には見えず、

貞丈按、それ弓に矢をはげ引みちて、これをはなつに、矢の飛ぶ勢の迅速なる事、間に髮を容れ

す、一瞬をまたずして數百歩の遠に至り、物を貫く勢ひの猛烈なる事、他の兵器の及ぶ所にあらず、されば人は云に及ばず、鳥獸に至る迄、是を恐るゝ事甚し、故にその弦を鳴して、生物の耳を驚し、其魂を奪ふ、是鳴弦の主意なり、其弦音の烈しきに、蟇目の鳴り音を添へて、いよ〳〵其勢を助け益す、是蟇目を射るの主意なり、

又云、鳴弦し蟇目を射て、妖怪の邪氣を退る事、古代より其例あり、古代は鳴弦は、たゞ弦を鳴すのみ也、蟇目は、たゞ蟇目の矢を射るのみ也、後代に至ては、鳴弦の法、蟇目の法とて、法の字の付たる方術出來たり、其方術、或は神道を交へて、巫祝に類する者あり、或は眞言印相等を交へて、僧徒に似たる者あり、是は弓矢のみにては心もとなく思ひて、神佛を取交へたる者歟、如此にては弓矢の德もうすく、武威もなきに似たり、武夫ともつかず、巫祝ともつかず、僧徒ともつかず、如此なる事にては其しるしも心もとなし、神も佛も取交へず、只弓矢のみを取て、精神をはげまして是を行はゞ、弓矢の德高く、武威盛なるべし、もし佛神を以て弓矢を助るといはゞ、所詮弓矢を捨て、巫祝僧徒となるべし、かくいへばとて、神をあなどり佛を捨よとにはあらず、鳴弦し蟇目射る上に付ては、右の如く志を立つべき事なり、昔白河院の物におそはれさせ給ひし時、義家朝臣の弓をめして、御枕に立置れしかば、おそはれさせ給ふ事のやみぬるといへり、義家は手に弓矢をとらず、鳴弦も蟇目も射られざりしかども、如此のしるしあり、天子の御位も、義家の武德には及ばせ給はざる事ありし、其事を深く味へば、鳴弦蟇目の妙を悟るべしといふ、

〔成氏年中行事〕一若君姫御所樣御誕生之時、御坐所之次第之事、○中略御產所ハ新造也、御產之時可レ有二御敷一白縁ノ御座三疊可レ有二用意一、其故ハ御產ニ二疊、引目被レ射時、一疊入也、是ハ尋常ノ疊可レ然、二疊ハ爲二御座間一二重縁也、若君樣ニテモ姫君樣ニテモ、御誕生之時、依二御吉例一里見名字被レ參、御臍ノ

緒ヲツギ被レ申、其後鳴弦之役兩人參、御前ニ壁一重隔合二伺公、御聲ノキコユルタビゴトニ、弦ウチヲ可レ仕、兩人番ニ廻テ可レ勤レ之、晝夜共ニ少モ不レ可レ有二油斷一、御蟇目之役、白緣ノ疊ヲ申出シテ、方角ヲ承テ、若君樣御誕生之時ハ三、姬君御誕生ニハ二、弦打可レ仕、御蟇目之射機、又心中ニ祈念中頌文歌、矢取並御疊持、若黨兩人之樣體等之コト、弓日記ニ書之間、不レ及二重記一、○中略 鳴弦役ハ、七夜之御祝過テ單物ヲ著シテ半夜ヅヽ番廻ニ弦打ヲ申也、殿中ヘ御移之時、鳴弦打ヲ申始タル人ノ弓ヲ進上仕、御湯メサルヽタビニ、誰ニテモ其時伺候人、弦打ヲ被レ申也、是ハ卅三日之間也、○中略 鳴弦役、御蟇目ノ役、御荷用ノ人、典藥頭、皆以白直垂也、矢取ト御疊持テ射サスル若黨ハ單物也、

〔弓馬問答〕一御產の蟇目の事、五月の帶の祝の時、射手定也、射手の用意すべき物、白直垂、黑直垂、白木弓、白木のひきめ、山椒の木にてつくるべし、ゑぼしの小ゆひも白かるべし、ひき目がらの立羽は、鷹の羽、鶴の羽、やすりば、眞羽也、ひきめ一腰とも可レ持、其日の閧神に向ひて射べき也、男子ならば白ひたゝれにて三射、女子ならば黑直垂にて二射べし、射べき物には、御產の時敷たゝみ、不レ然者行縢を射る也、御產の疊にちと解也、藺一筋持て可レ射也、劒を兩手にて解也、是則御產の字儀也、若今一度とあらば、ひき目の音をとめて可レ射也、心得べし、

〔軍陣聞書〕一めいげんする時、弓は、ぬり弓也、同弦も、ぬり弦なり、

一產のときの引目可レ射次第、同夜引目等の事、ゆみは、ぬり弓たるべし、同弦も、ぬり弦也、

一矢は白篦に鶴の羽を付る也はぎやうは、白きえり糸にてもはぐべし、かははぎも不レ苦、但略儀なり、糸のえりやう秘事なり、はず卷と、かみはぎを、左えりの糸にてはぐべし、もとはぎは、右えりの糸にてはぐ也、箭をば三つ拵べし、二つは用意の爲なり、三つの內、二つをば外面のはを付べし、一つは內向のはを可レ付、射る時は、外向の矢にて可レ射也、引目は犬射引目、赤うるしにぬるべし、ひしきめ、あるべからず、

一射手の出立の事、白き小袖に白きうら打の直垂なり、ゆがけは、例式のおはのゆがけたるべし、右ばかりにさすべし、えぼしがけをすべし、

一射やうの事、產所の家をたきて、畏て如例式直垂のひぼを納て、ひとり弓のあしぶみをして、かたぬぎて、紐袖をおさめて可射なり、但北の方へは射ぬ事なり、白べりのたゝみの浦を面へ成て、人二人に、兩方のはしをとらへさせて、うらを射なり、一つ射て、かたを入て畏て、射たる矢をとりよせて、又其箭にて立てかたぬぎて可射、さてかたを入て畏て、二射たるよりも、少あはひを置て、又一可射、女子ならば二ッのまゝにて射まじきなり、矢は內矢にて射べし、たびごとにかたを入て畏也、矢取は殿原たるべし、すあふき也、たゝみは產處にしきたる白べりのたゝみ一でうこひ出て可射也、秘說也、

一射やうは、さし矢に可射、打上ては弓を引べからす、こぶし落させじが爲也、弓がへし弓だふしすべからず、總じて產所の引目にかぎらず、引目射時、打上弓、返し弓、たふし弓あるべからす、

一弓立と、たゝみ立たるあひの事、弓杖五杖計也、

一矢取は前に坐すべし、前より射手のうしろをとをりて可出、

一夜引目の事、おの子のときは、夜引目の數三つ、少あひを置て二射て、又少あひを置て三可射、三二三なり、以上八なり、よひ、よ中、あか月、三度可射也、女の時は、二三二と以上七、よひ、曉、二度、七づゝ可射、但男子のときは、よひに三、よ中に三、曉三も射なり、女子のときは、よひに二、よ中に三、曉二、以上七を一よに射なり、是は略儀なり、

一めいげむの事、男子のときは引目の數のごとく、三二三と以上八なり、よひ、よ中、曉、三度する也、たびごとに八ヅゝ弦を打也、女子のときは、よひ、曉、二度なり、是も夜引目の數のごとく、二三二、以上七打也、宵、あかつき、二度、七ツゝ弦打をするなり、男女ともに弦打て、やがて手をそゆる也、たび

ごとに納る弦打なり、但是も引目射ごとく、男子の時は、よひに三、夜中に二、曉三、以上八なり、女子の時、よひに二、夜中に三、曉に二、以上七、弦打をする也、是は略儀なり、

一生る子の湯あぶる時、めいげんとて、弦打をする事秘說也、三々三一、十度打也、是も一打て、少あひを置て打々する也、たびごとの十度ながら手をそゆる也、男女にかはりはなき也、諸事祝の時、又は祈禱の時、弦打如此、十度打なり、

〔產所之記〕一ひきめ射やう、產所をいだき候やうに射るなり、

一引目射る人は、家の年寄に射させ候事にて候、引目射る人、すなはち御てゝの心なり、

一引目の矢のながさ三尺二寸、引目は一尺貳寸、羽は鶴のもと白、まゆみはぎなり、是も又色々の事御入候間、能々知たる人などこしらへ參らせ候、

一同引目の射手衣裝の事、ゑぼし上下なり、

一同たいはいの事は、的の中弓のごとく成べし、

一引目射る矢數の事、男子ならば三なり、女子ならば二つ射事なり、

一御子、夜なき、又つよくひるもなかれ候時、夜晝一時がはりに引目を射させらるなり、

一めいげんのやくと申事御入候、是は家の子おとなの役たるべし、

〔道照愚草〕一產所之引目射る時頌文　此段他流の祝歟

引目射るうぶやの前のふるだゝみ三の的ともなりぬべきかな

引目射る時、弓をかたに引つけべし、扨歌のかなと云所にて、矢をはなすべし、

一夜蟇目射る時の歌

蟇目射る君が前なるふるだゝみ神の心をとりに射るかな

〔鳴弦蟇目考〕誕生蟇目鳴弦といふ事、上古にはなかりし事にや、朝廷にも行はせ給はざりしに

や、上古の書に見る所なし、或說に、天孫の此國に降り給ひし時、諸部の神たち、天梔弓、天羽々矢をとりそへ、御前に立て行き降り給ひし事、日本紀神代卷に見えたり、天孫の降臨は、人の降誕も其義同じければ、是より始るといへり、貞丈按ずるに、是は云ひたる說也、天孫の降り給ひしは、此國の君となり給ふ時の事なれば、今の御卽位と同じ事といふべし、今世の人の誕生と同じ事とはいふべからず、天孫の生れ給ひしは、今の人の生るゝに同じとはいふべきなり、又天孫降臨の時の式を、人の生るゝ時用ゆべきならば、專朝廷にて皇子降誕の時用ひ給ふべき事なるに、朝廷に誕生蟇目鳴弦を用給ひし事、日本紀以下上古の書に見えず、中古以來、武家の風俗なるべし、

按ずるに、產婦は產に臨ては、血氣亂れ、產後には血氣虛既す、依之精神虛弱也、其虛に乘じて、狐狸の類、妖をなし、且つ赤子を惱し弄ぶ事あり、故に其妖怪を防がんが爲に、產屋にて鳴弦し蟇目を射る也、禮記ニ云フ所ノ、桑弧蓬矢を用ゐる事とは意味異なり、

〔權記〕寬弘五年九月十一日戊辰、午刻中宮〇一條后藤原彰子誕男皇子、〇後一條　十三日庚午、夕方御湯殿、致時朝臣讀書、弦。打。二。十。人。五位十人、六位十人、西上北面、異位重行、

〔紫式部日記〕十一日〇寬弘四年九月の曉に、〇中略たひらかにおはしますうれしさのたぐひもなきに、をとこ〇後一條にさへ、おはしましけるよろこび、いかゞはなのめならん、〇中略弦うち廿人五位十人、六位十人、ふたなみにたちわたれり、

〔玉海〕仁安二年十一月六日庚午、自其夜亥時許、有產氣色、丑刻裝束產所、寢殿女房、以帳東間、爲其所、垂母屋簾、修法僧侶、各相具伴僧等、祗候南庇加持之、卯刻許平產、男子　相續後物、又平安、　九日今日浴殿始也、〇中略法眼宗命參、加持浴湯、了始御湯殿、讀書光經、鳴。弦。六。人。進庭中、光經進出、留階立也、其後五位四人、其後六位二人、本五位六位各三人也、而六位一人不參、仍用五位也、　十一日、今日鳴弦六人之中、一人稱障不參、仍五人也、

〔吾妻鏡 二〕養和二年〇寿永元年八月十二日庚戌、酉剋、御臺所〇源頼朝室平政子男子御平産、御驗者專光房阿闍梨、良暹大法師勸修、鳴。弦。役。師岳兵衞尉重經、大庭平太景義、多々良權守貞義也、上總權介廣常引。目。役。

〔御產所日記〕普廣院殿樣〇足利義教御時之事

若君〇義教子義勝御誕生、永享六年甲寅二月九日、御產所、波多野因幡入道元尙宿所、鷹司西洞院、

隨役人

御引目役

伊勢八郞左衞門尉盛經

海老名七郞持行

鳴弦役

設樂三郞貞助〇中略

一御誕生卽日、直垂著セラルヽ役人ハ、鳴弦三人計也、是ハ七夜、坐サマサズノ鳴弦ヲ晝夜依_レ被_レ勤中_一也、二階堂同、松田大草同、其時ノ御產所ノ亭主ハ、初夜御祝時ヨリ白直垂ヲ被_レ著也、

〔將軍德川家禮典附錄 三〕元文元丙辰年十二月十九日

一於_二西丸_一懷妊之女中、來年五月御出產御當月ニ付、左之通御產御用掛被_二仰付_一之、

御蟇目

老中　松平左近將監

御矢取

左近將監嫡子　松平和泉守

元文二丁巳年五月廿二日

一今曉寅之刻、於_二西丸_一若君樣御誕生被_レ遊、〇中略

一御蟇目、廿二日より御七夜迄、每日左近將監父子勤_レ之、廿八日に終る、

〔有德院殿御實紀 四十五〕元文二年五月廿二日、此あかつき西城にて若君〇德川家治生れさせ給ふ、松平左近將監乘邑、狩衣きて蟇目つかふまつり、其子和泉守乘祐、大紋きて矢取の役す、酒井雅樂頭

忠恭、是も狩衣よそほひ箆刀を奉る事はて、大納言殿、(〇德川家重)熨斗鮑をたまふ、

〔禁秘御抄上〕一恒例毎日次第

早旦供御湯、主殿官人奉行之、(近代多、經五位也、)釜殿運湯、須麻志女官(二人)取傳、藏人爲鳴弦候戶外、(〇中略)典侍(或上臈女房)進御湯帷奉河藥、次典侍取河藥器抛板、于時藏人鳴弦、主殿官人稱名、(主殿助、藏人候之時或稱名、官人不候時)事也、是毎日毎度事也、(臨時之時不稱名)

〔禁秘御抄下〕一雷鳴

上古、上卿召兵衞佐令候御前、諸衞警固、(〇中略)近代如藏人持瀧口弓候御緣、若瀧口少々召御壺令鳴弦、御持僧參會令念誦、其外無別事、

〔侍中群要四〕御湯殿事

藏人承仰、仰出納若御藏小舍人、御物忌時者、前日仰主殿寮官人可籠候之由、供時隨女官催取殿上弓、(若無時者、召近衞陣弓、)參候後凉殿廂長押下、(當御湯殿西戶南方、時々鳴弦、)供御帷間、隨女官告、問云、誰々(加)侍留、主殿官人稱姓名、宣旨官人代入此中、(家助藏人、本仕鳴弦時者、問後自更不稱姓名、共政隆光等例也云々、)名謁了、取弓歸殿上、

御湯殿

可令奉供御湯殿之由被仰時、藏人召出納若小舍人仰其由、令仰主殿寮幷女官等、及其期藏人若非藏人、取弓參御湯殿、奉仕鳴弦了、

〔日中行事〕辰の時に、とのもりのつかさ、御ゆをくうす、(〇中略)御湯殿へおりさせ給て、御ゆめしぬれば、典侍もしは上臈の女房、御ゆかたびらをたてまつる、四あしにすゑたる御かはぐすりをとりてまいらせてなぐる時、かはらけのおとを聞て、とのもりのすけなるくら人は、(さのもりなりずはいづれにても、)弓のつるをうつ、主殿官人、(五位)御湯殿のはざまにてなのる、めいげんは、つねには見えず、本儀はあるべき也、

〔山槐記〕治承四年二月廿一日癸卯、今日有讓位事、○中略賜藏人所殿上弓、御湯殿料也、受禪之後、可召瀧口弓也、

〔武器考證十九〕貞丈云、御湯殿料トハ、天子御湯殿ニ入セタマヒ湯浴シタマフ時ニ、藏人弓ヲ取テ鳴弦スルナリ、其時ニ用ル弓ト云事ナリ、

〔軍陣聞書〕一八幡殿義家、めいげんする事、三ケ度也ト申は、弓のにぎりを取て、一度打て、少あひを置て、又一度打、又少しあはひを置て一度、以上三度打給ふ也、はじめ一度は、弦に手をそへずして、三度目のときに、手をそへ給ふ、是をめいげんする事、三ケ度也と申來る也、魔緣のもの邪氣退治などの時儀なり、

一魔緣化生の者などありて、夜引目、むねこしの引目など射時は、畏てたつときは、右のあしよりふみ出て、三足蹈て可射、射はてゝは、例式中に立時の足蹈のごとくたるべし、秘說なり、聊爾に傳事なかれ、

一狐狸其外魔緣の者など射時は、右のあしをまへ江一足ふみ出して射なり、急なる時は、足ぶみのさたにおよぶべからず、矢は、とがりやにて射べきなり、鷹の羽、山鳥の尾にては、ぎたる矢にて、右の足をふみ出して、魔緣のものを射るに、玄りぞかずといふ事なし、大成秘說なり、

一夜引目可射事、祈禱の時のよ引目、用心の時の夜引目は、三三三と是を用、以上九也、引目を三つ持之可射、例式のごとく、つくばひて、ひぼをおさめて、足ぶみをひとり弓の足ぶみをして、はだぬぎて袖をおさめて、三つ射て、あひを少置て、又三可射、如此三三三、以上九射なり、引目は犬射引目たるべし、ひしぎめのなき引目にて射也、

一むねこしの引目の事、引目を三つ持て、三つ可射也、北へ不可射、同日東南へ引目を向たらばよかるべし、西へ向て射も不苦、病者などの祈禱に射には、主の居たる家の棟をよこさまに可射越、引目は、犬射引目たるべし、射やうは、三の引目を、二をばそばに置て、一つをば弓にとりそへて、つ

くばいて、ひばを納て、彌弓のあしぶみをして、かたぬぎて、袖を納めて可射、引目の落所は、やね又は、いづくへ落たりとも不苦、其人の棟を射こすべし、足踏はだけて射時、前の左のあし上て、矢はなして後、足をしかと土へふみつくべし、是はむねこしの引目射時ばかりに限りたる事也、是秘說也、

〔鹽尻 七十〕射家有鳴弦の黑札書甲弓山鬼明王等之字、甚不經之事なり、

〔安齋隨筆 前編 三〕一橘家蟇目　橘諸兄公より傳來と云、是僞作也、予其書を見しに、奥書に、右蟇目極秘射法傳授 氏志 傳授とありて、其次に又右蟇目之傳、自神代之正傳、而橘家始相傳之極秘也、橘以貞とあり、夫蟇目之法とて、法の字を付て云は、みな近代の事にて、眞言印相などを用ひたる諸流多し、眞言などの修法になぞらへて、蟇目の法と云なり、游油之法、陀岐尼天之法など、云類也、古代なき事也、京都將軍の末世の頃より起るか、橘家の蟇目之法は、夫よりも猶近き頃造りしなるべし、近世文華開けしに依て、彼眞言家の眞似をする事を嘲るものもあるによつて、橘家の法には、眞言印相などを少しも用ずして、神代の法也とこしらへたる也、泥沌弓と云弓を用ゆ、又射手束帶し、笏を帶して射といふて、上古禁中にて此法を行はれし體に作りなし、祝詞をよむ事あり、祝詞も延喜式の祝詞などを本にして、似せて造りたり、是天人唯一の神道の蟇目之法也といへり、神道に天人唯一と云ふは、萩原兼從卿、山崎垂加など、近頃より云出したる名目にて、理學の神道とも云、是にて神代より相傳也と云は、僞なるを知るべし、如此僞を作て人を誑すものは、彼輩の退治するといふ、野狐のばけそこなひに同じ、

〔四季草 春草 上〕宿直引目の事

魔除の爲に、家の床の上に引目を立置を、とのゐ引目と云といふ說あり、用る事なかれ、宿直と云は、主君の館にとまり番をする事也、とまり番をする人、用心の爲に夜引目を射て、鳴り音をする

をとのゐ引目と云也、太平記、大森彦七が事を記したる條に、かやうのばけ物は、引目の聲に恐る也とて、毎夜番衆を居て、宿直引目を射させらるゝと見えたり、又義經記、伊勢三郎、義經の臣に初てなる條に、人はなきかとよびければ、四天王のごとくなる男五六人來る、御客人をまうけ奉るぞ、御用心と覺候、こよひは、ねられ候な、御とのゐ仕れといひければ、承り候とて、引目の音、弓の弦おしはりなんどして、御とのゐ仕るとみえたり、此外にも古き書に、とのゐ引目と云は、とまり番して夜引目を射る事也、是を知らずして、とのゐ引目といふ引目のこしらへ様ありとて妄作なる引目をこしらへて、座敷の床にかざり置人あり、かた腹いたき事也、高忠聞書に、夜引目射るには、犬射引目本也、けしやうの物は、笠懸引目より犬射引目に怖ると、古人申ならはしたる也、ちかき比、如此のためしおほき也と見えたり、別にとのゐ引目と云こしらへ様はなき事なり(犬射引目とは、犬追物に、射る引目也、黑く、そさうにぬりたる引目なり、)

〔源氏物語四夕顔〕よひすぐるほどに、すこしねいり給へるに、〇中略ものにおそはるゝこゝちしておどろき給へれば、火もきえにけり、うたておぼさるれば、たちを、ひきぬきて、うち置給て、右近をおこし給ふ、これもおそろしと思ひたるさまにてまゐりよれり、〇中略右近を、ひきよせたまひて、にしのつまどにいでゝ、とをおしあけ給へれば、わた殿の火もきえにけり、風すこしうちふきたるに、人はすくなくて、さぶらふかぎりみなねたり、この院のあづかりのこ、むつまじくつかひ給ふわかきをのこ、またうへわらはひとり、例の隨身ばかりぞありける、めせば御こたへしておきたれば、しそくさしてまいれ、隨身もつるうちして、たえずこはつくれとおほせよ、人ばなれたる所に、心とけていぬるものか、惟光の朝臣のきたりつらんは、とはせ給へば、さぶらひつれど、おほせごともなし、あかつきに御むかへに參るべきよし申てなんまかで侍ぬると聞ゆ、このかう申すものは、たきぐちなりければ、ゆづる、いとつき〴〵しくうちならして、ひあやうしといふ〳〵、

あづかりがざうしのかたへにいぬるなり、

〔平家物語四〕ぬえの事

去ぬる寛治の比ほひ、堀川院御在位の御時、主上しかの如くおびえ魂極(たまぎら)せ給ひけり、其時の將軍よし家朝臣、南殿の御床に候はれけるが、御なうのこくげんに及んで、鳴弦する事三度の後、高聲に、前陸奥の國守源義家と名のりたりければ、きく人身のけよだつて、御なうかならずおこたらせ給ひけり、

〔鳴弦蟇目考〕平家物語には、鳴弦して後名乘るとあり、盛衰記には、名乘て後鳴弦すとあり、前後の替りこそあれ、名乘と鳴弦せしとは同じ事なり、これは鳴弦して妖怪を退たるをいふなり、されども此事はおぼつかなし、宇治拾遺に、これも今はむかし、白川院、御とのごもりて後、物におそはれさせ給ひける、しかるべき武具を御枕の上におくべきかとさたありて、義家朝臣にめされければ、眞弓の黒塗たるを一張まゐらせたりける、御枕にたてられて後、おそはれさせおはしまさゞりければ、御感有て、此弓は十二年の合戰の時、持しかと御尋ありければ、おぼえざる由申されけり、上皇しきりに御感有けるとあり、此事古事談にも同樣に載たり、平家物語盛衰記等に、堀河院とあるは、白河院の御事を傳へ誤れるにや、弓を參らせける事を、鳴弦し名乘けるなど傳へ誤りしなるべし、

〔平家物語五〕もつけの事

平家、都をふく原へうつされて後は夢見もあしう、つねは心さはぎのみして、へんげの者共、おほかりけり、ある夜入道〇平清盛のふし給ひたりける處に、一まにはゞかる程のもの〻おもての出來てのぞき奉る、入道ちつ共さはがず、はつたとにらまへておはしければ、たゞきへに消うせぬ、おかの御所と申は、あたらしうつくられたりければ、しかるべき大木なんどもなかりけるに、ある

夜、大木のたをる丶おとして、人ならば二三千人が聲して、こくうにどつとわらふおとしけり、いかさまにも是は天ぐの所爲といふさたにて、ひるは五十人、夜は百人の番衆をそろへ、ひ。き。め。の。番。と。名。付。て。ひきめをいさせられけるに、〇下略

〔太平記二十三〕大森彦七事

庭ナル鞠ノ懸ニ、眉太ニ作、金黒ナル女ノ首、面四五尺モ有ラント覺タルガ、亂レ髮ヲ振擧テ、目モアヤニ打笑テ、ハヅカシヤトテ後ロ向キケル、是ヲ見人、アット呴テ、同時ニゾ皆倒臥ケル、加様ノ化物ハ、蟇目ノ聲ニ恐ルナリトテ、毎夜番衆ヲ居テ、宿。直。蟇。目。ヲ射サセケレバ、虚空ニドット笑聲、毎度ニ天ヲ響シケリ、

〔徒然草上〕弓射、馬に乘こと、六藝に出せり、必是をうかゞふべし、

〔春湊浪話下〕樹に矢を射て殘

笠朝臣金村鹽津山作歌二首

ますらをの弓すゑふり起し射つる矢を後みむ人の語つぐがね

鹽津山打越ゆけば我のれる馬ぞつまづく家こふらしも

萬葉集三卷にみえし、昔は精兵なるものは我弓勢の勝れたるを、後代のものにしらしめんとて、道路などの大木に、矢を射付殘す事有し故に、金村も鹽津山中の木に箭を射殘し、此歌をよめる成べし、保元の軍に、八郎御曹子〇源爲朝上矢の鏑一筋殘りたるを、末代の者に見せんとて、寶莊嚴院の門の柱に留しと、保元物語に見えし、又建久四年、曾我兄弟、親の仇を討んために、富士野の狩くらへ行とて、箱根路の湯本の矢立の杉に矢を射立置しこと、曾我物語に見えたり、其杉は後世まで有しといふ、是皆同じ類なり、近き比、寶暦九年の事なりしに、日向國の柚にて切出せし、杉の大木を舟にて積のぼせて、當國岡山の府下にて、舟木の料に引わりけるに、半ばかりにて、鋸にかゝ

るものあり、其所をうがちてみければ、箭尻三本有けり、是も昔精兵の箭を射立たりし木の、年經て生まさり、鏃のみこもりたるなり、則其鏃を裳にうつす、○圖略朽損せしとみえたれば、其昔は大きなるものなるべし、若かの御曹司のつくしに有し時、射て殘されしものにやあらん、

〔公卿補任 桓武〕延暦十五年
參議從四位下紀梶長 後改勝長 大納言正三位船守一男、性闊有雅量、好愛賓客、接待忘倦、饗宴之費不問、出入步射容儀、應爲師摸、

〔吾妻鏡 十八〕建仁三年十月廿六日辛酉、京都飛脚參著、申云、去十日、叡岳堂衆等、以金子山爲城郭、群居之間、同十五日、差遣官軍、依被攻之、堂衆等退散云云、○中略其間有可悲事、佐々木中務丞經高、同三郎兵衛尉盛綱、依奉勅定、欲發向山門之處、同四郎左衛門尉高綱入道、着黑衣檜笠 自高野來、謁舍兄等、而高綱入道子息左衛門太郎重綱、屬伯父經高出立之間、入道申可見子行粧之由、重綱著甲冑、來于父之前、父暫見之、敢不能瞬、亦不出詞、其後重綱、退去于休所、其際經高盛綱等、感重綱之今度合戰彰藝擧名、預勳功之賞、無其疑云云、高綱入道聞之、勇士之赴戰場、以兵具爲先、甲冑者輕薄、弓箭者短小也、是尤爲故實、就中如山上坂本邊步立合戰之時、可守此式、而重綱之甲冑太重、弓箭大分、不相應主之間、更不可免死云云、

〔古今著聞集 十二 偸盜〕或所に強盜入たりけるに、弓とりに法師をたてたりけるが、秋の末つかたの事にて侍けるに、門のもとに柿木の有ける下に、此師かたて矢はげて立たる上より、うみ柿の落けるが、この弓とりの法師がいたゞきにおちてつぶれて、さん〴〵にちりぬ、此柿のひや〳〵としてあたるをかいさぐるに、何となくぬれ〳〵と有けるを、はや射られにたりと思ひて、おくしてけり、

〔常山紀談　一〕輝虎、ある夜、石坂檢校に平家をかたらせて聞かれけるに鵺の段を聞て、土きりに落淚せられけり、かたへの者どもあやしみ思ひければ、輝虎のいはく、吾國の武德も衰へたりとおぼゆる也、昔鳥羽院の御時、禁中に妖怪ありしに、八幡太郞鳴弦して鎭守府將軍義家と名のりければ、妖忽消ぬといへり、其後賴政鵺を射たれども、猶死ずして、井野隼人さし殺してとゞめたりと聞ゆ、義家鳴弦せしは天仁元年の事なり、鵺の出しは近衞院仁平三年なれば、僅に四十六年なるに、武德既におとれる事はるかなり、今又賴政におくるゝ事四百五十年、われ又賴政におとる事遠かるべければ、おぼえず淚の流るゝよとぞ語られける

〔續武將感狀記　一〕大坂陣ニ、城中ヨリ射出ス矢、多ハ湟水ニ浮タルヲ見テ、關ゲ原ノ役、年久シカラズシテ、武士ノ不覺悟ニ成タルヲ古老歎シト也、サマヨリ射出スニ依テ、多ハ湟水ニ落、塀ノ上ヨリ射レバ、落掛リテモ、人馬ニ中ル也、但敵遠近ノ考有ベシ、大坂陣サヘ然リ、況後世ヲヤ、

〔長澤聞書〕一其頃、（○元和元年）的はやり申候、京にて勸進的仕候には、射ながしとて、さし矢、星をかけ候て、弓場の作法もなしに射申候、又は世間兵庫付と申て、弓場の付樣、ひがきべいの切やう、矢代のぎみ、前弓後弓の次第、星の射上、垣破とて、先例よりの作法を吟味いたし射申候、是は關白樣、（○豐臣秀吉）御好被成、方々の射禮を御聞被遊候、其內、兵庫付作法宜候由、

〔貞丈雜記　十二武藝〕一弓射る時、矢を發ッに聲をかくる事は、古代曾てなき事也、近年射藝の師匠家にては、專聲を懸る也、是を矢聲とも、詰聲とも云、此聲何の益なき事也、矢の助にもならざる事也、聲を懸る事は、三十三間堂の通し矢より起りたる事也、聲かけべからず、

〔鵞峯文集　百十二詞〕弓詞井序　應阿部四郞五郞正之求

阿部君正之、累世豪士也、其椿砌忠政、執弓矢奉從源大君、有戰功、其名籍甚、君習得其射法、鍛鍊工夫、擇而猶精、老而益壯、且問訊小笠原氏嫡庶兩流、而悉究其秘奧、則能有以來、其所傳者的的矣、況兼存

椿砌之所授乎、彼以禮法爲本、此以發中爲要、則二者全矣、射藝豈外求哉、可謂成矣、君其鱗角乎、君往年陪仕前大樹、隨御獵于參州田原、時命從者、皆持竹杖、以驅猪鹿、君獨應精撰、持弓含矢、忽獲數頭、以得芳聲、則誰不信之乎、嫡子政繼、及其次四子正朝、正義、用信、正重、皆克家趨庭、同有幹蠱之風、則華封多男、馬氏五常、難兄難弟、惟孝惟友、豈不榮乎、去歲辛巳君奉鈞命、編修弓書八卷、經年成功獻上之、其法式條曲圖之解之、若不得其正傳者、何能爲之乎、其拔群絕倫者、可以嘉焉、雖鎌倉右大、將待行平、平副元帥遇幸氏、爭及此盛事哉、君平生接余甚渥、且與政繼等交際久堅、故記其始末以寄之、因贊美之以詞、〇詞略

〔卜傳百首〕

武士の名にあふものは弓なれや深くもあふげ高砂の松

武士の魂なれやあづさ弓はる日の影や長閑からまし

武士の射るや弓矢の名に立て國を治むるためしなりけり

古事類苑

武技部三

射場

古事類苑

武技部三

射場

射場ハ、一ニ弓場ト云ヒ、又的場ト云フ、射ヲ習フ所ナリ、其區域ハ、後世ノ制ニ據ルニ、長サ弓杖三十三杖、廣サ一杖ニシテ、或ハ長サ二十六七杖ニ至レルアリ、一杖ハ即チ七尺五寸許ニ當ル、埒蹟ノ廣狹モ亦一定ノ制アリ、

射場ニハ垜アリ、垜ハアヅチト云フ、土ヲ堆積シテ築造スル所ニシテ、的ヲ此ニ懸ク、的ハ古ニイクハト云ヒ、後ニマトヽ云フ、射ノ準臬ニシテ、面ニ上中下ノ三規ヲ畫ス、後世之ヲ一ノ黒、二ノ黒、三ノ黒ト云フ、其大サ五尺二寸以下三四寸ニ至リ、用ヰル所ニ從ヒ、各〻ソノ制ヲ異ニス、要スルニ歩射ニ用ヰルモノハ大ニシテ、騎射ニ用ヰルモノハ小ナリ、又挾物ト稱シテ、扇若クハ沓ノ類ヲ以テ的ニ代ヘシコトアリ、的ノ後ニ的皮ヲ張ル、的皮ハ即チ侯ナリ、鹿皮ヲ以テ之ヲ造ル、的皮ノ後ニ山形アリ、山形ハ、紺布或ハ簀子ニテ作リ、以テ矢ノ外ニ逸スルヲ防グ、又射席アリ、獸皮ヲ以テ之ニ充テ、射者ノ座トス、後世或ハ氈筵等ヲ用ヰシコトアリ、

凡ソ射場ニ關渉スル人ヲ擧グレバ、的串ハマトマヲシト云フ、即チ司旌ナリ、侯ノ旁ニ在テ、矢ノ中否ヲ報ズルモノニテ、的ニ中ルコトアレバ鉦ヲ叩キ、侯ニ中ルトキハ、白旗ヲ以テ中ル所ノ處ヲ示シ、隨テ鼓ヲ擊ツナリ、而シテ乏ハヤフセギト云ヒ、板ヲ以テ作リ、此人ノ爲ニ矢ヲ防グモノナリ、矢取ハ射タル所ノ矢ヲ拾フモノナリ、又的立アリ、騎射ノ時、的ヲ取テ垜

名稱

ニ立ツルモノナリ、賭射ニ在テハ刺箭アリ、念人アリ、刺箭ハ箭ヲ以テ籌ト爲シ、射中ノ數ヲ計フルモノナリ、矢塚ハ的ノ左右ニ在リ、念人ハ、射手ニ從テ左右ヲ分ケ、各〻其方ノ射手ノ爲ニ獸祈スルモノナリ、又的付アリ、卽チ日記付ナリ、射手ノ勝負ヲ錄スルモノナリ、

〔伊呂波字類抄由地儀〕弓場ユハ

〔運歩色葉集遊〕弓場

〔延喜式二十八兵部〕十七日〈○正月〉大射、〈○中略〉前二日、簡定能射者廿人、〈○註略〉於省南門射場令調習、

〔日本書紀二十三舒明〕三年七月丙寅、詔左右京職及諸國司、築習射所、

〔小右記〕長和三年三月十二日丁酉、今日賭射日也、而太政官無射場、仍停止、

〔儀式七〕十七日觀射儀

前十日、兵部省簡定親王以下五位以上能射者廿人、〈若不足者、通取六位以下、〉於省家南門弓庭以令調習、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年十一月廿一日辛丑、於新造御所弓場有御的始、

〔胸明集〕射庭と云は、的を射る總樣の庭を云也、當時は梁を射庭と云也、努々云間敷也、然間梁をばつくといふ、弓場をば旃といふ也、

〔拾芥抄中宮城〕弓場ユバ殿〈校書殿、淸涼殿南、殿上前、○中略〉

武德殿〈謂之射場殿、○中略〉

武德殿〈豐樂院北、謂之弓場殿、騎射競馬、於此所覽之、〉

〔書言字考節用集二乾坤〕弓場ユバドノ殿〈在豐樂殿北、禁中武德殿、〉

〔日本書紀十六武烈〕四年九月丙子朔、天皇御射殿、詔百寮及海表使者射、賜物各有差、

〔小右記〕永觀三年正月十八日癸亥、申時出御射殿、

〔春記〕長曆三年十二月廿七日癸未、今日弓場始也、件射場殿、兼日被仰修理職所新造也、東對去北一

圖缺

丈許、立卯酉屋二宇、一宇御在所、一宇上達部座、其體摸舊跡也、垜在左近陣南方、左右衛門所築也、仰藏人義綱令行也、其御裝束儀如例、但副東築垣、南行至垜下引幔、又東對制高垜、南北行同引幔、例無此事、然而依便所引也、御座幷上達部射席、幷出居、的付座等如例、侍臣座在中戶內也、科備同令懸也、新書所司等事、兼皆所令仰也云々、

〔散木弃歌集雜十〕堀河院御時、ゆば殿にてあそばせ給しに、　源中納言

はるくればゆみばどのにてまとゐせり

とうつけよとせめおほせられければ

番に、あたりてまゐる人々

〔中右記〕元永二年三月廿九日乙亥、今日有賭射、○中略出御射庭殿、

〔運歩色葉集〕的場

〔射初之卷〕的場搆樣、內庭ニテ略儀ノ時ハ、壘ヲ建テモ勤ムベシ、式法ハ圖ノ如、方角ハ東南、或年ノ得方ヲ矢落ニ定ベシ、

〔內裏式上〕十七日觀射式○正月

當御前少東、去射席西行卅六步、張第一侯、

〔江家次第十九十月〕射場始十月五日

垜屋張紺布、上之入字、件垜去射場廿七丈五尺、

〔弓馬問答〕的場の遠さ、三十三杖に打て、二杖よせて串を立れば、三十一杖と可心得事、長さは土の上六尺八寸也、三方同前也と心得べし、串の太サ六寸五分也、○中略的場といふ事は總名也、的かくる方をとりわけ的場と云、射方をば弓場と云也、筒木より的串迄三十三杖也、

〔了俊大草紙〕的庭の遠さは、昔は弛弓にて三十三杖に射梁を築て、的をば三十杖に立し也、今は或

は廿六七杖、又は其よりも近くする歟、○中略笠懸の射梁も、九杖につきて、七杖に的を立なり、今は馬ざくりと的合と、五杖六杖にもするなり、ときに可レ順也、

〔騎乙之巻〕梁の遠さ、十三杖に打て、一杖置て的串を立、又一杖置て的串を立なり、如レ此たつる時は、的と弓場との間十一杖也、又十一杖に打九杖半にも、或は九杖半にうち七杖にも立る也、近き物を騎乙長と云は、七杖の事をいふ也、心得べし、

〔應永記〕垜○笠掛は、蹴ヨリ跕十杖餘ニスベシ、高サ廣サハ不レ定、的ノ掛ヤウ九杖ニ打テ、八杖ニ的串ヲ立ベシ、前ノ串、後ノ串ヨリ五寸、蹴ノ方へ出スベシ、

〔三的之巻〕振々の事、梁の遠さ、七杖半、又は九杖也、

〔笠掛之巻〕梁之遠サノ事、蹴ヨリ九杖置、梁ヲ築ベシ、委細別巻有レ之、

〔神前的之巻〕的場經營者、擇二吉日良辰一、神前ヲ大前ニシテ、弓杖五杖、四方ニ繩張スベシ、梁ハ不レ築的革計也、矢落ハ聞神ニ當ル也、

繩張終、的ノ左方幅一間、長三間半、右ノ方幅二間、長三間、膝突前後一間半、左右三間半、何モ芝ヲ敷ベシ、膝突左右之芝、少高ク敷ベシ、

射場之後ニ、假屋幅一間半、長二間ニ建ル、幕打様口傳、

〔百手射禮之巻〕弓場遠サ、上古ハ三十杖、二十七杖、或二十三杖ニモ縮ル也、

同左右ニ松六本植ル、是ヲ弓張松ト云也、又高サ二尺五寸、檜ニテ瑞籬ヲ結ビ、際ニ色砂ヲ鱗形ニ敷ベシ、

同後ニ假屋ヲ構ヘ、射手裝束以下ヲ調也、

〔家中竹馬記〕一弓杖を殘杖と打時は、はづし弓にて打也、弦を取添て、弓の中程を右の手に持て、外竹を下へして、本弭を先土にあてゝ、扨うらはずを置也、腰をよくかゞめて提はせぬ也、あづらの

有には、堋より幾杖と打て、弓立の遠さをも定むる也、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一弓杖にて、的場馬場等の間を打事、弓馬故實に云、はずし弓にて物間(モノアヒ)をうつ事、うらはづを我左へなして、外竹を下へなし打べし、何方にても定たる方より打べし、本はずの方より土に付て後、うらはずの方を土に付て打べし、○中略又笠懸射手體拜故實に云、弓にて打時は、はづし弓にて打事本也、但人など張弓出す時は、はりたる弓をはづして打べからず、其時はたゞはりたる弓にて可打、はり弓は略儀也、又云、はりたる弓にて打時は、右の手にひつさげて、弦を下へなして、左の手を弓に添て、例式に打べし、打時は外竹、上へなるべし、はづし弓にて打時は、外竹は下へ成べし、又笠懸之記に云、はづし弓にて打時、外竹下へなすべし、

〔貞丈雜記 十二武藝〕一弓場を弓杖にて打ッに、一杖二杖と云は、常の事也、一ふくら二ふくらとも云也、小笠原殿聞書に見たり、用害記にもみえたり、

〔倭名類聚抄 四射藝〕射垜 唐韻云、垜〈他果反、字亦作𡍯、楊氏漢語抄云、射𡍯、以久波(イクハ)、世間云、阿無豆知(アムツチ)、今按又用堋字、音朋、〉射垜也、四聲字苑云、𡍯垜也、

〔類聚名義抄 六土〕埯 泥坑一敢反 泥坑アツチ 堋音朋 アツチ 垜音堕アムツチ又都皮反 𡍯アツチ

射𡍯イクハ トコロ 俗云アツチ

〔伊呂波字類抄 安地儀〕射垜アツチ 射垜イ 堋射埒也 埯 壝已上同 𡍯桁アツチ タナ 弓術具

〔大的體拜記〕一射手方文字

堋(アツチ) 射(ヨ)𡍯

〔倭訓栞 前編 安二〕あづち 倭名抄に射𡍯をあむつちとよめり、編土の義なるべし、持統天皇の時、射を習ふべき所を築かしむる事、日本紀に見えたり、埃嚢抄に堋をよめり、

〔高忠聞書〕一大的丸物草鹿笠懸などにも、あづちといふべきなり、まとばと云事あるまじき也、但

大的計などの日は、的場といふてもくるしからず、それもあづちと云べきこと本なり、

〔出雲風土記 大原郡〕屋代郷、郡家正北一十里一百一十六歩、所造天下大神之、垜立射處、故云矢代、神亀三年改字屋代、

〔延喜式 三十四 木工〕雜作

梁桁 廣六尺、高七尺、○中略 中功二人

〔年中行事秘抄 四月〕三日左右衛門壊弓場垜事

土用之時不忌之、以草築之、故近代被忌、不可然事也、

〔公事根源 十月〕射場始 五日

先此月の三日に、左右衛門、弓場の垜をつく、

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年正月甲戌、於永安門裏西腋廊前、新作垜、備于御射、紫宸殿西南端廊被徹毀、以備箭道也、

〔三代實録 四十八 光孝〕仁和元年十一月六日丙戌、天皇御射殿、太政大臣獻物、親王公卿並侍、及于日暮結垜賭射、太政大臣獻新錢四十貫、爲賭物、

〔權記〕正暦二年十月三日戊辰、左右衛門府築垜、永安門云々

〔永昌記〕長治二年正月十八日丁亥、今日賭弓、○中略 東軒廊前築垜、

〔庭訓往來〕両向者、通笠懸馬場、令結埒、同可築的山。

〔太平記 三十一〕笛吹峠軍事

上杉民部大輔ガ兵ニ、長尾彈正、根津小次郎トテ、大力ノ剛者アリ、○中略 將軍○足利尊氏ハ何クニ御座候ヤラント問ヘバ、或人アレニ扣ヘサセ給ヒテ候也ト指差テ敎フ、馬上ヨリノビアガリ見ケレバ、相隔タル事、草鹿ノ的山（アヅチ）計ニ成ニケリ、

埒

〔射御拾遺抄〕あづち高下と云は、小的にかぎりたる事也、的立べき物なきあひだ、つぐらといふ物をくみて立也、又はあづちなき所にては、すなつちなどをかきあげても射也、自然又大的をかけすかして射時も、まとばなるべきか、總而當座にて、あづちをきいだしたるを高下と云也、根本も如此、其後あづちもさだめたるをば、高下と云べからず、又つぐらは、定れるあづちにも用べし、かきあげてといふは、すなの事也、此條々、殊取分たる秘說也、

〔松岡雜記〕ツグラ、今世の卷藁の如きものに、ツグラといふものあり、今ノマキワラヘ、ツグラチカツシメルモノナリ、小的は本書にもいふ如く、まげものゝ的なり、つりたる的にはあらず、依てあづちなくてはたゝぬなり、あづちなきときは、其かはりにわらにて作りたるツグラを置て的をたつる也、外の的の如くつりたる的なれば、あづちのかはり矢どめに布革を立るなり、小的に布革を立れば、的の立様なき故、ツグラを用るなり、

〔圓物之記〕あづちの高さ三尺九寸、横四尺八寸、雨の脇ひろさ三尺五寸宛也、上のよこは六寸計つくべし、あまりにはすなれば、あづちのなりわろし、大かた此分にて、見て能き樣に可術、

〔了俊大草紙〕丸物同草鹿の事、九杖に射梁をつきて、七杖に的を立也、

〔笠掛記〕一笠かけ馬場に、あづちをつき候事有、引目とゞめのきは、うしろのくしの方にならべて、馬場本へむけてつくべし、

〔倭名類聚抄四射藝〕馬埒　四聲字苑云、埒力輟反、與劣同、世間云馬知、戯馬道、

〔伊呂波字類抄瓦地儀〕埒ラチ馬埒一名号　埓馬埓　墳巳上同

〔塵添壒嚢抄十〕放埒事

廣韻云、埒盧拙反、封道曰埒ト云リ、本ハレツノ音ナレ共、ラリルレロハ相通ナル故ニラツトヨムト云ヘリ、ラチヲラツト云ニハ非、ラチハ訓ナルベキ歟、

〔倭訓栞前編三十七〕らち　和名抄に見ゆ、埒字也、れつの轉音也といへり、埒あく、埒あかぬ、埒をゆふなどいへる是也、山堂肆考に馳馬埒見えたり、馬場のやらひ垣也、字彙に、埒垣也と見ゆ、

〔安多武久路七〕扨又流鏑馬笠懸など式の時は、馬場の左右に埒を結ぶ、或は萩、黒もじの類を用る也、又競馬を番ふ馬場にも埒有、或は標さて、馬場末に木をうゆる也、これを印木などゝも云由、又十列の場と云、式は所見なし、是等は騎射の時有事なれば、さだまれる法量はなかるべし、又打毬は、相ひろの芝地に、毬門二ヶ所にたて、四方に埒有也、又犬追もの馬場は、四方二町の内は、大縄小なわとて、まどかに縄を引廻す、四方に埒あり、其外委細に玄るすに及ばず、總じてラチには、男埒女埒などゝて、ならひ有事なり、

或人問せ給ふ、すべてラチと云は何にや、壽俊答て云、ラチといふものは、場所の法量をさだむるためにする事也、今の小土手といふものすなはち埒と云もの也、さるによつて、小土手ある場には、垣をゆふにおよばず、小土手は埒也、小土手なく、䟫ばかりの所へは、垣を結ふてラチとすべし、今の俗誤りて埒をせよと有ば、小土手ある所にも垣をゆひ廻す事、心得ぬ事也、

〔應永記〕埒掛○笠ノ事、的ノ通リヲバ明ベシ、檜ノ木ヲ指也、柴ニテモ結フベシ、黒紋樹ト云柴ヲ交テ結ベシ、或ハ萩ヲモ結添ル也、高サ一尺五寸、横綠アルベシ、䟫ノ形ニ是ヲ結也、男埒ト云ハ弓手也、女埒ト云ハ馬手ノ方也、是ハ流鏑馬ノ時ノ事也、

〔笠掛之卷〕外埒ト土手ノ間三間、土手ト䟫ノ間一間半、䟫ヨリ的マデ七杖也、但䟫ト女埒ノ間一間、女埒ト芝ノ間一間、芝ト砂ノ間二間、但三方ニハ芝ヲ敷也、芝ヨリ的マデ五間、的ヨリ外埒マデ五間、此間ニ砂ヲシクナリ、

䟫ト的ノ間ソ埒ハ、指埒、或ハ竹、或ハ檜、黒文字ニテ結ベシ、高サ如前、但的ノ通ヲ五間明テ結也、同亦五間ノ内ニ木九本立、其上ニ大縄ヲ渡シ置事モ有之、口傳、

〔大的體拜記〕一射手方文字

跡笠(サクリ)　䟽犬(同)　臥䟽(マロビサクリ)　䟽(サクリ)　決(同)

〔下學集上 家屋〕決(サクリ)

〔類聚名義抄五〕決(音穴 サクル)

〔安多武久路仁〕或人問給ふは、我朝にて馬を調習する所を馬場と云歟、此式はいかゞすべき哉、喜俊答て云、我朝のむかしより名目の出し事は、左右近衛の馬場を云べき也、總じてむかしを考ふれば、公武ともに、平原途中にて馬藝をこゝろみられし事と見えたり、漸く鎌倉殿の御時、馬藝けいこすべきには、相廣の馬場とて、四方同じ程のひろさにすべき事に定められし事、東鑑に見えたり、

すでに享保の比、相廣の馬場を御植留の東におかせ給ひて、諸士の馬げい稽古の場所とせさせ給ふ歟、其場の内は、一面芝地にて、挾物射習ふさくりは、長サ二町計、横のひろさは四五尺ばかり、芝を堀おこして砂をいるゝ、又笠懸射習ふ䟽は、長サ一町ばかり、よこ二尺ばかり、これも芝をおこし砂をいるゝ、其さくり毎の本末に扇形有、扨又こま、癖馬、其外馬の口むき足次など、調習する物は、およそ六十間より二三百間にもする歟、ひろさは四五間にも、七八間も有べし、これらは異國にても、調馬路などゝ云べきもの也、

〔小右記〕寛弘二年五月六日癸丑、○中略仰遣官人等所申送云、馬走、水盈溢、不可騎射者、須隨答報進止、就中日已及昏時者、明日可改行之由答報了、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、　廿四日、行幸、○中略今日騎射馬、決淺、馬頻走上、多不射中之者、

〔笠掛之卷〕䟽之事、長五十一杖也、但馬場本ヨリ的ノ通マデ三十三杖、矢道ヨリ馬場末迄十八杖也、

數塚

本末ノ扇形、五間亦は三杖也、踈深サ六寸、上ノ幅二尺餘、底ニテ一尺八寸也、○下略

〔大的體拜記〕一射手方文字

算(カズ)塚(ツカ)

〔貞丈雜記〕十二武藝 一闕(クシヤト)的の時、數塚に數をさす事、小笠原光清の弓の記にいふ、數づかの前には、昔は矢をさし數をとる、○下文剝略、可ニ參看一 近年矢の、のを一尺二寸にきり、黒くぬりてたて、矢數をとる、はやの時は、串の本を的にむけ、おと矢の時は、ゆだちの方へ向けてさす、是一段秘事也、百手の的とも申、百手射る事、歩射のならひ也、猶口傳云々、矢ののとは、矢ほどの篠竹也、ゆだちとは、射手の立つ方を云也、弓立とかく也、的出張記に云、數づかと云は、歩射の時、かずをさすによりての名なり、弓太郎の役にして、篠竹を長サ一尺二寸に切て、黒くぬりておくなり、ぬらぬもあるべし、前後ともにかずづかの後のきはに、五十ヅヽ置也、はや、おとやにより、さし樣替る、前後ともに同じ、秘說たる間、委細書載るに不及、ことなる歩射の時被用也、こさなるさは、常に違ひて規式を正す時なり、貞丈按るに、弓の記に、數のさし樣を記して、百手の的とも申とあり、前に記す出張記に、數の串、前後に五十ヅヽ置とあり、合て百也、是も五十手の分也、五十手濟て、又矢數の串を、五十ヅヽ持出て置なるべし、百手は矢數二百也、一手ハ矢二筋也然ば矢數の串は二百也、射手十人にて十手射る也、的は大的也、百手の事、挾物記に說あり、百手は矢數百にて、五十手也と云說あり、信じがたし、百手を本とすべし、

首書

貞丈云、串は數づかの上に立る也、甲矢にてもあたらざるは、串をかたむけずして直に立る也、串は打敷へのせて置也、闕的聞書云、五度弓の時、數さす事、串の寸法の事、玄の竹を上の皮をこそげて、長さ一尺二寸にして黒くぬるべし、數百、又は丸く竹をけづりてもすべし、長さ同前、又は長さ八寸にもすべし、貞丈云、矢數をさすは、弓太郎の役也、串を拵るは、弓太郎の役にはあら

ず、本文の書樣まぎらはしき故にこれをことわる也、
一數塚は、矢數をさす故、數塚と云也、弓立の前に、砂を高く丸くあみ笠のごとくつき上る也、兩方につく也、大的の書に委し、

〔弓張記〕かずづかの寸法の事、まはり三尺計、高さ一尺二寸計りなり、大的のとき、弓立のかたに、すなにて二ッ有ものなり、うしろのかずづか一尺五寸、的の方へより、二ッの間、弓杖一つゑにうつべし、

〔高忠聞書〕ひとり弓のたいはいの事
一かずづかの高さ一尺貳寸、前後のあひ、弓のたけ、後は扇たけ、あづちの方へよるべし、

〔神前的之卷〕算塚之事、高サ一尺二寸、長二尺五寸、横二尺、前後ノ間七尺五寸、
胴繩之事、太サ五寸廻、長一丈二尺、芝砂ノ間ニ臥ベシ、口傳、
檢見弓太郎座之事、檢見ハ大前ノ算塚一杖開、三角ニ芝ヲ敷座ス、弓太郎ハ大後ノ算塚、一杖、的ノ方へ寄、三角ニ敷、何モ其上ニ敷皮ヲ鋪、的ニ向座ス也、〇中略
的之後算塚三所ニ御幣ヲ建ル、長サ七尺五寸、竹ニ付立ル也、口傳、
榊四本、長サ九尺餘、四角ニ立、神前ヲ明、三方ニ注連ヲ引、榊ニ掛ベシ、

〔新撰字鏡白〕的又作約勺〇按約恐的、都歷反、明也、人姓由久波、

〔古事記傳二十二〕的臣、的ハ、伊久波と訓り、〇註略抑伊久波に的字を書ことは、書紀に、令射〔仁德卷〕射於朝廷〔孝德卷〕射于西門庭〔天武卷〕などある射を、伊久布とも伊久比須とも訓るは、射は的を射るわざを云なれば、被射の意にて、的をも伊久波と云にや、〔又天武紀に、射をイクサと訓る所もあり、〕又伊久波は、本より的の古名にて、射は、的射と云言にもあるべし、〔和名抄には、的萬斗とのみありて、伊久波てふ名は見えず、但し射藝具に、漢語抄云、射垜、以久波止古路、世間云、阿無豆知とあり、〕字鏡に、的人姓、由久波とあるは、此姓を云るなり、〔伊久波を由久波とも云は、國名の壹伎を由伎とも云るが如し、〕

〔新撰字鏡十一〕堅村付反、垜也、弓射万止、

〔倭名類聚抄四射藝〕的 說文云、臬魚列反、和名萬斗、俗用的字、音都歷反、射的也、纂要云、古者謂射的為侯或作喉、音與侯同、以皮為的、為鵠、今按鴻鵠之鵠、射之處也、古沃反、見唐韻、

〔箋註倭名類聚抄二射藝〕按以的為射臬、見毛詩、荀子、淮南子、漢書等書、此所引說文纂要皆同、源君以為俗用字非是、

〔類聚名義抄二白〕的マト

〔類聚名義抄三木〕槷俗熱マト

〔類聚名義抄九鳥〕鵠胡穀反コフマト

〔伊呂波字類抄末雜物〕的長輪暦曰、黃帝之斂蚩尤目也、 臬禮注云門厚也 佼 鵠 藝已上同マト

〔本朝軍器考四下〕的ハ、○中略異朝ノ制ハ、的ノカタチモ、鵠ノカタチモ方ニシテ、五色ヲ以テ繪ガク事也、我朝ノ制ハシカハアラズ、丈夫之得物矢手插、立向、射流圓方波、見爾清潔之、ト萬葉集ノ歌ニモ見エタレバ、射的ヲ萬斗トイフ事モ、ソノ形ノ萬斗加ニ見ユル故ナルベシ、

〔倭訓栞前編末二十九〕まと 正鵠をいひ、又的をよめり、和名抄に臬、又其形の圓か成なり、萬葉集に、
ますらをの得物矢手插立向いる圓方は見るにさやけし
異朝には的は方也、我邦の制とはかはれり、

〔運歩色葉集古〕果的○果恐果字誤 鵠 的○的恐的字誤

〔書言字考節用集七器財〕忠的所君

〔貞丈雜記十弓矢〕一的のこまなこは、蚩尤が眼にかたどる、かの眼は五尺二寸ありし故、今其大すに大的を作り射るは、蚩尤を退治する心也と云說あり、蚩尤とは、唐の昔の惡人也、黃帝と云人ほろぼしたり、此說用べからず、こまなことは、人々の眼の、黑目の中のひとみの事也、的の黑みも、それに似たれば、こまな

こと云也、たゞ目あての爲に書たるが、自然に眼に似たる也、豈尤が眼をわざ〳〵まねたるにはあらず、

〔書言字考節用集　七器財〕正鵠（マトノメアテ）（朱子云、畫布曰正、棲皮曰鵠、皆侯之中、射之的也、詳韵會、又本朝俗、正鵠裏書丸字、或云、執甲乙ム之義、）

〔續日本紀　三文武〕慶雲三年正月壬辰、定大射祿法、親王二品、諸王臣二位、一箭中外院布二十端、中院二十五端、內院三十端、

〔武器考證　三〕院トハ的ノ繪ノ黑キ輪ヲ云也、外ノ黑ハ外院ト云、中ノ黑ヲ中院ト云、內ノ黑ヲ內院ト云、（中略）院ノ字、玉篇云、胡官切、周垣也云々、周垣トハ、カキヲメグラストヨム、的ノ黑キ輪ハ、垣ヲ周シタルガ如クナル故、院ト云也、古代ハ外ノ黑、中ノ黑、內ノ黑ニ中ルニ依テ祿ノ多少ノ差別アリ、夫故三重ニ黑輪ヲ畫タル也、後世ニハ祿ノ差別モナシ、三重ノ黑輪ハ唯空畫トナレリ、

〔唐六典　五兵部〕員外郎一人、掌貢擧及諸雜請之事、凡應擧之人、有謀略、（註略）才藝、（註略）平射、（註略）筒射、（註略）皆待命以擧、非有常也、若州府歲貢、皆孟冬隨朝集使以至省、勘責文狀、而引試焉、亦與計科偕、有二科、一曰、平射、（試射長垜三十發、不出第三院爲第、）二曰、武擧、其試用有七、一曰、射長梁、（入中院爲上、入次院爲次上、入外院爲次、）

〔內裏式　上〕十七日（正月）觀射式

射人進就射位射之、中的獲者捧的、稱所中之規、隨矢疎密叩鉦有數、（外規一聲、次規二聲、內規三聲、）

〔武器考證　十七〕貞丈按、外規、次規、內規ハ、的ノ面ニ三層ニ輪ヲ畫クナリ、續日本紀文武天皇紀慶雲三年正月大射ノ條ニ、外院、中院、內院ト見タルト、此外規、次規、內規ト同ジ事也、三層ニ輪ヲ畫クコトハ、其矢ノ中ル處ニ隨テ、祿ヲ賜フニ差別アルベキガ爲也、今モ的ニ三層ニ輪ヲ畫テ、中ノ黑、二ノ黑、三ノ黑ト云フハ、上古ノ制ノ遺リ傳リシ也、サレドモ室町殿ノ頃ヨリ、三層ノ輪ニ拘ラズシテ、唯皆中ノ射手ニノミ祿ヲ賜フコトニナレリ、東鑑ナドニモ、三段ニ祿ヲ賜シ差別

ハ見エズ、

〔宇治拾遺物語七〕これも今は昔鳥羽院位の御時、白河院の武者所の中に、宮道式成、源滿、則員、ことに的弓の上手なりと其時聞えありて、〇中略或時三尺五寸の的をたびて、これが第二の黒み射おとして持てまいられよと仰あり、

〔佐竹宗三聞書〕大的の下地を誘事、檜の板を薄削て、ひがきに組で、五尺貳寸丸、番匠にさせて、表のかたを紙にて三重はらせ、又裏を一重はりて、面計りにこのりをひかせて、小眼の白二尺七寸置て、一の黒三寸五分、二の黒二寸五分、三の黒三寸に繪をおさすべし、

〔貞丈雜記十二武藝〕一神事の百手的は、こまなこを黒くする也、武田家の書に見えたり、小笠原奉射の書には、こまなこ黒くせず、常の如し、

〔台記〕久安二年二月廿六日乙丑、令待男共射、權中納言具善射男及賭來、令射五度、中丸者有二人、惟宗光政、平宗仲、因更令射三度、加先度矢數計之、瀧口惟宗光政、皆中賜賭、

〔內裏式上〕十七日〇正月觀射式

木工寮共懸的、的以板爲之、親王三尺、自外二尺五寸、若有蕃客、爲蕃客并五位以上塗三尺、

〔儀式七〕十七日觀射儀

木工寮懸兩侯的、的以板畫之、親王三尺、自外二尺五寸、若有蕃客、蕃客并五位以上塗三尺、

〔儀式八〕五月六日儀

近衞兵衞官人、率舍人等到馬寮裝束、〇註略各騎調馬、陳列向馬場供奉、先射五寸的、〇註略次六寸的、〇中略次春宮坊帶刀舍人十人射五寸的、

〔延喜式十七內匠〕凡木工寮造、大射賭射騎射等的、皆差向畫師使塗畫、

〔延喜式三十四木工〕雜作

騎射的、〈徑一尺五寸〉長功卌枚、
步射的、〈徑二尺五寸〉中功卅五枚、〈三尺的准之〉
右年料造充中務省
三尺的十枚、二尺五寸的百七十枚、
右正月十七日大射節料、內匠寮預前來畫、卽寮官率長上工部等供之、
一尺五寸的三百卅四枚
右五月五日四衞府騎射料、內匠寮預前來畫、卽付諸府、
〔延喜式〈四十五左右近衞〉〕凡騎射的百廿六枚、受木工寮、但騎牽幷六日的、當府備之、
〔本朝月令〈五月〉〕太政官符、左右近衞兵衞府、應作備內射幷五月五日節料的事、右得木工寮解偁、寮中作事、觸類繁多、望請永令諸衞府造備者、右大臣宣依請、〈弘仁十四年三月十一日〉
〔應永記〕的ハ板也、四寸四方板目ノ內角ヲ挾ムベシ、串ハ一尺二寸、藤ヲ黑ク塗テ挾際ヲ白金ニテ責ヲ入ル也、
〔的場之次第〕寸法の事、五寸、七寸、八寸、一尺、一尺二寸、又三寸、五寸、七寸、九寸、一尺二寸も可有之、繪の書樣は、大的同然なり、中の黑丸をふとく書也、次の黑丸、細書たるが能也、端の丸はふとく書也、
右五ツの的一箱の的といふ、又組入の的とも云也、
公方樣へ的進上の時は、此的一箱也、他家より的を進上の事は無之候、當家の外は例なき事也、
的張やうの事、成程性の能紙の薄きにて、三篇ほどたるみなき樣にして、扮粉のりを引べし、
的の裏に書文字は、輪に七五三を書べし、
串の長サ一尺計可然也、小大ともに同然なるべし、三所に挾て能也、串は木にても竹にてもすべし、挾たる所、かうよりにて結べし、

的挾べき事、合目を挾なり、則是を上へして可立也、

〔三的之卷〕的拵樣の事、藁にて圓座のごとく組、常のごとく表裏共に何返も張、繪を書すべし、乳の付樣懸樣口傳、又銅にても作べし、

是は折懸串也、立串長サ三尺三寸、橫巾二尺八寸、竹のふとさ六七寸廻り、圖のごとく折て、前の橫串をばとをし、後の橫串をば半分に切、常の繩にて二重に結て、向へ見えぬやうに、橫串裏にて男結にして切也、

〔騎射射㨶的〕的之事、四寸ニスル也、桐ノ木口、厚ミ一寸五分、紙ニテ二三返張、中ニ一寸八分ノ黑キ星ヲ出ス、上ニ鐶一ツ打、糸ニテ釣ベシ、

但古法如此トイヘドモ、近代鐶ヲ二ツ打テ、糸二筋ヲ以釣之也、○中略

的串之事、竪串地際ヨリ三尺、上ノ橫木二尺八寸、又當座ニハ竹ノ折懸串ヲモ用、口傳、

〔百手射禮之卷〕

緘繩白布三繰廻リ二寸五分程、蟬ノ付樣口傳、

的大サ指渡五尺二寸

的串寸法、橫串七尺八寸、內矩六尺八寸、竪串地上六尺六寸地ヘ入ル分一尺五寸、太サ切口二寸計、木ハ檜白木也、

〔神前的之卷〕的之事、徑八寸、竹ニテ網代ニ組、扮紙ニテ張、五色ニ彩也、的革的串、常ノ如シ、

〔䩭乙之卷〕寸法の事、上中下三段の䩭乙といふ事は、七寸、九寸、一尺二寸の的をいふ、然ども押渡りて八寸を用なり、

䩭乙拵樣の事、大さ徑り八寸、的かは一寸、裏板二分、表滑し革、中へ綿或ばんやを入、鞠のごとくして、的かはへ糸にて縫付る、又腰革にても緘る、矢たまり四寸、熊の皮にて緘る時は、矢たまりは白

〻くすべし、何も鐶は上兩わき三所に有之也、

釣繩、本式は白き木綿糸の四ッ打也、常の略儀には紅糸八ッ組也、三所に圖のごとく釣也、

賦乙白むるといふ事、幕をしみての事也、幕に成て、賦乙を紙にて包射る也、○中略

串の高さ三尺三寸、横串同前、但内二寸、左右へ出也、又竪串三尺六寸、横串三尺八寸、此時は左右へ先出る事三寸なり、但五分一寸の違は、恰好次第にすべし、

串の太さ二寸七八分廻り、又は徑り一寸二分半程も心得べし、

〔貞丈雜記十二武藝〕一小的の裏に鬼の字を書事、本式には無之事也、大的に鬼の字事なし、大的小的同じ事也、一說、鬼の字書くは、惡魔を退治する心也と云、ある說に、小的の裏に鬼の字書く事は、甲乙ム(オン)と字をよせて、鬼の字にしたる物也と云、ムは无の字の略字也、射手の矢數、甲乙なき樣にとの心也と云は、甚あやまりなるべし、おにと云字は、鬼如此也、鬼如此にてはなし、又的射るは、射手甲乙をあらそふ習也、何ぞ甲乙あるをきらはんや、矢數十の射手に祿を給はる事、大的にあり、是甲乙をきらはざる證據也、小的も同意也、

〔書言字考節用集七器財〕候串(ザウグシ)立的串

〔古今著聞集九弓箭〕或所に的弓射けるに、晩に及ければ、明日や勝負すべきなど人々いひける所、源三左衞門尉翔、來りけり、此さたを聞ていひけるは、翔は、いづかたのかたう人もすまじ、矢を一手結へりしその的串のまへうしろを射ん、あたりたらんかたを勝にし給へといへば、人々も興に入て、則矢をとらせたりければ、ついたちてはやを射るに、まへの串にあたりぬ、方の人の、ゝゑりあへりけるに、をとやにて又うしろの串をいてけり、此うへはさやうにてこそ候はめとて、やみにけり、かやうに名を得たる上手のふるまひ、目をおどろく事なりとなん、

〔高忠聞書〕一大的串、笠懸串、丸物くしの木の事、ひの木本なり、日記には、なに木とはなけれども、む

かしよりもちひつけられたる事、

一大的のくしは白かるべし、木色なり、笠懸のくし、丸物の串、黑くぬるい、はれ尋申處、本說存知なきよし被」仰、的、丸物、笠懸の串の事、しきのくしのごとく、竹にてゑりぬきても立るなり、くるしからず、但略儀なり、ふとさ其外ほどらひ、はゞ、しきの串のほどらひにすべし、

一おりかけくしの事、草鹿、丸物、大的、笠懸などの時、俄に串そんじて、こさをかくことあり、その時の儀なり、地より上の寸法、しきの串のほどらひに見はからひてすべし、ふとさをもしき串ほどなる竹をすべし、よこ串の分をば、前のくしを折かけて、後の立串までさをすべし、後のかくる串は、よこ串のなからたるべし、前の串にては、さをすまじきなり、かさねやう、前の串ばかり、おもてへ見ゆるやうになしてかさぬべし、後のくしは、後の方になるべし、ゆひやうは、繩にて三卷づヽ卷て、それも後のかたにてゆふべし、中一所、兩方のはし一所づヽ、三所ゆふべし、かけむすびにゆふなり、竹を少きざみて、はたらかぬやうにゆふなり、又ゆひめの下に、見えぬやうに竹くぎをうちてよきなり、これは故實なり、

〔胸明集〕折掛串といふ事、草鹿丸物に用事也、串などなき時の事也、竹を用、ふとさ長さは本串の通也、立串の長さ、横串の內のり以下、本串に同じ、〇中略本串の寸法の事、横串五尺計り、但內のり四尺三寸ばかり、立串土より上三尺七寸ばかり、串のふとさ口一寸四分ばかり也、

笠掛の串の事、横六尺一寸計、內法五尺二寸計、立串土より上四尺五寸計、串のふとさ口一寸六分計也、

〔笠掛之卷〕的串之事、三方トモ長五尺一寸、黑塗、前後ノ串、立樣口傳、大的ノ外ハ可塗、

〔奉射之卷〕的の勢五尺二寸、網代に組、紙にて張、圖のごとく繪を書すべし、〇圖略

的串寸法、横串七尺八寸、內矩六尺八寸、竪串地上より上六尺六寸也、但外に一尺五寸除、地へ入る

大的

なり、大サ切口二寸計、的懸やうは、三方八寸下六寸に懸べし、横串兩方へ出る分、五寸ヅヽ也、
蟬の長サ二寸八分計、三峇に作り、頭を白くすべし、付樣は、的の白と黒との間に付べし、
的つり繩の事、木綿の四ッ折たるべし、釣樣寸法等、日記にしるしがたし、口傳、

〔古今著聞集九弓箭〕賀茂新太郎といふ弓の上手有ける、年の始に弓を射けるに、九度の弓はつるたび、今矢三あまりたりけり、賀茂が矢は一すぢ也、あたらん事は不審なけれ共、今二の矢が、かずあまりぬれば、射ても用事なしと左右ともにいひけるを、賀茂がいはく、かりまたをゆるされ給たらば、緒付をつかうまつり、持にし侍らんといふを、主人あしくいふものかな、若はづるゝ事も有にと思ひけれ共、諸人目をすまさんがために、ゆるしてかりまたをとらせてけり、賀茂よく引てはなちたるに、いふがごとく緒付を射きりて的土におちにけり、緒付いつれば、矢かず三にもちゐるならひなれば、三のかずを矢一すぢにて持になりにけりとなん、

〔本朝軍器考四下〕後世ニ至テ、武士ノ射ル歩射ノ的大的トイフハ、徑五尺二寸ニモ、又三尺五寸ニモスル、弓場ハ三十三杖ニハグナレバ、物間ハ三十一杖也、式ニ見エシ所ニ、大ヤウタガハズ、又廿三杖ニモハダ、也、半的トイフハ五尺二寸ノ半ナレバ二尺六寸、コレ又式ニ見エシ歩射ノ的ニ相似タリ、凡的ニ繪ガクヤウ、曲尺ノ定ニシテ三分一ノツモリ也、コレラノ的ヲバ、鵠ヲ白ク繪ガクベシ、的ノ表ノ方、上ト左右ト三所ニ、蟬トイフ物ヲツケテ、白キト水色トノ布ヲ繩ニシタルヲ二筋的ノ裏ノ方ニテ結ベバ、繩ノ端ノ三ツニナルヤウニシテ、彼蟬ノ緒ニ結ツケテ、其繩ヲ的串ニ結ックル事モ、又上ト左右ト三所也、的串ハ竪ニスル料二本、横ニスル料一本、檜木ノ徑二寸バカリナルヲ、丸クモ稜八ツアルヤウニモケヅリ、シロキマヽニテ用フ、竪ハ地ヨリ上六尺六寸、土ニ入ル事一尺五寸許、相去ル事七尺許ニシテ雙植ツ、横ハ長サ七尺八寸、竪ノ二本ノ上ニ横タフル也、是古ノ梁桁トイフ物ナリ、的皮ハ水色ノ布長サ的串ノ高サヨリ長カランホドナルヲ、六幅ヲ

用ヒテ蝬ノヤウニ縫フ、是古ニイハユル山形也、延喜式ニハ簀子ヲモテ作ルトアレド、倭名抄ニハ、山形ハ侯後(マトノシリヘ)四丈許ニシテ、紺ノ布ヲ張リテ、矢ヲフセグ物也ト見エタリ、サレド近代ノ定ハ、的ヲ去ル事一杖ニシテ張ル事也、又コレヲ布皮(ヌノカハ)トモイフ、コレヲ皮トナヅクル事ハ、倭名鈔ニモ見エタリ、凡神ニ百手射テマイラスル時ノ的ヲバ鵠ヲ黒クス、又其時ノ弓場ハ廿三杖、物間ハ廿一杖ノ定ナルベシ、

〔法量物〕一大的事

的の勢五尺二寸、的と串との間三方八寸、下六寸、的場の遠さ、弓杖三十三に打て、三十二に可立、横串七尺六寸、内のり六尺八寸、立串土より上六尺六寸、串のふとさ口二寸、的の繪、小まなこ二尺七寸、繪三寸五分、二寸五分、三寸在口傳之せびのながさ二寸五分、

〔四季草春草下〕大的と云事

弓法秘書に、小的と申とて、大的とは申さぬ也、かけすかしの的とも、又五尺二寸の的とも可申也とみえたり、尤の事也、本は唯的とばかりいひしが、後に小的はじまりしによりて、まぎらはしさに、大の字を付てよびならはしたる也、法量物に、大的事とみえたり、大的といふ事、本はいはぬ事なれども、その頃人の書くいひならはしたる事なれば、俗にしたがひて大的と書れしなるべし、

半的

〔本朝軍器考四下〕半的(ハンマト)トイフハ、五尺二寸的○大ノ半ナレバ二尺六寸、コレ又式ニ見エシ歩射ノ的ニ相似タリ、

〔貞丈雜記十二武藝〕大的ハ、徑五尺二寸也、小的は、徑一尺二寸也、半的といふは、大的の半分也、徑二尺六寸也、半的は略儀の物也、

〔四季草夏歩射〕半的之事　半的は、大的の半分にて、徑り二尺六寸也、大的をちひさくしたるなり、

總體大的にかはる事なし、是は本式にあらず、稽古などに射るなり、

〔武田弓箭故實〕半的之事、略義ナリ、二尺六寸、金ノ定メ、其謂ハ大的ノセイ五尺二寸ナリ、又其半分也、繪ノ出樣モ、大的ノ半分ヅヽニ出スベシ、是ヲ口傳ノ的ト云、但略義ノモノナル間、ヨキ程ニ見ハカラヒテ、繪ヲモ出スベシ、ゼミハ大的ノヨリ少チヒサクシテ、付樣ナドモ大的ノゴトク可付、串ハ大的ノ串ニ可懸ナリ、

小的

〔本朝軍記考 四下〕小的ハ定マレル事ナシ、徑一尺二寸ヨリ下ツカタ、イカホドモアルベシ、一箱ヲクミイレンニハ、一尺二寸、一尺、八寸、六寸、五寸、スベテ五ツ也トイフ、繪ガヽムヤウハ大的半的ナドノ式ノゴトクニテ、メグリニハ檜垣ヲ繪ガク、是古制ヲ存センガタメ、ナルベシ、上ト左右ノ下ト三所ヲ、串ニ插テタツ、其徑ノ少シキナルニシタガヒテ、或ハ二所モ、或ハ一所モ插ベシ、裏ニ文字ナドカク事ハ古ニハ無リシ也、又神ニ射テマイラスベキ時ニ、繪ガヽム樣モ、大的ナドノゴトシ、但シ檜垣アラン所ニ、七五三ノ筋ヲ引也、

〔百手次第〕的の事、法量のなき樣にしるし候ごとく也、小的のせいは不定、但一尺あまり可然、さのみはづれなき樣にとの事なり、又半的三的は、五度弓の外、可用事いかゞなるべし、

〔弓馬問答〕小的の繪に雁がね書事、三月三日より五月五日まで、其前後は不可書也、

〔高忠聞書〕ひとり弓のたいはいの事

一小的のゑの事、的のおもての寸をとりて、三ッにをりて、三ッの一を、こまなこの白三にして、またこまなこのはしより、かはまでの寸を取て、三ッにをりて、一をば一の黒にし、一の黒のはしより、かはまでの寸を取て、三ッに折て、一を三のくろにし、三の黒と一の黒との間、寸を取て、三に折て、一を二の黒に可成、二は白の二に成べし、

〔岡本記〕こまとのかはには、かならずゑをかく、たりうにはから草などをもかく、又ひしなどをも

かく小田流には、たゞひがきをかく、又はみどり松をもかく、いづれもまとの大小によりて、三所五所の儀有べし、條々口傳これ有、

〔四季草春草下〕小的の事

小的は、鎌倉の時代にはなかりしにや、東鑑にはみえず、室町殿の代に記しける書どもには、小的の事多くみえたり、されどもはじまりし年月、誰が射はじめしといふことなどは、詳ならず、

〔長秋記〕大治四年十月廿六日辛丑、弓場始也、○中略此間官人來、密々示云、中將成通朝臣、有可示事云云、仍起座向壁外、案内云、無御射時、一度懸小的云々、其儀如何、答云、無御射時、豫仰可懸、將監于臣下的之由、

〔明月記〕承元二年十月十七日、射場始也、○中略仰云、的加へ哉、但本自懸小的、不懸御的、如此事尋沙汰、還可經時刻、仍カヘツル樣ニテ不沙汰、

〔本朝軍器考四下〕射ツケノ小的トイヒシハ、稲ノ藁ヲ猫ガキトイフ物ノゴトクニクミタル、ソレヲ卷テ三所ニテ東(ツカ)ネ結ヒ、長サ三尺許、口ノ徑二尺、其前ノ方ニ小的ヲカケテ、後ノカタニハ的皮ヲ張ル、ツケラナドモイフニヤ、ドウユビナドイフ物モ、其臺モ、ナベテ世ニ用フル物ナレバ、コヽニシルサズ、卷ワラナドモイフニヤ

〔貞丈雜記十二武藝〕一射つけの小的と云は、つぐらに小的かけて、後の方には的がはを張て射るを云、つぐらはあづちの代り也、

一つぐらと云は、ねこだと云物をわらにてくみたるむしろ也卷て作る也、弓馬故實に云、つぐらと云物の事、ねこがきして、ねこがきといふはねこだの事なり、きり〳〵と卷て、こぐちを射る物也、高さは三尺計、長サは二尺計にして、二所繩にて結也、これを射付とも云也、

〔三的之卷〕轉斬的の事、森林花の下、或は植込等の間にて、時として的興行の折からは、つぐらを用

べし、射儀小的同前、さのみ中外の吟味なし、唯時の遊なり、賭などは時として定むべし、又傳に箭のぬけを本とすといふ說、口傳、

〔本朝軍器考 四下〕小的ノ再拜トイフモノ、檀紙ヲ三枚カサネテ、廣サ一寸ヅヽニタチテ、三ツニ折リテ、ソノ中ヲ串ニ插ム、串ハ檜木ニテ作ル、長サ一尺二寸、徑リ七分許ニ、マロクモ八稜ニモケヅリテ、塗ル事ヲエズ、又ハ藤ニテモ作ル、犬ノ時ニ用ユルモ、大ヤウ異ナラズ、

切的

〔射初之卷〕歸掎樣、鉋掛九枚ヲ四半ニ切リ、緣ヲ殘シ置、後ノ方へ成シ立ベシ、是ヲ切的ト云也、串ノ長サ一尺、木口五分割挾ベシ、地ニ入分三寸五分也、的建樣之事、中外ニ不ㇾ拘、一度々々ニ立替ベシ、是歲ノ初、家ノ祈禱ナレバ、常ニハ替リ、中リヲ第一トスベシ、故的間モ三杖半ニ定置也、

草鹿

〔書言字考節用集 八言辭〕草鹿遊(クサシヽノアソビ)射法、起二源賴朝卿一、

〔庭訓往來〕草鹿略〇中 八的等曲節、近日打績、經二營之一、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕草鹿　貞丈云、的ノ製軍器考ニ見タリ、草ニテ作ルニアラズ、

〔本朝軍器考 四下〕草鹿(クサシヽ)ノ的ハ、鹿ノクビモタゲタラン形ノヤウニ、檜木ノ板ヲモテ作レルヲ裏板トナシ、牛革ヲ表ニナシテ、革ト板トノ間ニ綿イレテ縫合ス、徑四寸ノ矢アテノ星アリ、其外ニ大小ノ星廿三アルベシ、是等ノ星ヲバ皆白ク彩ドリノコシテ、スベテ栗色ニ塗ル、白キ黑キ青キ三色ノ布ヲ繩トナシタルヲ二筋、裏ノカタニ斜ニウチヽガヘ、四ツノ乳ニトヲシテ、串ニ結ヒツクル事モ四所也、串ノフトサハ、大的ノ串ノ半ナルヲ、横ハ五尺、竪ハ地ヲ出ル事三尺七寸許、ケヅルモ塗ルモ、笠懸ノ串ノゴトクニアルベシ、的皮ハ布二幅ヲ用フ、弓場ハ十三杖ニハク也、或說ニ鎌倉右大將家富士野ノ狩ニテ、スガフ弓手ノ物ヲ射ハヅシ給ヒテ、小笠原二郎ニ尋ラレシカバ、馬ト鹿トノサクリヲ打テ見ルニ、何レモ十一杖ゾアリケル、コレハイケル鹿也、今ノ稽古ハ死セル

物ナレバトテ、九枚半ニナサレシ也、本説ハ十一枚也トイフ事アリ、三議一統此説ノゴトクナランニハ、草鹿トイフ事ハ、富士野ノ狩ニ始レルヤウニモ聞ユレド、サキノ年建久三年八月廿日、幕府ニテ草鹿ノ勝負アリシ事、東鑑ニ見エタレバ、此狩ノ時ニ始レルニハアラズ、又此狩ノ時ニ、鹿射損ジ給ヒシコト、東鑑ニハ見エズ、工藤庄司景光無雙ノ大鹿ヲ射損ジテ、景光十一歳ノ時ヨリ此カタ、狩獵ヲモテ業トシ、身既ニ七旬ニ餘レリ、イマダ弓手物獲ザル事アラズ、シカルニ今心神惘然トシテ甚迷惑ス、コレ山神ノ駕シ給フ者ニヤ、運命縮リ訖ヌト存ズ、後日ニ人々思ヒ合ラルベシト申セシニ、其夕ヨリ景光忽ニ病ヲウケシカバ、御狩トヾメラルベシヤ否ノ事、僉議アリシ由ハ見エタリ、

〔法量物〕一草鹿事

鹿の勢、長さ一尺八寸、廣さ八寸、くびのながさ七寸五分、つらの長さ三寸五分、せとをりの星七、矢あての星四寸、金定まはりの星八、四所は大なるべし、前後にをの〳〵四づゝ、ちはせとをりのあはひ五寸、よこさまにはうらにちのやうにして、二所引とほすべし、鹿の首、前へむかふ、たゞ弓手にあふがごとし、綱はうへにふたつ、ちあるべし、

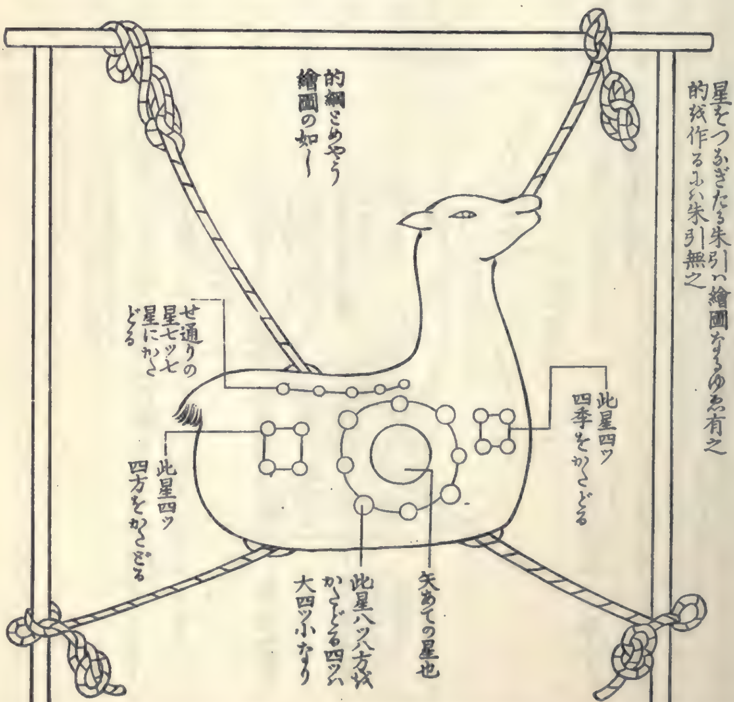
〔丸物草鹿之記〕草鹿の事、草鹿の始、たしかならず、建久三年八月廿日、鎌倉右大臣殿、生れ給し時、將軍家御產所に渡り給ひて、父母兼備の射手等をめし、草鹿の勝負ありし事、其時の日記に見えたれば、はや其頃既にありし事なり、其始は猶それよりも以前の事にてありしなるべし、草鹿と名付たる事は、夏野の草の中に立たる鹿を射る心也、されば的の鹿の形は、足をば作らぬなり、足は草にかくれて見えざる心也、草鹿射る事、狩の爲なり、

〔丸物草鹿之記〕草鹿の的は、鹿の頭をもたげたる形を、檜の木の板にて作り、是を裏板となし、牛の白革を表に張りて、革と板との間に綿を入てふくらかし、まはりを縫ひ合する也、胴の眞中に、矢

草鹿之圖

鹿に足を作らず、夏野の草の中に鹿立て、足は見ざる心なり、されば草鹿と云、草を束て鹿を作る事にはあらず、

板を鹿の形に切て、白き・なめし皮にて包みてひくゝし、中に毛を入てふくらまし、かき色にいろどりて、白星をゑがくなり、但星は白くぬり殘すなり、草鹿も圓物も、勝負に射る事もあり、たゞ射る事もあり、勝負の時は、矢沙汰あり、弓は白木なり、若し○〔し下恐有脫字〕なら



ばそは白木を用弦は白弦矢は一手宏んどう、一手四目を用ゆ圓物ぶりぶり同之、法量物云、乳は背通りのあはひ五寸、横さまにはうらの乳のやうにして二所引とほすべし、

的の裏



圓物
布利布利

あての星あり、其外に大小の星を書く、星は皆白く色どり殘して、總體は栗色にぬるなり、鹿の頭は前へむくべし、唯弓手にあふがごとし、草鹿の勢、長一尺八寸、廣八寸計、頭の長七寸五分、面の長三寸五分、矢あての星、徑四寸、かねの定なり、廻りの星八ッ、此星は大成べし、前後四ッ宛也、其外に又前後四ッ宛星あり、是は少シ、背通りの星七ッ、是も少シ、矢あての星の外の星、大小合て廿三なり、裏板に乳を四ッ付る、乳の間五寸計り、綱を二筋、裏の方にてすぢかへに打ちがへ、四の乳に通して、串に結付る事も四所なり、

〔源平盛衰記二十〕石橋合戰事
文三申ケルハ、殿〇佐奈田與一ノ二歲ノ時ヨリ家安親代ト成テ、夜ハ胸ニカヽヘ奉テ夜通勞ハリ、晝ハ肩ニノセ、終日ニ奉育、早ク成人シ給テ、人ニ勝レ給ハン事ヲ願キ、五六歲ニ成給シカバ、竹ノ小弓ニ小竹矯ノ矢、的草鹿(マトクサシヽ)、兎コソ射レ、角コソ射レ、馬ニ乘テハトコソ馳レ、角コソ馳レト敎ヘ奉、生立

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事
大介〇三浦義明云ケルハ、略〇中軍ト云ハ、カケ出カケ出、追ツ返ツ進ミ退キ、組ンヅ組レツ討ツ討レツ、敵モ御方モ隙ノナキコソ面白ケレ、イツヲ限ト云事ナク、草鹿的(クサシヽマト)ヲ射様ニ、一所ニテ敵射事ヤハ有べキ、

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月廿日庚申、將軍家〇源賴朝渡御御産所、召父母兼備射手等、有草鹿勝負云云、

〔運步色葉集滿〕圓物 以革張也、御所的也、堋布七幅也、色青、面圓相廻、裏鬼字書也、

〔書言字考節用集九言辭〕圓物遊(マルモノアソビ)正治年中、工藤行光、海野幸氏始所設之射法、

〔庭訓往來〕圓物遊、三々九、手夾、八的等曲節、近日打續經營之、

〔庭訓往來抄上〕圓物遊ノ事、マトハ鞠(マリ)ノ如シ、上中下アリ、上ハ一尺二寸、中ハ九寸、下ハ七寸ナリ、七杖ニアヅチヲ築也、去レバ近キ物ヲ圓物ダケト云事是程ナリ、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕圓物　貞丈云、的ノ制、軍器考ニ見タリ、鞠ノ如ニハアラズ、饅頭ノ如ク也、

〔異制庭訓往來〕弓箭之藝者、馬上徒立矢流鏑馬、笠懸、犬追物、草鹿、圓物、是者爲武藝之奥域也、

〔法量物〕一丸物事

うら八寸　矢たまり四寸れんぜんの儀也　横串五尺　内のり四尺三寸　立串、土より上三尺七寸、串のふとさ、口一寸四分、あづちの遠さ弓杖十一に打て、十杖に可立、串こあづちとの間、一杖に少近し、

〔本朝軍器考四下〕圓物ハ徑リ五寸ヨリ八寸ニ至ルベシ、其制ハ笠懸ノ的ニ大ヤウタガハズ、綿イルヽ事、イカニモフクヲカナラムヤウニアルベシ、連錢ハ八寸ノ徑リナランニハ、四寸ヲ準トシテ串ニツケンヤウモ皆笠懸ノ的ノ式ニ同ジ、物間ハ九杖ナリ、但シ的綱ハ紅ナル糸ノ四ツ組ナルヲ用フル事モアリ、又布利々々トイフ物モ同ジ制ニシテ、猶少シキナル也、徑リ三四寸ノ間ナルベシ、綱ハ一筋ヲ兩ノ乳ヨリ引キトホシテ串ニツク、

〔上堅抄〕ぶり〳〵と云て、丸物などよりもちいさく、的をば同丸物のごとくくゝりて射ることとあり、是は寸法定らず、繩の付やうは、上に乳二あるべし、それよりまとなわを付て、よこぐしにかけべし、よこづなはなく、上にばかりかくる也、矢にあたりてよこ串の内のりをくる〳〵まとふことあり、それをばまとを直して又射る也、此的に沙汰する矢などはなき也、是は中古の人の仕出したる儀也、射やうなどは、丸物のごとし、的の寸法、的のかけ様、法式あるべからず、但いづれも土の上は六寸の物也、然ばぶり〳〵も同ごとくにかけべし、

〔武器考證十四〕ブリ〳〵　貞丈云、近世賦乙ト書テ、ブリ〳〵ノ字ニ用ユ、此二字一向出所ナキ作リ字也、用ベカラズ、

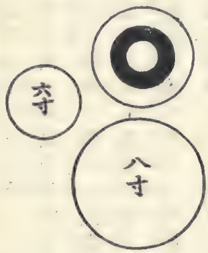
〔本朝軍記考 四下〕三ツ的ハ、徑壹尺五寸ナルト、一尺ナルト、五寸ナルトヲ、串ニテ三所ヲ插合セテタツ、昔五月五日ニ、左右近衛ノ射タリシ六的トイフ物ハ、此式ニハ異也、又中比ヨリ八的ナドイフ物モ、此式ニハアラズ、其傳フル所ノ説一定ナラズ、又シカルベキ物ニ見ル所ナケレバ、コヽニハシルサズ、

〔應永記〕三ツ的ノ事、大中小三ツ金輪ニ立ベシ、何モ串一ツ宛ニテ、的二ツ宛挾也、小的ヲ上ニ、大中ヲ前後ニ、射手ノ好ニヨリ立ベシ、

〔高忠聞書〕はさみ物立事

一三的の事、いやうは、かちだち同事なるべし、まとのたてやう、二的のゑのいたし樣、かはるべし、かやうにいたすべし、

小的四寸



かやうにいつものごとく、三ツならべてたつる、的のゑは、いつものごとく出すべし、二的かやうに出すべし、

〔三的之卷〕的寸法の事、五寸上り、三寸上り、二寸上り、是三段に組也、五寸上りは、小的五寸、中的一尺、大的一尺五寸、又三寸上りは、小的四寸、中的七寸、大的一尺、二寸上りは、小的四寸、中的六寸、大的八寸、此内射手の好に任せ立べし、

立樣の事、上に小的前の方に中的、後に大的を立る也、又上には小的、前に大的、後に中的、如斯立る事

八的　手挾　三三九　四六三

も有、挾様は串一ツにて、的二ツ宛はさむべし、○中略八的、笠懸、犬追物、是を三的といふ説有之、

〔新猿楽記〕中君夫天下第一武者也、○中略八的、三三九、手挾等上手也、

〔庭訓往來〕三三九、手夾、八的等曲節、近日打續經營之、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕三々九手夾　貞丈云、三々九ノ手夾ト、ノヽ字ヲ入ルハ惡シ、三々九ト、手夾トハ別也、三々九トモ三尺トモ東鑑ニ見タリ、三尺、手夾、八的ヲ三流ノ作物ト東鑑ニ記セリ、三三九、手夾、八的ノ射儀、今世詳ナラズ、古抄ニ諸説アレドモ出所タシカナラズ、古代ノ射儀絶テ今詳ナラヌ事多シ、然ルニ近世ニ至テ市井ノ禮家ト云者、射術ノ師ナド新ニ妄作シテ、古傳也ト僞テ弟子ニ敎ル者多シ、知レザル事ヲバ知レズトシテサシオクベシ、年月ヲ歴ル間ニハ、古書ニテ見出ス事アルベシ、今世小笠原流ト名ノル者アレドモ、眞ノ小笠原流ニアラザル者多シ、武田流モ亦同ジ、　又云、永享八年小笠原持長ノ記サレシ流鏑馬次第ニ云、流鏑馬可仕由仰出サレハ、三的ヲ先可射也、サテ作物ノ事、三々九、八的、タバサミ、ユイダレ、ワキホソナリ、是等ハ皆作物也、別ニ日記在之云々、是三々九ノ手夾ト、ノヽ字ヲ入テヨムマジキ證ナリ、

〔貞丈雜記〕十二武藝 一庭訓往來に三々九手挾とある、三々九の手挾との、字を入てよむは誤也、東鑑に三尺手挾八的を、三流の作り物と記したり、同書に三々九ともあり、三尺と同じ事也、三尺もサンザク也、三々九もサンザク也、三流の作り物皆騎射に見ゆ、

〔四六三之的之卷〕四六三ノ的トハ、矢四本持、一人ニテ三度弓ニ射ル、矢數ハ七十二候ニ象リ、又白黑三ノ的ト書ク時ハ、白黑交タル筋ヲ的ニ書故、白黑三ト云トモ謂リ、本説ヲ考ルニ不然、○中略三々九的ハ、拵様知ル人有ドモ、四六三ノ的拵、知人ナシ、秘傳也、神頭ニテ射ハ、木ニテ拵、革ニテ縫クルム、的矢ニテ射時ハ、張貫ニシテ中ヘ藁ヲ入ル、結留口傳、

的串、上古ハ竹ノ折掛ヲ用ル、中古ヨリ木ニテ拵也、九物三々九ト同ジ、

〔吾妻鏡十〕文治六年八月十六日戊戌、馬場之儀也、○中略二品○源頼朝御出、○中略于時景能申云、去治承四年、所ㇾ與景親之河村三郎義秀、爲囚人景能預置之、達弓馬之藝也、○中略仰曰、○中略可ㇾ射三流作物、於ㇾ有失禮者、忽可ㇾ行其咎者、義秀又施其藝、始終敢無相違、是三尺、手挾、八的等也、觀者莫ㇾ不ㇾ感、二品撥鬱陶仕、感荷給云々、

〔吾妻鏡二十七〕安貞三年○寛喜元年十月廿二日、將軍家○藤原頼經令ㇾ出由比浦給、有流鏑馬、相模四郎、足利五郎、小山五郎、武田六郎、小笠原六郎、三浦又太郎以下爲射手、三的之後、三々九、四六三以下作物等、各射之、此藝朝夕非ㇾ可ㇾ被御覽事之由、如相州内々雖ㇾ被ㇾ諫申、凡依ㇾ有御入興、不ㇾ及ㇾ被ㇾ止之、連々被御覽云云、

〔了俊大草紙〕小笠懸の事、○中略的は三的の少也云々、串長サは、壹尺八寸と申也、的をば馬足跡に副て立なり、三々九、八的、四六三、とりとゞめ、いし〳〵と云作物に候なり、皆々武田小笠原の人々沙汰するなり、

〔類聚流鏑馬次第〕一流鏑馬可ㇾ仕由仰出されば三的を先可ㇾ射なり、さて作物の事、三々九、八的、たばさみ、こいたれ、わきほそなり、此等は皆作物也、別に日記在ㇾ之、

蜷川道運所持民部少輔尙淸書云、三々九の的の寸九寸、小串の長さ三尺、的同事なるべし、

長澤正信所持吉良書云、三的とは流鏑馬の事なり、又歩立に小的を三ッ立射るをも云也、歩立と云事は常に射る弓の事也、

多賀忠高書美人草云、三的とは流鏑馬のこと也、又かちたちに小的を三たてゝいるをも三的と云也、

飯田家傳來之書云、文字日記の内に、八的、取留、馳引、三々九、四六三、是は何も馬上の作物也、流鏑馬の根元の心得也、

瀧手田安經所持飯田石見守傳來之書云、三々九、手夾、八的等、曲節と云は昔海中より氣ゑやうのもの上候を、ゐ

そばし候するために、すわ大明神やぼさめのまとを三御たて候て、矢九御持候て、三々九度あそばし候て、彼氣ゑやうのものあそばし候するとめし候へば、三々九度あそばし候て、矢のなき時、海中より氣ゑやうの者上候ほどに、其時すわ大明神御氣默有て、的を八御たて候て、矢を九御持候て、八のまとをあそばし候へば、矢はなきかと心得て、けゑやうのもの上候を、一御手夾候矢にてあそばし候事を曲節と申也、此八的は流鏑馬のまとを八御たて候間、はさみ物同心にて候、かちだちの大的、こまとにあひかはりたる事也、

吉良書云、八的と云事は、是は日本にて出來の物也、是は公方樣、又は禁中樣にて、日本の祭事のために、正月より九月まで是を御あそばされて、四方の惡魔たいらけゑづめ被成候ためなり、大秘傳の物也、此義お他家にゆめ／＼知人ある間敷事也、日本の祭事也、

一あづちの寸方は、たても横も一丈二尺にして、小あづちもなくして的を八ッかくるなり、

一的の大さは八寸四方にして、まとを八所にかくる也、此的は、かくると云べし、小的はたつると云也、

一馬場は六町に拵て、馬三騎にて射る也、やぶさめのごとし、

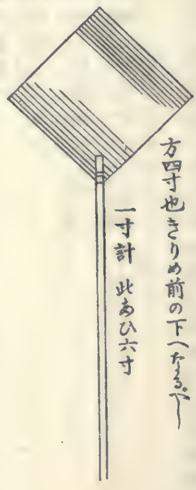
一たいはい出立、笠掛と同前也、

一射樣は東西南北と射る也、扨丑寅の方にて射おさむる也、東西南北口傳まづ下の方にかけたるは東と心得べし、上の方にかけたるは西と心得べし、右の方の大まへの方は南と心得べし、後の左の方は北と心得べし、まづ下を射て、扨二番に右の方を射て、三番に上のを射て、四番に左のを射て、扨又すへ／＼のを右のごとくに射る也、かやうに東西南北と射るに仍て、きよく弓のやう也、

挾物

〔挾物之記〕はさみ物とは、方四寸の板本也、ひの木まさたるべし、うすくへぎて、かんなめなしに、其

まゝへぎたるまゝにてはさむなり、おもてへ見えぬやうに、板めのかたに、うらきりめをつけ候也、かやうに立候也、



あたりはづれの事、まづ中にあたりても、われてのかざるは、はづれなり、われてとび候へば勿論、われて少かゝるは、あたりならず、又はさみたるくしの板のうちにあたりたるは、あたりなり、これも板われてのかずは、はづれなり、板われたるは、あたりなり、ゆひめより下は、串にあたりてもはづれなり、板われたりとも、はさみぎはより下にあたりたらば、はづれなり、○略圖

四半といふ事は、方四寸のはさみ物を、四ッ一ッにして立なり、然ば二寸四方の心なり、はさみ物射る弓の事、的射る時の弓たるべし、自然路次などにては、俄の時はぬり弓に、ますらつるをかけても射る也、はさみ物射る矢の事、四目、又はまとうたるべし、はさみ物射るやう、ゆがけの事、ひぼの事、かちだちまとの時に、かはるべからず、はながみ立やうの事、○略圖

はながみは、あたりたる跡なきは、まん中にあたりても、はづれなり、それにより、まとうに土を付射る共いふ也、故實也、やぶれ候へば勿論、串よりはづれておちたりとも、やめなくば、はづれなり、かしはの葉、其外物の葉を立候やう、かやうなり、葉の表を射る方へなすもの也、○略圖

又草木の葉にても、大なるをば本のかたをつめて、葉をみじかくしてはさむ也、

あはびのから、其外貝のから、はさみ立やうなり、○略圖

貝のうちを射るやうに立候也、串を少のけてたわめ、まむきになるやうに立べし、

立て射間敷貝の事、ほたて貝、いたや貝などはたつべからず、ほたて貝を、いたや貝と云ふ歟、

草木の花をば、かやうに立べし、○略圖

花にも櫻花などは立まじき也、あたり見えず、　草木の葉にも、桐の葉、松の葉、杉のは、立べからず、桐の葉は、御紋なる故に立ず、又松杉の葉は、あたりみえず、其故に立ず、其座にある人のかたぎぬ、すあをの紋につきたる、草木の葉をも立まじきとなり、殊に貴賤の人の紋どもにつき候は、尚以可斟酌、　路次などにて、草木の葉を自然に枝なり、又其まゝ花にても、葉にても、其枝に其まゝきりつけて立候事、其ねらふべき葉なりとも、一ツ殘して、其外のをば皆きりすて立候事もあり、其時も其ねらひ候葉よりも、下土の間六寸程計に切て立べし、　いもの葉をはさみて立候事も、花のごとく串をたてにわりて、くきをはさむ也、はさき下へなるべし、畠などにあるをねらひ候時、まはりのいもの葉をきりのけて、たゞ一ツねらひ候なり、

沓を立事、かやうに立べき也、○略圖

くつには、あたりだにせば、あたりなり、

あしなかの立やう、かやうに立候べし、○略圖

あしなかは、うらを射るやうに立る也、串をふたつにわりて、はなををはさむなり、はなを下へなすべし、

あしなかに二様あり、貴人の御あしなか立ぬ物也、又貴人遊候時、我あしなか立ぬものなり、　あふざ、うちはも立ぬ事、　むち、かうがい、こがたな、其外武具の類、立まじきなり、　はさみ物あたりはづれの事、板にはあたりても、われざればはづれ、はながみは、やぶれずに跡もなきは、中にあた

胴結

りてもはづれなり、其外はあたりてだにあらば、あたりになるべし、年頭などに、三度弓に射候時は、板をも三度ながら立かへ候也、はやおとやのかずに、度々立かへ候なり、三度弓ならば、六まい用意して立べし、いづれも風など吹わり候ゆゑのために、七八枚も用意すべし、串は同くしにて立替候也、但くしもそこねたらば、取かへて立べし、

〔岡本記〕かしはのはは、いにしへたてたる事あり、去かれどもいまはまりしてんの御持物にて候あひだ、さてたて候はぬ事也、子細條々口傳有之、

〔本間流聞書〕挾物は、遠さ七杖半に打て、弓半よせて立べし、夾物とあらば、折敷を四寸二分に切て、切目の方を前の下になして、地の上四寸に立べし串の挾めは、板の中程まで深く挾むべし、挾ものは、やぶさめの的を十六にきりて、そのひとつ也、やぶさめの的は一尺八寸也、挾物のくし長サ壹尺二寸なり、

〔吾妻鏡二〕養和二年○壽永元年六月七日丙午、武衞○源頼朝令出由井浦給、壯士等、各施弓馬之藝、○中略以股解沓差長八尺串、召愛甲三郎令射給、五度射之、皆莫不中、而武衞令打彼馬跡與的下給之處、其中間爲八杖也、仍積此杖數、可定相廣之馬場之由被仰出、其後有盃酌之儀、

〔貞丈雜記十二武藝〕一どうゆひと云は、今のまきわらの事也、弓馬故實に云、どうゆひと云事は、本式にはなき物也、何とこしらへても、くるしからず、大サゆひ所なども、又何にて結ても不苦也云々、

首書

ドウユヒトハ、マキワラヲ竪ニ置テ射ル也、今ハコグチヲイル也、

〔胴結之次第〕此胴結は常に用る胴結なり、如此五所結也、上の結めは下になし、下の結目は上にして結べし、中三ツは、何も上より下へ押入べし、○圖略

此胴結は七所なり、七星を表す、是は祝儀の時用也、結目右同前なり、○圖略

胴結と云は、四節有、又五節供の胴結と云は、正月七日七所、三月三日三所、五月五所、七月七所、九月九所結也、胴結根元は、地水火風空八葉の蓮花を表す、發心門、修行門、善提門、涅槃門、多門、持國、增長、廣目を勸請の心也、元服移徙、其外祝言に、八葉の胴結、平庭に立置用なり、能々可心得也、

〔弓術要覽　二〕一古流にいへるつくらの法は、今世に所謂卷藁の事也、禮家には是を胴結とも、胴縮ともいふ、〇中略卷藁に數多の結樣あり、白砂、鞠かゞり、內御座、登星、四季などゝて法あり、法によつて射樣の禮あり、たゞ曲直推挽を大事となすべし

以植物爲的

〔延喜式神名帳頭註〕稻荷　風土記云、稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖、伊侶具秦公、積稻粱有富祐、乃用餠爲的者、化成白鳥、飛翔居山峯、伊禰奈利生、遂爲社名、

〔豐後國風土記（速水郡）〕田野（在郡西南）　此野廣大、土地沃腴、開墾之便、無比此土、昔者郡內百姓居此野、多開水田、餘糧宿畝、大奢已富、作餠爲的、于時餠化白鳥、發而南飛、當年之間、百姓死絕、水田不作、遂以荒廢、自後以降、不宜水田、今謂田野其緣也、

〔台記〕久安六年正月廿一日己亥、有御射、六七許度、兩矢中的、（以折敷爲的、）有勅令麻呂亦射之、　七年（〇仁平元年）三月八日己卯、送馬於右大臣、依下向伊勢也、上皇使兼任賜書、卽令兼任射折敷、五度中一、

的雜載

〔太平記　十七〕山門攻事附日吉神託事

本間（〇資氏）ト相馬（〇忠重）ト二人ナガラ、〇中略例ナラズ敵共ノ働候ハ、軍ノ候ハンズルヤラン、ナラシニ一矢ヅヽ射テ見候バン、何ニテモ的ニ立サセ給ヘト云ケレバ、是遊バシ候ヘトテ、皆紅ノ扇ニ月出シタルヲ矢ニ挾テ、遠的場ダテニゾ立タリケル、本間ハ前ニ立、相馬ハ後ニ立テ、月ヲ射バ、天ノ恐モ有ヌベシ、兩方ノハヅレヲ射ントスルゾト約束シテ、本間ハタト射レバ、相馬モハタト射ル、矢所約束ニ違ハズ、中ナル月ヲゾ殘シケル、

〔貞丈雜記（十二武藝）〕一草鹿、圓物、大的、小的の類を作物と云、流鏑馬、笠懸、犬追物の類を馬上の作物と云、

作物とは、弓馬稽古の爲に作りたる物也、

〔小的之卷〕暮に至り的を白むると云事有、裏を表へ成し立る事也、又は放レ矢音も聞えざるなり、其時的の內へ紙を的形にして入る、是を的白むると云也、

〔日本書紀 十一仁徳〕十二年七月癸酉、高麗國貢鐵盾鐵的、　八月己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百僚、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得通的、唯的臣祖盾人宿禰、射鐵的通焉、〇中略　明日美盾人宿禰、而賜名曰的戶田宿禰、

〔日本紀略 八花山〕寬和二年六月六日癸卯、後太上法皇〇圓融　於仁和寺覽競馬八番云々、次左右近衞舍人各三人、射五寸的、

〔吾妻鏡 十八〕建仁三年十月九日甲辰、及晚有御弓始、〇中略　和田左衞門尉義盛獻的云云、

〔大鏡 六右大臣道兼〕粟田殿の三郎、前頭中將兼綱の君、其君の祭日調じ給へりし車こそいとをかしかりしか、檜網代といふものをはりて、的のかたちに色どられたりし、車のよこさまのまどを弓の形にゑたて、ふちをば矢の形にせられたりしさまの興ありしなり、和泉式部の君、歌によまれて侍りき、

とをつらのむまならねども君のれば車もまとに見ゆるものかな

〔續世繼 十島のうちき〕いづれのとしにか、まゆみの的かくることを舍人の爭ひて、日くれ夜ふくるまで侍ければ、ものみ車ども、おひ／＼に歸りけるにかきつけて、大將の隨身にとらせたりけるとかや、

梓弓ためらふほどに月かげのいるをのみ〻て歸りぬる哉

〔萬葉集 一〕舍人娘從駕〇大寶二年持統太上天皇幸參河國作歌

丈夫之、得物矢手插、立向、射流圓方波、見爾淸潔之、

的皮

〔躬恒集〕まとかた
あづさ弓いるまとかたにたつ㐧ほのひるあひかたみよるをこそまて

〔倭名類聚抄 四射藝〕皮　周禮云、鄕射之禮五物、其三曰皮、

〔箋註倭名類聚抄 二射藝〕所引〇周禮司徒之屬、鄕大夫職文、原書作退而以鄕射之禮五物詢衆庶、其三曰主皮、註鄭司農曰、主皮謂善射、鄭玄曰、主皮者張皮射之、無侯也、又論語、射不主皮、馬融曰、射有五善、三曰主皮、能中質也、源君引脫主字、

〔貞丈雜記 十一武具〕一的かはの事、かの字をにごりて云時は、小的の輪の事也、かの字すみていふ時は、的のうしろに張る布の幕の樣なるを云也、大的、草鹿、圓物、射つけの小的など、的皮をはる也、布皮とも云、的輪(マトガワ)、的革(マトカハ)、如此書也、光大曰、マトカハトヘ、的ノ輪ト云コト也、ノ〇ニ通フカ也、

〔江次第抄 正月三〕侯者張皮也

〔儀禮 五鄕射〕乃張侯下綱、不及地武、注、侯謂所射布也、綱持舌繩也、武迹也、中人之迹、尺二寸、侯象人、綱即其足也、是以取數焉、

〔倭訓栞 中編二十四末〕まとがは　的皮の義、古への山形也といへり、內裏式に、中皮者以旗指示所中處とみゆ、

〔內裏式 上〕十七日〇正月觀射式
當御前少東、去射席西行卅六步、張第一侯、以鹿皮爲之、親王以下五位以上、及左右近衞、左右兵衞所射也、〇中略其諸蕃入朝、供設於殿上如常儀、只設一侯、張以熊皮

〔儀式 七〕正月十七日觀射式
中侯〇侯、內裏式作皮、者、以白旗指示所中處、稱皮一皮二、

〔延喜式 二十八兵部〕凡大射、五位已上箭激觸的皮者、猶爲中例、

山形

〔延喜式　三十大藏〕十七日（○正月）大射、（○中略）鹿皮十六張、（○染料）

〔延喜式　四十五左右近衞〕凡擬近衞者、（○中略）遣勅使試其才藝、（○中略）步射卌六步十箭中的四已上者爲及第、若一箭不中皮者、以二的准折、

〔江家次第　三正月〕射禮

木工懸的（的二尺五寸、的所懸於侯也、）（中略）

〔山槐記〕保元元年正月廿四日丙寅、於南庭瀧口等有射弓事、立東竹頭、立的於中門南邊、（○以藍摺布爲的皮）

〔笠掛之卷〕的革ノ事、長サ串同前、仕建様、奉射百手同前、此時ハ笠掛ノ的革、又布革トモ云、

〔奉射之卷〕的革之事、布を水色に染め、連錢を六所に付るなり、幅は六幅、長は横串より土除迄の寸法なり、裾は袴の括のごとく縫、幅の合目は、裾を六七寸ぬひ放、菊閉を付る也、條々口傳、

〔百手射禮之卷〕

的革六ロ長サ的串ト同前、水色ニ染メ、六所ニ連錢ヲ付ベシ、裾ノ縫迴六寸、續縮一寸五分、廣サ五分、裾表ヘ捻返シ、三針刺ニ縫ベシ、

〔倭訓栞　前編四十　禮〕れんせんあしげ　的革に六所に錢をつくるを連錢といふ、駒牽の錢を用たり、よて駒をつくるともいへり、

〔倭名類聚抄　四射藝〕皮（山形附）　本朝式云、山形、（和名夜萬加太）侯後四許丈、張紺布繫矢者也、

〔箋注倭名類聚抄　二射藝〕山形見延喜木工寮式、以簀子作之、其制與此所載不同、按弘仁內裏式、正月十七日觀射儀云、侯後四許丈張山形、以紺布爲之、是卽其事、貞觀儀式同、四許丈作一許丈、北山抄引裝束記文云、一丈三尺、然則此所引、或是弘仁式文也、又童蒙頌韻帳訓也萬加多、其義與云張紺布者合、新井氏君美曰、今世呼的皮或布皮卽是、

〔童蒙頌韻〕尤侯幽十一

乏

〔倭訓栞〕前編三十四 やまかた　本朝式に山形と書り、的の後へに紺布を張也といへり、周禮の皮也、歌に、梓弓春の山べなどつゞくるは、此山形によせたり、童蒙頌韻に帳をよめり、

〔内裏式〕上 十七日觀射式 ○正月

侯後四許丈、張山形、用紺布為之、

〔延喜式〕三十四木工 雜作

山形方二丈、以貲布為之、各中功二人

〔倭名類聚抄〕四射藝 射乏　文選東京賦注云、乏、今按、即乏少之乏、但射乏、和名夜布世岐、以革為之、護執旌者之禦矢也、

〔箋注倭名類聚抄〕二射藝 周禮車僕服不氏注、杜子春云、乏讀為匱乏之乏、持獲者所蔽、故源君云、即乏少之乏也、○中略 按夜布世岐、蓋防矢之義、

〔儀禮〕五射 乏參侯道、居侯黨之一、西五步注、容謂之乏、所以為獲者御矢也、侯道五十步、此乏去侯北十丈、西二丈、

〔倭訓栞〕中編二十七 やふせぎ　和名抄に射乏をよめり、今楊弓に乏のみいへり、

侯邊設乏以板為之、所以避矢、

〔内裏式〕上 十七日觀射式 ○正月

馳道、○中略 其南東立第一侯射位、○註略 南去七八丈立第二侯射位、○註略 兩位西卅六步、各立侯、山形、内裏式云、侯後四許丈立之、天慶九年記、如之、乏等、乏後立獲者床子、儀式一許丈、裝束記文一丈三尺云々、

〔北山抄〕三 射禮儀

〔江次第抄〕正月三 北山拾遺抄云、兩位西卅六步、各立侯山形乏等、○中略 侯者張皮也、乏者矢佐戸、獲者的中也、

〔内裏式上〕十七日〇正月觀射式

布射席以牛皮爲之於殿庭、〇中略又設之射席以鹿皮爲之

〔北山抄三〕射禮儀

射手一々進莅蘚上貫柄、装畢而起、兵部執簡起唱之、〇註略小揖興、就射席射、

〔小右記〕永觀二年十月廿四日庚子、今日射場始也、〇註略御装束等如例、懸御的、敷御射席等、〇中略下官候天氣、仰云、可令取御射席、卽仰其由歟、右大臣卽仰出居時中朝臣、時中召秀隆二音稱唯、仰云、換的者執臣下的懸替、次藏人信理撤御射席、臣下射席等、

〔台記〕天養元年十二月二日戊寅、聞攝政參御堂給由、參彼亭、被命云、依風氣不可參、但入夜可參內、依弓場始也、〇中略小選之後參內、〇中略左近權中將爲通朝臣來、召余〇藤原賴長已下、取弓矢著御前、無君臣射席、余答之、又問曰、旣替的了乎、爲通朝臣云、幼主之儀、無射席、以無御射席之故、無臣射席、以帝不可射之故無替的之儀、

〔明月記〕承元二年十月十七日、射場始也、〇中略良久藏人出來、取御射席疊、二人、又一人撤臣下席了、

〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建仁元年正月十二日癸亥、御的始也、〇中略射手十人、相分于弓場左右候、敷皮、

〔佐竹宗三聞書〕大的射手、弓場にて敷皮しく事如斯、〇圖略

的日記付奉行、引敷しくにも如此、毛さき左へなしてしくなり、御所的日記は、二人付らる・間、上へあげてしき、今一人はさげてしかるべし、一人被付時は、かくのごとし、引敷は、毛の方を地に付て敷べし、

三番射手、三所に如此敷て坐すべし、前弓の射手は、敷塚方より一二三と敷べきなり、後弓の射手も敷塚の方より一二三と敷なり、

〔的場之次第〕直る時は舗皮たるべし、又もうせん、筵をも敷なり、内庭などにては、貴人は疊を敷べ

再拜

し、

〔敷皮之卷〕敷皮之事、鹿之皮本トス、長サ三尺二寸、横二尺六寸、裏者何ニテモ付、緣ヲ取テヨシ、白毛ヲ殘、的ヲ射時ハ、的之方ヘ白毛ヲナスベシ、常ニ舖時ハ、串頭ヲ後ヘナシ、白毛之方ヲ前ヘナシテ可敷也、軍陣ニテ牀机ノ上ニ敷時ハ、串頭ヲ折掛テ可舖、何モ裏之方ヲ地ニ付ル也、

緣皮之事、黑革、或菖蒲革也、前後廂ニテ緣ヲ刺也、前廂ト云ハ、横菖蒲、後廂ト云ハ、立菖蒲、串頭ヘ成方ハ前廂ニテ取ベシ、

引敷

長一尺八寸、横一尺五寸、口傳、

皮者、鹿之皮、夏毛ヲ本トスル、繪圖ノ如ク白毛ヲ殘スベシ、

裏者、布ヲ本トス、然共主ノ好ニモ依ベシ、色ハ淺黃也、

緣ハ黑皮、或菖蒲皮也、但廣キハ惡シ、腰帶モ緣ト同革也、○中略

的場ニテ舖時ハ、的ノ方ヘ白毛ヲ成ベシ、常ハ頭神ヲ後ヘ成ベシ、

貴人ハ皆延、平人ハ頭神ヲ折返敷也、高下共ニ毛ノ方ヲ地ヘ付敷也、

〔奉射之卷〕射場著座の事、介添より弓矢敷皮を受取、舖皮毛の方を内へなし背通を竪に折、横に折、頭上の方を我方へなし、白毛の方を放て延敷べし、扨白毛の方より立廻り、沓を脫、著座し、扨扇子疊紙を納る時は、弓に矢を取添、右の方敷皮の下に扇子にて押置べし、前弓後弓、各同前也、○中略日記付一人、大前に舖皮をしき、文臺に日記硯をのせ、大後に向ひ坐す、再拜振は、大後に敷皮をしき、再拜を持、的に向ひ坐す、安土(アヅチ)の方にも再拜持有之、中たる時は、的の方へ三度振、中を告る、其時射場の方の再拜を合せ、日記に誌之、何れも青襖袴也、

〔的場之次第〕再拜串の事、一尺八寸に可切、同再拜は、三たけ計に切候て能也、

的付

〔書言字考節用集器財七〕采幣（采配、再拜、並同、）白旄（周本紀、武王右秉白旄以麾、文選註、旄牛尾、執以指麾也、）麾（文選註、麾謂白旄之旌、以指揮軍衆者、）

〔小的之卷〕小的再拜之事、串は木にても竹にても、長一尺二寸、徑り三四分の内、紙二枚、幅一寸三分充に切り、中より折重て一寸計挾べし、挾ぎはを紙條にて結べし、振手は的の後方に坐して振べし、中りの時は、的の方へ振也、

〔百手射禮之卷〕麾串ノ長二尺八寸、太サ徑六分、先餝形、本一文字ニ切也、紙ハ引合三枚重、廣サ一寸三分タケニ切、眞中ヲ串ニ挾ミ、上下ヲ髻ニテ結ベシ、

〔延喜式掃部三十八〕十八日〇正月賭射、〇中略射場東砌西面北上、鋪的者座、

〔後二條關白記〕寛治六年正月廿七日庚戌、賭弓事、〇中略

裏書

召次將二人（左有賢、右實後朝臣、）各給面出、著錄的座、

〔北山抄正月一〕十八日賭射事

召左少將之名、稱唯後、召右少將之名、兩人參進、以右奏給左、以左奏給右、各退還、取硯就的付座、

〔北山抄十二月〕五日射場始事

次召所掌、〇中略訖著的付座、（所掌爲射手者、召他侍臣爲的付、）

〔北山抄三〕殿上賭射事

前後上﨟公卿起座、進射手奏、如十八日儀、〇註略覽畢召上卿下給、上卿召前後的付人給之

〔北山抄九〕賭射

上卿召左右的付少將、稱唯相共參入、〇中略進著的付座、（射場東砌、敷圓座、左北右南、並西面、奏端每度注付勝負、）

〔小右記〕寛弘二年正月十八日丁卯、遣大藏卿射遺所、小時自大庭復座陣、内大臣召陣官令敷膝突、借與掃部寮、爲的付座者、極奇怪事、仍以陣疊假爲膝突、未見之事也、

〔中右記〕寛治六年正月廿七日庚戌、今日有賭弓、〇中略的付、左少將有賢、右少將能俊云々、

的立

〔延喜式四十五左右近衞〕凡騎射立。的。者、簡近衞容貌端正者九人用之、著黄袍、騎細馬、〇五月六日並著青摺衫、

〔吾妻鏡七〕文治三年八月四日壬申、今年於鶴岡、依可被始行放生會、被充催流鏑馬射手、幷的。立。等役、其人數、以熊谷二郎直實、可立上手的之由被仰之處、直實含鬱憤申云、御家人者、皆傍輩也、而射手者騎馬、的立役人者步行也、既似分勝劣、於如此事者、直實難從嚴命者、重仰云、如此所役者、守其身器被仰付事也、全不分勝劣、就中的立役者非下職、且新日吉社祭御幸之時、召本所衆、被立流鏑馬的畢、思其濫觴、說猶越射手之所役也、早可勤仕者、直實遂以不能進奉之間、依其科可被召分所領之旨被仰下云云、

〔吾妻鏡三十五〕仁治四年〇寛元元年八月十六日己丑、將軍家、〇藤原賴經御參宮如昨日、自今年三箇年、馬場儀、依御立願可有結構云云、〇中略信濃大夫判官、小笠原六郎、駿河五郎左衞門尉、上野十郎、加地八郎左衞門尉、以下爲流鏑馬射手、同的。立。能登前司、但馬前司、隱岐前大藏少輔、上野大藏權少輔、大隅前司、上總權介、以下立之、

〔流鏑馬次第〕的。た。て。は、武藏の黨の者どもの役也、

刺籌

〔延喜式三十八掃部〕十八日〇正月賭射、〇中略射場東砌、西面北上、錄的者座、差南退屛幔內、西面北上、四衞府剌。籌。者。座、

〔西宮記正月〕殿上賭弓

籌。刺。著座多用童、持矢不取弓、承平二年三月廿八日、以藏人爲員。刺。、天慶七年三月十日、大藏丞源國光、前藏人藤原仲棟後、天曆元年、前少將爲善、後童爲員刺、召方方頭被仰度數念人賭物、

〔北山抄一正月〕十八日賭射事

出居仰懸的、上官示氣色、木工寮懸之、籌刺著座、

的申

〔北山抄三〕殿上賭射事

籌指座、在射殿南妻東西柱下、前西、後東、〇中略 次籌指取矢著座、不取弓帳矢、六位侍臣、若小舍人爲之、

〔北山抄九〕賭射

籌刺府生著座近衛府掌、兵衛府生代著、

〔侍中群要九〕定殿上賭弓事

前後刺籌、取籌矢著座、以念人內六位宛之、不取弓帳插矢、其座在射場南邊、前在西、後在東、若用殿上小舍人也、

〔中右記〕天永三年三月廿六日、今日有賭弓、〇中略 籌刺替矢取渡、左右兵衛射手參射、次又籌刺、替左右近衛參射、

〔玉蘂〕承久二年三月十三日癸卯、此日禁中、密々有賭弓習禮事、兼日被定司掌役人等、頭經高朝臣奉行也、

役人注文云〇中略

算刺

左近友久　右近貞久　左兵衛久直　右兵衛景弘已上小舍人〇中略

次籌刺府生三人、褰幔著東幔下座、先立籌於座前、隨中的一々立之也、 或次第云、出居仰籌刺可著座、由其詞云、籌刺著座仕レ、

今日無此儀、是先例歟可尋、

〔倭名類聚抄四射藝〕射芝附司旍

司旍此間云末止萬宇之 執旍司射、中當擧之、

〔箋註倭名類聚抄二射藝〕司旍此間云末止万宇之、按、万宇之申奏之義、謂射中則擧之以申奏也、新儀式的申、內裏式獲者即是、執旍司射、中當擧之、所引薛綜注文原書、(中略)執旍司射上有謂字、按旍即旌字、廣韻旌旍上同、儀禮釋文、旌本又作旍、按鄉射禮注、大射儀注並云、容謂之乏、所以爲獲者之禦矢也、鄉射禮云、命獲者執旌負侯、大射儀云、命負侯者執旌、負侯依之、薛氏所云執旌者、司旍皆禮獲者、負侯者也、鄉射禮注又云、司射主人吏也、大射儀注、司射射人也、

〔類聚名義抄九〕司旍マトマウシ

念人

〔江次第抄正月三〕獲者的申(トマウシ)也

〔儀禮注疏鄕射五〕獲者坐而獲、注、射者中則大言獲、獲得也、射講武田之類、是以中爲獲也、

〔倭訓栞中編二十四末〕まとまうし　和名抄に司旌をよめり、延喜式に執旌と見え、水左記に的申とみゆ、

〔內裏式上〕十七日(○正月)觀射式

設獲者。位於乏後(獲者、毎的執白旗、謂看矢蹤密者、○中略)射人進就射位射之、中的則獲者捧的稱所中之規、隨矢蹤密、叩鉦有數、(外規一聲、次規二聲、內規三聲、)中皮者、以白幡指示所中處、稱皮一皮二、(舊例更有一人稱、今停之、)

〔延喜式十八式部〕凡大射者、預點召使四人、擬執旗、

〔延喜式三十八掃部〕十七日(○正月)觀射豐樂殿、(○中略)兩侯之後、奏的幷擊鉦鼓者座、十八日(○正月)賭射、(○中略)同殿(○安福殿)巽角東面、立床子一脚、爲奏的者座、

〔新儀式四臨時〕殿上侍臣賭弓事

次出居次將喚右近衞將監令懸的、次的申、矢取內豎十二人、(或十五人)入自日華門、越度埒前列立埒西邊、

〔小右記〕長和二年三月九日庚子、大外記敦頼朝臣來云、賭射延引事、外記不擧敕者、予(○藤原實資)答云、外記仰下敕、的申、是兵部省掌役、非外記、不可仰敕、藏人方不可仰乎、敦頼朝臣諾之、

〔中右記〕元永二年三月廿五日、入夜間、召使來云、今夜射禮也、(○中略)已欲及深更且始事、造酒司勸盃、只一獻、早可射之由仰下之處、臨夜陰間不慥見的申之聲遙聞、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、參內、依弓場始也、(○中略)安福殿東庇南第一間、敷折薦爲帖、爲的申矢取座、

〔貞丈雜記四役名〕一御弓場始の時、念人と云は、射手の肝煎也、(肝煎トハ、世話ヲヤクト云コト也、)即射手の奉行也、東鑑に所々に見たり、念人と云事、上古禁中の射禮、賭弓等に見たり、新儀式にも見たり、

矢取

〔北山抄十二月〕五日射場始事

召所掌、取簡硯候上卿前、書別前後射手念人、(度數算物、臨期多用構)取簡進御前奏覽畢、

〔江家次第十九〕殿上賭弓事

當日早旦、前後射手等、自忌籠所移於幕所、(中略)射手念人等行列、(宿衣、射手者具弓矢、乃著中臈、念人等弓矢、令持於小童若隨身)

〔侍中群要九〕定殿上賭弓事

次前後念人、各捧射手奏、(各書插杖)共跪候橘樹下、

〔九暦〕天暦二年三月十二日、午刻參院、於對東庭有賭弓事、前方念人中務卿親王、(重明)後方念人下官、

〔左經記〕寛仁元年十月五日庚午、早旦參內、有射庭始事、(中略)源少將持硯簡弓等、進居按察大納言座前、隨宣書前後射手并度數念人等、進御前令御覽、

〔中右記〕嘉承元年十二月廿二日、今日有弓場始、(中略)後方勝了、念人右兵衛督以下一列、殿上人一列、藏人廣房(在後西面北上)二拜、

〔玉海〕承安三年十二月十日戊辰、去六日弓場始事、宗家卿注送云、(中略)後方勝了、三條大納言已下(後方)念人(一人、射手宗家、經家朝臣)合三人立拜、

〔玉葉〕承元二年十月十七日、此日軒廊御卜、并弓場始也、(中略)余依爲勝方念人爲拜、

〔運歩色葉集屋〕矢取

〔延喜式四十五左右近衛〕凡賭射取箭近衛八人、分爲二番、番別四人、不帶弓箭、

〔北山抄十二月〕五日射場始事

矢取內豎十人、度自堋前著座、

〔北山抄九〕賭射

矢取近衛等、經堋前西度、

〔侍中群要九〕定殿上賭弓事

的串矢取内豎十二人、或十五人入日華門、越度垜前、列立垜西邊、著安福殿東廂座、一人取桙、一人取筒、取桙者立其桙垜西邊、取筒者趁庭幔西邊北上、以筒立橘樹下還去了、

〔山槐記〕治承二年正月十八日癸丑、今日被行賭弓、〇中略矢取近衞十人渡、

〔玉蘂〕承久二年三月十三日癸卯、此日禁中密々有賭弓習禮事、兼日被定司掌役人等、頭經高朝臣奉行也、

役人注文云〇中略

矢取

左近友員、忠重、　　右近安次、包重、　　左兵衞安時、久直、所衆行忠、

左近官人康光藏人　　右近官人盛忠同

左兵衞賓茂出納　　右兵衞重康同〇中略

次矢取近衞左右各十人入幔門、裏東幔可出也、人々中違例之由、人經壽剛座前、更折東經垜前渡西、或次第云、出居仰矢取可渡之由、其詞云、矢取罷渡レ、今日無此儀定、先例歟可尋、

〔應永記〕矢取掛〇笠ハ、的ノ後ニ居ベシ、矢ノ取ヤウ、タトヘ中リタル矢ナリトモ、的串ト布革トノ間ヨリ取レバ、其矢ハ外レナルベシ、タフレタル矢成トモ、的ノ前ヨリ取レバ中リ也、公方樣御矢取ハ、的ノ前ニ居ル也、

〔的場之次第〕矢取の出立の事、肩衣袴也、

矢取臺とて、跡の方をば細く、上を雲形にけづり、根の入候方にすかしなどする也、扨漆にて塗也、條々口傳、

矢取臺も二ッ程する也、矢數多時は、二人にて可取也、

矢取の方より、介添矢を受取、さて次第々々、面々へ渡なり、

〔峯射之巻〕箭取二人は、青襖袴にて股立を取、的の方に有て矢をぬき、矢取臺に入通ふべし、此時介添矢を取、銘々に射手に渡べし、

古事類苑

武技部四

射場始

古事類苑

武技部四

射場始

射場始、或ハ弓場始ニ作ル、毎年十月五日、天皇弓場殿ニ出御アリテ、公卿以下殿上人ノ賭射ヲ御覽ノ儀式ニシテ、懸物ヲ設ケテ之ヲ賞ス、此日御座ニ弓矢ヲ置キ、御射席ヲ設クルハ、蓋シ親射アルヲ以テ正式トスレバナルベシ、然レドモ親射ハ歷世中、村上天皇天暦元年ニアリシノミニテ、其餘ニ所見ナシ、式日ハ、十月五日ヲ以テ恒例トスレドモ、或ハ十一月十二月ニモ行ハレシコトアリ、而シテ其期日モ亦一定セザルガ如シ、

此事ノ創始ハ詳ナラザレドモ、蓋シ禮記ノ月令ニ、孟冬天子乃チ將帥ニ命ジテ、武ヲ講ジ、射御角力ヲ習ハシムトアルニ據レルナルベシ、史ヲ按ズルニ、醍醐天皇昌泰元年閏十月十日、射場始始テ見ユ、其後年々行ハレシカド、毎ニ射手ノ其人ニ乏シキニ由リ、終ニ廢絶シテ復興ラズ、貞治五年ノ撰ナル年中行事歌合ニ、名のみ聞けふのまとゐの射席も今はむかしさ忘き忍ぶ哉、トアルニ依レバ、當時儀式ノ既ニ廢絶セシヲ知ルニ足レリ、

〔名目抄恒例公事〕射場始(ユバハジメ)

〔禮記註疏十七月令〕孟冬之月、〇中略天子乃命將帥講武、習射御角力、

〔周禮註疏三十一夏官司馬〕凡國之政事、國子存遊倅、使之脩德學道、春合諸學、秋合諸射、以致其藝、而進退之、註、遊倅、倅之未仕者、學、大學也、射、射宮也、王制曰、春秋敎以禮樂、冬夏敎以詩書、王大子王子群后

式日

之太子、卿大夫元士之適子、國之俊選皆造焉、

〔年中行事歌合〕二十九番　左勝　射場始十月五日　二位中將〔○四辻善成〕

名のみ聞けふのまとゐの射席も今はむかしとしき忍ぶ哉〔○中略〕

左射場始は、すべらぎの弓場殿に出させ給て、弓を御覽ずる也、公卿以下、束帶にて是を射也、袖のよそほひなど、家々の口傳侍べし、弓懸さし、柄などつけて弓射樣、此頃はしれる人もすくなきにや、射席とは、射座なり、天子も御射席をしかるれば、弓を射給ふべきよし也、いとおもしろき事也、

〔公事根源十月〕射場始　五日

その日は天子ゆば殿に出させ給て弓を御覽ずるなり、公卿以下束帶にてこれをいる、天子御射席をしかせられて、弓矢を御座の左右のわきにたてらる、これ群臣とひとしくゆみを射給ふよしなり、誠に文武二つの道は、一をかくべからざるが故に、今天子も弓場殿に出させ給て、武道をならはせ給ふなり、口傳に、射場始なくば、賭弓有べからず、賭弓なくば、相撲節あるべからずと申也、

〔江家次第十九月〕射場始十月五日、藏人式七日、〔五十一依當時儀書之、式中七日因延喜之、〕

〔年中行事秘抄十月〕五日射場始事〔出御弓場殿、公卿已下殿上人爲射手、〕

休日弓場始例

永觀二年十月廿四日、有弓場始事、寛仁四年十月二日弓場始也、保安三年十月三十日弓場始也、延久二年十月十六日壬戌弓場始也、延久四年十月十八日癸巳弓場始也、

○按ズルニ、左經記ニ、寛仁四年十二月三十日、弓場始ノ事アリ、サレバ十月二日ハ、十二月三十日ノ誤ナルベシ、

〔雲圖抄 上 目録〕十月

五日弓場始事（今上〈爲羽〉御宇十二月被行之）

〔西宮記 十月〕五日射場初事

天皇御射場、（御青色衣）出居警蹕、出居依御氣色起座、經階下軒廊東二間云々、就突膝召、同賭弓時、召王卿、各持弓矢、經階下參進、此間召次將、立南階西腋、北面立云々、出居令懸的、（召將監各一、或說云、二音云、稱唯、不待出來、仰云、的懸々、先懸御的、後替、仰云的替日、）令將監懸的、（執的出自本陣懸之、取御射席、近代先取之、次替御的、或取御射席之後召王卿、次替御的、一說云、出居依御氣色、卽令懸御的、而後赴陣召王卿、王卿參入之後、取御射席、次令替御的、一說云、出居依御氣色、召王卿、而後召將監、各令懸御的、次取御射席之後、令替御的、）箭取著座、（內豎十人、第一人持札、二人持的、申將、入自日華門、自龍道渡埒前）著、執札者獨兩、埒艮北面立、卽指北趍上、立南殿坤角墻下、更趍還經埒後著座之、人々（單也）立繼射、（第一能射者射之、執矢出自月華門、到殿上口進矢、公卿矢六位傳取進之、）居王卿肴、（王卿立弓、或本云、每出御入取之、折敷各二合、王卿料殿上五位已下取出、居的付前、所雜色居之、所掌參退後可居云、）勸盃、（四位已下勸之）召所掌、以少將一人、兵衞佐一人爲之、此中一人、應召持筯札、入硯具柳筥、以弓加上、出自無名門、右廻、（居上卿前、西面、）上卿示所掌、令書分、（先書前後射手念人等、次書度數、賭物以物體云々、）所掌奏札、（持札跪御座前、乍持令御覽、了還異座角柱西面、）（王卿座前柱下也、或到本所、取弓之後、居柱下、）所掌讀札、（先讀前射手、前乃方某々、後之方某々、或說云、某々被召人一々唯、後仰云、陸へ、同音稱唯、次讀度數幷賭物、次讀前後念人、不唯、）所掌暫著的付座、（取札硯等、暫著件座、）的付替著座、（所掌退去）前後射手立繼射、（淸涼記云、懸物射分後射云々、出自無名門、）立射分錢、（十貫置机、六位二人相舁、出自無名門、立射場巽角柱南邊、）結立懸物、（或射分前有懸物、內藏絹五疋、繫以繊、著樹枝、同六位藏人取之、出自無名門、結立巽柱、）一度科供御勝、（此間射手跪候、下袖供了、）立、度數畢、（勝方尻塞、每度進跪、引射分錢、中科人者、延一度、近代不延之、）無勝方、拜、（王卿率射手、列立射殿東庭、王卿以下一列、北上、西面、第一之人、當射殿西間、皆持弓箭、射手張弓、）復本座、召中科人、給懸物、（無中科人者、懸物納所、或被候內、后若女御、被出女裝束、依御氣色、仰所掌若出居、起座進跪、取懸物、召給之、給人唯進跪給、乍居一拜、退無名門、）還御、

〔北山抄 十二月〕五日射場始事

裝束畢出御、先是中少將候座、稱警蹕、次出居次將、召右近將監、令懸的、次蒙仰、召殿上王卿、王卿取弓矢著座、矢取內豎十人、度自埒前著座、次拔召侍臣能射者、令試射、（若有御射席、先懸御的、此時出居仰令懸替臣下的、射席未撤者、不著履進射、无御射者、出御以前、候氣色、撤射席、不可懸御的之由、仰將監也、）次召所掌、取筯硯、候上卿前、書別而後射手念人、（度數賭物、隨仰、多用枸櫞、）取筯

進御前、奏覽畢還本所、唱射手名、各稱唯、次仰裝（同音稱唯）次讀度數募物、次唱念人、（不稱唯之）訖著的付座、（所掌爲射手者、召他侍臣爲的付、）內藏寮獻懸物射分錢、（絹付木枝、藏人取之、結著殿巽柱西、錢置机上、二人舁之置柱南、）其後次第射之、（延喜四年記云、殿上童插衣後、到南殿南、取矢班射手者、而近例自殿上方六位取之授王卿、）內藏寮賜王卿酒饌、御厨子所供御菓子等、射畢勝方王卿侍臣、於出居座南再拜、（西面北上、王卿一列、四位五位一列、六位一列、念人不張弓、延長以後、射場之南、北面西上再拜、）若有中科者、上卿令所掌奏事由、奉仰令召其人給之、給祿者乍居一拜而退、或別召懸物於后宮女御曹司一所、事畢還御、警蹕如常、

〔北山抄九〕射場始

裝束訖、（无御射者、依仰先令撤御射席、仰將監不令懸御的爲善、）御射場殿、（次將候御劍、置右置物御机、帶劍插箭、不取弓云々、）出居次將（帶劍取弓插矢）候座稱警蹕、即候氣色、召右將監名二音、（先同其人著座、右將監不候者、用左將監、若失不待二音稱唯者、猶又可召之、舊例雖不定、若又不召還爲次將失耳、）稱唯、則仰曰、懸的、懸畢、奉仰召殿上王卿、還著本座、（其儀見賭射、但依不立幔、不留南殿階拔、）王卿著座、次矢取內竪十人、（一人取箇、立橘樹下退歸、一人取棹、是若賭射外、不可取歟、）度自掤前著座、召侍臣能射者令試射之、（懸御的者、出居仰曰、的替奧將監稱唯、進替之、或召將監、重仰的懸替云々、其後召能射人、未撤御射席者、不著履進射席射之、其御射席等、令殿上六位撤、令所司撤、又有何難乎、但闕以下、可難近進歟、出居若被召能射之中、乍在座入弓懸貫柄張弓、插下襲裾等進射之、或起座先到殿上座裝了參射、）次所掌（定殿上少將外衞佐一人爲之、其人奉仕此役、若有失禮、所掌記之、後日令贖、凡射場事、所掌所執行也、）取副箭幷硯於弓、（入硯楊筥、筥上置箭、箭上置弓取之、）出自侍方左廻、乾向居上卿前、置弓硯等、取箭候、隨上卿之定、書別前後射手念人等、（射手先注懷紙、一定後書箭、）但度數募物隨仰、（多用枸櫞）書畢取箭（不取弓）進御前、乍持經叡覽、畢右廻復本所、（往年於的付座北唱之、而近例如之、）先召射手、（前乃方某某、後某々、或說、後方云々、雖非故實、非无所據、）各稱唯、（所掌入射手者、自召、即稱唯、）訖仰曰、裝（倍）同音稱唯、次讀度數募物、次讀念人、（前某々、後某々、）不稱唯、唱畢取副弓硯等、左廻著的付座、（所掌入射手者、代他人起座、）次殿上六位、取懸物結付殿巽角柱西、射分（懸物射分、內藏所獻、）在其南、（或又召懸物后宮女御曹司一所、奉仰人持參、便結付同柱、）次射手次第射之、（勝方後塞、進自殿東、引落射分錢一貫還入、）此間內藏寮賜王卿侍臣等饌、御厨子所供御菓子干物等、（射手跪候如常、）日暮主殿寮供庭燎、（出居催仰令候、）若號入御、大將稱警蹕、（大將宰相中將等不候者、出居稱之、）射手歛腋跪地、（若早不可出御者、有仰立射之、）射訖所掌取箭硯等還入、（便以箭可令見上卿、近例直入云々、先跪上前、隨氣色可入歟、）勝方（依小負定勝負、異近衞府例、小負均者、依度負、）王卿侍臣、於出居座南再拜、（西面北上、參議以上一列、四位五位一列、六位一列、念人不張弓、皆服矢、延長以往、射場之南、北面

西上而拜之、爰有中科人者、隨射只定其科、最初皆四、每射取懸物增其員、儲者不堪者、或注入、或說賭射出居三度、中科者增科、御前者一度增之云々、上卿令所掌奏事由、奉仰令召其人、於始唱所召之、其人稱唯參進、所掌進取懸物給之、給者乍居一拜而退、或自進給之、若无中科者、或又令射一度、賜其中秀者、兩人中科時不給之、或相分給、或以其兩人、更令射一度、若一人中科、一人過科者、給過者、事畢還御、警蹕如常、

〔小野宮年中行事十月〕五日射場初事

勝方親王以下再拜、其儀當御前西面北上立列、親王以下參議以上一列、非參議以下一列、故殿、天暦五年三月十六日、殿上賭射御記、

〔江家次第十九十月〕射場始十月五日、藏人式七日、

天皇出御青色御袍、故實所傳、賭弓御青色、殿上賭弓赤色、射場始直衣也、而近代亦青色、執柄若藏人頭候御裾、

上臈次將一人、執晝御座御劒前行、帶劒插箭、侍臣插箭、御弓場殿御屏風內之後、出居次將一人著、持弓

出御、出居稱警、排御屏風、出御、其後押合御屏風、

置御劒於南机、四柄南刃

出居候天氣、召曰某、左近將監召、先問其名後著、

仰云、的懸介、乍籠仰之、

次將向陣階下召公卿、於南殿巽角見軾有無、先是上﨟令數軾、先見下、次見上、後曰、召諸卿、稱唯、次將歸南殿北廂

出居向陣間、他次將等相替候座、

藏人三人、徒跣撤御射席、二人昇臣下射禮、○禮字一本无或記曰、下射席之人々、著沓

公卿於敷政門外執弓

歷階下、雖座敷第二間、當日上卿可著三間、參上著座、執柄人先著座後候御後、置弓於座前、矢取內豎著座、十人、第一持簡、第二持榜、入自月華門、經垜前、持札者進垜艮、北行、立札於南殿坤角大床柱、歸經垜後著座、

上卿以藏人頭徒跣後後効之令申能射人、告其人裝束、或乍在座、或入殿上方、

立継射之、公卿兩三、侍臣一兩、矢內竪取之、於殿上奉也、
給公卿衝重之、無飯、每人二合、藏人所役、大給出居、次給侍臣、
　出居幷侍臣有飯、北山抄、賭射一度間給之、最有便宜、而近代依西宮被行、
頭取之、公卿立弓於座後、或有勸盃、頭取之、五位藏人瓶子不傳出居、
次召所掌、近衞將若外衞佐也、而近代用五位藏人、可恠之、
其人插矢、柳筥盛硯、筆、墨、小刀、水滴器、其上置簡、其上置弓執之、出自無名門、到上卿前左廻而居、射手交名、書折紙具也、置弓硯等持簡候、
　上卿命藏人頭奏度數賭物幷射手人之事、所掌豫注折紙插懷中、依上卿命奉之、
次示所掌令書之
先書前後字、次書度數、多上
賭物、枸櫞、枸櫞上音俱禹反、下音鄒全反、廣州記、似橘實如柚、大而稍長、味辛酢、皮以蜜煮爲粽、今世以此使酢者也、
次左右射手、次書念人、近代執柄不入、
書畢取副弓於簡進御所、或留弓於本所、
或留初膝行之處、不及御座七八尺、膝行三度留候、藏簡經天覽、畢右廻復本所、
次持簡召之、前乃方某々、公卿官用音不用訓、
後某々、各可稱唯、若所掌入射手者、自召自稱、
同音可稱唯
次仰曰裝、次諸念人前後召訖、
公卿如初取簡弓等、左廻著的付座、座若在砌外者居欄外、後引率所掌入射手者、他人著的付座、藏人
所給衝重有飯、

殿上六位以内藏懸物、（絹五匹付木枝）付殿巽角柱西面、射分錢一机、二人舁之立柱下、（往古書分、給於人々、矢取預此、近代絶無其事、）

又懸后宮所獻女裝束懸物、下上以木枝末向東、

次藏人所來、給的付衡重、

次射手立繼射之、（前在四、後在東、常四人在射場、）

二度間、供御菓子干物、

頭陪膳、五位藏人、取第二御臺、

四位二人、取御菓子干物、經殿上臺盤所內往反、其陪膳以下、或於無名門內稱警蹕、或排御屏風東妻、

後稱之、（小野宮流）見御座始稱之故也、

干物四坏、（四）菓子四坏、（東）陪膳以下徒跣、供畢後如本立屏風退、此間射手欲脫跪地、供畢立、

若及日暮、主殿寮仕燈等三所、御座艮一所、（掃部給獻）的付巽一所、的前一所、的前火暗時、次將云、火搔鬮、若

射手弦斷者、跪地以替弦懸之、

次懷斷弦、次以弦當殿柵張之、稍兩三度拭之、

次立射之

度數依時議、不必三度、射畢後、所掌取簡硯等、如初居上卿前、申其方勝、衆其人中科由、依小員、若持依

度數共持無拜退入、立札於神仙門外坤角、勝方公卿相引入、於殿上方、引率四位以下而出、（射手摘弦弓跪、公卿揖、）

（插矢、念人不跪、）列立於射場東庭、公卿一列、四位五位一列、六位一列、再拜訖退出、公卿復殿座、

若有中科之人三度、以三爲科、

上卿令奏（用所掌、所掌入無名門付奏者、或云、如奏札可進歟、）

宇治殿仰云、上卿執弓、自可申、令職事奏之由、是幼主時例、（見小野宮流）勅許後、所掌著座召其人、其人參

候所掌傍、所掌取懸物給也、

九條殿記、射手自可取由云々、其人一拜而是（是一本作近）退、一人過科、一人中科者、給過人、二人中科、或不給之、或給之、或令射一度、給中者、（又不中者不給之）

還御

遲參公卿路、（自殿上方參、雨儀亦同、）四條記、羽林抄、自殿上口、（年中要抄、自殿上方、）九記、歷南殿北廂、幷長橋殿上東上戶無名門等云々、

雨儀御出後雨降時、有此儀、

舗設

〔西宮記 十月〕五日射場初事

立平文倚子、敷毯代、北邊立置物御机、供御膳、御座南立同机、其南立御弓臺、（二張）其東立御矢臺、御座巽立御火爐、御後西間幷御座北、立五尺御屛風三帖、王卿座後戶西柱弓立上懸科札、射殿北廊王卿座西上、同殿東南一間砌上置的付座、（雨中）同殿東庭敷出居座、（雨敷王卿座末、南上西面、）安福殿東廂一間敷矢取座、堋西立的串床子、

〔江家次第 十九 十月〕射場始

射場殿欄內、幷西門敷滿筵、其上寄西立平文御倚子、（東面、有二色毯代、或錦毯代、）四角置鎭子、依未及祁寒、不必敷毯代、下（○下字恐誤）圓座如賭弓、

南北立同置物机各一脚、

其中門立風爐一脚、（有臺）

南机南置御弓臺、（弓四張、由見記文、近代置二張、不張、）

其東置御矢臺、（矢四本）

其上置鞆幷弓懸、

御後立大宋御屛風二帖、（廂柱內東向、立以二帖、中央當御後、依有便奏書也、南北行以絣纐幷鐵鎭子固也、）

御座北副殿北欄、亦立一帖、東西行南面

殿東欄下、敷小筵二枚、其上供半帖、高麗爲御射席、其東方頗北邊、敷小筵一枚、爲殿下射座、東西妻

御後御屛風西、敷兩面一枚、爲執柄座、明義門廊西第二間中央以東、副壁敷筵、其上敷繧繝帖四枚、爲

公卿座、西上南面、但自第三間西頭敷帖、爲令第一上卿當天臨也、

西第三柱、當上卿座懸科札、

作札入重服之人否有論、宇治殿御說可入、科簡板一枚一尺許、北廊第二間東打科簡、弓立上七八寸許打之、蟬冕云、科隨射且定、最初皆每射取懸物、增其員、儒者不堪者、或注入、或說云、賭射出居二度、中科者增科、御前者一度增之、

賭射、重服大將幷射手參入之例歟、但代初幷入御新造內裏時可改之、攝政不入科、皆注四、增者注八、中科後增其科、

同廊東第一間南砌、敷折薦帖爲出居座、北上西面兩儀公卿座末、橫切敷之、南上

弓場東砌南門通土居、敷所司圓座一枚、爲的付座、雨砌中垜屋張紺布、上之八字、件垜去射場廿七丈五尺、

安福殿南一間、敷折薦帖爲射手座、垜西立的串床子、神仙門內南北相對、敷折薦帖爲侍臣座、東西妻時簡移立下侍西面南壁下、御膳棚暫給於所、

下侍艮角、設御裝物所、立廻大宋御屛風、立朱漆小倚子、不見式、

自清涼殿廣廂、經上戶小板敷、幷地上及下侍上敷筵道、近代小板敷下、堆砂爲閣道、到下侍爲御路、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、行事藏人右少辨光房、源經光也、兼日催能射幷射手等、當日召陰陽頭賀茂守憲朝臣於藏人所、令勘日時、或曰、延引之時、令勘日時云々、即以奏覽、件勘文、盛柳筥令持小舍人、持參殿下、可內覽也、其儀掃部寮射堂御座後、幷南間端二ケ間、南北行立大宋御屛風二帖、二帖同、以西向外立之、御座北立同御屛風一帖、舖滿長筵、御屛風後二間同敷之、舖高麗端毯代、立平文御倚子、御座南北、立置物御机各一脚、南机南立御弓箭臺、弓臺置御弓、矢臺立御矢、有御柄弓懸、御机以下、所雜色等役之由、見藏人式、今掃部官人立之、可佐、御倚子前置御承足、以兩面張之、其前

築垜

置火爐、北廂壁下鋪長筵、其上鋪緣端疊、爲公卿座、其後副壁立亘長筵、同廊西第三柱懸科篩、(件篩出納書之、)(攝政以下殿上小舍人以上、除城外服假人之外注之、不注位階歟、二堺注之、右少辨被命云、除服假之仁、若重服歟輕服如何、但內大臣殿令注假文給、仍不令注之、頗有不審矣、)南殿西壇下南北行、鋪折席長疊、爲出居座、(南上西面、件座雨日敷公卿座末也、)射場東第一間砌下、敷菅圓座、爲的付座、(雨日敷砌中、)神仙門內二行、鋪折席長疊、爲殿上侍臣座、(件座間數席、撤御楫棚時等、立下侍西面南壁邊、)安福殿東廂第一間、鋪折席疊、爲的中矢取等座、(但的中座、用床子歟、可尋、西宮記云、垜西立的申床子云々、)

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、參內、依弓場始也、先是藏人學生藤基光、令所司奉仕御裝束、其儀射室母屋庇、幷三ヶ間敷滿弘筵、御座間後、幷南間立五尺屛風各一帖、(庇柱中東西行立之、)御座北又立一帖、(南向、)御座間差筵上鋪二色綾毯代、立平文置物机各一脚、南机南立弓箭等、(弓東、矢西、)置物机二脚、中央立火爐、(兼入炭、)御座前庭、不敷射席等、依幼主時例也、北廊壁下敷長筵、其上敷綠緣帖、其後副壁立長筵、爲公卿座、(西上南面、從西第二間至于明義門下敷之、)南殿西壇下、敷折薦長帖、爲出居座、射場東砌南第一間、敷菅圓座一枚、爲的付座、神仙門內敷滿葉薦、其上二行對座敷帖、爲侍臣座、安福殿東庇南第一間、敷折薦帖、爲的申矢取座、大藏省覆紺布於垜上、北廊北柱(從西第三、)懸科篩、自小板敷下至于下侍、當北戶有筵道、時簡膳棚、移立下侍西戶前、不儲御裝物所之側也、自御殿東弘庇額間、至于殿上上戶、敷筵道、但不敷殿上中、自小板敷下置道上、及下侍中也、年中行事障子押東面、

〔年中行事秘抄十月〕三日

左右衞門、築弓場垜事、

〔公事根源十月〕射場始　五日

先此月の三日に左右衞門、弓場の垜をつく、

〔春記〕長曆三年十二月廿七日癸未、今日弓場始也、○中略垜在左近陣南方、左右衞門所築也、

〔時信公記〕天承元年十月三日、左右衞門、築射場垜、雖爲土用內、先々不憚之、仍木工作覆屋了、

服裝

〔江家次第十九十月〕射場始

天皇出御（青色御袍、故實所レ傳、賭弓御青色、殿上賭弓赤色、射場始直衣也、而近代亦青色、執柄若藏人頭候二御裾一、）

射場始（幼主猶著二直衣一給）

出御（御青色、御插鞋、往年著二直衣一出御、今代不レ然、）

〔蓬萊抄十月〕五日弓場始事

剋限宸儀出御（御麴塵御袍、御草鞋、）

〔小右記〕永觀二年十月廿四日庚子、參內、今日射場始也、（不レ出二御南殿一之前、无二此事一、仍及二今日一、）御裝束等如レ例、懸二御的一、敷二御射席等一、申終出御、（著二御麴塵一、年來著二御直衣一、此事先年有レ定、故桃園大納言、御元服以前著二御直衣一云々、然而年來猶著二夜御裝束一、卽有二此事一、兩說不二憶覺一也、）

〔玉海〕文治三年十二月十一日戊寅、棟範來申、弓場始之間事等、射手猶闕如云々、又云、御裝束直衣之由、親經注渡、或有二御束帶例一如何、余（○藤原兼實）云、幼主御束帶、何年例哉、可レ爲二御直衣一之由、余所二仰下一也、仍親經可二注渡一歟、更不レ可レ及二異儀一者、　十三日庚辰、此日當今（○後鳥羽）初度弓場始也、（○中略）幼主著二御御直衣一、（御引直衣、無二御總角一、紅打御衣、同張御袴、著二御草鞋一、）

〔玉海〕建久二年十二月十二日丙戌、申剋親國申二弓場始事一、主上御裝束、御直衣乎、御束帶歟云々、寬治四年、（御元服次年）著二御麴塵袍一之由有二所見一、仍可レ爲二御束帶一之由仰レ之、射手等、先可レ催二定公卿一之由仰レ之、右射手七人合點了、

射具

〔吉部秘訓抄五〕弓場始弓箭本樣事

黑漆弓、以二赤糸一卷レ之、取柄上下有二金物一、取柄以二黃櫨浮線綾一（瓜チカヘテ）卷レ之、弰上下藤（ニカラ）卷レ之、絃上弰下、村濃糸五寸卷レ之、絃下弰下、村濃糸四寸三分卷レ之、上下絃弰、以二赤絹一卷レ之、弰革赤革、以二紫革一爲レ裏、弦搜上下、村濃糸四寸七分卷レ之、總弓長七尺六寸五分、內上弰二寸三分、

箭長二尺四寸、內平題箭七分、羽長四寸、以二赤色一卷レ之、長六分、鴇雄羽也、無文妻羽也、（フタツハキ瓜云）

云、箆頸一寸、削二分、

〔次將裝束抄〕射禮賭射弓場始

相具弓矢、(眞卷弓矢也、件弓付鞆弓懸、)臨刻限插矢(右腰)取弓、(乍付鞆弓懸持之、弓場始射手之時、出居舞之裝也、)

〔江家次第十九十月〕射場始

賭物

賭物(枸櫞、枸櫞上音俱禹反、下音鄂全反、廣州記、似橘、實如柚大、而稍長、味辛酢、皮以蜜煮爲粽、今世以此使酢者也、○中略)

殿上六位、以内藏懸物(縑五匹付木枝)付殿巽角柱西面、射分錢一机、二人舁之立柱下、(往古書分給於人々矢取預此、近代絕無其事、)

又懸后宮所獻女裝束懸物下、上以木枝末向東、

〔倭名類聚抄二十木〕枳椇(○中略)七卷食經云、枸櫞、(枸郞椇字也、櫞音緣、和名加布智、)

〔雲圖抄下〕弓場始次第

内藏寮獻懸物(白絹五匹、以絹裹之、付木枝、藏人取之、射堂巽角柱南四方懸之、或其路經上卿座前柱南出居前往反、)

次獻射分錢(置机上、近代用藏人二人舁之、進出立同柱南方、其路如初、)

次后宮獻懸物(女裝束一襲付木枝、藏人取之、懸内藏寮賭物下方、)

〔左經記〕寬仁元年十月五日庚午、有射庭始事、(○中略)六位藏人二人、舁射分錢、立射場南面中柱邊、次以藏司懸物絹、結付同柱、(○中略)右少辨、取皇宮被懸物(女裝束)一具、結付南面中柱、

〔左經記〕寬仁三年十月五日戊子、有弓場始、(○中略)所掌中宮權大夫中科、仍藏人侍從定良、進御前取懸物授大夫、大夫受之拜舞、

〔左經記〕長元元年十月四日乙丑、明日弓場始射分錢不候之由、寮官人等有令申、答以他物令奉上如何者、仰云、錢斷盡之由、故殿(○藤原道長)被燒金堂瓦之時所傳聞也、誠然者、以綱屯綿准用、有何難乎、五日丙寅、召寮屬清信、射分錢代、仰可用綿之由、其綿多者無骨歟、以越中細屯三連、頗加粉代可用也、六日丁卯、早旦屬清信來云、昨日弓場始、及晩事始、其儀如常、但射分以綿、如昨日仰令奉、而藏人二人

昇之立御前、先例寮官人昇立云々、

〔春記〕長久二年三月廿六日乙亥、今日依一日弓事、可有負態云々、〇中略有懸物、以銀作櫻枝、付村濃薄物袋、入襪卅足、付件枝云々、賚通所獻也、〈勝方也〉事了著饗饌、兼房所儲也、負方人也、

〔爲房卿記〕永保二年三月廿八日己酉、今日出御射場、〈御直衣〉召公卿侍臣、有御賭弓事、〇中略宰相中將公實卿、三度射四科、仍給懸物、〈白女裝束也〉　四月廿四日乙亥、今日殿下御賀茂詣也、〇中略仰云、裝一次讀度數募物、次讀念人、〈前某後某〉不稱唯唱、了取副弓、左廻著的付座云々、禮部被習申故小野宮右府、仍能問申子細也、

有中科之人時、所掌可奏事由之旨、見四條大納言記、而民部卿〈經信〉示云、故宇治殿仰、上卿作座可伺天氣者、又如雜類略說之者、所掌解取、可給懸物於中科人也、而九條殿天暦五年殿上賭弓記、中科人、自可解取、〈一拜者〉所掌與之、先皇〈延喜〉之仰爲失云々、

〔知信記〕天承二年〈〇長承元年〉十一月十四日、弓場始也、自宮被獻懸物女裝一領、口蘇芳龜甲文織物、唐衣摺裳、〈腰在織物表差糸〉懸松枝、爲廳所課差調進之、覽御前幷殿下、了付行事藏人、廳相折云

弓場始女裝束料米四十七石八斗七升五合、唐衣料十五石、織物二丈十石、裏絹四丈五石、裳料廿二石二斗五升、南面料絹一疋十石、摺料三石、腰織物一丈二尺六石、同表綾一丈三尺三石二斗五升、合體料長絹一疋五尺、料米十石六斗二升五合、

〔明月記〕建永元年十一月廿八日、一昨日、和歌所輩少々相伴、可向吉水大僧正御房由、有長房卿奉書、〇中略束帶參彼御房、〇中略此間下官退出、依參弓場始出居也、〇中略後藏人、昇立射分案、懸懸物、〈紅色懸物如例〉

〔日本紀略〕〈醍醐〉昌泰元年閏十月十日、弓場始、

〔日本紀略〕〈醍醐〉延喜九年十月十六日、射場始、

〔西宮記十月〕五日射場初事
延長四年十月五日、弓場始云々、出居少將實頼、奉詔唱名、堪射之人奉仕、（不稱的、殿上童、渡公卿前出居後、至南殿南、内豎來授矢、）（童即班射人也、）先是左衞門督候侍、蒙召著座、（此日公卿多參候陣座、依無召皆罷出、先例殿上公卿不待召參入、仍不召、）云々如常、
同日貞公御記云、有申文令奏候之狀、而不召、今日有弓場始、侍陣大臣以下不被召、仍各退出、主上聞食仰云、殿上公卿、不待召參候者也、
〔法成寺攝政記〕寛弘五年十月五日壬辰、弓場初如常、權中納言能射一人也、中兄矢、
〔日本紀略十一一條〕寛弘七年十月十六日辛酉、弓場始、天皇出御、
〔左經記〕萬壽二年十月十九日丁卯、午後參内、有弓場始事、仍及申刻出御弓場、先召上達部、次出居召右將監、（一音、稱唯、）召仰可懸御的之由、次仰可替的之由、次六位二人、撤御射席、次召能射者、次召書掌、（藏人兵衞佐資通）次射之二度、内藏寮給公卿酒肴、（殿上五位六位、非射手者役之、）次供御膳、次左頭中將、（公成、）取盃勸公卿、（持弓取盃、）又五度之後方勝、仍射手并念人公卿侍臣、列立東庭、（公卿一列前、侍臣一列後、）拜了還御、今日射手不足、仍無故不參殿上人、可召問之由有仰云々、右大辨、依遲參恐申退出、又尾張權守入射、無音退出、仍同可被召問云云、抑今日依例、内藏寮進懸物料絹五疋、射分錢等、藏人傳取、結付射場巽角柱、其下立射分錢机、又須中宮可被出懸物也、而依御侍殿御事、不被出也云々、
〔春記〕長暦三年十二月廿七日癸未、今日弓場始也、件射場殿、兼日被仰修理職所新造也、東對去北一丈許、立卯酉屋二字、一字御在所、一字上達部座、其體頗摸舊跡也、垜在左近陣南方、左右衞門所築也、仰藏人義綱令行也、其御裝束儀如例、但副東築垣南行至垜下引幔、又東對副高垜南北行同引幔、例無此事、然而依便所引也、御座并上達部射席、并出居的付座等如例、侍臣座在中戸内也、科衞同令懸也、（新書也、）所司等事、兼皆所令仰也云々、早旦參關白殿、（○藤原賴通、）命云、今日弓場始、依例可申行、并上達部殿上人、能可令催候者、予（○藤原資房、）令申云、今日右大臣殿、（○藤原實資、）可候官奏也、其後可出御射殿也、仰云、

尤吉事也者、予即參內、巳時許、右府參入給、未時許官奏、(御裝束、御定覽、令奏仕也、)畢退下給、酉時許、出御弓場殿、著御青色御袍也、左少將定房、候御劒、(書座例御劒也、)前行、予候御下重尻、(帶劒插矢也、)左少將經季、候出居座、此間著御座、(定房置御劒南置物御机上、刃南頭西也、)出居稱警蹕、出居候氣色、召將監各二人、(右將監高扶宣、)良久稱唯、畢令懸的、即懸御的畢、又令召上卿等、經季西渡南庭召公卿云々、此間定房相替候出居座、經季又還著之、小選上達部、經左近陣北渡御前著座、內大臣、〇藤原教通　右衞門督、新中納言、(信家、)修理大夫、左宰相中將、(細頁)等也、次令替的、次撤御射席并臣下射席、六位藏人三人、(二人撤御射席、)一人撤臣下席也、此事內府以予令候氣色、令撤也、次召能射三人、(權中納言、左宰相中將、右大辨資通、)令射之、(中納言初矢中之、)畢所掌藏人左少辨經成、(本所掌也、)取硯并簡等參候上卿前、書前後等、此間內大臣令奏云、度數可用何度哉、予奏之、仰云、可用三度也、即仰之書進覽、又讀立云々、失禮殊甚云々、即著的付座畢、(有三番、太見苦事也、可有四番也、而被懸四字、尤無由事也、先例皆有四度者也、)射手次第射、(上達部一番也、)一度間、內藏寮給公卿肴物、殿上五位六位役之、先是主殿寮供炬火如例也、又給出居并的付人等、但居飯、殿上人如此、藏人所衆役之、又先是懸物射分錢等、令之藏人結付也、(共以內藏寮所進也、先藏人一人取懸物、結付殿巽角柱、令二人昇射分錢、立同柱下、東西行立之、此度不召后宮并女御曹司懸物也、內府姫、未蒙女御宣旨之由、事最初之故云々、)須所掌著座後有件懸物也、而如此失也、次御厨子所供御菓子干物、予解劒插矢陪膳、取第一御臺、(居御箸也、)超閾之間稱警蹕、即排北御屏風、立置物御机上、又次人候御臺、予又取之立之、居菓子干物等畢退下、三度射畢無拜、是依持也云々、即入御、仰云、三番三度、太以短也、尤不便事也者、還御、予候御劒、內府被候御衣尻也、予候御前、有被仰事等、子時許退出、今夜事如散樂、末代之恒例而已、何爲乎、

〔經信卿記〕治暦四年十二月八日、今日弓場始也、昨日內竪來催、仍未刻許、先參中宮、次具弓參內、以中門北廊爲弓場殿御座、(北面、)上達部、(東面西壁下、)出居座西對南庇、相向御座、其前有的付座、申刻經前齋院御方出御、出居先著座、御出之時稱警蹕、中將三人、先著件座、右兵衞督被申云、先例一人先著、依召起座之後將所著也、(可尋、)又先一人稱警、次關白被尋之、稱警蹕乎、同音可稱者、將又共稱警失也、次御出

四府修奏文、請申射手箭、即令分給、天皇御射場殿、次將著出居座、南儀公卿座、末横敷之、著御座、稱警蹕、奉仰召王卿、經軒廊東第二間、著膝者而召之、還立南殿南階西頭、王卿著後、復本座、各取弓矢、經階下參入、上卿於南殿坤角、間的付參著、若大將爲上卿者、取奏次可問之、疑上﨟參也、遲參之人、從殿上方參著、但從射遺所參入、參議辨有召參入、大將等從御前可參入歟、左右大將奉射手奏、起座至橘樹艮方、四府來其後給弓、官人插矢、先取府奏文披見、次取文杖、縱插鳥口、取兵衞府奏文、同加插一杖、經射場北、不及欄下五尺許、膝行奏之、左廻退出、兵衞府奏、加矢取夾名、若一府大將不參者、不別左右、取二文杖奏云々、左大將退後、右大將進奏、兩大將給文杖於官人、乍插矢取弓著座、或挿文杖云々、然而延喜八年御記、左大將進四府奏、以文杖給各府云々、清涼抄又如之、御覽後、奏文置物御机、兩大將還著、後覽之、目上卿、上卿取弓、不取矢、不著履、進而膝行、給之復座、召左少將之名、稱唯、後召右少將之名、兩人參進、以右奏給左、以左奏給右、各退還、取硯、就的付座、出居仰懸的、上卿氣色、示木工寮懸之、籌刺著座、南儀在校書殿額間柳、矢取自垜前西度、次四府參射、近衞府十人、兵衞七人也、或射手參入未射間、籌刺著座云云、若有申障之者、上卿取弓矢奏聞、先問替人奏之、御簾中、者、令藏人奏、若有的論、有勅遣藏人、藏人從屏幔東往反、或遣五位、見天德四年御記、可爲的者、仰令申的、勝方大將督、以罰酒唱平、行負方親王以下出居的付等、更就出居座末前方、召在幕次將佐等行之、大將不參者、次將亦得、若無取杓次將、造酒正取之、抑王卿左右相分、而久無其定、依當時座次可行歟、但依無所指畢不受之、案其由趣可行、一二度射間、內膳大膳給衝重於王卿出居等、王卿立弓於後、宸儀出入及奏事時取之、造酒正勸盃、稱平云々、御厨子所供菓子干物御酒等、射手跪候、入御時又如之、不可早出御者、有仰令射、每度勝其方將曹志、令持祿布、置籌刺座前、南儀置籌座前壇下、刺射畢、十度可射也、而不及其數止之、仍上卿奏勅所仰也、依度員定勝負、度員同者、依小員、舊例兵衞府射畢止之、而近代彼府未射時、仰出居令退之、勝方奏樂、左右次將、以的付文奏上卿、上卿付藏人奏之、勝方大將督、非參議督不行、令奏云、弓奉仕留禮男等仁御酒給武、即豪可許退出、或事依格、更不令奏之、僚下歌遊相從、物節以下、中七已上之者、殊加一級之由仰次將、若无饗儀、將障不參、依召參入之時、雖方勝、未終前退出、无和閑尤退有便宜、御簾中之日、大將取副文杖於弓、入自射場南妻、就簾下南妻跪置弓付內侍、取弓、右還有便歟、還著本座、經射殿東、御覽之後、內侍示上卿、上卿著履、進簾下請奏文、從殿內直進、

〔北山抄 九〕賭射

早旦、殿上次將帶劍插箭、射手箭奏、插府文杖奏之、兵衞佐不帶劍、插矢奏之云々、隨即賜畢、兵部省修解文、進昨射禮、四府射手箭奏、即候御前、次將蒙仰、所撰給也、擇吉時、率射手、府式曰、必用將監、若判官不具者、先經奏聞參著、右近无例云々、可尋、著南殿前庭座、其座有四行、左近著北第一、西上北面、右近在其南、

之間居衡重、無初盃、二度之間供御膳、（左中將實能朝臣爲陪膳）三度（前方勝人）勝方拜了入御、於事懈怠多、殿下令退出給云々、

〔明月記〕元久二年十二月六日、射場始事、只隨殿下（○藤原良經）仰、可存延否由、院（○後鳥羽）仰之由、奉行宗行申之、殿下又可依勅定由被仰、宗行歸參、御元服之初年無御參、頗爲遺恨、可延引歟、又雖無御參可行哉、只可隨御計由、重所被仰下也、招公卿射手以下頻固辭、適催具延引、定後日之違亂候歟由私申之、殿下仰、今夜參、只候御後許也、御元服之初年、又不及沙汰、年迫公事多重疊、延引可有煩、早可申行、仍宗行參內、頭辨又參云々、下名無殊事、右中將基忠、從三位信能、正五以下之外、成功雜任等云々、此間參御前、不審事等申之（○中略）戌時許參內、此間被行下名云々、臨深更聞御裝束訖由、挾矢取弓、先是敷筵道、被開御障子之間、置弓於便所、（實預主殿司也）進寄跪取晝御座御劒、左廻前行曳裾、（不踏筵道）入自御屛風口、置御劒於西机、（刃西、柄北、）左廻歸出、跪御屛風外、宸儀著御倚子、左中將雅行朝臣預候出居座、稱警蹕、此間予取弓、出上戶下板敷、於無名門代內伺見、出居召將監二音、稱唯、仰云、的懸（介、）又仰云、的懸（介、二音未聞召事也、）（將監事、思爲奇、後勘歟、）次起座、自座後向陣、及坊門之間、予出無名門、（横弓引裾、）自中門北廊柱外、渡中門前橋、自座前著、（突左膝坐、置箸之直裾、又置沓、沓在前、）俄而左中將實宣朝臣、經通朝臣、右中將公氏朝臣、右少將家信賴房來著、皆經座末、自後著、實宣沓在後、經通以下各取沓置前、次公卿次第著座、中宮大夫、皇后宮、花山中納言、新中納言、帥別當、藤宰相、各對其座揖、脫沓突弓座揖、引直裾直沓、今夜矢持樣、一同弰ヲ下也、左兵衞督、依座狹經座前入無名門、雅行朝臣渡座、（立留階下云々）藏人三人、撤御射席臣下射席、雅行朝臣仰云、的加へ（與、）又二音、奇而可奇、次矢取內豎可著座由、職事以小舍人頻催、（此事出居催歟）申著座訖由、次頭亮居上卿前、次參御所歸來、（能射事歟）上卿被目皇后宮大夫、乍座裝進出射、藤宰相起座、無名門裝之、次出射、各渡座、雅行朝臣乍座裝射歸著、次藏人少納言宗行、取加簡硯於弓、出無名門居上卿前、頭辨仰射手念人等事、宗行書簡（甚早速）次進御所、歸上卿前讀上、（此等事不習知、不辨可否、）讀音甚高聞、前方皇后宮大夫藤原朝臣、從三位藤原

朝臣、雅行朝臣、經通朝臣、隆宗朝臣、後方參議藤原朝臣、左兵衞督藤原朝臣、顯兼朝臣、忠行朝臣、公基、讀了ヨツヘト仰、音殊高、頗不似例事、由各相示、次立著的付座、次非藏人二人、(家範、邦長子、)昇立射分錢案、次藏人(康信子、)懸內藏寮懸物、次左衞門尉周房、懸后宮懸物、次射手次第射、五位六位、居公卿衝重、(眠早遠歟)射手最末、公基前方、上﨟子也、立弓立之間、可對揚嚴父、如何之由、兼有沙汰、但公基射了後、父卿進出、無更違例、二度兩三位射間供御膳、頭亮陪膳、清長兼定朝臣、役送之、第一御盤ハ左手取盤、以右手取居、第二御盤ハ役人ニ令持テハ取之、(手取御盤事不得心)此間射手跪、供了又射、第三度最末欲射之間、下官起座、入無名門、(入御之程不參、存爲用意也、)射訖、所掌進上卿前、申勝負、入無名門、前方勝了、中宮大夫以下入無名門、挾矢引、射手以下、進庭上拜、(公卿一列、四五位一列、六位一列、)射手張弓に付鞆、此間出居競立空座、入無名門、實宣朝臣云、於大內此拜之時、出居起座、進之立了、予答云、建久六年、成定中將已下、各示合立了、其時於出居座程被拜、仍尤可立、如舊記之、勝方拜時、出居立山不見、幾○(幾字恐誤)今夜其座已遼遠眺望之座也、不可立歟、中將更不信受、是各可存事也、不可論、先年最勝講行香之時、出居起座、入道殿下仰云、摸大內事、只隨便可存事也、大內ニハ出居座作輪、仍立里內、不然全可立、以之思之、今夜已玄隔、長元元年記、勝方上卿以下、於出居座前拜、同二年記、中宮大夫引率前方射手人三人、於出居座前拜、當出居座前可拜也、如此記者、大內猶出居不可起歟、幾○(幾字恐誤)今夜公卿無大將中將、出居可稱入御警蹕、空座起條、無便事歟、拜了退出之間、頭辨進御屛風下、申可入御由、予進取御劒前行、入御之間無警蹕、爲奇、頭辨尤催出居之後、可申出御事也、(不知次將作法之所致也、)頭辨候御裾、予跪御殿西簀子、入御了、返御劒退出、今夜矢、初度(實敎、敎成、經通、)三度(雅行、公基、)矢中、其外不中、第二度顯兼朝臣欲射間、的邊火暗、見出居方、雅行爲射手在弓立、予依爲上﨟、取弓仰云、火カイマロハセ、此事不限上下﨟由雖有其說、又上﨟可仰事歟、念人我方射手射時仰之云々、今夜著座辨起座時、皆用前儀也、

〔明月記〕建永元年十一月廿八日、和歌所衆小々相伴、可向吉水大僧正御房由、有長房卿奉書、○中略東

帶參彼御房、略〇中下官退出、依參弓場始也、宣房自昨日射手闕如、再三責之、所勞不可有由申之、秉燭以後參內、頭辨云、射手已闕如、殆難被行、以汝主〻奉仕由有沙汰、本自不堪之上、肩病顯然也、三度之間、寒風不可堪由雖相示、奉行人依此事及延引者、只立弓立可終公事由答了、少時攝政殿〇藤原家實參給、良久宣房自院歸參、只可終公事由責懸、仍忽令解袍袖撤下襲等袖等、頭中將可參由日來聞之、今夜又不參云々、仍予可取御劔、雅行朝臣可勤召也、深更別當參、已御裝束由聞之、相儲日御座方、俄而出御、予進取御劔前行、先入御屏風、置西机、刃西、柄北、退跪御屏風外、西緣主上直入御、此間出無名門方、著沓取弓、雅行出御已前著座、警蹕召將監、次仰的、次起自座前、出召公卿、欲出幔門之間、予出無名門代、渡中門橋、自座前著座、突左膝坐、廻沓立前、他將不來、良久六位等已撤射席、中將守通縫腋下襲、古今未聞如何、少將雅清、自座上經後來著、家信自前經下自後著、雅行歸來在幔外、不著公卿著座、新大納言、兼基、矢持樣如他門諸人、中納言家經、通具、別當、左兵衛督、三位中將公宣、平三位親國、座甚狹強著左右辨、於座末揖入無名門代了、家經卿著座之後、雅行自後復座、公卿著了、雅行頻伺上卿氣色、上卿無氣色經程予云、於替的者不可依上卿氣色、直可被仰歟、不承引、相伺已久、頭辨頻催內豎可渡由、內豎已渡了、著座訖歟之由尋之後、猶伺氣色、遂無其事、仍仰云、的かへ、與字不聞替的了、頭辨出仰能射人於上卿、別當、左兵衛督雅行朝臣、各裝馬出射、三人射訖復座、雅行自座前進退次上卿被見無名門方、次所掌宣房參、書籌以下儀如例、著的付座了、後藏人昇立射分案懸懸物、紅色懸物如例射手進出次第射、

前、別當雅行□下官、隆宗、季房、後、左兵衛督顯兼□、家衡□、時賢、六位節今夜俄占定、別當發初矢之後、雅行立繼手、予乍座裝之、雅行發初矢之後、自座前立、進立繼手、射儀等如形終之、復出居座、自前一度之間、賜公卿已下衛重、次二度、令始自後可射、別當欲射向的、收成狗告之、更還向、予進出繼手之間供御膳、頭辨陪膳、役送定季顯俊、射手繼手皆跪地、北面座供了立射、射了復座、二度訖之間入御、予示守通中將、令候御劔、袖解無便之故也、守通立座後、經下入無名門、今度引尻、此間弓立無人、入御、三位中將稱警蹕、予等不應、雅清應乎、次別當已下又射如先、予射了入無名門、卽歸家、寒風難堪、□二度

之間、時賢弦切、其作法不尋常、

〔玉蘂〕承元四年十月十五日、是日弓場始也、酉四點著束帶、如恒、蒔繪劒無文帶參大內、入自陽明建春宜陽等門、經化德門到陣頭、上下無人、不能著座、仍經南殿御後、參淸凉殿方、暫徘徊廣廂邊、小時九條中納言良平卿被來、暫言談、多今日事也、歸路經階下事、若入無名門事等也、余云、保延四年、宇治古左府記意、已經御後、隨又文治五年、故內府上卿、故殿有御出仕、其儀依不審、尋內府入道記披見之處、經無名門之由記置了、頗勿論事歟、黃門云、皆見及候也、文治三年記、不思懸借取資實卿記所見給也、隨又恐意所及在無名門、雖然於今夜不思得、仍可早出之由存也、又云、保延四年台記ハ、依僧事經南殿御後也、余云、爲行僧事可向陣ハ、經階下有便、何隨依僧事哉、此記意、猶在無名門歟、黃門諾、此外言談雖端多、不能具記、次余相具黃門、經南殿御後、著左仗奧座、相次右宰相中將公宣卿來著、仰件人令掌燈、公宣卿、官人仰史、史參入掌燈也、三本也、東西端ナバ向北、中ナバ向南也、主殿官人、於小庭立明、暫之藤宰相公淸卿、入自敷政門著橫切座、於宣仁門外立留、余以笏仍進出著座、一上之外、經敷政門事、非常事、爭於宰相哉、不可說希代勝事也、如此尾籠被昇入座、爲朝遺恨事也、近代之習不能左右之、此後無音不始、依不審以官人招奉行職事經高、問事具否幷上﨟參否、只今著御御裝束、被待右大將參候也、余云、一定可被參歟、然者可被相待、又不定ハ、奏事由、且可始行歟、示申此由退下了、不經程右大將參入著陣、乍居奧座召官人、二音官人稱唯、入宣仁門候小庭、將軍仰云、膝突官人稱唯退出、則持參軾置文、西第三間也此間寢儀出御云々、御所東西如例、御束帶靑色御袍、著御御草鞋、頃之出居次將左中將雅行朝臣、依天氣經階下幷軒廊東二間幷小庭等、就軾召諸卿、先自上下ザマヘ見下也、後日召ス、諸卿正笏目之、或稱唯、則雅行朝臣退歸、著出居座、奧賭弓儀也則諸卿起座、於陣壁後執弓箭、矢尻ヲ取加於弓、羽方ハ不副弓、頗放レテ在後方、少夾腋也、是他人皆如此、余於宣仁門外、南面給笏於隨身取弓矢、件弓入袋相具也、矢指矢立也、結付鞆於弓、捲下方、取副矢一手於弓手、弓ハ右腋ニ夾樣ニテ、以左手取橫前、弓末頗低、矢ハ以右手取加尻於弓、羽方ハ不副弓、頗放シテ在前方、家說如此、入自宣仁門、自宜陽殿西壇上南行、入軒廊內西行、出自東廊二間、除作合之外、東第二間也、經階下幷橋樹下、至南殿末

申角程、垂下裵裾、（路間隨身懸於弓也、隨身等於此所留候、不追前、）經弓場東庭幷出居座前、入自軒廊與弓場殿之作合間、西行、至西第二間、（宮廊間也、）向座テ取直弓シテ、説沓突左膝テ、左ニザマ居廻テ、伏弓テ深揖テ、手直沓、（以弓為方外、）置弓矢於其上、搢笏寄下裵裾置座後テ居定、（南面、）次次人皆著座訖、無座之人等、經公卿座前、入無名門、欲著座シテ揖テ入無名門、是故實也、而今不然、可謂不便事歟、次藏人二人徒跣、出自無名門、舁御射席歸入、次又一人、設臣下射席、次出居次將雅行朝臣、仰的可懸替之由、次矢取内竪十人、入自日花門、渡垛前著座、其後良久不被仰能射事、仍右大將招清長朝臣、清長朝臣出自無名門就座前、右大將取弓、不取矢、申請能射人、清長朝臣歸入、參御所申事之由、歸出仰之、（修理大夫公頼、從三位顯兼、左中將雅行朝臣等也、）上卿取弓、不取矢、承之、則起歸了、右大將告此旨於件人々、公頼顯兼等卿不候座、仍不能仰雅行朝臣許也、件人々一々進出射之、公頼卿射的、三人射了還著本座、（自本不候座之人ハ歸入無名門也、）次右大將喚清長朝臣有示事、不知何事、退去後、上卿召所掌、其儀無指作法、只見遣無名門方也、所掌藏人春宮大進經高、取加簡硯於弓、（矢挿腋、）入自無名門、就上卿前置弓於右、（放タル・ザマニ置也、置地頗引テ置、取立簡引直硯候、）此間上卿右大將、喚頭大夫清長朝臣奏射手事、清長退下、自下侍方參御所奏事由、歸來就上卿座前仰之、三度ヲ為限、募枸櫞射手、其人々皆仰下之、上卿取弓、不取矢、奉仰之、次退下了、右大將謂余云、先例自上被仰下、而一切不仰、仍申請之、余不言心中所存、强非難歟、保延三四年例、上卿所申請也、次所掌承上卿命書簡、其儀經高搢墨染筆管候氣色、將軍目之、（須仰座數射手前後之人等事也、然而所掌本自書折紙入懷中、書寫之、仍不稱仰、只ケシキ許也、）經高先書度數、又候氣色、

前方

修理大夫公頼卿　　宰相雅行朝臣

春宮亮家衡朝臣　　丹波守知家朝臣

後

散位定家

從三位顯象卿　右中將宗經朝臣
左中將雅經朝臣　散位家季朝臣
散位隆綱

十七日、此日軒廊御卜并弓場始也、秉燭著東帶參內、○中略諸卿被著座了、此間寢儀出御云々、(御所南面、御裝束東帶、)頭之左中將定家朝臣來、就軾仰云、召ス、內府以下目之、次各起座、於陣腋(內府以下壁立也)給笏於從者、取弓箭、(結付柄於弓柄下方、取加也、箭夾右腋、取尻方也、ハスノ方、顏低在前、)經陣前屏外中門南小戸幔門等、著御前座、(先立座前、揖テ自座前方著之、座上方ザマニ跪テ、西面ニ居定テ以手沓ヲ引直、以鼻向外也、置弓於沓上、件座北上西面也、)次藏人撤御射席、次矢取內豎著座後、頭中將經通朝臣來、於內府座上方、仰能射人、其詞云、能射ニ左兵衛督藤原朝臣、從三位藤原朝臣、左中將定家朝臣者、內府奉之、乍座被告示件人々、(但敦成在座、仍被仰也、公賴無座、仍不仰之、)左兵衛督敦成、乍座ヨソホヒ、揖經上達部座前進射之、射了復座、次三位公賴、進出射之、次又定家、乍座ヨソホヒシテ進射、了復座、次內府召所掌、次所掌藏人左衛門權佐親房進來、就內府座前、次頭中將經通朝臣、內府座上來仰射手、其次ニ仰度數、以三度可爲限之由、(件事不被仰下之時、仰射手之次、申請之云々、)內府取弓承之、經通退歸、次所掌書射手度數念人等、(可書樣ナ書折紙、相具テ書々書寫也、)已下進御所奏聞、歸居本所讀之了著砌軾、次射手等進出射之、

前方
左兵衛督敦成卿　刑部卿顯象卿
左少將資家朝臣　左少將賴房朝臣
安房守季房

後方
從三位公賴卿　左中將定家朝臣
阿波守隆宗朝臣　公基朝臣

左兵衛佐家季

二度之間、臣下給衛重、仍余取弓立座後、於矢者在沓上(内府取弓立座後遅々、仍余示驚也、)事此間藤宗朝臣射的、一三度之間供御膳、此間射手居地、陪膳頭中將、御所東御屏風ヲ推開テ供之也、入無名門之間稱警蹕、供畢射手更立射之、

第三度、家季射的、一射了後所掌起座、居内府座前、申勝方歟、即出無名門了、次余依為勝方念人、為拜起座、出無名門代、指笏於腰、執弓進立庭中、(東上北面)公卿一列、四位五位一列、六位一列、立定了再拜、次歸入、袖矢執副於弓還本座、次宸儀入御、余取弓稱警蹕、次内府以下出陰門退了、(余隨之、春宮權大夫出無名門、)歟、

抑退出時、出陰門事未聞、出無名門歟、是故殿賭弓次第、賭弓與弓場始可相准歟如何、可尋之、

參入公卿

内府　余　師經　公宣

實宣　光親　教成　公頼

裏書

今日内府失禮ハ

一矢持樣事

一取弓置後庭事

一自陰門退出事

〔平戸記〕仁治三年十二月廿二日庚午、今夜被行弓場始、公卿六人參仕云々、太無人如何、藏人佐經俊、勤仕所掌云々、藏人侍從宗基奉行、此以前右大臣令候官奏(吉書奏)給、帥中納言、右宰相中將(實任)扈從、乘燭已後令參給云々、權左少辨親頼、勤直辨云々、官奏、

天皇御射

幼主射場始式

被行弓場始云々

後聞右大臣殿自法性寺殿令出立給、新宰相奉行云々、二條中納言、侍從宰相參會云々、

〔殿曆〕文永元年十一月廿三日辛未、今日弓場始也、及秉燭參、束帶參御前、余不參御前、內府藤中納言參、頭之主上著御裝束、出御弓場、有筵道、頭中將宗輔朝臣、取晝御座御劔前行、殿上人兩三人、シソクヲヒイテ前行、余取御尻候、主上著青色、頭中將置御劔於南机、主上著御倚子、次將稱蹕、依御氣色召公卿、余於御後、仰公卿可召之由、次將起座向陣、公卿參入、此間主殿官人火ヲトボス、各著座、次取御射せきヲ、藏人取之、余召頭中將、仰能射、別當忠教、宰相中將通季、中將雅定、能射々了、仰曰、頭宗輔、仰射手召所掌、其儀如常、左衞門權佐五位藏人實光供御膳、此以前公卿給衝重、三度了後方勝、內府以藏人頭宗輔奏云、後方已勝、可延度數歟、將不可延歟、余仰必不延、仍後方公卿殿上人、四位五位六位立樣、如小朝拜、北上西面、二拜了歸座、主上入御、余退出、

〔元亨四年年中行事〕十月五日戊午、弓場始、

〔九曆〕天曆元年十一月卅日、弓場始、主上上〇村先射給、當的事、

〔江家次第十九十月〕射場始幼主著直衣給

出御御青色、御插鞋、往年著直衣出御、今代不然、近衞次將、取晝御座御劔前行、頭中將最有便、次將帶劔插矢、不取弓云々、

經殿上上戶、幷小板敷下侍北戶等、御弓場殿屛風內、有筵道、

侍臣等皆插矢於腰、出居將等著座、先同將監名著之、殿上侍臣著座、出御置御劔於南机、南刃西柄、次將稱警、次將召右將監名二、今案二音、將監稱唯、次將仰云、的懸介、將監出懸之、出自本陣案、次將依天氣起座、向左仗召王卿、自軒廊東二間入、還復本座、公卿參上經階下、取副矢於弓、著座、矢取內豎十人一人箭、一人桙、著座、入自日華門、渡馳道翊前著、其執竹簡者、獨留翊艮北面立、即北趁上、立於南殿坤角壇下、更還經翊後、撤御射席、藏人二人、不著履役之、撤臣下射席、藏人一人、出居召將監二音、稱唯、仰云、的替與二尺五寸的、將監出替的、

次上或公卿末參上前行之、然而近代皆公卿參上後行之、

次上卿令藏人頭奏能射人人事、頭不著履、往反亦同、即被定仰、能射出射四人許、公卿兩三歟、其所放之矢、內豎取之、出自日華門、到殿上口、殿上六位傳、

取之、奏次召所掌、所掌參入、插矢於腰、柳筥上置硯并雜具、其上加簡、其上加弓、出自無名門經廊西第二間、右廻居上臈前、操持侍臣可射者交名、依上臈召奏之、上卿令頭申度數募物并射手等事、頭自御後開御屛風後申之、主上不顧御被答仰、奉仰後令所掌書之、先書前後字、次書度數募物、次書前後射手、次書念人、其念人、隨參入人座次定之、書畢置弓持簡、進御前經叡覽、去欄下地六七尺、膝行三度云々、右廻復本所、次讀云、前乃方某人々、後某人人、所掌入射手者、自讀自稱唯、以上中音、五度爲限、募以枸櫞、以後稱音次讀念人、前前後後念人不稱唯、次仰云、裝、射手同音可稱唯、近代不然可唯、左廻著的付座、所掌爲射手者、的付可代、次藏人一人、取藏寮懸物、懸於弓場巽角柱、西面次二人、舁射分錢案、立同柱下、南面次一人、取后宮所獻懸物、女裝束懸同柱南面、柄在東

次射手次第出、射之一度、

給公卿饌、內藏寮所設、殿上五位役之、無飯、人別二分、侍臣者履役、所雜色以下、給出居并的付前衞重、藏寮官人、給殿上侍臣前衞重、有飯藏人頭勸盃於公卿座、徒跣五位藏人取瓶子、著履

二度射

供御膳此間射手、敷膝跪地、供畢又立射、頭陪膳懸片膝於欄、陪膳以下、皆不著履、於御厨子所取之、經殿上西戶并臺盤北邊下、自小板敷於無名門外稱警、押疊弓場殿北屛風東、居北置物机上、

一御臺有御箸臺箸等、六位持來於無名門下、頭傳取居西、

二御臺不警蹕、五位藏人取之、

一御盤菓子四種

二御盤干物四種

以上役送之人、不可跪地、畢頭退下、

三度射

左無利時、或被延度、代初等例勝方後塞之給射分錢、近代無此事、射畢的付還入、先進上﨟前、申中科人有無之後、入於殿上方、以簡立無名門外乾柱東面云々、出納早令取爲耳、仰勝方公卿以下再拜、先入殿上口引出射場東庭、西面北上列立、皆插矢於腰、取弓、射手扱弓、念人不扱、第一人當弓場東面間、公卿一列、四位五位一列、六位一列、拜畢復座、依小員定勝負、依度數共均、若有中科者、上卿令所掌奏事由、如奏簡而奏勅許後、所掌著的付

幼主射場始例

座、召其人取懸物給之、（后宮所獻物也、若無中科人納匣、）其人乍居一拜退、或所掌還入於無名門、令藏人奏之云々、（能季）

（射科四、信家爲上臈、所掌清房、）

宇治殿御說、不可令所掌奏、上卿乍在座執弓可申、令藏人申諸事、是幼主時之儀也、

若兩人中科者、其又令射一度、（給其秀者、或又不給之、）

若一人過科者給之、次主上入御、（次將稱蹕）

還御、（侍臣候指燭、）公卿退出、若及暗者、主殿寮供炬火三所、

一所（射手北、主殿頭自階下出參入、）

一所（射手前）

一所（的前）

若的前火暗時、次將仰云、火搔闓、

〔左經記〕寬仁元年十月五日庚午、早旦參大殿、（○藤原道長）次參內、有射庭始事、射場御裝束、皆如去冬、申刻許、令御直衣裝束給出御、（○後一條、時御年九歲、）攝政殿（○藤原賴通）候御後、給藤中將畫御座御劒、候御共、即置南置物御机上、即出居稱警、源中將蒙仰、進陣召群卿、群卿進著御前座、（皆經南階前、）源中將召左近將監光貴、（光貴）出庭中稱唯、甚違例、乍座可稱、稱唯、仰云、的懸、的懸畢、（初推出御料的、仍追返畢、）箭取內豎等著座、次召能射人、左大將、（○藤原教通）新中納言、三位中將、藤權兩中將等、一々進出射、射畢召所掌、先源少將、持硯簡弓等、進居按察大納言座前、隨書前後射手幷度數念人等、進御前、令御覽、御覽畢歸本所、一々讀之、著的付座、射手上達部、四位六位等、次第進射、（今日無五位射手、）次六位藏人二人、幷射分錢立射場南面中柱邊、次以藏司懸物絹結付同柱、一度畢之間、公卿出居的付等賜衝重、（王卿前五位六位役之、出居的付藏司官人等役之、依無所來也、）頭之供餕御膳、（頭右中辨陪膳、）次右少辨、取皇宮被懸物（女裝束一具）結付南面中柱、五度畢前方勝、仍念人以下射手六位已上、列立南庭再拜復座、次還御、（無中科人、仍懸物令納匣、又再拜、念人不張弓持、又箭插腋、射手張弓、箭同插腋、）

〔中右記〕天仁元年十二月廿二日丁酉、今日弓場始也、〇中略主上〇鳥羽、時十歳、出御弓場殿、御直衣、殿下、御座北邊令候給也、頭中將實隆取御劍、置御前右机上、右中將宗輔、稱警蹕召公卿、出從東中門召之也、民部卿以下、取弓箭著座、民部卿、左衛門督、源中納言、皇后宮權大夫、予、治部卿、左宰相中將、右宰相中將、藤宰相、衆懸的、又本不敷御射席、幼主御時不敷歟、矢取內豎十人、度自朔前、一人取箭、次頭爲房、出從無名門代、仰能射事、著否、不可然歟、左衛門督源朝臣、左近中將藤原朝臣、實隆朝臣、頭三人射之、而宰相中將矢、一中的、次頭爲房出來、仰射手念人事於上卿民部卿、爰所掌藏人辨顯隆、取具硯於弓出來居上卿前、隨上卿命書分前後、進御前備天覽、復的付座、射手書分之間、居公卿衝重、猶一度之閒可藏人取懸物、結付殿柱、射分錢置之、又皇后職所被奉之女裝束、結付同柱了、射手參上、次第射之、前居歟左衛門督源朝臣、雅皇后宮權大夫、顯的一、右宰相中將、顯右中將師時、右中將信通、後權中納言源朝臣、國左宰相中將、忠、的二、頭中將實隆左少將通季、右少將雅定、任位階次第也一度、供御膳、頭爲房陪膳、近代二度閒供之也、二度了後入御、左宰相中將取御劍、頭中將警蹕、攝政殿又令歸著給、第三度了、後方勝之由所掌申上、民部卿以頭爲房被奏、仰云、已持也、專後方不勝、仍無拜、所歸入後、人々退歸、代初也、仍後方勝由不被沙汰也、又殊不被延度數也、射手之人頗可有用意事也、

〔台記〕康治元年十二月八日丙寅、弓場始云々、兩將軍雅定實能因堪射、被責射手、各稱年老固辭、及三度被免云々、上〇近衞、時四歲、著引直衣、出御射殿、是幼主之例云々、

〔台記〕天養元年十二月二日戊寅、入夜可參內、依弓場始也、〇中略左近權中將爲通朝臣來召、余〇藤原賴長已下取弓矢、著御前、無君臣射席、余咎之、又問曰、既替的了乎、爲通朝臣云、幼。主。之。儀。無。射。席。以無御射席之故、無臣射席、以帝不可射之故、無替的之儀、所對其理可然、余無敢言、欲咎人誤、還表吾耻、寔以小人居大位之所致也、事々如常、頭中將乍帶劍供御膳、群卿云、失也、後方勝、皇太后大夫以下拜、事了歸亭、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、〇中略戌刻寢儀出御、御直衣、紅打御衣、紅御袴、无御纓角、召御插鞋、御插鞋、於額間召之歟、藏人頭進之、今度御插鞋頗短也、仍臨期少切懸天、令延之云々、〇近衞、時九歲、藏人頭左近衞中將經宗朝臣候御劍、先是掃部寮、清

凉殿廣庇、殿上及小板敷下庭下侍內、供筵道以備御步、先是衞士等、小庭筵道下高數砂也、侍臣候脂燭、殿下令候御後給、着御束帶、主殿官人、於射堂艮角供炬火、同於垜前擧之、出居左近中將爲道朝臣、少將光忠朝臣等、取弓箭出無名門著座、御座定間、出居次將稱警蹕、次爲通朝臣、召右近將監中原成清、仰令的懸、其詞云、的懸々、高聲、次爲通朝臣、向左仗座召公卿、權大納言、伊通 左衞門督、公教 權中納言、公能 新中納言、秀成 宰相中將忠雅 等、各携弓箭、經階下參進著座、西上南面 次矢取內豎、十人之由見藏人式、今多不足、內豎一人、排白旗、前行云々、今無之失儀歟、後聞木工寮不進件旗、仍不拜云々、行事藏人不尋沙汰歟、經垜前西渡著座、一人來南殿坤壇上立簡、件簡注矢取名歟、可尋、次藏人頭經宗朝臣、奉勅召能射、出無名門、於上御前仰之歟、權中納言、新中納言、宰相中將、忠雅 左近少將光忠朝臣、令試射之、兼日宰相中將撰敎長、入能射者、依遲參召光忠朝臣、次召所掌藏人、右中辨光房取簡硯弓矢參進、候上卿前、書分前後射手幷念人度數寡物等、奏覽之後、一々唱名、射手稱唯、念人不稱、次所掌著的付座、次內藏寮、獻射分錢幷懸物、近代錢代用絹、置机一脚、藏人頭經光奉、藏人藤清頼、二人舁之、出自無名門、出軒廊第一間、東行南折、經射場東砌外巽柱西北方、去柱二尺許立之、予持懸物絹、經同路懸同柱、件絹付樹枝也、又件柱兼令打小臂金、爲懸物也、今度無后宮御懸物、皇太后宮、近日御近衞殿故也、御里第之時、无之云々、后宮懸物、女房裝束也、次依次射之、射手、前方權中納言、宰相中將忠雅、右少將行通朝臣、左少將實長朝臣、左馬權頭顯定、後方新中納言、左少將光忠朝臣、右少將家明朝臣、中務權大輔季長、左兵衞佐重家、一度射之間、賜酒膳於公卿、內藏寮儲之、殿上五位六位役之、次賜衝重於出居的付等、同寮儲之、藏人所衆役之、入自神仙門、通殿上人座二行衆中、出無名門、居之、主殿官人續松、同用此路、二度射間、御厨子所供腋御膳、菓子干物、御酒等也、藏人頭經宗朝臣、爲陪膳、藏人經光、取一御臺一本、出自殿上下戸、經奧座下、自小板敷奉之於頭中將、頭中將取之、出無名門、居北置人物机上、次右京權大夫顯親朝臣、取二御臺一本、同經奧座、持參、藏人權右中辨師能、木工頭範家、持參菓子干物御盤、頭中將取之、居御臺上、此間公卿侍臣假弓矢、三度射了、每度內豎、取人々矢、來殿上口、公卿矢、殿上六位奉之、殿上人矢、所衆奉之、無中科者、兩方爲持、仍無拜、先例爲持之時、被延度數、今度未被延也、次入御、宰相中將、忠雅 候座稱警蹕、大將候之時、稱之、不候之時、宰相中將稱之云々、公卿以下退出、今度無御射席幷臣下射席、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、參內、依弓場始也、○中略 戊刻主上○六條、時五歲、出御、御直衣、紅打御衣、無總角、幼主例也、下官供御插鞋、頭中將實守朝臣、取晝御座御劍前行、件人帶御劍插矢、不取弓、攝政扈從、下官取御裾、次出居左中將賴實朝臣、出無名門著座、次立倚子、先實守朝臣、置御劍於東机、次排南屛風、立御倚子也、出居賴定朝臣稱警蹕、次召左近將監

名、仰云、的懸ケ、依無御射席、直令懸臣下的也、次頼定朝臣、向左仗召公卿、卽還著本座、次大納言定房、權大納言實房、中納言宗家、實國、權中納言兼雅、忠親、右衞門督時忠、參議資賢、家通、右大辨實綱、三位中將實家等、各取弓矢起仗座、經南殿砌幷御前著座、次矢取內豎十人、渡馳道著座、(第一人取簡立南殿坤柱、第二人又有役、八人從之、)次頭中將、被仰能射者於源大納言、(先就御後奏事由、可仰歟、而殊申定無左右仰上卿、是又丞相貫首時例云々、)卽大納言源朝臣、左衞門督藤原朝臣、右近中將實宗朝臣、次依次參上試射、次公卿給衝重、(細折櫃二合、不居飯、殿上五位六位役之、無勸盃、)次賜出居、(居飯、所々役之、已上役人、出入無名門、)次召所掌藏人治部少輔兼光、插矢於腰、硯上加簡、其上置弓取之、出無名門、居源大納言前、置硯簡等、次頭中將、被仰射手權大納言、大納言仰所掌、令書前後射手度數寡物等、(射手大納言定房、左衞門督實國、參議家通、三位中將實家、右中將實宗朝臣、右少將隆房朝臣右少將泰通朝臣、左少將有房朝臣、左衞門佐季能、右兵衞佐政賢、前後相分仰之、限以三度爲之、寡以桐[illegible]之、)先是主殿允中原助兼、出南殿方、候射堂丑寅角擧炬、次所掌置弓捧簡、參進御前、跪經天覽、左廻還退後座、唱之、次著的付座、次賜衝重、(居飯、)次內藏寮獻射分錢、(用綿置机、)藏人二人舁之、立射堂辰巳柱西方、次獻懸物、(絹五疋、裹絹付松枝、藏人取之、懸同柱南面、以枝向西、件柱竝打金物、)次依次射之、二度中間、(舊記一度中間云、今夜頗遲々歟、)御廚子所供御膳、下官爲陪膳、舁小板敷、經殿上奧座幷下戶、立渡殿、藏人傳取第一御臺、持來之居御箸一前土器等、下官經本路出無名門、稱警蹕、跪於射堂切欄間、(垂足、)仁排屛風東妻、立御臺北置物机、左少將修範朝臣、持參第二御臺、不警蹕、(件臺不居物、)下官取之立同机上東、次一御盤居菓物四坏、能登守通盛朝臣取之、下官乍令持御盤、取居一御臺、役人持歸御盤了、第二御盤、居干物四坏、藏人大進光雅取之、(已上兩人稱警蹕、)下官取居二御臺、如一供了退下、引直御屛風、入無名門了、三度射了、後方二中的、依代始准持無拜、次還御、出居稱警蹕、依大將不候也、頭中將候御劒、次公卿出居退去、次下格子封簡、今日事、頭中將奉行、兼被申沙汰、代々非式日之時、被勘日時、今日無其沙汰、如何、就中寬治元年十二月、代始被勘了、公卿皆被持弓矢、侍臣不論衞府召矢取、矢皆插腰、今日儀、依代始雖可委記、忩劇之間、不遑具注、併見寬治元年天承記等、

〔玉海〕文治三年十二月六日癸酉、今日欲被行弓場始、而依院御佛名指合延引、明後日可被行云々、仍射手等不足、猶定難叶歟、　七日甲戌、此日棟範申吉書、余於客亭見之、作法如常、弓場始可奉行之由仰之、親經奉行事等、皆悉可受取之由仰之、昨日定經所申也、　八日乙亥、今日欲被行弓場始、而依射手闕如、又延引、來十三日可被行、但荷前定日也、仍問例之處、荷前定日、被行他事例太多、弓場始之條、重可問之、　十三日庚辰、此日當今(〇後鳥羽)初度弓場始也、此禮絶而十餘年、衆人有蒙鬱之氣、奉行職事棟範(左衛門權佐)所掌定經(藏人右衛門權佐)等也、巳刻棟範來、申射堂御裝束間之事、依先日余命所進差圖也、余依寬治堀川院例(見時範記幷江記等)仰聞子細、棟範服膺參內了、酉刻、著束帶(蒔繪劍)相伴兩息(各蒔繪劍、又相具弓矢、余不具弓矢)也、參內、定能卿先以來、同所相伴也、于時奉仕射堂御裝束之間也、戌終諸卿射手出居等、參集之由棟範令申、仍幼主(〇後鳥羽)著御御直衣、(御引直衣、無御總角、紅打御衣、同張御袴、著御御草鞋、)此間內府已下著仗座、次主上渡御射堂、其儀出御自額間、(於長押上、頭中將實教朝臣、獻御草鞋、)頭中將獻御草鞋、了更入自御座間、取晝御座御劍、前行、御路豫敷筵道、(御殿西簀子南廣庇中門北廊等也)經御殿西南幷中門廊等、立御北門屏風外、殿上人等脂燭祇候、余候御共、(棟範取劍)出居公時朝臣、著座之後、自御倚子東方著御、(先實教朝臣、置御劍於西置物机、今日不持候式御箭也、)御座南、是堀川院例也、公時稱警歟、不聞及、余候屏風內艮角菅圓座、(南面、件座或乾角、大內之儀、乾坤共有例、然而天仁東禮、里內、執柄座在艮、仍今日追彼例也、)次出居公時朝臣、召將監、(陣座在左、仍召左將監歟、)仰的可懸之由、(依幼主御時、直懸臣下的、)卽懸之、次余咳聲、卽公時朝臣、出幔門幷中門南小戶、向仗座、召諸卿、此間他次將等、入中門北小戶、(無名門代也、)著出居座、(成經朝臣、顯家朝臣、公衡朝臣、成定朝臣、忠季朝臣等也、東上北面、)次公時復座、次內大臣已下公卿等、入自中門南小戶、經幔門幷中門內平橋(〇橋恐橋誤)等著座、(自座前著之、北上西面、著中門以南座之人、同經平橋、更自南折著之也、)內大臣、右大將實房、權中納言實宗、右衛門督賴實、(射手)藤中納言定能、(射手)權中納言泰通、(射手)二位中將良經等也、親宗隆房等卿、依無座直出無名門了、(公卿皆持弓矢、其持樣如例、內府中將異他人、)次矢取內豎十人、渡垜前著座、(垜南也、仍其座雖在北、進出垜前、更著北座也、)次召實教朝臣於屏風下、余仰能射人々、(右衛門督藤原朝臣、權中納言藤原朝臣、公時朝臣等也、)實教入無名門代、就上卿座上、頭仰之、內府取弓奉仰、各告其人、(實教歸入了)次能射人三

人、一々射之、（頗實定能兩卿、於座裝之、近例無此事、北山載此儀、今兩卿復舊儀、可感歟、）先右衛門督射了、次藤中納言、各復座、次公時朝臣、起出居座、出無名門了、參上射之、（三人皆不中的）次上卿内府召所掌、（見遣無名門方也）小時所掌藏人右衛門權佐定經取口簡硯於弓、入自無名門、就上卿座前、此間余召頭中將、（如初召屏風下也）仰度數射手寡物等、（度數以三度爲限、射手其人々、寡以梅枝定御調也、）實教如初入無名門、就内府座上仰之、（所掌同聞之歟）卽歸入了、内府仰所掌歟、所掌書簡、（委作法不及見）次弓場始事、追可書入之、

延引

〔水左記〕承暦五年（○永保元年）十月廿四日丁丑、未刻許、外記彙孝來示、可參于明日定人々等事、頃之藏人辨伊家來、相逢言談、明日定事也、示可奏上達部參否之旨了、明日弓場始延引了、明後日可候也者、廿五日戊寅、巳剋許、内豎來云、可參明日弓場始者、答奉了、廿六日己卯、申終剋、着束帶參内、今日弓場始也、其儀如常、事了退出、

〔中右記〕大治五年十月卅日、今日射場始、雨儀如何、依雪延引之由、頭中將所被告送也、十一月廿八日、今日射場始云々、予依爲衰老人不參仕、宗重歸來云、秉燭之後、主上出御、（青色）頭中將宗能、

〔本朝世紀〕康治二年十月七日庚寅、弓場始也、去五日、依欠日延引、口爲代始故也、

〔台記〕久安三年十月五日己未、出納來曰、弓場始延引由、廿九日己未、有弓場始、

〔明月記〕嘉祿元年十二月十一日、宿申等示送中將許、十八日弓場始、廿日除目云々、十二日、長季卿送書云、射手作法之中、射初矢時、弓若折者如何、取他弓猶射乙矢歟、答云、弦切之人、初矢切之時、如替弦有作法、但雖未射乙矢、又依弦切退入之人、間有之、以之思之、弓折人、只可退入歟、於後々度者、以他弓可射哉、此外無所見者、十八日、弓場始延引、（廿八日）

雜載

〔年中行事秘抄十月〕五日射場始事

口傳云、無弓場始明年不可有賭弓、無賭弓不可有相撲、（但多有賭弓相撲例等）

〔木工權頭爲忠朝臣家百首雜〕射場始

木工權頭爲忠

ゆだちとくいてのもろ人こぞづけてすゞのいたづきまづならす也

勘解由次官親隆

神無月たづかのゆみをひきつるゝけふやまとゐのはじめ成らん

古事類苑

武技部五

射禮 奉射百手併入 弓始附

古事類苑

武技部五

射禮

奉射 百手 弓始 併入 圖

射禮ハ、音讀シテジヤライト云フ、一ニ大射ト云フ、毎年正月十七日之ヲ行フ、此日天皇射場ニ臨御ス、若シ臨御ナキ時ハ、大臣勅ヲ奉ジテ之ヲ行フ、式日ノ前二日、卽チ十五日ニ、兵部手結(ツガヒ)トテ、兵部省ニテ親王以下、五位以上三十人ヲ點定シ、就中能射者二十人ヲ簡擇シテ、本省南門ノ射場ニテ、射手ヲ調習セシムル式アリ、六衞府ノ射手ハ、各其本府ニテ簡定シ、其廳ニテ手結ヲ行フヲ例トス、手結トハ、能射者ヲ簡定シ、式日ニ先ダチテ調習セシムルノ謂ナリ、十七日親王大臣以下悉ク射場ニ參集シ、天皇臨御ノ後、先ヅ五位以上ノ射手ヲシテ射サシメ、次ニ諸衞府ノ射手ヲシテ順次ニ射サシム、此日東宮帶刀モ亦之ニ預ル、而シテ其命中シタル者ニハ、矢ノ疏密ニ隨テ祿物ヲ賜フ、此日射手ニシテ後レ到リテ、射ルニ及バザル者アル時ハ、翌日更ニ命ジテ射サシム、之ヲ射遺ト云フ、

射禮ノ起原詳ナラズ、淸寧天皇四年九月、射殿ニ御シ、百寮及ビ蕃使ニ詔シテ射サシメシ事、日本書紀ニ見エタリ、是群臣禁內ニ射ル事ノ書冊ニ見エタル始ナリ、降リテ孝德天皇大化三年正月、朝廷ニテ射サシメ、天智天皇九年正月、宮門ノ內ニ大射セシム、其後天武天皇四年正月十七日、群臣初位以上、西門ノ庭ニ射ル、此後或ハ十六日ヲ以テシ、或ハ十八日十五日ヲ以テシタルコトアレドモ、後ニ定メテ十七日ヲ以テ式日ト爲シヽハ、蓋シ此ニ本ヅキシナ

名稱

ルベシ、

射禮ハ、蓋シ先皇尙武ノ風ヲ養成センガ爲メニ、設ケラレタル禮典ナリ、故ニ延喜ノ制ニ、此日不參ノ輩ハ、五位以上ハ、新嘗節會ニ預ルヲ得ズ、六位以下ハ、季祿ヲ奪フコト丶定メラレタリ、然ルニ朝綱ノ廢弛ト共ニ、此式モ漸ク頽レ、後光嚴天皇ノ應安年中マデハ、纔ニ形式ノミ行ハレタリシガ、其後終ニ廢絕セリ、

率射及ビ百手ハ射禮ニ屬スベキモノナレバ、此篇ニ併入シタリ、

〔名目抄恒例諸公事〕射禮(シヤライ)

〔周禮註疏七天官冢宰下〕司裘、〇中略王大射、則共虎侯熊侯豹侯、設其鵠、諸侯則共熊侯豹侯、卿大夫則共麋侯、皆設其鵠、註、大射者、爲祭祀射、王將有郊廟之事、以射擇諸侯及群臣、與邦國所貢之士、可以與祭者、射者可以觀德行、其容體比於禮、其節比於樂、而中多者得與於祭、諸侯謂三公及王子弟、封於畿內者、卿大夫亦皆有采地焉、其將祀其先祖、亦與群臣射以擇之、

〔後漢書志四禮儀上〕明帝永平二年三月、上始帥群臣、躬養三老五更于辟雍、行大射之禮、(郡國縣道行鄕飮酒於學校、皆祀聖師周公孔子、牲以犬、於是七郊禮樂三雍之義備矣、)〔宮崧書曰、天子皮弁素積、親射大侯、〕

〔通典七十七禮三十七〕天子諸侯大射鄕射

自黃帝有天下、建萬國、爰至夏商、及於周氏、雖更相吞滅、而不改舊規、周初諸侯尙千八百國、所以崇三射之制、立五善之目、於茲選士、由此封侯、本在戡敵、實寓大政、周衰禮多亡失、重以秦滅典墳、天子之禮無聞、諸侯二篇而已、誠與今異、此略存古制焉、〇中略

大唐之制、皇帝射於射宮、則張熊侯、射觀於射宮、則張麋侯、皆去殿九十步、太樂令、設宮懸之樂、鼓吹令、設十二案於殿之庭、若遊宴射、則不陳樂懸、三月三日、九月九日、賜百僚射、〇中略射有三焉、一曰大射、以其事大禮重、故謂之大射、天子將有郊廟之事、與其來朝諸侯、及畿內諸侯、王之子弟、卿大夫士、及諸

侯所貢之士行之、三公將有宗廟之事、與其卿大夫士、及公之子弟、卿大夫所選、鄉中之俊者行之、孤卿大夫、將有已宗廟之事、亦率其家臣而行之、二曰賓射、○中略三曰燕射、○中略夫三射者、貴其容體比於禮、其節合於樂、故謂之禮射、○中略按鄭元說、射禮入嘉禮、今按五帝三王之時、天下萬國、迭相征伐、士之志蠢、以射爲首、是以我國家、開元中修五禮、以射禮入軍禮焉、古者天子之大射曰射、侯者射中則能服諸侯以下中之、則爲諸侯、是以諸侯君臣、盡志於射、以習禮樂、而以流亡者、未之有也、

〔名目抄恒例諸公事〕手番テツガヒ　荒手結アラテツガイ　眞手結マテツガイ

〔倭訓栞中編十五〕てつがひ　江次第に手番と見えたり、五月の騎射に、荒手番眞手番といふ事ある也、今てつがふのよしあしといふ是なり、

〔江次第抄三〕兵部手番正月十五日

兵部省者、掌兵士兵器儀仗等之職也、此手番者、爲十七日射禮、當前二日、於省簡定能者廿人、令習藝者也、手番謂前後合手也、兵部錄書分之者也、

〔延喜式二十八兵部〕十七日〇正月大射、前月廿日、省點親王以下五位以上三十人、前二日、簡定能射者廿人、若不足者、通取六位已下、於省南門射場、令調習、其諸衛射手、本府各簡定、造簿移省、其數見衛府式

〔西宮記正月〕兵部手結事自省催諸卿、不參時、省錄申藏人所、仍召諸卿、近衛兵衛進的、

上卿著南片廂、西上對座、省膝居饗、輔獻盃、丞執瓶子、一兩巡畢一巡射、錄取簡二枚硯候膝突、一枚射手簡、本上卿、一枚籤簡、錄持之、射手簡、立侍從所、饗所、今日受返覽、上執射手簡點能射、王卿以下卅人中、點能射廿人、錄隨點書分前後度數、立庭召計、依次射三度以上、

〔北山抄一正月〕同日〇十五日兵部手結事射分錢者、省預申請、自大藏穀倉院給之、

射手取弓矢著省射場座、上卿參入、具弓矢、西上北面、參議內座末、行手結事、上卿不參者、錄參藏人所、令奏事由、有勅召參議已上、近例無射手者、遣殿上侍臣、三獻之後、輔勸盃、丞取杓、射手等各一度射畢、錄取札置上卿前、上卿取札見之、點定射手、撰定能射者廿人、近例

（隨有、不必滿廿人、）令錄書分前後、（錄書畢進之、上卿見畢返給、）錄立庭中、召計三度、射畢退出、近例不必射之、

承平八年例、錄取簡硯、置上卿前、定廿人、點其上、召錄給之云々、

〔江家次第 三 正月〕兵部手番（正月十五日〇中略）

省催諸卿、（先催納言以上、若不參者、省錄就藏人所、令奏其由、）

有勅召參議已上、若無射手者、進殿上侍臣、侍臣或持殿上弓向其所、

省立幄、（往年著南片庇、）並設饗、

近衞　兵衞　進的

射分錢者、省預申請、自大藏穀倉院給、

射手取弓矢、著射場座、

上卿參議參入（具弓矢、）

於東門內取弓矢、度幄前著座、

上卿外座、（西上北面、）參議內座、

一獻（輔勸坏、丞取杓、）

二獻（居粉熟、）

三獻（居飯汁物、）

近例不及三獻、纔一獻歟、

射手各一度射

錄取札二枚並硯、候膝突、

一枚射手簡、奉上卿、

一枚削簡、錄持之、

上卿取札見之
點定射手（撰能射者二十人、近例隨在、不備二十人、）
錄書分前後度數
錄立庭中召計
三度射了（近例不必射之）
上卿以下退出
〔小野宮年中行事 正月〕十日、兵部省、應供奉内射五位已上歷名、置侍從所事、（年來例、十二月廿日置之、）
同日〇十五日 兵部省手結事（長和二年、被改三月、依正月御國忌、又復舊、）
〔年中行事秘抄 正月〕十五日兵部省手番事
上卿參入行之、依本省申、差遣殿上人、
〔蓬萊抄 正月〕十五日兵部省手番事
近來隨本省申、自殿上定遣射手、侍臣如形、試弦之後、退出云々、大略有若亡之公事歟、
〔小右記〕天元五年正月十五日戊申、今日兵部手結、稱障不參、府眞手結、同稱障不著、依大將頻命候、夜參謁、次參籠内御物忌、兵部手結、上卿不參、彼省申此由、被仰云、可召遣公卿者、皆悉申障由、即仰彼省、令勘延引例、申云、天曆以來、無延引例、以往之例、文書破損、不能引勘者、詞申云、去年按察大納言爲光口入手結、然依射手、不行手結退出云々、仰云、指左衞門督重光可召遣者、件事藏人孝忠傳仰之、此間已及子時、曉更重光參入、行兵部手結事、射手不參、仍差遣左兵衞佐用充、民部少輔時通了、件兩人、來向兵部之前、左衞門督退出云々、但行手結事云々、
〔小右記〕永觀三年（〇寬和元年）正月十五日庚申、今日兵部手結、公卿一人不參、遣召枼以不參、射手又以不參、則差遣侍臣、依公卿不參、無手結事云々、甚奇事也、公事陵遲、萬事如此、

衞門府手結

〔權記〕寛弘四年正月十五日癸丑、參內、有手結所、上卿不參、仍令奏事由、權中納言依勅向省、上卿不參之由、先例省錄、就藏人令奏、然而予爲卿、（〇藤原行成、時爲兵部卿、）候內、仍便令奏也、

〔左經記〕寛仁二年正月十五日、參內、內藏寮、依例居殿上酒肴、依仰催殿上人、參兵部手番所、而及深更上卿不被參、仍仰省官、令申事由於源大納言、子刻大納言被參入、省錄取簡二枚、進著上前膝突、一枚奉上、一枚自持、隨上宣書前後射手等各二人、進立弓場幄西庭、召唱射手秉貞朝臣、顯基朝臣、進立射之一度、了上以下、各分散、今日射手等不參、仍唯如形一度射之、無驅立射、又省輔不參、仍不獻盃、

〔左經記〕長元元年正月十五日辛亥、參御堂、右中辨相示云、射禮幷兵部手番、可停止之由、奉右府宣仰下云々、又被召仰外記云々、是貞觀十四年正月、祖母太后御心喪、依被停止之例被行也云々、　十六日壬子、右衞門權佐爲善語云、今朝從府督御許、可著手番之由有御消息、而稱籠御忌之由、不參、雖然依重御消息、參府令行手結、左右兵衞、同行手番云々、余答云、府々手番、是依射禮所行也、已停止了、何行之哉、爲奇者、　十七日癸丑、有次府々手番、申關白殿、（〇藤原頼通、）被仰云、停止射禮之時、敢不可行、若未聞停止之由歟、

〔中右記〕嘉承二年正月十五日壬寅、今夕從內、可著行兵部手結之由有仰、仍御幸之後、相具藏人少將宗能、向兵部省、入從朱雀門西脇門、著兵部省握、（參居饗）省錄覽簡、一獻了、殿上射手不見來、仍以少將令射、了退出、（件手結、近代嗚呼事歟、可謂奇怪、）

〔永昌記〕天仁三年（〇天永元年）三月十日戊申、今日兵部手結、上代藤相公、射手一人、藏人行佐、

已上去正月御忌、仍今日被行也、（〇中略）然而如此公事、一々陵遲、末代了、

〔江家次第三正月〕左右衞門府手結事（射禮之前行之也、近衞府賭弓前、有眞手結、荒手結等、次將於左近廳行之、）

射禮之前行之、荒手結、正佐或丸緒、權佐平緒、眞手結日共平緒、著左近府廳行之、

先坏酌、尉勸坏、二獻、居飯汁物、

此間書手結、舊手結上、以紙押代今年射手名、副他紙入革硯宮蓋、置佐前、其書樣中弱書之、正權佐爲前頭後頭、

故隆方朝臣云、宣孝書之時、最末書督、近代不見事也、書了下之、

三獻射之、其作法、先出居府生着床子、西北面上、

次懸的、次第射之、

眞手番日、府督家司來、授簾於佐、近代不見、近衞次將、荒手結、野劒革緒、尙可用細劒丸緒歟、

〔江次第抄三〕左右衞門府手結

有荒手結眞手結、衞門佐著左近府廳行之、爲射禮練習也、又近衞府賭弓前、有荒手結眞手結等、次將於廳前行之、此者爲賭弓也、衞門府不參賭弓也、

〔年中行事秘抄正月〕左右衞門府手結事

射禮之前行之、正權佐參入、此間書手結、舊手結上、以紙押之、正權佐爲前後頭、

〔令義解十雜〕凡大射者、正月中旬、親王以下、初位以上、皆射之、其儀式及祿、從別式、

豐樂院射禮式

〔內裏式上〕十七日觀射式正月

前一日裝束使、率所司、供張於豐樂殿、設皇太子及親王以下、參議以上、及非參議三位會座於殿上、四位五位會座於顯陽堂、六位以下會座於觀德堂、如常儀、其日有審者、六位以下分座觀德明義兩堂也、布射席以牛皮爲之於殿庭、當御前少東、去射席西行卅六步、張第一侯、以鹿皮爲之、親王以下、五位以上、及左右近衞、左右兵衞所射也、侯後四許丈張山形、用布爲之、侯邊設乏、乏所以避矢、以板爲之、乏北五許丈、設鉦鼓幄、設獲者位於乏後、獲者、每的執白幡、謂下看矢跡實者上、自右近仗頭、南去四許丈、當殿西階西端、設唱射人名者版位、東面立、觀德明義兩堂間、設第二侯之射席、鉦鼓、與第一侯齊、行左右兵衞、左右衞門射之、各不及射席二許丈、設射人行立版位、其日乘輿未幸之前、大藏省陳賞物於每席、東南角七許丈、皇帝御輿以出、諸衞服上儀服、立器仗、警蹕侍衞、如常儀、兵部省列五位以上、六位以下群

臣於豐樂門外位、各持弓矢、參議以上、於延英堂喚兵部省、令撾外辨鼓、（儀式具所司）御座定、內侍臨東檻喚大臣、（若無大臣者、參議以上亦得之）大臣稱唯、升自東階著座、次皇太子著座、並如常儀、所司開儀鸞豐樂兩門、鼓吹司、撾召鼓、（用第一侯邊鉦鼓）親王以下群臣、入自儀鸞門東扉、（撾鼓二三聲初入、若有蕃客者六位以下東西相分入、）諸仗動、群臣立定、大臣宣侍座、稱唯謝座謝酒、著座如常儀、諸仗座、鼓吹司叩鉦三下、射人引入自儀鸞門東扉、（經左兵衛陣前東折西行、）諸仗興、（舊例、俳優人導射、大同年中停、）持鉦者、在射人前、亂聲而進、次執幡者四人、相分在左右、偃幡指行前、（二人執紫幡、在四位以上前、二人執緋幡、在五位已下前、）持鉦者、不及行立位、五許丈停立、亂聲不止、鼓吹司、復叩鉦三下、亂聲乃止、諸仗座、木工寮共懸的、（的以板編之、爲親王三尺、自外二尺五寸、若有蕃客、爲蕃客幷五位以上並三尺、）射人就行立位、執紫幡者、不及行立位、一許丈停立擧幡、四位以上射訖、偃幡而退、執緋幡者、進同前、五位射訖、退如前、其比射人就行立位、兵部省、入自儀鸞門西扉、（經左兵衛陣前西折、走自承觀明義兩堂前、）就鼓吹司幄、將唱名者、（卿唱親王、大輔唱三位、少輔唱四位五位、丞唱六位以下、）進就位、（在西第三間、）唱將射者官位姓名、（蕃客亦同、但五位以上輔唱之、六位以下丞唱之、）射人進就射位射之、中的則獲者捧的、稱所中之規、隨矢跡容、叩鉦有數、（外規一聲、次規二聲、內規三聲、）中皮者、以白幡指示所中處、稱皮一皮二、（舊例、更有一人稱、今停、）隨即撾鼓各一聲、皆賜物有差、大藏省、且隨射訖、召射中者、停立（所停立盡、在賞物以東二許丈、但二矢俱不中者不召也、）北面稱唯、進至賞物前、受物退、五位以上射訖、（射訖者、一一出自儀鸞門東扉、更復本座、）諸衛以次進、將唱名者二人、俱進就位、唱將射者官姓名、（一人唱射第一侯者、一人唱射第二侯者、）比一二人射、所司益供御膳、兩侯齊射訖、有勅令侍會群臣五位以上射、（不唱名、出自顯陽堂北、就行立位、射訖賜物、便從同道退出、）次近衛兵衛後參者、入自顯陽堂南、本府監尉、於近仗南頭、北面而立、唱將射者官姓名、（左近左兵東立、右近右兵西立、）左右近衛、射第一侯、左右兵衛、射第二侯、其帶刀舍人列、在左右近衛間、春宮坊進一人就位、唱官姓名、如前儀、（若有蕃客者、侍會群臣五位以上、及諸衛後參者、十八日射賞中者、如前、）總射訖、叩鉦三下、次撾退鼓、皇太子再拜、下自東階退出、群臣再拜退出、（參議以上、出自逢春門、五位以上、出自顯陽堂南、六位以下、出自儀鸞門東掖門、若有蕃客、出自東西掖門、）次兵部省大藏省退出、（如入儀、）次叩鉦五下、是日賜五位以上饌、其諸蕃入朝、供設於殿上、如常儀、亦設一侯、（張以熊皮、）又設之射席、（以羆皮爲之、）賜客徒其國弓矢、令射、列立之次、在諸衛前、（是日親王不射、）客徒射訖退出、射事且停、（爲待客徒著座、）治部玄蕃、引客

徒入自儀鸞門、（客徒西扉、治部玄蕃東扉、）就庭中位拜舞、勅使直進自射人中、就位宣制、客徒拜舞、訖謝酒引就座、治部玄蕃、著堂座如常、射禮訖、撤鉦鼓同前、勅使引客徒就庭中位、客徒拜舞退、勅使不拜、治部玄蕃、下堂引客徒如常、勅使度庭、著顯陽堂座、群臣依次退同前、

〔儀式七〕正月十七日觀射儀

前十日、兵部省、簡定親王以下五位以上、能射者廿人、（若不足者、通取六位以下、）於省家南門弓庭、以令調習、兵庫寮、可立羅幡之狀、移送兵部省、木工寮、射殿前量定步數、即立標札、前五日兵部省、書射者歷名於札、送侍從所、（以省掌為使、）前一日、書歷名一卷、進內侍司、輔以上裝束使、率所司供張於豐樂殿、設皇太子、及親王以下、參議以上座於殿上、五位已上座於顯陽堂、六位以下座於觀德堂、鋪射席、（以牛皮為之、）於殿庭、當御前少東、去射席西行卅六步張甲侯、（以鹿皮為之、親王以下、五位以上、及左右近衛、左兵衛所射、）以侯後一許丈、張山形、（以緋布為之、）侯邊設乏、（乏所以避矢、以板為之、）乏北五許丈、設鉦鼓、設獲者位於乏之後、自右近仗南去四許丈、當殿西階西端、設唱射者名者位、東向而立、觀德明義兩堂間、設乙侯乏席、幷鉦鼓、與甲侯齊行、（右兵衛、左右衛門所射、）其日早旦、兵部省錄、率史生省掌等入自便門、自儀鸞門東戶北進六丈、立射者東向標、東進十四丈、立北向標、自同門西戶北進六丈、立奏者西向標、進七丈、立北向標、自顯陽堂北廊第二柱、西去三丈、立射者西向標、西去四丈、不及射席二許丈、設射者行立標、（乙侯亦准之、）自顯陽堂北第三柱、西去十丈五尺、立親王標、南去一丈五尺、立大臣標、南去一丈五尺、立大納言標、南去一丈五尺、立中納言標、三位參議、非參議三位、王四位參議、少退在此列、南去一丈三尺、立臣四位參議標、南去二丈、立王四位五位標、南去五位標二、自觀德堂北第一階、西去十一丈、立六位標、南去七位標三、南去八位標二、南去初位標、南去無位標、兵庫寮、建烏羅十二旒、（旒別張竹二株、著鈴二口、帛巾二條、其六旒緋、六旒縹、各長八尺、廣八寸、）阿禮幡十二旒、各著柄、（左第一紫色、次深緑、次緋、次緑、次黃、次淺緑、右方准之、）花槍廿口、幡廿旒、旒別著柄、（建兵部及鼓吹司等下、）大藏省、積祿布於各射席東南角七許丈、鼓吹司、鉦鼓各一面、陳兩侯乏邊、引鉦一面、擊者一人、在儀鸞門外東廊下、外辨鼓一面、擊者一人、皇帝御清暑堂、警蹕侍衛如常、諸衛服

上儀服、(大伏)兵部省、列五位以上、六位以下群官於豐樂門外位、(以弓矢代箭)彈正、入自禮成門列立、(北面西上)糺彈非違、次列立射者、爰外辨大臣、於延英堂喚兵部省、令擊外辨鼓、平聲九下、先是所司供御儀、設五位以上儀如常儀、皇帝御豐樂殿、御座定、內侍臨東檻喚大臣、大臣稱唯、升自東階就座、次皇太子就座、並如常儀、所司開儀鸞豐樂兩門、兵庫寮擊喚群官鼓、雙聲無算、(用甲侯邊鼓)親王以下群官、入自儀鸞門東戶、(擊鼓二三聲初入、若有蕃客、六位以下相分而入、)諸仗起、群官立定、大臣宣侍座、親王以下稱唯、謝座謝酒、就座如常、諸仗居、兵庫寮叩鉦平聲三下乃止、(用甲侯鉦)射者引入自儀鸞門東戶、諸仗起、持鉦者、在射者前、亂聲而進、引鉦且行、次執幡者四人、左右相分、偃幡指行前、(二人執紫幡、在四位以上前、二人執緋幡、在五位前、以喚使爲之、)持鉦者、不及行立位五許丈留立、亂聲不止、兵庫寮擊鉦三下、亂聲乃止、諸仗居、持鉦者退出、木工寮懸兩侯的、(的外板畫之、親王三尺、自外二尺五寸、若有蕃客、蕃客并五位以上並三尺、)執紫幡者、不及行立位一許丈留立舉幡、四位以上射畢、偃幡而退、執緋幡者進如前、五位射畢、退亦如前、其他射者就行立位、兵部省、入自儀鸞門西戶、就兵庫寮幄、唱名者、(親王、大輔唱、三位、少輔唱、四位五位、丞唱、諸衛六位以下、)進就位、(在四第三間、)唱射者官姓名、(蕃客亦同、但五位以上輔唱、六位已下丞唱、)之、射者進就射位射之、中的則獲者擧的、稱所中之規、隨矢跡寄叩鉦有數、(外規一聲、次規二聲、內規三聲、)中侯者、以白旗指示所中處、稱皮一皮二、隨即擊鼓各一聲、射者起退、大藏省喚之、射者還立、北向稱唯、(所傳立處、在賜祿所以東二許丈、二矢俱不中者不喚、)就賜祿所受、一拜退出、五位以上射畢、(射者一一、出自儀鸞門東戶、更復本座、)諸衛依次進、唱名者二人、(兩侯各二人)俱進位、唱射者官姓名、兩侯射者共就射位畢射、比一二人射、內膳司、益供御膳、主膳監、益供東宮膳、所司益賜五位以上膳、射畢有勅、令侍會五位以上射、(不唱名、出自顯陽堂、避射之、訖賜祿、如前、便從同道退出、)次近衛兵衛後參者、入自顯陽堂南、本府監尉、於近仗南頭北面而立、唱官姓名、(左近左兵衛東立、右近右兵衛西立、)左右近衛射甲侯、左右兵衛射乙侯、帶刀舍人列在左右近衛間、春宮坊進一人就位、唱官姓名如前儀、(若有蕃客者、侍會群官五位以上、及諸衛後參等、十八日射、賞中者如前儀、)總射畢叩鉦三下、次擊退鼓、皇太子再拜、下自東階退出、群臣再拜退出、(參議以上、出自逢春門、五位以上、出自顯陽堂南、六位以下、出自高陽門、若有蕃客者、分高陽嘉樂兩門、)兵部大藏兩省退出、(如入儀)次叩鉦五下、乘輿還宮、日若逮昏、主殿寮供燭如常儀、若有蕃客者、六位以下、東西

相分、入自儀鸞門東西戶、就觀德明義兩堂、亦設一侯、(以熊皮)設之幷席、(並用熊皮)賜客徒其國弓矢、令射、列立之次諸衞前、(是日親王不射)客徒射畢退出、射事且停、(爲待客徒著座也)治部玄蕃、引客徒入自儀鸞門、(客西戶、治部玄蕃東戶、)就庭中位、拜舞、勅使直進、自射人中、就位宣制、訖客徒拜舞、訖謝酒就座、治部玄蕃著堂座如常、射禮畢、擊鉦鼓如前、勅使引客徒就庭中位、客徒拜舞退出、(勅使不拜)治部玄蕃、下堂引客如常、勅使度庭就顯陽堂座、群官依次退出如常、

〔西宮記 正月〕射禮豐樂院儀

天皇幸豐樂院、(經建禮門、御淸暑堂、不警)近衞陣階前、(天曆二年記注、御出後陣、而依內裏式、御出前陣、)御正殿高座、少納言進鈴、(闈司奏、出自東、少納言、出自廊下、立中階前、主鈴置左陣邊、女官傳取、置高御座東北邊、)內辨著兀子座、(在進春門北壇上、)內侍出、內辨謝昇、(自廊壇上、至殿東軒廊下、自廊南階、經左仗東南、至同陣南頭、西面謝、昇、自南面東階、太子謝座、)開門、(兵衞開儀鸞門、衞門開豐樂門、)兵庫寮召鼓、(在殿侯、擊鼓、)王卿已下六位已上、(持弓)列立、(陣立)內辨仰侍座、謝座、(五位已上、次六位、)謝酒、(酒正授如例)著座、(延喜二年記云、王卿入自烏羅東第二間著座、十八年記云、經烏羅東、昇東階著座、天慶九年記、親王自標下、經左仗東頭、更東行、經左仗東井北、更西行、入屏幔西、昇東階著、納言已下、直北行、經左仗西與烏羅東二間、便北行昇殿、四位著顯陽堂、六位著觀德堂、)亂聲止、擊鉦鼓三、兵部輔率丞已下著座、(入儀鸞門西扉、經右兵衞陣北頭、西行、更北上、著右近陣西幄座也、)兵庫寮擊鉦鼓、(九度、仰直丁打、)射手入、(陣立、入自儀鸞門、王卿已下六位已上諸衞入、公卿經左兵衞陣北頭東行、經顯陽堂觀德堂壇下北上、[illegible]召使二人、(或四人)執業幡在四位已上前、又二人、執赤幡在五位前、相分在左右、掟幡指行、射手就行立位之間、執業幡者、不及行立位、留立六位次、第入列、立兩堂壇下、諸仗居之、)木工寮縣的、卿代執簡、(召親王射之)兵庫還退、大輔代持簡召、(至床子邊、更進標下、召公卿射、)次々射、(寢者、稱所中之規、隨矢疏密打鉦、大藏賜祿、)少輔代、持簡就床子、(召五位已上、次々射、持業幡退、射手射畢取祿出、五位射、持業幡退之、)供御膳、(記文云、經右仗戰角、昇自南面西階、供給、太子已下如例、)丞代著床子、(召諸衞、依次射、有帶刀者、近衞後射、進召計、)式云、擊退鼓、群臣再拜、畢還御、有射遺者、參議依仰、著大藏省祿所、諸衞佐著、丞代召計縣的、諸衞射、後參射、(志召計)公卿著豐樂院行列、(天曆六年正月十七日、行幸止、改堂上裝束、殿前馳道左廊、南去二丈立公卿幄、東西妻、又東西分立、外記史諸司幄、十一年三月、顯陽堂設諸大夫床子、)王卿著大藏省、諸司益送、(造酒司獻盃)諸衞佐著、丞代出居、(出居後懸的、十一年三月、正官出居之、)諸衞射、(每衞中、當掌中其規也、兵庫擊鉦、中皮擊鼓、見式、)射遺如例、

〔延喜式 二十八 兵部〕十七日、(○正月)大射、(○中略)當日丑刻、掃部寮設省掌已上座於便所、輔已下行點檢、事訖聞

喚鼓聲、引刀禰參入、就座如常、次射手參入、卽令親王已下射之、卿輔丞執札、奏射者官姓名、(卿唱親王、大輔唱參議以上、少輔唱五位以上、丞唱六位以下、)其給祿法者、見大藏式、射畢後日、勘錄人數幷中不給祿等色目、申送辨官、(事見儀式、)

〔延喜式 四十三春宮〕凡正月十七日射禮節、東宮參豐樂院、歩射射手帶刀十人、著末額壓巾、坊進一人、執帶刀歷名札、趍就左近陣西南頭、西向立奏、(宸儀不幸、闕唱之、)其詞曰、御子乃宮乃司劒波岐舍人姓丸、事畢還宮如常、

〔延喜式 四十九左右兵庫〕凡大射、(中略)射手人等列立、訖擊外辨鼓、平聲九下、卽擊喚群官鼓、雙聲無算、群官就座擊鉦、平聲三下乃止、(並便用第一侯鉦鼓、)射手人入、引鉦在前、且擊且進、鉦留庭中、第一射手、將至射位、擊鉦三下、引鉦聲止、還而退出、射手依次就位射之、若中的者擊鉦、外院一下、中院二下、內院三下、如著侯者、度別擊鼓一下、射畢擊鉦三下、訖擊退鼓、雙聲無算、群官退出、畢擊鉦五下、(若射手未盡、唯三下、)

〔夕拜備急至要抄 上正月〕一十七日射禮

上卿、宰相、辨、少納言、近衞次將已下、諸衞佐、(近年次將一人、諸衞間一人、不事闕歟、)

〔延喜式 十八式部〕凡大射者、預點召使四人、擬執旗、

〔延喜式 三十八掃部〕十七日觀射豐樂殿、坤角幄下、東面北上、設兵部兵庫省寮官人已下座、阿禮幡北一丈、唱射者名座、兩侯射席東南各七許丈、立賞物床、前鋪蘆蓆、其西南大藏省官人已下座、兩侯之後、奏的幷擊鉦鼓者座、自餘與七日同、

〔延喜式 四十二左右京〕凡正月十七日、於豐樂院有射禮節、自豐樂門迄儀鸞門、左右京職、中分其庭東西掃除、其夫功食料、充調徭錢、

〔延喜式 二十八兵部〕凡大射、五位已上箭、激觸的皮者、猶爲中例、

〔年中行事秘抄 正月〕十七日射禮事

代始射禮、多於豐樂院行之、燒亡以後無沙汰歟、延久元年、中納言忠家於建禮門行之、不尋先例、經長

卿答之、○又見江家次第、公事根源、

〔西宮記 正月〕射禮建禮門儀諸衛上儀

諸衛陣列、兵部搥外辨鼓、九度天皇御、無鈴奏、大刀不候、近仗警蹕、内辨著、内侍出、内辨謝座著、起座東行、經左仗南北行、自陣南面斜行謝座、仗西向北、直行幄、匹邊、北行昇著座、打召鼓、鉦王卿立標、諸陣立、各列立、北面西上、以弓代笏、内辨仰侍座、謝座謝酒著座、親王自標下、經左仗南頭東行、經左仗東并北西行、入自屏幔西、昇東階著、納言已下、直北行、經左仗西烏羅北東一間、傾北行昇階、六位已上著幄座、大藏官人著祿所、亂聲、諸仗立、持鉦鼓者、在射手前、召使四人、執幡前行、偃幡、延喜式部式云、大射者、預點召使四人擬執旗也、王卿進出、經中務省北西行、當御在所北上東折、離立經大藏祿中東行、待鉦者留立、亂聲止、先叩鉦三下、持幡者立幡、左右木工懸的、親王三尺、以外二尺五寸、卿代以親王簡著床子、出右仗南頭召親王、親王射畢兵部著之、大輔以公卿簡出居、納召言、次々射畢、王卿射畢歸、出入自路經東著堂上、少輔持五位以上簡出居、一々召立射、召名、輔出了、每位階相替、持幡者退入、兵部著座、内膳供膳、内豎居王卿粉熟飯等、丞代持左近右兵衛簡出居、召一一射、丞代相替、召還御、天慶九右近左衛門、次々射之、年例射遺、參議依仰著行、大膳設饗、造酒司獻酒、辨少納言、南面、諸衛佐著北面、大藏省著座、兵部丞代、持簡著座、木工懸的、次々射、射畢府佐退出、春宮亮候、春宮坊鵰著、執簡召計諸衛後參射、志召計

延喜二年正月十七日、射禮御建禮門、依仰召中務輔、給御衣一襲、依中的也、

〔北山抄 一正月〕十七日觀射事出御建禮門儀在別、豐樂院儀、在清涼抄、新儀式、九條吏部王日記等、

建禮門前、立七丈幄、其内設親王以下衛府佐等座、相對以西爲上、王北卿南、辨少納言座、在親王座末、諸衛佐座、在公卿座末、外記史座西面、有諸大夫幷諸司幄、立鉦鼓、置賞物、不立諸幡、兵衛衛門、立仗戟也、雨儀裝束門内、射手立所立幄云々、王卿先就左仗、奉仰相率出春華門、各取弓矢、著幄下座、不承不出御、仰上直就大臣失由、見貞信公天慶二年御記、所司預儲饌、造酒正勸盃、三獻後下箸如常、兵部丞二人唱名、無叩鉦執幡者、先左近右兵衛射之、次右近左衛門、次左兵衛右衛門帶刀等也、近衛兵衛後參、當日不必射之、皆具次官、若長官在公卿座者、雖無次官令射之、日暮者、各令二人射、若有射遺、明日可候之由、令外記誡仰、更不經奏聞、依著勘錄人數中否進藏人所也、於豐樂院行此儀時、殿前立幄如建禮門裝束、顯陽堂設諸大夫座、不開儀鸞門、王卿入自東廊中門著座、射手自顯陽承觀兩堂之間參入云々、舊例入自東披門云々、明日射遺所參議奉仰行事、取弓

矢（如昨、但不設諸大夫座、無左右陣云々、）

〔北山抄 三〕射禮儀（建禮門、豐樂院儀、見内裏式、并清涼抄、此門儀无別式、）

前十日、兵部省、簡定親王以下五位以上廿人、於省射場調習、（省式云、前二日調習、）前五日、送射手札於侍從所、（近例、十二月廿日送之云々、）前一日供張御裝束、（踏歌宴會、不開件門、此日省以射手歴名進内侍司、）門北簷懸御簾、南庇敷借板、敷其上立萱、張東西立御屛風各一帖、（天慶元年立四尺、太政大臣云、御出入願見、須立五尺云々、）其後横施軟障、御張東設皇太子座、（西面、）巽角斜設王卿座、（天慶九年記云、西第一兀子、不及御帳七尺許、南北對座、東端當階中央云々、）西第二間安御酒器、門南五許丈、馳道東西、立烏羅幷阿禮幡各十二旒、（裝束記文云、烏羅南五許尺、立阿禮幡、天慶元年記云、阿禮幡南立烏羅、）南去三許丈、馳道東立群臣行立標、其南東立第一侯射位、（五位以上、及左右近衞、左兵衞所射、）南去七八丈、立第二侯射位、（右兵衞、左右衞門射之、）兩位西卌六步、各立侯山形、（内裏式云、侯後四許丈立之、天慶九年記如之、儀式、一許丈、裝束記文、一丈三尺云々、）乏等、乏後立獲者床子、其北立鉦鼓、每射位南二許丈、立射手行立位、東南積祿布、西南設大藏省座、（官人床子、史生以下平座、）左近陣北屛幔南妻、立內辨兀子、（西面、）東小舍以東差退、敷辨少納言以下座、左仗東南差去、立諸大夫幄二字、（裝束記文如之、天慶九年記、西幄諸大夫座、東幄六位座者、天慶元年記、五位六位幄、各立二字云々、）舍以東立幄一字、（裝束記文云、大臣休幕大炊辨備所、延喜三年記云、內豎侯候所也、其東有左右大臣休幕、左大臣出自休幕就兀子者、天慶元年、同九年記云、諸大夫幄北、又立一字、爲宿所、儲辨備所云々、）又左仗東南一許丈、立二間平張、（造酒主水司等候所、）施紺幔、幔門北設外辨座、（西面、天慶元年例也、六位幄東三許丈、東南北施紺幔、少南進設門屛、其北立幄者、裝束記文云、監物局、門西去三丈立之、北面西上云々、）西小舍幷前、敷侍臣座、其西立幄一字、（內膳候所、）右近陣南、少西退立床子、（唱名者幷置算料、東面、）第一侯鉦北、立幄一字、（兵部兵庫候所、天慶元年九年例如此、裝束記文云、件幄立二字、東幄立兵部床子、西幄立兵庫床子云々、）其前立花檜、中務省門東西、左右衞門陣之、其北左右兵衞陣之、（内裏式、諸衞服上儀、立大仗、）

時刻御腰輿、幸建禮門、（不候大刀契鈴等、）王卿取弓矢供奉、（張弓儀決拾、被衞府人著餝劔、不帶弓箭、）門北庭當東第一間、西面南上列立、（近仗警蹕如常、次將取仗檜應從、）撤輿後、出春華門就外辨、（兵部引諸大夫列幔門南、彈正同列立、如常儀、又列射手、）上卿召召使、（二音、）於東幔外共稱唯、一人入幔門、立六位幄東南、（東面、）仰云、召兵部省、稱唯退出、丞參入、立上卿座西南、（北面、）仰云、令撾鼓、稱唯出幔門、召兵庫寮、令撾外辨鼓、（延喜三年記云、御前座定後撾之、違例云々、）御座定、內辨著兀子、（先是留立左近陣北小舍東、警蹕後就之云々、）

内侍召人、大臣謝座、昇自東階著座、（起座東行、經左仗東方南行、造酒司平張北、更西折、陣南頭謝座、從仗西方北行、從屏幔西邊參上云々、）於皇太子、昇自同階、謝座謝酒著座、（取弓不取矢云々、）次撾召鼓、（用第一侯邊鼓云々、）親王以下起座、（射手不起、式云、撾鼓二三聲、入、天慶九年記云、未必如式、）初相引入自左右衞門陣間、就庭中標、（北面西上、諸仗起座如恒、）大臣宣侍座、謝座謝酒、訖入自烏羅東第二間、昇自東階著座、（插矢於腰、弓韜持手、但下著時、置弓大盤下云々、）群臣各著座、訖兵庫寮叩鉦、（三下、）射手親王以下五位以上、（張弓入弓懸懷柄、但帶劒人、懸劒柄、貫、若忽有故障、不足其員者、以在座者奏聞補之、）六衞府射手等、自中務省垣下西行、（起陣、）入自左右衞門陣中央、經左兵衞陣北東行、更北折就行立標、（天暦五年記、射手東北折所、皆立標云々、）持鉦者在前、亂聲而進、（兵庫允屬行前、射手立定、持鉦者等相引退歸、）次執幡者四人、（用內豎、）相分在左右、假幡行前、（二人執紫幡、在四位以上前、二人執緋幡、在五位前、）持鉦者、不及行立位五許丈停立、兵庫寮叩鉦、亂聲止之、（陣居、）兵部大藏參著、（式云、比射手就行立位、兵部省入、而經右兵衞陣前、四折、走就幄座、唱名者進就位、又云、群官退出、次兵部大藏退出、如入儀云々、天暦二年例、兵部先參著、次射手參入、然而可依式由、見延喜七年記、天慶元年記云、群臣就標之間、大藏省進自六位幄南就座云々、同九年例、群官著座後、未叩鉦前參著、今案式意、兵部著座後、相次可參入歟、）木工寮懸的、（親王三尺、自餘二尺五寸云々、）執紫幡者、不及行立位一許丈、佇立擧幡、（四位以上射畢、偃幡退入、執緋幡者、待五位射畢、進退同前、）射手一々進廬蘇上貫鞆裝畢而起、兵部執簡起唱之、（卿代唱親王、大輔唱三位以上、少輔唱四位五位、丞唱六位以下、）小揖興舞、就射席射、（中的則獲者排的、稱所中之規、外規叩鉦一聲、次規二聲、內規三聲、中皮者、以白幡指示所中處、稱皮一皮二、隨即撾鼓一聲、）畢、左廻退間、大藏輔召之、北向稱唯、進跪膝著上、受賞物、（丞給之、隨其疎密有等差、二矢不中皮者不召、）退出、更復本座、（王卿從臈參上、天慶元年、諸大夫皆從臈退、太政大臣仰、依式如初、令退出云々、）次諸衞以次射、（兩侯射者、俱就互射、）唱者二人、（兩侯各一人、）進唱官姓名同前、（若日暮、有勅各二人進射、帶刀列在左右近間、諸衞射畢可射、而寬平以來、有仰右近後令射之、坊進立左仗南頭、北面唱名、兵衞射第二侯云々、具見延喜七年記、）比一二人射、供御膳、（天慶元年記云、自西階供之、不稱警蹕、而群臣幷諸仗興、失也云々、）給群臣饌如常、兩侯番射畢、有勅令群臣三位以上射、（從版進、不唱名、給物如前、）次近衞兵衞後參者射之、（左右近射第一侯、左右兵衞射第二侯、）本府監尉唱名、（近代此日无射畢、明日遣參議令射、）若光景暮、有勅停射、乘輿還宮、（式文、帶刀射畢、叩鉦三下、次撾退鼓、皇太子以下、再拜退出者、而近代日暮、不行此儀、）王卿入春華門、扈從如初、

後日兵部省錄人數幷中不等、進藏人所、又修解文、進供奉賭射四府射手簡云々、

〔江家次第 三 正月〕射禮

木工懸的

左近　　　　右兵衞

右近　　　　左衞門

左兵衞　　　右衞門

帶刀（近例更不見）

近衞兵衞後參、當日不必射之、（皆具次官、若長官在公卿之座、雖無次官令射、）當府射了、次將或且起座退出、

暮者各令二人射、

若有射遺、更不經奏聞、依省勘錄人數中否、進藏人所也、

治曆五年射禮（三月十七日）

忠家卿（○權中納言右衞門督）行之於建禮門、經長卿難曰、踐祚初年、多於豐樂院行之、雖無彼院、猶沙汰之、後可隨勅定云々、

件日參議良基卿著北座、人不爲可、予（○大江匡房）爲左衞門佐著外座、（今日於府行眞手結、）

延久四年射禮

隆俊卿（○權中納言）行之、此日參議顯家卿、著南座、予雖兼左衞門佐、依爲辨少（○右少辨）著內座、雖無他佐、令射之、外記實忠、稱少將殿上卿被咎之、

諒闇年無射禮、（延長九年）

諸衞手番唯一度

射手（位服諸懸、末額、○江次第抄云、蹅懸猶履巾也、）

外記申大炊造酒代官

酒盃兩行（天慶二年失云々）

〔參議要抄 上〕一射禮事

上卿參議、取レ弓箭一著二建禮門幄一、西上北面次三獻之後下レ箸、四府射了後退出、

〔建武年中行事〕十七日正月○射禮、建禮門の前にて、上卿宰相辨少納言四府などまゐりて、弓をいる、

〔拾芥抄 中末年中行事〕正月十六日　明日射禮於二建禮門一被レ行之時、不レ開二件門一、依二裝束一也、天平二年正月十四日始之、

〔西宮記 正月〕建禮門不レ出御儀

王卿著座、親王南面、諸卿對西上、諸衛佐北面西上、辨少納言南面、持二弓矢一著二北座一、入レ自二北幕一入、外記史西面、外記申二代官一、大藏省諸衛佐參著、府次四位著內豎益送、酒司兼居二饗饌一兵部丞出居、或代官木工懸レ的、左近北、右兵衛南、右近北、左衛門南、左兵衛北、右衛門南、先兵部正二步數一、立二射所標一、每二射畢一當府佐退出、或佐不參之時、本府尙射之、射遣、如二昨參議著一、依レ仰、天慶□年、外記申二參議不レ著由一、他時外記、申下无二所見一由上、佐著兵部丞出居、召立各射、次春宮屬召唱、亮可レ候、帶刀射將曹召計、志夜深一兩共射、寬平八年正月無二射遣一皆射、此或例无、十七日、

〔北山抄 九〕射禮近代无二出御一

不レ出御者、上卿就二大庭座一行レ之、或又於二豐樂院一行レ之、次將取レ弓插レ箭、著二建禮門前幄一、公卿座末、北面著也、舊例依二臈次一、今則依二官次一、但四位五位、猶依レ位、三獻後下レ箸、兵部丞二人召二射手一、次第參射、先左近、右兵衛、次右近、左衛門、次左兵衛、右衛門、日暮者、各令二二人射一、次官不レ具者不レ能レ射、若長官在二公卿座一者、雖レ無二次官一令レ射之、當府射畢、次將或且起座退出、

〔日本書紀 天武二十九〕四年正月壬戌、十七日○公卿大夫、及百寮諸人初位以上、射二于西門庭一、

〔日本書紀 天武二十九〕五年正月乙卯、十六日○置レ祿射二于西門庭一、中レ的則給レ祿有レ差、

〔日本書紀 天武二十九〕六年正月庚辰、十七日○射二于南門一、

〔大日本史 天武十一〕自レ是以後、本書○日本書紀比年、書二十七日射一、其爲二恒例一明矣、

〔類聚國史 七十二歲時〕大同二年九月癸巳、九日○幸二神泉苑一觀レ射、詔曰、今詔久、弓射都可波須事波、本與利正月乃行事奈利、但正月者、三節豐樂聞食之、雜事毛繁久無暇支月奈利、此月者、時毛涼久、射禮都可波須爾毛便爾在利、又九月九日者、菊花豐樂聞食日爾在止毛、忌避所有爾依氐、比年之間停支止奈毛聞行須、然時節止

云物者、不可虚擲止、自昔云來留事毛在仁依氏奈毛、此乃豐樂聞食之始賜布、故是以御酒賜倍惠良支退止之氏奈毛、酒幣乃大物賜止久宣、賜親王已下文人已上物有差、

〔類聚國史〕七十二歲時大同四年九月壬子、〇九日幸神泉苑、觀射、兼命文人賦詩、賜物有差、

〔日本後紀〕二十一嵯峨弘仁二年正月壬子、〇十七日御豐樂院、觀射、蕃客賜角弓射焉、

〇按ズルニ、大同二年射禮ノ式日ヲ九月九日ニ改メタリシヲ、是ニ至リテ又復舊シテ正月十七日トナセルナリ、

〔本朝文粹〕四論奏太政官謹奏

請正月元日七日節會、依舊不停、十六日踏歌、依詔停止、十七日射禮、改月被行事、

菅三品〇文時

夫孝稱要道、明王之化爰施、義貴隨時、聖人之敎攸著也、伏惟皇帝陛下、〇村上天經在憶、人德歸厚、追凱風而悲聲未息、望諱月〇村上母后藤原穩子、天曆八年正月崩、而憂色更深、上春鹿鳴、總不欲聽、聖哀之至、凡情何堪、〇中略但合射之儀、國家大務、昔東漢之君、三月行禮、將令萬物達其餘萌也、後代相承、或用此候、彼曲臺春深、射宮景暖、芳草隨步之地、落花拂衣之朝、顧茲嘉辰、縱其壯觀、臣等謹奉詔、付外施行、謹錄事狀、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、

天曆九年十二月廿五日

〔日本紀略〕五冷泉安和元年八月廿二日癸酉、右大臣參仗座、停五月五日節、依先皇〇村上忌月也、正月十六日踏歌、十七日射禮、九月九日節會等、依舊之由有詔、成忠作之、

〔政事要略〕二十四殘菊宴事

詔損益隨時、宿露開漣山之上、沿革有日、皇風扇於四海之中、〇中略重陽廢於承平之初、踏歌停於天曆之末、雖復翫殘藥於初冬、移射禮於三月、然猶露菊含過秋之恨、煙楊忘舞春之娛、追感漢儀、莫不惆悵、

方今驟驟代遷、星霜稈隔、傷佳會之多廢、憶古典之更存、正月十六日踏歌、十七日射禮、九月九日節等、宜復舊制、庶使登降之禮無違、文武之道不墜、主者施行、

安和元年八月廿二日　　　　高成忠作

〔日本紀略十二三條〕長和二年二月十七日己卯、宣旨、以三月十一日、爲射禮式日之由、　三月十一日壬寅、射禮、　十二日癸卯、射遺、　十四日乙巳、賭弓、

〔小野宮年中行事正月〕十七日内射事

長和二年、射禮賭射、被改三月、依正月御國忌月、

〔江家次第三正月〕射禮

正月爲御忌月時

三月行之（天暦、長和、永承、延久、）

十五日（兵部手番）十七日（射禮）十八日（賭射）

〔年中行事秘抄正月〕十七日射禮事

正月爲御忌月、三月行之、

天暦　長和　永承　延久　天仁　壽永

〔年中行事秘抄正月〕十八日賭射事

兵部手番　賭弓　射禮

已上正月御忌月時、三月行之、後冷泉、後三條、今上（〇鳥羽）等之例也、

三月十一日（兵部手番）十三日（射禮）十四日（賭弓）

件日々大略爲式日云々、抑射禮可用三月十三日之由、見天慶（〇天慶恐天暦誤）九年十二月廿五日公卿論奏、

〔百練抄後鳥羽十〕建久五年三月九日庚午、石清水臨時祭也、今月者、後白河院登遐之月也、臨時祭射禮賭弓、可有憚歟之由有沙汰、去比被問官外記并前隱岐守中原師尙朝臣等、申狀不一同、其中今月可被行之由、師尙被申、有仗議、遂今月被行之、

始見

〔公事根源正月〕射禮　十七日

是は建禮門にて行侍る事なり、代の始には豐樂院にてあり、十五日に、先兵部省手つがひといふ事有て、射手をとゝのへさだむる儀式有、正月になければ、三月にも行はるゝなり、もし三月ならば、日次は十三日なるべし、清寧天皇四年九月一日に、みことのりして弓をいさしむ、孝德天皇の御宇には、正月に有き、天智天皇九年正月に、大夫士に詔有て、宮門の外に大射すとあり、是みな射禮のはじめならむかし、

〔日本書紀清寧十五〕四年九月丙子朔、天皇御射殿、詔百寮及海表使者射、賜物各有差、

〔年中行事秘抄正月〕十七日射禮事

日本紀云、仁德天皇十二年七月、高麗國貢鐵盾鐵的、八月饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之盾的、諸人不得射通的、唯的臣祖、盾人宿禰射鐵的通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝巧、共起拜朝、明日美盾人宿禰、而賜名曰的戸田宿禰、

射禮例

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年正月壬寅、〇十五日射於朝庭、

〔日本書紀天智二十七〕九年正月辛巳、〇七日詔士大夫等、大射宮門內、

〔日本書紀持統三十〕八年正月辛丑、〇十七日五位以上射、　壬寅、〇十八日六位以下射、四日而畢、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年正月庚子、〇十七日賜大射于南闈、新羅使亦在射列、賜綿各有差、

〔續日本紀聖武十〕神龜五年正月甲寅、〇十七日天皇御中宮、高齊德〇渤海使等上其王書幷方物、〇中略仍宴五位已上及高齊德等、賜大射及雅樂寮之樂、宴訖賜祿有差、

〔續日本紀 聖武 十三〕天平十二年正月甲辰〈○十七日〉天皇御大極殿南門觀大射、五位已上射了、乃命渤海使已珍蒙等射焉、

〔類聚國史 歲時 七十二〕延暦十一年正月壬申〈○十七日〉幸南院觀射、

〔日本後紀 桓武 八〕延暦十八年正月癸亥〈○十八日〉於朝堂院觀射、五位已上射畢、次蕃客射焉、

〔類聚國史 歲時 七十二〕天長八年正月丙辰〈○十七日〉親王已下參議已上、於武德殿、閱諸衞府射禮、五位已上不射、羞御樂也、

〔續日本後紀 仁明 十八〕承和十五年〈○嘉祥元年〉正月戊寅〈○十七日〉大臣奉勅、率百官觀射禮於豐樂院、

〔續日本後紀 仁明 十九〕嘉祥二年正月壬申〈○十七日〉左右大臣奉勅、行射禮於豐樂院、百官共觀之、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年四月己酉、太宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女、從四位下春子也、〈○中略〉親王頗善射藝、有外家大納言之遺風、嘗嵯峨天皇、御豐樂院、以觀射禮、畢後勅諸親王及群臣、各以次射、親王時年十二、天皇戲語親王曰、弟雖少弱、當執弓矢、親王應詔而起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍座、驚動喜躍、不能自已、卽使起座、抱親王而舞、〈○下略〉

〔三代實錄 淸和 二十三〕貞觀十五年正月十七日癸未、勅公卿、於建禮門前行射禮、春宮帶刀舍人預射焉、

〔三代實錄 陽成 三十〕元慶元年正月十七日己丑、天皇御建禮門觀射禮、

〔三代實錄 光孝 四十九〕仁和二年正月十七日丁酉、天皇御建禮門觀射禮、親王已下五位已上先射、然後諸衞依次射焉、

〔日本紀略 宇多〕仁和四年正月十七日乙卯、勅令六衞府、於太政大臣〈○藤原基經〉東京三條第射、又於豐樂院、命六衞府射之、

〔日本紀略 宇多〕寬平元年三月廿四日、內裏射禮、

〔日本紀略宇多〕寛平六年正月十七日辛巳、天皇御豐樂院觀大射、

〔貞信公記〕延喜七年正月十七日、幸豐樂院有節、射手大夫六七人許、射間供御膳、如南殿儀、

〔貞信公記〕延長三年正月十七日、上御建禮門、節會如例、但依地濕不謝座、

〔貞信公記〕延長四年正月十七日、公卿行事、於建禮門前令射、

〔日本紀略朱雀二〕天慶九年正月十七日己酉、射禮、天皇幸建禮門、今日王卿、除射手可奉仕御共、而無其事失也、

〔九暦〕天暦二年正月十七日、辰刻參內、巳一刻幸豐樂院、射禮儀有之、

〔小右記〕長和二年正月十六日戊申、將曹紀正方申云、去夜候直之間、番長守富申云、大外記敦頼朝臣仰云、左大臣藤原道長宣偁、十六日女蹈歌節停止、射禮賭弓等、依天暦例可行三月者、　二月十七日己卯、將曹正方申云、大外記敦頼朝臣仰云、來月十一日射禮、十二日賭射、永以件月日可爲兩射日者、先日可依天暦例之由、宣旨下了、仍十三日射禮、十四日賭射、而十三日凶會、因之有改定歟、一日敦頼朝臣云、左相府云改定日、今明相定可仰下者、今有此宣旨而已、初能定可被仰下者也、　三月十一日壬寅、酉刻許、將曹正方、持來案主兼清過狀、正方申云、今日射禮停止之由、官下部申、未裝束大庭者、略十三日可被行之者、府生正武參來、大將息下給手結、臨昏吉上來云、射禮依左大殿仰、今日有被行、源中納言參入者、仰云、官人可來申也如何、吉上申云、正方候陣、但落馬、衣裳悉損、不參入者、將并射手等可催具由令仰了、略十二日癸卯、大外記敦頼朝臣云、昨日纔被行射禮、中納言俊賢、參議道方著行、但諸衛佐不具、如形行之、

〔小右記〕長和五年正月二日丁未、大納言公任消息云、〇中略射禮賭弓事、人々所申不定、或云、正月不被行、依御忌月也、是不宜例也、依過正月可停止、或云、依年來例、今年許三月被行、次年復舊、正月可被行之、停止不宜例也如何、件事等、能思慮可申達也、　三月七日辛亥、源宰相來談、射禮於豐樂院可被行

之由、從大納言公任許示送之、日記被借送付注了、不出御之時、不異建禮門之儀、　十日甲寅、早朝召使申云、明日射禮可參入者、稱所勞了、（於豐樂院被行也、）　十一日乙卯、今日於豐樂院有射禮、（無行幸、）余觸穢稱障了、臨昏資平來云、左大將參攝政直廬、命云、可參射禮者、仍營參了、

〔權記〕長保五年正月十七日丁未、參內著射禮所、右衞門督、彈正大弼、左大辨、宰相中將等參、權左中辨道方、少納言兼親等侍入、夜各々分散、

〔中右記〕嘉承二年正月十七日、今夕射禮、新源中納言、新宰相、右少辨實光、右衞門權佐、右少將宗能之外、全無他人云々、

〔中右記〕大治二年正月十五日乙巳、殿下給御消息云、來十七日、可被行除目、而射禮日除目例、不分明之由、（○中略）射禮昔有行幸也、近代絕了、仍被行除目、強不可有其憚也、　十七日丁未、射禮、左兵衞督實能卿、右兵衞督伊通、右中辨師俊、少納言忠成、五府佐等參仕云々、

〔重憲記〕康治三年正月十七日己巳、今日射禮也、上卿皆悉被申故障、但兩相公（經定）可參之由被申云々、兩相公幷藏人辨、被參著建禮門、上卿事、以前可申沙汰之處、左兵衞督、俄被申所勞、仍予藏人辨云、上卿俄被申故障、早可申事由於殿下（○藤原忠通）歟、又上卿不參例、幷相公二人行事例、內々可相尋大外記歟、被示云、尤可然、唯今可歸參也、仍予馳向長亭、尋申子細、被示云、射禮上卿、不參例無所見、神今食釋奠祭、相公行事例有所見、被准據如何、但無左右可申事由也、仍予以散狀一紙參殿下、付豐後守季兼進之、仰云、左兵衞督、俄被申所勞、尤無其謂、重可催申、抑相公行事例事、依長者命申事由、仰云、不可依例、上卿必可被參事也、次參建禮門之處、辨侍貞時云、堀川宰相、藏人辨、新少史、行事退出云々、（今日左少將光忠朝臣、尉一兩參入云々、近代以佐若尉一人被行云々、）

〔本朝世紀〕久安四年正月十七日丙子、射禮也、參議藤經定卿、一人行之、上卿辨不參、但少納言藤能忠、事訖參會待賢門之前、依遲參也、又射手等、左兵衞佐平家盛、左近將監藤原行兼、右近將監中原成淸、

纔以參仕、

〔愚昧記〕仁安二年正月十七日、秉燭參射禮、召外記問諸衞三獻了、木工懸的、射了、予○藤原實房以下退出、

〔明月記〕建久九年正月十六日、參角殿、未時許、本陣吉上來云、明日可參射禮、他將達不參歟由問之、各所勞故障、無參人云々、申可參由了、　十七日、午時計出門參大內、於建禮門幄邊相待上卿、及數刻外記纔參入、雖問諸司參否、稱不知由、官掌等又云、今日御卽位定訖後、上卿冷泉中納言可被參云々、以人欲令伺內裏之儀之間、中御門邊追前、予○藤原定家卽帶劒插矢取弓マヽキ如例、但卷纓、今日不相具藤繪弓、童中合坊門大納言也、上卿參入於幄前、取弓矢被著南一座、將被參者、且可有著座之由被示、仍予卽著座、公卿末、南座北面也、暫談話、召召使被問諸司具否、申云、新宰相、左少辨、源少納言、所被參也、右將不參云々、近日有御卽位定、幷擬侍從等定、仍右府被參陣云々、上卿且可行之由被示、卽居粉熟、次居飯、撤ハウタウ次勸盃、上卿取之被傳擬、予取之置机邊、次令射、射手等相雙出來、如形射了、予卽起座退、次上卿又起座被退出了、

〔明月記〕正治二年正月十七日、著束帶參大內、隨身猶著紅梅袴入自待賢門院、右衞門督、右中辨等、在建禮門壇上、上卿遲參云々、高少納言家衡、兵衞佐等、在春花門邊加其所、日入以後、皇后宮權大夫參入、直著幄座、南座北面各進出幄邊、右衞門督入自北著北座、南面立臺盤二脚、上卿前小臺盤也、宰相辨少納言前長臺盤、各有饗將佐前、立机居饗、上卿參入之後、外記等行之、此座之體不審、不知可否、又將佐之料、不可依參否、各可敷之、而敷座二枚、立饗机二脚、辨少納言各取弓著座之間、予插矢履取弓著座、南座北面兵衞佐家衡同著之、上卿召外記、外記取弓參著膝突、退問諸司歟、不聞其詞、一獻了、射手如形射了、次予起座退出、

〔明月記〕建曆三年○建保元年正月十九日、少將語云、一昨日、隆淸卿射禮分配、日來頻申障、分配有限程、可參、若可侍人由院宣、參內、立透渡殿、喚藏人、依射禮參入、刻限如何由問之、此間主上○順德不知食出御鬼間邊、不退去、卽坐透渡殿、揖其揖左右足共逃之云々入御之後、藏人於大內大場行由示之、仍退出、不具弓矢云々、前途之樣不知之、自古雖

無行幸

有素飡非器、公卿未聞如此事、末代陵遲足慟哭、

〔百練抄 十五後嵯峨〕寛元三年正月十七日癸丑、今日射禮也、春宮權大夫顯親卿以下參仕、近衞不參云々、

〔百練抄 十六後深草〕寶治元年正月十七日辛未、射禮也、中納言良教卿以下參仕之、右近右衞門不參用代、兩儀也、勸盃一獻云々、

〔吉續記〕文永八年正月十七日辛巳、入夜參射禮、先參内之間、遲參上卿已下車在於待賢門、下車、相具弓箭、(弓懸不具之、依不尋出歟、件弓箭借請職人右衞門權佐隨身弓矢、)見遣幄方之處、上卿已下著座、予進幄北、於幔外先插矢於右腰、取弓於左手入幔、(辨侍可襄之處、退出云々、官掌襄之、)於筵外乍立一揖、突膝脫沓、著座之時又一揖、(以弓替笏也、)少納言(在久)在予座下、任位次著座也、上卿近衞將隆博朝臣等、(奥)左宰相中將、予、少納言等、(北座)上卿前居長臺盤居饌、宰相被催二獻、(予一獻之後所參也、遲參有恐、)造酒司持參盃、上卿飮了唱平、次宰相飮之、予欲飮之處、隆博朝臣、可爲位次之由申也、予不存、可爲官次之由申之、近例每度相論、可爲別盃之由、上卿被命、雖爲別盃、次將先可飮之由執之、可爲別盃者、先可飮之由予申、及此相論移時、仍予揖起座早出、近例如此相論之時、辨早出、(新中納言、少辨之時、每度如此云々、先例不同歟、近例相論出來事也、至予參之時、爲位次之條、非無後日比之難之間、所令早出也、是非猶可尋決、禪閤仰ニハ、其例不同、猶可依位次之由被命、故按察光親卿建仁記、任位次飮之由令記、)

〔勘仲記〕永仁二年正月十七日戊辰、射禮所參行也、先於大庭樹下撤笏、取弓矢、(弓懸等略之、)著幄、(西第一間北面、自南方著座、立式筥、)予(〇藤原兼仲)座南敷膝突、參議(顯世卿)少納言(經名)著座、相待辨幷近衞司等參之處、數刻遲引、風烈雪飛、所司等難堪之由歎申之間、且所始行也、余召召使、(二音)仰云、外記召世、外記來、軾、問諸司具否、申候之由退、次一獻、(造酒司唱平、)予擬參議、飮之返給盃於酒司、次二獻、(如初、)次餛飩、(内豎役之、)居了箸下、次三獻、(如初、)次汁物、(飯自元居之、)次大藏著、次兵部著、次謝事了予退出、於樹下撤弓矢取笏、辨經守朝臣參會路次、近衞司實仲朝臣、雖申領狀終以不參、不足言也、

〔日本後紀 十二桓武〕延暦廿四年正月丁亥、(〇十七日)於御在所南端門外射、但乘輿不御、

延引

〔類聚國史七十二歲時〕天長二年正月辛酉、〇十七日勅曰、射禮者國家大事、不可口而闕、因遣右大臣〇藤原冬嗣於建禮門南庭、簡閱六衛、隨中賜祿有差、

〔文德實錄七〕齊衡二年正月戊戌、〇十七日帝停觀大射、勅公卿就豐樂殿下、令諸衛府次射、

〔續日本後紀二十仁明〕嘉祥三年正月丙申、〇十七日天皇不御豐樂院、勅遣大臣行射禮、

〔日本紀略宇多〕寬平三年正月十七日丁卯、於豐樂院行大射禮、天皇不御、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十五年正月十七日戊申、於豐樂院有射事、天皇不御、

〔貞信公記〕延長五年正月十七日、上不出御、公卿事、勅、於建禮門前令射、

〔日本紀略三村上〕天曆元年正月十七日癸卯、射禮、依道澂天皇不御豐樂院、元方卿奉勅行之、

〔九曆〕天德元年三月十三日、射禮、豐樂院行幸停止事、大後年、無行幸事、

〔日本紀略十三後一條〕寬仁元年正月十七日丁巳、射禮於豐樂院行之、天皇不御、

〔日本紀略五冷泉〕安和二年正月十七日乙未、射禮延引、依諸卿不參也、　十八日、同前、　十九日丁酉、射禮、

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年正月十七日、內御物忌也、〇中略射禮賭射、依女院御事延引、

〔本朝世紀〕仁平元年正月十七日己丑、射禮延引、依上卿不參也、　廿二日甲午、射禮也、權中納言季成卿、參議經宗朝臣、著建禮門座行事、

〔台記〕仁平四年正月十七日庚午、依雨射禮延引、寬和二年例也、若得晴天、明日可行之由仰外記了、　十八日辛未、今日射禮也、

〔百練抄十五後嵯峨〕寬元四年正月十七日丁未、主上行幸春日社、內大臣已下供奉、射禮延引畢、依行幸也、
　廿七日丁巳、射禮也、

〔師守記〕曆應四年〇興國二年正月十六日、今日新大納言經顯卿、尋申云、射禮延引例不審候、可注賜候、上

卿以下不參例、同不審候也、付繼〇付繼二字恐有誤必可申請云々、御返事、射禮延引、并上卿以下不參例、注別紙跪進上候、付御使恐注進候間、若相違事候乎、恐存候云々、是日藏人右衞門佐仲房、尋申云、射禮上卿以下不參例、可注賜云々、建武四年正月十□日射禮、上卿以下不參、右中辨爲治朝臣一人行事、六府將佐不參、同五年二月七日射禮、上卿不參、參議重資卿行事辨少納言幷六府將佐一向不參云々、曆應二年正月十七日射禮、參議賴敎卿、右少辨顯藤以下參、而少納言不參云々、同三年正月十七日射禮、上卿不參、參議重資卿、右中辨顯藤朝臣、外記史參入、少納言、幷左右近次將諸衞一向不參云々、此四ヶ度被注遣了、裏在之兩條

射禮式日延引例

天延元年正月十八日射禮、昨日依大雪延引、

寬元四年〇年下恐脱某月廿七日射禮、式日依春日行幸延引、

嘉曆三年三月廿九日射禮、去正月依甚雨延引、

建武五年二月七日射禮、式日依上卿無領狀延引、廿日戊辰、今日藏人右衞門佐仲房、進御敎書、被射禮延引、可爲來廿六日、任例可被致沙汰云々、可存知之由被出御請文了、　廿六日、申刻被行射禮、式日依上卿雖明延引上卿權中納言平宗經卿、參議源重資卿、權右少辨藤原長顯、少外記中原利顯、右大史安部盛宣、被下〇下字恐衍參向云々、少納言幷諸衞將佐、一向不參云々、

〔師守記〕貞和五年〇正平三年正月十七日己酉、今曉卯刻以後雨下、入夜止雨、射禮頭書、射禮延引、依雨也云々、

〔師守記〕應安四年〇建德二年正月十七日、射禮延引了、

停止

〔江次第抄三〕射禮

諒闇年無射禮　延長九年吏部王記、正月十七日、是日公家廢射禮、今年諸衛手番、唯一度而已、亦射畢不謝座云々、諒闇之例也、唯左近衛二度手番、右兵衛佐師輔説

今按諒闇年、王卿不參行、雖然諸衛依例行手番歟、

〔續日本紀二文武〕大寶元年正月壬辰、〇十八日廢大射、以贈右大臣〇大伴御行喪故也、

〔續日本紀十四聖武〕天平十三年正月丁酉、〇十五日停大射、

〔類聚國史七十歲時〕延暦十二年正月丙申、〇十七日停射、以射場有怪也、

〔文德實錄五〕仁壽三年正月戊申、〇十七日停大射禮、但勅公卿、令諸衛府於豊樂殿前射、

〔文德實錄六〕齊衡元年正月壬寅、〇十七日停大射、但令諸衛府等於殿前射、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年正月十七日甲戌、六衛射禮、停而不行、

〔權記〕正暦四年正月十七日丙午、參内、今日可有幸建禮門射禮事、而自一昨、左近衛府死穢、仍停止、

〔左經記〕長元元年正月十二日戊申、十七日射禮停止云々、

内射

〔小野宮年中行事正月〕十七日内射事

幸豊樂院、或幸建禮門、被行此儀、或不出御、遣公卿令行事、

〇按ズルニ、内射、即チ大射ニシテ、別式ニアラズ、然レドモ其名稱ヲ異ニスルヲ以テ、別ニ此ニ收ム、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字三年正月丙戌、〇十九日内射、喚客〇渤海使亦令同射、

〔續日本紀二十二淳仁〕天平寶字四年正月己卯、〇十七日饗文武百官主典已上於朝堂、是日内射、因召蕃客令觀射禮、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年正月甲子、〇二十一日内射、客〇渤海使堪射者、亦預於列、

〔續日本紀〈三十五光仁〉〕寶龜十年正月己未〈○十八日〉内射、渤海使亦在射列、

〔日本紀略〈一醍醐〉〕延喜八年正月十七日己丑、行幸豐樂院、依内射也、

〔貞信公記〕承平二年正月十七日、建禮門前、有内弓事、

〔公事根源〈正月〉〕射禮　　十七日

射禮のあくる日は、射遺とて有、其は昨日射禮に參せざる四府に、けふいさしむるがゆゑに、射のこしとは申なり、弘仁二年正月に、此事はじまる、

○按ズルニ、射遺、弘仁二年ニ始マルト云フコト、其出ヅル所ヲ詳ニセズ、

〔内裏式上〕十七日〈○正月〉觀射式

若有蕃客者、侍會群臣五位已上、及諸衛後參者、十八日射、賞中者如前、〈○又見儀式〉

〔延喜式〈十一太政官〉〕凡正月十七日大射、所司預設御座、辨備庶事、大臣侍殿上行事如常儀、若諸衛不射畢、十八日、遣參議一人行事、〈事見儀式〉

〔江家次第〈三正月〉〕射遺事〈正月十八日〉

外記著藏人所、令奏有射遺由、

藏人奉仰、差内豎召參議一人、

有賭弓時、撰參入公卿之中參議一人差、〈或於弓場殿座被定仰〉無賭弓時、可催遣歟、承平七年九記、外記參殿上仰、令召使催之、

參議參入候殿上、藏人仰云、遣建禮門、令射昨日射遺、

參議先著左仗座、

召外記問諸司具不、

次著大庭幄、〈出自春華門取弓矢〉辨外記史等相從、〈少納言不參〉

諸衛佐著(依官次、四位五位依位、)

不設諸大夫座、無左右陣、

射遣府將可著歟、本右衛門左兵衛可遣也、而近代將佐不參之府遣之、又近衛不可遣、而近代間有

其例、(承平七年、左近射遣之、)

一獻　酒司行酒　外記申代官　居粉熟

二獻　箸下

三獻　居飯汁物　箸下

次將曹、若志等召名、(或以醫師爲代官)

諸衛射(當府射了、且將佐退出、)

次官雖不參、參議帶長官者令射之、日暮者、各令二人射之、

事了退出

若有賭弓者、歸參經階下著座、射遣射了由、可申當座上卿、(近代不申)

若無賭弓者、歸參可令奏射了由云々、(近代不申)

以上承平七年九記

〔年中行事秘抄(正月)〕十七日射禮事

明日射遣事

差遣參議一人、右衛門左兵衛所射也、或昨日不參府遣之、

射遣宰相事

賭弓之日、二度下器之後、遣宰相一人於弓場、令行射遣事、外記奏事由、

〔參議要抄(上)〕射遣事

參議一人、率殿上仰（外記告之）以弓箭向昨日建禮門、賜酒饌如常、右衞門左兵衞佐、參著之後、令射畢之後又參內、經階下著廊下座、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年正月辛巳（〇十七日）天皇御豐樂院觀射、　壬午（〇十八日）亦欲御同殿殿上所設御座綠邊、忽有物怪、因停降臨、遣大臣閱覩六衞府射昨日之餘、

〔三代實錄 六淸和〕貞觀四年正月十八日丁亥、勅公卿向豐樂院、令諸衞府後參者射、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年正月十八日壬辰、詔遣參議藤原朝臣國經、並昨餘未射者、

〔權記〕長保六年（〇寬弘元年）正月十八日癸卯、參內、頭中將於壁後仰、向大庭可行夜部射遺者、即著彼所行事、右衞門左兵衞射了、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年正月十八日辛酉、衆以左大辨遣射遺所、申時御出、依召參弓場殿許、堀後幷幔後參著、左大將龍奏、右大將不候、近衞府三度、每度左勝、兵衞二度停、事了奏勝負樂、此間御簾中召付的持、左近少將忠經遲參、他行、良久、與雅通參入、

〔小右記〕長和五年三月十三日丁巳、早朝資平來云、昨日以宰相可遣射遺所、而攝政（〇藤原道長）思忘不被仰也、仍召遣右大辨朝經、不同參不退出者、射遺由須外記申也者、中納言俊賢云、故善言朝臣云、不申者、

〔實憲記〕康治三年正月廿一日、射遺也、參議淸隆卿（不參）少外記（忠業）左少史景親、著建禮門行事、射遺、上卿可被參勤由、予以召使令申之處、不能申達云々、仍予竊形勢申其趣、仰云、件事承了、但且可然之樣可令行也云々、仍賭弓未了之間、二臈左史參建禮門行事云々、抑賭弓延引之時、射遺同延引也、

擇申可被行賭弓日時

今月廿一日癸酉　時午申

康治三年正月廿一日　陰陽頭賀茂朝臣守憲

射具

〔内裏式上〕十七日觀射式(○正月)

布射席(以牛皮爲之)於殿庭、當御前少東、去射席西行卅六步、張第一侯、(以鹿皮爲之、親王已下五位已上、及左右近衛左右兵衛所射也、)侯後四許丈張山形、(用紺布爲之)侯邊設乏、(乏所以避矢、以板爲之、○中略)木工寮共懸的、(的以板爲之、爲親王三尺、自外二尺五寸、若有蕃客、爲蕃客并五位以上)(垛三尺、○中略)其諸蕃入朝、供設於殿上、如常儀、亦設一侯、(張以熊皮)又設乏射席、(以鹿皮爲之)

〔延喜式兵部二十八〕凡武官人等、皆用漆弓、其正月十七日大射節、文官人亦同、

〔羽林要秘抄〕射禮(縫腋、蒔繪細劍、相具弓箭鞆、弓懸等參入、)

用途

〔延喜式掃部三十八〕供奉大射節五位已上調習之間座料、兩面端茵三枚、綠端茵三枚、黃端帖八枚、席六枚、長席四枚、五年一充兵部省、

〔延喜式左右兵庫四十九〕凡大射建羅幡者、烏羅十二旒、旒別張竹二株、著鈴二口、帛巾二條、(六旒纈、六旒緋、各長八尺、廣八寸、)阿禮幡十二旒、各著柄、(左第一紫色、次深緑、次緋、次緑、次黃、次淺緑、右方准此、)花槍廿口、幡廿旒、旒別著柄、(建兵部及寮官人等幄下、)預前十日、移送兵部木工寮、射殿之前、量定步數、使建標杭、當日質明、列建羅幡、訖即返上、其所須木綿黑葛、請受大藏、大射第一第二侯、侯別鉦鼓各一面、(垛在乏後、)引鉦一面、(在射頭前左邊、)外幷鼓一面、擊者各一人、

官人射手裝束

〔延喜式左右近衛四十五〕凡大射人、預前於本府射場敎習、正月十四日以前試定、其歷名預移兵部省、官人二人、著皂緌、緋襖、白布帶、橫刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、近衛廿人、(府生若預射手、在此數内、下亦准此、)皂緌、末額、綠襖、白布帶、橫刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、其後參官人二人、近衛廿人、

〔延喜式左右衛門四十六〕凡大射官人二人、著皂緌、位襖、白布帶、橫刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、門部十人、皂緌、末額、紺袍、白布帶、橫刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、衛士十人、皂緌、末額、桃染布衫、白布帶、橫刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、其次第者、在兵衛府後、

〔延喜式左右兵衛四十七〕凡大射官人二人、皂緌、位襖、白布帶、橫刀、弓箭、緋脛巾、麻鞋、兵衛廿人、皂緌、末額、紺襖、

白布帶、横刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、其後參、官人二人、兵衛十人亦同、

〔西宮記臨時入〕十七日〇正月 射禮

天皇御服同七日、王卿服色如例、但執弓矢、張弓懷決拾等、扈從乘輿、其射手王卿不扈從、各出自息幕、著儀鸞門外東堂兀子座、及出〇出下恐脫入字引列之時、入〇入字恐衍懷決拾、但帶劒之者、決拾懸劒柄、立弓倒矢、諸衛將佐推上之者、著緋袍金踏懸糸鞋等、六位以下、位服袜額踏懸糸鞋等也、但陪陣舍人、服中儀、供奉、今日諸大夫諸司外記史、皆持弓矢隨事、自餘又同正月七日儀、

〔次將裝束抄〕射禮、賭射、弓場始、

例東帶、縫腋、丸鞆、不持笏、蒔繪細劍、相具弓矢、眞卷弓矢也、弓付柄弓懸、件臨刻限、插矢、右腰取弓、作付柄弓懸、持之、弓場始射手之時、出居舞之裝也、於射禮賭射者、隨身紅梅袴、若三日被行時、非此限、用例袴也、

〔續日本紀三十文武〕慶雲三年正月壬辰、七日〇十定大射祿法、親王二品、諸王臣二位、一箭中外院、布二十端、中院二十五端、內院三十端、三品四品三位、一箭中外院、布十五端、中院二十端、內院二十五端、四位、一箭中外院、布十端、中院十五端、內院二十端、五位、一箭中外院、布六端、中院十二端、內院十六端、其中皮者、一箭同布一端、若外中內院及皮重中者倍之、六位七位、一箭中外院、布四端、中院六端、內院八端、八位初位、一箭中外院、布三端、中院四端、內院五端、中皮者、一箭布半端、若外中內、及皮重中者如上、但勳位者、不著朝服、立其當位次、

〔延喜式三十大藏〕十七日〇正月 節

大射幷諸衛射手祿者、一品、一箭著內規、調布卅五端、中規卅端、外規廿五端、二品、著內規、卅端、中規廿五端、外規廿端、三品四品、著內規廿五端、中規廿端、外規十五端、無品准之諸王諸臣三位已上、各准當品、其四位、著內規廿端、中規十五端、外規十端、五位、著內規十六端、中規十二端、外規六端、六位七位、著內規八端、中規六端、外規四端、八位以下白丁以上、著內規五端、中規四端、外規三端、著皮者、五位已上一端、

祿法

六位已下庸布一段、二箭並著倍給、

〔儀式 七〕正月十七日觀射儀

大藏省積祿布於各射席東南角七許丈、

〔北山抄 三〕射禮儀

天暦二年記、舊例射手射畢後、就祿所取祿、以表帶結中退出云々、而不注記文云々、

〔小右記〕寛弘八年正月十三日丁亥、今日歩射眞手結、遣垣下五位六位、亦遣中少將、祿大褂五領、射手官人祿絹八匹、射手物節已下祿布八十四端、米十五石、(先日給之)深更府生正武齎來、

射禮田

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年十一月癸亥、依兵部省所請、以國造田卄町地税、永充親王已下五位已上卄人、試習内射之資、

〔延喜式 二十八 兵部〕凡射田卄町、(近江國八町、丹波國六町、備前國六町、)充大射射手、親王已下五位已上調習之資、

〔延喜式 二十八 兵部〕凡隼人司權史生一人、兵庫寮權史生二人、省擇補預近江丹波備前三箇國射田、

罰不參

〔延喜式 二十八 兵部〕凡正月十七日、五月五日、七月廿五日、三度節不參名簿、移送式部、五位已上莫預新嘗會節、六位已下奪季祿、(但兵庫全守本庫、不在責限、)

〔日本紀略 三 村上〕天暦二年正月十七日丁卯、射禮、天皇幸豐樂院、親王不參、　二月七日丁亥、此日不參射禮親王達、被問子細、

臨時觀射

〔日本書紀 二十九 天武〕十三年正月丙午、(〇十一日)天皇御于東庭、群卿侍之、時召能射人及侏儒、左右舍人等射之、

〔類聚國史 七十二 歳時〕延暦十一年正月甲子、(〇九日)車駕巡覽諸院、於猪隈院、令五位已上射、賜中者錢、射罷賜五位已上及内命婦帛有差、

〔類聚國史 七十二 歳時〕延暦十一年正月壬申、幸南院觀射、

〔續日本後紀仁明三〕承和元年二月甲午、上始御射場、左右衞府相共奉獻、兼設賭物、上先射之、一矢中鵠獻新錢二万文、大臣已下至近習、以次射之、隨其能不、分賜賭物各有差、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年正月己巳、天皇御射場、常陸大守葛井親王、右大臣清原眞人夏野等侍焉、至中鵠之人、及取御箭內豎大舍人、賜布有差、

〔續日本後紀仁明七〕承和五年二月癸巳、天皇御內裏射場、命侍臣射之、是日右大臣從二位藤原朝臣三守奉獻盡美、亦積置錢布、備于賭物、

〔續日本後紀仁明十五〕承和十二年二月庚子、皇太子於禁中射場、有奉獻之設、緣是折紫宸殿前梅花也、承和錢廿貫、以爲御賭物、庸布三百段、以爲群臣料、

〔日本紀略朱雀二〕天慶八年三月四日庚子、於西弓場有弓結事、天皇出御、

〔日本紀略村上四〕應和元年三月廿日癸丑、天皇御射場殿、召左右近衞官人以下、春宮帶刀以上令射之、

〔日本紀略村上四〕康保三年三月三日戊辰、天皇御射場、召親王公卿、及侍臣貪武者試射之、以二人寄瀧口、

雜載

〔江家次第二正月〕七日節會○中略

兵部省御弓奏（サンタラシ）

頭註 爲射禮供天子御弓也

〔續日本後紀仁明三〕承和元年六月庚子、從四位下紀朝臣興道卒、故中納言從三位勝長朝臣男也、○中略興道門風相承、能傳射禮之容儀、大同年中、有從五位上伴宿禰和武多麻呂、亦傳此法、由是後生武士、長効兩家之法、頗有異同、大體惟一也、

○

奉射

〔書言字考節用集九言辭〕奉射（ブシヤ）的（マト）傳云、貞觀十二年、於都良香亭、管三所張行者是矣、事見太平記、

〔倭訓栞前編二十六不〕ぶしやまと　奉射的と書り、菅三より始るといひ傳へり、專ら神前の射禮を稱すとおもへり、神前のみならず、馬上ならずして禮式を備て射を步射といふ、延喜式にも步射、騎射とならべいへり、又弓始めは正月四日、ぶしやは十七日ともいへり、

〔貞丈雜記武藝十二〕一奉射(ブシヤ)と云は、神事に大的を射るを云、射手五人也、步射とは別也、

一奉射の二字、イタテマツルとよみて、神前にて大的を射て、神に手向奉るを云也、此奉射と云名目は、鎌倉將軍の代には無之、東鑑には見えず、室町殿の比の俗語也、神事の的といふべき事本なるべし、奉射大的記に、一國之神靈の地に於て北辰を祭る禮也とあり、北辰のみに限らず、神慮をなぐさめ奉る的なれば、何神をも祭るべし、

〔愚得隨筆附考十三〕奉射　是ヲブシヤトヨム、又步射、是ヲモブシヤトヨム故、近世心得違タル人多シテ、步射ノ事ヲ奉射的ト書タル書アリ誤也、步射ハ、騎射ニ對スル名ニテ、大的射ル事也、奉射ハ神事ノ大的也、射テ神ニ奉ル也、

〔類聚名物考弓矢一〕奉射　ぶしや

是は神前にて、法樂のために射るを奉射といふは、奉納の射儀といふ意より名付たり、この事古へは聞えず、近世出來し名なり、昔は神前にて、流鏑馬賭弓等は有し事也、小笠原家にあり、

〔武田射禮日記〕步射ハ、根本神社ノ禮トシテ、酒饗ヲ備ヘ、神事ヲ成ト見エタリ、是偏ニ國家ヲ治メ、魔障ヲ退クル祭禮ナリ、

〔採梔集覽一〕奉射之事、問神前奉射之事、今世相傳する事は、尤花美也、釣的を構へ、松櫻の諸木を植、神さびたる遺風の如くもあらず、かゝる事には侍らじ、答上代の遺風、相傳て鄙巷の民間にとゞまれり、或法は、先神社の右の傍に、南落に梁を築て賓木(クロキ)の弓、片撚(カタヒチリ)の弦、篶竹に紙羽を羽々に作りて、綱代の的に點を付て射之、然ども儀式は姑く略于此、敷皮を用にも、神代より用來る皮有て、漫

には雜皮を不用、又皮に文飾を付に非ず、尤習有にや博達の人に尋ぬべし、

〔四季草 春草下〕奉射の事

近世の說に、奉射的といふは、上代武家に用たる式正の的なりと云て、其次第をいふを聞けば、式の大的の事なり、(本式には、大的とは不云、たゞ的と云なり、)是はとなへ違なり、古は大的射る事を歩射と云ふ、是かちだちといふ事なり、笠掛犬追物などの騎射に對して、歩射といふなり、又神事に大的を射て、神にたむけ奉るを奉射といふ、式の大的を近世奉射的といふは、歩射の取ちがへなり、又奉射的と的の字を付ていふも惡き詞なり、射手方聞書、(文安年中の者にて、小笠原山城守の說を書たる書なり、)歩射と申は、かちだちの總名なり、然れば田舍邊にて神事などの時、六人して射るばかりぶしやと心得たり、あやまりなりと見えたり、神事などの時、六人して射るとあるは奉射なり、

〔四季草 夏草歩射〕奉射の事

奉射の的も大的なり、こしらへやう以下、何も大的のごとし、

奉射は神社の祭、又祈禱などに社頭にて射るなり、的を射て神慮をなぐさめ奉る意なり、

射手の人數は六人にて、三度射るなり、

射手の裝束、百手の如し、

さいはいふり、日記付る事等、大的の如し、

〔賀茂大神宮年中神事略次第 正月〕十六日歩射次第

先社司束帶、氏人各著廳屋座、而今日御棚會神供直會、目代大夫沙汰之、(衆殿屋、引幔幕、)

次今日之日供當番祠官、參向于社頭奉獻之、

次新精進頭五人、著廳屋座、(禰宜方之座末、西上南面、)

次目代著廳屋之緣、書歩射手合之差符、其儀神人持覽筥捧目代之前、執出硯摺墨、而當職見參之名

字、精進頭之名等書付之、了起座進于廳庭上識中、(神主祝目代座前立□灯臺、)

次掛的於射場、(神人役之、射場依陰陽年而有差異、以道之四方東方、)

次社司各起廳屋、手水巻纓(所司別當巻之)參向于射場、

次神主禰宜祝著幄座中央、神主左、祝右、禰宜末々社司禰宜方西座、祝方者東座、

次神主前祝後並立而射的、其次正禰宜以下各立交而一列射的、後著本座、(氏人小童執矢捧禰宜、)

次一獻幷祿物引之(刀禰神人給仕之)

次前神主後祝、如初立並而射的、先祝、次神主射之、

次正禰宜以下各一列立交、而自下官射始、次第至上官、正禰宜射了各著本座、(氏人歩射如常、近年社司以前有此儀、)

次二獻勸盃祿物引之、(刀禰神人役之)各退出、

〔張州府志五熱田〕熱田社四府祭奠略

正月十四日奉射試(於海藏門前射之)　十五日射禮(祠官六人射之、古於高座社邊射之、今於本宮海藏門前有此禮、傳言、古射禮之後、錄勝負、贈美濃國不破郡、朝廷亦射禮之後、錄勝負、下於不破郡、而彼此相比、則勝負適同、稱之都合、但以十手謂都合者、射家者流之故也、太平記曰、爲五度之十、然則都合蓋謬傳也、射禮畢、氏人別南北鄕、鬪瓦石、或執刀戟、頗有死傷者、名謂印地打、言印畫一地而爲界、限左右別爲勝負也、俗字亦訓伊牟知、近年官禁止之、唯行歩射而已、蓋按東國通鑑所謂石戰之戲是也、○中略)　十九日鈴御前奉射(祠官磯部氏、於東脇町射之、)　廿一日大福田奉射(祠官長岡氏、於中瀨町射之、)

〔鹽尻五〕正月十五日手番附射法　正月十五日手番ひ、淨衣に立烏帽子きて射る、治世亂を忘れざる祭なり、いと古代めきて覺ゆる、若き人々見てをかしげなる射樣やと興ず、予曰、打立(ウチアゲ)引下(オロシ)、暫しぼつて堅め發ちて弓倒する等は古風にして、五善遑しからん事を欲す、唐にて文射は兩脚矢直に互立し、武射は身臂日指竿するが如くする法、定まれる事に侍るにや、こゝの今俗ゐましなどいへり、昔はしをりとぞいひし、是は異邦坐馬の射法にて、拽て且蹲する身法、茂草荒郊、山谷嶮阻の所に用べしといへり、武學大成經大全、武備志等を考へ見るべし、騎射に便りあらん事を欲ふ

るゆゑ、膝をひらく事なんし侍る、古へ朝家正月十五日は兵部省の手番、十七日は建禮門の射禮、十八日弓場殿の賭弓とて、四府の舍人大射し、罰酒舞樂の禮、かへりあるじまうけなど、いとめでたく行はれ侍りし、江家次第にくはしく見えたり、凡我國初春射禮は、遠く人の國にも聞傳へて、李延壽が北史、倭國正月必射、戲飲酒とかゝせし、孝德天皇九年春正月辛巳、詔士大夫等大射宮門內と日本紀に見え侍る是也、初春射禮の始ならん、

熱田社踏歌射禮幷石打　熱田大神宮は、仲哀天皇の考廟にして、他に異なる御事なれば、朝廷の禮を以て祭り奉るゆゑ、踏歌射禮等の式、古へより絕えず行はれ侍る、いとめでたし、

〔北史九十四倭國〕倭國○中略每至正月一日、必射戲飲酒、其餘節略與華同、

○

〔運歩色葉集毛〕百手射手十六人也、的之圖ハ黑圓松三鶴シテ立之、一番ニ至人曰弓太郎、數百計之也、

〔易林本節用集毛器財〕百手的モヽテノマト

〔書言字考節用集九言辭〕百手モヽテ射藝所言、百發百中之義、

〔庭訓往來〕百手達者、究竟之上手、一兩輩可令同道也、但的矢蟇目等者、無沙汰憚入候、

〔倭訓栞前編三十三毛〕もゝて　庭訓往來に、百手達者といふは射術也、養由基が百發百中より出たり、

〔貞丈雜記十二武藝〕頭書　百手の事、或は百度射ると云說あり、是にては矢數二百、手數は百手也、又一說矢數百にて手數は五十手也と云、是略也、百度射るを本とすべし、五十手にては、百手と云名に叶はず、

〔類聚名物考弓矢一〕百手モヽテ　步射

後明思ふに、今江戶にては、御臺所幷に御部屋方にても、御著帶の後、必この百手を射さしめらる

るは御例也、小笠原縫殿助、この事をうけたまはりて、弟子の人に射さしむる事也、その外にはこの事なし、

〔採栀集覽 三〕百手ノ事、問百手の達者といふは如何、答百手の的五尺八寸也、三十三杖に立、卅三人して、卅三立に射ると也、的の內に所をさして射るを達者と云、箭は白篦に白羽也、正月十六日、御所に於て射之、括袴に折烏帽子也、京家の侍の業也と百手の書に見えたり、然れども本據未考、

〔射家妄說集〕百手ノ始ハ、神功皇后、三韓征伐有ベキ前ニ武內大臣、諸士ノ射術ヲ試ンガ爲ニ、弓杖三十六杖ニ打テ、藁人形ヲ立テ、矢百手ヲ射サセ、其疲レズシテ矢坪ヲ違ヘズ中ル者ヲ、百手ノ達者ト號シ給フ、是今芝ヲ射ルト等類也、其後五尺八寸ノ的ヲ三十三杖ニシテ射習フ、又三十三間的トモ云フ、上古ハ床机ニ腰掛テ一人シテ射ル、的ハ人形ヲ紙ニテ五尺五寸ニ三尺計ニ作リ、兩ノ乳ヲ付ケ、鳥居ノ如ク柱ヲ立テ、人形ヲ釣テ射タリト云、○中略射手十人、五度弓ヲ射ル、古法ハ床机ニ腰掛テ射ル、中ル者ハ數串ヲ數塚ニサス、九十九本中リタル者ニハ、乙矢御免アリ、一說ニ云、的五尺八寸ナリ、三十三杖ニ立テ、三十三人ニテ三十三立ニ射ル、的ノ中ニ矢坪ヲサシテ射ル、的ノ內ニ矢坪ヲサシテ射之、括袴ニ折烏帽子ヲ著ス、京家ノ侍ノ業ナリ、

〔百手次第〕百手之次第聞書之事　射手二十人計可然、二十人は十人ヅヽ、二ゆたちにいつきなり、射手ゑぼしすわう、ゑぼしかけをすべし、打上、弓たをし、つるたいはい、弓矢筒、敷皮、常のごとく也、　二十人、十人、宛兩方に坐すべし、　兼日より二十人を立て、前後の四のかど射手可然仁射なり、日記を付て、射ざる矢代あるまじきなり、其時はさいはいもあるまじき也、　自然矢代ふる事もあるべし、二十人をすぐりて射る、矢代はつるまであるべし、　日記は引合を二枚竪紙につぎて、又二枚つぎて、それを横に又つぐ、以上四枚に次て、たてに書く、十人と十人の間を置く、一枚の紙に十人づゝ書合べし、丸兩方に五ッづゝ、十人くだり二百たる間、片名を書べし、丸十下に十の

内のあたりを數次第に付て、百の所に以上の數を付るなり、或九十、或九十八九タテ付る、つゝは十と計有、日記の奥に、年號日付あるべし、丸物之中りはづれ、五度弓の日記のごとく、串同前なり、片名つゝの褒美五度弓のごとくなり、　的場の遠さ三十三杖なり、但近年廿三杖も、　大略百手は、たちあがりに射る法度なり、　百手の的は、大略大的にさだめらるゝ也、くし以下の事、法量の物に出るすごとくなり、　あづちなくて、濱などにて、かけすかして射る事も有べし、

〔射御拾遺抄〕一百手の的の日記書樣、端作は百手射手とばかり書也、年號日付は例式のごとし、たけながき紙に可書也、射手の名は、名字にても官途にても、かたなを一字づゝ書也、もしは名乘などもあるべし、其下に、

○○○○○○○○○十　如此下まで付て、つゝの人には十文字を大に書也、

〔四季草夏草射歩〕百手的の事

百手的は、大的なり、總て的以下、弓場の樣等、大的のごとし、

百手は、神事祈禱などの時射るなり、常の時にも射るなり、

射手の人數不定、但大體十三人十五人十七人などなり、又それより多くも有べし、人數すくなければ、一弓立なり、人數多ければ、二弓立三弓立にも射るなり、射手の次第は、矢代をふりて定るなり、此矢代は始めふりたるまゝにて、果るまで疊なり、ふり直す事なし、

射手の裝束は、小ずあうなり、常のごとし、

百手の矢數は、貳百すぢ本式なり、これ百手なり、略儀には百すぢなり、是五十手なり、

數づかの前に數串を置て、數塚に數串を立て、矢數を知るなり、其數串のこしらへやう、數さしやう、法あり、

さいはいふり、日記付る事等、大的の如し、日記書やう付樣、法あり、

〔貞丈雜記武藝十二〕一神事の百手的は、こまなこを黑くする也、武田家の書に見えたり、小笠原奉射の書には、こまなこ黑くせず、常の如し、

〔看聞日記〕應永廿五年五月三日、雨降、百手會延引、而晡時屬晴、可有百手之由、三品申之間、田向ニ行、先有一獻、次射百手、中央雨灑、其間又一獻、雨晴又射、卅余度了、又一獻、及昏黑之間、的場立脂燭、射手前供掌燈、入夜小雨降、然而猶射、亥刻百手射了、又兩三獻、懸物錢負者出之、三位一勝也、一獻、予沙汰也、而三位重有、長資朝臣、地下輩申沙汰、及數獻、深更歸了、射手人數、予、椎野、三位、重有、長資等朝臣、地下、行光、禪啓、俊阿、廣時、良村、有善、善祐等也、弓場東向懸壺也、堂上自內射之、地下候庭上、

〔豐津小笠原家譜〕長時　永祿六年七月廿二日、長時興行百手之的、射手小笠原左衞門尉、赤澤伊豆守、小笠原刑部尉、栗田山城守、三好弓介、小笠原攝津守、松尾喜介、赤澤左吉、太田備前守、小笠原喜三郞、山下大炊、征矢野甚助、西條市助、小笠原源太、同清三、松尾又介、三梅藤三、小原喜助、下枝甚助、小田清助、栗田源助等、二十二人也、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕享保十七年三月廿四日、吹上の御園にて百手的の式御覽有しとき、能勢河內守賴忠九十九本射あてゝ、其日の隨一たりしかば、御悅び淺からず、河內もよほど上手になりしとの仰ありて、賴忠がもちし弓に、九十九髮といへる名を賜ふ、これも時にとりてのめいぼくかぎりなき事なりしとぞ、

〔泰平年表惇信院〕元文二年二月廿九日、御部屋樣於幸方、梅溪前中納言通條女也、延享五年二月廿六日逝、諡ニ至心院殿、葬ニ東叡山、於西丸御懷妊ニ付、百手的被仰付、小笠原縫殿助持廣、仰をうけて門人をして其式を行はしむ、射手八人、後弓八人、各小素襖、色目さま〳〵有、十六人に介添一人づゝ、御徒目付六人之番等より出る、是より後御臺樣、御簾中樣、初て御懷妊の時は、其家此御用を承る、職野政武が御高錄に云、至心院樣、御懷妊の節、御安產御祈のため、山里御庭に於て、百手的遂行はれし、依て至心院樣、御遊見にて、弦音等御懷妊の御手樣にも被ニ聞召一候樣にとの思召也、依て此度の射手は、弓の善惡、功不功の差別なく、中りのよろしきを撰、的に中りて、音の絕間なく聞せられ候樣との御事の由、云

弓始

弓始ハ、一ニ的始ト云ヒ、又弓場始トモ云フ、此式ハ、鎌倉幕府ノ時、始テ行フ所ニシテ、朝廷ノ射禮ニ擬シテ興シヽナルベシ、文治五年以後、每年正月之ヲ行ヒ、足利氏モ亦之ヲ蹈襲シテ、正月十七日之ヲ行ヘリ、鎌倉時代ハ、射手十人、乃至十二人ヲシテ十回ヅヽ射シメ、將軍親シク其式ニ臨ミシガ、足利氏ノ時ハ、射手ヲ六人トシ、其長ヲ弓太郎ト云フ、皆風折、水干、葛袴ヲ著ケ、將軍親シク其式ニ臨ミ、將軍モ亦自ラ射ルヲ例トス、織田氏以後久シク廢絶セシヲ、享保十四年、八代將軍德川吉宗之ヲ再興シ、翌十五年ヨリ正月十一日ヲ以テ式日トス、又臨時弓始アリ、治承四年十二月二十日、源賴朝鎌倉新造ノ亭ニ於テ行ヒシヲ始トス、後將軍ノ代始移徙等ノ時ニハ、必ズ之ヲ行フヲ以テ例トセリ、

〔後愚昧記〕應安七年四月十六日、武家弓始云々、俗號御所的、年始有之、而依新院〈○後光嚴〉御事可令延引、

〔尺素往來〕新春吉兆、逐日發見、〈○中略〉御所的者、五番五度弓、可爲往古之例候、射手幷弓太郎等、從兼日被定其人、然本間、武田、小笠原等、應其撰之由承及候、〈○中略〉正月日、

〔貞丈雜記〕〈十二武藝〉一御所的と云は、將軍の御所にて射るを云ふ、

〔長祿二年以來申次記〕正月十七日

御的始、〈未刻〉事、日記には、弓場始と書之、

〔武家事記〕〈四年中行事〉正月　弓始

又ハ的始ト云、吉日日次次第有沙汰、射藝ノ上手承之テ、或一五度二五度ナリ、舊冬其堪否ヲ考ヘラル、寶治二年十二月廿日、時賴云、寒中的調者、爲射手尤不便ナリ、且聊隔暖氣之後、弓猶可得其體之旨、古老ノ射手等所申也、此上者明春可有其沙汰歟ノ由、小侍所別當實時ニ告グ、年內的調者、雖爲古例、仍止舊年的調云々、

弓始式

建長四年正月、御弓始、射手六人、立烏帽子、水干、葛袴、淺沓、入南門候弓場左右小筵、將軍家、宗尊親王、廿三歲、出御廊、兼敷大文高麗端、秋田城介義景、持參射手記、被置御前退候、蒙仰旨下庭上觸射手ト云々、是以前トカハリ、親王家ユヱニ、儀式鄭重ノコトナリ、見東鑑四十二

〔射禮私記〕夫射禮者、公家武家共に用る事久し、毎年正月十七日、大内弓場殿において、羽林中少將の器用を撰て是をおこなはる、圭頭的をかく、此例すたれて百餘歲、等持院殿尊氏〇足利御代、公家武家一統の御的ありといへども、其例又相續せず、今は併武家の佳例として行はるゝ所なり、〇中略是以鎌倉の右大將家〇源賴朝の御代、文治五年正月三日射禮をおこなはる、弓太郎は下河邊庄司行平、當御代御的初め、建武四年正月廿四日、弓太郎曾祖父小笠原六郎長高、任美濃守、又貞和元年正月十五日の御的始、祖父小笠原又六氏長、任備後守、如此相續して是を勤む、〇中略

一出仕の次第、弓十張、左右に五張づゝつがひてもたすべし、射る弓は左、射る弓のはりかへは右、何もはりてもたすべし、大刀敷皮左、矢筒沓は右なるべし、かいぞひの若黨二騎、直垂大かたびらなるべし、中間七番、皆直垂たるべし、

番之次第	右	張替	同	同	射弓	矢筒	沓
	左	張替	同	同	射弓	大刀	敷皮

騎馬

馬よりおりては、やがて沓をはくべし、其後弓をとり、次に矢を取て、弓手のかたへ取わたして、片矢をば、ゆがけのうちへいた付をさすなり、扨敷皮を取べし、四折にして、せ折の方を右へなして、白毛を上へなすべし、弓と敷皮は、左のかいぞひの役たるべし、矢と沓とは右のかいぞひの役たるべし、

一小あかりの座あら座とも云につくべき次第、敷皮を四折のまゝ敷て、せをりの方をまはりて著座すべし、どうりうあらば、沓をぬぐ也、左からずばぬぐべからず、沓ははく時もぬぐ時も、左を初とす

べし、

一式の座につくべき次第、敷皮をば、前弓も後弓も、白毛を的の方へ向てしきて、くしかみをまはりて著座して、懸て沓をぬぐべし、扨たゝう紙を取出して、扇をぬきて、たゝう紙の上に、少すぢかへておくべし、前も後も、右の方に敷皮の下へをし入て、少見ゆる樣におくべし、

一かずづかへよるべき樣の事、前弓は、弓のうらはず一尺計を、かずづかのかどにうちかけて畏也、後弓は、うらはず、かずづかのねにとゞくか、とゞかずに畏べし、

一ひものをさめやうの事、先左のひぢにて弓をよくかゝへて、兩方の手にて、ひもをときて、先右のひもは、右の手に弓にとりそへて持、左のひもを刀の下へまはしておしかひて、右のひもを左の手にて、かたへうちこして、やがて左の手にて、左右のひもをひとつになして、くずはかまのこしに、刀のこじりへまはして押かふべし、打こしたるひも、三度まではかきて、それにかきあたらずば、そのまゝ、をさむるよしにて仕べし、敷皮へかへりて後、式にをさむる也、

一ひたゝれのひもの事、是も左のひもは、刀の下へまはして、おしかふべし、右のひもは、直垂と內衣とのあはひへおし入、さて直垂のわきよりとりて、はかまのこしにをさむべし、

一足ふみの事、前弓も後弓も、左よりふみはじめて、前弓は、數づかをまはりて、三足にふみよりて、さて小足をつかひて、其後左の足を的に向てふみて、さて右の足をふみさだむべし、後弓も、左よりふみはじめて、三足に數づかの前へふみよりて、小足をつかひて、左の足を的に向て後、右の足をふみ定むべし、扨能々沓をふみ入べし、總じて左の足をはじめにふむ事は、祝の時用る儀也、右の足よりふみそむる事、ましやうをしりぞくる時の事也、

一弓場に立べき樣の事、先數づかと三かなわに立て、數づかのうちのかどに弓をたつべし、弓のとり所、肩より少高かるべし、弦をば身とをりのかどへむけてたつる也、さてはだぬぎて、袖をば

刀の下よりまはして、くすはかまのこしにはさむべし、袖のあまりをばもゝだちへおし入る也、

一射はてゝ、はだぬぎ入て、其後足を引なり、足の引やう、前弓は、まへの足より引、後弓は、うしろの足より小足を引合、もとの所にかしこまりなをるべし、前弓は、一足ふみよりて歸る足あり、

一自然弓もをれ、弦もきるゝ事あるべし、凡相手矢あれば、射手畏といへり、されどもつ立三度め五度めの時、前の射手、矢をはなさずして失あらん時、後より射て畏る事はあるべからず、二度目四度めの時、前の射手又同前なり、

一射手自然弓を取おとす事あるべし、三足まで、はだぬぎを入ずしてとるべし、三足に過候は、はだぬぎを入て、あゆみよりて取べし、

一うちあげて、いまだひかぬ先に、不慮に引はなす事もあるべし、其時は的場中ほどまでは、射手はだぬぎを入て、自身あゆみよりて矢を取べし、はや打あげて後、自然引はなす事あらば、たとひ矢ちかくおちたりとも、矢取にとらすべし、是は射手のふうんたるべし、

一弓のかへる事もあるべし、其時はたゞかへらぬ弓のごとく立て、はだぬぎを入て、畏てはりかへを取べし、はりかへ持のかいぞひ、右のひざをつきて、弓を取かへべき也、是もはりかへをば、かへりたる弓の上より出して、取かゆる也、かいぞへのかへりやう、左の手をつきて、同左へ歸る也、

一弓のおれたる時の事、鳥うちの邊よりおれたらば、常のごとく立て、はだぬぎを入て畏るべし、さてはりかへを取べし、あまたにをれたらば、おれを取におよばず、はだぬぎを入て畏べし、おれたる弓をば、かいぞひのものにとらすべきなり、弓あまたにをれたらば、ひとつに取合て、右の手に持てかへるなり、是等はかいぞひの役なり、

一的矢自然風にも吹をられ、又ははずなどもかけとれぬくる事あるべし、其時もはだぬぎを入て、畏てかへ矢を取べし、かへ矢もちたるかいぞひ、右のひざをつきて矢をいだすべし、同いた付

もぬけ、或はゆがけなどにとまる事あるべし、其時はかへ矢を取におよばず、其まゝ仕べき也、かいぞひ矢を持てよる時は、矢取の持たる樣にはいたさず、右の手にいたつきのかたをひつさげて、ひたゝれの袖の下にもちてよるべし、○中略

一射はてゝ後、敷皮に著座しては、先沓をぬぐべし、其後ひもをゆひて、やがてたゝう紙をふところに入て、扇をさすべし、○中略

一射はてゝ退出の時は、敷皮を相手とむかひてたゝみて、始のごとく四折に折て持て御門前にてかいぞひに渡べし、

一射果て相手とむかひて後の禮の事、つゝの射手は左へまはり、又はづしたる人は右へまはる也、○中略

一をと矢御免の事、先蹤多し、弓太郎せきのうしろにかぎりたる事なり、御免の由被仰出時は、はだぬぎを入て、畏て聽而矢を腰にさすなり、さて敷皮になをりて、片矢を取て同腰にさし添て、御前へまゐり祿を可給、さし樣前後共に同前、秘說たる間、巨細に書載るにあたはず、殊なる步射の時用らるゝ也、

一ひとり弓の禮の事、數づか二つの中に、的の方にむかひて、すこし御前へ對して畏るべし、又的の方へむかひて畏ることもあり、足ぶみは、是も左の足よりふみよりて、同左の足を的に向て後、右の足を踏定むべし、射はてゝ引足の事、大方前弓の樣に引て、歸る足はなくて畏る也、著座のことは前の方の座に著べし、

一ひとり弓に數さすこと、是も數は五十づゝなるべし、をきやうは、前弓の數の置所より少後へよるべし、さし樣は同前也、

一射手をせんずると云事は、五度弓にても三度弓にても、かねて度數をさだめられて、其後十の

射手計をせんじて射させらる、也、此時は幾度も前弓より射なり、二度め四度めたりと云とも、前弓より仕る也、同的ぞろへと云事有、射手をそろへて、弓の善惡をしるべき爲也、

一射手の立所の事、一番弓太郎、二番せきの前、三番弓太郎のうしろ、四番せきのうしろ、是を四のかざゝ云なり、立處の高下は、參勤次第の年紀によりて被定なり、雖然時にあたりて、ことなる上意などは各別の儀なり、されば人體により、又は器用について、被仰出先例もあり、是等は制の限りにあらざる也、

一御的始未刻過有之〇中略

〔長祿二年以來申次記〕正月十七日

一公方樣被御覽樣體事

御寢殿の向殿上より御見物在之、御劍役一人は御緣に伺公在、御供衆申次衆は、御近所之庭上に各伺公也、走衆六人も同之、

一四足之御門邊より著座人數事

三職以下國持衆、并細川陸奥守、末野畠山次郎、

赤松七條、佐々木鞍智、土岐民部大夫、攝津掃部頭、赤松越後、佐々木黑田等也、各うら打、鋪皮にて、御前より向の四足之御門邊に著座也、

一御的はてゝ、つゝの衆には銀劍被下之、伊勢守役之、

一各御大刀進上之事、御的はてゝ、御對面處へ御出座、より而さいのきはへ申次參て、面々御大刀進上と申入て、

三職、御相伴衆、國持衆、進二人外樣衆、御供衆、申次衆、走衆、總番衆、內常番衆計御的奉行進上之、如斯御大刀各進上候て、

一御所樣御的被遊也、御相手は一色殿、又は誰にても以先例參勤也、御てうづは小笠原役之云々、御供衆などは不及伺公候、伊勢守小笠原計伺公云々、扨是も被遊はて丶以後、又御大刀參也、

一御大刀進上之事
御供衆申次衆計進上也、但公家衆少々、是は不斷伺公之衆計也、

同十八日（御的射手衆出仕也、六人、）

一御對面所へ御出座以前より、御供衆申次衆一列に、次の御座鋪と對面所とのさいのきはへ、かさなりあふ樣に伺公仕て、御出座之時、則懸御目也、人數餘多之時は、二度三度にも懸御目也、一人宛などにては無之、當番之申次一人は、御供衆よりも進上、さいのきはに伺公仕也、御出座を奉待心得云々、懸御目頓て各退出候而、當番の申次、御對面所之さいのきはへ參て、御的射手の衆と申入て、罷退候へば、頓て御盃被下候、御盃の樣は、御三盃のつねの御かはらけを、數六つかさね上て、四方にするゑ申を御前へ持參申て、御酌の人被參也、數六つながら被聞召候を、御酌の人、御銚子の上に一ッ置申て、扨御前のとほり、御右之方に伺公の時、射手一人宛被參て頂戴之、毎月朔日之御盃の樣には相替りて、六人の度々に、御前へ御盃を給に、御酌人被參也、射手御盃を頂戴候て、欲被退之處に、伊勢守にても、伊勢守同名衆にても候へ、御次の間に廣ぶたに被居て、御練貫六重候を、上より一重とりて指出被申候へば、先盃をそばに置て給て頂戴あり、扨左の手に御練貫を持、右之手にそばに置たる盃をとりて退出候也、六人ながら此分に被參、同被給之候て、其後御酌も被罷立候へば、御前の四方をも則あけ申され候也、

一是は應仁亂前迄之事也、亂後には、御大刀持をも被下之云々、

〔東山殿年中規式（慈照院殿御代長祿二年以來）〕正月十七日、未刻御弓場始、射手六人、（小笠原刑部大輔、富永左近將監、荒尾治部少輔、陶山次郎、熊

谷與二郎、屋代四郎、三番ニ三度也、各風折水干葛袴杏、但、應仁亂前迄之事也、亂後ニハ裏打ニテ勤也、御的奉行兩人、(是モ著ニ裏打、伺公ナリ)公方樣從御寢殿向殿上有上覽、御劒役候于御緣、御供衆申次走衆、(六人)御前近庭上ニ列居、三職國持衆、准國主、外樣衆、并佐々木黑田等、(著ニ裏打)御前ノ方四足御門ノ邊ニ、敷皮ヲ鋪列座ス、射法畢而、拾ノ衆ニ賜銀劒、伊勢守勤之、然後出御于御對面所、申次如例出于國際、面々御大刀進上ト披露而退、時三職、當日御相伴衆、國持衆、准國主、外樣衆、御供衆、申次、走衆、總番衆、(當番)御的奉行一人宛、御大刀持參、御禮過而將軍家被遊御的、御相手一色殿、(但任先例自餘モ可勤之)御調度小笠原役之、御供衆不及伺公、伊勢守小笠原兩人參上、御的畢而兩人獻御大刀、

〔年中定例記〕正月十七日

御弓始、射手六人、三番、公方樣御見物、御劒役人、御緣に祗候、又用意の射手とて、一人用意候て宿處にあり、若六人の射手一人指合あらばの用心のため也、弓場に大名、外樣衆、御供衆、申次、御的奉行、庭上に祗候、御てうゑやく、白き大かたびらをちやくして、兩人に前後のあたりはづれ申候へば、御的奉行、折紙に矢數を付申す、

一つゝの射手、於御前御大刀(金)拜領、役人伊勢守、はづしたる射手は、弓場の敷皮の上にて退出をまたれ候て、一度に弓場を被出候、時宜具にゑるしがたき者也、大名、外樣、御供衆、申次、御的奉行、御大刀進上、

夜に入て公方樣御弓始あり、御相手の面々の內一人御參、慈照院殿(○足利義政)御時は、細川讃岐守殿、(慈雲院)又一色修理大夫殿、御參の時も候し、常德院殿(○足利義尙)御時は、一色匠作御息左京大夫殿御參候し、御てうづをば、いにしへは伊勢名字給候し、御相手は、我と矢を御取候也、

一十八日、昨日の射手衆出仕、於御前御盃頂戴、同一重拜領、勢州遣之、

〔大的體拜記〕一御的始時、中間立樣次第、三番三度弓の時、此分也、

右弓 はらぬ弓なり弓持樣同前　　弓 張替のかへ弦を此弓に懸そふるなり　　弓 張たるかへ弓持樣同　　矢箇 射矢替矢共ニ三手入ゆがけ二結付右ノ手ニ持左チ副也　　沓

馬 馬上ニテハいけゝなはくべし介添へすあしたるべし

左弓 はらぬ弓の弦をあふのけて右ノ手ニテにぎりの下を持なり　　弓 此はらぬ弓に射弓の替弦をかけそへて薄やうニテ札を書てしるしに付べし　　弓 張たる射弓弦をあふのけて右の手にてにぎりより下を持なり　　大刀 右の肩にかたぐるしやうぶ革の帶取付黑大刀也　　敷皮 中間は主の持樣に持て介添に渡なり

本式は張替をもはりて可持也、當時はらぬは略儀也、仍寛正の始頃、弓太郎小笠原刑部大輔政廣始として、皆々はりかへをもはりて持する也、ほめん事也、

〔佐竹宗三聞書〕正月十七日、御的過て、夜に入て小笠原御的を誘置て、かけかへられて、爲御佳例、御所樣三弓立あそばさるゝと云、御相手には、細川殿、又は一色殿一家中被參也、御矢をば小笠原とらるゝ也、御相手は我とらるゝ也、此時は敷皮しかるゝ事もなし、又矢申なども なし、

同十七日に自然さしあひある時は、二月三月まで相延例ありと云々、

正月、十七日の御所的過て、同廿三日於八幡神前、三番ながら御的を被勤也、是は射手の宿願にむかしよりいらるゝ儀也と云々、今は上意樣に成來と云々、○中略

公方樣御弓場は、御座敷の前、北矢落に當座に梁をつかせらるゝと云々、御的過て梁をくづさせらるゝと云々、○中略

正月十七日御的、公方樣御見物ある時、弓の數塚のとをりの御座に圓座をしかせられて、御座ある御事もあり、近年は妻戸の内に御座あると云々、

〔弓馬問答〕一歩射の日記の次第、如何にも能々牛檀紙を一重懷紙の樣に押折て、弓場始の日記と書、年號日附候、以上五くだり書べし、

弓場始日記

一番　名字官　○○　○○　○○　中は白、逆は黒也、弓始の時は、中は黒、逆は白きなり、
　　　同斷　○○　○○　○○　數

二番　同斷　○○　○○　○○
　　　同斷　○○　○○　○○　數

三番　同斷　○○　○○　○○
　　　同斷　○○　○○　○○　數

年號月日

〔佐竹宗三聞書〕御處的日記被ㇾ付事、并射手立所次第、本日記にこのくだり書事なし、

弓場始射手　明應十正十七

一番

一射手　○○早矢　○○乙矢　○○早矢　十　早矢乙矢付様かくのごとく也、何の射手も此分に付べし、

三射手　○○乙矢　○○早矢　○○乙矢　十　本日記に十と云字かいぬなり、六と書付べし、十と云字稀事なり、

二番

射手　○○　○○　●○　五　はづるゝ矢め、此墨をぬる也、あたるにはすみぬる事なし、

射手　●○　●○　○●　三

三番

二射手　○○　○○　○○　十

四射手　●○　○●　○○　四　三番共射手の名字官途、名々に日記に書付也、本日記に射手とはかゝぬ也、

是を四のかず、中立處也

明應十年正月十七日

如此射手と云字より一字さげて、奥に書事有也、前に年號日付を書時は、書入べからず、

〔大的體拜記〕一射手方文字

中（アタリ） 外（ハヅレ） 〇十（ツツ）

〔成氏年中行事〕一同月〇正十七日、御的アリ、公方様、御二間六間七間ノ御座トリハラハセテ御覽ゼラル丶、大御所様、御々臺様、御袋様、上臈以下御女房タチモ御見物アリ、管領御評定所ヨリ見被申、諸奉公中ハ、御中門ノ御緣ニ有伺候也、矢數致記錄右筆ハ、白洲致伺候、人數並ニ中外ヲ見テ記之、上代ハ五番五度弓ニテ射手十人、近代ハ三番三度弓ニテ六人也、御新造ノ御的ノ時ハ、射手皆白直垂也、上古ハ立烏帽子ニテ淺沓ヲハク、近年ハ折烏帽子ナリ、射手ハ七間ノ御緣ヘ參テ、時分ヲ伺申也、御左右アル時可射弓、同張替ノ弓箙筒モタセテ、射手ハ敷皮ヲ持テ、面ノ御庭弓場ヘマカリ出、弓太郎ヲ爲始、敷皮ヲシキテ居ベシ、其後可射弓、同的矢、若黨持テ來時受取テ、先弓太郎、次後弓マカリ出、互ニ式題シテ御的ヲ仕也、弓太郎ハ海老名、後弓本間、二番目ノ前矢本間、後弓座間兩人、三番目ノ前弓本間、後弓座間海老名ヨリ兩人仕事モアリ、其時ハ弓太郎モ後弓モ、海老名名字仕事アリ、射様式題ハ、自前々相定間不及記、次御的過テ、弓太郎以下被召、銀劍ヲ被下、只之時拜領ノヤウニハアラズ、御劍ヲ横ニ持テ、ミギノ方ヲ給人ノ方ヘナシテ、高ク持テ出ベシ、射手御前ヘ參時モ、弓ト矢ヲ持テ給間、御劍ヲ出様、上古ヨリ如此、其後弓太郎計被召テ、御盃幷御劍被下之、御的之射手、兼日被仰出、領掌ノ上ニテ御感書ヲナサレ、御的ノ賞ヲ被下、自然無足ノ人、射人數ニ參時ハ、以御合力勤之、其以後御的ノ賞ヲ被下、御的五尺二寸、的皮串御的山ハ、小舍人役也、是又上代ヨリ舊規也、

〔殿居嚢〕正月十一日、吹上於御庭御弓場始、大的上覽有之、射手拜領物有之、 十二日、御射始、師範之

弓始例

者、且射手介添之者、拜領物有之、

〔柳營年中行事〕正月十一日

一吹上にて大的上覽有之、

同十二日

一昨日大的相勤候衆江、御褒美被下之、

〔吾妻鏡九〕文治五年正月三日甲午、垸飯如例、盃酒數巡之後、今日爲良辰之故、可有御弓始之由被仰出、先召下河邊庄司行平、行平取弓箭進寄弓場、無左右蹲踞于前方、刷衣文、此間堪能者一人、可立進之旨有仰、修理進季長起座、著香水干蹲踞于行平之後、然而行平更不進立、二品〇源賴朝覽其氣色、赤召榛谷四郎重朝、重朝起座、隔居于行平與季長之中、時行平解紐取直弓、進立射訖之、季長不及歸著本座逐電云云、九日庚子、今日若君〇賴家御方弓始也、射手十人、於小御所南面有此儀云云、

一番　下河邊庄司行平　曾我太郎祐信

二番　小山七郎朝光　和田三郎宗實

三番　藤澤次郎清近　橘次公成

四番　三浦十郎義連　海野小太郎幸氏

五番　榛谷四郎重朝　和田小太郎義盛

〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建仁元年正月十二日癸亥、御的始也、垸飯以前有此儀、射手十人、相分于弓場左右候、敷皮、金吾〇源賴家出御、右近大夫將監親廣、上御簾、

射手

一番　榛谷四郎重朝　小澤次郎重政

二番　海野小太郎幸氏　佐々木小三郎盛季

三番　望月三郎重隆　中野五郎能成

四番　澁谷次郎高重　工藤小次郎行光

五番　和田平太胤長　同三郎朝盛

〔吾妻鏡十九〕承元三年正月六日庚子、將軍家(○源實朝)出御、其後被召和田平太胤長、望月三郎重隆、手島太郎□□、築後六郎知尚、吾妻四郎助光已下射手、有御的始、左衞門尉義盛奉行之、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年(○暦仁元年)正月廿日丁卯、御弓始也、今年依可爲御物忌、不可有此儀之由、雖被定、故被遂之、射手事、昨夕俄於御前被仰合于如始、義村爲催促被下日記於陸奧太郎云云、

射手

一番　小笠原六郎　藤澤四郎

二番　横溝六郎　松岡四郎

三番　岡邊左衞門四郎　木間次郎左衞門尉

四番　三浦又太郎左衞門尉　秋葉小三郎

五番　下河邊右衞門尉　山田五郎

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年正月廿三日壬子、將軍家(○藤原賴經)渡御馬場殿、前武州被參、遠江前司、駿河守、宮內少輔、攝津前司、上總權介、出羽前司、以下數輩參上、先令若輩等射遠笠懸、次於弓場、相加宿老之類、有射的之儀、武田伊豆入道光蓮、海野左衞門尉幸氏、望月左衞門尉重隆等、態被召出之、令候見證、各觀彼是、可爲後日美談之由感申、其後有垸飯儀、如恒、次射手等分賜積物、于時幸氏申云、於將軍家御前、射手之賜懸物之次第者、右大將家(○源賴朝)御時、被尋聚諸家說々云云、即付御尋悉申之云云、凡今日式、爲日者御本意之間、御自愛無他云云、(○中略)

的射手二五度

一番　若狹前司　氏家太郎
二番　下河邊左衛門尉　駿河四郎左衛門尉
三番　小山五郎左衛門尉　上野五郎左衛門尉
四番　伊東大和次郎　横溝六郎
五番　小笠原六郎　加治八郎左衛門尉
六番　佐々木壹岐前司　葛西六郎

〔吾妻鏡四十一〕建長四年正月十四日己亥、有御弓始、然多賀谷五郎景茂、被加淸撰記、今日欲加射手之處、今朝以相州安東左衛門光成、爲御使、而可然依不在射手、可被止之由被仰小侍所、仍被止之間、合手海野四郎助氏、同被止之、所殘之十人射、二五度云云、

射手

一番　二宮彌次郎時光　平井八郎淸頼
二番　桑原平內盛時　山城三郎左衛門尉忠氏
三番　褁右近三郎　眞板五郎次郎經朝
四番　横溝七郎五郎忠光　布施三郎行忠
五番　武田七郎五郎政平　早河次郎太郎祐泰

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年正月十五日乙丑、於御弓場有御弓始、射手十人、一五度射之、而山城三郎左衛門尉近忠者、兼日不被仰之間、被撰定之時雖不承、臨期被召加之、今年依少可然射手也、爲弓箭面目云云、

一番　二宮彌次郎時光十　横路左衛門次郎長重
二番　山城三郎左衛門尉近忠　知久左衛門五郎信眞

三番　藤澤左近將監時親　多賀谷彌五郎重茂
四番　周枳兵衛四郎頼泰十　横溝彌七忠景
五番　岡本新兵衛尉重方　小島彌次郎家範

〔吾妻鏡　四十九〕正元二年〇文應元年正月十四日壬午、今日有御弓始、二五度也、

射手十二人

一番
早河次郎太郎祐泰　●● ●● ●● ○● ●●　九　●● ●● ○● ●● ●●　九
澁谷左衛門太郎朝重　●● ○● ○● ●● ○●　七　○○ ●● ●● ●● ●○　七

二番
平島彌五郎助經　●● ○● ●● ●● ●●　九　○● ○● ●● ●● ●●　八
岡本新兵衛尉重方　○○ ○● ●○ ○● ●○　四　○● ●● ●● ●● ●●　九

三番
佐貫七郎廣胤　○● ○● ●● ●● ○●　七　●● ●● ●○ ○● ●○　七
藤澤左衛門五郎光朝　●● ●● ●○ ●● ○●　八　●● ●● ●● ●● ○●　九

四番
藤澤左近將監時親　○○ ●● ●● ●○ ●●　七　○● ●○ ●○ ○● ○●　五
海野彌四郎助氏　○● ○● ○○ ●● ●●　六　○● ○● ●● ○○ ●●　六

五番
桑原平内盛時　●● ●○ ●● ●● ●●　九　●● ●● ●● ●○ ●●　九
工藤彌三郎淸光　●○ ●● ●● ○● ●○　七　●○ ●● ○● ○● ●●　七

六番

本間彌四郎左衞門尉忠時　○○●○●●●●●●七　●○●●○●●●●●八

柏間左衞門次郎季忠　●●●●●●○●○●八　●●●●○●●●●●九

〔吾妻鏡 五十一〕弘長三年正月十一日壬辰、明日御弓始射手之中、小嶋彌次郎家範、依申故障、彼合手小沼五郎兵衞尉孝幸、同被止之、所被縮五番也、而今日工藤一郎右衞門尉光泰、計申云、就家範之故障、被止孝幸、爲五番者、若猶臨期於故障輩出來者、四手不可然、若合早河六郎祐頼於孝幸、如元爲六番之條可宜歟者、仍有沙汰、如然云々、所被加兩人也、十二日癸巳、有御弓始、射手十二人、射之、二五度

〔御的日記〕建武二年正月七日御的左馬頭殿、御鎌倉之時、小侍所遠野殿、

建武四年正月廿二日、將軍家御代始御的、

貞治二年正月十四日六角御所執事、越前治部大輔小侍所民部少輔延文五、康安元、貞治元、兩三年御的斷絶、

〔花營三代記〕應安二年正月廿八日、御弓場始、

〔花營三代記〕應安三年正月廿八日、御所的、五番五度

〔花營三代記〕應安四年正月廿八日、弓場始有之、五番三度

〔康富記〕嘉吉四年正月十七日丁卯、室町殿御的如例了、無異事、仍不寫之、

〔康富記〕文安五年正月弓場始射手文安五年正月十七日

一番
陶山兵庫頭　●●●●●●六
齋藤三郎右衞門尉　●●●●●●六

二番
彥部右近將監　●●●●●●六
齋藤孫左衞門尉　●●●●●●六

三番
熊谷次郎左衞門　●●●●●●六
千秋左近將監　●●●●●●六

〔大的上覽記〕享保十四己酉年二月五日、於吹上御庭大的被仰付、上覽有之、式ヲ小笠原縫殿助蒙之、

其時之弓太郎能勢河内守、弓次郎小林十郎左衞門勤レ之、片側ニ五人宛並居、三本二建務レ之、弓白木、箭節筈眞羽切生ヲ用、射手裝束、風折に水干差貫、短刀、鼻高を履、馬手之腰に箭を差し、弓手之方に、射手兩番大番與衆也、名記二于左一、

右射終テ、於二御前一祿ヲ給次第、御緣之上江舁リ、弓ヲ持、箭ヲ對シ出ル時、御小性衆、御時服ヲ二ツ宛、廣蓋ニ載出、射手之右之肩江打懸ル、戴退出品有レ之、入御之節、三番頭江上意有レ之、見物被二仰付一面々、老中、若年寄、御側衆、三番頭迄也、同六日、小笠原縫殿助被レ爲レ召、去年中ヨリ段々致二差引一、昨日者、首尾能何茂相勤、御慰ニ罷成候とて、爲二御褒美一被レ下レ之旨、於二躑躅之間一水野和泉守殿被二仰渡一之、若年寄衆侍座、

金二枚　　小笠原縫殿助
時服二

同日射手之面々江被レ下如レ左

金二枚宛　御書院番金田周防守組　小林十郎左衞門
同　同仁木周防守組　小長谷喜八郎
同　大御番小堀備中守組　吉野左仲
同　御小性組大岡豐前守組　城織部
同　同水野河内守組　内藤左衞門
同　同瀧川播磨守組　富永平助
同　同阿部志摩守組　諏訪源十郎
同　御書院番戸田土佐守組　木下主税

右者去年以來、大的出精稽古仕、昨五日、於二吹上一入二上覽一、御慰罷成候間、爲二御褒美一被レ下レ之旨、於二躑躅之

間、和泉守殿被ㇾ仰ㇾ渡ㇾ之、若年寄中侍座、外ニ二人ハ與乗故、御内證ニ而拜領物有ㇾ之由、射手中ヨリ付左ニ記、

弓場始日記 享保十四年二月五日

一番　能勢河内守　〇〇〇〇〇〇十　　二番　小長谷喜八郎　〇●〇〇〇〇五

小林十郎左衛門　〇〇〇〇〇〇十　　吉野左仲　〇〇〇〇〇〇十

城織部　〇〇〇〇〇〇十　　富永平助　〇〇〇〇〇〇十

三番　内藤左衛門　〇〇〇〇〇〇十　　四番　諏訪源十郎　〇〇〇〇〇〇十

岡山新十郎　〇〇〇〇〇〇十

五番　木下主税　〇〇〇〇〇〇十

〔有德院殿御實紀　二十九〕享保十四年二月五日、吹上の御庭にて、はじめて弓場始の式行はる、射手は小性能勢河内守賴忠、西城小納戶岡新十郎之英、小性組城織部厚茂、富永平助記淳、内藤左衛門忠如、諏訪源十郎賴直、書院番小長谷喜八郎友長、木下主税長保、各烏帽子水干を著せり、的奉行記錄役は、諸大夫の小納戶、朝夕矢申の役は、吹上の奉行等これをつとむ、射手は各矢數十本、皆中のものに紅裏の時服を賜ふ、少老、御側、大番書院小性組の番頭、みなみる事をゆるさる、すべて射禮の事は、紀藩におはしませしときより、ひろく古禮をさぐりもとめたまひしが、大統うけつがせ給ひし後も、小笠原縫殿助持廣が傳家の古書をはじめ、其外家々の舊傳、古土佐氏の繪卷物までをめしあつめ、考合せ給ひしうへ、猶御みづからの御心をもて、新にとゝのへ給ひ、この年頃、近臣をしてまなばしめ〳〵こゝろみたまひしに、漸く御心のごとくになりしかば、その御旨を持廣につたへ給ひ、かれをして御家人を敎導せしめ給ふ事と成りしが、去年二月四日、既に近臣のみをえらばれ、この事こゝろみ行はれしに、盛慮のごとくとゝのひしかば、ことしは近習外樣をわかたず、

其門弟の中より、進退に熟したるものどもえらばせ給ひ、はじめてこの事行はれ、これより後永例となりて、今も年ごとにたえず、六日、きのふの射手に、各金二枚を賜ふ、其師小笠原縫殿助持廣も、教導よくかなひたるを褒せられて、金三枚時服一襲下さる、介添の徒目付、表火番等にも銀を賜ふ、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕享保十四年二月五日、吹上の御庭にて初めて弓場始の式行はる、〇中略室町家よりこのかた二百餘年廢れし古禮を、尊慮ひとつをもて再興し玉ひし事、世にたぐひすくなき盛事と申すべし、

〔有德院殿御實紀三十一〕享保十五年正月十一日、吹上の御庭にて、弓場始あり、射手十人、當座の祿行はる、今年より此式をけふと定めらる、

〔有德院殿御實紀四十五〕元文二年正月十一日、吹上にて弓場はじめあり、右衛門督宗武卿、刑部卿宗尹卿、御名代として閲せらる、射手十人、祿たまふこと例のごとし、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕公〇德川家治いまだ西城におはしける時より、朝暮なげき思召し、かくては有德院殿〇德川吉宗年ごろ御こゝろをこめられ復したまへる武家の古式、ふたゝびほろぶべきなりとて、御代つがせ玉ひしかば、正月十一日御弓場始より、騎射、歩射、騎馬等たえずこゝろみたまひ、たとひ御不例にいましても、なるべきほどは御覽せられしかば、御家人いよ〱其業をはげみつとむることゝなりぬ、もし此時怠り玉はむには、射禮今はしるものなきに至りなん、御當代にいたりても、益さかむになしたまふやうになれりしも、これしかしながら公の御力によるものなるべし、

〔有德院殿御實紀附錄五〕右衛門督宗武卿〇田安德川は、御幼年よりさえかしこくおはしければ、同じ御子の中にも、ことにうつくしみ玉ひ、文武の道をもわきてをしへならはし玉ひけるが、〇中略十

將軍自射

九年〇享保鎌倉室町の制度を考へ玉ひ、はじめて弓場始の式行はれしに、わざとみけしきありて、卿の邸中にても、永くこの事を行はるべしと仰下さる、

〔蔭凉記〕應永八年正月十七日丁巳、今日御弓始也、

射手六人

泊山　　小串

村上　　佐

代　　伊勢勘左衛門

村上一人無云々、北山殿〇足利義滿於結城越後入道宿所有御弓始云々、修理大夫入道御合手也、將軍家〇義滿子義持於室町殿被始之、御合手上野入道息云々、

〔花營三代記〕應永廿九年正月十七日、於殿中寢殿南向有的始、三番三弓也、注別紙、厥後御所樣〇足利義持御方ノ御所樣〇義持子義量被遊也、管領諸大名兩御所へ御大刀進上、御方參、御方へ大刀進上候、役人御大刀被下、則進上、

〔花營三代記〕應永卅二年正月十七日、弓場始、御風呂遊佐兵庫助之宿所也、御神事御風呂アリ、

一番 武田兵庫頭滿信六 陶山備中守高直六　　二番 佐々木鏡六郎康秀六初參十七歲 熊谷近江守滿實六初參四十一歲

三番 屋代藏人時貞六 小串下總三郎國行六

片花門北、御方御座アリテ被射、六人射手ニ銀劒給也、官領御前伺公、加賀守貞直、銀劒役人也、入夜御的被遊也、後弓大館五郎持員、官領已下大名兩御所へ大刀進上、御方伺公輩ハ、御方へ大刀進上也、大御所的、不遊射手時ハ、簾中ニテ御見物也、

〔親元日記〕寛正六年正月十七日乙丑、明後日十九御連歌御人數觸申之、〇中略以此次一色殿、今夕公方樣〇足利義政御弓始御合手ニ可有御參之由御申之、必可有御參勤之由御返事、御使孫三、

御的

小笠原刑太　○○○○○○六　富永左將　○○○○○○六

荒尾治少　○○○○○○六　陶山次郎　○○○○○●五

熊谷與次郎　○○○○○○六　土屋代四郎　○○○○●○五

〔蜷川親元記〕文明十年正月十七日庚辰、御弓始、小笠原刑部少輔一人、直垂著、三度のはやはつまより、御方御所様入夜○足利義尚あそばさる、御あひて一色五郎殿、

〔文明十一年記〕正月御的和歌御會前後出仕少々記之

一御方御所様、○足利義尚御的被遊事、文明七年より被遊、御相手細川民部少輔殿、政春也一色五郎どの義春は、同八年より御相手に參勤也、御的射手衆仕るは、文明十一年亂後始之也、其以前弓太郎一人插物仕候也、

十七日

一御的始在之、一亂中は弓太郎はさみ物仕之、當年如先規在之、

一大御所様○足利義政爲御的御見物御所様へ御成在之、御盃酒數獻參、還御、午刻也

一射手衆

一番　小笠原刑部少輔六　朝日三郎三

二番　富永五郎六　本郷與三郎六

三番　陶山又次郎五三度めに弓取おさす　小串次郎五

一小串朝日本郷、意趣を申、しばらくごうりうありて、申の刻過而、酉刻に仕也、

一御所は伊勢守宿處に、御方御所様御座也、弓たち北方、仍東向之中門へ御出成て御見物、其次に御す、か丶りて、大御所様上様は、れんちうより御見物也、

一御劔、二銘　大館治部少輔被持之、
一祗候人數、管領(畠山左衞門督九郎右衞門督)殿、治部大輔殿、細川殿、山名殿、一色五郎殿、赤松、以上御相伴衆也、
外樣衆には、赤松又次郎、赤松越後彌五郎、兩人祗候、大名幷此兩人うらうち也、此人數は北方祗候、各庭上也、此外御供衆御方衆以下者、南方に祗候、各庭上也、
一射手御大刀拜領は、御對面處へ入御成て、東の御こし障子をあげられず、ひろゑむにて拜領也、
役人伊勢七郎也、うらうち也、
一大名、外樣、御供衆、申次、御方衆、□□衆奉行、少々御大刀金進上之也、
一御□進上以後、御方御所樣、御的被遊之、御相手一色五郎殿、
一御大刀金又まゐる、公家少々、御供衆、申次、御方衆等計也、
一大御所樣へも進上、これは書たて也、
一射手衆、亂已前はかざをりに水干也、當年の事は、亂後未調之間、うらうち也云々、

延引

〔吾妻鏡二十八〕寬喜三年正月九日、御弓始可爲去七日之由、有其定之處、彼日甲午、永久元年正月廿七日甲午、右大臣家、於宮中有御事之由、依有傾申之輩延引、　十一日戊戌、御弓始、
〔後愚昧記〕應安七年四月十六日、武家弓始云々、(俗號御所的)年始有之、而依新院(〇後光嚴)御事可令延引、
〔花營三代記〕永和三年二月卅日、御弓場始、可爲去廿八日之處、依雨天延引、今日被行之、
〔花營三代記〕應永卅一年正月十七日甲午、御的延引、(射手出仕アリ)御方(〇足利義量)御違例依テ成ト云々、二月十日丙辰、御的始、御方御所、疫疾スキロ節圍座ヲシキ被御覽、先々大御所(〇足利義持)之御座アル所也、管領已下大名庭ニ參候、射手六人ニ銀劔給、役人加賀守貞直、(疊打也)厥時管領エンニ伺公、(ツナ也)御方公卿間御座アリ、大御所簾中ニ御座アリ、入夜御方御的アリ、(〇〇〇〇〇〇ミケ)一色阿波太郎持兼、(——)大後弓被參十也、御調度役二郎左衞門尉貞房、

〔吾妻鏡四十一〕建長三年正月八日己巳、由比濱御弓始、被撰射手、陸奥掃部助監臨之、武藏守、遠江守、北條六郎以下、爲見物而被行向云云、射手十七人、

一番　武田五郎七郎　早河次郎太郎　二番　横溝七郎五郎　桑原平内
三番　布施三郎　小野澤二郎　四番　平井八郎　薩摩九郎
五番　眞板五郎二郎　池田五郎　六番　佐貫彌四郎　諏訪兵衞四郎
七番　多賀谷彌五郎　工藤右近三郎　八番　河野右衞門四郎　一色四郎左衞門尉
九番　聚右近三郎　獨弓

〔大的式〕獨弓の事　相手俄に障ありて、不參事あるべし、其體拜は、前後の數塚の眞中にさし寄、的に向てかしこまり紐を納べし、又少御前へ向ふ樣に畏る事も有べし、足づかひは前弓のごとく、左足よりふみ初て、三足にふみ寄べし、扨ふみ揃へて、左の足を的に向て先へふみ、扨右の足をふみくつろぐべし、扨射はてゝ、足を引時も、左より引、よくふみそろへ、又左よりふみ出し、扨右ふみ出し、其足よりうしろむきに、もとの座に畏る也、總じて御的ならねども、一人弓の時は如此なるべし、

〔吾妻鏡一〕治承四年十二月廿日戊戌、於新造御亭、三浦介義澄獻垸飯、其後有御弓始事、急難無其沙汰、公長兩息、爲殊達者之由被聞食之間、令試件藝給、以酒宴次、於當座被仰云云、

射手
一番　下河邊庄司行平　愛甲三郎季隆　二番　橘太公忠　橘次公成
三番　和田太郎義盛　工藤小二郎行光

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月九日甲辰、今日將軍家、〇源實朝政所始也、〇中略及晩有御弓始、北條五郎爲奉行、圖書允清定注矢員、和田左衞門尉義盛獻的云云、

射手

一番　和田左衛門尉義盛　海野小太郎幸氏
二番　榛谷四郎重朝　望月三郎重隆
三番　愛甲三郎季澄　市河五郎行重
四番　工藤小次郎行光　藤澤四郎清親
五番　小山七郎朝光　和田平太胤長

〔武家事記〕將禮一 御弓始

實朝公元服政所始ノ後、及晩有御弓始、〇中略又宗尊將軍政所始〈事見政所始條〉後、御弓始、〇中略御家督後政所始、其日ニ御弓始、是武家ノ恒式タリ、凡御家督ノ日ハ、儀式皆元日ノ禮ニヒトシキ事定式ナリ、

〔吾妻鏡〕三十一 嘉禎二年八月六日庚寅、新造御所御弓始也、匠作〈時房〇北條〉武州〈泰時〇北條〉以下人々、著布衣、被候庭上、將軍家〈〇藤原賴經〉於簾中御覽、周防前司爲申次、

射手

一番　駿河次郎　佐々木八郎左衛門尉　二番　下河邊左衛門尉　橫溝六郎
三番　小笠原六郎　藤澤四郎

〔吾妻鏡〕四十二 建長四年四月十四日丁卯、將軍家〈〇宗尊親王〉始御參鶴岡之八幡宮、〇中略次御弓始、射手六人〈立烏帽子、水干、葛袴、淺沓〉入南門、候弓場左右小庭、而出御廊、〈敷大文高麗端座〉義景持參射手記、被置御前退候、蒙御旨、下庭上、闕射手、

一番　二宮彌次郎時元　早川次郎太郎祐泰
二番　河野左衛門四郎通時　桑原平内盛時

三番　武田五郎七郎政平　眞板五郎次郎經朝

一五度射訖之後入御

〔吾妻鏡 四十二〕建長四年十一月廿一日辛丑、於新造御所弓場有御的始、雨國司以下出仕如昨日、射手十人、各著水干葛袴淺沓、相分于弓場左右著座、將軍家出御之後、和泉前司行方召射手、二五度射之畢退出云云、

〔御的日記〕中御所義詮將軍御代始

延文四年二月十七日 細川相州依伊勢平三遲參、自予刻御沙汰、

一番　小笠原民部少輔　●○●●●●
　　　安東平左衛門尉　●●●●●●

二番　伊勢平三　●●●●●●
　　　仲彥四郎　●●●●●●

三番　海老名新三郎　●○●●●●
　　　諏訪次郎左衛門尉　●●●●●●

〔御的日記〕同五年 〇貞和 八月十二日 新造御所小侍所、上杉左馬介、貞和三四三日記至之、

一番　秋山新藏人　●●●●●●
　　　長九郎　●●●●●●

二番　島津周防三郎左衛門尉　●●●●●●
　　　海老名四郎　●●●●●●

三番　海老名彥三郎　○●○●○○
　　　本間彌四郎　○○○○○○

〔建內記〕永享三年十二月廿日、今夜御的、公方様 〇足利義教 可有御所作之由有其沙汰、而依雨延引了、
廿六日、的始 〇御移徙以後初度 也、事了有御祝著之儀、三條中將陪膳也、次諸大名等參自東面進大刀、射手等

賞賜

各賜御劔云々、〇中略抑公家輩、如此之時、御劔進上事、雖爲制止、於御移徙者、依一段御祝著、面々已進了、御的始事、是又武將之大慶、不可如之哉、尤可進歟之由、内々招赤松播州、廣橋、幷予、（萬里小路時房）談之云々、

〔大的體拜記〕北小路室町新造花御所御的次第、（永享三年辛亥十二月十九日）其身の出立如常、組結たる折烏帽子にゑぼしかけ馬の尾、下には染小袖に大口、裏打の直垂を著、鞘卷の刀をさし、扇疊紙如常、沓はかずして、すあし也、其外は水干の時と同前、射弓の外に、張たる替弓を一張持也、替矢ゆがけなど、水干の時にかはらざる也、介添の出立、主人と同前也、中間は皆素襖袴を著也、

轉法輪高倉於烏丸殿亭、御代始御的次第、（嘉吉三年癸亥十二月二十三日）出立の樣、風折に、ちやうづがけをして、裏打の淺黃直垂に大口を重る、下には白小袖を著、鞘卷の刀を著、扇はな紙如常、沓敷皮水干の時と同じ、是も張替は一張持つ、乘馬の時沓をはく、介添は折烏帽子に裏打の直垂を著、矢取は香摺の大帷子を著、其外體拜以下、每事水干の時と同じごとく也、

〔康富記〕寶德元年八月廿五日癸酉、是日室町殿御的始也、御元服以後儀也云々、入夜有之云々、細川淡路爲御合手被參入之、小笠原民部少輔、爲御師範内々參候云々、

〔射禮私記〕祿を給る時、參上の樣、銀劔を被下時は、弓矢を持、沓をはきて、沓をば沓ぬぎの下にぬぎて參上して、右のひざを立て、弓をばひぢにてよく抱て、矢を腰にさして、あゆみよりて、弓の上より銀劔を給る也、右の手をあふのけて、銀劔の足のあひだへ入て、取なほして、上樣を拜し申て退出する也、

祿の事、文治の御的には、下河邊庄司、御刀（白さやまき）を被下、一統の御的には細川源藏人、御衣かづけらる、建武の御的には、小笠原六郎、御鐙を給はる、又先代の時、扇を出されたる例も有、祿によりて給はり樣各別なり、先刀を給る時の次第、矢のさし樣、ひざのつき樣は、銀劔に同前、さて右の手に

受取て、左へ取わたして、つかさきの方へさげ緒をまはして、又つかのきはに横ざまに卷て、下緒を刀の腰に卷留て、さてつかのかたを、すいかんと內衣とのあはひへ押入て退出する也、又御衣を給はる時は、右の膝をつきて、右の手に請取て、右の肩に打かけて退出る也、又鎧を被下候時は、先わきだてを右の小ゆひにかけて、わたがみを左右の手にとりて、かぶとを鎧の上におきて、ふきかへしを左右の大ゆびにて押て、しのびの緒を取て向ふ(鎧ぬし)罷出べし、又扇を給はる時の樣は、右の手に請取て、かのめのかたを懷にさし入て退出すべし、何も左へかへるべし、各故實くはしき事のせがたし、口傳有之、○中略

御的恩賞の事、十三ヶ年、又參勤十ヶ年にても、ともに恩賞をかうふる也、是を參勤の勞と號する也、

〔佐竹宗三聞書〕御所的の時、弓太郎、つゝだちの早矢一あたる事、肝要にする儀なり、殘の矢五ながらはづれたりとも、つゝ同前にて祿を御給候と云々、其外五人の射手は、一はづれたりとも、祿被給事なし、近年のろく、人には白大刀御給候也、しろがねのやうに、あかゞねにて作たる大刀也と云々、皆つゝの時は、六人ながら祿を被給也、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年正月三日己酉、御弓場始也、射手各就矢員多少、賜御引出物、

射手

一番　和田平太胤長　市河五郎　二番　海野小太郎幸氏　中野四郎

三番　榛谷四郎重朝　糟谷太郎

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月十日乙巳、昨日御弓始、射手十人、被召北面竹壺、被賜祿、或野劍一腰、或腹卷一領也、東太郎、和田兵衞尉、足立八郎等傳之、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年、○元久元年正月十日甲戌、有御弓始、將軍家○源實朝出御、被上御簾、射手六人、各二五

進獻

度射終之後、於西廊預祿、行騰、杏弓、征箭等也、

射手

一番　和田平太胤長　榛谷四郎重朝　二番　諏方大夫盛隆　海野小太郎行氏
三番　望月三郎重隆　吾妻四郎助光

〔吾妻鏡二十一〕建暦二年正月十一日庚申、御弓始也、

射手

一番　小國源兵衛三郎　工藤小次郎　二番　海野小太郎　藤澤四郎
三番　佐原又太郎兵衛尉　市河五郎　四番　愛甲三郎　佐々木小三郎
五番　和田平太　佐貫五郎

以上十人之中、先召小國源兵衛三郎頼継、是無雙精兵也、而不帶弓由申之間、被下鎮西以下諸國進納之荒木弓等、賜之、一五度射之處、每度其弦絶訖、射藝又頗可謂養由、將軍家〇源實朝御感之餘、於當座賜越前國稻津保地頭職於頼継、件御下文云、爲弦麻可令知行者、此頼継者、丹後守源頼行孫、桃園兵衛大夫宗頼子也、

〔吾妻鏡十一〕建久二年正月五日甲寅、宇都宮左衛門尉獻垸飯、御酒宴之間、即出堪能者、有弓始、〇中略各一五度射訖、依召參進御座間、砌外賜祿、行平御劍、時家朝臣傳之、義盛御弓箭、江間殿傳之、重朝鷲羽、清親御行騰、是今日進物云云、

〔康富記〕文安四年十一月九日丁酉、今日室町殿御弓始也、御師範小笠原民部少輔參之、武家人々參賀也、公家輩、只細々參入之人計、被進御大刀云云、

〔殿中申次記〕正月十七日

一御的始在之、仍御大刀糸金　公家々少　大名外樣々少　御供衆申次當番衆御的奉行等進上之、

正月十七日、淡路殿より御弓二張參候、御弓は袋、御矢は筒に入て、かいぞへに持せ候、庭上へ申次罷出候處にて、使かしこまりながら、袋ともにかいぞへの手より執て、さて取出し、二張ひとつに渡候を、いつものごとく請取、左の手にたて候て持候、扨又矢筒をかいぞへの手より取候ていだし、二手ながら一つに渡候時、出すもの丶左の手の下を、右の手にて取候て罷立也、弓袋矢筒は、使とりてかへり候、

此條勝蓮院(伊勢守貞陸)自筆を以て加書之

永正十三

一御ゆがけかた〳〵　小笠原又六

同

一御ゆがけかた〳〵　伊勢左京亮

同

一御大刀　一腰(金)　八幡田中

同

一御弓　二張(御大刀被下之)　弓細工

同

一御弦　廿張(御大刀被下之)　弦懸鳩

同

一御弓　二張(御的矢二手)　細川彥四郞(例年進上之)

同

一御插物在之

同

一御大刀(金)　一腰(就御插物後、於御前被下之)　小笠原又六

同

一同　同(就同儀進上之、仍御盃頂戴之)　同

同

一御供衆以下祗候之者、各御大刀進上之、

自永正十三年到同十八年同前

十八日

一御的射手六人、御盃幷一重宛被下之、

〔四季草春草下〕弓太郞の事

將軍家の御所にて、正月十七日御弓場始に大的を射させらる、是式の的也、此時大前の射手にて、總の射手の棟梁となる人を弓太郎と云也、此弓太郎の號は、將軍家より被仰付、管領の御教書を以て被申渡也、其文言は左の如し、

明春正月十七日弓場始之事、爲弓太郎可被參勤之由被仰下也、仍執達如件、

年號月日　　　管領之官判形有之

某殿

右のごとく、弓太郎は甚重き事也、右之案文は、諸書當用抄に見えたり、近き比の人、弓太郎の弓は、私ならぬ重き事なりといふ事を知らずして、私の賭的の場に出る輩が、猥りに弓太郎、弓次郎、矢太郎、矢次郎などゝ語る故、それは何者の事ぞと尋ければ、的場にて、總の弓の支配する者を兩人定め置て、弓太郎弓次郎といひ、矢の支配する者を兩人定め置て、矢太郎矢次郎といふといへり、扨はあきれはてたる事也、いかに物を知らぬとても、あまりにおろかなる事也、弓太郎といふ者を、辻的場などにて、弓の支配などするやうなる輕々しき者と思ふこそ淺ましけれ、それのみならず、弓次郎、矢太郎、矢次郎などゝいふ名をこしらへ出しけるは、言語同斷なる事、あまりの事に是非をいふべき詞もなし、

〔吾妻鏡四十〕建長二年十二月廿一日壬子、明春正月、御弓始射手事、今日召整進奉有其沙汰、可參的調之人數、及用捨於治定分者、早可相觸之由、所被仰付于朝夕雜色番頭湯次郎國弘、本田太郎宗高、和海三郎家眞等也、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年十一月十八日戊戌、來廿一日、於新造御所依可有御的始、今日被催其射手、陸奧掃部助實時奉行之、〇射手人名略

右來廿一日可有御弓場始、各爲射手可被參勤之狀、依仰所廻如件、

〔吾妻鏡四十六〕建長八年〇康元元年正月四日丙申、早旦相州被覽御的始射手交名給、凡廿一人也、然而參否不一准、所謂申領狀、

早河次郎太郎　工藤八郎四郎　布施彌三郎　岡本新兵衛尉
平島彌五郎　横溝七郎五郎　多賀谷彌五郎　小島又五郎
藤澤左近將監　大瀬三郎左衛門尉　平新左衛門三郎　海野彌四郎
澁谷三郎左衛門太郎　南條兵衛六郎

申障

上野十郎朝村　遠江十郎左衛門尉　出羽七郎　小笠原彦次郎
南條八郎兵衛尉　河野五郎兵衛尉行眞　南條左衛門次郎　諏方四郎兵衛尉

以前故障輩之中、於朝村行眞者無恩許、可參勤之由、於殿中直相觸之、被召領狀奉訖、是依堪能之越人也、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年正月十一日壬辰、明日御弓始射手之中、小島彌次郎家範依申故障、彼合手小沼五郎兵衛尉孝幸同被止之、所被縮五番也、而今日工藤一郎右衛門尉光泰、計申云、就家範之故障、被止孝幸、爲五番者、若猶臨期於故障輩出來者、四手不可然、若合早河六郎祐頼於孝幸、如元爲六番之條可宜歟者、仍有沙汰、如然云云、所被加彼兩人也、

〔武條之外御成敗條々〕御的奉行齋藤加賀守基貞

一明春正月弓場始事、爲射手可被參勤之由所被仰下也、仍執達如件、

應永廿四年十月十五日　管領沙彌

武田兵庫頭殿

〔齋藤親基日記〕文正二年〇應仁元年正月十七日、御弓場始、ユタラフ弓太郎也小笠原美乃刑部大輔、奉行飯兵大、

射手服裝

飯和、

〔射禮私記〕御的射手の裝束の事、定れる法有べからず、右大將家〇源賴朝の御時、文治五年正月二日、御弓始の射手、五番の五度弓也、其時の射手、出仕の裝束をあらためずして參勤の間、嘉例として、今にいたりて水干立烏帽子を用也、然共直垂立烏帽子にて勤仕の先例もあり、又折ゑぼしひた丶れにて仕たる事もあり、此時は沓をはかず、たゞすあしたるべし、雖然近年は、皆水干立烏帽子にてつとめ來るもの也、時の弓太郎などの年齡宿老なるは、ぬき白以下おとなしき裝束相應なり、若き射手などは、紅梅くれなゐ等の水干を著する事常の義なり、何も家の紋をぬひ物に付べし、且は時代にゑたがひ、且は人體によるべきか、

〔花營三代記〕應安五年正月廿八日、弓場始、三番三度、依神木在洛不著水干、直垂沓如常、

〔長祿二年以來申次記〕正月十七日

一御的始未刻〇中略

射手の衆六人三番三度弓也、各出立樣は、かざ折、水干、くずばかま、沓也、但是は亂前の事云々、應仁亂後は、うらうちにても勤之、御的之奉行兩人、是等もうら打にて伺公也、

射具

〔射禮私記〕一弓の事、白木そは白木、むらごきたるべし、五度弓の時は、ゆみの數十張也、はりてもたすべし、弦は何も白弦たるべし、

一矢の事、五手用意すべし、箆はふしかけをぬるべし、同羽は切符中黑以下を用ふべし、殊に中黑は、むかしより執しきたるもの也、總て的矢は、ふしかけ本也、

一ゆがけ持べき數の事、同五用意すべし、革の色、定れる法あるべからず、雖然無紋の紫革錦革などは斟酌有べし、指をつく事は略儀也、つきたるもあながちくるしからず、或はかいぞひに持せ、或は矢づゝに付て持すべし、

一ゆがけのさしやうの事、先一まき左へまはして、さて手の内にて、上より下へ引通し、扱手のうちより大指へかけて又引とほして、右へまはして三まきにまきとめて、緒の先を引合て、ひねりて、下より上へおしいるゝ也、〇中略

一雨雪の日などには、うるしはぎの矢を用意可仕也、されば古人は、かならず此矢をつゝに入る也、同雪雨にはゆがけぬるゝによつて、おんえやくを粉にしてぬる也、

〔家中竹馬記〕むらごきの弓は、異なる秘説也、尤賞翫の故に、御所的にも數年弓太郎などはいる、聊爾に持事有べからず、

〔軍陣聞書〕えきの弓の弦は卷弦なり、ぬりやう、卷弦とは、常の弦の上を、をにて大刀のつか卷ごとく、ちがひてまくを、せき弦といふ也、又一方へまく事もあり、それをも卷弦といふ也、それは略儀也、卷つるをば、先能々射ならして、後卷てぬる也、

〔鳩拙抄〕永正二年乙丑正月十七日、御弓始有之候、御所樣あそばされ候、御弓御矢御ゆがけ、善法寺へ御奉納也、御弓えら木、にぎり黑かは、御矢はつねのえんどう、羽はきじの羽、えんどう三卷、はやのえんどうの、うへのきりめすこしちかう、ふし外三ふし也、御矢づか、貞陸〇伊勢氏手に十一そくなり、はぎやうは、糸の上をあかうるしにぬるなり、御ゆがけは、つばめ口なり、ゆびつかず、をは、むらさきなり、使木村民部、夜に入て善法寺へ持遣也、

永正三年丙寅正月十七日、御弓始在之、如去年あそばされ候、御弓御矢、左衞門尉承候て、善法寺へ參べき由被仰出間、則貞陸退出時、持て罷出、十八日巳刻、以難波善法寺へ進之、

御弓はえら木、にぎり黑かは、にぎりのまき數、外竹の方は九、內竹の方は數十、御矢は外三ふし、羽は、ま羽、えんどうは、つねのごとく三ところ卷、御矢づか、貞陸手に十一そくに、すこしみじかく、御ゆがけは、ぢ赤く、すぢえろく、なにやらん上に御もん五、ゆびつかず、をあかむらさき、御矢づゝに

入て被出聽、而御矢づかは、則左衛門殿へ以巽阿み参之、御矢筒、善法寺坊まで持遣之、

右兩年の御弓始の樣體、貞陸御自筆寫之、正文取持之間、不可有不審、（永祿十二三十二）寫之畢、

古事類苑

武技部六

賭射

武技部六

賭射

賭射ハ、ノリユミト云フ、字或ハ賭弓ニ作ル、ノリハ賞ヲ出シテ勝ヲ求ムル義ナルベシ、凡ソ賭射ハ、射禮ノ翌日、卽チ正月十八日、射遺ノ後ニ之ヲ行フ、是ヨリ前、左右近衛府ニ、各荒手結(アラテツガヒ)、眞手結(マテツガヒ)アリテ、賭射ヲ演習ス、左右兵衛府ニテモ、同ジク手結アリシナルベケレドモ、其事傳ハラズ、當日天皇射場ニ臨御シ、近衛兵衛相分レテ射ル、其射手員數、近衛十人、兵衛七人ヲ以テ之ニ充ツ、射手ノ射場ニ入ルヤ、先ヅ左右近衛各一人、相並ビテ射ル、以下各番順次ニ發射シ、一回射終リタル後、勝方ノ者ニハ、賭物ヲ賜ハリ、負方ノ者ニハ、勝方ヨリ大將以下ニ罰酒ヲ行フ、次ニ左右兵衛順番ニ射ル、其勝方ニハ賭物ヲ賜ハリ、負方ニハ罰酒ヲ行フコト近衛府ニ同ジ、更ニ第二回ノ射ヲ行フ、古ハ十回ヲ以テ限トナシヽガ、後世五回、或ハ三回ニ減ジタリ、其勝負ヲ定ムルノ法、假令バ左右各十番ヅヽ射テ、一番毎ニ三度射ルモノトシテ、左六番勝チ右四番勝テバ、左勝ナリ、サレドモ左ノ六番ノ勝ハ、合セテ六度ニシテ、右四番ノ勝ハ、合セテ八度ナルトキハ、右ハ小員ノ勝ト定ムルナリ、此日、近衛兵衛ノ射手ノ外、親王以下、諸衛ノ佐以上ヲシテ射サシムルコトアリ、又射禮アレバ必ズ賭射アリ、故ニ射禮ヲ停ムレバ、賭射モ亦隨テ停止ス、サレド、或ハ射禮ヲ停メテ、唯二衞府ノミヲシテ射サシメ、翌日賭射ヲ行ヒシコトアリ、或ハ射禮ハアレドモ賭射ヲ行ハザリシコトモアリシナリ、

名稱

賭射ノ日、天皇ノ御座ニ弓矢ヲ置クハ、蓋シ御射ノ料ニ供スルナルベシ、賭射畢テ後、近衞大將我ガ亭ニ還リテ、射手ヲ饗應ス、之ヲ還饗ト云フ、還饗ハカヘリアルジト云ヒ、亦カヘリダチノアルジトモ云フ、アルジハ饗應ノ義ナリ、還饗ヲ行フニハ、許多ノ費用ヲ要スルニ由リ、大將多ク之ヲ避ケシカバ、其事終ニ廢絕シ、大將必ズ事故ニ託シテ、行ハザルヲ以テ例トスルニ至レリ、

殿上賭射ハ臨時ニ殿上ノ侍臣ヲ前後ニ分チテ射サシム、其儀大概賭射ニ同ジ、タヾ此式ニハ、殿上賭射賽トテ、事了テ後、賀茂神社ニ詣ヅルコトアリ、是恒例ノ賭射ニ無キ所ナリ、蹈歌後宴ニモ賭射アリ、其儀天皇先ヅ親射シ給ヒ、次ニ親王公卿以下ヲシテ射サシム、親射ニハ、一發ニシテ中ラザル時ハ、再射三射ヲ以テ限トシ、其鵠ニ中リタルトキハ、王卿進ミテ花盞ヲ獻ジ、公卿以下ハ、其中否ニ隨ヒテ、插頭花褁錢ヲ頒チ賜フヲ例トス、後世足利時代ニ至リテ、鬮的ト稱スルモノアリ、又賭的(カケマト)ト云フ、每年正月十八日之ヲ行フ、其儀專ラ賭射ニ摸シタルモノナリ、故ニ亦此篇ニ併載ス、

〔類聚名義抄七寸〕賭射(ノリユミ)　〔同九弓〕賭弓(ノリユミ)

〔說文六下貝部新附〕賭、博簺也、从貝者聲、當古切、

〔名目抄恒例諸公事〕賭弓(ノリユミ)

〔藻鹽草二年中行事〕正月十八日　のり弓

〔倭訓栞前編二十三〕のりゆみ　賭弓と書り、正月十八日の儀式也、今もかけものするにのるといふ詞あり、乘字の義なるべし、乘は算にいふかける也、よて今かけ的といへり、

〔貞丈雜記十二武藝〕頭書　賭射ハ、賭物ヲ左右ニツミ置テ、左ノ方勝テバ、右ノ方ノ賭モノヲトル、右ノ方勝テバ、左ノ方ノカケ物ヲトル也、後世ノカケ的モ是ヨリ起リタリ、

衞府手結

〔年中行事歌合〕九番　左（持）　賭弓（正月十八日）

滋堅（〇武藏掾部助入道）

梓ゆみ射手のつかさをひきつれてかへり主ぞけしきことなる（〇中略）

左、賭弓と申は、天皇弓庭（イバ）殿にのぞみ給て、弓を御覽ずる也、中春に弓を見る事は、禮記などにも侍にや、是は左右の近衞、左右兵衞、四府の舍人どもの射侍る也、左右の大將、射手の奏を取、大かた近衞の管領にてあれば、事はてゝ後、射手に饗をたぶ也、是をかへりあるじと申にや、饗をば源氏などにもあるじと申也、かへりあるじおこなはぬ大將は、左右なく參らぬ事也、度々のめしに付て參內するとかや、（〇又見公事根源）

〔禮記註疏（十五月令）〕是月（〇仲春）也、玄鳥至、至之日、以太牢祠于高禖、天子親往、后妃帥九嬪御、乃禮天子所御、帶以弓韣、授以弓矢、于高禖之前、（註、天子所御、謂今有娠者、於祠大祝酌酒飲於高禖之庭、以神惠顯之也、帶以弓韣、授以弓矢、求男之祥也、）

〔名目抄（恒例諸公事）〕手番（テツガヒ）　荒手結（アラテツガイ）　眞手結（マテツガイ）

〔江次第抄（三）〕左右衞門府手結（〇中略）

近衞府賭弓前、有荒手結眞手結等、次將於廳前行之、此者爲賭弓也、衞門府不參賭弓也、

〔羽林要秘抄〕步射手結（左近、正月九日荒手結、十一日眞手結、右近、十一日荒手結、十三日眞手結、）不書寫之、

〔小右記〕永觀三年（〇寬和元年）正月九日甲寅、今日府（〇近衞）步射荒手結、未時許著之、晚景少將實方朝臣參著、官人等申云、前年起請云、去年手結後、不滿百五十日者、高手者下其手、下手者可出射手者三人不奉仕、習手二人也、今尋件宣旨、已無其實、唯官人等之申傳也、事雖荒涼、年來行來之例也者、未著手結、仍不知其例、又守彼宣旨今可行者、一二手者可下其手、凡手者可出射手者也、而素闕射手、又無人可入、況件兩人、若可出者、以誰人令入乎、又守宣旨令下高手者、依無射手、不令出下手者、高手者可有其

愁、宣旨有無、及下手等事、蒙仰事、可左右之由、以將曹間人惟武令申了、大將還來云、件宣旨、是前々有所聞、但本自射手闕、又無可入之者、何況依彼宣旨令出兩人、以誰令入哉、政之弛張、從事有沿革、此度事、不守彼宣旨、不行宜歟者、口時許始射、戌終射了、卽手結了、

〔小右記〕寬弘二年正月十一日庚申、府生嘉數申云、今日荒手結將等、皆有障不可著者、卽差嘉數示送各將達許了、歸來云、將等皆悉申障、但頭中將(源經房)○今明物忌、令覆推可輕、可罷著者、重送消息、返報云、可著行者、入夜府生保堪、持來手結、卽返給之、隨身近衞酒井正武申云、前一手番長多爲重、破皮而不下手、二手正武、片矢中的、已無過失、猶立本所者、然而不令問其由了、頭中將一人著行、　十三日壬戌、衆日眞手結、送將祿大褂、射手後參官人祿(絹十疋)物節近衞等祿、(信乃布八十端、射手例祿、後參各減一端、)又饗料米十五石、衆日遣之、垣下朝大夫六位等差遣之、入夜府生武能、持來手結、明日可下給也、中將公信、少將濟政著之、近衞正武申胸障不奉仕射、而立本手如何、以大將隨身不出歟、大將隨身、若可貴者、荒手結日、可立一手、將等指意不同、口呼伴通理含雜事、是則大奇事也、　十四日癸亥、下給手結、

〔小右記〕寬弘八年正月十三日丁亥、今日步射眞手結、遣垣下五位六位、且遣中少將祿大褂五領、射手官人祿絹八匹、射手物節已下祿布八十四端、米十五石、(先日給之)深更府生正武、齎來手結、權中將賴宗、權少將雅通著行、

〔小右記〕長和二年正月十六日戊申、射禮賭弓等、依天曆例可行三月者、　二月廿六日戊子、源中將朝臣(雅通)使將監保信令申云、有無止之事、罷下於國、來月十餘日可上、手結間、不可罷會、可被仰他將等可著行之由、唯手結、來月三日被行宜歟者、答云、來月三日廢務日、可無便、十一日射禮、彼日以前撰吉日可行也、引見曆四日宜、而六日行眞手結、當衰日、改月之後、衰日初給饗祿如何、五日凶會、六日衰日、七日坎日、八日宜、而重日改月被行之、最初月重復日、可無便歟、九日吉日、彼日可宜歟、眞手結十日行之、有何事乎、雖連日於無吉日、可無謗難歟、至後年五日荒手結、七日眞手結行之可宜、但至日事、可問

陰陽師之由、且仰之、只大略所仰也、源中將朝臣、行政所事之人也、過此間下向國可宜歟、保信申云、昨日罷下了者、　廿七日己丑、將監保信、持來文高朝臣勘申手結文、(九日十日)見了返賜、即仰可告將等之由了、　三月六日丁酉、今日左近荒手結、　七日戊戌、資平從內退出云、昨日左大臣左右宰相中將參內、主上(三條)○御出射場、有御射、兩宰相間、令懸金青三兩、左宰相中將射給、　八日己亥、今日左近眞手結、而依甚雨延引云々、　九日庚子、今日左近府眞手結、而於彼府可行帶刀手結、明日青宮御衰日、仍明日不可行、左府以春宮亮知章被聞左將軍、隨則彼府手結、明日可行云々、帶刀手結、今日行之云々、○中略兵部史生某丸云、今日手結可參入者、答有所煩由了、府荒手結、早旦少將經雅朝臣、以將曹正方申送云、今日可罷著手結、而有雜怠者之由云々、爲之如何、大略報答了、夜深府生公賴、持來手結、少將經雅一人行之、　十日辛丑、手結下賜、將曹正方申云、頭中將傳宣云、今日府(近衞)○眞手結、送將等祿大褂、射手官人祿絹八匹(後參在之中)、物節已下祿布八端、饗料米十五斛(饗料先日遣耳)、於府垣下、五位六位等差遣、入夜府生正武、持來手結、少將經親朝臣一人著行、

(小右記)長和五年三月四日戊申、召將曹正方、仰手結日事、將者各可有故障云々、仍差正方、別不遣中將朝任許、有可著行之報、又差府生可告廻將等之由仰正方訖、前々中將雅通著行、而煩胸病、其外少將等、報筆不堪耳、　六日庚戌、明日明後日、可行手結之事、仰將曹正方、去年件日行之、今依日次宜也、便不差兩中將許、雅通依胸病發動不可參、朝任如今無故障者、臨夜資平來云、○中略左將軍之手結事、已思忘、府生無所申、間右府手結事、忽所驚也、明日右手結云々、彼手結後、左不可行、聞日行之、尤可宜者、仍明日可行者、　八日壬子、早旦下給眞手結、差遣垣下人等、大褂二領、絹八疋、信乃八十端遣之、後參官人例二人也、而有三人、可止一人之由、下給手結之、同仰公賴不遣中將了、米十五石兼日遣之、入夜手結、府生正武持來、仰明日可下給由、中將朝任一人著行、　十日甲寅、早朝召使申云、明日射禮可參入者、稱所勞了、(於豐樂院被行也)資平云、昨日中納言賴宗經房、著兵部手結、藏人頭、率殿上人向彼省、依攝

式日

政仰也、頼宗申障不著、參議政殿、依被勘當參入云々、○中略左近眞手結者七日、荒手結其間頗遠、欲謂撰吉日、今日最惡日也、大將初給手結饗祿、其度也、初任將軍可擇宜日歟如何、

〔山槐記〕保元四年正月十二日丁卯、未刻著束帶、(帶劔、隨身垂袴、)著左近府、於上東門下車、入府北門幷內西面門、著弓場屋、昇東沓脫著座、光堅云、年預中將(成憲也、)依妓女御覽祗候內云々、仍予(○藤原忠親)參內、○中略事了向府、成憲朝臣改直衣可著之由示、仍手結兼可書設之由觸了、府座引柱內尺餘、敷高麗二帖、南北行也、南帖後寄置敷布今一帖、東南帖上敷圓座二枚、北圓座予著之、東面也、上﨟著南也、件北圓座前例文等、(後一條院以後、手結文也、請一條院在倉底云々、)荒手結文、(後參卷置)入革筥同置前、硯置折敷、頗凡歟、予二枚續檀紙三卷、(二卷可入、爲用意今一卷相具也、加禮紙、)能筆墨等相具著座、予書手結、寫荒手結也、更無相違、荒與眞字許相替書了、不書將判所、相待成憲朝臣、荒手結文、予懷中、是故實也、于時秉燭、於燭下馳惡筆頗以狼藉、已遺後代耻歟、良久成憲朝臣著之、予云、判所手結上、後參下卷重、以禮紙一枚卷籠、傳成憲朝臣、朝臣令光堅取寄硯書名字、予又書名字賜光堅、光堅請印手結文二通返上、成範朝臣披見、加禮紙封之、(細切禮紙端一寸許差入、更廻卷右方封加恒、其書名字、片字成字也、)入覽筥、次射手一人(忠廣胡籙、)負進立射之、雖不中的、有的申鎮歟、此間後方居膳、(朱臺)一獻勸盃將曹清原助種、次居汁立箸、次大將家司勸盃、次有片舞、(求子四人、西上列立、)次大將家司取祿授將、次退出、

〔北山抄一正月〕十八日賭射事

〔江家次第三正月〕賭射(ノリユミ)(正月十八日)以射禮後朝被行停止時、並延引時、外記奉之、

〔年中行事秘抄正月〕十八日賭射事

兵部手番　賭弓　射禮

已上正月御忌月時、三月行之、後冷泉、後三條、今上等之例也、

三月十一日(兵部手番)十三日(射禮)十四日(賭弓)

件日々、大略爲式日云々、

賭射式

〔玉蘂〕承久二年三月十二日壬寅、晩頭經高朝臣爲勅使來、召前謁之、傳仰云、明日可被行賭弓習禮、是內々事也、而近代者、公事作法有疑之輩、自然訪先達之間、被露有加難之輩云々、一ニハ正月御忌月之時、三月ニ被行也、可有憚、(略)○(中)三月賭弓事、雖非御忌月之時、被行之例多存之上、習禮內々事也、還不可及沙汰歟、(略)○(中)予(○藤原道家)申云、如仰三月賭弓事、非御忌月之時、被行之例多存、所謂康和元年三月九日、(堀河院御宇、白河院御座、)天承元年三月廿八日、長承二年三月六日、保延二年三月十日、同三年三月十日(已上崇德院御宇、鳥羽院御座、)等也、

〔西宮記正月〕十八日賭弓、(大藏省、進昨日內射遣賞物、佐渡布奏文、十九日、又進賭弓射遣、兵部省進四府矢、四府將佐、(著昇殿)以奏文、(不分藏人)直奏、剝矢不帶劍、渡御射場之間、可奏之、但四府近衛將帶劍奏、)兵部省奏、令持的(木工)入自月華門、(外記催之)四府著(南階西南庭設座、西上南面雁行居、雨儀立平張、左近在北、次々府、任次座列、(中略)大藏省堺後、張紺布、主殿自南殿角至永安門曳斑幕、)出居著座、(在南殿西砌下、雨儀在王卿座末、西面、)出御、(警蹕)次將依仰召王卿、(立座經階下、軒廊東二間、就床突、召退歸立南階西、諸卿過後、膝、著本座也、)王卿著座、(自射遣所歸參、宰相經階下出居後參進、)大將奉奏文、(左大將不參者、右大將進奏文、無大將之時、當座一人奏進、大將出幔外、左右少將、各插奏文、奉大將、大將置弓插矢、取奏杖、兵衛佐等又進奏文、大將加剌一杖、[illegible]歸入、經射場取東北廊南進、不及欄下五尺許、膝行奉之、主上執之、置南机上、大將左廻退、次右將如斯、兩將置書杖、取弓矢復座、或作插矢、復座而拔矢、)主上一一覽文、(御覽中、大將不置弓、書杖相共持之、不經常道、入自射殿南、就簾下、付內侍、不取書杖、歸自舍南東著座、內侍示一座上卿、上卿著沓進簾下、給奏文、上卿自舍中庭往還、)主上以文給一座上卿、(上卿承氣色、取弓不取矢、不著沓、膝行給文、矢奏不給復座、)上卿召左右少將給文、(左右將各稱唯坐入、以右奏給左、以左奏給右、將等歸出、取加硯、[illegible]歸入著的付座、在舍巽東面、雨儀在砌、中將等文端、每度注少員、)懸的、(出居仰云、的懸介、木工懸之、)省掌著床子、(在堋西北)籌刺著、(雨居校書殿東壇上置布、)次次射、(射手有障者、上卿奏聞、改替、御簾中令藏人奏、或三度止兵衛府、)矢取西渡、(欲射初渡經堋前、近衛射畢、矢取歸、近衛代渡、)勝方府生取布、(舉近衛一人、入自幔南、取布小拜、置刺籌傍、入夜者、主殿寮炬火、射庭一人、巽一人、的前一所也、)勝方將曹行罰酒、(置弓插矢、將曹不參者、次將行、酒正執遞令飲、在御前、負方王卿已下跪、出居前、召在幕中將佐一一令飲、王卿依官知左右、)內膳居突重王卿已下前、(三巡間)大膳加居、(官人等候階下、)供御膳、(御簾中者先供之、四位已下自良方供之、)(射手垂袖跪居、供舉立、)勝方亂聲、次舞、(持時左右共舞、)的付將等(讀度數云々)文付上卿、(上卿藏人)付將等取硯出、勝方大將奏可給祿由、(兵衛督爲參議、或設之、)持時不設、(不設饗之時、大將一度退出、近衛府依度員、)庇設座、先舞、次著座、(或文云、光景未暮、令王卿已下次將等射畢、)

〔北山抄(一正月)〕十八日賭射事

之後、召右近將監名二音、將監稱唯、出自西中門取的欲懸之間、將云、的懸與、或人云、東有埓、猶右近將監可懸歟、後聞令換的之間、只可仰的可換之由、而又召將監名失也、召後上卿取弓箭、經陣前著座、左京大夫以下、依座狹入殿上小戶、僕同入戶、觸無座之由於頭中將與左京大夫、相共參院、亥刻御念佛了歸宅、但翌日問遣藏人中務大輔匡房許弓場始事返報者、所掌令御覽簡之後、直欲居的付座、依人人驚、更居上前、又四位上達部者、可書名朝臣、而只書官失也、又二男念人違例也、的付不取上卿氣色、直以起座、人々稱不當由云々、又被定三度右勝、仍民部卿被奏事由、被延度數、此事可尋、又依待無拜云々、

〔中右記〕嘉承元年十二月廿二日、今日有弓場始、公卿參集之後、秉燭以後有御出、右中將師時朝臣召公卿、左衞門督(雅)新中納言(顯)右兵衞督(師)予、左宰相中將(忠)源宰相中將(顯)藤宰相(顯)參上、懸的取御射席、能射三人、(新中納言、左宰相中將、師重朝臣、)次所掌藏人兵部大輔雅兼、書分射手、(新中納言、源宰相中將一的、顯國朝臣、宗能、季房朝臣、左宰相中將二的、師重朝臣一的、通季朝臣、藏人廣房、忠長、)射分綏結付懸物、二度居衞重供御膳、(頭中將陪膳勤之)三度了、後方勝了、念人右兵衞督以下一列、殿上人一列、藏人廣房(在後西面北上)二拜了還御、左宰相中將在座稱警蹕、頭中將俊忠朝臣取御劒前行、殿下候御後給、

〔中右記〕天永三年十月十一日乙未、今日弓場始也、○中略弓場始、於新造大炊殿可被行之由、雖有沙汰、被尋先例處、或於舊宮有弓場始、遷御新所之後、有賭弓也、仍今日被行弓場始、申殿下所被仰也、

〔中右記〕元永三年(○保安元年)十月五日、有弓場始、藏人頭二人有障、(頭中將宗輔所勞、頭辨伊通重服不參也、)後朝少將示送云、入夜御出、(關白殿令候給、時宗能取御弓、)左中將實能、右兵衞督新宰相中將、(雅)能射右衞門督、新宰相中將宗能朝臣、所掌藏人辨實光、射手右衞門督、右宰相中將、新宰相中將、散位顯重朝臣、右少將宗能朝臣、宮內卿忠長朝臣、大宮亮實朝臣、藏人少將季成、加賀權守忠基、藏人兵衞尉盛行、一度

(南面、左右射手相背也、次將各著射手上横座、西面北上、兩儀立平張、)天皇出御射場殿、先是次將著出居座、(其座在南殿西椽下、西面北上、兩儀在公卿座末、)稱警蹕、御奉勅稱唯、(起座後、他次將參候、凡出居無定數、)經階下入自南殿東軒廊東第二間、(用第二間、上之一間、尊卑云々、又)就膝著、(不脫履、)喚王卿、(先自上見下、更對王卿第一人、仰曰女須、)王卿揖之、即還留立南殿南階西頭、王卿揖而過之、著座畢、次將復本座、(或不留立階下、)(即著)大將起座、出屏幔外、次將令持射手奏於將監、進橘樹下、待大將目、跪取弓、起取奏奉之、退取弓立、兵衞佐奉奏間退還、(若一府大將不參者、一府大將兼奏、左右共不參者、上卿奏之、)上卿召左右的付少將、稱唯、相共參入、(雖左五位、右四位、依官次參進、)(著座人又如之、)置弓於右、賜奏文、左廻退出、(右奏給左、左奏給右、)取副硯(入櫃筥、奏加入其筥、)於弓、進著的付座、(射場東砌、敷菅圓座、左北、右南、並西面、奏的每度付賭負、)注次出居次將、依上卿氣色仰曰、的加介、木工寮懸之、籌刺府生著座、(近衞府擧、兵衞府生代著、)次矢取近衞等、經堋前西度、(一度射畢還度、兵衞又進度、每度如之、)四府以次參射、(方射手欲射之間、的下火若暗、出居仰曰、火搔闘波世、要樞之度、敵方欲放之程、或以咳聲令驚之、若射手中、有申障者、次將參入、申事由上卿、其替以儲某丸令奉仕云々、奏聞之後、依仰改之、)御廚子所、供御菓子等、(此間射手就地、供擧出居、仰可奉仕之由、)一二度射間、內膳大膳以衞重給王卿出居等、造酒正勸盃、(近代不見此例、)勝方大將督、(若不參、次將佐亦得、)以罰酒呼平、行負方王卿、(若無執杓次將、造酒正執之、)次就出居前、(不背御前、)次進的付傍、次第行畢、更居出居座末之前方、召在幕次將佐等行之、(被召之者、不必參入、召一兩度後、不稱唯者、即起座退出、抑王卿左右念人相分、若有新任之人、能案可行、固辭不受之時、若無所障、顯假表惡、多依當時座次云々、)每度勝、其勝方將曹志、令取祿布、當籌刺座前置之、射畢次將以的付文(取副弓參進、)奉上卿、(上卿令藏人奏、)歸而取硯退出、勝方(依度負定勝負、度負均者、依小負定、抑件射十度爲限云々、非勅不止、仍左無利時、不必早止、非是延度、)奏樂訖還御、(若大將不候、出居將警蹕、起御座立定時稱之、又著御者、居定時稱之、)王卿退出、出居起座、勝方次將以下、歌遊相從、(勝方歌遊、大將還饗、近代無之、)到大將家饗飲之儀、大略見相撲還饗所、(物節以下、中七以上之者、殊加一級、例也、)

雨儀、次將經明義宣仁兩門、召王卿、大將於恭禮門下取奏、(降雨者不出御、次日行之、出御後、未召公卿之前降雨、近代希有例也、)

〔小野宮年中行事〕正月十八日賭射事(此日甚雨、十九日被行之、)

早朝兵部省、四衞府射手矢進內裏、次四衞府修奏文、申請可奉仕賭弓官人以下衞隨則賜之、其後四府射手、著南殿前庭、

貞觀近衞式云、射手官人近衞幷十人、（必備將監）早旦錄夾名奏聞、

同兵衞式云、射手官人兵衞幷七人、（必備尉）勝方大將、及帶參議已上兵衞督等、令藏人奏可賞賜射手狀、

蒙勅許退出、

〔江家次第三正月〕賭射、（正月十八日）以射禮後朝被行、停止時幷延引時、外記奉之、

左右大將申障、（以頭身就藏人所令申障、依不設饗也、）

當日有喚、（內豎）仍參入、（若大臣大將者、可遣出納、）

左右兵衞督不參

依飮罰酒不參（或云、依不設饗不參、或云、依無賞不參、）

行事藏人、裝束司辨相共奉仕御裝束等、

大藏省、從永安門運積佐渡布、

裝束了、閉永安門、

大膳、內膳、造酒、主殿等、入自日華門、候南階東頭、兵部省令持的、木工入自月華門、豫候安福殿邊、兵部省進四府矢奏、

擇吉時、四府引射手、將監尉引之、（若無者奏聞、將曹引之、右近無例云々、）

主上出御（靑色御袍）於晝御座、

四府將佐、候矢奏、（自殿上口方、諸衞官人持參、付將佐、）

近衞帶劒插箭、兵衞不帶劒插箭、府次參上奏之、如例奏書儀、但不結申、但當府無將佐昇殿者、藏人中、爲將監尉者奏之、若又無者、行事藏人奏之、（依府次）奏聞之後、返杖於本官、渡文於行事藏人、

主上渡御於射場殿、（奉御插鞋、如常、上臈職事奉之、）

內侍二人持劒璽、命婦藏人各二人相從、（上臈不用靴、靑色唐衣、末濃裳、非日結、劒在御前、璽在御後、如恒、執柄候御簾、若不參者、頭候之、經殿上上戶小板敷下侍北

戸等、暫御於弓場殿簾中、

出居次將著座、（帶劍插矢執弓、入自殿門著之、）

出御、（出居稱警蹕、）

內侍置御劍於南置物机、（南刃西柄、）

次將依天氣、經階下向左仗召公卿、（入自軒廊第二間度小庭、著膝著召之、歸留立南階西披南邊、公卿或直著座、）

公卿參上、（取弓矢、）

上卿於南階下、問的付將名、

大將爲上卿者、執奏之次可問、

王卿著座、（入自廊南砌、履在前、）

遲參公卿、自殿上口可著座、

有召參入、大將並自射遺所參入、參議經階下參入、

左右大將、出幔外取奏、

大將立橘樹艮、召奏、次將令持射手奏名於將監、進橘樹下待大將目、跪置弓、起取奏奉之、大將給弓官人、插矢於腰、取奏披見之、（此間少將猶持書杖、）插於書杖、（有懸紙裹紙等、）少將退取弓立、次兵衞佐參進、此間少將退、

大將又披見、矢取奏上重射手奏、卷於懸紙之內、目兵衞佐、佐退歸、以兵衞奏插加近衞奏、少將依大將目進、以上二府奏、插鳥口左右杖也、

若一府大將不參者、不謂左右兼奏、仍取二杖、若二府大將共不參者、上卿取二杖奏、經射場北進、不及御座欄下五尺計、膝行奉之、

主上取文置南机上、（書杖插後取給之、）

大將小退、起左廻退出、出幔門間、右大將相代參入、（如初儀、）

大將返杖於官人、（或掩）取弓乍插矢、（或取之）歸復本度、（右亦如此）

若御簾中者、大將取副書杖於弓、進自射場殿南妻、就簾下南端、跪置弓付內侍、取弓右廻、經射場東、著公卿座云々、

主上一一覽文、（兩大將還著後覽之）

二府奏、各卷加一懸紙、矢取奏留御所、近衛奏裏紙、或引留給云々、

目一上卿給（乍持文目給也）

上卿執弓、（矢留座前、不著履）經射場進膝行候、

主上置奏文於風鑪東板敷給、上卿給之復座、若御簾中者、內侍搖御簾南端、上卿著履、經舍中進簾下、

給奏文、（杖留御所）

召左右的付將名（依官次召之、四位加朝臣、不待稱唯、乍座召次人、）

兩次將參入、進上卿前、（依府次居）

上卿給文、（右近右兵衛奏給左、左近左兵衛奏給右、主上不引懸紙下給者、上卿引留之、插於座下、但裏紙者、不引歟、可尋、或記、四府奏懸紙、皆留御所、但不引裏紙、）

次將給文、（置弓於右、賜奏文、左廻退去、出幔外、取副硯於弓、硯在柳筥、奏加入件筥、）著的付座、（在射場東南砌、左北、右南也、）

出居次將、依上卿氣色仰的加介、

木工寮史生懸的

兵部省掌著床子（在堋西北）

算刺府生著座（奏一幔入著之、先立籌一筋於座前、）

矢取近衛十人、經堋前西度、（清涼抄各八人）

有射手障者、近衛次將、進上卿前申障由、（其詞曰、其官其姓其丸知、有障不奉仕、替以某丸令奉仕、女上卿目藏人頭、頭徒跣、居上卿西、上卿申此由、頭入自下侍北戶到御所後、於簾中奏之、主上仰、聞食、頭仰其由、上卿仰次將曰、令奉仕、）

次射手參入射〈一度自左始〉

四人立具後射之、在南者二人、射了後退出、次者步進、又待次者到來、其退出路、左近者、自射場北砌退、右近者、自弓場東面北間小蔀下退、若弦斷者、垂袖跪地、取斷弦插懷中、以替弦掛之、當弓場柱張之、先弦引次當柄兩三度鳴之、後斂腋更立、

當府第五者射間、大將退出、〈出自殿上口方、若大將爲上﨟者、令申兵衛障後可出歟、〉

一度射間、居公卿饌、〈內膳大膳等、出自南階下居之、〉

一度射了

近衛矢取還渡

勝方府生、率近衛一人取度物、〈○江次第抄云、度物謂賭布也、〉小拜置籌刺傍、近代無此事、

勝方將、行罰酒於負方、〈近代无此事、〉

酒正勸酒〈近代無此事、〉

兵衛矢取七人、渡著座、〈淸涼抄四人〉

兵衛籌刺著座

兵衛佐、進上卿前申射手隙、

兵衛射畢

次二度射〈自右方始〉

供御膳〈此間射手坐褥跪地、供了立、行事藏人持來授頭、有土器一口、箸一雙、藏人頭取御臺、於無名門東、稱警、卽排北御屏風東端、昇供北置物机上北頭、取二御臺之人不警、供於同机南頭、菓子四種、干物四種、自御廚子所經殿上奧下、自小板敷、陪膳以下皆徒跣供了、退時如本引塞屏風、若御簾中者、未給臣下膳之前供之、自下侍北戶下、不稱警供之、近例或稱之、〉

以藏人被仰射手等可奉仕由、〈上﨟奉仰、仰之〉

二度未了間、主上入御簾中、〈大將候者、可稱警、近代不候、〉公卿取弓平伏、〈大將稱警、射手跪地、〉內侍出取御翳、置簾中大床子上、

（或說不可取）被仰止兵衞由（上﨟仰出居將令退）若及暗者、炬火三所、御前艮一所、射庭巽一所、的前一所、若火暗時、次將仰云、火搔圍せ、
三度射了（本以十度爲限、近代多五度、少三度、代初左無利時被延、）
以藏人被仰止度由、上卿奉仰、令退次番、先可仰出居將歟、
勝方亂聲（依度數、均依小負、共均者共奏之、）
奏勝負舞（左後塞乙矢放間、出亂聲、於射場南方舞、）
左羅陵王（必舞廣序、又亂聲、）
右納蘇利（依時右不舞、依及深更歟、）
的付將等、以文付上卿、（更還取硯退出）
上卿付藏人令奏的付文、
還御
公卿退出
有矢論時、上卿先令將實檢、猶不決者、令頭藏人申可遣藏人由、藏人居上卿前奉仰向、有二說、或自幔東往反、（四條記）或行自幔西、歸自幔東申之云々、
雨儀（出御射場殿後、有降雨時儀也、以前降雨停止、）
射手座立平張、出居座在公卿座末、籌刺候安福殿廂、次將經明義宣仁等門召公卿、公卿參上、亦如此、大將於恭禮門下取奏云々、（永延元年例）出御之後雨降時、上卿令藏人奏可改雨儀由、勅許之後、召掃部官人令改鋪之、
應和二年、公卿參入間雨降、仍經南殿北廂出自明義門、（御記、自下侍方可參云々、）通任少將、巡方帶螺鈿劍、參入、人咲之、父濟時大將、後日參左大臣殿（○藤原實賴）申我不知不便由、左大臣答曰、只且事者我本所知也、不

鋪設

可被許所咲者閉口、

殿上人持弓事、近代不持之、實資公云、頭辨經輔、不持弓、失也云々、其後彼一家人々持之、

宇治殿（藤原賴通）仰云、今日人々、不可著柳下襲、

陪膳事

小野宮流、前疊射場上屛風、後稱警、初見御座稱之云々、

御出後、又遲參公卿路事、

經南殿北廂、乍著履經長橋、到南廊、自取履、到殿上著之、出自無名門、（九記）

矢立的闕所者不的

重服大將參入例（北山抄云、重服大將、依召參入、奏之後退出有例、寬平三年天曆三年例也、）

重服射手奉仕例（北山抄云、應和四年左府生眞茂重服、大將奏事由、令奉仕云々、）

自故實資大將、隆國中將時、以矢員高者、爲相撲一道之使、矢員等進上臈、

〔おもひのまゝの日記〕十八日（○正月）には、のりゆみの事有、ゆばに出でさせたまふ、ゑふのさうなどいとおもしろし、公卿弓矢もち、鞆などつけてあるさま、ちかごろ見なれぬことなり、大將そうとるほどなど、例の事なれど見所多し、

〔延喜式（三十八掃部）〕十八日（○正月）賭射、校書殿東廂北第一間供御座、紫宸殿西北廊設參議已上座、南面西上、神仙門內設侍臣座、御前屛幔下西面北上出居中少將座、射場東砌西面北上錄的者座、差南退屛幔內西面北上四衞府刺籌者座、其南積祿所鋪蘆蕨、安福殿南第二間東面北上兵部錄已下座、同殿巽角東面立床子一脚、爲奏的者座、屛幔東設四衞府官人已下射手座、

〔江家次第（三正月）〕賭射裝束（裝束司與藏人共可奉仕之）

右近陣開永安門、右衞門敷砂於射場殿內、幷東庭南庭、主殿寮入自日華門、紫宸殿西砌下溝西邊、從

職員

明義門南柱至于同殿坤角、立幔柱曳斑幔、其南幔柱西去四尺許、又立幔柱、南行當安福殿東廂北第三間南柱、平頭曳同幔、從校書殿東廂北第三間至于右近陣巽角、曳同幔、（陣官座東並其上等件幔、）內豎寮入自月華門、懸御簾於校書殿東庇北第三間、及南殿西庇二間西階戶間等、（南殿額間）掃部寮入自日華門、射場殿欄檻內、及校書殿東廂御簾內、鋪滿長筵、北間南並西方立御屏風二帖、第一間西壁頭鋪疊、（南北行）第二間隅北頭鋪疊、（東西行）此間立大床子二脚、（無毯代）其上置圓座一枚、大床子東鋪綵綱端一枚、（南北行、爲御座）簾外欄內鋪高麗褥、（ニシ）立平文御椅子、（東向）御座前立風爐一脚、其南北立置物机各一脚、東西妻御座北方立御屏風一帖、南置物机南立御弓臺、（有弓二張）其東立御箭臺、（有矢四雙）其上置御決拾等、（ユカケトモ）明義門西廊東一二三間傍北廊北壁下、鋪親王公卿座、（平鋪、西面、北上）座後立筵、南殿砌下幔西一許尺、鋪出居次將座、（疊二枚、北上、西面、儀鋪小筵、）（東第一間、西面）射場殿南第一間東七居外鋪圓座二枚、（木府）爲的付次將座、從大庭幔北第三四間鋪圓座四枚、爲四府員刺座、（カズサシ）（西面、儀鋪校書殿間南壇上）同幔南端西方差北進布蘆簾、（西面、儀鋪射座前壇下）大藏省從永安門運積佐渡布、（北近衞府料、南兵衞府料、）屏幔東紫宸殿壇去五六丈東西行、鋪諸衞射手座、（北左近、次右近、次左兵衞、次右兵衞、爭府二行、兩衞木府各立平張、）其座西南北行鋪四府將佐座、（西面北上）安福殿東廂平敷、爲兵部木工省寮官人座、同廂南第一柱前立床子一脚、爲的中兵部省掌座、堋南大藏木工省寮張紺布、（省張紺布、木工立、）裝束了閉永安門、藏人以御所御几帳二本、立御簾中、大膳職內膳司、幷造酒司等入日華門、候南階東妻下侍內坤角、設御裝物所、鋪小筵一枚、廻立所司御屏風、其中立赤漆倚子、神仙門內東西對座、設侍臣座、賞堋賭給所、南殿立障子、並懸御帳帷、下御格子等、只上額間、

〔延喜式　二十八　兵部〕凡十八日（正月）〇賭射、錄一人率史生省掌等候之、每有中的者省掌申之、

〔西宮記　臨時　十〕左右近衞次將事

賭弓日召王卿事

賭弓時候殿上近衞兵衞佐奏、兵衞不帶劒插矢、奏聞之後給藏人、

射手

服裝

賭弓之日、出居將、奉勅渡階下、入自軒廊東第二間、渡小庭就陣膝突、先小揖、次見王卿之後召之、必申第一、上卿、而仰云女須、諸卿立座、各執弓矢、此間將曹立南階西披、王卿渡階下著座、了將還候本座、

同日次第

主上御弓庭殿、出居著座、次出御、出居警蹕、出居承仰、趣陣召王卿、王卿參著、大將取奏文、左右大將取奏之後、還本座、主上召一座大臣給奏、大臣還本座、召左右將給奏云々、御覽了、召左右將各給的、次的付著座、次出居進、仰令懸的、次射手參入、次籌刺著座、次省掌著床子、次次第射之、度訖勝方府生取祿、次行罰酒、次所司賜肴、王卿立弓、先內膳、次大膳、次供御膳、御厨子所、度畢勝方亂聲、勝負依度算、度籌持時、依小籌、殿上依小籌、

賭弓日奏文進大將事附的付事、永延元年正月十八日、有賭弓事、依霖雨、大將於恭禮門下各取奏文、

賭射之日、將一人、插奏文、射手幷矢取奏進大將、次上卿、爲下給奏、遙喚左右少將賭○賭恐衍被召、人各稱唯、左右共進、跪居於上卿前七八許尺、立片膝伏弓頭、進退之時、王卿搊弓頭、次將伏弓頭、但射手者又搊弓頭、左右將並居之後、上卿先取右奏給左將、將進倚置弓、取文加弓、左廻退還、次目右將給左奏、退還之儀同左將、了左右將各執硯筥、奏文各入硯筥也、但右手加弓耳、矢者本自在腰底也、共進就的付座、件座在射場殿東南間廂下、副座鋪二枚、左北右南、度數射訖、依仰左右射手等退還、則勝方亂聲之間、左右將各以其的付文付奏文也、進之、上卿上卿令藏人奏、的付將更還、各執硯筥退出、

〔延喜式四十五左右近衞〕凡十八日〇正月賭射、射手官人近衞總十人、必備將監、當日錄交名奏聞、

凡賭射取箭近衞八人、分爲二番、番別四人、不帶弓箭、

〔延喜式四十七左右兵衞〕凡十八日〇正月賭射射手官人兵衞總七人、必備尉、其取箭兵衞四人、二番、番別二人、

〔西宮記臨時四〕賭弓

天皇位服青色通用、王卿執弓矢、付決拾、候御前廊下、近衞兵衞督佐、縫腋袍持弓矢、付決拾、射手官人位袍、五位判官平緒束、糸鞋如六位、射手舍人中儀、左鷲羽、右肅愼羽、箙糸鞋、矢取黃袍糸鞋、不著箙、

〔西宮記臨時八〕正月十八日賭射

賭射

天皇服白橡御服、（射場始御服也、近代多著給位服、）王卿執弓矢（付決拾也）候御前廊下、近衛兵衛將佐等緌胺如常、持弓插矢、（決拾付弓）其射手官人、著位袍、（五位服本位袍、著糸鞋児口）表袴、鷲羽、箙等、番長以下服中儀、（鷲羽左府、鷹羽右府、并糸鞋等、又矢取舍人等、左右同著黄袍糸鞋等、但位不著箙、）

〔北山抄（一正月）〕十八日賭射事

應和四年、左府生眞茂重服、大將奏事由、令奉仕、其裝束、尋常袍、淺鈍色半臂、柳色汗衫、深鈍色表袴、襪等也、

〔小右記〕寛弘二年正月十七日丙寅、擣栗二折給府、賭弓饗料、　十八日丁卯、未剋許參内、〇中略今日於仗頭彼是卿相云、今日主上著御位御衣云々、頭中將實成云、可著御位御衣歟、將可著御麴塵歟、案内如何者、余答云、憶不覺事也、有著御麴塵之時、此間不分明、且在内藏寮御服式歟、今日著御麴塵、問藤大納言、答云、初著御位御衣、今改著御青色御衣者、

〔次將裝束抄〕射禮、賭射、弓場始、

例束帶（緌、胺丸䡊、不持、蒔繪細劔、）相具弓矢（眞弓矢也、件弓付䡊弓懸、）臨刻限插矢（右腰）取弓、（乍付䡊弓懸持之、弓場始射手之時、出居興之故也、於射禮賭射者、隨身紅梅袴、若三日被行時非此限、用例袴也、）

〔愚昧記〕嘉應二年正月廿日辛未、今日賭弓也、（式日依除目入眼、指合延引云々、）〇中略今日大將、各著提練下襲、（面打之、裏張之、繁菱文、）有樋（入銀）劒、紺地平緒、番長各著萌黃狩袴、著提練之日、不引紫檀等、檀平緒云々、用萌黃地爲美云々、師元云、可引紅櫻地平緒云々、可尋、於紺地者無難事也、故花園左府、（〇源有仁）取賭弓奏之日、著加伊禰理（カイチリ）用紫檀平緒、故法性寺禪閤（〇藤原忠通）見之云、太相國（〇藤原雅實也、依白川法皇仰爲公事之師匠也、）不敎歟、如何云々、

〔西宮記（臨時十）〕賭弓相撲日少將以上脱衣事

賭射相撲等日、要樞勝人之時、少將以上脱單給、〇中略但賭弓競馬等之時、大臣大將脱衣事、近例未詳、賭弓之時、要樞中的之時、勸賞云々、

〔類聚國史 七十八 奉獻〕弘仁七年三月壬辰、是日民部宮內兩省、奉獻酒食幷錢三百貫、宴飮終日、令左右近衞射之、隨中賜錢、

〔類聚國史 三十一 帝王〕弘仁七年四月辛丑、幸神泉苑、左右馬寮奉獻開錢四百貫、令左右近衞射、中的賜錢、

〔文德實錄 四〕仁壽二年正月乙酉、〇十八日 亦幸豐樂院、觀諸衞府賭射、公家以白布賜勝者、其多籌者、得布亦多、先王舊式也、

〔拾遺和歌集 十六 雜春〕亭子院〇宇多 京極の御息所にわたらせ給て、弓御覽じて、かけ物いださせ給けるに、ひげこに花をこきいれて、櫻をこぐらにして、山菅を霙に結びそへて、かくかきてくはへさせたりける、

一條のきみ

このまよりちりくる花はあづさ弓えやはとゞめぬ春のかたみに

〔北山抄 一 正月〕十八日賭射事

天慶六年、持時射手給祿事、令勘當府及左府、依無其例不給、同九年依右後塞、栗秀蔭四度雙矢勝也、大將〇藤原師輔 起座、出幔後給阿古女、雖不聞例、依相撲例所給也、同五年如之、次將等同給云々、

〔西宮記 正月〕殿上賭弓

募物用鷺實、天曆元年笋、天慶七三廿日無募物、

〔小右記〕永觀三年〇寬和元年 二月廿九日甲辰、未時許、出御射殿、前後射手各七人、前方射手中、有三位中將、射分以紙、有算指的付等、無出居、唯臨時卒爾事也、〇中略 弘徽殿獻懸物、女裝束 左少將實方中科賜之、

〔小右記〕寬弘二年正月十八日丁亥、十九日賭射持時、射手等賜祿否由令勘、當府及左府、無有其例、仍不給者、今依此御日記〇藤原實賴記 不賜祿、爲後々所記也、

〔小右記〕寛弘八年三月十三日丙戌、資平云、昨日靑宮、藤中納言、左衛門督、大藏卿、右近中將、左兵衛督預余五度爲限、募以小鮎云々、杖云々、有御射、不及二度云々、給懸物、(女裝束)左衛門督獻懸物、(手本二卷、裏薄物、付銀山吹枝、)時者不中科、仍不預懸物云々、

〔小右記〕長和二年二月廿八日庚寅、今日射場弼次、仍送雜物、(懸物絹二疋、魚鳥等、米五斛、)　廿九日辛卯、府生光賴、進昨日以前箭員、番長宇自可吉忠中的八、給懸物者、抑射的八了者、殊可賜祿哉、問光賴、申不覺之由、可問將曹正方、令召遣畢、正方參來、問事由、申云、大將弼次日、射的八已上者、不給別祿、唯給懸物、但自本府給不事、可尋、又大將弼次外、矢數日、射的八已上之者、大將殊賜賞祿爲例、又最初矢數日、射的七之者、大將有給祿之例者、　三月十七日戊申、又云、(左中辨藤原經通)昨於皇太后宮、左相府已下、左右近衛官人已下射之、宮令出懸物、不知其物、裹薄物、居宮蓋、(金飯云々)相府又以馬爲公卿已下懸物、件二懸物、無中科之人、仍不給、亦別有近衛府懸物、不中科、僅射五云々、　十八日己酉、將曹正方申云、番長吉忠、射的八、可給府祿之事、尋其例、未有慥申者、但府生公奉、番長和忠等申云、大將給弼次之日、射八之者、近代不覺、先年凡兼秀、中將弼次之日、又有懸物、射八給懸物、而自府給祿者、(米二石)仰云、件事強不可尋前例、大將給懸物之日、又大將重無給祿之例者、自府可給之、祿是已定事也、不可拘弼次、懸物早可給由仰之了、

〔小右記〕長和三年十一月七日己丑、今日射場始、(中略)今日中宮獻懸物、頭兼綱射的三、而所給懸物如何、不懸科簡、遂失事也、

〔增鏡一おどろが下〕かくて院(後鳥羽)のうへは、やゝもすれば見なせどのにのみわたらせたまひて、ことふえの音につけ、花もみぢのおり〳〵にふれて、よろづのあそびわざをのみつくしつゝ、御心ゆくさまにてすごさせ給ふ、(中略)なにがしの中將を御つかひにて、修明門院(後鳥羽后重子)の御かたへ、なにゝても、おのこどもにたまはせぬべからん、のり物と申されたるに、とりあへずちひさき

からひつのかなものしたるが、いとおもらかなるをまいらせられたり、この御つかひのうへ人なにならんといといぶかしくて、かたはしほのあけて見るに鏡なり、いと心えずなりて、さとおもてうちあかみて、あさましとおもへるけしきしるきを、院御らんじおこせて、あそんこそむげにくちおしくはありけれ、かばかりの事しらぬやうやはあるいにしへより殿上ののりゆみといふことには、これをこそかけ物にせしか、されば、いまかけものと聞えたるに、これをしもいだされたるなん、いにしへの事しり給へることそ、いたきわざなれとほゝゑみてのたまふに、さはあしくおもひけりと心ちさはぎておぼゆべし、大かたこの院のうへは、よろづのことにいたりふかく、御心もはなやかに、物にくはしうなどぞおはしましける、

〔類聚國史七十二歳時〕天長元年正月戊辰、〇十八日賭射、右近衛右兵衛並勝之、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年正月己巳、〇十八日亦御同院、〇豐樂院閱覽四衛府賭射、

〔文德實錄八〕天安元年正月戊午、〇十九日於新成殿前觀賭射、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年正月十八日己巳、車駕幸豐樂院觀賭射、左右近衛少將、侍帝御座東西、書中不、不如舊儀、凡御豐樂殿覽賭射之時、左右近衛少將各一人、相分昇侍帝高御座東西、書諸人射的中不、他皆效此、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年正月十九日丙申、天皇御內裏射場、觀四府賭射、親王已下侍焉、

〔三代實錄四十一陽成〕元慶六年正月十八日辛酉、天皇御射殿、覽四府賭射、日暮親王已下諸府佐已上、結番而射焉、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十二年正月十八日丁酉、賭射、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十六年正月十九日甲戌、賭射、御射場簾中、

〔日本紀略二朱雀〕天慶九年正月十八日庚戌、賭弓也、天皇御射殿、右勝奏納蘇利、

〔日本紀略 村上四〕天德元年三月十三日庚子、於豐樂院射禮、　十四日辛丑、天皇出御弓場殿、賭射、

〔按ズルニ、村上天皇ノ朝、正月ハ母后藤原穩子ノ忌月ニ當レルヲ以テ、之ヲ三月ニ行ヒシナリ、〕

〔日本紀略 村上四〕康保三年(○安和元年)三月十四日己卯、賭射、於庭櫻花下奏音樂、

〔日本紀略 冷泉五〕安和二年正月十九日丁酉、射禮、　廿日戊戌、賭弓、天皇出御、左大臣(○高明親王)已下參入、

〔小右記〕永觀三年(○寬和元年)正月十八日癸亥、依召參殿、頃之參內、賭弓左右將軍出暇文不參、右大將觸穢、左大將治病、仍召遣申重煩之由不參、申時出御射殿、女藏人等、依無理髮人不上髮、內侍二人參上、而依地下候年中行事御障子下、無人賜璽劍、仰云、爲之如何者、余(○藤原實資)奏云、近衞次將傳給宜歟、仰云、尤可然者、仍余及誠信朝臣、取璽劍等傳給兩內侍、先置劍璽等於南置物御机、卽御座定、(著御青色、是例也、)出居、誠信朝臣稱警蹕、又蒙仰召公卿、中納言文範、顯光、三位義懷參議伊陟、(從大庭還參、依射遣事、今朝差遣、)文範執四府奏、了令置置物御机、(此間依仰候御後、)次第如例、但一書杖插四府奏是失、以二杖左右奏各插者也、此間降雪、仍出居座令移敷公卿座、未令移之間指座於校書殿壇、又令移其壇下四府射手座、令立平張、(御出以前事也、)四府奏御覽了、上目文範卿、卽進御前給四府奏、(左右兵衞、副矢取奏、但件奏不下給左兵衞、不副件奏箭、是取落歟、)次第云々、秉燭後事始、一度右勝、二度持、三度右勝、四度持、五度持、六度左勝、七度左勝、度數持、小數左勝一、仍奏陵王了、還御、時寅二點、女藏人等追候、兵衞一度射了、依仰被停、仍次々度不射、左右近兩度有的論、仍初度差遣宜孝於的所、次度差遣爲時、下僕承仰所仰遣也、右將監粟秀蔭、申障不被免、左番長百行申障被免、其障被奉仕替人物部武吉也、皆上卿之所令傳奏也、依例供御菓子等、先是內膳大膳等、依例給公卿酒肴、

〔小右記〕寬弘二年正月十七日丙寅、早朝都督被過、搗栗二折櫃給府、賭弓饗料、有所勞不參射禮之由、差隨身仰遣外記、　十八日丁卯、內豎來云、可早參者、令申所勞相扶可參入之狀了、未刻許參內、相續

左將軍（内大臣藤原公季）○參入、良久徘徊陣腋、左將軍參上殿上、小選著陣、卿相同在陣、（大納言道綱、中納言齊信、俊賢、隆家、參議行國、行成、正光、三位中將兼隆等也、）遣大藏卿射遺所、小時自大庭復座陣、内大臣召陣官、令敷膝突、借與掃部寮、爲的付座者、極奇怪事、乃以陣壘假爲膝突、未見之事也、奉召之次將、（右近中將公信）佇立南殿南階東腋、依不置膝突、（欲進之間、頗相示氣色了、）置膝突了、公信朝臣、傳召内大臣以下、執弓矢著射場座了、（中點）二郎左將軍起座、次下官（○藤原實資）起座、共出幔外、左將軍執射手奏、（令插兵衞奏等、有箭取奏、）奏聞退出、次下官、以府奏兵衞奏矢取奏加插一杖、進御前膝行進之、左廻退出、次左將軍、拔左腰之箭、執副弓復座、次小臣只執弓（矢腰）復座、詳見故殿御日記、左將軍所爲何例乎、右金吾齊信云、不拔矢復座由、先日所談說、仍去夜引見九條殿御日記、天慶五年已有此事、如下官案、太有興之事也云々、左將軍可被傳九條殿例歟、但近代將軍、又々如此、下官始所案得、主上執射手等奏、目内大臣、内大臣執弓進御前、（矢置座、不著履、）給奏復座、（左廻、左廻無例、便可右廻、）召左少將兼綱稱唯、次召右少將雅通稱唯、相俱參入各給奏、（右奏給左、左奏給右、矢取奏留御前、）兩將退出、執硯著的付座、次出居左中將賴親仰的懸、其語似不知古傳、（古傳、的斷者、賴親云、的止懸與者、）兵部懸的、次左右籌指著座、次左右射手進射場、此間頭中將實成來云、射手番長下野公賴、手振不可奉仕、可令申障由歟者、余答云、一度奉仕可令申故障、承旨退歸、一度七人射間、左數一立、此間起座、入自無名門、退出自殿上口、左將軍有可留之與言、（○中略）子刻許、自陣吉上走來云、一度右勝、二度右勝、三度左勝、仍左右亂聲、依勅爲左勝者、此事極奇計也、所申不憶歟、差隨身令憶問、又府生正方近衞等來云、一度右勝、小數一二度持、三度左勝、小員一、仍爲持、龍王先出舞、次納蘇埋未舞了、主上入御者、其後隨身來、所申之趣同正方、右兵衞佐資平申送旨、相同吉上說、太荒涼、故殿天慶六年正月十八日御記云云々、一度左勝、小員二、二度右勝、小員三、三度持、爰左右相共亂聲、事依狼藉、左奏陵王之後、右令奏納蘇利、左樂甚不具、尤足可咲了、舞了後王卿退出、十九日、賭射持時、射手等賜祿否由、令勘當府及左府、無有其例、仍不給者、今依此御日記、不賜祿、爲後後所記也、

〔日本紀略十三 後一條〕長和二年正月十七日己酉、射禮停止、　十八日庚戌、賭弓停止、　三月十一日壬寅、射禮、　十四日乙巳、賭弓、

〔法成寺攝政記〕長和二年三月十三日甲辰、參中宮、大內候宿、有御弓事、　十四日乙巳、今日賭弓也、十六日丁未、參大內、卽退出參皇太后宮、大夫先日弓負奉仕、人々多參入、上達部十三人、參會於東方著食座、從西著弓場、近衞府者召十人令射、無中七者、仍不賜懸物、射分手作布五十端了、後上達部殿上人又射五度、懸物從御所給、我依前日定隨身馬一疋又引出、又無射取人、〇又見小右記、

〔中右記〕寬治四年正月十八日、賭射也、大略存先規、申刻先執柄殿下、〇藤原師實於殿上覽四府矢奏、左近師隆朝臣、雖有幼稚之恐、無殊失歟、右近能俊朝臣、左兵衞依無殿上佐、藏人有家奏之間、不插矢、是一之失也、次以射手奏備上覽云々、上有博陸之告、下招衆人之嘲歟、右兵衞藏人雅長役之、進退之間、頗有衰老之氣歟、了卽出御射場殿、內侍二人候劒璽、新內侍、體貌閑麗、衣裝楚々、觀者多迷下蔡、宛如南國之佳妓歟、右中將仲實、蒙天氣召諸卿、卽內大臣〇左大將藤原師通以下卿相參著御前座、午時內大臣執四府奏、就簾下奏覽、先是主上入御簾中也、次令懸的、召的付次將、有家朝臣、依忠參仕此役、給奏著座、次左少將國信、右顯實、申射手障、次左右各參射、左近府生秦公利、中的其員三、末代之事、不異穿柳之藝、此外或二、或三、度々後被留、兵衞射手三匝、了奏陵王、光貞云々、此後還御中殿、上下退出、

〔後二條關白記〕寬治五年正月十六日丙子、黃昏予〇藤原師通參內、〇中略殿下〇藤原師實御帳中召候之、明後日賭弓、未刻可被行也、群臣等早可參仕之由所被仰也、　十八日戊寅、今朝令隨身付藏人而申障由、暫出納來云、早可參者、謹以承了、件故實也、有故云々、梅色下襲、蒔繪劒、平緒紺地帶之者、未刻許參內、著左仗座、令五位官人令召五位藏人、時範來云、右將一人許候由承之、他將申障不參、令奏案內、仰承了起座、卽還參、左將被渡右方、幷左右衞佐可令申障由、先例如何、可被問外記者、召外記、外記進其例、大外記師平許可遣問也、外記稱唯起了、此間良久、予著外座、令置膝著如常、暫中將來著膝突、遣一見後召寸、刻限已及申時、起座陣壁立、笏隨身被授之者、取副弓於矢、經陣前御前座著之定後、天皇入御

御簾中、予(曾摺)暫予起座、中門外立、四府奏令催、皆參奏、披見如恒、此間可問的付、取副二枚弓插矢腰、又裝束、就御簾下、置右方膝突、御簾褰付內侍、退取弓右旋著座、披腰矢置座、暫御簾被推、予見之矢留座、著沓取弓、少早行就御簾下、被下左右奏、矢取奏杖等御所留、予給復座、左右奏見了置座、左將召、被籠召右將、(四位者某乃朝臣、六位朝臣無之云々、)兩人進居前、右奏給左、左奏給右、各給了出、幔外硯等、懸著座、暫示氣色出居仰云、的懸(與、)木工寮懸的了、籌刺二人著膝突、左將來、射手申障、如常、付奏者令奏了、聞食了、將起了、次射手進發矢、無的貫、左二射手府生秦公利、次先矢取次的取矢、有論、付頭辨左將當的候、右將申事不聞、藏人可遣者、藏人一人參的實檢可罷、仰承了、見的還參、的當候、其由付頭辨令奏、聞食了、此間射還參議還參、合三人許程退出了、已及黃昏者、關白殿(〇藤原師實)櫻下襲也、弓矢等持不御云々、右將一人許可被行、府有例者、御出前申障云々、

〔中右記〕嘉保三年(〇永長元年)正月十八日己酉、午時許參大殿(〇藤原師實)之次、參左大將殿(〇藤原忠實)御方、令參內給、扈從參內人々參集、殿下於殿上御覽矢奏、件內覽之儀、先例有無可尋、攝政時有此儀也、申時許出御晝御座、左少將忠教朝臣、右中將顯實朝臣、左兵衛佐師時、藏人盛家、(右兵衛佐代)奏矢奏、御覽之、此間四府射手著座、(東中門外數座)出居右中將顯實著座、出御警蹕、召公卿、中宮大夫(〇源師忠)右大將(〇源雅實)新大納言(〇藤原家忠)民部卿(〇源俊明)左衛門督(〇藤原公實)左大將(〇藤原忠實)江中納言(〇大江匡房)二位宰相中將(〇藤原經實)新宰相中將(〇藤原仲實)左大辨(〇藤原季仲)三位侍從參進、左右大將奏、(左大將令著大色下襲給地褚)奏御覽了給上卿、上卿付的付次將、(左少將俊忠朝臣、右少將能俊朝臣、)次第如例、射手障、(左少將有家朝臣、右少將顯雅朝臣、左兵衛佐師時、右衛門權佐時範、右兵衛佐代)一度之後被止、兵衛射手又二度間、雨脚頻下、仍出居座、籌刺等座入廊中、亥時許事了、右勝、依雨脚不被延也、一度(右勝)二度(左勝)三度(右勝)矢員(左番長秦久二、右番長秦武久三、)總數(左六、右十二、)龍王舞了、納蘇利又舞、依右方勝也、未射終前、左右大將被退出了、

〔永昌記〕長治二年正月十八日丁亥、今日賭弓、(顯中將兼隆上卿)仍予(〇藤原爲隆)午上參內、仰云、今日事、早可催行、

可遣催左右大將者、而間右大將、以隨身近衞被申所勞由、是故實也、予奏事由、即以內豎相扶可被參仕之旨遣仰者、未刻右大將被參內、內府左大將實稱所勞不被參、今朝行事藏人大舍人助泰隆、奉仕御裝束、裝束使可勤仕之、近代藏人奉仕之、其儀堀川殿北面射殿欄間一間、後二間敷滿長筵、後二間懸亘翠簾、御所後間半枚切之副蔀立廻大宋御屏風、三方立之西間立大床子二脚、毯代□□、圓座如例其東又立隔御屏風、大床子西、敷兩面端帖為殿下座、東御屏風後間、迫南敷繧繝端帖為女房座、迫東敷兩面端帖為內侍座、裝束使記文、無帖色付、予尙記敷之由、侍中等示之、西對南砌四箇間、除西一間、又先是撤長押并南杏殿等、傍欄立筵、并敷長筵、其上敷繧繝端帖七枚、為上達部座、東軒廊前築垣、其南東西行敷矢取座、其前立兵部省掌床子、南殿南砌立斑幔、東起自御殿南一柱、西至東遊渡、無幔門、殿下仰云、自御殿妻可曳此幔歟、先座例也、但今度梅樹相障之由申了、南池砌立同幔、西起自中門北柱、東至池汀中央、順寄迫幔、西有幔門、仍西幔去南三四許尺立之、幔門以東敷四府敷著座、四枚其東去三許尺、積佐渡布、上達座末去三四許尺、梅樹以南敷端帖一枚、為出居座、南北行射場殿東砌、敷圓座二枚、為的付將座、弓場西立蔀、內二行敷帖、為侍臣座、南北行、案之可及小板敷歟、西中門西庭東砌、八行敷四府座、北一左近官人、第二左近射手、第三右近射手、第四同官人、各其座上左右二橫切天、數將座、第五數左兵衞官人座、第六同射手座、第七數右兵衞射手座、第八數同官人座、其中央座上各數佐座、其座西當西門前立同幔、當門中央有幔門、幔一帖引入立之、仍左右有幔門、座上東中門可曳幔、但可依大將被奏者、故殿下於中門外令取之給者、但今日勅定可中門中引幔、中門外有四府座、何故重又可曳幔乎、南幔門外、大將可取奏歟者、仍不引此幔、垣後寄東引幔、又自額間東、及南簀子小板敷、皆至射殿西階供筵道、仍放小板敷前立蔀敷筵道、如例返燈樓綱等、南殿炬火屋可撤之由令申殿下、可依先例之由有仰、仍觸裝束使、頭辨已無所存、只答可撤之由、但御出欲成為如何者、如此之間右大將早參、今朝以隨身被申所勞之由、予奏之、大將當日申障、是近代之例也、為省勝負事之故歟、又以內豎令申相扶可令參給之由、是又例也、左大將、實有所勞不參給、殿下相次參御、先出御晝御座、東面有四府矢奏、東簀子、先居近將帶劔、兵衞不帶、次敷筵道、次兵部省掌持參的、此間四府射手等著座、及申刻諸卿參集、即出御、內侍候璽劔、女房四人扈從、殿下令取御裾給、頭辨已下供奉如例、內侍二人候座、神璽寶劔置物机、女房等不入所上戶、經本路歸退、此間右中將宗輔朝臣著出居座、主上著御御倚子、依為御路、御倚子頭寄東立、出居警蹕、宗輔朝臣、奉仰召王卿、中將出南幔門、出陣座北立蔀戶、於

康實取之、出居復座、諸卿入中門、從幔門著座、主上御座之後、著御伏座前了、此儀今朝仰云、今日上卿不參、可候伏座者、右大臣殿下、藤原忠實右大將、家源大納言、經右衛門督、宗通別當、能實藤中納言、仲實源中納言、國信右宰相中將、右大辨、季仲左宰相中將、忠教源宰相中將顯雅等也、先是頭中將、奏射還宰相可遣之由、依外記申也新宰相中將家政遣之、卿相座定、右大將起座、於幔門外取奏、大將中門以東南面立定、左少將實隆朝臣、右少將信通、各北向取弓而立、其本府將監、各取奏立其後、奏文差白木文刺其東左兵衛佐能明、右兵衛佐顯親、同率本府尉列立、同書杖四府立定、大將氣色左將、跪置弓取奏、將監磬折傳之深揖獻大將、大將披取文、見了如本差之、將監退、次右將同獻、大將又覽之、了差加左將所持之書杖、差書作法有口傳云云、不可令落書云々、右將渡空杖於將監、取弓而歸退、左右兵衛佐、各同此儀、次第退了、左將獨留立、大將置弓給隨身取奏杖、入幔門斜北行、東折入自射殿軒廊中央間、更南折、磬折逡巡、去射堂五六尺、三度膝行、被獻奏文、上取之被置置物机上、大將逆行左還、出幔門、如入儀、書狀給隨身、取弓還入、更歸入後座、主上取之令置机下御、此間右府殿下起座、取弓不著履參寄射堂砌、膝行置弓給文、予取加復座、須先令御目給歟、但今日儀如此、即殿下召左右得名顯國朝臣、顯重朝臣、者、頗有次將於幔外承之參進、殿下給奏文、左奏給右、右奏給左、次將各取手番文、以筆硯參著的付座、柳筥置硯筆、奏文同置之、取副弓參進、不依次、以左爲先、出居宗輔中將令懸的、仰云、的懸今、此間甚久無音、欲待上卿仰歟、上卿又不被催仰也、此間依無官人、全不懸的之由申上、兵部省掌監臨、木工寮懸之、仍下知其由了、次兵部省掌著床子、次矢取自南幔東妻渡溝溲著座、著黃袍十人讀、近衛十人列之、次四府員差、出幔門著座、次左將通季出幔門、於殿下御座前跪居申射手障、殿下令氣色給、頭中將出無名門代、同並居殿下御座前、承射手障由、著沓取弓歸入參射堂御後、候大床子左邊之簾中、奏云、左近衛府乃申政人某加申障替、以近衛姓名令仕乎、如初於上卿御座前、仰聞食之由、將即起座歸入、貫首亞將、又以歸入、即又右將信通、同申射手障、頭中將奏達如初、次射手立、作法如例、入自軒廊中間一度觸了之間、內膳大膳、居公卿肴物、大膳進、典膳役之、南殿階下、儲衛重、令居之、不居飯、近衛射了、左兵衛佐能明、同申本府射手障、頭中將奏之如例、次右佐顯親同奏之、兵衛射了、近衛第二度又如初、此間供御膳御臺二本、最初臺居御著、頭辨持之、出無名門代、

（件門代、此內裏在南北、或可出南門之由有相違、然而依勅定用北門、）次御臺予取之不審、御盤二枚（各有盛物）四位等取之、（一度了之間入御簾中、仍數獻不供）之、可相待御出之由頭拜稱之、前例可尋之、三度了、左右亂聲、（一度終頃、右大將起座、入自無名門退出、是故實、）左奏陵王、（先則荒序如例）右納蘇利、次的付將退、次入御、諸卿起座、侍臣候脂燭、

〔台記別記〕康治二年正月十八日丙午、賭弓也、（今上（近衞）御時始有之〇中略）御膳了、內膳大膳、出自南殿下、居予已下衞重、（內膳一折敷、大膳一折敷、）執弓立後、一度給頭、上還御本殿、攝政更還射殿簾中、皆射了、近衞矢取還渡、算刺不退、勝方府生執布并罰酒等、近代无之、兵衞算刺著座、矢取兵衞左右各七人渡、次右兵衞佐季行申射手障、付頭中將令奏、如初、還御本殿之時、參本殿奏之、而上幼少、攝政候射殿、仍頭中將、如初入下侍小戶申攝政、季行退下、出居爲通朝臣云々、左兵衞佐不參、射手障、誰人可申乎、諸卿云々、一府不參者一人、欠申例也、因季行又參申、□又奏如前々案、左兵衞佐不參、先申事由、蒙仰後季行參進、一度可申兩方歟、射手參射了、兵衞矢取還渡、次二度、先近衞矢取西渡、次射手參射皆了、頭中將來、仰可止兵衞之由、予取弓承之、仰出居次將、（不召立、作坐仰之、）爲通朝臣起座、出幔門外仰之、兵衞算刺退入、近衞矢執還渡、更又可渡西也、一二度了、矢執還渡、奇怪々々、矢中程給射手乎、可奇々々、次三度、一度右勝、二度左勝、代始左無利時、不被止度、（本數十度也、□度若□□□有仰被止也、）三夜漸深、衆人庶左勝、大理聽右近府生敦方稱云、不可射的、（件人善射也、仍有此命、）三度又左勝、至于終頭不被仰止之由、果度々咳□頭中將、爰頭中將來、仰止度之由、予取弓承之、仰出居將、（不召立、）爲通朝臣起座、出幔門外仰之、左後塞乙矢放間亂聲、頃之放右乙矢、左乙矢放了、公通朝臣持來的附文、（經作合間、）予取披見、置前、公通歸取硯退出幔外、更就出居座、右乙矢放了、師仲朝臣持來的附文、（經作合間、）予見了置前、師仲歸取硯退出、誤取下給的附將之矢執奏、引留懷之、執弓目頭中將附的附文、頭奉攝政、龍王荒序破二反（左近府生光親）舞了發亂聲、予命止之、近年例不論勝負、左右皆奏舞、依無事理、予止之、宗輔卿云、故堀川院好舞樂、因之不論勝負、左右共令奏、其後爲流例、諸卿已下分散、余聞人々云、經階下可引退歟、人々云、更深例退下路無定、只各任意、仍予經南殿北廂退出、左無利

之間、左近府生秦公春中三、（初度无度、師矢口度始矢、）滿座有感氣、件公春、今度始奉仕射手、（自去々年冬始習弓）他人無中三之者、一度之間、左矢有論、余仰出居將云、可令將監實檢、出居爲通、起座出幔外、又復座申云、將監皆出了、予仰頭中將遣殿上將監問人々云、可用左將監歟、可用右歟、左大將云、遣左將監申的由時可遣藏人也、仍遣藏人左近將監隆憲於無名門、居予前、奉仰向的下、往反經幔西、失也、行向時、或經幔西、或經東、至還時者必經東、將監申云、非的、仍可遣藏人之由不奏聞、罰酒久絕不行、今日可令行之由兼存之、因先申殿下、仰云、久絕不行、不可然、仍不令行、

〔山槐記〕保元四年正月十八日癸酉、今日賭弓也、（御衰日）午刻著束帶、（帶劍、隨身垂纓如恒、）先參博陸（藤原基實）御許、（高倉殿）可扈從之由依被仰也、大殿、○（藤原忠通）以邦綱朝臣、無人之間、神妙之由被悅仰、博陸內々令遣見賭弓具否之由、已及晚頭、博陸、中納言中將、○（藤原基房）同舍弟中將、（兼實）著束帶、令參大殿御方、便自土御門西令出給、中將被扈從、（皇嘉門院判官代行頼、著束帶騎馬、在中將車後、）次予左中辨雅頼朝臣等、同以扈從、中納言中將、追可被參內云々、幼少之人、若上臈不參者、作法有煩之故歟、博陸於陽明門下車、令參左衞門陣屛程之間、藏人皇后宮大進成頼、爲御使參向、蹲居博陸前云、左大將、○（內大臣公也、藤原公教）申故障不參、是爲故實、仍重遣召之處、依實故障猶不參、雖有大將不參之例、代始如何、可令計申給者、（右大將者爲重服、廿大將參有例、然而代始有恐、不及沙汰歟、）博陸猶被尋先例、可依例之由被仰、成頼、成頼奉仰同馳參大殿、然間良久更漏欲闌、及深更猶可被行之由申切了、亥始刻出御晝御座、（青色御袍、御束帶、）御良巽角供掌燈、（先供柱下）關白令坐倚子西邊給、○（中略）次上卿被示可懸的之由、於出居座、左中將成憲朝臣仰之、（其詞云、的加介、子時右中將實國、成親等朝臣在座上、）木工寮懸之、次省掌員刺等著座、次近衞矢取十人、自塀前渡西、次左中將成憲朝臣起座、出幔外歸入、跪上卿前申射手障、（其詞云、將監藤原季遠、所當勞、奉候、儲以番長秦兼任令奉仕、）上卿取弓、被目在無名門內之職事、頭左大辨顯時朝臣、（徒臨不取弓矢、頗違、左中辨又同、非近衞、）（將曹事、不可取之由經信卿被稱云々、然通俊、國房、季仲、宗忠、重次等、爲頭之日取之云々、）進出跪上卿座上、（西）上卿更被問申障之者儲名、將申各名、上卿被傳申頭辨、頭辨退歸無名門、自御後奏聞、歸出仰勅答、（聞食）上卿被目將成憲退歸、直著出居座、

若出幔門、仰勅許之由、許可、歸著也、次右中將成親朝臣、又申射手障、其儀同左、今度傳奏頭權左中辨俊憲朝臣也、次射手進出、將監依申障、儲者其替參上射之、此間予取近衞射手文(無禮紙、有裏紙、)卷返、隨註的皮、

假令書樣

一度 少負　　二度 勝 少負二

三度 (少負一、又端書之、負勝者書勝字、無負者書少負、負度ハ只又書負許也、今度作三度、負、然而勝字ハ註假令也、少負ハ毎度注也、書樣相違書一二三度、又引垂書云々、)

將監、、、

府生、、、、皮皮的 皮皮皮 (的皮字、將隨見在注付之也、始矢注端、乙矢注奧、已上三度也、)

、、、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、

番長、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、

近衞、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、

保元四年、、、

儲二人

番長、、、皮皮皮 皮皮皮

、、、、、

左近各十人射畢、一度間居衞重、(無飯、毎前内膳大膳居也云々、公卿立弓於殿出居、的付等弓只如元置、)兵衞員刺矢取、相替著、次左佐實

清申射手障、諸チ中代止、是大納言宗能卿教訓云々、勅許之後、返出幔門外、右佐基家、又申之、予取兵衞射手文、巻返、此書無裏紙等何、左兵衞在之、次兵衞射手進射之、頗斷腸、左右十人射了、頗不足、重參之間頗違亂、然而除中之障之尉之外皆注付了、右兵的一番少負、如近衞、次近衞射手進射之、是第二度也、第二射手進之間供御膳、中略供了上卿被命可射之由於射手、射手次第射之、此度末上卿目頭辨、頭辨來、被奏可停兵衞射手二三度之由、是恒例也、勅許之後、上卿仰成憲朝臣云、三度爲限、可召左兵佐者、成憲朝臣、超出居座召佐實清、參進候上卿前、被仰二三度可停之由、奉仰實清退出、近衞二度射了、又三度射手進射之、此間主上入御、射手等跪居、公卿取弓平伏、出居成憲朝臣、取弓稱警蹕、宰相中將等在座、此事如何、猶可尋、予又實宗取弓、別當兩藤宰相等先是退、經公卿座前出無名門、中納言中將、又追被參上、出無名門著座、凡遲參人、中間退出之人、皆用無名門、三度間頭左大辨進出、仰射遺宰相於上卿、中略次三度了罷、後塞乙矢亂聲、陵王亂聲、依左勝也、後塞射了、予如元卷文取副弓、乍居著沓、進上卿前置弓奉上卿、上卿頗少員程許披見被目、仍予左廻至于的付座、取硯退出幔門給官人了、右如此、次上幔門南方幔、次龍王出舞亂聲、此間予依可供御膳、自御後密々廻渡殿方、供御膳如恒、此間龍王了、右奏納曾利亂聲、上卿仰被停之、次公卿出居退出、取衝重、雜人音頗喧嘩、予供御膳逐電、于時丑刻也、

〔百練抄後鳥羽十〕建久五年三月九日庚午、石清水臨時祭也、今月者、後白河院登遐之月也、臨時祭射禮賭弓可有憚歟之由有沙汰、去比被問官外記、幷前隱岐守中原師尚朝臣等、申狀不一同、其中今月可被行之由師尚被申、有彼儀、遂今月被行之、

〔玉海〕建久七年三月九日己丑、申刻參內宿候、今年賭弓、不可被行之由先日勅定切了、而檢例被行弓場始、無故賭弓停止、尤希有也、保延例不快、仍奏事由、然者可被行之由有仰、仍召公定下知了、　廿五日乙巳、丑刻參內、明日賭弓、主上後鳥羽御作法、可奉教之故也、密々於直廬浴湯、是又非穩便、然而挾身爲奉公也、　廿六日丙午、此日賭弓也、當今初度也、三ヶ年雖被行弓場始、依樣々障不被行賭弓、今年

延引

適有ㇾ病、仍强奏請所ㇾ申行也、兩大將取奏、其作法如水火、又有矢奏內覽事、成人候時、非必然之事也、然而依嘉保應保等例有此事、其後奏覽、申刻有奏儀、一度之間、余依所勞灸治不ㇾ可ㇾ堪ㇾ下、直廬了、事了丑刻退出、

〔文德實錄七〕齊衡二年正月癸卯、〈〇二十二日〉帝御新成殿、以觀賭射、以前日停〈〇射禮〉也、

〔文德實錄十〕天安二年正月庚戌、〈〇十七日〉停觀大射、　辛亥、〈〇十八日〉亦停賭射、　二月癸酉、〈〇十日〉天皇別召四衞府射手等、令賭射之、前日廢觀、今日更射、

〔三代實錄十淸和〕貞觀七年正月十八日庚子、停四府賭射、　十九日辛丑、天皇於御在所射場、觀四府賭射、

〔貞信公記〕承平二年正月十八日、依弓場殿壁未了、賭弓停止、　十九日、主上〈〇朱雀〉在御廬中、覽賭弓、三度射間、還御本殿、

〔日本紀略五冷泉〕安和二年正月十七日乙未、射禮延引、依諸卿不參也、　十八日、同前、　十九日丁酉、射禮、　廿日戊戌、賭弓、天皇出御、左大臣〈〇源高明〉已下參入、

〔日本紀略六圓融〕貞元二年正月十八日己卯、賭弓、依御物忌延引、　十九日庚辰、賭弓、親王以下參內、天皇出御、勝方奏舞、

〔小右記〕天元五年正月十八日辛亥、依召參議佐理參入、被仰可著射口所之由、左右大將不參、是皆奉穢暇文、所ㇾ不參入也、左大將今日許也、右大將者、及來廿日、仍不召右大將、召左大將、稱病不參、又重召遣、遂不參入、所々奉仕、弓庭御裝束如例、未刻許降雨、仍今日不御出射場、就中又兩大將不參、明日可有之由仰下外記相如了、諸卿明日可有賭弓之由、差內豎遣仰之、又重仰遣左大將了、　十九日壬子、參內、右衞門志貞宣令奏云、去十七日厨町穢、所來本陣、其故以穢後飯、持來射禮所、宛其饗官人等著食、還參本陣者、被仰云、貞宣重不禁之所致也、乍承其由、饗食等持來射禮所之下人、慥以尋問、可奏事

由者、觸穢官人、不可參陣之由可仰者、仰諸陣觸神事之所司、不可參入之由令立札了、(件事等、大相府所被奉行、)今日賭弓、左大將進治病暇文、仍召遣右大將、申可參之由、右大將至于明日暇也、然而依無止所召遣也、申時出御射場、此間右大將不參、右近中將道隆蒙召、召公卿、右大臣(兼家)以下持弓矢著座、右大臣仰右衞門督(忠清)三位左近中將(公季)令執左右近兵衞等奏、此間右大將參入、右衞門督三位等云、件事未得其意、相撲奏外衞督奉賭射射手奏、外衞督及三位中將奏之例未知者、余答云、件事甚奇怪也、左右大將參入之時、各奏左右奏、若大將一人參入時、大將一人執四府奏、若兩大將不參時、當日一上執四府奏之例也、未聞外衞督及三位中將奏各奏之例也、右大臣令出居道隆催云、右大將已以參入、右司奏者、以右大將可令奏、左司奏、以三位中將可令奏者、右大將答旨如下官(○藤原實資)言、如此之間、已以良久、仍以下官令奏事由、仰云、依例右大將一人可奏四府奏者、右大將執左近書杖插本府奏、又加插左兵衞奏、(加矢取奏)執右近書杖、同插本府奏、又加插右兵衞奏、(矢取奏)加取二書杖奏覽如例、還出執弓著座、(此間秉燭)叡覽了目右大臣、執弓不著履進之給奏文、(矢取奏被留、不下給、)左右近兵衞等奏復座、須先被問的付次將名、而不被問、仍問左中將正清、召左近少將宣雅二聲、其後良久不召右近中將、仍進膝後、高聲陳不召右少將之由、數刻之後、召右少將信輔、相共參入、給奏文退出、執硯等著的付座、出居道隆仰云、懸的者、所司懸的、一度左勝、(小良六)二度左勝、(小良七)三度左勝、(小良三)二度始間、下官爲陪膳、供御厨子所干物菓子等、(用小臺二)(脚立北置物御机、推開御屏風之間稱警蹕、供了退下、不供御酒、御厨子所失也、南御机置畫餅、)二度給入御簾中、三位中將稱警蹕、此間射手出居、以下官被仰上卿云、可令奉仕者、仍如初射之、此間左近有的論、仍差遣藏人孝忠於的所令決其論、是勅命也、三度可畢之由、以下官被仰左大臣、的付被付下官、三度了右近奏陵王、子四點歸御、

〔左經記〕萬壽三年正月廿四日壬寅、今日有賭弓、(去十八日、依大宮御事、(後一條母后上東門院出家)延引也、)左右大將各有障不被參入、仍東宮大夫奏四府奏、(御簾中、仍進御簾下、付內侍、)幷給四府奏、召兩將給之如常、(左正五位下師長、右從四位下良頼、)兩將歸出、取硯著的付座、(師長北、良頼南、件座頗違濫、而去年四位少將實基所著如此云々、仍所著歟、)出居令懸的、二度間、所司賜王卿饌、御厨子所供御

菓子干物、(於簾中供之)三度有仰止之、(左勝小負二)無勝負樂舞、(依太后御出家歟)次還御、(午刻二刻)傳聞左兵衛佐不參入、仍無人取奏、東宮大夫仰左近將曹延名、令取傳、左兵衛奏之、此事甚違例云々、

〔左經記〕長元四年正月十八日丙寅、賭弓延否之由、差使案內、頭中將被示云、大略可延也、但昨日射遺可遣參議隨形可召也、可用意者、終日雖相待、無勅召、若是他人參入歟、　十九日丁卯、內府(〇藤原教通)參入給、(雖被申障、有召云々)左中將實基、經軒廊東二間著膝突召之、內府以下持弓矢、經階下參入、(左手取弓本上程、右手取弓末下方一尺許、則件方手取矢、尻方取副弓、爲上弓弦取之、)一一著廊下座、左宰相中將、左大辨、并余、(〇源經賴)雖寄居座末方、依無座席經無名門退出、暫候門內座、(殿上人座也)內府起座取四府奏、(左近左兵一枚、右近右兵一枚、)奏之、(置弓矢插腰)持空杖左廻出屛門、置杖取弓、(矢插右腰)著座、頃之主上目給、內府取弓(矢置座)進跪御前、(不著沓)置弓及給奏文等退居、取弓還座、暫取弓召云、經季、次行經朝臣、兩將共進跪上前、(雖右將四位在前)分給奏文、將等退出、此間余退出、不見後事、

〔經信卿記〕承曆五年正月十八日丙午、雨下、頭辨示送云、賭弓、甚雨之時如何、若被延引者、可仰誰人哉、又非近衞府之人參賭弓時、相具弓矢乎、答云、甚雨延引之時被仰上卿、上卿仰外記歟、非近衞府之人、不具弓矢歟、少納言(基綱)示送云、去年賭弓入御簾中、不供御菓子等如何、答云、雖入御簾中、猶供棧所覺也、可尋、又博陸殿下(〇藤原師實)御消息云、此雨定者賭弓可延引歟、若延引者、御衰日被行乎、如何、令申云、甚雨之時被仰上卿、延引有例之由所承也、又御出以後雨甚之時、以雨儀被行事候歟、暫令相待晴氣一定可候歟、至于延引罷當御衰日條者、強不可被忌歟、其故者朔日御南殿、仍每處其憚不可候也、於弓事者、昨日定被行射禮歟、但如此之事、若先例不候者、隨時儀左右候歟者、終日雨灑、後聞賭弓延引云々、　十九日丁未、今日賭弓云々、相示弓具可被借送由於左兵衛督、隨被借送、(弓、矢一雙柄、弓懸〇中略)未刻殿下令參內給、(左大將予左衛門督列當座從御共)自敷政門令入給、大宮大夫被立陣腋、春宮大夫、新中納言、左京大夫、源宰相中將、左大辨同參入、殿下經南殿令參殿上畢、人々被著陣座、左近少將隆宗、經軒廊第二間來陣座前、大宮大夫召官人、雖被示可置膝突由、遲持來間、少將跪居召之退出、上達部起座、挿笏於僕從

取弓矢、(柄弓懸結付弓下、矢者取尻方、取副弓、弓不抜、)一一經宣陽殿壇上軒廊第二間階下(少將立階下西抜之北、)入自幔門、次第著弓場殿座、(下臈宰相、依座狹、蹲踞座前、或著座、或入殿上方、)了、次左大將取弓揖起座、經弓場東庭出幔門、被取四府奏文、(其儀不見、不注、)插矢於腰、指文(各二通、)於白杖二枚、入自幔門、自弓場東北柱北斜進御前、膝行三度被捧文、主上令拔取給、了大將乍持杖退、膝行左廻、更起如本被歸出了、取弓自幔門欲被入之間、大宮大夫被目大將、可被插矢之由氣色、大將插矢於腰、入自幔門被著座畢、次主上令置文於南机、一一披覽、畢令置御座下、了大宮大夫取弓、徒跣置弓進倚、膝行取文退、膝行取加弓、右廻復座、一一披見、文者懸紙卷籠左兵衞於左近、卷籠右兵衞於右近、取文云、定實、(定實在出居座、稱唯、先例被的付之人、不著出居座云々、)點、次云俊頼、(在南庭座、稱唯、但微音不聞、)共跪上卿前、上卿以右文給左、以左文給右、兩將置弓取文、更取加弓左廻退出、取硯(入柳筥、加入文、又取弓、)各著的付座、

〔後二條關白記〕寬治六年正月十六日己亥、頭辨來云、仰十八日賭射延引之由、即仰外記、予承了、廿七日庚戌、賭弓事如常、著右仗、黃昏次將來召之、參議一人不候、源大納言(師忠)中宮大夫(雅實)新大納言(家忠)治部卿(俊明)左衞門督(家賢)著座定後、余起座立中門外、召四府奏、有別記、

(裏書)左兵衞佐代左衞門佐盛長奉奏之、各披見了、插矢於腰預弓隨身執二枚、縱兩樹北方入自南第三間、並母屋南折、更行磬折者、氣色許也、突片膝而其後膝行居奉之、主上取之置東置物机上、余自本路還於中門邊、弃杖矢乍插腰而執弓著座、主上御覽(九條殿年中行事見之)目上卿、上卿履矢等置座、取弓小許進、入自南第四間給、了右廻復座、留左右矢取奏入懷中、召次將二人、(左有賢、右顯俊朝臣、)各給而出著錄的座、(冑、)仰令懸的由、籌刺著口矢取度、此間申射手障令奏聞給、仰次將右申障如左、如常的付未座前矢取度違例、仍追反籌刺者、又追入、違例也、如式令被行之云々、三人射程余退出、

〔台記〕康治三年(○天養元年)正月廿一日癸酉、未始參內、(鳥丸、)依賭弓也、先參朝餉、次詣太后御方、次著左仗、先是左大將已下參候、(左大將雅定、初取奏、著火色下重、雖姑女房暇日數內、除服可參由有仰、仍參仕、今日右大將不參、)藏人治部少輔範家來、下日時之次、仰云、射遺所、參議藤原朝臣清隆、予結了、渡南下外記之次、仰射遺之人了、(參議候座時、上卿示之、今不候座、仍不示之、)中

始右中將公通朝臣來召、起座取弓矢、歷階下、著御前座、於南階西腋間的付中將、答云左光忠朝臣、右成雅朝臣、共少將、余即揖之、例召諸卿之、次將南面立、公通去今兩年北面、永曆三年祖父公實卿北面由、見經信記、追彼例歟、諸卿座定、大將起座、出幔門、見奏文、兵衛射手幷矢取奏、共引裏紙卷重之、還入幔門、徐步(不練)、經中柱北、就簾下奏之、退歸經東庭復座、作法無失、又優美、翌日送札、示悅由、御簾搖時、(予在座上、不見簾、仍聞歸帶知之、)余進給之還座、乍卷重矢取奏給之、仍引取懷之、召的付給之、左將稱唯後、可召右將之由存之、而左將良久不唯、因又召右將、次第存例一度進來、終頭左大將自無名門退出、(予時不乘燭、八九人許射間乘燭、)左兵衛佐不參、因右兵衛佐公重兼申之、依予命也、左番長兼成矢有論奏事由、遣藏人左近將監隆憲見之、中的由、因仰出居令的申、三度聞兩下、奏事由改兩儀、(余仰出居令仰掃部寮、)出居座敷上達部末、(南行北算)剌座敷安福東廂、的付座可改否無所見、因問諸卿、又無慥答之人、余案之本在御內、不可必改歟、仍不令改、三度終、頭中將經宗朝臣來仰云、以三度為限、余仰出居、舞龍王之間奏的付文、依右負不奏納蘇利、(雖發樂、余止之、)左十右九、右近府生久利中四、滿座感歎矣、舞龍王、了余經無名門殿上口退出、今日二三度停兵衛射手、如例、今日予著櫻張下重、(去年朝覲行幸所著之下重、)後日左大將云、兩儀出居南上云々、的付座兩儀時不改、後日見北山、(年中)云、算剌著座、兩儀在校書殿額間砌、今日余依江次第令移安福殿、可謂失歟、

〇又見本朝世紀

〔玉海〕嘉應二年正月廿日辛未、今日賭弓云々、左右大將共出仕云々、　廿一日壬申、今日源中納言(〇源雅賴)入來、(略)〇(註)言談之次云、昨日賭弓、左右大將取奏之間、頗有相違、奏之時主上御簾中、而右大將ハ、(〇源雅通)取具弓於杖、跪置弓還入、口杖取弓復座、是常作法也、左大將ハ、(〇藤原師長)不取加弓、持杖進簾中之後被目隨身、隨身持弓趁來云々、此事未曾聞事也、出御之時、不取具弓也、御簾中之時、書杖留御所、仍所取具弓也、口被忘却歟、萬人屬目云々、　廿八日己卯、申剋參內、(略)〇(中)女房語云、賭弓日、左大將退出之後、飲食不通、被歎云々、失禮之條、古昔以來不論貴賤事也、就中至愚之者、耻辱只在身上、更非人事、

停止

〔公事根源十一月〕射場始　五日

口傳に射場始なくば、賭弓あるべからず、賭弓なくば、相撲の節あるべからずと申なり、

〔文德實錄五〕仁壽三年正月戊申、〇十七日停大射禮、　己酉、〇十八日亦停賭射、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年正月十八日丁亥、停四衞府賭射之事、

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年正月十八日丁卯、停賭射、諒闇也、

〔日本紀略七圓融〕天元四年正月十八日丁巳、止賭弓、依去年內裏火也、

〔日本紀略八花山〕寬和二年正月十八日丁亥、今日東京有大失火、一條大路南、中御門北、數町有火、仍止賭射、

〔小右記〕長和三年三月十二日丁酉、今日賭射日也、而太政官無射場、仍停止、

〔小右記〕長和五年正月二日丁未、大納言公任消息云、〇中略射禮賭弓事、人々所申不定、或云正月不被行、依御忌月也、是不宜例也、依過正月可停止、或云依年來例、今年許三月被行、次年復舊正月可被行之、停止不宜例也、如何、件事等能思慮可申達也、　二月廿六日辛丑、今日攝政〇藤原道長曰、賭弓事如何、射禮下官申云、未聞食旬儀、先被行賭射事如何、就中賭射、依御國忌改月被移行三月、是不吉例也、至射禮可被行、依衞府手結事、賭射者無家便之時有不被行之例、明年正月初覽宜歟、攝政曰、所案如之、亦無射場、可難被行者、大略不可被行歟、明後日可給粥、次問無賭射由、攝政面有命、去長和三年、依燒亡事無賭射、而殊給粥次物等、然彼猶殊所給也、今年憶道理不可給者也、　三月十二日丙辰、賭射停止、無射場之上、今月初出御、一〇後一條射場可有忌之故也、

〔本朝世紀〕康治元年正月十八日壬子、今日無賭弓事、依爲代始、〇近衞也、

〔台記〕康治元年正月十八日壬子、傳聞賭弓停止、延久應德例云々、可尋聞、

〔本朝世紀〕久安五年正月十八日辛丑、賭弓停止、去年依不被行弓場始也、皇居非尋常故歟、

天皇親射

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年二月甲午、上始御射場、左右衞府相共奉獻、兼設賭物、上先射之、一箭中鵠、獻新錢二萬文、大臣已下至近習、以次射之、隨其能不、分賜賭物各有差、

〔續日本後紀 十五仁明〕承和十二年二月庚子、皇太子(○文德)於禁中射場、有奉獻之設、緣是折紫宸殿前梅花也、承和錢廿貫、以爲御賭物、庸布三百段、以爲群臣料、

〔三代實錄 四十九光孝〕仁和二年正月十八日戊戌、帝御射殿、覽四府賭射、日暮帝射、詔令公卿已下射之、

習禮

〔玉蘂〕承久二年三月十一日辛丑、大納言(○藤原良平、道家叔父、)談云、十三日習禮如法、辰一點可被行、堀河院御時、有弓場始習禮、彼例云々、入夜退出、　十二日壬寅、晩頭經高朝臣爲勅使來、召前謁之、傳仰云、明日可被行賭弓習禮、是內々事也、而近代者、公事作法有疑之輩、自然訪先達之間、披露有加難之輩云々、一ニハ正月御忌月之時、三月ニ被行也、可有憚、一ニハ三月十三日、後白河院御忌日也云々、三月賭弓事、雖非御忌月之時、被行之例多存之上、習禮內々事也、還不可及沙汰事歟、又後白河院御忌日、所被爲國忌廢務、內々御遊等、先々所被憚之勿論歟、予(○道家)申云、如仰三月賭弓事、非御忌月之時、被行之例多存、(○中略)何況於習禮乎、縱雖夏冬被行者不可及例沙汰歟、但近代禁忌重被避也、短慮難測、上皇(○後鳥羽)御熊野詣之間也、內々可被申合女院(○後鳥羽后修明門院)歟、後白河院御忌日事勿論歟、內々御習禮、何可及日沉(○沉字恐誤)乎、建久臨時祭沙汰之時事切了者、後聞被仰合博陸(○藤原家實)申狀同余、前右府、一切不可憚之由申切了云々、仍猶可被行云々、　十三日癸卯、此日禁中密々有賭弓習禮事、兼日被定司掌役人等、頭經高朝臣奉行也、

役人注文云

左近衞府謹奏

射手十人

將監源重房(中務少輔)　將曹下毛野公廣(右馬頭)　府生秦康朝(非藏人)　秦實茂(少納言)　播

磨資隆少納言　番長下毛野俊盛遠江守　秦知仲非藏人　近衞佐伯康久所衆　下毛野知
經藏人　秦康行所衆
儲二人
番長秦信種瀧口　播磨長氏瀧口
右近
射手十人
將監源敦賢侍從　將曹下毛野資宗少將　府生秦宗嗣藏人春宮權大進　佐伯經長左衞門
佐　大石言家侍從　番長秦資俊少將　下毛野親尙所衆　近衞秦貞繼瀧口　下毛野季景
所衆　口香康茂同
儲二人
番長秦康長瀧口　下毛野家職同
左兵衞射手
藤久長所衆　藤有長瀧口　平賴康　藤信直瀧口　藤光淸同　平保範
儲一人
藤滿繼
右兵衞射手
藤光康　中原久職出納　紀久仲　藤忠康　藤盛重　藤基成中宮侍刑部丞　源景茂
儲射手一人
中原季職
算刺

左近友久　右近貞久　左兵衞久直　右兵衞景弘已上小舍人、

矢取

左近友員　忠重　右近安次　包重　左兵衞安時　久直　所衆行忠

左近官人康光藏人　右近官人盛忠同　左兵衞貴茂出納　右兵衞重康同

奏取次

將監左信廣右康房　兵衞左助遠右久康　左馬允

的申

時兼兵部少輔

木工寮

定雅非藏人

內豎本主

舞人

近眞　好氏　久行

樂人

笛公廣右馬頭、副樂人章賢、　笙敦通少將、副樂人忠秋、　篳篥盛兼少將、副樂人季明、　大鼓孝時非藏人　鉦鼓孝通前木工權

頭 於鉦鼓者、舞人可打之、

藏人頭經高　五位藏人宗親已上正

役殿上人

範宗朝臣　隆範朝臣　光俊　長貞　高嗣　六位盛實

公卿

關白〇藤原家實　時賢兵部少輔

左大臣〇藤原道家　左大將〇右大臣藤原家通　信能宰相中將

右大臣〇家通　右大將〇藤原公經　雅清頭中將

權大納言　家宣左大辨

權中納言　範朝前中納言　定高正

宰相中將　資頼右大辨　經通正

三位　家衡正　宰相頼資四位宰相右中辨

近衞兵衞將佐

矢奏左少將宣經右中將高實已上正　左兵衞佐盛綵少將右兵衞佐範經正

召　資雅朝臣

引射手事左中將爲家右少將伊平　兵衞同矢奏

黍取次同射手引　兵衞同矢奏

射手障同矢奏　兵衞同

的付左少將敦通右少將宗平

居替　爲家　伊平

可見物之由、兼日蒙仰、仍辰剋著直衣冠参内、先是役人少々参集、陣中雜人、殆如式公事、尤驚目、先参兩宮御方、則参殿上方、主上〇順徳御座御倚子前、信能朝臣、雅清朝臣、經高朝臣以下、殿上人五六輩参候、有今日儀沙汰、予依召候年中行事障子下、被仰云、賭弓事、出居次將行事、上﨟歟、下﨟歟、建久例、爲下﨟定家行之云々、予申云、先例不同、各有存旨歟、但上﨟次將有理歟、又仰云、被停兵衞射手、仰一府

歟、仰左右歟、申云、仰左右府正禮也、或仰一府歟、可上卿所爲歟、重長朝臣被召參候、今日可被擬主上云々、頭之入御、予參大盤所謁女房、則歸參宮御方、頭之又參清涼殿、于時於晝御座、有日時奏聞事、重長坐晝御座傍、時兼候其南方、（擬關白云々）頭經高朝臣覽之、（不入筥、不插杖）先覽執柄、執柄見了奏之返給、召經高返給之、此間主（〇恐主下脫上字）以下、群立殿上前見物之、（予在此中）次諸卿著陣、予臨南殿階下見物之、主上同御此所、信能直著端座、（一上儀）以扇直沓、以官人敷軾、定高範朝等卿、資賴朝臣、經通卿、賴資朝臣著座、次頭經高朝臣就軾、召日時勘文、信能結申也、頭又仰云、射遺所可遣參議一人者、頭退之後、以官人召外記、經兼參軾、（擬外記也、左衞門權佐裝束有便歟）下日時勘文、經兼取之退下、次信能朝臣、射遺所事觸賴資、賴資起座出敷政門、次諸卿起座、是爲見物也、非作法也、次主上渡御殿上方御座清涼殿弘庇、予以下候御座所前、關白前右府、加見物可被參、仍被相待也、此間重長應召候御前、頭之退下、坐小板敷之間落緣、萬人屬目含咲、頭之關白前右府參入、次有矢奏事、先內覽、其儀擬關白、坐御倚子下、（〇中略）主上幷人々向殿上方、見出御儀也、次擬主上出御、關白取裾、內侍取劒璽在前後、（以主殿司爲內侍代、以木切爲劒璽用之、）暫坐弓場殿簾中、次出居次將左中將資雅朝臣、持弓插矢入幔門、於座後脫沓著座、（北上西面）次擬主上著御御倚子、（以白木床子爲座）內侍置劒璽於南机、（以白木机、爲置物机、）執柄候簾中、（或候簾外、共有例、今日時派可然、的中、仍用候簾中之儀也、）御座定之間、出居稱警蹕、（巡右足）此間主上已下、又向南殿方、次次將承勅召諸卿、（〇中略）次主上入御、上下分散、予參宮御方、頭之退出了、今日儀珍重之由、以女房奏了、　四月二日辛酉、入夜春宮權大夫實氏、爲院御使來云、去月十三日、於內裏有賭弓習禮云々、汝參入見物之由聞食之、而重長朝臣被用天皇代云々、尤禁忌驚思食無極、縱雖無御承引、何不申止乎、堀川院御時、被召寵之殿上人等、夜中不著衣裳、行節會習禮、其中以一人爲主上、令鳴御箸云々、縡達天聽、以外有御逆鱗、又近衞院御時、有行幸遊、以或女房爲主上、法性寺入道（〇藤原忠通）聞之申止云々、又高倉院御時有事、菩提院入道（〇藤原基房）爲關白之時申止、以母后同輿之儀乘御輿候云々、古今之例如此、若乍存心中不申止歟、尤不忠也、（已上仰詞也）密々語云、此事定傾存歟、然而

近代諸人成恐納諫、依之不申出歟、不可准他人、縱雖蒙御勸發於左大臣者、可申歟之由有御氣色云云、又云、關白〈○藤原家實〉同蒙此仰被馳參云々、余申云、仰旨畏承畢、兼日不知子細、參入之後雖見事、關白以下人々多參上、忽難申出之間、自然默止、不覺之至、不知所謝、自今以後、可存此由、此事本自傾思事也、然而末代之法、被仰出之事無是非、天氣不快、向後可猶豫事也、何存之、

〔河海抄〈十六匂宮〉〕還饗　人をもてなすをいふ也

賭弓は、天子弓場殿に幸して弓を御覽ずる也、仲春の月弓を見ること禮記より出たり、四府〈左右〉近衞、〈左右〉兵衞、舍人射之、左右大將、射手の奏をとる、事はてゝ後、大將射手に饗を給也、近衞の官領なるが故也、後撰、相撲のかへりあるじに、女郎花を折て、あるじのみこのかざしにさすとて、三條左大臣、女郎花花の名ならぬものならば何かは君がかざしにもせん、

私云、かへりあるじの事、のり弓の後、大將、方のすけをひきて、我亭にて種々の饗應儀式あり、あるじとは饗といふ字をよめり、又亭といふ字を、遊仙窟にあばらやといふよみあり、仍吉事には此亭の字を避べし、方のすけとは、左大將ならば左中將左少將、右大將ならば右中少將是也、

〔九暦〕天暦二年正月十八日、賭弓儀、〈有儀〉勝饗儲西宮家事、〈有儀〉

〔源氏物語〈四十三匂宮〉〕のりゆみのかへりあるじのまうけ、六條院にていと心ことに丟給て、みこをもおはしまさせんのこゝろづかひし給へり、その日、みこたちおとなにおはするは、みなさぶらひ給きさいばらのは、いづれともなく、けだかくきよげにおはします、中にもこの兵部卿の宮は、げにいとすぐれてこよなうみえ給ふ、四のみこひたちの宮と聞ゆる更衣ばらのは、思なしにや、けはひこよなうおとり給へり、例の左あながちにかちぬ、例よりはとくことはてゝ、大將まかで給、兵部卿宮、ひたちの宮、后ばらの五のみやと、ひとつくるまにまねきのせ奉りてまかで給、宰相中將は、まけ方にて、おとなくまかで給にけるを、みこたちおはします御おくりに參り給まじやさ

おしとゞめさせて、御子の衛門督、權中納言、右大辨など、さらぬ上達部、あまた是彼にのりまじりいざなひたて、六條院へおはす、道のやゝ程ふるに、雪いさゝかちりて、えんなるたそがれ時なり、ものゝ音をかしき程にふきたてあそびていり給を、げにこゝを置て、いかならん佛の御國にかは、かやうのをりふしの心やり所をもとめんと見えたり、しん殿の南のひさしに、つねのごと南むきに中少將つきわたり、北むきにむかへて、しがのみこたち、上達部の御座あり、御かはらけなどはじまりて、もの面白くなり行に、もとめご舞てかよれる袖共のうちかへすは風に、御前ちかき梅の、いといたくほころびこぼれたる匂の、さと打ちりわたれるに、例の中將の御かをりのいとゞしくもてはやされて、いひしらずなまめかし、はつかにのぞく女房なども、やみはあやなく心もとなき程なれど、かにこそげににたるものなかりけれとめであへり、おとゞも、めでたしとみ給、かたちよういも、つねよりまさりて、みだれぬさまにをさめたるをみて、右のすけも、聲くはへ給へや、いたうまらうどだゝしやとの給へば、にくからぬほどに、神のますなど、〇下略

〔後撰和歌集雜十五〕兼輔朝臣、宰相中將より中納言になりて、又の年、賭弓のかへりだちのあるじにまかりて、これかれ思ひをのぶるついでに、　兼輔朝臣

ふるさとのみかさの山は遠けれど聲は昔のうとからぬかな

〔北山抄八〕賭射

大將家還饗、近代無之、

〔江家次第正月三〕賭射

左右大將中障(以隨身執藏人所令申障、依不設饗也、)

當日有喚、(內豎、)仍參入、(若大臣大將者、可遣出納、)

〇按ズルニ、北山抄、江家次第ヲ參考スルニ、賭弓還饗ハ、幾多ノ費用ヲ要スルニ因リ、此式北山

抄ノ時代ヨリ廢絶シ、大江匡房ノ江家次第ヲ撰述セシ頃ハ、大將タル人、必ズ事故ヲ以テ之ヲ辭スルコト、一ノ儀式トナレルガ如シ、

〔公事根源 正月〕賭弓　　十八日

殿上の賭弓とて、臨時に弓を御覽ずる事有、それは殿上の侍臣どもの射侍るなり、

〔新儀式 四臨時〕殿上侍臣賭弓事

若有賭弓、相分侍臣以爲前後、帶衛府者、各依左右、(或進取之、不必一定、)又先候氣色、豫定其日、又各點便所、遞以練習、前一兩日奏聞、可令穀倉院儲王卿及前後之饗、幷仰所司、可令裝束射場殿之由、奉仰召仰之、當日早旦、所司供奉裝束、大略同正月十八日之儀、(但南庭立平張二字、爲前後射手幕座、前方北幄、後方南幄、是爲遞暖日臨時奏聞、以左右近衛府平張立之、而近代必立件幄、漸爲流例也、)吉時前後、射手各十人念人等、皆取弓矢、出自休息幕、入自日華門、(或遶吉方入敷政門、)著南庭座、(射手念人、皆著鋪座、缺腋袍下襲等、前後各定其色、不敢混雜、或前後共著位袍、品別下襲、又中少將著鯛也、)時刻出御、先是出居候座、稱警蹕、次出居次將蒙仰、召殿上王卿、王卿取弓矢著座、(此間或有仰、前後相分王卿、又或前方射手不足、以參議已上能射者分給之、)次出居次將喚右近衛將監令懸的、次的申矢取內豎十二人、(或十五人)入自日華門、趁度塀前、列立塀西邊、(一人執桙、一人執簡、取桙者立其桙塀西邊、執簡者趁庭幔西邊、北上、以簡立橘樹下還立、)次前後念人、各捧射手奏、(插書杖、)共跪候橘樹下、大臣起座取之奏之、(或前後念人上首各奏之、)奏覽之後返給大臣、大臣復座、喚前後念人各一人、名稱唯起本座、跪候大臣之前、即授其奏、各受取還、(以後方奏給前方、以前方奏給後方、)方人即取硯著座、(爲付的也、)次前後刺籌取矢著座、(以念人內六位充之、不執弓腰插矢、其座在射場南頭、前在西、後在東、或用殿上小舍人、)爰隨次射之、五度爲限、(或座數、隨仰之、)有賭物、(或無賭物、)初射之後、賜酒饌王卿、(藏人所雜色以下益送之、)御厨子所供菓子干物御酒、射畢勝方奏舞、若無勝負各共奏之、(各方中少將、傳仰本府令設件樂、或以口、)舞畢勝方王卿已下再拜、其後更擇王卿及侍臣能射之者、令射之、即賜懸物射分錢、(懸物仰內藏寮、射分仰穀倉院令進之、或後院進之、又或有仰中宮、加獻懸物也、)若有中科者、依仰賜件懸物、事畢還御、○(又見侍中群要、)

〔西宮記 正月〕殿上賭弓

前後頭、於殿上分取方人、取文不依次、仍改書押小壁、四府中點便所各爲出居所、出居設饗、有穩座饗、懸物等遞充、以金銀造物形爲懸物、任人意、有制之時、冠絹二具、襪廿匹、綾穀一匹、縑二匹、定陰陽師、(又定祈禱神、)出居畢參內、(發笛聲歌之、)解除事、召矢作事、(前後裝束無定、青色櫻躑躅、馬瑙巡方、指懸瓜鼻、螺鈿蒔繪劔等也、依前定後方定裝束、無內宴時者、著位袍云々、)主上御射場、(延長四年正月、皇后御同殿、應和三年三月廿八日、中宮同殿、女御南殿西面、)射手著座、(早晚依吉時、或雖不雨下立平張、用左右近府、入自敷政日華等門、)王卿依召(延喜二年、非殿上王卿預召、)定方人、(依臘次定、承平四年三月廿八日、不被定方人、)奏前後奏、(方々頭若四位、以杖授奏者、延喜廿二年、方親王二人起座、自御後奏方奏、召右大將下給、延喜四年、大納言藤原朝臣奏、天慶七年、上卿奏前後奏、天曆二年九月六日、左右大臣共奏前後奏、應和二三廿八、民部卿右大將奏之、卿覽返給、)出居令懸的、(召右將監二音、仰召王卿之後令懸的、)矢取渡、(渡堋後、一人執戈、一人執簡也、)的付著座、(日記召程不見、上卿准賭弓例可召給歟、延長四年、前藤原中正、後著世、爲的付、天曆元年、前右少辨光忠、後右中辨國光、爲的付、同三年左大辨朝綱爲的付、)籌刺著座、(多用童、持矢不取弓、承平七年三月廿八日、以藏人後爲員刺、天慶七年三月十一日、大藏丞源國光前、藏人藤原仲檢後、天曆元年、前少將爲善、後重爲員刺、)召方方頭被仰度數念人賭物、(懸物用累貫、天曆元年、天慶七三廿日無懸物、)筭、立繼射、(依小員定勝負、有不足分、給王卿爲射手、延喜五年三廿七、以親王左大臣右大將爲前射手、又有後射手、王卿左大臣、及友于朝臣不射、近衞將帶劔奉仕射手、將監不著劔、居王卿饌二三度、供御膳、供膳程不注日記、)勝方奏舞、(童代々前後共奏之、)勝方拜、(延喜廿二、童以上拜、應和二三、於東庭拜、前例南庭、北面西上拜、)王卿以下立繼射、進錢、(自穀倉院進之、)出懸物、(藏人持出結付、延喜廿二年、御息所被出女裝、延長四年、中宮被出女裝、)上卿召所掌令書分前後、(所掌應召取硯册等、添弓來跪上卿前、上卿仰令書分王卿以下、書畢所掌奏簡如射庭始時、)所掌著的付座、召、(被召者一一唯畢云裝、射庭始時、召後著之、)的付替侍座、(六位、)次次射畢、(賭方尻塞、取射分錢置机下、或只曳錢端、)射畢有中科人者、的付召給懸物、一拜、

〔西宮記臨時四〕殿上賭弓

王卿如例、前後射手、著麴塵闕腋、(內宴後、多著青色、)前後又著位袍下襲、前後相分、(隨時不定)近衞將帶劔、(將監者不帶)

〔西宮記臨時八〕殿上賭射

件事雖非每度事、載年中行事先了、而其記紛失、前後射手十人、左右著麴塵、或前後著位袍、別下襲色、其下襲隨時前後各定其色、但中少將將監、在此中者著劔、(卷弓、但前後可有色歟、)自餘見日記幷年中行事也、仍不具記、

〔西宮記臨時十〕臨時射日懸物事

臨時射之日、有懸物之時、的付將若藏人、取懸物喚中科之人名、稱唯進跪、將若藏人、即授懸物退去、中科人、乍居一拜退出、

〔江家次第十九〕殿上賭弓事

前一日夜、忌籠可然所云云、

或於此所習射、或又參於弓場殿射之、

當日令申事等

爲避暖日可立幄事

依不得無文袍、可給有文青色事、

前後裝束隨時定、但無內宴年、不著青色、近代猶著之、后宮於南殿西廂見物、曉間關白直衣、於南簀子敷見物云云、是長元例也、

殿上賭射　永保二年前方抄

當日早旦、前後射手等、自忌籠所移於幕所、

前方人、先於桂芳坊羞饗饌、次陰陽師大反閉（引遣幔爲其所）給祿、（出納取之）射手念人等列行、（宿衣射手者具弓矢、仍著牛靴、念人等弓矢、令持於小童若隨身、）

其次第（射手念人、雜色所來、弓師所小舍人以下、）

其路

其間著饗

時刻（依吉時）

小反閉

以上陰陽師、豫候於議所邊申行、

引射手

其次第射手七人、念人十五人、念人敗上食在已上具弓矢、發時雜色一人、雜色已下弓師、東帶隨身、近衛舍人等、取射手以下張替袋弓立、

經日華門並版位北、著南庭幄、

西第一間公卿座兩面東面北上

次三間射手念人座射手北、西上南面、念人南、西上北面、

東一間雜色以下座北上西面

次右方引畢

次寢儀渡御於弓場殿御裝束、縫腋袍、櫻下重、

內侍持璽劒候前後、如恒、經小板敷、幷簾道下侍戶等、

長元間、經頼卿問實資公、答曰、如弓場始、次將取之有何事乎、又內侍先候弓場殿、次將於戶下可傳取歟云云、然而不被用、

女房四人扈從、命婦二人、藏人二人、直衣、出居將著座、前後方人中、次將各一人著、次出御、御插鞋、置御劒於南置物机、南刃西柄、出居稱警、出居次將、依御氣色向陣召公卿、經階下幷軒廊東第二間、渡小庭著膝突、還留南階西腋、公卿參上、皆具弓矢、還參人自殿上口可參、關白著座、赤色袍、出自無名門、具弓矢、仰出居次將令召兩方頭、即參入、候上卿前、被仰方方射手公卿幷念人等、公卿以五位藏人可申請、次又被仰度數募物等、或給奏以被仰之、長元七年、依應和二年例、不被仰件事云云、募物假雖不被仰、度數可被仰下歟、頭等復座、射手公卿、念人公卿、兩三起座著幄座、北上東面穀倉院賜衝重於前後方、所衆役之、其公卿料、方五位等可役歟、勸盃、方四位取之、雜色瓶子、次上卿二人起座、立橘樹艮角、取奏、上、臈立西、下臈立東、未被分仰前後人、前者一人、取前後奏、云云、卷重歟、念方四位各一人、令持奏於雜色進橘樹下、侍上卿目跪、置弓起取奏文、奉之、上卿給弓於官人、插矢於腰、取奏披見之、此間方人插於書杖、執杖目執奏之人某、某跪取弓退歸、此次問的付人名、上卿入自幔門、經射場北、進不及御座欄下五尺膝行奉之、若御簾中者、經射場南砌、就南簾下奉之、內侍傳奏、杖留御所也、主上置文於南机上、上卿小退、起左廻退出、出自幔門間後方、上卿代參入、如前儀、上卿返杖於方人、取弓拔腰矢復座、各同主上一々覽文目、上卿、二方奏卷二一紙、置北置物机上、給上卿

取弓矢（留座前、不著沓、經射場進膝行、及給机上文復座、若御簾中之時、內侍搔南間簾南妻、上﨟乍著沓經含中、就簾下、乍立給之、）復座、（杖留御所）召前後的付人名、（依方次第、不依四位五位、不待稱唯、乍跪召次人、）兩人參入候上卿前、（依方次第、）上卿給文、（後奏給前、前奏給後、王卿入射手者、此次可加載之由可仰之、）的付取文（置弓於右、賜奏文、左廻退去、出幔外取副硯於弓、在柳筥、奏加入件筥、）著座、（經射場北南砌左北南、乍著沓、著圓座、）出居次將依上卿氣色召右將監名、（二音、）將監稱唯、（若一聲稱唯、可召二音、）次將仰曰、懸的（介、）將監出懸之、（出自本陣、）次籌刺著座、（前西後東、手取平胡籙、矢不取弓、取矢、）次矢取內豎十二人、度垺前著座、（或十五人、執簡、一人持鉾、入自日華門、渡馳道、渡垺前、著安福殿東廂座、其執簡者、獨留埒良北面立、即北趁上、自幔西北行、更出自幔門、寄懸簡於橋樹、經本道著座、寬和二年、倚立南殿西砌屛下云云、其鉾者立埒西、其簡注矢取名、寬有年月日、）次射手等、次第參入射之、（四人立、籠射之、）一度、（自前方始、）給公卿饌、（穀倉院進之、所雜色等役送之、御自候座者、殿上五位役件料、）出居的付料、同可給之、

藏人頭勸盃、（五位藏人執瓶子、此事不見舊記、）勝方行罰酒、（每度如此、長元七年、第三四行之云云、）其儀方上卿出於幔門取坏、（置弓可插矢歟、）念人五位一人、取杓相從、先勸公卿負方人、畢唱平、次行出居座、（不敢背御所、）次行的付座、次更還跪出居座末、（西面、）召在幔外負方兩三名、若不出來者、退出於幔外取弓復座、

二度射、（自後方始、以後准可知之、）供御膳、（關警蹕、公卿執弓、射手飲漿跪地、供畢又立射之、陪膳於無名門外警、五位藏人取次御膳、自北屛風東妻、居於北置物机、御臺盤二本、御菓子一盤、四御干物一盤、陪膳以下著履、）

三度射畢、（依少負定勝負、前方無科時、或被延度、）的付進奏於上卿、（取副弓歸、取硯退出、）上卿令藏人奏之、勝方亂聲舞陵王、（方尻塞之矢射放之間發聲、敵方乙矢射發之間舞出、敵童舞舞裝束無面天冠、）勝方拜、（公卿以下出幔門相引參入、射場東列立、插矢於腰、射手張弓、公卿一列、四五位一列、六位一列、童不立列、第一人當東面間、再拜退入、）拜畢復座、負方舞納蘇利、事畢前方共奏退出音聲而退出、此度自殿上方射手幷人人出入如恒、次更召能射令射如例、弓場始所掌著北的付座、於此所召射手等稱警、

但依前給衛重、畢更不給之、若無中科之人者、更射一度、給其中人、其人給懸物再拜退出、

殿上賭弓賽（賀茂競馬）

參東三條、（乘尻等、於東中門外乘馬、）

次渡南庭
其行列次第
先前掃二人(相並)
次御琴持一人(南)
次小舍人二人(相並)
次左騎尻五人(上臈爲先)
次右騎尻五人
次捧幣二人(相並)
次持外居一人
件乘尻等、出門外左右相並、下臈爲先可行列、
次殿上人以下於西門外乘車
先射手七人
次念人十五人
次雜色所乘
次弓師　舞師相並
次瀧口等乘馬相從
次出納
經西洞院北行、到一條東行、
次到河原(社鳥居下、下車、)
次置祓物(所衆役之)
次所衆二人捧幣立
次申禊、畢陰陽師退、(松尾幣自此所分奉)
次起幄參社頭
付幣於社司
次再拜
先著祓殿幄
陰陽師著座
次引立御馬
次著舞殿(秋合例、西庇設座、北面東上、射手著上、)
引立御馬返申
次廻御馬(三度)

次給祿於社司、

次歸著幄座、(此間騎尻等乘馬相迎)

次立標杵、

次分遣大鼓鉦鼓等使、(助文忠國)

次勝方舞(光季)

次射手東遊(若可進奏者、此間左右府官人一人各可進、)

次給大鼓鉦鼓、

次上御馬、

次三五番競馬馳

次事畢向上社、作法同下、

〔類聚國史三十二帝王〕延暦十一年正月甲子(○九日)車駕巡覽諸院、於猪隈院、令五位已上射、賜中者錢、射罷賜五位已上及內命婦帛有差、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年正月己巳(○二十三日)天皇御射場、常陸大守葛井親王、右大臣淸原眞人夏野等侍焉、至中鵠之人、及取御箭內豎大舍人、賜布有差、

〔續日本後紀六仁明〕承和四年三月戊辰(○五日)天皇御內裏射場、有右大臣從二位兼行左近衞大將淸原眞人夏野奉獻之設、因賜侍臣酒、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年二月癸巳、天皇御內裏射場、命侍臣射之、是日右大臣從二位藤原朝臣三守奉獻盡美、亦積置錢布、備于賭物、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年十月丙申、上御內裏射場、賜錢有差、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年十一月六日丙戌、天皇御射殿、太政大臣獻物、親王公卿並侍、及于日暮、結翊賭射、太政大臣(○藤原基經)獻新錢四十貫爲賭物、酒酣皇帝御衣一襲、賜太政大臣、拜舞起座、脫却常服、著御衣入就座、讌樂畢景、夜分方罷、

〔西宮記正月〕殿上賭弓

延喜二年二月廿日、召瀧口於射場、給懸物、(左土布的五段、)一、九年正月廿九日、有此例、次侍臣射、祿布、同廿九日、於射場藏人所朝望及瀧口射、次侍臣射、六年二月廿一日射、中務卿親王射之、

〔日本紀略 醍醐〕延喜十三年二月廿九日、令近臣有賭射事、左右各十人、

〔日本紀略 朱雀〕天慶四年三月廿三日癸未、先帝第十四親王、成明〇村上 奉仕賭射於温明殿、

〔日本紀略 朱雀〕天慶七年三月廿七日己亥、殿上賭弓、天皇御射場、

〔日本紀略 朱雀〕天慶九年正月廿四日丙辰、内裏召諸衛歩射已上、東宮帯刀等、有賭射事、

〔西宮記 臨時八〕天慶九正廿四、召帯刀六人、左右近衛射手六人御射、御射庭公卿著、射手出自階下、以女装、爲帯刀懸物、以内藏絹四疋、爲近衛懸物、穀倉院給酒肴、御厨子所供御菓子、秀蔭長能正、〇正前後恐有脫字 給懸物、出居候座、

〔日本紀略 村上〕天暦元年三月廿九日甲寅、此日有殿上賭弓、天皇御弓場殿、

〔九暦〕天暦二年三月十二日、午刻參院、於對東庭有賭弓事、前方念人中務卿親王、後方念人下官、〇藤原師輔 奏射手奏後、勝奏納蘇利、方人奉拜、

〔九暦〕天暦三年三月廿二日、殿上賭弓、未時參入、今日不著位服、著赤色服、在昔上達部、如此之間必不著位服云々、仍所庶幾也、

〔日本紀略 村上〕天暦三年三月廿二日乙丑、天皇御弓場殿、御覧侍臣賭弓、藤壺女御〇村上后藤原安子 曹司懸物、女装束一襲也、　廿五日戊辰、於院有御射事、　廿九日壬申、今日院射場、聊奉獻負物也、

〔侍中群要 九〕定殿上賭弓事

天暦五年三月十六日丁丑、有殿上賭弓、東宮息所、被獻女装束一襲、侍從兼家、承仰向藤壺、取件懸物、而參入、同九年三月廿六日、有殿上賭弓事、東宮息所、被奉懸物、

〔西宮記 正月〕殿上賭弓

首書 天德三年二月廿四日、殿上侍臣奉仕賭弓云々、了中間仰云、可有褰物者、公卿以聚實定奏云々、又更覽三度、此度不分念人、麗景殿女御御懸物、

〔西宮記正月〕殿上賭弓

應和二年七月九日、致平親王、供小弓負態、天皇御出殿上、公卿候、獻物立小庭、稱名付、御厨子所給饌、納言白褂袴、伊尹褂、依仰唱、

〔日本紀略六圓融〕天祿元年三月十五日丙辰、今日殿上賭弓、天皇出御、親王以下參入奏樂、兼家卿息童、舞態已得骨法、仍主上給紅染單衣、

〔蜻蛉日記中之上〕三月○天祿元年十日の程に、内の賭弓の事有て、いみじくいとなむなり、をさなき人、○藤原道綱しりへの方にとられて出にたり、かたかつものならば、其方の舞もすべしとあれば、此ころは萬わすれて此事をいそぐ、舞ならすとて、日々にがくをしのゝしる、出居につきてかけ物とりてまかでたり、いとゆゝしとぞうちみる、十日のひになりぬ、今日ぞこゝにて試樂のやうなることする舞の師おほえのよしもち、女房よりあまたの物かづく、男方も有とある限りぬぐ、殿○藤原兼家は御物忌なりとて、をのこどもはさながらきたり、事はて方になる夕暮に、よしもちこてふ樂舞て出きたるに、黄なるひとへぬぎてかづけたる人あり、をりにあひたる心ちす、又十二日、しりへの方人さながら集りてまはすべし、爰にはゆみばなくてあしかりぬべしとてかしこにののしる殿上人、かずを多く盡してあつまりて、よしもちうづもれてなんときく、吾はいかにいかにとうしろめたく思ふに、夜更て送りし人あまたなどして物したり、さてとばかりありて、人々あやしとおもふに、はひ入て是がいとらうたく舞つることゝ語りになん物しつる、みな人のなき哀がりつることゝ、あすあさて物いみ、いかに覺束なからん、十五日の日まだしきにわたりて、事共はすべしなど言てかへられぬれば、常はゆかぬ心ちも哀にうれしう覺ゆること限りなし、其日になりて、まだしきに物して、舞の裝束のことなど、人いとおほく集りて、しさわぎ出したてゝ、又弓の事をねんずるに、兼てよりいふやう、しりへはさしてのかけものぞ、射ていとあやしうとり

たりなど云に、舞をかひなくやなしてん、いかならんいかならんと思ふに夜に入ぬ、月いとあかければ、格子などもおろさでねんじ思ふ程に、是かれはしり來つゝ、先此物語をす、いくつなん射つる、敵には右近衞中將なむある、おふなおふないふせられぬとて、まことの心にうれしうかなしきこと物に似ず、かけものと定めし方の二の矢ともにかゝりてなん、ぢになりぬると又告おこする人もあり、持になりにければ、まづ陵王まひけり、それも同じ程の童にて、わかをるなり、ならしつる程、こゝにて見、かしこにて見など、かたみにしつ、さればつぎに舞て、おぼえによりてにや御ぞたまはりたり、內よりはやがて車のしりに、れうわうも乘せてまかでられたり、有つるやう語り、吾おもてをおこしつること、上達部どもの、みななきらうたがりつることなど、かへすがへすもなくなくかたらる、弓の師よびにやり、來て又こゝにもなにくれとて、やゝかづくれば、うき身かとも覺えず、嬉しきことぞものににず、其ことの後の二三日まで、しりと知たる人、法師に至るまで、若君〇道綱の御悦聞えに聞えにとおこせいふを聞にも、あやしきまでうれし、

〔榮花物語三十二歌合〕三月〇長元七年には、又賭弓あれば、まへかたうしろかたと、ことゞもわきて、まへかたは賀茂にまゐり、いまひとかたは北野にまうづ、そのころの頭は、故民部卿〇俊賢の御子、隆國の頭中將、いまひとりは、小野宮の御むまご、經任辨、齊信の民部卿の御子にし給、ざえなどありてうるはしくぞものし給ける、ふみつくり歌よみなど、いにしへの人にぞものし給ひける、のりゆみにも宮〇後一條后威子のほどせさせ給、權大納言〇長家さゑもんのかう〇師房などのい給ふほどは、かたがたにこゝろよせの人ねむじけり、かけものは中宮せさせ給、權大なごん、あきもとの宰相中將は、一品のみや〇三條皇女禎子の別當、さゑもんのかうきんなりの宰相は、齋院〇後一條皇女馨子の別當にものし給けり、されば一ほんのみやの女房も、齋院のもねんじきこゆるに、まへかた勝たれば、人々賀茂にまうでゝ、かへさに齋院にまゐりて、あそびなどして出るほどに、おひて車にうた、

ひきつれてかへるをみれば、梓弓もろやはいとゞうれしかりけり

隆國の頭中將

うれしきはもろやのみかはあづさゆみきみもかたひくこゝろありけり、かへりまゐり、內にて鬼の間の方にさふらへば、御まへにめして、ありさまなどとはせ給に、かへさに院〔○章子〕にまゐりてさふらひつれば、めでたき手して、かくかきてなんさふらひつると奏す、かへりごとなどとはせ給て、をかしとおぼしめしたりけり、

〔源氏物語三十五若菜〕殿上ののりゆみ、二月とありしをすぎて、三月はた御き月なれば、口をしと人々思ふに、この院に、かゝるまとゐあるべしときゝつたへて、例のつどひ給ふ、左右大將、さる御なからひにて參り給へば、すけたちなどいどみかはして、こゆみとの給しかど、かちゆみのすぐれたる上ずどもありければ、召いでゝいさせ給、殿上人共もつきぐ\しきかぎりは、みなまへしりへの心こまどりにかたわきて、くれゆくまゝに、けふにとぢむるかすみのけしきもあわたゞしく、みだるゝ夕かせに、花の蔭いとゞたつことやすからで、人々いたくゑひすぎ給て、えんなるかけものども、こなたかなた、人々の御こゝろみえぬべきを、やなぎのはをもゝたびあてつべきとねりどもの、うけばりていとる、むしんなりや、すこしこゝしきてつぎどもをこそいどませめとて、大將たちよりはじめており給に、衞門督、ひとよりけにながめをしつゝものし給へば、かのかたはしこゝろしれる御めには、みつけつゝなほいとけしきことなり、わづらはしきことゞいでくべきよにやあらんとわれさへおもひつきぬるこゝちす、

〔春記〕長久二年三月廿四日癸酉、今日源大納言中納言已下、殿上人數多有弓興事、相分射之、公成卿書之付的、太以無由、亥時事了、又於若宮御方有盃酒事、子夜事了、各々退出、廿六日乙亥、人々云、今日依一日弓事可有負態云々、申時參關白殿〔○藤原賴通〕人々多參會、主人出會給、賴宗卿參入、於若宮御

方可有此事也、構立張皮、關白已下、相引坐西對也、即書定前後結番、(五度爲限、有五番、)侍從宰相書之、以公卿被付的、太不當事也、於西屏中門下射之、爲弓場也、中納言以下、皆居地上、(數疊太見苦也)大納言師房、右大辨資通、(一番)中納言通房、參議俊家、(二番)左宰相中將良頼、備中前司兼房、(地下者也、如何、)一番左中辨經長、侍從能長、右少辨資仲、左少將基家、右中將行經、左少將定房等也、五度射了、(科四也、而科中的、何況於科員哉、)有懸物、以銀作櫻枝、付村濃薄物袋、入襪卅足、付件枝云々、資通所獻也、(勝方也)事了著饗饌、兼房所儲也、負方人也、食了各各分散、予即退私、

〔古今著聞集 九弓箭〕寛治八年八月三日、瀧口大極殿にて賭弓の事ありけり、前の方は退紅の狩衣をぞきたりける、うしろは心にまかせたりけり、故人等も催しありければ、公清卿等、衣冠にて參りたりけり、七雙はて丶、虎皮をかけ物にて、一度射させられたりけるにあたらざりけり、本意なかりける事なり、

〔中右記〕嘉保三年(○永長元年)三月廿四日、今日御覽臨時殿上賭弓、但從兼日不被分前後、只隨當日人參否也、(昨日雖可有此儀、依甚雨延引也、)早旦藏人源盛家爲行事、御裝束射庭、其儀敷二色綾毯代、其上立殿上御椅子、其後立大宋御屏風一帖、下晝御座庇御簾、從西三間爲中宮御所、西一間女房打出、第二間是宮御所也、南簀子敷、去御椅子西邊一許丈、敷菅圓座二枚、爲兩殿下(○藤原師實、同師通、)御座、南廊西壁下折敷筵、其上鋪緣端疊爲公卿座、堋裝束如常、但兼懸的、堋後西廊砌前引大藏省幔、又無名門代中、敷筵幷長疊爲侍臣座、此外無他裝束、未四刻出御、(御直衣、草鞋、不供鏁道、無御劔、)兩殿下令候給、(直衣)公卿得御出告、出從無名門代候座、中宮大夫源朝臣、(師忠)右大將源朝臣、(雅實)權大納言藤原朝臣、(家忠)左大將藤原朝臣、(忠實、已上皆直衣、此外束帶、)權中納言藤原朝臣、(經實)中宮權大夫藤原朝臣、(能實)參議右近中將藤原朝臣、(宗通、不持弓箭、先候座、不及座也、)爰召能射者、左大將起座、出從無名門、取弓箭進出射庭、(直衣紅打衣、紫堅文指貫、鼻切沓、弓懸、緋組、解紐肩脫、令射給、是直衣時例也、)一度射之、但夕陽甚明、的方照耀、矢之不中的、頗其理歟、射了歸出、置弓箭復本座、藏人右少辨時範、取紙筆出從無名門、進中

踏歌後宴賭射

宮大夫前、(筆硯等、紙屋紙入柳筥也、)欲書射手結番、中宮大夫被申上云、射手可依位階次第歟、將又可立後塞者歟、大殿仰云、是密儀也、只可依位階者、藏人辨折紙書分射手、入射手、公卿起座、出從無名門、取弓箭進出、

〔中右記〕長治二年三月四日、參內、未刻許、有賭弓遊興、(近習人々、一昨日被相分、事出卒爾、不能常儀、)下官(○藤原宗忠)前方念人也、方人會合中宮(○堀河后篤子)御方、(後方在藏人町、頭辨直廬云々、)申時許、依召前方人々、參入庭中座、(於東中門外反閇、家衆候之、)中殿南庭假敷座、(前方北、後方南、)次後方又參入、(頭辨前後引射手歟、弓張代令持瀧口、)但經南東山邊參著座、主上出御中殿南廂、前方藏人左衛門尉平知信爲員指、(以平胡簶矢爲員、)後方無員指、又的付參入、前方刑部少輔懷季、取具射手夾名硯筆等、(射手夾名書紙屋紙、加入硯等於柳筥、)後方藏人木工頭爲隆、(同前、但遲出、大略不儲歟、)依仰右宰相中將二人、顯通、顯雅、右中將宗輔朝臣、四位侍從師親朝臣、四位新少將顯國朝臣、藏人兵衛佐宗能、備前守國敎、(已上位階次第)民部權大輔忠長、(依爲能射、已上直衣、若君達出衣立後塞、)念人(多束帶)右大辨(直衣)頭中將顯實(束帶)左中將俊忠(直衣)備後介有賢(束帶)刑部少輔懷季(直衣)藏人左衛門尉知信(束帶)藏人大舍人助泰隆(束帶)

射手張弓腰矢　念人執具弓箭(不張)

後方射手

源中納言(國信)左宰相中將忠敎、左馬頭師隆朝臣、丹波守季房朝臣、四位後少將師時朝臣、加賀介家定朝臣、左兵衛佐能明、四位源少將師重朝臣、(已上直衣、不著出衣、)

念人

頭辨重資、播磨守基隆朝臣、左京權大夫俊頼朝臣、(直衣、此外束帶、)散位家俊、侍從能賢、藏人木工頭爲隆、藏人式部丞宗光、(多束帶、念人不具弓箭、)

五度之中(前方宰相中將顯雅一、後方源中納言一、左宰相中將一、)

入夜事了

〔西宮記 正月〕踏歌事　後宴(二三日間)

御出、（出居侍臣）出居依仰召王卿、（或召非殿上）王卿取弓矢著座、王卿皆起、（可献一人不立）出神仙門、侍臣共取献物、入自月華門、列射庭南、（西上北面、雨無献物、）上卿問云、何物、一人唯云、踏歌所進御贄、（各称折櫃名）称名畢、上卿云、給膳部、貫首唯、退召膳部、內膳正唯、率膳部受、一人相逓数歩授、（当左仗座参議以上授、以下進膳所、）所掌取簡召計、王卿以下、取弓矢集月花門列入、執戈叩鉦者前行、当橋樹下屏幔西辺留立、（右近六位官人奉仕、雨日不引射手、）射手等著座、（経御前戈）鉦者退、（一人召射手者、一人執盃給酒者、）雑色二人、一出納一人、令持中取二脚、（一脚置裹銭花樹蘘等、一脚置酒樽等、並以柳飾、小舎人舁立、雨立校書殿東廂北四五間、其後数畳為王卿以下座、其前数囲座為射手来著座、）入候橋樹下幔西辺、（曳幔相従形）内蔵寮給王卿侍臣酒饌、出居召右将監唯、仰云、懸的、唯、懸御的、申的矢、内竪著、（自堋前去度、著安福殿東廂、一人取鉾、一人取簡、取鉾者立堋西辺、執簡者自斑幔西辺北上、立橋樹下、還立之、）天皇御射、（三度間、以中的為限、殿上小舎人取御矢、此間暫令却曳幔形等、中的鵠時、王卿同起、進就机下、取花蘰献之、踏歌所豫立御花蘰机御賭物臺等於御座南御溝橋上、若无御射不献、或献之、）次将依仰懸替親王的、所掌取簡著的付座、一々召親王射畢、（雨日所掌在射殿北辺、射畢度御前、経射庭南就禄所、）替的公卿以下射、随中否、頒行插頭花裹銭、（有差）御厨子所供菓子干物等御酒、射畢雑色出納、令舁中取、曳幔形退出如来時、依仰分前後、令射、先所掌持簡硯、於上卿前書分、（度数募物随仰定）御覧了一々召之、各唯、（念人不唯）踏歌所献懸物纏射分、（御衣一襲、后宮女御御匣殿別当間一所、依召献懸物、）的付著、（侍臣）次々射畢、勝方再拝、（列立庭中、西上北面重行、但勝負依員、）若中科者依仰給懸物、無中科者、令射一度、（有中者可賜之）

延喜九（○九或作五）年三月廿九日、踏歌後宴、女御女房代、王卿五位以上射手給褒禄、本召女房給女装束、

〔小野宮年中行事　三月〕十二日賭射（長和二年定、正月御賭是、仍被改行、）

（裏書）寛平元年三月乙卯（○二十四日）御記云、依有踏歌後宴之事、出御射場、献菓子魚鳥類、召式部卿親王、（○是忠）太政大臣、（○藤原基経）左大臣、（○源融）右大将源朝臣、（○能有）按察源朝臣、左兵衛督光朝臣、右衛門督諸葛朝臣、前美乃守貞恒朝臣、右兵衛督是貞朝臣、右近少将敏行等、陪斯宴遊、殿上侍臣等、皆次第更射、而後分配前後、令射孔方、募御衣一襲、絹二疋、而太政大臣室王孫、又以任韓書本口巻、女衣裳一襲

武家賭射

爲賭、只書本爲朕（○字多）書、朕卽中所期之的員得書本、朕所賭之物、光朝臣射得、太政大臣室之物、無致得者、于時彼室就事每在尙侍（○藤原長良女淑子、藤原氏宗妻、）曹司、同年四月庚辰（○十九日）後方募其所負賭實、前方念人式部卿親王、太政大臣、後方念人朕、左大臣、而始小童子等進舞十數、觴後與酣感深、公卿等更起呼舞、天下倚賴者太政大臣、仍喚饗之、朕者不然、是故同呼氣、昔深草聖帝（○仁明）、內宴之日、起舞又歌吹笛、今日朕起舞者、蓋其比也云々、小舍人源敏相、舞骨可稱、仍賜之祿、又太政大臣忠平、齡始十歲、爲納曾利舞、騰躍迅逸、節不錯違、又賜祿云々、

〔九曆〕天德四年三月八日、內裏有弓結、去年十二月十六日聊有踏歌興、其後宴云々、蒙召參入、申刻御出中、四親王等被候射殿、獻物九捧、余（○藤原師輔）間之貫首、右大將唯稱奏之、其後余行加射手列、余弟矢中的、在座公卿皆射、中宮被奉懸物、九日藏人所小舍人持來、射別一貫、

〔四季草（夏草追記）〕享保の比より、騎射（○註略）賭射（此名目、古代は朝廷に有て、武家には無かりしなり、）打毬鞠突などの事あり、これらは其頃將軍家の作らしめ給ひし御作物なり、昔類朝卿、いろ／＼の作り物つくられし例を慕はせ給ひての事なるにや、此等は古なかりし物なれども、弓馬の道に於て、尤便ありて其益多し、殊に武家の棟梁たる將軍家の作らしめ給ひし物にで、是おほやけ事なれば、誰かは仰ぎ貴まざるべき尤後代の規模なるべし、

圓的

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御政務のいとま、弓馬の道を調練し玉ふはつねの事なりしが、また折にふれて賭弓。賭馬など催し玉ひ、御みづから近習の人々の分隊の中に入らせ玉ひ、勝かたには布帛を賜はり、負かたよりは酒肴など出しめて、御輿にいらせ玉へり、常はおごそかにいつくしく渡らせ玉ひしかど、時にとりてはかゝる御遊戲もありければ、近臣等いやまひ奉る中にも、またえたしみまゐらす心もありけるとなん、

〔運步色葉集（久）〕圓的（クヂマト）

〔武用辨略 五射事〕闘的　是モ亦矢代ヲ振、賭物ヲシテ勝負ヲ爭事也、今云賭的。也、或記ニ天武帝ノ御時始タリ、即位五年正月ニ、西門ノ庭ニ的射アリ、中バ則祿ヲ下シ給、日本紀ニモ其義アレバ賭物ノ始事舊代ヨリ有ト云々、集覽ニ曰、其始末考ト云ヘ共、吉田流闘的ノ書ニ出タリ、人數定員ナシ、籤アリ、一方二方ノ刻形アリ、大前ト後ノ數塚ニ於テ勝負ヲ考フ、概楊弓ノ式ニ似テ小異アリト云々、或人ノ曰、賭弓トテ、天子ニモ正月十八日ニ弓場殿ニテ弓ヲ御覽ズルノ事アリ、左右ノ近衞、左右ノ兵衞、四府ノ舍人射也、負ニハ罰酒ヲ行ヒ、勝ニハ舞樂ヲ奏ス、大方近衞ノ管領ナレバ、事果テ後大將射手ニ饗ヲ賜、是ヲカヘリアルジト云ヨシ公事根元等ニ見ユ、總而賭物ヲ射ニモ中古迄興行セシハ、扇子、疊紙、或沈香、帛ヤウノ物ヲ以賭物トシタリ、今ハ勸進的ナンド呼デ、所々ノ社頭ニ設テ、混錢ヲ以テ爭フ心ニナリテ射藝ノ實信ハナクテ、博奕ノ類ト成リ、彼弓射時ニシテ、揖讓シテ上リ、降テ飮シム、其爭ヤ君子ナリト、仲尼ノ稱セル爭トハ、天地懸隔セリ、

〔四季草 夏草 步射〕闘的の事

闘とは矢代なり、矢代をふりて、上矢の射手、下矢の射手、相手となり、賭物を出して勝負をするゆゑ闘的といふなり、矢代のふりやう、かけ物の取りやう等法あり、

的は小的なり、壹尺二寸に限らず、壹尺にも八九寸にもするなり、

射場は小的に同じ、

射手の人數十人なり、十一人以上には、數塚をこぼつなり、人數多き時には、二弓立(フタユミダチ)にも三弓立にも射るなり、幾弓立といふは、人數を幾切にもわけて、矢代の順にまかせて、二度にも三度にも射るをいふなり、

さか羽をうつといふ事あり、あたる矢あれば、さか羽をうつなりさか羽うつとは、矢代の一手宛んざう、根の方を的にむけてふり置たるをとり直して、さかさまになして置なり、是あたりたる

ゑるしなり、さか羽のうちやう法あり、

射手の裝束小的に同じ、常にかはることなし、

圖的に笠を持といふ事あり、賭物を取集る事をいふなり、昔は笠を持てまわりて、賭物を笠にかけしとなり、後には笠もたねども、其詞は殘れり、相手射あてたらば、あてぬ人笠を持なり、あてたる人は矢代をふるなり、兩人共にあてたらば上矢の人、矢代をふり、下矢の人、かさを持つなり、

圖的におちねぶりといふ事あり、おちといふは、射手人數、重の時は、兩人づゝ相手となるゆゑ、おちといふ事なし、射手人數半なる時は、只一人にて相手なき射手なり、是をおちといふ、おちは矢一つあたれば、二つのあたりになるなり、矢代をふるに、矢二つづゝくみてふるに、一つあまれば其まゝ一つ置なり、此矢はおちになるなり、ねぶりといふは、見物中にふるき射手などありて、年老たれば、射る事も心にまかせず、見るもうらやましとて、賭物と矢代を出して、ねぶりを所望する事あり、不射して賭物ばかり出して、その組合の射手賭物を取るときは、ねぶりの人も分けて取るなり、射ずして取るゆゑ、ねぶりといふ、ねぶりも相手なきゆゑ、是も矢代くみ合せずして、ただ一つふり置くなり、

〔貞丈雜記十二武藝〕一圖的（タウト）の時、數塚に數をさす事、小笠原清光の弓の記にいふ、數づかの前には昔は矢をさし數をとる、近年矢の、のを壹尺二寸にきり、黑くぬりてたて矢數をゑる、はやの時は、串の本を的にむけ、おと矢の時は、ゆだちの方へ向けてさす、是一段秘事也、百手の的とも申、百手射る事、歩射のならひ也、猶口傳云々、矢ののとは、矢ほどの篠竹也、ゆだちとは、射手の立つ方を云也、弓立とかく也、的出張記に云、數づかと云は、歩射の時かずをさすによりての名なり、弓太郎の役にして、篠竹を長サ壹尺二寸に切て、黑くぬりておくなり、ぬらぬもあるべし、前後ともにかずづかの後のきはに五十ヅヽ置也、はやおとやによりさし樣替る、前後ともに同じ秘說たる間委細書

載るに不及、ことなる歩射の時被用也、〇中略

一圖的の時、矢代に逆羽うつ事、圖的次第に云、矢代の前へ行き、弓を横たへ、弦を下へなし、矢の本はぎの下を右にて逆手にとり、つき立て、上より下へすごきおろし、さか羽打也、貴人或は其日の賞翫の人など下矢ならば、かけて置まじ、〔貞丈云、かけて置まじとは、矢に上にすぢかひに我矢をうちかけて置ぬ也、〕脇へならべておくべき事、同輩ならばかけて置てもくるしからず、束矢〔貞丈云、甲矢乙矢ともに、あたりたるをそくやさいふなり、〕の時は、何の矢よりも羽たけ的のかたへ出し置也、是は二弓立の上矢代さか羽打やう也、下矢代は勝負直に知る故、さか羽打事なし、一弓立も其通り也、三弓立より二弓めの下矢は打也、三弓めは、是も勝負直に知るゆへ、さか羽打に及ばず、〇中略

一圖的に落と云事有、或は睡(ネブリ)と云事有、總而矢代ふるには、矢二つ重かけて置也、人數半なれば矢一ツあまる、其一ツをば一ツ置て是を落と云、〔此射手は、一手中れば四本中になる也、〕

〔貞丈雜記〕十二武藝 一昔は賭射と云しを、今はかけ的と云、賭の字をかけ物とよみて、かけにして射る也、古は弓矢弦ゆがけなどをかけ物に出し、後には鳥目をも出す事になりたるとぞ、今は鳥目は申に不及、金子などを出し、體拜にはかまはずして、みぐるしき射やうをしても、中るを専とし、かけ物を取る事を第一として、博奕の類になりたり、

一小的の時、笠を持つと云は、あたらぬ事を云也、あたりたる人は矢代をふり、あたらぬ人は賭物をとり集る也、昔は笠を持て廻りて、賭物を笠の内に入て持廻る故、あたらぬ事を笠を持つといひならはしたる也、此事弓馬故實にあり、

〔年中定例記〕一十八日、〇正月夜に入て圖始の御的あり、射手三人、たちあがりに仕候嘉例にて、畠山名字一人、伊勢名字二人、慈照院殿〇足利義政御時は、畠山播磨殿、伊勢宗五の親貞牧、同名備後守貞照、常徳院殿〇足利義熙御代には、畠山播磨三郎殿、同名因幡守貞誠、下總守近代まで我等仕候つる、於御

前御盃頂戴、御劒持拜領、御酌御供衆、御劒役ハ勢州、

〔長祿二年以來申次記〕正月十八日

一今夕鬮的始在之、射手三人、衆 近代一人畠山殿名字貳人、伊勢同名、參勤也、何も小すあふ也、仕はてられて以後、御盃幷御大刀持、各拜領之也、

〔佐竹宗三聞書〕正月十八日の夜、犬にさぎつちやう、三本はやさせられ、其あかりにて、御的三弓立、いかにもふた〳〵といさせられ候、射手は一番と云々、細川殿、畠山殿、又は一色殿一家中なり、此的を御公事始の御的と申云々、

〔蜷川親元記〕寛正六年正月十八日丙寅、御成、御供一番 鹿苑院、同蔭涼、御的射手御禮、西儀長五本、鬮的始、畠山播州、□□ 伊勢下總守、貞牧 伊勢七郎右衛門尉、貞□

〔續泰平年表〕嘉永二年四月十九日、於吹上小笠原縫殿助弟子、兩御番、新御番、大御番、小十人、小普請之輩、御的上覽、

〔本朝文粹一詩〕觀射寄左親衛將軍 二首古調　村上御製

暮春十四日、競射用意成、左近一射手、戴雪不屑晴、趁自違例路、拘幕幾經營、酔酣振寒立、見者感老兵、又有異體者、名號爲最明、野鎚誰得辨、蝦蟇尤耐驚、未知射場所、立定箭溜程、所射沙與土、矢取危慮生、退還先申障、即知有媿情、念矢含咳發、厭術馮眞行、罰酌令辭冷、空矢惡持手、納尊欲墮水、唯咲劣音聲、

〔台記〕久安三年正月十八日壬午、權中納言宗輔年七十一來曰、土御門大納言時取四府奏入幔門之間、欲落杖末至地取之、凡容儀足合咲焉、傳聞右大將藤原卿實能稱疾不參賭弓、夜中參入、定春日行幸事、若疾病者、可辭行幸行事、若扶疾可行行幸事者、必可參賭弓、稱疾不參賭弓、貪一階不改日參內定行幸事、顧私忘公、無忠無禮、於臣道不可然、詩不云乎、相鼠有體、人而無禮、此之謂乎、

〔枕草子五〕あさましきもの

のり弓に、わなゝく〳〵久しうありてはつしたる矢の、もてはなれて、こと方へゆきたる、

〔永久四年百首春〕賭弓

春たてば梓の眞弓引つれてみかきのうちにまとゐをぞする　顯仲

春されはかた矢たばさみともねうち我かち弓のかずぞかさなる　仲實

引ならすたつかの弓の矢をはやみともねに的のなりかはすかな　俊頼

梓弓ひき〳〵たれもいのるらんかたわくけふの雲の上人　兼昌

霞しく春の始の梓弓もろ矢しつるぞうれしかりける　常陸

古事類苑

武技部七

騎射

雜載

古事類苑

武技部七

騎射

騎射ウマユミト訓ズ、音讀シテ、キシヤト云フ、騎シテ射ルナリ、字或ハ馬射ニ作ル、獵騎馳射ニ作レルモ騎射ノ事ナルベシ、昔時邦俗武ヲ重ジ、平日常ニ馬ニ跨リ、弓箭ヲ帶シ、以テ射獵ヲ事トシ、他日戰場ノ用ニ備フ、其史上ニ見エタルハ、雄略天皇ノ朝ヲ以テ始メト爲ス、天武天皇ノ時、大山位以下ヲシテ馬的セシム、馬的ハ即チ騎射ナリ、騎射ヲ演ズル事、始テ此ニ見ユ、大寶ノ制ノ、兵士ヲ署スル、延喜ノ制ノ近衞兵衞ヲ擬スル、皆先ヅ騎射ニ便習セル者ヲ取リ、而シテ歩射之ニ亞グ、當時之ヲ重ゼシコト此ノ如シ、

古制例年五月五日節、天皇射場ニ御シテ、近衞兵衞ノ騎射ヲ覽ス、六日亦臨幸アリテ又騎射アリ、故ニ舊史、五月五日ノ節ヲ謂テ、騎射節、又馬射節ト云フ、皇極天皇元年五月五日、射獵ノ事アリ、聖武天皇神龜四年五月五日、天皇南野ノ榭ニ御シテ、飾騎射ヲ觀給フ、後世節日ニ騎射ヲ擧行スルコト、蓋シ此頃ニ始マリシナラン、桓武天皇以後ハ、專ラ武德殿(一ニ馬埒殿ト稱ス)ヲ以テ、之ガ式場ニ充テタリ、淳和天皇ノ朝、母后ノ國忌ノ前日ニ當レルヲ以テ、五月五日ヲ改メテ、四月二十七日ト爲シヽガ、仁明天皇ノ朝、舊ニ復シタリ、

五月ノ騎射節ニ先チテ駒牽アリ、騎射節ニ要スル所ノ櫪飼ノ御馬、國飼ノ馬ヲ親閲シ、馬寮ノ騎士ヲシテ馬ヲ試ミシメ、近衞兵衞ヲシテ騎射セシム、櫪飼トハ、馬寮ノ廐ニテ養ヘル所

名稱

ニシテ、國飼トハ諸國ヨリ駒牽ニ先チテ貢スル所ナリ、

手結ハ、左右近衞府、各〻其馬場ニ於テ、舍人ヲシテ其技ヲ演習セシムルヲ云フ、初メハ左右近衞、左右兵衞ノ四府テリシガ、村上天皇以後ハ、左右近衞府ノミニテ行フコトヽナレリ、五月三日先ヅ左近衞府ノ荒手結アリ、四日ニ右近衞府ノ荒手結アリ、次ニ兩府ノ眞手結アリテ、左ハ五日ニ於テシ、右ハ六日ニ於テス、手結、一ニ手番ニ作ル、射手ヲ分チテ左右前後トシ、相爭ハシムルヲ云フ、卽チ左ノ前後ノ射手、先ヅ次第ニ之ヲ射、右ノ前後之ニ次グナリ、而シテ眞手結ノ日ヲ稱シテ、又日ヲリノ日ト云フ、荒ハ麁疏ナルヲ云ヒ、眞ハ細密ナルヲ云フ、卽チ演習ノ麁細ヲ以テ名クルナリ、此等ノ用途ハ、大將總テ之ヲ辨ズ、五日及ビ六日、既ニ武德殿ニ於テ恒例ノ騎射式アリ、然ルニ本府亦手結ヲ行フ、要スルニ手結ハ、節日ノ爲ノ試練ニ過ギズト雖モ、節日ノ廢絶セシ後ニモ、尙久シク行ハレタリ、

春宮帶刀モ、亦五月六日ヲ以テ、武德殿ノ前ニ於テ騎射ス、蓋シ此ヨリ前ニ手結アリシナラン、而シテ帶刀ヲ試補スルニモ、亦騎射歩射アリ、之ヲ帶刀ノ試ト云フ、

以上ハ總ベテ朝廷ノ騎射ニ係ル、而シテ建長以後、復事實ノ書冊ニ存スルヲ見ズ、唯々武門ノ繁盛ナルニ隨ヒ犬追物笠懸ノ類ノ盛ニ行ハルヽアルノミ、

德川吉宗、武術ヲ好ミ、騎射式ヲ行ヒ、小笠原平兵衞ヲシテ之ガ師範タラシム、是レ古書ニ據リテ、古式ヲ再興スルト云フト雖モ、疑ナキコト能ハズ、恐ラクハ類似ノ技ヲ折衷シテ、新意ニ出デシモノ多カラン、元文三年以後、或ハ之ヲ流鏑馬ト稱セリ、事ハ流鏑馬篇ニ詳ナリ、

〔倭名類聚抄 四術藝〕騎射　漢書云、甘延壽、以良家子善騎射、楊氏漢語抄云、馬射、〈和名字末由美、今案馬射、卽騎射也、〉

〔伊呂波字類抄 末術藝〕騎射〈マユミ、天武天皇九年、有此事、〉

〔令義解 五軍防〕凡兵士各爲隊伍、〈略〉○註 便弓馬者、〈謂弓者步射也、馬者騎射也、〉爲騎兵隊、餘爲步兵隊、

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、合戰、夜討、馳射、待射、照射、歩射、騎射、笠懸、流鏑馬、八的、三々九手挾等上手也、

〔類聚名義抄七十〕馬射ヤマユミ

〔空穗物語祭の使〕おとゞ、けふあるわざかな、せちにきこしめさましかばなどおもひつるになぞて、あげはりどもうちて、かみよりはじめて、つぎ中少將、うまのかみ、すけ、つきなみ、うまづかさの御うまに、右近のせうよりはじめて、はひのりつゝ、うまゆみつかうまつる、うまゆみはてゝ、ざねりどもこまかたわきてまひあそぶ、

〔年中行事歌合〕十五番　右　騎射　女房

射手人のあやめのかづらながきねにけふのまゆみを引やそへまし中略

五月五日、豐樂院〇豐樂院恐武德殿誤にて、昔は騎射を御覽せられしなり、是を馬弓と云、

初見

〔日本書紀十四雄略〕三年〇安康十月癸未朔、天皇恨穴穗天皇〇安康曾欲以市邊押磐皇子傳國、而遙付囑後事、乃使人於市邊押磐皇子、陽期校獵、勸遊郊野、曰、近江狹々城山君韓帒言、今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有、其戴角類枯樹末、其聚脚如弱木林、呼吸氣息似於朝霧、願與皇子孟冬作陰之月、寒風肅然之晨、將逍遙於郊野、聊娛情以騁射、市邊押磐皇子乃隨馳獵、於是大泊瀨天皇〇中略彎弓驟馬、而陽呼曰、猪有、即射殺市邊押磐皇子、

〔日本書紀二十九天武〕九年九月辛巳、幸于朝嬬、因以看大山位以下之馬於長柄杜、乃俾馬的射之、

駒牽

〔公事根源四月〕駒牽　廿八日

これは四月に侍る事なり、八月のも名はおなじけれど心かはれり、天皇武德殿に幸す、王卿以下床子につく、左右の御監、御馬の奏をとる、馬頭庭をわたり御馬を引渡す、白馬の節會のごとし、近衛兵衛の射手、南にわたり、四府騎射の文を奏す、左右大將これを奏聞す、近衞少將以下番長以上

六人、あづま遊を奏す、右近衛納蘇利狛犬をそうす、雅樂寮蘇芳菲駒形を奏す、此駒牽は、來月の騎射の馬、射手人などを、けふ御覽せらるゝ、けしきなり、貞觀の頃よりはじめらる、小月の時は、廿七日なり、延長五年は、五月三日に駒引ありとみえたり、

〔儀式 八〕四月廿八日牽駒儀（小月廿七日）

前一日、所司鋪設武德殿、當日早旦、皇帝御殿、（諸衛服下儀）左右近衛將曹各一人、率近衛各四人、令閉埒門、訖率共還、大臣升自南面階就座、次親王以下出居侍從以上升殿、並不謝座謝酒、（並用南面階）少時左右御監、各執御馬奏文、就内侍奏之、此日諸衛贊貢御所、所司賜殿上群臣饌、（謂右近、右衛門、右兵衛、右馬等府寮、）于時左右馬寮頭、立御馬前、度馳道而南行、（帶弓箭著緌靴）次左馬寮允一人、立右兵衛陣東南、執牘奏之、（比馬至御前乃奏、其詞曰、某國御馬合若干、寮飼若干、某國御馬駒若干、臣下貢者、稱姓名貢御馬、）先牽細馬十匹、次牽畿内外國飼駒而度、（先山城、次丹波、次近江、次美濃、每國列官以上一人、牽一駒、漏此列者、不預五月節、右亦如此、）次左兵衛陣北頭建兩柱、繫著泛駕駒二匹、被鞍、擇馬寮騎士、馬藝絶倫者令騎、訖寮允還入、次右馬亦如之、訖左右助立御馬後而度、允已下、各率近衛兵衛官人舍人等、還至寮家被鞍、令番長已上騎、（著青摺衫、舍人不堪騎者、以騎士騎、但不誤馬次第也、）入埒度之、度畢寮官、率馬醫并近衛兵衛等官人、就第三的南與埒西邊、定馬走品、左寮屬一人、立左兵衛陣東頭、執牘奏御馬牧及次第毛色、内豎一人、立馳道北邊而轉奏、馳畢寮屬内豎共還入、右寮亦如之、訖左右大將、執四衛府騎射名簿奏之、即依次射之、訖右近奏音樂、晩頭車駕還宮、雅樂奏音樂、

〔本朝月令 四月〕廿八日駒牽事（小月用廿七日）

弘仁馬寮式云、四月廿七日御覽駒式、右當日早朝、調列櫪飼御馬、車駕幸於射殿、登時官人率御馬、自便門出、至於馬出埒下、頭御馬名奏、進於御監、御監即執奏、而後頭助左右陣、立於御馬之前、允一人、執馬簿進立殿前、乃從埒西外御馬陣稍進、比至御前奏馬名、詞曰、云々、貞觀馬寮式云、四月廿七日御覽駒式、前式當日早朝、調列櫪飼御馬、（今案櫪飼八十匹、國飼三十一匹、）云々、頭助左右陣立（今案左右寮頭）云々、度畢退出、次右

寮御馬、如前度畢、(今案、左右寮助亦左右陣立云々、)

〔延喜式 三十大藏〕四月廿八日(小月廿七日)騎牽、武徳殿南北、立七丈幄五宇、五丈幄六宇、懸幔、

〔延喜式 三十八掃部〕四月廿八日(小月廿七日)牽駒、武徳殿供御座、並設親王已下出居已上座、又後殿供御座、設女官座幄下、御膳所立輕幄、

〔延喜式 四十三春宮〕凡四月廿八日牽駒前一日、設次於武徳殿南、(所司立幄、坊官設御座、)當日東宮先就次、候時昇殿、

〔延喜式 四十七左右兵衛〕凡四月廿八日、(小月廿七日)乘輿幸武徳殿、騎射官人、兵衛總六人、

〔延喜式 四十八左右馬寮〕四月廿八日(小月廿七日)御覽駒式

右當日早朝、調列樞飼御馬八十匹、國飼三十一匹、車駕幸武徳殿、登時官人率御馬、自便門出、至於馬出埒下、寮頭以御馬名奏、進於御監、御監即執奏、而後左右寮頭、左右分立於御馬之前、允一人執簿進立殿前、乃從埒西外、御馬稍進、比至御前、奏馬名、詞云、某司御馬合若干、寮飼若干、某國御馬駒若干、有臣下貢者、稱姓名貢御馬、度盡退出、次右寮御馬如前、左右寮助亦左右分立、度畢、即左兵衛陣前、(預前兩寮、立繫不調馬之杙各一株、以爲鞍騎之便、五月四日以前各抽收、)鞍不調馬、騎以騎士、但允以下、率近衛兵衛官人舍人等、還至於寮家、悉鞍馬令騎、其不堪騎者、騎以騎士、但不誤馬次第、入埒盡度、度畢登時寮官率馬幷近衛兵衛官人等、就於馬留埒西邊、點定馬走品、寮屬一人執馬簿立馬出埒西邊、每馬出奏、内豎傳奏、馬馳畢、更還寮、簡定騎射料馬、

凡國飼御馬者、山城國六匹、(左寮)大和國五匹、(右寮)河内國六匹、(右寮)攝津國十匹、(右寮)伊勢國十匹、(左寮)近江國十匹、(左寮)美濃國十匹、(右寮)丹波國五匹、(左寮)每年預前五月五日節、差專當國司牽進、

〔西宮記 四月〕駒牽(廿八日、今日度々有御馬騎事、馬允參陣、進騎奏、藏人奏聞、不披覽、)

天皇幸武徳殿、(主鈴奏如常、自西階進之、)又王卿以下著床子、(經殿南幄外、著殿坤角幄床子、右大將經殿後著同幄、侍從已上經左杖南頭引退、中務丞内舍人等、經左兵衛陣東頭、到本省幄、)諸衛各陣、(左近陣、殿庭前右、及殿南邊西後、右近陣、殿庭前左、及殿北邊西後、左兵衛陣、在左近陣東南差進、右兵衛陣、在右近陣東北頭、到本省幄差進、左衛門陣、在埒東馳道左、

南、右衛門陣、在埒東鼓道北、閉埒門、左右將曹近衛四人閉西門、將曹西面立門北頭、左右衛門志門部四人閉東門、志立埒門南頭、先例近衛閉東西門、々各歸居、宸儀御高座、內侍臨南檻召人、出居將昇、次將唯昇、有大臣大將者先昇、次侍從昇、此日侍從昇後、出居昇歟、太子昇、出經王卿著座、已上用殿南面東階、右方獻物、親王以下降殿、經小安殿後、到內膳幄、執獻物、右方府寮等取殺、官人等一數弓箭、執獻物、出自內膳司、童親王、兩幄中間、經右近陣東、列立庭中、四府面南上、參議已上一列、四位以下一列、大臣問、何物、無大、臣者、納言又問、貢首稱唯、云右乃問、乃進留御贄、各稱物名、杖物不稱云々、貢首稱物名、大臣云、給膳部、貢首人稱唯、進一兩步召膳部、內膳正唯、膳部稱唯、經右仗東趨出受之、親王相迎數步授參議、已上之列、進內膳幄、御馬奏、左右御監、各執奏昇殿、昇南東廂、經出居侍前、入自母屋西間高座坤、付內侍、就奏後有獻物云々、供御膳、內膳自北面東階供之、采女傳供、群臣起、或記云、執版以侍供之、供太子膳、主膳供之、自南面西階供之、宮采女傳供、采女候西廂南一間、給臣下膳、右近右兵衛判官內豎共供之、右近昇南面東階、顯王卿、右兵衛昇自南面西階、賜侍從膳也、執版位、將監置東階下壇上、左馬允奏御馬目錄、允一人執版、經右兵衛陣東、出自北方、從埒西邊趨進、當殿前西面立、先跪而置弓、先奏御馬目錄、奏關在寮式、云、御馬至御前、馬頭度、如白馬時、立御馬前左右相雙、自埒西度馳道南行、自奏允前度、畢牽御馬、左御馬度、寮飼十疋、允已下史生等每御馬一疋、爲御前方騎度、前後馬各一疋、以銀面鞍等飾之、御馬比至御前、允奏牧名毛色、國飼御馬、已下取馬口、寮飼及畿內外國國飼、進百十一疋、遍此列者、不預供奉、國飼國司五位以下爲騎、一繫未調事、立柱二本繫二疋、自武德殿巽南去十二丈、東折六丈二尺、二柱間二丈九尺、左柱在西、右柱在東、騎士調習事、左允還入、御飼度還後入了、右御馬度、同左儀、左右允度、此間近衛將等、率內豎等獻盃、王卿已下出居以上、左近昇南面東階、近衛兵衛射手度、左右射手、少將以下官人近衛等起陣、自埒西邊、經左兵衛陣東頭、行南、右近度馳道、左右近衛射手、佐已下官人近衛等、南走各經殿後、掃部寮立內辨兀子、左右馬寮官人、四府共向馬寮、就鞍御馬、令騎、不調者、騎士乘之、立殿巽角屏幔內當東一間、有天皇御東廂御座、二獻了入御、次著東廂座之間、王卿跪候、太子以下著草墪座、供御膳、中將供之、說調度、次將等獻盃於王卿、一人起座、居於大臣座邊、受盃還座、右近右兵衛居王卿以下突重、大臣依召侍御前、候御座巽角檻下、近衛次將執筥座敷之、左御馬上、左近左兵衛舍人、騎乘不調者、不著弓箭行騎、左馬史生一人、帶弓箭、率居飼自埒外北走、到右衛門陣乾角、越兩埒、到寮舂、在馬不越直度、右御馬北上、右近衛騎兵史生居飼等北上如前、左馬寮官人馬醫近衛兵衛、定馬走品、立右兵衛陣東南埒西邊定之、屬一人立奏御馬生收次毛色、立右兵衛陣東頭、執版奏、內豎傳奏、起自埒西邊、立殿前馳道北邊、相承傳奏、先左二坊御馬上馳了、次右如此、左右遣御馬馳了、一內豎還入、屬同之、右御馬馳儀如左、內豎屬等奏如前、奏四府騎射文事、將佐等、捧射手奏文、候階下、左右大將、降殿、撤弓、各執近衛兵衛奏杖、杖登自南東階、授公卿後、跪於御座南邊進、左邊退還、撤書杖、候本座、二左射手上、近衛兵衛立的、各立三所、左近射將監奏名、將監執版起、出自本陣、西埒西南頭跪西面、置弓奏射者姓名、近衛舍人立胡床、奏後立射了、大將於御前定射手、進御次將、以之爲眞手結、了將監退出、右府如前、有異能射者、別修奏文、列射手末、供奉之、近衛少將已下番長以上六人、奏東遊、先右駿河舞、次左求子、歌人用

右、（他取臨時各四人、左先奏、）右近奏樂、（納蘇理、狛犽、）日暮入御、王卿下、車駕還、（無鈴奏、）雅樂奏駒形、御南殿、鈴奏名對面、（次將同）

延喜二五三日、幸武德殿、諸衛射了、（左少將源忠明子公加首服、左少將保忠子亦加元服、騎射、或本如此、）

延喜十四廿七、不著行騰乘鞌駕御馬、（依仰也、同日御馬逸墜、大臣賜酒、件右大）

延長五年五月三日、駒牽云々、四月上中旬、定名奏毛奏聞、下外記、又定方人云々、出馬結番兵部廻仰、有障者衆中、親王四疋、大臣六疋、大納言四疋、中納言三疋、參議二疋、臨時節、外記廻仰、第一親王大臣各二疋、餘親王納言以下一疋、乘人裝束同近衛、乘尻不定、左右或以童爲乘人、著天冠補襠下著褐衣裲、

〔羽林要秘抄〕駒牽（縫腋蒔繪細劒隨身垂袴）

王卿著左衛門陣、辨少納言著同南庇座、次將本府佐馬頭等著北庇座、（任位次著之、近例近衛馬寮許參著歟、今案馬助、雖位次上廳雖著、近衛司上歟、可尋、）盃酌三獻、本府佐及次將勸盃、（著膝突勸之、納言者五位取瓶酌、大臣者四位取瓶酌、如常、）二獻後居粉熟、（本府尉以下役之、）三獻後居飯汁物、御里內之時、無著左衛門陣儀、仍將佐無勸盃儀、上卿奏解文、後牽經春花門著大庭座、（王卿西上、南面、辨少納言、次將馬寮、北上西面、各一列也、辨少納言、雖爲下臈著北、次近衛次將依位次、羽林抄云、取御馬日依職云々、然者下臈中將可著上臈少將上也、次馬寮等也、起床子著之、不越上官、著後床子上歟、可尋決、）引立御馬、（二行）依上卿命乘之、即下了、次上卿召將并馬寮左右近左右馬各一人、起床子前稱唯、列立上卿前、（西上北面、或西面北上、羽林抄云、西面北上、雖四位五位相交、猶依官次、近例、北面云々、兩儀於承明門東廊壇上取之、次將等北面西上列立、牽者跪壇上、）上卿仰云、御馬取レ、同音稱唯、先左近左馬、左廻經下臈前退、次右近右馬如此、各操下鞦尻、（近例只懸紐、）經御馬後乍立指笏、取第一馬引出幔外、取笏復座、（近例只如形也、返給舍人等、）右又如此、次公卿以下、次第賜御馬、進寄指笏、取綱末一拜、取笏復座、次上卿以下參弓場殿列立、（公卿一列、四五位一列、辨官近衛司混合、依位次、）奏慶、（多用近衛司、其儀先進立第一人前、入無名門奏事由、解劒奏之、仰詞時、又帶之、復本列、經列末、自後渡之、）各舞踏退出、

院東宮并執柄引分使事、藏人催之、隨催相具參入本所、付藏人退出、（有祿者可拜舞、依儀隨所、）禁中有穢之時、於陣外分配云々、（康和三年如此、公卿治部卿俊實卿、頭中將不勤取手役、）

〔北山抄七〕駒牽

早旦乘輿（警花）出宜秋門（承明陰明門間、臨時定之、）幸武德殿、寄御輿於東面北階、左陣立南、右陣立北、御輿退北、次將度階前就陣、少納言鈴奏、畢至南面西階、付掃司女官、左右將監至同階、付御劍等櫃、侍從以上著座畢、右司獻物、（右大將相催、右方王卿下殿執之、雖空手而可准例不取弓、又大將雖爲上臈、次人問之、）次左右御監下殿取副御馬奏於弓、（馬頭取奏奉之、大臣不帶弓箭、）昇自南面東階、經南庇出居座前、入自母屋南妻西間、至南第二間散樂軟障北端跪置弓、起付內侍、取弓右廻復本座、右大將相次參上、當侍從座乾而立右大將奉奏退下間、相代進奏、如白馬奏儀、（一人不參之時、一人奏、延長五年五月五日或私記云、左大將進奏之間、右大將退一間立軟障下、而今日立南柱下、違例云々、如件記者、似立母屋、然而進白馬奏儀、北面立南廂北邊、可有便宜歟、）遷御東廂之時、大將起座稱警蹕、經壇北進御之間、群臣跪候、御座定、乍跪又稱警蹕、御馬馳畢、左右大將下殿、授弓於人、執近衞騎射奏、（次將佐等候階下、若有異能者、殊脩解文副之、）昇自初階、經公卿臺盤東草墪西、進御所、膝行獻之、取書杖右廻退下、左大將相代參上、奉奏退下後、各取弓復本座、騎射畢、奏納蘇利駒犬等之後、右近又奏東遊、（舞人六人、少將一人、依御供奉、左府生以上各一人、番長二人、駿河舞間、左近舞人相加歌人、舞畢便奏求子、）

此日騎射之間、大將於御前定射手、射手並仰次將、爲眞手結云々、

〔享祿本類聚三代格十八〕勅、供奉端五之節國飼御馬、自今以後、宜付專知官貢進、如有事故者、差目已上官宛替、

寶龜五年五月九日

〔類聚國史七十三歲時〕天長六年四月己巳（十二日〇）御武德殿、覽諸國攸進駒、

〔類聚國史七十三歲時〕天長九年四月壬午（二十一日〇）鑾輿御武德殿、閱覽左右馬寮、及畿內近江美濃伊勢丹波等國所飼御馬、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年四月甲辰（十三日〇）天皇御武德殿、閱覽左右馬寮御馬、也應供奉五日節者、總牽於此、

〔續日本後紀仁明六〕承和四年四月庚申、○二十八日天皇御武德殿、閱覽左右馬寮駒、後太上天皇、○淳和附參議源朝臣定、貢獻御馬二匹於天皇、

〔續日本後紀仁明十四〕承和十一年四月庚辰、○二十八日天皇御武德殿、覽諸牧駒及騎射、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應復舊進上國飼御馬事

右得伊勢國解偁、檢案內、弘仁以往、件御馬、以四月廿日、爲入京之期、而依太政官去天長三年三月廿九日符旨、改五月五日、以四月廿七日、爲節、國飼御馬、亦縮例期、四月十日入京、而太政官去天長十年四月廿一日符偁、四月廿七日節、是一時之權制也、非歷代之通範、宜復舊例、以五月五日、爲節者、須供節御馬復舊例、而頃年之間、偏執縮期、既忘後改、因玆去年、以四月廿日、令入京、而左馬寮勘云、無官符輙改其期、於事不當者、羸瘦御馬、未飽生草、雖勤勞飼、忽難肥息、望請因循舊例、四月廿日令得入京、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、

承和十三年三月廿一日

〔續日本後紀仁明十八〕嘉祥元年四月丙辰、○二十七日上御武德殿、閱覽諸牧細馬、兼令四衛二府驍才者騎射、

〔三代實錄清和五〕貞觀三年四月廿八日壬申、天皇御武德殿、閱覽左右馬寮御馬駒、

〔三代實錄陽成三十一〕元慶元年四月廿七日戊戌、天皇御武德殿、閱覽諸牧御馬、四府騎射、

〔三代實錄光孝四十五〕元慶八年四月廿八日戊午、天皇御武德殿、閱覽諸牧御馬、親王公卿並侍焉、

〔三代實錄光孝五十〕仁和三年四月廿八日辛未、天皇御武德殿、閱覽諸牧御馬、四府騎射如常儀、

〔日本紀略醍醐一〕昌泰二年四月廿九日壬辰、天皇御武德殿、閱覽左右馬寮御馬、

〔日本紀略醍醐一〕延喜二年五月三日、御武德殿駒牽、

〔日本紀略醍醐一〕延長五年五月三日、天皇幸武德殿、覽駒引、

手結

〔日本紀略村上四〕康保三年四月廿七日壬戌、天皇幸武德殿、覽騎射、

〔名目抄恒例諸公事〕手番（テツガヒ）　荒手結（アラテツガイ）　眞手結（マテツガイ）

〔公事根源中〕左右近馬場騎射

五月三日は、左近の荒手結、四日は、右近の荒手結、五日は、左近眞手結、六日は、右近の眞手結なり、昔はまた左右近の馬場にて、騎射の事侍しにや、射手などは、大將の申さだむる事なり、

〔源氏物語螢二十五〕五日にはうまばのおとゞに出給けるついでに、わたり給へり、〇中略殿は東の御かたにも、さしのぞき給ひて、中將の、けふのつかさの手つがひのついでに、をのこども引つれて、ものすべきさまにいひしを、さる心し給へ、まだあかきほどに、きなんものぞ、あやしくこゝには、わざとならず忍ぶることをも、このみこたちのきゝつけて、とぶらひものしたまへば、おのづからこと〲しくなんあるを、よういし給へなど聞え給ふ、

〔河海抄螢十〕つかさのてつがひ　左近騎射眞手番也、五月三日左近騎射荒手結、五日眞手結、四日右近騎射荒手結、六日右近騎射眞手結也、私曰、五月三日四日ヲ荒手結、五日六日眞手結云々、五日六日ノ眞手結ヲ日折ト云也云々、イ本、手結ニ荒手結、眞手結トテ、左右ニ各兩度有云々、

〔延喜式兵部二十八〕五月五日騎射、前月左右近衛、左右兵衛等府、各試練應射人、准節移省、其數見衛府式射畢即錄中的人數申官、毎中一的給布一端、

〔羽林要秘抄〕騎射左近、五月三日荒手結、五日眞手結、右近、四日荒手結、六日眞手結、

〔夕拜備急至要抄上五月〕一荒手番、三日左近、四日右近、次將一人催渡之外無他事、

一騎射、號眞手番、五日左近、六日右近、次將兩三人催渡之、

〔小野宮年中行事五月〕左右近衛騎射手結事

左三五日、右四六日、若有甚雨、次之日行之、又當奉幣伊勢之日、延引之例、延長四、天暦二、長保二五

六年、

〔年中行事秘抄五月〕騎射事

三日左近荒手結　四日右近同事

五日左近眞手結　六日右近同事

若本府幷緣所有穢之時、後日行之、

〔古今和歌集戀十一〕右近のむまばのひをりの日、むかひにたてたりける車の下簾より、女の顏のほのかに見えければ、よみてつかはしける、　在原業平朝臣

見ずもあらず見もせぬ人の戀しくばあやなくけふやながめくらさん〇又見二伊勢物語一

〔今昔物語二十四〕業平於右近馬場見女讀和歌語第卅六

今昔右近ノ馬場ニ、五月六日弓行ヒケルニ、在原業平ト云人、中將ニテ有ケレバ、大臣屋ニ着タリケルニ、女車大臣屋近ク立テ物見ル有リ、〇下略

〔散木弃謌集上〕殿下にて、五月五日の心をつかうまつれる、

ながきねも花のたもとにかをるなりけふやまゆみのひをりなるらん

〔袖中抄一〕ひをりの日　顯昭云、〇中略五月三日は、左近荒手結なり、四日は、右近荒手結なり、五日は、左近の眞手結なり、六日は、右近眞手結なり、荒手結の日は、いての近衛舍人、水干袴にくゝりをあけて、褐の尻を、女の中ゆひたるやうに引出て、其上にむかばきを結なり、眞手結の日は、紅の下の袴、織物の指貫にくゝりをあけず、そばを挾みて、褐の尻を胯より前ざまに引たをりて、前に挾めり、されば此眞手結の日を、ひをりの日とはいふなり、女のひをりといふは、きぬの下ざまに引つぼをるなり、荒手結の日、褐の尻を、女の中ゆひたる樣に、はこひをあらせて、上へ引出したれば、ひをりとはいふべからず、荒手結は、事のならしにて、かりそめなれば引つぼをれ

り、眞手結は、射手も定まり、次第をも立つれば、事去たゝまりつよく引たうさくなり、而近代は、只眞手結の日も、水干袴にて引をりて、荒手結のと同樣なれば、いづれのひをりといふべくもあらぬによりて、今の世の人、此ひをりの日を去らぬなり、左近のむまばのひをりの日と云は、五月五日なり、右近の馬場のひをりの日と云は、五月六日なり、

〔伊勢物語古意〕六昔右近馬場之射禮日(ひをりのひ)

こは世に難き事とて云說あれど、猶わろけれぱ年經て思ふが中に一二つ侍りし右の一つは、先馬場の埒をば、ひをりと云べし、引はへて長き柵なれば引柵(ヒキヲリ)の意也、さて此古本に射禮日と書たれば、騎射の日なるを知べし、此事有には必埒をゆひて、それが中にて馳れば、其日を其比の語に、ひをりの日とはいひしなるべし、万葉に馬柵をうまをりと訓たるは、馬をこめおくをり也、是に准らへて、馬場の埒も、馳る馬を左右へはぶれざらしめん料にて、引はへゆへれば、ひをりといふべき物也(引を略きて、ひとのみいふは、水田の引板をひだ、盗人の引網をひはぎといふ類猶多し。)又ひとつは埒をたゞをりとよみ、(訓の意、右に同、)ひは標の事か、貞觀延喜の式などを考るに、競馬には必馬場の埒の末に、馬どめの標をたつめり、然ばくらべ馬ある日を標埒(ヒヲリ)の日ともいふべき也、(標をひと云ゝ、字音なれど、すでに寛平延喜の比となりては、常云語には音訓打まぜていへる事多かりし也、且標をはぶきて、ひととなふるは、標位をひいと云が如し。)かくはあれど、右に射禮の日と有からは、騎射をいひて、くらべ馬の事ならずおぼゆれば、猶前の旨によるべし、

〔類聚國史〕七十三歲時大同二年五月辛卯、〇四日先是帝城北野、開新馬埒、以備馬射、　壬辰、〇五日鑾輿晨駕、臨御馬臺、大雨終日、埒地泥濘、四衞射畢、冒雨還宮、及乎後年、依無便復本處、

〔三代實錄〕四十五光孝元慶八年四月辛卯朔、是日勅曰、〇中略亦騎射手番之時、非射手官人亦無被物、自今定考之日、上下聽給、手番之日、次官雖非射手、亦從給例、須告文武百寮訖、

〔小右記〕天元五年五月九日庚子、從內參左府、今日眞手結、稱障不著、

〔小右記〕永觀三年○寛和元年五月五日己酉、今日府眞手結、稱障不著、
〔權記〕正曆三年五月廿一日甲寅、著府荒手結、兩佐有被召問之事、余有所陳申、雖未進怠狀之間、依被召問不能參著、督實資令奏事由、府底年中大事手結也、而兩佐被召問之間、無人著給、若可令延日而行歟、只待天裁進退矣、宣旨云、且令進怠狀、且莫令闕公事者、督被送此旨、其消息數度來、仍著行之、
〔小右記〕寬弘二年五月三日庚戌、馬場所官人等、獻藤蕨糟酒等、左荒手結、　七日甲寅、時々雨、今日眞手結、依雨及今日、○中略入夜府生嘉數、持來手結、頭中將實成中將公信著、而頭中將稱內召中間參內、近代職事人、稱召不了事起座云々、往古不聞事也、一日左近手結日、藏人少將經通、稱有喚參內云々、或云、爲令知異人之由、語藏人等所令召也者、奇怪事也、誰人之所傳固實乎、手結者府大事、公家所知食、非無止事不可更召、經通朝臣可尋問、一家古實歟、近代之人、以自案爲固實、甚背前跡之事也、爲後聊記、今日頭中將中間退出、而不書署所、不可然、　八日乙卯、下給手結、多字誤、中將公信書、
〔小右記〕寬弘八年○長和元年五月三日庚午、將監仲重申云、諒闇年、手結一度也、明日可行歟、將六日可行歟、隨處分者、仰六日恒例眞手結日也、彼日可行、就中一度行之、手結缺日無便歟、仍明日不可行、亦長保四年例、左近五日行之、府六日行、近有其例耳、　五日壬申、左近手結因諒闇一度行、　六日癸酉、右大臣○藤原顯光參入、今日手結、依諒闇、從家不送饗祿、戌刻許、府生光親、持來手結、權中將雅通、少將經親、著馬場行手結、　七日甲戌、下給手結、但日字書落、亦書眞手結、諒闇年、無兩日手結、仍亦可書手結歟、今正月步射手結、無眞字、依彼步射例、不可書眞字歟、可書日字、專可削眞字事、仰遣將所、
〔小右記〕長和三年五月四日己丑、今日左近荒結、後聞手結以前御馬壹匹番競、其後行手結云々、御馬走手結、同日行列、往古不聞、
〔小右記〕長和四年五月四日癸未、申刻許、中將朝任、從馬場以府生保方消息云、將等有障不參入、一人行手結如何者、報可手結之由訖、府生保方、持來手結、依入夜不下賜、　五日甲申、手結下給馬場、進藤

蕨酒等、

〔小右記〕寛仁三年五月四日庚申、入夜府生保方、持來手結、中將長家、少將隆國、良賴著行、　五日辛酉、早朝下給手結、日下部誤注草部、府掌武晴書近衞件兩事、示遣將許耳、馬場所進糟藤蕨酒等、

〔左經記〕長元元年五月二日丙申、左頭中將（顯基）申云、大將（○藤原敎通）被示送云、馬場殿置死人、明日手番、於何所可行哉、申案內可示送者、殿（○藤原賴通）仰云、先例馬場舍修造時、立幄爲將以下座之由云々、尋先例可催行者、　十七日辛亥、左近將曹延名來語云、去三日府手番有定、馬場殿屋西庭構假板敷、其上立絹屋被手番、（是依屋中置死人、有定所被行也、）

〔小右記〕治安三年五月四日丙寅、入夜手結、府生良眞持來手結、依臨夜不下給、少將良賴、實康著行、五日丁卯、早朝下給手結文、（○中略）馬場進藤蕨糟酒二瓶等、酒給待所隨身、

〔中右記〕永長元年五月六日、權中將（○藤原經實）四位源少將、藏人少將從右近馬場被參內云、本府騎射眞手結也、左（○藤原忠實）右（○源雅實）大將幷大殿、女房三十兩許、密々見物騎射、仍馬場見證、近來未有如此事者、

〔長秋記〕保延元年五月六日戊寅、甚雨、右近馬場、前大相國博陸同車、右大將（○藤原賴長）將軍北方、皇后宮女房至雜仕等、行向見物云々、仍女院女房見物中停畢、後聞中將忠基、少將公能、忠賴、師行等、著馬場、依雨指笠歌舞云々、先例雨日不然歟、又殿上人、相國御車邊下立云々、先例不然、次將著馬場、無便宜歟、

〔山槐記〕仁安二年五月六日癸卯、今日右近騎射眞手結也、任大將初度、大將有見物事也、可奉相伴之由、先日有內府（○藤原忠雅）仰、仍未刻參花山院、（召取八條院判官代賴成車乘之、車副牛童令著尋常裝束、相具侍二人、而內府被仰云、少似結構、不可具侍、只我許可相具厩預左衞門尉信景也者、仍且可來之由仰含予共侍了、）頃之令出給、（鳥帽子直衣、令乘侍從伊輔車給、令持黃金金物鞦牛飼遣之、退紅仕丁持雨皮、令卷簾給、信景在御共、無殊御隨身等、）次予車、次三位中將車（他人車也、給網代、）次前兵衞佐賴實車、次皇太后宮亮賴輔車、次五品行雅車、次家司職事等車、（政道、時盛、賴保、衣笠、保盛、永清、家實、已上三人束帶、爲取次持祿也、）至于馬場埒西、去乙殿屋十四五許丈立予車、（轅向良、立榻解鞦、於馬場

上給予以下隨之、令去御車五六許丈立予車、立榻、此事於花山院内府被仰云、皆可立榻哉、予申云、被立御車、以下又立之、何憚之有哉者、令諾給、而三位中將、被示不分明之由、仍於馬場問羽林、羽林令知保被申案内、被仰可被立之由、仍立榻也、其南次第又立連、家司職事等下車、列居御車與予車之中、束帯職事等在此所、臨可取祿之期向乙殿屏、少將通親兼在座、見物車十餘輛、在三的南邊、良久被始行、居侯有盃酌、少將泰通朝臣可著云々、遲參之間、依大將仰始行獻、次將以下十四五人許上馬大將御隨身、初度著奴袴云々、但番長近文不著之、將軍被仰云、去夜近文申請奴袴、淺黃可見苦、仍不給者、又大將御隨身等、相具居飼舍人等自埒來、副行、此間泰通朝臣參著、不申案内、只於御車西邊下車、經幄西方入乙殿了、次五人射之、次有片舞、此後還給、次將未退出之前也、予自一條大宮歸亭了、

〔玉海〕治承四年三月十五日丁卯、此日召右近廳頭清景、○中略騎射之間雜事等仰之、依日次不宜不進注文、内々召問也、　四月一日癸未、今日重召寄右近騎射具、仰光盛支配家司職事、已上大途、遂元永例、　十一日癸巳、光盛、季長等參、又將曹清景參入、○中略騎射雜事等家司職事等領狀之不足、口充侍等了、　廿五日丁未、申刻、右近廳頭清景來云、騎射手事、申年預將了、可申沙汰之由所被申也、又本府饗料大粮米事、任例可申沙汰之由、年預將被示、仍以拜狀可申上云々、　廿八日庚戌、今日光盛參上、申騎射之間事、以書狀隨身等可被催勤騎射之由觸攝政、有可下知之報、　廿九日辛亥、午刻廳頭清景來申、射手散狀、當時返奉、十五人追可催之由仰了、　五月一日壬子、廳頭清景來申騎射之間事、其手結日、隆房、實明、基範等、申可著行之由、荒手結日、無可著將云々、猶觸年預可相催、且可示大將○藤原實定命之由被仰了、　三日甲寅、自本府申云、荒手結射手、府官人已下、皆悉辭退、又爲賜物具、無可參之輩、爲之如何云々、即以御教書、仰遣年預將隆房朝臣、及奉行職事親經等之許了、又院御隨身事、仰遣兼光之許了、攝政隨身、全以消息觸主了、各可被沙汰之由有報狀等、今日行騰鞍平胡籙、大略調進之、　四日乙卯、此日右近府荒手結也、大將賜雜具於射手、依嘉保知足院殿初任元永法性寺殿初任應保余初任等例所行也、大將與女院○高倉后建禮門院德子同居、彼御所不能備私禱、非大禮故、又不能申請、於前擇分上中下、此間奉行光盛、

及役人等（大將方職事等也）參入、午刻射手等參集院、御隨身等、只今雖無領狀之者、今且重尋參否了之由、清景所申也、蹔雖被相催者未歸來、仍且懸裝束於寢殿坤子午廊前廣庇高欄、（件屏、尋常上達部座也、）其儀先大將座寢殿西第一間南面妻戶簾中、（著直衣、其裝束無定體、只隨便宜耳、）余密々居同所見之、同第二間以東立几帳、帷（不出）次大將召人、奉行家司光盛（著衣冠）參上、仰可懸裝束之由、（光盛候庇行事）次大將方職事（頼高、能業、藤原兼長等、後聞、行季行□□□）等、各取鞍行縢等懸高欄、（以北爲上、但鞍不向北云々、仍向南懸之、其上懸行縢、）取胡籙倚立長押、（初三反役之、依有煩余仰之、鞍上進行縢、一度令懸之）隨身射手之見參十一具懸之、此間院御隨身、參否未聞、猶暫雖相待、頗向夕陽、仍大將仰光盛召射手等、次第給之、（于時未二點也、）其儀先余隨身番長下毛野厚直、（著衣冠、帶劍、有尻鞘、已下皆效之、但兼茂不帶劍、是一說云々、官人之外不可帶劍云々、）秦兼茂（成兼子）同小男（未給名、兼清子、）等給之、各先取行縢鞍等（左手取行縢、右手取鞍也、）更歸參、職事取胡籙、乍居廣庇、自高欄上傳給之、（如賀茂詣行裝束儀、）隨身取之退下、（余竊仰光盛云、先職事賜胡籙之後、□□其後隨身可取鞍等、得便取如何、然而光盛稱先例之由、仍余強不仰也、）次大將番長秦兼重（帶劍、厚直、）同參上賜之、（持樣如厚直、）次召大府官人下毛野武治、秦重房等給之、（武春申云、胡籙一度可給、仍賜之、以胡籙置行縢上取鞍、前後退、云尤有便、已暫持樣如此、但納雅隔人隨持得取之、）次召大將近衞下毛野武宗、（武治子）同厚文、（厚助子）中臣近行、（故重武子、依幼少、先取胡籙行縢退、歸參取鞍也、）下毛野武依（師武子）等賜之、次召府近衞中臣忠友賜之、（他近衞不參）各賜訖向馬場云々、其殘物具等、沙汰給廳頭清景、（後聞、清景仰下可進入之由、不受取退出云々、尤有故乎、）數刻之後、（于時申刻）院番長播磨貞弘參來、遲參奇怪、雖須返遣、依爲院御隨身、更召前賜具之、（役人等皆退出、仍布衣之者信光役之、元來例、布衣衣冠相交役之、今度信光只一人布衣也、依衣冠之輩皆役之、今依闕如賜之、）貞弘一度取之退出、（後聞、貞弘申云、騎射雜具、於御前賜之、令持僕從、自馬場例、全左衞府沙汰、官人皆請取之、於馬場各所分賜也、仍察之預侍所司、他人雖不然、依爲院御隨身不執論云々、）

騎射物具

鞍廿具（橘鐙黑漆、熊皮切付、有力革、無文緒、鞦、布腹帶二筋、手夾二等也、不具鞦等也、）

平胡籙廿腰（黑漆、前後緒、青革、胡籙黑漆、有伏組、金物、錦纏立、矢賦等、皆矢數、尻數物、）鏑矢六（尻鏑）各鷲羽（加乃シドリ小羽）丸緒六尺

熊皮行縢廿懸（一具引連、小緣裏緒金物等、但調樣不同也、）

亥刻府生持來手結文、少將基範一人著行云々、加封書名上字、大將披之、如本封之、（但其端切弃之、）引結返給

之故實也、　五日丙辰、昨日所給射手雜具之殘、今日自府進入所請取也、昨日淸景皆可請取也、太以懈怠、奇怪也、　六日丁巳、此日進府眞手結也、未刻許、大將爲見物向馬場、乘藤宰相定能卿車、依爲密密儀、先例召人車也、元永召宮內卿忠長朝臣車、(御車同)公卿車、先例雖不詳、案事理不可有其難、仍所用也、大將著冠直衣、與侍從良經同車、(侍從著布衣、薄靑縫合狩襖、白生單衣、濃紫奴袴、)女院女房、余女房、須以見物、(女院御方三兩、余方二兩、但無各別之儀、混合兼用、依女院仰也、)出車五兩、(一車左中將泰通朝臣、二車左馬權頭宗雅、三車左少將兼宗、四車右兵衞權佐盛定、五車右衞門佐隆雅、一兩別共侍各二人、衞府內舍人瀧口上日衆等相交、女院侍中衞府不足、仍余侍兩三倍加之、)各出衫袖、(様々縫重也、但不著打衣、表著只裳唐衣許也、)殿上人已下君達諸大夫等、連車扈從、又大將共侍三人、(左衞門尉眞成、右衞門尉式國、右馬允秦粮、各襲重代也、)路頭行列、先出車、(依爲女院及余方女房也、若大將方女房見物之時、出車可在大將車後、無人車前、)也、次大將車、次殿上人等車、次諸大夫車、(但諸大夫、頗引離本所參也、)到馬場、副上手埒立並車、此時大將車立北、其南出車、及共人次第立並也、共諸大夫等、季長、行賴等朝臣以下、下車列居大將車邊、是元永例也、(重仲朝臣已下、參御車邊云々、)凡見物之輩、車馬成市、皆立下手埒方云々、年預中將隆房朝臣、少將實明等著行之、(嘉保元永共、殿上人所著行也、)秉燭以前事訖歸來、未有如此早速事訖例云々、今日有所勞之上、有所思不見物、嘉保(眞手結日)元永(眞手結日)殿下(〇藤原忠實)共同車御見物云々、但元永眞手結不然也、馬場儀、(傳聞記之)先大將殿職事、及下家司、次五位等、(各交名在奧)參馬場、(先例五位家司同參入、今度無可參之輩、仍只職事參入、)次大將殿渡御、立御車於埒西、(三的北三四丈程、東面立之、左近馬場儀、當三的立之、今隨便頗立上之、御車頸木可懸埒之由、雖頭淸景令申、然而被立榻之云々、)諸大夫等、列居御車左右、御車南去一許丈、立出車五兩、其南立御共人車、(已上乍懸牛立之)次中將隆房朝臣、少將實明等參入、昇自乙殿屋南沓脫著座、(隆房當第二間著奧座、實明當第三間著端座、)次將曹淸景、(頭屬)指笏持參射手交名(納筥)覽、幷硯筥等、置少將實明前、次將曹中臣近武(年預)著座、(褐衣襖袴帶劍持笏)次本府居將饗、(官人役送、朱漆高坏、)次大將殿職事著座、次射手揚馬、(次第不同、先例次第上之歟、)府生下毛野武春、秦重房、同兼仲、番長播磨貞弘、(院)下毛野敦直、(右大臣殿)秦兼重、(大將殿)同恒久、同公次、近衞秦兼秋、(院)同兼茂、(右大臣殿)同兼助、(同小男是也)下毛野武宗、(大將殿)下毛野厚文、(同)中臣近行、(同)下毛野敦久、(同)同武依、(同)中臣忠友下毛野厚近、將監中原資淸、

已上廿人揚之、右大臣殿大將殿等御隨身、各賜御厩馬上之、

嘉保十八人揚之、其後左右近衛騎射、有及廿人之例、今度如此、人以爲奇代云々、

次射手等多申障、各解胡籙留行縢等、上括跪乙殿屋東庭申之、隨年預將命退入、（一切不被免障云々）

次立的、（院御隨身、先例不懸之由、清景申之、）一的、右大臣殿御隨身、（近衛秦派茂立申、番長下毛野敦直懸）的、二的、大將殿御隨身、（近衛下毛野武宗立申、番長秦派重懸）的、三的、本府番長役之、

今日關白隨身不參、縱雖參不可役之、自下可勤仕之故也云々、清景申此由、案事理不可然、如此之役、自上可勤之、闕如之時、可及府者歟、但可尋先例、

次持簡府生出居胡床、（乙殿屋北方、向西著之、）此間隆房朝臣、加著端座、次各射之了、（可射之輩十三人、而十一人射、大將殿還御、仍殘兩三人不射之云々、）

武春、兼仲、兼秋、（院）恒久、（於一的上落馬、殆及絕入、）敦直、（於一二的間落馬、）重房、武宗、（作三的中、）敦文、（落馬、）兼茂、忠友、敦近、

此間大將殿還御、（于時日既沒西山、）次舞求子、（府者六人立之、須射手等立也、而求子出、或又雖作、不與陪立云々、尤違例也、不足之時、所召加府者也、）次物音、此間本家居穩座饗、（沼之林歟、黑柿机、）次五位四人（貞光、重基、貞親、忠廣、）役之、次一獻、（上野守顯高勤之、當座上萬也、）次五位盛俊、（座）次二獻、（派親取之、進出之間、）次將示可持還之由、仍不及三獻云々、次次將祿、（各白大褂一領、兼親、國行等取之、下家司等手長、）六丈絹十五匹、麻布百段、（已上貝數、元永例也、）兼渡年預近武清景請取之云々、

六七番射之間、鬪諍出來、然而無程和平、其後四五番射了還御、不待事訖、元永記云、半訖程還御云々、

乙殿屋鋪設、年預近武沙汰云々、又有射手平張、本府沙汰也、

後聞左大將（藤原實定）被見物、諸大夫一兩、列居車邊、殊不被忍云々、左大將、見右衛騎射、時人定有呀言歟、於密々者、又不可憚、頗顯現之條、可有用心歟、又院右番長播磨貞弘、與同下臈秦清景（派清二男）聊口論、（號闘諍、即是也、）其間大將番長兼重（清景）頗有加言云々、太以奇怪、然而不及殊事云々、今日御共人々、

前皇后宮亮季經朝臣、中務權大輔經宗朝臣、右馬權頭基輔朝臣、左馬權頭宗雅、前讚岐守重季、治

部大輔季信、右少辨兼忠、宮內權大輔祐綱、右兵衛佐親能、少納言仲家、

治部卿顯信朝臣、右兵衛權佐盛定等、雖領御狀、臨期故障出來不參、

前和泉守季長朝臣、大宮前大進行賴朝臣、前皇太后宮大進季廣、筑前守貞俊、散位保行、散位信光、

左馬助正網、對馬守親光、散位仲資、

參馬場輩

職事上野守賴高、散位兼親、前豐前守能乘、（奉行）左馬權助國行、但馬權守長俊、

下家司親次

次五位（貞光、盛俊、重基、忠廣、貞親）

立求子輩、（侍府生也）刑部友貞、伴國延、安部定行、藤井氏安、物部友次、藤井國兼、

吹物音樂人

拍子府生三宅守正、府生豐原行元、篳篥府生安部季、

出車前驅侍　一車（左兵衛尉忠久、內舍人定景、）二車（右兵衛尉重行、瀧口能時、）三車（右馬允成行、武者所重滿、於女院被准有官、仍在瀧口上、）四車（右馬允保憲、瀧口友次、）五車（內舍人親貴、女院上日信親、）射手、御共侍、進出車人々、已上交名見端、

〔玉海〕養和二年五月六日乙亥、此日右近府眞手結也、大將（○藤原兼實）職事三人並祿（大褂二領、絹十五疋、布百段、）饗等遣馬場、又遣馬四五匹、如例、及晚有其儀、大將隨身二人之外、一切無揚之者云々、公時少將一人著行云々、有勸盃云々、府饗須以大粮米本府可沙汰也、而依申無用途由、大將沙汰送、頗非例也、

〔玉海〕文治三年五月三日甲辰、此日左近府騎射荒手結也、少將知光一人著行之云々、今朝被行賭胡籙等、損亡之分五六具許調具、召本府廳頭久直下給之、初任之時、皆悉調之、召射手等給之、初任右大將之時如此、今轉任之最初、先例不必然之由久直所申也、又舊記之中無所見、仍召府沙汰者所賜也、今日不遣大將（○藤原兼實）家司職事於馬場、眞手結日所遣也、騎射雜具事、大將年預長房、日來奉行、依所

勞、今日不參、與奪職事經泰云々、入夜本府持來手結、先大將見之、次令覽余、(○藤原實家)見畢返給、大將加封返給之、如例云々、

〔明月記〕建久七年五月五日、申時著束帶向馬場□□□□□□□取寄兼書之、病氣惡雖不快、所扶向也、隨身童、令著賀茂詣裝束、正親町西行、堀河北行、一條東行、去堀四五丈許下車、入自堀西、相尋他將、久景云、中宮權亮、日來領狀、今日稱故障由者、仍著西圓座、(此座以東爲上云々、著之時如此、通宗中將第□□、)前宰相中將立車見物云々、著座了令上幔、(久章上之)此間大將殿(○藤原良經)職事等、著後座、尋射手、各依兼申、大將殿、不申一人著由、□□□遲參云々、及良久之間、且可上由仰□□□適參入物來、皆悉申障、近年流例也、依奇怪、更以使令申大將殿、慥可令奉仕由重被仰、仍下知其由之處、猶不承引、或只騎馬打渡、或馳融、或逐電、不足言也、先是居饗、一獻予一人著之、不及儀式、可被止二三獻由示之、次手結文令請印云々、持來、更卷懸紙令封、封了持來、書名片字返給了、次東遊如形雖了、職事清忠朝臣取祿來、予取之、職事立了、令差寄車乘之、祿即給久景、是又近例也、又西行、堀河南行、相次參大將殿、申入射手次第等了(以人申之)御返事以前退出、依窮屈也、即歸家、

〔明月記〕承元二年五月五日、雨間休、府眞手結、午時許出蓬門、先入正親町(相公)相尋馬場事具否、良久射手等漸參之由告之、中宮權亮、(○藤原家經)又在此向宅云々、適得雨隙向馬場、自猪隈出一條大路、不及幔五六丈下車、入幔西面南一間、自座後著西端圓座、(南面)權亮被來著、(垂車簾)入間如予經後著東圓座、(予云、此座或東上云々、先年隨上﨟與奪東上著了、而後々見舊記、西上之由宜說歟、仍用此說、答云、存西上由也、)廳頭來、取沓給所從、次大將殿職事(有長)來著、(後座)次射手等上馬、(本府三兵等如例)大將殿御馬遲々、及良久御隨身等上之、次武宗(一座)來云、上馬事、以御隨身可爲先、而本府先上之、無謂事也、此條先々且不然、雖有院以下御隨身、本府三兵等相交上之歟、上馬者僅五人許、其中三人申障、一人逐電、一人馳融不射、不足言事歟、皆申障之間私難決、仍以廳頭申大將殿、此事慥可射由下知者、爲隨身等無會尺、皆悉恩免者、大將殿初度、一人不射之由可有其難、仍所申也、歸

來雖被仰奇怪由、御隨身等又參、申所勞顯然由云々、此間示亮令書手結文、先是不待召、進例文之硯、了、權亮自懷中取出續紙、卷取禮紙、更自奥卷返(天)、入硯筥中(筥ト八折敷也)之下方、次移置續紙卷返之、置之摺疊、(引掩袍袖於手上)次染筆置之、次取紙次第書之、書訖奥(へ)乍卷暫置之、次予早可請印歟之由示之、亮更取文加名二字、奥(へ)卷(天)指寄予方、(以文下向予)予取之、廳頭寄硯加名二字卷之、加禮紙給廳頭、廳頭取之請予印封之、歸來即即書名片字(注字也)返給廳頭、取副硯退、次有片舞、先總禮、次穩座之後有之歟、然而依雨氣忩之間不沙汰、次各北面座直、次居膳、(大將殿也)將曹以下役之、次大將殿家司勸坏、一獻(ニテ)可止之由予示之、雨漸降之故也、次撤饗、次有長朝臣取祿授予、泰敏又授亮、兩人共取祿立、家司早退出、並寄車乘之歸了、

〔玉蘂〕承久二年五月四日、今日右近騎射荒手結、右大將(○藤原公經)無見物、但召府年預給物具云々、依初任調給之、

〔明月記〕嘉祿二年五月五日、未時許參室町殿、見參之間不經幾程、府廳頭(久景子)參入、次將一人(八條少將)被著、仍始事之由申之間、依有見物之志、密行向馬場望見、已射了云々、(但一人只親融云々)片舞之間也、但再出舞、(不得心、此舞先々只求于許若駿河舞加歟、)次垂幕、將北面居物、職事相替勸盃、(三獻)次取祿、次少將起座出幄外、職事三人又出、少將乘車、有衞府一人褰簾、(壇下也)隨身袴蘇芳色、薄紅梅之袍也、未見色也、不知其由、見了歸家之後、持參手結文、(結下付如泥障切物、是恒例也、)披御覽、下(ニ)垂(天)書之、被進大將殿(○藤原教實)御方、如本加封、其上書封字可返給之由被仰、中少將皆悉五六度催之、不領狀由、頭中將(○藤原爲家)申之云々、依羽林之餘勢、猶出馬場、老狂之數奇歟、

〔深心院關白記〕建長八年五月四日、府荒手番、少將守資朝臣參行、射手余隨身之外、府者不參、但關白隨身一兩人可參云々、鞍以下物具送府、馬五匹引送馬場、關白家馬同被引送、夕府者持來手結文見了返給、(加封引墨)

手結停止

〔長秋記〕元永二年五月六日、依所勞不著右近騎射、少將宗能朝臣一人著之、府生忠近傳大將〇藤原家忠宣云、眞手結日、少將一人著行例不覺如何、申云、少將一人著時申大將、蒙仰後奉行常例也者、日沒後府生忠清□□手結已停止、其故者、本府所納騎射具七具也、其內一具、荒手結日、年預兼重借進射手了、所殘六具、關白殿隨身一具、大將隨身二具、本府二具、今朝分給、而大將隨身、稱鐙損由返送、仍取遣兼重借請物具之處、惜而不返送、因之大將隨身成敎令退出、是關白殿隨身、上馬後事也、仍次將又被退畢、忠清參大將殿申此子細、彼隨身又群參訴申云々、大將宣云、本府官人等、參年預將高亭〇高恐誤勸法可令上者、 七日、府官人重久、忠近、忠清、持來勘狀、披見、以重久令奉大將申云、如此事、著馬場次將可申沙汰也、依不見給不知子細、唯隨仰所召進官人勘狀也、重久歸來云、承畢、但眞手結未行定也、又可被行歟、下官申云、射手上馬後降雨時、雖不射進上射、眞手結用其例者、准彼例被處已行、何事候乎、兩度設爲本府難堪歟、加之關白家隨身已上馬畢、而大將隨身不上馬退出、彼等難隨後催歟、左右可在御定者、其後無音、

〔中右記〕元永二年五月六日、右近騎射眞手結也、少將宗能著行之間、大將隨身不上馬、仍俄騎射止之、若是有訴事云々、

手結延引

〔日本紀略〕三村上天曆二年五月五日癸丑、左近荒手結、

〔年中行事秘抄〕五月騎射事延引例

康保元年五月十七日、今日左近騎射手結也、式日去三日荒手番、五日眞手番也、而依皇后安子御事去月廿九日有事延引、今日一度行兩事、

〔小右記〕天元五年五月五日丙申、左近荒手結、例三日行之、而依臨時奉幣事及于今日、

〔小右記〕長和三年五月三日戊子、終日甚雨、申刻許雷鳴、左近荒手結依雨延引之由、中將資平來言、

〔左經記〕長元八年五月三日丙戌、左近馬場屋、去年顚倒、依雨手番延引云々、 五日戊子、右近荒手結

手結饗祿

云々、先々今日左近眞手結也、而依雨先日延四日、仍次第延引歟、

〔年中行事秘抄 五月〕騎射事延引例

永承二年五月五日、廿一社奉幣、左近騎射延引、大將卿也、同七日行之、

〔中右記〕寛治八年(〇嘉保元年)五月四日、今日左近騎射荒手結也、大殿(〇藤原師實)左大將殿、(〇藤原忠實)密々御覽云々、昨日可有此事也、雖然新大將後、依避日次延引及今日也、仍右又延引者、　十日、右近騎射眞手結也、射手廿餘人者、新大將後、依擇日次式日延引之由、年預中將顯實朝臣所被申也、右大將(〇源雅實)密々見物云々、

〔年中行事秘抄 五月〕騎射事延引例

保安三年五月八日、左近騎射也、是件間、雜物納置小屋、有穢之故也、

〔台記〕久壽二年五月四日庚戌、大將(〇藤原實能)召府官人等、給騎射裝行縢胡籙、(〇中略)今日隆長著荒手番、昨日依雨延引、　五日辛亥、今日右近荒手番、　七日癸丑、右近眞手番、大將(〇藤原兼長)爲見物向馬場、余雖企見物、自今晩女房病惱、(温氣)仍不向馬場、番長兼頼辭立的之間、及丑刻有騎射、未曾有事也、

〔年中行事秘抄 五月〕騎射事延引例

長寛元年五月六日、伊勢奉幣、右近騎射延引、同八日行之、

承安元年五月三日、左近荒手番、依次將不參延引、仍四日行之、

〔山槐記〕治承三年五月十六日癸酉、右近騎射眞手結、少將顯家朝臣著行云々、去六日式日也、于今延引口舍人一人、三兵二人射云々、逐年凌遲如此、

〔明月記〕貞永二年五月己酉、午後甚雨、及日沒有隙、左近眞手結、依雨延引云々、

〔深心院關白記〕建長八年五月三日、府荒手番、依雨延引、

〔小右記〕寛弘二年五月七日甲寅、今日眞手結、依雨及今日、米十九斛、兼日可送由仰、爲信眞人、(四石餅、次十束)

節日騎射式

五石、饗料、大褂五領、絹五匹、（今年射手減、是射手官人等、依勤勤事、不奉仕也、）信濃布百端、送馬場、

〔小右記〕長和三年五月四日己丑、今日令給手結饗料索餅料等、（饗料米十五石、索餅、信濃布十三端、）須給米四石、而家司等申云、以布准給、有何事乎云々、　七日壬辰、今日眞手結、將等祿大褂、官人六人祿絹六匹、物節以下祿九十餘端、送馬場、差遣垣下五位六位、饗料米粥次物等、去四日令給、

〔小右記〕長和四年五月六日乙酉、眞手結也、遣垣下人於馬場、將等祿大褂、射手官人祿絹六匹、射手物節近衞等祿布九十端遣馬場、饗料米前日給了、

〔小右記〕長和五年五月六日己酉、眞手結饗料索餅次料等、兼日令給府、將等祿大褂、射手官人祿絹六匹、物節已下布八十五端遣馬場、用穢外物、稱觸穢闕例事、依可無便耳、又差遣垣下人、

〔左經記〕長元元年五月十七日辛亥、左近將曹延名來、語云、去三日府手番有定、（○中略）大將依御重服、雖給饗料米十五石、不給被物等、是依先例所被行云々、（去天暦四年、小野九條殿兩殿共、不出祿饗料等、而給饗料之旨、依何所被行哉、）　十八日壬子、左近將曹久遠來向云、手番日騎射了、射手官人以下、並拜亞將達、（官人一列、物節以下一列、在後、共西上北面、）一次有東遊、（舞人之以上射手六人、皆稱衣胡錄、可然官人以下歌笛云々、）次大將被物以下（將、大將家司取祿奉授云々、）而今年無如此等事、依大將御服也、先例御服時、不給饗料、而被宛給云々、不知其善惡者、

〔定家朝臣記〕康平五年五月五日、左近手番也、從將軍殿（○藤原師實）有被送饗祿、

饗（中少將料、射手料、仰政所令調進之、垣下諸大夫六人向之、）

祿（中少將白褂、將監二匹、將曹府生一匹、番長四段、府掌案主三段、近衞二段、）

〔公事根源（五月）〕五日節會

天皇武德殿に出御なりて宴會を行はれ、群臣に酒を賜ふなり、（○中略）其後騎射の事あり、大將射手の奏をとる、左右近衞馬に乘て弓をいる、これをむまゆみともいへり、推古天皇の御宇よりはじまる、今はたえて、いく代にか成ぬらむ、

〔内裏式中〕五月五日觀馬射式

前一日、所司供張（供張之儀、所司存、）於武德殿、御座南去一許丈北面、設皇太子座、又南去五尺許東西面、設親王以下參議以上、非參議三位以上座、（親王東面、諸臣西面、）其日未明、中務省、置尋常位於庭中、兵部省、置奏事位於埒東門南掖、又東南去二丈許、置兵部卿位、南去一許丈、置大輔位、又南去一許丈、置少輔位、所司設御饌并上下群臣饌、如常節、平明皇帝出宮、就御座、諸衛服中儀、警蹕侍衛如常、訖諸衛共著胡床、（左近衛陣於殿庭前右、及殿南邊西後、右近衛陣於殿庭前左、及殿北邊西後、左兵衛陣、在左近衛陣東南差退、右兵衛陣、在右近衛陣東北差退、左衛門、陣於埒東馳道南、右衛門、陣於埒東馳道北、〇中略）其內藏寮取菖蒲机出、後兩大夫（一人四位、一人五位、各令馬從持纓一枚、納緋帶、〇馬從一本作馬子、）騎馬、入埒出自東門、在前、四位就奏事位、在後、五位南去二許丈平頭執纓、隨馬至奏、（四位奏騎者官姓名、五位奏馬所出國及毛色、）左馬寮五位以上一人、騎馬在官馬前而行、（寮大夫者、不在被奏例、）馬度訖、右馬寮五位以上一人、在後而行、奏事大夫、還入埒裏、相次北度、（四位在前、五位在後、）訖兵部卿大少輔、騎馬列進、（卿在前、次大輔、次少輔、各令持纓、與上同、）各就行立位、卿進就奏事位、執纓奏云、兵部省申久、五月（乃）五日（爾）、五位（與利）以上若干人等（乃）進（禮流）走馬若干匹進（禮樂久乎）申給（波久止）申、（無勅答）訖還本位、次大輔進就位、丞一人、騎馬率走馬而進、大輔執纓、奏親王以下、及五位諸王、四位諸臣以上、姓名并馬毛色等、其詞云、其姓名（我）其毛馬、訖還本位、少輔進就位、奏五位諸臣姓名、并馬毛色等、訖皆入埒北度、（自上而出度）丞一人、錄二人、率史生一人、趨自兩衛門陣間、取版位還、亦丞錄各一人、率史生二人、趨自埒中北度、侍右兵衛陣東北側、（謂埒西也、掃部寮預立床子、）記衛府馬藝能不、共取版位還、乃丞錄等、自埒中度之後、兩近衛將曹各一人、率近衛各四人、出自西埒門、（將曹復立埒門左右、）閉東埒門、訖、次閉西埒門、引還、左近衛、先懸的射之、諸衛以次射訖、奏事大夫、左右馬寮、以次還訖、令群臣馬競馳、別遣兩近衛次將各一人、勾當其事、兵部錄一人、史生一人、內豎二人轉奏、錄立右兵衛陣後、史生立埒西北頭、並執纓、內豎立庭中、在馳道北邊、奏訖兵部卿以下以次引還、雅樂寮奏音樂、日暮上下群臣、各於先拜處再拜退出、車駕廻宮、

〔内裏式中〕六日觀馬射式

早旦御武德殿、警蹕侍衛如常、諸衛無儀服、殿上座饌等、具所司式、皇太子出入如常、但大臣以下升降、自南東階、又謝座謝酒等如常、出入之道、用內豎幕北、今日無六位以下座、參議以上於東廂西面北上、四位以下於南廂北面東上、先選左右馬寮駿馬各十匹、令左右近衛騎之競馳、當第三的南建標木、(到此標木下、定馬遲速、若持者、終而更始、)大舍人寮、用去年五位以上走馬所負物、穟熟食充此日饌、時左右近衛、左右兵衛等、各著下儀騎馬度、先射五寸的、次六寸的、爭種々馬藝、次春宮帶刀五六人、射五寸的、或勅內豎一二人、令試射、訖(今日拜謝等、與五日同、)日暮迴駕、

〔儀式八〕五月五日節儀

前一月、左右近衛左右兵衛等府、各試練騰射人、造簿移兵部省、前十日、太政官、以走馬結番文賜兵部省、兵部省、更寫一通、令省掌送侍從所、前七日、車駕御武德殿、覽閱御馬、(謂奉駒、)前二日、早旦四衛府、就木工寮、各請騎射料的、前一日、所司供張於武德殿、御座南去一許丈、北面設皇太子座、又去南五許尺東西面、設親王以下參議以上座、(親王東面、諸臣西面、)兵部丞錄、率史生省掌等、至埒下立標、自埒東門南掖南去一丈五尺、更東去二丈、立奏事標、南去二丈五尺、更東去三丈、立卿行立標、南去一丈、立大輔標、南去一丈、立少輔標、自右兵衛陣東側去埒五尺、立點騎射中不標、(錄奏走馬、亦就此標、)自兵部省幄南端東去二丈五尺、立奏五位以上走馬史生標、自武德殿東面南階南端東去六丈、立親王標、東去大臣標、東去立大納言標、東去立中納言標、三位參議非參議三位、王四位參議、少退在此列、東去四位參議標、東去王四位五位標、東去臣四位標、東去五位標、(相去各六尺、)自六位幄東端東去三尺北向、六位標、南七位標、南去八位標、南去初位標、南去無位標、(相去各五尺、)當日寅一刻、兵部省輔以下就座、(掃部寮、預設座於八省院西廊、)點檢五位以上、未明中務省、置尋常版位於庭中、彈正忠巡察以下、就朱雀門西仗舍座、糺彈非違、(南面東上、)兵部錄、率史生省掌等、計列五位以上所貢走馬、所司設御饌幷上下群臣饌如常、平明皇帝、御武德殿、諸衛服中儀、警蹕侍衛如常、諸衛共著胡床、(左近衛、陣於殿庭前右、及殿南邊西後、右近衛、陣於殿庭前左、及殿北邊西後、左兵衛陣、在左近衛陣東南差退、右兵衛陣、在右近衛陣東北差退、左衛門、陣於埒東馳

道南、右衛門陣於埒東馳道北、先是四衛府官人、率舍人等、到左右馬寮、裝束、左右近衛官人各二人、著皂緌、緋布衫、金畫絹甲形、布冑形、白布帶、橫刀、弓箭、行縢、麻鞋、近衛四十人、皂緌、緋大纈布衫、其頭二人、紫大纈細布甲形、白布帶、橫刀、弓箭、行縢、麻鞋、左右兵衛官人各二人、皂緌、綠貲布衫、金畫細布甲形、布冑形、白布帶、橫刀、弓箭、行縢、麻鞋、兵衛十人、皂緌、緋大纈布衫、其頭一人、紫大纈細甲形、丹畫布冑形、白布帶、橫刀、弓箭、行縢、麻鞋、其立的近衛、黃袍、不帶弓箭、乘輿御殿之後、騎馬陣列而行、左右馬寮頭、各列近衛前、諸衛舍人、以次向馬埒、兵部輔已上、共起到馳道南側、西面北上列立、史生一人、執大札進、北面唱計、五位以上稱唯、當鐰前北面列立、于時左右馬寮允以上各一人、取走馬簿進御監、御監付內豎奏之、

○中略內藏取菖蒲机出、畢奏事大夫二人、一人四位、一人五位、各令馬從執中入蒔袋牘一枚、駕馬入埒內、北行更出自東門、四位先就奏事位、次五位南去二許丈、平頭而執牘、隨馬至而奏之、四位奏騎者官姓名、五位奏馬所出國及毛色、左馬寮五位以上一人騎馬在前而行、不在奏限、右馬寮亦同、度馬畢、右馬寮五位以上一人、在後而行、奏事大夫、還入埒內、以次北度、四位在前、五位在後、次兵部卿大少輔、亦入埒內、進出自同門、各就行立標、卿在前、次大輔、次少輔、各令取牘同上、立定、卿進就奏事位、取牘奏云、奏事之間、馬從取轡、就奏事位者、直向西北就、復本位自列後就、兵部省申久、五月五日節、五位以上若干人等乃進禮留、走馬若干疋進禮乎樂申賜波久止申、無勅答、訖復本位、次大輔進就位、丞一人騎馬、率走馬而進、大輔取牘奏、親王以下、及五位諸王、四位諸臣以上、姓名馬毛等、其詞云、其司乃其朝臣我其毛馬、親王稱其官親王、訖還本位、少輔進就位、奏五位諸臣姓名、幷馬毛等、其詞云、姓名我其毛馬、訖以次入埒、北度自上而出、就幄座、丞一人、録二人、趨自馳道南側、撤版退出、一番丞録各一人、率史生二人、趨自埒中北度、侍右兵衛陣東北側、謂埒四、掃部寮預設床子、記左近衛府馳射者中不訖、一番丞録等、自埒中度之後、左右近衛將曹各一人、率近衛各四人、出自埒西門、將曹留立埒門左右、閉埒東門、訖亦閉西埒門、引還、左近衛、先懸的射之、其立的者、擇近衛容貌端正者九人用之、諸府准之、亦射訖、二番丞録以下、相替記右近衛中不訖、三番丞録以下、相替記左右兵衛中不訖、奏事大夫、左右馬寮頭、以次而還、録率史生省掌等、各騎馬執番札至埒北頭、隨次唱計群臣所貢走馬、訖令競馳、有勅遣左右近衛次將各一人、勾當其事、兵部省録一人、史生一人、內豎二人、轉々奏之、録立右兵衛陣後、史生立埒西北頭、並執牘、內豎在馳道北邊、史生先奏、録相承、內豎亦相承、二三番、以次相替奏之、訖兵部卿以下丞以上騎馬、次引以還、

雅樂寮奏音樂、日暮上下群臣各々於前拜處再拜退出、車駕還宮、

六日儀

其日早旦、御武德殿、警蹕侍衛如常、諸衛服下儀、殿上座饌、皇太子及親王以下升降、幷謝座謝酒等如常、出入之道、用內豎幕北、參議已上、於東廂西面北上、出居侍從四位以下、於南廂北面東上、自餘四位五位、著庭中幄座、(此日無六位已下座、)先是左右馬寮、各擇細馬十匹、宸儀御殿之後、兩寮頭、各以御馬簿進御監、卽奏覽、令近衛各十人競騎、左右近衛將監各一人、率近衛等來、當第三的南建標、(到此標下定馬遲速、先是雅樂寮、率雜色人執標戈二竿、候馳道南埒下道、)訖頭已下、從殿後廻到於埒北頭、左右近衛中少將、與寮頭助共監之、將監允屬各一人、率馬醫就埒南頭標下、注勝負丈尺、寮官各一人、立埒北頭左右奏馬名、其詞云、其牧若干、其毛御馬、(若有臣下貢、隨卽稱之、)內豎傳奏如五日儀、競馳畢還寮、近衛兵衛官人、率舍人等到馬寮裝束、(並著深綠布衫、錦□衫□橫刀弓箭、行騰麻鞋、)各騎調馬、陳列向馬場供奉、先射五寸的、(近衛府六人、兵衛府各四人、)次六寸的、並當府判官、立殿前奏射者夾名、其立的者同五日、(但著青摺衫、)次春宮坊帶刀舍人十人、射五寸的、次諸衛雜戲、

〔延喜式十一太政官〕凡五月五日、天皇觀騎射幷走馬、辨及史等、檢校諸事、所司設御座於武德殿、是日內外群官皆著菖蒲鬘、諸司各供其職、

〔延喜式三十大藏〕五月五日節

騎射、近衛兵衛祿者、每中一的、給布一端、

〔延喜式三十八掃部〕五月五日、武德殿設御座幷親王已下參議已上之座、又御膳所立輕幄、肆鋪設、

六日裝束同牽駒日儀、

〔延喜式四十五左右近衛〕凡騎射人、於本府馬場敎習、其歷名移兵部、前節一日、同移馬寮、又前節七日、車駕幸射殿、試閱御馬、訖將監已下總廿人、便供騎射、(官人綠布衫、近衛青摺衫、兵衛准此、)當衛判官一人、立殿庭奏射手姓名、五日質明、各就馬寮騎馬陣列、共進馬場、官人二人、著皂緌、緋布衫、金畫絹甲形、金畫布冑形、白布帶、橫刀、

弓箭、行縢、麻鞋、近衛四十人、皂緌、緋大纈布衫、(前後各一人、紫大纈、)細布甲形、銀畫布冑形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、(衫請内藏、横刀緒布帶請大藏、並四月十四日以前奏請、事了便給、唯大纈衫、返上内藏、其甲形冑形、永收本府充用、)

凡騎射近衛、隨中的數、賜祿、(數見兵部式、)兵衛准此、

凡騎射的百廿六枚、受木工寮、但駒牽幷六日的、當府備之、

凡騎射立的者、簡近衛容貌端正者九人用之、著黃袍、駒牽及六日、並著靑摺衫、

凡五月六日騎射、官人近衛總十人、(六人五寸的、四人六寸的、)並著深綠布衫、錦甲形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、其交名、當府判官、立殿前奏之、訖供雜戲、(兵衛准此、)

〔延喜式四十七左右兵衛〕凡五月五日騎射、官人二人、皂緌、深綠貲布衫、(佐著緋布衫、)金畫細布甲形、金畫冑形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、兵衛十人、皂緌、緋大纈布衫、(其頭二人、紫大纈、)丹畫細布甲形、冑形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、(横刀緒請大藏、)

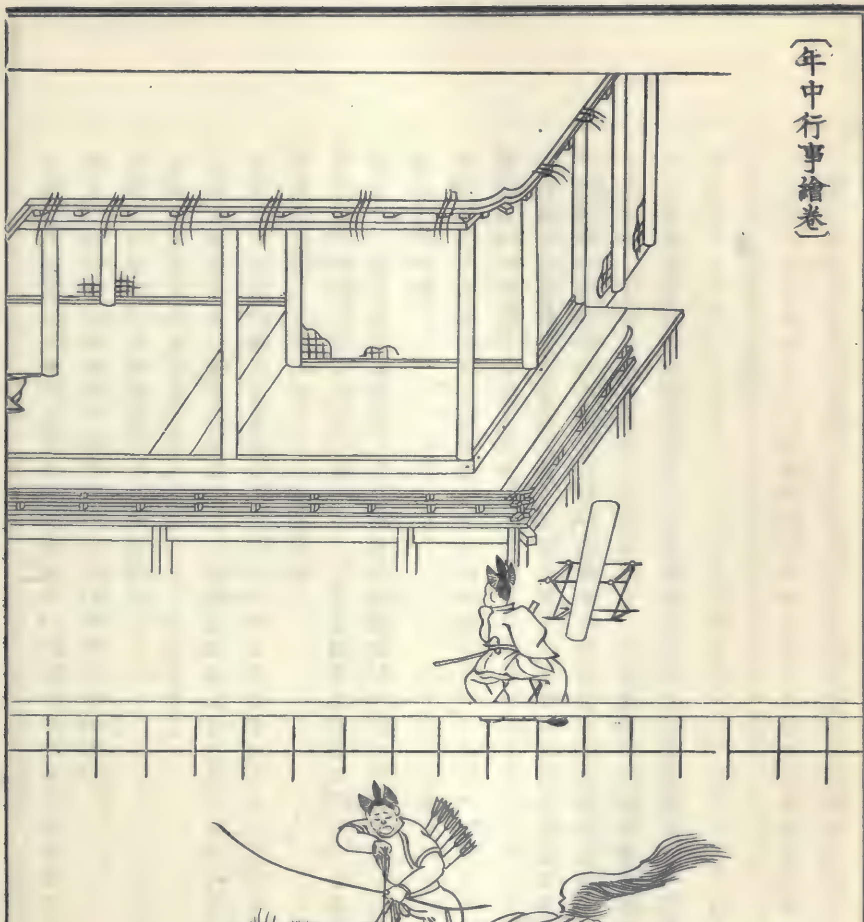
凡五月六日騎射、官人兵衛總六人、(四人五寸的、二人六寸的、)

〔延喜式四十八左右馬寮〕五月五日節式

右當日早朝、鞍簡定馬、授二府騎射官人、率舍人到來裝束、居駕幸武德殿、左右各以奏文附御監、(一寮奏、載射手官人以下官姓名、一寮奏、載所出之國毛色、左右隔年互奏、)其後騎馬陣列而行、寮五位以上官一人、騎馬在前、諸衛射人、皆以次列向於馬場、御馬度畢、右五位以上官一人、在後而行、其所須裝束料物、匹別結額髮料緋絲大二分四銖、鞦鞚料調布四尺二寸、表腹帶料七尺、馬幷舍人名札二枚、帒料緋油絹二丈、裹絹等、經奏請之、

同月六日競馬幷騎射式

右當日早朝、鞍細馬十匹、(雖有騎馬、不載駒牽奏文、莫預此例、)車駕幸武德殿、登時寮頭、以御馬名簿進於御監則傳奏、寮官率近衛十人、令騎細馬、卽以次度、度畢頭以下、從殿後至於馬出埒下、左右近衛中少將、與寮頭


年中行事繪卷


馬場殿

助、共令競走、左右寮允各一人、立馬出埒左右側、奏馬名、詞云、某牧若干、某毛御馬若干、有臣下貢者、同上條、內豎傳奏、左右近衞將監、左右馬寮允屬各一人、率馬醫就馬留標下、注勝負丈尺、競走畢還寮、近衞兵衞官人、率舍人等到來裝束、而騎調馬、陣列向射場、騎射訖、諸衞更亦騎御馬、供奉雜戲、

〔西宮記五月〕六日、幸武德殿、

天皇服青色袍、天曆九年、移隱座之間、改赤色、乘輿欲入埒門之間、左右騎十列立三的末、諸衞著青摺、諸衞將著弓箭靴裝束、同駒牽日、進鈴奏、十列歸入、天皇御殿之後著𩊱、王卿著𩊱、經殿南屏幔外、就坤角𩊱、右大將渡階下著之、侍從以下六位以上、經左仗南引退、諸衞列立胡床子、閉埒門、左右將曹、率近衞四人、出自本陣、閉西埒、左右衞門志、命門部四人、令閉東埒、諸陣居、天皇御高座、內侍召人、內辨不昇、在謝座之列、諸陣起、太子昇、出自休息𩊱、昇自南面東階、謝座酒如例、王卿以下列立、出自太子𩊱南、左右近陣東南、天慶七年、出自左近陣北頭、列立庭、參議以上一列、侍從重行在後、貫首者當西埒門南腋西去二丈、西面北上、五位已上、出自𩊱座列立、謝座謝酒、侍從厨別當少納言、把空盞出自南屏幔下、進自左近陣北頭來、相跪授貫首者、還立本所謝酒、了少納言受盞還退、王卿以下出居侍從著座、經左仗北頭、昇自南面東階著殿座、近衞次將最後昇、侍從著𩊱座、諸仗居、內膳供御膳、主膳供太子饌、大膳賜臣下饌、侍從厨別當少納言以下率內豎羞饌、造酒主水候階下、御監奏御馬奏、左右馬頭、插御馬奏候南階下、左右御監、取之昇殿、付內侍奏、著本座、延喜十七年、左大將不參、右大臣相兼奏、天慶七年、左衞門督顯忠、執左奏入自母屋北間、到高座坤角跪、置弓付內侍、天曆九年、以右奏自御後給左大將、於府幕改定、左右十列立、近衞乘之、臨時官人乘上間不乘、昨負馬王卿以下獻錢、王卿下殿、諸大夫起座、非侍從獻錢者、留侍從𩊱、各二百文、付削木、進自屏幔南、經左近陣北頭、於殿東南邊去二丈、北面西上列立、一人當殿巽柱、天覽了、在堂上、上卿云、賜內豎、貫首人稱唯、甫顧、召內豎二音、內豎唯來、受付侍從厨了、王卿昇殿、復座、去年負馬王卿以下、執侍從厨獻物列立、或無獻物、進自左近陣南頭、列立庭中、當東廂南一間、四位以上一列、內豎一列、重立北上、在室上、上卿問云、何物、貫首者進云、侍從厨獻御贄各稱物名、枝物不稱、上卿云、賜膳部、貫首稱唯、進乾角一二步、召內膳部二音、內膳正、於右近陣邊唯、率膳部等運來受、非參議渡馳道付之、參議以上退還、自左近陣北頭昇殿著座、建勝負標、雅樂建之、遣勅使、上卿起座、奏可遣勅使由、詞云、某遣馬出勅使、某遣標勅使、四位一人、五位二人、用中人、四位一人、五位一人馬出、五位一人標、勅許了、上卿令內豎召侍從等、出自𩊱座、經左仗東頭、進殿巽角壇下、北面西上列立、上卿起座、臨巽角𩊱北面、仰云、某朝臣某罷馬出勅使、某罷標、侍從唯、各向某所、馬出使、經殿後右近右兵衞陣間、向馬出、標使自左近兵衞陣間向、雅樂允、令立大鼓等、加鉦、允一人、令持之、自埒下度馳道、經右衞門陣西頭、允留立埒東、持鼓者、越埒置鼓、允以下引歸、三獻後、天皇御東廂、暫入、更出御、內侍二人、置御劒箱等、王卿已下、跪候座下、太子以下參議以上、就草墪座、太子以南面西階為道、大臣候御前、次將一人、以圓座置御座巽角七許尺、或先置圓座、次將依仰召大

節日騎射例

（臣、居簾靈、）左右馬允出立（自埒北方執旗毯出、立右兵衞陣東左埒、西右埒、內豎二人、自北方毯出立埒西、騎道北邊雙立、左右馬允奏御馬生牧、次第毛色、內豎轉奏、）左右近衞府生著胡床（各一人、起陣毯立埒西邊、各一許丈、跪置弓、拔箭著胡床子、左立騎道南、右立毛申內豎北、近衞各一人給胡床、）掃部撤殿上床子、此間競馬（隨勝負剩舞、頁負、）方（勝者剩、坐右馬允、每度相替、又負方騎馬先出、奏手下手、左右相迎、）馳了、（當日有賞馬者、不加賞加十列、）雅樂奏音樂（於埒東、奏龍王納蘇理類、）勝方王卿拜（參議已上經左近陣北頭、列立、於版位南面北上、再拜、拜舞了復座、有酢餘馬者、令騎、非侍從便著侍從座、）雅樂官人撤勝負標退還（官人一人、使部二人撤之、）左右大將奏四府奏（殿下執奏之、帶刀大夫奏之、或右將、有相撲之例、）四府射手（左右近、五寸六人、六寸的四人、左右兵衞五寸四人、六寸的三人、著深緋布衫錦甲形、）五雜戲（高的施的立後騎者、伴四夫婁移宅雜具、以驗爲兒從者、童子等以板弓行射主人、）帶刀等（淺標染上、以露草畫小松形爲衣、）北度（左近將監、持旗毯出自陣、去西埒門南腋西一丈立、左近衞一人、持胡床走至立之、退還、次的立兵衞六人、駕丁六人、持五寸的等、各毯到立之、）左近射五寸、次六寸、次種々雜藝、將監一一奏（雜藝不奏名、帶刀五寸、或依仰左近陣、帶刀射、左近便懸的進、一人執旗、自左近陣南、到將監胡床下、射了、還入、近衞取胡床、）奏將監退、三府射、（如前、）左右門部衞士撤却西埒（起自陣前立、走進東埒撤西埒、南北限左右兵衞陣、兼切儲、）掃部寮以籌合穴、木工寮官人、以丈尺正立球門（出自左右近陣後、西面列立、自版位各南北分打、木工在前立球門柱、版南北各十五丈、兩柱各二丈、）主殿打水、次將置球子（內匠寮置球子二十九、楊宮置机上、候殿南邊、次將執之昇殿、置大臣座前、）左將監執版位（置南面東、階壇上、）打球者四十人列殿前再拜（左右近官人以下、各十五人、兵衞官人以下、各十人、爲二番、各率左右御馬、進自左右近陣後、經球門東邊列、拜了騎馬、共進階下、大臣投球、隨則爭打、一番打間、更二番率左右兵衞陣前球、球二度之後、次番騎馬進、衣冠如唐人、）雅樂寮擧幡奏樂、（天曆九年、左近執纛幡者十人、自本陣毯列立埒右方、執幡未出之間、有勅停打球、裝束同打球者、不著魚形纛幡、左赤右黃、左右纛幡各十人、左傍埒列立騎道南北、從騎擧幡、擧幡之時、雅樂出幄、相分列立埒東騎道南北、見擧幡奏樂、唐在南、狛在北、球子南走、則奏打球樂、北走則奏退聲、入球門、則各亂聲、）日暮入御、王卿列立、還宮間、雅樂且行、奏蘇芳菲駒形等、（到宜秋門停止之、）

〔日本書紀二十四皇極〕元年五月己未（五日）、於河內國依網屯倉前、召翹岐（百濟使）等、令觀射獵、

〔日本書紀通證二十九〕令觀射獵（端午騎射之始）

〔續日本紀九聖武〕神龜元年五月癸亥（五日）、天皇御重閣中門、觀獵騎、一品已下至無位、豪富家及左右京、五畿內、近江等國郡司、幷子弟兵士、庶民勇健堪裝飾者、悉令奉獵騎事、兵士已上、普賜祿有差、

〔續日本紀十聖武〕神龜四年五月丙子（五日）、天皇御南野榭、觀飾騎射、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年五月丁巳（五日）、天皇御重閣門、觀騎射、召渤海使史都蒙等、亦會射場、

〔類聚國史 七十三歲時〕延曆十四年五月辛未、（○五日）御馬埒殿、（○馬埒殿即武德殿）觀騎射、

〔日本後紀 二十一嵯峨〕弘仁二年五月戊戌、（○五日）御馬埒殿、觀馬射、

〔類聚國史 七十三歲時〕弘仁七年四月乙巳、（○十日）右大臣從二位勳五等皇太弟傳藤原朝臣園人、上書請停今年五月節、不聽之、　五月庚午、（○五日）御馬埒殿觀馬射、

〔類聚國史 七十三歲時〕弘仁九年五月戊子、（○五日）御武德殿觀騎射、

〔類聚國史 七十三歲時〕天長元年三月丁巳、（○八日）詔曰、朕以不天、幼罹哀疚、未奉懷袖之敎、已違勤斯之思、歲月崢嶸、其積久、音塵眇邈、不能逮、瞻紫極以摧屠、望白雲而殞越、雖愼終之道、禮制有限、而追遠之悲、胸襟无洩、其五月四日者、皇太后、（○淳和母后藤原旅子）昇遐之日也、何隣忌景、逞恣良遊、五月之節、宜從停廢、夫拉絕窺覦、理資武備、防閑姧宄、實屬戎昭、國之大事、不可爲闕、思欲依舊事以閱人徒、是則居安慮危之道也、卿等宜議奏聞、　乙亥、公卿覆奏言、玄功播氣群生、莫貴乎人、紫極提衡聖德、詎加於孝、伏惟皇帝陛下、情深罔極、事切終身、對飄風以无忘、瞻寒泉而永慕、爰臻忌月、停此娛遊、凡厥群臣、不任悽感、但馬射之道、於武尤要、冀北龍駒、不調則難馭、山西猨臂、資習而增氣、奇哉、夫九月九日者、所謂重陽也、龍沙飄宴之辰、馬臺高賞之序、風至時涼、馬肥人暇、古之王者、多以茲日有觀馬射、伏望乘此良節、以臨射宮、臣等請奉詔、付外施行、

〔日本紀略 淳和〕天長五年四月辛巳、（○二十七日）御武德殿覽馬射、

〔類聚國史 七十三歲時〕天長六年四月丙子、（○二十七日）御武德殿覽馬射、　丁丑、（○二十八日）御武德殿、

〔類聚國史 七十三歲時〕天長八年四月甲午、（○二十七日）皇帝御武德殿覽騎射、

〔類聚國史 七十三歲時〕天長九年四月戊辰、（戊辰、恐戊子誤、戊子二十七日、）御武德殿覽騎射、雅樂寮奏音樂、中夜乘輿還宮、

〔續日本後紀 一仁明〕天長十年四月戊寅、（○二十一日）天長元年有詔、廢五月五日節、爲隣近皇太后昇遐之日、

節日騎射延引停止

也、但事在練武、不可闕如、所以改用四月廿七日、至是太政官論奏、停彼權制、仍舊宜遊、許之、　五月辛卯、〇五日天皇御武德殿、觀馬射、　壬辰、亦御同殿、閱覽種々馬藝、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年五月乙卯、〇五日天皇御武德殿、閱覽四衞府馬射、

〔續日本後紀十一仁明〕承和九年五月乙未、勅五月五日、供節四衞府六位官人已下裝束、除甲冑飾之外、不得用金銀及薄泥、　戊戌、〇五日天皇御武德殿、覽騎射、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年五月戊午、〇五日天皇御武德殿、覽馬射、六軍擁節、百寮侍座、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年五月五日戊寅、天皇御武德殿、觀覽騎射、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年五月五日庚寅、端午之節、天皇御武德殿、觀諸衞騎射、　六日辛卯、天皇御武德殿、觀左右馬寮走馬、諸衞騎射、馬上雜藝、皆如舊儀、

〔三代實錄三十一陽成〕元慶元年五月五日乙巳、端午之節、天皇御武德殿、覽四府騎射、親王以下五位以上、貢馬如常、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年五月五日甲子、端午之節、天皇御武德殿、觀覽四府騎射、及五位已上貢馬、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年五月五日戊寅、端午之節、天皇御武德殿、觀覽四府騎射、親王已下五位已上、競走馬如常儀、　六日己卯、天皇御武德殿、覽左右馬寮競走馬、四府騎射、種々馬藝、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰二年五月五日丁酉、端午節也、天皇御武德殿、觀騎射走馬、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字二年三月辛巳、〇十日詔曰、朕聞孝子思親、終身罔極、言編竹帛、千古不刊、去天平勝寶八歲五月、先帝登遐、朕自遘凶憫、雖情感傷、爲禮所防、俯從吉事、但每臨端五、風樹驚心、設席行觴、攸不忍爲也、自今已後、率土公私、一准重陽、永停此節焉、

〔類聚國史七十三歲時〕延曆十一年五月己未、〇五日停馬射、以頻年有旱災也、

〔類聚國史七十三歲時〕延曆十三年五月丁丑、〇五日停馬射、以發大軍也、宴侍臣賜祿、

〔日本後紀 十七平城〕大同三年五月丙戌、〈〇五日〉停馬射、以天下疫病也、

〔續日本後紀 十三仁明〕承和十年五月癸巳、〈〇五日〉停馬射節、諒闇也、

〔文德實錄 四〕仁壽二年五月辛未、〈〇五日〉天皇不御武德殿、依停騎射走馬之觀也、

〔文德實錄 五〕仁壽三年五月甲午、〈〇五日〉停騎射走馬之觀、以災疫也、

〔文德實錄 十〕天安二年五月乙丑、〈〇五日〉停騎射走馬之觀、不幸武德殿、　戊辰、〈〇八日〉有勅公卿於武德殿馬場、〈中略〉令左右近衞各十六人、左右兵衞各三人、春宮坊帶刀舍人三人而騎射、

〔三代實錄 七清和〕貞觀五年五月六日戊辰、天皇不御武德殿、停騎射之節也、

〔日本紀略 宇多〕寛平元年五月五日丙申、停騎射、走馬之觀、緣去年諸國不登也、　九日庚子、四衞府騎射、

騎射射手

〔小右記〕寛弘二年五月六日癸丑、騎射射手、以不射輩多書載手結、臨祭使時、稱理巡被差儛人、自今已後、至不射輩、雖當理巡不可差祭使、須注不射夾名、其所官人署了覽大將、加繼手結令捺印、及差祭使之日、依件勘文可定差之由、觸將等、可仰下之狀、仰將曹仲重了、午後甚雨、申刻許、權中將公信、以府生嘉數定遂可依倍膳番、先參內、仰遣官人等所、申送云、馬走水溢、不可騎射者、須隨答報、近止、就中日已及黃昏時者、明日可改行之由答報了、

〔小右記〕長和三年五月五日庚寅、馬場所、進藤徵酒等、丹波中將、以將曹公方消息云、射手將監公助、依弟公奉喪、不可出仕、但十四日可奉仕騎射、若今日雖不參入、入手結歟、將以將監扶宣、可改入手結歟、可隨處分者、仰云、公助與扶宣、騎射優劣如何、正方申云、公助勝之者、予答云、公助未進假文之間、隨狀可左右、年來又將監不射手結騎射、又十四日以公助必可令奉仕者、不射乎如何、將等相定可進止也、又一日左府、於陣座被示云、今年手結、三已上能可撰立也、行幸日、依可召三已上者、以此趣示送畢、荒手結、入夜府生正武持來手結、中將雅通、少將公成經任著行、　六日辛卯、早旦下給手

結、將監公助、府生公頼、皆可奉仕行幸日騎射之者也、若不入手結、不可奉仕彼日供節、仍殊不除手結者、(件兩人有親喪)

〔小右記〕長和五年五月五日戊申、下賜手結、隨身近衞安倍守親、前四手也、而無指過失、下六手、將等所行、似無用意、然而將三人著行、定有道理歟、官人等云、守親雖催仰、入暗射三的、以石有打聲、守親實射的、其後以石打之、依此事將等所咎云々、習手者、越立前後三手、(前後三手闕)守親雖有大過失、已是大將隨身也、可下一手許歟、守親申云、中將朝任所爲、中將雅通云、手結間可下手之由、朝任所陳一定間惱不見、多下之事、極不便也、府生保方同申此由、余隨身前一手番長保重、二手近衞武晴、後一手近衞扶武、二手基武等也、攝政隨身番長公時、去年依攝政勘事不供奉、今年習手、卽立三手、眞手結可立一手云云、公時堪能者也、舊手也、初立者等、無指過失如何、

〔小右記〕寬仁二年五月四日乙丑、右近荒手結、下毛野公利、(故府生公親子)可入射手由、以將曹正方仰遣將等許、射手闕多數云々、入夜府生正武持來手結、隨身近衞秦武晴前腋、而不載手結、問案內、申云不承左右、但不中一的者、仰云、不中的者下手之例也、黜而出射手如何、往古不聞事、又申云、前三近衞下毛野安行、不中一的者、仍下後三歟、攝政御隨身也、此度手結、如見女子戲、近衞播磨貞保、前六手而立後腋、以大殿御隨身所立歟、大殿攝政隨身、多立高手、又隨身番長身人部保重不射、先日令申云、已有府生闕二人、當可被成之運、數年一手、又余隨身也者、雖未仰左右、依無可比肩之者、今般不射歟、隨身男等云、依所塞不可供節之由所申也、保重者前一手也、一手番長秦親利度左府、仍前後一手闕、須以後二隨身口扶武可立前一手、而以後三攝政御隨身秦武方立前一手、以扶武立後一手、偏頗揭焉、不足言、不可仰左右、但武晴事、以正武云遣將等所、同不中的之安行、只前後手許、相改武晴被出射手如何、以此趣云遣、可著行將、中將兼經、公成、長家、少將師任、良頼、皆是年少人等也、口猶乳臭、只以兩所隨身立高手、尤可笑矣、使口如鼻可無事也、但至武晴事、依玄隔所示也、手結書過太多、明日可仰、　五日丙寅、

馬場進藤薇糟酒等、府生正武、令申中將兼經返事云、武晴書載手結、淸書之間書落歟、大失錯也、返賜手結可令書入者、加封返送之、傍者不中的不下幾手事、既同可無愁之様、可定立之由示送了、晩景正武、持來手結、以武晴立前四手、改書本手結、將等新署、須不改書本手結只書入武晴出射手一人而更改書不可然、年少人々所爲、不可謂善惡、武晴安行、共不中一的者也、而將等所行極矯飾、手結明日可下、　六日丁卯、下賜手結、府生保方申云、中將兼經、少將師經、有障不可著手結、少將宗國未到、中將公成長宗、少將良賴可著云、將祿大褂、射手官人六人祿絹六疋、物節以下祿布八十九端等、遣馬場饗料米朔比送之了、垣下五位六位差遣之、〇中略入夜府生保方、持來手結、中將公成長家、少將良賴等著、七日戊辰、下給手結、夜部中將公成消息云、武晴手、不能上高手者、致失也、抑隨不可立高手者、然而不令改立也、　八日己巳、中將兼經使將監扶宣云、攝政曰、隨身下毛野公武、無故下四手之由有愁申、可改立本手者、隨不可左右者、答云、攝政命尤可然、武晴前二手、而出射手、依余咎後、立四手之間、以公武改下五手也、將等所行、毎事背理、昨日攝政消談次有此事、手結事、今又可改者、而可相定、以人不可傳示、宰相來、入夜又來云、參大殿之間、攝政相逢途中、昇下車不立榻相遇、兼經亦相從、被參殿被談雜事之次、被示公武事云、將等所行、太不足言者、　十一日壬申、兼經來云、手結事、攝政隨身公武、可立本手之由、有攝政仰者、所被命有道理、可立本手乎、武晴可立後四手、以後立扶明可立前五手、扶明今年習手者也、似超越余隨身也、然而武晴前二手也而改立五手、彌可有愁、仍所定仰也、相觸著手結之將等、著陣座三人名可書改之由同示了、書入了可見由相含又了、　十七日戊寅、府生保方、持來眞手結、昨日將等參陣改書者、只可摩直歟、加封返賜、著眞手結之將等加署、權中將兼經不加署、依不著眞手結歟、

〔玉海〕養和二年〇壽永元年五月三日壬申、大將〇藤原良通召淸景、仰射手幷將等、皆對捍及闕如云々、仍以同男示付隆房朝臣許了、　四日癸酉、此日右近荒手番也、

〔延喜式四十春宮三〕凡同月〇五月六日、東宮參入如昨日、騎射射手帶刀十人、著小松揩衣、射五寸的、

凡帶刀舍人、歩射騎射各十人、亮定手番、訖設饗給祿、歩射人別衾一條、(長袖衣一領、加小袷、)騎射半臂汗衫各一領、(長袖衣一領、加小單、)亮若有障大夫代之、

〔文德實錄九〕天安元年六月壬申、遣勅使於左近衞馬場、令試春宮坊擬帶刀舍人歩騎兩射、各定其科、先是坊司請加增舍人十人、其時服日食、便用職物、許之、故試補焉、

〔類聚國史七十三歲時〕天安二年五月戊辰、有勅、公卿於武德殿馬場、令角走左右馬寮御馬各十匹、令左右近衞各十六人、左右兵衞各三人、春宮坊帶刀舍人三人、而騎射、

〔三代實錄十六〕貞觀十一年三月廿四日壬午、天皇御射殿、閲試春宮擬帶刀舍人射藝、

〔日本紀略後一條十三〕寬仁元年九月九日甲辰、於右近馬場、春宮帶刀騎射、勅使右大辨朝經朝臣、

〔榮花物語二十三こまくらべ〕はかなく九月(〇萬壽元年)にもなりぬ、關白殿(〇藤原賴通)高陽院どのにて、こまくらべせさせ給て、行幸行啓あるべき御いそぎあり、(〇中略)同じ月の十九日、こまくらべせさせたまふ、日ころだに有つる人、けふはとりわきてめでたし、みかどのおはしますべき大床子、寢殿の南おもてにたて、御座よそひたり、(〇中略)やがて此中の舍人どもかた人して、東宮の帶刀どもあひ交りて、騎射いさせたまふ、

〔三長記〕建仁元年五月廿五日甲戌、今日被行帶刀騎射、未剋參東宮、亮以下宮司等參集、權大夫未參、仍日時未覽云々、各相議思歸、雨時々灑、及夕定甚雨歟、權大納言、自鳥羽可參云々、且只啓日時可行向歟、仍亮長經朝臣、啓日時勘文、次相率向右近馬場、屋顚倒、立幄引幔、亮座、(南面、敷茵、)進座、(北上西面、高麗疊上敷圓座、予所在、進可著西座之上歟、東如何、)帶刀座、(東上北面、紫、)陣頭座、(同、)已上各居机饗、亮長經朝臣、大進予、(〇藤原長兼)權大進宣房仲房、少進範朝、殿上人少將維通朝臣、藏人宗定等著座、先一獻、(陣頭持參盃、侍者取瓶、)亮轉予、宮司次第巡行、殿上人座別口雨已灑、仍止二三獻了、次大屬資兼持參紙、(入筥、加入射手交名、)少屬景尚置硯、(居折敷、)予書手番文、(書樣見記、)

次帶刀五人上馬、（後重痛病更發、仍五人云々、冠、褐衣、奴袴、熊皮行騰、平胡籙、布刀、平方緒、可著成物指貫、而多用平口、享放馬、但移鞍本府儲之、）次懸的、（府舍人懸之）次懸的、（府舍人懸之）次立胡床、次所堂史生季景取札、自北方進出著胡床、此間敷圓座於東弘筵上、次亮移著殿上人著少進下、先例也、惟通朝臣、著範朝朝臣下、次居肴物、（不居殿上人前、先例也、）次史生唱射手名、（取札三唱姓名也、）次帶刀次第騎射已了、亮以下復本座、次予召屬送手番文於亮許、亮加署返送、予以下宮司次第加署、次召大屬資兼給手番文、資兼讀之、讀了返上之、予取之加禮紙封之、又以屬送亮許、（雖座近、必以屬傳送之、是近例也、）亮封了加名六字、（長字也、）如元入宮置前、此後帶刀遲參、良久帶刀六人（改著平裝束、平胡籙、）參坊堂、相率列幄東庭、（北上西面）次再拜、次帶刀著座、陣頭勸盃、一獻了給祿、（陣頭取白掛）帶刀取祿起座、次亮目少進範朝、授手番文覽大夫、次奏院之由示之、次各起座退出、

手番書樣

帶刀騎射手番

大江公有

源時綱

高階範廣

紀具綱

大江俊重

藤原秀澄

建仁元年五月廿五日

大藏卿兼亮藤原朝臣

權左少辨兼大進藤原朝臣

權大進兼和泉守藤原朝臣

臨時騎射

權大進藤原朝臣
少進藤原朝臣

射手次第、以木鳥上臈爲第一、以同腋上臈爲第二、以上番上臈爲第三、以同下臈爲第四、次同腋下臈爲第五、次木鳥下臈爲第六、任上臈次第爲前後、以中爲下臈也、今日木鳥下臈信継不參、紀大継予侍也、依闕如被召加之、

〔三長記〕建仁二年五月卅日癸酉、今日被行帶刀騎射、仍午刻許參東宮、頃之大夫被參、予覽日時、須權亮覽之也、而直可向馬場之由示送、尤自由也、仍予覽之、次啓御所返下、大夫即被返下、給權屬景尙、次向右近馬場、乙屋新造、仍任舊規儲亮以下座、申刻許、權亮定通朝臣參著、予、權大進宣房、少進範朝著、各著座、次一獻、侍者持參盃、陣頭不參、仍略二三獻了、无役人之故也、次權屬資景景尙、持參硯紙等、予書手番、次帶刀上馬、以後儀如例、以雨隙射了、饗祿權亮沙汰也、去年雖不著稱服母喪由之處、內府○源通親答曰、權亮如此之役、先例不勤、次予曰、步射亮勤之、騎射權亮勤之流例也、內府猶稱不審之由、仍注先例覽之間、慭承諾、仍今日被其沙汰也、又騎射具弓胡籙行騰鞍等也右近府進之先例也、去年本座、申无物具之由、仍長經朝臣、內々申事由、請左大將殿○藤原家實今年右大將○源通親新調物具、行本座騎射了、理須借進件物具也、而秘藏件新調具等、猶如去年、可申請左大將殿之由、權亮示之、內府敎命歟仍申左大將殿借渡之、奇異事也、右近馬場騎射、召置右大將物具、申左大將、理可然哉、莫言々々、

〔類聚國史五神祇〕文武天皇二年三月辛巳、○十四日禁山背國賀茂祭日、會衆騎射、

〔續日本紀二文武〕大寶二年四月庚子、○三日禁祭賀茂神日、徒衆會集、執仗騎射、唯當國之人不在禁限、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年四月癸卯、○十四日敎坂東九國軍三萬人、敎習騎射、試練軍陣、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、○中略始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、○中略令里貫之子、靚粧馳射、膂力之士、袒裼相撲、騎射呈藝、走馬爭勝、倡優嫚戲、遞相誇競、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年五月十四日丁亥、太上天皇、○陽成於北邊馬埒亭、觀覽騎射競走馬、

〔日本紀略 三村上〕天暦元年五月九日癸巳、此日上皇、○朱雀於朱雀院馬場、召左右近衛、令騎射、又覽競馬、

〔日本紀略 四村上〕康保二年五月廿四日癸巳、行幸朱雀院、有競馬騎射事、左右近衛射者各十八人、著打懸、帶刀四人著小松摺衫、

〔百練抄 四三條〕長和三年五月十六日、行幸左大臣上東門院第、覽競馬騎射、

〔百練抄 四後冷泉〕康平五年五月廿二日、天皇於高陽院、覽競馬騎射、

〔定家朝臣記〕康平五年六月三日、有覽騎射事、

〔百練抄 五堀河〕寛治四年四月十九日、行幸鳥羽仙居、○中略今日仙蹕留城南、主上上皇、○白河渡御馬場殿、有競馬騎射馬、

〔百練抄 五堀河〕康和四年閏五月廿五日、内裏覽競馬騎射等、蓋康平承暦例也、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、廿四日、巳刻參仁和寺、○中略行幸、今日人々裝束如昨日、○中略次騎射、此間又立胡床、左十人右八人南上、次第不同、左右相交、右府生下毛野武正、中臣重近、秦兼則、番長下毛野季忠、播磨武弘、秦兼文、已上番長、近衛下毛野忠利、秦則方、秦信方、已上近衛、三兵者上、多治松久上了、左近將監藤原宗季、右近將監橘成貞、持射手歷名牓東向居西庭、立胡床居之、日隱左右相去二丈許、各居之、次左近番長掛的、兵衛立的、一的、季忠、忠利、二的、武則、則方、三的、兼文、信方、的立番長兵衛等相具、他番長各近衛一人、赤衣下部一人、立的了歸之時、件二人猶留居雄埒下、每的居也、筋不知矢當否、一人射了、又走寄掛的、每度如此、射手左右交雜、次第不同射之、左射了、右又如左、可立的、而依日暮右不立的、以左串射、今日騎射馬決淺、馬頻走上、多不射中者、騎射了間舉松明、立柱松、件柱松立雄埒下、又西庭有立明、次左近府奏駿河舞、舞人、權少將公通、同爲通、將監下毛野厚利、同藤貞遠、將曹秦公種、府生同兼信、皆著舞束帶、帶弓箭、出自馬臺北舞之、舞了歸入、左方依無琴柱、申事由、召渡右將監近方、然而件近方依著舞裝束不持琴、如不遺祭之鳥、次右舞求子、權少將藤忠親、依家事不出仕、舞人之、不習舞之由申之、仍中將之權少將源資賢、將監橘盛貞、同景道、將曹秦兼弘、府生下毛野敦方、出

自馬臺南舞之、舞了歸入、右近無笛吹、申事由、召府生貢種、令吹笛、人々起座、此間頭辨來間、左府〇源有仁云、勸賞今夜可有歟如何、左府申云、明日可候也、卽還御、昇居御輿西階下、左將立北、予〇藤原賴長立南、令乘給之間、大將皆居如常、自本路還御御所、

〔貞丈雜記十二武藝〕一享保以來、將軍家にて、騎射と名付て、さくりをほり、挾物を三所に立て、あじろの赤くぬりたる笠をきて、小手むかばきにて、馬をかけ足にのりて射る、是は古代なきものにて、享保の將軍家〇德川吉宗の御作り物也、其式を定て、小笠原家へ御預けありて、諸士に敎へさせ給ふ也、

一今の世に騎射といふ物は、享保の初の頃、有德院樣の始させられて、諸士に命じて射させて、上覽ありしなり、其式は小笠原平兵衞に下し給りて、彼家にて司り、諸士に敎る事に成たり、其式流鏑馬に似たり、地にさくりを堀りて、其中を馬を馳て射る、うす板のはさみ物を的に立る也、的間さくりより三杖(はづし弓也)也、其藝の上達に隨て、或は五杖七杖にもなる也、上達の者は、行縢を御免にてはく也、射樣は、鞍の上を立すかさずして、居鞍にて前へ身をふせ、むねより上をそらして、三所藤のぬり弓、神頭にて射るなり、馬場本より馬場末に至る迄、さけぶごとくに、聲をかけつゝけて射る事也、矢所は、いつもおしもぢりばかりを射る也、古の流鏑馬、笠懸、犬追物などは、皆鞍の上を立すかして射る也、聲をかくる事なし、行縢は御免の沙汰もなく、誰々もはきし物也、矢所はおしもぢりに限らず、能がとおもふ通りにて射る也、少弓引おくれたる時には、おしもぢりをも射る也、

〔貞丈雜記十二武藝〕一近き比は、小笠原縫殿助も、やぶさめ張行の事をうけ給る事になりし也、(小笠原平兵衞は、騎射の事を司り、小笠原縫殿助は、歩射の事を司らしめられしが、今は縫殿助も、騎射の事をつかさどるなり、)

〔有德院殿御實紀十九〕享保九年十月廿五日、けふ目付小笠原平兵衞常春、近習の輩に騎射法を傳ふべしと命せらる、これ射禮の舊家なるを思召てなり、其騎射法は、みな年ごろ盛旨をもて大成

し給へる處なり、

〔有德院殿御實紀二十二〕享保十年十一月十一日、目付小笠原平兵衞常春、劇職にありながら、常に奥表の輩に騎射を敎導し、この程御狩場の騎射も、ことよくとゝのひしを以て、時服三をたまふ、

〔有德院殿御實紀二十三〕享保十一年十月十五日、けふ朝會はてゝ後、大納言殿〇德川家重と共に、吹上にならせ給ひ、朝鮮の馬場にて、騎射挾物を御覽あり、　十六日、きのふ騎射挾物つかふまつりし奥表の諸士二十五人に褒賜あり、小姓小納戸は時服二づゝ、番士は金二枚賜ひ、其師小笠原平兵衞常春には時服三賜ひて、敎導の勞を褒せらる、

〔有德院殿御實紀二十四〕享保十二年三月朔日、王子のほとりに御出遊あり、平塚明神祠前にて、扈從せし近侍及び番士の騎射をけみし給ふ、みな射あてし輩に、各海黃二段を賜ふ、小姓小笠原石見守政登、岩本内膳正正房、中野竹右衞門淸房、小納戸浦上彌五左衞門直方、小姓組佐橋左門佳邇、別所民部矩滿、書院番大草吉左衞門忠直なり、　五月九日、此夕つかた、目付稻垣求馬種信、長谷川與左衞門長喜等、田安門のうちの馬場に出、松平右京大夫輝貞が家士の騎射を檢視す、其師小笠原平兵衞常春もまかる、

〔有德院殿御實紀二十六〕享保十三年二月十五日、けふ、こたび大納言殿〇德川家重御痘瘡いえさせ給ひし御祝により高田馬場にて、神事の騎射命せらるゝにより、その事つかふまつるともがらに令せらるゝは、其技つかふまつる三十六人より、八幡宮にさゝげものは白銀五枚たるべし、射はてはさうしに及ばず、辰の刻に馬場へ參るべし、下乘は各の家人限りにて、其從者馬場へめしぐするの外、八幡の社内につかはし他に出すべからず、裝束は筒袖はかま、笠、小手、策、韝たるべし、各巳刻までに八幡にまかり、侍一人草履取一人召つれ、のしめ麻上下のまゝにて、順を逐ひ拜禮し、直に裝束し、一番の射手より、馬建場にまかり馬に乘、刀は侍にもたせ、代りの弓具は、足輕中間の

中にもたせ、便に從ひ馬場へのり出すべしとなり、

〔浚明院殿御實紀附錄〕〔一〕應仁の頃より、兵亂うちつゞき、公武の式法、すべて廢絶しけるに、東照宮御一統の後、四海太平の化に浴しければ、古法舊式も、大かたは、もとにかへること多かりける、されど禮射の式法は、世にあらはれざりしに、有德院殿、〇德川吉宗蓋世の英略おはしまして、よく絶るを繼、廢たるを興し玉ひ、ふたゝび流鏑馬、笠掛、小笠掛、圓物、草鹿、騎射、帶佩等の古式も、世に復せり、しかるに惇信院殿、〇吉宗子家重御世しろしめして後、御多病にましまし、萬事ものうくのみ思召けるにや、弓馬の御覽など、絶てなかりしかば、老臣御側の衆など、すゝめ奉りても、さらに思召たち給ふこともなし、よてこのよしを、人々大御所有德院殿へ申上しかば、大御所のたまひしは、我は弓馬の古禮、世にすたれしををしみ、且は家人等が勤怠をもこゝろみむ爲に、常にみづから閲たるなり、されど人心面の如し、將軍惇信院殿もまた量見あるべし、それはそれまでのことぞ、汝等强てすゝむべきことにあらずと仰られしかば、これより諫奉る人もなかりしにより、弓馬の道おのづから荒みたり、公〇德川家治いまだ西城におはしける時より、朝暮なげき思召し、かくては有德院殿、年ごろ御こゝろをこめられ、復したまへる武家の古式、ふたゝびほろぶべきなりとて、御代つがせ給しかば、正月十一日、御弓場始より、騎射、歩射、騎馬等、たえずこゝろみたまひ、たとひ御不例にいましても、なるべきほどは御覽せられしかば、御家人いよいよ其業をはげみつとむることゝなりぬ、もし此時怠り玉はむには、射禮今はしるものなきに至りなん、御當代にいたりても、益さかむになしたまふやうになれりしも、これしかしながら、公の御力によるものなるべし、

〔續泰平年表〕弘化二年四月六日、於吹上御庭騎射上覽、奥之衆御番勤之、擧而時服被下、

〔延喜式二十八兵部〕凡太宰府管內諸國射田、毎郡置二町、其一町賜步射之上手、一町賜騎射之超勝、

〔延喜式四十五左右近衛〕凡擬近衞者、預擇定便習弓馬者、入色三十人已下、白丁十人以下、修奏進內侍、奏訖

卽遣勅使試其才藝、騎射一人五寸的、皆中者爲及第、步射四十六步十箇、中的四已上者爲及第、若一箇不中皮者、以二的准折、

○按ズルニ、兵衞式ニ兵衞ヲ擬スル法アリ、其文此ト同ジ、但入色三十人已下ヲ廿人トシ、白丁十人ヲ五人トスルヲ以テ異ナリトス、

〔續日本紀十聖武〕神龜五年四月辛卯、勅曰、如聞諸國郡司等、部下有騎射相撲及膂力者、輙給王公卿相之宅、有詔搜索、無人可進、自今以後、不得更然、若有違者、國司追奪位記、仍解見任、郡司先加決罰、准勅解却、其誂求者、以違勅罪罪之、但先充帳內資人者、不在此限、凡如此色人等、國郡預知、存意簡點、臨勅至日、卽時貢進、宜告內外咸使知聞、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年二月辛卯、散位從四位上藤原朝臣長岡卒、大納言正二位眞楯朝臣之孫、贈左大臣從一位內麻呂朝臣之第六子也、○中略最長武藝、五箇年間、供步騎兩射之節、无有過差、

〔今昔物語十九〕下野公助爲父敦行被打不逃語第廿六

今昔、右近ノ馬場ニシテ、手番行ヒケルニ、中少將數馬場ニ著タリ、其日下野ノ公助ト云フ舍人、前ノ□ニテ馬弓射ケルニ、極タル上手ニテ、例ハ吉ク射ル者、何ニシケル事ニカ有ケム、今日三ノ的ヲ皆射□シツ、公助ガ父敦行ハ、政ノ將監トシテ、馬場ノ大臣ニ居タルガ、極ク愛スル子、的ヲ□ツルヲ見テ、色形モ无ク成テ、沓ヲモ履不敢シテ、馬留ノ方樣ニ走セ行ク、將達此レヲ見テ、彼ハ何ニ爲ルト云テ、見遣テ見レバ、公助ハ馬ヨリ下テ、調度解ナド爲ル所ニ、敦行走リ懸リテ、埒ノ□□ノ一節拔タルヲ取テ、公助ニ走リ懸リテ打ムト爲ルニ、公助ハ、若ク盛也、父敦行ハ、八十餘ノ者也、公助逃ムニハ追ヒ可付クモ非ズ、然レバ逃ヌベキニ、公助突居テ低タリ、其背ヲ十廿度許リ打ツ、此ヲ見ル人、公助ハ白者カナ、然被打テ居ヨト咲ケリ、敦行畢テ杖ヲ弃テ、馬場ノ大臣ニ返リ行テ、將ノ庭ニ打臥シ丸ビテ、泣ク事无限リ、將達モ或ハ泣ヌ、糸惜シカリテ手ヲモ不下シテ、同ジ所ニ立

タリケリ、公助ヲ召テ、何デ的ハ□□タルゾト打ツニハ不逃シテ、然カハ被打臥タリツルゾト被問ケレバ、公助、父ノ年八十ニ罷リ餘タレバ、痛ウ腹ヲ立テ、逃ムヲ追候ハム程、倒レモコソ仕ント思ヒ給テ、被打チ臥テ候ヒツル也ト答ヘツレバ、將共泣ニケリ、後ニ脇ナル者有テ□□ノ的□□タルヲ下シ不給シテ、己ヲ同ジ脇ニ被立タルハ不安事也ト、□□□□ノ方ノ大將ニヲ御ケルニ、愁ヘ申シケレバ、大將共ノ許ニ然々ノ訴ヘ有ハ、尤道理也、何ニ被行タリケル事ゾト問ヒニ被遣ケレバ、將共有シ樣、委ク申ケレバ、大將モ目ヲノゴヒテ、哀ナリケル事カナトテ、不被下スニ尤モ理也トテ止ニケリ、後ニ公助ガ云ケルハ、父ノ我ヲ打ツ、尤モ理也、我ヲ惡デ打ニ非ズ、其レヲ咎メテ、我レ惡シト思ハヾ、定テ天ノ責ヲ蒙テムト云ケレバ、智リ有ル止事无キ僧此ヲ聞テ、關白殿ニ參タリケルニ、公助ハ只者ニハ不候リケリ、菩薩ノ行コソ我ハ身ヲ弃テ、四恩ニハ孝養ス、此樣ノ者ハ不候ヌ事也ト被申ケレバ、殿モ難有リ者ノ心也ケリトテ感ゼサセ給ヒケリ、其ヨリ思エ增テゾ有ケル、世ニ廣ク此ノ事聞テ、讃メ貴ビケリ、公助然レバ我モ思エ有リ、止事无キ舍人トシテ、子孫モ繁昌シテ有リトナム語リ傳ヘタルト也、〇又見古事談、古今著聞集、

〔梅松論上〕治承に右幕下〇源頼朝草創より以來、天にせぐゝまり、地にぬき足して、上を尊び下を惠み、政道の法度、騎射の日記を定置て、國を治めしかば、狼煙たつ事なく、家々戸ざしを忘れて、樂み榮て久しかりしに、時刻到來にや、元弘三年の夏、時政〇北條の子孫七百餘人同時に滅亡すといへども、定置ける條々は今に殘り、天下を治め弓箭の道をたえず法と成けるこそめでたけれ、

古事類苑

武技部八

流鏑馬

古事類苑

武技部八

流鏑馬

流鏑馬ハ、ヤブサメト云フ、馬ヲ馳セ、鏑矢ヲ放チテ的ニ中ツルナリ、今德川氏ノ時ノ例ニ據リテ、之ヲ接ズルニ、其的ハ三箇ニシテ、方板ヲ用ヰ、之ヲ的串ニ插ミテ三所ニ樹テ、一人ニシテ各、三的ヲ射ルナリ、射手ハ十六騎、或ハ十騎七騎等ニシテ、必シモ定數アラズ、其裝束ハ水干綾藺笠等ナリ、先ヅ場ニ進ム者ハ、扇ヲ披キテ之ヲ背後ニ投ゲ、而シテ後ニ箭ヲ放ツ、之ヲ捨鞭ノ扇ト云フ、最後ニ進ム者ハ、弓ニ矢ヲ注シ、聲ヲ揚ゲテ騎リ出シ、一ノ的ヲ射テ、二ノ矢ヲ注シ、鞭ヲ擧ゲ二ノ的ヲ射テ、又聲ヲ揚ゲ鞭ヲ擧グ、之ヲ、捨鞭ト云フ、此技ノ史ニ見エタルハ、中右記ニ永長元年四月、白河上皇ノ鳥羽殿ニ於テ之ヲ觀タマヒシコトヲ載セ、吾妻鏡ニ、諏方盛澄ガ、祖先秀鄕ノ秘訣ヲ傳ヘシコトヲ載セタルヲ以テ古シトス、足利氏ノ時ニ至リ此技一旦中絕セシガ、德川吉宗、騎射式ヲ中興シ、元文三年以後或ハ之ヲ流鏑馬ト稱シテ、高田馬場ニ於テ行ヘリ、德川氏ノ時ハ、騎射、流鏑馬ハ、其實同ジキモノナレドモ、今ハ其名稱ニ從ヒテ之ヲ分載ス、

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、〇中略流鏑馬、八的、三三九、手挾等上手也、

〔續世繼六雁金〕鳥羽にて、白河院のやぶさめといふこと御覽しけるに、瀧口なにがしとかいふものいむとしけるに、〇下略

〔下學集上神祇〕流鏑馬(ヤブサメ)弓馬上

〔節用集也〕流鏑馬(ヤブサメ)

〔倭訓栞前編三十四〕やぶさめ　東鑑に、流鏑馬をよめり、矢伏射馬の義成べし、射馬といふ事も、東鑑に見えたり、是は神前にて執行はるゝ式にて、天武天皇の時の、うまゆみに始れりといへり、

〔貞丈雜記十二武藝〕一やぶさめと云名は、やばせむまの略語也、やとは矢なり、はせは馳なり、馬をはしらするなり、馬を馳ながら矢をはなつ故、やばせむまと云也、やばせむまといふ事を略して、やぶさめと云なり、はとふと五音相通ずる也、ハヒフヘホ通音也せとさ五音相通ずる也、サシスセソ通音なり又むまと云詞を略して、まとばかりいひ、まと云詞を轉じて、めと云なり、まとめ五音相通ずるなり、マミムメモ通音也又やはさめとも云も、五音相通ずる故也、ハヒフヘホ通音なり又云、馬を馳ながら矢をはなつを、やぶさめといはゞ、笠懸犬追物をも、やぶさめと云ても、くるしからぬやうなれども、上古の騎射は、笠懸犬追物はなくて、やぶさめばかりなりし故、其時代にやばせむまと名付し也、後にやばせむまを略して、やぶさめと云し也、やぶさめは、上古より有しなり、

一やぶさめと云字は、流鏑馬と書き來たれり、文選の中に、張衡が作りし西京賦に、流鏑(リウテキ)擢擽(ハクハク)とあり、擢擽は、矢ノ物ニ中ル音也、注ニ見、流鏑の二字、右の西京賦に出たり、西京賦の流鏑は、やぶさめの事を云にあらず、たゞ鏑矢の飛ぶ事を流鏑といひたる也、流の字は飛びはしる意なり、天の星の飛ぶを流星と云に同じ心なり、やぶさめは、馬を馳せながら鏑矢を飛する故、流鏑馬と書て、やぶさめとよませたる也、流の字を水の流るゝ心に見てもよし、又射手の拳の上より的の方へ矢の流れ行心に見るもよし、

〔太平記十二〕廣有射怪鳥事

廣有、此鳥ノ在所ヲ能々見課(オホセ)テ、弓押張リ、弦クヒシメシテ、流鏑矢(カブラヤ)ヲ差番テ立向ヘバ、主上〇後醍醐

ハ南殿ニ出御成テ叡覽アリ、〈○中略〉廣有、巳ニ立向テ欲ㇾ引ㇾ弓ケルガ、聯思案スル樣有ゲニテ、流鏑ヲニスゲタル狩俣ヲ抜テ打捨、二人張ニ十二束二伏、キリ〳〵ト引シボリテ、無ㇾ左右ㇾ不ㇾ放ㇾ之、待ㇾ鳥啼聲ㇾタリケル、

〔法量物〕流鏑馬之事

一流鏑馬の馬場は、二町に打べし、但是もはづし弓の定なり、的三所に立也、

〔流鏑馬次第〕一馬場たけの事、二町なるべし、馬かへす所は笠懸の馬場のごとし、埒は兩方にあるべし、め埒を埒といふ、を埒は高く、め埒は低かるべし、射る時の馬手をめ埒といふ也、〈○中略〉

一一の的の間、弓杖四十八杖、但馬のはやきをそきによりて、的の間、のべちゞめあるべし、又射手の老少によりて、串ものべちゞめあるべし、此等は故實也、

一二の的の間、三十八杖、三の的の間、三十七杖、

一的と馬走の間、三尺五寸也、

〔類聚流鏑馬次第〕長谷川流流鏑馬日記云、馬場わりの事、〈馬場へ同道の殿原、かれて用意有べし、但一番二番は一族也、或は六人八人十人ばかり、〉夜宮より下向する時、夜宮流鏑馬のはてに馬場をわると申は、馬場本より一の的二の的三の的の在所を注すなり、然といへども廣野に向て、其口傳を得すしてはしりがたきなり、的立の役人の沙汰にて是は在也、能く尋存知給べきなり、夫的の在所を定る事は、先二の的よりわりはじむるなり、其子細は、御旅所の前の西の假屋の南向の東より二番目の柱の本より南へ、一丈五尺にあたる所、是二の的の在所なり、彼所より東へ十四丈五尺にあたる所、三の的の在所なり、是より北に南へかたむきたる松あり、彼松と三の的とのあひ三丈あり、又二の的より西へ廿丈五尺にあたる所、是一の的の在所なり、此北に柿木あり、其東の松の木のとをり也、又一の的より西へ十四丈三尺打て行、其在所馬場本なり、彼所より北を見れば、東の新御影の御塔の廻廊の辰巳角

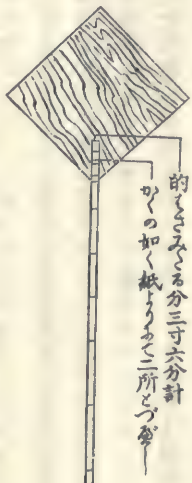
の柱より西へ七本目の柱とをり也、是より射馬をば出すべし、願主はすこし西に、馬よりをりて立給べし、次に如斯的間を打分て後、興福寺大垣の辰巳角の瓦のはなに、あんざんをとぼさせて、二の的を本にして、三的より西を見はるかして、一の的と三の的と北南への出入あらば、同とをりになをすべきものなり、次に彼一二三の的の串をさすべき在所の芝を、廣さ八寸ばかりに四方くわを以て打をこし取て、其あとに檪を土よりゑた七八寸ばかり打入て、またぬきて、其跡へ七寸ばかりなるくゐを打をこしたるあとの土とかきならしに入て、其上に彼打おこしたる芝を本のごとく一二三の的の所にをゝひて置べし、此芝の所々を的立の下人存知すべき者なり、彼馬場をわることは、十六日の晝ほどよりは、夜宮參りの上下向の馬場に多して、見はるかしなきによつて、十五日の夕、十六日の朝の間にわる者也、然るに三つの的、北南へ出入同とをりに立べし、爰に人問て云、一の的と二の的との間は、何故に自餘の的の間より遠候や、答曰、流鏑馬の兒、衆徒より召かへしの時扇を立る、其時流鏑馬上手の兒は、一の的と二のまとゝの間にて、矢を二も三ゐ、つきはしらかして、わきばそ鏑本たばさみなんどの風情を射給ふことは、この的の間たる者也、夫如斯的間遠近不同なることを存知せられざる願主、馬場は二町ぞと心得て、其心を三つにわり合て、流鏑馬をならし給たる、願主の射手、ゐ中と奈良との馬の的間不同なるによつて、たぶん的を射はづす者也、此日記のごとく、馬場をわりてならし給べし、是猶心得がたき人わたらせ給ば、彼馬場を繪圖に移て、詞を加へたる本、はしをの駿河にあり、たづね見給べし、又ある人云、奈良の馬場のわり樣、此日記のごとくわりたれば、二の的は三尺ばかり、一の的は五尺ばかりも南へよる者也、むかしより衆徒なんど、北へよりて立給歟、大にふゑんなる子細なり、此ことわりをよく／＼覺悟して、仕丁丸なんどに、れうけんしてわり給ふべき者也、又ある人の云、もしは夜宮なんどに、馬場に人すくなくて、射馬の的のうらへきれて行ときは、馬手とて、馬の頭を弓の

本をこして射るを馬手と云なり、又いまのごとく馬きれて行とき、をしもぢりと云てあり、それはうしろへねじもどつて、馬の三づの上より的を射なり、如此の手共はくわしく云おしへて、射手に心得をなさせらるべし、

〔法量之卷〕一流鏑馬的之法量

方壹尺八寸角、金定(カネサダメ)厚サ壹分ばかり、檜板也、

的串長サ三尺五寸許、又は五尺貳寸にも、



〔流鏑馬次第〕一三の的の寸、一尺八寸、串の長さ三尺五寸、はさみきは四寸也、二所をとづる也、紙よりにてとづべし、

〔類聚流鏑馬次第〕長谷川流流鏑馬日記云、的のはぎ樣の事、檜の木のまさの板也、コワとコワとを合て、二枚はぎなり、的の寸法、廣さ一尺九寸、厚さ一分に、中串の長さ四尺五寸、串の面一寸、四方ながらおなじ但的串の長さは、射馬の寸身によるべし、しほでの根とくらぶべし、

〔類聚流鏑馬次第〕民部少輔尙淸書云、的の寸一尺、串の長さ三尺五寸、一の的の間、弓杖四十八、但馬のはやきおそきによりて、的あひすこしのべしゞめあるべし、又射手のおさなきによりて、串のながさ、のべしゞめあるべし、是等殊に故實あり、二の的三十八杖、三の的三十七杖、的と馬はしり

流鏑馬式

の間、三尺五寸、

〔流鏑馬之卷〕的拵様ノ事、檜板ヲ以、網代ニ組、一尺八寸四方、串五尺八寸、挾様圖ノ如ク、〇圖略數ハ一返ニ三宛也、馬數ニ依テ損シタル時ハ、イクツモ立替ベシ、持様、跪キ二人シテ持ベシ、一人ハ手ヲ添タル迄也、

〔本朝軍記考四下〕流鏑馬ノ的モ方也、其徑一尺八寸串ハ三尺五寸、又ハ五尺二寸ニモスル、上三寸六分許ガ間ニ的ヲ插テ、カウヨリニテ二所ヲトヅル也、大ヤウハ小笠懸ノ的ノ式ノゴトシ、

〔流鏑馬次第〕一其後〇射手裝束終後弓を執て、馬場へ打よせて、矢をぬきはげて、左にて手綱をとりて、右にて捨むちの扇をぬきて、笠の端をつくろひて、さて右の手にて手綱を取て、弓を取なをし、馬場するを見歸て、馬をばかへすべし、是は式の事也、笠のはをもつくろはず、矢をもかねてはげて打寄て、やがてかへすも有べし、或は射手の老若、又馬などの矢ぐるひする時の自然の儀也、

一射る時、もしは弓を打入て、矢を落す事もあり、然ばやがてそこにて矢をぬきてはぐべし、引時おとしたらば弓計をまはして、捨むちの時、矢をぬきまふけてはぐべし、

一矢を出してさばく時、弓と矢を打ちがゆることもあり、然を常よりもはやく矢をはげて、少さげて、目の下にて、弓の上より矢を取おとしてはげなをすべし、但的の間ちかくば、本こすとも、ただ其まゝにて、弓手の人さしゆびをそへて射べし、同えびらの矢もみな落、又は弓の弦などきるる事も有べし、其時は弓の本をそらして射るやうにて、的にても串にても、あたるやうにはからふべし、

一流鏑馬可仕由仰出されば、三的を先可射也、〇中略

一流鏑馬、其外矢つぎにいそぐ事を、さばくといへり、

當流の流鏑馬は、矢さす事、右のかどへ出して、弓につがふ時は、笠の前にてつがふ也、もし打違て、

つがひたらば、弓に人さしゆびをそへて、そのまゝ引て射べし、くきなか、かぶら本といふは、矢出すやう也、鏑のきはよりつがふは鏑本也、本はぎのきはよりつがふは、くきなかなり、○中略

永享八年八月廿八日　　前備前守持長在判

〔類聚流鏑馬次第〕長谷川流流鏑馬日記云、八月初より、行騰竹笠きて、馬を西向に馬を引立てのるべし、弓を右の手に取て、左の手にとり、矢をはげ、左ほでのねにおさめて、すてぶちの扇をぬき、笠のはたを左をさきになで、右を後に二度なで、三度目にむかふの上よりおろして、馬場末を右の肩の上より見はるかし、馬を出し、左の手に持たる弓にて、打入ひらきて、矢のかぶらをそらになし、捨鞭の扇を右の肩の上よりすてゝ、鳴聲をいだし、鐙ふんばり、鞍たちすかし、腰を左へふり、弓の本をひらめ、的を射べし、

〔類聚流鏑馬次第〕民部少輔尚清書云、矢をはなすとき、或は矢をぬきこぼし、或は馬もはやきとき、矢を射かぬる時は、同矢をはなつ樣にして、弓のもとはずにて的をつきわりて、馬をはしらかす、是則あたり也、猶口傳在之、

〔流鏑馬之卷〕社參行列次第

雜色　雜色　的持　同　同

舍人舍人　騎馬　童形弓持　的持　同　同

雜色　雜色　的持　同　同

如是射手何騎モ有、次第ニ行列シテ社參スベシ、射手ハ馬上ヨリ神前ヲ拜ス、于時神主御幣ヲ以テ人馬ヲ淸、備元ノ如ク馬出ヘ行キ、時分ヲ見合テ、馬ヲ馳出シ、的ヲ可射也、○中略

一射手馬場末迄乘詰テ、馬出ヘ歸ル時、埒ノ外ヨリ歸リ、前ノ如ク三返射納メ、神前ヲ拜シ、串ニ中リタル矢ヲ内神ヘ納ベシ、其外納物ハ、願主ノ心ニ任スベシ、○中略

一自然落馬ノ時ハ、沓ヲ脱ギ、馬ヲ牽キ、埒ノ外へ出ベシ、于時神主清ムル也、

〔春日大宮若宮御祭禮圖下〕春日若宮御祭禮略記

一毎年六月朔日、興福寺別會の五師の坊にをゐて、流鏑馬定とて、御祭禮事はじめ、一山會合し、當年明年、田樂の頭屋に相當る兩院へ書狀を付る、〇中略

松の下のわたり、〇十一月二十七日次第々々に神前へ進む、〇中略

一諸方の鐙　神前の馬場に、東より南北に二行に立ならべ、其內にて流鏑馬有之、警固の諸士鐙の南方に扣へ、流鏑馬相濟退散す、〇中略

御旅所神前之次第〇十一月二十七日、中略

一流鏑馬　願主人諸役人、馬出橋の東に立ならぶ、

馬場上りとて、馬場役五人立ならび、馬場を通り立歸る、

地割とて、風折赤狩衣、日月の金銀紋、淺黃指貫、石帶大刀、立上ゲ沓、弛弓にて地の間數を計、又的を以て橫間を計、的立る、三所同儀式初計、的は度々替る、

馬場見とて、一騎三的迄かけ、南の鐙の後へかけ廻り歸る、

口取揚兒小とて口取口傳装束地割と同揚射手一的迄、馬馳的の前にて祝弁作法有、暫而立歸る、

一射手兒　馬上にて儀式有、扇子うしろへなげかけ出る一二三の的を射る、數七五三五放矢事外より內へ射る、春日神者、垂跡擁護之神故、如此勸請之神者、放矢事內より外へ射よし、

流鏑馬相濟、願主人諸方鐙警固諸士諸役人退散、

〔諏訪大明神繪詞〕同〇五月六日、流鏑馬の頭、〇別人の役同篇にして饗膳引物、昨日のごとし、兩日三座の神物役人等、自他つゞきたるが、かづ〳〵引つらねたる龍蹄もおびたゞしく見えける、次十三騎馬場をあく、水干紅葉色を交、金銀の付物、日月の光をみがき、草樹の花をかたどる、服飾の美麗、盛りな

る見物也、當色僮僕の行粧、弓袋さしの甲冑までも、心を盡して調たり、馬場すゑに至りて、長廊のうしろをへて、馬ばもとに廻り、裝束を改て流鏑馬を射る、先三頭人、次で氏人以上當色的を立つ、次大祝の分、雅樂的をたつ、弓箭藝射禮の曲、面々譜代の神習、左右にあたはず、

〔信濃奇勝錄四諏訪郡〕諏方上下神社

信濃國一宮諏方大明神○中略御頭祭

三月酉日、○中略流鏑馬あり、○中略長七尺の柱に、流鏑馬の矢二本を結付、四木（じしやの木、辛夷、楓、檜、）の枝葉を取添、

〔鹿島志上〕流鏑馬　五月五日、粽の御供例の如くをはりて流鏑馬有、○中略社弓矢携たる武士あまた行列し、次に白丁等神馬を曳、次に鞍馬五疋に、射手の人々おの〳〵打乘つゝ、次第を定て、鳥居の前より町中を競走りて、帶たる矢を取いで、弓おしはり、的を射ゆくさま、賀茂の競馬にひとし、射手五人は、四月晦日より參籠して、日々鹽濱におり身を潔齋せり、このをり神官等、馬上あるは輿にのりて、忌垣のほとりにひかへたり、

〔日本古義一〕射禮

今の世に、加茂の御祭禮に行はるゝ、競馬の式は、上古朝廷にて行はれし流鏑馬の古例なり、此例に倣ひて、流鏑馬は神事に行ふ禮式とはなりたり、神の御前に於て、射禮を行ひて神の照覽に備へ奉るは、弓矢を以て國家を治め給ひし、神慮を告奉る意なり、是天下泰平の祭禮なり、今の世に、諸社の神祭の競馬の始には、必流鏑馬の式を行ふ事は、是上古朝廷にて行はれし流鏑馬の古例に據るなり、正朝日向國延岡に在し時、正朝射藝指南のため彼國に滯留せり、同國宮崎神武天皇の御祭禮の流鏑馬を見物せり、凡馬數千七八百騎に餘れり、此流鏑馬此國の田夫等、競馬を流鏑馬といて、騎人を射手といへり、是古き云傳へたり、始れる前に、神主、神の御前に於て、流鏑馬の禮式を行ふなり、其射手はいづれも十三四歲より十五六歲に至る、各弓小手を著、端反の笠をかぶり、馬は鞍を敷ず、皆裸馬に

て、腹帶に足を踏こみ、二十騎或三十騎ばかり、馬の身を雙べて、相圖を聞と等しく一度に馳出す、其疾き事、矢の飛が如く、孰も勝負を爭ひ驅る、其雄々敷事、又比いはむものなし、是吾神武の國のいさをしなるべし、勝たる射手は、其村中に酒飯を振舞ひ、大に是を祝する例なり、是を垸飯振舞といふ、垸飯は小豆飯なり、

流鏑馬例

〔中右記〕永長元年四月廿九日、上皇〇白河於鳥羽殿馬場殿御覽流鏑馬、是左大將殿〇藤原忠實相具天所參給也、件興大殿於賀陽院欲御覽之處、依上皇仰被進也、十人云々抑今日國忌也、雖城外少事、已是遊興也、世人不甘心云々、　五月二日、從內早旦、參大納言殿〇源經信幷一條殿、午時許、左府〇源俊房大納言殿、參高陽院給、今日御覽流鏑馬、武者十二人、仰常祗候人々所令進也、秦仲朝臣、能遠朝臣、清實朝臣、行綱朝臣、重仲、爲隆、業房、宗盛、朝實、仲兼、貞度、各武士一人所進也、大殿〇藤原師實御坐簾中、是御忌月間憚思食歟、仍關白殿〇藤原師通御遊興儀者、左府以下公卿十餘輩、殿上人或布衣濟々參集、立的一々射之、爲隆、業房、貞度等郎等、尤得其體、就中貞度郎從已拔群、人々感歎、餘興未盡、有競馬五番、是御隨身等也、

〔續世繼〇六雁金〕侍從大納言成通と申こそ、よろづの事、能おほくきこえ給しか、〇中略あまりねなきやすきやうにぞおはしける、鳥羽にて、白河院のやぶさめといふこと御覽じけるに、瀧口なにがしとかいふもの、いむとしけるに、兄にてつはもの、おぼえある家のものにてはへなるが、的たてはべりけるをみて、おとうとのいるに、あにの的たてによるか、いとやさしきことなりとて、なき給ければ、二條帥〇藤原長實は、行兼がやぶさめいむに、公兼がまとたてん、あはれなるべきこととかはとぞ侍ける、

〔殿曆〕永久四年五月九日壬寅、辰剋歸富家、次向離宮馬場、昨日ヤブサメ競馬、今日見之、昨日日已及晚、如形、仍今日見之、

〔參考平治物語〕一光賴卿參內幷清盛自熊野路歸洛事

京師本、杉原本、半井本並云、熊野ヘ參ル人ハ、稻荷ヘ參ル事ナレバ、太宰大貳淸盛ハ、切部王子ノナギノ葉ヲ、稻荷宮ノ杉ノ葉ニ手向ツヽ、悅申ノ流鏑馬射サセ、都合其勢一千餘騎、同二十五日夜半許ニ、六波羅ヘコソ著ニケレ、

〔源平盛衰記 四〕殿下御母立願事

父京極ノ大殿、〇師通父師實 憑ナキ御有樣ヲ御覽ジテ、二紙ノ願書ヲ遊バシテ、日吉ノ社ニテ可被啓白之由仰テ、天台座主ヘ被送進、其願書ニ曰、日吉社ニテ、臨時ノ祭ヲ居、百番ノ御子ノ渡物、百番ノ一物、百番ノ流鏑馬、百番ノ競馬、百番ノ相撲廳ノ御神樂、三千人ノ衆徒ニ、毎年ノ冬、衣食ノ二事、十箇年連テ可送ト也、

〔高倉院嚴島御幸記〕五日〇治承四年四月 雨ふりしかば、高砂の泊りにつかせ給、〇中略 あしたといふ賴盛の家にて、かさがけ、やぶさめなど、つかうまつらせて御覽せさす、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年 正月十七日丁未、藤判官代邦通、一品房、幷神主兼重等、相具廣常之甲、自上總國一宮歸參鎌倉、卽召御前覽彼甲、小櫻皮威 結付一封狀於高紐、武衞〇源賴朝 自令披之給、其趣所奉祈武衞御運之願書也、〇中略 願書云、

敬白　上總國一宮寶前立申所願事〇中略

一三箇年中可射萬度流鏑馬事

右志者、爲前兵衞佐殿下〇賴朝 心中所願成就、東國泰平也、如此願望、令一々圓滿者、彌可奉崇神威光者也、仍立願如右、

治承六年七月日　上總權介平朝臣廣常

〔吾妻鏡 七〕文治三年八月九日丁丑、鶴岡宮中、殊以掃除、今日造馬場結埒、仍二品〇源賴朝 監臨給、若宮別當法眼被參會、常胤、朝政、重忠、義澄以下御家人群參云云、十五日癸未、鶴岡放生會也、二品御出、參

河守範頼、武藏守義信、信濃守遠光、遠江守義定、駿河守廣綱、小山兵衞尉朝政、千葉介常胤、三浦介義澄、八田右衞門尉知家、足立右馬允遠元等扈從、有流鏑馬、射手五騎、各先渡馬場、次各射訖、皆莫不中的、其後有珍事、諏方大夫盛澄者、流鏑馬之藝窮、依慣傳秀鄕朝臣秘訣也、爰屬平家、多年在京、連々交城南寺流鏑馬以下射藝訖、仍參向關東事、頗延引之間、二品有御氣色、日來爲囚人也、而被斷罪者、流鏑馬一流、永可陵廢間、賢慮思食煩、渉旬月之處、今日俄被召出之、被仰可射流鏑馬之由、盛澄申領狀、召賜御厩第一惡馬、盛澄欲令騎之剋、御厩舍人、密々告盛澄云、此御馬、於的前必馳于右方也云云、則出一的前、寄于右方、盛澄爲生得達者、押直兮射之、始終無相違、次以小土器挾于五寸之串、三被立之、盛澄亦悉射畢、次可射件三箇串之由、重被仰出、盛澄承之、既難思切生涯之運、心中奉祈念諏方大明神、拜還瑞籬之砌、可仕靈神者、只今垂擁護給者、然後鏃於平仁捻廻天射之、五寸串、皆射切之、觀者莫不感、二品御氣色又快然、忽被仰厚免云云、今日流鏑馬

一番　射手　長江太郎義景　的立野三刑部丞盛綱

二番　射手　伊澤五郎信光　的立河勾七郎政頼

三番　射手　下河邊庄司行平　的立勅使河原三郎有直

四番　射手　小山千法師丸　的立淺羽小三郎行光

五番　射手　三浦平六義村　的立横地太郎長重

〔吾妻鏡八〕文治四年二月廿八日甲午、鶴岡宮、被始行臨時祭、二品〇源賴朝御出、小山七郎朝光持御劍、著御廻廊之後、有流鏑馬、二騎幸氏盛澄射之、馬長三騎渡馬場、遠近御家人、爲營勤此會群集云云、　四月三日己巳、鶴岡宮臨時祭、二品御參、流鏑馬、專被召其堪能、故波多野右馬允義經嫡男、有經、不耻曩祖達者也、仍應今日清撰、頗施拔群藝、御感之餘給一村、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年八月十六日戊戌、馬場之儀也、先々會日、雖有流鏑馬競馬、依事繁、今年始

被分兩日也、二品〇源頼朝御出如昨日、爰流鏑馬射手一兩人、臨期有障、已及闕如、于時景能申云、去治承四年、所與景親之河村三郎義秀爲囚人、景能預置之、達弓馬之藝也、且彼時與黨大略預厚免訖、義秀獨非可沈淪歟、斯時可被召出哉者、仰曰、件男可行斬罪由下知畢、于今現存奇異事也、然而優神事早可召進、但非指堪能者、重可處罪科者、則招義秀召仰此旨之間、射之訖、二品召覽其箭之處、箭十三束、鏑八寸也、仰曰、義秀依達弓箭有驕心、與景親之條、案先非今更奇恠也、然者猶可射三流作物、於有失禮者、忽可行其咎者、義秀又施其藝、始終敢無相違、是三尺手挾八的等也、觀者莫不感、二品變嚴閤住感荷給云云、

〔吾妻鏡十三〕建久四年八月九日癸卯、將軍家〇源頼朝令出由井浦給、是所被召具來放生會流鏑馬射手也、各被試其射藝、北條五郎時連、始從此役、令下河邊庄司行平訓其體給、而就弓持樣、武田兵衛尉有義海野小太郎幸氏等、有申子細事、行平述譜代口傳故實等、將軍令甘心彼儀給上、勿論也、

〔吾妻鏡十四〕建久五年十月九日丙寅、將軍家〇源頼朝入御小山左衛門尉朝政之家、朝政兄弟以下一族群參、數輩祗候云云、於此所召聚弓馬堪能等、被覽舊記、相訪先蹤、令談流鏑馬以下作物射樣給、其故實各所相傳之家說、面々意巧不一准、仍令前右京進仲業記彼意見給、是明年御上洛之次、有御參住吉社、爲果御宿願、以堪能之者、可令射流鏑馬給、京畿之輩、若及見物者、定以之可謂東國射手之本歟、然者無後難之樣、兼日能凝評議、有用捨、爲令學其宜體、若輩有此儀云云、

其衆

下河邊庄司行平　小山左衛門尉朝政　武田兵衛尉有時　結城七郎朝光　小笠原次郎長清

和田左衛門尉義盛　榛谷四郎重朝　工藤小次郎行光　諏方大夫盛澄　海野小太郎幸氏

氏家五郎公頼　小鹿島橘次公業　曾我太郎祐信　藤澤次郎清近　望月三郎重澄　愛甲三郎季澄　宇佐美右衛門尉祐茂　那須太郎光助

〔流鏑馬次第〕一於關東八幡宮賴朝御代神事射手次第

二月初卯　十六騎　　四月四日　十騎

五月五日　十六騎　　六月廿日　十六騎

八月十六日　十六騎　　九月九日　十六騎

十月　十騎　　十一月　七騎

此外用意之射手、毎度に二騎ツヽ有べし、

〔明月記〕建永二年五月九日、今日新日吉小五月、〇中略競馬行事、例二人也、〇中略先流鏑、作七人中的中央、すこしもかたよせず射わりて候き、裝束以下事は、不及委記、

〔吾妻鏡十九〕承元二年五月廿九日丁卯、兵衛尉淸綱、所侍御臺昨日自京都下著、今日參御所、是隨分有職也、仍將軍家、〇源實朝有御對面、〇中略又令尋問當時洛中事御、去九日新日吉小五月會、上皇御宇〇字恐李誤流鏑馬已下事、故以被尋射手等、多西面之輩子息垂髮也、各爲月卿雲客被出立之、即淸綱息童從其役、又號峯王童、院御寵童、候西面箭不中的之間逐電、忽以出家云云、射手等記、可有御覽之由被仰之間、自懷中取出之、披覽御前、是子息列射手之旨爲申出、兼用意云云、

〔吾妻鏡二十七〕安貞三年〇寬喜元年十月廿二日、將軍家〇藤原賴經令出由比浦給、有流鏑馬、相模四郎、足利五郎、小山五郎、武田六郎、小笠原六郎、三浦又太郎以下爲射手、三的之後、壬三九、四六三以下作物等各射之、此藝朝夕非可被御覽事之由、相州〇北條時房内々雖被諫申、凡依有御入興、不及被止之、連々被御覽云云、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年八月十六日庚子、將軍家〇藤原賴經御奉幣于同上下宮、〇中略其後流鏑馬以下有馬場儀、廷尉定員、候埒門邊、具于息定經、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年七月十九日甲午、北條五郎時賴、始可被射來月放生會流鏑馬之間、此初於

鶴岡馬場有其儀、今日武州(泰時○北條)爲扶持之、被出流鏑馬屋、駿河前司以下宿老等參集、于時招海野左衛門尉幸氏、被談子細、是舊勞之上、幕下將軍(賴朝○源)御代、爲八人射手之內歟、故實之堪能、被知人之故歟、仍見射藝之失禮、可加諷諫之旨、武州被示之、射手之體、尤神妙、凡爲生得堪能由、幸氏感申之、武州猶令問其失給、縡及再三、幸氏愁申云、挾箭之時、弓一文字令持給事、雖非無其說、於故右大將家(賴朝○)御前、被凝弓箭談議之時、一文字弓持事、諸人一同儀歟、然而佐藤兵衛尉憲清入道(西行)云、弓擧ヨリ押立可引之樣可持也、流鏑馬矢挾之時、一文字持事非禮也者、倩案此事殊勝也、一文字持テハ、誠ニ弓ヲ引テ即可射之體ニハ不見、聊遲娑也、上ヲ少キ揚テ水走ニ被仰下之間、下河邊(行平)工藤(景光)兩庄司、和田義盛、望月(重隆)藤澤(淸親)等三金吾、幷諏方大夫(盛隆)愛甲三郞(季隆)等、頗甘心、各不及異議承知訖、然者是計ナ可被直歟者、義村云、此事令聞此說思出訖、正觸耳事候キ、面白候ト云云、武州亦入興、弓持樣、向後可用此說云云、此後被談弓馬事、義村態遣使者於宿所、召寄子息等令聽之、流鏑馬笠懸以下作物故實、的草鹿等才學、大略究淵源、秉燭以後、各退散云云、

〔吾妻鏡三十七〕寬元四年八月十六日壬寅、同(鶴岡)馬場儀也、流鏑馬十六騎、揚馬訖而射手十人、俄有霍亂之氣申障、已及神事違例、仍於御棧敷有御沙汰、以雅樂左衛門尉時景爲御使、可勸此射手之旨、被仰駿河式部大夫家村、時景蹲居家村前傳仰、家村降自床子答申云、亡父義村存生之時、壯年而一兩度雖令勤仕此役、廢忘隔多年也、日來縱雖有習禮、年闌後能故不可叶事也、況於當日所作哉、更不堪身之由云云、御使申此趣之間、仰兄若狹前司泰村、慥可令勸云云、仍泰村起座、行向弟家村座前、早可應仰之旨、再往加諷詞等、時只今稱無射馬、泰村馬者、答用意之由、凡泰村存如此時儀、射馬(號深山路名馬也)置鞍令、兼以令置流鏑馬舍近邊云云、此上家村失據于遁避、自取敷皮、副于下手埒、向流鏑馬舍、公私見此儀入興、見物之輩、悉以屬目於馬場下之方相待家村、家村改布衣行粧、著射手裝束、然後駕于件深山路、打出于第四番、其體不耻古堪能云云、人々美談、時之壯觀也、射訖則又裝布衣、歸著本座之

間、頻預御感御使、當家他門莫不賀之云云、

〔葉黄記〕寶治元年五月九日辛酉、今日新日吉社小五月會也、上皇〇後嵯峨可有臨幸、此社後白川院御建立、此社神事、毎年御願也、承久三年以後、天福後堀川院行臨幸、其後又絶了、雖無御幸、如形行之、然而不及流鏑競馬、也、我君去年遂難闕、今日幸社壇、繼絶跡被行之、依雨及延否之沙汰、臨期快晴、神感之至ナリ、別有御點、予可參之由殊有勅定、〇中略先之攝政殿左府以下多參集、小時臨幸、〇中略次有流鏑事、承久以往、北面西面輩騎之、天福武士騎之、今度同被仰遣關東相模守重時朝臣、射手逸見四郎的立小笠原射手的立出雲前司、射手的立隱岐次郎左衛門、射手的立但馬次郎左衛門、射手的立小早河美作前司、射手的立長井左衛門大夫射手的立等也、依關東下知騎之、射手先上馬、向神輿有作法、次立一番的、持一的、參進立之、次取弓計文、立二三的、射手打出、著綾藺笠有作法打、鞭乘替馬射之、二番射手無著笠之作法、又的立不持弓、三四五六番同前、七番射手作法、如一番也、七番皆以射中之、誠不異養由歟、凡此輩云自身云郎等、採錦繡或及金銀、法度之外也、〇中略

一流鏑

一番 相模守重時朝臣

射手 逸見四郎源義利　的立 櫻井左衛門尉滋野宗平

二番 小笠原太郎入道長經

射手 同余一太郎源清經　的立 土持左衛門太郎田部秀綱

三番 波多野出雲前司宣政

射手 千次郎左衛門尉藤原盛忠　的立 波多野藤左衛門尉藤原廣能

四番 佐佐木隱岐次郎左衛門尉泰清

射手 子息新左衛門尉源義重　的立 樋口左衛門尉藤原忠繼

五番 太田二郎左衛門尉政正

射手 子息太郎大江政綱　的立 得田左衛門尉藤原盛助

六番小早河美作前司茂平
射手　子息四郎平政景　的立　高橋新左衛門尉大宅時光
七番長井左衛門大夫泰重
射手　菅生左衛門次郎小野高秦　的立　新河右衛門尉藤原高重

〔實躬卿記〕永仁三年五月廿五日戊戌、向₂新日吉₁、立₂車馬場₁見₂物流鏑馬₁、〇中略

流鏑馬
一番　刑部少輔平久時　射手武田彥六源久信馬栗毛駮
二番　佐々木四郎右衛門尉源行綱　射手保木野左衛門六郎惟宗行泰馬黑鹿毛
三番　長井掃部助大江貞量　射手草生五郞紀貞成栗毛糟毛
四番　島津常陸前司惟宗忠景法師　射手河北左衛門六郎惟宗景業雲雀毛
五番　伊賀前司藤原知宗　射手宇野左衛門八郎平定光鹿毛
六番　後藤筑後前司平基頼法師　射手桂二郎平宗重
七番　丹波守平盛房　射手武田又次郎源信通於₂二的前₁、馬替之間、不ㇾ中ㇾ的、栗毛、

〔多聞院日記略〕文明十六年十二月
草內、流鏑馬米、同令₂無沙汰₁之間、小柳方へ懸身申合之間、如ㇾ此書狀ヲ被ㇾ出了、
春日社若宮神事流鏑馬米之儀、五貫文之事、兎角無沙汰之由候、無₂勿體₁候、早々此使へ可ㇾ被ㇾ渡候、恐々謹言、
極月廿三日　小柳貞綱判
草內西殿
進上

袖書云

返々急度可被渡候

〔流鏑馬類考〕元文流鏑馬の記事

元文三年戊午の春二月初卯日(九日)に台命ありて、光松山八幡(〇江戸高田)の社頭の北の馬場に於て、射御の事あり(神事の流鏑馬と云)其式古禮有て嚴重也、其法式は、鎌倉故右大將家(〇源賴朝)の式を用ひられしと也、射手の面々、神事なれば、一七日の間齋戒す、馬場の左右に埒を結ぶ(的立る方を高く馬手は低し)男埒女埒といへる也、馬場末の北に幄屋(幕を張て搆之)建、流鏑馬舍(りたごる)に中央南の方假屋有(日記所といふ)當社の別當の座有、此事の預り總司小笠原石見守也、小笠原平兵衞、及息孫七郎は、射手の師範也、日記所の執筆は多門多宮、內藤善右衞門杉岡彌太郎奉之、射手の面々裝束は水干、其色は紅朽葉とくさ色相交り、家々の紋を金銀の箔を以て是を押し、綾藺笠、へりを染革にて包み、金の散花を押す、各夏毛の行縢を佩たり、凡神事に用ゆるはやたひやうじのむかばきとて、秘決有よし也、弓籠手は精好金襴、あるひは紅繻子を以て製し、白銀の大刀佩て、短刀を帶し、一具襟家々の紋を付、沓などは皆一樣也、箙は逆つら箙、本儀なりといへども、此時公命有て新に製せられたりといふ(ひきはだえびらといふよしなり)鏑矢箆は白く鷹の羽(小羽は山鳥の尾なり)弓は重藤、右の手に竹の根の鞭をぬき入てしたり、鞍皆具は思ひ思ひ也、古禮によりて泥障たすけはなかりし、介副弓袋差、折烏帽子小素襖色は樣々にして、其主人の家の紋を付て著す、

古代は、弓袋さしは甲冑を帶したるよし也、

此日午の時に垂として、社頭神樂の鼓いと靜に聞ゆ、射手の面々、本社の左に就き、次第を追て立列る、其うしろに介副のもの並居たり、弓袋さし、的立の面々、本社の右に就て立ならぶ、列位定りてのち、庭上肅然たり、暫有て射手の輩、馬立し所へ歩行す、弓袋さし的立の青士從侍す、馬は放生

寺門外より、西の横道へ、一二の次第を追ひ社頭に向て立つ、夫より乘馬して馬場に行向ふ、介副前に立、弓袋さし後に從ふて、替へ弓、袋に入さし掛て持、的立の靑士三行に歩む、射手の面々乘列て、馬場末に至りて下乘し、行縢の䘮をかひとりて幄の屋に入、介副弓袋さし的立の靑士も屋の内に入、(袋に入し弓は、幄の屋の内に置、)射手の面々、記錄所のしらせを待、的立の靑士、的を携へ、三所の的を可立所に並居る、馬場の式定りたるよし日記所より告知す、則射手の面々幄屋を出、列を立て馬場本へ乘行、其樣優美にして嚴重也、馬場の右へ就て芝地へ打あがり、西南へ乘廻す、先に立る五騎は南なり、芝地に馬を東頭に立、其次の六騎、西の芝地に打上り扣て、各東頭にくつばみを並て、後なる五騎は、北の芝地に扣て、南頭に並て立つ、十六騎馬立揃て、一番の的立、二三迄建終るを見て、一番の射手、箙より箭ぬき出し、靜につがひて末廣の扇子押ひらき、笠の端をつくろひ、馬を埒へ打入て走らしむ、此時扇を後へ投る、是を捨鞭の扇子といふ、さて箭筈取直し、やゝ聲をかけ、弓打上射初るより、三ツの的とも射中て走り行まゝに、馬場末に手綱かいぐり、幕張たる前に乘立、的立の靑士、立廻りて串ぬき取、矢を拾ひ、射割たる的取りて介副を見合す時、介副の男埒の外を歩み來り、夫につれて馬場の末に入ぬ、十六騎の射法、皆かくのごとし、もろ／＼の武事、事故なく終りて、別當の法印、其外の諸官人、日記所を出て本社に歸參す、射手の面々、初來りし道筋列を立て本社に參候す、介副は弓袋さしと並び居る、その折しも神樂を奏す、十六騎各々威儀を繕ひて、裝束所江歸り來り、其裝束を脫、熨斗目小袖に肩衣袴に改て、神前に詣て著座す、事の預り小笠原石見守を初、各々神拜事終りて、神酒を頂戴して退散す、御神事流鏑馬の規式、事故なく被行之由は、石見守より金城江すみやかに告奉と也、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕流鏑馬も、中古以來絕たるを興し給はんとて、諸家の記錄をあまた御參考ありて、成島道筑信遍におほせて、流鏑馬の事、類聚せる書をつくらしめ給ひ、其後もな

ほ廣く考へ給ひて、綾藺笠をはじめ、萬の調度ども、かたのごとく備はりしかど、古の式法、其ままに傳はりたるにあらねばとて、騎射挾物と名づけ給ひ、流鏑馬とは稱すまじと仰下されたり。これ御謙遜の盛慮なるべし、かくて此挾物をば〱行れし中にも、殊更に世にもてはやせしは、享保十三年三月十五日、大納言殿〈惇信院殿○德川家重〉御疱瘡かろからん事を御祈の爲、高田の八幡宮にて行はれし挾物、元文三年二月九日、竹千代君〈浚明院殿○德川家治〉御誕生の御祝ひ、寛延四年、將軍家〈惇信院殿〉御厄年により行れしぞ、とり〲盛なる事どもなりき、元文の盛禮は、近藤半助壽俊、〈儒役近藤助左衛門玄辰が子〉記錄せしを、いまも世に傳ふ、

〔貞丈雜記 十二 武藝〕一流鏑馬の作法は、既に室町將軍の比には斷絕したり、〈信最問答に見えたり、此問答は永祿年口の記なり〉、享保年中、有德院樣〈○德川吉宗〉流鏑馬御再興有べき思召にてありしかども、其式詳ならず、依之諸家幷諸國〈江〉御尋ありて、諸方より傳へ來れる趣を書記して獻上しけるを、浦上彌五左衛門と云人に被仰付、右の書共を書あつめさせられ、流鏑馬類聚と云、御書物出來たり、其書の內にて彼是御考を付られ、新にやぶさめの式を定め給ひて、當將軍家治公、御誕生御祈の爲に、元文三年二月、武州高田村の馬場にて、穴八幡〈江〉流鏑馬射させて奉り給ひしなり、其式は小笠原平兵衛〈後に出羽守〉にあづけさせ給ひ、諸士に指南させられて、後も度々張行させられしなり、近き比は、小笠原縫殿助もやぶさめ張行の事をうけ給る事になりしなり、〈小笠原平兵衛は、騎射の事を司り、小笠原縫殿助は步射の事を司らしめられしが、今は縫殿助も騎射の事をつかさどるなり、〉

〔視聽草 四集 五〕東叡山流鏑馬次第記〈明和二年乙酉九月一日〉

今年明らかにやはらぐ二ツのとし、遠つみおや、あづまをてらすおほむがみの百餘り五十年の御忌にあたらせ給ひ、〈○中略〉おなじ年の九月一日、上野東叡山寛永寺の瑞垣にて、御かむわざの流鏑馬あり、ざけを除き、けがらひをきよめ、誠にひさうのまつりなるべし、〈○中略〉その日の御まうけ

には、神殿の東にあたりて疏をなし、ひだり右に埒ゆひたり、其かたち陰陽をかたどれり、わざと馬場の左はふさがず、的たてぬべきが爲なり、こなたには、むまば本に棧敷をまうく、輪王寺の宮のおまし所なり、むまば末にも一ツの棧敷あり、執政御老中と稱す從四位下行侍從兼行右近將監源武元、右京大夫從四位下兼行侍從源輝高、從四位下行侍從兼行周防守源康福、侍中總管御側御用人と稱す從四位下行佐渡守源勝清、參政若年寄と稱す從五位下信濃守藤原英持、從五位下攝津守源忠恒、從五位下行壹岐守源忠見、西城參政西丸若年寄と稱す從五位下行飛驒守源忠香、侍中御側衆と稱す從五位下因幡守康鄉、從五位下豐後守源忠友、この所にて御儀式を拜せらる、其外武官に預れるところの人はいふもさら也、ぶむ官の人も列居して、御祭事拜しぬべき御設け侍りぬ、三の的たちぬべきあたりにむかひて日記所あり、射手の勝劣をえらび、騎射の式法を糺し、中りあたらぬをも記しぬべきがためなり、かしこには馬場末に幄を垂て流鏑馬舍とす、○中略既に日影も午の時ばかりになりぬ、射手具足して馬にのり、番と丶のへて文殊樓に至る、射手のさうぞくは、褻にあらぬ晴の事なれば、何くれとうるせく出立ぬ、まづこがね白かねにて、家の紋をしたる水干を著たり、いろは紅朽葉木賊なり、わかき人こそ紅は著たれ、立不惑の人は朽葉木賊をぞ著せらる、弓籠手は精好にしきぬひもの、色々の事好みつ丶、いごむ心の花やかに、くれはどりあやゐ笠、いとえむに著たり、夏毛なるやたひやふしの行縢をはき、白銀裝の大刀、いかめしくおびなし、短刀を帶し添ぬ、沓手袋などは、ことなるやうなくみゆ、箙はひきはだえびらを負たり、本儀はさかづら箙なれど、調しぬべきいとまあらざめれば、この箙を用ひぬ、弓は玄こめたる眞弓に、矢はかぶら矢なり、眞羽は鷹の羽にてはぎ、小羽は山鳥の引尾にてはぎたり、山鳥用ゐぬることは、ことなる秘說なりし、右の手には竹根の鞭ぬきいれて持ぬ、鞍は貝鞍いかけ地、みがく心の鏡鞍とみえて、面がけ胸がけ尻がけは、はじだむ茜、その外いろ〱にみゆ、櫨段茜は、元文の佳例をおひ侍る也と聞ゆ、障泥なくた

すけなかりしは、いそのかみ古きためしのこれるになむ有ける、〇中略射手の跡に、御厩の良駱二ひきをひかる、まれの御神事なれば、乘替の料なりときこゆ、番の次第は、介添、拾鞭の扇もちて、射手の右の前にすゝむ、弓袋指は、射手の左の跡にあゆめり、そのかみ弓袋指は、よろひたるよしなれどその沙汰におよばず、弓袋は白き十九布也、的持三人、跡に番ひぬ、介添弓袋指は小素襖、まと持は麻のかたぎぬ袴を著しぬ、文殊樓より射手おりたち、隨身御門をいり、神宮の御前にたちならびぬ、大鼓の音、靜にきこえて、ゑめのうちいとかう〴〵しく、あめつちの神もこゝにげぎやうましますかと思ふばかり也、あまりのかたじけなさに、此神鼓のことを神司に尋侍れば、まことや御祭事のをりごとに、うちならす事とかや申侍りしなり、此時介添弓袋指等は、隨身御門の内までは入たゝず、射手神意をあふぎて口す〳〵に流鏑馬舍におもむく、是をあげ射手と申也、番のさま替ことなし、此時筑後守源準松、馬に乘ざりければ、越前守藤原正壽申けるは、いにしへより馬に乘べきよしをまうし傳へぬるに、いかなれば、こはだの里ならで、かちよりはゆき給ふや、筑後守準松答て曰、此おほむ神は、正しき君の遠つみおやの御神にてましませば、馬に乘ながら、神のいがきを越むこと、其おそれなきにあらず、されば君の思ひがねどなむ申ける、げにさもあるべきことにや、彼も一時なり、これも一時なりとは、かゝる事をやいふなるべき、此形勢を聞傳へつゝ、その頃市町にも語りあはせて、感歎しけるとぞ聞えし、射手列をとゝのへて、やぶさめ舍に入りぬ、介添弓袋さし等もあくのうちに入て、替の弓をばあくのうちに置ぬ、おほむかたはら人主殿頭從五位下源意次、流鏑馬奉行として、御名代の神拜をとげ、日記所へ出座す、今日の式、うけ給はれる從兵帥御徒頭と稱す小笠原縫殿助源持易、かたはらに坐す、射手の容儀傳へぬれば、前日も見めぐりて馬場のことも定ぬるなり、日記執筆は、書院軍御書院番と稱す松平田宮源恒隆、河野勝右衞門越智通哲、大軍大御番と稱す原三郎兵衞源親要なり、恒隆は時の弓太郎、通哲は拂底の射手にて、何れ

も事馴ぬる功者なりき、小納郎長(御小納戸頭取と稱す)從五位下甲斐守源政賢、從五位下行隱岐守源昭永、監察(御目附と稱す)從五位下守縫殿頭源忠香、內藤主稅藤原信就もこゝに坐せり、忠香信就は、非常をたださむがためなり、甲斐守隱岐守は、念人たり、親軍(御小姓組と稱す)佐野達次郎菅原滿存、書院軍宅間伊織藤原紀峯、逸見八之助源忠休、伊丹六郎左衛門藤原景興、松平兵庫源堯賢、新軍(新御番と稱す)永田半助源政素、念人として馬場の本末に居て、馳射の式を糺しぬ、的持各々的携出て、三ツの的たつべきところ〲に並び著ぬ、かゝればや馳射始りつべきよし、日記所より射手に申す、射手流鏑馬舍を出て馬に乘、疏に乘入て、むまばもとにいたりぬ、馬をあゆませつる間は、八杖程とばかり見ゆ、射手はすなはち、近侍(御小姓と稱す)從五位下筑後守源準松、從五位下越前守藤原正壽、小納郎(御小納戸と稱す)彌一郎深津藤原正豐、庄九郎岡部藤原一德、權之助日根野藤原高雄、一學丸毛源政長、數馬鈴木穗積安節、書院軍一郎左衛門朝比奈藤原眞明、大軍幸之丞窪田源勝虎、書院軍又兵衛小栗源信壽、群馬(小普請と稱す)岩吾水野源守常、久五郎近藤藤原壽敬、書院軍數馬水野源勝美、喜內神保橘長光、親軍平三郎龜井藤原清永、小納郎鄕八落合源居久也、○中略かくて馬場本にいたりぬれば、疏より乘上て、一の射手より六ツに及ぶまでの射手は、辰の方にむかひて、くつわをならべ馬を立ぬ、七ツより十餘り一ツまでの射手は、未の方にむかひて馬をひかへたり、十二より十六までの五騎は、戌の方にむかひて、くつばみをならべたちぬ、介添も跡につゞきて馬場本にいたり、馬をひたし水かひぬ、射手も素引などしてこゝろみぬるさまなり、一番の射手の的立、一の的をたてぬ、二三の的も立ぬれば、一の射手、扇形に打入、今ぞ御神事始りぬとて、物見る諸人、どよみあへり、古くよりいひ傳へしにも、かくある式おこなはれぬる時は、いとにぎはふよしなるに、かゝりけるもげに殊勝なり、馬などいるにもおどろきぬべきを、恪勤の射手也ければ、いとかしこく心づかひし、馬もやをらとゞまりぬ、えびらより矢ぬき出してつがひ、かはほりは末廣をひらきて、笠の端、三度つ

くろひ、あふぎをうしろへすてつ、是を捨鞭の扇とは申なり、矢筈とり、やと聲かけて、やごろにこころざし、一の的射割て、鏑本に矢つがひつ、二の的も鵠をうしなはず、三の的も、また〳〵射あてゝ、ゐふたぎのあけとふしたる心ちの、去たりかほに馬をすゑ、おもむろにあゆませて、流鏑馬舎の前に乗立ぬ、此おり三所の的持、的串ぬきすて、矢をとり、的くだけたるを取持、介添、拾鞭の扇取上て、男埒の外を歩み、的持、跡につきて馬場末にいたる、いとはやも正壽の的もち、三ッの的たて揃ければ、笠の端、押つくろひ、馬をはせ扇捨て、三の的皆射割ぬ、その外次第々々に、をのがさまざま、くきなりに矢つがひて射もありて、古き教をまもり、馬に鞭打、射義とゝのへて、三の的、ひいはたと射ければ、釋の圓位などの言をけるさま、諏訪の盛澄がことなどおもひ出て、古の堪能、ふたゝび生れたりとおもへりけるもことわりなり、作物など射たらむには、いかなる秘曲をかなしなむ、○中略馳射の儀式おはりぬれば、射手下馬して、やぶさめ舎に入、去ばしいこひぬ、日記所に出居せし人々も、各しぞきいでぬ、射手流鏑馬舎をいでゝ、神の御前に列立する事はじめのごとし、大鼓の音、なを神さびたり、さて装束所へ歸入て、射手長袴を著し、田沼主殿頭をはじめ、今日の式にあづかりぬる者は、御大刀神馬をさゝげて、賽しの神拜をなし、その〳〵神酒たまはりぬ、そも〳〵此流鏑馬は、いにしへ毎年五月五日、百敷の武德殿にて、やすみしゝ大君の、近衞兵衞の騎射覽し給へる禮式を摸して執行へる神社の祭禮なり、其さはふ、世にめでたく傳はりぬる也、名も明らけき東鑑といへる文に、秀郷朝臣の秘訣を諏訪大夫盛澄が受傳へしと見えたり、後このこと絶たりしを、將軍室町家、歎きおぼしめして、この射藝の古風をつたへのこさまほしきよしをしへありしとき、武田の何某、流鏑馬の式斷絶して、二もゝとせ餘りなれば、其式をなしてむ事は、かたき事のよし御こたへ申せしとなむ、此事のみえしは、永祿のころの文なり、此式たへにし事、かぞへあぐるも、ものうきばかり成に、享保の頃、ふかく尋させ思ひ給ふて、始て元文三のと

しにぞ行はれぬ、〇中略この道我家に傳へぬる事也、十餘り四つぎの祖小笠原美濃守長高、其子備前守氏長、建武貞和の御的に、相續にて弓太郎を勤てけり、代々弓馬の師範たり、等持院殿〇足利尊氏の御時、當流此流を用ゆ、我を信ずるものは此流を用ふべしとて、奥がき侍りしより、弓馬故實の正統となりぬ、殊に遠つおや備前守持長の道に達し奥儀をきはむ、其後世みだれて射禮もすたれぬるを、享保の御代〇徳川吉宗ふたゝびおほち司槍御鑓奉行と稱す縫殿助持廣に、弓馬の師として、容儀傳へぬべきよし敎命ありけるこそ、家のめいぼくなれ、〇中略

縫殿助持易謹識

〔泰平年表 浚明院〕明和二年九月朔日、於東叡山流鏑馬御神事被行、流鏑馬の御神事は、東照宮東叡山に御造立、寛永四年以後、五十回御忌之寛文五年、百回御忌之正徳五年、上野において行はれし事、考る所なし、明和二年四月、百五十回御忌、勅會御法事行はれし秋、九月朔日、小笠原縫殿介持易、此事を奉り、門人十六人をして、上野において初て流鏑馬の式を勤しむ、按るに、享保年中、弓道の式を兩家に分賜はり、小笠原平兵衛宗には、騎射流鏑馬等の式、小笠原縫殿介家は、歩射たいはい丸の物草鹿等の式な賜り、此時其家にあらずして、流鏑馬の事を奉りし物は、中興の祖縫殿介持廣、元文三年、諸弓の式を勤し舊蹤によるか、未詳、流鏑馬の場は、東叡山内、御宮の前の通り、左右松原の間の往還也、西は本坊御構の前より大師堂の前、南は凌雲院表門脇を限り、東西は左右の松原の中を限り、竹行馬を結ひ、雜人の見物を禁ず、矢の落は東松原の内、三ツ的なり、埒は往還の内に結、南の中はづれに流鏑馬舍を設く、馬場の中央、西の松原を後にして日記所を構へ、其左日光御門跡、其右御老中幾數なり、其外若年寄衆、御側衆、奥向の見物所、并に布衣以上已下の見物所、射手の見物所等透間なく設たり、日記所には御名代御側衆著座、御小納戸頭取二人、御目付二人、小笠原縫殿助、并日記役人、門人三人列居す、射手十六人は、今朝凌雲院へ揃ひ、夫より流鏑馬舍にて裝束し、水干行騰あやゐ笠きかつら箙なり、午の刻計に練出して御宮に參詣し、流鏑馬舍に入、流鏑馬始むべき令有て、壹番より十六番まで乘あげ、壹番の射手、捨鞭の扇の式有て、南にはせ射終る、夫より次第に射終り、十六番馬に鞭打射儀こいのひ御神事果ぬ、御近例、文化十二年四月、二百回御忌、勅會御法事有之、九月朔日、持易三代の孫、館次郎是を承り、門人十六人をして、流鏑馬の射手を勤しむ、奥の衆三人、御小性組より三人、御書院番より七人、大御番より二人、小普請より一人、

〔半日閑話 四〕安永六年丁酉二月六日、於高田馬場流鏑馬有、

射手　奥向

木賊色　深津彌市郎　　朽葉色　植松左京亮

紅　松平備中守　ウコン色　新見大炊頭〇中略

都合貳拾五人

〔憲法類集六〕寛政五丑年正月成瀬吉右衛門達

此度於高田流鏑馬有之候節、見物之面々、放生寺脇人留之場所より馬場入口迄は侍二人、口三人、鑓持壹人、草履取壹人、同所より馬見所迄は侍貳人、草履取壹人召連、鑓持は見物所後道之方に差置、殘り候供之分は同勢場へ相拂候事、

一見物之面々衣服、服紗小袖麻上下著用之事、

一見物所之儀は、馬場末之方に而、不相障候樣繩張致し、幕類相用候儀、前々より無之候事、

右之通規定致し、見物之面々、承合候向も有之候得ば、前文之趣及挨拶候、以上、

〔將軍德川家禮典附錄四〕寛政流鏑馬事記

寛政四年壬子の冬、武州豐島郡牛込鄉高田村八幡宮において、神事流鏑馬興行あるべき旨、將軍家命を下し給ふ、〇中略御祈願の事ありて、享保十三壬申年三月五日、八幡宮御奉納神事流鏑馬興行の事、同所馬場にてこれを行ふ、家治公御誕生の慶賀として、御祈願あらせられ、元文三戊午年二月九日、流鏑馬興行ありてより、大なる御祈念には、此社に於て流鏑馬興行有之、既に寛延四辛未年五月十五日、寶暦二壬申年十一月十五日、寶暦十三癸未年二月十五日、安永六丁酉年九月朔日、すべて六ヶ度に及びける時に寛政四壬子年、將軍家御世繼御誕生まし〳〵て竹千代君と稱し奉る、代々の嘉例に隨ひ給ひ、明年の春、穴八幡宮法樂の神事流鏑馬興行の命を下したまひ、其式法、元文の例にならひ、小笠原平兵衛門人十有六人、各其術にたへたるをゑらびあげて射手に候す、寛政五癸丑年二月四日初の卯の日、天うらゝかにして惠風和し、其儀式殊に嚴重也、射手の士、末明に八幡宮に來り、別當神前にて三座の護摩を修し、十二座の神樂を奏、八幡宮の境內、幕を

以て四方をかこみ、別當所をして有司を初近習の面々休息す、尊前の方、幕を以て隔をなし、外樣の射士是に屯す、馬場の體、四方に青竹の矢來を結廻し、一方に木戸門を建、馬場の內にさくりを切、萩を以て埒を結、場中に檢所の營を設、其外竹にて一間々々に隔をなし、諸士及び射手の輩、見物所として是を給ふ、諸侯士大夫、男女老少これに群集す、矢落の方には、貴賤の男女、錐を立る地もなし、實に天下の美觀、此時にあり、午の半に及んで、射士各清服し、粧ひ連て八幡宮の社壇に來り、再拜稽首して、列をたゞして乘出す、其行粧、紅はなだ松葉色等の水干に、主々の紋を染出し、紅白紺地等に、金を以て思ひ〳〵の綾紋を織付たる小手をさし、淺黃の裏打たる綾藺笠をかむり、大刀腰刀を帶し、箙を負、行縢をむすび、沓をはき、初め終を乘者は、白重藤の弓を持、これ免許の弓とかや、矢は目なし鏑矢六本、筈高に負、馬にはさま〳〵鞍置て靜にあゆませ、從士二人小素袍を著せ（色は好に隨ひ、紋は主の定紋を付）、折烏帽子を冠り、一人は代弓を袋に入（弓袋白布）さしかざして從ひ歩、舍人的立の士、相共に順をなし、馬場に乘入、幕の內に順列す、日記二帖、臺に置、一脚は檢所の內、一脚は後の方青壘の上に置之誓ありて有司加納遠江守、及平塚伊賀守、小野河內守、小笠原平兵衛、小笠原平八、日記の役は、永井多宮、櫻井隼人、初鹿野六三郎、別當放生寺、檢所に來り著座す、此時射手の內より和田仁三郎弓を持、左右の行縢を取上、歩み出て令をまつ、永井多宮、令を受てあゆみ出傳之、互に一揖して退く、一の的立の士、麻の上下を著十六人、二の的立の士十六人、三の的立の士十六人、各的を携、三度に歩出て、一二三の的の邊に、順を正して蹲踞す、射手の人々十六人、伍列をたゞして馬を歩せ、場元の方へ乘行、介添の士（小素袍折烏帽子を著、手に主の扇を持）、十六人同じく埒の內を歩行、矢狩の者二人ヅヽ一人的を木に挾み、的立の士の傍に置、的立其的を建、退て蹲踞す、こゝに於て射士、漸其術を施す、其一に和田仁三郎馬を乘寄、扇をひらき、打上ると、もに馬をはせ、鏑矢をつがひ、聲を上げ、一二三の的を順々に射終り、場末に至り馬より下り、馬場の末に坐す、的立の士、其的を上て

退、矢狩の者、的を射る所の矢ごを的立の士に渡、介添の士步出、的立と共に退く、次に駒井加賀守馬を走せ射終り、場末に坐す、從士も又退く、新見長門守、跡部三郎左衞門、春田善太郎、加藤八十五郎、國領又兵衞、淺香吉之丞、多賀大助、久貝總左衞門、竹川兵十郎、土屋四郎兵衞、中條平助、瀧川久助、細井豐前守、次第々々に射終て、馬より〔〇此下恐有脫文〕其式法前のごとし、從者もまた初におなじ、終の射手三浦五郎三郎、白重藤の弓に鏑矢をつがひ、聲を上て乘出し、一の的を射碎き、二の矢をつがひ、鞭を上て馬を進め、二の的を射て、又聲を上げ鞭を上る事はじめの如く、三の的を射終りて下馬に及ぶ、是捨鞭のわざなるよし、從士殘らず退く、其矢、的にあたらざる有といへども、的立の士、押碎事式法なりとかや、事終て加納遠江守、平塚伊賀守、小野河內守、小笠原平兵衞等、席を立て退き去る、射士各弓箭を帶、馬上して八幡宮の寶前にいたる、其體はじめのごとし、各社壇にひざまづき拜して後退去す、其後射士の輩、厚き褒賞を賜ふ、

〔文恭院殿御實紀十五〕寬政五年二月四日、この日高田馬場にして、流鏑馬興行あり、　六日、去りし四日流鏑馬ありしをもて、その師徒頭小笠原平兵衞常方に、時服に金そへて賜ひ、小姓新見長門守正登、駒井加賀守信貫、小納戶細井豐前守正房、和田仁三郎勝孝、瀧川久助一昌はじめ、射手の者、皆黃金を賜ふ、

〔續泰平年表〕文化十年二月十一日、來戌年、公方樣〔四十二〇德川家齊〕御厄除爲御祈禱、於高田馬場、流鏑馬被仰付候ニ付、穴八幡宮〔江戶〕、白銀十枚御神納、〔御名代蜷川相模守親之〕

〔江戶名所圖會十二〕高田馬場　同じ北の方にあり、追廻しと稱して二筋あり、竪は東西へ六町に、橫の幅は南北へ三十餘間あり、〇中略大將軍家御代の始には、國家安全の御祈禱の爲、御嘉例として、此地に於て流鏑馬の式あり、形裝善盡し美を盡せり、其式の圖說は穴八幡の別當放生會寺に收藏せり、文章は神田白龍子撰する所なり、

〔憲法類集六〕文化十二亥年五月廿六日植村駿河守殿御渡
當九月上旬、於上野山内、神事流鏑馬、小笠原館次郎弟子共被仰付候、射手之面々へは、館次郎より可相達候間、得其意、館次郎可被談候、
五月

文化十二亥年八月四日間宮諸左衛門達
此度於上野山内流鏑馬之節、布衣以上面々、勝手次第見物被仰付候旨、駿河守殿被仰渡候、依之申達候、以上、
八月
高井山城守
間宮諸左衛門

文化十二亥年八月九日高井山城守間宮諸左衛門達
於上野山内流鏑馬有之候節、布衣以上之面々は、車坂門、屏風坂門、谷中門、新清水門之内、向寄により罷越し、下馬所邊に而下乘いたし、侍草履取計召連、凌雲院脇通り馬場内より見物所へ罷越、罷連候供之分は、流鏑舍之後、竹矢來内へ差置候事、其外見物罷出候面々も、是又向寄之門々より罷越、常之下馬所邊に而下乘、侍草履取計召連、大師堂前木戸門より見分所へ罷越、召連候供之分は、本坊角御先手勤番所向、竹矢來内へ差置候事、
但御當日は黒門通路不相成候
一衣服服紗袷麻上下著用之事
一服穢之儀は不苦候事
右之通伺相濟候、依之申達候、以上、
八月
高井山城守

文化十二亥年八月十四日間宮諸左衛門達　間宮諸左衛門

來月朔日、於上野山內流鏑馬之節、月並御禮登城之面々、御禮相濟次第御越可有之候、尤宿出部屋住之面々は、四時迄御越可有之候、

一部屋住之面々、見物被仰付候儀には無之候得共、勝手次第被罷出不苦候、左候得ば、車坂門、屏風坂門、谷中門、新清水口門之內、向寄之門より被相越、常之下馬所に而下乘致し、侍草履取計召連、大師堂前木戸門より布衣以下見物所へ被相越、召連候供之分は、本坊角御先手番所向、竹矢來內へ差出候事、

　但御當日黑門通路不相成候

一衣服服紗袷麻上下著用之事

一服穢之儀不苦候事

一流鏑馬相濟、御老若方御退散相濟候上、混雜無之退散可有之事、

右之通御心得可有之候、依之申達候、以上、

　八月十四日　間宮諸左衛門　高井山城守

〔泰平年表大御所〕文化十二年九月朔日、於東叡山流鏑馬御神事被行、神君二百回御忌、任舊例小笠原館次郎是を承り、門人十六人をして相勤む、

〔續泰平年表〕嘉永六年五月十五日、於高田馬場流鏑馬被懸行、將軍家○德川慶六十一之御賀、被為祝に依て也、射手は奥之衆、御番衆、小普請打交と云、柴田肥前守、藥師寺筑前守、小笠原美作守、能勢相模守、粕屋肥前守、名代急小澤平右衛門、吉川一學、中山藤一郎、山名平三郎、興津仲、小出新彌、山名新次郎、榊原采女、金森內記、青山三左衛門、堀十三郎、神谷鉉三郎、和田勝太郎、佐野彦八郎、細井市太郎、高林彌一郎、田列金左衛門、長谷川鉄之助、阿野戊之丞、梶川牛左衛門、杉野左衛門、都て二十八

的立

騎也、式之儀は、前編東照宮御神忌に詳なり、依之略ス、此日御名代夏目左近將監、淺野一擧勤之、

〔流鏑馬次第〕一的たては、武藏の黨の者ども の役也、

一私に射る時は、的立雜色六人して立る也、三所の的に、右の方に立そふ、二人づゝなり、

〔吾妻鏡七〕文治三年八月四日壬申、今年於鶴岡、依可被始行放生會、被充催流鏑馬射手幷的立等役、其人數以熊谷二郎直實、可立上手的之由被仰之處、直實含鬱憤申云、御家人者、皆傍輩也、而射手者騎馬、的立役人者歩行也、既似分勝劣、於如此事者、直實難從嚴命者、重仰云、如此所役者、守其身器、被仰付事也、全不分勝劣、就中的立役者、非下職、且新日吉社祭御幸之時、召本所衆、被立流鏑馬的畢、思其濫觴説、猶越射手之所役也、早可勤仕者、直實遂以不能進奉之間、依其科可被召分所領之旨被仰下云云、

裝束

〔流鏑馬次第〕一あげ裝束の次第、上射籠手はどもにかはる也、

一ゆがけをさす　二はかまのくゝりをゆふ　三水かんをきる　四むかばきをはく　五大刀をはく　六征矢をおふ　七右の袖をくゝる、其時むちをぬき入る也、　八左の袖をかたぬぐ、こてをさして、やがて左の袖をくゝり付べし、　九笠をきる　十沓をはく　十一馬にのる　十二弓をもつ

一供者の次第

馬の左童裝束は、きぬすいかん、くずはかま、すそをあかく染て、もん有、上をくゝり、刀もさゝず、同はゞきもせぬ也、

馬の右雜色裝束は、たうゑき著るやうにて、色は別也、はゞきをしてくゝる、ゑぼしかけ赤がは也、

其後馬の尻に弓袋、白布也さし、よろひかぶとを著て、ゆがけをさして、こてをばさゝず、はゞき

をして、上をくゝるべし、皆はだしなるべし、

雑色　人人人

前　馬人人　六人はたうゑき也

童　人人人

一ざうゑき六人、馬の尻に三人づゝ、二なみに立なり、上にも下にも家々の紋を出す也、はゞきをして上をくゝる、ゑばしかけ赤皮、刀は木さやまき、雑色同、〇中略

一射手装束次第

一番にはかまのくゝりをゆふ、次にすいかんを著る、次に右の袖をまくべし、次に左の袖をはだぬぐ、はかまのうしろごしの下へ入て、又袴のこしをゆふ、次に行縢をはく、次にこてをさす、緒をば前後の緒に分て結ぶべし、次にえびらを負ふ、次に笠をきる、次に矢をえびらにさす、次に沓をはきて馬にのる、

〔宗長則實問答之書〕矢ぶさめの前の出立をば、あけしやうぞくと申也、的を射る時の出立をば、射手装束と申也、

〔高忠聞書〕一行縢の事、笠懸流鏑馬、神事に射る時は、若衆の事は不ㇾ及ㇾ申、歳七十八十に成共、悉夏毛のむかばきはくべし、夏毛の行縢、本たるによりての儀なり、犬追物時、はくごとく、ながくはあるまじき也、いかにも、みじかくつめてきるべし、神事むかばきの切やう、ゑるしをき候也、おりめのすそを、すぢかへてきるなり、是によりて自然けがれをも除、神慮にもあふと申來るなり、〇中略一むかばきの腰の事、一寸ちがはゞ、かりむかばき、一寸あかば、かり行縢といへり、これはうしろのちがふほどらひの事なり、五分ばかり、ちがふたるがよきなり、前は二三寸あきたるがよきなり、

神事行騰之事、加様に可レ切、○中略例式よりみじかくつめて可レ切、引目とゞめの事は、たとひ引目を履にさゝずとも可レ付、はく時は左革の緒を引目とゞめへ、とをすべし、笠懸、小笠懸、流鏑馬など、神事にて射る時は、このむかばきのごとく、すそのおりめを四寸すぢかへて、きりてはくなり、其外は例式也、此行騰はくことは、神事にかぎりたる事なり、神事にてなき時は、はくことあるべからず、

〔流鏑馬之巻〕一射手装束ノ事、一番浴衣、二番手細狩衣、三番手袋、四番地衣行騰、五番刀、六番箙、七番鬼笠、八番沓、九番馬、十番弓也、

一童形装束、兒出立ノ如ク、髮ヲ亂シ射手ニ伴フ、

一雜色装束、鐵衣下著モヽヒキヲ著シ、髮ヲ亂、震結シ同伴フ、

一弓持的持共、装束小青襖烏帽子ヲ著シ、舍人ハ白丁ヲ著シ同伴フ、

〔類聚流鏑馬次第〕長谷川流流鏑馬日記云、八月廿日比に京上して、諸の装束損料にて取べき注文、

一揚の水干一具（白打手の笠一　あこめ一　色々枝花）

一夜宮水干一具（是は装束師之助成之借申也）

一射手の當色八具　童装束一具　舍人装束一具　的持装束一具　宛帶十一　烏帽子十頭

一隨兵十騎　當色四十具　帶四十

一的立の装束紅打手在袖一口二具　あこめ二　烏帽子二頭　大帷二　下袴二　宛帶二　帶二　水沓二足

一射手の兒けわいの具足事

白粉　經粉　たとうかみ一つい　眉作　眉墨　解梳　髮梳　こまか梳　水入　水引（かみより、）

（大小ちごのもさゝり取らん用なり、）

次に兒の出立の事

水干　竹笠　弓矢　逆頬　矢走　ゆごて　帶二筋　扇　行縢（はりに糸を付て用意すべし）

射具

〔日本古義　一〕射禮

今の世に、流鏑馬の式に、兩小手を著胴衣を著る事は、是古義にあらず、歩射には韝を著、騎射には弓小手を著事は、射禮の古義なり、

〔高忠聞書〕一やぶさめの時、ゆがけの緒とむる様の事、例式三卷まきて、手のこうにて一むすびづつ三所にむすびてとむるなり、〇中略

一ゆがけを手袋と云事、流鏑馬の時にかぎりて、手袋といふなり、〇中略

一鏑の長さ三ふせなり、目は二目なり、鹿の角にてつくりて、三方にぬたを殘すべし、是は當流のかぶらの本也、根本は八目、其後は五目四目三目にも、くりたる也、今は二目を本とする也、ほうの木にてくる事あり、これは流鏑馬神事の時用也、〇中略

〔流鏑馬之卷〕一弓ハ流弓也、矢ハ鏑、羽ハ白羽全羽、矧リ矧、拵様口傳、箙ハ組遣ノ長箙也、箙十二刺也、

雜載

〔高忠聞書〕一三物とは、流鏑馬かさがけ、犬追物事なり、但近年は流鏑馬まれなる間、犬笠懸かちだちをもいふなり、

一五物と云は、流鏑馬、笠がけ、小笠懸、犬追物、かちだちの事なり、

一武田小笠原兩流のちがひたる事、犬追物に三矢流鏑馬に矢ぬき出す事、三矢は、下の矢を武田にはいるゝなり、矢をぬき出すに、笠のはをきれといひて、矢を上ざまへいだすなり、小笠原には犬の三矢は、一矢を賞する也、やぶさめの矢出すは、犬の二めのごとく、さきへすぐに出す也、此二のちがひめなり、殘はいづれも同前なり、

〔安多武久路　七〕やぶさめの事、古書には、やぼさめとも記して有、抑流鏑馬は、我朝神事第一の騎射

也、去ながら此藝の式は、大儀なる事なれば、公家武家ともに、さうなく執行なりがたきなれば、かま倉の幕府の後は絕て、今は神社のとりおこなひと成て、社家人、又は土民のわざのやうに成來し也、既に東鑑に諏訪大夫盛澄、秀鄕朝臣の秘訣を受傳へしと有也、壽俊が云、總じて流鏑馬の射藝には、秘する弓矢の手多くあるなれば、其秘曲を受傳へしと云事なるべし、流鏑馬の事は、續世繼物語、平治物語、平家物語、盛衰記、東鑑等に有といへども、くわしからず、其禮式は、公家にても重んじ給ふ事にや、廟主ありて執行し、武人其藝をする事也、的立其外古き式等有なれば、天皇も御覽じ給ふなり、鎌倉殿の頃までは、公武ともに度々執行せさせ給ひたれども、鎌倉將軍家の後は絕たりしを、室町將軍家に及びて、柳營歎き思召て、此射藝の古風を、再び今にかへし習ふべきの由上意有し時、武田殿の御返答には、流鏑馬の式、斷絕して二百年來に及びしなれば、當時其式をなさんは、かたき事の旨御答へ有し由、信景問答に見えたり、此問答の書は、永祿の頃の筆記也、

〔類聚流鏑馬次第序〕古者天子、每歲五月五日武德殿ニ御シ、近衞兵衞ノ騎射ヲ覽給フ、次テ競馬等アリ、夫流鏑馬者此式ヲ摸シテ執行ヘル神社ノ祭禮ト見ヘタリ、應仁已來天下兵亂ニ罹リテ、諸社ノ流鏑馬或ハ退轉シ、或ハ其名而已存セリ、(中略)〇凡武德殿ノ騎射、專武術修鍊ノ爲也、神社ノ流鏑馬ニ於テハ害氣ヲ消除シ、及神事過失ナキヲ要トスル者也、今此伎ヲ勸ル輩、其主意ヲ察シテ執行ベキ事也ト云爾、

〔貞丈雜記十二武藝〕一やぶさめに三流あり、小笠原、武田、三浦、是也、射手方聞書、小笠原山城守說に云、やぶさめに三の流有、矢の出し樣かはる也、三浦やぶさめは、矢を空へ出す也、笠のはをきれと也、(笠のはをきれとは、矢をつがふ時、矢をそらへ出して、笠のはを突切るやうに出す也、)武田やぶさめは、先へ矢を出す也、馬の耳を切れと也、(矢を先へ出して、馬の耳をつき切る樣にする也、)小笠原やぶさめは、矢をそばへ出す也、其まゝ矢を高くさし上て、笠の通りにて矢をつがふ也、弓は重藤、矢はかぶら也云々、弓馬故實に云、武田と當家(小笠原家、さして云)な遠の事、や

ぶさめの時、矢のぬき出し樣、矢まはりにある、三組の矢、（矢まはりの日記にある、犬追物の時、射たる矢、三ッある時の矢沙汰也）ゆがけの緒の留樣、違よし也云々、右矢の出しやうと云は、やぶさめの時、かぶら矢を三ッ、腰にさし、出て射る時、腰より矢をぬき出す時の事也、伊勢因州舊記云、兩家（小笠原武田）に替る事は、たゞ三色也、やぶさめに一色、犬追物に一色、弓袋に一色、此外に毛頭替りたる事なし、若ちがひたる事、此三ッの外にあらば、一方の覺違にて有べし云々、高忠聞書に云、武田小笠原兩流のちがひたる事、犬追物に三ッ矢、流鏑馬に矢ぬき出す事、三ッ矢は、下の矢を武田には入る也、矢をぬき出すに、笠のはを切といひて、矢を上さまへ出す也、小笠原には、犬の三ッ矢は、一ッ矢を賞する也、やぶさめの矢出すは、犬の二ッめの如く、先へすぐに出す也、此二ッのちがひめ也、殘りはいづれも同前也、

〔承久軍物語〕一ゐん（○後鳥羽）ゑつぼにいらせ給て、（○中略）いまはかうよとおぼしめされて、とばのせいなん寺のやぶさめぞろへと、御ひろうあつて、しよこくの兵どもをめさるゝ所に、（○中略）むねとの兵、一千七百人とぞしるしたる、

古事類苑

武技部九

笠懸

古事類苑

武技部九

笠懸

笠懸ハ、カサガケト云フ、其名ハ笠ヲ懸ケテ的ト爲シヽニ起ル、卽チ騎射ノ一ナリ、後ニハ板上ニ革ヲ張リテ的ト爲シ、矢ハ蟇目ヲ用ヰル、馬場ノ中ニ一直路ヲ鑿チ、以テ馬ヲ馳スルニ供シ、之ヲ䟽(サクリ)ト云ヒ、其首尾ニ扇形ヲ爲リ、以テ馬首ヲ轉ズルニ便ス、笠懸ニハ、遠笠懸、小笠懸ノ別アリ、的ヲ距ルコトノ遠近ニ由リテ名ヅクル所ナリ、又鬮ヲ探リ敵手ヲ定メ、以テ勝負ヲ決スルヲ鬮笠懸ト云ヒ、神社ノ祭祀ニ射ルヲ神事笠懸ト云フ、其他百番笠懸、七夕笠懸等アリ、此技ハ平定家ノ天喜五年ノ記、藤原明衡ノ新猿樂記ニ見エタレバ、其由リテ來レルコト久シ、或ハ以テ源賴朝ノ時ニ始マルト爲スハ非ナリ、

名稱

〔下學集〕態藝下 笠懸(カサカケ)最初懸レ笠射レ之、後用二皮的一也、

〔書言字考節用集〕八言辭 笠懸(カサカケ)射法

〔高倉院嚴島御幸記〕五日〇治承四年四月、中略、賴盛の家にて、かさがけやぶさめなどつかうまつらせて御覽せさす、

〔倭訓栞〕前編六 かさがけ 中右記に仰下可レ射二笠掛一之由上と見えたり、寛治年間の事也、もとは竹笠をかけて射しが、後に遠笠掛と名づけ、的も何にても時に隨ひて用ゐけるよし、源大藏少輔の記に見えたれば、檜板に牛革を張たるなどは、いよ〳〵後の事なるべしといへり、又小笠掛あ

り、遠笠掛も共に東鑑に見へたり、東國の風なりといへり、

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、○中略笠懸、流鏑馬、八的、三三九、手挾等、上手也、

〔異制庭訓往來〕弓箭之藝者、○中略笠懸、犬追物、草鹿、圓物、是者爲武藝之奧域也、臨時不可被稽古也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕笠懸　貞丈云、笠ガケ、賴朝ノ時始ニハアラズ、遙昔ヨリ有シナリ、但始ハ詳ナラズ、中右記寛治六年二月七日、加波多河原ニテ義綱朝臣ノ武士共笠懸射シ事見タリ、賴朝ノ代ヨリ百年バカリ以前也、遠笠ガケ、小笠掛ノ別アリ、的ノ製軍器考ニ見タリ、射法ノ事、武田、小笠原等ノ家ニ傳タリ、短紙禿筆ニ盡シガタシ、

〔尺素往來〕於吉田馬場笠懸可有之候、堪能器量之仁、致精選之候、馬具足、定被致其用意歟、

〔笠掛記〕一小笠がけのついでに、ほんの笠がけの事を申には、遠笠がけといふべし、

〔小笠懸由來之事〕一小笠懸の來歴は、伏鳥を射るより初たる也、然ば伏鳥の引目にて射たり、共苦かるまじき事歟、

〔笠掛記〕一遠笠懸始之事、右大將家○源賴朝の御時に、もろ〳〵の作物、品々遊されき、中にも遠笠懸、此御代より始れり、然に將軍あひざはの狩庭にて暮かゝるほどに、馬手ぎれの物をあそばしはづして、無念に被思召、多くの射手の中に、工藤庄司景光をめして、只今の物あそばしはづす事、無念に思召由被仰合ければ、景光馬より下て、馬と物とのさくりの間をうちて見るに九杖也、景光申旨はなくして、能思案したる體にて、我馬にさしたるあふりをかた〳〵ぬぎて、物さくりの通に引たてゝかけ、是をあそばされて御了簡有べしと申、將軍いかゞ思召れけるや、あいきやう○愛甲の三郎末方をめされ射させらるゝ、末方、馬の疏をはしらかし、すこしはむかへて是を射る、誠神妙に仕たり、景光申樣、少はむかへて可仕よし申度候つれども、さる射手なればと存候つる、能仕たりとかんじけり、御意得有てあそばさるゝ、其後人々こぞりて是を射る、はじめは、あひびろと

馬場

云ける也、又左衛門督殿〈○源頼家〉御時、それも御狩の次に、竹笠をかけてあそばして、後に遠笠懸と新め名付られたり、始は的に何をも時に随て用ける也、狩がへりのは山の麓などに、野筋のすぐなる所に、むらがりひかへたる射手ども、かたなづけの駒馬ども、のりはなたてゝ、轡に黄なる淡かみいたさせたるを引おりたてゝはしらかし、箆〈○篦恐野誤〉矢にさしたる竹のねの引目にて、的に立たる扇の繪の白き所黒き所をさして射ける也、又貞應の頃、伊與中將殿このみ給ひて、連錢つけたるふすべ的を用られける也、笠懸馬といふはうてにたりつきなどして、物をきざむごとく、いかにもねる馬逸物也、

〔貞丈雜記〈十二武藝〉〕一笠懸とばかり云は、笠懸の總名也、小笠懸にまぎれぬ爲に遠の字を付て云也、遠笠掛も小笠掛も、馬場の長サ、的間の程、同事也、然るに遠笠懸と云事は、小笠懸よりもはるか遠き昔より始るといふ心也、馬場的間などの遠きと云事にてはなき也、是秘事也と聞傳畢、昔遠笠懸計りにて、小笠懸無之、たゞ笠懸と計(バカリ)云し也、後に小笠懸始りしによりて、昔の笠懸には遠の字を付て云也、まぎれぬ爲也、又遠笠懸も小笠懸も同じ類なるによりて、二品の總名を笠掛と計も云也、

一笠掛は、頼朝の時始る由、笠掛聞書に見えたれども非也、寛治六年二月八日、加波多河原に於て、笠掛射させられたる事、中右記に見えたり、寛治は頼朝の時代よりは、百年計の昔也、笠掛は古よりありしを、頼朝あらたに其法式を定められしなるべし、〈遠笠掛、小笠懸ともに、始る年月詳ならず、〉

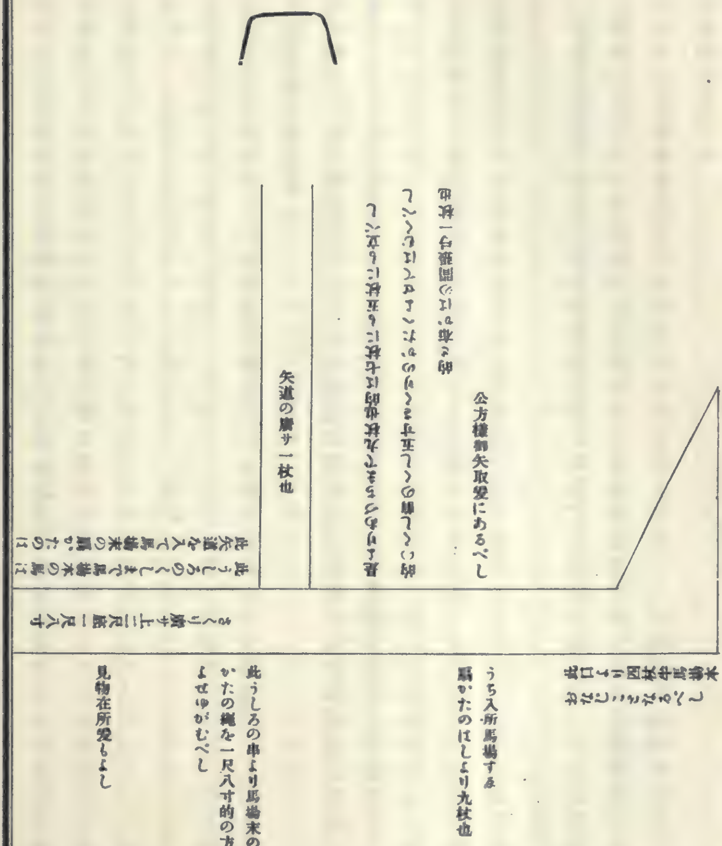
〔法量物〕笠懸の事

一馬場さくりの遠さ一町、さくりの廣さ一尺八寸、深さ五六寸計なり、

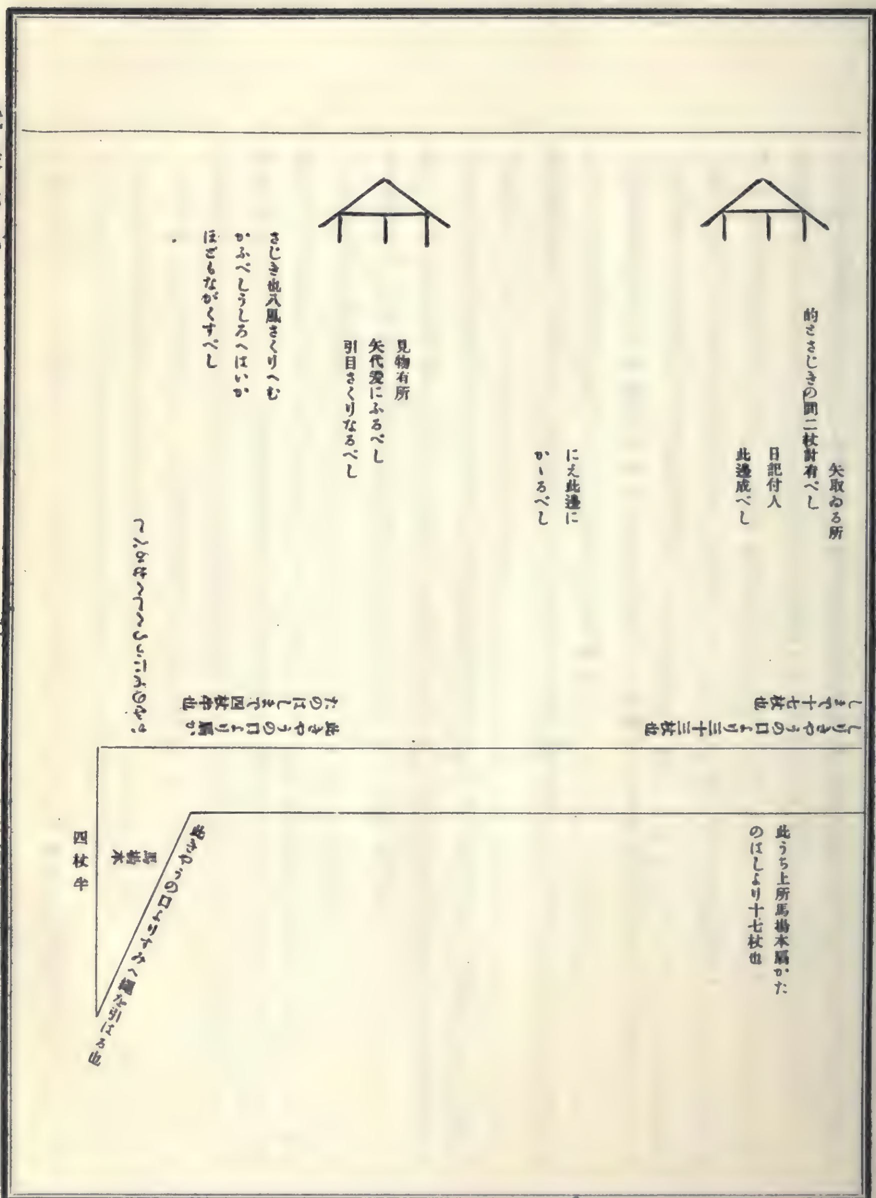
一矢道の廣サ、弓杖一杖なり、

一的場の遠サ、弓杖九杖に打て、八杖に立、今程は七杖六杖計也、

〔笠掛記〕馬場たけ一町



公方様御矢取役にあるべし
是よりあづちまで九杖也的は七杖にも五杖にも立べし
的いくし前のくし五寸まくりのかたへよせてはむくべし
的と布かはの間張弓一杖也
矢道の廣サ一杖也
此うしろのくしまで馬場末の馬は
此矢道を入て馬場末の馬がたのは
さくり廣サ上二尺底一尺八寸
四杖半
出口より四杖半馬場末
うち入所馬場する
馬かたのはしより九杖也
此うしろの串より馬場末の馬
かたの縄を一尺八寸的の方へ
よせゆがむべし
見物在所役もよし


矢取ゐる所
的さゝじきの間二杖計有べし
日記付人
此邊成べし
にえ此邊に
かゝるべし
見物有所
矢代愛にふるべし
引目さくりなるべし
さじき也入風さくりへむ
かふべしうしろへはいか
ほどもながくすべし
しゆやうの口より三十三杖也
此きやうの口より三間
たのはしまで四杖半也
此うち上所馬場本扁かた
のはしより十七杖也
此きやうの口よりすみへ綱を引はる也
四杖半

一垜の高サ一尺五寸、黑もんじと云木にてする也、弓手の方に結也、結び樣有り、但弓手の方を男垜と云、馬手の方にするをば女垜と云也、但垜とさくりの間、一尺五寸計也、〇中略

一馬場末馬場本同樣に、馬を返す樣に有べし、

一馬場本より後の串迄、三十三杖計也、但はづし弓の定也、

〔笠掛記〕一笠がけ馬場にあづちをつき候事有、引目とゞめのきはうしろのくしの方にならべて、馬場本へむけてつくべし、射手馬場本の馬たつる所に立て、さくりをこして、すぢかへて射る也、矢代をそのまへにふるべし、〇中略

一らちのゆひ樣〇圖略

小笠懸の時は、馬場さか馬場也、垜はさくりきはより一尺二寸許也、〇中略

串とくしとの間、中黑より中まで五尺五寸歟、垜のふとさ一尺二三寸許歟、高さむすぶ物は藤をわりて、ゆひめは的のかたへむくべし、木は、くろもんじといふ木也、木のすゑ馬場につるゝ成べし、

〔遠笠懸之事〕一馬場たけ一町、あてやう口傳有之、先後の串を立て、前の串を五寸はむけて立る也、

一さくりの廣さ、上二尺、底一尺八寸、深さ六寸也、

一疏と云事は、根本前馬場におひて、馬を馳通して、其跡とをす間、疏と號也、されば射ぬさきに先一度とをす事も、此いわれ也、口傳有之、

一垜の戶のかまち、ふとさまわり一尺、立ばしらは、あいだ貳尺計をきて可立、ふとさ、かいにぎり程よし、上の横かまちも同ふとさ、其上をくろもんじゆの柴にて、かまち同はしらをもつゝみて可結、ゆひめは的の方にあるべし、此らち、矢道には有べからず、馬の足と垜の間八寸也、〇中略

一笠懸の馬場は、長さは一町也、是はほそ見の分なり、四町まちの內にて本末あわすべし、馬か

へす所より、的の後の串まで、三十三杖にして、其より末、あり次第にすべし、
一馬場本のほそみより、弓杖三十三杖に打て、的のうしろの串を立べし、〇中略
一笠懸の馬場のあてやう、先一町に繩を二筋引、二筋のあはひ二尺、さくりの廣なり、二筋の繩を馬手のなわを、弓杖一杖、弓手のなわをこして、いくゐを打、其くゐに繩を付べし、扨弓手の繩を、馬手のなわより二尺置て杌を打て、それに可付、扨矢道の邊より的の方へ、うつくしくなりをゆがませて、こと〳〵く口傳あり、一大事也、〇中略
一らちを儀にするに、黑もんじゆなくば、たゞの柴にてもくるしからず、又萩にてもくるしからず、是は秋にかぎりたる事也、返々たゞの柴にて、らちをゆふとも、少にても黑もんじゆをませて可然、是はむかしよりの大法也、らちのふとさは貳尺ばかり、ゆひ物はねそなるべし、秘事也、ゆひやう、馬場末など、總じてのやう以前に同事也、八幡宮馬場のらち、むかしのやぶさめの馬場らち也、女らち男らちとてやうあり、兩のはし、總じてらちの丈にこそあれ、同事なり、〇下略
的串黑かるべし、きりくみやう大的のごとし、〇中略
一笠懸の馬場の來歷の事、根本は浦にて砂の上を馬をとをして、其跡をさくりといへり、むまの足跡、犬の足跡、是をさくりと云、其跡を著て、笠懸の馬場出來也、隨而馬場のあてやう、大かた法量の物に是有り、馬場たけは四十丈、但し一丈の杖にて一町の長さなり、さくりの廣さ、上は貳尺、底は一尺八寸、深さ六寸也、兩のはし繩をはたらかさずして、馬場末の馬手のかたの繩を、的のまへより一尺五寸許、弓手の方の繩をよすべし、馬場本の馬の返し所、一方をば直にこしらへ、一方をばひろげてあつべし、其廣さ弓杖五杖許にすべし、馬場末も馬場本のごとくに、ひろくすべし、ことなる秘事也、
一あづちは、弓杖一杖あまり、廣さ不定、但廣さ七尺あまりにすべき也、引目とゞめとも是をいふ、

的革布

見はからひて能程にすべし、

〔笠掛之卷〕一馬場經營之事、撰吉日良辰、勸請三神、置鳥置鯉、瓶子一對、銚子提子雛形等飾置可執行也、地祭別卷有之、

一同總廻リ長八十間程、幅二十間餘也、廻リニ埒ヲ結ベシ、高三尺六寸、女埒ハ二尺七寸也、

一疏之事、長五十一杖也、但馬場本ヨリ、口ノ通マデ三十三杖、矢道ヨリ馬場末迄十八杖也、本末ノ扇形五間、亦ハ三杖也、疏深サ六寸、上ノ幅二尺餘、底ニテ一尺八寸也、

一土手ノ長、疏同前、土居敷八尺、高五尺計、上ニテ二尺、見合樣子能築ベシ、

一外埒ト土手ノ間、三間、土手ト疏ノ間、一間半、疏ヨリ口マデ七杖也、但疏ト女埒トノ間、一間、女埒ト芝ノ間、一間、芝ト砂ノ間、二間、但三方ニハ芝ヲ敷也、芝ヨリ口マデ五間、口ヨリ外埒マデ五間、此間ニ砂ヲシクナリ、

一疏ト口ノ間ノ埒ハ指埒、或ハ竹或ハ檜黒文字ニテ結ベシ、高サ如前、但口ノ通ヲ五間明テ結也、同亦五間ノ内ニ、木九本立、其上ニ大繩ヲ渡シ置事モ有之、口傳、

一梁之遠サノ事、疏ヨリ九杖置、梁ヲ築ベシ、委細別卷有之、○中略

一的ノ左方ニ見物所有ベシ、大小ハ人ニ依ベシ、幄幕ヲ引廻スナリ、何モ常ヨリ棧敷高ク作ルベシ、同又所々ニ番所可有也、

一同左ノ方ニ口ヨリ一杖前ノ方ヘ寄、再拜振、帳付、敷革ヲ鋪、中ノ時ハ再拜ヲ振、帳付ニ告ベシ、帳付ハ文臺ニ硯料紙ヲ置、再拜次第ニ付ベシ、

一馬場本ノ方ニ假屋有之、幕ヲ打、射手裝束等可改ナリ、

〔本朝軍記考四下〕笠懸ノ的ハ、檜木ノ厚サ五六分ナルヲ裏板トナシテ、表ヲバ牛革ヲ張リテ、革ト板トノ間ニ綿ヲ入ル、大サハ徑一尺八寸、檜ガヽムヤウハ、中ニ當ル所ヲ黒クス、但シ是ヲバ鴇ト

ハイハズ、連錢トイフ事也、上ト左右ノ下ト三所ニ、黒革ノ乳ヲツケテ、靑キ白キ黒キ三色ノ布ヲ縄ニシテ、的串ニツクル事、大的牛的ナドノ式ノゴトシ、串ハ大的ノ串ニ准フレバ、横モ竪モ短ク、的皮モ大的牛的ノ式ニカハラズ、只其長ノ短キ也、
小笠懸ノ的ハ、其形方也、方ナル徑四寸、厚サ一分許ノ檜ノ木ノ板ヲ以テ作レルヲ側テ串ニ插ム、串ノ地ヨリ上ニ出ルコト一尺二寸、串ノ制ハ藤ニテモ檜木ニテモ、ケヅレルヲ黒ク塗、的插ム所ヲバ、口金トイフ物ニテセムル也、裏ノ方ニテ、板ヲ刻メル所二ツ有ベシ、

〔法量物〕笠懸之事

一的の勢、裏板一尺八寸、矢たまり八寸、又は九寸、小星三宛、三方に有べし、星のふとさは無定、是をれんせんと云、的は白革何も星は黒くすべし、
一公方様御笠懸は、黄革にて、星をば紫革にてくゝるべし、
一笠懸の的の勢は一尺八寸、又は三六寸、横手共云也、あや檜笠也、頭を内へ引こませて、裏表鳥ノ子ニテはる也、星を革にてする也、但星の付様如前、此的は最初一度宛射て、後は懸間敷也、
一笠懸射る時、最初に笠を懸て射て、後革的を懸て射る也、委細は日記等ニ記之間不具、
一竪串、土より上四尺五寸、串のふとさ口一寸六分、横串六尺一寸、内のり五尺二寸、○中略
一的革の布六幅也、長サ五尺計、色は淺黄也、とぢ所、上より一尺二寸さげてとづる也、但とぢかわは、あゐ革たるべし、一尺二寸計の布を用べし、たかばかりの定也、
一布革串も的串に仕合てすべし、但折懸串の事也、さしたる串も同事なり、○中略
一的の懸様、馬場本へ少はむけて立べし、○中略
一笠懸の的、丸物の的、草鹿、大的等は、的を懸ると云也、
一神事笠懸の時、的綱は白くする也、常とは可替也、

〔法量物〕小笠懸の事

一的の勢方四寸

一串の長サ一尺二寸也、二寸はさみ、二寸土に入、串は藤也、はさみぎはをかねにてくゝむ也、拵様有、さくりより八寸に立べし、

〔法量之卷〕一笠懸的の寸法壹尺八寸、金(カネ)の定也、矢あての星五寸ばかり、矢あての星をば連錢と云也、的の裏板壹尺八寸、檜板のあつさ五六分ばかりなるにてすべし、さて牛皮なめし革をもつて、ふつくりと中に綿を入くゝり、黒くぬり、連錢を白くすべし、縄をからぐるちをば、黒革を苧のしんを入て、くけ候てすべき也、○中略

一笠懸的串寸法、横串六尺一寸計、内のり五尺貳寸、立串、地より上四尺五寸許、地入一尺五寸、串のふとさ切口一寸六分さしわたし也、串可作木は檜、丸くも八角にも作て、黒くぬるべし、○中略

一小笠懸ノ的ノ事、法量方四寸角也、板ノ厚サ一分計、檜板也、

〔高忠聞書〕一大的のくしは白かるべし、木色なり、笠懸のくし、丸物の串、黒くぬるいはれ尋申處、本説存知なきよし被仰、的丸物笠懸の串の事、しきのくしのごとく、竹にてゑりぬきても立るなり、くるしからず、但略儀なり、ふとさ其外ほどらひをば、しきの串のほどらひにすべし、

一おりかけぐしの事、草鹿、丸物、大的、笠懸などの時、假に串そんじて、ことをかくことあり、そのときの儀なり、地より上の寸法、しきの串のほどらひに見はからひてすべし、ふとさをもしき串ほどなる竹をすべし、よこ串の分をば前のくしを折かけて、後の立串までとをすべし、後のかくる串は、よこ串のなからたるべし、前のくしにては、とをすまじきなり、かさねやう、前の串ばかり、おもてへ見ゆるやうになしてかさぬべし、後の串は、後の方になるべし、ゆひやうは縄にて三卷づつ卷て、それも後のかたにてゆふべし、中一所、兩方のはし一所づゝ、三所ゆふべしかけむすびに

ゆふなり、竹を少きざみて、はたらかぬやうにゆふなり、又ゆひめの下に見ぬやうに竹くぎをうちてよきなり、これは故實なり、○中略

一小笠懸などの的のだいには、くつ立る也、○圖略

かやうに、くつのきびすの方をつよき竹にても木にても、串をけづりはさみて、あしのうらをやあてにして、くつのはなを上になして立也、かさがけの的のだいに立る串の長サ一尺二寸にすべし、立やうは、か様に立る也、

一とを笠懸の的の代に沓を立る事、是も沓のうらを矢あてにして、きびすのかたは、此時は上へなして、沓のはなを土に付て、沓のうちへは、柴にても又何にてもをしこみて、くしを二けづりて、沓の中へ兩へ入て、すぢかへて土によく指てをけば、沓のはなと三つかなわに土につけてころばぬ也、○圖略

かやうにたつる也、沓の中へ能串を入て、いかにもつよきやうに立べし、をよそかやうなり、○中略」

一ぬのかはの事は、等持院殿様○足利尊氏より始なり、幕をはづしてかけられたり、一のみじかくていま一のそへられて、今に布かはといふ也、然間六のにするが本也、但布せばくは、七のにもすべし、○中略

一笠の布かはをば、的皮ともいふべき也、かさがけのまとを懸ること、まづ横づなより懸て、上のつなを後にくゝる也、縄をゆひ付るやうはなし、

一うちませに的の縄をするに、白と黒とにてうちまずる、もしなき時は、淺黄にもするなり、笠懸的之事也、

〔笠掛記〕一的をかくるはづすといふべし○中略

一笠懸の小的の次に大的といふべからず、しきの的と云べし、大的とて有ゆへ也、○中略

一的にはさみ物をたて丶射る事有、寸法つねのはさみ物にかはるべからず、くしをば長くして、的のまん中にあたるほどにして、的にあて丶立べし、草鹿をかけて射るも、はさみ物をたて候も同前、此二は、くし六寸にかぎるべからず、中になるほどにすべし、〇中略

一布革の串、ねぼりのまる竹、布六の、

一笠懸丸物の折かけぐし、竹のふとさ、おなじく寸法は、法量物にあり、それ〴〵のごとく引合すべし、

〔遠笠懸之事〕一的を本よりちいさくく丶りてかけさせて、勝負などを射る也、ちいさき寸法不㆑定也、〇中略

一布皮の由來の事、たれ布を以て、しはじめられたり、其たれぬの五つのにて有けるに、一の添て六のにせられたる也、串の寸法不㆑定、布を本にしあはすべし、下に成かたには、く丶りざしのごとくにぬいて、ほそきさし繩をとをして、前後の串引つめて結付る也、串は竹也、〇中略

一あづちの前に的をばかけずして、串計有時は、沓を串の下に立る也、串なき時は、あづちのきはに立べし、沓にかぎらず、はさみ物以下立べし、沓は左をたつる也、〇中略

一笠掛の的かくる次第、先的の串を前うしろたて丶、後串のに的の面を上になして土に置て、三方に付たるさし繩は、二方許をまへうしろの兩方の串に、土より四寸あげてしかとむすび付る也、扨上一方にのこる繩を、上の横串にからみ付る也、土と的の間六寸也、

一的串は黑くぬる也、きりくみは、大的のごとくに切くむ也、〇中略

一的のかけ様、九枚に打て、八枚に的串を可㆑立、前の串、後の串より五寸、さくりの方へ可㆑出、的は地の上六寸にて掛、布皮は的串より張弓一杖に打て、弓の鳥打のほどに串を立べし、是も的のごとくに、前の串五寸可㆑出也、扨こそはむきて射よげにはみゆれ、〇中略

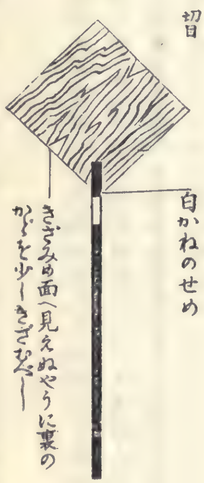
一小笠掛の事、的勢方四寸、串は長さ一尺二寸、串のこしらへ樣口傳在ㇾ之、的と馬走とのあひ八寸、笠掛の馬場をさかさまに射る也、射やう打入るゝ事も、笠掛よりはふかく、ひらく事も、馬の頭中にひらきてさぐべし、矢筈を取てひらきて、さがるべし、

一的の寸法四寸四方、あつさ一分、ひの木板なるべし、面へ見えぬやうに、ふた所をきざむべし、

一串の長さ一尺二寸、ふとさ四五分、藤をけづり、いかにもうつくしく丸くして、黑くぬりて、さきをそぎて、わり目のうちを赤くうるしにてぬるべし、扨的をはさむべし、しろかねにて廣さ七八分ばかりにせめをして、串に入て的をはさみて、下よりせめこきあげて、的のはたらかぬやうにはさむべし、白がねはみがきめたるべし、串のふとさ、口五分にけづりなして、いかにも黑くよくぬるべし、串の本五六寸許土に可ㇾ入、土より上八寸はさむ分貳寸さくりのほぞより三十三杖に打て、さくりのきわより八寸のけて、的を可ㇾ立なり、

一的串をさす所の土を、ひろさ三尺四方許ほりて、すりぬかを置て、其上にぬかの見えぬ程土をかけて、よくならす也、ぬかのあつさ四五寸ばかり置べし、

一的如ㇾ斯



一板の數射手の人數をかんがへて、お、くこしらへ可置、串をもあまたこしらへてよし、的はひの木板也、

〔笠懸射手體拜故實之條々〕一笠懸の的可懸次第の事、馬場本の扇形の分四枚、づえ中のけて、其際の細みより三十三杖に打て、其通りに的の後串をたつる也、的あひの事は、疏より八杖に打て的を見る也、其後的革を懸て、昔は射たる也、是本儀也、八杖に的をかけて射る人有がたし、是は昔弓もつよく、矢づかも長く引たるによりたる也、

一的可懸次第、七杖にても、六杖にても、杖中にても、猶其より近くとも、的間を定て、疏りの中通りに、弓の本筈を押當て、後の串の通りを埒の方へ打て、横串を地にまかさ置てあてがいて、先後の串を立定て、前後の串を五六寸はむかへて可立也、立串立て二の間は横串の廣さたるべし、其後的懸る時は、面を上へなして、串の中に置て、先後の串の横繩を留て、其後前の串に留て、其後手綱を返して、横串に留べし、留様はいづれも前より引廻して其繩懸て、後へ廻して串に卷て留る也、的の高さ地より六寸也、

〔弓馬問答〕笠懸の事、的の勢一尺八寸定也、串は六尺、内のり五尺、串土の上四尺、廻太さ二寸二分、的革は六綴、一尺二寸置てとづべし、的革のたけ五尺、内一尺五六寸の間、的前八杖馬場の遠さ一町、さくりの廣さ一尺五寸、馬場本馬場末同前なり、口傳有、九杖に打て、八杖に的を立、はづし弓にて打べし、馬場本より的通りまで、廿四五杖也、横串六尺、内法五尺、立串は地の上四尺五寸、太さ切口一寸二分、的革は六綴也、上より一尺二寸、ちをとほし、長さは五尺、色は水也、さくりの廣さは、的通りは一尺五寸、馬場本より的通りまで遠さ、馬返し所より的の後の串まで三十杖也、馬場は五十杖に打て、さくりをば馬歸りて、さくりて、かき立所を少し廣きやうに、又見能やうにすべし、馬場も又如此、其故は歸る時、小笠懸を可射爲也、又さくりは、馬場本馬場末は一尺八寸、的通一尺五寸

也、的懸候長さ、笠懸的草鹿の的も、皆大的のごとく下六寸さ立べし、馬出し所より、矢はなち所まではづし弓廿七杖也、矢放ち所より棐へ九杖、弓中寄て串を立れば八杖半也、七杖半にてもよし、串は土の上四尺二寸、三方同ごとく也、横串兩方へ一寸五分づゝ出して、串の内三尺九寸也、串の太さ、めぐり六寸と可心得、串は黒くぬるべし、

〔倭訓栞前編四十〕れんせんあしげ　笠懸の的の中に當り所を黒くす、是をも連錢といふとぞ、又的革に六所に錢をつくるを連錢といふ、駒牽の錢を用たり、よて駒をつくるともいふといへり、

〔法量物〕笠懸之事

一笠懸の馬場に三相有、先馬場本へ打寄て馬の頭を立直し引目尻を耳二つの間へ打くれて、くるりと返して立すかし、前輪に懸りて、少臂を作りて跡(サクリ)へ打入て、的をきつと見ゑ所一つ、又髮中へ押入て小腕をつかひ、三足かゝせてひらき出して、何となく手綱を捨て、矢筈をむねのさをり、乳二つの間にて押合て矢筈を取、小腕をつかひ、三かき計かゝせて、打おとす所一つ、扨もろ打上に打上て、引おろしにかつてに付て、馬をかゝせてつめさせて、後の串の通りにて矢を放、其儘持様にして的を見送り、二足三足の内にて手綱をかきて、馬を留かけて打上る所一つ、是三相也、皆眞實のあつかひ也、○中略

一落馬の事、いまだ矢をも放さぬ時、居ながら烏帽子かけをして、沓をぬぎて、馬場本へ歸りて射直すべし、但神事などにてもなき時は、其儘馬場末の方へ通して射直すべし、又矢を放て後は、沙汰に不及馬場末へとをるべし、

一落馬の時かりそめにも、さくりより座敷の方を不可通、介添の心得同前たるべし、

一落馬の時、介添走り合に矢道を通り、疏のあなたを可通也、

〔笠掛記〕一笠懸射手人數の事、幾人とも不定、馬場へ打つれて出馬より下、的かけさせ、射手ひもお

さめ、引目袋より取出し、ひしきめおこし、ゆがけさしなどして、馬場本にてのりつれ、一騎づゝ、先通し候、しづかに次第にうちかへり、一番通したる人より射べし、射はてゝは馬場末にて各馬よりおり、くつをぬぎ、ゆがけをまき、ひもむすび、引目袋に入て、馬場本のかたへ馬をばさくりを引せ、射手も馬場本へ行、馬場の外より馬に乗つれてかへるべし、但馬場のやうによるべし、

〔射御拾遺抄〕笠懸を射る時、馬場本へうちよせて、まづとほすべし、一番にとほしたる人より射初て、次第に射る也、たいはいの事、馬をかへしてかき入所にて、馬手のことにこすこさずにうち入て、三かきばかりかゝせて、ひらき出し、こうでをつかひて矢さすべし、矢さしは、かたより水はしり也、手綱をむねのとほりにゆる〳〵と持ちて、矢さする所にてすてゝ、ひたゝれの袖をうちいだすやうにまはして、かみ中にておし合てうち上て、三ふせばかりひきのこして、しだいにねぢて、的のうしろのかざにてはなすべし、かねにてはなすもわるし、向てあらんは云におよばず、くら立はこしをすゑて、鐙をそうたうのしゝにふんづけて、ひざ口をまゑて、尻を鞍のしづわへすこし乗出して、くらより上はすぐなるべし、是は大かたの儀也、あまたの口傳可在之、又的のあたりはづれの事、たふれたる矢につきて口傳あるべし、笠懸射手出立、ひたゝれに行縢はくべし、次神事笠懸に、むかばきのきり様の事かわるべし、八幡諏訪の神事是也、やぶさめの神事を學ぶ儀也、諏訪の神事には、御贄をかけて射る也、其外は射手の立願などの儀なるべし、先は十度本也、或は百番、此外射手のさんまい也、又笠懸にも裏矢あるべし、中りて横綱にかゝりかゝらずの時の事也、同引目しりをみるやうあるべし、まへのくしより弓の弦をわたして打也、

〔了俊大草紙〕笠懸を射事、家々に替て少づゝ替なり、然共御所の御當家の御流を本にまなび可申也、左馬入道殿御次男に、大上總介殿と申しゝは、犬追物笠懸の上手にておはしまし候之間、其様を御當家の流と申也、故實御所は上手にて渡らせ給しかば、人も其御様をまなび可申也、馬場本

に打寄て、馬を返して打入て、三足開て、三足矢筈取て、三足馬をかゝせて、的に向て打上て、馬に走せて、次第々々にねぢまはして、的通にて放也、放て後又三足かゝせて、手綱とりて馬をとむるなり、

一鞍立好人は打上を早くして、長引して射となり、鞍立わろき人は、矢筈をおそく取て、馬につめさせて、的間近く成て、一拳に射と云り、鞍立わろくば、前輪に懸りて射よと敎たる、馬場殿、又は御所の御前にて射る時は、沓をば御門外にてぬぎて、片手に弓に取副て持て、御門の內にて沓を著て馬に乘也、又袴行縢の時は、沓をはかぬ事也、はだか足にて射也、

〔射御拾遺抄〕小笠懸の事、的ぐし、馬場などの事は、法量物にあり、的は板なり、きざみやうは、うらばかりをきざむべし、くしは藤をくろくぬりて、はさみきりに友ろがねにてせめを入也、的の立やうは、きりめをまへの下へ成て、すこしはむけて、串の下にすりぬかを入て、其上に土をかけて立るなり、射樣は矢がまへもたかくうち入もめてのひらくびのもとへうち入て、こぶしをぬきあけて、さてひらき出して、是もかみ中にておし合て、犬の時のごとく弓をうちおこして、ひきてさがりて、弓だふしをする也、ひもをさめ樣、其外の事、大かたは式の笠懸にかはるべからず、根本小がさかけといふは、ふせ鳥を表するなり、同日記の書樣、これも端作は、小笠懸射手と計書也、又名は名字にても官途にても、かた名を書べし、總の付樣は、友きの笠懸のごとし、

〔了俊大草紙〕小笠懸の事　小笠懸引目は、めを四にする也、猪子引目のごとし、當時は絕たる如くにて、知たる人少歟、小笠原美濃入道に尋て侍しかば、大かたわかり申き、竹笠を著て、小手をさして、打入開して、鞍中に立て、引たてゝ射と云々、能射る人の引目は、引目頭、土に付也、下手の射には、引目橫ざまに走云々、所詮引立て落し懸て可射也、犬追物の外の物のくびれたるを射る如くなり、但小笠懸には、弓だふしを必すべしと云へり、小笠原入道、語しは、長井治部少輔は、終に弓だふ

笠懸例

し不ㇾ叶して、むつかしかりしと申也、我等はいまだ不ㇾ射しかば、委口傳せず、的は三的の少也云々、串長さは壹尺八寸と申也、的をば馬足跡(サクリ)に副て立なり、三々九、八的、四六三とりさゞめいし〳〵と云作物に候なり、皆々武田小笠原の人々沙汰するなり、三的の事は、小笠原の委細口傳畢、別紙に注付り、

〔笠懸射手體拜故實之條々〕笠懸乘様、馬場本へ打よせて、馬の頭を立直させて、鞢目尻を打たれて、くるりとかへして立すかし、前物にかゝりて、鞢目尻を耳の二つの間へ、少しひらを作り入て打いれて、三足かゝせて、耳の先をなで樣に、にほ〳〵とひらいて、三足かゝせて、髮中へ入て、手をすて候へばはすなとり、三足かゝせても、口うちあけ口有程打あけ、引おろしとて、且手に付て、其後馬二つめさせて、さくりならば、後のちの方の矢處、十文字ならば、後の腰のつがひ、中の矢處に中べし、矢數て弓のうらを少しなびけて兩方同じごとく手綱を取て、三足か內にてとむべし、的の勢は三六寸横手と可ㇾ心得、

〔定家朝臣記〕天喜五年二月三日、途中於二紙幡河原一人々馳ㇾ馬、次召二賴俊郎等一令ㇾ射二笠懸一、

〔後二條關白記〕寛治六年二月六日己未、〇傍書云、中納言參二春日一儀、義綱朝臣、武者廿人也五位十人、郎等一人、兼貞於二紙幡河原一令ㇾ射二笠懸一、的中供奉人々神妙々々也、聞傳所ㇾ注置也者、縄頭人者在二目錄一、有二合點一事云々、

〔中右記〕寛治六年二月六日己未、中納言殿、〇藤原忠實爲ㇾ勤二明日祭一、〇春日上卿、令ㇾ發二向南京一給、　八日辛酉、卯時許、人々參會、還御、〇中略辰時許、於二加波多河原一暫留二御馬一、前驅皆下ㇾ自ㇾ馬候二左右一、是爲ㇾ御二覽義綱朝臣武士一也、一々騎馬渡ㇾ之、廿人中、五位十人自ㇾ南渡ㇾ北、仰ㇾ可ㇾ射二笠懸一之由、武士中能射者一人、爲ㇾ射二笠懸一又渡ㇾ南、形容甚美、顏色不ㇾ變、万人感ㇾ之、次立ㇾ的之後射ㇾ之、已中ㇾ的中心、傳ㇾ襲ㇾ由ㇾ藝、見者如ㇾ堵墻、上中下莫ㇾ不二感賀一、彼間武士名、兼貞、字進藤六者

〔高倉院嚴島御幸記〕五月、〇治承四年四月雨ふりしかば、高砂の泊りにつかせ給、〇中略あしたといふ、賴盛

の家にて、かさがけ、やぶさめなど、つかうまつらせて御覽せさす、

〔源平盛衰記 二十八〕賴朝義仲中惡事

子息ノ清水〇義高ヲ呼テ、己ヲバ兵衛佐〇源賴朝ノ子ニセント宣ヘバ遣ス也、相構テ惡レズシテ、一方ノ固メ共ナレトイハレケレバ、清水冠者、返事ヲバセズ、畏テ父〇源義仲ノ前ヲ立、母ヤ乳母ノ方ニテ、我ヲバ鎌倉へ被遣候、歸參ラン程ノ形見ニトテ、笠懸ヲ七番射テ見セ奉ケレバ、女房達、是ヲ最後トヤ思ケン、淚グミテゾ見合レケル、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年五月十九日丙午、武衛〇源賴朝相伴池亞相此程在鎌倉、右典厩等、逍遙海濱給、自由比浦御乘船、令著杜戸岸給、〇中略於杜戸松樹下、有小笠懸、是土風也、非此儀者、不可有他見物之由、武衛被仰之、客等太入興云云、

〔玉海〕文治二年五月十一日戊子、内大臣〇藤原實定息、右中將公守、今晩卒云々、二日向宇治離宮馬場、射笠懸之間落馬、左足踝上二寸許打折了、雖加種々療治、敢不得減、遂歸逝水云々、人之作不善、遂以如斯、

〔吾妻鏡 七〕文治三年七月廿三日壬戌、二品逍遙海濱給、故一條次郎忠賴之侍、甲斐中四郎秋家、被召具之、以歌舞爲業之者也、於由比浦小笠懸之後、入御岡崎四郎宅、御酒宴之間、秋家盡舞曲云云、

〔吾妻鏡 十〕文治六年〇建久元年四月十一日甲午、若君〇源賴家始射小笠懸給、行平〇下河邊庄司參上、獻御弓引目等之上、承別仰奉扶持之、三浦介進御的、千葉介奉御馬、小山田三郎獻御鞍、八田左衛門尉進御行縢沓等、宇都宮左衛門尉朝綱進御水干袴、於南庭有此儀、朝政、遠元、重忠、重朝、義盛、景時等依召候、其砌、此外御家人等群參、三度射訖下御、其藝稟性於天給之由、諸人感申之云云、二品賜盃酒於今日出仕之輩、行平賜御劔、依爲御弓師也、

〔吾妻鏡 十五〕建久六年七月廿九日辛亥、早旦渡御濱御所、御遊興、終日有御笠懸等、又聞食管絃妙曲、

北條殿〇時政經營云云、

〔吾妻鏡十七〕建仁二年九月廿九日庚午、將軍家〇源頼家漸令還鎌倉給、而今日渡御新田四郎忠常宅、終日有小笠懸、忠常獻懸物十物百、而件懸物十之九者、幸氏、重隆、重朝、胤長、能成、行光等、依有箭數給之、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十一月廿三日丙戌、將軍家〇源實朝於馬場殿令射小笠懸給、小山左衛門尉、和田左衛門尉等、奉扶持之、各賜御馬、遠州〇北條時政御沙汰也、

〔吾妻鏡十九〕建仁四年〇元久元年二月十二日丙午、將軍家〇源實朝令出由比濱給、供奉人江間四郎以下、被著水干、或野箭、或征箭也、北條五郎、和田平太、多々良四郎、榛谷四郎、海野小太郎、望月三郎、諏方大夫、藤澤四郎、愛甲三郎、各射笠懸、遠笠懸的等、於棧敷有御覽、

〔明月記〕元久元年七月十一日、今日、有御笠懸、殿下〇藤原頼實御參御見物云々、

〔後鳥羽院御記〕建保四年四月十日、幸神泉、〇中略未三點出馬場、先口笠懸始、右方射之、又左方勝了、

〔尊卑分脈十二源氏〕朝政〇大内義信子左衛門佐、南都守護、公家近習、〇中略後鳥羽院、御笠懸等師、

〔豫章記〕通信〇中略鎌倉ヲ出テ上洛シ、內裏ヘ參、伊與國河野ト云者參內ト申ケレバ、君〇後鳥羽聞召、即被召寄、御寵渥不斜、〇中略河野ハ久牢浪シテ國ノ安座モ無リキ、弓馬ノ道委不存知、各笠懸ヲ射テ遊、河野ヲ召時、定テ赤面センカ、是吉咲資トシテ、俄ニ被企之、君聞召、內々勝タル事被思召ケレ共、色ニハ御出ナク、河野ハ家者也、加程ノ事存ゼヌ事ハ不有思召勅定ナリケレドモ、若不知事ヤ有ント、知香ノ女房ノ有ケルニ御尋ノ趣、此事兼テ可存知也、若亦不知、弓ハ本ヨリ達者也、馬ハ存知也、法様ナク共可仕、若問人有バ、我家ノ一流ト答ヨト被仰含、如案至其日、各打出處ニ、貴賤見ルヲモ不物、射手具足如形揃ヘテ、馬ニ打乘リ、千鈞弩ノ如ナル弓ヲ持、散々ニ射ケルニ、少モ無所滯、誠ニ物々シゲニ見エタリ、可咲處モナシ、餘無骨ナリト計申アヘリ、君モ御叡覽有、サレバ家有者也、一向ニ不存者ハ、加樣ニ如何ハ可仕、定テ家ノ骨法ニテ有也、尋テ見ヨト御諚ナリケレバ、然ルベ

キ由被申、以勅使御尋有ケル樣ハ、今日ノ笠掛之體、見事也、然共法樣道ノ如ナラズ、依御不審御尋也、有子細可申トノ仰也、通信畏テ承也、某甲久遠境伶傳トシテ、諸家之儀不存知、我等ガ家、孝靈天皇ヨリ以來、朝敵退治之外ハ、別無爲業事、但此事ハ弓法專一也ト申傳ル迄也ト勅答被申ケレバ、諸人サレバ社トテ、各舌ヲ卷テ退出ス、誠ニ叡慮忝キ事難申盡者也、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年七月廿四日、將軍家(○藤原頼經)御逗留田村、有遠笠懸等、人々候埒際見物、此間三浦二郎泰村、與佐々木太郎左衞門尉重綱口論、互及過言、泰村(笠懸射手)乍乘馬、於埒內挾箭、重綱(見證)進寄於埒外取大刀、各可決雌雄之形勢也、未引弓拔大刀之以前、宿老之類、相宥兩方之間、無爲靜謐云云、

射手

相模四郎　陸奥五郎
小山五郎　相模五郎
小笠原六郎　筑後十郎
長江八郎　伊賀六郎左衞門尉
佐々木判官三郎　城太郎
佐々木八郎　氏家太郎
宇都宮四郎左衞門尉　三浦又太郎
三浦二郎　結城七郎

〔明月記〕文暦二年(○嘉禎元年)二月十四日丁丑、今日於河治泉馬場、修理亮泰綱遊放歟、笠懸白拍子醉郷歟、(○節略)

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年正月廿三日壬子、將軍家(○藤原頼經)渡御馬場殿、前武州被參、遠江前司、駿河守、

宮內少輔、攝津前司、上總權介、出羽前司以下數輩參上、先令若輩等射遠笠懸、次於弓場、相州宿老之類有射的之儀、（○中略）次射手等分賜積物、于時幸氏申云、於將軍家御前、射手之賜懸物之次第者、右大將家（○源賴朝）御時、被尋聚諸家說々云云、卽付御尋悉申之云云、

〔吾妻鏡　四十一〕建長三年八月廿一日己酉、將軍家（○藤原賴嗣）於由比浦御出、前右馬權頭、武藏守、老若無不扈從、奧州（○北條重時）相州（○北條時賴）預被候御棧敷、入御之後、先有獻盃儀、次覽遠笠懸、則又令射之給、御篇類的中、人感焉申、

〔吾妻鏡　五十〕文應二年（○弘長元年）四月廿五日丙辰、於極樂寺御第、有御笠懸、

射手

相模三郎　　同七郎

遠江七郎　　城五郎左衞門尉

信濃次郎左衞門尉　　大隅修理亮

甲斐三郎左衞門尉　　城彌九郎

上總太郎左衞門尉　　信濃判官次郎左衞門尉

小野澤次郎　　武石新左衞門尉

三浦六郎左衞門尉　　信濃次郎左衞門尉

次有小笠懸、而近代強不翫此藝之間、凡無堪能之人、最明寺禪室（○北條時賴）覽之、有御自讚、於小笠懸藝者、太郎（○北條時宗）尤得其體、召之欲令射云云、上下太入興、于時太郎殿御坐鎌倉御亭、仍以專使被奉請之、爲城介泰盛奉行、用意御物具等、御馬長崎左衞門尉就之、御的武田五郎三郎造進、工藤次郎右衞門尉立之、既列馬場被出御馬（鬼鴾毛號）之處、此御馬兼慣于遠笠懸之間、欲馳過的前、仍被制弓引目、被留御駕、爰禪室一度通之後、可射之由被仰之時、一度馳通後令射給、其御矢中于的串一寸許之上、的如

塵、而擧二于御烏帽子上一、則自二馬場末一直馳二歸鎌倉一給、諸人感聲、動搖暫不レ止、將軍家〇宗尊親王御感及二再三一、禪室至二吾家一、夫相二當于可レ受二繼器一之由被レ仰云云、

〔太平記十二〕千種殿幷文觀僧正奢侈事附解脫上人事

千種頭中將忠顯朝臣ハ、故六條內府有房公ノ孫ニテ御坐シカバ、文字ノ道ヲコソ家業トモ嗜マルベカリシニ、弱冠ノ比ヨリ我道ニモアラヌ、笠懸犬追物ヲ好ミ、博奕婬亂ヲ事トセラレケル間、父有忠卿、離二父子義一、不孝ノ由ニテゾ被レ置ケル、

〔太平記二十三〕土岐賴遠參二合御幸一致二狼藉一事附雲客下レ車事

松明ヲ乘テ還御ナル、夜ハサシモ深ザルニ、御車東洞院ヲ登リニ、五條邊ヲ過サセ給フ、斯ル處ニ土岐彈正少弼賴遠、二階堂下野判官行春、今比叡ノ馬場ニテ、笠懸射テ、芝居ノ大酒ニ時刻ヲ移シ是モ夜深テ歸リケルガ、無レ端樋口東洞院ノ辻ニテ、御幸ニゾ參リ合ケル、

〔建武年間記〕同月〇元年十月十四日、於二北山殿一有二御笠懸一、射手、

小笠原信濃守貞宗　○、○○、、、、、○　六

武田石永三郎政義　○、、、、、、、○、　八

秋山孫四郎光助　○、、、、、、、○、　八

小笠原孫四郎長俊　、、、、、、、、、、　十

同二郎四郎宣貞　○、○、○○○、、、　五

佐々木隱岐大夫判官高貞　○、○、○○○、、、　五

同備中前司時重　、○○、○、○、、、　六

土居新左衛門尉通増　○、、、、、、、、、　九

島田二郎四郎仲高　、、、、、、、、、、　十

圖笠懸

安居帶刀左衛門尉通村　○、○○○、○○、、　四

〔花營三代記〕應永廿九年七月七日、於馬場殿、御方御所樣○足利義量御笠懸アリ、御相手六騎、

畠山中務少輔持清　同　九郎

畠山右馬頭次郎持純　三淵次郎持清

三上又三郎持高　同彌三郎

〔花營三代記〕應永卅一年七月七日、於馬場殿、笠懸被射、御方御所被御覽、

畠山中務少輔持清　上野小太郎持賴

大館刑部少輔持房　小串次郎右衛門尉持行

岩山四郎持秀　中條右京亮持平

三淵二郎持清　以上七騎

〔蜷川親元記〕文明十年七月七日丁卯、笠掛、畠山播州馬場、小笠原備前守政清、同刑部少輔、伊勢左京亮貞誠、伊勢次郎貞頼、伊勢七郎二郎貞豐、垪和筑前守元爲、同與次郎政爲、御方御所樣、○足利義尚被御覽、

〔蔭涼軒日錄〕明應二年七月廿七日、今日諏訪之祭也、以故上原豐前守於紫野馬場興行笠懸、其衆十員、山名左衛門佐殿、上野三郎殿、小笠原備前入道宗信、上原豐前守、同息紀伊守、其兄神四郎、其弟神五郎、四宮四郎、其弟額田、齋藤藤兵衛尉并十員、看物如堵墻、赤松公亦爲一見早晨被出云々、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕犬追物をも再興あるべしとて、○中略されどこれは笠懸に熟したるものならではなし得難しとて、近習の徒を集め、まづ笠懸の式を調錬せしめらる、事あまた度なりしが、○下略

〔笠掛記〕一くじ笠懸の事、射手十騎あれば、一のくじ二つ、二のくじ二つ、三のくじ二つ、四のくじ二つ、五のくじ二つ有べし、又同ごとくなる繪をくじに二つゞゝも書也、くじのなり、凡か樣に

有べし、筒に入て出し候を、馬場に馬をうちならべて、馬上よりとる、くじの納め所、ゑぼしの右の手の下へ、字を下へなしてさす、入道はむかばきの右のくびかみと、はかまのあひへおしかふべし、むかばきはかぬ時は、はかまのこしと、すほうとのあひへかふべし、射はてゝ後、くじを合、あひくじ相手也、矢代のごとし、小的の勝負のごとく、二人づゝ勝負が本也、又十人か五人づゝ、ふるまひ勝負にて候はゞ、二人づゝくみてわけべし、十人にて候はゞ、四人づゝあひくじに分て、今一つがひを、一人づゝに分べし、別に又引違くじなどもあるべし、

〔笠懸禮法〕鬮笠懸の事

一鬮の拵やう事、串長無法量、但五寸許可然、兩方を細くうすく削て、中をふとく削也、竹の筒に入てふる也、拐串に一文字にても、二文字にても、或は筋違にても、又四季の字などにても、一對宛可拵、十騎本なる間、五つがひたるべし、略儀の時は、射手數によるべし、

一鬮をも若黨振べし、中間も振也、但略儀也、

一賭錢の事、若黨可沙汰也、

一射手鬮可取樣、馬場本にて串を取て、烏帽子の右の手の下より、少びんの方へよせて、紋を下へしてさすべし、射果て馬場末にて、皆射手の揃たる時、串を合て、馬場本へ打歸たるに筒に入て、又馬場本にて可取、幾度も如斯有べし、鬮持たる口の馬場末へ行、馬場本へ行歩也、又馬場本にて取初て、馬場末にて、射手各揃たる時合て、やがて馬場末にて入て、打歸ざまに疏の中にて鬮を可取、振手は鬮を振て可出、如斯何度もすべし、鬮取初時は、馬場本にて取也、

一入道は、鬮を行縢の前の緒に少すぢかへて差すべし、行縢はかぬ時は、袴の前腰にさすべし、へその通に扇などさすごとくに、少すぢかへてさす、鬮を左の方へ持て振て來たりとも、右の手にて可取也、

一鬮を取初も、馬に乘て可取也、鬮は十度射果て後、一度にくじを合る事も有、又一度射て、頓而度毎に合する事も有之、何にても射手の定たるべし、

一勝負の次第、射手六騎あれば、一々二々三々の鬮を取に、一々のあひて、皆射あてたる時、二々三三の相手矢、一あたれば一々の勝也、二々三々にても相手皆あたれば、持に成也、去間大略は持に成也、

一射手半に、たとへば七騎有之時は、鬮七ッ也、四つがひの分たるべし、其時は落一人可有、落は矢一が二に可成相手にて、相手共に射中たるに、落一射あてたらば、ちに可成、例式歩立の鬮弓同前也、如此落とては有事也、ねむりとてはなき法也、亦七夕の勝負の時は、日記を付て、例式射果て鬮を可取、常には毎度一度宛にて鬮を取て、勝負を可定也、

一鬮笠懸に勝負無之時は、くじを取なをさぬも不苦也、但取なをしたるがよき也、

一笠懸又は歩立にても、勝負の日記には、七所勝負ならば、十度射果て、例式上三度に鬮を可取、其鬮の勝負のしるしには、矢數の丸の方に小てんをそと可掛也、○けりやう如斯、可成十度の矢數を五宛、間を置て可付と云人あれども、唯如常可付之也、

一鬮笠掛の時、自然拳落、其外何にても矢を不發時は、其度の人數にては不可有之、其外射人の相手は、時として落に可成也、若はやいせんより落あらば、其落の相手に可成也、

一鬮笠懸の時ともに射中たる人、鬮をも取あはせたりとも、出錢唯一ッ分可出也、あがる事不可有之、歩立の時は、相手ともに射中たる時はあがる也、但又別人、矢一あれば、あげべからず、其間一ッ分可出也、

〔遠笠懸之事〕一鬮笠懸の事、馬場本にて鬮を取りて、男烏帽子の右の手の下にさすべし、法體は行勝のくびかみにさすべし、すわふ著の時は、右の腰にさすべし、

神事笠懸

一鬮を振事、馬場本にて、先賞翫の人よりまいらする也、扨馬場まへ通て、内の方に可投、悉く射手勝負さだまらば、射手のそばへ寄べし、射手其鬮を筒に入る也、扨打歸れば、又馬場本へ歸りて、以前のごとく鬮を可進、十度ながら毎度如此、初度馬場本にて振て、如以前末にて馬場もとにてとりたる鬮を入、そこにて射、是は鬮振ものとともに、馬場本へあゆばす、射手も馬場もと馬場末にて鬮を不取間、まぎるゝかたなくて射よき也、鬮振やう、口傳する者稀なるべし、是一の秘事也、

〔笠掛記〕一諏訪の笠掛には、にえをかくる、かくる在所、馬場本の馬たつる所のさくりをこして、射手のむかひにかけ候、同日記付、同在所に有也、にえかくる様、一とせ於紫野馬場、諏訪の笠掛興行には、あゆを十六、稻の穗につらぬきて、松の枝にかけて、土にさしたりし也、是はまことに秘して、か様にしたる也、眞實は、ぬるでの木也、鹿をかけ候様、四の足を常にかけ候ごとくゆひて、ぬるでのおふこを、つねのごとくゆひたる足のあいへ通してかけべし、あゆをかけ候とも、ぬるでの木を立て、枝にかけべし、かた野の御狩のとしばと申も、此ぬるで也、一段秘説也、

〔笠懸日記上〕一神事の笠かけは、八幡諏訪の神事是迄、諏訪の神事には、御にゑをかけて射る也、その外は射手の立願などの儀なるべし、十度が本也、或は百番、此外は射手のさんまい也、神事のむかばきふむべし、

〔笠掛日記〕一諏訪の神事　笠掛にいけにへをかける事、魚ならば鱸などは一かけ掛べし、細き繩をもつて、口の内よりあごへ引通して、並て可掛、同かくる木は枝を付て、其枝にかくる也、木の長、弓の長ほどにすべし、又鳥ならば一番山緒をかけ、男鳥をばまへに、女鳥をば後のかたに並べてかけべし、又鮎をかくるには、あごより口へ引通し、五づゝ並て十掛る也、但的の方に可掛也、能々口傳あるべき也、

〔笠懸之矢沙汰幷日記之付様〕一神事に贄を懸る木、長さ弓の弦にくらべて切、梁の末に同一枝、さ

くりのとをり左へ一の枝を立べし、

一贄の木は、まゆみの木、本也、若は、はせの木、又は、くぬ木を用べし、一枝を弦の定の高さに土の上を拵へ、それに贄を懸る也、一の枝をば左へ立べし、はせの木を用るは、弓に作る木なる故也、如此兩方へ枝なき前後を切べし、

一贄の事、鹿、雉の鳥、うづら、鯉、鮒、鱸、本也、此外時の賞翫の鳥懸べし、鹿をば前のえだ二ッそろへてゆひて、えだのさきを上にかくる也、同そしゝを一尺二寸に切てそろへて、ゆひてかくる、若は一尺、魚ははらを合て、えらを通して四ッ、鳥は如此足をゆひて四ッ同、何もほのあるわらにて懸べし、ほを見せて殘て可付、同七月廿七日、信濃國諏訪の御神事の間、此日を本とする也、同柱を立て、あたらしきかまをこしらへ打立て仕事もあり、同鳥をば足をくゝり、魚はえらへ繩を通し、腹を合するなり、

〔遠笠懸之事〕一御にゑかくる事、遠笠掛小笠掛など、諏訪の神事に射る時にかぎりてかくる也、かくる在所の事、馬場本の扇かたと的とのあわひ中程に、少し的の方へよせて、弓手の方に掛る也、何木にてもあれ、木一本切て、土より上、弓のほこだけに立べし、土へは木はたゝかぬ程に、いか程にても堀入べし、木にゑだを四つのこして、魚八を二つづゝはらをあわせて、口よりみつすひへ、ほのあるいねにても、またはほのあるすゝきにても、とをして、四の枝にゆひ付る也、ほの有いねすゝきにて付る事、魚にかぎりたる事なり、

一鳥をば一づゝ、四の枝にかくる也、藤にて付るなり、鷹の鳥の山をかくるごとくに、鳥のせこうの上にてむすびて、鳥の頭を上へなして掛る也、

一鹿もかくる也、四の肢をおろして、爪の方を下へなして、一づゝもかけ、又そゑゝのみを取て、藤又はわらにてもかくるなり、

百番笠懸

〔笠掛全記〕百番笠掛之部

一百番笠掛も、體拜常の笠掛に替る事なし、百番射るを云也、百番は百度也、百度は一人の矢數百也、

一百番の笠掛を射る馬、一匹二匹にては通りがたし、數多にて乘替て可射也、馬によるべし、

一百番の笠掛を射る時は、每度十度めは、馬場末にて馬よりおりて、さくりの中を馬を引せて、馬場本へ歸りて、又始めて射る事本儀也、十度め〳〵に如此する也、亦二十度射ておるゝ事も有、三十度つゞけては不可射云々、何十度めにてもあれ馬を乘かへ、馬場本にて乘替べし、百番と云事、笠掛ならでは不可有、

一百番笠掛の時、自然こぶし落、其外何にてもしつ有て不射時は、一騎打歸て射直すべき也、

七夕笠懸

〔笠懸之矢沙汰幷日記之付樣〕一七夕笠懸の事、七度可射也、十度射る事不可有之、

〔笠掛全記〕七夕笠掛之部

一七夕笠掛は、七月七日、七所にて笠掛を一度ヅヽ射るを云也、十度射る事不可有、又一所にて七度ヅヽ射るをも云、右兩樣也、此外體拜以下、常の笠掛に替る事なし、

日記

〔笠掛記〕一笠懸日記之事、百番には、

叓に第一第二と、第十まで十枚にあるべし、〇中略

笠懸射手

なにかし　○○○○○○○○○○

なにかし　○○○○○○○○○○

なにかし

なにかし

なにかし

なにかし

奥に年號

諏訪社法樂御笠懸射手

射手	矢	數
正二位尊氏	○○○○○○○○○	十
命鶴九	○○○○○○○○○	十
南次郎兵衛尉宗貞	○○○○○○○○●	九
勝田能登守佐長	○○○○○○○○○	十
島津周防三郎左衛門尉忠兼	○○○○○○○○○	十
杉原與四郎國遠	●○○○○○○○○	九
勝田治部丞長直	○○○○○○○○○	十
福能部又太郎氏重	○○●○○○○○○	九

貞和四年四月五日

依有靈夢告、笠懸十番、大刀一振、馬一匹鹿毛所被引進也、

此日記、慥寫置者也、私興行には、端書御の字有間敷事也、又當時上原與行の諏訪神事笠懸日記は、名字官など取合、かた字づゝ二字に書たる也、

〔笠懸之矢沙汰并日記之付樣〕一硯の事、筆は二管、墨は壹挺也、刀、水入、如常、筆すゝぎ可有之、一管は射手の名字を可書筆也、一管は無矢の時けすべきため也、又矢數をしるしたる筆にて射手の名字を書事、大成非禮也、此儀希にも知る人不可有之、但犬追物の時は相替る事也、

一文臺の事、公方樣御相手の時は、日記を文臺に置て可付、御見物の時は、文臺に不可置、雖然上意又は犬追物の時子細有、各別の儀也、其時は文臺に置て付べし、又内々にて内の者計射手にて、其

主見物の時は、文臺有べからず、此時も其主の氣色に依るべき間難計、又傍輩計射手の時は、文臺に置て可付なり、心得べし、

一笠懸の時、矢代を振て、次第に日記を付る事有、矢代の振所の事、又棧敷なくば、何方にても射手の居たる所にて振、在所は不定、何方にて振共、馬場元の方より、馬場末の方へ振べき也、但引目の方は跡に向へべし、棧敷の前にては、箭の方棧敷の方へなるべし、

一上意にて日記を付る時は、矢代振に不及、此時も次第は、一二三四五迄也、但九番目は、いちさがり也、一十八賞翫義と心得べし、

一日記の事、縦矢代を振て、矢代次第に射手名字を書共、日記に鬮次第とて書之、矢代次第と書間敷也、心得たる事也、矢代は則鬮なり、

一日記付る在所の事、二所有べし、一所は、棧敷有ば棧敷にて付べし、又二所は、的の懸たる向、馬手の方にて付べし、

一笠懸の時、日記付る料紙は、公方様にては引合也、常の時は杉原等也、但歩射的の日記に同じ、

一日記の付様、あたりたる時、くろむる人有、一向心得ざる子細也、於當家其儀なし、唯はづれたる時計、くろむる也、秘する故記さず、

一公方様御笠掛の時は、日記の端作に、御笠掛射手と可書之、御相手の時は、殿文字不可書、又七夕御笠懸の時は、七夕御笠懸と計可書之、此時は射手と云字を不可書、是異なる也、

一日記の端作の事手一束置て、御笠懸射手と云字を、射手の名字の高さに一字さげて可書之、奥の年號月日と御笠懸と云字と同高さたるべし、但平の時は、笠懸射手と書べし、此時は御の字有べからず、

一同日記に、各射手の名字を書立、射手名の下に丸を十宛して、其下に十文字を可書、又七夕御笠

懸の時は、射手の名の下に丸を七ッして、其下に七の字を可書、是は七度射る故、度數にする也、何れの時も、丸は度數程すべきなり、

一神事笠懸の時も、日記は常に替る事不可有、雖然此時は身を淸め白衣を著すべし、文臺の左の手先に、角の香爐名香燒べし、墨をする事順にするべし、

一同時日記付の見所、最初に馬場へ出ては、贄を見、棧敷を見、拶射手の揃を見べし、是三の見所也、但我ざんまいは初より見るなり、

一峯はづれの日記に、◑如斯半分くろめて置と云、其も故なしにて、こぶしはずれの度の丸の脇に、細くこぶしはずれと可付と有、何も不謂事也、只まろにて有間、いつものごとく、はずれ矢たるべし、

一神事笠懸の時、峯はずれの事、願主方の射手は射直すべからず、縦射直したりとも、こぶしはずれたるべし、又願衆方にあらざる射手、射直したらば子細なし、但直に通す時は、射直されと云て、射直さすべし、時宜は願衆方より云べき也、其時射直したらば、日記は其儘たるべし、けすべからず、○中略

一神事笠懸に行縢をはくべし、八幡諏訪の神事是也、諏訪の神事には、御前に贄を懸て射也、其外は射手の立願などの儀成るべし、先十度本也、或は百番、此外射手のさんまい也、七夕の笠懸の度かわれる物なり、

御笠懸射手

御○○○○○○○○○○十

如此十騎もあれ、十二騎にても、次第は名字にても官途にても可書、はずれたる度をば、黑くすべし、又十文字を大に書て、つゞと是を讀なり、

一百番の笠懸の日記の書樣笠懸の一枚宛に書て、日記十枚有べし、書樣十度の笠懸にかはらず、端作の方に、第一第二十迄付べし、是も名字にても官途にても書べし、

一七夕の笠懸日記の書樣、端作に七夕笠懸と計、可ㇾ書ㇾ之、日記七枚可ㇾ有ㇾ之、第一にいづくの馬場の在所を付べし、矢數の付樣如ㇾ以前、公方樣被ㇾ遊る時は、端作に御の字を可ㇾ入、又七夕の笠懸、七度射る事有、其日記の付樣端作同事也、

七夕笠懸

名字　〇〇〇〇〇〇〇　七

加樣に七度射事有、是もはずれたる度は黑くすべし、仍笠懸の日記付る事、奥義の大事知る人者可ㇾ稀成、殊更百番の日記、七夕の日記二色、此等は努々不ㇾ可ㇾ口傳有ㇾ可ㇾ秘々々、

一小笠懸の事、無ㇾ左右ㇾ射手の秘事ト云々、長じたる射手共の中にも委知る人あるべからず、

〔笠掛記〕一笠懸矢の沙汰事、的にあたる矢とびかへりて、はず土にあたりて、的よりうらへこす矢、いかにとをく行とも、前に落たる矢也、よき矢也、的にあたりたふれて繩にかゝる矢、やとりまへより取てよし、同たふれて矢つゝとあがりて、よこぐしをまはりて前へおつる矢、くしまはりとて、よき矢也、同ごとくたふれて、立串をまはるも、矢前へ出候はゞ、よき矢なり、的にあたりてからをれ、引目うしろへぬけ、いかに遠く行とも、から繩にかゝり、まへにおち候はゞ、よき矢也、引目のそこぬけて、篦中もとはぎなどへゆくとも、的にあたり候はゞ、よき矢也、繩にあたる矢、いかに前へ落たりともはづれ也、的にあたりて下へたふれ候矢をうつ事、馬より下、くつをぬぎ、弓を右に弦を下へなし持てより、的の前にて、左の手にてにぎりより五寸許上を取、右にて下を取、うらはずうしろのくしへなる樣に、まへのくしよりうしろのくしへわたして、的の上より弦ををしさけて見るに、はず弦にかゝれば、よし、かゝねばすてべし、又たふれたる矢のまぎれたるふしんな

るをば、引目じりを見て、土つかばすて、つかずばよき矢也、

一的によくわたりて落たる矢の、唯ころびて横綱を越たるは、惡敷矢也、

一あたりたる矢、横綱にかゝる事常に有之也、筈など少かゝりたりともあたり也、的の上のかどにあたりて、横串をこゆる矢、落つかぬさきに横綱にかゝれば能矢也、横綱にかゝらずば、はづれなり、

〔笠懸矢禮幷矢之沙汰〕矢の沙汰の事

一的にあたりて矢をれもせよ、又引めのぬけもせよ、何方にてもあれ、一方は的前にとまり、一方は布かは串などに中りたらば、外なり、縦をれて後ろへ行とも、物にあたらずば、中也、又矢の本矯邊よりをれて、筈の方は的より前に留り、引目の方後ろへ行とも、布皮串などにあたらずば、能矢也、是は何も的に中りたる矢の事也、引目のかけなど的の前に留りて、矢は的の串より後ろへ行ば、縦串にあたらずとも、外也、

一的のなかに能中たる矢、乳にても綱にても切れて、矢串の通りをすぐる事可有之、串を過ばゑせ矢也、かゝりかゝらぬ程ならば例式の沙汰の矢なるべし、

一的にあたりて、扨立串横串に引目のあたりたるは、惡矢也、捨べき也、但墓目篦中などあたりて、よく前へ落ば、よき矢なるべし、

一的に能中て、其引め尻、的の乳に中りたるは、いかによく落たりとも惡敷也、子細は乳にあたらずば、何く迄か可行矢ならん間、可捨也、

一矢をはなさんとする時、引目ぬけて、扨其儘射中たらばいかゞと不審の人有之、昔より定る法は無之、然りといへども唯中に可用也、的矢の時、いたつきゆがけにとまりたるを、其儘射るにえゆんずべし、

一的にあたりたる矢、或は串を廻、又は的を廻りて、的の串より前へ出る事有之、横串をもまはれ、立串をもまはれ、外より内へもいれ、内より外へもまはれ、布かは串などにあたりて、まとの串より少も前へ矢出は、中り也、

一的に中りて、串を廻りて前へ出たる矢の事、的串より前へ出たるか、入たるかと論の時は、例式のごとく可沙汰也、前の串の通りに落たらば、先前の串に弓の弦を押當て、いかにもすぐに弦を渡して、矢に弦かゝりたるは中也、後ろの串の通りならば、先後ろの串に弦を押當て、弦をすぐに渡て見るに、矢にかゝりたらば中り也、若弓杖に餘て遠く落たらば犬の矢沙汰する時、十文字の横點をつくごとくたるべし、的の串の根に弦を押當て、いかにも見はからひて、すぐに弦を土に押付て、かうがひを弦のそとに添て立て、かうがひを其儘置て、それをつきて矢の方へ弦を渡て可見之也、かゝらば中り、かゝらずば外也、前後ともに沙汰の時は、弓の末弭、馬場へなるべし、草鹿圓物沙汰同前也、

一矢沙汰の時、矢下へたふれて、串より前へ出たると云人も有之、出ざると云人も有之、爭論の時は、矢の主沙汰して射手に可見、矢主沙汰するやうをしらずば射手うちにて古老の仁、誰にても沙汰すべき也、沙汰する次第は、下馬して先沓をぬぎて、弓の握の上を左手に取て、弦を下へなして、弓をひつさげ持てよりて、其儘末弭を馬場末へなし、右手を弓に添て、物にあたらぬやうに、的の下より弦を入て、前の串と、後ろの串に弓の弦を押當て見るに、弦にかゝらば中り也、かゝらずば外也、矢の主にてなき人沙汰せば、矢主も馬よりをり、沙汰するを可見也、草鹿圓物沙汰同事也、かゝり候とも、またかゝり候はぬとも、又は惡敷候とも、よく候とも可云也、

一笠懸矢の沙汰は、串より前を弓にて沙汰する也、串より後へ沙汰せざる事也、犬に矢毎にたすけ度とて、疏のはづれ可(○可恐誤字)弓の弦を渡て沙汰する事有之、如斯事をとふて沙汰せば、笠懸の

沙汰の時は、串のうしろより沙汰すべけれども、昔より串より前にて沙汰する間、此分然るべき也、

一引目尻を取て見る事有レ之、勝負の時、矢さかりたると申人も有レ之、又能と申人も有、論ずる時は、蟇目尻を取て見るに、砂芝など引目の頭にもつき、又内へも入たらば、下り矢たるべし外也砂芝などつかずは中り也、勝負の時は、かやうの批判すべき人、的の串通り馬場本の方に可レ置也、左樣の人なくば、射手のうちにて古射手、馬よりおりて可レ見レ之也、其時は矢の主も馬よりをりて可レ見レ之也、又大事の勝負の時ならでも、時宜によつて、馬に乘ながら射手も皆打よせて、的前の串の通り、弓杖三杖四杖の間、馬場末邊にて可レ見レ之也、さやうの時は、矢取引目の方をあげて持て來れと云てよりて見、既に引目の中へ砂にても芝にても、其外何にても入たらば外矢也、何も不レ入は中り矢也、此矢串を過ば、沙汰迄もなし、惡敷矢也、串の通りに有時の儀也、矢を取て持て來る時、引めをあげて來れと云謂は、なかに何にてもあらば、さげてもたば、こぼれ可レ落間、さて如レ斯云儀也、矢の主に能見すべき也、此矢立串の通りより後へ入たるか、いらざるかの爭論の時は、先矢を沙汰して、矢よくば蟇目尻を可レ見なり、

矢代

〔笠掛記〕一矢代ふる事、射手前後をしきだいの時、引目を一づゝ取て射手ふるべし、馬場のさじきうつて有所にふるべし、引目手にあまらば、二たびにもふるべし、その次第に射る也、引目さくりの方へなるべし、

〔遠笠懸之事〕一矢代は、かり屋かたの前にて當る也、引目を矢代に可レ出、矢代次第に日記可レ付、亦鬮をも筒に入て取也、是は相手々々を定る也、鬮を取て、ゑぼしの右の手の下に、鬮のもんのみえぬやうにさすべし、笠掛はじまらぬ以前に、矢代も鬮もあるなり、亦座敷にて紙鬮を取事有、子細はいづれも同前、矢代は射手にあらざる者も振也、鬮筒中間ふるなり、出る時鬮を馬上にて取間、中

間つゝを持て振也、

〔貞丈雜記十二武藝〕一矢代ふる時、上矢の置樣圖的記、步立聞書等の圖はあやまり也、射手方聞書の說、矢代記の圖は正敷也、下矢を先直に置て、上矢をば下矢の上にすぢかへて、上矢の筈の方、矢代ふる人の我前むけて置也、○圖略

一犬追物、笠懸などの時、蟇目の矢にて矢代ふるをば、矢代とは云ず、蟇目圖といふ也、犬追物笠懸の書にあり、

〔笠掛記〕一笠懸引目、ならべて給候へと、人の被申事有、申人は的をかくる、射手はたゝみをと云べし、まとをば上の縄をばくぎにかけ、よこ縄をば、二人して兩方へ引はるべし、先はかたぬがで射るといへ共、大事の引目、袖にもうつ事有、肩をぬぐべし、たゝみとこのむ事も、射はづしもやとの心なり、こてさすには、はだぬぐほどに、はだぬぐまじきにもあらずとなり、○中略

一弓の弦きれ候をば、手のうちを射かへすごとく持て、はりかへを取べし、

一笠かけはじまり候はぬ以前に、ゆがけを弓手のひもかはに付て、懷へをし入たるもよし、冬はあたゝめてよき也、又さげをにつくるには、二の緒を取そろへ、ひつとく樣に付候、何れもか樣にすべき法にはあらねども、古人かやうにせられし也、

〔笠掛之卷〕一弓持樣之事、馬ノ耳ノ間ニ筈ノ有レ之樣ニ持べシ、橫ニ成易モノナリ心得べシ、但弓ノ强弱有レ之トテ、色々取替ルハ尾籠也、張替等ハ、袋ニ入持セテモ不レ苦ナリ、

一蟇目持樣ノ事、輪ノ所ヲ馬ノ右耳之內ニ成程ニ持べシ、弓ニ不レ可レ爲レ持、幷ハ袋ニ入テ小者ニ持スベシ、

一射手何騎モ有レ之べシ、假令バ十人之時ハ、五人宛二行ニ立べシ、若貴人ト平人ト並射ル時ハ、貴人平人ト五人宛、兩方へ分リ射べシ、立所ノ高下著座次第、又可レ依レ人、口傳、

一射手馬ニ乘、扇形ヨリ外ニ何モ扣ヘ居、各式臺有之テ、借馬立所ヘ一二三ト次第ニ並ビ居、先何モ徒馳稽古有ベシ、雜人ハ通シ終、何通モ徒馳稽古可有之、其時ハ不持弓トモ不苦也、同矢代ニテ射ル事モ有之、

一總射手通シ終テ、馬出ヘ歸、以前ノゴトクニ、一番二番ト段々扣ヘ、扨一番メ射手、扇形ニ扣ヘ居ル番如圖、外ニ扣ヘテ次第々々打入射ベシ、

一各一遍射終、馬出ヘ歸、本ノゴトク並居也、此時ハ前一番ノ射手、一ノ跡ニナリ、二番ノ射手、一番ニナル故、馬出ヘ歸時、其心得ニテ扣ベシ、十番マデ段々如此、一番ニ操出ス也、但矢代ニテ射ル時ハ、此沙汰ニ不可及也、

一的見事、拔キ出シテ一度、矢筈取テ打上樣ニ一度射放シテ一度、以上三度ナリ、爰ニテ目一ツ殘スト云事、口傳、

一矢用之事、馬出ニテ用フベシ、ハゲナガラ行バ惡也、但七八度モ射テ、暮ニ及テハ不苦也、

一矢構ノ事、引目ノ烏帽子ノ高サ程ニ打揚ベシ、此時弓ヲ後ヘ引ハ惡也、身通リ成ベシ、射放シテ弓横ニ不成樣ニ可持也、

一矢指ハ肩ヨリ拳ノ方少下ルベシ、但水走ト云リ、箭先少下ゲテ見能也、少下テハ下リト見ヘヌモノ也、心得ベシ、

一射樣ノ事、走ラカシテ、押手ヲ少シ的ノ方ヘ當ル樣ニシテ、的ノ後串ノ通ヘ、馬ノ足カキ入時分、跡ヘ捻リ向樣ニシテ放殘心シテ扨手綱ヲ品能取ベシ、

一拔キ出ス先ニ、矢取落ス時ハ、馬ヲ居テ扇形ヘ歸リ、矢ヲ取射ベシ、若疏ニツカヘ、馬歸カチバ、其儘通スベシ、同又引目拔落事有之、如右歸テ、乙矢ヲ取射ル也、若拔キ出テ後拔ハ、矢ヲ指兜テ、弓ニ持副通スベシ、

檢見　日記付

一馬キレテ疏ノ外ヘ上ル事有レ之、未拔キ出サヌ時ハ、三度マデハ矢ヲ指弛シテ、馬場本ヘ歸テ射直スベシ、若拔キ出タル時ハ、其儘疏ヘ乘入拔キテ射也、但射レザル時ハ、矢ヲ指弛、弓ニ持副通スベシ、

一的ノ通邊ニテ弓取落ス時ハ、介添取テ、馬場末ヘ持行渡ス也、若取持來ル事モ有レ之、取様ハ人ニ可レ依也、

一馬乘スカラスト云事、疏ヘ入テ、乘テ出シヨリ立べキ也、鞍ニ立時ハ、腰ヲスヘ、鐙ヲサウトウ承〇鐙ノシヽニ蹈付テ、膝ヲエマセ、尻ヲ鞍ノシツ輪ニ當ル様ニシテ、腰ヨリ上ハ可レ成直也、

〔小笠懸由來之事〕一笠懸の時、挾物ヲ立テ射ル様、眞葛ガ原の馬場ニテ笠懸の有し時、挾物を立テ射られし十騎の射手、九騎ハ射様ヲ不レ知シテ射ざりし、赤松越後守一騎、射様ヲ知テ被レ射也、打歸る時、於二此道一ハ、比叡の山より愛宕へ、ますかきの羽ヲ飛よといはれし、名譽の事也、其射様、左のゆがけに子細有、大事成間、不レ及レ書二一條、小笠原入道宗信モ、同播州モ無二存知一事也、多賀豐後守、又ハ小笠原信源相傳有レ之傳處、同斷ニテ知れたり、

〔笠掛全記〕檢見之部

一常の笠掛には檢見なし、勝負の笠掛には、檢見出て矢を沙汰する也、檢見なければ、古射手功者の人、矢を沙汰する也、又射手ならね共、物知りたる人は沙汰する也、又犬追物の檢見する程の人は笠掛の矢沙汰をもする也、

一笠掛の矢沙汰する時、沓をぬぐぬがずと云事有、沓をぬぎたるがよき也、犬追物の矢沙汰する時は、沓のはな入る事有、沓をはきながら沙汰する也、笠掛の時は、更に沓の入る事なし、總じて此道にかぎらず、理の立處、尤本とする也、

〔笠懸之矢沙汰幷日記之付様 二〕一笠懸の時日記付出立の事、射手に替るべからず、又神事笠懸の

時は、白衣を著し、精進潔齋して出べし、常とはかはるべき也、

介添

〔笠懸日記上〕一かいぞへの者は、射手裝束のむすびめ、またとぢめ、弓矢等にいたる迄、能あらためて出たゝせ申也、こゝろきゝて、はたらき有やうにすべし、ゑつある時は一入の事也、ゆだんしてほかへ目をふるまじき也、

一射手かり屋より出たる時、馬をひつたてゝのせ、矢代の事にて取さた申て、的のうしろ串の方、矢取の者のうしろの方にひかえべし、

一射手落馬などゑたらん時は、矢みちより出て、疏のむかひへ出て、馬をとゝのへ、ひきて馬場本へゆきのせべし、射手のりて、ひらき出したらば、もとの居所にひかへべし、何事も射手の心、もどしからぬやうに、取はからふべし、

一かいぞへ出立は、ゑぼしかけをして、小すあふはかま、あしなかをはくべし、針糸かうより等を懐中すべし、

〔笠懸之矢沙汰幷日記之付様〕一介添の心得べき事、らちを越る事有べからず、若落馬弓取落しの時、矢道よりまはりて、同馬場末に射手有ば、布革の後よりまはりてよし、同馬場本の時は、かり屋の後より廻る事有べし、さくりを越る事あるべからず、但的のあなたは越る也、

〔笠掛全記〕介添之部

一主貴人の介副は、馬場末の打上處の芝の上に、敷皮を敷て居也、〇中略

一笠掛の時、打歸りざまに、御はりかへなど御請あらば、後の方よりさくりを越して可進也、

矢取

〔笠掛記〕一矢取あるべき所の事、公方様御矢取、的より馬場末のかたにあるべき也、其時はそれに隨て、各的のうしろのくしの方に居候、次第に馬場本のかたにさがるべし、さて公方様あそばされず、常の時は、馬場本のかた賞翫にて、馬場末下也、

〔笠懸日記上〕一矢とりの者は、射手のかへ弓、かへ矢をうけ取、弓を袋のまゝ可ㇾ置也、

一公方様御矢取は、格別の居所なり、圖に記し置也、御引目御弓も同前、

一矢取は、的の後串の通り二杖ばかり、馬場本の方へ居る、中間にとらすべし、的の方へちかきが、賞翫の射手の矢取也、小者にとらするは略儀也、

一出立は、ゑぼしかけする也、小素襖はかまに、こもゝだち、すあし也、

一矢取こゝろへべき事、たをれたる矢か、中りたる矢か、うたがはしき矢の時は、串のうへよりとれば、あたりになる事も有、串より少し前の方へ出たる矢にても、串のうしろよりとれば、はづれになるべし、よく分別して取べし、勝負の時は、ことにそこつに取べからず、見はからひて時宜により、そうなく矢をとるべし、射手引目を見んといふ時は、蟇目尻をあげて持來るべし、射手落馬の時は弓こしざし蟇目等取そろへ、射手にまいらせ、的通りの矢道よりかへり居るべし、射手まつ有て、弓矢ひきめとりおとしたらば、取あつめ、馬場末にてまいらすべし、

一射手十度射はてゝ後は、はりかへと、かへ矢とを持て、棧敷の前を通りて入べし、

〔遠笠懸之事〕一笠掛の時、矢取引目持てより、馬の上へ馬手より引目の方をさしあげて出す也、〇中略

一矢取は的の後に可ㇾ居也、矢の取やうは、たとへあたりたる矢なりとも、的串と布皮との間より取たらば、其矢は、はづれなるべし、たふれたる矢也と云とも、的のまへよりとれば、あたり也、公方の御矢とりは、的の前に居べきなり、

〔笠掛全記〕矢取之部

一矢取は中間たるべし、但小者も苦からず、但略儀也、ゑぼしかけをすべし、居所は的の前の串通り二杖計、馬場本へよりて居べし、此所にて馬場末の方、的に近き方賞翫也、弓引目は、袋を取て、た

ばねて、矢取の前、又はあづちの後かどにも置べし、主人貴人の矢取は、的の前の串通り、的に近き方に居る也、〇中略

一射手射て、馬場末より馬場本へかへる時、矢取、矢を馬手の方より出すべし、引目の方をふり返して出すを、射手取べし、拐矢取は替矢の置所へ歸りて居べし、十度はつる迄如此、〇中略

一小笠掛の時は、矢取は的に向ふて弓手の方に居べし、矢取以下、本の笠掛にかいざま也、

裝束

〔高忠聞書〕一行縢の事、笠懸流鏑馬、神事に射る時は、若衆のことは不ㇾ及ㇾ申、歳七十八十に成共、悉夏毛のむかばきはくべし、夏毛の行縢、本たるによりての儀なり、犬追物時はくごとく、ながくはあるまじき也、いかにもみじかくつめてきるべし、神事むかばきの切様ゑるしおき候也、おりめのすそを、すぢかへてきるなり、是によりて自然けがれをも除、神慮にもあふと申來るなり、〇中略

一むかばきの腰の事、一寸ちがはゞ、かりむかばき、一寸あかば、かりむかばきといへり、これはうしろのちがふほどらひの事なり、五分ばかりちがふたるがよきなり、前は二三寸あきたるがよきなり、

一神事行縢の事、加様に可ㇾ切、〇圖略 例式よりみじかくつめて可ㇾ切、引目とゞめの事は、たとひ引目を腰にさゝずとも可ㇾ付、はく時は左革の緒を引目とゞめへ、とをすべし、笠懸小笠懸流鏑馬など、神事にて射る時は、このむかばきのごとく、すそのおりめを四寸すぢかへてきりてはくなり、其外は例式也、此行縢はくことは、神事にかぎりたる事なり、神事にてなき時は、はくことあるべからず、

〔遠笠懸之事〕一笠掛の射手の出立は、こてさして、むかばきはく也、入道はいさうなるきがさ、又はほうしなどかづく也、〇中略

一笠掛の出立の事、ひたゝれに、むかばきはくべし、紐のとめやう、前にてまむすびに結て、うしろ

へこして、例式のひもむすぶやうにゆふべし、ゑぼしかけを、はづれぬやうにすべし、〇中略

一遠笠掛の時、射手の出立の様、すわう小ばかまにて、ゑぼしかけをし、刀をば、さげをにてとめ、同ひもをば、すわうのうしろのゑりにとめ、其後ゆがけをさし、同むかばきをはき、沓をはくべし、但むかしは、大口ひたゝれにても射たる例も有、同ひたゝれの袖ひろくあるによりて、矢はづを取時、馬手の方の手を、すこしひたゝれの袖を、のくるやうにして、やがて矢はずを、むねのとをりにおしあはせて、とりてむ弓の時のやうに、うちあげべし、馬をかゝせて矢をはなすべし、

〔小笠懸由來之事〕一笠懸の時、入道笠を著る由、有人の不審、宗信はかき注たる物ニモ頭巾トコソ書たれ、笠著る事不可有由被申、尤也、

〔笠懸記〕一小笠懸からにかぎりて、まゆみの上にうるしさす、是秘事也、

〔高忠聞書〕一笠懸から、犬射から引目柄、これらを、からと云べし、其外の矢どもをば、のと云字を入て、かぶらのから、かりまたのから、四目の柄、征矢のから、けんしりのから、しんどうのからなど、いふべきなり、〇中略

一小笠懸の矢のこしらへ様の事、篦はこがし篦なり、はずはから竹のふしをけづらで、其まゝする也、竹は枝のあるを可用也、ぬるべからず、しろかるべし、はぎやうは、何色にてもあれ、色糸にてはぐべし、はず巻も同色いと也、羽は眞羽なり、篦のふしは羽中本也、すけふしと羽中と、篦中ふしと、三所ある篦にてすべし、〇中略

一小笠懸のからに、ふしかけをとりてもするなり、但略儀也、それもはずは、から竹なるべし、ぬるべからず、白かるべし、ふしをきはしたる時は、かばにてはぐなり、色いとにては、はぐまじき也、但色糸にてはぐも、くるしからず、さはしのゝ時は、棒しかるべし、〇中略

一笠懸からの事、さはし篦、本也、ふしは羽中をしやうすべし、三ふし篦、本なり、のごひ篦、略儀也、は

すは的矢のごとくたるべし、○中略

一うるしはぎの事、的矢笠懸から、犬射から、是はみなかははぎの矢たる間、何もうるしはぎをして持べきなり、雨雪俄にふらば可射ためなり、いとの上を何もこき赤うるしにぬるべき也、雨ふらぬ時、うるしはぎ射る事あるべからず、

〔遠笠懸之事〕一小笠掛の引目は、長さ四寸、目九、式は七もあり、三所卷て、らう色を取てぬるべし、是を半引目と云て、小笠掛を射る也、からはこがし篦に、筈にから竹、篦に似合たるを皮をけづらずして、ふしはすにさす也、篦はこがし篦、こがしやうは、ふしかげのごとし、羽は眞羽、或は鶴の羽よし、色糸はぎ也、又ふしかげを取り、からにかばをつかふとも、筈はから竹はずなるべし、赤漆はぎもくるしからず、

〔小笠懸由來之事〕一笠懸の矢の篦卷の皮ノ事、紫皮より外は成間敷也、袋に入テ、篦ヲまく時の事也、○中略

一笠懸引目を六所卷事、別而何ヲ表シタルなど、云事なし、犬射引目より後に出來たる物也、犬射引目の由來ヲ以テ添たる也、只うつくしくせんがためなり、ことなる子細なし、

〔笠掛之卷〕一弓之事、村削、側白木、又相位弓ヲ用イ、矢ハ、サハシ篦、羽ハ眞羽、切府、中黒、鶴ノ羽、何モ外向ヲ用也、但矢五節モ有之、鶴二計モ宜也、拭篦ハ路儀タルベシ、何モ張替、替矢有之也、

一蟇目之事、長四寸、卷目三所、又ハ五所、捻糸ヲ以卷塗ベシ、削樣口傳、

〔笠掛記〕一笠懸馬、むらがきなるをば、かきよどむ、かきますと云べし、よきはしりと云は、左り足をかきそろへ、まへ足のきはへはこび、まへ足をかせぐを云也、

〔遠笠懸之事〕一笠掛の時、手綱の長さ、鐙をふみすかして、つゝ立あがるに、むねの邊に、ゆる〳〵と手綱のまはりのくるほどにする也、

一同ちから皮の長さ、玄づわを立すかしたるとき、のこさぬ程がよし、あぶみをふむに、つまりたらば、のりこすべし、

〔笠掛之卷〕一力革ノ事、常ヨリ短ガヨシ、犬ニハ長ガ能也、四寸二寸、口傳、射手ニ可依、

一片手繩長サノ事、曲ヲ取テ乳二ノ間ニ持也、身ニ近モ、出過タルモ惡也、立スカズニ、緩々トスル程ニシテ、見能ホドニ然ルベシ、

〔笠掛記〕一笠懸を見はてず共、犬追物をば、はてよとなり、其ゆへは、笠がけは今一度二度見殘しても、ことなることなし、犬には今一疋二疋にも、不慮に矢沙汰する事ある故也、○中略

一笠懸の馬場に敷皮しく事、いづくよりも的のかたへ白毛をなす犬には繩へなすべし、○中略

一引目はづれて、海河へ入矢音は、たんへいと語べし、あたる矢音は、へしと玄つと、射つけてと云、

一詞に向ふ何度かへす、何度といふは、馬場本へうちかへりざまに云ことばには、かへす何度にて候と云、馬場本より今射る詞には、むかふ何度といふ也、○中略

一射ながす笠懸と云事有、公方様、又は主などゝ射るに、十度につゝをめさるれば一、はづし九、あそばさるれば入、か様に、をとり申様に射るを、射ながすといふ也、

一つるゝ笠懸と云は、日暮に及ていそぐ時に、さきの射手、うち入ひらきいたす時分より、扇かたへ馬を入、矢をつがひ、まへの射手、矢をはなせば、やがて馬をかへし候、是をつるゝかさがけと云也、

一笠懸に三の大事、十の工夫といふ事有、小笠原備州は、第一に引目のうち入を見よ、二に矢かず、三に矢の沙汰、か様に被申なり、同播州は、第一にうち入を大事に思ひみよ、二にうち入てはひらきいたしをおもへ、三にあたりをおもへと是なり、十のくふうは最初より十度まで、惡き所を心

にかけて、心をしづめて人にもたづね、無油斷くふうせよと也、於笠懸最上肝要眼たるべしと也、

〇中略

日暮て射るに、鎌たくと云べからず、あかしたて、といふべし、あかす在所、矢道の前、的のよく見ゆる樣にあかすべし、馬などおどろかぬ樣にすべし、

〔今昔物語二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

(中略)餘五〇維茂ハ前ニ人ヲ走セテ、澤胯〇藤原諸任字澤胯四郎ガ有ラム所、慥ニ見テ告ゲヨト云テ遣シタレバ、其ノ使走返テ、其々ノ岳ノ南面ニ澤立タル原ニ物食酒飲ナドシテ、或ハ臥シ或ハ病ム樣ニテ有ト云ヘバ、餘五此レヲ聞テ喜デ、只疾ク打テト催シテ飛ブガ如クニシテ行ヌ、其ノ岳ノ北面ニ馬ヲ打上テ、岳ノ上ヨリ南ノ添ヲ下樣ニ趣ケタリ、下樣ナレバ馬場ノ樣ナル野ヲ、笠懸ヲ射ル樣ニ、音ヲ叫デ鞭ヲ打テ、五六十人許押懸タリ、

〔見聞雜記〕文明六七月十八日、阿州大龍寺參詣了云々、笠懸ト申由緒、常智へ尋申處、返答云、於陣中、犬ヲ射事、大儀ノ間其沙汰ナシ、然而一向指置トキハ、ハセ引ノ道モ失之間、マクヲハリテ、其上ニカサヲカケテ射也、サル間、馬ノハスル道ニハ、昔ハ、ラチヲユフ也云々、

古事類苑

武技部十

犬追物上

古事類苑

武技部十

犬追物上

犬追物ハ、イヌオフモノト云フ、犬追物射ノ略稱ナラン、蓋シ追物射ハ、猪鹿ノ類ヲ追ヒテ、之ヲ射ルコトノ總稱ナリ、今ハ犬ヲ射ルニ由リテ、犬追物ト云フナルベシ、馬上蟇目ノ矢ヲ用ヰ、犬ヲ追ヒテ射ルナリ、其馬場ハ弓杖七十杖四方ニシテ小繩アリ、大繩アリ、俱ニ繞ラシテ輪狀ヲ成ス、小繩ハ、馬場ノ正中ニ在リ、徑弓杖一杖ナリ、大繩ハ、其外ニ在リ、長サ二十一尋ナリ、單ニ繩ト云フハ大繩ナリ、其周圍ニ又砂ヲ敷ク、是ヲ鏇際ト云フ、射手鏇際ニ馬ヲ乘リ入レ、繩ニ向ヒテ矢ヲ注ス、時ニ犬放ノ者、小繩ノ內ニ犬ヲ牽キ入レ、檢見ノ報ヲ待チテ犬ヲ放ツ、而シテ之ヲ射ルニ、犬ノ小繩ノ內ヨリ出デヽ、將ニ繩ヲ越エントシテ、未ダ越エ訖ラザル際ニ於テスルヲ、正式ニ合フモノトス、然レドモ其矢所ニハ、賞スベキト否ラザルトアリ、矢所トハ、犬ヲ射中シタル所ヲ云フ、矢所ニハ、弓手、押交、馬手、馬手切等ノ數稱アリ、賞スベキ矢所ナケレバ、更ニ犬ヲ鏇際ノ外ニ追ヒテ之ヲ射ルナリ、是ヲ外ノ犬ト云フ、抑ヽ犬追物ハ、騎射中ニ於テ、最モ能クシ難キモノニテ、白磨犬追物ヲ以テ、特ニ其式ノ備ハリテ、其法ノ嚴ナルモノトス、今其事ニ預レル者ヲ擧ゲンニ、射手ヲ始トシテ、檢見、喚次、幣振、日記付、鬮振、犬放、河原者等アリ、射手ハ分チテ三手ト爲シ、上手、中手、下手ト云フ、檢見ハ、射手ノ射樣ノ優劣ヲ定メテ取捨ヲ決スルモノナレバ、犬追物ニ於テハ、此職ヲ以テ最モ重シトス、喚次ハ檢見ノ告

名稱

ヲ得テ、其名ヲ唱ヘ、之ヲ日記付ニ報ズルモノナリ、幣振ハ、喚次ノ聲ニ從ヒ、幣ヲ振リテ日記付ニ報ズルモノナリ、幣ヲ或ハ再拜ト云フ、日記付ハ、射手ノ姓名、及ビ射中ノ數ヲ錄ス、射中ノ數、是ヲ矢數ト云フ、鬮振ハ、鬮ヲ振リテ射手ニ授ケ、其次序ヲ定ムルナリ、河原者ハ、二百人アリテ、各犬ヲ牽キ、及ビ雜事ニ役セラル、又犬放一人アリ、凡ソ犬ノ數ハ百五十匹ナリ、一度ハ十匹ニシテ、犬追物ハ十五度ナリ、以上ハ白磨ニ依リテ、梗槩ヲ擧ゲタルナレド、通常ノ犬追物モ、大體ハ之ニ異ナラズ、而シテ通常ノ犬追物ニハ、鬮ニ代フルニ射手ノ矢ヲ以テス、之ヲ矢代ト云フ、

犬追物ノ史ニ見エタルハ、後堀河天皇ノ貞應元年ヲ以テ始トス、爾後盛ンニ行ハレシガ、足利氏ノ末、漸ク衰替シテ其法ヲ失ヒシヲ、德川氏ノ時、島津氏之ヲ行ヒテヨリ復世ニ行ハル、牛追物ハ、馬ニ騎リテ牛ヲ射ルナリ、其法詳ナラズ、而シテ犬追物ハ、牛追物ニ起因セリト云フ、

〔下學集態藝下〕犬追物(イヌオフモノ)

〔運歩色葉集伊〕犬追物(イヌヲフモノ)西域有斑足王之夫人、惡虐過人、勸王取千人首、其后出生于支那、作周幽王后、其名曰褒姒、滅國惑人、死後生日本、近衞院御宇玉藻前是也、來禁裏傷人無極、後化成白狐害、又化作石、飛禽走獸、當其殺氣者莫不立斃、謂之殺生石、今在下野國那須野、犬追物者始于此也、

〔異制庭訓往來〕弓箭之藝者、中略犬追物、草鹿、圓物、是者爲武藝之奧域也、臨時不可被稽古也、

〔太平記二十三〕土岐賴遠參合御幸致狼藉事附雲客下車事

土岐彈正少弼賴遠ハ、御幸モ不知ケルニヤ、此比時ヲ得テ、世ヲモ不恐、心ノ儘ニ行跡(フルマヒ)ケレバ、馬ヲカケ居テ、此比洛中ニテ、賴遠ナドヲ下スベキ者ハ覺ヌ者ヲ、オリヨト云ハ如何ナル馬鹿者ゾ、一一ニ奴原、蟇目負セテクレヨト訇リケレバ、前駈、御隨身馳散テ、聲々ニ如何ナル田舍人ナレバ、加樣ニ狼藉ヲバ行跡ゾ、院〇光嚴ノ御幸ニテ有ゾト呼リケレバ、賴遠醉狂ノ氣ヤ萌シケン、是ヲ聞テ

カラ〳〵ト打笑ヒ、何ニ院ト云フカ、犬ト云フカ、犬ナラバ射テ落サント云儘ニ、御車ヲ眞中ニ取籠テ馬ヲ懸寄セ、追物射ニコソ射タリケレバ、〇下略

〔倭名類聚抄 四射藝〕馳射　後漢書云、馳射、今按、俗云於無毛乃以流、

〔箋註倭名類聚抄 二射藝〕馳射、見王充及董卓傳、按於无毛乃、追物之義、東鑑牛追物、犬追物、即是、

〔類聚名義抄 七才〕馳射 オムマノイ

〔伊呂波字類抄 於人事〕馳射 オモノイル

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、合戰夜討馳射待射、〇中略三々九手挾等上手也、

〔源平盛衰記 二十一〕小坪合戰事

昔ハ馬ヲ射事候ハズ、近年ハ敵ノ透間ナケレバ、マヅ馬ノ太腹ヲ射テ主ヲ跰落シテ、立アガラントスル處ヲ御物射ニモスル候、

〔平家物語 六〕すのまたかつせんの事

平家、やがて川をわたひておちゆく源氏を、をふ者いにいて行に、〇下略

〔長門本平家物語 十四〕木曾はこれを見て、すは平家はおつるは、一騎ももらすな、いとれやものどもとて、おひものいにこそいたりけれ、

〔貞丈雜記 十二武藝〕一おんもの射に射ると云事、おん物は、追物也、馬に乘て、地を走る獸を追ひて、身をさがりて射る事を云也、牛追物犬追物も、おん物也、おふものと云ふ事を、おんものと云也、源順が倭名抄、馳射の二字を出して、今按俗云、於牟毛乃以流と注したり、源平盛衰記卷廿一、小坪合戰の條に、昔は馬を射る事候はず、近年は敵の透間なければ、馬の太腹を射て、主を跰落して、立あがらんとする所を御物射にもする候とあり、御の字、むまのるとよむ字也、馬上にて射る故、御物と書たる也、地に落倒れたる敵を馬上より射るゆへ、おん物射に射ると云也、牛追物、犬追物の如

く射る心也、又盛衰記四十二の卷、屋島合戦の條に、匂懸て追物射に射たる、又同卷源平の侍共軍の條に、指詰々々追物射にこそ射たりけれとも書たり、

起原

〔八幡愚童訓上〕降伏事
皇后〇神功皇后御弓ノ𢏨ニテ、大盤石上ニ、新羅國大王日本國犬也ト書付給、御鉾ヲ王宮門前ニ立置セ給テ御歸朝有ケリ、犬追物ト云事ハ、異國人ヲ犬ニカタドリ、射ニ敵軍一表示也、

〔貞丈雜記武藝十二〕一神功皇后、三韓をせめ亡し給ひて、御弓の弭を以て、磐石の面に、新羅國の大王は、日本の犬也と字を書付たまひしより、三韓せめを表して、犬追物は始たりといふ説あり、此説非也、用べからず、神功皇后は、仲哀天皇の后也、仲哀天皇の御代までは、日本に文字といふ物無之、〇中略神功皇后の御時は、日本にいまだ文字なかりし故、弓の弭にて、文字書給し事は無之也、

〔曾我物語三〕九月十三夜、名有月に、一まん〇曾我祐成はこわう、〇祐成弟時致庭に出て、父の事をなげきし事、あにがき丶て、〇中略あはれ父だにましまさば、むまをもくらをもよういしてたびなまし、さあらばいぬおふ物、かさがけをも、いならひなん、

〔貞丈雜記武藝十二〕一犬追物の始り、たしかなる事、詳ならず、騎射秘抄序、犬追物目安、高忠聞書等には、實朝公の時、始る由みえたり、東鑑には頼經公の代、承久四年〇貞應元年二月六日の記文に、始て犬追物の事を記して、其後所々に犬追物の事みえたり、かの二月六日の犬追物も、此日に始て此事ありとも見えず、前々もありしやうに思る丶也、實朝公の時、始ると云事實説か、されども東鑑の實朝公の時代の記文には見えず、東鑑にも記し漏たる事あれば、實朝公、犬追物始られし事も、記漏なるべき歟、〇略註騎射秘抄、犬追物目安などは、鎌倉時代、遠からぬ世の事なれば、實朝公より始ることあるを用べし、那須野の狐狩、又神功皇后の故事など用に足ず、又曾我物語に云、父だにましまさば、馬

をもくらをも用意してたびなましさあらば犬追物かさがけをもゐならひなんさあり、○註略是をみれば、すでに頼朝卿の時代より、犬追物はありたる樣に聞ゆれども、曾我物語は、頼朝卿の代に記したる物にはあらず、後に犬追物のはやりし時代に書たる物にて、其當世見る事を直に思ひよりて書たるなるべし、殊に出家の作なれば、犬追物の始などは、心つかずして書たる也、頼朝卿の時、犬追物のありしと云證據にはならぬ事也、元和八年、島津十郎左衛門久慶が記したる、犬追物の書一卷あり、其書、頼朝時代の犬追物の事を書き、繪圖にもあり、犬追物の日、平家の怨靈出し事などを記したり、妄作僞書なり、是又頼朝時代、犬追物有之といふ證にはならず、又近年板行の書に、犬追物秘記といふ書あり、三浦介上總介が著したりとて、末に兩人の名あり、頼朝時代の犬追物を記したり、大なる僞作なり、近年の人の作なり、不可用、又一說に、日本紀武烈天皇紀に、走犬試馬と云事見えたり、犬追物は武烈天皇より始ると云、貞丈按るに、是犬追物に似たる事とは云べし、犬追物の始とは云べからず、武烈天皇は、惡王にて惡行をし給ひ、御心狂亂したる天子也、獵を好み給ひしに依て犬を走らせて馬上にて射給ひし也、此時より犬追物始りて、打續て犬追物行れ、後世迄傳りしにはあらず、たゞ狂亂の遊興、一時の御なぐさめにてありければ、其事絕て傳らず、されば其始とは云がたし、實朝公の時を以て始とすべし、それより絕ず行はれたり、

〔犬追物目安〕小笠原信濃前司貞宗申、欲早依爲武勇稽古被止犬追物御制事、

右貞宗竊考前牒、倩案舊貫、武者尊主安國之基、撥亂禁暴之本也、○中略然間天下歸正、如就日之民、海內嚮化、如隨風之雲、戍樓多草、花山之馬透嘶、候館無人、松關之柝長靖、詠凱歌之後、施恩慈之餘、被下犬追物禁制之法、德覃禽獸、雖知政化之仁恕、人携弓箭、皆嘆武藝之廢絕、所以者何、步射之營、雖非無其德、騎射之勤、猶堪禦其敵、縣是馬上作物、雖有其數、當時所用者、流鏑馬、笠掛、犬追物也、流鏑馬、笠掛、面々雖有其徭、猶於犬追物者、射馭之簡要、驅逐之妙術也、是以鎌倉右大臣家○源實朝御時、權輿之、入道將軍頼經御代、嘉禎年中、前武州被經評定、有興行之沙汰、以來就爲武藝練習之最要、每逢政務諮詢

之間暇、擇家々之才能、有處々之騎射、匪啻催興宴、偏爲習武訓也、司馬法曰、天下雖平、忘戰必兇、春振旅、秋治兵、所以不忘戰也、就之案之、以遊畋之豪、習戰射之法也、在京奉公之輩、不入深山大澤者、難成逐禽驅獸之業、不得平原曠野者、爭携放鷹臂隼之遊、弓馬之藝術、自然可斷絕者哉、居安慮危、昭代之令典、居治念亂、明時之規模、當時雖四海無波瀾之聲、萬邦無烟塵之氣、被用多算之道者、那莫不慮之戒乎、然則被止禁遏之制、被下御免之法、樂此道之再興、知其藝之不棄、貞宗偏以不肖愚昧之身、申破禁制嚴重之法之條、頗雖似過分之所存、頻依願安全之治術也、爲私不申之、爲公申之、爲家不申之、爲道申之、公家之別、知無不爲忠也、被察苟息之正言、達上聞樣、爲賴洩御披露、言上如件、

康永元年二月日

〔諸家系圖纂六清和源氏〕小笠原系圖

貞宗〇中略

或時帝〔醍醐〇後〕令禁犬追物給、是戒殺故也、粤貞宗以奏狀申云、被下犬追物禁制之法、德覃禽獸、雖知政化之仁恕、携弓箭之人、歎武藝之廢絕、所以何者、步射之營、雖非無其德、騎射之勤、猶堪禦其敵、於犬追物者、射馭之簡要、驅逐之妙術也、爲私不申之、爲公申之、爲家不申之、爲道申之云々、遂被止制禁之法、以此申狀、

〇按ズルニ、貞宗ノ上書ハ、犬追物目安ニ據レバ、後光明天皇ノ康永元年〔南朝後村上天皇興國四年〕ニシテ、延元四年後醍醐天皇ノ崩御ノ年ヲ去ルコト四年ナリ、蓋シ犬追物ノ禁ハ、後醍醐天皇ノ時ニアリテ、後光明天皇ノ時、貞宗ノ上書ニ據リテ禁ヲ解キシナリ、而シテ建武年間記ノ二條河原落書ノ中ニ、弓モ引エヌ犬逐物ノ文アルニ據レバ、此禁ハ後醍醐天皇ノ御在位ノ末ニアリシカ詳ナラズ、又正史ニ此禁ヲ載セザレバ、犬追物目安ニ就キテ疑ヲ存セザル能ハズ、

〔騎射秘抄序〕蓋聞、武者尊主安國之基、撥亂禁暴之本也、是以和漢傳無絕、貴賤翫無止、而步射之營、雖

非無其德、騎射之勤、猶堪禦其敵、然茲馬上作物、雖有其數、當時所用者、流鏑馬、笠懸、犬追物也、流鏑馬、笠懸面々雖有其益、猶於犬追物者、射馭之簡要、馳逐之妙術也、然間鎌倉右大臣〇源實朝家御時權輿之、入道將軍〇藤原賴經御代、嘉禎年中、泰時號前武州并經時號中武州時被評定、有興行之沙汰、或就矢所之批判、被定法式、或以矢落之善惡、爲後日被記置以來、爲武藝練習之最要、毎逢政務諮詢之閑暇、擇家々之才能、有所々之騎射、匪啻催興宴、偏爲習武訓也焉、殊於當御代、最可有賞翫哉、仍將軍御受用之間、諸人同招引之由也、而於矢所是非者、人皆知之、至振舞善惡者、其品不同、古今見聞之言語、雖意樂區、當時覺悟之旨趣、不可有不記、是全非爲外見、只深所恥呼言、若於子孫之中、自有好士之器、則潛見之、委曲載左面已、

〇按ズルニ、本書卷末ニ、應永卄三年四月五日トアリテ、撰者ノ名ヲ記セズ、論旨大略小笠原貞宗ガ犬追物目安ニ似タリ、

〔高忠聞書〕犬追物手組之事

一犬追物始りは、かてい〇嘉禎年中より始りたる也、其以前は、一き物をいたる也、一き物とは、或はおんたしなどをいる事を云と仰候、

〇按ズルニ、犬追物ハ、吾妻鏡ニ、是ヨリ先貞應元年二月ノ條ニ見エタリ、此書嘉禎年中ニ始マルト爲スハ誤ナリ、

〔鵞峯文集記十五〕犬追物記

夫犬追物者、講武之一事、而騎射之修練也、濫觴於神功皇后之征新羅、瀰漫於上總介、三浦介、毆那須野之狐、雖爲杳邈、世之所傳如此、鎌倉柳營、平副元帥、屢爲之而試達藝、以勵勇能、所以治不忘亂、安不忘危者乎、自是以來、華洛禁衛之人、湘左幕下之士、無不志於此、其流遂延及于遠方邊鄙、亦有傳習之者、其法不尙詭遇、唯稱範馳、故國有王良、世見由基、善哉本朝射御者流、所由來久矣、文德帝之皇子源

能有、最長其法、以授外孫貞純親王、其子源經基傳之、即是淸和源氏之鼻祖也、其後嫡々相受、至奥州刺史義家、以軍務頻繁故、讓此法於弟義光、爲其家業、累世不墮其名也、及犬追物之行於世、彼家最幹其蠱、爲人師範、義光後胤信州太守貞宗、奉授取法於建武帝、帝嘗欲停犬追物、貞宗上書、歎武藝之廢弛、帝可其奏、以不停之、於是貞宗揚聲於一時焉、源仁山、〇足利尊氏領闔國兵馬之權、瑞山〇足利義詮天山〇足利義滿以下十餘世之際、常設場於洛下、無不觀犬追物、逮于平信長、豐臣秀吉勃起、或長于邊鄙、或出於奴隷、其烏合之衆、梟雄之卒、唯以首級斬獲之功、食國郡領鄕邑、使前代遺俗流風之家、沈淪潛蹤不行於世、當此時、犬追物之法廢、而知之者鮮矣、偶傳聞古法者、亦深秘不顯言焉、方今島津氏之所行、其法之可否、雖未可知之、然興廢繼絕之擧、可謂奇乎、或曰、田完去陳、韶樂在齊、徐福避秦、逸書存於本朝、且蒼姬之衰、如少師陽擊磬襄入于海、其樂器之餘響、傳於蠻夷、而後世又播於中華、所謂高昌舞、驃國樂、林邑樂、伊州凉州曲之類、不可枚擧也、島津氏雖在西鄙、然是歷世之士林也、加之其祖忠久、傳稱賴朝之孽子也、故鎌倉京都之際、常陪將府、屢列射場、其所傳不可蔑視焉、方今雖修文偃武、放牛歸馬、敎化被殊域、仁恩及禽獸、然兵備不可懈也、若使戲下俊秀之年少習此法、以再興于世者、不亦可乎、傍觀者、顰額曰、吁嘗聞之於古老、謂源義賢、〇六角領江州時、一日使其家僕行犬追物、其儀圍內甚廣、騎士十二人環之、又別使騎士八人、分立圍外四隅、而放犬於圍內、十二騎馳驅射之、若有脫出於圍外、則八騎相爭發箭、謂之外者、國訓登能毛能且其射場之大限、或方百二十步、或方六十步、不然則陝隘不能容之、其儀以今日之所爲、而推稽於古式、則所枝梧不爲少矣、此事不講者、漸八九十年、故皆以爲希觀、褒賞不已、使具眼者看之、爲燕石鼠璞、亦不可知耶、今弓冶者之家、有古記、有舊圖、以傳貞宗之法、使濟々多士慣之、則求於戲下可也、何尋西鄙之僻說哉、余聞之曰、褒則過矣、而貶者爲未及也、夫慶長庚子、關原大捷以來、四海歸一、萬水朝東、則六十餘州者、皆在戲下之彀中、縱使箕裘者失其傳、而西鄙得之、又西鄙有所誤、而箕裘者正之、自官家觀之、猶楚人之弓也、其執甲執乙、是非取舍者、在官裁而已、何論遠近內外哉、

馬場

有レ說二於此一曰、弓者兵器之最也、馬者軍旅之要也、詩曰、蕭々馬鳴、又云、徒御不レ驚、易不レ云乎、弧矢之威、以利二天下一周官、大司馬九伐之法、以正二邦國一是官家所レ用之弓馬也、豈唯區々小技之備而已哉、若夫二子之所レ論、譬猶三子虚烏有誇二說齊楚之事一不レ知二上林之盛大一而逢二無是公听然而笑一者歟、二子皆曰、善、遂爲二之記一

〔異本法量物〕犬追物の事

一犬の繩のふとさ三六寸也、小繩の內一枚也、繩の打たては二十一尋也、けづりきわの事、小繩の內より三杖半、十二騎の分に繩をひきての法量也、

一犬追物馬場の事、外の馬場と云は、芝の有所は如レ常、其儘芝に可レ拵也、され共廣き在所稀成間、昔も濱或は河原なり、兵庫氣井桂などにて張行有、先代の時は相州ニテ海邊たり、外繩の事不定、繩なければ舟引繩、又は人を垣とする間、犬放も百人、射手も上手をゑらむ、繩より出る犬を馬場ニテかけるを、馬ニテ追懸る程になければ、犬にぐる也、外はうじには繩を引、さいはいをさし、さいめに立たる故也、

一はうじ際、けづり際より四方へ三十三杖なり、

一繩の事、射手の人數を聞て繩を引べし、繩の長サ二十七尋也、繩の口を引違て、細繩ニテ三所結ぶべし、但二十七尋を三尋切て、小繩ニする也、殘二十四尋を引まはして、五尺違て三所むすぶべし、

〔家中竹馬記〕一馬場をあつると云は、笠懸の馬場の事也、犬の馬場をば、あつるとはいはず、犬の馬場をこしらふると云、外の馬場と云は、竹墻もなし、はうじをして、見物衆を墻とする儀也、又庭に犬の馬場をこしらへたるをば、壺の馬場と云、內馬場ともいふ、宿所の外に拵て、竹がきなどあるは、犬の馬場まで也、

〔射鏡三〕一犬追物の事、日記に不入秘事條々事、馬場の法式の事は、大方日記に有之、先小繩の廣さ弓杖一杖なり、其中よりけづりきは迄三杖に中也、又けづりきはより四方へ三十三杖也、(弓定はづし)其方士(ハウジ)に再拜をさす、又外繩を引たるをば、さいまきわとも言也、外繩さき引まはすべし、此繩にかゝりたる矢はくるしからず、內の繩の引樣、長さ二十一ひろ、ふとさ一尺八寸也、棧敷の左の繩さきを內へ入て引べし、內はうじに射のけよ、外方士には射かけよと言名目あり、

〔射鏡五〕一犬の馬場は、根本は濱の白砂にて、外の馬場と云は、船の繩を如此、略○圖 棧敷の左のつまより初て引て、右のつまにて引おさめ射たる也、同如此方士(ハウジ)をさしても射る、此方士を、さいま方士と申也、如此凡角にさすべし、同小繩より馬場の面のかたまで三十三杖、同小繩かくさいま方士へも四方へも四方ともに三十三杖、同野にては草をかり殘して、外方士に可用、同かうがいをしるしにさして、繩を引てもする也、同繩を引とは申べく、をくとはいはぬ也、

一さいま方士の串、土の上一尺二寸、切口五分、紙を一寸八分を二にわりて、三たけにして、中を二に折て五分はさみて、紙よりにて五分計下をゆふべし、同紙は引合を三枚重て、三たけに切也、串は丸くする也、串の頭を五分計、兩方をそぐ事秘事也、

一馬場外に繩を引也、しきに家のあるをば棧敷と云也、外馬場にはなし、繩に四ツのかど賞翫也、

一二三四と可心得、

一かり屋とも申也、馬場は一段之義也、同笠をさして、敷革にて日記を付も、かり屋也、かり屋形とも云也、同芝の上にてけづりぎは候べし、小繩より三杖半なり、同ざしきのきはに、馬場殿の面の分、前へは一杖に、けづりぎは候べし、是は矢代ふるべき爲也、同馬場殿の面二間、奥へは入ほうだい一まむきたるべし、

〔犬追物之覺書〕一馬場七十二間四方、(易の七十二を象るなり)又總廻竹を以て埒とし、わらび繩にてこれを結、

略の時は東西四十六間、南北四十一間とす、其時は萬事皆つゞめ申なり、

一此内に又内埒(小埒と云)あり、廣五十四間四方、高五尺四寸、犬のくゞらざる樣にして、くるみ繩にするなり、埒にはすべて一間に杭木一本づゝ立る、

一牓示圓形にするなり、さし渡し十八間に砂を敷て、是を射手の馬を立る所とするなり、

一犬繩さし渡し六間、圓形に是を引、但繩の長さ十八尋、繩のふとさ一尺八分廻り、此大繩の内を牓示とす、其四方に砂を敷に五色を用、

東(青砂)南(赤砂)西(白砂)北(黑砂)中(黃砂)染砂なり

此四方に四神を祭て、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武とする、口傳あり、

一小繩、是は大繩の内にあり、指渡二間、圓形に引廻するなり、繩の長さ六尋なり、六尋は突合也、他流には、九尋にして行違にするなり、大さは大繩に同じことなり、小繩の内は全く黃砂なり、總じて小繩の内は、砂を堆く入て繩一はいにするゆへ、小繩を埋むと云なり、又伏するとも云なり、大繩の内は砂繩半分ゆへ、置くと云なり、(中略)○

一飾の具

日記役所、二重ぐりの檜の臺、金銀の箔にて包み、靑黃赤白黑の染餅を重て、一重ごとに、作花(四季)(にはか)を四方へたれ、中央に立る、其下に小四方を以て粢を供す、餅の臺幅凡一尺五寸六角なり、高五尺又三尺なり、餅さしわたす所ロ八寸、厚さ二寸、二八十六の神道を表す、木瓶子二つ、桐にて造る木地なり、金銀の泥にて鶴龜を描く、花折して口をえたむ、醴を入るゝなり、北の方に南を向て飾る、料紙硯木地の机にのせて、虎の文鎭を置、木瓶子の前に飾る、

幣所　中央の左右、幣を基入角の竹筒にのせ、龜甲の臺に載る、東を靑幣、西を白幣とす、幣串寸、幣四下り、幣振帳役、北を後とし南に向ふ、幣振左帳役右両人列座す、蓋し艮の方に後方を背て

著く、是御前を敬するなり、

箭飾　南東西、此三方の埒の上に蟇目の矢を挾む、一方に十二桁あり、毎桁四緒にして、四所に掛る、四々十六筋なり、十二桁合て百九十二筋なり、三方の都合、五百七十六筋なり、

一備具之事

牓示廻り色砂調事

赤砂（光明丹三斗細砂二斗　石灰八斗中金箔二百枚）　白砂（石灰一石銀箔二百枚　細砂一石胡粉二斗）　青砂（青黛三斗石灰三斗緑青二斗細砂五斗）　黄砂（金箔五百枚細砂一斗　黄土二斗石灰一石）　黒砂（石灰を黒焼にして墨を入れ、金箔百枚入、）

〔射鏡四〕一犬つかさと云は、左右の矢とりの下に、犬をひつ立ておくを云也、此在所へ入犬をば射間鋪也、

〔犬追物圖說上〕馬場之事

一馬場の廣さ、はづして弓杖にて七十杖四方なり、是本式也、（是法量物に、小縄の内一杖也、けづり際之事、小縄の内より三杖半、はうじ、際は、けづり際より四方へ三十三杖なりと有るを以てのつもり也、（中略）貞丈云、四方三十三杖なれば合せて六十六杖なり、それに内はうじの差わたし四杖、合せて七十杖四方也、又射手御拾遺抄も右に同じ、[illegible]）

一法量物に云、弓にて馬場を打事は、はづし弓にて打べし、定る法なり、笠掛の記に云、はづし弓にて打とき、外竹下へなすべし、（弓馬古實に云、はづし弓にて、物の間をうつこと、うらはずを我左りへなして、外竹下へなし打べし、何方成共、定たる方より打べし、本はりづの方より土に付て後、うらはづの方を土に付て打べし、○中略）

外牓示之事

一外牓示と云は、竹垣の事也、眞鏡犬追物の記に云、竹垣は略儀也、去れ共高さ四尺五寸計也、但上のふちは六寸計にて、ぬきを入なり、下のふちは四寸計にて、ぬきを拔べし、竹の頭には笠木を置べし、又置ぬも不苦、當世はゆひ垣をもする也云々、按するに、竹垣は略儀也とあるを以て考れば、

本式は木を以作るべきか、然れ共的出張之記に云、犬の馬場に垣仕事、竹垣と申候、木にて仕候とも、竹垣と申たるが能候也云々、按ずるに、木にて作たるをも竹垣と云事、竹垣本式なるが故也、木は略儀也、

一眞犬追物之記に、柱毎の間は、五尺宛に立る也云々、按ずるに、是は大概の定成べし、馬場の廣狹に依て、少し宛有餘不足有べき也、七十杖四方の馬場の時、一方に面四寸の柱百壹本ヅヽ立れば、柱と柱の間、五尺七分五厘宛也、又五十間四方の馬場の時、一方に面四寸の柱六十一本ヅヽ立れば、柱と柱の間、四尺六寸宛也、此柱と柱の間の廣さを、直に戸口の廣さにも用る也、其餘の馬場も是に准て柱を建べし、柱は根を土へ堀入也、何も子竹の間は三寸計ヅヽ、犬の出ざる程にすべし、又按ずるに、戸口四尺五六寸より狹くては、射手具足して出入成間敷也、

一戸はみな舞戸成るべし、外へ開く樣にあるべし、兩扉に鐵のひぢがね坪金打、貫拔も外に有べし、

一結垣と云は、矢來の事也、眞犬追物之記に云、矢來結樣は、切口の渡り貳寸計なる丸木柱、(按ずるに貳寸は甚細し、三四寸計り成を用、)土へ深く堀入、土より出る高さ四尺八寸也、柱毎の間は、五尺宛に建る也、柱の頭の通りに、内の方より横竹を結ぶ、其外に横竹四通り、合せて横竹五通り結也、横竹は壹本ヅヽ也、馬場の外の方より直に竹を立る、竹の間は指四さし程あくる也、竹の長さ、土より出る所五尺三寸也、柱より上へ五寸出る也、此竹土へも深く入べし、馬場の外の方より又竹を少筋かへて建る、是も指四さし程間を置也、内の竹を横竹にあみ付、又外竹を横竹にあみ付る也、竹貳重にあたる也、横竹は内の方へ見ゆる也、柱は内外ともに見えぬ樣に藤にて結也、垣の竹は假横共に、女竹大さ四寸廻り程成を用る也、竹を砂にてみがき用る也、又云、開戸也、口の廣さ五尺、立たる柱を横に用る也、垣の如く成る戸也、外へ開く戸也、開き樣は、左右は勝手次第に開く也、戸は藤にて三所つる

也、開く方に一所、藤を付置て口をゑむる也、外の方に口をゑむる藤あり、次第下の土へ付ぬ程に戸をつるなり、

一馬場の戸口あけ所之事、的出張記に云、ざしき戸口、(座敷戸口とは、垣の棟廻りを云、)左に貳ツ、座敷の中に壹ツ、右に壹ツ有也云々、按するに、左の口貳ツの內、假屋形の前の垣にあきたる口は、貴人出入したまふ口也、此口は馬場中へ(馬場中とは、棧敷と繩との間を云なり、)便宜なる口也、犬追物馬場打寄之記に、御所樣、繩際へ打寄らる丶時は、御棧敷の前、御馬場中にて御馬に召れて、直に繩の角へ御寄被遊也と有るは、此口より入らせ玉ひて御馬に召す事也、又其次の口は、(馬場の圖に、物表の口と記、)上の手の出入する口なり、犬追物射手具足之記に、上の手の射手は、繩へ打寄る時は、棧敷の左のつまより打寄也とあるは、此口より入て、繩際へ打寄る事也、中の口は、(馬場の圖に、馬場の口と記、)中の手の出入する口也、射手具足之記に、中の手の射手は、棧敷の中程なる戸より打寄也と有るは、此中の口より入て、繩際へ寄る事也、右の口は、(馬場の圖に、物陰の口と記、)下の手の出入する口なり、射手具足の記に、下の手は、棧敷の右のつまより打寄べしと有るは、此右の口より入て、繩際へ打寄事也、又按するに、明鏡犬追物記に、犬塚と云は、棧敷の左右に犬を引立置を云也、法量物に、犬塚は、下座に有云々、馬場の上座は、物表の方也、下座は、物陰の方也、犬をば物陰の方に引立て、棧敷に向て左右に分れ居る也、然れば犬引兩人の內、壹人は弓手の口、壹人は馬手の口より出入すべく、斯の如くする事便宜也、(眞犬追物之記、戸口の明ケ所、古傳と相違せり、故に不用なり、)

一竹垣の角より戸口の柱迄の間は五間也、(眞犬追物記の圖に見へたり、)但し物陰の口は眞中にあぐる故、其定の外なり、

一竹垣の圖三品左の如し、木を以て作るも、笠木を置て作法竹垣の如し、子竹を木にするの逸計成べし、○圖略

内榜示之事

一内榜示と云は、馬場の眞中に繩を輪にして置事也、繩は藁繩也、(眞犬追物記に見へたり)繩の太さ三六寸也、(法量物に見へたり)三六寸とは、三六十八なる故、壹尺八寸廻りの事也、又は壹尺貳寸廻にもする也、(用害記に見へたり)長さは打たて貳拾壹尋也、(法量物に見へたり)兩端三尋程の間は細く作るべし、圖左の如し、(眞犬追物記に見へたり)

○圖略

扨兩方の端三尋づゝ打違へ合て、輪にして常の細繩にて上所結べし、(法量物に見へたり)然る時は廻り十八尋の輪になる也、徑弓杖四杖也、此輪にしたる繩を馬場の眞中に置也、地に溝を丸く堀て、繩のふとみ半分程埋るなり、(眞犬追物記に見へたり)繩の打違合せたる方は、物陰之方になして置也、繩の違めと云は此事也、(繩の違め物陰の方になす事、犬追物品位騎制の口頭の次第にて考へべし、)犬を射る時、十貳騎の射手、此繩の廻りに馬を横に立て射る也、壹騎の分、地七尺五寸宛に當る也、(七尺五寸は、弓杖一杖の長なり、)是を内榜示とも繩とも云也、扨此繩の内に、又小繩と云物を置也、(眞犬追物記、繩の寸尺古傳に合す、大ひに相違せり、故に不用なり、)按ずるに、壹騎の分、地七尺五寸は、馬を立るに甚狹き樣なれ共、繩の廻り透間無き樣に馬を立並て射る法也、明鏡犬追物記に、上手にて馬の尻にて、下手の馬を押へ立つめて射べし云々、又馬の尻に、我馬の頭を並べて立つべし云々、是等を以て能知るべし、

(一色兵部少輔犬追物聞書に云、内はうじと云に、繩の事也、又云、繩の長さ廿一尋、又廿二尋にもする也、次繩の太さ一尺一貳寸成べし、(中略)眞犬追物云、内の繩とは、外はうじに對して内と云たる也、外はうじとは、馬場の繞圍に竹垣をせず、舟の繩抔を引廻すことを云、是をさいまぎわと云、○中略)

小繩之事

一小繩と云は、右の繩の内に、又小く繩を輪にして置也、是も藁繩なり、大さも右の繩に同く、長さ六尋片寸也、(是法量物に、小繩の内一杖也と有るに付て、大に兩端打違へる分、一尋づゝかゝる積りなり、)是も兩端一尋程の間は細く作るべし、右の圖の如し、扨兩方の端、一尋宛打違合せて輪にして、常の細繩にて三所結べし、然る時は圍四

尋片寸の輪に成也、片寸とは一尋の半分なり徑弓杖壹杖也、弓杖壹杖は、七尺五寸也、打違たる所は是も物陰の方になして置べし、此小縄は半分地に埋る事も無く、其儘置なり、此小縄の内を犬塚と言也、犬追物の記に犬塚の事は見へたり、眞犬追物之記には、土を築上て、別に犬塚と云物を作る事也、古傳の書にあはず、故に不用之、右拾貳騎の時の積り也、

拾四騎の時、小縄を三尋にする事、法量物に見へたり、其事既に右の縄の所に記す、然れば小縄の大さ、返而拾貳騎の時より小し、心得がたき事也、射手は幾人成りとも、小縄はいつも徑弓杖壹杖成るべし、

一色兵部少輔犬追物聞書に云、小縄の内の廣さ、弓ほこ一成べし、内に土を置て縄を埋むべし、射鏡に云、小縄の廣さ、弓杖壹杖なり、

縄小縄の内砂を敷事

一縄の内に色砂を敷事、眞犬追物之記に見へたり、色砂とは、縄の内とけづり際に、砂の色替る故に、色砂と云、小縄の内に砂を敷事、何れの書にも見ず、書もらせる成べし、砂を敷事は、小縄より走り出る犬のさくりを見んが為にして、矢沙汰の用に立事なり、犬追物の諸書、矢沙汰の趣を以て考へ知るべし、然れど小縄の内にも、必砂を敷べきなり、小縄の内の砂は、小縄と同じ高さに厚く敷べしと傳へ承るによし、眞衛公の門弟の中侍りき、正保四年、武州王子村にて、薩摩守張行せられし時も、小縄の内にも砂を敷たる事、林春齋の記に見へたり、

鏟際之事

一鏟際と云は、内榜示の外廻りに色砂を敷事也、小縄の眞中より弓杖三杖半を鏟際の限りとするなり、法量物に見へたり縄の内と砂の色を替べし、眞犬追物之記に見へたり縄の内に黒砂を敷たらば、鏟際には黄砂を敷べし、鏟際圍十五杖七尺五寸也、徑五丈貳尺五寸也、眞犬追物の記に小縄より三四口程、砂を敷と云へり、古傳の書に相違故不用之、右射手拾貳騎の時の積り也、

射手拾四騎の時は、縄貳拾四尋也、法量物の趣、前に記す、その時は鏟際も、縄の圍に隨て大に成るなり、射手は三手を本式とする也、法量物に見へたり壹手は拾貳騎也、壹手宛、替々射る故、縄も鏟際も、

十貳騎の分にこしらへる也、拾貳騎より多きも少きも略儀也、

〔鏡外三〕一かり屋形の大小、定れる法有べからず、かり屋と云は、外の馬場などに、かりそめにしたるを云也、かり屋形とも云、

一つぼの馬場に作定たるをば棧敷と云、是も大小不定也、

一かり屋の事、南むきの馬場ならば、屋のむねを東西へ可作、四方何も此分にて可心得、

〔犬追物圖說上〕假屋形之事

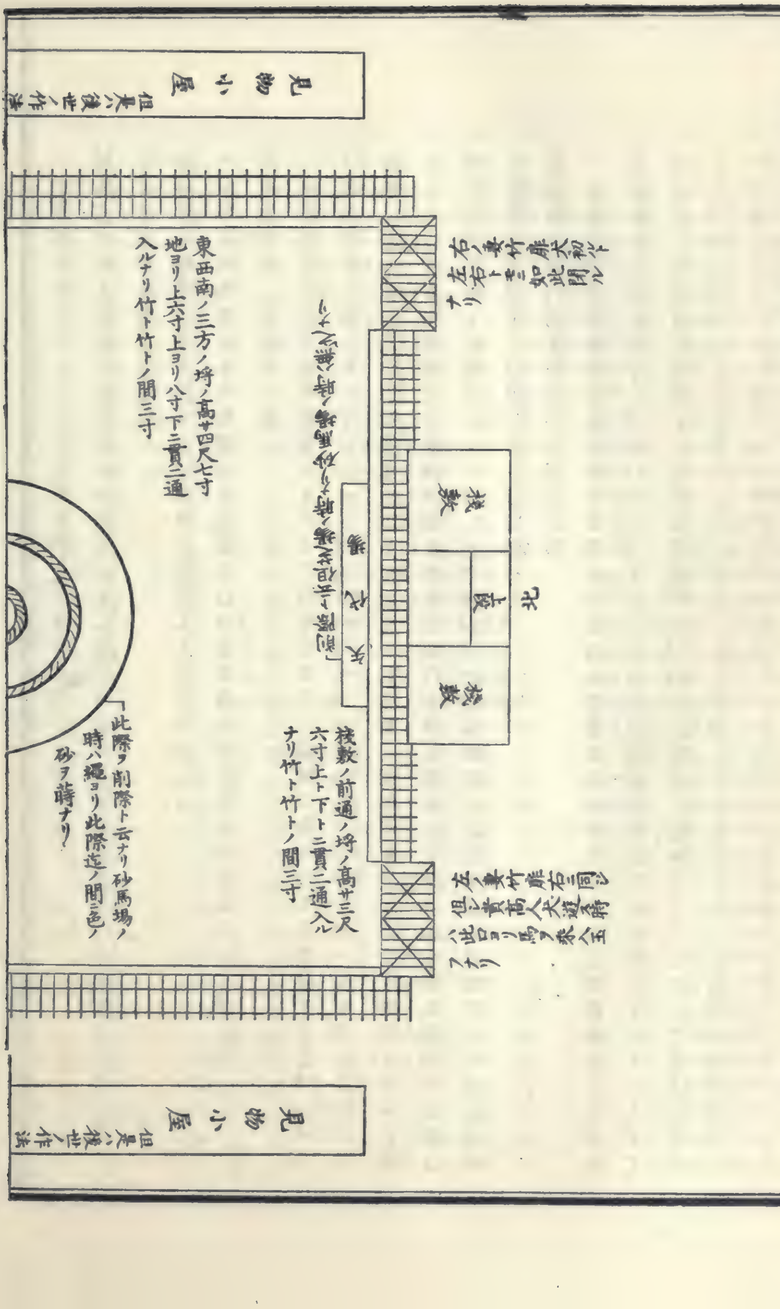
一假屋形と云は、見物所也、能作りたるを假屋形と云ひ、麁相に作りたるを棧敷と云也、眞犬追物記に見へたり馬場を南に請て北の方に立べし、檢見古實記に、御屋形の左りの方に西へ向て打樣すべしと有るを以て知るべし、此外別に造作に式法無し、緣も床も有常の座敷也、板敷を高くすべし、馬場の能みゆる樣に、垣より少高くすべし、五尺五六寸も可有也、床には見物し給ふ主人の御弓引目を置るべし、是はふと御犬被遊時の爲也、眞犬追物記に見へたり各も假屋形をうつべき也、明鏡犬追物記に見へたり假屋形の左右後抔には、家臣の棧敷、心次第に可作也、假屋形と竹垣の間は三間隔べし、眞犬追物記に見へたり

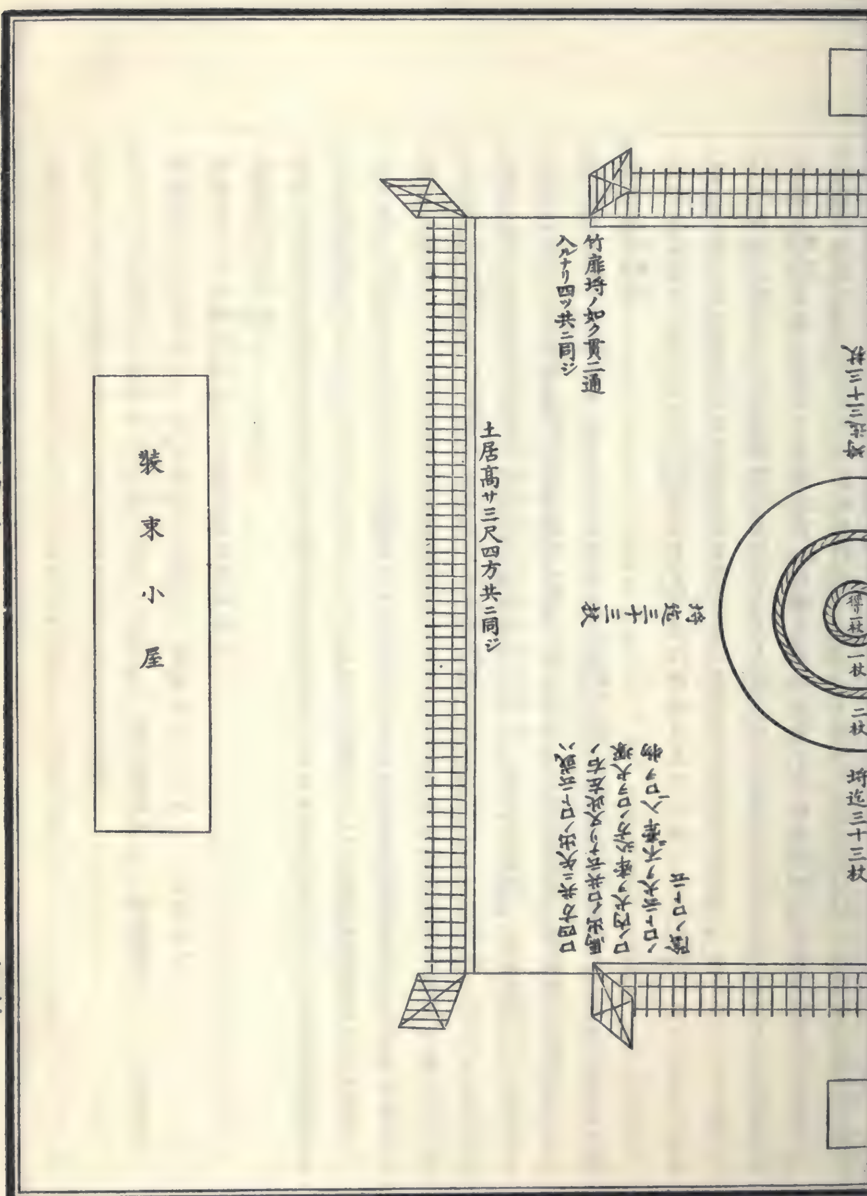
〔犬追物圖說下〕射手檢見呼次假屋之事

一假屋は、射手檢見喚次、裝束著する所なり、馬場の近邊、便宜の所に作るべし、作樣法式なし、假屋を打事は大名の事なり、眞鏡犬追物記に見へたり大名ならぬ人は、竹垣の外にて、からかさをはりてふせて、其陰にて裝束する事、古より定れる事也、射手具足記にみへたり又近所に宿をとりて、それにて著する事もあり、眞鏡犬追物記に見へたりされば假屋に法式の定りたる子細もなき間、圖するに不及、眞鏡犬追物記に、下小屋上小屋と云事有、下小屋にて、人數の揃を待合せ、扨上小屋に行て、裝束を著する事見へたり、是古傳の書と合す、故に不用之、裝束すべき假屋さへ、人に依て有無不定なるに、上小屋下小屋と二品にする事、あるまじき事也、又眞鏡犬追物記に、竹垣のまはりに、射手の馬立を作る事あり、是も古傳の書にあけず、無益の事也、又其馬上に引目を三ツ結付る事あり、是又古傳に合す、故に不用也、

〔貞丈雜記武藝十二〕一犬追物の馬場の古跡、今に山城國下加茂川合の社の東北にあり、東西四十二間、

〔犬追物馬場之圖〕馬場之圖　芝馬場之圖




竹靡埒ノ如ク貫ニ通入ルナリ四ツ共ニ同ジ
土居高サ三尺四方共ニ同ジ
装束小屋
埒迄三十三杖
標一杖
一杖
二杖

犬追物式

南北四十間あり、是京都將軍時代の犬追物の跡なりと申傳るなり、

〔白磨犬追物〕先期議定射手檢見喚次以下諸役人犬數度數等、
射手三拾六騎(分三手、手別十二騎、謂之上手中手下手、)　檢見貳騎(分內外)　喚次貳騎(分內外)　幣振壹人　日記付壹人
鬮振壹人　鉦打壹人、　射手奉行三人(手別壹人)　馬場奉行三人(手別壹人)　犬放壹人
河原者二百人(放犬及雜事役之)　犬數百五拾疋(疋別犬引壹人)
度數十五度(度別犬十疋)
當日洒掃馬場、置縄裝飾棧敷假御殿、鋪設硯文臺幣鉦仁重姬折瓶子等、射手以下催裝束、出御棧敷假御殿、卷簾、仰可始犬之由、打鉦、馬場奉行、下知河原者、令開竹垣之戶、射手奉行、催射手以下、射手(上手)以下參入、(入自物見口)各具中間二人、(隨馬左右)參入次第、射手六騎、次內檢見、次外檢見、次內喚次、次外喚次、次射手六騎、以上一行、射手所具之中間、居縄之左右竹垣之下、檢見中間、居射手中間之下後方、(分左右)喚次中間次之、(分左右)射手經物陰、列棧敷之弓手、(左上西面)內外檢見、列馬手口之前、(左上東北面)內外喚次同前、犬放籠入、候竹垣南面之兩隅、(犬引二人、各引犬從之、一疋弓手方向西北、一疋馬手方向東北、)打鉦、鬮振、(備鬮箭)入馬場、(入自弓手口)立棧敷日記付之前、射手各參列鬮振之前、(左上)鬮振授鬮、了退出、(出自弓手口)日記付、問射手姓名、射手依鬮之次第答之、日記付註之、(謂之手組)射手復本所、日記付、更寫手組、(謂之手組日記)打鉦、射手打寄縄際、左右各六騎、先後如鬮之次第、(馬頭向縄際)
內檢見、立馬弓手射手之上、(馬頭西向)外檢見、立其右、內喚次、立馬馬手射手之上、(馬頭東向)外喚次、立其左、馬場奉行、下知河原者、令開竹垣之戶、內檢見、見射手列定否、命犬放曰、御犬引立、(興)犬放引立於小縄之中、(弓手之犬)內檢見、經射手之後、向鞬際(物陰)見射手列否、入縄之中、下馬、脫左沓、爲誓言、了著沓上馬、执鞭、外檢見從之、(不爲誓言)內喚次、立馬日記付之前、(向縄)外喚次、就其左、射手立直馬、(弓手向縄際)注矢、內檢見問曰、御犬波、犬放答曰、御犬冨牙候不、(三度唱之)內檢見曰、早久放奈世、犬放放犬復本所、(令第三疋犬引入之)射手不射此犬、各矢

乎差弛寸、内検見曰、御犬乎、引込免、犬放引込犬（馬手之犬）射手注矢、内検見、令犬放放犬、次第如初、射手射
犬、（時走出縄際之時射之）内検見、見之曰、比加與不、次問矢所、（矢所有四、曰弓手、曰押交、曰馬手、曰馬手切、是也、）射犬之射手答之、内検見、
謂犬放曰、御犬乎、引込免、而進内喚次之前、内喚次見之亦進、内検見、告射手姓名、内喚次、還進日記付
之前、喚射手姓名、振幣註日記、（注矢數也、）内喚次、復本所、二疋以下九疋、次第同前、

外之犬次第（縄際無可賞矢、則令犬走出於縄際、謂之外之犬也、）

射手於縄際無可賞矢、則内検見、見犬走出於鏈際曰、射氏置不、外検見、先射手而馳、射手馳而從之射
犬、外検見、見射手射犬曰、比加與不、次問矢所、（矢所有四、曰弓手、曰筋違弓手、曰馬手筋違、曰馬手、是也、）射犬之射手答之、外検見、進
鏈際告内検見曰、外乃矢増不、内検見曰、入禮増不、外検見、進外喚次之前、外喚次見之亦進、外検見、告
射手姓名、外喚次、還進日記付之前、喚射手姓名、振幣註日記、（注矢數也、）外喚次、復本所、外検見、復鏈際、射手
還列縄際如前、中間進矢、内検見曰、御犬乎、引込免、以下次第同前、
至第十疋、犬放未放犬、幣振、振幣曰、縄之内十疋、（引音）
内喚次、打寄鏈際曰、縄之内十疋、内検見、令犬放放犬、以下其儀如初、射手射第十疋犬一度了、各退列
如初、内検見、退列如初、（狹鞭）外検見從之、内喚次同前、外喚次從之、射手下馬脱沓（著足中）出馬場（出自物表之口）馬
場奉行、下知河原者令洒掃馬場、打鉦、射手奉行、催射手（中手）射手入馬場（入自馬手之口、列鞭數之弓手、如上手、）打鉦圖振
入馬場（入自弓手之口、〇中略）以上如前儀、
至第二十疋、如第十疋式第二度了、射手出馬場（出自馬手之口）馬場奉行、下知河原者令洒掃馬場、打鉦射手
奉行、催射手（下手）射手入馬場（入自物陰之口）以下次第如前儀、
至第三十疋、如第二十疋之式第三度了、射手出馬場（出自物陰之口）馬場奉行、下知河原者令洒掃馬場、打鉦、
射手奉行、催射手（上手）射手入馬場（入自物表之口）射手不取闔、直打寄縄際、以下次第如前儀、上手射手出、中手
射手入、中手射手出、下手射手入、交番如此、至第百五十疋第十五度了、射手復本所、内検見、復本所（狹鞭）

外檢見同前、內喚次同前、外喚次同前、打ㇾ鉦、(不ㇾ休)射手下ㇾ馬脫ㇾ沓出二馬場一、(出ㇾ自二物之口一)內檢見下ㇾ馬脫ㇾ沓出二馬場一、(從ㇾ自二射手後一)外檢見同前、內喚次同前、外喚次同前、犬放以下、出二馬場一、鉦止入御下ㇾ簾、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

一白みがきの犬追物と云は、常の犬追物とは替る也、常の犬追物は、ちと不足なる矢をも、まぎらかし賞する事も有りて、射手も檢見もゆるがせ也、しらみがきと云は、一段と矢所をみがき、矢づかをも殘さず能く射、馬の折樣、內馬外馬迄、能正し射るを云也、(檢見記に見へたり)又射手裝束杯も、常の犬追物には、あるにまかせて、略儀なるをも、用ふれども、白琢には、必式正に出立べきなり、

〔犬追物之覺書〕作法次第

當日未明、預りの頭人、場所に至り、晴天を見極、今日不ㇾ可ㇾ有二御延引一と存入る時、膀示の色砂を敷すべし、每馬場掃除可ㇾ及二一見一、次奉行を招、諸役人の著到を聞屆、御成を待べし、遠見(今は絕たり)は、馬場より五町ばかり外にて、警固衆を掌り申事なれども、近世は其式斷絕せり、大名以下著座、御成、御家門等著座、執權以下近臣伺候、警固衆圍二前後一、召預りの頭人、御對顏有二御詞一、于ㇾ時頭人、進二樽肴折櫃等一、(可ㇾ依二于大小身一)仰、可ㇾ始二犬追物一旨、承ㇾ之而退、於二此所一有二總謁一、次ニ弓馬故實者一兩人、進二於御座之右一、是應二御尋一之役也、此時御前伺候之故實者一人罷立て、御棧敷之左に釣たる磬を三つ打、此三つの磬終て、日記役埒外を廻て東に行、艮の棧敷に參る有ㇾ拜、次に幣振二人、日記所へ出る、次に射方奉行二人、埒西南の戶外に徘徊す、具侍四五人、次に犬かけ八人、犬放五人、犬下知二人、犬牽八人相進む、次に三十六騎射手進出、此入樣之事、上手六騎、中手十二騎、(坤口より入)上手は南、中手は西に立、又上手六騎、下手十二騎、南より入、上手は南、下手は東に立、此時檢見、馬を進て乾に廻り、喚次は艮の方に扣ゆ、是に從て上手の十二騎分ち從ふ、是より前檢見喚次、埒へ入らざる時、一旦下馬して入、膀示の廻にて北に向ひ拜禮す、三十六騎も皆々下馬の拜あり、悉外へ出て乘馬して入る、一騎ごとに矢取一

人從ふ、

番組の立樣

一番二番と組（大繩の廻り北の邊にあり）　三番四番と組（大繩の廻り南の邊にあり）　五番六番と組（一番二番の南にあり）　七番八番と組（三番四番の北にあり）　九番十番と組（五番六番の南にあり）　十一番十二番と組（七番八番の北にあり）　一三五七九十一の六騎（馬の頭西に向）　二四六八十十二の六騎（馬の頭東に向）

而後馬を入違て立るなり、此時喚次の馬は、日記所の東にあり、檢見の馬は、牓示ぎはにある、次に檢見、誰か候哉、誰か候哉と二聲喚ぶ、籠の者ひざまづいて、籠何某候と申て馬の口を取、檢見下馬す、扨小繩ぎはに進みて北に向ひ、拍手を打て、心中には八幡宮を念じ奉る、時に南の十二騎、東西の二十四騎、悉下馬するなり、檢見馬にのり大繩の內へ入る、射手三十六騎も馬に乘ることなり、犬下知、右の作法の間に用意をなさしめ、犬牽に命じ埓外より犬を入、五人の犬放に渡さしむ、犬放等、是は埓內坤の方に置なり、檢見、馬一より鞭を拔て云、御犬や候やらん、犬放答て云、御犬こそ候へ、此時十二騎、馬の頭を立直し、大繩に添て矢つがひをなす、檢見云、御犬牽入よ、犬放答、うけたまはり候、犬一疋小繩の內へ牽入、犬放大音にて申す、いや御犬にげ申して候、檢見の云、早くこそ放てや、犬放鎌を腰より取て、犬のくびなはを切て放つ、射手あたらぬ樣に射て、此一疋は、皆々射はづして、にがすを故實とす、是をのがれ犬と號するなり、次に檢見重て云、御犬やある、犬放申云候物を、射方弓矢をかまふ、檢見云、牽入よく牽入よ、犬放、一疋小繩の內へ入、每度如此なり、犬放の云、御犬こそにぐれ、（三返云なり）檢見云、早く放てよ、索を切て放つ、十二騎思々に射る、其矢所名所故實あり、此時介添の矢取かけ廻り、矢を取て與ることなり、繩ぎはを射廻す故、三ヶ度までは牓示の內にて射る故實ゆへ、外へのがるゝ、犬は追ざるなり、第四度より後は、外犬と號して、たとへ牓示中にて射あてたらん、犬にても、必牓示外へかけ出して追めぐらし射るを、檢見射ておけと詞を

かくるに、四騎交りはやつて馳射にするなり、殘八騎は、大繩廻りに馬を立て進退させて、四騎に射さしむるなり、又中手下手とても、我馬先へ來る犬は追出すことなり、檢見馬上にて下知し、犬かけ等、竹杖にてかりまはす、最初に射おふせたる者、馬をすゝめ膀示ぎはによる、檢見射手の姓名名乘を高聲に云ふ、喚次是に向ふて承り、記者の前にて下馬し三返告る、童子應々と云て、幣をふる、一人なり執筆、日記にとゞむ、喚次、重ては馬上御免候へと云て退く、依之二ヶ度よりは片鐙ふみはづすばかりなり、たとへ矢所よしと射手は存ずれども、檢見の心に應ぜぬは、射手置きて用ひぬことなり、身無腹犬の腹骨のはしなり頭足頬尻などは、快しとせぬ所なり、檢見射手論義あれば故實あり、御棧敷より下りて聞くなり、つかれたる犬は、犬捨よと云て、犬がり等に渠口より出さしめ、別の犬を入て射さしむる也、○中略右の次第は古法にあらず、鎌倉殿の犬追物は甚是と違たれども、當時のありさまを書のするものなり、

〔射御拾遺抄〕犬の事、日記に大略任之といへども、少々の口傳を注す、まづ式の御手組と云は、百五十疋也、射手のかず十二騎ヅヽ也、檢見は定べし、喚次は射手の中、若輩を一騎ヅヽ出也、但喚次も定事もあるべし、わたくしにても三手の犬追物は如此、いづれも射樣は、十疋ヅヽ射る也、總じて射手は三十六騎也、

〔鏡外一〕一御手組之時、自然弓馬、心にあはぬとて乘替、弓も張替を取替などする事、ゆめ〱不可有、弦もきれ、弓も折たる事は、不及是非、初打寄時、乘たる馬、持たる弓たるべし、又手綱をつかひ馬などをあつかふ事、一向に有べからず、外へかゝる事をも、若輩可有斟酌者也、射手の內見も古射手、又は管領御一門之手組之內の平人の射手、いかにもおんびんに謹而大事と繩に可扣事可然者也、

〔射鏡四〕一三疋勝負と云事、つゞけて三疋射つれば勝也、二疋つゞけて射たりといふとも、他人の

矢、其間あたれば勝にあらず、されば三疋つゞけて可ㇾ射事、大事の物也、去らみがきの大意也、矢束ものこり、犬の足もなくば、馬をもおそく出しぬれば、矢よしといへども、矢數にならず、きはめたる大事也、

一おつとりくむといふ事、勝負の犬の時、よき矢を射つれば、下手上手の射手あひ手ならねば、馬の足を出さじが爲に、或は手綱をとり、或は主をもとらへ引とむる也、引もぎりて馬の足を出せば其矢入也、たとひ主落馬去たりといふとも、馬の足出ば、矢は可ㇾ入なり、秘事なるによて知者なし、

一三手の犬追物と云は、射手は三十六騎を三に分、犬の數は百五十疋、檢見も喚次も定べし、射手の中に若輩一騎出して、喚次をさする事も有、內檢見二騎あれば、內外の檢見也、此時は喚次、外の檢見する也、日記は、二騎の時は名字をならべて可ㇾ書なり、喚次といふ字計を可ㇾ書、射樣は初の手より常の如く一度に可ㇾ出、二番めも下手出、中手は三番めに替べし、かはり樣、中にはさじのきはより出て、馬場中をかはるべし、下手常の如く、右のついぢのきはをかはるべし、檢見喚次は、射手替時、たる口よびて、ぶちを腰にさし、繩のちがへめにて待べし、射手そろへば、初の如く可ㇾ仕、射手の替樣も、馬場中にてちがひ候やうにかはるべし、

一二手の時打よせべき事、初は棧鋪の左より如ㇾ常外にて射手をそろへ、一度に打出べし、下手は右の方より十疋よぶを聞て可二打出一、是を一度に然は馬場內にてちがひ候樣にすべし、二十疋よぶ時、初て又以前のごとく可ㇾ出、檢見喚次は、三手の犬と同前、

〔成氏年中行事〕同月(○三)三日、公方樣由井ノ濱ヘ御出、御馬幷召替御馬被ㇾ牽ㇾ之、御調度ハ、依二御矢取御覺悟一持二御單物一、御紋櫻、依ㇾ爲二御馬役人一被ㇾ帶二御劍一、御沓役モ、弓蟇目ヲバ力者ニモタセベシ、役人ハ鞢靹ヲモ厩者ニ持セベシ、其外ノ供奉ハ、蟇目一弓ニ取添、一ヲバ腰ニサシ、二ヲバ力者ニ持スベシ、

犬追物例

其外蟇目廿ニテモ、又イクツモ爲用意、若黨ニヒツシキナドモタセテ、御犬之不始間ハ磯ニ可置、鹽滿時分マデ御酒數獻、大草調進進上、其後御犬被遊、及數十匹ニ間、還御ハ每度夕天ニ及ナリ、濱ノ御犬ハ、毛胡古〇蒙古退治ノ御祈禱タル間、每年御出尤也、

一御犬追物被遊馬場殿之事、外樣へ被仰出、方四町ニ御築地ヲツキ、面之方ニ御門ヲ立、クロ木ノ御所ヲ被造南向也、大繩小繩ヲバ、南之御築地之方へヨセテカヽル也、馬場殿ヲ誘事ハ、本間海老名面々被仰付、罷出誘之也、御犬可被遊一兩日前ニ、奉公中ニ被仰付、兩人相談、鎌倉中、又至テ遠所遣人犬ヲ召寄可有御犬、當日犬繫ヲ喚、鳥目一結充、兩人シテ二結致下行、犬共ヲヒカセテ、若黨五人モ三人モ犬ニ相添、我ヨリサキニ馬場殿へ參、馬場殿ノ西之方ニ犬ドモヲ繫セテ、主人ノ出仕ヲ可相待、御相手十二騎、御手組トテ兩人充、名字官途ヲ被書分、公方樣ノ御相手ニハ、御一家中、其外ハ次第不同也、御犬可始時節、御相手之人數、先殿中へ參、何モ射手裝束ニテ、我前ヨリ馬ノ上ニテ弓引目ヲ持、馬ヨリオリ、弓蟇目持ナガラ殿中へモ可參也、公方樣馬場殿へ出御ノ時ハ、歩行ニテ可致御供、仍公方樣御門之內へ入御之後、聽テ馬ニ乘、可罷所ヲ見計テ繩キワへ可打寄、相構テ公方樣御上手ニ不可罷、但堅上意アラン時可罷中也、犬追物之射樣、法禮以下條々、弓日記ニ記之間、重テ不及注、御犬過テマカリ歸時モ、殿中マデ致御供、其以後可致歸宅也、

〔吾妻鏡二十六〕承久四年〇貞應元年二月六日、於南庭有犬追物、若君〇藤原頼經御入輿、此事讚岐羽林〇藤原實雅殊態被申行、奧州〇北條義時足利前武州〇義氏已下、群參見物、犬二十疋、射手四騎也、相構可決勝負之由、別被仰出之間、各爭箭員之處、面々五疋射之、始十疋內每一疋、今度犬者、某可射之由、次第付主被仰出、其人箭必中之、後十疋之時者、射手次第、此犬者令領之由自稱、依仰也、又無相違、等巡射手中之、旁爲希代珍事之由、人々美談、駿河前司義村加檢見、島津三郎兵衞尉忠義申次之、

射手　小山新左衞門尉朝長　氏家太郎　駿河二郎泰村　横溝六郎

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年(○元仁元年)二月十一日、於御壺有犬追物、前奥州(○北條義時)相公羽林(○藤原實雅)等被參、犬十二疋、射手六騎也、

〔吾妻鏡 二十七〕安貞二年三月九日、將軍家(○藤原頼經)始有御濱出(由比濱)、供奉人々、路次之儀、頗省略之、有犬追物(卅疋)、三浦駿河前司爲檢見、

〔吾妻鏡 四十一〕建長三年八月廿一日己酉、將軍家(○藤原頼嗣)於由比浦御出、(○中略)犬追物有之、諸遠繩内候敷皮、召頓射手、各參繩際之時、壹岐前司有泰綱確執之氣之由稱之、急以故障之間、彼合手城九郎泰盛同下馬畢、宴遊障碍也、泰綱代而可差伺候之人進之旨、被申相州(○北條時頼)、相州殊固辭、縱射手雖有之、數輩差御家人置、難進差焉、況又於無其人而耶、各不可然之由云云、然依再三仰、令進横溝五郎給、被用意横溝之具足之間、相州御弓箭行騰賜焉、(御鐙唐櫃、御弓征矢引目等被持之、皆横溝預也、)馬者内島右近入道、點騎馬給(檜毛、未立駒繩際等、只用于小路往反騎馬許也、)寵之、仍今始拭汗敢騎之、隨檢見數反催促、雖參加、猶有斟酌、無左右不發箭云々、放犬四疋、及之時始射之、始中終無其失、今日逸興此事也、(○中略)

犬追者射手

一番　北條六郎　遠江太郎　城九郎　横溝五郎　遠江新左衛門尉　小笠原余一

二番　遠江六郎左衛門尉　武田五郎三郎　薩摩七郎左衛門尉　大和次郎左衛門尉　城二郎　上野十郎

檢見　秋田城介　波多野出雲前司

〔吾妻鏡 二十七〕寛喜二年二月十九日、將軍家(○藤原頼經)令出由比濱給、是駿河守(重時)爲京都守護、近日依可令上洛、御餞之故也、相州武州等被參、有六十疋犬追物、内檢見駿河前司(白直垂、夏毛行騰、黑馬、)外檢見下河邊左衛門尉(曳柿直垂、夏毛行騰、葦毛馬、)射手十二人、

〔建武年間記〕口遊、去年八月、二條河原落書云々、(○元年歟○中略)

弓モ引エス、犬逐物、落馬矢數ニマサリタリ、

〔花營三代記〕永和四年三月廿七日、犬追物馬場始、著座人々、

御座　武藏守管領　細川右京大夫　山名修理權大夫　同前陸奥守　同彈正少弼　同民部少輔　彈正少弼入道　伊勢入道

射手手組　御所〇足利義滿　右京大夫　彈正少弼　民部少輔　細川彌九郎　上野左馬助　大館掃部助　彥部次郎左衞門尉　齋藤三郎左衞門尉　眞下勘解由左衞門尉

檢見　小笠原備前前司

喚継　海老名備中四郎左衞門尉

雜掌　管領

御引出物　御馬置鞍　引手仁木掃部助　請取佐脇左京亮

御劍役人左京大夫　御裝束彈正少弼入道　伊勢入道

〔日向記〕一至德元年十月、始佐敷表ヘ越山有テ、〇伊東祐安其時相良方企ヲ以テ、近國ノ諸侍參會シテ、犬追物興行ナリ、

犬追物手組之日記至德元年十月七日

伊東大和守二疋　高木長門守二疋　和田豐前守二疋　長島伊豆守二疋　澁谷刑部少輔五疋　牛島釆女正四疋　佐敷越前守八疋　澁谷近江守二疋　伊東伊豆守　設樂三河守二疋　相良六郎左衞門尉二疋　壹岐又二郎二疋　相良宮内少輔十七疋　島津修理亮

檢見上津浦上總守

〔日向記〕一應永二十四年丁未四月、細島ニ御越有、〇伊東祐安犬追物興行、其時犬數百疋ナリ、

犬追物手組之日記應永三十四年卯月廿九日

伊東六郎殿十七疋　平部兵部少輔三疋　小松太郎殿三疋　井上孫七　佐土原殿十二疋
野村越後守一疋　木脇殿九疋　野村五郎　山城兵部少輔三疋　荒武彦七一疋　石塚
六郎太郎殿四疋　石崎八郎太郎　検見堤内宮内少輔

〔出法師落書〕此たび丹波國にて千疋の犬追物に、落書のなかりしこそ無念におぼゆれ、先年鹿苑相公〇足利義満有間の温泉に御下向の時、國の守護は、彼供奉叶ざるによつて、攝津國尼ヶ崎の濱にて、犬追物射られけるに、或は勝負、又は其外面白き張行の犬追物にて有しとかや、その時の射手の品々を、古今の序に載ける歌人にたとへけるに、守護妙觀院と、小笠原前備前守于時大郎とをば、躬恒貫之にたとへ申、小笠原備後守をば、僧正遍昭にたとへ侍ける心、皆以甘心ありと、古射手達の申されける落書とかや、

〔出法師落書〕こゝに當國いはらの岩やと申山寺に、まことのゐ中聖道あり〇中略此たびの犬見物に、はしりありきけれども、つぼ馬場なるうへ、ふかく人目をはゞかりて、さしまはして、内外なきどち稽古しけれぱ、内へ入べきに及ばず、たゞずみありきけるに、堀のとに湯屋ありけるより垣間見ければ、外も縄ものこらずみえたり、うれしくおぼえて、終日見物しけるが、おもふ事とても、名におふ出法師、驗方の法量ならばこそ、法ゆがまば、他山のそしりもあらめ所詮たゞ此射手どもを、おもふほど批判して、善悪の用捨につきて、よろづの草木の花にたとへて、落書一立べし、あはれあぶなきわれ物かな、

先としのほど、四十七八とみえたる、はたそと、風呂たく翁にとへば、あれは上原左京亮と答、鹿毛なる馬のけぎりがちなるが、さすがに縄かず射たるとはみえたれども、おもはしからぬ馬なり、それまでわるき所にて、矢はなさず、稽古かさなり、たしなめるとみえたるところに、八十疋よばはりてのち、白犬の出から定りたるにうつてよせて、馬手の物をいられけるは、よこざまなるほ

ざかとも見えければ、すこしこは〳〵しくありながら、矢づかをよくひきあはせ射られけるこそ、近ごろめづらしくやさしくおぼえけれ、これをまづ花にたとへば、かた山里の氷雪の底に、かきねちかき梅の枝さし、こは〳〵しき中より、ひとつふたつひらけたる梅花とや申べき、さりながら一點梅花蘂、三千刹界香と云詩まではあらじ、只物さびしき山ふところに、獨春をわすれぬ句、あはれなるばかりのたとへなり、○中略まことや當國の行事のまごに、又四郎とやらんは、染羽ませたる、いろ糸はぎのからに、雪の下とかやのこて、夏毛のむかばきの星おほきなるに出立仕合、これはいかさま拔群の人の御指南をまもりたるかとみえたる裝束のやう、どしの程に相應なり、黑河原毛なる馬の入ふしたるにて、人にところをかれて射たれば、いまの見物にては、なむあるべからず、京都にて若上手、大名の御人數にくはゝり、其身若輩にて射られん時も、此射手心すえ、とをらむをみて、後にともかくも批判して、花とも紅葉ともたとふべし、又四郎左衛門尉が事は、當國に、この三十年にをよび、中絕の馬の上の作物を、はつかに今五六ヶ年興行あれば、犬はなしをはじめとして、うゐ〳〵しげに、とはうなげなるに心をくだき、檢見も時々は談合あるかと見えてむつかしげなり、又射手も矢落の善惡、矢所のやう、さくへてとひかくる事もあれば、當日は檢見にまかせ申さるべく候やと、ふかくしきだいしながら、さすがに鍛練のかざおほし、かやうなれば、我射樣をたしなまざれば、是非の批判に及ばず、たゞみ山ぢに、名もしらぬ木草の花にたとへなば、かへりきゝてうらみ有べし、數奇の心ざしの色かはらず、貞節なるにことよせて、花もなき竹の林にたとふべし、里びたる犬のこゑもおくに聞えて、ぬしもいさみあるべし、さりながら道さへたらぬ、くれ竹のふしみのさとの雪の下をれとある、よくをれかへり、うつくしくたをみたる竹には夢かよふべからず歟、

已上十二騎射手落書如此

永享貳年十月廿九日出法師書之

〔蜷川親元記〕寛正六年四月廿八日乙丑、管領〇畠山政長殿御犬追物始、於細川殿馬場二百疋在之、初射手小手也、

八月廿二日丁酉、御成、御供細河殿馬場棧敷犬追物二百疋、今出河殿上様御比丘尼御所へ、觀世大夫、同座者役人共祗候見物、貴殿、〇伊勢貞親備州、〇伊勢貞藤武庫、〇伊勢貞宗御成已前御出御宿有、馬場より一町南東酒屋也、即御射手具足在之間、御成即はじまる、此御三人棧敷より南竹墻戸より打御寄、〇中略日記付伊勢七郎右衛門殿、再拜伊勢六郎殿、

犬追物手組事

管領　七疋
四 治部大夫〇斯波義廉　九疋

三 畠山左衛門佐　六疋
六 土岐美濃守　四疋

五 一色兵部少輔〇義直　七疋
八 伊勢守〇貞親　八疋

七 山名彈正少弼〇政豐　十二疋
十 伊勢備中守〇貞藤　十六疋

九 細川淡路守〇成春　五疋
十二 伊勢兵庫助〇貞宗　八疋

十一 細川右京大夫〇勝元　十一疋
二 細川讃岐守　九疋

檢見
喚次

小笠原備前守〇持清
小笠原民部少輔〇政清

寛正六八月廿二日

一色殿可為射手之由雖被定、依御虫氣不被參、但日記次第依御違亂、無御參之由風聞、此百疋終而、

射手達棧敷御湯後まゐる、御腰ざしとりて、御むかばきながら、

(後)犬追物手組事

管領	四疋	細川讚岐守	六疋
山名彈正少弼	十三疋	伊勢守	六疋
細川下野入道〇常忻	四疋	伊勢備中守	十一疋
土岐美濃守	九疋	伊勢兵庫助	十一疋
小笠原民部少輔	十三疋	小笠原美濃入道〇宗元	三疋
山名右衛門督入道〇宗全	八疋	畠山左衛門佐	十三疋
檢見		喚次	
右京大夫		小笠原備前守〇又見二齋藤親基日記一	

〔蜷川親元記〕文明十年正月二十五日、一御方御所、〇足利義尚當年御犬追物始御日記、一就二御犬一此御所御所より、御折强飯御進上、　四月十七日己酉、赤松殿へ貴殿御出、犬追物、此方より射手具足にて、直に縄ぎはへ被二打寄一、貴殿御檢見、此方より射手七郎殿、左京亮殿、次郎殿、百疋過て、御かみえもにて御座敷へ御出、此時貴殿、御大刀千疋折かみ御禮、七郎殿より御大刀持御馬一疋、黑精毛折紙み調之、　六月四日甲午、御方御所犬追物、朝大百疋、晩大百五十疋、朝御所さまあそばされ、檢見小笠原備前守、喚次伊勢次郎、

〔蔭涼軒日錄〕長享三年八月十日、今日右京兆三手之犬追物興行、依二雨可一延引否、〇中略有二人云一、依二雨京兆三手之犬延引、十三日一定云々、　十二日、塗師花田源左衛門尉來雜話、移二刻一、備以二齋話一及二京兆之件々一、來十三日三手之犬大義也、二百疋過有二一獻一、一獻了又百疋、三十六騎有二之一、　十四日、泰甫伯始來而之、泰甫於二小補一話、昨日京兆、犬之會、三手之犬百五十疋了有二宴一、主位京兆、伊勢守、賓位小笠原備

前入道、細川右典厩道勝入道殿、初番京兆、酌小笠原宗信入道始盃、蓋弓馬家賞之也、其盃京兆擧之、宗信酌、其盃伊勢守擧之、其盃道勝入道殿擧之云々、三十六騎、其外四五騎有之、京兆所騎之馬、伊勢備中馬、論優劣、以備中守馬爲第一云々、內檢見小笠原宗信、外檢見伊勢守貞宗、外檢見、一之大事也、寮元動之者也云々、上下悉著烏帽、京兆一人不著之、奇怪第一也云々、宴了又可有百五十疋也、〇中略三手犬、必三度有之者也、於宇治桂兩所、可有兩會云々、花田源左衛門尉、持三手犬人數書立來、凡三十六騎也、書立云、三手御犬、長享三年八月十三日內檢見小笠原殿、外檢見伊勢守殿、一番右京大夫殿、上野治部少輔殿、〇中略二番右馬頭殿、〇中略三番民部少輔殿、〇中略以上三十六人、加檢見卅八員、

〔蔭凉軒日錄〕明應二年正月廿日、久上司、相府、犬追物見物、犬衆大館奥州、山名治部少輔殿、一色吉原殿、伊勢備中守、同左京亮、同右京亮、同下總守、同小笠原刑部少輔、同備前入道宗信、檢見幷十員、

〔足利季世記三〕公方義植ト高國不和之事

其比高國〇細川、中略、武藝ヲ心ロガケ、射禮ノ法ヲ中興シ、子息六郎種國ニ命ジテ上ノ馬場ニテ犬追物ヲトリ行ヒ、小笠原備前守、波々伯部源次郎、伴出羽守等役之ケリ、

〔尙通公記〕永正十七年十一月十六日庚午、有犬追物、京兆張行云々、二手犬云々、珍敷作法云々、然間從昨夕民部大輔色々申送、棧敷可相構之由、度々申間、亞相令見物、慈昭寺令同道、一盞興行、

〔伊勢貞助雜記〕右京大夫高國朝臣へは、大永二年三月五日に、公方樣〇足利義晴より、ならの御ひたゝれとむらさきのそめわけの御ゑりがいを拜領候て、則其日犬追物外檢見ありし事、希代の面目の由、尤有其沙汰事也、內檢見は小笠原民部少輔、於高國馬場百疋有之、

〔北條五代記五〕關東昔侍形義異樣なる事

扨又御犬の馬場と號し、長さ五十間、よこ三十間程、犬追物の馬場あり、射手はゑぼし直垂を著し、馬に乘、犬は二十疋三十疋をはなす、射手は沓をはれと矢數をあらそふ、小笠原はりまの守、是を

執行す、

〔朝倉始末記 三〕義景於越前粟郷大窪ノ濱見犬追物事

朝倉左衛門督義景ハ、永祿四年四月六日、粟ノ郷大窪ノ濱ニシテ、犬追物ヲゾ見給ヒケル、御供人數一萬餘人、見物ノ貴賤、不知其數、馬場ノ廣サハ方八町ニゾ被構ケル、○中略義景ハ、卽假屋ヘ入セ給ヒテ裝束ヲ成レツヽ、屋形ノ外ニハ、家ノ紋三木瓜ノ幕ヲ打廻シ、內ニハ磨付ノ屛風一雙被立タリ、馬場ハ方八町ニ構テ、メグリヲバ鑓長刀持タル中間小者ニテ人墻ニセラレケレバ、秋ノ野ニ尾花ノ靡ク風情ニテ、目ヲ驚サヌハ無リケリ、抑々今日ノ檢見ハ屋形、喚次ハ神助六ニテ、日記ヲバ栂ノ三郎右衛門吉仍、假屋ノ內ニテゾ付タリケル、凡此濱ノ犬追物ハ、舊年源ノ賴朝公、鎌倉由井ノ濱ニテ被遊タルト聞シモ、是ニハ不過トゾ見ニケル、サレバ見物ノ龍神モ、隨喜ノ耳ヲ聳カト覺ツヽ、海上俄ニ風替テ、激浪滔々トシテ汀ヲ洗ヒ、驟雨霏々トシテ袖ヲ濡ケル間、此日ハ犬百疋ニテ、先ヅ御馬ヲ入ラレケルガ、明ル七日ニモ、雨尙晴ザリケレバ、八日ニ犬ヲゾ射サセラレケル、

〔日向記 四〕天正四年丙子四月、祐兵主、飫肥ヨリ佐土原ニ御越山、於都於郡(トノゴホリ)犬追物手組之日記、天正四年四月廿五日

〔鷺峯文集 記十五〕犬追物記

正保萬年之三年四月七日、薩州太守島津氏、招衆閣老於芝別墅、觀犬追物、其儀設閣老席於南面、而庭上艾竹構埒以爲防、其高可五六尺、東西五十步、南北四十步、其內爲射場、張繩於其外、如綿蕞、其中央築土爲圓圍、圍廣可四五步、其圍內築小垺、北埒上挾矢四十四束、每束乘矢坤隅巽隅設二戶、以象韓門、艮隅立假廄、二人居焉、一人射視紙、一人持麾、持竹杖者八人、分居四隅、凡防內宿祝濉、今晨閣老來時、太守出迎而延之於堂、有饗禮、海錯陸毛、盛膳羹定、賓主獻酬、散樂謠曲、卒而衆賓入茶寮、遊後園登高臨池、

以賞佳境之景也、然後升堂就席、於是騎馬者十二人、出自西埒後、斜到南埒外、相並北向、而東西相分、六騎自坤隅戸、六騎自巽隅戸、皆入場內、相並於南以面北、皆著皂幘、服單袍、帶短刀、彄沓其指、搢二矢於腰間、左手執弓、右手持兩箭、以鏑爲鏃、（以木作之、平而不鈍、雖中犬不傷、）袒其右袖、足纏行縢、以絹帛蒙馬背、以彩總垂之、以及馬腹、（隊頭者、用紅大總以別之、）其餘裝具、皆盡美、又檢者一人、（俗謂之檢見、持朴、依親疑者燕尾幘、）喚者一人、（俗謂之喚次、）共不帶弓箭、乘馬入自巽隅、相共向南、凡十四人、皆有儲者一人各相副焉、既而十二騎及檢者、進馬軌塵候蹄、環其圍外、喚者扣馬於假廄左、檢者獨馳入圍內、立小垤傍、顧望呼曰、犬在乎、坤隅持杖者對曰在焉、及開戸牽一犬、到垤示檢者、以鎌斬其索以放之、檢者曰、犬跳焉、騎者四人、拔其群、馳驅追射之、其圍內埒間、自西自東、自南自北、無不奔走、吠々狺々、或蹐伏四隅、或攀抱埒竹、或匿馬腹下、欲以免其彀、則以竹杖毆之逐之、其磬控縱送、進退周旋、可以觀焉、檢者走馬巡視、揚朴指揮之、及矢中犬、而四人駐馬憩焉、檢者進到假廄邊、時喚者馳迎之、檢者告之以其射犬者姓名幷其矢中處、喚者到假廄下馬、高呼曰、誰某矢、中某犬某處、（或隅、或背、或膘、或胴、或脽或髀、有差而辨其左右、）乃筆記之、（錄記十二騎名、至是加一點於其名側、以爲其證、每回皆然、）且揚麾示之、（第二回以後、喚者不下馬、徑到告之、）此間八騎者、雖在圍邊、屢左右其馬、以避四騎之來路、至是四騎到圍邊、檢者入圍內如初、復牽一犬來放之、他四騎射之、其第三回之犬者、又他四騎射之、其儀壹是如初、第四回以下、凡每一犬出場、十二騎內四騎相替、其序亦如初、及十五回而罷、謂之一番也、犬十五頭、中矢者十一頭、其四者幸免焉、蓋馳逐數回而遂不及彀、則檢者監察、以不射之、所謂過防弗逐、不從奔者乎、儀畢十二騎、及檢者喚者、共倚南埒而北面、皆下馬相揖、鋪皮蹲踞、又乃起、六騎向坤隅、六騎及檢者喚者、向巽隅、徒步出去、儲者引馬從行焉、於是再依閣老欲觀、而別出十二騎及檢者喚者以射之、又至十五回、以終二番之儀、（此內一回、偶有一騎落馬、卽揖衆耦、以謝其失禮、而又乘馬、）其法皆如初、此度亦出十五犬、中矢者十犬、其餘五犬者不中焉、時日既近午也、閣老又入堂、令太守召隊頭四人、勸酒勞之、皆躍釋弓矢、不改射服、升座取觶飲之、（四人皆藩守親族也、）少焉閣老等謝而歸焉、

〔羅山詩集三十一時事〕犬追物正保三年

島津氏請閣老、欲令觀犬追物、事以聞、幕下許之、四月七日、閣老等赴島津氏宅、其餘往縱觀者不少、蓋以希見爲珍之謂乎、余嬰病而不往、聊聞之以賦詩一篇云、

鞍間兩手執弓矢、狡犬奔逃樊援裏、想像軒渠應出奇、苗蒐欲發遂東豕、看來物產只因循、嘉樹不爲江北枳、詭遇滔々奈範馳、于田太叔今如是、

〔島津傳記〕正保四丁亥年十一月十三日、將軍家〇德川家光武州王子村江渡御有テ、犬追物ヲ御覽ゼラル、是松平薩摩守光久、本家島津其家ニ傳ナラハセル由緒有ニヨリ、奉備上覽ト連々執事ノ者ヲ以テ望申ケレバ、御許容有リテ、此村ニ御棧敷ヲ構、馬場ヲ築シム、幾程ナク土木之功ヲハリケレバ、今日出御可有ニ定リヌ、亦諸大名幷御譜代之御家人、各供奉スベシト被仰出、旗本近習以下ノ輩モ各豫參ス、此所ハ江戶ノ御城ヲ去事貳里バカリ、平原曠野ノ地ニテ、本ヨリ放鷹之御狩場ナレバ、御茶亭モ有之ニヨリテ、其所ヲ撰バレケルニヤ、棧敷ハ御茶亭之南ニ有、東西四拾貳間、南北四拾間也、四方皆竹ヲ以テ埒ヲ結フ、埒之高サ四尺五寸、地ノ高下ニヨリテ五尺モ有ケルトナン、埒ノ中央四方拾八間ニ、二色ノ砂ヲ蒔キテ馬ヲ立ル所トス、是ヲ牓示ト云、其マワリヲ牓示際ト云、其中央ニ長拾八尋餘ノ繩ヲ以テ、方四五間計ノ圜ヲナス、是ヲ大繩ト云、其圜ノ中央ニ、長五尋餘ノ繩ヲ以テ、方一間計ノ圜ヲナス、是ヲ小繩ト申ス、此內ニ砂ヲ入滿ルコト繩トヒトシ、埒ノ坤ノ方ニ戶有、犬塚ノ口ト云、巽ノ方ニ戶有、是ヲ物掛ケノ口ト云、皆轅門ニカタドルナルベシ、亦南ト東ト西トノ埒ノ上ニ、カザリノ簳目ノ箭ヲ指ハサム、一方ニ拾貳桁有、一桁ゴトニ四ツ結ニテ四所ニ掛レバ、拾六筋アリ、拾貳桁ニハ、合テ百九拾貳筋ナルベシ、三方合テ矢五百七拾六筋也、是三手ノ犬追物之矢數トナシ、三手之內ニ、上手、次手、下手之名有、又埒之外ノ艮ノ方ニ添テ、假ノ役所ヲ構ヘテ、日記ノ者ノ座トス、舊例ニハ御座ニ近付ン事ヲ憚テ、カク侍ルトナン、〇中略巳ノ刻、將

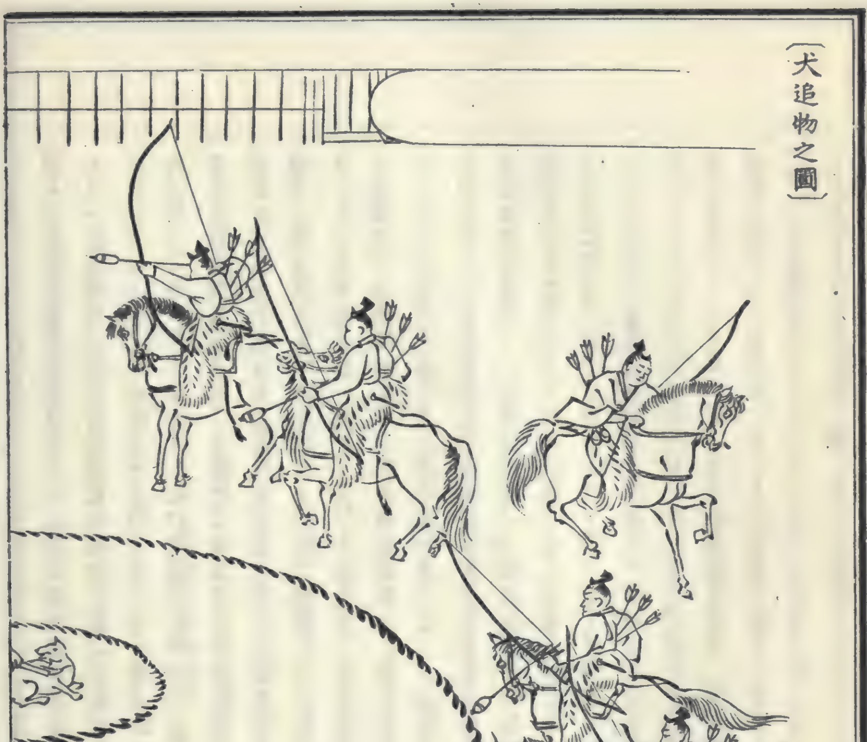
軍家ノ著御有テ、棧敷ノ上壇ニ入セ給、中根壹岐守正盛、牧野佐渡守親成、久世大和守廣之等以下、近習幷小臣等伺候ス、御座ノ西ノ次ノ間ハ、水戸中納言頼房卿、尾張宰相光義卿、紀伊宰相光貞卿、水戸三位中將光圀卿ノ座トス、其次ハ彦根中將直孝、〇中略黒田右衛門佐長之等ノ諸大名列座ス、薩摩守ハ、其前ノ簀子ニ蹲踞ス、御座ノ東方ニハ、旗本ノ歴々、其外諸役人等充滿ス、庭上ニハ大番衆歩卒衆、各警衛セリ、仰ニ依リテ彦根少將、若狹少將、前橋侍從、河越侍從、豐後守等、御前江參リ、御座ノ西ノ御障子ヲ開テ、水戸尾張紀伊ノ三卿御目見有、薩摩守ヲ召、今日天氣快晴、年來ノ本望相叶、滿足スベシト被仰出、薩摩守拜伏シ畏テ申ス、御樽五荷、杉重三組、平魚五尾、折櫃物十合進上ス、子息又三郎久平、同御目見ス、御樽三荷、杉重二組、黒魚五喉ヲ進獻ス、皆前橋侍從、是ヲ披露ス、犬追物始ムベシト被仰出、薩摩守、奉テ本ノ座ニ歸ル、次諸大名幷御譜代ノ御家人等以下、御目見有、則御障子ヲサス、依仰小笠原右近大夫ヲ召ス、河越侍從、奉テタヅサヘテ、東ノ方ノ縁ヨリ御前江出ヅ、是ハ累代弓馬ノ法、相傳ノ家ナレバ、御目見ノ間、御挨拶ノ爲ナルベシ、近臣等進テ御前ノ御簾ヲ揭グ、阿部五良三郎正義、御腰物ヲ役ス、既ニシテ烏帽子素袍ヲ著テ、短刀ヲ插タル男一人、福屋伊賀某ト號ス、埒之外ノ南ヨリ東江マワリ、艮ノ役所江登ル、是日記ノ執筆ナリ、其次ニ熨斗目ノ衣服ノ上ニ、水干ニ似タル物ヲ著シ、俗ニ童直衣ト云トナン末廣ノ扇子ヲ持テ、其髮ヲタレサゲテ、金ハクノ、ハチモトユヒヲ以テ結ビ、ウス假粧ニ、涅黑ク眉作タル童子貳人相從、壹人ハ福崎新三郎、壹人ハ税所彌吉ト云、是ハ幣ヲ振ル役人也、先例ニハ幣ヲ振役人ニハ、同朋ヲ用タル事モ有、或壹人、或貳人、不定ノヨシ也、射手奉行兩人、新納刑部、伊東仁右衛門、烏帽子素袍短刀ニテ、埒ノ西南ノ戸ノ外ニ徘徊ス、侍四人、同裝束ニテ貳人宛相分レ、巽ト坤トノ戸之邊ニ立テ居ル、足輕壹人宛、羽織袴ニテ相從、竹杖ヲ突タル者八人、烏帽子小素袍短刀ニテ貳人宛、埒ノ内ノ四方ノ隅ニ分レ居ル、是ヲ犬掛ケノ者ト云、此外同裝束ニテ五人坤ノ戸ノ内ニ居ル、是ヲ犬放者ト云、但此五人、小素袍之袖ヲタスキニ掛テ背ニテ挾ミ結ブ、又肩衣袴ヲ著シ、熨斗目ノ衣服ニテ貳人、坤之

戸ノ外ニ居ル、是ヲ犬下知ノ者ト云、足輕八人、羽織袴ニテ相從フ、是ヲ犬牽ノ者ト云、此時埒之外、西南ノ方ノ假屋ヨリ、三手ノ射手三拾六騎、シヅ〳〵ト進出ヅ、其裝束ハ烏帽子ヲカブリ、染物之下襲之上ニ素袍ヲ著シ、短刀ヲ刺シ、左ヲ肩脫、弓籠手ヲ付ケ、弓ヲ持、蟇目之矢一筋ヲ取副テ、亦腰ニモ刺シ、或貳筋三筋差品有、右ノ手ニハ竹根ノ鞭ニ緒ヲ付、腕ニ掛テ持、左右ノ股ニハ、鹿革ノ行縢ヲツケ、其緒ヲ腰ニテ結ビ、足ニ沓ヲハク、或行縢之左右江總角ヲ付タルモ有、弓ハ滋藤三所藤、矢ハ鷲ノ羽鷹ノ羽、其藝ノ功拙ニ依テ差有、馬ノ毛色モ品々有、皆鬣マデ紅ノ大總ヲ掛タリ、此内薩摩守舍弟五人ハ、總ニ金絲ヲ交ヘテ組タリ、思々之鞍ヲ置、今日ヲ晴ト出立タリ、手綱ハ定レル尺有トナン、短刀ハ御前ヲ憚テ、鞘裝束ヲバ常ノゴトク拵テ、身ヲバ木ニテ造ル、其餘ノ役人ノ短刀モ皆然リ、三拾六騎ノ者共、拾貳騎宛、南ト西ト東ノ埒ノ外ニ並立ツ、此外ニ檢見壹人、喚次壹人、騎馬ニテ相加ル、檢見ハ、赤頭巾ヲカブリ、(或ハ燕尾帽子ヲ用、但有髮ハ各別、)素袍ヲ著シ、短刀ヲ指シ、末廣ヲサシハサミ、黑漆ノ鞭ヲ腰ニサシ、馬ニ淺黃ノ大總ヲ掛タリ、喚次ハ、烏帽子素袍ヲ著シ、短刀ヲサシ、竹根ノ鞭ヲ持テ、兩人共ニ弓矢ヲ不帶、檢見埒ノ外ニテ下馬シ、徒歩ニテ巽ノ戸ヨリ埒ノ内江入リ、膀示之際ニ至リ北面シ、跪テ御前ニ向テ拜禮ス、此時埒ノ外ノ三拾六騎喚次、皆下馬ス、檢見埒ノ外江出テ馬ニ乘ル、三拾六騎並喚次モ騎馬シ、巽ト坤トノ二ツ之戸ヨリ拾八騎宛相分テ、埒ノ内ニ入テ、拾貳騎宛、南ト東ト西トニ相分レテ立ツ、南ヲ上手トシ、西ヲ次手トシ、東ヲ下手ト云、檢見喚次ハ、巽ノ戸ヨリ入ル、凡一騎ゴトニ矢取ノ介副一人宛、烏帽子小素袍短刀ニテ相隨、檢見喚次ニハ纔一人宛有、其裝束同前、檢見馬ヲ進ム、南ノ方ノ上手拾貳騎相隨、其馬立テノ次第ハ、一番二番ヲ相手トス、大繩ノマワリ、北ノ端ニ有、三番四番ヲ相手トス、大繩ノ廻、南ノ端ニタツ、五番六番ヲ相手トス、一番二番ノ南ニ有、七番八番ヲ相手トス、三番四番ノ北ニ立、九番十番ヲ相手トス、五番六番ノ南ニ有、拾壹番拾二番ヲ相手トス、七番八番ノ北ニ立ツ、一番三番五番七番九番十一番ノ

六騎ハ、馬ノ頭ヲ西ニ向フ、二番四番六番八番十番十二番ノ六騎ハ、馬ノ頭ヲ東ニ向テ、皆大縄ノマワリニ並立テ、喚次ハ日記ノ役所ノ東ニ馬ヲ扣ヘタリ、檢見牓示キワニテ誰カ有ト呼、饗ノ者候ト答ヘ馬ノ口ヲトル、檢見下馬シ、小縄ノ際ニテ北面シ、呪文ヲ唱フ、此時拾貳騎幷西東ニ立ル二拾四騎モ皆下馬ス、檢見立歸テ馬ニ乘リ、大縄ノ內江入ル、拾二騎幷二拾四騎皆騎馬ス、此時犬下知ノ者ハ、兼而相圖シテ、犬牽ノ足輕、埒ノ外ヨリ犬共ヲ索ニテクビリ、坤ノ戶ヨリ五人ノ犬放ノ者ニ渡ス、是ヲ請取テ埒ノ內江入、坤之戶ノ邊ニ置、檢見馬上ニテ鞭ヲ拔持テ、御犬ヤ有ト云、犬放者共、候ト答ル時、拾二騎、馬ノ頭ヲ立直シ、大縄ニソヒ矢ヲツガフ、檢見御犬引入ヨト云、犬放ノ者、候ト答テ、犬壹疋ヲ小縄ノ內江牽入テ、御犬ニゲ候ト三返唱フ、檢見ハヤ放テト云、犬放ノ者、鎌ヲ以テ索ヲ切、犬ヲ放ツ、此犬ヲバ射ニ不ㇾ及シテニガシ出ス、是例也トナン、射手皆矢ヲハヅス、檢見重テ御犬ヤ有ルト呼、犬放者共、候ト答、射手皆矢ヲツガフ、檢見御犬牽入ヨト云、犬放者、犬一疋ヲ小縄ノ內江牽入、每度皆然リ、亦前ノゴトク御犬ニゲ候ト三返唱、檢見ハヤ放テト云時、則索ヲ切テ犬ヲ放ツ、拾二騎ノ者、矢ゴロ次第ニ矢ヲ放テ是ヲ射ル、其射中テタル者、馬ヲアユマセ出ス作法有、檢見モ又馬ヲアユマセ出テ矢答有、射手本ノ如ク馬ヲ大縄ノ際ニ立ツ、檢見馬ヲスヽメテ牓示ノ際江出レバ、喚次ノ者馳來ル、檢見其射手ノ姓名ヲ告グ、呼次役所ノ前ニ至リ、馬ヨリ下リ其氏其名ト呼ブ、童子應諾ノ幣ヲ振、(幣ハ一本ニテ、兩童代々勤ㇾ之、)執筆ノ者、則是ヲ記ス、其記セル法、古實有ニヤ、喚次馬ニ乘テ本ノ所江歸ル、檢見本ノ如ク大縄ノ內ニ馬ヲ立テ、亦御犬ヤ有ト呼、則他ノ犬ヲ牽來ル、先キノゴトク次第有リテ、犬ヲ放ツ、十二騎、矢比次第ニ射ル、其作法同前、中ル時ハ檢見亦喚次ニ告聞シム、第二度ヨリ以後ハ、喚次下馬ニ不ㇾ及、役所ノ前ニ向ヒ馬ヲ扣ヘ、踞テ其射手ノ名ヲ唱テ筆記セシム、(但初度ノ時、重テハ下馬スベカラズト斷有トナン、)其次ノ犬ヲモ亦如ㇾ前射ル、其儀異ナル事ナシ、第三度ノ犬迄ハ、牓示ノ內ニテ是ヲ射ル、中リテモ中ラズトモ外ヘ出レバ追ニ不ㇾ及、第四度ヨリノ犬

ヲバ、外ノ犬ト名付テ、牓示ノ中ニテ矢中ト云ヘドモ、榜示ノ外江追出シ、檢見射テヲケト云、四騎代ル〱馳テ射ル、每度八騎ハ、大繩ノ廻ニ並立テ其馬ヲ左右シ、前却シテ四騎ノ來路ヲ避ク、東西ニ相向ヒ立ル、次手下手ノ廿四騎モ、若其邊ヘ馳來レバ、其心得有ト見ヘタリ、檢見ハ每度驅廻ル、犬ハ矢ゴロヲ通ントテ、或時ハ四隅江セグヽマリ、或時ハ埒ノ竹ニヨリソヒ、或時ハ馬ノ腹ノ下ヘニゲ入ヲ、犬掛ノ者、竹杖ヲ以テ是ヲ狩ル、埒ノ內ヲ四方竪横ニ追テ射ル、介副各徒步ニテ相從ヒ、落ル矢ヲ取テ授ク、其矢所ニ、繩際ニテ、弓手、妻手、月ガケノ矢、ヲシモジリ等ノ名有トカヤ、外ノ犬ニナツテハ、弓手スガイ、馬手ヨコナモノ、袖ガヘシ等ノ名有トナン、檢見其矢咎ニツキ、其實否ヲ定ム、矢中ルト云ヘドモ、檢見心ニ叶ザレバ、射手ヲケト唱ヘテ、亦追廻ルニ數返ニ及ビ、不中シテ犬ツカルヽ時ハ、檢見犬捨ヨト云テ是ヲ射サシメズ、其射終ル犬共ヲバ、犬掛ノ者共、巽ノ戸ヨリ是ヲ外ヘ出シ、亦別ノ犬ヲ呼射ル、矢ツボヨク中リ、檢見心ニ叶時ハ、喚次ニ告テ其名ヲ記サシム、若檢見ノ見ル處、射手ノ心ト同ジカラザレバ、問難ニ及ブ事モ有、スベテ七度ニ及デ終ル、此七度ノ內ニ落馬スル者二人有、其マヽヲリ立ツテ沓ヲヌギ、手ニ持テ捧テ謝ス、其相手モ又馬ヨリ下リテ沓ヲヌギ、手ニ捧テ相揖シテ後、同馬ニノル、是落馬ノ禮式ナリ、上手組、(犬七疋放之、中矢三ツ、其手組ハ鬮取ニ定之、)島津諸右衞門、一疋 島津四郎右衞門、鎌田又七郎、種子島爲兵衞、一疋 本田甚兵衞、福屋助左衞門・一疋 土井采女、肝付半兵衞、島津彌市郎、島津又右衞門、吉田長四郎、本田久左衞門、檢見島津重郎左衞門入道、喚次島津源左衞門、最前上手ノ拾二騎、南ヨリ進テ大繩ノ廻リニ赴時、西ノ方ノ拾二騎、次手タルニヨリテ、坤ノ方ヨリ南ヘ移リ、東ノ方ノ拾二騎、下手タルニヨリ、巽ノ方ニ向ヒ、南ニ立ル、次手ノ後ヲ通リ西ニ廻ル、爰ニヲイテ上手ノ十二騎射畢レバ、東ヘ方ノウツリ立テ、檢見喚次ハ、巽ノ戸ヨリ退出ス、扨次手ノ十二騎、南ノ方ヨリ馬ヲ進メ、檢見相共ニ大繩ノ際ニ並立、其相手ノ次第如前、喚次モ如前、日記ノ役所ノ東ノ方ニ馬ヲ扣エ、此度ハ檢見喚次、別ノ人代リテ是ヲ

勤ム、其裝束同前、但有髮タルニヨリテ頭巾ヲ著セズ、烏帽子ヲ著タリ、如前檢見御犬ヤ有ト唱テ犬ヲ一疋宛呼出シ放チ射ル、檢見喚次幷日記ノ法式、皆上手ト同前、但シ此度ハ、第二度迄ノ犬ヲバ榜示ノ際ニテ、十二騎矢ゴロ次第ニ是ヲ射ル、第三度ヨリヲ外ノ犬トシテ、外エ追出シテ四騎代々射ル、七度ニ及デ終ル、次手組犬七疋放之、中矢三ツ、其手組ハ鬮取定之、島津市正、同中務、同源助、二疋山田彌九郎、島津七兵衛、同長門、本田六左衛門、仁禮左近、島津作左衛門、村上左京、入來院石見、村上內記、一疋檢見島津又左衛門、喚次島津佐大夫、前方次手十二騎、南ヨリ大繩ノ廻江進時ニ、西ニ立ル下手十二騎、坤ノ方ニ向ヒ南江廻リ、東ノ上手十二騎、巽ニ向ヒ南ノ下手ノ後ヲ通リ西江移ル、爰ニ至テ次手ノ十二騎、射終テ東ニ立、是ヨリシテ下手十二騎、檢見相共ニ南ヨリ馬ヲ進メ、大繩ノ際ニ並立ツ、其相手ノ次第同前、此度ハ檢見喚次同前ニテ勤之、其次第、上手次第ト異ナル事ナシ、但第一度計ヲ牓示ノ際ニテ射ル、第二度ヨリヲ外ノ犬トス、七度ニ及デ終ル、下手組犬七疋放之、中矢四ツ、其手組ハ鬮取ニ定之、島津安藝、一疋、同上野、同主計、伊勢兵部、平田兵十郎、島津又次郎、柏原彌太右衛門、菊地太右衛門、種子島次郎右衛門、二疋島津縫殿助、一疋同助六、本田右衛門、檢見島津又左衛門、喚次島津佐大夫、前方下手ノ十二騎、南ヨリ大繩ノ際ヘ進ム時、西ノ方ノ上手十二騎、坤ノ方ヲ通、南ヘ移リ、東ノ方ノ次手十二騎、巽ノ方ヨリ南ノ上手ノ後ヲ通リ、西ヘ廻リ並ブ、爰ニ至テ下手十二騎、射終テ東ノ方ニ立、三手共ニ皆如初、檢見牓示ノ際ニテ御前ニ向ヒ、退テ巽ノ戸邊ニテ下馬スレバ、三拾六騎皆弓ヲ杖ニ突、下馬シ沓ヲヌギ、右ノ手ニ持ナガラ行縢ヲ引返シ、沓ニ取添持ツ、左ノ行縢ハ弓ニ取添持也、喚次モ同下馬ス、東ノ十二騎、幷檢見喚次ハ、巽ノ戸ヨリ退出シ、西ノ十二騎ハ、坤ノ戸ヨリ退出シ、南ノ十二騎ハ、坤ノ戸ヨリ六騎、巽ノ戸ヨリ相手分レテ退出ス、皆初メ入シ時ノゴトシトナン、介副鑣等、馬ヲヒキテ、二ツノ戸ヨリ同隨ヒ出ヅ、以上三手ノ犬追物也、爰ニヲイテ御簾ヲ下ス、小笠原右近大夫、御次ノ間ヘ退ク、其後薩摩守ヲ召テ、今一手組射サシメヨト被仰出、畏テ本ノ


犬追物之圖



座ニ歸ル、御簾ヲ揚ゲ、又西南ノ方假屋ヨリ十二騎進出、檢見喚次相加ル、其裝束皆同前、南ノ埒ノ外ニテ暫馬ヲ立並ベ、其内六騎ト檢見ト喚次トハ、巽ノ戸ヨリ埒ノ内ヘ入ル、六騎ハ坤ノ戸ヨリ入ル、各南ノ方ニ並立ツ、檢見牓示際ニ馬ヲ進マシテ扣、十二騎シヅ〳〵ト馬ヲ歩セ、次第ニ大縄ノ廻ニ進ヨル、相手ノ次第同前、喚次ハ日記ノ役所ノ東ニ有、其後犬ヲ呼出シ馳廻テ射ル、其儀式皆初ノ三組ノ如シ、但十度ニ及デ畢ル、其上第一度ヨリ外ノ犬トシテ、四騎代々射ル、初メノ三組ノ間ハ御前ヲ憚テ、御座ノ前場近キ所ヲ過ル時ハ、矢次ニ及ベ共、矢ヲハヅシテ射事ナシ、此度ハ御所望タルニヨリテ、御免ヲ蒙テ、御目通計ヲ恐レ、其外ハ矢比次第ニ放チ射ル、射手ヲモ撰ケルニヤ、其中矢數多シ、射終リテ各下馬ノ禮如前、六騎ト檢見喚次ハ、巽ノ戸ヨリ退出ス、六騎ハ坤ノ戸ヨリ退出ス、其式皆如始、射手組(犬十疋放之、中矢八ツ、其手組ハクヂ取ニ定之、)島津市正、一疋伊勢兵部、種子島次郎右衞門、一疋同爲兵衞、一疋島津亦右衞門、一疋同七兵衞、一疋同上野、同主計、二疋村上左京、福屋助左衞門、一疋島津安藝、檢見島津亦左衞門、喚次吉田久兵衞、事終リヌレバ、日記ノ役者幷幣振ノ童子退出ス、日既ニ未ノ刻ニ過タリ、

〔後松日記十五〕島津家の犬追物は鎌倉の流也とぞ、けふむろ町の式とはやゝかはれり、おもふに鎌倉に射し手振の全く傳はるべくもあらず、恐らくは好事の士の今案をもて補益せしなるべし、そは正保に上覽ありし記をみてしるべし、

〔明良洪範續四〕島津家、世々勇武ノ譽レ高クシテ、終ニ家勢ヲ劣サズ、西國一ノ諸侯ナリ、又射藝ヲ相傳スル事久シ、嫡子七才ニ至レバ、先犬追物ヲ射ル事、先祖ヨリノ家風ト云、京都將軍家管領以下ノ指南ノ家ナリ、中頃中絶シ、小笠原家ノ書傳ノミ世ニ用ヒ來レリ、就中島津ハ騎射ノ法ニ委シ、

〔續泰平年表〕天保十三年十一月十三日、三番町馬場江、公方樣、(○徳川家慶)右大將樣、(○家慶子家定)被爲成、犬追

物上覽、射手御小性田村能登守、同西丸御小性松下圖書頭、御小納戸木村平九郎、西丸御小納戸長坂血鎗九郎、尾島猪太郎、御小性組土屋伊賀守組津田雄五郎、同加藤伊豫守組田中雄一、同室賀兵庫頭組山角藏之助、同關播磨守組松平鐐之丞、小笠原源六郎、西丸御小性組武田和泉守組大久保市之丞、平岡鐐之助、同酒井肥前守組川久保七郎右衞門、御書院番朽木周防守組細井九助、鵜殿十郎左衞門、赤井藤太郎、同大久保紀伊守組神尾榮三郎、太田與左衞門、松井岸太郎、御小性組土屋紀伊守組傳左衞門總領諸星鉾之助、同關播磨守組庄大夫總領岡田斧五郎、御書院番管沼伊賀守組三四郎總領横田源三郎、同土岐丹波守組植大夫總領小林仙之丞、西丸御小性組酒井肥前守組新十郎總領津金金太郎、同逸見甲斐守組鍋五郎總領村上主税、新御番大澤主馬組金十郎總領齋藤荒之丞、西丸新御番牧野佐渡守組六郎右衞門總領根津和三郎、大御番九鬼式部少輔組本多織太郎、同大岡紀伊守組早川英之助、小普請組津田美濃守支配一色邦之助、阿部道太郎、同河內采女正支配伊達莊左衞門、同腸組日比野貞次郎、御小性日向守次男大久保勝次郎、小普請組深谷遠江守支配三井菅太郎、以上三十六人也、各烏帽子小素袍着之、檢見御小性平岡丹波守、西丸御小性組酒井肥前守組津金新十郎、小十人頭小笠原縫殿助、喚次御書院番大久保紀伊守組西鄕市左衞門、新御番大澤主馬組上田庄右衞門、大御番高井但馬守組武藤清右衞門、簱振燒火之間番頭量之助總領大井鐵之助、西丸御小性組武田和泉守組市郎左衞門總領大久保硯次郎也、此外世話役代り射手介添等被仰付、同十七日小笠原平兵衞、小笠原繼殿助へ指南出精ニ付、金三枚、時服二ッ被下之、射手金二枚ッ、檢見金二枚ッ、喚次簱振時服二ッ、右被下之、犬牽略之、

〔續々泰平年表〕嘉永六年三月廿五日、於吹上御庭犬追物上覽有之、近年度々上覽有之候ニ付、射手交名、幷掛り役、且拜領物等略之、

〔德川禁令考二十五武家〕文久元酉年十月十六日

犬追物稽古相始候旨御觸書

大和守殿　　大目付江

此度於講武所も、犬追物稽古相始候に付、布衣以上以下、寄合御番方小普請、幷部屋住共、望之ものは、勝手次第罷出稽古いたし可申候、委細之儀を講武所奉行江可承合候、

右之通向々江可被相觸候

〔德川禁令考二十五武家〕文久二戌年九月六日

弓術犬追物幷柔術被廢趣御觸書

周防守殿御渡　　大目付江

講武所之儀是迄弓槍劒炮術、犬追物柔術等、夫々稽古被建置候處、今度弓術犬追物之上覽之稽古は被廢候、○中略

右之趣向々江可被相觸候

九月

日記

〔射鏡三〕一犬追物日記可認樣、奉書杉原に、紙のはしより手一束をきて、端作を可書、同端作を手組と云事、勝負の犬に追執くむとて、手組にする事の故也、

一同射手は十二騎が本也、○中略 公方樣かけ入て被遊時は、端づくりの前の上に御と計書て、小十を是もあそばされん程のことを引べし、同常の人のかけ入は、此內の射手賞翫ならば、一番の射手の方々少書て、是もことを可引、

一若黨まじるには、公方樣別に一枚紙に書、

一一番よりさがるは、奧の方、なを下のわき、これに少らいをおく事は、いづくの馬場と可書ため也、

≡≡≡十≡≡≡か樣に總矢數を付、十疋めにて十を書て、百疋まで可書、たる口九疋めに、よばはるべし、同付樣、身よりの上より先皆付て、後又こなたより可付、同何の日記もはしづくり、檢見、年號のかしら同前たるべし、○中略

犬追物手組事（此手の字を見じかく可書、圖次第さ書時の儀也、同矢數は、犬はていあぐ也、矢數をば身よりの方よりつくべし、）

右京大夫殿五疋　治部少輔殿三疋

如此ならべて十二騎書也

檢見　喚次

小笠原備前守殿　原田五郎

文明十年八月十三日

一三手の犬は、卅六騎を三に分て、紙三枚に別々に可書、但端作は初の計に有べし、次は中の手、猶次は下の手也、同さいはひよびやう、十疋より其手々々にて五十疋までよぶべし、三をひとつに百五十疋とよぶべし、○中略

中手 射手検見は前のごとし、後は端作なし、如此計也、

下手 同射手の高下、初手一、中は下、下は二番のあがり同そのかた〳〵、後のかた〳〵、常の日記なして可心得、

何も年號日付は是も二枚有べし、初のには端作あり、

一二手の犬日記は、是も二枚有べし、初のには端作あり、後には下の手と計書也、年號日付は有べし、

下手

一九騎の犬追物日記、執分秘事也、端作如常、同三手にも九騎にも、公方様あそばせば、御の字をはし作に入、三手のは、中の御手下御手たるべし、端作は何も犬追物御手組事と書也、奥藏大事、秘事の中の極意なり、

〔高忠聞書〕一圓物の日記には、丸物射手とばかりあるべし、事と云字は、犬追物日記に、犬追物手組事と書ならでは有まじきなり、○中略

一三手犬追物日記付様、上手は五疋なるべし、十疋づゝにてかはる也、上手の日記は、たゞいつものごとく書べし、中の手よりは、たゞ中の手、下の手とかくなり、此時は十文字引にも、五十疋づゝの分に引べし、日記をばかさねて、めんどり羽にしてをいて、とりかへ〳〵付申候、此時は上手を賞翫あるべし、

犬追物手組之事

上の手を、たゞかやうに書なり、是よりはたゞかくべし、

中手　　とばかり書也

下手　　とばかり書也

十十十十十
くわんれい

いづれも十文字は五ッかくなり、五十疋まであるべき間、かやうに書也、

一同二手の犬の時は百疋なり、これも十疋宛にてかはるべし、此時はたゞ上手下手と計書也、付様同事なるべし、○中略

一九騎犬追物日記付様

ヽヽヽヽ　ヽヽヽヽヽ
ヽヽヽヽ　ヽヽヽヽヽ
ヽヽヽヽ　ヽヽヽヽヽ
ヽヽヽヽ　ヽヽヽヽヽ
　　　　　ヽヽヽヽヽ

かやうに上に四人
下に五人書也

〔道照愚草〕一永正八年四月十二日、於吉良殿御所、大内左京兆、申沙汰にて犬追物在之、仍日記を文臺には不置之、今日貞陸就申之、文臺にすわらざる由、貞久被注置、犬追物日記に端に在、(天正三九廿六介)披見間寫置之、常には文臺御硯をも雖申出、今日は御硯ばかり被申出之由、被注置候也、

〔犬追物圖說上〕日記之事

一日記の類は一手の時は一枚、二手の時は二枚、三手の時は三枚認めべし、一枚に一手宛書也、(一手は十二騎也、)端作は手一束程置て犬追物手組の事と書べし、犬の字、射手の名より一字下げて書也、扨射手の名は犬の字より一字上げて書也、一行に二人宛也、検見の検の字犬の字と同通り也、呼次

の呼の字も、一字下げて書也、檢見呼次の名は、一字上て書、射手と同通り也、年號も犬の字の通り也、藤、其日射べき矢數を、射手の左の方に付る、是を小十文字と云也、頭書、小十文字は、犬十疋のしるしなる故、十如此十の字の頭を小く書也、略シテハ丁如此バカリモ書也、

犬追物手組事

十十十十十 畠山伊豫守　　十十十十十 山名彈正少弼

十十十十十 細川下野入道　　十十十十十 佐々木大膳大夫

十十十十十 細川九郎　　十十十十十 赤松小三郎

十十十十十 小笠原民部少輔　　十十十十十 小笠原刑部少輔

十十十十十 細川彥四郎　　十十十十十 伊勢兵庫助

十十十十十 細川右馬頭入道　　十十十十十 畠山中務少輔入道

檢見　　呼次

小笠原備前入道　　小笠原六郎

相手組は、兼て定めらる丶也、相手と相手と上下に分て書也、

爰に繩際にて四の頭の內、第一に馬を立る人の名を書也、

爰に繩際にて四の頭の內、第二に馬を立る人の名を書也、

爰に繩際にて四の頭の內、第三に馬を立る人の名を書也、

爰に繩際にて四の頭の內、第四に馬を立る人の名を書也、

四の頭を四の角とも云也、四の頭には、貴人又は古射手上手の人の馬を立る所也、十二騎の次第左の如し、心得て書べし、

第一　第二

第五　第六

第九　第十

第十一　第十二

享徳二年四月七日

第七　第八

第三　第四

此圖の日記、犬追物出法師落書に見へたり、

右射手の名の脇に、十十十十十如此書を小十文字と云也、十是一ッは犬十疋の矢數を作る也、右の圖は、一手五十疋の圖也、あたり矢有る時は、上の小十文字の下に横點をする也、是を矢數を付ると云也、公方様、御犬被遊時の犬追物記に見へたり、其横點の仕様、たとへばあたり矢壹ッ有るときは、畠山伊豫守（十十十十十）如斯する也、又中り矢ある時は、右の横點の上に、又一つ横點をして中り圭如此する也、中り矢幾ッ有り共、段々如此横點を上々へと付る也、扨十疋濟たらば、二番目の小十文字に中りを付る也、以下皆なぞらへて知るべし、又一手にて百疋射る時は、小十文字を二行書也、譬へば畠山伊豫守（十十十十十十十十十十）如是する也、中りを付る事、身よりの上の下より付初めて、身通りを付通して、六十疋めより又上から付る也、眞鏡犬追物記に見へたり、其付様の次第、

十六　十七　十八　十九　十十　　此一二三の次第の通り付べし、横點右の如く也、十是一ッは、

十一　十二　十三　十四　十五　　何れの時も十疋の積也、中らざる時は、横點を付ず、其儘置也、

一犬一疋濟たらば、日記の端作の脇に一を引べし、二疋濟たらば又其下に一を引べし、十疋濟迄は斯の如くして、一を十引たらば、下に小さく十の字を書べし、十一疋目より又一を引、十疋濟たらば、下に十の字を小さく書べし、幾十疋も此通り也、

一手に五十疋の時は、五十疋目の犬射濟て、十の字を書たる下に、五十疋と小さく書べし、一手に百疋の時は、百疋目の犬濟て、十の字を書たる下に、小さく百疋と書べし、是を度數を付ると云也、一度と云は十疋也、犬追物出法師落書にある、古き日記の圖、度數を皆如是付たる圖なり、

三三十　三三十　三三十　三三十　三三十　三三十　三三十　三三十　百疋

百疋の時は如是、五十疋の時は

此半分書て下に五拾疋と書也、

犬追物手組之事

一犬皆射濟たらば、射手の名の下に、射あてたる犬の數を書也、たとへば、

畠山伊豫守九疋　山名彈正少弼七疋　如是幾疋と書也

出法師落書に有る、ふるき日記にも、皆如是也、

一中りの付樣別に又一ッの法有り、日記付、射手の名の脇に丸く書置て、中り矢ある時は、その丸を黒くする也、是を日記を消すと云也、犬追物檢見古實記に見へたり、其圖左の如し、

犬追物手組之事
●○○○●○○○○何之何がし　○●○○○○○○何の何がし

中りたる時は、如此丸を墨を入て黒くする也、外れたるは其儘置也、

按ずるに中りを付る事、多くは小十文字に横點をする也、如是丸を黒むる事は、まれなる事成べし、

如是丸を作るは、十疋か二十疋の時の事也、犬數多き時は、此法は用ひ難し、小十文字の時、ㄱ是一ッは十疋の分也、丸のときは、○是一ッは一疋の分也、

一度數の付樣にも、別に又一ッ法有り、日記に射手の名の下に星を付る也、是も檢見古實記に見へたり、其法左の圖の如し、

何之何某●●●●●何之何がし●●●●●五度の時は如此也、一度濟たらば、星一ッ付べし、

一度は十疋の事也、

按ずるに、度數を付る事、多くは≣十≣十、是を用る也、●●如此する事、並之通の儀に非ず、たまく〵の事成べし、射手の名の下に、一人毎に、●●如此付るは廻り遠成事にして、又犬の數、間違などあるべき歟、≣十、是手ばしこくして、まぎるゝ事など有まじき也、

一一手にて一日に二度射る時は、日記の端作に前後を書べし、日記は二枚なるべし、左の如し、

前
犬追物手組之事

後
犬追物手組之事

如是書べし、殿中日々記前後二度の例見へたり、然れ共日々記には、後の字ばかり付て、前の字は無し、是は傳寫のときの書損たるべし、左に記す所の朝犬夕犬の例による時は、必前の字有るべき事也、

一朝犬夕犬の時、朝百疋、夕二百疋あらば、朝百疋の時、日記の端作に始と書べし、夕二百疋の時、此百疋を中と書、次の百疋を後と書べき也、（公方樣御犬被遊時犬追物記に見へたり）左の如し、

犬追物手組事

犬追物手組事

後
犬追物手組事

如是書べし
是も壹手にて日記三枚也　三度射る時の書也

一三手の犬追物の時は、日記の端作に、上手中手下手と書べし、

犬追物手組事　上手

犬追物手組事　中手

犬追物手組事　下手

如是書べし、上手中手下手を書事、眞犬追物記に見へたり、日記三枚なり、

公方樣御犬被遊候時の御日記の端作るに、御の字を加へて書べし、御名を書ず、御と計(バカリ)書べし、

犬追物射手具足の記、眞鏡犬追物之記等に見へたり、

犬追物御手組事　上手

御

何氏何某　何氏何某

何氏何某

何氏何某　何氏何某

如是書べし、御の字、一字あげて書事、左の御方御所樣の例によりて如是圖する也、此時檢見も年號も常の如く、犬の字の通に書也、眞犬追物記に、公方樣被遊時は、御日記も別紙にして、眞中に御調杖と書と云へり、古傳の趣に不合故不用也、

三手の時は、日記三枚を書べし、犬追物御手組と書は、上の手計也、中の手下の手は、只中手下手と端作に書也、犬追物射手具足記に見へたり、

一御方御所樣、御犬被遊時は、御方御所樣と書也、端作同前、〇中略

犬追物御手組事

御方御前樣　管領

一色五郎　伊勢左京亮

道照愚草に此圖を載せて

文明十年三月七日在之云

一檢見古實記に云、内はうじ外はうじを檢見兩人して、沙汰する也、呼次も兩人也云、内外檢見とも貳騎の檢見とも云也、

按するに、此ときは、左の圖の如く書べし、

内檢見　何氏何某　何氏何某　内呼次

外檢見　何氏何某　何氏何某　外呼次

檢見　呼次

年號月日

一檢見二騎にて、外の檢見呼次を兼る事、異鏡犬追物記、檢見古字記等に見へたり、此時は左の如し、

内檢見　　　　檢見　　　　呼次
　　　　赤松大膳大夫入道
外檢見　小笠原備前守
呼次ヲ兼ル
　　　　永享七年二月一日

此圖出法師落書の古き日記の圖に見へたり、如是呼次の所には名を不書也、

一公方樣檢見させられ候時、常に檢見を書所に、一字上げて御と計り書也、文明十五二月廿日の日記に在之、道照愚草に見へたり、〇中略

御
　　檢見　　　　呼次
　　　　　何氏何某
　年號月日

一字上げてと有るは、射手の名も一字上る事也、檢の字もは貳字あがるべし、

一御方御所樣檢見させられ候時は、御方御所樣と書也、文明十四八月廿六日の日記に在之、道照愚草に見へたり、

　　檢見　　　　呼次
御方御所樣　　何氏何某
　年號月日

一白みがき勝負杯のときは、或は矢代をふり、或は鬮をふりて、馬の立所、相手組を定る也、檢見古實記に

見へたり矢代をふりたる人、矢印を云也、たとへば一番はおもだか、二番は三文字、三番は十文字抔と段々に云也、日記付る人、棧敷にて折紙に寫す也、

眞鏡犬追物之記に見へたり

△

如是矢代振の言ふ通りを寫し置也、折紙は横に貳ッに折也、

右の如く、矢代を不殘段々寫し終て、おもだかは、誰にて候と日記付る人問べし、其時その矢主、何の何某と名のるを、折紙に寫たる△の下に書付べし、扨又三文字は、誰にて候と問に、矢主の名乘る通りを、折紙の一字下に書べし、

眞鏡犬追物記に見へたり　圖左の如し

△	何之何某
三	何之何某
十	何之何某

如是不殘名を多く書付終て、其折紙の趣を日記に寫すべし、日記に寫す時、第一第貳の次第、前の享德十一年の日記の下に記す如し、

△は四頭の第一、三は四頭の第二、十は四頭の第三の所に書べし、以下の次第、享德二年の日記に記す次第を以て知るべし、圖の時は、兼て圖の銘を折紙に書置べし、左の如し、

左之一
右之二
左之三
右之四

如是兼て書置べし、銘は時に依て色々替るべし、射手皆圖をとり終たる時に、棧敷にて日記付る人、左之一は誰にて候と問ふ、射手左の一の圖を取たる人、何の何某と名乘るを、折紙の左の一と書たる下に書付べし、

矢代のときに准じて知るべし、段々問ふて、射手の名を折紙に書付終て、その趣きを日記に書付べし、日記に寫す次第、第一第二の次第、矢代の所に記するごとし、左の一は、四頭の第一の所に書、右の一をば、四頭の第二、左の二は、四頭の第三、右の二は、四頭の第四の所に書べし、以下は准じ知るべし、

一矢代にても、圖にても、日記の端作の下には、圖次第に書也、笠掛聞書に云、譬矢代を振て矢代次第に書共、日記には圖次第と書べし、矢代次第など、書事努々あるべからず、矢代則圖也、然間圖次第と書也と云、犬追物の時も同儀成べし、

出法師落書、寶德二年九月三日の日記に見へたり、

犬追物手組事　圖次第

一射手は十二騎を一手にする事本式也、然る所に或は九騎十一騎などにて、手掛に射る事有るべし、日記の書様、四頭は常の如く也、上の通りを半に、下の通りを重に書べし、是口傳也、公方様御犬被遊時犬追物記に見へたり、

、其圖左の如し

拾一騎之時如是

犬追物手組事

何氏何某	何氏何某
何氏何某	何氏何某
何氏何某	何氏何某
何氏何某	何氏何某
何氏何某	何氏何某

拾三騎之時如是

犬追物手組事

伊豫守殿	小笠原備前殿
中務少輔殿	遊佐河内守
宮内少輔殿	小笠原六郎殿
小笠原刑部大輔殿	小笠原四郎
武田中務大輔殿	磐田参河殿

矢所

何氏何某	
檢見	呼次
何氏何某	何氏何某
年號月日	

右衛門佐殿	小笠原民部少輔殿
下野殿	
檢見	呼次
右馬頭殿	稻生孫次郎
寶德三年五月十四日	

右拾三騎の時の圖は、出法師落書に見へたり、七騎十五騎などは、十一騎の時の如く、下の通り一人多し、九騎五騎などは、十三騎の時の如く、上の通り一人多く有るべし、すべて射手數重の時は子細なし、半の時は右の如し。

一貴人被遊候はゞ、日記に御苗字をば書ず、御名計に殿文字を書べし。〔眞犬追物記に見へたり、出法師落書の古き日記の趣も、此通りと見へたり。〕

一公方樣同手組に被遊時、貴人にても殿文字書べからず、御苗字は略すべし。〔貴人とは御一族をさして云なり〕御方御所樣、同手組に被遊時は、殿文字を書べき也。〔眞犬追物記に見へたり、按するに御方御所樣御時も、殿不可書歟。〕

一管領をば、御手組の時も管領と書也、但近代の儀成よし。〔眞鏡犬追物に見へたり〕

一公方樣、御方御所樣、被遊時にても、公家衆には殿文字可書也。〔常德院殿御代、中納言殿射手たる事、宗順大雙紙に見へたり。〕又公家衆は、御苗氏不可書、然共同官有之間、左樣の時は、御苗氏にて其御人知る爲也。〔眞犬追物記に見へたり、按ずるに御名字御苗氏同じ事成べし、公家衆の高倉院飛鳥井抔云御稱號は、武家の苗氏の如し。〕

一同朋衆を日記に書には、譬へば友阿抔と二字に書也。〔道照愚草に見へたり〕

〔犬追物之覺書〕矢所呼次の詞

執筆へは喚次傳へ、呼次へは檢見傳ふ、

弓手先　　鹽手先　　廻頭　　向ふ犬

追犬　妻手先　押捻　犬頭
手下　由木先　綱すり　月影
小縄きは　鐙先　日月骨　胸先
衣下　綱下　ふとも丶放　袖かんし
牓示外　そいらおし　三まい肩　妻手筋違
外の犬　妻手よこもの　弓手筋違　追さま

〔騎射秘抄〕一矢所の事、縄きはにては弓手をしもぢり、めてきれ、若は縄馬手是なり、馬手切と云は、假令うはてつまり、左た手すきあらん時の事歟、馬をば、かねに立て、犬左た手を出るを、馬の頸の下にて射て、同馬をも下手へ出すべし、もしは馬手頭にたつといふとも、射樣は同前、弓の本をこして、馬手にて射事、猶も縄ちかゝらんためにて、是は昔矢所なり、當世は射る物もまれに、又あながちに好べき矢所にてもなし、

一をしもぢり、當世きらふ矢所也、是又謂なし、得たる弓手にをとりたる事、勿論といへども、更に射まじき矢所にはあらず、それも樣によるべし、射手をへだてたるをしもぢりを、物あさく射たるは、誠にわろかるべし、我馬の尾の下をいづる犬を、腰ほそくをしもぢりて、尋常に射たるは、尤よかるべし、弓手をしもぢりと云事、いまにはしめざる矢所なるを、更に射まじきと心得る事も、一篇なるべし、

一馬手の物事、當世あながちに好まず、是又心得がたし、馬手のよこ矢は、大事の物と昔はいふ、されども餘によこざまなる物は、いかにも物こはく、矢づかなども殘るべし、去程に見にくき所もありぬべし、をのれと、まはり頭に、は左りそふ犬を、弓の本をこして、馬の頭にて射たるは、尤興あり、たとひ弓手なりとも、わろく射たらんは不可然、されば射手のいたるは、弓手も馬手もおもし

ろく、へたの射たるはいづれもわろし、然ば矢所の善惡よりも、射樣に善惡あるべし、射まじき矢所は、弓手切すがひ馬手以下也、大方人ごとに存知の事也、志るすにをよばず、

一外の物、若は築地、又は屛、見物所、河堀風情、何物にても物ぎはを、馬手よりも、よこざまに走切物を、十文字にさしよせて、馬手切の樣に、きらしわたして射當て、馬をめてへ折いだして、疏にすがはゞ、すがひ弓手といふべし、もし物にそひて、弓手へ折いだすとも、馬の折やう思樣ならずとも、矢は子細なき間、ちから入べき也、外にては、弓手切、馬手切、すがひ弓手のほかは、矢所あるべからず、をしもぢりたりとも、すがひ弓手たるべし、

一馬手切、古今人ごとに好む矢所なり、但是も樣によるべし、そのれと十文字にきれわたり、若はまはり頭に走そふ物を、一手綱つがひて、馬の頸の下、或は轡のみづゝきのもとにて射たる馬手切は、尤興あり、是をあしく心得て、十分に馬手にはしりならぶ物を、先弓手にて弓を引まくるもあり、さて射ざるもおかしく、たま〳〵射たるも、弓手とも馬手切とも云がたし、されば馬手ならば、馬手にて射べし、若は馬場末もあり、犬も走切べきならば、手綱をつかひて、弓手にもあふべし、夫も善惡、先馬手にて矢を射當て、さて物の尻ををし切て弓手にあふべし、是尤可心得者なり、〇中略

一矢所の遠近の事、歩射更に不叶人も、犬をやさしく射なしたるも有、かやうの人などは、外の物の遠くまはりたるを射る時は、其矢もみゆべき間、いさゝか斟酌すべきか、生得に歩射よく、手もきゝたる人の、遠まはりたる物のよこざまなるを、さしわたして射たるは、尤一の興也、是等は人によりて所によるべし、更に遠き物を嫌事も無謂事也、

〔了俊大草紙〕一犬追物事

一おしちがへとて、繩際ちかくて射矢有なり、其は我ひかへたるうわ手下手、一二騎隔たる所に、

犬の物頭のさし顕てみゆる時、既に犬走出ると見て、うわ手の人射置さぐる時、我馬を急に引ぬきて、犬の行べき前へ馳出て、弓杖四五程の所にて、一さまに馬をすへて、犬の方に向て打立て待べし、縄際にて射置たる矢わろく、又犬まろびたる時、檢見射て置けと云とき、犬頭のむきやうに隨て、弓手へも馬手へも馬を打立て待べし、かならず弓手にても、馬手切にてもあふなり、射置て馬を馳出てすゑて、矢答を一聲して、檢見の方を見べし、是をおしちがへの矢と云なり、此矢どもは、上手の必こゝろにかくる矢所なり、秘事と存聞、注付者也、左右なく人に教べからず、又縄際にて、筒際の矢と云矢あり、昔人の知らぬ矢所なり、長井治部少輔一人外は、此矢所を存知せぬ、其子細別紙に注畢、○中略

馬手物事、犬も馬も同頭に馬手に並を、弓の本を越して射なり、犬の跡の方へ、ゆみをふかく越て、押廻る様に射なり、馬手の横矢、とて、大事の矢所なり、其は我身の通り、犬の行所を射置矢の事なり、○中略

如此横ざまに十文字に射置たるを、馬手横矢と申也、此矢所は大事なれば、犬を少先立て、馬手の前、ゑほでの通にて射は安也、馬手物は、稽古すれば中々安物也、長井治部少輔は、終に馬手物を射ざりき、馬を押ならべ〳〵見せつくろひて、今弓の本を越か〳〵と見しかば、馳ながして見送て打歸しなり、弓本を越ば、射手姿のをかしく、射には必々はづるゝなり、笠懸の始は、此矢所を射覺ゆると云て、如此せしなり、相構射手姿をたしなめと申なり、されば弓の本を越て、くねりまはすは姿悪なり云々、早越て早射よと申なり、

一馬手すがひの事、馬手すがひと云は、縦ば犬は西の方へ走を、射手は東向に馳違て、馬手に走すがふを、馬手すがひと云也、如此時は、馬を急に一ざまにすゑとゞめて、左にても右へにても打返すべし、其後は犬必弓手の鐙の下に成を射也、若は馬手切に成事もあるを射也、急に馬をすゑ、返

ざまに弓を引ば、必矢所に成也、外物はいづくにても馬をすゑて、一手綱ひらきて捨て、弓を冠びきに引て射也、しげく手綱をつがひ、しげくゆみを引ゆるすべし、若犬走とゞまり、伏留まる時、射はをかしき事也、幾度も左樣のときは、弓をゆるして一手綱つかふべし、犬のつゐ伏〳〵物頭のしげく替をば、馬をもすゑ替〳〵、手綱をしげくつかひ、弓をしげく引べき也、

一犬に不可射矢所有事、弓手より馬の頭を横ざまに渡りて行犬を、弓手にては射ずして、弓本を越て、馬手にて射事を、弓手切と號して、つゝしむ也、又馬手より馬の頭を走渡犬を、馬手切にては射ずして、弓本を越て射をもいましめたるなり、ゆめ〳〵不可射事也、○中略

一當世の犬追物のやうは、長井治部少輔と、二階堂下野判官等をまなびしなり、武田小笠原柄野いゑ〳〵と云し、昔の上手のやうは、今ははや田舍射手とて嫌也、矢をゝする事は、工藤大たけの兩流を本とすべきなり、射手のやうは、彼二人のやうを、人の好みによりてまなぶべきなり、下野判官は、入ふしたる馬の走とゞまるまで馬を金(カネ)に立て、弓を高くたぶ〳〵と打開て引て押まはして、犬の繩を越、越すの所を射直すなり、長井は、馬はいかなるなま馬にても、走姿あしなみよければ、用て物頭のさしたる馬ごみの中に打入て、馬を金に立て、弓がまへをも高々として、只一拳に繩の内より射付て、急に引貫て馳出てすゑて、矢答をひき〳〵とせしなり、筒際の矢といふ矢所をば、治部少輔より外の人は射ざりし也、外物に逢て馬ゑたゝめ、いし〳〵は此兩人更にかはらざりし也、後には長井やうを浦山敷存てまなびしなり、筒際の矢の事は、始一二年の程は、十疋に八九疋は、或繩内或繩にかゝりしなり、矢所射おぼえて後は、十疋に七八疋は繩近にふし候也、凡此矢を射事、樣々の故實口傳多也、此矢所の事は、義氏左馬頭殿次男、大上總介殿○長氏と申は、吉良方の先祖なり、犬追物笠懸上手にておはせし人の射出されたる矢所也と、亡父○今川範國は語られしなり、故御所の御笠懸のやうは、大上總殿のやうとうけたまはり及ゑなり、

〔漫錄〕島津家犬追物矢所の名の事

縄際の矢所　弓手は、犬を左にうけて、犬の左を射るを云也、　馬手は、弓手を馬の頭を馬手へ越させて、犬の右を射るを云也、　ほかけの矢は、馬の向を右へ横に行く犬を、弓を馬手へ越させて、犬の右を射る也、是を馬手切とも云也、　おしもぢりは、弓をふり直し、後へ弓手をのべて見返して、犬の右を射るを云なり、

外の矢所（外さは縄より外を云なり）　弓手は弓を常の如くかまへ、弓手より馬手の先へかける、犬の右を射るをいふ也、　すがひ弓手は、馬手先より弓手へすぢかひ來る犬の左を射るを云、又向より馬手の方へすぢかひ來る犬の左を射るを云、　又何より馬手の方へすぢかひ行く犬の右を射るを馬手切共いふ、　馬手は、弓を馬手へ越させてにげ行犬の右を射るを云、　よこなものは弓馬矢有り、馬の向を横に一文字にかけ行を射るをいふ、犬の右を射るを馬手横とし、左を射るを弓手横とす、　袖返しは、左の後にうけて射るをいふなり、　犬は胴の間を中りとす、頭と足と尻とは不射所なり、（〇又見安齋隨筆）

〔鏡外〕一武田殿馬場にて、或時犬追物ありしに、棧敷の右の脇にて、細川民部少輔殿射させられしに、小備（〇小笠原備前守）政清、檢見にて矢所をとはれけるに、民部少輔殿すがふ弓手と答けるに、檢見、是は馬手切にてこそ候へとありし時に、豐州（〇多賀氏）は、縄にひかへて居られたるに、民部少輔殿被仰けるは、今の矢をば、多賀いかゞ御覽じ候ぞ、まさしくすがふ弓手と存候とありし程に、豐御返事に被申候は、如御意すがふ弓手と、これよりは見へて候とあり、其後小備の前にて、此矢の事申出されけるに、豐後はいかゞ御覺悟候哉と小備被申けるに、豐の返事には、我等ならばすがふ弓手共、馬手切共答申候はんと申ければ、小備大にわらひて、若衆の御矢にて候程に、如此被仰さぞありける、

再拜

〔鏡外二〕一畠山將監殿、東の物添を南より北へ引犬を、西よりはせよせて、馬を東頭にするゑて射て、犬の引方へ馬を出されたるを、子息伊豫守殿、被申たるは、今の御矢は何にて候ぞと被申たるに、親父將監殿、馬手切よと御返事あるに、いよ守殿、いや〳〵馬手切にては不可有候由、父子御問答ありしに、父子一所に御座ありて、小笠原與元、將監殿被仰候も其理候へ共、是は伊豫守殿被仰事は、理つよく存候、馬手切は物の尻をきると申候、此矢は物とつれて馬の足出させ給候、殊に馬手切と申がたく候、跡にすがうと申程に、馬も南へ御出し候は、すがう弓手にて候はんずるに、御馬の出し樣にては、馬手切とも、すがう弓手とも申がたく候と答られければ、其時將監殿、今よりは伊豫守殿の御弟子に成候はんずると云て、以の外腹立して座を立れけると也、父子の御中なれども、射手方の事をば互に難申給ひけり、依て御中不能いらせ給ふ者也、

〔法量之物歩立聞書中〕一さいはいの事　犬追物の時の事を、平又次郎宗信に尋申さるゝ時、宗信より相傳の分也、串の長さ一尺二寸也、串には木を丸くけづる也、紙を三ッに切て、中の紙は串にはさむ也、さがりは兩方へ、紙たけひとつながらづゝあるべし、三ッかさねはさめば、兩方にさがり數六つあるべし、本は白がねにて、はさみぎわせめを入る也、かうひねりにて結べば、二卷まきて、串の外へなる上にてむすぶ也、同的などの時は、紙五ッ重ねて切れば、さがりは數十枚あるべし、是も不苦云々、

〔犬追物之覺書〕幣は檀紙にて切なり、凡廣さは八分づゝにて、八下りに切なり、是二枚ならべての寸法なり、例の幣に替ることなく串にはさむ、串の長さ二尺六寸、あつさ五分、木の巾一寸なり、青白二本なり、手札挾裏表ともに朱ぬり、長一尺二寸廣八寸なり、

〔犬追物圖說上〕幣之事幷幣立

采配共、ぬさとも云也、引合にても杉原にても、三枚重て三ッに切る也、中を串にはさむ、兩方のさ

鉦

鬮

がりは紙丈の儘也、串をわりかけてはさむ也、〇中略是は神に奉るに非ず、只射手の名を呼時にふる也、〇中略

幣立は、かき板の如く成る板に、竹筒二本立也、寸法不定、但し幣のたをれぬ様に作る也、異犬追物記に見えたり、〇圖略此置所不定、便宜の所に置べし、

〔犬追物圖說上〕鉦之事

一義滿公の御時、白みがきの時は、相圖の鉦を打せられし由、檢見古實記に見えたり、鉦の寸法は見えず、按ずるに犬追物の時、打鉦とて法式は別には無き成べし、然共出家などの如く、手に提て打べからず、白みがきの犬追物、殊に行粧を正敷する事なれば、鉦も必ず臺に懸て打べし、

天子御即位の時、兵庫寮にて打る、鉦の圖をみるに臺有、若し犬追物に鉦を用べくは、臺に掛て宜しかるべし、

〔犬追物圖說上〕鬮之事并圖銘

一白見がき勝負等の時は、繩際に馬を立る次第、相手組を鬮にて定める也、矢代にて定る事も有り、鬮矢代の事、檢見古實記犬追物に見へたり、

一笠懸之記に云、鬮の拵樣之事、一にても二にても、或は筋かへても、又は四季の字にても、一對宛拵べし、十騎が本なる間、五番たるべき也、笠掛は十騎が本なる故、五番にする也、犬追物は十二騎が本なる故、六番にすべし、番は番ひの事也、略儀のときは射手の數によるべし、鬮の長さ法無し、但し五寸計可然、兩方を細く薄く削て、中ふとく削此削樣は笠懸の時の事也、竹筒に入てふる也、又犬の鬮は、頭を五分計、かうがひの如く、下を細く劒頭にする也、又笠掛聞書に云、鬮の長さ五寸二分、竹のうらの方に、一々二々と堀り作る云々、圖左の如し、〇圖略頭の幅五分計、長さ五寸二分、小刀にて銘をほる也、

銘は一二三四五六に各左右あるべし、又ば天地東西南北、又は春夏秋冬日月、又は□〇己|△

矢代

坏の形にもすべし、不定、何れも左右を付て對にすべし、譬へば左の一、右の一と云類也、天地東西南北坏の圖は、兼て天は一、地は二と定置べし、餘は准じて知るべし、

圖筒は如是作るべし、圖の長さ法無と云へり、筒は猶以て法なかるべし、圖の長さ五寸二分にする時は、筒の長さ六七寸計にすべし、圖十二本入る間、筒のふとさは徑壹寸五六分の竹を用べし、兩方にふしを込べし、上の穴は圖壹本、自由に出入する程に、片脇へよせて明くべし、

〔七十一番歌合〕十九番　さいすり

さしちがへのさいもめし候へ、いぬを物のいきめも候ぞ、

〔武器考證十一〕犬追物に簺を用る事、犬追物の諸書に曾て見えず、貞丈按、勝負の犬追物の時、圖を用ゐることあり、もし圖の代りに簺を用ゐしことなどもあるか、不審、

〔鏡外三〕一繩ぎはにて矢代ふる時は、射手悉く打寄たる跡に喚次は打入て、常の馬の立所に扣て、繩際にて矢代ふり、檢見打寄て定りて、矢取の後にてこしらへて、一番の檢見打寄て、犬はなさせらるゝ時、喚次も少し馬を出して、如常可扣、又射手の跡にやがて打入ずして矢代をふり、檢見定るまで外牓示(トハッジ)のそとにて待て、一番の檢見、矢取の後にてこしらへ、繩へ打寄時、喚次馬場へ可打入、何もくるしからず、又只先は檢見定るまで、喚次は外方示に待て、檢見こしらへて繩へ打よする時、喚次は打出る事本式なり、

〔眞鏡一〕一射手檢見の事、繩際にて矢代ふる時は、十二騎の射手の引目を取あつめて、二に分て二度振る也、一番の矢代の人、一番に檢見をするなり、一番の檢見十疋之たらば、打寄て次の檢見すべし、以前の檢見は、今出る檢見を恐るゝ樣に打退て、矢取の後へ行て、射手具足して可出、檢見は以前犬射たる馬にてすべし、別の馬にせすべからず、ぶちも射手のぶちにてする也、其時は指かけを緒にまとひてするなり、ひばは射手の時とめたるひばをときて、之きにむすぶべし、馬より

おりてこしらゆる時、沓をぬぐべし、

〔眞鏡三〕一犬の時、はや射手悉く繩へ打寄たるに、檢見假にさしあふ事あり其時は射手檢見可ㇾ然とて、繩際にて矢代をふる、十騎にて十疋かはりにすべし、又は五騎にて廿疋かはりにもするなり、矢代をば射手の中、器用の仁にふらすべきなり、矢代ふるべき樣、馬を打のけ下馬して、沓をぬがず、こしざしをとり、ぶちをとる、けづりぎはのかどの方へあゆみより、つくばひて有所へ、矢代を矢取持て行て渡すなり、十騎の時は、十の矢代を交江三度押分て、さて五をば、引目の方を棧敷の方へなして上の方にをき、先五をふるなり、ふり樣は引目をそとつきそろへ、右の手をさかてに成て、すげぎはをとる、右の脇より後へまはし、左の手は取渡し、引目尻を棧敷の方へなしけづりぎはに引目を打かけ、一ヅヽふるなり、貴人の御矢をば、ゆびにおぼえて、一番にふり出すべし、さて分て置たる五を取て、今のごとくふるべし、さてふりはてゝは、其まゝやとりのかげへ行、こしざしをさし、ぶちを持、弓をとり、馬に乘、如ㇾ前可ㇾ打寄、ふりをきたる矢をば矢とり可ㇾ執、日記には、一番の矢代を檢見に書間、必貴人の御矢を後ふり不ㇾ出共、檢見には貴人を日記に書べし、又人しての時も、矢代を五つ分て、をかぬまでなり、如ㇾ此分てをく事は、十の引目一度にもたれぬ間、此分なり、又射手檢見の時、貴人は細川殿畠山殿にても御扣の時、御内の者、矢代ふらば、今のごとく身ごしらへして、けづりぎはへよる時、御馬のきはへ參りて、御矢を給りて、けづりぎはへよるなり、ふりはてゝも御矢代を持て參るなり、諸大名あそばす時は、何も如ㇾ斯也、

一繩ぎはにて射手檢見の時、こしらへ樣一番に必貴人の御矢をふり出す間、御矢代を御覽じ、矢取のきはへ御馬を打、御のけある所へかいぞへ五人計、檢見ぶちを持て參れば御馬より御おり有、御小手を取、御腰ざしをぬかれ、御弓御鞭をかいぞへに渡され御こしらへあり、檢見のぶちを御さしあり、御馬にめし御打よせあるなり、沓は始末御ぬぎなきなり、樣體はいつものごとくた

るべし、かいぞへ御よせあるを見送り申、御弓持て歸る人は弦を下へなし、引目一とりそへ、右の手に持て歸るなり、一人は御こしざしも、犬射鞭と右の手に持て歸る、但御こしざしを右に持、御ぶちを左に持てもくるしからず、一人は御小手を可持、十疋の、たる口をよばゞ、今の役者、以前の御弓こしざし御小手鞭を持て參りこしらへさせ申、御打寄あるを見送り申、檢見ぶち取て歸るなり、廿疋めの檢見、十七疋計矢あると覺ゆる時分に、馬を矢取のかげへ打のけ、馬よりおりて、やがて沓をぬぎ、弓をもをき、腰ざしを取、小手を置こしらへ、射手のぶちをこしにさし、沓をはき、馬にのり、十疋とよばゝり、たる口の矢あらば、如前繩の達めへ打寄、ぶちをぬき、繩の內へ打入、犬をはなさすべし、十疋ヅヽにて替時は、十疋々々のたる口にては、御犬引こめと云なり、百疋のたる口にては、御犬引こめとは不可云、いつも如斯、又一番の檢見は、たる口をよばはりて、つぎに誰といひて、ぶちを如前さし、其儘矢取のかげへ打歸るなり、其次つぎの樣體同前、又貴人御小手さゝれぬ時は、御こしらへの時、御馬より御おりなし、御馬の上より御弓こしざし御ぶちをかいぞへに被渡、檢見ぶちさゝれ御打寄あるなり、其時はかいぞへ一兩人參りて可然、

一棧敷にて射手檢見の時、矢をふるべき樣、ゑぼし懸をし、棧敷の右のつまより上の方につくばひて有所、一番に貴人の御引目を御矢代に、かいぞへの人持て行渡すなり、何の矢代も、かいぞへ持て行、振手に出すやう同前、ふり樣は、繩ぎはと同前、但引目の方、棧敷の前にては繩の方へ成也、此ふり樣の時は、手をあふのけてふるなり、十騎にてあらば、此時も矢代五分けて可置、引目尻繩の方へ成て可置、ふりはてゝは、矢代よりちとのきてつくばひ、そと手をつきて左へ歸る也、御矢代をば持て出たる仁、射取て歸る也、矢代持て出、ふりてに渡しては、其儘竹垣の內に居て見物してもくるしからず、日記には、一番にこしらへて出たる貴人のを檢見に可書、此時も貴人一番にふり出すべし、此儀日記にもあれ共、其內に少も口傳ある事を書者なり、

贄

一棧敷の前へ御矢代持て可ㇾ出樣、右の手にて、引目からの、すげぎはをにぎり、羽の方を先になし、引目をあとに成て、矢代のふりてに渡す時、左の手にて、前に右の手にもちたるすげぎはを取、右手にて引目の目より一寸計かみをかゝへて、右のひざを立て、矢代ふる人の右の手へわたし、其儘手をそとつきて、左へ歸る也、

〔犬追物圖說上〕矢代之事

一矢代にて繩際に馬を立る次第を定る時は、射手の引目を一宛取て、十二筋を二ッに分て、六筋振て、又六筋振つぐ也、是を引目圖と云也、振樣、笠懸聞書に有り、類鏡に記す間、爰に略す、的矢の如く、打違へ重ね掛てはふらぬ也、一ッ〳〵並べ置べし、是を引目ふりと云也、

一矢代は假屋形の左の方、檢見古實記に見へたり日記付の棧敷の前にて振るべし、棧敷の前には、筈を棧敷の方へなすべし、

筈を棧敷の方へなす事、笠懸矢沙汰の記に見えたり、又檢見條々にも見えたり、圖左の如し〇圖略

檢見條々に云、棧敷の前にて矢代をふる時は、棧敷の左のつまより置初る也、引目は繩の方へなすべし、棧敷と矢との間弓杖二杖計置べし、

〔犬追物類鏡一〕神事犬追物に贄懸る事

一檢見〇犬追物檢見之記に云、神事犬追物之時、贄を懸る時は、棧敷の樣に、一懸二懸にても懸べし、認め樣口傳有べし、

〔犬追物圖說下〕贄之事

一神事犬追物には、贄を日記付の棧敷の柱に懸る也、檢見記に見へたり是は其日祭る所の神に手向る也、

笠懸之記に云、鳥ならば二つがひ、同山緖をかけ同ならべ、雄は前の方、雌は後の方に懸べし、又云、藤にて懸る也、鷹の鳥に山緖懸る如くに、後にて結て、鳥の頭を上へなして懸る也、又云、魚をば腹

を合て、あぎより口へ穗のある薄にても通して、四の枝結付る也、笠懸の時は、木の枝にゆひ付る也、穗のある薄にても付る事、魚に限りたる也、又云、鮎を懸るには、わらしべにても、あぎより引通し、五ならべて、數十懸べし、笠懸聞書に云、鯔など可懸時は、是も一懸、魚のあぎより口へ、ほそ繩をかけて引通し、同一かけべし云々、犬追物の時も如此なるべし、笠懸には木の枝に懸る、犬追物には柱に懸る違也、柱に釘を打て懸べし、笠懸の時、贄を懸る木の枝の高さ、弓のほこたけ程と、笠懸聞書にみえたり、しかれば犬追物の時も、椽の上より弓のほこたけ程に釘を打てかけべし、

古事類苑

武技部十一

犬追物下 牛追物併入

古事類苑

武技部十一

犬追物下 牛追物 附入

〔鏡外三〕一武田中書入道玄就、若き時分より犬を被射しが、萬にしと〳〵としたる事なきに依て、犬射引目が大なるもあり、ちひさきもありと中書入道をそしりて、或人の多豐に語りければ、多豐被申は、是は古實のわざにて候、面白事にて候、我が犬を物出きるとおもふ時には、大なる引目にて射る也、是ば古射手の覺悟也、中書入道の引目の大小も、此心得にて候はんと褒美せらるれば、中書をそしりがましく申たりし仁は、案に相違のかほさが成し、此次に多豐被語けるは、畠山將監殿は、弓の名人にて渡りたるが、犬追物射させ給けるには、犬追物をよく射させ給ふとおぼゆる時は、馬場中にいづくにも見えさせ給也、犬追物がいできぬと覺て、人の馬かげにはらせ給ふ也、いづれの道も、其時の善惡を我と心に能々覺て、すゝみしりぞくべし、此心なき人は、只心におもふのみにて、身をかへりみぬ程に、よからぬ事也、我と難知は人を定て見せて、善惡を告させて可覺悟、一を以萬を察すると云事あり、○中略

一檢見、矢をさたするとて下馬すれども、射手中に下馬するも有、下馬せぬもあり、文明十一年三月廿八日、於赤松殿馬場、備州政清、遠近をさたの時、赤松兵部少輔殿、同刑部大輔殿、同民部少輔殿、赤松家之予刑部少輔殿、同彌三郎、此五騎は馬に乘ながら扣て見られけり、此赤松一家四人の中にも、公方奉公の人には、日記にも殿の字有て、家の子にて渡る一族は、殿の字は雖無之、下馬はな

かりけり、浦上掃部助、喜多彌三郎、石見孫四郞、安村四郞、小倉小四郞、曾禰山城守、下馬したり、但下馬はたれども、沓をばぬがずして、はきながらつくばひて居たりとて、近比曲事と申事也、檢見の沓はきながら、矢をさたありしを見て、同じ樣に心得けるにやと、申たる物咲成し也、

〔鏡外四〕一射手具足の事は、射鏡に大方ある間不注之、然共少も亦替たる所をば註する也、小袴に、くゝりをしめ、次に素袍のひぼを前にて一むすびして、はかまの前腰に、ちと右の方へよせておしかふべし、さて素袍の左の袖をぬがせ、むかばきの左皮よりふみこみ、右皮をふんごみ、其儘右皮のをゝ、右のちのとをりにてとむべし、さて素袍の左の袖のかたぬぎたるを、右皮の緒に上より下へ引とをし、左の方へ引とをしたる袖を卷て、右皮のをに、少おしかいて、さて刀のつかを皮にてとめてさゝすべし、さげ緒を刀の下へまはし前へとり、右のちのとをりに、右皮の下へおしかふべし、是左皮はかざる先にさゝせたるが能也、其時ははかまの帶におしかふべし、左皮を刀さしへとをし、おしあてゝ、腰指を三さりて、矢なみにねぢ、右のわきに押あてゝ、左皮の緒を引目とゞめへとをし、前の引合めのむかひのとをりにて、人のゑりの引合のごとくに、繩のはしを引ちがへべし、いかにも〳〵繩と棧敷の間、繩の方通事、可斟酌也、犬はてゝ、外方士を出れば、總の射手の繩をまはらるゝごとくに、矢とりもまはりて可出、かいぞひおそくば、矢とり、馬の口をさかてに取ておろし可申也、さかてとは、手の大指の上へ成樣に、小指のほう、身の方に成樣にとる事本なり、總の射手よりおそく出る事、びろうの儀也、犬の間は、主人に少しも目をはなたぬなり、能能きをつかひ矢をとるべし、矢のとりやうにより、よき矢のすたる事多し、

〔騎射秘抄〕一犬追物に、射手の品々あるべし、第一には、步射よく、具足大に、射手もかさありて、馬達者ならむ是也、又はおのづから品がゝりよく矢ごたへをし、馬の口を引、或は鞭を打まで、生得に面白き是也、又は此二はなけれども、さして見にくき所もなく、する〳〵と射なしたるもあるべ

し、若は此三はなけれ共、矢數あるもあり、是は勝負、又は後日の日記のためなどは大切也、但よからぬ射手、あまりに矢數あるも、總じて射手のはうたい違亂ともなるべし、いづれをもかねたらんは、誠に上手なり、此内一つもあらば、射手の人數たるべし、彼是更にもれたらんは、批判の限にあらず、○中略

一射手に昔今とて、あながち定置べき法なしといへども、人の心、時にうつり、代にかはるによりてなり、假令昔射手と云は、いかにも矢數をたしなみ、内外に我一人と馳廻る也、是かならず當世に不可然、たとひ矢數はなしといふとも、一疋も矢所尋常にしたゝめおほせて、物ふかく射たらんはよかるべし、但是をあしく心得て、矢數をたしなまざる故、十疋二十疋にも矢をはなさず、たゞ繩にひかへたるばかりを、當世射手の風情と心得たる人もあるべし、是又大に不可然、射手の裝束して見物するにおなじ、更其益なし、矢數なしともといふ事は、あながちに是を嫌にはあらず、矢數を第一とする時は、いかにもあしき所おほかるべき間、先志たゝめてよく射させんが爲也、射様も能、矢數もあらんは、流の棹のごとし、さればとて初心の程、あまりに矢所を執する事も、却てあしきこともあるべし、善惡矢をはなすにつきて、あしき所もあらはれ、をのづから能所も出來べきを、更に矢をはなさゞる事、僻案の第一也、上手なを毎度我心にまかせず、然をたゞ我思ふ様なる矢所をこそ射めとためらふ程に、さるべき矢所もなくて、五十疋百疋などにも無をする事も、有無にはよるべからずといへども、餘に矢數なきも、射手の物ぐさくなる因緣也、されば若き人〻などは、いかにも内外にて馬をも乘、きは〳〵と射なすべし、但それも時の大名、又上手などの中にて、我一人と馳廻る事も目に立て見ゆ、射手の心地よく弓手を射たるに、へたの二騎三騎をへだてたるをしもおりなどにて、内に射をくは、すべて無念の物なり、得たる弓手などに、上手のひかへたるには、左右なく打寄がたし、縱もとよりひかへたり共、打のきて射手にあたへた

き物也、必犬ごとにかゝるべき法にはなけれども、折にしたがふべき事、心得べきもの也、

一初心の人は心得べき事、片入の馬を好事有べからず、馬のこはきにとりあひ、馬に心をかくる程に、矢所矢數をも射うしなひ、覺ず腰高になる事も有、又さのみ古逸物も有がたし、さればいかにも乘心安く、おもがろき馬をこのむべし、最初心の程は、古逸物にて馬に心をかけず、射樣ばかりをたしなむべきなり、上手なを晴の犬、又は勝負などの時は、射付の古逸物大切也、況や初心においてをや、但あまりに古馬ばかりは、めづらしく有興風情もなし、又は其馬なき時は、骨をうしなひ矢數もなきもの也、時々は下地の馬を、乘かへ／＼射るも稽古の一つなり、それも又射手によるべし、生得に馬達者なる人は、少々の荒馬をも、をしなをし／＼射たるも興ありて覺ゆ、馬よはき人、ことに荒馬は斟酌あるべき事也、○中略

一古は能矢を射ても、猶二ッ目の引目を取ておしかけて、檢見のかほをみよなどいふ、是も餘におぼゆ、一騎あひの物を、不審なく心地よく射たる時は、頓て馬の口をも引べきに、昔樣にをしかけてあらんも、更に射手の幽玄あるべからず、さればかやうの時は、いかにも射手もよし有て、矢答をもし、馬をもひかへべし、又馬場の末も有て、犬にも能よりあひ、疏にあひ付て射はづしたるには、又も射てよかるべきを、當世やがて馬の口を引事も、又愚意において大小無念也、不審なき時はひかへ、又も射てよかるべき所にては、をしかけても射べき也、折により所によるべきもの也、但大名、又いたりて無上の射手などは、追べき所をひかへ、射べき所を射ざるも有、是は制の限にあらず、されば初心の人は、上手をまなぶ大切も有、まなびて無益の所もあるべし、取捨物によるべし、是等必口傳あるべからず、人の心によるべし、能々覺悟すべき也、

〔射鏡四〕一犬追物の時、弓の弦も切、弓もかへる事あるべし、其時は、はりたる弓の樣に可持、かいぞひの若黨、はりかへを以て來らば、弓にとりそへべきなり、若黨、はり替を出す事は、弓と引目と右

の手にとりそへ、馬の右へまはり、弓の本を馬の頭をこして、射手の弓手へ可出也、さて弦の切たる弓を執て歸り、かけがへ張ておくべき也、北へ向てはるべからず、引目をそへずして、弓計は、まいらぬ事なり、○中略

一檢見、矢を沙汰する時、射手は馬よりおるべからず、若主人、矢をさたせん時はおるべき也、○中略

一貴人の御座の方、同繩の中へ向て、射手も檢見も馬を不出、是は若引れて、はせかけじの用心の儀なり、

一公方樣の御あひてに仕る時、御馬のあたりには不仕候、同二騎三騎の間にても斟酌すべし、

一射手のくびは、ろくろのごとしと云は、矢を射置ては、左右を見つくろひ、檢見を見て心をつかひ、矢答をする儀を云也、

一繩ぎはにて矢を執落て、とりよげなるを、其儘さがりて取ても不苦、とれぬを執かねては見られぬ也、

一自然矢を取かゆるに、わが手に持たるを、なぐる事有べからず、

一繩の内にて、出かねて、まはる犬を、かた犬と云也、不可射、但あら犬にて、引目をもえらぬを、檢見射たてさせんとて、射よなんど申さば可射、是をせこ犬と云なり、向矢にさそはるゝ犬と云也、

一犬の出入に、繩のゆがみたるをば、射手の内にて功者、是を直させべし、

一引目四を一腰と言儀は、昔は四さして、繩のきはにてぬき持候、同四に定候事は、四の矢所の故也、同一束と言事は、數一束にゆひ立たるを申也、廿を一束と云事は、廿の負矢を表する也、

〔犬追物馬場打寄事〕一犬追物の時、馬場へ打寄する時は、射手具足して、馬の際へ歩寄て、馬に可乘樣、先弓を右の手へ取なをして弓杖をつき、我目より少高くかいにきりて、弦を馬の頭の方へなして弓を立て、手綱を取て、鞍の前輪に左の方の手綱をつよく引つめて、左の大指にかけて、前輪

を拘へて可乘、拐鞍の眞中に乘居て、弓を取直して、馬の二の耳中、少右の耳の方へ弓の先を寄て可持、下馬の時は、右の手へ弓を取て、本弭を土に付て、左の手にて手綱を鞍の前輪に取添て下馬すべし、

一馬場へ打入、三の見所と云事有、先我を見かへり、屋形を見、拐繩を見る也、是を三の見所と云也、繩際へ打寄する時は四の角へは不可打寄、此角へは主人貴人の打寄らるゝ在所成間、縱度も斟酌可有、其外へは向を見て打寄すべし、繩際へ打寄ては、先馬をかねに立て檢見を待べし、未檢見打寄ざるには、繩を隔て、けづりぎはにひかへべし、檢見御犬引込と云時、繩に馬を添て矢をつがふべし、けづりぎはに扣たるも、又打寄かねにも立て、早矢をつがふべし、自然繩の違目に扣たるとて、矢をもつがはずして不可有、檢見の催促を受て矢をつがふ事、無念口惜事也、能心得べし、又棧敷と繩との間を、射手も檢見も不可通、是を物表と云也、大に斟酌すべし、

一繩せばきとて、繩の違目へ打寄事不可有、是は檢見の打寄せる在所たる間、心得肝要也、射手は檢見を待て扣へべし、檢見打寄られば、打のけて檢見を打寄べし、檢見の打寄らるゝ所とて、早馬を打のけたれば、氣遣とは不見間、檢見の顏をも見て、其と見ゆる樣に氣遣あらば、尤好所也、

一繩の違目の事、檢見繩の内へ被打入引込の物すきは、違目へも打寄べし不苦、拐犬射まじきと思ふ時は、違目へも打寄、繩にもかねにも立扣へべし、物表三の角などに馬を立やすむる事は、ゆめゆめ有間敷事也、

一馬場へ打入時おそくて、はや犬放さるゝ時分ならば、必足を出すべし、是は五疋も十疋もすみて、打入時の事也、檢見も打入て待、犬も放すは、たゞ〳〵程にいり〳〵と打入て足を出す共、つまよりして、弓杖三杖程も打入て足を出すべし、其時矢取畏て居は、前を可通、立て居たらば、後を可通、加樣の心得、肝要の義也、

檢見

一一番に放す犬をば、引込の犬とて射ざる事也、射手悉さしはずしをして、二番の犬より射る事也、矢なき間は、幾度もさしはずしをすべし、百疋の間、指はずしを可心掛也、

〔下學集 態藝 下〕檢見ケンミ（犬追物時在之）

〔騎射秘抄〕一犬追物には、先可賞檢見、檢見未練之時は、射手の善惡、矢の是非をも辨がたく、更不可有其曲者也、

一檢見は、自身の射手にはよるべからず、非射手者も檢見をする人あるべし、又射手の中に、檢見不叶輩もあり、射手の檢見、稽古の人大切也、但相應の人は常にありがたし、さればする物はおほく、得たる人はすくなし、仍檢見は最大事の物也、他人雖賞、いさゝか斟酌あるべきにや、

一檢見善惡の事、大方見あやまりなどは、昔も今も有べき事也、まさしく法を忘らざるは、難用檢見者也、次に檢見の違目有と云共、爲射手無左右難及指南異論、力なく當日は是非を檢見に可任也、

〔犬追物檢見條々〕一檢見打寄る時は、牓示より外にて馬に乘りて、射手とつれて可打寄、縱射手、みな不出共、貴人出られば檢見打出て、繩の違目に扣へ、射手の皆打出るを可待、遲く打出、貴人をまたする事、びろふの儀也、犬百疋はてゝは、鞭を腰にさして打のけ、ほうじの內にて、射手と同樣に馬よりおるゝ也、鞭をば行縢と小袴との間へさすなり、

一檢見の中間二人、矢取の左右のうしろに坐して可居也、

一射手皆繩ぎはへ打寄ば、檢見鞭拔出して、貴人又は古射手などに向て、はなさせ候はんと云ひて、繩の內へ可打入也、

一鞭をぬくべき事、手綱を左にかた手綱に取て、右の手を前へ廻し、四のゆびを身と鞭とのあいへ入て、其まゝ前へ鞭先の成やうにおしまはして、鞭の緒をばうでへは拔入ずして持也、鞭先の

さがりたるも悪し、又一もんじなるもわろし、少鞭先を上て、髪中にすじかへて可ㇾ持也、

一檢見縄の内へ打入ば、射手皆矢はむべし、其時犬放し、御犬にげ候と可ㇾ喚、三聲喚りたらば、早はなせと檢見可ㇾ云、貴人未矢をもはめ給はずば、縦犬はなし、しげくよばはるとも、貴人矢をはめ給ひたるを見て、はなさすべきなり、

一外に吉矢ありと見て、ひかよふと云て後は、矢いくつも落よ、不ㇾ及二是非一、吉矢の方へ打寄、其射手に目を見合て、内の矢ならば、内の矢よと可ㇾ問、外ならば、外よとも、外候よ共可ㇾ問、中ならば、中の矢よとも、大引目、又は中黒とも、たかの羽とも、黒つはとも、染羽とも可ㇾ問也、矢四も五も落ば、あれよとも、是よとも可ㇾ問也、時宜によりて何共可ㇾ問也、

一縄の内にて馬をひかゆる事、初縄の外より打入たる時は、縄の違目をうしろになし、棧敷を前に見てひかゆるなり、後々はいづくにも可ㇾ扣、棧敷をうしろになして、ひかゆる事あるまじき事也、又貴人をうしろになしてもひかへず、貴人、檢見のうしろへ打寄る事あらば、打のけて別の在所可ㇾ扣也、

一ひかよふと云事は、おそく云也、其謂は犬もよくかき、矢もよく落、馬の足も無ㇾ煩出たるを見て、ひかよふと云間、あながち遅く云べきにあらねども、おのれとおそくいはるゝ也、射ておけと云事は、はやく云なり、是は今の矢はあしく候、二ッ目をとれと云心也、

一一番に射たる矢を、檢見、縄より打出して、喚次に向ひて、すこし鞍に立すかして、なにがしと喚て、さて右へ折て縄の内へ打入也、是は一番に射たる時の事也、二疋目よりは、左へも右へも折て縄へ可二打入一也、

一檢見、縄より馬を打出しては、たびごとに喚次に向て、馬をすへきりてかゝへて立すかし、名字を可ㇾ喚事本也、但たびごとに左様なるも、檢見品もなくわろし、時々は打通りざまに、馬を横にひ

かへて名字をよぶなり、百疋に二疋三疋は、名字をも忘れたる様に喚る也、是も検見のたいはいと云也、か様の事は、初心の検見、又年齢などゆかぬ人は、意得ても可ㇾ有斟酌事也、

一検見は、打よせざるさきに、先日記請て可ㇾ見事、さだめたる義也、射手の名字官途は何とも日記のごとく可ㇾ喚也、但弟子などは、日記に殿文字ありとも、殿文字をのけて喚る也、又検見、殿文字喚とも、喚次の弟子ならば、殿文字をのけて、喚次はよぶべき也、

一人の名字をば、三ッによびかゆる也、一番に名字より官途まで可ㇾ喚、二番には名字計りよぶべし、三番には官途計を可ㇾ喚也、但同名同官有時は、名字計、又官途計よばゝる事あるまじき也、

一人の官によりて、かうの殿と喚事、ことなる賞翫の義也、○中略

一犬づかへ入たる犬を、或は投いださせ、又はむかばき鼓を打などして出さぬ事也、射手も射まじき事也、縦犬づかへ入とも、直に馬場へ出たるをば可ㇾ射也、總而犬塚にかぎらず、はうじきはなどにふしたる犬を、河原の者などに投出させて射る事はあるまじき事也、貴人など外へなりたるに犬ついふさば、検見馳よせて、行縢つゞみをうちて、弓手へも馬手へも、射手の馬のひかへやうを見て、犬の出るやうに、むかばきつゞみを打也、

一行縢鼓の事、縄の内にても外にても、かた犬有時、むちにてむかばきを打也、うちやう、つゞけかけて打はわろし、少あい有やうに、二三よき程に、ひやうしきこゆるやうに可ㇾ打也、

一暮かゝる時は、検見鞭抜出して、縄の内へ打入て、引こみより遊ばし候へと云事あり、其時は射ても不ㇾ苦、但射ずはよかるべき也、

御所様あそばす時、引こみより被ㇾ遊候へと検見申まじき也、

一検見の心得多しといへども、第一射手、矢もなく犬も不ㇾ出來して、えづみたる時は、検見馬をうきうきと乗りはたらかして、射手にこと葉をかけて、射手を引立る様にして、犬をはなさすべし、

又射手そゞろきて、はせ廻りて射る時は、如何にも心をしづめ持て犬をはなさすべし、外へ五騎三騎射手あふ時、射手に打付て馬を出す時も、心をしづめもつて、しと〳〵と馬をあつかふべし、射手と同樣に馳廻り、心をそゞろきて持時は、かならず矢をも見おとす也、此條々覺悟最上秘說也、

一檢見は、ひかよふと云て、扨御犬引こめと云て、打出して射手の名字を喚る也、ひかよふとも云ぬ以前に、御犬引こめと云事、あるまじき事也、又あれよ是よと云事も、御犬引こめといはぬ先に云事也、御犬引こめと云て後、あれよ是よと問事、あるまじき事也、○中略

一繩にて矢二有時、繩近なる矢さがりてあるらんと見え、繩遠なる矢は、まがはすよし、其時は繩遠なる矢を、あれは定の矢と云て、なわ近なる矢の引目尻を見て、落尻よくば、なわ近の矢を繩近よと言ひて可賞、繩近の矢、落尻わろくば、繩遠なる矢を、あれよさとひて可賞也、

一繩の矢不審の時、射ておけと云、射手外へあふ時、出ざまに矢な取りそと云て、射手に打つゞきて行く時、外の矢よければ、ひかよふと云ひて後、外は定の矢よさ云て、さて繩の矢の落尻をも見、又跣をも見るに繩の矢よければ、繩近よと云て可入、繩の矢わろければ、外の矢を外の矢よと云て、御犬引こめとて可入也、○中略

一檢見は水鳥のごゝしといへり、是は名目也、其謂は、水の上に、いかにも靜にうかみて見ゆれども、是にて水をすきもなくか　　也、そのごとく、檢見も、うち見はしとやかに見えて、心に無油斷一大事に思ひ入、氣をつかひ、射手をことく〳〵く敵におもひなしてする事也、○中略

一矢行膿のすそ、又何にてもあたりて、ひそりて犬によくあたる事あり、可捨也、

一馬の尾をへだてゝ、尾ともに犬にあたる事あり、わるき矢なり、可捨也、○中略

一繩にて吉矢を射て、末馬の足の不出さき、けづりきはより內にて出し合て、ざきと射る、ひかよ

ふさ云ひて、けづりぎはなる矢を可賞、縄近の射手、我等仕候矢、なわ近にて候、何ゆへに御捨候ぞと問時は、検見御馬の足たまり候、削りぎはの矢は出し合て、かくあしにて遊ばし候間、入申候と可云、但けづりぎはにて、どきと射ると縄の射手、馬の足おなじ程に出たらば、縄の矢を可賞也、

一検見、落馬の時は、沓をぬぎ、鞭を腰にさし、馬を犬塚のうしろへひかせて可乘也、打よする時は、如初縄の違目へ打よせ、むち拔いだして、縄へ打入るなり、

一検見、鞭をる丶事あり、其時は馬よりおり、犬塚のうしろにて沓をぬぎて、かへの鞭を請ひ、腰にさして打よせ、如前鞭を拔て可打入也、

二騎検見事

一内外の検見の事、内の検見は、例式縄の違目に可扣、さて射手皆そろひて跡に、外の検見も鞭を拔べき也、外の検見は、棧敷の前に日記付をうしろになして、縄とかり屋との間に、十疋よぶまで扣へて、扨十疋喚て、其まゝ何方へも打よせ扣べし、其後は何方へも馳廻るべし、削りぎはより外は、外の検見射て、おかふ、ひかよふを云也、毎度犬より先へかけ出して、犬を跡に見るやうにひきむかへてみる事本也、又時々は跡に行ても不苦也、

一内の検見、矢を沙汰せば、外の検見は、射手とおなじ様に馬に乘りて可見、内の検見矢を談合せば、馬よりおりて異見を云べし、外にて沙汰の矢有共、内の検見を喚て沙汰せん事本也、但内検見、外の検見に與奪して沙汰せよとあらば、外の検見可沙汰也、

一内の検見、よき矢ありて、射手の名字をよばゞ、外の検見、打寄聞て、日記付の前にて、喚次のごとく喚る也、

一外の矢吉時は、外の検見みて入る也、其時は外の検見、内の検見に、外の矢よく候と云也、いれ被申候へと内の検見云を聞て、外の検見入る也、

射手検見事

一射手検見の時、縄ぎはにて矢代ふる時は、十二騎射手の引目を取あつめて、よくませて、二ッに分て、一分はまづ置て、一分をくじ弓の矢代ふるごとく、うしろへ廻し一ッゝをくべし扨置たる引目を、又とりて一ッゝ置べし、

一射手検見する次第は、一番矢代の人、一番に検見をする也、一番の検見の人、一番にたちたらば、其次の検見、矢取のうしろへ行て、弓引目をおきて、たる口よびたらば打よせてすべし、以前の検見は、今出る検見をおそる様に打のけて、矢取のうしろへ行て、射手具足をして可出也、

一射手検見の時の馬は、以前犬射たる時の馬にてすべき也、別の馬にのりかへてする事あるべからず、

一射手検見の時の鞭の事、検見鞭に取替てする事不可有、以前射手にて持たるむちの指かけを緒にまとひてする也、

一射手検見の時、紐の事、射手の時、とめたるひもをほどきて、たきにむすびてするなり、

一射手検見の時、矢代ふりて日記に書時は、鬮次第と書也、一番の検見の人を、検見の所にかく也、又賞翫の人あらば、なんばんめにてもあれ、賞翫の人を検見の所に可書也、されば射手と検見と、二所にひとりの名字を書也、

一射手検見をば、一番の矢代より十番めまでする也、十一十二の矢代の人はせぬなり、

一射手検見の時、本には時と云字までかたに付る也、桟敷の前にて矢代をふる時は、桟敷の左の妻より置初るなり、引目は縄の方へ成べし、桟敷と矢との間、弓杖二杖計をくべし、

一桟敷の前にては、腰ざしをも取て人に持せゆがけをも取るべきなり、○中略

一検見縄ぎは沙汰する時、縄にひかへたる時は、縄の内にて馬よりおりて縄より外へ引出させ

て沙汰する也、又縄より外へ馬を打出て、おりても沙汰する也、何も不苦、縄より外にて馬よりおりて、縄の内へ馬をひかせておく事、有まじき事也、

一檢見も射手も、主其外貴人落馬の時は、馬を打のけ沓をぬぎて、頓て沓をはきて、馬に乘べし、吉矢を射手、馬を出しざまに、射手の落馬する事有、其時射手貴人にて、馬よりおるべきならば、喚次に名乘をよびて後、打のけて馬よりおるべし、矢を入るまに落たる射手、頓て馬に乘りたり共、檢見は馬より下て、聽てのりて縄の内へ可打入也、

一芝の上にては沙汰あるべからず、つくかと見ば可捨、引かと見ば可捨、是は芝の上にての事也、假令芝の上なりとも、雪のふりたる時は可替也、

一濕れ犬と云は、譬令堀川などへも落入、又は雨にもぬれたる犬の事也、此時は引目尻を取てみるに、三方濕れば可賞、二方ぬればゑせ矢也、但二方なりとも、ぬれたる、所引目のどうへ、はけにて引たるやうにぬれば可賞引目尻皆ぬれば、不及申吉矢也、雨のふる時の事は、射手ぐそく、ことごとくぬるゝ間、濕れ犬のさた有まじき也、

一檢見捨候と云事有、暮かゝりたる時の犬などを、外にて矢もなき時、牓示のきはへ、ふかく射手のあふて行時の事也、假令暮かゝらずとも、初心の射手など、馬場内を追廻る時、一度二度可云也、捨候と云ひて後は、たとひ吉矢有とも可捨也、

一矢もなき時、射ておけと云事あり、貴人或は古射手など、暮にかゝりたる時、外へかゝりて行時、犬によくあふて射つべく見ゆる時、檢見、矢もなきに射ておけと云也、其謂は、内に矢はなく候、遊ばし候へと、檢見、射手にをしへたる心也、是は當流異なる秘說也、千疋二千疋にも、無左右云まじき事也、

一檢見可意得次第、貴人古射手など、矢さはやかによく射たる時は、よく被遊べく候と檢見思ひ

たるやうに見せて、ひかよふをも、うき〳〵と云ひ、馬をもいそ〳〵と打出して、名字を可喚、又弟子、さしてもなき射手、射樣もわろく、小引に射たる時は、例式の體にて其矢を可入、たびごとにかやうにあるべきにはあらず、檢見の心得也、

一たる口の矢をも、打矢あらば可沙汰、遠近十文字にても打て馬に乘、是よともあれよとも、問て入る也、其時は御犬引こめといはぬ也、

一越たるかと見ゆる矢を、引目尻を取て見る事あり、築地屏など、物そへにて射たる時、今の矢は越たるかと不審の時、引目尻を取て見る也、引目尻に土少もつかば、越たる矢にて有間可捨、少も土つかずは可賞、さがりたる矢の外に、引目尻とりて見る事、此矢ならでは有間敷也、

一三ッが一ッと云事、外にて檢見、馬を出しおくれて、矢落の善惡をも見分ざる時は、弓をよく引たると見へ、矢音よく聞へ、射手矢答をするを、三ッが一と云也、此内一もあらば御矢はよく候つるかと射手に可問、射手よく候とこたへば、さらば御誓文候へと檢見可云、其時射手は、八幡も御覽候へ、よく候と可云、然ば檢見、矢を可入、誓文をば何とたつべきとも射手のまゝたるべし、檢見の誓文せよともいはぬに、射手の方よりたつる事あるまじき也、是又秘說也、玄らみがきの時ならでは、射手に誓文さする事、あるまじき也、

一こなりの引目と云は、犬にあたりて、なりて行を、こなりの引目と云也、矢のよきわろきによらぬ事なり、犬にあたりて後、なりて行を云事也、是も秘する事也、

一射はしらかす矢と云は、犬によくあたりて、そふ矢のごとくにおちつきて後、犬につれて行を、射はしらかす矢と云也、假令遠く行とも、矢はよき矢たるべし、此矢を射はしらかす矢と云也、秘說也、

一矢つかに引たるを見る事、秘說也、

一蹴をみる事、秘說也、
一風吹の矢の事、別て爲二秘說一間、別紙に記置也、
一檢見と喚次と、十疋づゝ打かへ〳〵する事も有、其時は十疋よびて、鞭腰にさして、喚次の所へ行也、其時喚次は、むち腰にさして繩へ打入て、檢見をするなり、其時、は喚次のあたりに落たる矢を、よく候歟、あしく候歟など、と云事あり、常はなき事也、自然喚次のあたりに、かた犬などある時は、行縢つゞみをうちて、射手に追かくる也、是又例式の喚次にはかはる事也、
〔檢見故實可覺悟條々〕一檢見は、尤大事と古人も申をかれし、されば他人賞すと云ども、たやすく領掌しがたしと、かの日記にも見へたり、檢見とうせいこんと云事あり、てんねんの情、大切たるべし、○中略
一檢見、そふ矢、のる矢、餘る矢、こゆ矢、たり入矢ありとも、御所樣、又貴人或は射手、骨をおりて射たらんときは、たすけて可レ入、非二制限一、
一檢見、音聲を可レ嗜、射手の事は申に及ばず、檢見も品かゝりよく、かさあらんは可レ爲二肝要一、○中略
一檢見、ひきめじりみる事、いれんがためにも、見すてんが爲にも見る也、ぬれ犬の引目じり見る事、隨分の義なり、
一檢見、打矢ありとも、細々不レ可二沙汰一、射手さゝへてきりに申事あらば、力なくすべき歟、それ遠近十文字たるべし、其外の矢は、聊爾に不レ可レ有二沙汰一、○中略
一外の馬場方士を定る事、乘馬にて可二沙汰一、方士には、へいをもさし、繩にても置べし、船の綱をきたる本說あれば、外の馬場の最初、浦はた濱するながれの棹のごとし、されば鹿苑院殿樣、○足利義滿兵庫の御馬場にて被レ遊し、口たちにこて行縢に到迄、美麗なりしとかや、越前國けひの馬場にて、宗珍檢見ありし時、引めのかしらなり出し犬の舟みたるを被レ捨し、かれめいよのずい一也、氏長

法名道隱亦信濃國河中島にて檢見ありしに、かゝりかゝらずの矢沙汰せられし、何も海のほとりか、但野徑をきらふにあらず先代經時、ゐらみがき射し時、友野出羽守、三ッめ迄捨し、檢見にをきて、希代の高名也、引目のからなどにつきて物がたりあれども、射手の輩有存知歟、不及註、只いにしへの被思出侍る也、

〔犬追物檢見日記之事〕一御手組勝負のときは、誓文をして、いつはり申まじき由を申べし、

一檢見は矢を外より內へ見て、繩へ打入て、其後とく打出て、よばはり次に誰とは云べし、

一射ておけ、ひかへよ、矢の落つきを見て、とく云べし、ひかへといひたらんずる矢を、また內より見べからず、內に能矢なくば、其矢を入るべし、

一蟇目尻を見るやう、めはしらを三ッすりたらばすつべし、二ッまではくるしからず、

一三に一の矢は、はうじ際の矢なり、犬にても、矢にても、射手にても、矢の落つかぬさきに、牓示よりさく出たらばすつべし、

一跡にのる矢は、ひき目のと、はずのかへりめどに、かうがひをさして、弓の弦にて打て見るに、さくりにこゐたらば可捨、うちならば能矢、

一あひの矢は、つぎさぐりへ近くば捨べし、よき跡へ近くは、よき矢、

一繩にたつ矢は、なわの內へ、かたぶきたらば捨べし、なわの外へ、かたぶきたらば、よき矢、

一蟇目矢のぐそく、いづれにても跡にこへたりとも不苦、

一ひき目から、射とをされたる矢は、くるしからず、

一おり目の矢は、弓ほこ三のうちより、かへりばのうちへいりたらば、折目よりうちの矢はすつべし、おり目矢をいるべし、

一うなひ矢はすつべし

一はずぐみ矢は筈の下になりたるは、よき矢、
一繩にかゝる矢は、ひき目のめにても、はずのかへり目にても、かうがひたて、とをして見るに、繩にはづれたらば、よき矢、
一もろ繩こしのほそ劣りの矢は矢の落やうによりて、物ひだりとも、物みぎりとも、射手のうへによりてさだむべし、
一ゆほこの矢は、一二の矢のあはひ、ゆほこよりうちならば、一の矢を入べし、ゆほこにあまらば、二の矢を入べし、
一またかゝりの矢は、くるしからず、
一ひきめのぐそく、いづれにても繩に入たらば可捨、
一弓手おしもぢり馬手の矢にても、跡にこへかゝりたらば、ひき目のめにても筈のゐりめにても、かうがひをたてさして見るに、少もさくりにかゝらば、能矢、
一かこ矢は、うつまでもなくすつべし、
一かへり羽びきは、ひき目から、たけに餘りて引たらば可捨、
一わかれ羽引は、四寸より内は、うつまでもなし、よき矢、四寸にあまりたらば、ひき目からのはずに、かうがひを立て、其矢を跡へうちかけて見るに、跡にかゝらば可捨、跡にはづれば、よき矢、
一とたへ羽引は、ひきたる分を取あつめて、四寸にあまらば捨べし、
一つれはびきは、四寸にあまりて引たらばすつべし、
一三矢は、一矢を入るべし、
一十文字は、繩よりゆぼこに餘りて、弓手おしもぢり、また馬手の矢もあるべし、内跡外跡ともに、かうがひをたてゝ、弓の弦をもつてうつ也、うつやうあまた口傳にてあり、

一犬にのる矢は、のると見てよき跡へ落たらばよき矢、のりて引目にても筈にても、土に付たらばすつべし、又まへうしろもおちたらば捨べし、

一賞すべきもの、事

一縄近　二跡近　三弓手、檢見は射手を扶持したすくべし、

〔鏡外〕一外の檢見、馬の扣所、桟敷の左のつまの通扣る事本也、公方樣御見物の時は、公方樣の御方へ馬のうしろをなさぬ也、勢州〇伊勢氏の馬場へ女中樣御成あり、さじきの左のつま御座敷也、然ども此時も馬の後、向べからず、ざつしやう所のきはに檢見被扣候也、今の宗信〇小笠原政清喚次也、大中〇小笠原滿長檢見也、〇中略

一檢見の、矢をみがきて入申さんと云は、聊も見ゆるさず點檢するを云也、文明十一年三月十九日、武田殿馬場の犬追物、伊勢七郎殿〇貞陸矢づかもよくひけて見えければ、矢を入れんと檢見多豐おもはれけるに、馬の足がたまりたるを見て、射てをかうと急度いはれければ、親父伊勢守殿、〇貞宗面白由申さるゝ也、

一矢づかの殘たるをば、勝負の犬追物には矢を入ぬ也、中比勝負の犬のありしに、岩栖院殿、あそばしたる矢を二まで射て、おかう〳〵とて、小笠原興元、檢見にて矢を被捨しが、岩栖院殿、何とて今の矢共をば御捨候ぞと被仰しを、御矢束が殘て候と被申けるに、いつもの矢束にて候間、殘るまじき由被仰しを、さりとては殘りたるよし被申ける程に、矢束をいつもの矢にくらべて御覽ありたるに、田舍人の無案内成が、矢こすげて、一ふせ長くありし也、能も殘ると見られ、よくも殘る間じきと御論あると、奇特の沙汰に申傳し也、

〔犬追物類鏡〕四犬追物古例之事

一檢古〇檢見故實記に云、去元弘建武の頃とかや、鎌倉にて犬追物有し時、小笠原宗珏〇長高法名信州より

喚次

二百騎引連て鎌倉江相越、其時の檢見は友野出羽守、喚次は秋田城之助、小笠原宗玨長高、同又六氏長、友野出羽守、長井治部少輔、秋田城之助、彼等は四頭を勤め、奥書を取し器量に候、此道深く執しける志、最神妙至極なり、時に前濱にて犬追物有しに、今日の御犬は、ゑらみがきと御定られしとや、友野出羽守檢見とし、射手組には誰々と申中に、武藏守殿、弓馬殊に達したる間、先最初に引込の犬を切て放つを、武藏守殿、縄にて矢所相違なく遊されしに、檢見射ておけと申所に、きつと手綱をつかひて馬をなをされて、二つ目を、けづり際の內にて弓手に射給ふを、檢見又射ておけと申、武藏守殿、やうあると思ひ給ひて、はや馬場長もあり、ゑかも一騎合の物と申、矢つぎ早に三つめを取て、手綱をつかひ鞭をあげて、物の尻を切て廻り、頭になる所にて、今度は馬手にどきと射給ひし所、檢見又射ておけと音聲高に申所に、武藏守殿、遺恨甚しく見えさせ給ふ、檢見縄の內へ入て、御犬はなさせいと申さかひに武藏守殿、放つ犬をゑつと留て放さずして、縄の際にて檢見に申は、爰にては相論の事禁制なれども、餘りに無下に候、何とて三つめ迄相違なき矢所を捨させ給ふとあれば、其時出羽守承り、今日の御犬は、ゑらみがきと被仰出候程に、御矢束二つぶせ殘り候間、捨申たると申、犬はて丶後、武藏守、射給ひたる引目を取寄て見給ひたれば、矢づか、げにも二つぶせのびてけり引目すげたる役者を、せんさくせられたれば、田舍侍の常に不用ものをすげたるよし、扨又二つぶせ殘されたると也、又檢見の名人と各感じ給ふと也、檢見射手の開山と古射手連の被申し也、

〔射鏡四〕一よばゝり次の事、ゐぼしかけをし、行縢をはき、鞭を腰にさすべし、日記付の左の方に、すぢかへてひかへべし、檢見矢ありて打出す時、はせよせて名字官途を聞て、日記付の前に馬をすへきつて、鞍に立あがり、たかくよばゝるべし、さて本の跡へはせ歸てひかへべし、其跡いろこがたのごとし、馬の折やう、弓手へも馬手へも、縄の方と棧舖の方とかはるべし、

〔鏡外二〕一縄に矢ありて、檢見ひかよふと云聲をきかば、則馬をはせ出して、縄のけづりぎはより四杖をきて、馬をすへて、檢見なにがしと射手をよぶ時、くらよりすこし立あがりて聞て、馬を右へ打て馳出して、かり屋形の再拜振のとをり、四杖五杖をきて、馬をとめ切て鞍にちと立あがりて、檢見の如く、なにがしと可喚、座席の前にて、馬を左へ打て、縄の方を見るに、縄に矢あらば、そのまゝ馬をはせよすべし、矢なくばかり屋形のつま、始馬立なる所へ、ゑづ〳〵と打よせて、馬を右へ打て、縄に向て可扣、

一縄のうち何十疋と再拜振喚時は、棧敷の前にて、馬を右へ打て、縄ぎはへはせ寄、縄より四杖五杖置て、馬をすへ切て、檢見よく聞樣に、縄の内何十疋と可喚、

一何十疋と縄ぎはにてよんで打、歸時は馬を右へ可打、

一縄ぎはにて何十疋とよばゝる時、縄に矢ありて、檢見、縄を打出さば、檢見、射手をなにがしとよばぬ先に、縄の内何十疋とよばゝりて可待と被申候也、小笠原播州、多賀豐後守は、檢見より後によばゝりてはあしき也、小笠原備前守殿宗信は、檢見なにがしと喚て後、なん十疋とよばゝりて可然と被申也、

一縄の内何十疋と喚次可喚時、射手外にかゝる間、檢見外へ打出る時は、縄に向て馬を扣て待て、檢見縄へ打歸時、何十疋とよばゝるべし、犬追物に、序破急を檢見覺悟する物なれば、何十疋と檢見憶に可聞事、よばゝり次の覺悟なり、然所に今の備前殿宗信檢見縄になくとも、何十疋と可喚のよし申さる、不可然と播州、豐後守、上原豐州、何も檢見に向て、何十疋と可喚と被申、是尤可然也、

〔鏡外三〕一他流の喚次は、馬の立所、縄の左の方、矢取のかみ、けづりぎはの通に、棧敷よりよこ馬に見やる樣に立て、ちと縄すみかけてむかふ也、如此の馬の扣へ所は、縄よりあまりに遠く候子細は、いか樣の事候やと、今の備州宗信親の大中に尋被申時、大中、當流に喚次縄より遠く扣させる

子細は、射手口にかゝり、馬場中、又棧敷の前などにて矢ある時、檢見、馬をも出しおくれ、又馬はさまりなどにて、矢をも見落す時、河原の者などに可ㇾ問にあらず、喚次に矢の善惡をも爲ㇾ可ㇾ尋に、繩を遠く外に扣さする也と、大中返事ありたるよし、宗信物語ありし也、

〔鏡外四〕一三手の犬追物に、射手の内より、喚次一騎づゝ出る事有、上の手の時は下の手より喚次出る也、中の手の時は、上の手より喚次出る也、下の手の時は、中の手より喚次可ㇾ出、喚次出る在所の事は、式の馬場にては、三所に竹垣の戶ある間、犬追物始る時、上の手へ、下の手より出る喚次は、下の手より竹垣の戶より打入て、矢どりの後を通て、繩をまはりて、かり屋形の方へ少向ておりて、沓をぬぐべし、さて打出る也、最初計、繩をまはりて打寄て後、四拾疋は每度馬場中を、ちと繩の方へふか〳〵と打寄て可ㇾ通、中の手の時、上の手より出る喚次は、棧敷の左の牓示の戶より打入間如ㇾ常、下の手の時、中の手より出るよばゝり次は、棧敷の右の方に、竹垣の戶あれども、繩をまはればおそき間、馬場中をすぐに繩の方へよりて、棧敷の前を打て通て、かりやかたの左に可ㇾ扣、異なる無ㇾ子細事也、

幣振

〔眞鏡犬追物之記〕一采幣振は、日記付の右に可ㇾ居也、扨喚次、馳寄を見て、采幣を高く差上て見せて待て、何某と喚を聞て、ひら〳〵と二三計打ふり、又下に置べし、繩の内を呼ぶ時は、常よりもはやく持上て、先繩之內何十疋と、きの字を長く引て喚べし、

〔犬追物射手具足之記〕采幣振の事、○中略是をふさふり共云也、

〔犬追物之覺書〕用意之次第

一幣ふりの童子、兩親あるを用ゐるべし、小兒のことなれば、兼て習すこと第一なり、

日記付

〔犬追物之覺書〕用意之次第

一日記役人、書法に達し、弓馬を能知者に可ㇾ被ㇾ命、檢見は、其人に陪したることなるべし、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

一日記付は一人也、手組の日記を書き、矢數を付る役也、右筆の人勤むべし、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

鬮振

一鬮振も一人也、射手に鬮をふりて渡す役也、勤むる人體不定、檢見古實記に、鬮をふる役人は只の人也云々、常の犬追物には、鬮をとる事なき間、鬮振の役人無之、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

鉦打

一鉦打も一人也、相圖の鉦を打役也、勤る人體不定、檢見古實記に、鉦を打事みえたり、常の犬追物には、鉦を打事なき間、鉦打役人も無之、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

射手奉行

一射手奉行三人あるべし、射手を支配し行儀正し、狼藉を禁ずる役也、威勢ありて重き人體勤之、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

馬場奉行

一馬場奉行三人也、河原の者を支配し、竹垣の戸明たて、犬の出入り、馬場の內、馬糞など拾させ、十疋濟たる時、繩際を掃かせなどする事を下知する役也、輕き人體勤之べし、○中略

射手奉行、馬場奉行は、常の略儀の時は、なくても吉と云事也、式正の時は、此兩奉行なくてはなるまじき也、其行儀法式もなき事なる間、古傳の書にも不載之也、

〔鏡外一〕

介添

一棧敷の左の方賞翫の儀たる間、貴人の外、かいぞへも、矢とりも、左のつまの竹垣の戸を出入する事、斟酌すべし、

一犬の時、かいぞへ、同矢取可覺悟事、

一射をかれたる引目を、右の手に本はぎの下を取て、よごれたる所をぬぐひて、馬の後より主人の右の脇へより、馬のおどろかぬ様に、左ゆみのかみの邊より、にじがたに弓に篦中の邊をとり

ぞへらるゝ樣に、まいらすべし、矢の持樣、筆をとる如くにも持、又當世は、たゞおつとりたるまゝにても參らする也、何も不ㇾ苦、○中略

一矢を出しとる時は、いつも竹垣の上より可ㇾ渡也、

一主人、腰ざし箙もおれ、引目もこぼれたらば、わが腰ざしをさゝせ申、我は矢出しへ行て、矢をこひさすべし、いつも走羽を上のとをりへなすべし、主人の腰ざし矢並ちがひ、走羽わきへなり引目細々ぬけ出る物也、矢參り候時、能々なをすべし、弓手よりも矢まいらする樣あり、是には不ㇾ註、○中略

一主人弓を取落されば、いそぎ取て參らする也、先左の手に、にぎりより一尺計上、右の手に握の下を持也、うらはずの方あがるべし、

一弓の弦もきれかへりもし、又弓の折事も有べし、其時は、かいぞひ、弓をこひ、近からん矢とりのかげにて可ㇾ參ス、持てよる時は、にぎりの上一尺計を、右の手にて可ㇾ持、

〔射鏡三〕一小者に矢を取する事、略儀なり、はれの犬には、中間ゑぼしかけをさせて、とらすべし、同矢取の立所、繩のとをり、棧敷の兩方のわきに成樣に、けづりぎはより三杖半計のきて、す足にて可ㇾ立、同公方樣の御矢執は、引のきて各別也、

〔鏡外四〕一矢取の事、中間たるべし、ゑぼしかけをすべし、小者にとらする事、略儀也、引目は二さすべし、左右へのきて、繩のとをりに立ならぶべし、貴人の矢取、棧敷の方に立也、其より日記次第に立也、犬始まらぬ先に、繩と棧敷の間、とをるべからず、左右へのく時は、繩の後をとをる也、犬始まりてあらば、いづくをも通るべし、射手打寄時は、矢とりは跡にも可ㇾ出也、はかまのもゝだちとらず、あしなかも、はくべからず、

一公方樣御矢執は、御覺悟の人とらるゝ也、總の矢とりには立ならばぬ也、繩と棧敷の間、左右に

可ㇾ罷立、

一檢見、以ㇾ矢ㇾ執ㇾ射手にかうがいかる時は、矢執、檢見にかうがいの出し樣、耳かきの方を檢見の方へ、かうがいのおもてを上へなし、左の手に持、右の手を、そとそへて出すなり、

〔鏡外一〕一少も不審なる矢ある時は、聊爾に矢を不ㇾ可ㇾ執、矢のそばへ行、左の手をつきて、檢見の方を見べき也、其矢をすてられば、やがて可ㇾ執、又不審もなく、よき矢にて被ㇾ入ば、やがて取べし、又犬にあたりたるか、あたらぬか、不審の矢をば檢見、其矢の引目尻を見て、目ふたつに土つきたれば入也、目三に土つきたれば、すてらるゝ也、檢見引目を見て、二めを入、三めを捨ると云は、此事也、檢見の事は、不ㇾ入儀なれども、矢とりに心得させん爲に註する者也、然間毎度檢見、引目尻を見らるる事あるべし、其時は檢見のかほを見知て、見んとおもはるゝ體あらば、つくばひて可ㇾ待、檢見、矢をこはれば、本はぎの下邊を、右の手にて如ㇾ常にとりて、左の手をそへ、引目尻をいろはず檢見の左の前のさをりへ、こしを少たはめて、さし出し、見せ申すべし、定て引目のすげぎはを取て、引目をまはして見らるべし、其後はとりて引目をぬぐひて、主人にまいらすべし、

一不審なる矢、又は二騎三騎も一度に射をかるゝに、諍の矢の時は、はやく矢をとれば其矢すたる也、左樣の時は、いかにも見つくろひて可ㇾ執、左樣の時は、矢のそばへよるとて、蹴(ケタリ)にのると云て犬の走たる跡をふみけすべからず、不審の矢論の矢をば、犬の足跡にかうがいをさし、弓の弦を渡して、矢をさたせらるゝ也、

一縄にかゝりたるか、かゝらざるかの矢を、そつじに矢執不ㇾ可ㇾ執、又一邊に心得て、不審なくはづれ、又は心ちよくあたりたる矢を、おそくとるも、物おくれに見えてわろし、能々可ㇾ心得事也、

一馬、引目をふみこほさば、いそぎ走寄、引目のわれの大なるに、ちひさきわれどもをひろひ入て、上に矢をのせて、矢出しへ行、かいぞへに可ㇾ渡、是も不審の矢の時、早くとるべからず、引目のわれ

に付て、矢をさたせらる丶事おほき也、

〔成氏年中行事〕一同月〇正廿九日、雪下今宮へ御參詣アリテ、直ニ瀨戸ノ三島大明神へ御社參、〇中略御犬之時、矢取、蟇目ヲ出スコトモ、妻戸ヨリ出事、萬人覺悟ノ前也、仍射置タル矢、急時ハ、弓手ヨリ取事アリ、是非順儀、妻手ヨリ取事定舊法也、何モ諸人知處也、能々可レ有二思慮一、

犬放

〔射鏡三〕一御手組の犬放事、直垂に大帷を重、袴にく丶りを可レ入、河原者手より犬を執て、檢見を後になし、右方へ見返て御犬にげ候と申也、是はてうしやく夕〇朝の役なり、

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

一犬放も一人也、犬の首繩を切て放す役也、河原之者勤むべし、眞鏡に犬放は常の人は河原の者也、公方様被レ遊候時は、御雜色可レ放之云々、河原之者とは、下賤雜役之ものなるべし、

河原者

〔犬追物之式〕白琢犬追物張行之次第

一右の外に、河原の者貳百人計あるべし、其内百五十人は、百五十疋の犬を付置べし、殘り五十人は、繩際を掃かせ、竹垣の戸のあけたて、其外諸事につかふべき爲也、

犬

〔犬追物圖說下〕犬之事

一犬は、白犬本也と眞鏡犬追物之記にみへたり、犬數は百五十疋を本とする事、法量物にみへたり、此外委細の事、古傳の書に見へず、其故は常の地犬を用候て、女犬男犬をもえらばず、あるにまかせて臨時にあつむる故なるべし、眞犬追物記に、犬をくらき所に入置て、人を恐る丶樣にして用レ之と有、是心得がたき事也、人を恐る丶樣にせば犬引の手にも、とられまじき也、此說用がたき也、唯何となくつなぎ置べし、鎌倉年中行事に犬追物之事あり、是も臨時に、所々より犬を集る事あり、かれて犬をくらき所におしこめ置事は見えず、

一犬をかくる事、昔は藤かづらを用たる由、射手具足之記にみえたり、後には繩を以てかけし也、犬のくび繩といふ事、諸の犬追物之書どもに見えたり、又くび繩の事を、くび玉と書たる書もあ

り、おなじ事也、犬に繩をかくるやう、二ひろばかりの藤かづらにても繩にても、二つにおりて、その折めを犬のくびにかけて、男結ひに結ぶ也、くびをゝめぬ樣に、ゆるやかに結ぶなり、扨その藤かづらにても繩にても、筒をはめる也、頭をまはして繩を食切故、繩に竹の筒をはめる也、竹筒を用る事、犬追物の諸書にみへたり、射手具足の記に云、昔は藤かづらなどにて、犬をかけたる間、鎌にて切て放たる也、今は筒にて懸る也云々、ゝかれば藤かづらの時は、竹の筒は用ひざる也、○略圖此繩むすびめより餘る分、三尺計もあるべし、法式なし、くび繩とも、くび玉とも云は、此繩の事なり、筒長さ壹尺五寸計もあるべし、定法なし、筒はくるくるとまはる樣に、ちとふとき竹を用べし、筒の中、かたくて、まはらざれば犬かみわる也、

藤にてかくる時も如此すべし、但筒をば不用也、藤はたやすくかみきらぬ故也、されども用心に筒を用るも不苦、

一犬の名所之事、頭を物がしらと云、兩目の間の少上をみけむと云、背を高せなかと云、腹をみなしはらと云、尻をほそじりと云、あとあしのふしを、からすがしらと云、又はりすねとも云、物語などの時、如此いふべし、異犬追物之記に、檢見矢目を問ふ時、射手、弓手の肩とも馬手のもゝとも答ふとあれども、古傳の書にみえず、不可用之、矢所を問ひ答ふ事はある也、弓手、馬手、押もぢりなどを、矢所といふ也、又犬の頭足ほそ尾をば射ぬ法也、明鏡犬追物記にみえたり、檢見、此等之矢目を射たる矢をば賞せぬなり、

〔犬追物圖說下〕犬鎌之事

一犬の首繩を切てはなつ鎌の事、異鏡犬追物記にみえたり、○略註犬放しの者、此鎌を腰にさして、犬を引すへ居る也、

〔犬追物明鏡之記一〕一下地になる馬とは、一寸二寸の間の馬なり、二寸の馬を用るも、人によりて

犬鎌

馬

大ならざるも有、又一寸の馬は、人によりてまくると云事有間、一寸五分の馬、尤可然也、

一下地馬の下乘の事、口を引べからず、口にあたりぬれば、其日は心替りてわろきなり、馬をかひ、をり〳〵乘て草臥かすべし、足を出すべからず、だく〳〵と乘べきなり、但其も馬によるべし、

一下地馬は、人のため逸物なれども、我が手にあはぬ事も有べし、心をえらで人に所望する事不可有、あます事あれば、大なるはぢなり、可心得、

一繩をいかにも稽古に射べし、腰のすへやう、弓の引やう、さがりやうをも、能々人の指南を可受也、わろく射付て、くせになり候得ば、後までなをりかぬる物也、腰高成は不可然、左手綱のかき様以下、能々古射手に可尋事、肝要也、

一はじめたる下地馬にて射る時は、廿疋卅疋迄は、馬を繩に立つめて、馬の心をえりて後、矢をばはなすべき也、

一晴の犬追物の時は、馬のゑたてを能すべし、馬の頭は、少短くほを立てかるべし、尾には油を付、むらなくすきたてべし、尾をば少高くあけさせべし、長ければ自然ふみぬく事もあるべし、つめにも油をぬり、卒度刀をあてべし、ふりがみのあつければ、自然物をみる事有べし、裏をすくべき也、〇中略

一馬の事、古逸物大切也、第一嗅次の馬、第二檢見の馬、第三射手の馬と云へり、其謂は、先嗅次は、矢のある度毎にかけ廻るに依て、馬わろくては成べからず、射手は馬わろければ、物かげに扣て、矢數なけれども不苦、無念ながら無をしても、そのぶんたるべし、嗅次は、是非共に馬をかけ廻らではかなはぬ事成故に、第一と云也、

〔射鏡四〕一昔は馬の髪を繩のきはにてぬきけると也、當世は内よりこしらへて射候、是は能く馬をたしなみしつしたる儀也、總て髪を卷事は、かみぎはのわろく成行をよくせんとの儀也、卷事

裝束

は路儀也、されば、はれの時は、是をまかす、尾をば、とくと云、かみをば、すきたゆると云也、かみとくとは云べからず、馬の死たるとき、皮をはぐをとくと云也、よつて忌也、

〔法量物〕一犬射籠手の事、せいがうの長サ六尺、はたばりは一尺六寸計なるがよし、緒の皮、ある革の立ゑやうぶ横ゑやうぶあるを付べし、横菖蒲を前緒、竪ゑやうぶをば、後に付べき也、廣サ一寸貳分計、又籠手は二色、拵様有レ之、別紙記レ之、

一籠手の色は、紅梅、紅白、黄くち葉也、此外の色も、紫色は可レ有二斟酌一、色々により、其家々に付たる事有、

〔鏡外三〕一兒の犬追物射させ給ふには、腰刀をさす也、髮をからわにわげて、入もとゆひをする也、北山殿〔○足利義滿〕の御時に、御兒達の御相手に參らせ給ふ也、御所を初て、入道衆七騎、御兒達五騎、以上十二騎にてあそばしける、其時の日記を、實澄〔○小倉〕が家に、欠敷有て所持たりし也、結構の小手共さゝれたると日記に見えたり、刀をさす、さゝぬかの事を本に尋たりし也、六角江州久頼、此事を高忠、いまだ多賀新左衛門尉と申せし時に尋させ給ひしには、北山殿の事を以て答申されたると也、三上江州にも、近江守殿、尋被レ申たるに、同じごとく北山殿の事を引て、答被レ申と多賀高忠被レ語けるなり、

〔騎射秘抄〕一射手裝束の事、定れる法あるべからず、されども先は若き人、おとなしき裝束不レ苦、老者の若き裝束、そゝろぎてみゆ、それも時によるべき也、裝束振舞等の事は、たゞ世の風俗に隨ふべし、同昔は行縢をば、沓のみせの見ゆる程にきるべしなどいふ、其故は、或は自然の時、若は落馬も有、又は馬の乘おりにも煩たるべしと云々、それもさる事なれども、犬追物、毎度珍事も出來、落馬もさのみありがたし、かゝる用心計にて昔樣ならんも、當世おかしかるべし、されば、たふ〳〵と能程にすべし、ちいさき馬に、餘の長行縢の土に付程なるも見にくゝ、還て幽玄なし、只かやう

の事は、能ほどを可レ計レ用者也、

〔射鏡三〕一射手出立の事、紐は刀のつかのとをりにて、一かけて引そろへ、はかまの帯も、とけぬ様にむすぶべし、〇中略

一不慮に公方様かけ入て被レ遊は、各射手は、ついぢのかげに乗のけ、おるゝは上意にて仕べし、外なんどは、能々の射手、一二人にすぎず、

〔射鏡四〕一小手の事、根本はくずが本也、近年は精好を本とす、袖のうつたれあるべし、緒は横菖蒲、長さ射手によるべし、

一行縢の事、夏毛同わり合は、年廿まではく物也、能皮は彈正少弼是をはく、但皮をわり合ぬれば、餘の者もはく也、〇中略

一射手具足候事、御手組の時は、裝束のから笠を張て、其陰にてする也、射手具足の次第、先烏帽子かけをすべし、はたには時に隨て著べし、さて射手素襖にくゝりはかまをすべし、くゝりをゆふべし、次にゆがけをさすべし、紐をとむべし、小手さす時のひもは、おもての袴の腰に可レ留、さて行縢の左皮を引入て、そとへおし折てをきて、右の皮をはくべし、緒をば前にてかたむすびにして、三にくみて、むかばきの折目の下へかうべし、さて左皮を、うしろの緒を引目とゝめへとをす時、引目を三こしにさすべし、さて右皮のごとくに緒をむすんで、是を折目の下にかうべし、さてはだぬぐべし、袖をば後へ折て、右皮の後の緒に下より上へ引とをして、左ざまにねぢて、まとびてかうべし、袖さがりたるもわろし、かゝりうつくしく可レ留、さて小手をさして、前の緒を、すあふの下がへのわなをとをして、後の右の方へ下にてかたむすびにして、手一そく一ふせ計に組てとむべし、くみ數不定、さて鞭を手にぬき入べし、弓と引目と弓手の手に取そへて、行縢のすそを兩の手にて執て、馬のきはへ寄り、弓杖をつき馬に可レ乘、鞍には二重はるびをかけべし、〇中略

一法體の者は、犬をも射よ、檢見をもせよ、烏帽子にても笠にてもきる也、きざるは、くわんたいの儀也、笠懸の時も同じ、

〔高忠聞書〕一犬の時、こてさして貴人の前へ出ることあらば、左ゆがけよりとるべし、兩方の緒、とくほどのひまなくば、かたゆがけをとるべし、かた弓懸をとる時は、右のゆがけとるべし、これは犬追物の時ばかりにかぎりたること也、こてさゝで、すはうの時も、犬追物の時は、かたゆがけとらば、右をとるべし、すはうの時も、こてさしたる准據なり、右ばかりとる時は、左のたおほひをば、むくるまじきなり、かたゆがけとるひまなくば、こてさしたりとも、兩方ながら、たおほひをむくるべし、〇中略

一何にてもあれ、かちだちにている時は、右ゆがけばかりさすなり、其時は大ゆびに緒をかけて、三卷まきてとむるなり、左のゆがけの緒を、大ゆびにかくることあるまじきなり、總てはゆがけの緒をとむる色々は、かちだち、犬追物、笠懸具足きてと、流鏑馬の時、四色ならではあるまじきなり、犬笠懸の時、とむる樣は、常に一具ゆがけの緒留候也、

〔犬追物檢見日記之事〕一檢見は、ひたゝれの露をとりてさげ、むかばきをはくべし、むちは、手にも腰にもくるしからず、よばはりつぎも、同じ出立なるべし、

一犬放しは、なべてひたゝれの露をつけて、くゝりをゆひ、ゆがけを指べし、ざうえきの役成べし、

〔犬追物明鏡之記〕一ゆがけをば、さす時は、右よりさして、取時は左より取べし、又禮義に取は、右より取べし、先一つ卷て、扨上より大指にかけて、をりかへして二卷まくべし、以上三卷なり、緒と革との間を引とをして、かたわなにして、三つを一つにして能ひねり合て、上より押かふべし、緒の先は、手の内に可有之也、

一沓をはく時は、左よりはきて、ぬぐ時は左よりぬぐべし、たとへ中間介添等出すとも、如此可心

得也、〇中略

一素襖にて犬射る時は、紐を前にて眞結びにして、兩へわけて、袴の帶に押かふべし、又下に取ても押かふべし、又かたを打越て、後にて留る事も有べし、是は略儀也、笠懸の時は、如此留て後にては、糸にて綴也、

一同紐の留様、前にて一結して、一筋づヽ、間を三寸許ほどに、袴の腰に押かふべし、又ひとつに取ても押かふて置事も可有之、何も不苦、

一刀を留る事、革を五分計に切て、刀のさやのとをる程わりかけて、くりかたまで入て、また目貫のとをりにて、二つにわりて、其にて目貫の上にて結ぶべし、うらの目貫の上にて留べし、組糸にてもするなり、

一烏帽子は、常より少はねてきたるが、かけなどして見能と云也、かけは、少ふときは、外より能見ゆる也、〇中略

一晴の時は、ゆひつきたるゆがけを不可用、略儀也、內々にて稽古の時は、ゆひつきたるも不苦、又一具ゆがけを、もろゆがけと云べからず、一具ゆがけと言も惡し、ゆがけ一具と云べし、〇中略

一ゆがけは、新敷はわろし、少射ならしたるは能なり、手の內を取事、無事成りといへども、取ても不苦、此等は別の子細なし、射手の好によるべし、

一沓も新は、すべりてわろし、少しふみならしたるは能なり、いにしへは沓のうらをぬる時、砂をふるひかけて、はきたると云也、

〔犬追物之覺書〕一裝束

檢見一人　騎馬、大紋立烏帽子、大刀刀扇、あついたの裝束、法師なれば燕尾巾、素絹、

遠見　右に同じ

射方奉行　烏帽子素袍、小刀、熨斗目、同服之侍四人を從ふ、

日記役　烏帽子素袍、小刀、

幣振　童子二人なり、童直衣單さしぬき、末廣、髮をたれて金箔の小もとゆひ作り眉、はくろめ、時宜により、同朋の若手勤る時は、水干にゑんび也、

犬かけのもの八人　烏帽子に十德、短刀、竹杖、

犬放五人　裝束右に同じ、たすきかけるなり、

犬下知二人　半臂に小袴小刀

犬牽八人　小袴ばかりなり

射手三十六騎　烏帽子素袍、官位あれば狩衣なり、狩衣、本來御狩のためなれば、必可用之、故殿狩衣なり、三條殿に承るに、狩衣は、袖をゑぼるためにつゆあり、其時自由のため肩をあけたりとぞ、烏帽子は、折たるは見るかたちあし、、平禮可然也、　下襲(染物)　小刀(木なりて、かざりは本式にし落馬の用意なるべし、)素袍なれば左の肩ぬぐ、狩衣はそれに不及、弓に手蟇目を一筋弓に取そへ、又腰にさす、(二筋にても、三筋にても、)右に竹根の鞭、(緒あり、腕にかくる、)鹿皮の行縢沓、

喚次　騎馬、大紋風折烏帽子、唐織、小刀、竹根の鞭、

矢取三十六人　烏帽子小素袍、小刀、

檢見喚次の口取二人　小素袍、亂髮を金紙にてゆう、小刀、

見物衆　大紋素袍以下なるべし

用意之次第

一裝束は、隨分風流なるを好べし、檢見、遠見、喚次、何樣之染物織物やと承合て、われに紛れざる樣に心得申事肝要なり、四季の摸樣ある事なり、〇中略

一何もの裝束弓箭馬具射手奉行、喚次、檢見三日前立會、無禁忌色哉、可相改也、

〔犬追物之式〕一裝束之事、射手、內外檢見、內外喚次は、風折烏帽子、裏打之直垂を著すべし、檢見記に云、式正の犬追物の時は、射手は裏打之直垂を著て、籠手をさすべき也云々、ゑぼしの事見へず、直垂之時は、風折烏帽子定りたる事也、籠手行縢弓矢韝鞭馬具等、略儀なるは用べからず、略儀とは法外なるを云、裝束以下、類鏡圖說等考べし、日記付幣振鉦打等は、折ゑぼし素襖長袴を著すべし、射手具足記にみへたり、鉦打の裝束、古傳の書に見へず、日記付同前なるべし、幣振は、折ゑぼし素袍に小袴のくゝりを高くすべし、幣振の裝束、古傳の書に見へず、如此なるべし、脚半をはくべし、犬放は、十德四幅袴を著すべし、射手具足記に、直垂は、大帷を重て袴にくゝりを入べし、烏帽子を著云々、眞鏡に、ゑぼし上下に、もゝ立高く取云々、是等公方樣、御犬被遊時、御雜色犬放を勤る時の裝束なれば、河原の者の犬放を勤る時の例に用がたし、河原の者には、十德四幅袴相應なるべし、白布のたすきをかけ、脚半をはき、鎌を腰にさすべし、射手具足記眞鏡等にみえたり、此外貳百人之河原者も、十德四幅袴を著べし、脚半をはくべし、射手檢見喚次の介添之若黨中間、何れも折ゑぼし素襖に、小袴のくゝりを高くして、脚半をはくべし、矢取の中間は、引目二つ腰にさすべし、何れも馬場に入る中間は、引敷を腰に付べし、又主人之足半を懷中すべし、射手具足記に、矢取は、中間貳人たるべし、ゑぼしかけをすべしと云々、素袴を著する事明也、介添の若黨の事みへず、中間素襖ならば若黨は勿論之事也、引目二つ腰にさす事も、日記にみへたり、檢見之中間引敷を付る事、眞鏡にみへたり、喚次射手の中間も同例たるべし、すべて足をあらわすものは脚半をはく事、宗悟大草紙にみへたり、凡馬場に步行にて入ものは、皆足なかをはくべし、射手も下馬すれば、足半をはく也、明鏡にみへたり、射手奉行馬場奉行は、折烏帽子素襖に、小袴のくゝりを足のくるぶしの邊にて結ぶべし、召連る若黨中間も、同裝束なるべし、但小袴のくゝりをあげて、脚半をはく

べし、此事古傳の書にもみへず、如此にて相應なるべし、

〔貞丈雜記十一武具〕一小手は、犬追物の時ばかりさす也、されば犬射小手など云也、笠懸小手、やぶさめ小手など、云物はなき也、○下略

〔後松日記十五〕松下圖書頭より問

犬追物裝束従五位下相當

烏帽子立烏帽子宜候哉、風折よろしく候哉、かけ々、何よろしく候哉、

風折烏帽子御相當に御座候、五位にても、足利家の風により候得ば、裏打直垂素襖等之時、家々の折烏帽子に候得共、當時は大紋にても水干にても、風折の方、宜と奉存候、立烏帽子は、堂上は一統著用仕候得共、武家に而は、乍恐公方樣御初、御三家御三卿樣も、實は近年御用御座候、既に加州に而は、從三位拜叙之後、天保十一年正月元日より伺濟にて、御用御座候間、諸大夫之御方、みだりに御著用は、願借上候と奉存候、且先頃小笠原家取調之書面、密々見候處、立烏帽子之義、みえ申候間、甚不審と奉存候、若哉引立烏帽子之事にも候哉、是は軍陣甲下之料御座候間、是又尋常之時著用、不得其意候、畢竟大笠掛、武術之調練に御座候間、異風の裝束を好むも無益之事と奉存候、

掛緒は、常の紙捻にて宜候、馬の尾を、より候も、先例有之候事に御座候、

水干地何に而宜候哉、色定も有之候哉、

地は矢張、紋紗にて可然候、色は紫之外、何にても不苦候、

又問犬追物裝束

從五位下にても布衣にても、同樣之裝束にて宜候哉、又は諸大夫は何、布衣は何、無官にては何と申差別有之候哉、遠藤但馬守殿、犬追物裝束には、何を著用致され候哉、御聞及も御座候はゞ、致承

知度候、

犬追物裝束、諸大夫にて何、布衣にて何と申事、故實には且而無之候、鎌倉足利の頃、常服にて射候事故、有官無官を不論、其頃の常服、多素襖にて射候樣に相みえ申候、其内無止事人は、裏打の直垂にても射候樣子、又兒抔は、水干にても射候由、北山の兒の犬追物抔、先例も有之候、今般犬追物上覽之節、古風により候得ば、御一統折烏帽子に素襖小袴にて可然候、若其身品により、差別御立被成度候はゞ、年始抔之通り、諸大夫は大紋、布衣は布衣、其外素襖にて可然候、大紋は、足利家の裏打に相當申候故、諸大夫の御方御著用、至極可然候、

〔射御拾遺抄〕犬追物射手の出立の事、大方射手の日記に在之、くろつばのこと、男などは不可用、入道或は彈正少弼などは可用之、それも異鳥羽をきらふにはあらず、又矢志るしは羽中に書べし、征矢などには、羽中、もとはぎのきは、くつまきのきは、此三所に、いづくにても書べし、次入道は、犬の時は、づきんをきたるが禮也、又かち立の時は、きざるが禮なるべし、同くじも、入道は行縢のくしかみにさすべし、をとこは、烏帽子の右の手の下にさす也、

〔騎射秘抄〕一引目大小の事、是又昔今、殊に懸隔也、彼是愚意においては、いづれも不可然、其故は昔樣とて、四五寸の引目、餘に見所なく覺ゆ、又當世樣とて、よわ弓に、さのみの大引目も、見にくゝ、おぼゆ、犬にあたりて矢落もよからず、ちと遠まはりなる時は、力なき風情もあり、されば昔射手の中に、今少引目おほきならば、見所ありなんと覺ゆるもあり、今時の射手の中に、今少引目ちいさくは、猶よからんと覺るも有、餘の大小共に不可然、但人により、弓によるべし、無相違は、一尺二尺にもすべし、弓に除て引目のかちたるを所制也、

一射手裝束の事、(中略)同引目の羽の事、昔樣に、餘にせばくをしたるも、的矢などの樣に見ゆ、又當世とて、ほそ篦に大鳥の羽を、少もをさすしてはぎたるも、又かたわしく覺ゆ、是も篦により、羽に

よるべし、一篇に難定、

〔射鏡四〕一引目を黒くぬる事、略義也、根本は赤うるし成べし、一こしと云は四也、一束と云は廿の事也、黒革にてゆふべし、是を矢ゆひと云、長さひろさ不定、ゆがけを鞭の緒に結付て、引目の中にさすべし、射手具足をになはするには、矢あうごにとをし、むかばきを左、皮を上へ、毛を重て、二に折て、あうごに懸て荷にすべし、重てをく時は、かりそめにも左皮を上にをく也、

〔高忠聞書〕一犬射がらを、まぜはぎにてはぐ時、走羽には鷹羽、外がけには眞羽、弓ずりには染羽を付べし、まぜはぎに如此はぐ事、犬射がらならでは、あるまじきなり、又年よりなどは、走羽に鷹の羽を付て、のこり二の羽に眞羽を付たるもよし、又走羽に眞羽を付て、殘二の羽に鶴の羽などをも付べし、是等は皆々略儀也、はれの犬の時は射まじきなり、檢見、鷹の羽よと問こと、まぜはぎの時の儀なり、〇中略

一うるしはぎの事、的矢、笠懸がら、犬射がら、是はみな、かばはぎの矢たる間、何もうるしはぎをして持べきなり、雨雪俄にふらば可射ためなり、いとの上を、何もこき赤うるしにぬるべき也、雨ふらぬ時、うるしはぎ射たる事あるべからず、

一引目の本説の事、別紙に注置なり、笠懸は、賴朝の御代より射はじめらるゝなり、犬追物は、先代〇鎌倉北條氏の時より射はじめられたり、其後あまりに引目もこぼれ、篦もおるゝ間、大儀たるよし皆皆申合、篦もしらのになり、引目も黒くさうになされたり、引目赤うるし本なり、笠懸引目にて射はじめられたるにより、赤うるし本なり、

一犬射がらは、白篦たるべし、羽は眞羽本也、犬射がらに、きりふなど付る事、あるまじき事なり、但公方樣、又は管領などの事は、不及是非なり、外々の人は不可然、

一犬射がらは、樺はぎなり、口うるしさす事、略儀なり、また色いとにても、はぐべきなり、是も略儀

なり、はれの犬などの時は、いまじき也、

一犬射がらを、こがしのにする事、くるしからず、但略儀なり、また無用なり、

〔了俊大草紙〕犬追物事　引目は、人の好々大小有べし、同の糸を片手によりて、廣さ一分ばかり卷なり、墨を下地にぬりて、漆に蘗葉をしぼりて、汁を合てぬるなり、漆の有は比興なり、椋實色を用なり、引目がらの篦は、夏切は、わろし、竹子の末葉、一二出來る末を、一尺ばかり切捨て、八九月の比、其本を用なり、うきすかるにて、しかもつよくてよきなり、矢うら、樺をば黑糸にてはぎて、本樺をば眞木皮にてはぎたる面白なり、弓は若木の弓のかろきを、弓矛を七尺一二寸に切て、一入ぬりてよきなり、籐をつがへ、ぬりこしらへたるはわろきなり、凡射手具足と云は、手輕にすべきなり、弓の絃は、ちとふとくすべし、引目の音の有なり、弦のはたかきが好なり、六寸より今少はたかくするなり、さくりの定をば、大に卷なり、矢崎を一寸貳三分計にさげて、定を卷なり、くびれたる物を射によきなり、一束引目と云は、五腰なり、二十なり、其に笠懸引目一、小笠懸引目二副て、一束とするなり、小笠懸引目、猪子引目のごとくするなり、目を四切なり、犬射小手は、京織と云絹を用なり、強は射手の肩崎の高く見えてわろきなり、ひれは廣きはわろし、すこし狹くするなり、紅梅織物などにてする事不可然なり、結は藍皮を可用、行縢は、若人は夏毛なり、秋二毛は、老少共用なり、多毛は老人ばかり用なり、熊皮は、判官と彈正官の人用なり、ひれの廣きはわろし、中腰は、高きはひだにしは有てわろき也、中折より少上にあて、切なり、のどの狹きも廣きもわろし、中腰の廣さは八寸なり、好程なり、引目とゞめは、藍皮をたゝみて、片結にして、兩方のすへをそろへて、劒形に切なり、引目の大なるには、うしろの方に寄て結べし、矢筈のいくらも弓手の方に成様にさすべきためなり、行縢の沓ぐひのせぬ様に、つねに鐙をけ出べし、行縢のひれを常に引なほすべし、

〔犬追物明鏡之記〕一犬追物の時持弓は、常よりほこ短きは能也、木もあさ木の弓の輕きを用べ

し、刃の立たるは引て下るにわろし、本を少すへ、鳥打も少すわりたるは引能也、少もつよき樣におぼゆれば、打おこすとき思ふ樣ならず、又さがるにもわろし、拵樣など、藤をしげくつかひたるは、したるくてわろし、矢ずりかぶらど計にてもよきなり、只赤うるし、又ぬぐひうるし、又黒くぬりたるは、あさ〳〵として能也、其外色々に拵たるは、おもくれて見ゆ、但人の好みにもよるべし、又弓の藤の上をぬるは、略儀也、ゆめ〳〵ぬるべからず、入道などは不苦、

一弓のにぎりの事、ふるきはわろし、晴の時は、必新しく卷べし、卷樣、かち立の弓の樣に、中をあけて卷べからず、ひしとよせて卷べし、にぎりのたけは、人の好みによりて長短有、

一弓は木のかさあるは、矢音も能也、去ども引目手綱弓、三つ取添て持ゆへ、木がさの有は手にあまるべし、人によるべし、弦は少ふときは能也、定(サダ)りも大なるべし、少矢先さがりにゆひたるは能也、但射手の好みによるべし、

一腰ざしは、少すねたるからは能也、うきたるからは、行縢をしむる時、ひしぐる事有、

一からは、夏切たるべし、八月上旬ほどに、たちたる篦は能也、からは少ふときは矢音も能といへり、但弓手綱取添るに、ふときは煩たるべし、但ほそき堅き篦、能と云へり、されどもほそき篦は、しはりてわろし、可₂心得₁也、

一犬射がらのぐわいの事、篦によりて替りはすれども、先は羽たけ四寸のもの也、但かねの定也、されども人の望によるべし、ぐわいの事は、弓法方に委記ₗ之、〇中略

一犬追物は、笠懸より後に初りたる物なり、然ども牛追物は、前に初りたる物也、初は笠懸引目にて射たる間、赤漆に塗也、扨からは、節ぬりたる樣にこがしたる也、當世も用ゆべきなれども、當代は每度興行しげく、からも損ずる故、白篦に定たる也、又古射手など、こがしたるからに、すりたる鵃の羽など付る事、面白き也、餘は斟酌たるべし、

〔犬追物之覺書〕重藤、蛐形弓是なり二所藤にても、三所藤にても用之、式の藤を用ゆるなり、蛐形弓、常に存する事なれば不及委記之、

但晴の犬追物、右の如し、大概の時は、何にても風流なる的弓を用ゆるなり、○中略

犬射蟇目、羽入眞羽棒矧にして、白御口筈は次筈を用、蟇目は栗色なるべし、故殿は交矯を用給ふ、走羽に鷹羽を用ひ、外掛羽に眞羽を用ひ、弓摺羽に染羽にてありしなり、此交矯と申ことは、抑犬射矢より外にはせずと承りぬ、何程に好たる交羽にも、一羽は眞羽たるべし、本色の羽なればなり、蟇目鏑、人の强弱あれば定がたし、大かたは、五寸七寸九寸、昔は一尺一寸もありしとなり、犬の死するは甚不吉故、隨分鏑を大にすることなり、强弓に小鏑は、決して死するものなれば、力次第に大鏑を詮とするなり、然れども是も力に合はぬ鏑は、弓にもつり合ぬ故、矢落することあるべし、心得ずんば中々可有不覺ことなり、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事

一犬射物の手綱の寸、六尺七寸なり、染やうは其賞翫によるべし、腹帶は一丈二尺也、二色腹帶にするなり、二重腹帶は、三ひろ一尺なり、

〔高忠聞書〕一犬射る時、射手のむちの事、長さは人のうでによるべし、わがうでを、すぐにさし出て、わきの下に、とつかの方をしあて、たけたかゆびの爪さきにあてがひて、又六寸にとりて、又手一束にとりてきるべし、此外二分三分よりのきは、ぬしのまゝなり、くるしからず、是も前にしるすごとく、ふしを半に可切、

一鞭の緒を、うでにぬき入て持こと、犬の時ばかりの時ならではあるまじき事也、又ゆひがけの事、犬の時ならではせぬなり、ゆびかけをば、むすびたるをのかた〳〵のさきを、わなにくけて、たけたかゆびにかくるなり、又かた〳〵のさきをば返して、わなにして、むすびめへをし入るなり、

かりの時の鞭には、ゆびかけをせぬなり、○中略

一常に犬笠懸いる時のくらは、引はたの切付不ㇾ苦、御手組、又ははれの犬笠懸の時は、つゝら切付なるべし、總而つゝら切付本なり、

〔犬追物明鏡之記〕一射手、鞭を持時は、とつつかを、うでくびにぬき入て持べし、扨ゆびかけをたけ高ゆびにかくべし、馬上にては、とつつかを持たずして、さげて持べし、射手の鞭は長くする也、寸法以下別紙に記ㇾ之、○中略

一手綱は、むねとのもの也、左右の手綱に、こゝろをかけざらんは、射手にて不ㇾ可ㇾ有と云へり、

一新敷手綱は手にまとはれて惡敷なり、新敷を卒度洗て、よりて能のしをかくべし、古きも又手にまとはるゝ也、心得べき也、○中略

一鐙も塗立たるは、すべりてわろし、これもふみならしたるは能なり、

一力革は、是は新敷は、こはゞりてわろし、乘ならしたるは能也、但犬の時は、常に乘より少長きは能也、長さは大方鞍の上に立あがりて、尻の前輪を越へぬ程なるは能なり、切付も新敷はこはばりてわろし、力革の事は、射手によりて長短有べき、人によるべし、

一鞍に二重腹帶を懸る事、軍陣の樣にはせず、腹帶を二つして、小腹帶をかけて、しむる也、是も射手により、馬にもよるべし、上手の好ぬ事なり、

一轡は白みがき本なり、黑ぬり、又とかけ色などにぬりたるは、見たる所もうつくしく、又おとも能とて、人每に好む事なれども略義也、晴の時は斟酌たるべし、

〔犬追物之覺書〕馬に泥障を不ㇾ差、馬幕を用ゆる古法なれども、畢竟騎射の稽古、軍中の試術なれば、泥障をさして乘るをよしとすべきか、故殿被ㇾ用ㇾ之、予も亦從ㇾ之、蔦籠切付を用ひ來る、力革の事、常の馬とは少々違べし、騎射の法にまかせ、鞍の尻の間透事、凡四寸三分たるべし、

〔尺素往來〕於六條河原、可有御手組之犬追物候、御所於御棧敷有御見物、可爲最晴候、射手幷檢見呼次之注文、大概如斯、行騰、大星之夏毛者、若々敷覺候、陰星之秋二重毛候者拜領仕度候、而臺廷尉者、熊皮尋常之事候歟、伴野鞍、那波鐙、長井鞦、玉井轡等者、所持分無不足候、

〔鏡外〕一長九郎左衞門尉、犬を射るを、二宮越中守見て、此仁はいまだ繩をも射ずして犬を射とわろくいはれしを、心源公聞て越中よく被申たるといはれけるなり、犬をいんとては、先繩を射て、弓を打おこす樣、弓の本をさむる樣、其外種々の事ども稽古して、其後に犬を射る事なるに、長九郎左衞門、犬を射るに、其趣を稽古のしるしが見えぬ程に依て、越中守如此申也、〇中略

一犬の時は、半に大略酒有る也、しやく取者に、能々可申聞事、きらめくてうしを馬のおもてへ見せて、馬をおどろかしては、以の外曲事たるべし、馬の後より右へしづかにまはり、馬のおもてへわが後をなして、てうしをも左の方へ、馬の見ぬ樣に持事なり、射手も馬をおどろかして、酒のまるまじき也、のまぬもおかしかるべし、能々可心得也、さて射手の酒をのむことは、いかに大上戶成とも、只一盃ならではのまぬ也、一はいうけてのみて、又うけてのむ事、見ぐるしきと申傳たる也、肴は、のしを、もみたるを、かんなかけ、ひらおしきなどにつみて出すもの也、若き射手などの、さかなくふ事、むやくの由小笠原長高申されたると也、

〔貞丈雜記十二武藝〕一犬追物、正保年中、島津薩摩守光久、武州豐島郡王子村にて張行せし以後は、此事絕てなし、享保の頃、有德院樣、〇德川吉宗品々の武藝御再興ありし比、御近習の士に命じ給ひ、犬追物の稽古させられしが、馬のあつかひ自由ならず、成就せざりしなりと聞傳る、又酒井雅樂頭忠恭、厩橋の城主たりし時、彼地にて、諸士に稽古させしが、馬はね狂ひ、あつかひ自由ならずして、稽古成就せずと雅樂頭物語せられしなり、貞丈云、犬追物の稽古は、先馬の氣をゑらみて、おだしく癖なき馬をゑらみ用る事、第一也、扨其馬を調練して、人よりも先馬に犬追物を敎へこむべし、犬追

物の時の馬あつかひ乘樣、古書の趣を以て乘こむ稽古するに、本式に射る如く、十二騎一度に稽古するゆへ、馬も狂ひさはぎ、射手も心落付ずして成就せぬなり、稽古の時、兩人にてよし、我馬の尻にて、人の馬の頭をおさへ、互に如此して、繩際の馬の立樣より始て、乘こみたるが能なり、馬を能乘こみて後に、射方を習ふべし、始稽古の時は、引手と云物を人に引せて、射方を習ふべき也、始より本式のごとく、大勢にて生の犬を射る故さはがしく、馬も乘こまぬ故、稽古成就する事なきなり、昔の射手も人なり、今の射手も人なり、馬も古今替る事なき馬なり、乘かるに今犬追物のならぬといふは、稽古の乘かた惡き故と知るべし、射方を能覺れば、おのづから檢見の乘かたも覺ゆべきなり、犬追物の書に、下地馬と云事あり、是犬追物に乘べき爲に、下地を乘こむ事を云なり、馬の氣を見立て、下地馬にするなり、馬をも撰まず、下地をも乘込ずしては、成就せざるはづなり、

一犬追物は、弓馬の爲に、甚すぐれたる物なり、遠笠懸、小笠懸、流鏑馬なども騎射なれ共、これらは竪に直に馬をはせて射る計なり、されば是はなしやすし、犬追物の馬場は、廣さ四方にて、竪にも横にも定めなく乘り、又犬の走り樣に隨て、馬を早くもおそくも追て射るなり、射あてたる時に假に馬をとゞめて、馬のあつかひ樣あり、通例の乘方にては叶がたし、其上弓にも樣々法度ありて、むつかしき騎射なり、〇中略

一犬追物の射樣、繩際の犬は勿論、繩より外へ走り出たる犬を追ひ射るにも、犬のそばへ近く馬を乘り付け、蟇目を犬にさし付る樣にして射る也、遠くより射るにはあらず、遠くより矢をはなすを、さしわたして射ると云、よろしからぬ射樣なり、古き功者、上手の射手などは、さしわたして射る事あれども、通例には左樣には射ざる法也、犬を追かゝへるには、鹿子足に乘る也、鹿子足とは、鹿の飛ぶ足のごとく乘るなり、

〔宗五大草紙〕殿中さま〳〵の事

一常德院殿〇足利義尚御代に、犬追物さい〳〵御座候つる、花御所、七間御厩の前のせばき御庭に、繩

をひかせられて御稽古候し、內々御人數、藤中納言殿、金仙寺(貞宗)同故勢州(貞陸)小笠原民部少輔殿、伊勢因幡守殿(于時左京亮)小笠原刑部少輔殿(于時八郎)某(于時又次郎)堺和右京亮(于時與次郎)其後金仙寺御所にて、千疋など御座候つる、其時は大名御供衆以下、御手組に致參候つる人の內衆には、細川殿御內秋庭備中守(元重)奈良備前守、多賀豐後守(高忠)めしくはへられ候し、ぶん後は、度々けんみなどを仕候つる、弓馬のみやうがめんぼく、たぐひなき事候、又御千疋の時に、布施下野守、めしくはへられ申候、又さやうの時の御人數は、大館豫州入道殿(私記常興の事也、俗名尙氏、)の外は、我等兄弟殘たる外はなく候、

〔法量物〕一犬追物ニ上手(ウハテ)下手(シタテ)と云事、上手とは我馬の前に立たる射手を云也、下手とは我馬の尾の方に立たる射手の事也、

一まくりひらくと云は、外にての事也、まくると云は、犬と馬との間、遠き時、犬に近くあはんとて、手綱をつかひて馬を寄するを云也、ひらくと云は、犬と馬との間近く、口せばく成を、あはひを廣くなさんとて、手綱をつかひて馬をのくるを云也、弓手馬手同事也、

一毛さきまかすると云事、わかるゝ程はなく、ちとそひて、わかれがしらになるを云也、

〔犬追物之覺書〕用意の次第

一兼日召其家傳正者、來何日可御覽犬追物之旨仰之、奉之訖定其地、後日於何所可備御覽旨申之、有進物賜物無方量、

一奉之人、命家臣故實之輩評議之、たとへよく〳〵覺申事も、猶以家に傳る記錄をくり、古例なりとも、時に叶ざるは省き、當時宜きも、故實に背るは、猶古例に從ひ熟練すべし、大禮なれば、不審は疑度も相正して可入御覽、(中略)

一用意之諸具、何も新に設て、吉日を撰、祠官に祓をなさしむべし、相手組、前々よりの例を引て定

之

一手切ならば十二人、三手射ならば三十六人、名字を記、先進上すべし、其人々にも可申通、○中略

一御覽の事、被仰出べき内々の沙汰あらば、還て自此方可入御覽、相願事故實也、○中略

一此事に預る人々、三日不犯の神事たるべし、最不可近僧尼也、

〔眞鏡 一〕一十二騎の射手、料足百疋づゝ出して、十二貫を百疋檢見、五十疋喚次、三十疋日記付、三十疋再拜ふり、錢十貫を十二騎の射手矢數次第に取なり、

〔眞鏡 二〕朝犬の時は、いまだ犬の色も馬の色も見えぬ間、挑灯をとぼす事あり、是は犬を張行の人、こしらへとぼさせらるゝなり、とぼす者、馬の驚かぬ樣に、そとちやうちんを置べし、

一ちやうちんは、小繩と繩との間も如此をく也、○圖略物色見えば、やがてちやうちんを可取、少もあかくなる程をかぬ也、

〔有德院殿御實紀附錄 十二〕犬追物をも再興あるべしとて、諸家の秘錄どもを召集められ、成島道筑、ふたゝび仰を蒙り、犬追物類聚六十卷輯めて奉る、されどこれは笠懸に熟したるものならでは、なし得難しとて、近習の徒を集め、まづ笠懸の式を調練せしめらるゝ事あまた度なりしが、犬追物は、一たびも行はれずしてやみぬ、をしき事にぞ、さて笠懸に用る馬、乘出しには、其法にかなへども、中より末はかけ足になりて、法のごとく進退しがたしと、御みづから御工夫有て、馬役齋藤三左衞門盛安に御指南あり、その後は馬もよく其法を習得たりといへり、

〔後松日記 十五〕細川家の犬追物は、天明の頃、左少將重賢朝臣、其臣竹原九右衞門に命せられ、幽齋公より傳へ給ひし書、又竹原が家に傳へし書を校正し、かつ島津家の口傳をもとひ聞て再興せられしとぞ、重賢朝臣世を過させ給ひて後、治年朝臣、齊茲朝臣もいよ〳〵その志をつぎ給ひて、みづからも、しば〳〵椎田の馬場に行て見給ひ、これにかゝつらふ竹原父子、齋藤權之助、境野嘉

十郎、太田善九郎等には、厚く優賞し、もの賜はせ、又ゑるところをも増給ひなどして、いよ〳〵この道を盛にし給へば、今は犬射ぬ人は、父の家をも、つぎがたきまでの手振になりにけるとぞ、ここに志方半兵衛といふもの、江戸にありし時、伊勢氏の書を皆傳して歸りて後、犬の式、舊記にたがへる事あるをもて、そのよしを君にもきこえて、竹原齋藤、檢見五人等と、時習館に會合して、校正討論する事五年、功おはりぬれども、伊勢氏の傳をば用ゐられず、なほ天明再興の式をいまに用ゐ給ふとなん。○中略

ある人來りて、小笠原氏の稽古、この頃はや、進みて、まことの犬をも射給ふが、よき犬なく、皆かたみて射られじ、よき犬をえまほしと射手の聞え給へるとかたりぬれば、よき犬よりは、よき射手は、いかゞものし給ふらん、よき射手のおはしまさば、能犬はいか程もありぬべきをといへば、例の口さがなしとて笑ふ、實に犬なればとて、馬場中をはしりめぐりて、さ射給へ、稽古し給へといふものにはあらず、縄よりもたやすくは走り出ず、射手のすきをみて走り出るもあり、又背をそらして腹を上にするごとくし、おづ〳〵はひ出て、射手の前を過ると、はやのがれたるとおもひて、一筋に犬塚ににげ入るものなり、其時射手、追つけて射べきを、なま〳〵の射手は、犬をのばしやりて、跡よりおふ時は、はや犬、犬塚にはしり入て合期せねば、そのおいつきはひ廻かぬるを、のがさじものと頭に打まはる故、いよ〳〵出ず、つゐにはかた犬となるなり、又犬塚まで追ひたれ共、矢なき口をしさに、犬塚よりなげ出させ抔して射れば、後には犬塚迄も走らず、まことのかた犬となれば、かの足利の世に、かた犬の上手と聞えし、小笠原刑部殿にもいられぬ樣になるべし、こはもとよりのかた犬にはあらじ、射手のみなかた犬にする也けり。○中略

こたびの犬追物、先犬を養ふとて、數十疋に公糧を給ひ、射手は宿直を辭して稽古のみをし三百俵ばかりのしるところの人にも、馬二疋をかはせ、馬場の經營に、よろづに、公私の用途そくばく

牛追物

なりとぞ、こはみな其棟梁の人の古に心あさく、この事を後の世まで傳へんとも思はぬしわざにて、上覽事はてなば、名遺なくやめ果てんと思ふなるべし、誠に騎戰のならはしには、これにしく事あらじを、すたれたる事さへ口をしきに、一度再興して又絶なんは、いかゞはくちをしからざらん、されば公私の用途費へぬ樣にして、もはら永久をはかるべし、しかるに先宿直を辭して恪勤を怠る、これわづらひの一なり、又犬は其射る時とりて、事足るもの也、扨五六疋もあらば、百疋二百疋の稽古も射らるべきなり、又三百俵ばかりの人に、馬二疋をつなげとは何事ぞや、かゝる人は、たとへば軍事に從ふとも、乘替までには及ぶべからず、犬かさ掛も又しかり、是皆實事にたどり少なくして誤れるなり、その外よくもしらねば、先一二をいふのみ、

○

〔高忠聞書〕一むかし犬追物なきさきには、小うしを射る也、

〔法量物〕小牛追物の事

一小牛追物射樣、さくりにのりて馬を出すべし、なぐる所にて、ひらくび、さんづを射べし、どう中はすつる所也、

〔就狩詞少々覺悟之事〕一小牛を射べき事、さくりに乘て追也、必々追れてたちむこふ也、其時手綱をつかひて、弓手にても馬手にても、小牛の投かへす樣によりて射べき也、時宜に寄て、すがひ弓手にても射べき也、矢所は、くびと、ひらもゝとを射べし、矢所二所ならでは有べからず、引目四目しんぞふなどにて射べし、はだぬがでいる也、昔犬追物以前は、小牛を射たる也、

〔射鏡 四〕一古は小牛を射しかども、多く死するに依て犬を射也、小牛の射樣はしやくりに乘て追なり、なげかへす所を、弓手馬手のひら首を射也、是小牛の矢所なり、犬はみな〳〵、腹を本の矢所とせり、しやくりに乘ては、小牛の足あとのごとくに、馬にて追ば、小牛なげ返す間、射よき也、なら

べて射ぬ事也、犬にはしやくりにのりて追ふ事、をかしき事なり、

〔古今著聞集 九武勇〕頼光朝臣、寒夜に物へありきて歸りけるに、頼信の家近くよりたれば、〇中略頼光則入にけり、〇中略頼信に、あれにいましめて置たる者は、たそと問ければ、鬼同丸なりと答ふ、頼光驚て、いかに鬼同丸などを、あれ體にはいましめ置給ひたるぞ、犯しある者ならば、かく程あだには有まじきものをといはれければ、頼信げにさる事候とて、郎等を呼て、猶したゝかにいましめさせければ、金鎖をとり出て、よく逃ぬやうにしたゝめけり、〇中略鬼同丸究竟の者にて、いましめたる縄金鎖踏切て逃れ出ぬ、狐戸より入て、頼光の寐たる上の天井にあり、〇中略頼光もたゞ人にあらねば早くさとりにけり、落かゝりなば大事と思ひて、〇中略誰か候と呼ければ、綱、〇渡邊氏名乘て參りけり、明日は鞍馬へ可參、未だ夜をこめて、是よりやがて參らんずるぞ、それがしくゝ候ずべしといはれければ、綱承りて、皆是に候と申てゐたり、鬼同丸、此事を聞て、〇中略天井を逃れ出て、鞍馬の方へ向ひて、市原野の邊にて、便宜の所を求むるに、立かくるべき所なし、野飼の牛のあまた有ける中に、ことに大なるを殺して、路次に引伏て、牛の腹をかき破りて、其中に入て、目ばかり見出して待けり、頼光案の如く來りけり、淨衣に大刀をぞはきたりける、綱、公時、定通、季武等、みな供にありけり、頼光馬をひかへて、野の氣しき興あり、牛その數有、をのくゝ牛追物あらばやといはれければ、四天王のともがら、我もくゝとかけて射けり、實に興有てぞ見えける、其中に綱いかゞ思ひけん、とがり箭をぬきて、死したる牛にむかつて弓を引けり、人あやしとみる所に、牛の腹のほどをさして箭をはなちたるに、死たる牛、ゆすくゝとはたらきて、腹の内より大の童、打刀をぬきて走出て、頼光にかゝりけり、見れば鬼同丸なりけり、

〔吾妻鏡 二〕養和二年〇壽永元年四月五日乙巳、武衞〇源頼朝令出腰越、赴江島給、〇中略今日即被立鳥居、其後令還給、於金洗澤邊、有牛追物、下河邊庄司、和田小太郎、小山田三郎、愛甲三郎等、依有箭員、各賜色皮

紺絹等、

〔吾妻鏡　二〕壽永元年六月七日丙午、武衞、〇源頼朝令出由井浦給、壯士等各施弓馬之藝、先有牛追物等、下河邊庄司、爲御合手榛谷四郎、和田太郎、同次郎、三浦十郎、愛甲三郎、爲射手、

古事類苑

武技部十二

騎術上

古事類苑

武技部十二

騎術上

馬ニ乘ルニ乘尻桃尻ノ稱アリ、乘尻ハ乘馬ノ人ヲ云フ、桃尻ハ、尻ノ鞍上ニ安ンゼザルヲ云ヒテ、之ヲ桃實ノ圓轉シテ定ラザルニ譬ヘシナリト云フ、而シテ馬ニ乘ルニハ、手綱ヲ執ルニ法アリ、鞭ヲ當ツルニ所アリ、庭乘、下乘、輪乘、曲乘等ノ類、時ニ由リ、所ニ應ジテ、進退周旋ノ法アラザルハナク、今之ヲ列擧スルニ遑アラズ、抑、我國ニハ、神代ニ在リテ、既ニ鞍鐙等ノ馬具アリ、降テ應神天皇ノ十五年ニ、百濟王、良馬ヲ貢ゼシカバ、阿直岐ヲシテ之ヲ飼養セシメ給ヒ、天智天皇ノ七年ニハ、近江國ニ牧場ヲ置キテ馬ヲ放チ、天武天皇十三年ニハ、文武百官ヲシテ兵ヲ用ヰ馬ニ乘ルコトヲ練習セシメ給ヒシカバ、馬匹ノ繁殖ト共ニ、其騎術モ亦漸ク備リ、嵯峨天皇ノ朝ニハ、藤原内麻呂ノ如キ、騎法ニ熟セシモノアリ、清和天皇ノ朝ニハ、坂上貞守ノ如キ、相馬ニ巧ナルモノアリ、醍醐天皇ノ延喜ノ式ニハ、左右馬寮ニ騎士ヲ置キ給ヒ、殊ニ中世以後ハ、屢、競馬ノ擧アリシカバ、衞府ノ官人ニシテ騎術ニ精妙ナリシモノ少ナカラズ、其後武家ノ盛ナルニ及ビテハ、專ラ弓馬ノ道ヲ奬勵セシヲ以テ、騎術ノ名家、前後相踵テ輩出シ、進退周旋ノ法、足利氏ニ至リテ大ニ備レリ、而シテ諸家各、流派アリ、流派又支流アリ、大坪、八條、小笠原、内藤、上田、荒木、佐々木等ノ諸流アリ、諸家各、其技ヲ競ヒテ、或ハ主ニ干メ、或ハ門戸ヲ張リテ徒ニ授ク、而シテ足利氏以後ハ、將軍諸侯共ニ、毎年正月、乘馬始ノ式ヲ

行ヒ、德川氏ノ時ハ、厩、馬術上覽ノ事アリ、殊ニ八代將軍吉宗ハ、其馬役ヲシテ和蘭人ニ就キテ、騎法及ビ療馬ノ術ヲ學バシメタリ、亦皆此術ヲ重ジ、其技ヲ獎勵スル所以ナリ

名稱

〔名目抄諸公事言說〕乘尻ノリシリ

〔名目抄詳註〕乘尻ノリシリ、馬ニノルヲ云

〔名目抄細釋〕乘尻

字義如何、看聞抄ニ、軍ノコトニアリト見エタルハ誤ナリ、乘尻ハ騎馬ト云ト同事ナルベシ、五月六日騎射ノ儀、諸次第抄ニ、乘尻ト記シタルヲ、延喜近衞府式ニハ騎馬トアリ、蓋車ヲ偽スルヨリ見レバ、騎馬ハ直ニ馬ノ背ニ乘ガ故ニ乘尻ト云カ、

〔海國兵談十五〕馬之飼立仕込樣附騎射之事

古昔乘尻の達者と云も、手綱に不便、鞍にて押廻て、馬を自由自在に乘こなしたる事也、此故に乘尻と云なるべし、今は手綱の釣合を第一として乘故、乘手の上手と云べき歟、是小子〇林子平が臆斷なり、

〔空穗物語祭の使〕左ののりじりは、右近のせうよりはじめて、ものゝふらまで、いちもちをえらび、右ののりじりは、左近のそうまでえらび、〇下略

〔古今著聞集十五宿執〕高陽院にて競馬有けるに、狛助信、のりじりに入にけり、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

宗行、鞍ノ前輪ニ強ク取付テ鞭ヲ打、主モ究竟ノ乘尻也、馬モ實ニスグヤカ也、

〔書言字考節用集五肢體〕桃尻モヽジリ

〔倭訓栞前編三十三毛〕もゝじり　桃尻と書り、愚昧記、明衡往來、徒然草などに見えたり、皆馬に乘事にいへり、桃の實のゐくにすわらぬをもてたとふる也、或説に、桃木は三年めには必ず植變

るを佳とす、然らざれば枯るゝもの也、よて一所に尻のすわらぬを桃尻といふといへり、

〔雲州消息上〕昨日罷向祭使所、〇中略帶刀某丸、忽以落馬、所騎者駑駘也、是桃尻之所致歟、

〔古事談二臣節〕八條大將保忠、爲桃尻、就前馬走出之間、落馬落冠、及恥辱、

〔山槐記〕治承三年二月五日癸巳、帶刀御覽事云々、〇中略康基帶刀之内也有望申惡馬之氣、仍被乘之處落馬、依勅定重又騎又落、揚桃尻之高名云々、

〔長門本平家物語八〕宮、〇以仁王是を御覽じて、〇中略御涙をうかませ給ひけり、此御方には三位入道〇源政賴の勢、ならびに寺の惡僧、これかれつがふ三百よきにて、醍醐路より南都へおもむかせ給ひけるが、御馬に合期せさせ給はで、寺と宇治とのあひだにて、六度まで御落馬あり、世の人桃尻とぞ申ける、

〔徒然草下〕御隨身秦重躬、北面の下野入道信願を落馬の相ある人なり、能々つゝしみ給へといひけるを、いとまことしからず思ひけるに、信願馬より落て死にけり、道に長じぬる一言、神のごとしと人思へり、さていかなる相ぞと人の問ければ、きはめて桃尻にして、沛艾の馬を好しかば、此相をおほせ侍りき、いつかは申あやまりたることぞと云ける、

〔徒然草下〕或者子を法師になして、學問して因果の理をもしり、說經などして世わたるたづきともせよといひければ、をしへのまゝに說經師にならんために、先馬に乘ならひけり、輿車もたぬ身の導師に請せられん時、馬などむかへにおこせたらんに、もゝしりにて落なんは、心うかるべしとおもひけり、〇下略

〔馬道捷徑秘傳集一〕馬に下乘、地乘、す乘、庭乘と云事有、下乘と云は、犬追物を射る前に乘を云、す乘と云は、久敷責ぬ馬などの、いれたるを乘を云、地乘と云は、口のわろき馬を乘なほすを云、庭乘と云は、馬場芝の露をもふけさせ乘を云、

騎法

〔貞丈雜記馬十三〕一馬に乘ると、馬を乘ると云に差別あり、馬に乘ると云は、常に馬乘る事也、馬を乘ると云は、馬の口をも足をも乘直すを云ふ也、

〔本朝軍器考十二〕牛ヲ服ヒ馬ニ乘ルトイフ事ノ始ハサダカナラズ、日子遲神、出雲國ヨリノボリ、倭國ニマサントテ、ヨソヒタテル時、片御手ハ御馬ノ鞍ニカケ、片御足ハ其御鐙ニフミイレテ歌作ラレシ事、古事記ニ見エタレバ、地神ノ時、鞍鐙ナドイフ物ハ既ニアリケリ、

〔隨意錄七〕古言乘馬、非騎馬之謂、易所謂乘馬班如、四馬爲乘、班如馬之別也、說者皆失其解矣、如服牛乘馬之文、則亦謂服乘之於車也、○中略後人謂乘馬以爲騎馬者非古也、

〔安多武久路七〕天神の御時馬出ても、又地神の御時馬出でゝも、馬始て出たりし時こそ、乘事もはや始る事勿論也、○中略されども轡をはませ鞍を置、乘て遠くを行に用ゐしのみにて、手綱のあやつりにて、馬の口心を乘といふ事は、なかるべき事分明也、○中略夫をおもへば、神代も人代のはじめも其通り成べし、○中略日本紀に第十二代景行天皇の紀に、日本武尊、東夷征伐の御時、信濃の國に入たまふに、山高く谷幽くして、馬頓轡してゆかずと有こそ、すでに馬のらせ給ひし事は見えたり、それより人皇十六代應神天皇の御代、良馬を我朝へ渡してこそ、聊と馬飼ひ乘習事も分明になりたり、其後二十二代雄略天皇秋七月、○九年田邊史伯孫と云者、譽田陵の下にて、馬乘くらべせし事もあれば、其頃よりそろ〳〵馬足の遲早もためして、馬を愛せしと見えたり、夫よりして三十九代天智天皇の七年に、始めて多く牧をおかれ、馬を放ち給ひてより、馬は多くなりたり、又四十代天武天皇十三年の詔に、文武官の諸人務て兵を用ゐ馬に乘事を習へり、○中略是より文武官ともに馬ふんだんに成て、いよ〳〵馬を愛し乘ける事也、

〔一騎前意得中〕馬乘樣第二

貴人見物ノ方ヲ左ニ取テ、馬ヒキヨセノレバ、其方ヘ尻ムカズ、○中略扨右ヨリ寄テ、右手ノ指ヲ腹

帶ヘ入レ、カゲンヲミル、肝ヨキハユルク、無肝ハツヨクシメベシ、手綱左手ニトリ、右手面ガヒノ總、兩方共手綱ノ内ヘ入ル、右手ウツムケ手綱ヲモチ、左手ノ手ノ内ニ持ソヘ、左手ハ手綱ノ眞中ヲ持テ、右手ヘ移シ、右手鹽手ノ所ニテ、上ハ取髮ヲフリコシ、下ハ足脇ヘフリサケ、鹽手持ソヘ、左手鐙ノ舌先ニカケ、腰カヾメ、右足ノ指ヲソラシ、指先計淺ク鐙ニカケ、左手手形ヘ移シ、右膝ニテ力皮ヲ押付、其力ヲ以テ、フイト飛コス如クニマタグ、左手手綱ヲ持テ前輪ニツキ、右手スソヲ引出シ、腰ヲ直シ、右手ヘ手綱ヲ移シ、左手又袴ヲ直シ鞍ニスワル、前ヘカヽルヲ草トシ、後ヘソルヲ眞トシ、中ヲ行トス、鐙ハ大指ソトヘフミ出シ、四指内ヘマキコム心ニ外八文字ニフム、或書ニ、鐙平ニフンデ不動樣ニフムベシ、指先ニ力ヲ不付、跟ヲフミツケ前ヘフミ出シ、腹帶ノカタメ處ニ、シカト跟ヲ止テ動カサズ、是即異朝ニテ、鐙ヲ腹帶ニ結付テ、フムニ准ズトイヘリ、扱手綱ヨキ比ニ握リ、雲ヲ取リ、拳ヤハラカニ大指カヾメ四指ハ爪ヲソロヘテアツクリト握ルヲ、卵ヲ握ル手ノ内ト云、肩ヲ落シ、肱ヲ脇ヘ付テ力ヲ入、顏ハアフムカズ、ウツムカズ、左右ヘ不傾、是ヲ四面ト云、物見ハ山間ヨリ二三間内外ヲ馬相應ニ見渡ス、或書ニ、身鞍底ニ滿テ、前後左右ヘカタヨラズ、四方ヨリ見テ正面ノ如クナルヲ以テ、四面ノ鞍ト云フ、拳ガマヘ、上下左右前後ナキヲ六法ト云、又拳ガマヘ、左右ノ間六寸、拳ノ下取髮迄六寸、拳ヨリ前輪迄六寸、是ヲ三六寸ノ曲尺トモ、六方トモ云、又云、左右前後肩拳、行儀ヲ揃ユルヲ四面六方ノ曲尺トモ云、○中略

乘リ出スニハ、奥齒クヒシメ、腹ハリ肩落シ、股ニ力ヲ入レ、息ヲツメ、ハミ當リヲ考ヘ乘出セバ、ソバヘル馬モシヅマリ、重キ馬モフイ〳〵調子カヽル、　隅ノ口、貴人見物ノ有ル方ヘマハスベシ、土手溝堀等ノ方ヘマハサズ、小場ヲ其方ヘ付ル、ツケ樣、小場ノ方ノ居木ヘ尻股ヲ移シ、ヒヅメバ、前足ヨリ、モンヤリト小場ツキ、三四分廻ル比ヨリ艫節ヲミレバ馬乘手ノ體ニ、グルリト付キマハル、モシ馬ノ方ヨリ肩ニテマハラントセバ、是非ニ押ヘ、思フ通ニマハスベシ、隅ノ口ハ、シツケ

スル處也、上肝ハ長ク大キク靜ニマハシ、息ヲ得トツガス、無肝ハ、短クチヒサク激スル樣ニマハス、○中略 地道、肝ヨキハ六七返ニ及ビ、オモキ馬ハ三四返ニトヾマル、○中略 地道シマヒ、乘出シノ處ヘ戾リ、少シヒサラシ、沓ヲハラヒ、隅マデハ小足ニ四ツ目ヲノリ、隅ノ口ヨリ小ノリヘ移ス、段段調子ヲカケ、三四返シ、中ヘウツシ、五六遍シテハ、ヤミヘウツシテ、六七遍ノルト云フ樣ニ、段ヲ付テノルヲ序破急ノ次第ト云、或書、序破急ノ次第ハ、序ヲ三回六行、破ヲ三回六行、急ヲ三回六行、都合九回十八行ヲ以定法トシテ、式正ノ時ノル也ト云ヘリ、○中略 或書、ダク乘樣、足ニ力ヲ入、乘下ヲスケ、後輪ニノリカケ、前懸リニ下口押ル樣ニ諸引ヲシテ乘ベジ、オロシニ行モ、足ニ力ヲ入レ、ノリ下ヲ少スケ、後輪ニ少ノリカケ、前懸ニモナク、手綱常ノ如クカマヘ、諸引ヲシテノルベシ、カケノ鞍下ト同事トイヘドモ、乘心少シ違フ、ヲドリ足ハ、四所ニ足ヲタテヲドル、鞍跡ノ柚木ニスワリ、腰ヲ直ニ立テ、鐙ヨリ蹈テ、フミナガシ、サノミ前輪ヲシメズシテ足ヲノリホドク、セマキ場ニテ、カケ折スヱ、ツヾラヲリヲ乘テ足ヲキカスベシ、其後長場ニテセメ、日數ヲノレバ、躍足、千鳥足ニ移リ、千鳥足ハ、コビ足ニ移リ、程ナクノベ足ニ移ル也、乘リジマヒノ隅ノ口ニテ、手割リニシ、地道ヘウツシ、一二返ノリ、スミニテ蹴コミ、リユウゴヲ乘リ、又ケコミ、シザラシ、左右マハシ目ヲ見、又スミノ口ヲマハシ、ハシヲウケ、サシ、乘出シノ所迄戾リ、貴人見物ノ方ヘ尻ムケヌ樣ニオリル、左右ノ手綱、右手ニテヤリチガヒニ握リ、左手、露ノ所右手ヘ一緒ニモチ、右手、鹽手ヲモチ、左手、前輪ヲ持テ下リ、手綱前輪ニ懸ク、上リ下リ共、取髮モツコト、タシカナレドモ、馬取アラバ、法ノ通、上リ下リ共鹽手ヲモツベシ、

〔家中竹馬記〕馬に乘時は、先手綱を鞍つぼに打懸させて、弓を持ぬ時は、右の手に手綱を取て、其手を鞍の左の手形に懸て、左の手にて尻う輪を押へて乘也、則袴のまちを前へ引なほし、さて手綱を取也、弓を持たる時は、弓杖をつく手に、手綱を取添て、左の手を手形に懸ても乘なり、又左の手

に手綱を取て、其手を手形に懸て、右は杖つきたる儘にても乘なり、懸て弓をこして手綱を取べし、弓はにぎりより五寸許上を持なり、弦は上へ成べし、口傳有之、

〔馬道提徑秘傳集〕一馬に可乘姿の事、鐙をば、ぞうこう〇鐙承の玄ゝに蹈付、鐙の鼻少ひらきて、足の大指を分て鐙の角を蹈べし、きびすは、舌先一はいに、すぢかひにふみて、踵より足のこうまで、馬をはさむやうにして後輪に乘居、腰より上は直成べし、膝つぼみたるは見にくきなり、えますべき也、馬をかけ出さん時は、いかにも抱て、前輪に打かゝるやうにして可出、顏持は遠く見るも惡し、餘に近きも惡し、馬の耳の間より一丈計さきを見れば、顏持能體也、腰より下は、五六を二本堀立たるがごとし、手綱取樣は、左右ながら大指と人さしゆびとの間へ取て、大指に懸て、手の內より四の指にて二重に可取、猶口傳あり、小指と藥指の間より手綱出す也、手綱あひの事は、手綱取たるこぶしの間、可爲七八寸、但馬によるべし、手綱ゆとりの有も惡し、又つまりたるも惡し、ゆるゆると可取、但是も馬の口によるべきなり、こぶしは角かけて少うつぶけて、左右同道理也、ひら玄りは、身よりうしろへ出べからず、又身に付たるも惡し、退たるも惡し、只見能樣に可在也、

〔貞丈雜記馬十三〕一馬の乘入樣、其主意もわざも、古今大に違たり、今の乘入樣は、細長き馬場にて馬の足なみそろひ、馬上の人の身形美く調ひ、くせ馬もくせなきが如くみゆる樣にして、人の見物を專にして、下直なる馬を買て乘入て、高直に賣らんとおもふが、今世の馬乘の主意也、且馬の足なみは、地道、乘り、かけの三品より外はなし、細長き馬場にて、右の三品計り乘り入るゆへ、馬はそれのみ覺へて、外の事を知らぬゆへ、左右へ折返し〳〵乘廻り、俄に足をつかひかゆる事に馴ざるゆへ、馬上にて兵具を持ち振廻し、敵を左右前後へ追ひつかへしつする戰場のはたらき幷に犬追物の時、犬のにぐるに從ひ追かけ、又檢見に聲をかけられて、俄に馬を乘すへ留る事はならぬ也、是馬の歩み馴ざるが故也、古の乘入樣は、相廣の馬場たてよこ同じ廣さにする也にて、馬の足をさま〳〵

に乘入る也、古の足なみは、けみち(今地道と云)はしり(今のりと云)はやばしり(今かけと云)だく〳〵(今だく足と云、今は名のみ有て乘る人なし、たま〳〵やまちてだくに出す事あり、)あかのこあし(だくより乘入なり)假に足なみを乘かゆる事あり、手綱をはなして、馬上にて兵具をつかひ弓を射、左右前後へ乘廻し〳〵、敵を追つまくりつする事を專として、戰場の用に立べき事を主意とする也、されば常に犬追物をして、馬に足つかひを覺へ習はしける也、馬を賣べき爲にせず、足なみ馬上の身形を、人の見物にする事を主意とせず、今世の乘方戰場の用に立がたきゆへ、近事軍馬といふ事を玄出して、馬上にて兵具をつかふまねをすれども、甚玄どけなき事にて、戰場の用に立べしとも見えず、元來武士の馬のるは、戰場に用んが爲なれば、別に軍馬と云事はあるまじき事なり、然るに別に軍馬といふ事をこしらへ出したるは、おかしき事也、古の乘方の書にある乘方の繪圖を見て、狹く細長き馬場にては、古の如くの乘入はならぬ事を考へ知るべし、又馬にまへをとらするとて、足の筋を切るも有り、左樣の病足のかたわ物になりて、足のふみつく馬は、戰場の用にたゝず、まへを取るなどを好むは、人の爲の見物と賣事を專にする故也、

〔馬術傳書〕馬に六の心得有、鞍立をして、せざれ、馬を挾て、はさまざれ、鐙を蹈て、蹈ざれ、腰にて乘て、のらざれ、口に當て、あたらざれ、手綱を引て、ひかざれ、是は皆馬に依て可乘心得也、○中略馬をのるに三所を切と云事有、手綱を取きれ、鐙を蹈きれ、上敷を玄ききれとて、いづれも强かれと云心也、

〔騎立之卷三〕馬に乘て目付る所の事、馬の頭より二三間計、先に目を付而、はしる馬には、留る所に目を付而、切る馬には、切ぬ方の耳に目を付而、輪を乘時は、輪の内に目を付而、又折返す時は、後足に目を付ル、此外目付所口傳、

〔騎立之卷五〕馬を玄づめる事、手綱にて玄づめ、鐙にて玄づめ、口にて玄づめ、鞍にて玄づめ、心にて

しづめ、如此五所をもつて、しづめたらんには、馬、おもひの儘に乗べき也、能々可₂心得₁也、足は口につれ、口は足につれるといふ事有、口傳、

〔大坪流馬書抄武家名目抄稿所引〕六の心、又は八の心とも、たとへば坂をあぐるに、ぬかる時は前を敷べし、是一、坂をあぐると懸る時は後を敷べし、是二つ、坂をくだすに、ぬかる時は後を敷べし、是三つ、坂をおろすに懸る時は、前を敷べし、是四つ、がけのうへをとほるに、ぬかる時は、山の方をかゝゆるなり、是五つ、がけのうへを、とほるに、過る時は、がけのかたをかゝゆるなり、是六つ、山をおろして谷へおちくるとき、馬のはな、向の岸につく程にて、是を立てかぬるには横馬に直すべし、是七ッ、山を上て下すには、山のなりを見て、つゞらをりに乗べき也、是八ッ、六ッの心、八ッの心とは是なり、又つゞらをりに上おろす事、よの常の山にて、あつかひ也、がんせきをおとす事は、よこたちてはわろし、

〔大坪流馬書抄武家名目抄稿所引〕さゝ波にてすりても、先あらけづりをする也、扨口やうやくたわやぎ候時分、尻引をのる、しり引とは、しさらかす事をいふ也、しさらかせば、馬以前のさゝ波のあらけづりの後、かんなをかけて、すべらかになすがごとし、扨君しらずを乗也、君しらずとは、片手綱をいふ也、もろ手綱にて乗れば、左右の手綱、何としても同じやうなし、又貫たわやぐに随ては、片手綱、口にあはせてよき也、譬へばかんなをかけたりといへ共、むらあるをみがくがごとし、此君しらずの手綱の取様は、手の内に、手綱を十文字にちがへて、兩の手綱を又一ちがひて、片手にてもてば、手のうちかけずしてよし、もちひきとは、手綱わなにして、渡し手綱のごとし、左右へもはり、もとより手綱をもひきはる心して、馬の口をゆるさずして、口をよくかゝゆるをいふなり、總じて馬の口をなぶる事わろし、○中略又さゞ波をば、初はすりびきと名付しとぞ、君しらずも、初はゆる引と名付、まよふらんを、始はまどひ引と名付たり、

〔家中竹馬記〕手綱をば一重に取たるが、あひの手綱よく乘らるゝ也、口傳有之、但馬に依て、大指に懸て二重に取て、常には用之、

〔大坪流馬書武家名目抄稿所引〕三六寸之事、有口傳、手綱の持樣之事、左右の手の相六寸、馬の玄ゆみと手の相六寸、前輪の上と手との相六寸に持べし、但是はくちよき馬によりての事也、口によりて、手綱がまへあるべく候、凡如此心得べき者也、

〔家中竹馬記〕馬に鞭を打事は犬追物には後を打、唯の時は、後を打は見にくきと也、左のひらくびを可打、また馬のまはりかぬるに、弓手めての後を打也、からす頭の邊をうつ事もあり、河臥する馬をば、鞭にて耳の先を打はらふ樣に打也、梢の鞭と云、又時として尻ごみするをば、馬を折まはして、あら〳〵と乘て、拗みけんを堅ざまに鞭にて打て可乘出、又物をみて行かぬる時も、此鞭にて大かたは煩なし、あしく打ば、目を打事有、能々思ふべし、鞭も手綱も、種々盡期なき事にや、

〔貞丈雜記馬十三〕一馬に鞭打事は、犬追物には後を打、只の時は後を打は見にくきこと也、左のひら首を可打、又馬のまはりかぬるに、弓手馬手の後を打也、からすかしらの邊を打事もありと、竹馬記に土岐伊豆守利綱の家記也、この書は永正八年の書也、見えたり、凡馬術の古書に、鞭の打所あまたあれども、今世の人は、打所をそらに覺えず、わすれたる歟、かけ足を乘る時、うしろを打計なり、

〔大坪流馬書武家名目抄稿所引〕河臥之事、鞭有口傳、馬臥は、急ぎかうがいにても拔て、馬の耳の中へ、ふかふかとさし入よ、つらをうちふりて臥事を忘べし、又思よらず轉倒に、若し河にてふしたらば、いそぎおこす事なかれ、暫水の中におきて、耳へ水を入、馬を打てたゝすべし、

〔貞丈雜記馬十三〕一馬を乘るに、かくを入るといふ、其かくの字は角といふ字也、鐙のふちの四角なる所也、それにて馬の胴を打つゆゑ、かくと云也、古はかくを入るといひしを、今はかくをあてる、

かくをくれるなど、云人あり、雲霞集に足の大ゆびをはりて、鐙のかくをふむべしとあり、かくとは鐙のふち也、ふむ所也、一說にかくは脚の字也といへども、用べからず、角の字を用ゆべし、

〔大坪本流馬道秘書馬敎〕聲ヲ敎ベシ、幷止聲動聲、能々敎ベシ、是ハ聲ヲ以テ馬ヲ遣事、和漢ノ故實也、聲ヲ用ルノ法品ノ傳ニ、動聲止聲台聲、是ヲ軍馭ノ聲也ト記セリ、此ノ所ニ說ルハ、止聲動聲也、合聲ハ、敎ルニ及ズシテ死生ヲ決シ、間ニ不容髮ノ場ニ合スル聲ナルガ故ニ、馬ノ驚ニモ、勇ニモ、止ルニモ、平カ成ニモ、其所ニ只心オカズ、則合セテ則生死ヲ合口ノ聲也、止聲動聲ハ、其用ニ叶ヘテ是ヲナス事ナルガ故ニ、常ニ是ヲ仕込、手綱ヲ引テ抱ヘテ是ヲ止ル時ハ、動聲ヲ乙ノ響ニ是ヲカケテ、馬ヲ止メツクル也、鞍ヲ張込、手綱ヲ打テ、鐙ヲ誘テ、甲ノ響ニ止聲ヲ掛テ、馬ヲ進マシメツクル事也、然ル時ハ馬ヨリ其聲ヲ聞知テ、動トイヘバ則止リ、止トイヘバ則進ム、手綱ヲ不用、鞍ヲ不用、鐙ヲ打ズシテ、自由ニ馬ノ動キ止リ居ルハ、右止動ノ聲ヲ仕込ノ得ト知ベキモノ也、

〔鹿足之次第〕かぐ足と云は、鹿の野原を走ごとく成を鹿足と名附、鹿の山野を走るごとくに、駒を乘立るといふは、口にも足にも手綱にも不構、頭を高く、上はあげさせ、下はさげさせ、むら足を出さば出させ、駒の心にまかすべし、兎も角も馬に乘られて、乘手よりかぐ足を乘べからず、駒に足を出させ、手づなを長く口口其内に強口の方をば手を下げ、弱口の方、天に取、手綱をくれ立〳〵、鹿足をいかにも〳〵大きに、四足の爪のあぐとを地に踏付樣に、はなれ馬の飛かける如く成を角足と可心得、亦かぐ足と云事を不知而、諸足と名附る事は、九つの足並を不知、七並の足と計、心得ゆゑなり、諸足といふ時は、うなづくと云心成べし、さも有は馬請合て納得の心有ゆゑに、則うなづく、依之駒のいまだ轡も不知、かく足に乘といふは、邪氣もなく、心からすなほに、いかにも角足を大きに乘付、其後鞍手綱の理詰を乘べし、駒は理詰をいやがり、皆邪氣と成事、勿論なり、可用鞍拘之事、前の居木に居り、腰鐙を一文字に蹈張て、中妬の口に引當て、手綱の匂ひ縮切、ゆり

ほどき、千鳥喰を扱て可乘、かぐ足乘內に、馬の不知樣に、弱口の方より頭をそと上て、千鳥喰を遣ふて、頭を中頭に上げぬるよと思はゞ、中の鞍より跡へかゝり、二三篇も乘、其後は又中頭を上頭に乘、諸平足に成、馬請合心よく行とおもふときは、跡の居木に居りて、右かぐ足を乘たる時の釣合にて、無油斷漣を可乘、其內に馬ゑだるく成ときは、弱口の方を手前へ、なまりなく、さつと引切縮て、其跡は又漣を可乘、何れにても不拍子なる馬の分には、手まへゝさつと引切て、跡はさゞ波取合可乘なり、兎も角も馬の方より平足に移る所を待べし、萬曲乘、直になほるとき可直、なほらぬ時を直により、皆曲に移る也、大坪流に移りと云事、爲秘事聞、他流へ不可洩、若又鞭など打事あらば、三高の鞭、鼻の上菊坪の鞭、耳の根合の鞭、ゑりあひ肩骨掛て打べし、如是鞭數を責れば、かく足は、千鳥足に移り、千鳥足は、運足に移り、はこび足は、延足に移る樣に乘べき事可困也、此等の乘樣、稽古疎學にして不可及、角足と云を略して、諸足と云心は、うなづく足といふ心なるによつて也、是も馬合點する所なれば、諸足と云事、尤成歟、かぐ足乘には、弱口の方の力革を鐙共に筋かへ、內の柳葉を足の大指にて外へ蹈出し、內方の內股にて、前輪を插たると筋かへたる鐙とをせき合て、先へ計、ひたと押出すべし、强口の方の鐙をば、外の柳葉を內へふみ、外の居木へ移りて、鞍鐙計にて前輪に掛立すかして、弱方を切ゑめ〳〵、弱方へはみを取、鞍に會尺をあらせて乘べき事、第一なり、委は有口傳もの也、

おろし足の次第　おろし足といふは、鵜などのはづむごとく、前股を落し掛て歩を云也、總じておろし足と云は、上足のいかにもはかを取足なり、是を能足と申は、縱は拍子にて、後の足木すぐにして、上も中成もおろし足に乘ぬれば、上後に成事在之時は、能足とは申也、然共前股廣き馬などは、彌以廣く成事多かるべし、其時は跡足はおろし足に乘、前足は運足に乘時は、廣き前も狹くなるもの也、後足おろさせて、前足は運足に乘といふ事、無傳受して難及事なり、爲秘事聞、此書に

不載、有口傳、　亂足、片亂足、踊足、三疋の馬、何と鞍數雖乘と、口不定事有、其時は三つの足を捨て、おろし足に乘込みれば、馬の心口足和らぎ、納得しぬる事有べし、諸心の手綱にて、おろし足を可乘歟、　足に可用鞍拘の事、中の居木に乘、腰鐙を一文字鐙に立心に踏張て、中好の口に引當、手綱の縮切りを心當可乘、若又片おろし足に行事可在、片おろしに行と云は、皆片口ゆゑの事なるべし、夫は強口の方より、片おろし足ふすものなり、其片おろし足に成時は、強方の口ふくとを、弱方へまける物也、おろし足乘内に、強口の方へ、はみ拔るにより、拔るはみ、ふくとにつれて片おろしには成を、此ときはみは口に、ふくとは銜につれ、足はふくとにつれて、強方の口、足先へ出る故、片おろし也、口ふくと出し片おろしに往んとする其さかひに、おろす方の居木に移りて、鐙を少前へ可踏出樣にして、強方の居木に移りし鐙、少踏出すと、弱口の方へはみを拔と、弱口を切縮てするとを一度に在べし、扨又鞭など打事在之は、天光の鞭、耳雙眼の上を掛て打べし、岩清水の鞭、肩先、如是段々乘候得ば、末は延足に移り、頭を猶も下べし、その頭を下ると、こし先を反させるとの味に、のび足とおろし足の乘樣、祕事あり、九つの足を乘といふも、畢竟は延足に移し度との事なり、延足に不得生馬は、百年雖乘、不生得足なれば、延足に行事なし、然と云ども傳受を以て、見物の前、不斷の責馬の時も、乘納に馬每を二三篇延足に乘といふ事あり、傳受に如斯の乘法、天器に納りし書の奧書に印たりしに依而、免印可之時より外、聊示に不可傳受者也、可秘、口傳有、　大坪式部大輔庵主慶秀、年八十四、五月六日、　村上加賀守永幸孫三郎入道沙金、年五十二、二月晦日、　文明九年十月十日、齋藤備前入道芳蓮在判、

〔貞丈雜記 十三 馬〕一うくづかしの事、乘馬方の事に云、うくづかし、だく〳〵の事也云々、だく〳〵、今世だくと云に同じ、按にうくとは乘尻の浮く也、つかとはつく也、尻にて鞍をつく也、しとはあしと云を略してしと云也、尻うきて鞍玉をつきかくる足と云ふ事也、足は馬の足也、歩みやうを

云也、

一ねこあしの事、同書に云、ねこ足と云は、だく〳〵の樣に候て、猫のはしるやうなるべし、口傳有云々、

一つけ、すまひと云事、同書に云、付ずまひとは、乘時のけひくを申候、つくる馬とは、乘候人の方へよるを云也、一ッに人申事はわろく候云々、按につけとは、乘りに寄る時、馬が乘人の方へ寄り付て乘せぬ也、すまひとは、乘りに寄るとき、馬がのきて乘せまじきとする也、

〔安齋隨筆後編七〕馬乘に走りと、早走と二つの名あり、走と云は、今世に云、ノリの事也、ノリとは、ヒヤウシに乘りてあゆむゆゑに云なるべし、古書に、ノリと云名はみえず、ハシリと云也、早走と云は、今世に云、カケの事也、古書には、ハヤバシリとあり、盛衰記第四十二繼信盛政孝養ノ條、黑キ馬ノチヒサかりけるが、早走り逸物也とあり、又古き騎書に、カケ足とも云、又足を出スとも云、行列に馬に乘を、馬を打と云、タヽク事には非ず、

〔家中竹馬記〕馬の髮を卷たるまヽ乘事、略儀也、内々にては不苦、晴の馬、笠懸、犬追物、總じて公界へ出るには、髮をすき立て乘也、卷て置は、馬やにての事也、

〔出陣日記〕出陣の時は、馬のかみをぬきて、鹽水を吹て、かうがいにて兩方へわけて可誘、必かま繩をさすべし、白布にてうつべし、手づなも、かちんあさぎの中、一色にて、白を二丈（○二丈恐誤字）て染べし、腹帶は二重腹帶たるべし、馬に乘樣、手綱をかけて、弓杖つきて可乘、馬狂はヾ、後にも弓を持べし、馬前足左をふみ出したる時可乘なり、例式は乘てゐさらかし、口をひきそろふるを、出陣の時は、ゐさらかさずして、二三足乘出して左へ引可向、以後口をも足をもそろへ可乘也、馬をば東南頭に引立て可置時、則左へ折まはすなれば、まはす時の方、不惡方をしりて引立置べし、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事

一はだ脊馬、乘るべき次第の事、鞍置馬同前也、右にて、同右のおもがいを取り、左にては、くび中をおさへ、右の手をはなし、左の手の上をこして、わらは執りの髮を取り、左の手を放して、おさへの本をおさへ乘るべし、手綱を左より請とるべし、是を一手二手と云也、

〔家中竹馬記〕馬に乘時、馬の前をば通らぬこと也、後よりまはりて寄て乘べし、但始より馬の右の方に有て、其儘寄て乘時は、樣もなき事也、

〔安齋隨筆後編十四〕馬の乘ずまひする時、沓うつ體にてより、足をそり、さし繩にてくゝり乘るべし、秘中の秘也、がんばと云、

〔貞丈雜記十二武藝〕凡馬上にて、弓射又は鎗大刀等をつかひ、又は組打等をするに、すべて馬上の働に鞍を敷くに、常の如く韉を鞍の上に眞一文字に敷たるは弱し、其時は左を前へすゝめ、右を後ろへしりぞけ、すぢかひに韉をしけば、鞍の上しまりて強し、立すかさずして、ありのとわたりを鞍につけ、居鞍にし、右の如くすぢかひに鞍を敷べし、顏をば眞向に直に見べし、是享保年中、阿蘭陀國のケイヅルといふ馬の達人、齋藤三右衞門に相傳の秘事也、

〔甲子夜話十六〕西洋人ノ著セル調馬ノ書アリ、騎法モサマ〴〵アル中ニ、乘リ下リヲ一方ニ極メズ、左右ヨリスル事也、イカニモ實用ナルベシ、今ノ如ク一方ヨリ騎ルコトニ癖ツキ居バ、事ニ臨ンデ不都合ナルコトモアリヌベシ、林氏覺書抄出

〔甲陽軍鑑十六〕一軍陣の馬、牽出して馬の前足の左の足のすゝみたる時のり出すべき也、

〔病間長語三〕干戈の間に、軍馬と云ふ乘ようの一種あるべきことなし、今の馬乘が、疊の上のもくろみにて、大平の人情に合せて、こしらへたるものを、實に斯あらんと會して學こそうたてけれ、

〔徒然草下〕吉田と申馬のりの申侍りしは、馬ことにこはきものなり、人の力あらそふべからずとしるべし、のるべき馬をば先よく見て、つよき所よわき所を知べし、次に轡鞍の具に、あやうきこ

とやあるとみて、心にかゝることあらば、その馬をばすべからず、この用意を忘れざるを馬乘とは申なり、これ秘藏のことなりと申き、

〔北條五代記　一〕犬也入道弓馬に達者の事

秀康卿おほせけるは、關東侍は、馬上にて達者をはたらくよし聞及ぬ、さぞつよ馬を好みつらん、朝倉犬也〇能登守承て、關東さふらひ、あながちつよき馬をもこのまず候、唯自力に叶ひたる馬をもつはらと乘候、愚老舊友に、伊藤兵庫助と申て、馬鍛錬の勇士有しが、或時口ずさびに、大はたや大立物につよき馬このまん人は不覺なるべしとよみ候、馬下手のつよ馬このむをみては、馬にはのらで、馬にのらるゝと申候、むかし賴朝公御前に諸老候する砌、仰によつて各往事を語る所に、大庭平太景能、保元の合戰の事を語る、其間に申ていはく、勇士の志ゝめ用べき物は、弓矢の寸尺、騎馬の學びなり、鎭西八郎は、我朝無雙の弓矢の達者たり、然ども弓箭の寸法を按するに、其涯分に過たるか、其故は大炊御門の河原において、景能、八郎が弓手にあふ、八郎弓をひかんとほつす、鎭西より出給ふの間、騎馬の時、弓いさゝか心にまかせざるか、景能は、東國において、よく馬になるゝ也ていれば、則八郎が妻手に、はせめぐるの時、ことに相ちがふ、弓の下をこゆるにおよんで、身にあたるべきの矢、ひざにあたりをはんぬ、此故實におよばずんば、たちまち命を失ふべきか、勇士はたゞ騎馬に達すべき事也、壯士等、耳の底にとゞむべし、老翁の說、嘲弄する事なかれといふ、當座みな甘心す、猶以御感の仰をかうぶると云々、されば治承の比ほひ、足利又太郎忠綱、宇治川をわたす時、よわき馬をば下てにたて、つよきに水をふかせよと下知したるも、さも有べき事也、扨又佐々木、梶原、生食、摺墨とやらんといふ强馬にのり、宇治川の先陣仕たるもゆゝしかるべし、然共大河をわたすはまれ事、一得をおもひて、多失を忘るゝはおろかに候、むかしの人も、馬たんれん仕たるにや、武者繪などに、馬をとばせ走る間に、弓を引、矢をはなつと見えたり、それ馬に

乘て遠路を行は、足を休めんため、軍中にて乘は、馬上にて弓鎗を用に立んためなるが故に、むかし關東にて、戰場をいまだ蹈ざる若き者は、廣き野原へあまたともなひ出て、敵味方と人數をわかち、旗をさし、弓鎗長刀、おのれおのれが、えての道具を以て馬に乘、馬のこゝろみんため、鐵炮をならし、矢さけびの聲をあげて、おめきさわぐ時に、いさんですゝむ馬あり、おくれてしさり、おどろきてよこへきるゝ馬あり、山へ乘上、岨のがけ道を乘堀をとばせ、自由をはたらく樣にと鍛錬いたし、先陣にぬきんで、懸引達者をふるまひ、勝利えん事を專と嗜候、早雲、敍の二十一ヶ條の內に、馬は下地をば達者に乘ならひて、用の手綱をば稽古せよとしるせり、侍たる者、馬の口とらするは一代の不覺、假初の馬上にも、名利を忘れ、乘方を心掛け、大將たりといふ共、馬の口とらするをば、馬下手故か、弓馬の心がけなき人かと指をさし候、○中略馬鍛錬の儀は、御前に候する、いにしへの傍輩共、よく存る事にて候、御尋あるべしと申ければ、秀康卿聞召、犬也も若き比は、さぞ馬たんれんしつらん、むかしの面影を、そとまなんで見せよかしと仰なり、犬也承て、愚老七十に及び、馬上のふるまひ叶ひがたく候、然ども貴命辭し申に却て恐れあり、御遊興に、そといにしへをまなんで御目に懸候べしと、用意の爲に私宅に歸る、秀康卿、御見物のため、馬場にゆかをかゝせ登らせ給ひ、諸侍芝の上になみ居たり、犬也、鵇毛の駒に、黑絲威の鎧著、星甲の上に頭巾あて、白袈裟をかけ、いぶせき山臥のすがたに出立、矢おひ弓持て、郎等一人めしぐし、鑓を提させ、馬に打乘て、御前近くしづ〳〵とあゆませ、軍陣に候、下馬御免と申もあへず、馬場を二三返はせめぐり、馬場のむかふに築地の有を、敵方とはるかににらんで、手綱を鞍の前輪に打かけ、またにて馬を乘、弓に矢をはけ、聲をかけ走るうちに、矢を二ッ三ッはなち、扨弓をすて飛でおり、從が持たる鑓おつ取て、從が先立てにぐるを追かけ、從がとつて返せば我しりぞき、馬も心有にや、跡をしたひ來るを、又うち乘て、いつさんにはしらせ、弓手妻手へ、鑓を自由自在にちらしはせ廻るを、秀康卿、御覽

有て、目をおどろかし、御感なゝめならず、犬也、召にて有ぞとよびければ、馬をしづめ、近く乘よせ飛でおり、御前に候す、當時の御褒美として、刀に長刀さしそへくださる、、老後のおもひ出、是に過じとぞ申ける、

〔續武將感狀記九〕小笠原出雲守賴定ハ、遠江入道心宗正鐵ノ子ナリ、弓馬ノ藝ハ、本宗ノ右近大夫貞慶ニ隨テ、長時ノ蘊奧ヲ得タリ、永祿四年辛酉歲三月、小笠原長時、及ビ貞慶ト共ニ上京セシニ、久我通堅卿、弓馬ノ藝ヲ好マルヽ餘、小笠原一家ノモノヲ賞翫アリテ、コレヲ扶持セラレケリ、然ルニ駿河國今川氏眞ノ許ヨリ、笹船ト云名馬ヲ牽進セタルヲ、五畿內ニ乘人ナシトテ、モラアマシツルニヨリ、通堅卿、賴定ガ兄ノ刑部丞ニ乘ベキヨシ仰ラレタリ、刑部ノルベク思テ、既ニ庭ニ下立ントシケルヲ、長持制シテ云ヤウ、此馬ノ骨格、ヨノツ子ナラズ、御邊ノ力ニテ乘オフスベキ馬ニアラズ、誰カアルト一門中、見ワタサレケルニ、賴定ツイ立テ白沙ニタチ、馬引ヨセ、ヒラリト打乘、一二返乘廻セバ、上京下京ノ武藝ニ携ルホドノ者、追々ニ馳集リ、五百餘人ニ及ベリ、何ナル勇士ナレバ、此馬ヲカホドニハ乘ヤラム、人間業トハオモハレズト舌ヲ振リテゾ怖レ合リ、賴定思ホド馳違テ、サテ馬ノ上ニテ弓オツトリ、態ト矢ヲバ矧ザリケリ、然ドモ弓手馬手押モヂリニ素引シテ後、馬ヨリ飛下、槍ヲ握テ駈出レバ、馬モ續イテ馳ユクサマ、誠ニヨク調練シタルガ如シ、通堅卿ヲ初メ、一座ノ見物、目ヲ驚カシ、イツノ程ニ、賴定カクマデ馬ヲ乘覺シゾト尋レバ、賴定ガ答ルヤウ、九郎判官ノ一谷ヲ落サレケルトキ、馬ニ乘ニハ、一ツ心、二ツ手綱、三ニ鞭、四ニ鐙ト云義ハアレドモ、所詮心ヲ以テ乘モノゾ、若キ殿原ハ、見モ習ヘ乘モ習ヘ、義經ガ馬ノ立ヤウヲ本ニセヨト教訓セラレシト聞保チテ候ヘバ、一ニ心ヲ以テ乘テコソ候ナレ、實ニモ九郎判官ノ鵯越ヲバ、イツカハ乘習ヒ玉フベキ、誠ニ心バカリ、萬ノ師範トシテ暗カラヌモノハ無ナリト語ケルトカヤ、

〔甲子夜話 二十九〕笠懸ヲ乘ルニハ、鹿子足ナリ、然ルニコノ乘方、絕テ知レズ、小笠原氏ノ傳ニモ、今ハ知レズト聞ク、又高崎侯ノ家ノ騎法ニモ絕タリト故豐州ノ予ガ婿ナリ語リシナリ、サテ德廟ノ頃カ、御馬乘齋藤三右衞門ト云シハ、鹿子足ヲ仕コムコト上手ニテ、善ク乘シト云リ、是モ人傳ノミニテ、親ク見聞セシ人ハ非ズ、又コノ三右衞門ハ達人ニシテ、棒乘ト稱シテ、馬場ノ中ニ步行人ノ目通ニ棒ヲ横タヘ持セ、ノリ足ニ馬ヲノリ行キ、棒ノ所ニイタルト乃棒ヲ飛越サセテ乘リ過ギタリトゾ、イカニモ達人ノ術トコソ思ハルレ、

〔武藝小傳 四〕馬術

馭法者、本邦自往古而爲武事始、故其法之傳授有諸家、京都將軍家末、天下大亂、諸家各失家傳、僅存者、小笠原家馬術而已、故諸士皆因之、大坪慶秀、拔諸士而得精妙、八條江州、悟微妙緖、各皆建一家法、方今之世、謂馬藝者、不外大坪八條、故以大坪八條、爲騎法中興祖、

〔大坪本流馬道秘書 馬數〕流外トイヘルハ、大坪、八條、小笠原、內藤ノ外ヲ指テ、流外トハ云事也、大凡諸流ノ出來ルハ、正保以來ノ事也、中古ニ大和流、髙麗流トテ、二出タレドモ、是ハ皆四流ノ內ヨリシテ出タルモノ也、其外ハ皆賤者己ガ名利ノタメニ編ルモノニシテ、一大事ノ其功ヲ不知、〇中略義家ノ先キ十年後三年ノ戰ニ、能馬ノ事ヲ味ヒ知テ、此鹿島ノ神傳ヲ含、一貫間手綱馭馬本紀ヲ深ク心得テ、靜代ニ及ンデ武ヲ忘ザル事ヲ思召テ、此法式ヲ編ルモノ也、故ニ尊師義家公ノハカリ玉フ常法トハ記セルモノナリ、

〔安多武久路 亡〕或人問ひ給ふは、馬乘習ふに髙麗流といふあり、又髙麗目錄といふもあるは、いかなる事ぞと云、壽俊答て云、髙麗流といふ事、不分明なれども、かれこれあはせて考ふるに、日本紀應神天皇の記に、百濟王より阿直岐といふものに添て、良馬二匹を奉りし時、輕の坂の上に御厩を建て、すなはち阿直岐を司として飼ひ養せ給ふ也、此阿直岐といふものは、百濟王の貢なれど

も同國なれば、人馬ともに高麗國のものにて有けんも知れず、されば其馬をよく乘けるゆゑ、其比の大臣公卿、阿直岐に其馬乘べきやうを尋ね習、書集給ひて後、高麗の阿直岐がつたへし事なればとて、則高麗流と號し、後の人又夫を本として、段々乘こゝろみて、了簡をくわへて馬書とよたるべし、文德天皇の皇子の能有親王、弓馬の藝に達し給ひて、受傳へられし射藝馬藝、彼阿直岐が敎へし馬乘やうの書傳も、殘らず貞純親王へ傳へ給ひし事なるゆゑ、扨こそ源氏の嫡流へつたはりし也、中にも八幡太郎殿、新羅三郎殿、ことに弓馬の藝をこのみ給ふ、すなはち其するなれば武田小笠原の人々までも受つたはり給ふにや、すでに此人々は、代々信濃國を領して、牧多き馬所なればいよ〱馬の乘仕込は、かたの如くこゝろみ覺え給ひしなるべし、しかるを中比の小笠原殿より、八條家、鹿島家、內藤家などきこえし人々へも、高麗流の書のうちを減じて、目錄書にしてつたへられしと見えたり、是らをば高麗目錄と云歟、さればこそ小笠原淨元より上原石鹿に傳へられし系傳、又は鹿島〈後改大坪ト〉家にありし系傳も、其おもむきは、たいがい似たる事也、是をおもへば當時の馬藝も、高らい流より出し事なれども、代の末になりて、高麗流も目錄も、さま〱心得違となりたるべし、壽後所持の高麗流の馬書は、文明前後の小笠原殿の筆跡にて、ことにまめやかに記して、則高麗流と書付ある也、高麗目錄とは記してはなし、

〔大坪本流要馬秘極之卷〕　春生軒齋藤定易撰

當流宗師　日本武尊

迎來流　貞純親王

鹿島流　八幡太郎義家、六條判官爲義、湯山入道中原玄性、

大坪流　大坪式部大輔廣秀、村上加賀守永幸、齋藤備前守國忠、齋藤安藝守好玄、齋藤備後守忠玄、齋藤齋宮頭辰遠、丹州住僧了慶坊、齋藤求馬助辰光、

大坪本流　齋藤主税定易、飯野端立恒忠、飯野彥作恒直、土岐丹次郎賴壽、

〔類聚名物考武藝三〕貞純親王を迎來流として出せるが如きは、强たるの甚しきもの、書に見えし事にや、八幡太郎を鹿島流といへるが如き、是又いぶかしき事のみ、

〔武藝小傳四〕大坪式部大輔慶秀

大坪式部大輔慶秀者、或廣秀上總人也、始號孫三郎、又曰左京亮、仕將軍義滿公及義持公、晝取、後薙髮而號道禪、亦能作鞍鐙、一日赴常陸、而祈鹿島神、夢中得鞍鐙曲尺、謂之夢想鞍、秘而不許人、可謂道禪者、鹿島大神之異弟也、故終稱直弟入道、授鞍鐙曲尺於畠山中務入道、畠山又授之伊勢氏、伊勢氏數代傳之、今謂作鞍鐙、爲工之最上、自古達馬術者多、然如道禪者、未聞之、可謂古今獨步也、遊其門者若干、傑出者、村上加賀守永幸、三條殿、浦松殿、畠山宮內大輔、同中務少輔、同掃部助、細川右京大夫、朝日三郎左衞門、長次郎左衞門、熊谷近江入道、同左京亮、圓明坊兼宗、齋藤備前守、同備後守、同八郎左衞門、須田新左衞門、井口次郎左衞門、土肥能登守、增位掃部助等也、傳書曰、大坪式部大輔庵主慶秀、五月十八日死、八十四歲、

〔岩波氏馭馬調息傳統系譜古今要覽稿所引〕小笠原左京大夫長淸より正嫡七代是を傳ふ、所謂彈正少弼長經、兵庫助長忠、大膳大夫長政、治部大輔長氏、右馬頭宗長、信濃守貞宗信濃守政長に至れり、爰に康安年間、上總の州に、岡崎孫三部直道といふ人あり、其祖某、上總の國に配流せられしより爰に住居す、直道、馭馬の術に志深き故に、常州鹿島の神に三七日參籠して、神助を祈るといへども、いまだ心の如くならざれば、再び三七日籠りて靈夢を得たり、神の告に任せて、加州白山の神に一七日參籠し、滿願の日に至て、一人の老僧に逢ふ、僧の曰、汝何の故に參籠するや、直道、旨趣を語れば僧其志の切なるを感じて云、信州に小笠原信濃守政長といふ人あり、此人に隨て其道を學ぶべしと、直道其敎に任せ、信州に赴きけれども、所緣なき故に馬飼となり、力を竭して仕ふる事年

有、一日政長、厩に來りて、直道が擧動の人に異なるを奇しみ、其由緣を問、其志を感じ、馭人に馭建、馭馬の秘術、悉く傳へて其妙を得たり、誠に此道堪能の人なり、應永のはじめ、政長の嫡兵庫頭長基、京師に至る時、直秀(直道、此時直秀と改)、を相具して、鹿苑院義滿公に謁奉り、直秀が事を上聞に達しければ、義滿公大に感じ給ひ、直秀を召て大坪左京亮に任じ、則御師範となれり、(後式部大輔に任す)

〔諸家系圖纂伊勢十二〕盛繼——貞繼——貞信

貞長(自大坪道禪乘馬之秘訣鞍鐙之寸法相傳)

貞行

〔諸家系譜續編六伊勢〕賴繼——貞繼(伊勢伊勢守)

大坪道禪ハ、鎌倉人也、能作馬鞍、人呼良工、此時貞繼、自道禪傳妙工、亦能作鞍、

貞信——貞行——貞長(因幡守)

爲御供衆列、蒙仰傳作鞍工於祖父貞信、從是貞長、爲作鞍工正流、

○按ズルニ、二系圖ノ傳フル所、自ラ異ナリ、未ダ何レカ是ナルヲ知ラズ、姑ク記シテ後考ヲ俟ツ、

〔安齋隨筆後編十三〕馬方百首歌作者の事

此百首は、大坪式部大輔慶秀ノ教詠也、慶秀始の名は村上某(信濃國在名也)故有て常陸國鹿島に住す、男子を生ず、則在名を呼て鹿島孫三郎慶秀といふ、慶秀、本國信濃國へ歸て、小笠原殿を師として、高麗日錄馬藝を傳授、乘馬甚堪能也、鹿島孫三郎と云ひし時、相傳の者は、鹿島流と稱す、壯年の後、村上左京亮と改む、永祿の比、三河岡崎の內、大坪と云處に住す、大坪式部大輔慶秀と改名す、入道して道禪と云、

〔安多武久路七〕或人の云、今代に開板せしものに、大坪慶秀といふ者は、將軍義滿公へ、馬藝を御

相傳申せしと云事を記す、又齋藤定易といふものゝ語りしは、光源院義輝公へ、馬げい御相傳せし由を云、いづれを實とせんと問ふ、壽俊答て云、大坪入道が事、正記實錄に見えず、其說猶いぶかしき事也、すでに大坪が馬げいの弟子に齋藤國忠と云者、大坪死去の比、受傳へし事どもを書集めたるといふ物を、上田重秀と云者が自筆に寫せしものに、大坪死去の日、五月十八日とありて、年號はなし、其書の末に文明十年と有、これにて考ふれば、義滿公、征夷大將軍にならせ給ふ比より、文明十年まで百十一二年にもなりぬべし、又定易が云、大坪は義輝公へ馬げい相傳の事、いよ〳〵こゝろへぬ事也、すでによしてる公は、天文四五年の比誕生にて、永祿八年に薨去し給ふ也、かの國忠が記せし文明十年より考ふれば、五十八九年すぎて、天文といふ年號はありし也、かれこれ以、時代ことの外相違せり、其上國忠がしるせしに、大坪が馬げい相傳の人數も有、將軍家へ御相傳の事は見えず、扨又朝倉政元、傳來のくら作りの書付に、大坪入道は、文安五年上洛して、公方義政公、十四歲の御時御目見、入道時に八十三歲と記してあるを考ふれば、かの國忠が書付と、年來も、馬げいならひし人々の姓名時代も、あひぬるやう也、但し是にも將軍家へ御師範の事は所見なし、

〔寛永諸家系譜傳 八十八 小笠原〕長清—長經—長忠—長政—長氏—宗長—貞宗

後醍醐天皇の御宇、つねに參內して、馬を丹墀にはしらしめ、射を金門にこゝろみて、名譽をあげ、御師範となる、あるとき帝南殿に出御ありし時、貞宗馬上にして、その藝をならはしたまふ時、御手を鞍の上にかけられ、鞍のうちの秘傳、叡感せしめたまふ、家門の面目、なにごとかこれにしかんや、愚身の冥慮、天のおそれはかりがたきよし、貞宗謹て申と云々、

「政長

將軍尊氏卿、ならびに義詮卿の師範として、武士の定式となる、

尊氏卿入洛の時、武者所となりて、弓馬の法樣をしめす、諸軍ことごとくこれに應ず、

「長基

將軍義滿公の師範なり

〔武藝小傳 四〕村上加賀守永幸

村上加賀守永幸者、始曰孫三郎、從大坪道禪、棟習有年、終得其宗、後薙髮而號德全、從永幸學馭者許多、逝佐河內入道、同孫左衞門、齋藤因幡守、同次郎左衞門、同式部丞、同備前守、同備後守、忍定寺七郎左衞門、用瀨四郎左衞門、菱木三郎左衞門等傑出、傳書曰、村上加賀守、二月晦日死、五十二歲、法名德全、

〔武藝小傳 四〕齋藤安藝守好玄

齋藤安藝守好玄者、從齋藤備前守芳連、繼馬藝之傳脈、芳連入道者、得村上加賀守永幸之傳、雖大坪之支流多、皆以好玄爲中興之祖也、或曰、好玄者、能州熊本城主、與隣國鬪而不能禦之、遂逃而漂泊、後死於荒木元淸之宅、

大坪道禪より安藝守に至て、系連傳書に依てたがひあり、大鹽不存忠直と云人あり、大西木工助吉久が門人、守能圖書長成にしたがうて宗を得たり、此人の傳書には大坪慶秀、村上加賀守永幸、齋藤兵庫允國忠、小笠原備前守種盛、齋藤伊豆守法連、佐々木左京大夫義賢、中村孫兵衞書佐、大西木工助吉久とあり、上田傳書、荒木傳書には、齋藤兵庫允國忠、小笠原備前守種盛は見えず、齋藤伊豆守法連を、備前入道芳連と上田傳書にあり、又一書には芳連を法連と書たり、佐々木義賢は、齋藤安藝守好玄が傳を相續とあれば、大鹽が傳書には好玄をおとせるか、

〔賤のをだ卷〕馬は齋藤青人（俗名主税、翁（森山事略）が九ツ十計の時死したり、）名高くて世に鳴たり、元來鹿島の神庫より古の馬書を申出して、段々潤色して五敬にわかち、（常敬、相敬、禮敬、軍敬、醫敬、）一敬濟たるを免許とし、五敬濟たるを印可とす、青人、名人にて、百馬の圖を改るとて、四ツ谷へ三年移宿したりといへり、（四ツ谷は小禽獸の多く通る所也）一生の內、落馬四十八度、門弟三千人有て、世上にて馬孔子といへり、（實は千五百人也）大名高家貴賤ともに、其頃彼門人ならぬはなかりけり、翁は弟子の主税が門人也けり、（後ころ人といふ、流儀は大坪本流といふ、）其頃は世もよくて、齋藤が稽古始といへば、大造なる事にて、例年二月朔日也しが、（始は木挽町馬場と三番町馬場と、兩方にて稽古を立たり、後木挽町計になり、彼所御用地に成て、あたご下馬場にて稽古あり、）大身小身弟子申合て、我も〳〵と馬場の兩頬に、銘銘幕を張、棧敷をかまへ、にしめ蒸籠酒肴は申に不及、棧敷にて取廣げ、にぎやかなる事也けり、初は花乘とて、去年免許とりたる弟子一人、必一騎先をわたす、（地道二へん、のり十一へん、納の地道一へん、）夫より免許假策、（中免なり）平の弟子順々に殘らず乘馬終て、扱主税自身軍敬をしたる錦の小手をさし、伊達なる襷をかけて、三所に歩行達の打大刀をたて、小大刀、大大刀、鎗、長刀、組打、弓の扱ひ迄をして相濟て、達者なる門弟、思ひ〳〵に一さんを馳て仕廻たり、花やかなる事にて、能見物也けり、○中略

青人は、御家（○德川氏）の望み不叶して、子の主税代に、黒田家へ出て用ゐられ、其子の五六郎は、馬術を止めて用人を勤む、馬術は常人とて、若黨ありしが、志有ものにて、晝夜馬術を精出して、後は稽古をゆづられ、師を立て森川紀伊守家の馬術師に成て、ころ人の門人數多隨從して、時めき歩行たり、奇特なるものなりけり、

〔寛政重修諸家譜八百三十八〕荒木元清、志摩入道號安志、同族攝津守村重に屬して戰功あり、攝津國花隈城に住し、一万八千石を領す、天正八年三月、花隈落城のゝち、豐臣太閤につかへ、關白秀次事あるのとき遠流に處せらる、太閤薨じて後、京師に住す、元清馬術を齋藤安藝守某に學び、頗其術に達す、世に荒木流と稱す、慶長十五年五月二十三日、彼地において死す、年七十五、法名安志、

〔武藝小傳 四〕荒木志摩守元清

荒木志摩守藤原元清者、攝州人、荒木攝津守村重一族也、攻城野戰之功多、後改安志、嘗習馬藝於齋藤安藝守好玄、得其秀、其子十左衛門元滿、繼箕裘藝、大鳴世、爲台德大君師、而芳譽偏四海、其子十左衛門元政、繼其藝、而有精妙之名、世人推曰荒木流、

〔武藝小傳 四〕上田但馬守重秀

上田但馬守源重秀者、從細川左衛門佐康政、得大坪之傳、康政者、習騎法於齋藤安藝守好玄、而得其宗、重秀後仕富田信濃守信高、其子丹波守重國、其子吉之丞重時、代々傳箕裘藝、大揚家聲、慶長年中、富田信高籠於勢州津城、時重時軍功拔群也、至今稱之、後仕阿波侍從、其子半平安重、其子吉之丞重昌、相續在阿州、世人推曰上田流、其名偏日域、有上田丹右衛門重順者、半平安重弟也、仕甲府少將柳澤吉保、

〔武藝小傳 四〕佐々木左京大夫義賢

佐々木左京大夫源義賢者、近江守氏綱之弟、彈正少弼定頼之子、而代々相續、而居江州觀音寺城、領江南數郡、義賢好馬藝而善取、後從齋藤安藝守好玄、得其宗、近世以馬術鳴世者、多以義賢爲宗師、有中村孫兵衛尉佐者、繼義賢之傳、爲精妙、在中村之門者數人、大西木工助吉久、後號川齋、或作仙、拔於數人、吉久或作義續或義次、至今吉久之末流在諸州、推曰佐々木流、

〔安齋隨筆 後編十四〕八條流馬藝　上杉彈正少弼藤原朝臣四代後胤、八條修理亮滿朝は、左右なき馬の上手也、此流を八條流と云、世に公家の八條殿に馬の上手おはしまして、此なかれをくむものを八條流といふはあやまりなり、

〔諸家系譜後編 四十三 上杉〕重顯 上杉修理大夫 ― 朝定 上杉彈正忠

― 朝顯 八條中務少輔 俗稱丹波上杉 ― 滿朝 八條修理亮 馬術八條流祖

〔鹽尻 十〕馬藝に八條流といふは、八條修理亮房重より始れり、天正年中の人なり、按、此外要心流と云乘方有之候哉、

曾我物語に、要心流に、のつかりさあり、或曰要心流は、則八條流也と云々、

〔曾我物語 八〕ふじの、かりばへの事

かさいの六郎きよしげ、○中略おもはぬがんせきにむまをのりかけて、○中略たづなをしづかに
どり、どねりなしをむすびおき、かゞみのむちをうちそへて、二つ一つのすてたづな、むくんり
うにおちかゝり、はなせばうしろにおりたつたり、むまはたづなをすてられて、まさごにつれ
ておちてゆく、

〔安齋叢書 四〕曾我物語の内にて、○中略むくんりうとは、俗に今、自己流、我流などゝ云流に同じ、む
くんりうは、無空流なるべし、無二無三虛空になりてはたらくなるべし、

○按ズルニ、上文塵尻ニ引ケル曾我物語ノ文疑フベシ、或ハ此ノむくんりうヲ誤リテ、要心流
トセシニヤアラン、

〔武藝小傳 四〕八條近江守房繁

八條近江守源房繁者、東國人也、得馬藝之神妙、中興以來、雖達馬藝者多、未聞精妙如房繁者、故今爲
之宗師、八條六郎朝繁、繼箕裘藝、氏家參河守高繼、遊朝繁之門、繼其統、君袋監物高胤、受其傳、君袋出
雲守隆胤、相續其藝、後赴奧州、遊隆胤之門者多、篠原織部正清、出其衆、以馬藝其名著、
出羽人山上主水傳書曰、八條房繁ハ、小笠原家ノ馬術ヲ習フ、是貞純親王ヨリ代々相續ノ馬藝
也云々、

〔諸家系圖纂 十五上杉〕重顯―朝定 彈正少弼―朝顯―滿朝
―房藤―房繁 修理亮 馬一流開基也

〔安齋隨筆 後編 三〕馬術傳家

直鞍流　神當流

神尾織部吉久（直鞍神當二流始祖）
├小野常吉政直──村松四兵衛歳久
├渡邊勝兵衛尉良──松田傳兵衛政名
├村松四兵衛歳堅──村松太郎兵衛歳直
├村松四兵衛歳廣
├安藤久太郎
└多賀外記常昭

近。授。流。（有馬一學傳也）と云、馬術の流あり、木。馬にては氣を敎ゆ、生馬にては乘方を敎ゆ、

〔大坪本流馬道秘書　禮術〕免許ノ儀式ハ、荒薦ヲ敷テ壇ヲ飾リ、壇上ノ中ニハ、白和布ヲ建、同其左右ニ師弟ノ策ヲ建ル也、勿論免狀書物等壇上ニ置也、燈明ヲ壇ノ左右ニ建、具物ヲ備ヘ、洗米土器ニ入テ、公卿ノ膳ニ置ベシ、御酒ハ瓶子ニ入テ一對、鯛一掛、餅七備ヘ何レモ公卿ノ膳ニ載、皆敷ニハ柏ノ葉ヲ三枚ヅヽ敷ナリ、扨柏手ヲ拍テ、天照皇大神宮、月夜讀尊、大己貴尊、保食神、熱田大明神、八幡大神宮、鹿島大明神ト神下シテ、血脈之卷、神代之馬法ヲ口讀スベシ、其後三種ノ肴ヲ以テ酒ヲ呑ベキナリ、于時免狀免策ヲ渡ス、并ニ神約血印ヲ返スベシ、右之儀式、猶以テ口傳多シ、印可ノ時モ、家術傳受ノ節モ、儀式右同斷也、

免許報禮之事、前ノ儀式終テ、若シハ則剋、若シハ當日、其賀ヲ師ニ報返スベシ、天子公方ハ、砂金千兩、青銅千貫、白米千石、鷲ノ羽千尻、白布千反、眞大刀、鞍置馬ヲ引ベシ、公卿大名一國一城ノ面々ハ、砂金百兩、青銅百貫、白米百石、鷲ノ羽百尻、白布百端、眞大刀、鞍置馬ヲ引ベシ、小名ノ輩ハ、砂金十兩、青銅十貫、白米十石、鷲ノ羽十尻、白布十端、眞大刀、鞍置馬ヲ引ベシ、平侍ハ、大刀馬代樽肴ニテ、免許ノ禮ヲ勤ムベキ者也、

〔常山紀談二十二〕大坂五月〇元和元年七日の軍に、水野隼人正〇勝成が組の松平助十郎秀信、今日の一番は、他人に先を蒐けさすべからずと云、水野多宮、口廣き事な云そ、誰か汝に劣らんと爭ふ、助十郎、各能く聞れよ、今度傍輩第一番の馬は我馬なり、上田吉之丞が弟子にて、馭は免許印可まで極めたれば、我一番の馬に乘、乘方は一番の上手、心は一番と思ひ極たれば、誰か先を爭ふ者の有べきと云しが、果して一番に乘出し、敵に向て討死しけり、

〔基熙公記〕元祿十五年六月廿二日壬申、馭馬術、幷馭馬本事、今日仲政進免許、微細令傳授了、此者尤神妙之者也、抑馭馬之事、慥後法興院殿〇近衞政家以來、代々被習此術、故馭馬之書物等多傳來、然而今日所習其術、委細越先々秘藏之事也、

〔基熙公記〕元祿十六年三月十二日丁巳、蓮光院男陽慶坊十三歲今日馭馬事、爲余弟子、爲祝義大刀折紙銀十兩肴一種進之、即進神文如此、

從關白基熙公、馭馬幷馭馬之本、御傳受被遊下候了、不可令他見他言、不守神文者ハ、可蒙天神地祇之冥罰者也、仍誓如件、

元祿十六癸未三月十二日　陽慶坊　賴次判

佐竹右近殿

御披露

〔日本書紀二十九天武〕十三年閏四月丙戌、詔曰、凡政要者軍事也、是以文武官諸人、務習用兵及乘馬、則馬兵幷當身裝束之物、務具儲足、

〔延喜式四十八左右馬〕凡頭已下史生已上、聽騎用放飼御馬各一匹、

〔北條早雲廿一箇條〕奉公のすきには馬を乘ならふべし、下地を達者に乘ならひて、用のたづな以下は稽古すべき也、

〔享保集成絲綸錄十九〕正保三丙戌年六月
於高田馬場乘候事、幷水稽古之事、近頃令懈怠之由被聞召之、無油斷可相嗜之旨、其組々江可相達之旨、諸番頭招殿中、老中被達之、

〔安多武久路七〕或人の云、馬藝をけいこせんと思ふ心得は、いかゞすべき哉と問ふ、壽俊答て云、凡馬げいを習ひ給ふには、二品も三品も有事なれば、面々の道々に付てならひ給ふべし、其品々と云は、先我朝の古代、上親王より攝政關白以下の公卿にも、無雙の馬乘多くましませし事は、諸家の記錄に分明也、まして東國武家の面々、達者にのらざるはなかりし事も又分明なり、さればむかしは馬藝をすると云に至ては、走をよく乘り、騎射を能するをこそ堪能とは云し也、此走といふは、追ひはしるといふ義にて、おそくもはやくも、はしらする事也、〇中略扨又主人より乘用の馬を預りし者の馬藝は、第一馬の口趣、目利、足次、曲直、仕込、病煩、養飼にいたるまで、馬一疋分の事、少しもかけては叶ふまじきにて、事品多し、此手段も上古の、風俗を專一にして、今の俗に引あてけいこする心得肝要也、古語にも以書御者、不盡馬之情と云事あり、

〔嬉遊笑覽四武事〕せめ馬、借馬、色音論に、やう〳〵ゆけば、こくちやうの、末はばくろ町とかや、さぶらひあまたうちつれて云々みなせめ馬と打見えて、かけ足、ぢみち、一りうの手綱のひみつ、鞭のきよく、心の儘に乘つれて云々、馬を乘ならすを責るといふ、

〔家中竹馬記〕馬をせむる時は、必鞭をさすべし、用あらばぬきて持べし、

〔一話一言二十一〕武備和訓抄
一馬を乘に故實を專とし、馬上うつくしく手綱のかゝりより、鞍がゝへ、鐙の蹴出し、隅の手綱等、各大坪氏、荒木氏抔の規模に傚て、拍子を乘る事尤然なり、武人必其分にて、騎乘の道たりぬと思ふべからず、諸邦みな馬を乘ども、其國々家々の風儀ありて同じ大坪流にても、大に異なる事あ

り、喉うつくしく碁盤の面のごとき馬場を、地道三四返、速道十返ばかりにて、我も馬も少汗かく程にて、乘間よく度々乘るは、馬の爲にも藥となり、我も勞ずしてよけれども、（章云、徐驅所謂騎馬、如牧士者、信然々々、）とても其如き稽古鍛錬にては、事にのぞんで、人馬ともに中々達者は成がたし、第一平日の鍛錬未熟の間、輪を乘事をかくべからず、馬の輪は、弓の卷藁のごとし、其乘事數百返に至るべし、貫緡を強く引せて鐙を當、居木うつり、鞍玉を自得すべし、數百返に至り、我も目くるめき、馬も倒るゝ事あり、手綱を以たゝき、鐙を以蹴起て又乘るべし、駈足をのるとも、馬により三町ばかりの馬場にても、十餘返も乘るべし、人により馬をいとひて、斯いふを謗る者もあるべし、又御者の風にも依べし、つよく乘ほど、早は早く憊、又血の落る事もあるべし、如斯乘る馬は、必一曲ありて、口剛く間も強からざれば、其術に堪ざる者也、尤乘相よきものを以、稽古馬とするは惜き事也、

〔一騎前意得 中〕馬乘樣第二

乘リサヘスレバヨシ、落サヘセヌバ達者トノ見識モアレドモ、其オチヌ達者ハ、平日ノ稽古ニ有テ、稽古ハ（中略）師ニ從ヒ、木工馬ヨリ稽古スベシ、

〔貞丈雜記 十三 馬〕一木馬之事、古代之書に所見なし、慶長以來の物なるべし、其證は齋藤安藝守好玄手綱切掛と云書（天文の頃也）の云、我等一族に齋藤小四郎と云もの有り、世に勝たる藝能を五ツおぼへて有といへども、馬をば得乘ず、年たけて人前に名をながす事をかなしび、馬ほどにくらかけを作りて、女の座敷に置き、不斷女房に口をとらせて云々、此文にて考れば、木馬あらば、馬ほどに鞍かけは作るまじき也、木馬なき證據如此也、十訓抄に木馬の名目出たれども、是は罪人の具にて、木馬の證に取がたし、

〔嬉遊笑覽 四 武事〕木馬は、鞍懸といふ、寶倉に、鞍懸は、もと鞍をやすむる具なり、猶たくましう作りたて、障泥をかけ、手綱をつけて、鐙のおりのり、鞭のあてやうをもならはせり、これ世に所謂

くらかけの馬なり、○下略

〔榮花物語 一月宴〕この八の宮、○永平親王十二ばかりになり給にける、この御心ざまの心えぬなげきをぞ、宰相○藤原濟時はいみじう覺したる、實方侍從、長命君などあつまりて、むまにのりならはせたまへ、のらせ給はぬは、いとあしき事なり、宮達は、さるべきをり〳〵は、馬にてこそありかせたまへとて、みまやの御馬めしいでゝ、おまへにて、のせたてまつりて、さゝとみさわげば、おもていとあかくなりて、むまのせなかにひれふし給へば、いみじうわらひのゝしるを、宰相かたはらいたしとおぼすに、いだきおろしたてまつれ、おそろしとおぼすらんとの給へば、さゝとわらひのゝしりて、いだきおろしたてまつりたれば、むまのかみを、ひとくちくゝみておはするを、宰相いとわびしと見給ふ、女房たちなど、わらひのゝしる、

〔玉海〕安元三年十二月十六日、申刻自院賜御馬、明日爲令騎中將○藤原兼實子良通、時年十、也、是爲乘試、先密々、頭中將所沙汰送也、令騎中將即返獻、朝臣拂曉可持來之由所仰也、

〔甲陽軍鑑 二〕安房上總兩國の府君、里見義弘公一家の正木大膳といひしもの、十二三の歳より馬をならふに、片手綱にてのらんことをこのむ、馬訓ゆるもの怒て云ふ、片手綱と云は、能々馬を乘覺え、功者に成てのうへ、片手綱にてめすべきに、未だ鍛練もまゐらずして左樣にめせば、其身なりも惡しく、おはしますに、必らず片手綱無用と制す、大膳申やう、侍の將たらん者、馬よりおりて鑓を合せ、高名する事多くは有まじ、馬上にて下知をし、其まゝ勝負を決せんならば、片手綱を達者に覺てこそと、をさな心に申せしごとく、度々馬上にて勝負を決す、

〔信長公記 十四〕天正九年八月十二日、中將信忠、尾州濃州諸侍、岐阜へ被召寄、長良之河原に、御馬場を築せられ、跡先に高々と築地をつかせ、左右には高さ八尺に埒を結せられ、毎日御馬めさせられ候き、

遠乘

〔藩翰譜一結城前〕參河守殿、〇結城秀康御年十四歲、關白殿〇豐臣秀吉と共に筑紫に渡り、一方の大將にて、日向國を平げ、十六歲の御時、伏見の馬場に出て、馬めされしに、殿下の御厩の預り、守殿と爭ひて馬を馳せ、頗る無禮に及びければ、馳違ひざまに御刀を拔て、首を中に打落し給へば、爰に有合ふ關白の御家人等、狼藉出來ぬとひしめく、守殿馬かけするゑ、はたと睨らまへ、やゝ如何に、殿下の御家人たらんものが、秀康と爭て馬をはせ、且は無禮をいたすべきやうやはある、あしうふるまつて、かたがたも過ちし、秀康怨むなと仰ければ、恐て近づくものあらず、關白、此よし聞し召、秀吉が子に向て無禮せんやつ、其罪死に當れり、あつはれ秀康は、心剛なるのみならず、はやわざも人にすぐれたんなど、却て御感に預り玉ふ上は、何の御咎もなし、

〔蘆名家記二〕穴澤善右衞門尉武勇之事

一或時正宗、檜原ニ馬場ヲ構ヘ、陣中ノ遊慰ノタメ馬ドモヲ出シ、諸士ニ乘セシメ、其身モ乘玉フ、每日如ㇾ斯、此由ヲ傳ヘ聞キ、穴澤善右衞門尉ハ、矢二筋持、弓オツ取、人ヲツレズ只一人、大鹽ヲ忍ビ出デ、山傳ヒヲシテ檜原ヘ忍ビ入、馬場末ノ所ニ木ノ二本有ケル陰ニ立ヨリ、正宗卿、馬場末ヘ迄馬ヲ乘來リ玉ハヾ、一矢射テ、欝憤ヲ散ゼント待居ケル處ニ、正宗ノ運ヤツヨカリケン、其日ハ正宗、馬場中マデ三度乘出テ、馬ヲセメテ城ニ入玉フ、

〔甲子夜話二一〕外櫻田ナル井伊家ノ邸ハ、昔ヨリ主人寢所ノ前ノ馬場ニテ、每早朝、家中ノ諸士セメ馬ヲ爲ルコトナリ、其モノ音ニテ主人目ヲ醒スト云、サスガ御當家〇德川氏格別ノ家ノ風ト謂ベシ、然ニ明和ノ頃、大老勤ラレシ代ヨリ、改テ尋常ノ庭ノ體ニカハリタリト云、惜ムベキコトナリ、

〔家中竹馬記〕馬を遠く馳て行には、二町三町づゝの內にて、緒返の手綱を乘べし、いきあひきるゝ事有間敷なり、口傳有ㇾ之、

〔遠乘漫筆〕遠乘は、撰ㇾ馬第一也、馬强クテモ、最初ヨリ遠路ハ馳セ難シ、故ニ仕込ムコト次ㇾ之、馬ハ仕

込ミテモ乘ヤウアシケレバ、仕込マザル弱馬ニ劣ルノミナラズ、肝ヨキ馬程、早ク息シツカルヽ者也、故ニ乘樣次之、乘樣ヨクテモ、乘リキル遲速、飼ノカヒ樣等、ヨク〱心ヲ用キザレバ、遠路ハ馳セ難シ、故ニ乘人ノ用心次之、乘人ノ用心ヨクテモ、馬具用捨ヲ考ヘザレバ不便ナル事多シ、故ニ馬具用捨次之、以上五段、甚淺近ノ說ニシテ、眞ニ釣魚ノ筌ニモ當ラザレドモ、皆予〇田中僭誠ガ試テ驗アルコト故、一時草卒ニ漫筆シテ備忽忘耳、敢テ人ニ示サント欲スルニハ非ズ、于時安永己亥孟春、〇中略

仕込第二

一漸々仕込ミヤウハ、最初ハ往返四五里ヲ地道ニテ乘リ、馬ノ疲レ、足爪常ニカパルコトナクバ、其次六七里、內二里許馳ベシ、馬不疲常ニ變ルコトナクバ、其次十里、內三四里馳ベシ、三四五度モ如是試テ、馬疲レズ足クルハズハ、其次五六度モ十六七里モ馳セ、而後ハ極長日ナラバ、明六ツ時ヨリ暮六ツ時迄ハ三十里近クハ、安ク馳セラルベシ、予ハ草津姥ガ茶屋ヨリ遠方ヘハ行カザレドモ、推慮スルニ漸々仕込ミテ後ハ、三十里許ハ馳セラルベキ也、一日二十四五里モ馳セテ、疲レズ血落ズ、飼クヒ等、常ニ變ルコトナキ馬ハ、予未逢、一兩日ヲ過レバ、大抵常ニカヘルモノ也、並々ノ仕込マザル馬ハ、五六日厩ノ出入サヘ不自由ナル位ニ疲ルヽモノ也、此ノ處ニ於テ、仕込ム仕込マザルトノ得失ヲ辨ズベシ、〇中略

一每日遠乘セントナラバ、地道ニ非レバ馬コタヘマジ、地道ニテモ、長日ニハ二十里許ハ行カルベシ、然シ每日二十里ツヾケテ乘ルコトハ、ヨク仕込タル馬ニ非レバ行難カラン、道中ノ驛馬ハ、日々十二三里ハ行クモノナレバ、依之考ルニ、二十里許ハ每日ツヾクベシ、併予ハ二日ヨリ多クツヾケテ乘リシコトナシ、推慮シテ云フノミ、〇中略

乘樣第三

一遠馳ハ、身自ラ馳ルト心得ベシ、左ナケレバ、馬ヲ痛ベシ、自身馳ルト心得テ、馬ヲイタハル心得、須臾モヤマザレバ、息合萬事ニツキ、馬ヨリ教ヘラレテ、自然ニ妙境ニ通ズベシ、

一馬モ人モ、少シニテモ樂ナル樣ニ乘ベシ、少シニテモ、馬ノ向ヘ行ク足ヲ不可妨、鐙ヲ長グシテ鞍ニコダハラズ、馬足ヲ運ブニツレテ、少シ體ヲウゴカシ、ツキ行クベシ、左ナケレバ體ト足トニ、力ミ生ジテ、鞍ニコダハリ、馬ノ邪魔ヲスルモノ也、鞍ヲスカシテモノリ、前輪ヲハサミテモノリ、鐙ヲ横ニフミテモノリ、色々サマ〴〵ニカヘテ、只々上下トモ樂ナル樣ニシテ、手綱ヲ長ク馬マカセニシテ、ハミヘ、キツトクヒトメ、口中ニテ、ハミヘ息ヲアテヽツグヤウニスベシ、口中ニテ、ハミヘアテヽ息ヲツグ馬ハ、息合ヨキモノ也、何程ハリカヽル馬モ、三四里行ケバ、腹手綱ニテ、自由ニノレル樣ニナル也、其自由ニナルトキニ、馬任セニシテ邪魔セザレバ、アキカヽル馬モクヒ留メ、口中ニテ息ヲ次ダヤウニ自然トナル者也、

〔一騎前意得中〕馬乘樣第二

騎業當流軍馬書、櫻狩馬仕込樣、足並ニカマハズ、己ガ生レ付ノ足並次第ニノルベシ、毎日遠乘スベシ、〇中略或書白樂天ノ故事ヨリ出デヽ、息セヌコトヲ櫻狩ト云、世諺〇中略田氏按ニ、遠ク乘切ルヲスベテ櫻狩トモ、或ハ紅葉狩トモ云フ、或書紅葉狩ノコト、一日ニ二十里三十里行クハ馬ニヨルベシ、肝ヨク筋骨ツヨク、足タクマシク、ムラナキ馬也、心ユルクモチ、馬トシナヘツキ、犬走ニノル、十町モノリテ、ダクヲノリ、ダク十町モノリテ、地道ヲノリ、如此ノルトキハ、馬ノ強ミ程ユク、三十里四十里モ馬ニヨリ行ベシ、乘ル者、布ニテ腹マキシ、折々鐙ハヅシ、足ヲノベチヾメ、筋骨ヲヤスムルナリ、或書、遠乘バセスル馬、オカニ急グトモ、ツヨクカクルコト勿レ、一旦ニカケタランニハ、イカホドノ心持ヲ乘ルトモ、馬ツマルベシ、〇中略或書遠路ヲノルコト、ムスビガリト云手綱也、内藤流ニ、大ニ秘ス、此心或ハムスビ、或ハヲリムケル、隅ニテ息ヲツガセン爲也、

〔海國兵談十五〕馬之飼立仕込樣附騎射之事

二には遠乘也、是は近きは三四十里、大道五六里也遠きは百里大道十六七リ百五十里大道二十四五里も乘べし、如此大乘しても、馬の疲れざるを至極とする事也、是には五段の息、三段の汗、亦走足、躍足、千鳥足、鹿子懸等の足色、亦息合藥數法あり、精密なる事の樣なれども、慶乘れば、是等の事も、自然に會得せらるゝ也、其證據は、古代文盲なる數萬の荒武士ども、何ぞ各右數件の吟味に至るべきぞ、只屢乘て乘覺たる也、外に秘訣なし、只乘べし〳〵、

〔神代餘波下〕むかしは武士遠乘遠足などに、野袴蹈込なりしを、安永天明の頃は、深編笠、馬乘袴となれり、

〔嬉遊笑覽四武事〕大坪道全は、將軍義滿公の命をうけて、辰の刻に、京都を乘出し、吉野山の櫻を手折て腰の花籠に入て、午の刻までに、往返二十六里を乘て歸りしは、奇代の名人と御感にあづかりしとかや、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕近習の人々に、御厩の馬をかして、相模の鎌倉に赴かしめ、其遲速を、こころみらるゝ事ありしに、いつも歸り來るを待つけさせ給ひ、風呂屋口まで出給ひて、これはおもひの外汗つよし、かれは息入しなど、左右に引まはさせ、蹄までも御みづから御覽有て、馬性の强弱を沙汰し給へり、享保十二年、越谷の驛迄、遠乘につかはされしが、いづれも辰牌に乘出して午牌に歸りしに、蘭船に載來りし、じやがたらの馬は六歲なりしが、申牌にやう〳〵歸りしとぞ、これにて歐魯巴の產、かへりて我邦より劣りし事、明らかにしられけり、

〔東都歲事記二春〕三月　遠馬馬術稽古のため、早馬に鞭打て府外の神佛に詣し、或は群集の所にいたる、尤行程の遠近をはかり、刻限の遲速を以て鍛錬をこゝろむるにや、花の頃は別ておほく、遊觀の輩の妨となれり、

〔家中竹馬記〕庭乘の事、乘樣種々おほしといへども、先一束折をして、扨馬を打出して、左へ先折始事は、いづれもおなじ、座敷南向ならば、馬を北頭に可₂引立₁に、馬より左のとほりに居たらば、馬の後よりまはりて寄て可₂乘、馬の前をとほるべからず、馬より右の通りに居たらば、其儘寄て乘べし、手綱を鞍に打懸させて、右の手にて手綱を取、其手を鞍の左の手形にかけ、左の手にては尻津輪を押へて乘て、則袴のまちへ手をやりて、前へ取て乘居て、聽手綱を取定て、一束折をして、馬をしづめて靜に打出すべし、乘はてゝは最初乘たる處へ打よせて、二足三足しさらかしておるゝ也、おるゝ時も、手綱を左の手形に取そふる也、馬とる者、手綱をばこすべし、二人して引て出て、一人は鐙をおさふる也、縱一人して引時も、乘時は鐙を別人寄て押べし、

〔了俊大草紙〕庭にて馬乘て見參に入事、貢馬乘を本とする也、御前に引立たる馬の尻の方を廻りてよりて、馬と引手との間によりて、引手の左腰を右手にて押のくる時、引手、馬の頭に立向て、轡の緒口を取る時乘べし、乘て後、引手の手綱のまがりを、馬の頭に打懸を請取て、右の方へ引打て、三めぐり打廻也、右方へ廻也、二へん廻して、三返目に御前方に馬を打立て、一足引しさらかして下て、轡の水付を取て立時、引手、よりて請取、後左手をつきて畏て退出するなり、

〔馬道提徑秘傳集〕庭乘に見せ策、かくし策と云事有、かくし策と云は、御前の左ならば、馬手のもとくびをうつ、御前右ならば、弓手のもとくびをうつ、捨策と云は、手綱策緒共に當をいふ、但上顆なり、○中略總て小笠原流は、庭乘の數、左へ四返、右へ三返なり、大坪流は、左三返、右二返なり、

〔海國兵談十五〕馬之飼立仕込樣附騎射之事

當世の馬場は、古の庭乘の遺法也、前にも云如く、古の武士は、皆達者を本として、やたら乘を第一としたる事なれども、饗應或はなぐさみの爲などに、貴人高位の前にて馬を乘時、やたら乘にては其樣見苦く、其質野なる故、庭乘の式を乘事も、武士の嗜と致たる事也、本間孫四郎、馬場殿の庭

上に龍馬を乘たる事など可ㇾ考、然と云ども、當世の如く、一槩に馬場乘而巳を馬術と心得たるにはあらず、やたら乘を本として、其餘計に式の乘形をも學びし事也、是武馬の順道也、○中略馬場乘は、上にも云如く、庭乘の遺法にて、馬に行儀を教る迄の事なれば、當世流の馬場にても事足る也、先其乘樣は、口向足振を大切にし、馬に振を付て、行儀を敎置事也、但し多く乘事勿れ、只馬の行儀を崩さゞる爲計に、少づゝ乘置を善とす、

〔貞丈雜記 十三 馬〕一庭騎の事、後鳥羽院宸記、建保四年四月十四日參內、御方有二庭騎興一、中宮大進兼隆度々落馬、万人解ㇾ頤云々、齋藤安藝守好玄記云、庭乘を懸て曲とも申候也、建保の頃既に是名目出たれば、久しき事也、鞠の御壺にて馬御覽の事、東鑑承元四年九月廿日、佐々木左衛門尉廣綱御馬を進む、昨日近江國ゟ到來、今日鞠御壺におゐて御覽、義村引ㇾ之云々、

〔大鏡 五 太政大臣伊尹〕みかど○花山むまをいみじうけうせさせ給ひければ、まひ人の馬をかうらう殿のめだうよりとをさせ給ひて、あさがれゐのつぼにひきおろさせたまひて、殿上人どもをのせて御らんずるをだに、あさましう人々おもふに、はてはのらんとさへせさせ給ふに、すべきかたもなくてさぶらひあひ給へるほどに、さるべきにや侍りけん、入道中納言○藤原義懷さしいで給へりけるに、みかど御おもていとあかくならせ給ひて、すぢなげにおもほしめしたり、中納言もいとあさましう見たてまつり給へど、人々の見るにせいしまさんも中々に見ぐるしければ、もてはやしけうじ申給ふさまにもてなしつゝ、えたがさねのえりはさみてのり給ひぬ、さばかりせばきつぼにおりまはしおもしろうあげ給へば、御けしきなをりて、あしき事にはあらぬ事なりけりとおぼしめして、いみじうけうせさせ給ひけるを、中納言あさましうもあはれにもおぼさるゝ、御けしきは、おなじ御心によからぬ事をはやし申給ふとは見えず、たれもさぞかしとは見しり聞えさする人も有ければこそはかく申つたへたれな、又みづからのり給ふまではあま

下乘

りなりといふ人もありけり、

〔古今著聞集十馬藝〕播磨の府生貞弘が家ちかく陰陽師ありけり、馬をまうけたりけるを、貞弘をよびてのり試むべきよしいひければ、貞弘奇怪に思ひながら、行て乘てけり、打まはして、やがて乘ながら家へ歸りにけり、陰陽師、こはいかにとて馬をこひければ、さもあらず、汝程の者が、貞弘をよびて庭乘させてみるべき事かは、馬をとらせんと思へばこそのせつらめとて、やがて領してければ、力およばでぞ有ける、

〔源平盛衰記十四〕木下馬事

伊豆守仲綱ガ家人、東國ニ有ケルガ、八箇國第一ノ馬トテ、伊豆守ニ進タリ、〇中略人申ケルハ、一昨日ハ湯洗、昨日ハ庭乘、今朝モ坪ノ内ニ引出テ有ツル也ト申、

〔小笠原入道宗賢記〕下乘(シタノリ)といふ事、人の馬をせめ候を、先たのりといふなり、總別人の馬をまづ乘候を、下乘と云なり、

〔古今著聞集十馬藝〕後白河院の御時、鎌倉前右大將〇源賴朝御馬を百匹參らせたりける、下野敦近、召次所に候けるを召て乘られけるに、冬の事なりければ、いと寒かりけるに、敦近はだにかたびら計を著て參りたりければ、寒げに見えけるが、御馬の數つかうまつりにければ、汗ぐみにけり、兼て用意したる程、いみじく見えけり、叡感ありて、御馬一匹えりて給べきよし仰られければ、承りける時、乘たりける御馬をさうなく申給にけり、乘はてゝ後、中門に候けるに、宿衣一領賜せければ、肩にかけて出けり、ゆゝ敷ぞ見えける、

〔總見記十九〕播州被ㇾ向二御人數一附從二關東一進二名馬一事

同月〇天正七年四月十七日、關東常陸國、多賀谷修理亮朝宗、星河原毛ノ御馬、長四寸八分、年七歲、太逞シキ駿馬、遙々牽上セ進上ス、是ハ一日ノ行程三十里ヲ乘歸リ、無雙ノコタヘ物ノ由ナリ、大臣家〇織

信長御感悦斜ナラズ、黄金五十兩、小袖三重、縮三十端、是ヲ下サレ、銀子百枚、使者是ヲ拜領シ畢ヌ、其レヨリ後、青地與右衛門尉ニ仰付ラレ、右ノ御馬責乘ラセラレ候處ニ、彌以逸物紛ナキ者ナリ、郎正宗ノ御腰物、青地ニ下置カレ候、

輪乘

〔騎立之卷六〕輪を乘事、品々乘樣多しといへども、先輪の內、壹丈五尺殘して乘也、輪の丸く綱を廻したるごとくに乘也、內の鐙はふみ出し、手綱はひらき高く取て、外の鐙はかけ形にして、馬に付ケ蹈、手綱は四方手際にさげて取、身をば外の居木にかゝり、腰にて馬の腰根を乘折樣に乘べし、左右同前、口傳、

〔大友興廢記十七〕長尾口合戰の事

始は足輕十人廿人宛出て、たがひに鐵炮軍して、次第々々に五騎三騎宛、かけ出しかけ出しゝけれ共、或は輪をのり、或は玄づ〳〵とひかへて、鑓をばいまだ合せず、

立鼓乘

〔鈐錄十二〕戰法

謙信流足輕ノ使樣、〇中略馬ノ乘樣ニテ、足輕ヲ使フナリ、右懸、左待、千鳥ブセ、立鼓、オコシ、是ナリ、〇中略居シケト云時ハ、ミノ如此ノルナリ、是千鳥ナリ、起テト云時ハ、⧗如此ノル、是リウゴナリ、

〔安齋隨筆前編十二〕リウゴ　リウゴと云は、⧗如此の形也、此形、鼓を竪に立たる形に似たる故、立鼓(リウゴ)と云也、

〔甲陽軍鑑十五〕信玄公、十六歲より五十三迄の間に、軍法工夫したる乘、〇中略

一原美濃守　足輕りうごのり、二のかけ、備たゝむ事、

曲乘

〔甲陽軍鑑十四〕甲州に關口と申す馬乘の上手にて、曲乘は本の事にてなしと申せ共、是は一入重寶なり、一丈二尺あるがけをとびおろし、よこ一尺五寸ある土居の上をも、早道いつさんをのり、關の木通り、いたやの上をはやみちにやり、其外あら馬强馬のり候て、馬の癖がひ迄、上手なれば、

關東奥にも、此關口ほどなるは、終にみぬとある儀を、東國の博勞共、大誓文にて申すなれば、凡そ日本國中にも、三人とあるまじきとさたなり、

〔大友興廢記十一〕信長公鬼月毛と云名馬豐後へ遣さるゝ事

大學兵衛尉、○中略後には曲乘の秘術を盡し、或ひははしごをふませ、或は碁盤に四蹄を縮め、または鞭を落てかけの内にとりなどし、五丈あまりの堀をこえさせ、切岸へ足もためず馳上、鞍の上に立ながらかけさせ、種々さま〴〵に乘れければ、馬をも乘人をも鬼とぞ申ける、

〔玄桐筆記後編〕櫻馬場にて、常々御馬御稽古被遊しを、○徳川光圀威公○光圀父頼房も物陰より御覽ありけり、逸散を乘り給ふに、馬場の内に、土龍の穴ありけるに踏をふみ入て、御馬はもんどりを切て倒れぬ、あはや御あやまちしけんとて、人々馳參り見奉るに、さりげもなくておはす、○中略此外危きめにも度々合給ひ、つよく御修練ありし程に、究竟の御上手にて、色々の曲馬をも能く被召、或は馬上に棹立に立給ひ、あるひは逸散に馬上にて躍揚給ひて、馬をはせぬかせ、下り藤などし給ひ、いかなる惡馬をも召おほせられたり、御隱居の後も、在鄕へ御成被遊に、朝より暮まで御馬に召通して、少も御つかれ被遊御氣色なかりき、公○徳川光圀の如くつよく乘る事は、いかなる達者もかなはぬ事なりと、功者なる者申候ひし、

〔甲子夜話四十五〕松前領中ニ、牧司トテ、馬ヲ飼フモノアリ、馭術ニ長ゼルトテ、其技ヲ觀ルベシト勸ル者アリ、因テ鳥越ノ邸ニ往テ見ル、其人二名、一名年三十以下、一名ハ二十以下ト見ユ、股引半纏ヲ著、馬ハ三疋、何レモ裸脊ナルニ絆(ハルビ)ノミ掛タリ、走馬ノ體尋常ヨリ足高ク跳奔シメ、迅疾云バカリナシ、

第一番ノ騙ハ、モトヨリ鐙モナケレバ、裸脊ニ跨乘リ、手ヲ膝ニツキテ馳タリシガ、馬場末ニ至リ、卽馳回シ、又逆馬場ニ馳タルトキ、身ヲ脊ヨリハヅシ、横ザマニシテ馳テ、又馳回ス、コノ度ハ手綱

ヲ取リテ、脊上ニ立テ馳タリ、目ザマシキ事ナリ、

第二番ノ騙ハ、別人ナルガ、乗出テ後ヲ見返ヘシ、夫ヨリ脊上ニ踞リテ、或ハ立ナドシ、亦前人ニ劣ル事ナシ、

第三番ニハ、兩馬雙ビ騙タルガ、中途ニテ互ニ手ヲ交ヘ、或ハ互ニ横乗シテ馳タリ、

第四番ニハ、一馬ニ二人乗リテ、前乗ハ踞リ、後人ハ立テ、肩上ヲ見越シテ馳タリ、

第五番ニハ、二人一脊ニ組合テ馳セ、又離レテ立横ヲ殊ニセリ、

第六番ニハ、馳出スト仰臥シテ、頭ハ馬ノ三途ノ方ニアリ、馬場中ニシテ、手ヲ伸バシテ轡ヲハヅシ馳セテ、馬場末ニシテ又コレヲハマス、

第七番ニハ、又轡ヲ脱シ、指縄ヲ懐中ヨリ出シ、是ト掛替ヘテ追留ル、

第八番ニハ、又轡ヲハヅシ、指縄ヲハマセ、其一筋ヲ手ニ持、立馳ニテ、片手ニハ手綱蒜ヲ頭上ニ指揚テ騙ス、コノ具、風ニ飄ル體、テギハナルコト也、

第九番ニハ、馬場中ニシテ飛下リ、馬ト倶ニ走リ、復飛上リテ馳ル、コノ往返再三セリ、

第十番ニハ、牧地ニシテ野駒ヲ捕ルサマナリ迚、我ガ厩ノ馬ヲ、ザブ馬ニシテ、馬場ニ放シ、兩人手手ニ長キ綱ヲ持居テ、馬ノ自由ニ奔ル所ヲ、カノ綱ヲワナニシテ投カケ、首ヲシメテ綱ヲタグリテ飛乗リ、直ニ騙ヲ逐テ、又ソノ綱ヲハヅシ、立髪ヲ握リテ馳セ、又指縄ヲ馬上ニテ掛タリ、又一遍ハ指縄ヲハヅシ、馬ノ頬ヲ掌ニテ敲キナガラ馳セテ、終ニハ指縄ヲカケテ畢レリ、總ジテ健壯ノ所作、觀者ミナ歎美セリ、

追記

コノ乗手、年若キ方ハ、村田清藏ト云テ、松前ノ陣屋ヨリ廿九里、箱館ノ產ナリ、又年長ジタル方ハ、久保田松五郎ト云テ、陣屋ヨリ十八里、エザシノ產ナリ、二人共ウスト云、牧地ノ預ト云、渾テ蝦夷

地ニテ牧司八人有リ、コノ二人モ其中ト云、コノウスノ地ハ、松前ヨリ六十里アリト云、馬一ハ佐倉ノ產、燒印矢羽、矢作牧、栗毛、尺歲十五、丈三寸、一ハ小金ノ產、燒印笠、上野牧、駮、歲十二、丈一寸三分、一ハ東蝦夷地、ウス牧、青毛、歲十四、丈六寸、

〔半日閑話十二〕明和九年四月中旬よりして、南國藥研堀新地において、大坂下大曲馬見世物評判甚し、錦繪に出ル、

大夫元、村上平藏、秋月三平、長谷久吉、渡邊金藏、村上金八、口上、初島才治、頭取、八竹左江、

六月十五日、山王祭禮之節、於朝鮮馬場上覽有之、尤麴町より請之、

〔武邊叢書二〕長澤聞書

一其頃〇慶長元和間上方にて馬乘手

上田吉之丞　大坂にて蜷原八藏　江戸かさい雅樂

右之かさいは、江戸愛宕の石のきだ橋を上り下り、自由に馬にて乘り被申候、

〔續々泰平年表〕安政元年四月五日、豐後臼杵藩、多大夫悴、雄島勝吉藤原重知、寅ノ十六二江戸愛宕山の坂を、馬乘り上る、但馬は、奥州三春立、四歲、青毛也ト云、

〔嬉遊笑覽四武事〕備前の藩士、市森彥三と云もの、年頃の心願にて、江戸芝なる、あたご山のをとこ坂六十八段を、馬上にて登り下りせたりとなり、享和ごろ、〇中略予〇喜多村信節が若年の時、南國廣小路などに出て、みせものにしたる、源太郎と云もの、曲馬をみしに、高き階子をかまへて登る時は、鞍の上に直に立、下る時は、逆立したり、熟したるもの也、

〔擧山錄二〕朝鮮馬技

朝鮮國有馬戲一技、每聘使來于東都、必試其技、以備御覽耳、俗稱之曲馬、其藝最絕妙奇異者也、此蓋晉中朝元會所設、臥騎倒騎顚騎等之技、而雜戲散樂中之一種也、文獻通考、具載其說耳、戊辰年、韓使

來聘、余選₂近其製述官朴敬行者₁問₃其技之所₂由始₁、敬行以₂筆對曰、馬技、卽軍中馳突之技、我國以₂此爲₁武藝₁、春秋考₂試之₁、以₃其工拙₁用作₂賞罰₁、如此者毋慮四五百人、僕亦未₃知₃始₂自何時₁、而其來已久、試₂於兩陣之間₁、則劒戟森羅、旗鼓紛閧、而此技隱₂身馳入₁、奪₂旗斬₁將、人莫₂敢誰何₁、此中州之所₂無也、然則是爲₂武技₁所₂設、而非₂備₁一場異觀₁者也、但其四五百人云者、恐不₂至₁其多₁歟、

〔寛永小説〕朝鮮曲馬を、和田倉曲輪、石壁の上に御棧敷を構、御羽織にて御覽被₂遊、御連枝方、御譜代、御家人、御棧敷に伺公、

〔泰平年表常憲院〕天和二年九月五日、外櫻田馬場に於て、朝鮮人の馬術を台覽、

古事類苑

武技部十三

騎術下 馬場附

古事類苑

武技部十三

騎術下　馬場圖

番騎

〔嵯峨野物語〕馬は、むかし唐國よりわたりし時は、耳のけものといひて、すべてまれなりしかば、帝王の御氣色よき、大臣公卿のほかは、のる事もなし、されば良家とかきて馬人(ウマヒト)とよむ也、これ日本紀萬葉の所見分明なり、ことに上﨟のもてあそばせ給べきものなり、〈○中略〉代々攝家にも馬のり多し、なか頃、知足院關白、〈○藤原忠實〉法性寺關白、〈○藤原忠通〉無雙のかむのう也、諸家の記、分明なるにや、其後、普光園關白、〈○藤原良實〉香園院關白、〈○藤原師忠〉故太閤、〈○藤原兼基〉ならびなき馬のりにて侍し也、世のそしり人の知所也、

〔政事要略　五十五〕馬牛事

古事記云、百濟國主照古王、以牡馬一匹牝馬一匹、附阿知吉師以貢上、〈○中略、註〉百濟王本系云、牡始此馬種、蕃息於天下也、日本紀云、保食神已死、唯其神之頂化爲牛馬、日本決釋記曰、今案保食神已死、神之頂化爲牛馬、爰難者云、倭國无馬牛事、見書傳、故應神天皇之世、百濟進牛馬、自此而後、倭國有牛馬、若本自〈○自下年中行事秘抄有有字〉牛馬者、古先君臣、寧杖策徒步乎、

〔魏志　三十倭人〕其地、無牛馬虎豹羊鵲、

〔續世繼　六雁がね〕九條の民部卿四郎にやおはしけん、侍從大納言成通と申こそ、萬の事、能おほく聞え給しか、〈○中略〉馬にのり給事も、すぐれておはしけり、白河のみゆきに、馬の川にふしたりけるに、

鞍の上にすぐに立玉うて、つゆぬれ給ふ所おはせざりけるも、異人ならば、水にこそうち入られましか、

〔吾妻鏡十一〕建久二年八月一日丁丑、今日大庭平太景能、於新造御亭献盃酒、○中略勸盃之間、依仰各語申往事、景能語保元合戰事、此間申云、勇士之可用意者武具也、就中可縮用者、弓箭寸尺也、鎭西八郎○爲朝者、吾朝無雙弓矢達者也、然而案弓箭寸法、過于其涯分歟、其故者、於大炊御門河原、景能逢于八男弓手、八男欲引弓、景能潜以爲貴客者、自鎭西出給之間、騎馬之時、弓聊不任心歟、景能於東國能馴馬也者、則馳廻八男妻手之時、縡相違及于越弓之下、可中于身之矢、中膝訖、不及此故實者、忽可失命歟、勇士只可達騎馬事也、壯士等可留耳底、老翁之説、莫嘲哢云々、常胤已下、當座皆甘心、又蒙御感仰云云、

〔古今著聞集十馬藝〕坊門大納言忠信、左衛門督にて侍ける時、建暦の御禊行幸に、一六といふ馬に乘て供奉せられたりけるに、二條室町にて、院の御棧敷の前の幔、風に吹あげられたりけるに驚て、御棧敷の東より引て走けるを、馬副引まろばかされて馬をすて丶けり、留めける程に轡も切にけるを、靜に靴を片足づ丶ぬぎすて、韈計りにて鐙をふみおほせて、後馬のはなをかきて、二條烏丸なる棧敷の前にて留められにけり、見る者目を驚かしけり、其棧敷ゆかり有ける人にて、急ぎ轡をはげて奉りけり、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年○建保元年五月二日壬寅、足利三郎義氏、於政所前橋之傍、相逢義秀、○朝夷三郎義秀追取義氏之鎧袖、縡太急分、義氏策駿馬、令飛隍西、其間鎧袖絶、從中、然而馬不倒、主不落、義秀雖勵志、合戰數刻、乘馬疲極之間、泥而留于隍東、論兩士之勇力、互無強弱、揭焉也、見者抵掌鳴舌、

〔太平記十三〕龍馬進奏事

佐々木鹽冶判官高貞ガ許ヨリ、龍馬也トテ、月毛ナル馬ノ三寸計ナルヲ引進ス、其相形、ゲニモ尋

常ノ馬ニ異也、背舉リ筋太クシテ、脂肉短シ、頸ハ鶏ノ如ニシテ、須彌ノ髮、膝ヲ過ギ、背ハ龍ノ如ニシテ、四十二ノ辻毛ヲ卷テ背筋ニ連レリ、兩ノ耳ハ竹ヲ剝テ直ニ天ヲ指シ、雙ノ眼ハ鈴ヲ懸テ地ニ向フ如シ、今朝ノ卯刻ニ、出雲ノ富田ヲ立テ、酉刻ノ始ニ京著ス、其道已ニ七十六里、鞍ノ上閑ニシテ、徒ニ坐セルガ如シ、然共旋風面ヲ撲ニ不堪トゾ奏シケル、則左馬寮ニ被預、朝ニハ禁池ニ水飼、夕ニハ花厩ニ秣飼、其比天下一ノ馬乘ト聞エシ、本間孫四郎ヲ被召テ被乘、半漢雕梁、甚不尋常、四蹄ヲ縮ムレバ雙六盤ノ上ニモ立チ、一鞭ヲ當ツレバ十丈ノ堀ヲモ越ツベシ、誠ニ天馬ニ非ズバ、斯ル駿足ハ難有トテ、叡慮更ニ類無リケリ、

〔文正記〕甲斐總領、千菊丸、其齡十有二、○中略馬白駱太逞、厥長六寸餘、印者有處重雀打越三目結、黃覆輪鞍、掛茜總鞦、徒跳郎從弱冠者計撰五百餘人、前後走散、白磨勒轡玉沫、隨貴殿仰、騎入御門、馬相好者、雲覆髮懸木枯、須彌髮豎鯉骨、昆收批竹、名月包珠、雙眼懸鏡、四蹄蹈蹶、紲倒大走、臆長膝節、荒續合短、字攻騎入、毛短撫刷、思處置肉如獅子王、權奇驕嘶、其勢欲飛、突尾編木、龍毛拂場、四面鞍、五方口、手心手事盡鞭鞚諳、走于々走、應手從心、容易乘矣、觀者取喩、王良化身邪、寔武士苗裔也、與無不言人焉、

〔北條五代記〕清水太郎左衞門大刀の事

見しはむかし、伊豆の國の住人清水上野守は、小田原北條譜代の侍、關八州に其名をえたる武士なり、○中略奥州より出たる、岩手鴾毛と號す駿馬を持たり、尾かみあくまでちゞみ、九寸あまりにて強馬なり、長久保より鷲巢の嶺へは上道五里程あり、此馬の心見んため、甲冑を帶し旗をさし、卯の刻に長久保を乘出し、鷲巢を目がけむち打て、野原を眞直に馳行有樣、たゞ逸物の鷹、八重羽の雉を見て、升かきの羽を飛がごとし、鷲巢の嶺へのり上、いきもつがせず引返し、卽刻長久保へ歸馬するに、あせをゝださゞる名馬也、

〔總見記 二〕織田孫十郎逐電事

信長ハ、常ニ御馬ヲ能メス故、今度モ上リ下リ、イカ程荒クノラセラレテモ、馬息ヲキラサズ難ナク堪タリ、餘ノ軍兵ノ馬共ハ、飼ツメテ乘事稀ナル故、力弱クシテ三里半ノ道ヲ不堪、山田治部右衞門馬ヲ始トシテ損シ死シタル馬多シ、

〔南龍言行錄七〕或時宇治の馬場にて、賴宣君、御馬を召けるに、駈の中にて御頭巾を風にて吹落すを、中にて御取、又鞍に御直り、すぐに駈させ召けるを、御供の上下、皆一同に感じける、其日は松野宗太郎は不出、其三日目に、又馬場へ御出の時、吉見喜左衞門、宗太郎に向ひ、先日御馬を召候に、駈の中にて御早業、其方に見せ申度候、扨々奇妙成事共也と語り聞せければ、總太郎聞て、殿樣、未御馬前方に御座被成候、隨分能召候得共、御鍛錬まだたり不申候と申ければ、賴宣君聞し召、御氣色かはり、總太郎に其譯御尋被成候、總太郎申上候は、權現樣は海道一二番の御馬上の名人にて、渡らせ給ふに、小田原御陣の時、秀吉公の御先手として、關ケ原を御押被成候、〇中略爰に一ツの谷川に細橋有、御人數此橋へ行掛り渡事不叶、橋の上下を皆寄にて越しける、權現樣には、御馬にて橋爪へ御著被遊候、山の上にては、三人〇丹羽長重、長谷川秀一、堀秀政、の大將達見付、家康卿は、無隱馬の上手也、細橋を被渡を見物せよと見物する所に、橋爪にて御馬より下りさせ給ひ、御馬は橋より貳拾間計上の方を舍人四五人にて牽渡す、權現樣は、御步行者に被負させ給ひて、橋を御渡り被遊候、山の上にて三大將の軍兵共皆大に笑て、家康は馬の名人なるが、あの小橋を越事不成、人に被負て渡りけるとどよみ笑ひけるを、三人の大將は、是を制し大に感じ、家康卿は、あれ程馬の名人とは不知、馬上の功者は、危き事は曾てせぬ者也、殊に陣前身をかばひ、あぶなき事仕給はぬは、近代の功者也と感じ入譽被申候、是にて考候に、殿樣ひたと危き早業を被成候は、馬不功者者と申物にて候と申ければ、賴宣君も大に御感有て、御近習を召、其趣を書付させ、御掛硯に被納けるとぞ、

〔明良洪範六〕大猷院樣、〇德川家光品川御殿へ御成リ、柳生但馬守御供ニテ劍術上覽有リ、御側ノ面々、

何レモ試合有テ、御機嫌斜ナラズ、其時御馬方諏訪部文九郎ヲ召サレテ、御側ノ人々ト試合スベシト仰セラル、文九郎申シケルハ、馬上ニテノ試合ナラバ負ズト獨言セシヲ聞召レ、サレバ渠ガ望通リ、馬上ノ試合然ルベシトテ、夫ヨリ馬上ノ試合初リ、互ニ乘合セテ術ヲ盡シケルニ、流石馬ノ達人程有テ、一大刀モ打レザルノミナラズ、乘リ違ヒザマニ名乘掛テ、打ズト云事ナシ、大猷公、御感有テ仰ニ、文九郎馬上達者ナル故、側ノ者一人モ勝者ナシ、此上ハ但馬守出テ試合スベシトノ事也、但馬守畏リ候トテ、馬上ニテ立合、兩方ヨリ乘出シ、其間三間程ニ成シ時、但馬守馬ヲ止テ、文九郎ガ乘來ル馬ノ面ヲ一打ウチケレバ、馬驚テ背ケル所ヲ乘寄テ、文九郎ヲハタト打ケル、大猷公御覽有テ、誠ニ名人ノ所作、時ニ臨デノ働キ、尤妙也ト甚御感有ケル、但馬守、馬術ハ文九郎ニ及ザルヲ察シテノ業也、臨機應變トハ是等ノ事也、

〔意のすさみ三〕佐倉侍從正盛朝臣の士に口中權之助とて、乘馬の達人ありけり、大猷君〇德川家光の野邊の御成と知らざりしかば、淺草の門外にて、御先拂杯の來れる時、乘かゝりてけるに、かけだして頓て御側近くと見えしかば、轡にて下口を一さんに切下しければ、四足を折て、ひざまづきし程に、側に下り居て下座しけるを上覽ありて、朝臣へ、汝が士、馬の上手と見ゆると御感ありしかば、則祿を加へて賞美せられければ、此手綱傳受がありて、大概にては叶はざる手のよし、我落〇笹山中の士、其門弟なりし國府寺十郎かたりしとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御馬は、亘と名づけられし馬を殊に愛し給ひて、つねにめされけり、其馬、色は栗毛にしてふとくたくましく、實に一日千里もはしるべき駿馬なりし、御廐の龍驥、數多しといへども、これにならぶべきなく、御みづから召るゝ時は、心地よげに首を低てのせ奉る、他人のらんとすれば、はねをどりて近よる事あたはず、公常に此馬の頭を臺となし、鳥銃を打せ給ふに、いさゝか驚く事なし、誠に間氣の英物にして、殿下の馭にかなひたるなるべしと、人皆いひ

侍りし騎法は、諸家の奥義をあまねくさぐり給ひし上に、紀伊の國におはしましける程、田獵の度々、馬にて山壑のさかしきをはしりめぐり給ひければ、都下の輩のわざとは、日をおなじうして論ずべからず、或日の仰に、我彼邸にありしほど、何ひとつ不足とおもひし事もなかりしが、唯諸國より出る駿馬を、こゝろのまゝに得て見まくほしかりしに、いまは本邦の中はいふに及ばず、こまもろこしの產までもつなぎ置て、明暮おもひのまゝに乘やしなふこそ、本意かなへる心地すれど、御笑ありしとなむ、

御惡馬

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁三年十月辛卯、右大臣從二位藤原朝臣內麻呂薨、○中略昔日庶人他戶、爲皇太子時、桀跖之性、好害名流、有一惡馬、啖必踶嚙、太子令內麻呂乘、快見傷損、惡馬低頭不動、被鞭廻旋、時人以爲非常之器、

〔今昔物語二十二〕內麻呂大臣乘惡馬語第四

今昔、內麻呂ノ右大臣ト申ケル人ハ、房前ノ大臣ノ御孫、大納言眞楯ト申ケル人ノ御子也、身ノ才止事无クテ、殿上人ノ程ヨリ公ニ仕リ給テ、其ノ思エ微妙クナム御ケル、世ノ人皆重ク敬テ不隨ヌ者无カリケリ、形チ有樣、愚ナル事无カリケリ、亦心直クテ人ニ被用テナム御ケル、而ルニ此ノ大臣、年未ダ若ク御ケル時ニ、他戶ノ宮ト申ス太子御ケリ、白壁ノ天皇○光仁ノ御子也、其ノ人、心猛クシテ人ニ被恐テナム御ケル、其ノ時ニ一ノ惡馬有ケリ、人ノ乘ラムト爲ル時ニ、必ズ踏咋ケリ、然レバ敢テ人乘ル事无カリケリ、而ル間彼ノ他戶ノ御子、內麻呂ニ命ジテ此ノ惡馬ニ令乘ム、然レバ內麻呂此ノ馬ニ乘リ給フニ、萬ノ人此レヲ見テ恐怖シテ、內麻呂定メテ此ノ馬ニ被咋踏テ損シ給ヒナムトストト糸惜ク思ヒ合ヘリケル、內麻呂乘リ給フニ、此ノ馬頭ヲ垂テ動ク事无シ、然レバ內麻呂、事无ク乘リ給ヒヌ、其後度々鞭ヲ打給フニ、馬尙不動ズ、然テ庭ヲ度々打廻テ下給ヒニケリ、此レヲ見聞ク人、內麻呂ヲ讃テ、此レ只人ニモ不御ザリケリトゾ思ヒケル、昔ハ此ル人ナ

ム御ケルトナム語リ傳ヘタルト也、

〔江談抄 一 公事〕御馬御覽日馬助以上可參上事

忠文民部卿、爲助之時、延喜聖主、(○醍醐)御馬御覽之日、參入自瀧口陣方、伺候東庭、(于時北下也)聖駕御馬二疋、忽以相沛艾、無人範當、忠文自進出取放之、事畢退出之間、寮御馬部宿老者一人、偸語云、阿波禮、葉江奈幾與加奈、先朝乃御時奈良末之加波云々、主上聞食此事、令耻給云々、

〔大鏡 七 太政大臣道長〕中宮大夫殿(○藤原道長)こそ、いみじくおはしませ、(○中略)高名のなにがしといひし御馬、いみじかりし、あくめなり、あはれそれをたてまつりしづめたりしはや、三條院も、其日の事をこそ、おぼしめしいでおはしますなれ、

〔續古事談 五 諸道〕右大將通房、春日使セラレケルニ、カタノ大將ニテ、大二條殿(○藤原教通)イデタチノ所ヘ、オハシタリケルニ、宇治殿(○藤原賴通)ヒキイデ物ノ馬二匹タテマツラレケル、出羽ノ一栗毛、後ノ精毛也、コノ精毛ハ、高名ノアガリ馬ナリ、ノリタマル人ナシ、殿ノ御隨身助友ヲ召テノセラレタリケルニ、尻動カズ、釘ニテ、ウチツケタランヤウニテ、オチザリケレ　ミル人アザミ感ジケリ、殿紅梅ノ御衣ヲカヅケ給ケリ、

〔續古事談 五 諸道〕京極ノ大殿(○藤原師實)ノ賀茂詣ニハ、院ノ御隨身、近友敦季ヨリ始テ舞人シタルナカニ、下毛野敦時、モノヽフシニテ、ヒトリ舞人ニイレリケリ、東三條ノ南面ワタリニ、右府生敦重、ホ子ナシトイフアガリ馬ニ乘テ、フタヽビオチニケリ、下ノ社ニテ御馬ハスル時、敦重、御厩別當盛中ニ告テ云タ、ホ子ナシノ御馬ツカウマツルニ能ハズ、敦時ガ馬ニノリカヘムト申ケレバ、免サレヲ豪テ、ノリカヘテケリ、御馬ヲアグル時、敦時ホ子ナシニ乘テ、アグル事極マリナシ、ミル人猶堪ヘ難シ、然ルヲ敦時、ソバニテ左右ニ居ルコト、砂地ニキタルガ如シ、ミル人驚キ感ゼズト云事ナシ、次日大將殿ヨリ祿給ケリ、

〔續古事談五諸道〕法性寺殿〇藤原忠通ノ賀茂詣ニ、舞人兼弘ハ、トリカケト云コエ馬ニアタリテ、ツカウマツルニアタハズト申ケレバ、敦延ガ馬ニノリカフベキヨシ仰ラレケリ、敦延ナマジヒニノリテ南庭ワタルニ、寢殿ノ西ノホドニテ走リイデヽ、梅木ノシタヨリ東ノ中門ノ廊ニ向テ走リケレバ、人々タチ騷ギケルニ、殿御笛ヲナラシ給ケレバ、廊ノキハニテトマリテ、ヤリ水ヨリ南ザマニ行ニケリ、後ノ年、番長忠利、此馬ニ乘テ、コヽカシコニテヒカレテ膝ヲツキテ、下ノ社ニテトマリニケリ、御馬ハスル時、琴持、武通、コレニ乘テ散々ニアケテ走ラセタリケリ、忠利ガタメ面目ナキ事也、

〔台記〕久安六年八月十二日乙卯、上〇近衛渡御皇后宮御方、召左近衛敦頼騎馬敦頼私馬、其馬甚逸、能騎不落、上深歎之、使僕賜扇一枚、

〔古今著聞集十馬藝〕小松の内大臣〇平重盛右大將にておはしける時、佐伯國方〇宣文子一座にて侍けり、治承元年三月五日、內大臣に成給ける時、番長になされにけり、拜賀の夜、くせもなき馬を移し馬にひかれたりけるに、國方近習の者を呼出して申けるは、今夜國方、定てくせ物に乘侍らんずらんと近衞の舍人等、目をすましてみ侍らんずるに、無念の馬を仕ふまつらん事、なげき思ふよしを申ければ、おとゞ、こよひは祝の夜にてあるに、もし不慮の事もあらば、公私いまはしかりぬべし、後々乘せらるべきよし仰られければ、國方重ねて申けるは、若落馬仕て侍らば、國方が怪異になし侍りて、いとまを給べし、猶くせ物に乘らるまじくば、番長にはすみやかに他人をなさるべしと云ひて申ければ、おとゞ力及ばで、あがり馬をひかれにけり、なかみちに、くちをはづさせてあげけり、誠に違失なし、おとゞ感にたえず、歸給て纏頭せられけるとぞ、

〔安多武久路智〕うつしむまと云は、乘替の馬の事にて、今は此馬にのり、後は外の馬にのりうつりてと云こゝろにて、乘移馬と云義也、さるによつて平家物語のいつくしま御幸の條、其外の

書記を其こゝろにて見ざれば、文段合點ゆくまじき也、

〔古今著聞集十馬藝〕武藏國住人都筑平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり、平家の郎等なりければ、鎌倉右大將〇源賴朝めし取て景時に預けられにけり、其時陸奥より、大きにしてたけき惡馬を奉りたりけるを、いかにも乘る者なかりけり、聞えある馬乘どもに面々に乘せられけれども、一人もたまる者なかりけり、幕下思ひ煩はれて、さるにても此馬に乘る者なくてやまん事、くちをしき事なり、いかゞすべきと景時にいひ合せたまひければ、東八ヶ國に、今は心にくき者候はず、但召人經家ぞ候と申ければ、さらばめせとて則召出されぬ、白き水干に葛の袴をぞ著たりける、幕下かゝる惡馬あり、仕りてんやとのたまはせければ、經家かしこまりて、馬は必人にのらるべき器にて候へば、いかにたけきも、人に從はぬ事や候べきと申ければ、幕下入興せられけり、さらばつかうまつれとて則馬を引出されぬ、誠に大きに高くして、あたりを拂ひてはねまはりけり、經家水干の袖くゝりて、袴のそば高くはさみて、ゑぼうしがけして、庭におり立たるけしき、先ゆゝしくぞ見えける、兼て存知たりけるにや轡をぞもたせたりける、其轡をはげて、さし繩とらせたりけるを、少も事ともせずはね走りけるを、さし繩にすがりて、たぐりよせて乘てけり、やがてまかりあがりて出けるを、少し走らせて打とゞめて、のど〳〵と歩ませて、幕下の前にむけてたてたりける、見る者目を驚かさずといふ事なし、能くのらせ、今はさやうにてこそあらめとのたまはせける時おりぬ、大きに感じたまひて、勘當ゆるされて厩別當になされにけり、彼經家が馬飼けるは、夜半ばかりにおきて、何にかあらん白き物を、一かはらけばかり手づから持來りて必飼けり、すべて夜々ばかり物をくはせて、夜明くればはだけ髮を結はせて、馬の前には草一把もおかず、さは〳〵とはかせてぞ有ける、幕下富士川あひざはの狩に出られける時は、經家は馬七八匹に鞍おきて、手綱結びて人もつけずうち放して侍ければ、經家が馬の尻に從ひて行けり、さて狩

場にて馬の抜れたるをりには、召に從ひて參られける、箇樣に傳へたる者なし、經家いふがひなく入海して死にければ、知るものなし、口をしき事也、

〔古今著聞集十騎馬〕一條二位の入道〈○能保〉のもとに、高名のはね馬出來けり、秦賴久を召て乘られたりけるに、一たまりもせずはねおとされけるを、父敦賴が七十有餘にて候けるが、是を見て、わろくつかうまつる物かな、敦賴は、よも落じとぞ申けるを、老後にいかゞとは思ひながら、さらばのれかしといはれたりければ、やがて乘て少も落ざりけり、人々目をおどろかしけり、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年十月廿六日辛卯、貢馬御覽、左京兆相州以下〈著水干〉列座庭上、一御馬、左京兆進騰馬也、合田四郎騎之、而引手等無左右放之、馬騰及度々、而合田無落重乘之、打廻御前之間、高騰廿餘度、近年無如此龍蹄云云、

〔北條五代記五〕淸水太郎左衞門大力の事

或時太郎左衞門、甲斐ぐろといふ馬を一疋もつ、一日に大豆を一斗くらふ惡馬なるゆゑ乘ものなし、馬屋の内を出すには、中間六七人有て、綱を付てひき出す、鞍おく事ならず、太郎左衞門、此馬に飛乘鞭を打てはしる時、またにてしむれば、立所に血をはきて死す、

〔鎌倉大草紙〕應永卅年〈癸卯〉春の頃より、常陸國住人小栗孫五郎平滿重といふ者あり、〈○中略〉其子小次郎は、ひそかに忍びて關東にありけるが、相州權現堂といふ所へ行けるを、其邊の强盜ども集りける處に宿をかりければ、主の申は、此牢人は、常州有德仁の福者のよし聞定て、隨身の寶あるべし、打殺して可取由談合す、〈○中略〉小栗は、かりそめに出るやうにて、林の有間へ出てみければ、林の内に鹿毛なる馬をつなぎて置けり、此馬は、盜人ども海道中へ出、大名往來の馬を盜來けれども、第一のあら馬にて、人をも馬くひふみければ、盜ども不叶して林の内につなぎ置けり、小栗是を見て、ひそかに立歸り、財寶少々取持て彼馬に乘、鞭を進め落行ける、小栗は無雙の馬乘にて、片時

の間、藤澤の道場へ馳行、

〔武將感狀記〕七肥前龍造寺ノ住人勝山左近ハ、其力九國ニ雙者ナシ、○中略其比國中ニ、カクレナキ口ツヨキ馬アリ、乘之ニ平ミテ駈出ル、引之テ口裂血流ルレドモ留ラズ、城門ノクヽリヲ馳入ントス、頓クヽリノ上ノ横木ニアタラバタマラジト思ヒ、手綱ヲ放チ、兩手ヲクヽリノ上ノ横木ニカケ、以股乘タル馬ヲ一トシメケレバ、四足ヲ縮メテト揚ラレ、物ヲ縋タル形ノ如シ、見ル者振舌、

〔奧羽永慶軍記〕十本庄重長由緒ノ事

或時景虎、○長尾使ヲ以、某此程奧州ヨリ名馬ヲ求メテ候ヘ共、此馬口餘リ强クシテ乘べキ者ナク候、願ハクハ御邊來テ一馬場セメ、我ニ見セ給ヘカシトイヒ送ラレケル、重長聞テ畏リ候、明々日、此地發足仕リ參リ候ハント返答ス、時ニ重長ガ郎等玉虫對馬守トテ、拔者第一ノ者有ケルガ、重長ニ向テ申ケルハ、今度長尾殿、馬興行ノ事コソ心得ガタク候ナレ、タトヘ如何成惡馬ナリトモ、長尾殿ノ手ニ餘ル事有べカラズ、況ヤ近習ニモ名譽ノ馬乘アレバ、何ゾ君ヲ賴ミ給ハンヤ、元來敵對ノ末ナレバ、タバカリテ討候ラハンタメナルべシ、此度ノ御出、御思案アレトゾ申ケル、重長聞テ、汝ガイフ所サル事ナレドモ、一度行カント返答シテユカザルハ臆シタルニ似タリ、我思フ子細アレバ、春日ノ浦ヘ舟ヲ以迎ニ來リ、岸ニ付テ相待べシトイヒ置テ本庄ヲ打立、三日ニハ景虎ノ在城春日山ニゾ著ニケル、景虎立出、サマ〳〵モテナシ、例ノ惡馬ヲゾ出サレケル、景虎、重長ニ向テ、此程奧州ヨリ求メタル馬ノ善惡ヲモ試タク候ラヘドモ、家ニ乘べキ者モナク空シク過シ候、御邊一馬場セメテ、我ニ見セ給ヘト有ケレバ、重長少シモ臆セズ、適御馬ニ候カナ、兎角一馬場セメテ見候ラハント何ノ事モナク、ヒラリト打ノリ、手綱カイクリ、思フ儘ニゾ乘ニケル、景虎ヲ始トシテ其座ニ並居ルモノ共、皆目ヲスマシテ見物ス、重長、時分ヨシト思ヒケレバ、此馬横切タル體ニモテナシ、春日ノ浦ニ一文字ニ乘出シ、相圖ノ舟ニ打乘テ櫓カヒヲ早メ、本庄サシテ歸

リケリ、

〔大友興廢記十一〕信長公鬼月毛と云名馬豐後へ遣さるゝ事

此馬の相形、よのつねの馬よりははるかに長延て、八九寸程にして、骨あがり筋ふとく、眼は朱をさしたるごとく、いつもいかり、常に嘶、四足をうごかし、齒がみをし、人をも馬をも食ひければ、げにも鬼月毛とも云べし、宗麟公、〇大友此馬をば何者か乘べきと仰出さるゝ、爰に小笠原刑部大輔晴宗と聞えしは、本は義輝公方の侍なり、其子息大學兵衞とて、究竟のあら馬乘あり、たれ〳〵と申とも、小笠原大學兵衞ならでは、中々乘申べき仁、御座あるまじく候と別當雄城無難、申上ければ、〇中略無難馬を引出させ、金覆輪の黑鞍置せ、紅の大ぶさに、えんくの縄を八筋付、舍人八人、また鐵二筋付、兩方へ引わけ、十人してひけども、ためず、大鐘をならすがごとく、大の聲をしていばひ、白淡かみ、をどり嘶て馬場へ入る、宗麟公も御出なされ、諸侍其外町人以下までも見物に出るもの多ければ、いよ〳〵えづかならず、〇中略大學兵衞、〇中略六尺あまりの大の男、ゆらりと打乘て手綱を調へ、五方の口をひき、鞍の敷所、鐙の蹈所、例式のごとくにて、序より早道に移、浮橋、足長短の遠走蹈鎮足、其外手綱の秘術をつくし乘鎮畢ぬ、宗麟公、馬をも乘手をも御感あさからず、諸大名ぞつとかんじられぬ、〇中略誠に七町餘の馬場を、人の息四五そくつむれば輙く往來するほどの駿足なり、其後馬乘ほどの者はのぞみ來て、十人の內、一兩人は腰をかくれども、足を出すまでは乘得ずして止ぬ、殘る八人九人は、氣色におそれて乘迄の事はなし、大學兵衞尉は、自由の御者、名譽の次第也、雄城無難申けるは、常の馬を乘るは、我等なども、さまで替りたるやうには覺えねども、この鬼月毛は、上手ばかりにてはのられず、第一力乘りなり、大學兵衞殿、ちからは馬よりもまし、其上上手なればかやうにとぞ申き、

〔武將感狀記十〕松平武藏守利隆ノ家士、石黑甚右衞門ハ、於御妙ヲ極ム、少カリシ時、馬ノ道ニ名ヲ

得サセタビ候ヘト、深ク觀音ノ力ヲ憑テ祈願ヲ起シ、刀ノ把ニ帨ヲカケ、其兩端ヲ轡ノ如ク左右ノ手ニ執テ、丑ノ時參リヲ始ム、行程往返四里ナリ、カクスル事三年、烈風大雨トイヘドモ一夜モ不ㇾ怠、又佐貫又四郎ト志ヲ同ス、晝ハ卯ヨリ酉ニ至ルマデ、只御馬ノ事ノミ學習シテ精力ヲ盡ス、夜寢ル時ハ、仰臥テ足ヲ合、相踏テ鐙トシ、帶ノ端ヲ互ニ執テ轡トシテ、其術ヲ鍛錬ス、遂ニ其比天下ニ名ヲ顯シタリ、馬場ノ末ノ塹際二三尺前、横ニ地ヲ登リ、強馬ヲ諸鐙ニ鞭ヲソヘテ、塹際ノ地ヲ盡リタル所マデカケツメ、馬ノ前足ノ蹄ヲソロヘテ、ヒシト駐ルニ、不ㇾ駐ト云事ナシ、一年武州ノ供シテ、岐岨路ヲ上ルニ、信濃ノ諏訪ニテ、百年以來ノ強馬アリ、石黑所望シケレバ、口付六人ニテ、眼ヒカリ息アラキヲ躍ラセテ牽來ル、石黑騎ㇾ之テ口ヲ放サシム、口付、此馬ノ口ヲ放テ、地道ヲモ乘タル者ナシトテ不ㇾ敢ㇾ放、石黑モシカケ出テ不ㇾ留ハ、馬ノ價ヲ與ント云、サラバトテ放ㇾ之、馬ノ形氣穩ニナレバ、馬ヌシ奇テ見ル所ニ、町ノ横筋ニノリ入レテ不ㇾ出、サレバコソヒカルレトテ、馬主モ口付モ走リ行バ、野ニ輪ヲカケテ、サリ口ヲ引居タリ、馬ハ人ノ乘ニ定リタル理アリ、龍ニテモアレ、馬ト名ノ付タランヲ乘ヌト云事ヤアルトテ、町中ニ引ムケ騎ㇾ之ニ、タルキ馬ノ如クニ自由ヲナセリ、アル時三十錢ノ種ケ島ヲウツ場ニテ、石黑ガ友、馬ヲ乘ルニ、其響ニ驚キテカケ出シ、アラクラノラレズ、石黑卽騎ㇾ之テ近クノリヨセ、種ケ島ヲウタシムルニ、地道ノ足ナミモ替ザリキ、駑駘ノ鞭ウテドモハタラカヌヲ乘ルニ、執タル轡、踏タル鐙、少モ動サズシテ驍カヽリ、ムラヅキ十分ニ奔驚シ、強馬ヲヤハラゲテ乘ル者ノ如シ、

〔武陰叢話〕中山助六郎は、かくれなき馬の上手なり、蒲生下野守忠郷御家中より、佐野大夫方へ買取候、香玉といふ名馬あり、かうかひふしあるゆゑに香玉といふ、ふし有て猶よしといふこゝろなり、佐野大夫より秀忠公へ上らる、その名を古龍と改め給ふ、元より懸飛の足にて乘ものなし、高田馬場へ將軍家御成なされ、中山勘解由照守に彼古龍をのせさせ給ふ、中々はやきこと申に

涉水

及ばず、天下の人、中山が馬上の達者を譽めたり、その古體、後に血下つて馬工郎の手へ渡り、血を養生して井伊掃部頭直孝方へ遣はす、其ときは伊提天と申けるとなり、

〔家中竹馬記〕馬に乘て、川をおよがするに、常の樣に鞍に乘ては、馬およぐべからず、尻つわをこして、後へ乘移也、片手綱なるべし、口傳有之、

〔一騎前意得 中〕馬乘樣第二

馬上水ヲ渡ルハ、石荒ケレバ沓ヲ打ツ、アフリノ緒、前ノ二筋ヲトキ、ウケニナル樣ニ尻ノ上ニタクル、鐙腹ニテクヽル、(母衣付ノ穴カスカシ等ヲ括ル)胸ガイオモガイ等、タレタル物ハ皆クヽリアゲ、手綱ニモ水フクマヌ樣ニヨリヲカケ、鹽手ヅクシニトメ、乘アグベキ場ヲ見定メ乘込ベシ、大勢渡ルトキハ、河下渡リヨシ、水深クナルニ從ヒ馬頭ヲ上ル故、鞍立スカシ邪魔セヌ樣、片手ハ前輪ヲ持、片手ハ手綱ヲアシラフ、鱸足ツク内ハタチカヽル故、鞍ニタマリ難シ、小松原ヲ持テ水ヘオシコメバ、馬ソクキリオヨギ出ス、オヨギ出シテモ首計出シ、鞍坪ハ水ニヒタル、(中略)○秘曲集、水深キニ從ヒ次第ニ馬立アガル、前足ハナルヽニ應ジ浮上リ、鱸爪地ニツケツマダテ、シゲク躍リ上ルコトモ有、其トキ多分鞍ハナレ、或ハ引タオス者也、河下ノ手、頭ヲ押ヘ、河上ノ手、水ヲカキ、聲ヲ加ヘ渡スベシ、濁ル川ヲ渡シ、思ノ外ニ淵ヘノリコムコトアリ、其トキハ能浮ク馬モ、一旦ハシヅマザルコトナシ、其節水ヲ得タル人、鞍ヲハナレテ馬トナラバザル樣ニワカルベシ、馬ニソヘバ嘴先ヲモタスル者也、水不得手ノ人ハ、鞍ニコタヘルコト專要也、一旦ハ沈メドモ、其マヽ浮上ル者也、水得タル人タリトモ馬ニ不可離、ハナレテハ馬行方シレズニモナルベク、且甲冑シテハ上手モ溺ルベシ、馬ヲウケニシテオヨガバ、人ハ助ルベシ、

〔度水徵古〕凡兵士の水をわたり浪を凌ぐ、その術いにしへよりつたはらず、今の世御家者流、その術を工にして、或は水を渡すに鞍皆具をときて、馬とともにおよぎ、あるひは泥障をとき、鐙を

腹おびに結付などして、馬の腹につきておよぎ、或は馬の脊のたつほどはまたかりて、馬の脊もかくるゝに至りては、馬よりおりて共におよぐべし等の術、皆無稽の事とおもはる、今の水馬の術は、かくせば、いかなるはたばりひろき川なりとも、兵馬のこすにうたがひはあらじといへども、甲冑を著、大刀をはき、矢を負、弓を持ては、いかでかかゝる蹈水のわざのなるべきや、また甲冑をとき、大刀弓矢をすて、鞍具をとき置て、はだ脊馬、はだか武者にて、敵の屯する向ふ岸におよぎつきたりとも、何のはたらきもいできず、命を全して岸につきたりとも、待設けたる陸の敵にそこなはれん事必せり、さて古書にかきのせたる所の水をわたしたるすがたを考へ見るに、甲冑をぬぎすてし事とも見えず、鞍具もときしにもあらず、〇註略甲冑も弓矢も馬鞍の具も、よそほひしまゝにおよがせて、馬にのりたるまゝ、みなぎる浪を流れずなりにわたりたるさま也、かついにしへかならずしも今の水馬やうのならひありしことゝも見えず、さればふるき書どもにかきのせしごとく、甲冑弓矢馬鞍の兵をよそひして引潮の淺深をはかりて、馬に鞭うち、勢にまかせて水をわたしたる事とおもはるゝ、

〔四方の硯花〕治承の頃、足利又太郎が宇治川の先陣、元暦の頃、佐々木梶原が先陣、惟任光秀、敗北の時、明智左馬介が湖水を馬にてわたりしことなどは、繪そらごと多かるべし、就中又太郎は、水馬に心得たる武者と思はる、水馬を乗者のいふ、馬に鞍おきて河水をわたるに、戎服しては、水ふかきところにいたつては、馬尻よりしづむことあり、繪にうつしたる武者の馬にのりて河水を渡るは、水馬しらぬものゝかけるなり、河水をわたらんと思はゞ、素肌に身がるくして馬に乗べし、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戦附頼政最後事

下野國住人足利又太郎忠綱進出テ、〇中略此河〇宇治川ハ、浪早シトイヘ共底深カラズ、岩高シトイヘ共、渡瀬多シ、河ヲ渡シ岸ヲ落ス事ハ、鐙ノ蹈様、手綱ノアヤツリニアリ、馬ノ足ヲカジヘテ浪間ヲ

分ヨ、者共トテ、〇中略足利又太郎、眞先係テ下知シケリ、此川ハ流荒シテ底深シ、大事ノ川ゾ過スナ、肩ヲ並テ手ヲ取リ組、サガラン者ヲバ弓筈ニ取付セヨ、强馬ヲバ上手ニ立ヨ、弱馬ヲバ下手ニ並ヨ、馬ノ足ノトヅカン程ハ、手綱ヲスクウテ歩マセヨ、馬ノ足、ハヅマバ、手綱ヲクレテオヨガセヨ、前輪ニハ多クカヽレ、水越バ馬ノ草頭ニ乘サガレ、水ニハ多ク力ヲ入ヨ、馬ニハ輕ク身ヲカクベシ、手綱ニ身ヲアラセヨ、去バトテ引カヅクナ、敵ニ目ヲカケヨ、餘リニ仰ノキ、内甲射サスナ、餘リニウツブキテ、テヘン射サスナ、鎧ノ袖ヲ眞額ニアテヨ、水ノ上ニテ身繕スナ、我馬弱トテ、人ノ馬ニカヽリテ二人ナガラ推流ルナ、我等渡スト見ルナラバ、敵ハ矢衾ツクリテ射ズラン、敵ハ射トモ各返シ矢イントテ、河ノ中ニテ弓引テ推流サレテ笑ハルナ、弓ノ本ハズ、筈スガリニ打カケヨ、アマタガ心ヲ一ニナシ、曳聲出シテ渡スベシ、金ニ渡テ過スナ、水ニ從テ流渡ニ渡スベシトテ、橋ヨリ上ヘ三段計リ打アゲテ、三百餘騎サト打入、曳々トヲメキ叫テ渡タリ、〇又見二平家物語一

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡二宇治川一事

佐々木梶原、一陣二陣ニ渡ヲ見テ、秩父足利三浦鎌倉、黨モ高家モ、我モ〳〵ト打浸々々渡シケリ、庄五郎廣賢、精谷藤太、榛谷、此等ハ馬ヨリ下リ弓杖衝、橋桁ヲ渡ラントシケリ、武藏國住人男衾畠山庄司重能ガ子息重忠ハ、青地錦直垂ニ赤威ノ鎧著テ、鬼栗毛ト云馬ニ、巴摺タル貝鞍置、糸總鞦懸テ、乘タリケルガ、手勢五百餘騎、サト河ニゾ打入タル、此河餘所ニ聞シニハ不レ負思シニ、水面杳ニシテ、上ハ白浪流レ早ク、底ハ深ウシテ水漲下レリ、瀬臥ノ石モ高シテ、馬ノ足立ベキ樣ナシ、軍兵等、皆危ク思ケルニ、畠山ハ渡セ殿原々々、佐々木梶原モ鬼神ニアラズ、渡セバコソ一陣二陣ニ渡ラメ、馬ノ足ノ立ン程ハ手綱スクヘ、馬ノ足、ハヅマバ、手綱ヲクレテ游セヨ、水シトマバ、サウヅニ乘サガリ、鞍坪ヲ去テ水ヲトホセ、强キ馬ヲバ上手ニ立テ、厲シク流レヲ防セヨ、弱キ馬ヲバ下手ニ立テ、ヌルミニ付テ渡スベシ、河中ニシテ弓引ザレ、射向ノ袖ヲ眞額ニ當テ、鎧〇鎧一本作レ胄、常作レ錣、ヲ

常ニユノリ合セヨ、弓ニ弓ヲ取違ヘテ、前ナル馬ノ尻輪、サウヅニ後ノ馬ノ頭ヲ持セテ、息ヲ繼セヨ、息ハヅメバ馬ノ弱ルニ、透ヲアラセテ押並々々テ、馬ニモ人ニモ力ラヲ副ヘヨ、金ニ渡テ誤チスナ、水ノ尾ニ付テ渡ヤ〳〵ト下知シタリ、是ニ續キテ、黨モ高家モ力ヲ得テ、打浸シ〳〵渡シケリ、

〔吾妻鏡三〕元暦元年十二月七日壬戌、平氏左馬頭行盛朝臣引率五百餘騎軍兵、構城郭於備前兒嶋之間、佐々木三郎盛綱、爲武衞〇源頼朝御使、爲責落之雖行向、更難凌波濤之間、濱潟案轡之處、行盛朝臣頻招之、仍盛綱勵武意、不能尋乘船、乍乘馬渡藤戸海路、三町餘所相具之郎從六騎也、所謂志賀九郎、熊谷四郎、高山三郎、與野太郎、橘三、橘五等也、遂令著向岸、追落行盛云云、　廿六日辛巳、佐々木三郎盛綱、自馬渡備前國兒嶋、追伐左馬頭平行盛朝臣事、今日以御書蒙御感之仰、其詞曰、

自昔雖有渡河水之類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振舞、希代勝事也云云、

〔慶元古文書十〕讃州丸龜城主京極能登守藏

今月七日、平家左馬頭行盛、五百餘騎軍兵を相随て、備前兒嶋の城に楯籠處に、盛綱、藤戸の海を渡して、行盛已下の者共を追伐之事、誠に昔こそ水を渡す事はあれど、いまだ馬にて海を渡すの例を聞ず、盛綱振舞、希代の勝事とは覺え候、くはしき事、猶跡より可申候也、

元暦元年十二月廿六日　　頼朝判

佐々木三郎殿

〔承久軍物語四〕むさしのかみやす時、ゑばたきち六をめして、〇中略きのふけふの大雨に、みかさまさりてみゆれば、こゝの外なんぎのわたりなるべし、いづくにかあさせやある、なんぢせぶみ仕れかしとのたまへば、うけ給はると申て、御まへを立けるが、〇中略やがてとつて返し、大將の御まへに參り、せぶみこそ仕りて候へと申ければ、折ふし御まへに佐々木四郎ざゑもんのぶつな、ゑこうしたりけるが、ゑばたがことばをきゝもあへず、ゐたる所をつい立て、馬にひたとうちのり、

くだんの川せにはせて行、〇中略佐々木はさきに立て、しば田殿、せはこゝ候かといへば、いまだはるかのさきにて候ぞといひもあへず、さきにせぶみしたる所へ馬のはなを引むけ、がばとおとし入ければ、このほどの大雨にて、川おもてに、しらなみひるがへるにおどろきて、はな風ふきてとつてかへす、このひまに佐々木の四郎ざゑもん、がばとうち入たり、佐々木が馬は、くろくりげなる馬の八寸ばかりもあるらんとおぼしくて、したをしろかりけるが、名をばおつぼねと申て、右京大夫、ひざうしてかひ給ふ名馬也、こんどのいくさに、かうみやうせよとて給はつたる也、しばたがむまは、かげなるむまのふとくたくましきが、立波と申て、これもきこゆる名馬なれども、いまだのり入ざるによて、物におびゆるなり、然るに佐々木がむまのおつるを見て、しばたがむまも同うち入つゞいたり、河中までは佐々木が馬のあぶみに、はなをすらせけるが、しだいにさがりて、二たんばかりぞおくれける、佐々木は、いまだむかふのきしへもつかずして、馬のうへにつゝ立あがり、あふみのくにの住人佐々木の四郎ざゑもんの尉のぶつな、けふのうぢ川のせんぢんぞやと、たからかに名のりければ、〇中略佐々木の四郎は、むかひの中島にうち上りたれば、しそくさゑもん太郎、生年十五になりけるが、しろきかたびらをきて、たちをくびにかけ、父がむまのしりがいにとり付てあがりければ、のぶつな、きつとみかへりて、むかひの川ばたまではみえつれども、これまでわたるべきとは思はざりつるに、さすが吾子也、〇中略いしうもこれまで參りたり、いまは是よりとく〳〵およぎかへりて、むさしのかみどのへ、せぶみをごそ仕て候へと申せといひふくむ、

〔老人雜話乾〕信長、公方を攻る時、公方、宇治の牧の島の城にあり、時に五月雨しきりに川水岸に餘る程也、信長馬を水ぎはに立て、昔の梶原佐々木も鬼神にはあらじと云ふ、時に上流に、馬武者一騎、川へ打入るゝ者あり、信長云、必梶川彌三郎ならん、他人にあらじと云、果して然り、佐久馬が軍

これを見て梶川うたすなとて、勢を盡して打入れ大に勝つ、彌三郎四五日前に、黒の馬を信長より拜領す、その時より此事あらば、先登すべしと心に決す、

〔川角太閤記〕一明る十四日、〇天正十年六月彌平次、〇明智秀俊安土の城より坂本の城へかけ入るべきために打登所を、〇中略堀久太郎殿〇秀政まちかまへ堀監物下知して取籠候所に、鑓大刀討、中々互に火花をちらすと聞え申候、されども大勢に小勢、彌平次、殘りすくなに被討果、不叶とやおもひけん、彌平次、東より入口の町はづれへ馬の頭を引向、海へさつと馬を乘こみ、うきぬ沈におよがせける、久太郎殿方には、いまや沈く\/と面白げに見物してありける所に、彌平次、馬の鞍つぼをはなれ、さんずへ乘さがり、鞍の後輪に手綱を取付、志賀唐崎の一つ松をめてへなし、弓手へ近く馬の頭を引むけ、はや陸も近く見えしかば、久太郎殿、下知にははや\/見物所にてはなきぞや、海道筋へまわし、急乘著よ、あますなもらすなと下知して追掛させ給ふ所に、彌平次、なんなくはまへ乘上、前へとんでおり、かい道を見渡せば、馬上の者四五十騎にて、我先にと駒をはやむるを見及ければ、敵の間入町計りと見及候事、

一彌平次、心に思ふやう、此馬逸物なりといへども、安土山より乘出したる馬なれば、はやつかれなん、かんよき馬は、乘殺まで草臥たる氣しき見えぬ物なれば、是よりまた急に乘ならば、一度屏風返しにひつたとや、たをるべきなれば、敵三丁程近付て、くらつぼへなほるべきと定、息合を取出しゆる\/とかひ、馬の息をつがせ、敵三丁ほどにも見えしかば、又打乘、ふけさはをきらはす一文字に坂本の城へのり入、城に有ける中間など二三人よびよせ、此馬さだめて敵へ可渡なり、この馬の恩情、後世までも忘れまじき也、物を不可飼、頭高に暫たて丶、鞍鐙をばはづすべしとて、其まゝ內證へかけ入、かためたる鎧をとこの上にぬぎ置候事、此後身を自由に可働ためと相聞え申候事、

一此馬は信濃たち也、黒鹿毛にてたけ貳寸七八分あり、井上鹿毛と云也、後にはいたや鹿毛と申也

〔大友記〕豐州勢高城ヲ責事附耳川合戰之事

鎭實ハ家頼ノ郎等ヲメシアツメ、鑑直某兩人ヲ左右ノ先手ト仰出サレ候ヘバ、諸軍ニオクレ、シカルベカラズ、大川ヲ渡スニハ心得アル事ナリ、乘入場ヨリ、ムカフノアガリ場ノヨシアシヲヨク見キハメテ乘入ベシ、ノリ入處ヨクテモ、上リ場アシケレバ跡勢ニコサレ、敵ニモヤスヽヽトウタルヽモノナリ、川ヲ渡サント思フ時、足ナミヲハヤメ、勢ヲ出サセ、其勢ヲ以テノリイルベシ、陣ドリノ時、川バタヨリ三町、アルヒハ五町モヒキノケテ侍ヲ立ルハ此コヽロナリ、〇中略 總テ泥障ヲトキテ、鐙ヲバ、ヨリ繩ニテ、力皮ニ結付タルガヨキゾ、鞦ヲ馬センノ上ニ引出シ、前輪ニヒキアゲ、シカトシメ、左ノ手ニテトリ、右ノ手ニテハ鑓ニテモ長刀ニテモ、我ガ持道具ヲ手綱ニトリソヘテ持ベシ手綱ヲシムレバ、馬アヲノケニカヘシテ、身迦ヲスルモノゾ、馬ハ足ノトヾカザル處ニテハ、竿立ニタツテ、アトバカリニテ渡ル、アト足モトヾカザレバ、ヅルヽヽト沈ミ、扨ウヲアガリニ、ツラバカリヲイダシオヨグナリ、乘モノ心ナケレバ、馬頭ヲアグル時、ツラヲウツモノナリ、ワタ馬センハ、水ニオボレテアシヽ、イダ馬センガヨキゾ、サムキ時分、綿馬センニ水シメバ、乘人コヾユルナリ、

〔朝倉始末記〕二加賀能登越中ノ凶賊亂入越前事

大將敎景、〇朝倉 施推取、大音聲ニテ下知スル樣、騎馬ノ武者ハ、河上ヲ渡テ、漲ル水ヲ防セヨ、左右ノ鐙ヲ踏スカシテ、馬ニハ強ク、水ニハ弱ク當ルベシ、歩武者ヲ下手ニ成シテ、手ニ手ヲ取リ組、前後左右ヲ示シ合セテ渡ベシ、流ル者ヲバ弓弛ヲ出テ取付セ、綿嚙取テ引立ヨ、水ノ逆卷所ヲバ、大石アリト心得テ、馬ヲ引除渡スベシ、向ノ岸近ハ、一面ニ轡ヲ雙ベツヽ、魚鱗ニ作テ向ベシト、飽マデ

下知ヲ觸流シ、大將馬ヲ打入ケレバ、數千人ノ兵共、我劣ジト打浸々々渡ス程ニ、サシモニ早キ大河ナレドモ、一文字ニ颯ト馳上ゲ、喚キ叫ンデ攻寄ケレバ、〇下略

〔奥羽永慶軍記三十一〕津輕戸澤六郷馳上關ケ原事

戸澤六郷、大井川ノ岸ニ臨ンデ、川ノ面ヲ見渡スニ、此二三日降クラス、餘所ノ時雨ニ水増ヲ、逆浪高ク漲リ流レテ、渡サルベウモ見エザリケリ、六郷政乘戸澤ニ向テ、夜中ニ案内知ラヌ川ヲ渡リテモヨシナシ、〇中略明日川ヲ渡シ、金谷ノ御本陣ニ至リ御目見候ラハンヤト云、戸澤聞テ、御邊申サルヽ段一理アリ、〇中略此川兼テ聞及ヌル大河ナレドモ、奥ノ阿武隈川ヤ、鹿ノ渡リニヨモ増ラジ、川ノ廣サ十町ノ餘ハアルベカラズ、御邊ト我々ガ馬ニテ、何(イカデ)カ渡リ得ザランヤトイヘバ、六郷尤ト同ジ、歩者ヲバ明日來レヨト島田ニ殘シトヾメテ、馬強キ者ヲ勝(スグ)ッテ泥障ヲ蹴放シ、盛安政乘、腰指ニ挑燈ヲ高ク付テ、眞先ニサット乘入レバ、是ヲ見テ續ク兵、戸澤勘兵衞ヲ先トシ、鈴木、佐々木、傳管、毛利、神尾、町、太田、小田、島田、口長、山遠、藤野、鷲野ヲ先トシ、金谷ノ篝ヲ目ニカケ、浮ミ沈ミヌ渡タリ、金谷ノ御本陣ニテ、内府公〇徳川家康遙ニ御覽ジ、如何サマ彼等ハ、クセ者ナルベシト仰ケレバ、目付ノ役人ヲ始メ、貴賤ノ大勢是ヲ見物ス、モシ渡シ兼テ歸ルカ、流レ死ナバ、諸人ノ笑種ナルベシ、左右ナク渡シタランニハ、是モ時ニ取テノ高名ナルベシト、取々ノ評判ナリ、折フシ宵ノ月クモリテ、川ノ面眞黑ニシテ、瀨枕打テキタリ、流ルヽ音瀧ノ如クナルニ、馬ノ足ノ立所ハ歩マセ、深キ所ヲバ泳ガセ、馬ニ時々聲ヲカケ、曾テ案内知ラヌ大河ヲ眞一文字ニ押渡リ、浪ヲ蹴立テ一度ニ陸ヘ乘上シハ、天晴池月磨墨モ、是ニハイカデカマサルベキ、

〔甲子夜話續編八十〕丸子の驛にしばし休ひ、安倍川にいたれば、〇中略馬牽て來りしが、流のほとりにいたり、水にのぞみて、やがて馬ひきよせ、鞍に飛のり、安居して馬を水に入るゝに、馬前ざ(スヽマ)りしかば牽綱をふること輪の如くして、馬後をうちて鞭にかへ、馬を進めて水に追入、淺からぬ川を

やすらかに渡れり、いまの武士は、馬に乘るとも、かゝるわざはなさで、たゞ口ぐはしけれど、其わざは及ざるか、古の武士を見むと思はゞ、此馬子を學ぶべし、

〔幕朝年中行事歌合〕廿一番　右　水馬水泳御覽〇中略

水馬水泳御覽は、〇中略旗本のうち、そのことに練したるもの馬に乘て渡す、中に物の具して渡せるもあり、御所には兩國橋のあたりに御船うかべて御覽せらる、大方是も六月の中のことなりとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕諸番の士、馬にて川をわたす事をまなぶべしと仰下され、御厩の馬をもかし給ふ、小姓小納戸馬役のもの、おほくその事を學びたり、享保廿年七月十一日、中川にてその術を御覽ありしが、かしこは諸國商船の往來しげき處なれば、夫を妨げむ事を思召れ、のちは淺草川にて習練せしめらる、

〔政化間記〕寬政十二年六月廿一日

享保廿年七月十三日、大川筋に於て、初而御小姓組御書院の番士、及び御馬方の馬、川渡を上覽、御小姓組ゟ三人、御書院番ゟ三人、御馬方壹人、御下乘一人、都合八人也、後日召て各金二枚を賜り、御下乘には銀を被下、(中略)寬保三年七月十五日、馬川渡上覽有之、人數不知、惇廟御代上覽無之、浚廟御代寶曆十年七月十五日馬川渡上覽、御小姓組ゟ壹人、御書院番ゟ六人、大御番ゟ五人、御馬預三人、御下乘役之者三人、都合十八人勤之、九年目明和五年七月十八日、七年目安永三年七月廿三日、五年目同八年八月三日、六年目天明四年七月廿七日、四年目當御代同七年八月七日、雨天ニ付上覽無之、思召を以て九月に至り、中絶の物□物有て、二年目同八年八月十一日上覽有之、是ゟ五年目に今に於て有之人數は不同にて、當御代に至ては、二十六七人也、

〔泰平年表有德院〕享保廿年七月十三日、大川筋において、初て御小性組、御書院の番士、及び御馬方の馬、川渡を上覽、御小性組より三人、御書院番より三人、御馬方一人、御下乘一人、都合八人なり、後日召て、各金二枚を給り、御下乘は銀を被下、

〔塵塚談上〕朝士水馬御用稽古の事、寶曆五六年の比は、御書院番野澤半平、大御番和田千太郎など

を始として、漸く十人計も出し樣に覺えたり、場所は兩國の橋下、元柳橋一ヶ所に限れり、初心の人は、深川越中島橋際にて渡せしなり、扨馬渡乘樣は、往返共乘込乘揚にして、始終馬に跨り、騁馬のごとく乘渡しけり、鞍置馬幷腰刀を帶し渡すは上手の所作とせり、近頃の樣に、乘出し乘揚に馬に付添やうなる、見分のあしき乘渡しはさらになし、今は淺草川の泳越も出來ずして、御船と馬をたよりにし乘渡す人もあるよし、さて〳〵あぶなき事の限りといふべし、たゞ料企の所爲と見えたり、且寶暦の比は、甲冑を著し馬渡、幷幼年の者の馬渡しは、決而なかりしに、近頃は甲冑渡し、九歳十歳の馬渡數人これ有、水馬功者になり、指南に練磨せしゆゑ也、甲冑渡しは、土井主税、工夫にて初めし事なり、稽古場所は、近來三ヶ所に定り、兩御番衆、駒形町、新御番大御番、元柳橋、小普請衆は大川橋にて馬渡し有し也、當時三ヶ所の人數、部屋住共に五六十人も是あるよし、寶暦の比と違ひ、多人數になれり、かゝる安穩の御代にして、武を忘れざるの古訓にかなへる御事こそめでたけれ、

〔後松日記十五〕文月〇天明四年廿あまり七日、大君〇德川家治隅田川のわたり逍遙し給ひて、水馬のわざみそなはせ給ふ、ことしは鎧著てわたせるもあり、又まだいとわかきが、かひ〳〵しうわたせしもありとぞ、

〔甲子夜話續編一〕水野主殿頭コノ人ハ武術達者ノ聞エアリテ、槍ト柔術ハ、就中上手ナリシト、ト云シガ、晩年大目付ヲ勤ケル、ソノ二男小出龜之助他家ヲ續ト阿部鴻臚ノ宅、柔術ノ集會ニ、予モ往合セ心易クナリテ、其後私宅ヘモ訪ヒタリ、コノトキ武技ノ咄合セシ中ニ、某モ水馬ハ度々乘リシガ、甲冑ニテ渡ルコト、サシテ難キコトニモ非ズ、夫ユヱ古人ハ甲冑ニテ渉ルコト常ナリ、公邊ノ上覽ニハ、一度甲冑ニテ渡レバ、夫ヨリイツモイツモ甲冑トナレバ、具足ハ水ニ入レバ損ジ易キヲ厭ヒ、且ハ治世、サヤウニ用意スル程ノ者モ少ケレバ、自然ト修行スル者稀ニナリ行ケリト、コノ外龜之助、水馬ノコト數々咄

冒險

タリシガ、今ソノ内ノ一事ヲ記ルス、

〔續泰平年表〕天保十三年七月廿五日、大川筋へ御成、騎馬川渡上覽、奥之衆御番衆、都合五十人、交名略、之、同廿七日、各金二枚を賜、

〔家中竹馬記〕山を越とき、馬をすぐにあぐれば、いきあひ切る事有と云々、つゞら折にあぐべし、鞍がまへなど口傳有、〇中略

山の岨乘時は、上の方の鐙をつよく蹈付て、下の方を引上、山の方をば鞍の根の邊へさげて、我身をも山の方へ乘かたぶく心にして、馬の頭に目をはなたず聲をかけて乘べし、

〔一騎前意得中〕馬乘様第二

或書ニ、ガケ馬ハ、馬任セニヤル、前足ヲ大事ニノル、後足ハ、フミ落シテモ立テ直ス、前足ハ、タテナホスコトナラズ、口ニ當ルコト大ニイム、口ニ當レバ足本ヲ見ザル者也、急ナル坂ハ、鹽手ヲモチ眞直ニ上ル、ユルキ坂ハ、チドリガケニノル、上リ坂ハ、前ヘカヽリ、前輪ヲハサミ手ピクニノル、馬イソギ、或ハカケ出サバ横馬ニスベシ、下リ坂ハ、カヽヘ後輪ニノル、上リ下リ共、ツヾラ折ニノルベシ、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年二月七日丙寅、寅刻源九郎〇義經先引分殊勇士七十餘騎、著于一谷後山、〇號鵯越〇中略城廓石巖高聳、而駒蹄難通、澗谷深幽、而人跡已絶、九郎主相具三浦十郎義連已下勇士、自鵯越〇此山猪鹿兎狐之外、不通險阻也、被攻戰間、失商量敗走、

〔源平盛衰記三十七〕義經落鵯越幷畠山荷馬附馬因縁事

時既ニ能成タリ、追手ニ力ヲ合セントテ見下セバ、實ニ上七八段ハ、小石交ノ白砂也、馬ノ足トマルベキ様ナシ、歩ニテモ馬ニテモ落スベキ所ニ非ズ、サレバトテサテ有ベキ事ナラネバ、只今マデ乘タリケル大鹿毛ニハ佐藤三郎兵衛ヲ乘セ、我身〇源義經ハ大夫ト云馬ニ乘替テ、谷ヘ打向給、鹿

ノ通路ハ馬ノ馬場ゾ、各落セ〳〵ト勸給フ、兵共我モ〳〵ト馬ヲバ谷ヘ引向テ、心ハ先陣トハヤレ共、流石イブセキ磯ナレバ、手綱ヲ引ヘテ狼狽バ、馬モ恐テ退ケリ、〇中略白旗五十流計、梢ニ打立テ宣ヒケルハ、守テ時ヲ移ベキニ非ズ、磯ヲ落スニハ手綱アマタアリ、馬ニ乘ニハ一ニ心、二ニ手綱、三ニ鞭、四ニ鐙ト云テ四ノ義アレ共、所詮心ヲ持テ乘物ゾ、若殿原ハ、見モ習、乘モ習ヘ、義經ガ馬ノ立様ヲ本ニセヨトテ、眞逆ニ引向、ツヽケツヽケト下知シツヽ、馬ノ尻足引敷セテ、流落ニ下タリ、三千餘騎ノ兵共、大將軍ニツヾケトテ、白旌三十流、城ノ内ヘ指覆、轡並テ手綱カイグリ、同様ニ尻足シカセテ、サト落テ壇ノ上ニゾ落留ル、夫ヨリ底ヲ差ノゾヒテ見レバ、石巖峙テ苔ムセリ、刀ノハニ草覆ヘル様ナレバ、イトイブセヤ上、十、二十丈モヤ有ラント見エ渡ル下ヘ、落スベキ様モナシ、上ヘ上ルベキ便モナシ、互ニ堅唾ヲ呑デ思煩ヘル處ニ、三浦黨ニ佐原十郎義連進出テ、〇中略義連先陣仕ラントテ、手綱搔グリ鐙踏張、只一騎眞先蒐テ落ス、御曹司、是ヲ見給テ、義連討スナ、ツヅケ者共〳〵ト下知シテ、我身モツヾキテ落サレケリ、畠山ハ、〇中略壇ノ上ニテ馬ヨリ下、差ノゾヒテ申ケルハ、爰ハ大事ノ惡所馬轉シテ惡カルベシ、親ニカヽル時、子ニ懸折ト云事アリ、今日ハ馬ヲ勞ラントテ、手綱腹帶ヨリ合テ、七寸ニ餘テ大ニ太キ馬ヲ十文字ニ引カラゲテ、鎧ノ上ニ搔負テ、椎ノ木ノスダチ一本ネヂ切、杖ニツキ、岩ノ迫ヲシヅ〳〵トコソ下ケレ、

〔難太平記〕式部大輔入道殿事、號三郎相國、〇北條中先代時行合戰の時、海道の大將として自京都下向、〇中略相模國湯本にて、海道のてき、要害を構て支ける間、北の山に打上りて、式部入道殿の手勢計にて落されて、敵の大勢の中に馳入られしかば追破られき、今此難所をみるに、更に人馬の通ふべき道ならず、一谷よりさかしき岩崎を五町計り落されき、二條殿より給られける、松風と云名馬の荒馬に乘給ひけり、馬の尻足のはひすねの皮、みな破れけるとかや、

〔相州兵亂記〕二早雲蜂起之事、

乘馬始

伊勢平氏葛原親王ノ的々ノ令孫、伊勢新九郎入道宗瑞ト云人有リ、伊勢ノ國ノ住人タリシガ、壯年ノ比ヨリ京ヘ上リ、公方ヘ奉公アリシトカヤ、少年ノ初ヨリ、生涯山野江海ニ獵漁ヲ好ミ、馬ニ乘テ惡所ヲ越、岩石ヲ落ス事、神變ヲ得タルガ如シ、唯造父ガ御ヲ取テ、千里不疲シモ、是ニハ不過ト覺エケル、

〔奥羽永慶軍記八〕會津喜多方合戰ノ事

原田左馬介ハ、忍テ柴野ガ館ニ參ルベシ、我ハ綱木口ヨリ押カケ、相圖ヲ違ハズ働ベシト宣ヘバ、略〇中天正十三年五月朔日ニ米澤ヲ打立、猿倉越トイフ聞エシ難所ヲ經テ、半途ニシテ日ヲクラシケリ、此道常ハ歩立ノ者稀ニ通フトイヘドモ、終ニ馬ハ通リタル事モナキ惡所ナリシヲ、原田、眞先ニカケテ乘ケル程ニ、難ナク千餘人ノ者共、其夜ノ内ニ柴野ガ館ニゾ著ニケル、

〔奥羽永慶軍記二十二〕鮎内坂合戰事

波打ノ本道ヨリ西ノ方、外越ノ觀音堂ノ前ナル山中ヲ、不來方(コシカタ)ガ案内者トシテ、北ヲサシテ押通ル、是容易ノ道ニアラザレバコソ、九戸モ敵ノ寄來ルベキ思ヒモナク油斷セシ處ナレバ、左右ナク人馬ノ通ルベキ道ニモアラザリケリ、氏郷〇蒲生ノ家人、西國武士ノ語リケルハ、昔年義經ノ攻落シ給フ鵯越逆落シノ難所ヲ見物セシニ、今爰ニクラブレバ、物ノ數ナラズトイヒケル、サレ共大軍ニ切所ナシトハ、今コソ思ヒシラレタレ、或ハ木ノ根ニ取付、巖ヲ傳ヒ、馬ヲ乘上ゲ乘下シ、嶮巖絶壁トモイハズ、我劣ラジト押行ハ、遲々スル所モナカリケリ、中ニモ不來方修理、眞先ニ進ミケルガ、元來奇石怪巖ニナレタル奥羽ノ人馬ニテ、石岩嶮岨ヲ自由スル事、目ヲ驚カスバカリナリ、

〔大坪本流馬道秘書禮術〕正月乘初ノ時ハ、葦毛馬ニ白色ノ裝束シテ引出シ、明ノ方ヘ向、其後場中ヲ三返引廻シ、亦明ノ方ヘ向テ置也、略〇中乘初ニ儲馬ハ、青毛、栗毛、雲雀毛、右ノ馬ヲ乘ベシ、ユメユ

メ陰馬ヲ前ニ乘コト在ベカラズ、乘人ハ衣服ヲ改メ、素袍袴ヲ著シ、指懸ヲサシ、沓ヲハイテ、策ヲ腰ニ納メ、扮馬ヲ明ノ方ヘ頭ヲ牽向騎也、騎(ノル)トイナヤ、六合祓淸之策ヲ打テ加持スベシ、地道三返、馳七返、乘納ノ地道二返也、合テ十二返乘ベシ、但シ閏月ノ時ハ、十三返乘也、陽月ノ閏ナヲバ馳八返、陰月ノ閏ナラバ乘納ノ地道三返也、納ムル時モ明ノ方ヘ馬ヲ向テ蹈ベシ、○中略乘初ニハ退口ヲ引コトナカレ、口ヲ制テ乘コトハ、猶以テ嫌フコト也、勿論繩差テ乘コト大キニ忌也、能々心得ベシ、同乘初ノ秘文、六合祓淸之策ヲ打テ、歲德神、當年中本明顯心、熱田大明神、八幡大神宮、鹿島大明神、怨敵消滅、惡魔降伏、子孫繁昌、武運長久、諸之惡事災難、人馬之惡事災難ハ、雪ノ如ク、水ノ上ノ淡ノ如ク、打拂給淸給、聞召給、知召給ト唱テ、策ヲ腰ニ納ムルナリ、大秘文也能々傳授スベシ、○中略少人ノ騎(ノリ)初ハ、七歲九歲十一歲ヨリ騎初ベキ者也、大方ハ甲著初ノ時、馬初メモ在ベシ、其時ハ甲ヲ著ナガラ乘コト吉、又馬初バカリノ時ハ、素袍長袴ヲ著シ、策ヲ帶シテ玉女ニ向、同馬モ其方ヘ牽向騎ベシ、○中略昔頼朝ノ若公萬壽公、七歲ニシテ、御甲ヲ著シ初ラレ、御馬モ騎初ラレシナリ、○中略又今代公方樣若公、御馬騎初ハ、松之庭ニテ初メラレシ、先乘ハ村上加賀守永幸也、

〔長祿二年以來申次記〕正月二日、年始御乘馬始在之、毎年今日式日也、御西向松御庭御掛り也にてめさる、御鞭御沓之役、一色治部少輔政熙、御馬をば御厩二郎四郎引て參るを御緣より被召也、御鐙政熙押へ申て、御鞍なほらせ、御手綱被取定候而後、次郎四郎、平中門之外へ罷出候而在之、政熙一人は、平中門之內、南よりに伺公候、召終られ候而、又次郎四郎參て、御馬の口をとる也、此趣も應仁亂前までの儀云々、其以後常德院殿○足利義熙御時以來は、伊勢守、小笠原など伺公、其頃はじめつかたは、御鞭は小笠原、御沓役雖爲政熙、のち〳〵は伊勢守、小笠原など計役之、

〔東山殿年中規式〕正月二日、于常御所良有御休息テ、渡御于西向松御庭、カヽリアリ、御乘馬始、御鞭御沓、一色治部少輔政熙役之、御厩別當次郎四郎、牽御馬、從塀重門參入、被取於緣上、御鐙政熙勤之、彼執

御手綱ヲ後、政煕候于塀重門内南方、次郎四郎ハ同外ニ蹲踞、召畢而次郎四郎執御馬口則入御、然後呉服一領賜次郎四郎云々、

應仁亂以後ハ、伊勢守、小笠原等伺公候ヌ、其時ハ御鞭小笠原、御沓政煕役之、後ニハ伊勢守、小笠原計参上、或曰、近年者御厩者牽來時、於塀重門内伊勢上野介請取之、御鐙伊勢因幡守勤之、御鞭沓指掛者、伊勢守役之云々、

〔幕朝年中行事歌合〕五番　左　馬召初

治れる人のこゝろの駒なれば君が手綱にまかせてぞゆく〇中略

馬召初は、む月のはじめ、吹上、もしくはおくの馬場にならせ給ひ、この事うけたまはれる小納戸の上首、馬ひかせて恵方にむかひぬれば、やがてめさせ給ふ、事はてゝ御厩のつかさにろくを給へり、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十二月廿一日甲戌、將軍家若君御前、〇藤原頼經子頼嗣御乘馬始也、及晩於小侍小庭有此儀、前武州〇北條泰時被奉扶持之、遠江守、前右馬權頭以下數輩、群居庭上、近江四郎左衛門尉氏信引立御馬、若狹前司泰村奉抱之、小山五郎左衛門尉長村抑御鐙云云、

〔蔭凉軒日錄〕永享十二年三月廿九日、昨日若公樣御馬乘始有御禮、故今晨御相伴衆、鹿苑寶山、相國用剛、崇壽竺雲、等持寺瑞溪諸和尚、爲御禮被參之、

〔義尚公御乘馬始記〕常德院殿〇足利義煕樣御馬召初らるゝ事

文明五卯月十日午刻

花の御所にて召初らるゝ記

松の庭にてめす也、若公樣〇義煕御ちやうけんを召て、南の竹すのこのとほりの御わき戸より御出有て、西の御えんのうへに御立あり、其時へい中門より管領〇細川勝元右馬頭殿〇細川政國其外役者

參、伊勢守〔○貞宗伊勢〕へい中門をあけられ、管領御參ありて後、若公樣御出、伊勢守、御懸の南より參、若公樣を、たつみのすみの松のもと、すこし南東へより、いだきおろし被申候而、御庭にて御鞭を小笠原民部少輔〔○長朝〕持て參、御左のかたより御腰にさし申也、御鞭はくま柳の御鞭なり、とつか有、其後伊勢八郎左衞門御沓をまゐらせて、如常めさするなり、若公樣、西むきに御立有也、伊勢守、御かいしやく也、御沓は赤松進上、播磨皮、ども見せ也、御沓の內は、こうばいのきぬ也、御馬は管領より進上のかはらげ、但辻あるによつて聽明殿〔○細川政元〕進上の黑にめすなり、御鞍は、かながい、御鐙共に伊勢左京亮〔○貞誠〕作也、へい中門の外迄、次郎四郎ひきてまゐるを、左京亮請取、東がしらにひつたて候を、若公樣を、伊勢守いだき申、御馬にめさせ、御そばに伊勢守、小笠原民部少輔、南の御わきに參也、御馬の兩口に、右の方には伊勢八郎左衞門〔○貞遠〕左に左京亮付申て、御馬を北之松貳本のあひへ、うち御出しありて、それより西南へ三べん御まはしあり、三べんめをちとひろ〲とめして、もとのごとく懸の內へ御馬をめし入るなり、南の方へうちまはされ、懸の四本をこめられ、三べんうち御まはし候て、又懸の中程よりちと東に御馬を立られ、はじめのごとく南の方へ伊勢守いだきおろし申候而頓而下にて、御鞭をも御沓をも初の役人給られ候て、以前のごとく御わき戶より還御なるなり、御馬めさるゝ間は、御所樣御中門より御出ありて御座あるなり、管領、へい中門より南西のへいのきはに被畏なり、右馬頭殿計、御供衆の中には伺候也、是も西の方、へい中門のきはに被畏なり、御劒は大館十郎殿、御うち刀もたるゝなり、未申のすみの松よりすこし東に被畏なり、御かた衆は、北の屋かきのきはに、おの〱畏、皆々ゑぼし上下なり、此外は御庭には誰も伺候なきなり、〔○中略〕

此後東の御七間にて御對面有之、先御所樣、御對面也、管領御馬大刀進上、そのまゝ御前に伺候、其外國の衆進物、同公家御供衆、外樣奉公方奉行、山法師少々、醫師陰陽家の者、御大刀進上、外樣奉公

方奉行衆、すわう小袴の衆もまじるなり、但御かた衆、又者奉行も、御前衆は悉ゑぼし土下なり、御かた衆は奉行同前に、皆々御大刀進上候て、後管領被出候也、悉御大刀進上おわつて後、又若公様御出ありて御對面、同管領重而御大刀を持參被申、はじめのごとく御七間の內、中のせうじの西のわき北のすみに伺公なり、申次御供衆少々、若公様御對面之間、御所に伺候也、御座敷せばきによつて、西の御えんにも伺候の方もあり、後代のために註置者なり、

〔殿中申次記〕正月十〇永正六年五日

一御乘馬始〇足利義稙在之、如例年、但今日ハ御延引、

一御服、就御乘馬始之儀被下、御厩孫次郎、

〔蜷川親俊日記〕天文八年正月二日、御乘馬始、如例年、貴殿〇伊勢氏御沓尻懸御進上之、

〔蜷川親俊日記〕天文十一年正月二日、貴殿御出仕之、公方様御乘馬始之御沓秘進上之、

〔續應仁後記〕四新將軍御元服記

一同日十〇天文十五年二月二十日若君〇足利義晴子義輝御馬乘始有之、如舊例、御馬〇河原毛、印雀目結、定頼朝臣進上之、

一御弓一張、白木也、不張シテ捲ノ上ヲ引合紙二重ニ取リ、堅紙ニシテ包ミ、水引ニ結、弦、御テウヅ、神頭一手也、引合ニテ包之、御鞍鞭二筋、熊柳塗タルト紫竹ト也、何モ朽木民部少輔植綱調進之、一本、何モ小笠原民部少輔植盛調進之云々、此儀不審、

一御手綱腹帶御鞭鞍皆具栗地御沓御指掛、子細アリ伊勢守貞孝調進之、

一御鞭御沓、伊勢二郎左衞門貞清持參之、

一御馬引參事、盛正被勤之、尻綱取ハ御厩ノ者也、

一庭上ニ公家ノ面々、幷定頼義賢伺候、御劒大館左衞門佐持之、幷御供衆、其外各々庭上ニ伺候、但是ハ出御ノ後也、

一若君、妻戸ヨリ出御、御烏帽子ヲ召レ、御腰物帯セラル、御劔大館左衛門佐晴光、御小者千若、御沓ヌギヨリ御緒太ヲ參ラセ、於庭上御沓ヲ召ルヽ、植盛貞清、様體ヲ被勤、御鞭ヲ指レ、貞孝懐キ參ラスル也、御馬ニ召サルヽ時、御馬口取ハ盛正、御鐙植盛押ヘ奉ル、御妻戸ニ向テ鞠ノ懸有之、四本懸ノ水ノ内ヲ三返召サルヽ、貞孝植盛、御馬ノ兩方ノ口ニ付テ左ヘヲリ返シ、三返ノ後、又貞孝懐キテ下シ申サル、

一御乘馬始以後、表ヘ出御有リ、御三盃參ル、上野民部大輔信孝、持出之、大館左衛門佐晴光、御酌取也、植盛御大刀進上ス、仍御盃頂戴セシメ、次ニ御馬御大刀等拜領、貞孝申次之也、其後御銚子取納、

一次ニ貞孝、御大刀持之、盛正貞清、以金覆輪鞍兩人御禮被申、申次ハ信孝也、其後還御、

〔言繼卿記〕永祿九年四月廿一日、一乘院殿御還俗、今日敍爵、左馬頭ニ被任云々、御隱密云々、同日御著袴、御乘馬始御判始等、於江州矢嶋有之云々、不及御元服之沙汰也、○中略御名字義秋○後改義昭云々、儒者勸進歟如何、

〔國俗變更歎識錄〕口歲二年○文化乙丑之正月、御馭初、○土佐山内氏前より天氣能、殊に十一日は、すぐれて能き天色、○中略近年稀なるよき御馭初日にて、御規式首尾好、御當日晩七ツ半過相濟たり、先以恐悅之御事也、ゝかるに御馭初前より御當日にいたるまでの寂寥たる事は、吾八十の齡にても、今まてためしも覺えざる事也、○中略當朝御家老中、馬立場へいたり給へるを聞くに、五藤介尹の外は皆々乘輿にて騎馬し給へるはなしといふ、御馭初前の試適しせる諸士も、年長せるはなく、皆輩稚のみなるよし也、○中略前々は小身の士の借れる事はありといへども、祿高き士の馬方の馬を借りて馭る事は耻とせるやうにありしが、近年は少しも是を耻辱とおもはぬ風になりたり、○中略御馭初當日、升形にて借れる馬に乘り、其馬主口をとりて、不尊法外なる有樣にて外形に引向、

本町の方へ引出し置て、夫より馬場末にいたれば、取廻しには馬方の仲間侍、かまひ居て速に口に付引行を、頓て下り立とひとしく、帯屋町を上へ、汗馬に策を加へ走りのぼりて、前のごとく外形に率ゐたるを、次に借れる人待居て又前のごとく騒り行事、前に記す士の如くなり、これ幾人といふ事なく、項背相望み、皆かくの如く也、天正年中、江州長濱以來、天下に比類なき武家の儀式なるを、後世に至りてかく衰へて、士の本意に叶はざる事にいたりぬるをば恐れ入たる事也、これを騎馬の士は知行役とおもひ、馬かたは駄賃づけする米俵と同じおもひ入にて、利を得る事を喜びて、かくのごとく也、是正しく近世往々、貧困にいたれる士風の廢墜、甚しきのまからしむるによれる故也、嘆ずべし、

馬術上覽

〔將軍德川家禮典附錄〕一大御所秀忠公將軍家光公御上洛之記

同月〇寬永三年九月　六日、二條御城行幸、〇中略

一馬場殿において乘馬叡覽に付、騎馬之達者を撰み備天覽、其中にも松平石見守輝澄、殊更能仕に付、御感之餘り、大御所より鎌倉助眞之御刀、將軍家より守家之御刀被下、八條流之達者、中山勘解由照守ハ、老衰ニ付悴助六直定勤之、

〔泰平年表〕最有院明暦三年七月八日、於山里馬場、兩御番乘馬上覽、

〔泰平年表〕文昭院寶永六年九月廿三日、吹上に於、諸御番方的射上覽、同廿六日、同處において、乘馬上覽有、同月、兩術共勤し者へ、召て黄金を賜る、

〔甲子夜話〕十六享保ノ始メハ、其前ヨリ武事廢リシ風俗ナルヲ更張セラレン迚、奥向ノ輩、武技ノ御世話アリシガ、一日吹上へ成ラセラレ、俄ニ御供兩番衆ノ乘馬上覽アルベシト仰出サレシニ、其中ノ某、是迄馬ニ乘タルコトモ無キガ、據ナク騎馬セシカバ、馬ヲ進退スルコトモ出來ズシテ乘出シタル所、ヤガテ馬ハ側ノ土手ノ草ヲ喰ツヽ、終ニ土居ニ上レドモ、センスベキ樣モナク、只

今落ント見ユル計ナリ、上〇德川吉宗御覽ジテ、助ケ下ロセトノ御諚ナリシカバ、人々集ヒテ馬ヲ引留、ヤウ〳〵下リ得ヌ、某マコトニ面目ヲ失ヒ、且愧怖レテ地上ニヒレ伏テアリシニ、其時御諚ニハ、其方馬ハ初心ト見ユルガ、精出シテ術タケナバ、又見ント仰ラレケル、某誠ニ恐入リ、家ニ歸リ、ツラ〳〵御一言ノ難有サヲ思ヒ、何ニモシテ馬術ヲ勵ンモノヲ迚、病ト稱シテ小普請ニ入リ、師ヲ求テ晝夜ノ差別モナク學ビタリシ、三年ト云ニ師ヨリ印可シヌ、扨御番入ヲ願ヒ、再度御番勤ケリ、吹上供奉ノ乘馬御覽ハ稀ナルコトナルガ、至誠ノ感通ニヤ、某吹上御供ノ日ニ、番士乘馬御覽ヲ仰出サレケリ、某雀躍ニ堪ズ騎馬セシニ、先年トハ違ヒ、其騎法、アタリヲ拂テ目立ツ計ニ見エケルヲ、早クモ御目留リ玉ヒ、何毛ノ馬ニ乘シハ何某ナルベシ、扨モ術ノタケタルコトヨト、ヒタモノ御賞譽シ玉ヒ、其番頭ニ、某ハ三年前ニ、カク〳〵有シ、今度ノ騎術天晴ナリ、志ノホド用立ツベキ者ニコソ、目ヲ掛テ引立遣シ候ヘト面命シ玉フ、番頭モ難有サノ餘リ、某ニ其旨ヲ傳ヘシカバ、某モ程過シコトナルヲ、姓名サヘ御記臆アラセラレシ難有サヨトテ涙ヲ流シヌ、某生涯ニ、馬術ノ門人、凡三千餘人ニ及ビタリシ、一時ノ名人トゾ聞エケル、

〔後松日記十五〕葉月〇天明四年十あまり三日、乘馬上覽ありしとぞ、こはこと更に、つよ馬をのせさせ給へるにもあらず、三物作物射させ給へるにもあらず、唯君達の御馬屋にかうて、常にのりならし給へるを、御前にて口みち拍子足をのり給へるのみなり、されどあやまちて、すべりおりさせ給へるもあり、又まだきにおよすけて、いとよう乘給へるは、いみじう愛させ給ひ、故おほち君のま心につとめさせ給へるをもおもほし出給へるなど、ねもころに仰せごとを給へるとぞ、

〔泰平年表大御所〕寬政三年八月七日、於吹上、御奏者番、雁の間詰、菊の間椽頰詰嫡子、乘馬上覽、

〇按ズルニ、水馬上覽ノ事ハ、涉水ノ條ニ、朝鮮人ノ馬術上覽ノ事ハ、曲馬ノ條ニアリ、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應禁止諸國貢上御馬使雜色人等輙用公乘事

右得美濃國解偁、檢案內、太政官去年十一月五日下甲斐武藏兩國符偁、得參河國解偁、諸郡司驛長等申狀云、牧監主當等依彼位階、乘用人馬、自有恒條、而件御馬長、幷馬醫書生、占部足工騎士等、身是白丁、無官符輙乘用、祇尋其由、曾無明文、是則郡司驛長畏彼威勢、所行來也、積習成常、言而爲例、加以天長三年二月十一日格云、信濃上野兩國、各牧監一人、甲斐武藏兩國、各主當一人、馬醫每國一人、但騎士。。牽馬六疋以宛一人者、然則依格陪從、而多牽雜色、濫用公乘者、國司雖欲據件格以糺行、而寄事貢御、强稱舊跡、嗷論之間不得輙改、望請殊下知永絕濫用、謹請官裁者、從三位守大納言兼左近衞大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、件使等可用公乘、具在先格、而不辨格旨、輙恣乘用、於事商量、責在使人、宜殊仰下早令禁遏、若不欽符旨、猶致濫用、使人錄名言上、雜色人不問位蔭、驛頭決杖六十、依承和十二年符行之、路次之國亦宜准之者、甲斐武藏兩國、依此新制、無憚改行、而信濃上野牧監等、不遵朝章、多用公乘、暴惡方盛、違犯難遏、望請准彼兩國、明被科懲、謹請官裁者、右大臣宣、宜嚴譴責、勿令更然、若輕忽制旨、强致違犯、罪如先符、曾不寬宥、路次之國、亦宜准此、

貞觀十三年六月十三日

〔延喜式二十八兵部〕凡左右馬寮騎士、每寮十人、○中略省隨其解移申官、勘籍補之、其考帳者、每年送省、

〔延喜式四十八左右馬〕凡當宗、杜本、山科等社夏冬祭、走馬十四、其使屬一人、牽馬醫騎士馬部等供奉、

四月廿八日御監駒式、○中略鞍不調馬、騎以騎士、

凡騎士十人、隨其才移兵部、勘籍卽預寮考、若無故不上者還本、其衣服夏冬二季申官、

〔延喜式十五內藏〕諸祭幣帛

大原野祭○中略

使寮允一人、史生一人、近衞將監一人、近衞十人、馬寮允一人、騎士二人、御馬十匹、

○按ズルニ、騎士ハ、即チ後世所謂馬乘ニシテ、調馬ヲ以テ職掌トナス者ナリ、

〔江家次第十九〕御覽陸奥交易御馬事

御馬乘十五人、渡階下向日華門、

〔法曹至要抄中 禁制〕一染摺成文衣袴事

承平三年十一月九日、別當宣云、如聞祭使等、摺袴下襲、其長過多者、仍使官人等向祭使所出、件袴下襲任法糺行、

案之御馬乘鷹飼舞人等之、臨時被聽摺衣之外、不論男女先從破却、可決笞四十、

〔年中行事秘抄八月〕十五日石淸水放生會事

天延二年八月十一日丙戌、藏人頭右中將源朝臣伊陟傳宣、中納言源朝臣延光宣、奉勅、○中略石淸水宮、八月十五日會、宜仰左右馬寮、十列御馬各十匹、自今年永隔年、令供奉彼會日、但乘尻者、左右近府、御馬乘、近衞等供奉、

〔寬文武鑑〕御馬別當（馬貫同心三人宛 十俵に三人ふち）

百五十石　木村孫八郎　（六百石 西丸下）　諏訪部彥兵衞　（百五十俵 はくろ丁）　同文九郎

（百五十俵 神田）　西川瀨兵衞　（百俵 あさくさ）　石井喜平次　（百五十俵四人ふち 神田）　西川淸左衞門

（百俵五人ふち あさくさ）　石井孫左衞門　貳百俵　細谷彥右衞門

御馬預り衆

（三百俵 近邇し）　中山勘兵衞　（三百九十石よ）　黑澤杢之助　（五百石 長田丁）　門葉助左衞門

（三百俵 あたごの下）　秋山六左衞門　二百俵　加藤新右エ門　二百俵　加藤權右工門

〔嘉永武鑑〕御召御馬預（焼火之間 御役料二百俵）　御馬乘十人　五十俵三人扶持

諏訪部八十郎

御馬預（燒火之間二百俵高御役料十五人扶持）　御馬乘（五十俵三人扶持）三人ヅヽ

鶴見七左衞門　曲木又兵衞　大武藤助

御馬方（燒火之間）　二百俵高

渡邊半十郎　曲木仙之助　大武虎之助　鶴見又吉

渡邊隣之丞

御馬乘　五十俵三人扶持　西御丸下御厩

織田爲藏　所多四郎　根村藤藏　長谷川鐵藏

小川太兵衞　若林忠藏　岡部順助　田島彌十郎

所林藏　根村藤太郎　見習田島重次郎　見習小川金之助

御馬乘　五十俵三人扶持　新シ橋御厩

井出兵作　森田長藏　增里鐵之助　見習井出新之丞

見習森田與作

御馬乘　五十俵三人扶持　神田橋外御厩

見習所鐵次郎　中島源藏　中川源右衞門　所多一郎

見習中島正藏　見習中川良之助

御馬乘　五十俵三人扶持

御口組頭（三十俵二人フチ　五人）　御口之者（廿俵二人フチ　三十人）

御馬飼（十俵二人フチ　五十人）　爪髮役（三十俵二人フチ　四人）

御馬飼小頭一人（二十五俵二人フチ）

〔儀式一〕春日祭儀

齋女駕、並參社、其行列也、略○中騎馬女左右各四人次之、相當走馬、並男從左右各一人、女從近馬左右各一人、二騎馬童女左右各二人次之、男女從同上

〔儀式　一〕賀茂祭儀

時剋齋王駕輿而出、略○中乳母左右各一人、男從馬副各三人、女從近馬各一人、藏人左右各四人、男女從同乳母、女孺左右各三人、男從馬副各二人、女從近馬各一人、童女左右各二人、男女從同女孺、

〔延喜式　四十八左右馬〕凡賀茂二社祭走馬十二匹、松尾二匹在此内也、馬別韁鞚料調布四尺二寸、表腹帶七尺、結額髮絲二兩、餘祭馬裝准此、其使五位已上官一人、使者裝束之數見内藏式、皇后宮走馬二匹、馬裝同上、並二寮遞供奉、餘祭准此、又女騎料四匹、内侍已上料、前祭二日經御覽、兩寮之間點定能否、齋院女騎料八匹、屬馬醫史生各一人、共預供之、

〔西宮記　四月〕賀茂祭事　定禊日前駈、上旬定、

未日、藏人近衞次將、共於右兵衞陣前、點命婦藏人闈司馬、院女騎馬不點、或於御前點、延喜□年後不點與侍馬、諒闇内裏女使不立、近年立、

〔小野宮年中行事　四月〕中未日御覽左右馬寮女騎料御馬事

中少將一人候御前、隨勅仰騎下之由、御覽十列之時、又以效之、

〔延喜式　五齋宮〕齋王遷入野宮河頭禊

其日齋王駕輿、略○中騎馬女廿人、乳母二人、藏人六人、采女四人、童女四人、播部二人、御厠二人、

〔延喜式　五齋宮〕造備雜物

御鞍二具、命婦鞍一具、已上毛韉、女孺鞍四具、皺文韉、○中略

凡御馬二匹、女孺乘馬六匹、並以左右馬寮馬充之、若有死失者請替、

〔延喜式　四十八左右馬〕凡齋王遷野宮日、鞍馬十匹、乳母已下御厠人以上料、車二兩、寮官二人陪從、其向伊勢者、鞍馬十三匹、迄近江國府、藏人已下女孺已上料、永充四匹、一匹御馬、自餘女騎料、其鞍官備、若有闕失、隨即補之、

〔日本書紀　二十九天武〕十一年四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之

日、亦待勅旨、婦女乘馬如男夫、其起于是日也、

〔政事要略　五十五〕馬牛（婦女乘馬如男夫事）私記云、從此以前、女子騎馬、鐙於一方也、

〔日本書紀通證　三十四〕今按婦人乘馬、既見欽明紀、蓋太古有男女縱橫之別也、故十二年紀（〇二字三誤）曰、乘馬縱橫、並任意也、

〔書紀集解　二十九〕按古婦人乘馬不跨鞍、至于此始有制、跨乘與男子同、

〔日本書紀　欽明十九〕元年九月己卯、大伴金村居住吉宅、稱疾不朝、天皇遣青海夫人勾子、慰問慇懃、大連怖謝曰、臣所疾者非餘事也、今諸臣等謂臣滅任那、故恐怖不朝耳、乃以鞍馬贈使、厚相賓敬、青海夫人、

〔日本書紀　欽明十九〕二十三年六月、是月或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻逢臣讃岐、鞍韉有異、既而熟視、皇后御鞍也、卽收廷尉、鞫問極切、

〔日本書紀通證　二十四〕以鞍馬贈青海夫人、見本紀元年、婦女乘馬法見天武紀、則古者皇后亦御之也、

〔延喜式　四十八　左右馬〕造女鞍一具料

〔日本書紀　二十九　天武〕十三年閏四月丙戌、詔曰、〇中略、女年四十以上、髮之結不結、及乘馬縱横、並任意也、

〔西宮記　四月〕賀茂祭事

康保二年四月十九日己未、御記云、午剋左大臣（〇藤原實賴）參上、奏宣奏、訖於仁壽殿、覽賀茂祭女騎料馬、及右馬寮家嶋牧馬、

〔小右記〕永觀三年（〇寬和元年）四月廿一日乙未、參內、於清涼殿覽女騎料馬、（左三、右三、）余（〇藤原實資）候御前、以右三匹、爲女騎料、（命婦藏人闌司等也）毛付後注付、下給馬寮官人、〇中略、覽女騎馬之後、覽左右馬寮十列、及二坊御馬

等、臨時御事也、

〔枕草子十一〕御綵のことにあすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、○中略さらのときになんわたらせ給へるなり、○中略いつしか出させ給はゞなど、まちきこえさするに、いかならんと心もとなくおもふに、からうじてうねめ八人馬にのせてひき出めり、靑すそごのも、くたい、ひれなどの風に吹やられたるいとおかし、ぶせんといふうねめは、くすし重雅がしる人なり、えびぞめのをりもの、さしぬきをきたれば、しげまさは色ゆるされにけりと、山の井の大納言○藤原道頼はわらひ給ひて、皆のりつゞきてたてるに、今ぞ御こし、○一條后藤原定子出させ給ふ、

〔源平盛衰記三十五〕巴關東下向事

木曾方ヨリ、萌黃糸威ノ鎧ニ、射殘シタリケル鷹羽征矢負テ、滋藤ノ弓眞中取、蘆毛馬ノ太逞キニ、少キ巴摺タル鞍置テ、乘タリケル武者一陣ニ進テ戰ケルガ、射モ强、切モ强、馳合々々責ケルニ、指モ名ダカキ畠山、川原ヘ颯ト引テ出畠山、半澤六郎ヲ招テ、如何ニ成淸、重忠十七ノ年小坪ノ軍ニ會初テ、度々ノ戰ニ合タレドモ、是程軍立ノケハシキ事ニ不合、木曾ノ内ニハ、今井樋口楯根井、此等コソ四天王ト聞シニ、是ハ今井樋口ニモナシ、サテ何ナル者ヤラント問ケレバ、成淸、アレハ木曾ノ御乳母ニ、中三權頭ガ娘巴ト云女也、ツヨ弓ノ手ダリ、荒馬乘ノ上手、乳母子ナガラ妾ニシテ、内ニハ童ラ仕フ樣ニモテナシ、軍ニハ一方ノ大將軍シテ、更ニ不覺ノ名ヲ不取、今井樋口ト兄弟ニテ、怖シキ者ニテ候ト申、畠山サテハイカヾ有べキ、女ニ追立ラレタルモ云甲斐ナシ、又責寄ヲ女ト軍セン程ニ、不覺シテハ永代ノ疵、多者共ノ中ニ、巴女ニ合ケルコソ不祥ナレ、但木曾ノ妾トイヘバ懷キゾ、重忠今日ノ得分ニ、巴ニ組ンデ虜ニセン、返セ者共トテ取テ返シ、木曾ヲ中ニ取籠テ、散々ニ蒐、畠山ハ巴ニ目ヲゾ懸タリケル、進ミ退キ廻合ン〳〵ト廻ケレバ、木曾巴ヲ組セジト、蒐阻蒐阻テ、二廻三廻ガ程廻ケル處ニ、畠山巴强チニ近ク廻合、是ハ得タル便宜ト思、馬ヲ早メテ

相馬

馳寄テ、巴女ガ弓手ノ鎧ノ袖ニ取付タリ、巴叶ジトヤ思ケン、乗タル馬ハ春風トテ、信濃第一ノ強馬也、一揉アテヽアヲリタレバ、鎧ノ袖フツト引切テ、二段計ゾ延ニケル、畠山是ハ女ニハ非、鬼神ノ振舞ニコソ、加様ノ者ニ矢一ツヲモ射籠ラレテ、永代ノ恥ヲ不可殘引ニ過タル事ナシトテ、河原ヲ西ヘ引退キ、院御所ヘゾ歸參ケル、

〔甲子夜話續編十六〕予旅行ノトキ、江州越智川ノアタリヲ、天氣好リシカバ歩行セシガ、向ノ藪中ヨリ馬ニ乗リ來ル婦人アリ、常ノ乗鞍ニ皆具シ、婦ハ藩士ノ妻ト見ユル風體ニテ、口添ノ男モ賤シカラヌサマナリ、予ガ來ルヲ見テ、路傍ニ片ヨリテ在ルヲ視ルニ、手綱ヲ執リ、裾ヲ股間ニ引入レ鞍ニ敷キ、何カ土産ト覺シキ物ヲ風呂シキニ包ミ、後輪ノ四方手ニ二ツ三ツ結ツケテアリ、路人ニアレハト問ヘバ、コノアタリノ御家中ノ内儀ガ、親類見マイニ往クナリト答ヘキ、○下略

〔日本風土記二〕婦人

凡出入、庶人之婦無轎、乗馬始穿其褌、以備露形、其足不裹、任其生成、

〔安多武久路信〕馬の目利の事、書役がいふ、むまを相する事は、和漢ともに是を專とす、○中略然るに古と今と心得違ひある歟也、のちの人の馬形を相するを聞に、無用の馬形をひたすら見習ふ事也と覺ゆ、又漢土にても、其心得違ひも有にや、只千里を行馬をのみ相する事こそ心得がたき事也、千里のむまといふは、則早走の事なるべし、さればこそ漢文帝の時、千里の馬を獻じけれども、其早走無用の事になりしも尤也、我朝も、いつしか早走を好みて、早足五段の馬、又は七段の早馬などゝて、もてあそぶ事を宗として、其形を見習ふ事となりける也、予も其見やうを習ひ受て見しに、彼柳が枝に、櫻の花を咲せて、梅が香をもたせたき事を願ふ類ひなり、去かしながら、今治平無事の御代なれば、たゞ一通のなぐさみ見物には、面白かるべきなれども、無益の事ならずや、太平には亂をおそれ、亂には太平ならん事をねがふ道理にて、武士たらん者は、我朝の名馬のあと

を尋ね、馬の心向平和を本として、曲進退にして力強きを專として、其外利害得失をわきまへ、めきゝすべき事也、享保の比は、早足段の馬など、いふべき早馬は、將軍家の御厩は申に及ず、世上にも見當らず、只力強息強なる馬は多く見えたり、彼峯岡牧の馬には、殊に強馬多かりけるを、齋藤某安もり、其駒の骨を見て察するに、後はたして違ふ事なかりし也、

〔遠乘漫筆〕撰馬第一

一駿馬駑馬ノ目利、和漢古今多端ナレドモ、予〇田中世誠ガ見聞ノ及ブ所ニテハ、駿相ニ華馬アリ、駑相ニ實馬アリ、畢竟ハ乘テ試ルニ非レバ、駿駑ノ別ハ知リ難シ、故ニ紙上一概ノ論ハ無用ノ事ナレバ、目利ノ仕様ハ、コヽニ論ゼズ、兎角乘リ心ニ因テ、駿駑ヲ分ツベキ事也、肝ヨキ強馬ハ、駒ニテモ乘リ心タシカニシテ、コタヘル所アル者也、心ノ善惡ハ、相ニアラハレ易キモノ也、

〔一騎前意得中〕馬目利第一

見セ馬來ラバ、一二返引マハサシ、全體ヲ見、拐馬ヲ受取、手綱ヲ取テ少シヒザラシ、四足ソロヘ、頭ヲアゲ顏ヲ見、轡一ヲ切テ目ヲ見、手綱ヲ馬亭ヘワタシ、右ヨリ頸肉ヲ見、右ノ肩ヲ見、腕爪ヲ見、障泥アゲ腹ヲ見、前ヘマハリ草リ形ヲ見、左ヘマハリ右ニ同ジ、尻ヘマハリ尾ウラヲ見、足ヲ見、陰嚢腹下ヲミル、相馬經ニ、眼鼻大ニ、筋骨太ク、行モ立モ、シャントミユルハ乃良馬也、武馬必用ノ歌、頸長ク胴ハ短ク前セマリ鰭ノ廣ハ表ナリケリ、又歌口目スミテ耳ハ短ク口アサク山間ヨルヲ駿トシルベシ、是等ヲ大法トシテ、十ケ條ノ心得アリ、

〔甲陽軍鑑二〕小笠原源與齋軍配奇特有之事

扨て馬のめきゝをするも、弓矢を心がけたる人、馬にすきての事なれ共、あまり仕り過れば、博勞のごとくに各思ふ者なり、頓て又後は、其人心がけをばわきにして、慾心出きたる故、友傍輩をもだしぬく物に大方は成る也、

〔三代實錄二十九清和〕貞觀十八年九月九日癸未、前丹波守從五位上坂上大宿禰貞守卒、○中略貞守、善相馬、凡其所說、騖駿之骨、及所生之地、一無相違、

〔古事談六亭宅諸道〕宇治殿○藤原賴通若ク坐ケル時、花形ト云、揚馬ニタテマツリケルヲ、兼時ト云ケル御隨身奉見テ、此御馬腹立候ニタリ、トクオリサセオハシマセト申ケレバ、下サセ給テ、他人ヲ乘テ御覽ジケレバ、此馬臥マロビ、乘人ヲクヒナドシケレバ、御堂○賴通父道長召兼時テ纒頭云々、

〔徒然草下〕城陸奧守泰盛は、さうなき馬のり成けり、馬をひき出させけるに、足をそろへて、しきみをゆらりとこゆるをみては、是はいさめる馬なりとて、鞍をおきかへさせけり、又あしをのべて、しきみに蹴あてぬれば、是はにぶくして、あやまち有べしとて、のらざりけり、道をしらざらむ人、かばかりおそれなんや、

〔武將感狀記十〕慶長元和ノ比、豐前ニ馬ノ上手アリ、後盲目トナリテ閑齋ト云、初テノ馬場ナレバ、一返ハ口ヲ取セテ試ミケレドモ、二返メヨリハ韁之テ、馬場末ノマハシ方ナド少モ不誤、何ヨリモ不思議ナルハ、家ノ内ニ居ナガラ、路ヲ過ル馬ノ足音ヲ聞テ、馬ノ毛色、疵曲、老馬若馬ヲ云ニ、幾度モ不差、自ラ其馬ヲ探レバ猶慥ナリ、馬ヲ二ツ三ツ入違テノリ、早馬一三トモニ、目ノ明タル者ト均ク不危ト云リ、奥州者ニテ、十歳ノ内ヨリ馬ヲ好テ是ヲ事トシ、四十歳ニ及テ盲目トナリタレドモ、六十歳ニ餘ルマデ御ヲ不棄、種々ノ名譽ヲシタリ、

〔近世叢語七術解〕米澤侯臣佐藤秀周、在江都、曉聞馬嘶、語僚友曰、板倉邸得良馬、往歲吾取貨馬於市、是其所餘、問何以知之、曰吾知其聲、因言毛色、往見之、果如其言、

〔日本野史二百七十三方技〕佐藤秀周、出羽米澤人、沈默恭遜、如恐魯、好武事、最愛馬善馭、米澤城主上杉治憲、召爲近侍、辭曰、臣性部質、不習進退、且好馭、一日不聞馬臭能不能飲食、請擇能任事者、弗聽、出語人曰、國無人、取侍御於圉人、

〔倭訓栞前編三十二〕むまくすし 文選に張里を訓せり、常に伯樂といふめり、

〔漢書九十一貨殖〕張里以馬醫而擊鍾、

〔令義解一職員〕左馬寮右馬寮准此

馬醫二人

〔延喜式四十八左右馬〕凡平野夏冬祭、櫪飼馬四匹、○中略每祭官人一人率馬醫供奉、

〔寛延武鑑〕御馬醫方

二百俵 桑島新五左衞門

〔嘉永武鑑〕御馬醫燒火之間 二百俵高

桑島新五左衞門 桑島新助 落合十三郎

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十八日辛未、武藏太郎○北條時氏秘藏馬一疋、於宇治中矢、其鏃込身中、于今不出之、愁雖不堪太辛苦、難訪諸人、稱無其治術之由、生虜西面中、有友野右馬允遠久者、飼馬之藝、可謂古伯樂、聞此事可治之由云云、武州○時氏父泰村頻入興、則引送彼馬之處、拔鏃療養、忽得癒也、珍事由、世以謳謌云云、

〔甲陽軍鑑十四〕阿部加賀守がいはく、三ケ國共もち給ふ大將は、何に付ても世間に名をとなへ申す也、子細は駿河今川氏眞公、馬のあか藥、元來は公方光源院殿○足利義輝御秘藏の御馬わづらひて、五畿内四國中國のはくらくにてもかなはざる所に、乞食のやうなる聖が來り、今の御馬に、舍人衆三條河にて水をかくる處へ行きあたり、某なほし申さんとて、彼の聖、此藥一服にて御馬平癒の條、公方より此藥方を書き付けあげよとある儀にて候處に、其時分、一宮隨巴と申す弓の射手、光源院殿御前へ出頭人なれば、隨巴是をかき付けらるゝ、其後光源院殿御切腹あるに付て、隨巴駿河へ下り、氏眞公藥數寄をあそばすをもつて、隨巴が調へまゐらせて、諸人に下さるゝ、故氏眞

公のあかぐすりと申しならはすなり、

〔十三朝紀聞(四中御門)〕享保十四年六月、大將軍(○德川吉宗)命紅毛騎師圭豆留、操馬於濱第而觀之、命譯人名村市寫紅毛馬醫書、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕我國の名家は更なり、異朝の騎法までも捜索ありしうへに、もろこしの療馬の術を尋給はんとて、劉經先といへる馬醫をはる〳〵長崎に召寄られて、病馬を療治せしめて、其効を試られ、著述せし書をも御覽せさせ給ひ、また蠻法をも聞召れんと有しに、享保十三年に來舶せし、和蘭人ケイツルといへるもの、その妙を得たりと聞えければ、馬役富田又左衞門某を長崎に遣はして學ばしめ給ひ、後にはケイツルを江戸にもめされしが、ソヲムルアクテなどいへる種々の奇術をなして進覽に備ふ、其頃馬を預りし齋藤三右衞門盛安をも、かれが弟子となされ、つとめ學ばしめ給ふ、その後ケイツル、バルシヤの騎法療馬の書を奉りしを和解せしめ、三右衞門、その法を習ひ得て、ある時ケイツルが衣服を著し、ノヲムルアクテの術を奏しければ、よく習ひ得たりとて御悅び斜ならず、後ケイツル、久しく江戸に滯留せし勞を慰せらるべしとて、大筒役佐々木勘三郎孟成に命せられ、大川にて花火を揚て見せられたり、

馬藥　〔延喜式(三十三大膳)〕菜料鹽(○秋亦准此、中略)左右馬寮各春夏季二石四斗八升、(漬菜料一石、造馬藥醬料一石、藥料四斗八升、)

〔延喜式(三十七典藥)〕左右馬寮

馬藥、石硫黃各六升四合、(季別一升六合)

〔延喜式(四十八左右馬)〕凡馬藥每季胡麻油一斗二升五合、檳榔油六升二合五勺、猪脂三升二合五勺、硫黃一升六合、每年作馬蹄料砥二顆、並申官請受、但膽大四斤、干薑小十斤、奏請隨用盡請、不限年月、

雜載　〔賤のをだ卷〕一翁(○森山孝盛)が上下著習て十五六歲になる迄は、(○中略)馬乘袴などは、內福なる人などは、純子繻子などを著たり、一とせ十番の仙臺馬の初見せを行て見たりしに、所の乘人なるよし、

色白く小サけれども好き男つきなりしが、黒綸子の袴の裾へ、金糸にて村千鳥を散らして縫せて著たり、馬も達者に能乘たり、今はかゝる伊達する人は一人もなし、馬乘袴の十番仕立とて、腰の下に紙を入て仕立も、其比より專ら流行出たり、(此仕立、其頃は十番に一軒仕立屋有て、馬乘袴もの殿々仕込たるなり、外にはなかりしが、近ごろはいづ方にても其通仕立るなり、)

〔貞丈雜記十三馬具〕一馬乘袴と云物、古はなき物なり、古は馬のる時は常の袴のそばを取り、前こしにおしはさみて乘りしなり、是を小もゝだちと云、日記に見えたり、

〔西宮記臨時十〕神泉朱雀院等行幸日事

若可馳御馬者、至其期有勅、上卿召隨陣少將一人、稱唯進立階下、上卿宣云、御馬令馳(輿)、少將一人稱唯、退還仗下、左右少將各率官人以下之騎人、起至馬駐、(右近者經馳道、斜趍渡御前、)少將以下騎馬上了、一々馳畢、(不堪騎馬少將者、可申障由歟、)

〔台記別記〕久壽二年四月三日己卯、辰刻出宇治、午刻向東三條、依賀茂詣定也、　十八日、厩馬、字六葦栗毛逸、諸隨身不能騎之、左近衞尉秦貞弘、余(藤原頼長)隨身左番長下毛野敦佐、(候府者)請試騎之、(非隨身者、今日不參入、而敦佐先日、舍人中此由、仍[illegible]應召、)仍令騎之、倶雖勝他、(除敦頼、敦頼先年騎件馬、預纏頭、)不能善御、先於南庭騎之、次牽出東門外、余出門見之、兩人皆落、　二十日丙申、余隨身播磨貞弘、騎六葦毛馬、遷逸不能在隨身列、在前駈後外記史前、但於二條三ヶ度落、西洞院北行間不落、自一條東行間、五ヶ度落、於一條萬里小路邊落時、落騎之間依移刻、余車過、仍騎他馬、(本自置移、駕馬所相具也、)追參下社、(無揖損容)翌日召之、給單重一領、

〔續古事談五諸道〕宇治左大臣(○藤原頼長)ノ賀茂詣ニ、六ノアシゲトイフクセモノヲ、ウツシ馬ニヒカレタリケルニ、近衞貞弘トイフモノ乘テ、一度モタマラズ、ナガシテカチニテワタリニケリ、一條京極ニテワタリシ馬ニ乘テ、下ノ社ヘ參リタリケリ、後日ニ召テ纏頭タビケル、人アヤシミケレバ、ヨク乘タリトニハ非ズ、心高クノラムト思ヨル纏頭ナリトナムノ給ヒケル、

〔玉海〕壽永元年八月十六日甲寅、今日新番長下毛野敦次參入、則參仕御出、生年十九歲云々、容貌無過失、但不可及兼重歟、又頗得馬意歟、

〔左經記〕寬仁二年十月廿二日辛亥、卯刻臨幸土御門院、〇中略傳聞先御馬場殿東宮御同有獨馬事、次歸御之後、有作文事、

〔武器考證〕十七貞丈按、獨馬ハ、一人ヅヽ出テ乘ルヲ云ナルベシ、

〔源平盛衰記〕二十三平氏淸見關下事

權亮少將維盛ハ、齋藤別當〇眞盛ヲ召テ、抑賴朝ガ勢ノ中ニ、己程ノ弓勢ノ者、イクラ程カアル、東國ノ者ナレバ、案內ハ知タルラント問給ヘバ、〇中略馬ハ牧ノ內ヨリ心ニ任セテ撰取リ立飼タレバ、早走リノ曲進退ノ逸物ヲ、一人シテ五匹十匹ヒカセタリ、彼馬乘負セテ、朝夕鹿狩狐狩シテ、山林ヲ家ト思テ馳習ヒタレバ、乘ルトハ知レドモ落ル事ナシ、〇中略サレバ馬ト云ヒ、人ト云ヒ、西國ノ者共、二十騎三十騎ゾ、東國ノ一騎ニ當リ候ハンズル、

〔甲子夜話〕二十九仙臺ノ馬ヲ產スルコトハ、世普ク知トコロナリ、予ガ方ニ出入ル粂二郎ト云モノヽ弟子、十歲ト云ヘルガ、彼地ニ馬ヲ買カタ〴〵往タルニ、農家每ニ畜馬アルガ、持主ナドハ勿論、妻婦ナドモ殊ニ功者ニテ、十三四ナル娘マデモ騎法ヲ心得テ、人ノ乘馬ヲ見テ、ソノ乘方ニテハヨカラズ、カク乘テクレラルベシナド、口々ニ指圖ヲスル、トゾ、何事モ馴レバカヽルモノナルベシ、

〔參觀集〕一七言古詩送勤無逸使日本　守仁

八歲神師解豢龍、十歲小兒知習馬、

〔甲陽軍鑑〕十四山縣三郎兵衛がいはく、武藝四門とは、弓、鐵炮、兵法、馬、是四なり、〇中略右四ッの中に、まづはじめにならはん事は馬なり、二に兵法、三に弓、四に鐵炮と申て、馬を最前に習ふは、馬と申

物、軍場にて何たる大身も、代をたて、人を頼みてのらぬなり、

〔武具要說〕馬之事

横田備中守申分、軍馬は大長成馬悪敷と申者有之候、其子細は第一敵中にて急成時、大馬は乘下り自由ならざる故と聞え候、是は名人の何とか理有ることをたれぞ一理有之候と申たるを聞傳へて、手に合ざる者の、口に任せて申たる事成べし、敵の中にて、馬より下り勝負を仕り、又本の馬に乘働候事は、無左右者之儀に御座候、疲たる馬は、組討など仕たる時、其儘立留ることも候へども、十に九ツ留らぬ物にて御座候、馬の氣のむきたる方へ駈行物なれば、其馬をとらへて難乘候、勝軍の時、追討などには、中間小者も續くものなれば、乘放したる馬をも引よせて、口をとらせて乘には安く、さのみ大長の馬なりとて、乘ぐるしき事有間敷候、勝負いまだ見えざる時馬を入れ、下り立て敵相を仕、又馬に乘て働など丶云事は、不穿鑿の申分成べし、五寸餘の大馬に乘たる敵に、一寸二寸の小馬に乘ては、いかに覺の人成とも、敵を仕ふせる事成まじく候、馬上の組打と申は先ッ勝の物にて御座候、兩方先後なければ、兩方ともに馬より落る物にて御座候、二寸の馬と、三寸の馬と出合たる時、二寸の馬に乘たる方より先を仕れば、二寸の方、勝に成ものにて御座候、三寸の馬、乘たる方より先を仕れば、二寸の方、負に成ものにて御座候、鞍の前輪に押付て、首を取など丶申も、先ッ勝の事にて候、我等の所存には、軍場馬には、大馬にこす事、御座あるまじくと存候、

〔武邊叢書六〕細川幽齋覺書

一戰場に、我手に餘り候馬に乘廻る事、必無用にて候、左樣の馬に乘そんじ、思ひもよらざる落度を取候人、餘多有之由聞及候、常には、ちと內ばなると存る馬も、戰の場にては、殊の外心能成物にて候事、

〔雜兵物語下〕馬取

馬は只ほんに、御侍衆の足で御座り申とおもへば、いなこんだ、

〔海國兵談八〕馬飼立仕込樣

昇平愈久シテ、華美愈盛ナリ、華美盛ニ成テ士風懦弱ナリ、然ル故ニ武藝地ニ墜テ、古儀ヲ忘却セリ、就中馬ハ武士ノ足ナリ、能ク熟セズンバアル可ラズ、

〔關八州古戰錄六〕總州國府臺初度合戰附正木大膳亮時綱勇力事

大膳亮ハ、元是三浦黨ニテ、代々房州正木鄉ニ住シ、里見家粹一ノ宿老ナリ、器量骨幹人ニ勝レ、强力ノ精兵タリ、童名ヲ久太郎ト云シガ、十二三歲ノ比及ヨリ、好ンデ馬ニ乘タリケルガ、片手綱ニテ馳シマヽ、故老ノ族見物シテ、片手綱ニテ乘ル事ハ、馬ノ驅引、隅ノ口、鞍ノ固メ、手續キ、鐙蹈ノ擬作マデ會得シテコソ然ルベキニ、初心ノ業ニハ怪我アラン基ナリト誡メケレバ、大膳亮打笑ヒ、夫ハ平士ノ覺悟タリ、團扇采配ヲ手懸ル身ハ、下リ立テ鎗ヲ合セ大刀打チセンズルハ、邂逅ノ事ニシテ、多分ハ馬上ノ働ナレバ、假令乘形ハ兎モアレ、鞍强ニ達者ノ一ツナクシテハ、武前ノ用ニ立ベカラズ、是ヲ以テ某ハ修鍊ヲ勵ム者ナリトテ、晝稽古怠ナク、扨コソ荒馬僻馬ヲモ、自由自在ニ乘タリケリ、

〔武道初心集上〕馬術

昔の武士の義は弓馬と申候て、大身小身共に弓を射、馬に乘を以て、武藝の最上と仕たる事に候、近代の武士の義は、大刀鎗、扨は馬術を肝要と心掛て稽古仕り候、〇中略小身の武士は、別して馬をよく乘習ひ、たとひ過もの、又は手を嫌ふ馬といふとも、是をあまさず乘こなし申樣にあり度事に候、子細を申に、乘あひよくて、馬形も宜敷馬は、世間に稀に候、たとひ有之候ても、大身武士の乘料となるを以て、小身武士の馬屋に繫く事は成兼申候、其身馬術にさへ達し候へば、是はよき馬

なれ共、過物とか、又は一癖有て、人の手を嫌ふ類の馬を見立て、馬代下直に買求め、乘料と致す時は、いつとても身上に過たる馬を持て罷在候、總じて馬の毛色疵を吟味致すも、大身武士の事にて候、小身の武士は、我が性に合ぬ毛色の馬をも厭はず、毛疵有て人のいやがる馬をも嫌ふ事なく、馬さへよくば、求てつなぐ心得尤に候、むかし信州村上家に、額岩寺と申て、三百騎計の大將にて、弓矢功者の武士有之、自分の乘料、家中の馬共に、世の人の大に嫌ふ毛疵といへども、少しも忌ことなく、求め繫ぐ家風に致しなし、家中の諸士に馬場責をさする事なく、五拾騎も百騎も城下の廣野へ罷出、額岩寺、眞先に進て、原中を縱橫十文字に馳廻り、馬より落るかと見れば其まゝ飛乘り、乘るかと思へば則飛下候義を自由に致すを以て、よき乘手と申て譽之候、去るに依て其時代、甲州武田の家中に於ても、信州額岩寺が如くなる敵へは、大物見必ず遠慮との取沙汰致し候、是額岩寺、身にとりての大なる譽に候、凡武士の戰場へ乘る馬は、中の上肝にして、高は一寸より三寸まで、頭持は中頭にて、後脚は中の後脚とこそ申傳へ候へ、然るに乘替もたぬ小身武士の一疋馬を上肝にして、大高なるをほしがり、頭持はいかほども高きに厭かず、後脚は一間後脚など申て、何程も廣きを悅び、前を取らせむさては腕の筋をのべ、尾をさゝせじとては悅び候は、悉皆武士道不案內より起る物數寄に候、子細を申に、四足の筋をのべたる馬は、山坂へ懸り長途を乘、或は川を涉す時、早く草臥、用に立ず、尾筋をのべたる馬は、溝堀切などを乘越るに、定りて尻懸はづれ、後脚の廣すぎたるは、細道を乘るに宜しからずと申傳へ候、

〔八水隨筆〕むかしより馬のる人に、學問する人はまれなり、いかさま少し學問のあるもの、當時の馬術は習はれまじ、八條家に古實のこりたれども、今傳ふる人なし、大坪流の馬書、大がい見侍れども、俗なる事多し、歌の詞など古からず、僞作多し、雲霞集には、少し雅なる事もある、さなみ、みさごどり、遠山月、櫻がけなどは、馬のりの口からは出まじき詞なり、近年に至り、はねぎり、もろあた

り、はなしはねなど云は、全く當時の馬のり詞なり、馬の目所も、山合、小松原、あつかふ目所、甚こと
ばいやし、馬のりの内にも、少し文字のよめけるは、齋藤主税一人なり、それゆゑ馬はあまり上手
のさたなし、されどもよく數千の弟子を導きしなり、これも今はすゑになりて、世間並の馬のり
になりたるなり、

〔羅山文集四十九文〕黑澤氏馬書序寬永十六年作
國之大事、在軍旅、軍旅以馬爲大、〇中略是以養之相之馭之之法、世不乏人、方今平姓黑澤氏定幸、及弟
弘忠、雅嗜此業、而傳弓冶、古今之馬經、安驥等之類、涉獵有日、雖他書有涉于馬者、亦兼閱焉、乃拔諸書
之萃、表家傳之學、以作一書、將行于世、所謂療方相術馭法、舉而標出之、固可也、

〔敬齋叢書〕水戸前中納言齊昭卿御書之寫
此度小庭江厩を建、自分駒を養ふ事は本より良馬に仕立んとするにあらず、古昔と違ひ、近世は
諸士騎斎に長じ、只跨ることのみと心得て、總て口取中間に任せ置、自身芝刈すそをする事を耻
る故、馬の往來も不辨、故に出先にて獨扱事ならず、空敷費のみかさみて、容易には馬を飼ふこと
ならざる世となることの歎かはしさに、自分芝を苅、すそをせば、自然と士の風も古の如くなら
んかと思ふ故に、かくはするなり、諸の人、厩江來て、我が取扱を問ふものあらば、駒を仕込にあら
ず、士を仕込なりと答ふべき也、

癸巳八月九日　判

松平權藏江

〔卜傳百首〕
武士のげに立るべきは馬なれや心がけぬはおろかなるべし
武士の其名をあぐるためしには昔も今も馬をこそいへ

武士の鐙の下に乘る馬はくせ有とても强き好めり
馬はたゞ普通につよき肝ぞよき勝るゝ肝ど無肝嫌へり
くせあれどつよき馬こそよけれとてすゝまぬ僻の馬な乘りそよ
乘下りと又あつかひの安きとて小馬を好む人はつたなし
三寸にたらぬ馬をば昔より軍の場にきらふなりけり

附馬場

馬場ハ、原ハウマバト云ヒ、後ニバヾト稱ス、馬ヲ馳騁スル場ナリ、馬場ノ本ヲ馬出(ウマダシ)ト云ヒ、末ヲ馬駐(ウマトメ)ト云ヒ、繞ラスニ垣ヲ以テス、之ヲ埒ト云フ、埒ニ雄(ヲ)埒雌(メ)埒アリ、埒ノ外ニ屋舍アリ、騎術ヲ觀覽シ、或ハ馬ヲ點檢スル所トス、昔時武德殿前ニ馬場アリ、天皇臨御シテ射御ヲ覽給フ所ナリ、故ニ武德殿ヲ稱シテ、又馬埒殿、馬場殿、又ハウマキドノトモ云ヒ、其馬場ヲ内馬場ト稱ス、又近衞兵衞二府ノ馬場アリ、衞府ノ兵士ノ騎ヲ練習スル所ナリ、又一種相廣馬場ト云フアリ、其縱橫相同ジキヲ謂フト云フ、其他流鏑馬、笠懸、犬追物等ノ馬場アリ、各〻其篇ニ詳ナリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕(元地儀)馬場

〔運步色葉集〕(葉)馬場

〔倭訓栞〕(中編二十六)むまば　馬場なり、今ばゞといへり、北史に、以₂千里₁爲₂牧地₁、今之馬場也と見えたり、

〔空穗物語〕(祭の使)おほんさいまつともしたる事、らうより南に御まへにむきて、馬。だ。しより馬。と。ゞ。めまで、ひまなく、かちのきぬきたるをのこども、ともしたり、

〔江家次第〕(十九)臨時競馬事

乘尻等向馬場末左、經御前自埒東西向馬駐、次馬部渡、居飼不渡御前、越雌埒向馬出、

凡競馬者、〈中略〉十列相廣、各付埒乘之、

〔貞丈雜記〈十三馬具〉〕一馬場の馬を乘出す方を馬場本(バンモト)と云、乘り行く先の留りを馬場末(スヱ)といふ、是古の詞なり、今は馬場本の事を乘り出しと云、馬場末の事をおつぱと云、是今の馬九郎の詞にて、甚いやしき詞也、侍などのいふべき詞にはあらず、

〔吾妻鏡〈二〉〕養和二年〈○壽永元年〉六月七日丙午、武衞〈○源賴朝〉令出由井浦給、〈中略〉以股解沓差長八尺串、召愛甲三郎、令射給、五度射之、皆莫不中、而武衞令打彼馬跡與的下給之處、其中間爲八杖也、仍積此杖數、可定相廣之馬場之由被仰出、

〔武器考證〈十二〉〕竪モ横モ同ジ廣サナル故、相廣ト云フ、是ハ馬藝ヲ習練スルニ宜キ故ナリ、

〔安多武久路〈證〉〕或人問ひ給ふは、我朝にて、馬を調習する所を馬場といふ歟、此式はいかゞすべき哉、壽俊答て云、我朝のむかしより名目の出し事は、左右近衞の馬場をいふべき也、總じてむかしを考ふれば、公武ともに平原途中にて馬藝をこゝろみられし事と見えたり、漸く鎌倉殿の御時、馬藝けいこすべきには、相廣の馬場とて、四方同じ程のひろさにすべき事に定められし事東鑑に見えたり、すでに享保の比、相廣の馬場を御植留の東におかせ給ひて、諸士の馬藝稽古の場所とせさせたまふ歟、〈中略〉扨又こま、癖馬、其外馬の口むき足次など調習する場は、およそ六十間より二三百間にもする歟、ひろさは四五間にも七八間もあるべし、是らは異國にても調馬路などといふべきものなり、

〔海國兵談〈十五〉〕當世細く長き地面を馬場と名付て、馬を乘る所とすれども、是亦眞の馬場と云ものにあらず、眞の馬場は、狹きは方六七町、大なるは方百町にも構置て、馬而已に不限、人馬器械を備て練兵する所とす、是眞の馬場也、

埒

〔大坪本流馬道秘書 騎術〕馬場ヲ築事、東西モ吉トイヘドモ、南北ニ構タル吉、初テ乗時ハ、必ズ法式アリ、

本式ノ馬場ハ、三百六十四間横十二間也、追廻シ馬場ハ、百間、横四間也、中ノ土手ヲ鬭土ト云、總廻リノ土手ヨリ少シ下ク築ベシ、馬場ノ口、開ヤウニ習アリ、昔大名高家、馳ノ馬ヲバ此馬場ニテ並ベ、勝負ヲ爭ハレシコトナリ、

小庭ハ其所ニヨリテ間數ヲ定ルコトナリ、小庭トハ百間ヨリ内ヲ云也、縱バ九十間ノ場ナラバ、横六間ニ築ベシ、八十間ニハ横五間、七十間ニ横四間、六十間ニ横三間、五十間ニ横二間也、是ヨリ長サ詰リタリトモ、横ヲ詰ザル者也、〇中略

競馬ノ馬場殿ハ二町也、左右ニ埒ヲ結、大繩ヲ張也、〇中略

馬場ニ土手築事、高サ四尺ニ築者也、口傳、馬場ニ馬出シ開樣之事、東西ノ場ニハ、西ヘヨセテ隅ノ口ヨリ二拾間ホド置テ馬出シ口ヲ開ベシ、南北ノ場ニハ、北ヘヨセテ口ヲ開ル也、間數右同斷也、是ハ例式ノ馬場ノ儀也、長場ニハ馬出シ二所ニ開ベシ、口傳同、小庭ニハ、隅ノ口ヨリ六七間ホド置テ馬出シ口開クベシ、馬場ニ木ヲ植ル事、櫻柳楓松也、外ノ木ハ植ザル者也、小庭ハ謎所也、草木ヲ植ザル者也、四ツノ木ヲ植ルコトハ、例式ノ馬場殿ノコト也、馬場ニ砂ヲ敷コト、馬ノ蹄ノ入ホドニ敷ベキナリ、〇中略馬場ニ亭ヲ建ル事、東西ノ場ニハ、東ノ方ヘ寄テ北表ニ建ベシ、南北ノ場ニハ、南ノ方ヘ寄、東表ニ建テ吉、口傳、追廻シ馬場ニ亭ヲ建ル事ハ、眞中ニ建テ、四方掛放シニ造ル者也

〔倭名類聚抄 四術藝〕馬埒　四聲字苑云、埒、力輟反、與劣同、世間云、良知、戲馬道也、

〔箋註倭名類聚抄 二術藝〕馬埒、力輟反、舊力作乃、山田本昌平本同、今從曲直瀨本下總本改、與廣韻合、那波本亦作力、

〔說文解字 十三〕埒 卑垣也、从土、寽聲、力輟切、

〔類聚名義抄 六土〕埒 ラチ

〔下學集 上天地〕埒 馬垣也、日本俗作埒誤也、

〔悦目抄〕らちの内にくらぶる駒のかちまけはのれるをのこのぶちのうちから

〔安多武久路 譚〕總じてラチには、男埒女埒などゝて、ならひ有事也、

〔流鏑馬次第〕埒は兩方にあるべし、め埒を埒といふ、を埒は高く、め埒は低かるべし、射る時の馬手を、め埒といふ也、

〔大坪本流馬道秘書 禮術〕競馬ノ埒ハ、男埒ニモ非ズ、女埒ニモ非ズ、伏埒ニ結也、横結カ 其埒ノ高サ、土際ヨリ四尺、杭ハ三尺間ニ次能立テ、上一段ニ、生竹ニテモ又萩柴ヲ寄テモ結也、二通ハ結ヌ者也、

〔安多武久路 讀〕或人問せ給ふすべてラチといふは何にや、壽俊答て、ラチといふものは、場所の法量をさだむるためにする事なり、今の小土手といふもの、すなはち埒と云もの也、さるによつて小土手ある場には垣をゆふにおよばず、小土手は埒なり、小土手なく、疏ばかりの所へは、垣を結ふてラチとすべし、今の俗誤りて埒をせよとあれば、小土手ある所にも垣をゆひ廻す事、心得ぬ事也、されぱこそ唐國にて、かきの事のみを埒とはいはず、晉王濟、馬埒、謂於外作短垣繞之也、又埒小堤也、又封道曰埒、又淮南子、道有形埒、また廣韻、埒還也、堤也、また字彙、埒庳垣也など有をおもへば、ともに同じ事也、

〔類聚國史 七十三歲時〕大同二年五月辛卯、先是帝城北野、開新馬埒、以備馬射、　壬辰、鸞輿晨駕、臨御馬臺、大雨終日、埒地泥濘、四衛射畢、冒雨還宮、及乎後年、依無便復本處、〇武德殿

〔榮花物語 八初花〕五月三〇寛弘三年には、例の三十講など、上の十五日つとめ行はせたまひて、下の十五日餘りには、くらべ馬せさせんとて、土御門殿の馬場、はやらち。など、いみじうえたてさせたまふ、

〔吾妻鏡 七〕文治三年八月四日壬申、今年於鶴岡、依可被始行放生會、被宛催流鏑馬射手幷的立等役、

九日丁丑、鶴岡宮中、殊以掃除、今日造₂馬場₁結₂埒₁、仍二品〈○源頼朝〉監臨給、若宮別當法眼被₂參會₁、常胤、朝政、重忠、義澄以下御家人群參云云、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年八月十六日甲子、流鏑馬以下有₂馬場儀₁、廷尉貞員、候₂埒門邊₁、〈具₂子息定範₁〉

〔競馬記〕古記云、〈○中略〉埒株貳百貳拾一本東方、又貳百十九本西方、以上四百四拾本、天文十一年五月ニ沙汰有之、兵口書物ノ奥ニ書付有之、

〔倭名類聚抄十居處〕武德殿、在₂宜秋門以西₁、俗云牟萬岐止乃、

〔倭訓栞前編三十二〕むまきどの　武德殿をいふ、〈○中略〉馬埒殿の義なるべし、

〔拾芥抄中末宮城〕豐樂院〈八省西、天子宴會所、謂₂之馬埒殿₁、〉

〔源氏物語九葵〕けふも所もなく、たちこみにけり、〈○賀茂祭〉馬場のおとゞのほどにたてわづらひて、上達部の車どもおほくて、物さわがしげなるわたりかなと、やすらひたまふに、〈○下略〉

〔花鳥餘情六葵〕おとゞやと云物也、乙殿屋とて、左右の馬場にあり、五月の騎射の時、中少將の著座する所也、

〔源氏物語二十一をとめ〕東おもては、分てむまばのおとゞつくり、らちゆひて、五月の御あそび所にて、〈○下略〉

〔河海抄九乙女〕馬場殿、埒、〈五月ハ馬ノ月ナレバ、夏ノ方ニ馬埒スル也、〉一説云、乙殿歟、第舍ヲ、ヲトヾト云也、殿有₂甲殿₁有₂乙殿₁、又寢殿ヲ、ヨルノオトヾト云ガ如シ、

今案、此義不然、野分卷ニ、寢殿ヲオトヾノカハラト云リ、乙殿ニアラザル歟、只殿ノ字ノ訓、オトドト云故也、人ヲモ大臣ニアラザレドモ、ヲバオトヾナド云也、殿字ノ訓也、

〔おもひのまゝの日記〕六月廿日ころ、いとあつき比なれば、いづみもてあそび給ふとて、二條の家に行幸有、〈○中略〉あくるあした、北の馬場のおとゞにて、殿上人ずいじんのけいばあり、腰輿にてぞ

ばゞ殿へ行幸あり、殿以下みなあゆみつゞかせ給ふ、ばゞのやは、にしひんがしへ、をかしくつくりつゞけたり、

〔類聚國史七十三歲時〕延暦十四年五月辛未、御馬埒殿觀騎射、

〔類聚國史七十三歲時〕弘仁九年五月戊子、御武德殿觀騎射、

〔大內裏圖考證五〕武德殿

按、以前稱此殿曰馬埒殿、又曰馬場殿、至于此始曰武德殿、

〔扶桑略記二十五裏書〕承平四年六月廿九日、於神泉馬出殿、試右衞門志貞直、內藏史生宗良、左近衞常陰等之弩、爲遣海賊所也、

〔類聚符宣抄一〕左辨官下賀茂別雷社司

應慥加守護社修造雜舍等事〔中略〕

馬場殿〔檜皮葺五間齋院御在所舍一字　檜皮葺三間御膳所舍一字　檜皮葺十間馬立舍一字　板葺三間御輿宿舍一字　檜皮葺四間細殿舍一字〕

右中納言源朝臣伊陟宣、〔中略〕方今修理重年、破損無程、〔中略〕今須若大風地震之外、重致盜失損壞之聞、卽以社司、全令修造者、宜承知、依件令守護、不得疎略、

正暦五年五月廿三日　少史安茂忠奉

〔左經記〕長元四年四月廿六日癸卯、及辰刻令出給、〔藤原賴通、詣賀茂社、中略〕及亥刻競馬幷勝負樂舞了歸御、今日下社馬場舍、兼日仰木工修理職等被仰云々、又敷設裝束自殿被儲、上達部幷所々饗、皆自殿被召仰可然之人々、又馬出幄各二宇〔一乘尻料一字馬料〕幷屛幔等、各方頭等新調立云々、自餘幄幔敷設、皆是諸司所儲云々、上社馬場屋〔本自所立也〕裝束、又本家所儲也、饗等是諸司任例所儲也、所々幄幔、同諸司儲之、馬

出幄等不立云々、

〔榮花物語二十三こまくらべ〕はかなく九月にもなりぬ、關白殿高陽院どのにてこまくらべせさせ給て、行幸行啓あるべき御いそぎあり、○中略寢殿の○中略東のたいをやがてむまのおとゞにせさせ給て、そのまへに北みなみざまにむまはせ給へり、

〔榮花物語三十七煙の後〕さくらのえもいはぬさかりに、馬場殿に、月のあかき夜、中宮の女房ゆきて見るに、いくへともなくさきこゝのほりたるは、雪のふりかゝれるにたがふ事なし、

〔定家朝臣記〕康平四年四月十一日甲子、早旦向賀茂下社馬場、左右方屋如恒、左東、右西、左方屋北去三許丈、立七間假屋、爲上卿見物所、埒東頭中央立十丈幄、爲諸大夫座、

〔台記別記〕仁平三年十一月廿六日辛亥、今日詣春日、廿七日壬子、今日競馬、○中略馬場殿、馬西行立五間四面黑木屋、北面中央構階、○中略黑木屋前庭有潺湲、構黑木橋、當黑木屋北階、紅欄橋、當諸大夫座舍、已上寺家造營、潺湲北邊構埒、社司構之、東西行、以西爲馬出、以東爲馬駐、當黑木屋開埒門、廣一丈餘、還城樂了褰之、若及夜陰、南北埒門外立杜松、馬出埒南北、各立五丈纐纈幄一宇、各方舍人諸大夫構之、左南北並東西妻、爲左右乘尻並舍人候所、東三箇間爲舍人座、座無疊、西二箇間爲乘尻座、備疊、其西去二丈許、南北各立六間二面板屋一宇、寺家造之、左者左方屋西南、右者右方屋西北、並東西妻、爲立左右乘尻馬之所、

內馬場

〔北山抄一〕四月十二日內馬場造事、若止五月節、宣旨下所司、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡內馬場埒料、楉二百四十荷、葛二十荷、其用途並充府物、自四月十二日、始掃除幷造埒、

○按ズルニ、內馬場ハ、武德殿前ノ馬場ヲ云フ、

衞府馬場

〔河海抄五葵〕左近馬場、一條西洞院、右近馬場、一條大宮也、

〔江家次第六七月〕施米事

使受料物班給

幕府馬場

東手愛宕寺　北手右近馬場　西手右兵衛馬場、無復奏云々、

〔百練抄四花山〕寛和二年三月十日、右近馬場可改南北之由宣下、

〔今昔物語十九〕下野公助爲父敦行被打不逃語第廿六

今昔、右近ノ馬場ニシテ手番行ヒケルニ、中少將數馬場ニ著タリ、其日下野公助ト云フ舍人、前ノ口口ニテ馬弓射ケル、極タル上手ニテ、例ハ吉ク射ル者、何ニシケル事ニカ有ケム、今日三ノ的ヲ皆射口シツ、公助ガ父敦行ハ、政ノ將監トシテ馬場ノ大臣(オトヾ)殿○大ニ居タルガ、極ク愛スル子、的ヲ口ツルヲ見テ、色形モ无ク成テ、沓ヲモ履不敢シテ、馬留ノ方樣ニ走セ行テ、○下略

〔今昔物語二十八〕右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、○中略既ニ其ノ日ニ成タレバ、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各ノ一○本无ノ字渡リヌ、殿上人ハ微妙キ襴(ナホシ)姿ニテ車ニ乘リ列テ、集會ノ所ヨリ渡ヌ、其ノ集會ノ所ヲバ兼テヨリ定メタリケレバ、各宵ニ集ニケリ、其ノ所ヨリ大臣屋ヘ渡ル有樣不可云盡ス、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向樣ニ、錦ノ平屋ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ綿ヲ引廻シテ、其ノ内ニ種合セノ物共ヲバ悉ク取置タリ、出納小舍人ナド平張ノ内ニテ皆此レヲ俸ツ、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ、左ハ南、右ハ北ニ別レテ皆著並ヌ、藏人所ノ衆、瀧口モ皆別レテ皆著並ヌ、

〔長秋記〕長承元年五月十五日甲戌、未刻參內、○中略大臣仰官人召取文云、次第下之史、秉燭大辨開文讀之、○中略右兵衛督定申云、○中略鳴御祖社司所進寬仁二年官符、一郡皆進、其狀云、於社領寺領幷氷室寄人右近馬場守等作田、比叡山四至等免除、其外雖私人領、於三代國司免除所兆自守云々、

〔吾妻鏡八〕文治四年十月廿日壬午、景能、此間於鶴岡馬場邊構小屋、　十一月一日壬辰、鶴岡宮馬場木、無風而顚倒、

〔總見記二十一〕爆竹輿行附自異國黑坊主來朝事

同日〇天正九年正月一日安土御構ノ北、松原町ノ西海端ヘ付テ、御馬場ヲ築カセラルベキ由仰出サレ、奉行トシテ菅屋九右衛門、堀久太郎、長谷川竹、仰付ラレ、御普請有之、

〔紫の一本下〕馬場

傳勢町　此まちの名主を高木源兵衛、富田半七といふて、則公儀の馬方也、町の北の方に馬場有、〇中略　本所　無緣寺の北にあり　淺草　觀音の北、裏門の先に有り、　和田倉　不明御門と和田倉御門との土手の下に有　小日向　築地赤木明神の下にあり　小石川築地

市谷見付御門の內　赤坂築地　芝　高田追廻しの馬場、八丁有といふ也、此外近く出來たる廣小路馬場等、數多あれ共略之、

〔江戸名所圖會一〕馬場　馬喰町三丁目の西北の裏通にあり、江戸馬場の中、最も古し慶長五年關か原御陣の時、御馬揃ありし所なりと云傳ふ、御馬工郎高木源兵衛是を預り奉る、

〔嬉遊笑覽四武事〕此馬場〇傳勢町馬場は以公命、土屋忠兵衛繩張し長四町餘、追廻し馬場なり、御小性組、御書院番、大御番、日を定、一組ヅヽ乘、頭々見分あり、馬喰町の馬場は江戸の中にて最もふるき處と見えたり、寛文の頃、車力重右衛門といふ者、この馬場を町家にせむ事を願ひしに、是は關東御打入の時、御見立有て、七尺地下に、かきがらを五尺突込せて、其上に砂を敷せられし馬場にて、御代々改めざる場所なれば、願ひ不屆なりとの事のよし、明良洪範にいへり、此書誤多ければ信じがたけれども、いづれ古き馬場にては有なり、

〔營中御日記〕寛永十三年三月三日、牛込高田馬場成就ニ付、明後五日、可被爲成被仰出之、

〔江戸名所圖會十二〕高田馬場　同じ北の方にあり、追廻しと稱して二筋あり、竪は東西へ六町に、橫の幅は南北へ三十餘間あり、相傳ふ、昔右大將賴朝卿隅田川より此地に至り、軍の勢揃ありし

舊跡なりといへり、土人の說に、慶長年間、越後少將忠輝卿の御卧堂高田の君、遊望の設として開かせらるゝ所の芝生なりしが、寬永十三年に至り、今の如く馬場を築かせ給ひ、弓馬調練の所となさしめらるゝとなり、

〔誠齋雜綴乙卯三〕安政元年甲寅十二月二日、伊勢守殿、中川飛驒守江御渡、

神田橋御門外一橋御門外明地

右者是迄、多分鳥飼付之御場所に候處、向後一橋御門より神田橋御門寄之方、一棚ニ圍込、諸家幷御旗本之面々、騎戰調練之場ニ被成下、雉子橋寄之方ハ、縱橫ニ馬場を取、是亦諸向調馬之場所ニ被成下、繁勤之向ニ而も、登城之往返ニ立寄、稽古出來候樣可致旨、被仰出候間、得其意、場所取建方之儀、向々へ可被申談候、尤御城火除地之儀ニ付、聊之建物者、不苦候得共、廉立候休息所等、取建候儀者難相成、外圍之儀も、御入用不相懸樣、生垣等ニ而質素ニ出來候樣可被取計候、

右之通、海防掛御目付へ相達候間、得其意、委細可被申談候、

〔江戶名所圖會一〕護持院舊地　神田橋と一橋との間、御溝の外の芝生を云、此所は大塚護持院の舊址なり、〇中略林泉の形殘りて頗る佳景なり、夏秋の間は是を開かせられ、都下の人こゝに遊ぶ事をゆるさる、冬春の間は、時として大將軍家こゝに御遊獵あり、故に此所を新駒が原とも唱ふるとなり、世俗は護持院の原と呼べり、

〔惇信院殿御實紀七〕寬延元年六月十日、宗對馬守義如に、兼てうち〳〵の仰によりて、義如より望みこの日東叡山にて、韓人に步射騎射を演せしむ、山の車坂の下に、長さ百八間、幅六間の地を射圃となし、又同處より屛風坂の方にいたる、長さ百六十間、幅六間の馬埒を施し、傍に棧敷を構へて、みな見る事をゆるさる、

〔大坪本流馬道秘書禮術〕馬場祭之事

馬場祭モ、保食神ヲ祭也、生竹ヲ長サ一尺二寸ニ切テ、牧大明神ト書テ、兩方ノ隅ニ立ル也、○中略扱馬ヲ引出シ、開(アキ)ノ方ヘ向、乘トイナヤ、六合祓之策ヲ打テ、牧大明神、大己貴尊、熱田、八幡、鹿嶋ト、神オロシテ、人馬繁昌、馬場長久ヲ祈ルベシ、口傳、馬場中ハ國始之庭、兩隅ハ所始之庭ヲ乘也、又場中ヘ乘寄テ、庭始之庭ヲ乘テ、其後式法ヲ乘也、乘納ル時モ、開(アキ)ニ向テ下ル也、勿論陽馬ヲ以テ先乘トスル也、口傳、

〔扶桑殘葉集十六〕筑後國山門郡本郷馬場記

つはものゝ道、かた〴〵にわかれ、ものゝふのわざ、さま〴〵におほかる中に、弓と馬とをしも、むねとせることは、遠きにおよび、あたをほろぼさんには、弓にしけるものなく、さかしきをわたり、かたきをくだかんには、馬にしけるものなければなり、しかはあれど、千尋いわたす矢の力は、かのひとりふたりのあしがるをたひらげ、やつをふみこゆるひづめのいきほひは、そのもゝちの軍をもやぶりつべければ、猶馬はするわざを、さきとしてこそ、もろ〳〵の兵のとさもまさるべかめれ、今守の君、○中略御みづからをはじめ奉りて、さぶらふ人々まで、兵の道を明暮にならひきはめ、そのしなのよきあしきけぢめを定めさせたまふ中に、馬はする道をなん、とりわきておもくせさせ給ふ、矢島行隆、清水隆官、今村備辰等、その道にたへたるに、たばからせ給ひて、ことしみさかひのうち、本郷といふところに、うまばをつくらしめ給ふ、四箇所通久そのことをうけたまはり、坂井種長これがすけとして、只ふた月ばかりのほどに、めでたくつくりはてつ、かくておぼしゝも杰るく、いきをならべ、たづなをかはす人たえず、あぶみの音、蹄のひゞきも、所えて聞ゆるをわたらせ給ひつゝ、御覽するまゝに、此わざの光そふのみにあらず、大かたものゝふの道、いやさかえて、遠つみおやの御いさをしも顯はれ、ひろきみさかひのうち、たひらかにをさまりなんことを、みこゝろゆきて、おぼしめしよろこばせ給ふことかぎりなし、かくつくりおかせたまふ

はじめをえるすべきよし、成章におほせごとあれば、はふ蔦のつたなきをもかへりみず、霜にくちぬることのはをえらびてたてまつることは、〇中略御さかひの人ごとにかたりつぎつゝ、かしこき御おきてをあふぎて、ふかき御いつくしみをえれとなり、

寶暦八年戊寅九月　　　藩臣平安富士谷成章謹撰幷書

古事類苑

武技部十四

競馬

古事類苑

武技部十四

競馬

競馬ハ、古ハクラベウマ、コマクラベ、又ハ、キホヒウマトモ云ヒ、後世ハ字音ヲ以テ、ケイバト稱ス、續日本紀、三代實錄、延喜式、類聚國史等ニ、走馬、競走馬、競馳馬等アリ、亦競馬ヲ稱セルモノニテ、後世神社ノ祭祀ニ行フ走馬トハ自ラ異ナリ、其法馬場ノ本ニ馬出アリ、馬場ノ末ニ勝負ノ標桙アリ、此間ニ於テ左右二騎、各〻角走シテ先ヲ爭ヒ、標桙ノ下ヲ以テ勝敗ノ標準トス、左右各〻方人アリテ、勝者ニ纏頭ヲ與フ、番數ハ時ニ由リテ一樣ナラザレドモ、大抵十番ヲ以テ程限トス、騎者ハ鉦鼓ニ從テ進退シ、一騎先ヅ出デヽ敵ヲ待チ、一騎後ヨリ之ヲ追フ、前者ノ勝ヲ儲勝ト云ヒ、後者ノ勝ヲ追勝ト云フ、二騎遲速ナキヲ持ト爲ス、別ニ十列ト云フアリ、トヲツラト訓ス、亦一種ノ競馬法ニシテ、十騎一時ニ並ビ馳セテ、其遲速ヲ爭フモノナリト云ヒ、或ハ二騎ヅヽ十度列リテ馳スルコトニテ、十番ノ競馬ナリトモ云フ、又競馬ノ必勝ヲ佛ニ祈請スルコトアリ、之ヲ鞭加持ト云フ、

凡ソ毎年五月五日六日ノ節日ニハ、天皇武德殿ニ御シテ、左右衞府ノ騎射、及ビ競馬ヲ覽給フ、親王以下群臣各〻走馬ヲ獻ジ、衞府ノ舍人ヲシテ、左右方ヲ分チテ相競馳セシム、前一日騎者ノ名簿、馬ノ毛色ヲ奏スル事アリ、當日ニハ馬出勅使、標勅使ヲ命ゼラレ、左右馬寮ノ官人ハ、標下ニ就キテ各番勝負ノ丈尺ヲ注シ、或ハ籌ヲ以テ左右全番ノ勝負ヲ算ス、事終テ勝方

名稱

ハ樂ヲ奏シ、負方ハ當年十月ニ至リテ物ヲ獻ズ、之ヲ輸物、又ハ負物ト云フ、此日天皇復紫宸殿ニ出御アリテ、宴ヲ張リ樂ヲ奏シ、祿ヲ賜フ等ノ儀アリ、抑、五月競馬ノ史ニ見エシハ、文武天皇ノ大寶元年ヲ始トシ、輸物ノ事ハ、淳和天皇ノ天長四年十月ニ見エシヲ始トス、而シテ五月節日ノ禮典、及ビ其興廢等ノ事ハ、騎射篇ニ詳ナレバ、此篇ニハ專ラ競馬ノ式ニ係レル事ノミヲ收載セリ、

又臨時競馬アリ、天皇及ビ上皇、離宮等ニ行幸アリテ、臨時ニ競馬ヲ行ハシメ給フヲ云フ、又路上競馬アリ、公卿大臣ノ第宅ニ於テ、私ニ競馬ヲ行フコトアリ、其儀大抵五月競馬ニ同ジ、其他神社ニモ競馬アリ、中ニ就キ賀茂ノ競馬ハ殊ニ著名ニシテ、堀河天皇ノ朝競馬料トシテ、二十箇所ノ庄園ヲ寄附セラレシカバ、其儀極メテ盛ナリ、朝廷五月節日ノ禮典、漸ク衰フルニ及ビテハ、競馬ノ式、自ラ此社ニ移ルニ至レリ、毎年五月一日、馬ノ足揃アリ、同五日競馬アリ、騎者ハ社人ノ壯丁ヲ擇テ之ニ充テ、左右二十騎ニシテ、左方ハ赤袍、右方ハ黑袍ヲ著ケテ勝負ヲ競フ、其儀大抵、五月競馬式ノ如シ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕競馬附標　本朝式云、五月五日競馬、和名久良閉宇麻立標、標讀師米

〔類聚名義抄四几〕競馬（ケイバ）クラヘウマ

〔下學集上神祇〕競馬（ケイバ）五月五日事、擬二支那競渡一、

〔年中行事秘錄三〕加茂の競馬の事

近世長崎大波戸といふ方、一里の入海にて、五月五日六日兩日、水馬の大興あり、是中華に所謂競渡也、略〇中下學集には、日本の競馬は、是に擬へし事也と云は誤り也、中華にても、端午日、馬を走らしむるを踏柳といふと文昌雜錄に見えたれば、日本の競馬に似たる事にて、柳の木を境として勝負する成べし、

〔秇苑日渉 六〕五月五日謂之端午、〇中略是日賀茂廟前走馬、謂之競馬、〇中略月令廣義曰、文昌雜錄、五日走馬、謂之躤柳、今天下營門材士、五日籠鳥於旗竿、走馬用射、亦曰札柳焦氏類林、躤音札、山堂肆考曰、文昌雜錄、軍中以端午日、走馬爲躤柳、躤音札、〇中略彭公筆記曰、五月五日、賜文武官走驃騎于後苑、其制一人騎馬、執旗引於前、二人馳馬繼出、呈藝於馬上、或上或下、或左或右、騰躑蹻捷、人馬相得、如此者數百騎、後乃爲胡服臂鷹走犬圍獵狀、総場俗名曰走解、而不知所自始、豈金元之遺俗歟、今每歲一擧之、蓋以訓武也、觀畢賜宴而回、日下舊聞曰、端午天壇中有決射者、蓋射柳遺意、北京歲華記京師最重午節、天壇淤人極盛、聯鑣飛鞚、豪門大估之外、則中官輩、競以騎射爲娛、蓋皆賜沐請暇而出者、內廷自龍舟之外、則修射柳故事、其名曰走驃騎、蓋沿金元之俗、命御馬監勇士、馳馬走解、不過御前一遏迅捷而已、

〔藻鹽草 十六人事〕競馬

きそひ馬 競の字なきそふさよむ也 きおひ馬のつゞみ〇中略註 駒くらべ おくれさきだつくらべ馬〇中略註

こまのらんじやう まけいばに右のかちたる時は、このらんおやうなする也、源氏、

〔倭訓栞 前編久八〕くらべむま 競馬をいふ、今は音をもてよべり、〇中略今賀茂にて行はる、其裝束の赤黒は、打毬樂狛鉾の裝束を用ゐられしとぞ、年中行事に、きそひむまとも見ゆ、

〔夫木和歌抄 二十七雜〕御集無常心を　　花山院御製

たゞさばしおくれ先だつくらべ馬のはしりぞならぬ世にはあらずや

〔枕草子 八〕むねつぶるゝもの　くらべうま見る

〔倭訓栞 中編五〕きほひむま 競馬をいふ也、〇中略走馬とも見えたり、

〔夫木和歌抄 二十七雜〕競馬　　源仲正

きほひむまのつゞみに我をうちこめていだしもはてぬ世にこそ有けれ

競馬組

〔七十一番歌合〕六十三番

暮るまで待をくれたるきほひ馬心ならずや月にのるらん

おひ馬のをくれはてたる我なれや取つきがたき戀もするかな

〔貞丈雜記十二武藝〕一競馬と書て、くらべ馬とも、きそひむまとも、きをひ馬とも、こまくらべとも云也、是は馬場に埒をゆひて、二騎づゝ乘入て、遲速の勝負をあらそふ也、鉦鼓に隨て、二騎一同に並びて馬をはせ出す也、馬場末に標を立て、此標をはやく乘り越たるを勝とする也、標とはゑるしに木を立置也、ゑるし木とも、勝負の木とも云、競馬は公家に專ら行れて、武家には行はれざりし、但し鎌倉賴朝卿の代にも、鶴岡八幡の祭には、毎度に競馬有りし事、東鑑に見えたり、作法公家に故實あるべし、

〔安多武久路〕競馬といふ名目は、和漢ともに有、〇中略按ずるに、我朝の昔、朝廷にては、六衞府ならびに左右馬寮の乘尻、その乘手とす、これは二騎づゝ、馬を馬場本の左右にならべたて、、鉦鼓にゑたがひて、二騎一同に馬を一さんに馳て、其遲早によつて勝負を決す、早く追越たるを勝とし、遲く乘おくれたるは負也、賴基卿の歌に、我がこまとけふにあひくるあやめ草おひをくるゝやまくるなるらん、と有も、こゝろはちがひあれども、こと葉は競馬の事也、又左右遲早なきを持とするなり、扨又馬場の末に標を立て、馬の足次を計る也、是を印木とも、勝負の木ともいふ歟、總じて公家にては、此勝負にまくる事をことに耻とするゆゑ、乘手は命にかへ、勝負をあらそふ事也、其事今昔物語著聞集等にあらまし見えたり、しかしながら關東武家にては、さして勝負をあらそひ決すといふ事とも見えず、東鑑にも文治五年四月三日鶴岡の祭、馬長、流鏑馬、競馬三番、次に三崎の社の祭、流鏑馬、競馬三番とあり、其後もけいばの事見えたれども、三代將軍家〇源實朝の比は、勝負をあらそひし事は見えず、賴嗣將軍の御代、建長八年八月十六日、神事競馬のありし時は、武

士と隨身と勝負を決せし事見えたり、是は賴嗣卿は、京都下向の御事なれば、公家の競馬をうつされし事なるべし、按ずるに、公家のごときけいばのあらそひにおいては、無理のけがあるなれば、勇士の好まざる所にして、無益の事也、

〔大坪本流馬道秘書（禮術）〕競馬

競馬儲勝ノ古實ハ、正曆二年五月廿八日、攝政右近馬場ニテ、十番ノ競馬ヲ見給ケリ、○中略敎行、儲勝ヲ含テ策ヲ打、衆時、續テ行、手綱ヲ早ク放シヤシタリケン、馬足ニ懸ラント思ヒ、湯髮ニ下テ取直ス隙ニ、敎行、乘通シテ標下ニ著テ策ヲ揚ゲ勝ケリ、此品ヲ儲勝トハ知ルベシ、競馬持ノ古實ハ、秦公景、下野敎景ヲ以テ證據トスル也、承安元年五月五日、○中略公景ハ儲上手也、敎景ハ追上手也、公景、先進テ行、敎景追テ取組テ勝負分ラズ、馬場末標下マデ共ニ通リニケレバ、○中略敎景公景等シク持タリ、興アリトテ院ノ召次所ニ兩人トモニ進メ仰下サレケリ、此等ノ類ヲ持トハスル也、競馬追勝ノ故實ハ、承元二年、新日吉五月會ノ五番ノ乘尻ニ、○中略高遠モ必定勝ヌベシト思ヒ、勇進テ前ニ立タリ、國文、追テ高遠ヲ引落ス、高遠落サマニ國文ガ馬ノ七寸(ミツキ)ヲ執テ引居エントス、國文、馬ノ功ナル者ナレバ、手綱ヲ捨、鞦ヲ押外シテ、平首ヲ打テ走ケリ、高遠、鞦ヲ持ナガラ尻居ニ倒、國文ガ馬、鞦ナク弦折ニテ飛行ヲ、○中略高廳九郎折合、國文ガ馬ノ平首ニ抱付テ、棧敷ニ押當テ止メケリ、國文、勝テ策ヲ揚ケレバ、叡感アリテ祿二領ヲ給ケル也、○中略競馬心得ト云事ハ、勝タリト思フモ負ニナルコトアリ、負タリトテ早ク策ヲ捨モ惡キ也、建仁三年十二月廿日、北野宮寺ニ御幸有テ競馬アリ、○中略敎文ハ久清ガ上手ナルヲ知テ、前ニ立テ追出ス、馬善走テ標下ニ著、勝タルト心得テ、策ヲ揚テ指シテ、勝負ノ桙ノ本ニテ、安堵シテ見歸ル所ヘ、間トク久清追著テ、敎文ガ襟ニ手ヲ掛テ、敎文ヲ引落シテ久清勝ニケリ、爰ヲ以テ見ル時ハ、勝タリトテ油斷ハ負トナル、負タリトテ策モ捨ガタキトハ此事也、

競馬法

〔江家次第十九〕臨時競馬事

凡競馬者、有種々樣、唐八部外馬不乘之、遲長不入之名也、八文字表手下手馬、其儲事如八字、敢荒凉不向馬場末之故也、秦兼方爲外馬請向馬場末、背前例云々、凡折馬者、左必折左、右必折右、但右馬亂之時不此限、空馳外馬、獨馳到馬場末也、不可過二度云々、若及三度者、處負不全馳、下野敦季、十度馳之、故經信卿、被稱不合者、十列相廣、各付埒乘之、高助延、好之折懸外馬、返北到敵馬首、更折馳南也、多爲敵被追之、秦正延好之、秦武方云、是不便體也、正近相武方、十度折之、武方一度不能追之、下野助友曰、有能出折懸之馬、荒凉不可折懸尻、互自敵馬後伺短追之也、先向北見上、凡競馬者、出之後有百術、況未出之間哉、或以鞭指馬腹、又指尻、然而敢不打敵馬面、以鞭遮敵馬面或轡、敵馬取轡之時、或引廻、自引覆以取外方轡爲吉、以取折懸胸爲吉、又以搔頸爲吉、取腰以後之時不留、近俊爲助友被引落、引留助友馬立、助友爲貞保被突落、引留貞保馬立、競馬者是競馬也、非競人、仍以留馬爲負、以先馳馬爲勝、見寛平御記、近重勝、助友落馬死、貞時負、武忠落馬死、茨田相平、依無隙僞乞水、飲之以杓打馬勝之、土師乙瀧、乘右馬寮鹿毛、此馬腋有餘肉、當見物之時、馬狂奔不能制、此事人不知、乙瀧得其意申請乘之、相朱雀院御馬勝之、渡御棧敷前之間、取敵馬渡、人恐勝院御馬之由、而院後日召之給祿、尾張氏與播磨氏、代々爲敵、尾張遠望、相播磨武仲、武仲相遠望子安居、安居相武仲子貞理、貞理相安居子兼國兼時、貞理曰、相兼時之時、思先祖秘說今日可乘之由、相兼國時、構思不可負之由、貞理與兼時相會七度、四度貞理勝、二度兼時勝、一度持、兼時相貞理子保信、依陳世諷諫不勝負、兼時乘宮城會敦行、兼時度々脫鐙、以不落爲賢、遂負畢、此日向敦行曰、負者入何方哉、感此詞纒頭云々、物部武文、朱雀院競馬、天曆聖主〈村上〉被仰云、此男者將來乘尻也、保信與武文、度々相會八幡競馬之時、武文勝、花山院、京極殿御行競馬、保信勝、先是兼時外孫下野公時、習右競馬樣於保信、保信不祕授之、兼時說云、若負武文者、是手綱長也、可縮一寸、又曰、競馬者見上手面、難相競馬之間、保信欲出、兼時搖頭、次兼時打埒、保信

不論左右馳之得勝、兼時後日曰、武文馬、好向馬走、而右足在上、仍令追也、武文後日晚景、於左府拔刀突、兼時云、欲報一日恨、此日兼時、見保信密云、可空馳、保信不聞空馳、兼時又云、可結腹帶、保信不聞結之、兼時又云、可令出屎、保信不聞留馬令出屎、兼時又曰、可入内、保信又不聞入内又不出、兼時曰、保信競馬、已以究竟、三條院行幸、競馬二度、保信又勝、武文見老屈、爲令盡力久不快、下野公助難云、如此久乘者、武德院競馬如何、入道殿（○藤原道長）今度召武文、夜令候御隨身所、明日日出之間、渡馬場殿給、召公時被相、年齒如孫、乘途如子、武文爲公時、雖埒被押排、武文絕左鐙、是爲令人不知曉所被相也、而馬場末有人、纜頭公時、是實資大將也、公時曰、行幸之日、不可有如此事、入道殿大驚、可被著座之由被仰、不請左右逃避、行幸之日、雖付武文馬足、保信待馬足振追之云々、

京極殿馬場、樹蔭從埒、馬到此僵不出、武文負公時者、是故也、後以公時被相保信、保信知樹景打過立、公時不追、入道殿問其故給、公時申曰、保信者、方上手也、而故貞保云、保信爲公時被追、二度負云々、故長經朝臣、打競馬鼓頗有偏頗、是國負畢、是國來鼓下、放言長經曰、君心操如此、仍不被昇進也、明理行成者、當初殿上一雙也、一人者、大納言在殿上、一人者、在地下打鼓、有人曰、何依嘗長經喚公卿名哉、春日競馬、正近公忠一番之時、兼房打鼓、又爲公忠被咎云々、近江栗毛者、則忠卿、爲近江守之時、所出來駿馬也、其體似馱、走時足付腹、公時乘馳之、兼時曰、何以馬足秘我手、公時曰、至于一顯者所惜也、惟敦爲上野守、獻別栗毛、爲令勝於近江栗毛、多與物於正近、正近乘近江栗毛、負別栗毛畢、保信自播磨國上洛、參入道殿、被仰曰、近江栗毛負別栗毛畢、保信申云、雖有勝近江栗毛之馬、乘人不可候、入道殿被仰可試之由、保信試別栗毛曰、敢不可有事也、四尋許内、別栗毛一蹀、已劣近江栗毛、被取右方殿上競馬之時、宇治殿（○藤原頼通）爲右、以仍所被押取也、於右近馬場試之、左方令伺見之、歸來云、不知子細、焉付埒阿津加飛渡、是乘近江栗毛之者焉也、道方卿、居殿上小板敷、正近公忠居其前、道方云、保信武文、以何爲勝、正近云、保信與正近日々幸也、至于武文者、相會内競馬六十度許也、出窮之由雖存心、已在前

云々、正近去後問公忠、公忠云、正近所申不當、武文者尋常上手也、於保信者、鷲尾老懸鞦辻總乘之也、手綱者如委蛇、一尺勝者、一尺勝渡馬場、一寸負者、一寸負渡馬場、神妙者也云々、公忠謂保信曰、若競馬之時、三度令搖馬面如何、保信曰、僕取鞭在埒內、所為事、万事可被信、不可被口入、至于惡馬事者、可被口入、公忠以其為一生面目、以惡馬被許之故也、

宇治殿御說、昔有駿馬、負競馬、怒欲殺其乘尻、逃到坂東成神、

又昔有駿馬、競馬之時、有欲越敵馬之氣色、試馳驅之、飛巾子上云々、故隆方朝臣曰、打鼓之時、可打中心、為仲打鐙落埒云々、隆方朝臣、為鼓勅使、一度者乞主殿司著紅粉、一度者飲酒、為色不青也、表非臆病之由歟、故泰憲卿曰、競馬勅使、乘尻鞭、與勅使鼓、一度以打合為事、競馬之間、多無隙枕御屏風、若為風被吹倒者、令近衞次將立之、當日不盡者、後日多覽後番、次有勝負舞、此次或覽近衞騎射、帶刀騎射、要僞東遊等、在別記、

武文為三條殿〈○藤原能長〉隨身、令申曰、明日競馬、可相殿御馬如何、大臣云、用意可乘、此日不敵勝畢、三條殿被追却武文、武文云、出馬之後、忌後勘當、春日競馬、近俊公武相會、其日公武乘節丸、延近敦近俊云、節丸者、性惡馬也、近寄者、如蹈敵馬歟、其時可追、果如其言、下野敦友與播磨為則相會之時、敦友先馳、隆方朝臣曰、如此時可打鼓如何、予〈○大江匡房〉曰、勅使打鼓之後、可馳右馬也、仍打之、稱競馬違者何間予哉、

故源右府〈○顯房〉說、自古以來、以相撲為不定事、以競馬為一定事、勝者必勝也、而衆時負賴正、如何、正近與公時相會兩度、一度設、一度追、公時取正近於馬場前放之、中絕一丈許、殿上競馬之時、公時勝正近、今年右方、以非常為業、入道殿不堪忿怒、徒跣走歸寢殿給、是左一番、以異樣舍人令乘駄馬出之故也、上臈諫申給曰、未聞雖腹惡一大臣徒跣而走、仍又渡馬場殿給、藏人頭二人在左方、仍每事右方無便宜、右方員負、舞納曾利、入道殿怒被縛納曾利、吉連者、見氣色不改裝束騎馬逃、正方驚逃入人中、全青鬼

登有隱哉、遂被縛付埒、春日競馬、宇治殿隨身皆悉負、一番公忠負正近、二番武方負助延、三番貞保負武重、四番公武負近俊、宇治殿、大攀緣欲入給、人々申曰、御覽並五番助友、可令入給、助友於馬場殿前引落助武、又籠其馬渡、上下大感、不論左右、皆悉纏頭助友、自餘日暮不乘、賀陽院、冷泉院、後冷泉院御時競馬、近重助友相會、勝負不分明、但有左理歟、助友自馬場東渡時欲歸、左大將被追返、今日鼓、春憲也、左一番公武負兼武、

七外又三〇又三一本無有三様

盤折（フミヲリ）是常有儀、馬尻、隆方朝臣與助武乘、助武曰、雖近儀不能出給、仍自馬下事、宇治殿問給曰、隆方終日、屈助武之馬尻、從、

鼻競（ハナクラベ）二人共、久不勝負之間、有御令他近衞引二人之馬鼻、一度令出也、

隱鞭（カクシムチ）竊策馬、有理者馳、無理者止也、尙如品態、

凡鞭競馬、無鼓以後馬策爲期、兩三度雖競馳、不策時非勝負、十文字者、外馬斜渡內馬道也、

〔吉部秘訓抄五〕六條三位經家卿談競馬作法包丁等習傳事於經房卿事

經家卿談云、有二藝、一者競馬一番作法、顯季卿傳助友之說、顯季敎顯輔、顯輔敎重家、重家敎經家、相承敢無不審、又無傳習人、近衞舍人之中、分明不知之、敦助ニハ經家所敎也、可注申之由奉院宣事也、

〔競馬記〕くらべ馬は、馬居口ぬれば、鞭打れて馬出る時、手綱を高くとるな、手綱たかければ、馬顏たかし、顏高ければ、馬の腹すぢつり尻さけ、馬によりて足をけるなり、さけんに隨ひて、さけさすべきなり、馬をたかま口になすべきなり、近代のくらべ馬、是を不觀急ぐがゆゑ、馬場へ出ざる先に乘て、むね鞭をも打、馬をなやして、勝負すべき馬になして、馬場の內へ入て後、はづむまじきなり、これまた馬の體によるなり、大やうは、鞭打は、出んと馬に知らせて、後に人に乘なされぬ時に、只さし步む折の姿に馬を乘なすべきなり、

馬を出す事

鞭手綱鐙調して馬は出るなり、鞭は打手綱取たる左の手をとく先へやれ、鞭を打ば、右の手綱延びて、左の口和らかに成、馬は左の方へ顔を振るなり、されば左の手の際にて、手綱をかた長にひとしくとれ、右の手を如形手綱に掛よ、馬ゐうつぶきて能出す也、○中略

鞭之事

くらべ馬の鞭は、なほ口ぬ程は、あはひひろくとれ、馬には早くあつべきなり、取ごころふとかるべし、強にぎりて馬の左の取のうへ五六寸をのくべからず、或は右の耳に添たるもよし、手綱とむちとを能わかつべし、鞭を常にはたらかして、鞭をほへよ、こわき馬ならば、手綱にぎりかふ共、勝負ありぬべき所に、人指中のゆびをもて手綱をとれ、鞭を深くちがうべからず、誤て馬のかみより右へ添て股に近くなせ、やすげにおろせ、手をさゝぐべからず、○中略

先方人、馬の口をとりていだす、埒の中心をくたす、堤のもとに下りて、馬に堤をみすみよりうはての埒に添て一丈ばかり下りて馬を直して立、敵の出るを見て、ぶちをとる、一遅は、あはひ廣、二ちは、よきほど、三遅は、鐙をならせといふなり、縦ばたちわき雲の紋のごとしと云へり、于爰馬をちがふには、人の馬の足をつや口て、我馬を休めよ其口我馬の末へくだるべきをりは、馬を遲く歩せよ、上行ん時に普請のごとし、くらべ馬は無益に末へのみくだる物なり、但我くだりて勝負すべきひうしあらば、又こゝにくだるなり、是を埒の內能ありてと云歟、かくて堤をおほせられば鞭をうちてやう〳〵馳て、しめの鉾のもとへ至りて鞭をさすなり、見歸りてさす說あり、

ロウッ馬之事

ロウッ馬をばうたんに、からかはすして、少しをうたせて、然も打出させ鐙を不働して、手綱をころとして歩ませよ、我馬の末に向ふ時に、その左りへ敵の馬寄打に恐れていでなんとてくちはうつ也、去ば馬を直になすべからず、扨彼の馬を尻へゆかば我馬をおれ馬の口打こゝろは、出ん

するこゝろなり、其法を禁しむれば、必ずまさる也、こわかる口をいましめ、直になして、口うたせずして、然もむねぶちをうち、出る間を置つれば、馬にはかならず勝なり、いかにも〳〵我馬のこわき方を敵にはあてゝ、人の馬のやわらかなるかたを、我馬にあつべきなり、左の乗尻としては、左のこわき馬はよし、右の乗尻としては、右の口こわき馬よし、是にたがはゞ、わが馬をわたし勝負はせよ、○中略

あがり馬之事

あがる馬をば、こわき方、やわらかなる方のあてやうは、さきにおなじ、廻してあがる馬をば、口うつに同じ、平めて立て敵を見せよ、高く揚る馬をば、かくあがらぬさまに鞭をうちて、出る心をつけよ、尻の足をまへゝ寄させずして、常にうしろにたゝさせよ、尻足よせたてたるをりは、鞭うてば揚るなり、さきへ走るちからなし、ひとゝころになして、便よくあまらせよ、○中略

左の口こわき馬は、左の埒につくべし、右の口こわき馬は、右の埒につきたるがよきなり、是は馬こわき方に敵をあてゝ、勝負をするが第一の要たるによりて、勝負の時にわたして、勝負をせんとするなり、

一馬を平むべき事

二我馬のこわき方を敵にあつべき事

三埒の中心の程に馬の鼻を當にたてゝ近乗べき事

此三事しりたる人の乗様には、しめの鉾にして勝負ありと云事を忘べき、只二色三色が内にして勝負を切べし、是をしらぬ人々、みな馬場のすゑに心をかけて、究たるくせごとなり、昔弓馬、四十番打毬、廿番競馬、武徳殿の馬場にして行はれし日、競馬のひとは、かようにて乗けるにやとぞ覺ゆる、

〔武器考證二〕三地ト云ハ、競馬ノ始ニ、三遍地道ヲ乘ル事ナラン歟、

〔武器考證十六〕競馬一遲二遲三遲、遲ノコト未詳、古今著聞ニモ三遲ノコトアリ、今昔物語、宴曲集、三地トアリ、東鑑ニ三庭トアリ庭ハ遲ノアヤマリ也、三遲トハ、鼓ノ合ヅニテ進ミ、鉦ノ合ヅニテ退クニ、馬ヲ徐ニ遲ク乘ルコトヲ云歟、ケイ馬ハ、馬ノ疾ク速ニハスルコトヲ專ラトスルユヱ、ソレニ對シテ遲ト云フ歟、

〔貞丈雜記十二武藝〕一十列と書て、とをつらと云也、又馬をさとも云也、馬長と書なり、十騎ツヽ乘る事也、又走馬とも云、是も競馬の類也、作法詳ならず、是又公家に專行はる、武家に行れず、但し賴朝の代には、鶴岡八幡の祭に、毎度被行也、東鑑にみえたり、文永八年毎日一首中、爲家卿歌に、ちはやぶる神のゆふまでひきかけて今日はことなるとをつらのむま、〈十列は多くに神事に用られしなり〉

〔八雲御抄三下雜歌〕馬

とをつらは十列也

〔政事要略二十八〕十一月下酉賀茂臨時祭事

藏人式云、下酉日賀茂臨時祭、〈○中略〉前四日召左右馬寮十列御馬御覽焉、選其毛體美好十匹、點定彼日走馬、〈左右馬寮隨點定馬數、一日各請所平文鞍轡鐙手綱、〉

〔大鏡六右大臣道兼〕粟田殿〈○藤原道兼〉の三郎、前頭中將兼綱の君、其君の祭日、調じ給へりし車こそいとをかしかりしか、檜網代といふものをはりて、駒〈○駒一本作的〉のかたちに色どられたりし、車のよこざまのまどを弓の形にまたて、ふちをば矢の形にせられたりしさまの興ありしなり、和泉式部の君、歌よまれて侍りき、

とをつらのむまならねども君のれば車もまとに見ゆるものかな

〔源氏物語澪標十四〕その秋住吉にまうでたまふ、〈○中略〉かんだからをもてつゞけたり、がく人とをつ

らなど、さうぞくを調へ、かたちをえらびたり、たがまうでたまへるぞとゝふめれば、内大臣殿の、御隨はたしに、まうでたまふを、しらぬ人もありけりとて、はかなきほどのげすだに、心ちよげにうちわらふ、

〔花鳥餘情三澪標〕十列とは、東遊の舞人十人なり、馬に乘て、裝束は靑摺といふ物を著て、神社の行幸、關白の賀茂春日詣などにめしぐして、社頭にて求子など舞て、其後は馬場にて馬をはする事あり、よの常は左右近衞の官人是をつとむ、八幡臨時祭などには、殿上の雲客舞人たり、

〔古今著聞集十六興言利口〕下野の敦末、競馬をつかうまつりけるが、十度むなばせをしたりけるを、經信大納言、見られて、不幸のもの、十列かといはれたりける、比興の事なりけり、

〔夫木和歌抄二十七雜〕馬

文永八年每日一首中

ちはやぶる神のゆふしでひきかけて今日はことなるとをつらのむま

〔安多武久路〕壽俊が云、むかしの馬藝に、十列といふ事ありしは、書々に所見有といへども、いかやうに馬をのりしにや、其實をしらず、當時其事しる人なし、予其事を考ふるに、十列と書て、とをつらと讀由あり、是は馬を一さんに馳て、遲早をくらべ試みる事なるべし、此事は、けいばと同じ事にて、神事にも乘し也、扨とをつらといふ名目は、京都の言葉にて、關東田舍の言葉にはあらざる歟、十騎に乘つらねて、くらぶる事と見えたり、或は十にたらずとも、二騎三騎にて乘をも同じ名目なるべきにや、扨又此事を關東にては、神事の時は、馬長などともいひける歟、則東鑑に、賴朝の御時、文治四年二月廿八日臨時の祭、流鏑馬二騎、馬長三騎とあり、同五年四月三日、馬長十騎とあり、同年六月廿日、臨時の祭、馬長二騎と有、又同年七月一日には、馬長十騎と有、これをおもへば、十騎と有は定式にて、臨時の事は、人數不足略儀の事なるべし、これや十列のこゝろなりけんも

しらず、但し關東にて、十列といふ名目のしかと見えしは、入道將軍〇藤原賴經の御時、嘉禎三年八月十六日、鶴岡神事に、河津八郎左衞門尙景、佐々木七郎左衞門尉氏綱以下の衞府、十列競馬の十番役たりと有、又寬元二年八月、十六日、五位六位等を以て、十列的立競馬の役人等とすと出しこそ、關東にて神事に十列と唱へしはじめなるべし、此將軍は、公家より出させ給ふゆゑ、關東もおのづから京都のごとく、とをつらといふ名目になりたるべし、

〔類聚名物考武藝一〕馬長　あげうま

馬長は、十列といふに同じ、馬を十疋十人騎て、立並てのりくらべするもの也、競馬と事は同じけれども、かれは兩人にて勝負をくらぶるを、是は人數の多きのみなり、中比より出來しことや、阿多武久路に考有、されどもこれをあげうまといひし事を、何ともわきまへずといへれど、これは後世神事に用ゐて、神社にてせし事なれば、このわざして神にみせ奉るの意にて、あげうまとは、その比いへるなり、神前にて弓射て、法樂にする事をも奉射といへり、射てたてまつる也、繪馬あぐる、幣あぐるなどいふと同じ語也、疑ふべきにあらず、

〔東鑑要目集成あ三〕アゲムマノ假名惡シ、ムマヲサト讀ベシ、

〔十列〕忠憲曰、〇中略山岡浚明說曰、十列は、馬十匹ならべて、競馬の樣にはするなり、〇中略是も騎射の類にて、的かけて射たりしにやとも見ゆ、可考云々、伊勢貞丈說曰、十列は、馬を十ならべて、のりくらぶる事なるべし、既に古今著聞集に見たる、敦季、十度むまはせしたるゆゑ、一人して十列をのりたりとあざけりいへるなるべし云々、憲曰、或說に、十列の列は、十人列ることにてはあるべからず、列は行列を正しく乘るこゝろにして、左十騎、右十騎、左右の馬行の列のことなるべし、さあれば十列なるときは、左右二十人二十匹なり、右二十人左右つがひになるときは、二十番の競馬なり、既に百練抄保延二年九月七日、競馬の趣、東鑑、嘉禎三年八月十六日、競馬の式などは、全く十

列のことにして、文意に十列といへることはなけれども、恐らくは、競馬とも、十列とも號して、一事兩名ともいふべき也云々、憲按ズルニ、右或說ニ、十列ト競馬ト同ジ事ナリト云メレドモ、恐ラクハ同ジ馬藝ニテハアルベカラザルニヤ、如何トナレバ、東鑑嘉禎三年ノ文ニ、氏綱以下衞府、爲十列競馬十番役、行粧各花美云々、其餘數條、十列競馬ト兩名ヲ同條ニ載タリ、是ニ仍テ視レバ、競馬ト十列、若同ジ馬藝ナルトキハ、如此異條ニ記セルコトワリハアルベカラザルニヤ、推シテオモフニ、オシナメテ云フトキハ、走馬ハ一騎ヅヽ乘走ラセ、競馬ハ二騎ヅヽ番ヒテ馳セシメ、十列ハ十騎ヅヽ鑣ヲ雙テ一時ニ乘出シ、其馬ノ足ノ遲速ヲ爭フモノニヤ、左アレバ十人ノ騎馬列リ馳ルト云ヲ略テ、十列トハ云フナルニヤ、粤ニ春日祭、其外諸社ノ神祭ニ、十列ト云フ名目、相失ハズシテ希ニ見聞ハアレドモ、後世ハ事ヲ略スルヲ好ム人情風俗ナレバ、十列ノ馬十匹アルベキコトナレドモ、夫モヤウヤク四騎五騎六騎ノミニテ、馳セ諍フコトモナク、タヾ祭ノ場ヲ十列トノミ稱シテ、シヅカニ乘リ渡スコトニハナリヌ、是後世ノ時勢ノシカラシムルトコロ、全ク其名ハ失ハズシテ、其實ヲ失フト云モノニヤ、

〔春日大宮若宮御祭禮圖下〕一十列之兒四人　壹人ヅヽ馬を引せ、神前三反廻り退出す、御馬の足さいふよし

○中略

御殿南向　東遊　十列之兒、四人舞レ之、

雨天之節は舞樂、東西の假屋にて相勤、

一馬長之兒（はちやうのちご）　馬上にて神前三反廻り退出す

兒の笠に山鳥の尾をさし、其本に五色の細き紙手（しで）あり、退出の時、大童子これを取、神前へ投る、

振鉾三節　東西の假屋より出て舞レ之

萬歲樂　延喜樂

賀殿　地久

臨時　祈願等有ㇾ之候節は、舞樂此間に相加へ舞、

近年正德二壬辰年　央宮樂　敷手有ㇾ之

〔後松日記十〕十列

おもふに十列も競馬もおなじ事にて、十つらは、つらなりてはする事の十つらなればなるべし、されば十番の競馬なり、西宮記に、左右十列立とみえて、建勝負標云々、競馬馳了とみえ、又江家次第にも、次十列北上云々、次建標桙云々、次員刺出、御馬競、勝方奏樂とみえたれば、馬をくらべ、勝まけをあらそふとはあきらかにしるべし、そのかちまけのさだめは、標桙の下にて遲速を見て、勝方に籌をさし、みなはてゝ、員多くかちたるが、まことの勝方なり、しかるを十人くちばみをならべて乘る事なりといひ、和泉式部の歌によりて、騎射なるべしともいひ、又東鑑に、十列競馬とあれば、別なることあきらけしなど、近藤壽俊、山岡俊明、伊勢貞丈、本多忠憲の朝臣らのおち〳〵にいひ置給へれば、いとかしがまし、東鑑に、十列競馬とあるは、十番の競馬といふ事なるべし、又十人轡をならべて馳するといふは、いと〳〵はかなき說なり、十人にてもあれ、百人にてもあれ、一度にならびてはせたらんは、猶十列にてはなくて一列なりけり、儀式の書に一行兩行などいふは、たてに重行するなり、一列といふはよこに列立するなり、こもかよはしておもふべし、若ひろき馬場にて十人くちばみをならべてはせたらんには、いとみだりがはしくて、かちまけもさだかに見えず、籌さすことしならぬなるべし、和泉式部が、十列に的とよみしは競馬の後、多く騎射いるによりて、深くもたどらで、よみあやまれるなるべし、かゝる事は、女の身にしるべきわざならねば、しゐて罪おはすべきにもあらねど、ゆくりなくいひ出たることのはの、後のよに傳はりては、大なるまよひにはなれるなり、大貳の三位が、こゝろくらべにとよみ、加茂の女が、くらべぞわぶるなどは、かなへりとすべし、さ

てほんには十番の競馬をいふべきに、後には數多をも少をも、かよはしていひしとみえたり、まことは十列の競馬とつゞけていふべきなりけり、

〔儀式 八〕五月五日節儀

前十日、太政官以走馬結番文賜兵部省、兵部省更寫一通、令省掌送侍從所、〇中略 當日寅一刻、兵部省輔以下就座、〇註略 點檢五位以上、〇中略 平明皇帝御武德殿、諸衞服中儀、警蹕侍衞如常、〇中略 次兵部卿大少輔亦入埒內、進出自同門、〇東門 各就行立標、（卿在前、次大輔、次少輔、各令取簡、同上、）立定、卿進就奏事位、取簡奏云、（奏事之間、馬從取轡、就奏事位者、直向西北、就復本位、自列後就、）兵部省申久、五月五日（爾、）五位以上若干人等（乃）進（禮留、）走馬若干疋進（禮樂）乎申賜波久止申、（無勅答、）訖復本位、次大輔進就位、丞一人騎馬、率走馬而進、大輔取簡奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名馬毛等、其詞云、其司（乃）其朝臣（我）其毛馬、（親王稱其官親王、）訖還本位、少輔進就位、奏五位諸臣姓名并馬毛等、其詞云、姓名（我）其毛馬、〇中略 錄率史生省掌等、各騎馬、執番札至埒北頭、隨次唱計群臣所貢走馬、訖令競馳、有勅遣左右近衞次將各一人勾當其事、兵部省錄一人、史生一人、內豎二人、轉々奏之、（錄立右兵衞陣後、史生立埒西北頭、童執簡、內豎庭中在馳道北邊、史生先奏、錄相承、內豎亦相奏二三番、以次相替奏之、）

六日儀

其日早旦御武德殿、警蹕侍衞如常、〇中略 先是左右馬寮、各擇細馬十疋、宸儀御殿之後、兩寮頭、各以御馬簿進御監、即奏覽、令近衞各十人競騎、左右近衞將監各一人、率近衞等來、當第三的南建標、（到此標下定馬遲速、先是雅樂寮、率雜色人、執標戈二竿、候馳道南埒下邊、）訖頭以下、從殿後廻到於埒北頭、左右近衞中少將、與寮頭助共監之、將監允屬各一人、率馬醫就埒南頭標下、注勝負丈尺、寮官各一人、立埒北頭左右、奏馬名、其詞云、其牧若干、其毛御馬、（若有臣下貢、隨即稱之、）內豎傳奏、如五日儀、〇又見內裏式

〔西宮記 五月〕六日、幸武德殿

天皇服青色袍、天曆九年移穩座之間、改赤色、乘輿欲入埒門之間、左右騎十列、立三的末、諸衞著青

擢、諸衛將、著弓箭、靴裝束同駒牽日、進鈴、十列歸入、天皇御殿之後著幄、王卿著幄、經殿南屛幔外、就坤角幄、右大將渡階下、著之、侍從以下六位以上、經左仗南、引退、諸衛列立胡床子、閉埒門、左右將曹、率近衛四人、出自本陣、閉西埒、左右衛門志、會門部四人、令閉東埒、諸陣居、天皇御高座、內侍召人、內辨不昇、在謝座之列、諸陣起、太子昇、出自休息幄、昇自東階、謝座謝酒如例、南面王卿以下列立、出自太子幄南左右近陣東南、天慶七年、出自左近陣北頭、列立庭、參議以上一列、侍從重行在後、首者、當西埒門南腋、西去二丈、西面北上、五位已上、出自幄座列立、貫首謝座謝酒、侍從厨別當少納言、把空盞、出自南屛幔下、進自左近陣北頭來、相跪授貫首者、還立本所、謝酒、了少納言受盞還退、王卿以下出居侍從著座、經左仗北頭、昇自南面東階、著殿座、近衛次將最後昇、侍從著幄座、諸仗居、內膳供御膳、主膳供太子饌、大膳賜臣下饌、侍從厨別當少納言以下、率內豎、羞饌、造酒主水候階下、御監奏御馬奏、左右馬頭、插御馬奏、候南階下、左右御監取之昇殿、付內侍奏、著本座、延喜十七年、左大將不參、右大將相兼奏、天慶七年、左衛門督顯忠、執左奏、入自母屋北間、到高座坤角、跪置弓、付內侍、天曆九年、以右奏自御後給、左大將於府幕改定、左右十列立、近衛乘之、臨時官人乘上間、不乘、昨日○五負馬王卿以下獻錢、王卿下殿、諸大夫居座、并侍從獻錢者、留侍從幄、執錢各二百文、付削木進、自屛幔南、經左近陣北頭、於殿東南邊、去二丈、北面西上列立、一人當殿巽柱、天覽了、在堂上上﨟云、賜內豎、貫首人稱唯、南廂召內豎二音、內豎稱唯、來受付侍從厨、了、王卿昇殿復座、去年負馬王卿以下、執侍從厨獻物列立、或無獻物、進自左近陣南頭、列立庭中、當東廂南一間西位以上一列、內豎一列、重立北上、在堂上上﨟問云、何物、貫首者唯云、侍從乃厨乃獻ル御贄、各稱物名、枝物不稱、上﨟云、賜膳部、貫首稱唯、進就角一二步、召內膳部二音、內膳正於右近陣邊稱唯、率膳部等迎來受、非參議渡馳道付之、參議以上退還自左近陣北頭昇殿著座、建勝負標、雅樂建之、遣勅使、上﨟起座、奏可遣勅使由、﨟云、某遣馬出勅使、某遣標勅使、四位一人、五位二人、用中人、四位一人、五位一人、馬出、五位一人、標勅使、許了、上﨟令內豎召侍從等、出自幄座、經左仗東頭、進殿巽角壇下、北面西上列立、上﨟起座、臨簀子北面、仰云、某朝臣某罷馬出勅使、某罷標勅使、侍從稱唯、各向其所、馬出使經殿後右近兵衛陣間、向馬出、標使自左近左兵衛陣間向、雅樂允、令立大鼓等、加鉦、允一人令持之、自埒下度馳道、經右衛門陣西頭、允留立埒東、持鼓者越埒置鼓、允以下引歸、三獻後、天皇御東廂、暫入更出御、內侍二人、置御劍璽等、王卿已下、跪候簾下、太子以下參議以上、就草墪座、太子以南西階隼道、大臣候御前、次將一人、以圓座置御座巽角七許尺、或先置圓座、次將使仰召大臣、居突重、左右馬允出立、自埒北方執鞭趁出、立右兵衛陣東、左埒西右埒、內豎二人、自北方趁出立埒西馳道北邊、雙立、左右馬允奏御馬生牧次第毛色、內豎轉奏、左右近衛府生、著胡床、各一人、起陣趁立埒西邊、各一許尺、跪置弓拔矢、著胡床子、左立馳道南、右立毛申內豎北、近衛各一人給胡床、掃部撤殿上床子、此間競馬、臨勝負剋籌、負方奏剋幷馬允、每度相替、又負方御馬先出、表手下手左右相仰之、馳了、當日有貢馬者、不加覽加十列、雅樂奏音樂、於埒東、奏龍王納蘇理頓、勝方王卿拜、參議經左近陣北頭、列立於版位、南面北上、再拜拜舞了、復座、有昨日餘馬者、令馳、非侍從便著侍從饌、雅樂官人撤勝負標退還、官人一人使部二人撤之、

〔延喜式十一太政官〕凡五月五日、天皇觀騎射幷走馬、辨及史等、檢校諸事、所司設御座於武德殿、是日內外

群官皆著菖蒲縵、諸司各供其職、事見儀式、

凡五位已上、不堪進五月五日走馬、四月卅日以前、申送其狀、已進不堪狀之後、若當日、若前日、進馬之類、並爲負馬、

〔延喜式 二十八 兵部〕同節〔○五月五日〕五位已上進走馬、親王一品八匹、二品六匹、三品四品四匹、太政大臣八匹、左右大臣六匹、大納言四匹、中納言三匹、三位四位參議二匹、一位二位三位二匹、四位五位一匹、前十日、走馬結番文、從太政官賜省、其馬毛色、各令諸家申、訖造奏文、〔五位已上結番、并走馬毛色、〕前一日、卿齎奏文、付內侍令進、若卿不在者、輔得之、更寫毛色簿一通、進太政官、又造奏札三枚、〔一枚五位已上馬目錄、輔奏、一枚親王已下參議已上姓名、并馬毛、大輔奏、一枚王臣四位已下五位已上姓名、并馬毛、少輔奏、各納緋油絹袋、事見儀式、〕

凡同日〔○五月五日〕節、五位已上走馬者、檢非違使等、就埒北頭、與省整列次第、一々令馳、

〔延喜式 四十八 左右馬〕五月六日競馬幷騎射式

右當日早朝、鞍細馬十疋、〔雖有駿馬、不載駒牽奏文、莫預此例、〕車駕幸武德殿、登時寮頭、以御馬名簿進於御監、則傳奏、寮官率近衞十人、令騎細馬、卽以次度、度畢頭以下、從殿後至於馬出埒下、左右近衞中少將、與寮頭助共令競走、左右寮允各一人、立馬出埒左右側、奏馬名、詞云、某牧若干、某毛御馬若干、有臣下貢者、同上條、內豎傳奏、左右近衞將監、左右馬寮允屬各一人、率馬醫就馬留標下、注勝負丈尺、競走畢還寮、近衞兵衞官人、率舍人等到來、裝束而騎調馬、陣列向射場、騎射訖諸衞更亦騎御馬、供奉雜戲、

〔延喜式 四十五 左右近衞〕凡五月五日、五位已上競馬、將監就標下記勝負、

〔本朝月令 五月〕六日競馬事〔見內裏式〕

應立五月五日節定競馬勝負占桙事、右右大辨大江朝臣音人傳宣、右大臣宣、立件桙事、承前不明、宜仰雅樂寮、當日騎射終、則兩人執桙經左衞門陣之西頭、至於東埒占處、寄立於埒東邊、左右近衞二人、自埒內來、各執一桙、立占處、左衞門陣亦許雅樂趁經陣頭、若騎射終後、雅樂延緣者、左衞門陣令人催

促、不得彼此擁滯失時、若走馬猶遺、六日亦競者、寢輿未出宮之前、雅樂直進立之、更不可依五日之儀、自今以後立爲恒例、貞觀六年六月一日

〔延喜式雅樂二十一〕凡五月五日、省寮率樂人候、又競馬標料戈二竿、立第三的南一丈、六日亦同、

〔九條年中行事五月〕六日競馬事

件兩日〇五日六日事已多、加之被行希也、子細在別紙、

〔續日本紀文武二〕大寶元年五月丁丑〇五日、令群臣五位已上出走馬、天皇臨觀焉、

〔續日本紀聖武十七〕天平十九年五月庚辰〇五日、天皇御南苑、觀騎射走馬、

〔類聚國史歲時七十三〕天長七年四月癸酉〇三十日、御武德殿覽競馬、

〇按ズルニ、是ヨリ先キ天長元年ニ、五月五日ノ節ヲ改メテ四月二十七日ト爲ス、本文三十日之ヲ行フ、蓋シ當時故アリテ延引セシナルベシ、

〔續日本後紀仁明三〕承和元年五月乙卯〇五日、天皇御武德殿、閲覽四衞府馬射、丙辰〇六日、亦御同殿、觀親王已下五位已上所貢競馳馬、

〔續日本後紀仁明八〕承和六年四月丁卯、兵部省言、頻年王臣幷非參議四位已上走馬、不據召計、越次競入、或由人情、或在馬力、前後倒錯、難禁亂奔、望請走馬到埒南頭、令各從者攝其馬銜、即應召計、隨序放進、亂奔埒中、抑留其次、先糺亂馬、依正奏訖、然則甲乙分明、朝禮儼然、依請許之、

〔文德實錄七〕齊衡二年閏四月丙午、是月左右馬寮御馬、疫死殆盡、五月壬子、停騎射走馬之觀、不御武德殿、蓋據御馬多斃也、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年五月五日庚寅、端午之節、天皇御武德殿、觀諸衞騎射、親王已下競馳馬、六日辛卯、天皇御武德殿、觀左右馬寮走馬、諸衞騎射、馬上雜藝、皆如舊儀、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年五月五日甲子、端午之節、天皇御武德殿、觀覽四府騎射及五位已上貢馬、

競馬輸物

是日有勅、太政大臣、行内辨之事、　六日乙丑、天皇御武德殿、觀覽左右競走馬四府武藝、

〔小野宮年中行事五月〕六日競馬事

寛平二年五月六日云々、左右十列、漸次行上分、後院御馬二疋、賜左右馬寮、競馳之間、或番左近衞、墮馬馬獨走、勝右馬三丈、左右請處分、勅答云、左馬可謂勝也、何以言之、今日競馬、不敢競人、抑群臣可議奏云々、式部卿親王曰、墮馬走猶爲負、太政大臣(藤原基經)曰、騎人墮者、馬不必走、故爲負耳、左右臣曰、人已墮者爲負、是古昔之言也、仰諸司檢申勝負、而古人之迹、如朕所言、

〔日本紀略醍醐一〕延長五年五月五日、端午節、天皇幸武德殿、　六日、天皇幸武德殿覽競馬、

〔日本紀略朱雀二〕天慶七年五月五日丙子、天皇幸武德殿覽競馬、　六日丁丑、天皇幸武德殿、

〔日本紀略一條十一〕寛弘三年五月五日丙午、有競馬、

○按ズルニ、是ヨリ先キ冷泉天皇ノ安和元年ニ、五月五日ノ節ヲ停ム、爾來因循、全ク廢節ニ歸セリ、然ルニ今又五月五日ヲ以テ競馬ヲ行フ、蓋シ此日故事ヲ尋テ、特ニ競馬ノミヲ行ヒシモノニテ、節會ノ禮典ヲ復興セシニハアラザルベシ、

〔九條年中行事十月〕廿一日競馬負方獻物事

〔小野宮年中行事十月〕廿一日競馬負方獻物事(式注二廿二日、近代不行此儀、)

〔延喜式三十大藏〕凡武官獻走馬輸物日、祿綿六十屯、若有遺、卽進內侍司、

〔類聚國史七十八奉獻〕天長四年十月丁未、御紫宸殿、右衞府寮、獻走馬輸物、賜祿有差、

〔類聚國史七十八奉獻〕天長七年十月庚申、右諸衞府、奉獻競馬負物、賜祿有差、

〔類聚國史七十八奉獻〕天長八年十月甲申、右諸衞府奉走馬輸物、兼有獻物、賜親王已下侍從已上、及主人衞府祿有差、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年十月壬辰、先是五月六日、左右馬寮、於武德殿前競馳御馬、以決勝負、右御

馬負焉、至是右方三衞府、及右馬寮、共奉輸物、兼奏雜樂、宴竟賜祿有差、

〔政事要略二十五〕嘉祥二年十月廿二日、參議從四位下藤原朝臣良相傳宣、右大臣宣、十月廿一日、走馬負方獻物之日、准節會行之者、節會停止畢、臨時競馬勝物、天安元年十月廿一日、於冷然院有獻物事、

清涼記、廿日競馬負方獻物事、年中行事并式、注廿一日、而清涼記注廿日、近代不行此儀、

〔文德實錄五〕天安元年十月乙酉、右近衞、右兵衞、右衞門三府、幷右馬寮等、大設宴會、貢獻酬、去五月六日競馬之負也、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年十月廿四日甲子、帝御前殿、召諸衞府幷左馬寮、獻物奏音樂、是五月六日競走馬輸物也、親王以下賜祿有差、

〔三代實錄九清和〕貞觀六年十月廿一日甲戌、天皇御前殿、右近衞、右衞門、右兵衞等三府、及右馬寮獻物、去五月六日競馬走馬之輸物也、音樂備舉、百戲皆作、極醉方醒、宴竟賜祿各有差、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年十月廿四日丙戌、左近衞、左衞門、左兵衞、左馬等府寮獻物、天皇御紫宸殿、王公侍宴、命酌奏樂、終日酣暢、日暮酒闌、公卿降殿、於庭中歌舞、極歡方罷、班賜有差、先是去元慶元年五月六日、帝御武德殿、令左右馬寮細馬競走角其足、右馬既勝、仍左方府寮、獻其輸物、去年冬、有事大嘗、帝親奉祀、是故今日有此事焉、

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年十月廿三日癸卯、天皇御紫宸殿、右近衞、右兵衞、右衞門、右馬等三府一寮獻物、五月六日競走馬之輸物也、親王公卿並侍、舉觴无算、奏樂盡態、向暮王公降殿、列坐階前、樂飮歌舞、極醉而罷、賜祿各有差、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年十月廿七日丙寅、天皇御紫宸殿、右近衞、右兵衞、右衞門、右馬寮等獻物、五月六日競走馬、右司輸也、親王公卿侍從並侍、奏音樂幷雜戲、盡態、宴飮了、日暮賜祿有差、

〔蜻蛉日記下之下〕こ。ま。く。ら。べ。の。ま。け。わ。ざ。さおぼしくて、ころがねのうりわりか〇か一本作こをして、院

にたてまつらんとし給ふに、このけにうたんとて、攝政殿より、うたきこえさせ給へりければ、

ちよもへよたちかへりつゝやましろのこまにくらべしうりのするなり

〔新儀式（四臨時）〕行幸神泉苑覽競馬事

前一日、上卿召仰行幸之由所司、裝束馬場殿、其儀母屋西面五間懸軟障、其前及北面二間立御屛風、西廂第二以北六間、北廂三間、幷東妻間懸御簾、又南第二間（東西妻）懸御簾、母屋中央間敷御座、（立御倚子、敷褥代、南北立置御机、）東廂南第一二間、南廂第一二間、敷親王公卿座、（用疊）西廂簾內第二間第三間、立御屛風各一帖、其內敷疊四枚、爲內侍候所、同廂北第三間、立廻御屛風三帖、爲御裝物所、其北二間爲女官候所、西廂北第一間立御屛風一帖、（南北妻）北廂西第一二間爲采女候所、立棚廚子一基、母屋及東南廂、皆敷長筵、東簾立張筵、度殿左右、懸斑幔、敷緣道、後殿四方懸御簾、立御屛風（但東面不立）幷大床子御座、如五月節、馬場殿南北、立供奉所司幄也、當日早旦吉時、天皇出御南殿、左右大將幷親王公卿列立如常、左右近衞陣列、（中少將著缺腋袍弓箭等、五位著後鞘、六位已下著褐衣狩胡籙壓巾等也、）少納言鈴奏如常、御輿入自日華門供之、（近代警蹕）乘輿出御、中務丞內舍人、帶弓箭扈從也、又陣衞幷供奉所司行列如常、乘輿出自吉方宮門、入於永寧坊御馬場殿、（無鈴奏、但大刀契至南階、掃司傳取、置內侍候所、）親王公卿列立庭中、（北面西上）宸儀御殿、御輿退出、王卿退著幄座、侍從以下、經左仗南頭、引退左右近仗東、列立胡床下、左右近衞閉埒門、訖著御倚子、次內侍臨檻喚人、次上卿參上、次王卿上殿、采女供御膳、侍從大夫給王卿饌、此間左右大將獻御馬奏、（延喜八年、不待給臣下饌、先獻御馬奏、同十三年、給饌後被儲仰奏之、同十八年、進奏之間、供御膳、給侍臣饌者、）次御馬北上、訖、仰大臣可遣勅使、（延喜八年、大臣請之、同十三年、侍御大納言、定申人名、同十八年、侍御大臣、申可遣人名、）又仰大臣改御馬番、（八年、召勅使參來之間、仰大臣改番、大臣別召硯、進於御前書番、次又仰公騎官人事、同十三年、仰可據相番事、卽召硯令書、又仰可遣勅使狀、十八年、移東廂大床子之後、大臣令近侍大臣請改一兩番、依請召硯令書一紙、召左馬出左右中少將於殿前給、改番只改右番令相番、）三大夫進殿東南砌下、大臣坐簀子東南角、仰之、大夫等稱唯、各罷當所、卽以番文給馬出勅使、次移東廂大床子、（八年、久不給飯、已移時刻、仍一番御馬出埒、仰直移床子、就東廂、及近衞次將取床子立東廂、卽御之、同十三年、御酒一獻、訖出御東廂大床子、同十八年、先是仰立大床子於東廂、此後移御之、應和三年□□□、）王卿移就簀子敷、仰召大臣令近

侍御厨子所供膳、(或於料理所備供御膳、給侍臣、)御馬競馳之間、仰大臣令參議王卿走馬番、又賭以密瓜、御馬馳了、勝方奏樂、次方人拜舞復座、次暫入内、更御衣更出御、(或必不更御衣、)此間左右近衞、及帶刀騎射、王卿走馬北度、(延喜八年、騎射訖、公卿私馬、候埒南、先不騎引覽之、騎而北度、)以次射五寸的、終頭大臣近衞次將、令打大夫馬鼓、卽以手番文給次將、召將監遣標所、(延喜八年、召前勅使令打鼓、同十三年、召左右近少將各一人、同十八年、遣右近少將一人、)公卿馬馳了、近衞府奏東遊、事訖、(同八年、右近奏東遊、左大臣引進少將等四人舞者、)乘輿還宮、到宮門、神祇官奉御麻如常、少納言奏進鈴、初日收之、次王卿撤籍退出、

〔江家次第十九〕臨時競馬事

神泉苑　朱雀院　上東門院　賀陽院　鳥羽院

隨所裝束各異

兼日被定念人、(上卿於陣定之、令參議書之、左右書分、親王執政以下公卿皆入之、依官定左右、自餘依位階相分、)

前一兩日、攝政或被貢馬、卽有御覽、

當日行幸馬場殿、(或御御船令渡給、賀陽院鳥羽殿例也、)卽先御輿到馬場殿、

左右乘尻各十人、騎馬相向、○中略

下御馬場殿、公卿先立列如恒、次公卿著幄兀子床子、先於御休息方供小膳、次出御大床子、關白先著臂子圓座、故源右府說曰、競馬者、御馬乘近衞所奉仕也、至于官人者臨期隨、

次令近衞次將召公卿、乍立頗磬折召之、公卿參上著同圓座、次大將二人、起座取奏、馬助令持允奉之、乘尻一枚、馬毛付一枚也、進自庇奏之、文留御所、大將取空杖退下、右大將不參之時、左大將有兼奏例、左大將不參之時、左方公卿次將可奏歟、次主上以奏文給一上卿、兼被仰以官人可爲一二三番由、大臣復座、召參議於座前令改書、五位藏人、隨仰置硯筆、(入柳筥、)上卿令書畢奏覽、留御所、大臣大辨復座、藏人撤硯、乘尻等向馬場末左、經御前自埒東西向馬駐、次馬部渡、居飼不渡御前、越雌埒向馬出、大臣令

召勅使、傳大辨召之、大辨下殿、仰外記、辨少納言大監物各一人、列立殿下、北面西上、謂東向馬場殿儀大臣仰辨少納言曰、某朝臣某罷馬出、禮、仰大監物曰、某罷標、禮、三人同音稱唯、少納言退左、經殿後著馬出床子、卽給大鼓鉦鼓、近衞官人立之大監物卽著標下床子、次毛付馬允、持札立埒東西、次員差府生、著胡床、左埒西、右埒東、各先貫箭一筋立座前、次左一番、出來鼓前之間、右一番出、左乘尻取直鞭、勅使辨少納言、起插笏取桙、次三。。遲、每度少納言打鉦、一遲者間廣、是外馬者退、內馬者進也、相迸之所打鉦、兵法曰、兵者進以鼓、退以鉦、蓋其遺法也、二遲衞進、三遲鳴鐙過、出馬必不過三遲、尾張兼國、二遲追之、下野助友、一遲追之、凡馬首、共向馬場末之時打鼓、或共雖向北、左馬在南、右馬在北、共欲打返之時打之、秦武則、播磨保信之時、陳世朝臣打之、播磨貞保、聞鼓馳北、勝者到標桙下、指鞭當額、又顧北解紐拜攝腰、渡御前埒外、近衞次將取口、或有纓頭事、其始出時、不論左右、子息近衞取口、宇治殿御說、下野敦行、一番之時、不論左右、子息皆付之、紅緣相交、又有馬失之時、子息近衞、渡御前迎之、此間臣下、賜衝重、有勸盃事、頭勸之、次二番負方先出、凡一三五七九、左爲表手、二四六八十、右爲表手、六番已後、少納言打鼓、辨打鉦、近代不然、辨始終打之、十番不依前番勝負、左先出、若左馬有理雖先馳、右馬見無理不馳之時、左馬又歸立上卿前、上卿以笏攬北、左馬則入、馬論之時、召標勅使被問、以標爲定也、

〔西宮記五月〕觀射事附競馬

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、細殿座南第四間立大床子、以爲平守平兩親王爲左右頭、公卿等依召候細殿南一二間、次皇太子候細殿南五間、以韓爲座次伊尹朝臣奏左奏著座、次兼家朝臣奏右奏、依各親王別當也左右馬各三疋、騎小童著天冠錦打懸袴同接腰等自屋垣前上、南、左入弘徽殿南中門、右入飛香舍東南門、左衞門督藤原朝臣、○師氏召安親遣馬出、勅使理兼、遣標下、兩人跪承仰、各向勅使、坐細殿南砌標、勅使在襲芳舍東中門間、左右算刺、著飛香舍東北中門內座胡床、以殿上小舍人胡床爲座樂所立標桙二竿於襲芳舍東中門邊、與登華殿細殿之下、次左右馬競走、左勝奏陵王、小童舞之舞了、勝方念人、藤原朝臣以下進拜舞、了御厨子所、以酒肴給太子及公卿、左右雜伎、小童

騎馬、南上一一馳下、次作物所立毬門、打毬童(歩行)進列立、藤原朝臣投毬子、總下度右勝、左右樂人、隨勝奏亂聲、了各退入、

〔江家次第 十九〕臨時競馬事

土御門殿競馬次第(長和三年)

御輿御馬場殿、(先是左右近衞、各騎十列御馬、群立馬駐埒內、御輿到殿之後退却、)

延長五式曰、乘輿未出宜秋門之前、各騎群立馬駐云々、李記云、騎立埒內門南十餘丈、(可立馬駐、延長道失也、)

康保二年御記曰、入自四條坊門、于時十列集立埒內云々、寬和式、群立第三的下、

王卿列立東庭、(北面西上、御輿未御之前、馬場殿之前列立也、)

宸儀入御、(內侍二人、近仗警蹕、進取御劔璽等如例、)

王卿著座、次御膳定、(近仗警蹕如常、)內侍召人、(出自西庇、臨南檻而召之、)次將傳召之、(次將起胡床承之、到階下告之、寬平七年、神泉苑、右將監春仁召親王大臣云云、)大臣先參上、(謂當日上卿、延喜十三、神泉苑、尙侍守子、召左近中將恒佐、仰左大將藤原朝臣、及親王公卿等可召由、暫藤原朝臣參上、暫式部卿親王等參上、)次王卿參上、次供御膳、(內膳供之、采女傳供自北階云云、)給王卿饌、(內豎役、侍從給之、)次御馬奏、(左右大將下殿、執各寮奏而進、)大臣依仰進候御前、(次將給圓座、)次十列北上、(其裝束、同五月六日、朱雀院式如之、延喜十八年、神泉裝束、同六月六日之由見御記、延長五年五月六日、左近陣日記云、左緋纈布衣、赤錦打懸、同色擢厩、兩面袴、赤末額、繪尻鞘、右紺衣、青地錦打懸、同色擢厩、青地兩面袴、緋末額、繪尻鞘、)次立標杆、(天曆元年五月五日記、雅樂官人一人、令持爵貫標杆二柄、出自本寮經傍東埒之東、而南行、留立第三的南十許丈、持杆者二人之中、一人越埒留東埒下、一人到西埒下、與立東者共人見合立之、官人留東埒而立西面云云、)次遣勅使、(大臣自座進而奏之、勅許訖復座、仰左陣令召侍從三人、侍從出自幔、經左陣西進、到殿東南砌下、列立、北面西上、大臣仰曰、某聽出馬、某標、三人共稱唯、各就其所、馬出勅使、經殿後并右近陣後、馬駐使、經左近陣後、有改香之時、立標杆後、大臣奏、仰進候御座邊、仰參議令召硯、大臣隨仰改香御馬、若乘人等、書一紙、復座、仰勅使之後、使給馬出上臈、若遣勅使之後、改香之時、更召左右次將各一人、於殿前仰其由、又以番文給之、延喜十八年神泉例也、記曰、獨給右將、以只改香合左番也、又延喜十三年、馬出勅使五位二人、又延喜間可遣使事、次(次恐改誤)番之次、主上先被仰可遣勅使之由、次大臣奏可遣人名、勅許之後、臨檻仰云云、而應和、康保、朱雀、改香復座之後、大臣奏可遣勅使由、勅許、臨檻而仰之云云、)次供御肴、(御厨子所設御肴、殿上中將陪膳、應和三、康保二、宰相中將陪膳、又二三番後、供之云云、)次王卿肴、(本家所儲、內豎執之、進南階下、侍從大夫傳取賜之、近衞次將賜、當日上臈、)賜鼓鉦、(左近鼓鉦、賜馬出勅使、天慶七年五月六日記曰、延喜十七年、賜用右近鼓、而依破損、從延長五年、有宣旨、用雅樂寮鼓事、見裝束使記文云云、而應和三、康保二年兩度、右近鼓鉦、賜馬出勅使、)

云云、次毛奏出(左右允各一人、立埒東四、奏御馬名并毛色、)次員刺出(左右府生各一人、起陣趁各立一埒西邊、隨勝負刺其籌、左在馳道南、右在北、近衞各一人、執胡床、趁而賜之、康保二、員刺先出、次毛奏出、)御馬競(此間隨勝負行罰酒、勝方近衞次將勸盃、用遣司酒、仍呼乎如常、)勝方奏樂拜舞(方親王以下、於庭中拜舞、西面北上、還著本座、康保二、依地濕、日暮、准延喜十八年神泉苑例、停拜舞、)次騎射上(左右近射手各十人、皆著打懸、云云、檢五月六日儀、并四月駒牽式曰、騎射者名簿大將奏、然而依朱雀院神泉苑等臨時競馬儀無例、故不敍、其儀裝束、左右近八人、著打懸、帶刀四人、著小松摺布彩、延喜八神泉苑裝束、同五月六日、延長五年五月六日式曰、內裏式曰、下儀、近衞府式云、著深綠布彩甲形者、今依近衞式行之、又曰、御武德殿、侍衞如常、無儀服、但著青摺、又近衞府式曰、騎節七日、幸馬場殿、將監以下帶供騎射官人、著青綠布彩、近衞官摺彩、延喜十三神泉苑、近衞帶刀竝打懸、同十八、近衞打懸、帶刀小松摺、延長五年五月六日、左近陣記曰、五寸的六人、官人以下裝束、褐衣餘打懸、胡籙、行騰、云云、)次王卿走馬北上(第一親王并大臣二疋、自餘親王以下參議以上各一疋、但乘人裝束、褐衣上打懸、攝腰、并用移鞍、其馬不餝、若畫天冠、走馬員者、康保例也、但延喜十三、式部親王三疋、自餘王卿納言以上各二疋、參議一疋、隨以甘瓜、十八、中務卿右大臣各三疋、自餘王卿納言以上二疋、參議一疋、云云、)次左近的立(近衞十二人、率駕丁三人、持的串等、趁自馬出各立之、延長五年式、引弘仁十二年五月五日記曰、時有處分、定的相去步數、卽埒東門南去六尺、懸第二的、北去十五六丈、懸第一的、自第一的南去十七丈、懸第三的、以十二尺爲丈者云云、)次名奏(將監一人、取射手牘、走立埒門南奏之、度奏後、近衞一人、取胡床、趁而賜之、)次第射訖、次的立等退、(不撤胡床、)次右近的立如左、(申名將監立埒門北、自餘如左、)右近射訖、(的立近衞等、不列退爲儀、立帶刀的也、但撤胡床、)次帶刀名奏(坊進一人、執牘出自左近陣南立奏、立左近將監立所、傾用其胡床、)帶刀射、(延長六日式曰、帶刀射、檢年年記文、有勅、在右近前射之、傾令左近懸的、)遣馬出勅使(右次將一人、承上卿召、進立殿東階北邊、上卿賜走馬結香文、次大將進階納取之、向馬出、又召左將監、遣標下、先是上卿仰參議一人、令定結番文、參議奉宣、降殿書之、授上卿、延喜十三年神泉苑、召左右少將爲勅使、竝在北方圓座、傾召殿東北頭、仰云、以手香給左將、十八年、只遣右將、亦遣左將監、於標下、承和三年朱雀院、大臣奏、令參議好古朝臣書王卿馬結香文、〈好古在殿南廂書之大、日本云、下於外記座合之、〉第八番競馬騎云云、延喜十三、左大臣辨澄清、下殿著外記座、定王卿結香、總十香、御記曰、藤原朝臣、召澄清朝臣、仰手番、可令競狀、御馬走訖、騎時者北云云、十八年、中納言清貫、參議隆清、降殿定貫馬結香總十四番、但參議清行馬、依無片香不結、此日參入、參議清行、隆清、保忠、來樹、恒佐等也、)競訖(次還宮)

近衞府奏東遊(勝方少將)以下舞(少將者二人)延喜十八年、神泉苑、左勝奏風俗、少將以下八人舞、朱雀左勝、左近欲供東遊、而依日暮止云云、若持者、左右可奏、四月駒牽時者、右近奏音樂、納蘇利、狛犬、次東遊、右駿河舞、左求子、仁和元、延喜十二、康保三年等例、少將已下各六人云云、是只經駒牽之例、非爲敵今日之儀也、此間雅樂前行、(蘇芳菲在左)乘輿還宮、(有貢馬御送物等事、有家司賞等事、)

〔文德實錄 九〕天安元年三月丁卯、有勅遣使神泉苑馬埒、角御馬之走足也、

〔三代實錄 七清和〕貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、○中略所謂御靈者、崇道天皇、(○桓武廢太子)伊豫

親王、藤原夫人、及觀察使橘逸勢、文室宮田麻呂等是也、並坐事被誅、冤魂成厲、近代以來、疫病死亡甚多、天下以爲此災御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、每至夏天秋節、修御靈會、往々不斷、〇中略令里貫之子觀楮馳射、膂力之士、袒裼相撲、騎射呈藝、走馬爭勝、倡優嫚戲、遞相誇競、

〔武器考證八〕走馬爭勝ノ文ヲ見レバ、上古走馬ト云ヒシハ、後ノ競馬ノコトニテ、勝ヲアラソヒシコトヽ見タリ、古今一事ニシテ、名ヲ異ニスル也、〇中略又云、走馬ヲ競走馬ト記タル所モアリ、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年五月十四日丁亥、太上天皇〇陽成於北邊馬埒亭、觀覽騎射競走馬、親王公卿各獻裝馬、以備競走、王公以下畢會、

〔日本紀略村上三〕天曆三年四月十二日乙酉、今日太上皇〇朱雀幸朱雀院、仰御厩司、取分御馬、爲來月競馬所分預也、五月十一日甲寅、上皇御西院、競馳御馬、廿日癸亥、太上皇於朱雀院馬埒亭、觀競馬十番騎射、左右奏東遊、

〔日本紀略村上四〕康保二年五月廿四日癸巳、行幸朱雀院、有競馬騎射事、六月七日丙午、於弘徽殿有競馳巣下馬之戲、

〔本朝世紀〕寬和二年六月六日癸卯、是日朱雀院太上法皇〇圓融於仁和寺御覽競馬、諸卿於彼院參候、先競馬八番、午後左右近衛射手舍人、各府別三人、射五寸的、次左右近左右兵衛府舍人等、騎馬打毬二番、一如小五月節者、

〔今昔物語二十三〕兼時敦行競馬勝負語第廿六

今昔、右近馬場ニシテ競馬有ケルニ、一番ニ尾張兼時、下野ノ敦行乘タリケル、兼時、競馬ニ乘ル事極タル上手也、古ノ者ニモ露不恥、微妙ナリケル者也、但シ惡キ馬ニ乘ル事好ノミナム少心モト无カリケル、敦行ハ惡キ馬モ露不嫌ズ、其ノ中ニ鞭競馬ニ極タル上手ニテナム有ケル、而ルニ其ノ日ノ競馬ニ、敦行ハ進退ニ賢キ馬ニゾ乘タリケル、兼時ハ宮城ト云フ高名ノ上リ馬ニゾ乘リ

タリケル、其宮城ハ、極テ走リハ疾カリケレドモ、痛ク上リケレバ、兼時ガ乘馬ニハ頗ル不負ヲ、兼時、何カニ思ヒケルニカ有ケム、其ノ日、左ノ一番ニテ、撰ムデ此ノ宮城ニナム乘タリケル、而ルニ既ニ三。地。畢テ、押合テ乘組テ打追フ、此ノ宮城、常ノ事ナレバ□□玉ヲ取ル樣ニ上リケルニ、兼時、極キ競馬ノ手共ニモ否不乘テ、只不落ジトノミ爲シ程ニ、兼時、馳出シテ負ニケリ、競馬ニハ並ビ組ム程ヨリハ、勝テ行ク程マデハ多ノ手有ナリ、但シ負馬渡ス事ハ習ヒモ无ク、露知リタル人モ无カリケルニ、其ノ日兼時ガ負テ行ヒケル樣ヲ見テ、万ノ人現ニ負クトモ此クテコソハ行ハメト見ケル、何ナル手ニカ有ケン、万ノ人ニ極テ糸惜ト見ユル姿シテゾ渡リケル、然レバ兼時負馬乘タル作法ヲ万ノ人ニ令見知ムト思テ、態ト此ク宮城ニハ乘テ、故ラニ負タル事ニヤ有ラントゾ人疑ヒケル、其ヨリ後ナム吉キ人モ舍人モ、負馬渡ス作法ハ、此クナム有ケルト知ケル、實ニ然モ被疑タル事也カシ、兼時ハ惡馬、上リ馬ニ乘ル事ハ少シモ心无ク、撰ムデ宮城ニ乘ケム、不心得ヌ事ナリ、然レバ其ノ日兼時態ト好ミテ負タリトゾ、世ノ人皆讃メ喤リケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集十馬藝〕正暦二年五月廿八日、攝政殿〇藤原道隆右近の馬場にて競馬十番を御覽じけり、山井の大納言、儀同三司、〇道隆子道賴、伊周共に中納言にておはしける、左右に分て公卿多く參られけり、一番左將曹尾張兼時、右將曹同敦行、つかうまつりけるが、兼時が轡たび〳〵ぬけたりけれども、落る事はなかりけり、去ながらも終に敦行勝にけり、兼時、敦行に向ひて、まけてはいづ方へ行くぞといひたりけり、人々其ことばを感じて繼頭しけるとなん、未だ競馬にまけざりける者にてかくいひける、いと興あるいひやうなるべし、

〔權記〕長保二年四月廿三日庚午、此日於殿上、藏人辨阿波權守、左右相分、取別挑競馬事、頭二人在左也、右方取分濟政朝臣失也、人々有奇色、〇中略今夕亦參内、夜半許於左近馬埒令馳馬、　廿五日壬申、

與藏人辨同車、參土御門院、(左丞相(藤原道長)第也、東三條院近日御此、)於馬場有競馬也、競馬十番持、丞相厩馬、駿蹄四疋、可給右方云々、皆可立五番以上云々、仍左以下亦馬立五以上、雖非挑事之本意、本家於左方無御用意云々、仍以駿足不立於上、主人御氣色不宜、抑不口子細依非向後之法耳、

〔左經記〕長元四年四月廿四日辛丑、參殿、內府以下多參入、於馬場有競馬事、(鼓、季任朝臣、金、惟經朝臣、)一番(左、左近將監正親、右、右近將監助延、)件兩人、日者相論勝負、仍被合也、而正親負了、依日暮、五番馳了被停畢、

〔扶桑略記〕二十九後冷泉康平五年五月廿二日、主上出御馬寮、御覽競馬、皇太弟參觀、

〔中右記〕康和四年閏五月十五日、巳時許、諸卿參入、依可有競馬御覽也、寄御輿於寢殿南階、(公卿列立、人々裝束、)如行幸、皆著靴、左大臣民部卿參加、無鈴奏、宰相中將二人、(顯通、忠敎、)取璽劒候左右、御輿過東廊間、左大將仰御綱、渡南庭東行、從池岸上經野面路、(四町許、步行幸也、)龍頭鷁首兩船、奏蘇芳菲樂、(左右共同樂、船差童部、)於東假橋東頭、蘇芳菲狛龍、且舞且行、狛龍(世號駒形、)并左右乘尻等、參向於馬場西頭、先被申事由於仙院、(法王(白河)今朝先渡御馬場殿也、)次寄御輿於馬場殿西廂階下、公卿(列立西上北面、宰相中將二人、候御劒等、)入御之後渡南庭、著幄座、(脫靴著淺履、此事如何、居兀子床子、左大臣以下也、此間右大臣一人、候御前給、)左右近衛立明胡床、次將以下著胡床、出御之後、內侍一人臨西檻召人、(右大臣觸內侍、候堂上給、)左中將俊忠朝臣、來告召由、左大臣以下、昇從馬場殿西階參上候座、(北面□□敷□□爲公卿座、右大臣猶在此座、)右大臣、(兼左大將、)降殿西階、出幔外、取左右馬寮奏給、(左右馬一人、令持奏杖於允傳奏、右馬寮奏一通中、書御馬毛付并乘尻夾名也、左奏二通、一通御馬毛付、一通左近府乘尻夾名、而件乘尻夾名、巳取落、相尋之間、暫及遲怠也、)右大臣取合左右奏杖二、昇從西階、經北廂、(馬場殿北面、)進御座邊奏聞、取空杖歸降、給杖復本座、(此間參議以下暫起座、)馬部前、馬寮史生一人前行、而左右史生裝束有相違也、(左史生裝束、平胡籙、束帶、右褐狩胡籙、實說可尋、)次先左御馬參上、(具馬部居飼等、)次右御馬參上、次藏人少將顯國、取圓座一枚參上、敷御前閫簀子、爰左大臣被著之、立左右標榜、(雅樂遲參、他諸王代官主殿寮云々、)左大臣可遣勅使之由、勅許之後仰陣官、召侍從三人、權右中辨長忠朝臣、少納言實明、大監物說家、參進列立前庭、左大臣宣、各稱唯、就其所大床子、(少納言、經御前後向馬出方、監物、直行著標榜前床子、)左右馬允、取御馬毛付簡參來、左右籌指府生各一人、(左季貞、右助高、)著庭前床子、此間主上

暫入御、藏人少將推出於御座於廂間、中將俊忠、少將實隆朝臣等、暫持御劒、又置御座上、其後又御出之後一番、

馬出、左近將曹下毛野近口候院者次右御馬出、右近將曹秦兼方三遲之後、左御馬鼓、兼方依遲馳渡負了、依爲老歟、次供御膳、權大納言經實卿、爲陪膳、解劒指笏參議五人益供、左宰相中將顯通、予(藤原宗忠)美乃權守能俊、只今參加、右宰相忠敎、新宰相中將家政、今朝被聽院昇殿也、

此間次御馬出新中納言仲實卿、追參加。

二番左、左近府生下毛野敦利、候院者、年少者、右、右近府生秦公利、暫渡土方口年及六旬、敦利僻、公利追、早出馬、敦利馬、蹈入足於馬走之間、遲出、公利勝、

此間居諸卿衝重兩方殿上五位益供

三番左、左近將曹秦近行、右、右近府生下毛野忠久、

數刻無勝負、大略秦近行爲上臈之上、年六旬者、頗衰僻心之間、無勝負思歟、

爰有仰、出左御馬、令打鼓、

四番左、左近番長下毛野敦清、左大將隨身右、右近府生中臣益重、院召次者

左右大將、任大將之後、初競馬也、而左大將隨身敦清得勝、爲左方有面目歟、

五番左、左近番長秦公胤、右、右近府生下毛野行忠、右大將隨身

公胤勝、行忠追、公胤早打標遂勝了、可歸上手、凡公胤度々得勝者也、

六番左、左近番長秦助久、右、右近番長下毛野敦貞、

共出合、於御前取合、但頗右馬進、又左馬相並、過標桙之後、及馬場末、敦貞蹈及鞍落馬、頗依有逸興、共召返之、敦貞雖落馬、標桙之外也、仍召返歟、

七番左近衛秦益利右近衛下毛野忠助院隨身、召次、

依日暮、令忿打鼓之間、右馳出、次次番被止了、

八番左近衛益經左大將隨身右近衛久利

九番左近衛敦弘左大將隨身右近衛安久

十番左番長近忠右番長行高

〔殿暦〕康和四年閏五月二十五日己酉、今日競馬騎射、午刻許、渡御馬場、敷莚道、御サウアイ、宰相中將忠教、取御劍、畫御座御劍也、是康平例也、余御衣のすそを取、御直衣幷御ひとへ等を取合セ、渡御後、先御休息所、諸卿頗遲參間也、此間左府〈○源俊房〉被參、次出御大床子、〈其上有圓座〉御座定後、簀子敷乃著圓座、以頭中將顯雅召左府以下、左府以下著了後、左右次將、引乘尻向馬場末、〈左少將顯國、右少將宗定、〉左經埒西幷殿後至門、右經埒東同向門、左右乘尻上御馬、次立桙、鼓鉦自本被立、勅使不被仰、兼被仰了、次出御馬、此間左少將實隆進參云、左一番乘尻府生敦俊申云、一番必取口也、而無取人、如何、余仰云、件事不可申上、次將可左右、〈件事申上條、頗不心得、不知案內歟、〉

一番〈左敦俊、院鹿毛、勝鼓、右兼重、兩人院御隨身也、共左府生、依爲下﨟、兼重暫被渡右、院栗毛、件番申兼重御馬惡之由不乘、仍左勝鼓、〉

二番〈左忠久、勝、右行忠、共右府生也、雖然上﨟被渡、行忠申不可乘由、件訴去十五日に、爲公私被打御馬面、仍件事を訴申也、而間被出天負了、〉

二番間供御膳、陪膳頭中將顯雅也、〈御だい二本、公卿ツイ重、水飯、康平例也、○中略〉

三番〈左敦清、右助久、〉〈勝〉

四番〈左近忠、右行高、〉持、取合近忠落冠、

五番〈左兼則、院御隨身鼓、右敦武、〉

〔台記〕久安二年九月十八日、午刻參桂殿、法皇〈○鳥羽〉上皇〈○崇德〉皇后御船、〈兩皇同船、皇后別船、〉幸馬場、〈于時午〉余自陸參、有六番競馬、〈冠、水干、〉皆勝負、申刻事了、　廿五日、辰刻乘船參南殿、則參馬場殿、小時法皇上皇皇后渡御、有七番競馬、〈冠、水干、〉二番勝負了、三番久競被追入、四番出間、雨下被停、殘番明日可在云々、　廿六日、今日、昨日三番已下、又相競云々、午刻參鳥羽、先是三四五番勝負云々、六七番了退出、參皮堂、今日重文勝云々、〈余未參之先〉仍歸宅、纒頭、後聞雖勝、依久競法皇怒追入、不令方人纒頭云々、因之勘當重文、

〔山槐記〕永暦二年〈○應保元年〉七月十三日甲申、所衆等、招瀧口於右近馬場競馬云々、瀧口料設水干袴、〈朽葉〉

鹿子結水干、紫袴、擢口搔加合袴、所乘冠柏挾、染狩袴水干、又任意裁入錦繡云々、立錦幄、以的挟大鼓、以薄樣紙等爲簡、以表帶手綱爲搦緒、以小弓造鉦鼓臺、懸同的爲鉦鼓、見物車馬如堋云々、

〔古今著聞集馬藝十〕後鳥羽院の御時の競馬に、院の左番長秦頼次兼平子府生下野敦近つかうまつりけるに、頼次が乘たる馬の鞭を打たりけるに、馬場もとへ走り歸りたりけるに、敦近勝にけり、勝負普通ならずとさた有て、程へて敦近をめされけるに、保延の敦延が事を思ひ出て、祿を鞭の前にかけて、ゑたしき物共に向ひて、師子にや似たるさいひたりければ、御氣しきあしく成て、所帶も相違してけるとかや、かやうの言葉は、人によりていふべき也、

〔明月記〕建仁二年三月廿四日、參鳥羽馬場城南寺金剛心院前大路、堀池渡橋、以前人々多參集、殿下早朝參給云々、良久午終許御幸御船○後鳥羽、入御御所訖、攝政於南面方、召院司長兼、令書手結給、保近朝隆書之云々、仁安内競口日左方行事中將實守書之云々、○中略

五番、左武澄、右武景、武景追、打鞭之間馬不出、武澄令鞭先出馬了勝、予○藤原定家給祿、今一人可給之由被仰、仍保季給之、衞府之輩、毎度ニ今度我方勝バ、其人可被寄ト奉行好以藏人觸之、見勝負ニ我方勝之時、起座帶劔、指貫ノソバヲハサミ天取寄祿衣取之出也、祿如袋ニ入天置閑所、臨期喚寄、

六番、左久武、右久清、不經幾程、久武追之、久清馬遠儲、打合鞭遙勝了、今日御隨身多負、似無興、此男一度未負、久武又年來勝男也、而如此、誠叶叡慮歟、少將公雅、左馬頭親定、二人取口、中將雅親、少將實宣、清信等朝臣、給祿、

七番、左種文、右敦久、殆及一時不決勝負、甚異樣、適敦久追之、種文取令又落云々、又持歟、未參之間、予逐電退出、

〔空穗物語祭の使〕ひだり右のむまづかさ御むま、左右大將とうにておはします、かんだちめみこたち、かたわきてくらべ給、左ののりじりは、右近のせうよりはじめて、ものゝふらまで、いちもち

私第競馬

をえらび右ののりじりは、左近のぞうまでえらびにしひんがしあらそひて、むまつかさつきなみたり、おほんさいまつ、ごもしたること、らうよりみなみに御まへにむきて、むまだしよりむまとゞめまで、ひまなくかちのきぬきたるをのこども、ごもしたり、みなこれは兵部のをのこどもなり、らうよりきたの御まへにあたりては、兵衛のせうよりはじめて、宮のたちはきまで、たけとゝのひたるをえらびて、かみよりしもまで、ごもしたり、みなのりつらねて、うちよりのぼる、ふだゆひて、みなひきたてゝ、左右亂聲して、かちまけに、がくのまひす、兵部丞、かざりむまにのりて、らちにむきて、むまのけ申給へり、二のはてはなかつきて右かつらぞうしてまひす、みつにいづる御むま左かつ、よつに右かつ、いつゝひだりかつ、六右かつ、なゝつ左かつ、八右かつ、九左かつ、かちまけして、かずさしとりのことりに、左には、まつりごと人ちかまさ、右には、おなじきまつかた、さるいちもちの御むまどもに、たゞ今の上ずのりていでき、とうよりはじめて大願をたて給、おまへまでは、ひとしく見えしを、右のとう、かちこめられて、左まけ給ひぬ、

〔日本紀略〕四村上 應和二年四月廿四日辛亥、於左大臣〇藤原實頼第、有競馬八番、

〔榮花物語〕八初花 寛弘三年になりぬ、〇中略五月には、例の卅講など、上の十五日勤め行はせ給て、下の十五日餘りには、競馬せさせんとて、土御門殿〇藤原道長第のむまばや埒など、いみじうしたてさせ給、ぎやうかう、ぎやうけいなど、おぼしめしつれど、此ごろ雨がちにて、事どもえしあふまじきさまなれば、さはたゞならんよりはとて、花山院をぞ、かたじけなくともおはしまして、馬のこゝちなど御覽せんに、いかゞなど申させ給へば、いといみじうものにはへある御心ざまにて、むげにむもれたりつる心ち、はれはべりぬべかめり、さは其日になりてと聞えさせ給へれば、院のおはしますべき御よういども、あり、かの院の御ともの、そうども、てんじやう人など、祿とらせではいかでかいとかたじけなからん、又御贈り物には、何をがなとおぼしまうけて、其日になりぬれば、け

ふのことには、院のおはしますをめでたきことにおぼされて、いみじうもてはやし聞えさせ給、院もいと興ありとおぼしめしたり、さて左右の亂聲などのかちまけのほども、いときゝぐるしうおどろ〳〵しきまであるも、はしたなげなり、さてそのことゞもはてぬれば、院はかへらせ給、御贈物などあるうちにも、よに珍らしき月毛の御馬に、えもいはぬ御鞍などおかせても、又いみじき御車牛添て引出たてまつらせ給、院夜にいりてかへらせ給へば、との御送りにおはしますほど、猶院の御ありさま、すつれど、すてられぬわざと、やむごとなくあはれにみえさせ給、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年八月廿九日己亥、候御前間被仰云、昔大臣家行幸恒事、而汝家有馬場、有幸馳御馬競如何、申云、唯可隨仰者退出、　九月廿二日辛酉、卯一刻參内、有雨氣、上卿皆參入、同二刻乘輿出宮、〇中略　貢御馬十疋、左六右四給之、此後又雨下、待雨間御馬場殿、〇中略　余〇藤原道長參上著座、次皇太子參上給、次王卿參上、自餘事如式、

〔大鏡〕五太政大臣伊尹　此かや院殿にてくらべむまある日、つゞみは讃岐の前司あきまさの君ぞうち給ひし、一番にはなにがし、二番にはかゞしなどいひしかど、その名こそおぼえね、勝べき方のつゞみを、あしくうちさけて負になりたりければ、その隨身のやがて馬のうへにのりながら、ないはらをたちて見かへるまゝに、あなわざはひや、かばかりの事をだに、しそこなひ給ふよ、かゝれば明理行成と一雙にいはれ給ひしかども、一の大納言にて、いとやんごとなくてさぶらはせ給ふに、くだりたる讃岐の前司、ふるずらうのつゞみうちそこなひて、たちたまひたるぞかしとはうごしたいまつりたるを、大納言殿きかせたまひて、明理のらんかうに、行成がしこなよぶべきにあらず、からいことなりとて笑はせ給ひければ、人々いみじうの給はせたりとけうじ奉りて、其ころのいひことにしけるは、

〔小右記〕長和二年九月十五日甲辰、入夜召使令申云、大外記敦頼朝臣仰云、明日可有行幸、〇三條、藤原道長第

行幸、寅時可參入者、　十六日乙巳、辰剋卿相參入、左丞相○道長、中略、御輿寄南階、警蹕如恒、○中略移幸馬場、警蹕等儆如初先是左近衛乘十列、自馬場內行馬駐方、右近衛騎十列、自馬場東向馬駐、左右十列北上、群立馬場中、御輿漸進之間、左右十列行馬駐御馬場殿了、○中略左大臣兼仰左右近令注可騎御馬之官人等交名、召取之改書結番於一紙、先經天覽、了返給、令仰外記召三人侍從、○註略修理權大夫濟政朝臣、少納言守隆、中務少輔維光、經左仗西頭、列立東階南邊、西上北面左大臣宣云、濟政朝臣守隆者、罷馬出、任先例罷馬出勅使者、無勅使詞如何、維光者羅標使、口又無勅詞失也三大夫一同稱唯、大臣召濟政朝臣於欄下給結番、給之退歸、經馬場殿後向馬出、○註略馬出勅使令舁出鼓、立床子二脚、標勅使立床子、先是立標桙、不見其程、件標雅樂寮所立歟、只以彼相府桙所立云々、仰外記所令立也云々、左右近籌指胡床、立殿巽艮方、迫埒立、左右府生著平裝束、著胡床、取副矢於弓、次左右馬允、取簡奏御馬名毛、立埒東西、左西右東次一番左御馬出、騎者將監多武文、今日實馬號鳥子、右將監播磨保信、實馬號口比口、自申一點廻騎及數剋、度々被催仰、殊召馬出勅使守隆有宣旨、酉二剋馳競、保信勝、度馬場殿前之間、已欲馳而依一番强、召標勅使被問勝負、申云、持者、依形勢所申歟、諸卿解頤、武文存已負由不歸幄、保信歸幄、在口將被物、春宮權亮道雅、於馬出見物、不堪感歎脫衣云々、見者爲奇云々、左勝者、乍騎御馬度寢殿前向幄、右勝者經京極大路向幄、一番中間俄降雨、籌指取笠、馬允已無笠、雨脚卽止、二番左將監狹田重方、右府生秦正親、正親被打籠鼓、此間供御膳、御臺二脚左宰相中將經房陪膳、其後給衝重於公卿、三番左將曹宗岳高兼、右將監下毛野公助勝、四番左府生榎本季理、右番長下野公時勝、而更被問標勅使、申云、左勝者、還以輕々、五番左府生雀部是國、右府生下毛野公忠勝、六番左番長日下部淸武、右府生淸井正武、被打籠鼓、七番不可競之由被仰遣、依昏黑而有鼓聲、驚見之間、左番長尾張時頼馳度、右府生淸井正武、被打籠鼓、秉燭後、左近奏龍王了、左大臣云、右大將藤原朝臣○實資儲候納蘇利乎者、答曰、若實仰歟、相府大咲云、可奏納蘇利者、仍出舞、實依右勝殊有此事歟、其後左方公卿左大臣、及左官卿相新定方人々、進庭中拜舞、北上西面、先是左大臣、召左大辨道方於御前、除左右官之外、次第仰左右、只令不

（可含下、先只以謝所仰下也者、置方令仰知、大納言公任卿云、再拜也、可無舞踏、射庭始勝只有再拜者、予答云、競馬勝方有舞踏、後日公任卿示送云、尋見先例、誠有舞踏者、○中略）方、次進贐與、駒方蘇芳菲如晝、還御寢殿、

〔小右記〕長和三年四月廿三日戊寅、右金吾將軍示送云、來月行幸（○三條藤原道長第行幸）可有競馬騎射等事、又可有上達部出馬、左府（○道長）所被命者、造宮事未被定之間、忽有此事、言外之事也、　五月九日甲午、頭辨送中將書狀云（○中略）報書云、王卿出馬事、雖承可被獻之宣旨、至于其數所未承也者、予（○藤原實資）報云、年々例不同、但昨日左府命云、可依朱雀院競馬式者、如彼式者、第一親王幷大臣各二疋、自餘親王以下參議以上各一疋者、是內々事也、慥承馬數可仰下也、　十六日辛丑、今日幸違府（○中略）乘輿入南門之間、蘇芳菲駒形等相迎、自埒內北行、開當馬場之埒門、御馬場殿、警蹕如恒（○中略）其後式部卿親王、中務卿親王、兵部卿親王、參入著座、次左御馬上、次馬部居飼渡（左右乘尻、打懸袴、移鞍、用左大臣家、）次右御馬上、次馬部居飼渡、次雅樂立標桙二竿（相對）權左中辨重尹、少納言貞亮、掃部頭成親、依召參入、列立東階南腋（北面）大臣仰云々、共稱唯退出（馬出勅使重尹、貞亮、標勅使成親、）左右馬允各一人、持牘立埒東西（左西、右東、）奏御馬名毛、次左右近衞府生各一人、起陣著埒西邊胡床（○註略）一番（將監多武文、將監播磨保信、）右被打鼓、武文前立不入四五丈許、度々左大臣差使仰遣、總不入、甚不足言、似怖畏保信、諸卿嘲哢、武文去年負者也、今般廻秘計可決雌雄、去年負畢、今度不遑乘、極奇怪也、保信許可稱雄云々、武文馳度之間、滿座放嘲語、左將（○藤原公季）脫衣被武文、左大臣勸當左將、諸卿皆云、太無故之被物云々、誠然矣、二番（將監茨田重方、府生秦正親、）左勝、重方從與馳出、尤雄也、勝方將等、多被物（○中略）酉剋競訖、左右馬允退（大納言齊信公任云、馬允不給胡床、終日持牘立不可堪、可居胡床者、左大臣云、專不可居、前例不然者、朱雀院競馬式、不見居胡床之由、）次左近奏龍王畢、從右陣方奏、不可然事也、勝方王卿、於庭中拜舞（○中略）滿座耳語云、今日甚冷事也、不宜歟云々、造宮事未有定、何早有競馬之興哉、唯以目而已、　十七日壬寅、官人等來申昨日競馬事等（○中略）召左馬頭保昌、左將監重方、給勅祿、重方父相平、給勅祿之例歟、依御馬令肥滿、賜保昌祿云々、

〔古事談六亭宅諸道〕御堂〇藤原道長早旦ニ、人々ニ私ニ、法興院馬場ニテ、公時ニ乘競馬給ケルニ、小野宮右府〇藤原實資乍乘車、於馬場末密々見物、公時勝タリケルニ、自車纏頭云々、神妙ナル紅打衣ヲ肩ニ懸テアゲテ參タリケレバ、御堂アレハイカニト令驚問給ニ、公時申云、方大將ノ馬場末ニテ給候也云々、

〔小右記〕治安四年〇萬壽元年九月十九日甲辰、乘輿〇後一條出御、自承明建禮待賢等門東行、從堀河西頭南行、到御關白〇藤原賴通第〇所謂高陽院留、〇中略關白貢馬十疋、於御前三廻、〇片口諸衛府佐執之、片口近衛官人執之、了次第埒立了候御氣色、仰云、上ノ五ハ可給左、下ノ五ハ可給右、余傳仰令奉分、〇中略予再三催促標枠事、暫之雅樂寮官人二人、執枠相分立、〇用本家枠、雅樂寮官人不參、仍用代官歟、見先例、第一人先敷圓座、近候御邊所奉行也、而關白連座、乍置彼人不可近候、去御所三間、甚遼遠、然而依執柄讓所申行也、余端笏頗揚聲奏云、章信朝臣、〇註略經隆、少納言馬出の勅使仁遣牟、行任、大監物標乃勅使仁遣牟、有勅許、稱唯召左近將監良信、令召三人勅使、〇中略余宣云、章信朝臣、經隆、馬出仁罷禮、行任、標下仁罷禮、共稱唯退入、〇中略左右籌指居胡床、的左右、籌指北上、須出立其所持胡床居、一番左府生濟武、右將監扶宣、右被打籠、有兼案、二番左府生惟國、右府生公忠、惟國乘之間、三箇度落馬、太不覺、定被打歟、此番諸人所驚、而落馬亦被打籠、供御酒肴、御盞二本、螺鈿、關白所儲、第五番右府生武重、左番長貞安、件番勝負不明、仍召標勅使問之、申云、右御馬頸勝者、所申無衆望、太爲奇、被問勅使、依實申所不被用、未得其意、不可被用者、更不可被問者也、人々所思可申持由歟、自餘番々不記、〇中略早朝出馬解文、可出外記之由仰置了、〇中略

右大臣家

貢進走馬毛付事

合二疋

一疋鹿毛

一疋黑毛

右走馬毛付加件

萬壽元年九月十九日

〔榮花物語 二十三 駒くらべ〕はかなく九月〇萬壽元年にもなりぬ、關白殿〇藤原賴通高陽院どのにて、こまくらべせさせ給て、行幸行啓あるべき御いそぎあり、いといみじき殿のありさまを、こゝろことにはらひみかゝせ給ほど、いへばおろかにてめでたし、此世には、れいせんゐん京極殿などをぞ、人おもしろき所と思ひたるに、高陽院殿ありさま、此世のことゝみえず、海龍王の家などこそ、四季は四方にみゆれ、此とのは、それにおとらぬさまなり、例の家づくりなどにもたがひたり、寢殿の北南西東などに、みな池あり、中島に釣殿たてさせ給へり、東の對を、やがてむまばのおとゞにせさせ給て、其前に北南ざまに、馬はせ給へり、めもはるかにおもしろくめでたきこと、こゝろもおよばず、まねびつくすべくもあらず、おかしうおもしろしなどは、これをいふべきなりけりとみゆ、給などよりは、これはみどころありおもしろし、〇中略おなじ月の十九日、こまくらべせさせ給、ひごろだにありつる人、けふは、とりわきめでたし、みかど〇後一條のおはしますべき大床子、ゑんでんの南おもてにたてゝ、御座よそひたり、巳の時ばかりにぞ行幸ある、御はしに御輿よせておりさせ給て、おはしましてゐさせ給て、春宮〇後朱雀おはします、陣のとにて事の由奏して、御車陣にてかきおろして、筵道まいりておりさせ給、にしのらうのなかの妻戸よりいらせ給て、西の對の簀子よりとほりて、渡殿のすのこを渡らせ給て、ゑんでんの南おもてよりいらせ給て、御座につかせ給ぬ、東宮の御座は、ひらざなり、みすのうちのありさま、おもひやられてゐまし、宮のおまへ〇一條母后上東門院のまちみたてまつらせ給らん、おもひやりきこえさせぬ人なし、入道殿〇賴通父道長は、東の對の北の方によりて文殿あり、そこにみすかけたり、さるべき僧ども多く具しておはします、みやの

女房のありさま、寢殿の西南おもてより西の渡殿まで、すべていとおどろ〳〵しう紅葉がさね色をつくしたり、常のことどもなればいひつくさず、西の對には上達部つき給ぬ、さるべく皆ものなどきこしめしまいりて、やう〳〵ふながくども漕いでたり、そはひこまがた、その駒など、さまざま舞ひいで、今は東の對にわたらせ給、またそこにて大床子におはします、すこしさりて東宮おはします、ひらざなり、あるじのおとゞをはじめたてまつり、かんたちめ、てんじやう人、皆ひきつれて東の對に參り給、いづれの殿ばらも、皆御裝束めでたきなかに、關白殿の御したかさねの、きくのひへき、かゞやきめとゞまりたり、くらべむま十八番なり、なまよろしきをりのだに、のり人も馬もいみじういどみて、とみにやいづる、馬のこゝちもいといみじう世にめでたしと思ひて、ともすればいでゝは、ひきいれ、ひきいれするほど、いといみしうこゝろもとなくみえたり、さてのみあるほども久しければ、やゝたび〳〵仰せらるればいでそめてたび〳〵になりて、左右かたみに、かちまけするほどの亂聲の音も、はしたなげなるまでおかし、かちまけの乘人のかづけ物のほどなど、かたわきいどみたり、またやがてこのなかの舍人どもかた人して、東宮の帶刀ども相交りて、騎射いさせ給、かちまけの舞なども、おかしうてはてぬればがくその物のねども、くらうなるまゝに、いみしうおもしろし、

〔空穗物語祭の使〕おほみむまども、とをづゝたてゝ、かはせたまふ、けふあし御らんせんとて、しきじよりはじめて、のりじりさうぞくして、御馬ひだりみぎとひかせてまゐりたり、おとゞ、をのこども、はいのりてこゝろみよとのたまふ、御むこどもかずのごとおはしますきんだちきこえ給ふ、この御むまども、おなじくは手つがひにしてくらべばやとの給て、一番に民部卿宮、右のおとどくらべ給ひ、おとゞかち給ふ、二番にかづさのみこ、あるじのおとゞかち給ふ、三番に三のみこ式部卿のみこかち給ふ、四番に四のみこ左衞門督きみかち給ふ、五番に五のみこ藤宰相、みこか

ち給ふ、六番に六のみこ右大辨にかち給ふ、七番に兵衞督右衞門佐のきみ、かんの君かち給、八番に兵衞佐兵部少輔、すけかつ、九番に式部丞侍從かち給ふ、十番にたいふの君右衞門尉に、君かつ、

〔日本紀略十四後一條〕長元二年五月廿八日丙戌、關白左大臣○藤原頼通於白河別業、有競馬事、十番公卿各被出馬、右大臣○藤原實資以下諸卿參入、布袴殿上侍臣上官等束帶、依臨夜不遂馳、七番以後、有樂舞、

〔殿暦〕天仁二年九月六日丁未、今日上皇○白河御幸高陽院亭、御覽競馬、○中略隨御氣色余著座、召頭爲房朝臣院別當示可召公卿之由、示氣色許也爲房朝臣稱唯起座召公卿、次公卿昇自南階著座、次左右大將取奏、左四位少將道季朝臣、馬允清章、右四位少將雅定、馬允貞清、大將爲奏、立南幔門外、左奏遲々間、右次將參上經敷刺、次將等參路、經殿後邏南、左大將取奏昇自南階如常、北進就母屋北第二間簾前進奏文、奏留御所、大將退去、返杖於次將復座、次右大將奏文如左、次近衞次將忠宗、取菅圓座一枚敷階北間簀子、次左右御馬、以次自埒內上北、次厩左右舍人居飼趁北、左舍人居飼、經北埒西邊、不渡御前、自殿南大樓下越埒、自埒內趁北、右舍人居飼等、經本埒內、左舍人越埒之時、同又越之、自埒東趁北、相共直不渡御前也、次雅樂寮官人、立標杵二柄於第三的南去一許丈、立埒東西、次左右毛奏、馬允左盛行、右盛貞、取牘立埒東西、鼓南、次籌刺近衞府生左友光、右近恒、著胡床、右馳道南北、件胡床、近衞各一人趁出給之、此間余依仰目左大臣、左大臣移著圓座、次召勅使四位一人、左中辨顯隆、五位二人、少納言定通鉦鼓、大監物祝家馬駐、三人參上、列立於東面中階南、北面西上、上卿仰詞如常、稱唯、馬出勅使、經殿後向馬出、馬駐勅使、直南進就標下、先是各賜床子、次賜鉦鼓、右近陣官人賜之、

次一番左先出左、右近將曹下毛野近末、勝鼓依仰打之、院黑毛、余馬也、去夏比給之、中將出馬、右、同將曹秦兼方、黑毛、方人加賀守敦兼出馬也、近季經殿後、廻出北廊北面之間、方人取馬口、中將忠通、有纓頭、

二番右先出左、左府生下毛野敦利、候院人也、院栗毛、去々年、余自院給之、競馬庭、可謂駿足、右、右府生秦公種、勝余隨身、院栗毛、余馬也、去年自院賜之、

件番、暫以支持之間、敦利追馳、公種馬勝、尾喫公種於樓門外落馬、雖所々損、扶乘向方幄之間、方人取馬口、有纓頭事、

此間供御膳、鏡懸盤六脚、（面居堀物窠文、足不知在堀物貫玉爲綱、在菊心葉、）御飯以下皆盛色々玉、追物汁物等類用香欒、飯垸一口、（在臺）御湯器一口、御酒盞一口、（在蓋提子）汁物器二口、四種四口、窪器四口、盤十四口、銀御箸一雙、匕一枚、箸臺一枚、御銚子一口、鏡折敷二枚、蘇芳二倍織物五重打敷、（在泥繪螺鈿堀物絲玉綱等、）諸大夫五位十人、向御厨子所、（四子午廊南三箇間爲居之、）取之、參南面階下、參議爲役送、民部卿爲陪膳、（北第二間簾中供之、陪膳候簾中、役送候於簾外、）供了民部卿已下復座、次賜公卿衝重、（給折敷）殿上五位六位役之、供御膳賜公卿衝重之後、暫有其程、乘尻決勝負了、

三番（左先出）左、左府生下毛野武忠、（勝鼓）黒鹿毛、（去四月比、爲房朝臣貢之、）右、右府生秦兼久、（候院人也）黒精毛、（去年冬、中將自院給之、）

相互不決勝負、時刻推移、有仰擊鼓了、

四番（左先出）左、左府生下毛野敦言、（余府生隨身）塞河江黒栗毛、（余馬）右、右府生中臣兼重、（勝、候院人也、）陸奥鵯毛、（余馬）

左右並馳之處、敦言馬、於鼓前登牝埒直立之間、右馬玄隔進出、敦言揚鞭雖逐馳、已以不敵、可謂無益歟、兼亦手綱切了、

五番（左先出）左、左府生中臣近時、（左大將隨身）鹿毛、（方人甲斐守師季朝臣出馬）右、右府生秦助久、（候院人也）鹿毛、（方人伊豫守基隆朝臣出馬）

申斜出、無心勝負、空及秉燭、有仰被追入了、而更召出、可打鼓由有仰、余申云、更召出條、不可然、召第六番可令打鼓者、仰云、尤可然、仍不召近時等、被競第六番也、

六番（左先出）左、左番長下毛野季俊、（勝鼓、候院人、）鹿毛、（方人爲房朝臣馬、實是院御馬、）右、右番長佐伯國重、（余隨身）鹿毛、（阿万利、余馬也、）

件番秉燭以後也、有仰擊鼓、

七番（依仰件番以下不競之）左、左番長中臣兼近、（余隨身）陸奥一栗毛、（余馬也）右、右番長下毛野武正、黒栗毛、（余馬也、去年自院所

給也、

八番左、左番長下毛野敦清、左大將隨身 鹿毛、方人朝臣爲馬 勝 右、右番長下毛野敦貞、大將隨身 鹿毛、方人朝臣奉仲馬

九番左、左近衞下毛野敦忠、候院人也 葦毛、方人美濃守季通出馬 右、右近衞秦重弘、中將隨身 葦毛、方人顯經出馬

十番左、左府生下毛野忠口鵜毛、去比經忠朝臣買之 右、右府生秦行利、鹿毛、方人顯隆朝臣出馬

余馬十疋、左右各五疋分給之、

第六番之間、埒東西立柱、殿東庭、主殿官人奉仕立明、件番馳了、左奏龍王、次右納蘇利、依仰打鼓、右勝奏龍王、不可奏納蘇利、然而右方有實勝籌、仍所令奏納蘇利也、次左還御二疋、於東庭半漢陸梁、騎士二人、口取八人、次右還御二疋、同左、御覽了、各自埒西退入南方了、

廿六日丁卯、向高陽院、今日依有興、余見競馬、其儀如去月内競馬、〇中略

一番

左、右近府生中臣兼重、勝二丈 黑精毛、御幸日、兼久乘馬、

右、右近府生秦助久、鹿毛、御幸日、武忠乘馬、

件男共候院物也、依仰令番之、暫乘間、兼重爲追馬、勝二丈、中將經頭、人々兩三同以經頭、

二番

左、左府生下毛野武忠、大栗毛、御幸日敦俊乘馬

右、右府生秦行利、目栗毛、御幸日兼近乘馬

件番、行利馬、越埒落馬不乘、

三番

左、右府生下毛野忠久、頭鹿毛、御幸日敦清乘馬

右、番長下毛野敦貞、勝、右大將隨身、甘利栗毛、御幸日重國乘馬

件番、忠久馬沛艾、仍自馬出馳出、仍敦貞有前勝了、

四番

左、番長兼近、余隨身 鹿毛、今日從院所給也、御幸日助久乘馬、

右、番長佐伯國重、勝 鹿毛、顯陸馬也、御幸日行俊乘馬、

件番數刻國重從輿出馬、勝三丈、今日兼近乘樣、別樣云々、人々有其氣色、

五番

左、近衛下毛野敦信(余隨身)馬上野黑、(御幸日近末乘馬)

右、近衛兼廣、(勝八丈)院栗毛、(御幸日末後乘馬)

件番有興、頃之兼廣爲追馬、勝八尺、於馬場末敦信取兼廣、仍兩召之、雖然兼廣變應極甚、衆人咸讚、

兼廣也、(件兼廣、中將隨身也、)

六番

左、近衛秦公方、(余隨身)栗毛、(因幡守長隆進)

右、下毛野敦廣、(同余隨身)鹿毛駮、(遠江守國賢進)

件番、數刻無勝負、仍鼓、(爲先左)

七番

左、近衛中臣兼緒、(勝、余隨身、)塞河江栗毛、(御幸日敦時乘馬)

右、播磨貞重、(落馬、右大將隨身、)陸奥鴾毛、

件番乘孋以後、而間兩人馳出、御殿於前向程、貞重落馬、

左右有樂、(先龍王、次納蘇利、)

〔吾妻鏡 四十六〕建長八年八月十六日甲戌、將軍家(○宗尊親王)御出、(○中略)競馬五番、

一番

左追持富所左衛門尉

右村岡彌三郎

三庭(○庭恐遲誤)之後、右好而在外、空馳及數度、左追表手前取合落馬、富所自額血出、

二番

左當麻右馬三郎

右追勝傔仗三郎

左先出互相競、各空馳二度、右追下手、無程馳追、當麻擬取紲、合取拔畢、

左追持下條四郎

三番

右秦弘員

下條追之、暫不得相並、但於勝負插内取之、弘員離馬、懐共落馬、而左勝之由雖有沙汰、右頻申子細訴畢、

四番

左追持澁谷右衛門三郎

右秦種久

右先出、出遅之間、左追之、卽取之插脇、種久離馬、取澁谷腰共落馬、左顯勇力、右存故實、太有其興、

五番

左追勝烏子左衛門次郎

右秦行久

右先出、空馳度々、左追之、行久不合鞭止畢、是怖烏子之勇力之故也、

〔賤のをだ巻〕馬は齋藤靑人、俗名主税、齋が九ツ十計の時死したり、名高くて世に鳴たり、○中略靑人の年忌に、一とせ主税○靑人子が競馬を興行したり、繪にかける加茂のくらべ馬のごとし、兩方に萩の埒をゆひわたし、場中二所に、✡如此制を堀、三所共に、もやうは違へり、其通りに砂をもり、主税、素襖烏帽子にて馬に乘、占の形を首尾有て、中より靜に乘わたし、終に祝詞を高聲に唱ふる也、三所ともにおなじ、下手にては、のられまじきものなり、少しも筋を不違のりたり、是のみ古實と見えたり、

〔賀茂皇大神宮記〕五月五日、競べ馬の神事は、堀河の院の御宇に、勅願成就ましまし〳〵けれぱ、天下の御祈として、始めて寬治七年に、敬神のために競べ馬をよせ奉らせ給ふよし所見也、かの武德殿の面影をうつして、勝負につけて樂を奏し、神寶等、先以前にわたる也、競べ馬の勝負によりて、賀茂の御神の、馬場のさきへ淨衣を著し給ひ、現じましまし〳〵てかたせ給ふ事所見也、

〔故實拾要〕八競馬

是五月五日、於賀茂社人勤之、同一日足揃トテ競馬ノ習禮アリ、往古ハ內裏ノ於豊樂殿騎射アリシ事也、左近ノ馬場ノ眞手番ナド云事、公事根源抄ニ見エタリ、又五月五日ノ節ニハ、五位以上ヨリ進走馬ト云事、延喜式等ニ見エタリ、然ルニ中古ヨリ此事斷絶シテ、今ハ賀茂ニ而已此式殘レル也、

〔競馬記〕抑競馬會之儀者、人皇七十三代堀河院御宇に、勅願坐して、天下泰平、五穀成就の御祝禱として、寬治七年に、於賀茂競馬を執行せられしより始り、此時五番さ云々依之往古內裏武德殿において取行せ給し面影を移し、年々十番の競馬を奉らせ給、又左近馬場、右近の馬場、兩所に競馬或は騎射休有し時も、勝たるかたへ御前に召て、上達部の座より祿を賜へば、元の所へ退きて、各是を纏頭す、右の作法乘形等、全く賀茂江受來りて相勤候より、昔は競馬料之御料神領、寬治の聖代、依勅願諸國江官符を被下より、先第一に美作國倭文庄、第二加賀國金澤庄、第三播磨國安志庄を始とし諸國より貳拾匹の馬料を運送す、依之二十人之乘尻を撰び定めて、先朔日に馬の遲速を見定て、三遲巴小振等の古實乘形を用ひて、何れか不乘得馬共なれば、先第一に馬を相し、馬さま、馬勢、出所、走り、乘所、力肉の程ころぶせいは、馬の身相を見定、又は三ツの大用といふ乘形などありて、是等の趣を習ひ秘して、昔はたがひに勝負を勵みける事と聞えし、〇中略

右於諸國庄園御寄進之ヶ所如左

第一　美作國倭文庄	第二　加賀國金津庄	第三　播磨國安志庄
第四　能登國土田庄	第五　阿波國福田庄	第六　美濃國脛長庄
第七　近江國船木庄	第八　若狹國宮川庄	第九　淡路國佐野庄
第十　出雲國福田庄	第十一　備前國竹原庄	第十二　備前國山田庄
第十三　山城國名島鄉	第十四　丹波國由良庄	第十五　和泉國深田庄

第十六　周防國伊保庄　第十七　伊豫國菊万庄　第十八　尾張國玉井庄
第十九　伯耆國星河庄　第二十　三河國小野田庄
右之庄々より、馬料運送有之候而、嚴重に取行候得共、唯今は、右之庄々壹ヶ所も無御座候、然共社家中給田之内より、高割ニ石打相掛、乍簡略今以無懈怠相勤候事、

〔江家次第十九〕殿上賭弓事
殿上賭弓賽（賀茂競馬）
參東三條、乘尻等於東中門外乘馬、次渡南庭、其行列次第、
先前掃二人（相並）　次捧幣二人（相並）　次御琴持一人（南）　持外居一人　次小舍人二人（相並）
次左騎尻五人（上﨟爲先）　次右騎尻五人
件乘尻等、出門外左右相並、下﨟爲先可行列、
次殿上人以下、於西門外乘車、
先射手七人　次弓師、舞師相並、　次念人十五人　次瀧口等乘馬相從　次雜色所衆　次出納
經西洞院北行、至一條東行、
次到河原、（社鳥居下、下車、）先著祓殿幄、　次置祓物、（所衆役之）陰陽師著座、　次所衆二人捧幣立　次引立御馬　次申祓、畢陰陽師退、（松尾幣、自此所分奉、）　次起幄參社頭　次著舞殿、（欲合例、西庇設座、北面東上、射手著上、）付幣於社司、引立御馬返申、　次再拜　次廻御馬（三度）　次給祿於社司　次射手東遊（若可進奏者、此間左右府官人一人、各可進、）　次歸著幄座（此間騎尻等乘馬相迎）　次給大鼓鉦鼓　次立標杵　次上御馬　次分遣大鼓鉦鼓等使（助友忠國）　次三五番競馬馳　次勝方舞（光季）　次事畢向上社、作法同下、
〔競馬記〕倭文、頓宮（○賀茂神社）ヨリ前、落馬有之時、金津、必下ル事故實也ロトゾ、然時ハ幾度モ入直ス事習トゾ、

搖木ヨリ前、落馬有之バ負、夫共左右共落馬ハ入直シ也、

出口口不合シテ出候時ハ、大鼓不打入直シ之事、

搖木ヨリ末ニテ落馬有之時ハ、馬ハナレ候バ、他ノ馬ヲ借、階下江乘付ル事也、若歩行時ハ負ニ成ル也、

落馬有之、病有之時ハ、他人階下ヘ行也、尤帶劒可有之事、

朔日毛附以後、馬替時者、其馬所之祠官ヨリ代官中江、某之馬差障候義有之、替何毛何寸之馬ニ更替候旨屆之、仍而代官衆ヨリ、其趣神主以下十九人ケ所、幷兩階下乘尻廿人、所司大夫江屆之、

但乘尻廿人之義者、初乘三人ヘ相屆、入魂ノ上、悉不及屆候事、○中略

倭文乘形

二番大鼓打之後、素襖ニ酒殿江神人上遣ス、四人來祝儀出之、次裝束著、次身體祓相濟、神酒頂戴、引渡三方、次催奉行中ヨリ素襖ヲ以、支度宜候者、只今御出可有之旨申來、暫時猶豫有之、評議所江行向、先神人四人二行〈素襖卷數持、素襖鞭持、〉持、傘持等相從、玄關ニテ催奉行ニ相屆、次雜掌江挨拶、次馬牽來門之外社前、于時左方之淨衣著、馬祓馬乾頭ニシテ、次ニ鞭ヲ持門出、雜掌中御馬別當ニ被引合、次乘馬、次三番大鼓ヲ打、切壁ヨリ牽馬、奈良社拜殿切板ヨリ催奉行江屆、次切板之方ヨリ南ノ敷居之上ヲ歩、階下座ヲ明置、北面著座、〈左ノ足ヨリ踏出ス、右ノ足ヲ内下疊上ヨリ尻付ル、〉

コブリ事

倭文ハ、依例追馬、金津先馬也、雖然倭文之御馬ハ、依賞美追馬先江馳スル、金津依例負也、然ドモ三チ巴コブリ等ハ、倭文追馬ノ作法也、依之コブリノ前、著座ヨリ以神人、打違エテ召ト云使有之、仕舞ノコブリノ時、金津ヲ急ニ馬場ノ本迄サゲテ待、倭文ノ馬ノ先江馳、馬場ノ末ニ至ツ見テ、金津〈ウチヘ廻スガ古義也〉馳ル也、是ハ一番ノツガヒ計也、左右共、二番ヨリ九番マデハ、可依前勝負、二番ツガヒ

ハ極テ右ノ追馬ナリ、一番ノ右依負也、左負ハ其次左ロ追馬也、依之左馬早ク埓ヘ入事也、右負ナレバ、其次右追馬也、仍テ右方埓ヱ先ヘ入ル也、十番ハ前ノ勝負ニ不拘、依例左追馬也、是ヲ出馬ノ入ト云、一番ハ出馬ノ出ト云トゾ、追馬ナガラ先ニ出ニ仍也、

〔日次紀事 五月〕初朔日上賀茂競馬足揃

依舊例、京兆尹被出馬一疋、其外武家有所願人、亦假而使騎之、其騎者上賀茂氏人、年少者擇二十人、而各與祿、又端午所騎者、氏人壯年者擇二十人、而各與祿物、凡馬員二十疋、今日騎者、著烏帽子淨衣、社司各坐埓外、初先毎一人乘一馬、使馳驅、而考其遲速、使執筆者記之、其後馬遲速同者比之、使二人騎之、故是謂足揃、古所謂荒手結也、馬場本末有樹、於此内使決勝負、檢見者擊鐘、而執筆記之、此樹曰勝負木、馬場本勝負木之南有櫻、是稱出馬木(ウマダシノキ)、又其次有一株、是稱三鞭木、騎人於茲互掛音擧鞭、所司家禮、埓西構棧敷而視之、良賤群集、列侯或地下良賤、有祈願者寄米穀、又納金銀以爲競馬料、

初五日上賀茂競馬

有音樂、午時有競馬、此處競馬、近衞院康治年中、始被行、然其始臨時執行、後世五月五日爲式日、古毎諸社多有競馬、今漸絶、其所存者稀也、當社有競馬料、故到今不斷絶、所乘之氏人二十人、今日各著冠、卷纓附緌、左方著赤袍、右方著黑袍、各乘馬出里亭、西方橋邊各下馬、馬牽入河水寒脚、其騎人直聚廳屋、各一同詣神前、著赤袍人、先毎一人奉幣神拜、其次著黑袍人亦如此、然後各於南一鳥居外乘馬、自馬場末至馬場本、始先第一番左右馬、毎一疋馳、是謂空走(スハシリ)也、其後各雙馳、而爭遲速決勝負、是則古所謂眞手結也、馬場東方假宮地構幄屋、社司内沙汰衆、各著黑袍坐其内、又外氏人二人左右侍坐、置金鼓於前、黑袍人勝則鳴鐘、赤袍人勝則鳴鼓、其間誤有墮馬者、則諸人擊手擧音而大笑之、古雙馬馳驅之間、伶人奏亂聲、於今無其儀、然今所擊之金鼓、古奏亂聲之遺風也、乘畢自馬場西埓外赴一鳥居方、埓西又構大床、社司一人、著黑袍坐其上、勝者下馬到床下、社司杖頭掛尺許布、假爲纏此人頭三度、此

古賜祿物於勝人之遺意也、凡社司之座席、奉行之棧敷、如朔日儀、然今日諸人遊樂之日也、故群集倍朔日、

初六日上賀茂

氏人昨騎馬者二十人、各詣貴船社、於鷹尾爭競馬之勝負者、互獻酬神酒、成和議、社僧持梅楚、起座而舞、各濁醉、

〔年中行事大成 三五月〕五日上賀茂競馬

其體上賀茂一の鳥井の西より二の鳥井に至るまで、芝原に埒を結ひ、東の方に頓宮を設け、其左右に鉾を立、西の方には棧敷を構られ、武家爰に於て見物あり、埒の左右には、高く假屋をかまへて勝負檢證の所とす、

其式朔日競馬の足揃あり、京兆尹より馬一疋を出さる、其外武家所願ある人も、又假て是に騎しむ、騎者は氏人勤之、先年若き者二十人を擇て各祿を與ふ、馬員二十、今日の騎者は、五日の競馬を勤るの人にあらず、未の刻、騎者各烏帽子淨衣を著し、社司埒の外に坐し、初先一人毎に一馬に乘らしめて、是を馳驅しめ、其遲速を考へ、執筆の者、是を記し、其後馬の遲速同じき者を比べて、二人をして是に騎しむ、是を足揃といふ、是を定むるに、馬場の本末に樹あり、此間にして勝負を決す、檢證の者鉦を打て、執筆記之、按るに是所謂古への荒手結なるべし、

三日、今日五日の騎者、各宅に於て親屬を饗應す、今日穢人を禁す、

四日、騎者各下鴨に詣て、歸て艾菖蒲を持て本社に詣す、

五日、巳刻本社御戸開神供あり、左右より調進之、社司束帶にて出仕、又勝負の音樂あり、

午の刻、京兆尹より馬一疋を出さる、鞍鐙等奇麗なり、此時一番の大鼓を打、未の刻、三番の大鼓を打、此時騎者二十人の氏人、各冠を著し、纓を卷、緌を付、左方十人は赤き袍を著し、右方十人は黑袍

を著す、延喜式に云、皂緌深緑貲布衫、或緋大纈布衫など、兵衛等の騎射に用ると云へる類のもの也、各腰に菖蒲を巻き、里亭を出、西方橋邊にて馬を下り、馬は河水に牽入て脚を冷す、騎者は直に廳屋に參り、暫して左右立わかれ、一の鳥井に至り、是より馬を下り本社に參詣、芝の中程より、かひか代官出向ひて騎者の先達をなし、二の鳥居前にて清祓あり、暫して社前に立列す、此時氏人大幣を取て、左方赤袍の騎者の二人目に渡す、騎者大幣を取て二拜し、其次の騎者に渡す、又同く二拜ありて、其次にわたす事始の如し、次に右方黑袍の騎者二人目より幣を取る事、左方の如し、終て左方右方ともに本社より埒の内を下り一鳥居外に於て馬に乘、馬場本に至り、是より競馬あり、

先一番左方、馬場の半、頓宮の前まで七度馬を廻し、暫して馬を馳る、此馬は京兆尹より牽給ふ所の飾馬なり、次に右方の馬を馳る、是を空走（そらはしり）といふ、其後九番の氏人雙馳て、遲速の勝負を決す、其勝負を定るは、埒の側に三株の樹あり、馬場本の櫻を出馬木（でむまのき）と號、其次を三鞭（みむち）の木と云、騎者玆にして、互に音を揚げ鞭を擧、馬場末に紅葉の樹あり、此木を限として是迄の遲速を定む、此三株を總じて勝負の木と云、又埒の東西に幄屋を構へ、社司の内沙汰衆、各黑袍を著し其内に坐す、又氏人二人側に侍坐し、前に鉦鼓を徹、此所より勝負を檢證し、左方勝たる時は大鼓を打、右方勝時は鉦を鳴らす、又東西の幄屋より、左勝の時は、朱の日の丸、右勝の時は、白き日の丸を畫し扇をさし上、東西照らし合、左右方の檢證違ざる事を示す、若持（ぢ）の時は、赤白二本の扇を倶にさし出す、さて左右方の騎者立別れ、左方は東、右方は西の幄屋の前に至、各の勝負を尋ぬ、此時幄舍に坐する所の沙汰衆より、勝たる人には白絹を與ふ、騎者馬上に在て、絹を鞭の先にかけ請取、其儘戴き、頭の上を繞らす事三度して是を返す、是は纏頭祿物の意なるべし、其より傍にて馬より下り、埒の側なる頓宮に詣拜し、畢て廳屋に入、神供を戴きて後休息す、又負たる方は纏頭もなく、頓宮の拜も

無して、蝦屋の前より徑に我宅に歸る、斯の如く次第に五番畢る時、頓宮の前に立し五本の祭鉾を盡く橫に伏て、半畢事を標す、是より後五番の經營も前に同じ、今日諸人群をなし、見物の者は、埒の左右に芝居し、又棧敷に上りて是を見る、其中には、つれ〳〵草に謂る、樗の木の股にねぶれる法師の類ひ少からず、

六日、競馬の騎射二十人、各貴布禰の社に詣、廳屋に於て神酒を獻酬して、昨日勝負の爭を和議す、社僧梅の木を切て三方臺に載せ、座を起て舞ふ、

九日、供僧今宮に詣　、今日芝原にあるところの競馬の埒をとりはらふ、是を埒明と云、世に物のかた付く埒明と云は、是に始れりとぞ、

〔日本歲時記四五月〕五日　今日京師賀茂の社にて競馬あり、神官七日の神事潔齋をして乘なり、其數二十疋、朔日に馬の足をそろへて一二の番を定め、五日には裝束を著し、其色黑赤二つにわけたり、勝負の木とて、馬場の西の方に楓の木あり、是より北にて落たると、乘おくれたるを負とす、見物の諸人群集をなす故に、馬場のあたりは所せくて、大なる棟の樹にのぼりて、心やすげに見るもあり、馬馳る時に、棧敷なるは立あがり、立たるものは埒のあたりにたちふさがり、杖をつかへて、とびあがり〳〵、はせ來る馬を見るに、みるがうちに群集の中へかけこめば、わらんべどもは、手ごとに竹杖をつきて、馬の跡より、さゝらになるほど打たつれば、馬は空をとぶがごとくに馳行、或行あまりて橫にきれ、乘手はおち、見物はふみたをされて、共にかた息になり、氣をうしなふもあり、又人馬川中まではせ行て川におち、衣裳をぬらしてかへるもあり、きびしく潔齋をなすといへども、しらずして客人の穢たるにあふときは、かならず落馬すといへり、

〔本朝月令四月〕中酉賀茂祭事

秦氏本系帳云、正一位勳二等賀茂大神御社、賀茂者日向曾之高千穗峯天降坐神賀茂建角身命也、

○中略其祭祀日乘馬者、志貴島宮御宇天皇(○欽明)之御世、天下擧國風吹雨降、爾時勅卜部伊吉若日子令卜、乃賀茂神祟也、撰四月吉日、馬繫鈴人蒙猪影而驅馳、以爲祭祀、能令禱祀、因之五穀成就、天下豐年、乘馬始於此也、(○中略)○又見袖中抄

〔日本紀略 一九條〕永延元年六月廿九日庚申、攝政(○藤原兼家)與左右大臣(○源雅信、藤原爲光)以下諸卿、參賀茂社競馬、依賽祈雨之感應也、

〔左經紀〕長元四年四月廿五日壬寅、參殿、(○藤原頼通)於馬場殿被撰定明日料舞人十人、競馬者廿人馬、幷被定乘人等、及晩歸給、　廿六日癸卯、卯剋參殿、上達部多以參入、及辰剋令出給、(○中略)同剋到下社、(○賀茂)先御祓、(○註略)次參社頭、先奉幣神寶等、次廻御馬、次歌舞、(此間社司、兼酒肴如例、)巳剋事了、着馬場、先舞人十人走馬、(從上臈走之、)次左右競馬者上、(先左、次右、)次左右奉名奏、(左右方人等、取件奏來馬場殿、左中將實基、右少將行經、進向取件奏奉殿、擬人賦状、東西兩人取舞云々、)次召勅使等、修理權大夫實經、少納言經成、大監物重季等、進立西階北方、(北面東上、)重季立少納言後、殿下仰事由、三人共唯、定經經成、歸進向鼓所、重季渡馳道向標所、立鼓金杵等、次一番(左正親、鼓、右助延、勝、)二番(左武方、右公忠、持、)三番(左時頼、右貞安、勝、)四番(左武重、勝、右助武、)五番(左爲弘、鼓、右光武、勝、)六番(左公武、鼓、右安行、勝、)七番(左近利、右助友、勝、)八番(左久方、勝、右公安、)九番(左滋武、勝、)右行武、十番(左弘近、勝、右爲正、)左勝、仍龍王、次納蘇利、次到上社、作法如下儀、(○中略)及亥剋、競馬幷勝負樂舞了歸御、

〔定家朝臣記〕康平四年四月十一日甲子、早旦向賀茂下社馬場、左右方屋如恒、(左東、右西、)左方屋北去三許丈、立七間假屋、爲上卿見物所、埒東頭中央、立十丈幄、爲諸大夫座、巳剋內大臣殿(○藤原師實)率源大納言已下上卿十餘人殿上人數輩、御坐假屋左右、(左乘馬、右歩行、)次上御馬、被仰鼓鉦等、(鼓皇后宮大進爲仲、鉦越後守頼綱、標兵部少輔泰經、)次數差居、(左府生近行、右府生近仲、)

一番(左府生下毛野□□、右府生同公安、□□勝、)　二番(左番長□□近重、右府生下毛野助友、持、)　三番(左將監秦武行、右府生中臣兼武、勝、)　四番(左府生舍部重國、右番長下毛野公久、勝、)　五番(左番長下毛野光重、右近衞下毛野重季、勝、)　六番(左近衞中臣近友、右近衞播磨武貞、勝、)　七番(左近衞中臣武則、右近衞秦時方、勝、)

八番（左近衞播万定時　右近衞秦近行）勝　九番（左近衞下毛野重友　右近衞中臣忠季）勝　十番（左府生三池安武　右府生下毛野行時）勝

十番了左右有舞、（左右無出舞、違例也、）事了上卿以下歸洛、家司已下、率參上社、競馬等如下社也、

〔爲房卿記〕承曆三年四月十一日己酉、今日關白左相府、（○藤原師實）參御于賀茂御社、每年式日申日、近年始有御幸、仍四月之內、撰日次所被行也、○中略　左右競馬結番文進、（右馬允、經御所屋東北、右允入自方屋前門、廻參於北幔外、件奏如去入）（九月競馬儀、諸事闕、被用時者）左少將有家、左少將俊頼、於幔外取之、昇北簀子敷、經南簀子敷膝行、奉奏殿下、取文刺退下、返渡文刺於馬允、次御馬南上、次左右標榫立、（自左右方形令持之進之、失也、先々儲埒末云々）次左方立鼓鉦鼓等、次召讃岐守顯綱朝臣、少納言重資、大監物行孝等、卽自北方參進砌下列立、（南面）殿下仰給云、顯綱朝臣重資、馬出使（冒）罷（處）、行孝標使（冒）罷（處）、各向其所著床子、（先々件使者著床子、後立鼓等）次左右馬允各取籤當御座前進立東面埒外、又籌刺左右近官人、（府生）進居庭中馬場屋之前也、（左東右西、右北面並居、隨勝負立矢、番長一人取籤座取之、先々居後數之、今度無籤）次左右御馬出、（隨勝、左右方人家司職事各一人撫頸、不及廣也、）

一番（左將曹下毛野助友　右將曹佐伯忠誠）勝　二番（左府生秦兼方　□□□播万爲則）勝　三番（左府生秦近行　右府生下毛野敦季）有勝論　四番（左府生下毛野重友、右番長秦武□、）勝　五番（左番長播万信真　右番長秦公利）勝　六番（左番長下毛野武忠　右番長下毛野重成）勝　七番（左近衞下毛野重久、勝、右近衞秦行利、）　八番（左近衞中臣兼忠　右近衞下毛野行忠）勝　九番（左近衞下毛野重時　右近衞下毛野忠久）勝　十番（左近衞下毛野近季　右近衞下毛野助利）勝

左龍王舞了、（有舞頭、方人一人、）右納蘇利、次參御于上御社、（于時申四刻）事儀大略、同先々并下御社之作法、但競馬並行打鼓不競云々、

〔玉葉〕建曆二年三月廿七日、今日於加茂下上社、有五番競馬事、先例於下社有競、上社以勝方打鼓、而今度有議、於上社更有競騎云々、希代之例也、

〔後鳥羽院御記〕建保二年四月廿八日壬戌、今日社司氏人茂（○賀）等競馬、雖社司若輩乘之、各著狩衣、一番（太田祠官久時　若宮祝部重長）勝　二番（太田祝部清平　氏人有重）勝　三番（氏人季久　氏人經忠）持　季久ハ權禰宜能久弟也、四番（氏人能繼、氏人春平、）勝　能繼ハ能久子息也、今日競馬中有興番也、春平ハ神主幸平末子也、五番（氏人彌平　氏人久友）勝　彌平ハ貴舟

禰宜雄平嫡子也、久友ハ、貴舟祝部資平子也、六番氏人忠友、氏人氏勝、忠友ハ、片岡祝部忠長子也、七番氏人弘保、氏人清助、弘保ハ、久友之兄也、下品競馬也、清助ハ氏人也、但隨身秦久清之一腹弟也、雖不及久清、今日勝也、久清今日參見物、余乍乘馬見物之、依無便宜所、乍乘馬見之也、競馬之間、雨脚爲滂沱、事了還宿供饌、

〔百練抄十七後深草〕建長七年二月廿一日戊子、依大宮院、〇後嵯峨后藤原姞子去年閏五月御產御祈、院〇後嵯峨御隨身等、於八幡賀茂上下社北野社、可有五番競馬立願、仍今日於賀茂上下在之、

〔徒然草上〕五月五日、賀茂のくらべ馬を見侍りしに、車の前に雜人立へだて丶みえざりしかば、各おりて埒の際によりたれど、ことに人おほく立こみて分入ぬべきやうもなし、か丶るをりに、むかひなるあふちの木に法師ののぼりて、木のまたについゐて物見るあり、取つきながらいたうねぶりて、落ぬべき時に、目をさますこと度々なり、是を見る人あざけりあざみて、世のしれものかな、かくあやうき枝のうへにて、やすき心有てねぶるらんよといふに、我心にふとおもひしまに、われらが生死の到來、只今にもやあらん、それを忘れて物見て日をくらす、愚なる事は、猶まさりたる物をといひたれば、前なる人ども、まことにさにこそ候けれ、尤愚に候といひて、皆後を見かへりて、こ丶へいらせ給へとて、處をさりてよび入侍りにき、

〔親長卿記〕文明八年五月五日、賀茂社司等來、社務今日下行物依不事行、競馬已可爲闕怠云々、雖相宥氏人等不及承引、可被補他人、其時可相宥云々、奏聞一往不被尋社務、可及御沙汰之條不可然之由、再往有仰、及晚相宥氏人、已始行之由飛脚來、仰珍重之由了、

〔親長卿記〕文明九年五月五日、今日競馬延引之由有風聞、可尋子細、　廿二日、賀茂競馬、今日被執行之、室町殿、〇足利義尚御見物之故云々、去五日依仰延引云々、陵遲之至歟、

〔長興宿禰記〕文明九年五月五日、下賀茂競馬延引、室町殿渡御、□□有御見物之由、兼日被仰出、回祿

以後、社口等裝束紛失、近日於社頭境內懸官財、口新調之處未周備、旁無用意延引云々、廿二日、今日賀茂競馬也、式日延引、室町殿御成御見物、御息宰相中將殿、御臺、一品同御出有、御同車、准后御臺、將軍別車也、其外出車等有之、准后御供騎馬、將軍御供乘步行云々、御棧敷被構、各軍勢川原警固之、侍所赤松在御留守、畢訖於西賀茂御酒宴、畠山金吾雜掌申沙汰也、入夜還御、○又見山科家禮記

〔親長卿記〕長享三年五月五日、競馬如例云々、天下觸穢中、太以不可然之由、度々入魂了、雖然稱不延引之由、先年武家御見物之時延引遂行了云々、馬裝束、甲乙之輩具足借用、先代未聞之事歟、

〔實隆公記〕永正元年五月五日乙未、今日賀茂競馬、大樹御覽、女中同構棧敷御覽云々、

〔言繼卿記〕天文十七年四月廿二日丁卯、五條被來、驛路馬、來月一日五日ニ、賀茂へ借度之由被申、則雖申遣、除不思儀之間、中々之由返答、

〔御ゆどのゝ上の日記〕天文十一年五月五日、かものもり、けいばにはあふぎたぶ、

弘治四年○永祿元年五月五日、けいばの御あふぎ、かものもりどころへいださるゝ、

〔信長公記七〕天正二年甲戌五月五日、賀茂祭競馬御神事、天下御祈禱の事候、幸御在洛の儀候間、御馬被仰付候樣にと伺申候處、信長、度々かち合戰にめさせられ候、蘆毛御馬幷鹿毛御馬二ツ、其外御馬廻之駿馬を揃十八疋、都合廿疋、十番の分被仰付、御馬之儀不及申、廿疋の御馬御鞍鐙御轡一一、何れも〳〵名物の御馬具被仰付、御棧敷被成御結構、舍人是又美々敷出立、上古も不及承、然而黑裝束の禰宜十人、赤裝束の禰宜十人、右の廿疋の御馬に乘、一番宛馬を走かし、勝負を爭申也、蘆毛の御馬鹿毛御馬、元來駿馬にて逸者なれば不及申、御馬は何れも勝申候也、末代之物語、貴賤老若、群集無申計、天下諸色被仰付、○又見總見記

〔競馬記〕天正二年五月競馬ニ、織田彈正忠殿信長ヨリ御馬廿匹出申候、此內二匹信長樣御馬也、一匹ハ倭文ニ立申候、淡路守之乘也、一匹ハ新宮禰宜ニ立申候、宮內大輔乘申候、番ニハ二番へ上申

候、此御鞍皆具、新ク出來申候、乘初社人ニ爲乘候ヘト御諚之由、太田又助殿、御奉行ニ而被仰渡候、此鐙ハ判官殿、〇源義經一ノ谷テツカイ峯、乘御オロシ候鐙之由、又助殿、被申由ニ而、朔日出羽守、久ク馬被乘候ヘドモ、手ニ餘ル由ニテ、宮內少輔ヲ相賴被乘、此馬ハ、ヤヘノ善七殿之馬ニテ候得共、御鞍ヲバ信長公ヘ御借リ候テ御出シ、此御鞍ハ、賴朝公ノ御鞍由也、越前之畠山殿ヨリ、信長公江御進上之鞍、梨地御鞍也、此御鞍ノ謂、太田又助殿、懇ニ各中ニ御物語候、希代之トクハ、宮內少輔ハ、御鞍鐙ニ乘申候ト又助殿被仰候由也、同五日ニハ、信長公御子息、御チヤセン樣ノ御見物ニ御出被成、御急付テ一番計三遲有之、殘リハ皆々鐙スリ計也、三番目ノ馬ハヤ墹江入候テ、三番目ノ中務マケニ成也、〇中略

天正十二年甲申、所司刑部少輔賴直代、宮內少輔保盟也、五月五日、競馬爲御見物、親王樣御成有之也、經所兩ノハタ板所放、翠簾ヲ掛、御見物之處、總中ヨリ御銚子被致進上候段、御機嫌能ト也、二番ノ競馬久淸將平也、勝負木ノ內ニテ雙方落馬シ、久淸ハ勝負ノ木ヨリ、ソトヘ早速被出、雙方淨衣著ヲ以、カイ下ヘ競ヒ可申トノ間ニ、安志所來、久淸ヲ馬ニ寄乘被上候ヘバ、將平、負ニシテ被歸候、五番ノ競馬信久ト保本也、信久落馬ニテ負也、六番目ハ成和ト保幸、取勝負ニ候ヘバ、一段御機嫌能候テ、親王樣ヨリ預御尋候、過分之至也、

〔競馬記〕同〇天正十八年、七番紀伊守、逆馬場ニ下ヘ引後獨馳、負ナレドモ左江上ル、然レドモ祿ヲ押ヘテ不懸、其時馬ヨリ下テ里ニ歸ル、負テ里江歸ルノ初例歟、

〔競馬記〕五月〇文祿二年五日、關白樣御成有之、三遲ハ一番計、二番ヨリハ鐙スリ迄デ勝負有之、然者從總中御樽五荷、ダイ物、粽百把、マンヂウ五十、進上候、御樽チマキハ、總中江被下候也、

〔競馬記〕寬永八年、景顯、氏房、順直、三人、當年始而老若中江訴訟ニヨリテ、乘尻代ニ飛馬ト云事始マル、

同十九年、老若一統ノ以評議、飛馬乘相止、〇中略

慶安二年九月十一日、本院新院ノ二御所、密々御幸、爲御上覽臨時競馬有七番、御所屋ニテ御見物被遊也、馬ハ板倉周防守重宗ヨリ被差出候事、

同四年四月廿日、公方家光公御他界、于時所司代板倉周防守殿ヨリ、競馬延引之旨可然ト申來、雖然延引無之由申、則被執行、諸社之祭ハ延引也、所司代馬者、不被出候事、〇中略

同五年〇貞享當年初而、一鳥居ヨリ左右一度ニ出仕也、左方階下、東方乘尻壹人宛、正行列出仕也、神ノ左ヲ以テ爲上首、右ノ階下西ノ方同斷、依テ樓門ノ内ニ左右一揖、左方ハ直ニ神前ニ進、右方西ノ方廻廊ニ著座、東ヲ爲上首、乘尻同斷、圓座ハ小頭設之、白幕等、初乘中之役也、〇中略

乘尻袖料之事、元壹石五斗宛、元祿七年甲戌ヨリ、壹人ニ三斗宛增下行、

初乘中兄弟同流之內、二人者不乘、古法也、

初乘一手ニ三人有之時ハ、二人ハ乘之、殘壹人ハ、九手鬮取之上、一人勤之事、

〔幸充日次記〕享保三年五月五日癸丑、上賀茂競馬見物、社家著裝束、赤黑一勝廻番也、楓木ノ本ニ而決勝負、世俗赤之勝多、則豐年也ト云、

〔競馬記〕寶永二乙酉年五月、今日〇五日競馬神事次第、諸事如例、但正禰宜之馬乘尻木工權助氏條、九番之左負也、然ル處件馬主、梅ヶ辻町六兵衞、散々令立腹、不憚神事之場所、色々及雜言候、剩氏條下向之刻、待受山本町之角、罷在、重々及過言、依之氏條、不得止事以鞭拂之處、却而執杖而相向、冠等令破却、氏條雖有存旨、依爲神事裝束之體、不任其意之處、近邊之者出向引退氏條、於六兵衞者、追歸私宅、六兵衞始末、不輕神事、爲士民之身、及慮外之段、言語同斷、不可說之儀、依之從氏條所令破却之冠、於馬所訴申、件之子細、尤及一社之沙汰畢、　七日、及晚景、從一社中爲使、沙汰人大膳權亮季之來、入于若狹守成貞許、口狀云、先刻自乘尻中被指出候口狀書、及披露之間、卽段々被遂吟味之處、六兵衞

ハ罪科難遁、色々評議有之、既及口放之沙汰候、此段者於一社之沙汰耳も就難被申候、旁以被免一等、彼者刀禰職被召放候、此段各承知可被成旨也、返答云、承屆候、尚其趣可申達乘尻中旨也、〇中略享保四年、九番左季國追馬、相手雅直儲勝、於階下左季國申云、依爲追馬爲持之由歟、雖然乍追馬不追馬間、及四五間故爲負由、料簡難成旨、階下雖下知、兎角不負之由再應被申之、階下ヨリハ負決定シテ雖不出穢、是非不負由口頓宮江前代未聞之不法也、廳屋ヘモ著座、神供雖可頂戴旨申之、一家中依異見納得歟、不著廳屋退下也、

延享三寅年五月、〇中略三番右先馬恒氏、左保仲代、教顯追馬、左之負也、右之階下被附出、聲不合候間、入直シ可有之旨被申候得共、聲モ合、冠頭モ合候間、恒氏勝ト被申、依之及違亂、出口肝入ヨリ、階下乘ニ可被尋旨、乘尻被申故、階下ヨリ被尋候處、聲モ合、冠頭モ能合、左之口負ト被存候旨被申候得共、左乘尻段々兎角被申故及吟味、左右階下肝煎中、段々和談之儀被申合、入直可有旨被申候得共、不得心ニテ殊外時刻モ遲相成候故、著座江被尋候處、是ヨリ一切勝負不見候、其上勝負ニハ無構候得共、右ハ直參、左ハ代乘ニ候間、左ヨリ被引候義可然被存候旨、

〔言成卿記〕慶應元年五月五日、賀茂競馬如例、少將言繩見物行向、〇中略秉燭歸來、競馬赤勝多、黑一番勝云々、俗說赤勝多豐年云々、

〔競馬記〕元龜元年の記に云、武家御所御馬二十匹の內に、荒馬三匹あり、一番左は倭文料馬、社例のごとし、二番金津庄の料の馬は八番へ下り、一匹は九番へさがり、一匹は十番へ下る、公方御寮の御馬とても、足汰に遲ければ、社法にまかせて如斯也、〇中略又天正二年競馬には、信長公御祈願として二十匹の御馬を出し立らる、〇中略此等の例によりて、秀吉太閤の御時にも御馬出し立らる、其外武家の御乘へ仰付られて、貳拾匹ながら各おとらぬ逸物のはや馬ども出し立らる、されば馬の番立をば古を改す、彼昔の庄々の名どもを乘尻の廻文にも書しるしたる事とぞ、〇中略

古記云

一競馬乘尻差事ハ、元所司ノ役也、近年ハ十手ヨリ二人宛指テ被出候、○中略右十手ヨリ貳人ヅヽ相定被出候者、寛永十九年三月ニ口一統以評議被相定處也、

一昔所司ノ乘尻指定、覺職三人ノ内、壹人差之、

一雜掌ノ内一人サス也、何モ度々舊例有之、物書ハサヽザル也、但願衆而有之カ望ト口ハサス也、

但人々代持ハ分別有之歟

一十人之宿老ハ御乘候歟、案内申候カ能候、○中略

一競馬初乘事、故淡路守ト申仁、故飛驒守ヲ、タヾ一人被乘セ、末代ノタメニ如此ノ由、此時ハ米百文ニ五升ノ由也、○中略

慶安元年五月五日、競馬會、○賀茂乘尻伯耆守時久落馬、六日ニ死去、古例十五年毛被充行、年號不知、爲願五日落馬死去、十五年毛被充行、寛永十九年五月競馬會、朔日五日共乘、落馬ニテ死去候者、往來田十五年毛可遣候、若於無定ハ、爲合力米現三石宛、三年之内、從總中可遣候、但兩日共及九日候テ死去候ハ、往來田幷合力米等、被遣候間敷也、

競馬二十人之乘尻者、先年如置文、爲手中貳人ヅヽ可有乘候、自然調兼申候共、總中江御申有間敷事、

同初乘代ニ右乘尻御雇候事、堅停止、就中近年越次第而御乘候口ハ不謂儀候間、自今已後、飛乘有間敷候、併初乘代仁、可有御乘候事、

右條々老若一同、以評議所相定如件、

寛永十九年三月廿九日

沙汰人

帶刀左衛門尉判

縫殿頭判

近　江　守判

〔古今著聞集十馬藝〕永安元年小五月會〇新日吉祭にて侍けるにや、秦公景子公正下野敦景子敦則合はせられたりけるに、公景はまうけ上手、敦景はをひ上手なりければ、案の如く敦景追てとりくみて、馬場末までとほりにけり、共に興ありければ兩人召れにけり、公景は、もとより院の召次所に候けり、敦景叡感の餘りに、次日召次所に候べき由、大宮大納言隆季卿奉行にて仰下されけり、公景此事を聞て、院の中門に主典代廳官などが候ける中にて、誠にや敦景公景に持したりとて、御所へ召れ侍るなり、公景に勝たらん者は、いか程の目にかあふべきといひたりける、いと興ある申事なり、

〔公事根源四月〕新日吉祭　卅日

永暦元年十月十六日、後白河院日吉野御體を東山の新宮にうつし申さるゝ、これを新日吉といふ應保二年四月卅日始て祭あり、

〔玉海〕承安五年〇安元元年五月九日己丑、今比叡恒例、小五月競馬七番云々、厚近入乗尻、又勝了、件男敦近孫也、雖未練之者、有家風歟、敵右大將下﨟厚頼子男云々、競馬了件男來、余召前密賜小褂頭、生單衣

〔玉海〕安元二年五月九日癸丑、今比叡競馬、毎年事也、忠武入乗尻、合下野頼久云々、負了、尤遺恨、但見物之者、語云、忠武立前、頼久追之、忠武押切而了、其後埒與忠武馬之間、頼久馬、倚遺懸之間、忠武馬頽了、其間頼久馬通了云々、忠武無冥加也、

〔顯廣王記〕治承二年十月廿一日辛亥、左大將〇平宗盛随身秦兼澄、引率數多軍兵、於小路町口切左大將〇藤原實定前番長中臣重種本鳥了、事發、今年日吉小五月競馬、重種與兼澄所競也、兼澄勝了、重種持鞭打兼澄云々、仍召重種、賜検非違使遣成被數月禁了、而今日數多軍兵、待籠重種於四條河原飛驒前司有保家、切本鳥了、可云謀反、抑如此競馬之時、雖有互拏攙之事、必不及後日之瑕瑾歟、日中引率軍

兵令會稽之條、不似近衛之法、世間奇異、朝威陵遲之基哉、

〔明月記〕建永二年五月九日、今日新日吉小五月、貴賤競見、車馬馳奔、淸貧不具、病氣窮屈、旁無興、小男令參入道大臣殿御棧敷、〇中略競馬一番（左信久、右兼澄、）持、信久甚近儲追抜候しを、被取て馬二が中に、兼澄一寢、信久とかくせため候しかども、はたらかで末までねいりて候き、先被召右、兩口三領、左も同前、二番（信重、久淸、）同前を久淸追、事外にいたしこめて淺猿く見候しほどに、例の追付て取組て聽了、先召左、兩口衣同前、三番（兼頼、久武、）久武兩度勝と見候しかども、持に定、四番（助朝、兼直、）長乘無興、被追入、五番（宣季、頼次、）右玄隔に追おくれて不便候き、左兩口三領、六番（長繼、武守、）右遠追一鞭之後、口引てわざとすると見候き、左片口二領、七番（重列、行弘、）行弘追勝、一領二番猶面白候き、其外無興、

〔吾妻鏡十九〕承元二年五月廿九日丁卯、兵衛尉淸綱（御臺所侍、）昨日自京都下著、今日參御所、是隨分有職也、仍將軍家〇源實朝有御對面、〇中略又令尋問當時洛中事御、去九日、新日吉小五月會、〇中略

競馬

一番　左景頼　右種文　追勝籌二　祿三

二番　左重遠　右頼員　能勝籌一　祿二

三番　左助重　右敦久　及未勝取追勝籌一　祿三

四番　左信季　右行弘　能勝籌二　祿三

五番　左高遠　右國文　被取落追勝籌二　祿三

六番　左助清　右武澄　及未刻取追勝籌一　祿二

七番　左信繼　右種武　能勝籌一　祿二

鼓　親定朝臣

鉦鼓　長季

源三翔中將範賢朝臣出ニ立之一　熊谷平三直宗右大臣
鶴丸別當　峯王丸有雅朝臣
松王丸秀康、清綱子、　金王丸前中納言
藤二郎信村大貳

〔古今著聞集十馬藝〕承元元年より三箇年が間、新日吉の五月會に、北面の下臈に、隨身をあはせられけり、同二年の五番の乘尻、左兵衛尉大江高遠、右大將野宮左大臣公繼下臈佐伯國文とさだめ下されけり、高遠は馬にも志たゝかに乘上、大男にて强力の聞え有けり、國文は小男無力のものなりければ、疑なくとりてすてられなんずと人々もおもひたちけり、高遠も傍輩にあひて、高遠が小ゆびと國文がかひなと、いづれかふときなど云けり、去ほどに打ちがひて、高遠まへに立たりけるを國文追て、やがて高遠をとりおとしつ、高遠落ざまに、國文が馬のみづゝきを取て、ひざまづき立けるを、國文取もあへず、おのが馬の手綱おもがいをおしはづして平頸をうちてけり、高遠轡を持ながら尻居にまろびぬ、國文が馬、轡もなくて走りけるを、中將官親淸、馬場末を守護して候けるが、其郎等たかまさの九郎國文が、馬のくびにいだき付て、棧敷におしあてゝとゞめてけり、高遠むなしき轡を持て馬場末に有けるを、國文下人を召て、其轡よも御用候はじ、申給らんと江の兵衛殿に申せといひたりければ、國文が郎等すゝみ寄て、其由をいひければ、高遠すはとて、なげすてたりけり、國文轡はげてあげて參たりけり、舍人一人口に付て、祿二領たまはりけり、ことに叡感ありけるとぞ、かうやうの時、おもがいおしはづす事は江帥の記しおかれたるは馳出して百の術ありと侍なる其一なりとぞ、

〔古今著聞集十馬藝〕建保五年、新日吉の小五月會に、新院番長秦賴峯、府生同武澄つかうまつりけるに、賴峯おうて勝にけるが、馬場末にて落て死たりけるを、郎等はしりて、父賴武が御棧敷に候け

るに、先生殿の死なせ給て候と告たりければ、頼武、かいてすて候へといひたりけるに、又下人走りて、生いでさせ給て候が、御冠のひしげて、えまゐらせ給はぬと告たりければ、おのれらが烏帽子ぞかしといひたりければ、則下人が烏帽子を引いれて、あげて參たりける、いみじう見えけり、

〔岡屋關白記〕建長二年五月九日、新日吉小五月會如例、巳時許參入、(直衣冠、庇車、隨身壺脛巾、前驅衣冠、殿上人連車、)先是法親王被候、頃而有御幸、(密儀、近習殿上人下北面等如例、此外源宰相中將、狩衣上絬、騎馬在御後、女院有御同車、)若宮同令參給、(密々母儀三品同車)皇后宮大夫已下人々候簀子、事々如例、○中略

競馬

一番　左、(院御隨身)右將曹秦久則、追勝、諸口祿三領、
　　　右、右府生同弘員、

二番　左、(院御隨身)左府生同兼躬、儲持、(落馬)諸口祿二領、
　　　右、(同)右府生同種方、(取)片口祿二領、

三番　左、(同)右番長同弘方、(儲持)片口祿二領、
　　　右、(本府)左府生同頼景、(取)祿一領、(但落馬)

四番　左、(本府)左府生同兼勝、追勝、祿一領、
　　　右、近衞下野延武、(取)

五番　左、(本府)右府生秦久口、
　　　右、(予隨身)右番長下野貞武、儲勝、祿一領、

六番　左、(左大將隨身)左番長秦久成、追勝、祿一領、
　　　右、(右大將隨身)右番長同兼守、被召先、祿一領、
　　　左、(院御隨身)近衞同諸峯、追持、祿二領、

七番　右、左本府番長同久季、取祿二領、但落馬

鼓重氏朝臣、鉦鼓少納言範親、

〔實躬卿記〕正應四年五月新日吉小五月會條々事、競馬勝負幷人々裝束事、○中略顯範朝臣、四番乘尻打鉦鼓之後卽居座、是定所存歟、此間以左率行將有御尋所存云々、舊例皆如此所存之由申入、兩座及御問答、顯範朝臣、若猶寄鼓本可問答歟、程遠之間、事様大様ニ見也、鼓所存之由、頻申入歟、然而兩人共被追入了、賴多兼枝勝負、又不審、兼枝有前、然而直馬之處追之、仍兼枝不驗、賴多又不差鞭、而被召左乘尻賴多了、入夜還御、

〔百練抄〕十後鳥羽文治元年六月廿日辛未、法皇○後白河御幸日吉社、內大臣○藤原實定已下供奉、有舞人、又明日於社頭可有競馬、被具乘尻十人、非一員、御幸乘尻供奉、今度始也、廿一日壬申、法皇於日吉社競馬、

〔台記別記〕仁平三年十一月廿六日辛亥、今日詣春日、廿七日壬子、今日競馬、長元七年、天永二年、欠日有競馬、仍雖凶會日不避、○中略左右乘尻、於方屋邊騎馬、自南北埒外左南、黑木屋南、右北、黑木屋北、向馬駐、上臈爲先、依番次、次第所載、左右舍人居飼、先舍人、次居飼、並上臈爲先、依番次、從乘尻、從南北埒外左南、黑木屋南、右北、黑木屋北、向馬駐、而舍人居飼豫在馬駐、不隨乘尻、違失之甚也、雖須改糺、依恐日暮不改之、次左乘尻左騎馬、自埒內向馬出、上臈爲先、依番次、次右乘尻右騎馬、自埒內向馬出、上臈爲先、依番次、次第所載、左乘尻上馬之間、右舍人居飼、自同埒外、西行、而今日左舍人居飼、自埒內西行、予追却之、舍人居飼不覺、良久不隨命、殆移時刻、此間右乘尻早上馬、其後左右舍人居飼渡、且是違失、不可爲例、次左舍人居飼、先舍人、次居飼、並上臈爲先、依番次、自北埒外西行、過黑木屋超埒、自埒內西行、經南埒上向方屋、次右舍人居飼、先舍人、次居飼、並上臈爲先、依番次、自北埒外西行、直向方屋、不超埒、此間立標杵二柄左赤鯖、右青鯖、於馬駐南北埒外、左南、右北、並通黑木屋東十丈許立之、下家司役之、衣冠、勅使床子一脚、立馬駐南埒外、當杵東西妻、同床子二脚、立馬出南埒外、當舞人陪從座舍東西妻、件床子三脚、木工寮作之、掃部寮立之、左馬允大江遠重、右馬允平宗保、已上東帶、帶劍、平緒、緌、鞋、布帶、平胡籙、弓、持簡件長四尺五寸、弘六寸許、出自方屋、立南北埒外、左南、右北、並東西通埒、當黑木屋西妻、左近府生狛光行、右近

府生玉手淸貞、（已上東帶、帶劒、壺胡籙、弓、）取員箭、出自方屋、（右經埒上、）進居南埒外埒門東西、（左西、右東、並南西列埒、件員剋先相對、西居、左右西東立、依予命南面、但非無相對之說、先播部寮、數騰突小鐘於其所、）是即取員箭一筋、刺座前、（左右俱剋、）舍人居飼渡了、余拔著取笏、召勅使、（參議等傳召之、）即上總介資賢朝臣、（鼓）少納言敎宗、（鉦）散位爲經、（槇、前內藏助、大監物二人、有障不參、仍用代官、）進自西方、列立北階西腋、（南上東面、）一列（也）予仰曰、上總介朝臣、敎宗朝臣、馬出（帶）罷（禮）、爲經朝臣、標（仁）罷（禮、寬治二年內大臣仰之、天永二年右大將仰之、彼依攝政不自仰歟、自餘之例、主人自仰之、又寬治二年仰詞、四位名朝臣、五位名、彼依爲攝政御前歟、承曆二年八幡詣、同三年賀茂詣、主人仰詞、皆四位名朝臣、五位名、彼時主人關白未經攝政、何用此詞乎、未審其敎、僅案此事、彼時雖未經攝政、用攝政儀、定文注四位名朝臣五位名、仍召詞知此歟、予家定文、猶注四位朝臣五位朝臣、故從常稱召之、）三人同音稱唯、（敎）資賢朝臣敎宗、右廻（資賢朝臣右廻）退歸、渡紅欄橋、（件橋當諸大夫座舍裡）著床子、（資賢著東床子、敎宗西床子、並北面、）爲經渡黑木橋、（予所渡之橋也、）自南埒外東進著床子、（北面、）左近番長、立鼓鉦於資賢朝臣敎定前、（大鼓一人舁之、鉦鼓一人立之、大鼓南北妻、鉦鼓東西妻、次第所載、先持參奏文、復座、次左右乘尻向馬駐、舍人居飼隨之、次左乘尻上馬、此間左舍人居飼向方屋、次右乘尻上馬、此間右舍人居飼向方屋、次立標幹勅使、次召仰勅使、勅使退著座、次賜鼓鉦、次箭持進立、員剌進居、面左舍人居飼、自埒內向方屋、追却之間、時剋自敎、此間立標幹床子、箭持進立、員剌進居、理須居飼渡了、即召仰勅使、次第違亂、勿爲後例、）

一番（左、左近將曹秦兼弘、新院御隨身、鼓時、右、右近將曹中臣重近、）兼弘至標幹之下、指鞭駐馬之後、解劒幷接腰、（今日不解之、仍於黑木屋前令解劒、猶不解接腰、）自南埒外（黑木屋北、）參進黑木屋北階前、左兵衞佐隆輔取口、民部卿、出居北廂階間、脫衵、（不得檢脫、召其息右少將後通朝臣令脫之、）令後通朝臣賜兼弘、（先例雖大臣自賜之、未聞令人傳之例、足爲恠、）次左顯隆、季行朝臣、賜衵、兼弘乍騎馬向方屋、

二番（左、左近府生秦兼文、右、右近番長下毛野忠利、）此番出間、予以下上達部、拔著取笏起座、還居北廂已講座、（東上北面、予在東一間、宗輔、公能、在二間、季成、兼長、在三間、師長、實信、在五間、已講四人、兼祐、光覺、覺安、覺珠、酒候了、光覺參入也、在六七間、）雖如先例、爲見物也、此番之間、權律師千覺參入、昇自東簀子南妻、經同簀子、著權律師覺珠之下、權律師兼圓之上、（依臈次也、先從僧、數草座、當三衣筥、）滿座爲業、先日兼文申曰、去比參鳥羽之間、落馬突損左肩者、令盛憲檢、已有其實、仰曰、所申雖有其理、除一番十番之外、非院宣者、不可許鼓之由、先日奏院已了、仍不得許之、三遲之後、暫相競之間、兼文落馬、申曰、依落馬肩恙更發、猶所請鼓也、予不許之、更騎馳競、忠利馬在前、兼文馬在奧之間、兼文馬自斃、於是忠利馳

馬、兼文、忠利、倶引馬口、其馬未留之間、兼文馬、當南埒（黑木屋前）欲超埒、兼文落馬、馬留此所、此時忠利、打鞭馳馬、兼文牽馬歸方屋、公能卿曰、往昔之例、二馬之面向馬場末之時打鼓、何況二馬倶走、尤可爲忠利勝、然而近代以兩乘尻倶打鞭、爲勝負之期、兼文不打鞭、兼文落馬之前、忠利亦不打鞭、隨亦鼓聲不聞、更可令競歟、此間忠利、自北埒外上馬、仰更可競之由、於是兼文騎馬、仰更忠利、乍騎馬自埒上入埒內、申曰、大鼓已打、仍存勝由、而被仰更可競之由、一日之内、可有兩度之勝負歟、但可隨殿旨、即使師長隨身問打鼓否於資賢、申打由、即召資賢問所以打（資賢立階前）資賢申曰、兼文馬自奥走、忠利馬亦走、此時不打鼓者、何可打哉者、於是余定仰可爲忠利勝之由、即忠利、自馬場上參黑木屋前、以長自方屋爲取口追從、殿上人念人追却之、武藏守信賴取口、右頭季行朝臣給袓、上達部座無纏頭、其身爲院御隨身、須有饗應、然而馬出之時不打鞭、自然之勝也、仍無饗應、後日成雅朝臣語曰、資賢朝臣曰、兼文馬、自奥走出之時、忠利打鞭出馬を、然而諸卿皆目不見、忠利打鞭、予可見を、至打鞭否を未分明、但西馬走出之後、兩人倶引馬口、無馳心、兼文落馬之後、忠利馳馬、然而兼文、爲資賢朝臣家人、忠利非家人、資賢所申、非可疑歟、

三番（左、左近府生下毛野敦則、新院御隨身、右、右近番長秦兼賴、新院御隨身、時儲、）兼賴自北埒外上馬、經馬場上參黑木屋前、右衞門佐信隆取口、兼長卿賜紅打袓（立資子府懸之、隆愼之、）次遠江守惟方賜袓、

四番（左、左近府生秦兼成、大將隨身、右、右近府生佐伯重文、時儲、）重文應召參上、其路同兼賴、無取口之侍臣、依有舊意（本爲予隨身）命隆長令取馬口、加賀守定隆纏頭、暫相競之間、兼成落馬請赦、予不許之、其後兼成遂儲、重文近儲、兼成不追、及申一刻、召左馬權頭顯定朝臣（有豫左大將）仰曰、先日約、不決勝負之間、縱經數日、不可避黑木屋、不敢責勝負、而一日比被院宣曰、勝負遲引者、可賜檢非違使云々、若及日沒、兩人可賜檢非違使也、此由可示大將者、次使兩方頭仰勝負遲引者、可賜檢非違使之由於兼成重文、其後不經幾程、兼成進之、

五番（左、左近府生秦兼利、右、右近府生下毛野敦方、）兼利再三申曰、齡及七旬（六十八）不能馳馬、所請鼓也、予不許、其後兼利

近衞、衆人感褒美、卽兼利應召參上、其路如兼弘、能登守基家取口、先參議師長賜祿、次備中守光隆朝臣、近江守朝方賜祿、（依予命兩人賜之、）

六番（左、左近番長中臣季近、右、右近番長秦兼清、）　近江守朝方取口、中納言季成卿、能登守基家賜祿、五番勝負之後、予召親隆朝臣、仰可令檢鉦鼓之由、親隆朝臣、使參議師長隨身仰敎宗、六番以後檢之、應德三年日吉競馬例也、先是宇治御書到來、此番勝負了、入息所（以東廂障戸爲路、）　書御返事、（其次小便、）　此間七番出競、其後予歸出、

七番（左、左近番長秦兼盛、右、右近番長秦兼種、）　阿波守成賴取口、左兵衞佐隆輔給祿、先是公能卿曰、兼種馬立前之時、蹈張前足、其面右顧、此時兼盛追者、決定可勝、不經幾程、兼種馬如此立、兼盛追之卽勝、人以爲卿達此道、昔件卿、詣賀茂之、次於賀茂河原競馬之間、落馬傷其耳、其疵猶在、好道之至也、

八番（左、左近番長下毛野敦助、右、右近衞秦兼國、新院御隨身、持、）　相競之間、及昏黑、寺家立炷松於南北埒外左右、倶上馬稱勝由、召勅使爲經問之、申曰、桙下兩馬蹄同、無有進退、過桙之後、左馬漸進者、卽定仰可爲持之由、敦助、佐渡守爲淸取口、阿波守成賴給祿、兼國、陸奧守基成取口、紀伊守賴憲給祿、敦助訴曰、恨及夜陰、人不見我馬之進、兼國訴曰、我馬已進、若被判持者、返進祿物、

九番（左、左近番長秦信方、隨身、右、右近衞下毛野敦正、）　兩人上馬、各申勝由、召問標勅使之處、申曰、桙下左御馬進者、仍追返敦正了、信方、佐渡守爲淸給祿、無取口之人、

十番（左、左近府生下毛野敦安、右、右近府生中臣季重、）　敦安上馬、諸卿曰、十番鼓無纐頭、敦安向方屋、凡除一番之外鼓勝者不上馬、至于有其召者、非此限、敦安推參、可謂奇怪、

左近衞府謹奏

一番將曹秦兼弘　二番府生秦兼文　三番府生下毛野敦則　四番府生秦兼成

五番府生秦兼利　六番番長中臣季近　七番番長秦兼盛　八番番長下毛野敦助

九番番長秦信方　十番府生下毛野敦安

仁平三年十一月廿七日

左馬寮

一番栗毛　二番河原毛　三番鹿毛　四番栗毛

五番葦毛　六番鹿毛　七番鹿毛　八番黒毛

九番栗毛　十番栗毛

仁平三年十一月廿七日

右近衛府謹奏

一番將曹中臣重近　二番番長下毛野忠利　三番番長秦兼頼　四番府生佐伯重文

五番府生下毛野敦方　六番番長秦兼清　七番番長秦兼種　八番近衛秦兼國

九番近衛下毛野敦正　十番府生中臣季重

仁平三年十一月廿七日

右馬寮

一番御厩葦毛　二番爲義河原毛　三番御厩河原毛　四番伊與河原毛

五番備中鴾毛　六番保久栗毛　七番御厩鹿毛駮　八番季範鼠毛

九番上野栗毛　十番讃岐糟毛

仁平三年十一月廿七日

〔百練抄十後鳥羽〕建久六年十月卅日辛巳、關白於春日社有競馬、十番有音樂勝負舞等、

〔百練抄十一土御門〕建仁二年二月廿六日、太上天皇〇後鳥羽臨幸石淸水宮、諸衞一員、幷舞人等供奉、於宮寺有競馬事、

〔古今著聞集十馬藝〕建仁三年十二月廿日、北野宮寺に御幸有て、競馬十番有けるに五番めに、左院の

右番長秦久清、右に大將（花山院右府入道忠經公）下野敦文つがはせられにけり、久清は上手也、敦文は不堪の者也ければ、久清、相手をきらひて、辭し申けれ共、叶はざりければ、心地あしく覺えながら、つがふべきに成たりけるに、さても中々不堪の仁に負なば、猶本意なかるべしと思ひけり、かくて久清、北野の宿所にて出立の程に、僧一人來りて、申べき事有といひけれ共、競馬の乘尻は、其日は殊に物忌をして、法師などにはあはぬ事にて、下人共聞入ざりけり、此僧あながちにいひければ、久清に告てけり、久清、やうこそあるらめと思ひて、出あひて尋ければ、僧がいふやう、過ぬる夜の夢に、此馬場にて賀茂の神人とおぼしくて、馬場末によこざまに繩を引て、勝負の鉾などをさばくりつるを、夢の心ちにあやしみ尋れば、院の右の先生の勝負のれう也と云と思ひてさめぬ、賀茂大明神の御はからひにて、かたせ給べしと告ければ、久清おさなくより賀茂につかうまつる者なれば、うれしくたのもしく覺えて、勝て後、悦は申べしといひて返してけり、其期に成て、久清敦文うちつがひて、敦文前に立たりけるが、少しをどけなく見えけるを、久清かたきをあなづりて、遠ながら追てけり、敦文が馬、よく出あひて、はやく勝にける程に鞭さして勝負の桙のもとにて、安堵して見歸りたりけるに、久清追著て、敦文がくびかみに手をかけたりければ、敦文落て、久清勝にけり、勝ながらもあまりに不思議にて、久清、丈尺にてうつて見ければ、桙例よりも一丈あまり遠く立たりけり、彼僧が夢も思ひあはせられて、大明神の御はからひ、かたじけなく覺えけり、例の寸法にて立たらましかば、はやくまけなまし、不思議なりける事也、此僧には、よろこびいひたりけるとかや、敦文ほどのものに、是程の勝負をし出したりとて、勝ながら御氣色あしかりとなん、ましで負ましかば、定てよかるまじきに、明神の御はからひ忝かりけり、此久清、度々競馬仕けれ共、一度も負ざりけり、數すくなく乘て、まけぬ者はおほかれども、かゝるためしは未聞ざる事也、

〔本朝世紀〕仁平元年九月廿三日庚申、今日兩院、幸鳥羽馬場殿、被行七番競馬事、依城南寺祭也云々、

〔山城名勝志 十六 紀伊郡〕城南神社 坐下鳥羽小枝橋東森內、九月廿日祭之、世曰城南寺祭、

〔日本紀略 三 村上〕天暦二年五月八日丙辰、遣殿上人於丹生貴布禰、祈甘雨、被奉競走馬等、

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎三年八月十六日甲午、將軍家 藤原頼経 御參宮、鶴岡 大夫判官景朝、東帶 伊豆判官頼定、布衣 等供奉、被行馬場儀之間、〇中略 河津八郎左衛門尉尚景、佐々木七郎左衛門尉氏綱以下衛府、爲十列競馬十番役、行粧各極花美云云、

〔藤森社緣起〕毎年五月五日祭祀、神幸之時、在地之神人等、鎧甲冑帶弓箭、列騎馬事、第一異國降伏之表示、第二天下泰平之瑞相、第三疫病消除之祈禱也、

〔秇苑日渉 六〕五月五日、謂之端午、〇中略 是日藤杜神會、擐甲走馬、亦謂之競馬、

〔日本歳時記 四 五月〕五日　今日山城紀伊郡深草の里、藤の森の祭には、鎧を著して競馬あり、

〔小右記〕承暦三年四月三日辛丑、今日於朱雀院可被試走馬足等、是來十三日、可有賀茂競馬之故也、

〔古今著聞集 十 馬藝〕保延三年八月六日、仁和寺殿の馬場にて、日吉御幸の內くらべ〇〇〇、七番有けり、一院 鳥羽 女院 待賢門院 今宮、五宮、前齋院、御覽せられけり、左大臣以下參給ひけり、一番左、院將曹秦兼弘、兼久子 右、府生下野敦延 敦高子 つかうまつりけるに、三〇遲〇の後、敦延が馬の膝より血走りければ、他の馬をのせかへられんがために入られにけり、二番左、府生下野敦方 敦利子 右、府生秦兼則、うちいでける程に、兼則おこり心地おこりて、勝負の心なかりければ、追入られて兼弘敦延、又打出にけり、左の馬もとより口をうちけれども、兼弘ならびなき上手なりければ、馬の失をかへりみず、近くまうけて、おりかへる事十度にあまりけれ共、敦延追はざりけり、兼弘おはんとしけれ共、敦延ちかくよせず、かくて時を送る程に、必勝負すべきよし仰下されける時、兼弘おひてけり、敦延がかちの袖をとりて、引はころばかしたりけれ共、敦延勝にけり、兼弘はじめて負にけり、大かたのやう、上下目をおどろかしけり、院殊に御感有て、兩人共にめされけれ共、兼弘あざをくらみて失にけり、

敦延に方人綱頭せざりければ、院またきりに方人をめされけれ共、參者なかりけり、右方の奉行の將にて、大炊御門右大臣の中將にておはしけるぞ、女郎花の織ひとへをなまゐるに打かけられける、敦延其祿を鞭にかけて肩にはかけざりけり、またしき物共の有ける所にて、師子にや似たるといひたりければ、誰にてか有けん、などゝ問たりければ、くれぬ物を、こひ取たればよといひける、にくながら興有とも沙汰有ける、

〔玉海〕仁安二年十月廿一日乙卯、今日日吉御幸、內競馬也、所勞尙不快、仍不出仕、

後聞

一番 左兼頼 右兼文 追勝　二番 左兼國 右公景 儲勝　三番 左頼文 右兼清 追勝　四番 左兼任 右敦助 儲勝　五番 左近武 右敦依 追勝　六番 左敦經、不罷出被追入、右兼仲、七番 左武安 右忠武 儲勝

〔親長卿記〕文明十年五月一日、今日賀茂足調延引、依雨云々、　二日、昨日依雨無賀茂足調、今日有之云々、　五日、競馬如常云々、

〔二水記〕永正十五年五月一日己亥、從花山院有使者、今日競馬足ゾロヘ可見物、可同道否之由也、仍午終刻罷向武衞、伊勢兵庫助等同道也、於經所有盃酌、從社務送一樽、

〔言繼卿記〕永祿七年四月廿四日丙申、武家〇足利義輝之御馬場にて、來月賀茂へ不〇不字衍出之馬共十四五疋、奉公衆被乘、競馬。。。。心見有之、申刻也、見物群集所無之、一色淡路守、杉原與七郎行向、雨方落馬、杉原不苦、一色蒙疵煩敗、馬も相煩云々、

〔古今著聞集十馬藝〕寬治五年五月廿七日、二條大路にて、はなち飼しける馬をとりて、移を置て競馬六番ありけり、殿上人ぞつかうまつりける、東の陣の前より西の中門にむけてぞ驅ける、主上〇堀河大鼓をうたせ給ひける、たはふれごとなれども、めづらしかりける事也、

〔古今著聞集十馬藝〕天治元年十一月廿一日、鳥羽院、寬治の例をたづねて高野に御幸ありけり、道の

路上競馬

服裝

程おぼつかなく思召て、白河院よりひまなく御使ありけり、廿七日にぞ中院につかせおはしましける、廿八日に奥院に參らせおはしましける、晦日還御の道、長坂の東野にて、御馬をおさへて競馬の事ありけり、一番左兵衞督、權右中辨顯賴朝臣、左勝、二番修理大夫、左近將曹公俊子、右馬出す左勝、三番美作守顯輔朝臣、左近府生秦兼信、〈兼方子〉勝負いかゞなりけるやらん、いと興あることなり、

〔台記〕保延二年十一月七日辛未、今日予〈○藤原賴長〉春日詣也、　八日壬申、卯初出二佐保田一、〈○中略〉乘ㇾ車行過二三十町許一、就二平直所一留ㇾ車置ㇾ榻、有二小競馬興一、一番、〈左盛邦、右假番長武道、持、武道脫ㇾ術、盛邦不ㇾ改二前臘騎也、武道以ㇾ追ㇾ馬、取二盛邦右袖一、相共雙騎也、〉二番、〈左實長勝、右公治、實長馬、兼乘二信濃馬一、親隆騎馬也、致二競馬用心一歟、〉三番、〈左仲行勝、右重文、〉四番、〈左俊通勝、右重正、重正欲ㇾ取二俊通一不ㇾ能、〉五番、〈左勾當信實、右忠廉勝、信實未ㇾ知二龍馬之案内一歟、〉六番、〈左清成勝、右元則、兩人侍也、此外右五人皆隨身、〉一時之間、六番已畢、

〔延喜式〕〈四十一彈正〉凡五月五日、五位以上諸王諸臣獻二走馬一時、兵部省分二頭陣一列二朱雀東西一、訖省申ㇾ臺云、列ㇾ馬訖、即忠以下分二立左右一、巡二檢禁物一、其走馬裝束、聽ㇾ用二純素金銀一、乘人裝束、不ㇾ聽二禁色一、若有二違犯一、兵部不ㇾ勘者、喚二省及主彈之一、

凡五月五日、供ㇾ節諸衞府官人以下、除二甲冑飾一之外、不ㇾ聽ㇾ用二金銀一、縱有二違犯一、只彈二禁色一、不ㇾ得二抑留一、〈五品以上走馬裝束禁色亦准ㇾ此〉

〔續日本後紀〈十一仁明〉〕承和九年五月乙未、勅五月五日、供ㇾ節四衞府六位官人已下裝束、除二甲冑飾一之外、不ㇾ得ㇾ用二金銀及薄泥一、五位已上走馬之鞍并馬飾、不ㇾ論二新舊一聽ㇾ用二金銀一、但薄泥不ㇾ在二聽限一、

〔江家次第〈十九〉〕臨時競馬事

左右乘尻各十人、騎馬相向、其裝束、冠老懸、袜額、錦裲襠、〈左緋地、右青地、〉攝腰、〈同二裲襠色一〉左退紅布袍、〈是近衞常袍也〉右淺黃纈袷布袍、〈是近衞儀服也、爲ㇾ分二左右一、假用二此袍一、〉亂緒、藁履、塗鞍、〈以二紙捻一代二藤卷一〉錦袴、〈左緋地、右青地、〉袷尻鞘、〈左鰐、右魚、〉鐙、〈長舌常〉連著鞦、平文移鞍、勅定二三番許番一之、或褐衣之上著二裲襠染分布袴一、〈左蘇芳、右青、是非常儀裝事也、〉左蘇芳菲、〈形如ㇾ猫〉右駒形、〈如二龍乃一〉

〔競馬記〕左方

一冠細纓　一老懸　一裲襠赤地織紋花輪違、裏生絹綫、縁赤地金襴、　一接腰赤地金襴　一缺掖紅梅精好　一指貫又奴袴ト云、地萌葱色花輪違織紋黄、裏棣龍紋萠葱色無紋、括紐綿糸操打、　一大帷子地晒布白　一下帷子地晒布白無袖　一下袴地晒布色蘇芳前後ニツアリ　一大刀銀作滅金、虎ノ生毛、帶紫革、露金、　一鞭左子ザ右子ザ　一末廣蝙蝠　一糸鞋亂緒

右方

一裲襠身青地織紋花輪違　一接腰ゴフン金ランノカワリ　一缺掖黒精好紅梅裌袷アリ　一下袴イロコン、センゴニツ、　一大刀金作滅金、尻鞘豹毛生、　其餘左方ニ同

〔大坪本流馬道秘書禮術〕競馬裝束ハ、官位ニヨリテ其色ヲ定メ、寸法ハ長短アリ、策ハ根竹ヲ可トス、是モ氏ニヨッテ取柄腕貫、紐ノ品ヲ定ル也、口傳、

〔法成寺攝政記〕長保元年二月廿五日己酉、競馬裝束新調、令著乘尻等馳馬、次競馬、上達部多來、

〔殿曆〕康和四年六月一日甲寅、辰刻許、於高陽院殿上人競馬乘、仍未刻許參內、殿上人廿人十番、藏人六人、各々皆著競馬裝束、或又カチにさしぬき著打懸、同カチにアヲハカマに著打懸、又錦袴、同打懸アヲゾメヲキル、

〔古事談一王道后宮〕堀河院御時、殿上人競馬ニハ、左ハ打毬裝束、右ハ狛鉾裝束ヲ召テキセラレケリ、不被用普通ノ競馬裝束云々、

〔鹽尻十四〕按、打毬樂を舞ふ者は赤衣を著、狛桙を舞ふ者は黒袍を著す、今競馬の左右、赤黒の袍を用ゆる者は、堀河院以來の服歟、然るに四位黒、五位緋の位袍には、右第一と爲には非ずと見えたり、

〔橘窻自語上〕競馬裝束、左は打毬、右は狛鉾の樂の舞裝束を用ゆる也、左右の近衞の氣ゆゑなるべし、今時かりの競馬裝束は、たしかに打毬樂、狛鉾の裝束のとほりともおぼえねど、格別には

〔七十一番歌合〕競馬組



鞭加持

たがふべからず、又安倍季慶がいへるには、かも競馬裝束こそ、まことのむかしの打毬樂、狛鉾裝束にて、今の樂裝束の打毬樂、狛鉾の裝束は、かへりてあしきよし也、是非はしらず、狛鉾の棹のたけみじかくなりたるは、舊儀にあらざることゝはしれり、その餘いまだ考ず、

〔建內記〕嘉吉三年五月五日己未、賀茂社競馬也、祝師若宮禰宜隆富、裝束事相憑云々、冠自物五位袍縫腋表袴管少等、傳借遣了、

〔宣胤卿記〕長享三年〇延德元年五月四日辛酉、明日賀茂競馬、爲繼平三位著用、冠袍表袴大帷石帶玉等來借之、穢中穢所物不可用之由難仰遣、死穢事、自今日三十日憚之、不用葬禮日數之條、社例之由申之、召遣了、是不可然事也、六日癸亥、賀茂神主所借、裝束色々返之、今日競馬無爲云々、

〔大坪本流馬道秘書禮術〕競馬飾

左方ノ馬、額髮ヲ結ハ緋絲也、鞍ハ白鞍ヲ用、鐙ハ舌長也、下鞍韋鹿タルベシ、手綱ハ水付蘇芳漬緋ノ段々筋也、押懸、連著蘇芳染也、

右方ノ馬、額髮ヲ結ハ紺絲也、鞍ハ黑地鞍ヲ用、鐙ハ舌長也、下鞍熊タルベシ、手綱ノ水付ハ楝濱黑染色ノ段々筋也、押懸ハ畝皀(ウチクロ)也、

〔武器考證二十〕宴曲集拔書

競馬の道、興をもよほす事、賞翫朝家にかろからず、家々の風儀品々なり、〇中略本朝の舊記を訪へば、其儀式武德殿に始りしより、かたじけなくも淸和の寶祚にそなはり、密致の法感、鞭加持の効驗をあらはせしも、まづ此道の德たり、

〔古今著聞集十五宿執〕いづれの年の事にか有けん、高陽院にて競馬有けるに、狛助信、乘尻に入にけり、ゆゝしき上手にて、たび〳〵つかうまつりけれ共、いまだ負けぬものなりけり、鞭の加持を其時の御室に申たりければ、此たびは、まけよとおぼしめすよしを仰られければ、助信共故を尋申せ

ば、此たび勝なば、命有べからずと仰られけり、助信たゞ勝て死ぬべき由を強て申入ければ、加持して給はせてけり、其日に成て尾張の種武にあひて勝にけるが、馬場末に門の有けるが、あきたりけるに、閫の木のさしいでたりけるに首をかけて落て死にけり、祿をば戸にぞかけられける、種武は、わきしろといふ馬に乗たりけるも、究竟の馬にて有ければ、乗けるもの、いまだ負ざりけるに、此度種武乗て始て負にけり、わきしろ、馬場の末にて、種武をはね落してくい殺してけり、彼つがひ、二人ながら同時に死にけり、不思議の事也、此事いづれの日記に見えたりといふ事たしかならねど、かく申つたへたり、江帥のしるされたるは、宇治殿の御記〔○記字、江家次第作説〕に、昔有₂競馬負₁競馬、食₂殺其乗尻₁、到₂坂東₁成₂神馬₁〔○馬字、江家次第無〕云々、かゝるためしも侍りけるにこそ、

〔古今著聞集十五宿執〕承保二年八月廿八日、同院〔○高陽院〕に行幸なりて競馬有けり、秦近重と下野助友とつがひけり、近重は御室に參して鞭加持の事を申入、助友は御室にひとしき有験の僧、たれかはあらんと思めぐらして、義範僧都のもとへ向ひて申けり、義範のいはれけるは、今度加持難治なり、かちて死なんとや思ふ、まけていきんとやおもふ、兩やうを思ひ定むべしといはれければ、助友たゞかちて死ぬべきよしをいふ、さらばとて加持せられけり、其日左右打出て鞭をあてたりけるに、助友すでにぬけて勝ける時、御室見物しておはしましけるが、五鈷をなげ出されたる時、助友落馬してやがて死にけり、命にかへておぼえけん、執心のふかさよしなき事也、此事助信がつがひに、たゞおなじさまに聞え侍るは、同事の二度侍りけるにや、くはしく尋しるすべし、但承保の江記に侍は、近重かちすへにて、助友が馬、近重をふむ、いくばくの日をへず死ぬ、承保以後の競馬の記とも、助友つかうまつりたる由見えて侍り、されば助友が死にたるよし見えたるは、近重をかきあやまてるにや、かた〴〵おぼつかなし、

〔古今著聞集十六興言利口〕武正〔○下野氏〕は、〔○中略〕競馬をたび〳〵仕けれ共、一度も勝ざりけり、負ながら、か

たへ、歸り寄て、酒肴などおこなひければ、ゑたしき者共、いかにかくは有ぞといひければ、競馬に[まけたるものは、死にうするかといひて、あへて用ゐざりけり、武正ならざらんもの、かやうの事ゑてんや、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕後鳥羽院の御時、いづれのところの競馬にか侍りけん、下野の種武、御點に入たりければ、本座より催したりけるに、大假名のいま〳〵しげなるにて、種武がむまはせたる證人候はゞ、つかうまつらんとかきたりけるを聞しめして、さるすいじんの散狀やはあるべきとて、ゑきりにわらはせまし〳〵て、御ゆるしありけるとぞ、

〔武器考證 二十〕宴曲集拔書

御馬を揚、其番ひを應ずるにゑたがひて、もとの著座をあらため、各番にむかはしむ、此埒に上手あり下手あり、左右にこれを掌る、先鼓の勝負を申は、定れる番あるなれど、是又時に依とかや、尤興有、妻は粽も糅も色殊に、染分の袂ぞおかしき、則其袂の糸をば、一筋に弱かれとかまふなれど、強てもなほつよかるべきは、移(ウツシ)をゑむる腹帶の力、七寸(シツヽキ)をからむ手綱なり、三地のうちにすゝむや、そも逸はやき勝負ならむ、取組番の心くらべ馬の蹄をはやめても、我先前にと勝鞭をさしも進むとすれども、おなじく並たる轡は、さだまる持にやをさまらん、

〔競馬記〕競馬會三日ニ忌竹ヲ立ル事、竹ノ丈ケ壹丈八尺、紙串長壹尺貳寸者、十二ヶ月ニカタドリ、六本數ハ、六六三百六十日、一年員數ニカタドリ、五穀ヲ用ルコトハ、五穀成就之祈ノタメナルベキカ、猶可ㇾ尋、

競馬會五日出仕之時、三方、昆布、勝栗、熨斗、茗荷、鹽鯛をのせ、引渡式獻之義者、茗荷に叶ふ、勝負よくかち栗、めでたひ、よろこんぶと云、祝儀の事也、〇中略

忌竹ヲ可ㇾ撤事 一月被ㇾ置候人も有ㇾ之、又八日裝束上相濟下被ㇾ撤候人も有ㇾ之事、

〔大坪本流馬道秘書 禮術〕競馬役人

見定使　家名姓　範茂朝臣

策振童子　家名姓 同 峯王丸 松王丸

呼鼓　家名姓　親定

合鉦鼓　家名姓　長季

紀書　家名姓　有雅

策業

亂策、世ニ羽衣鞭ト云也、左右ヲ打事アリ、片方打事アリ、

白流策、四緒手際(シラテキハ)ヨリ胸懸テ打ヲ云也、白浪策ニ合セテ、流策ヲ打也、桂川(ケイセン)ヨリ鱸足(トモアシ)懸テ打ヲ云也、」

霞策、世ニ蓬萊トモ云也、眼ノ上ニ策ヲ備ヘテ出スヲ云也、

走馬ニ、口訣三策ト云ハ、指策相策揚策也、

走馬ニ、口訣三聲ト云ハ、初聲合聲標下聲也、

走馬押出シニ表付アリ、止ルニ身寄止メアリ、拘ヘ止アリ、切止アリ、口訣、

走馬ニ、印木口訣ト云ハ、印木ハ勝負木也、標下、戈ノ振ヤウアリ、

馬止メハ、雜式又ハ手振ノ奴子ノ役也、袖留手綱シテ、小袴裾括リ揚、前ニ緒搦シテ、標下ヲ破リ行馬ヲ止ル也、○中略

勝負櫓ハ、四間四面也、御座ヨリ一段低ク造也、然共櫓ニ神體ノ幣ヲ建置時ハ、御座ノ床ト同高サニ作ベシ、棧敷ハ床ヲ又一段下テ造也、

古事類苑

武技部十五

小銃術 鐵砲 附入

鐵砲雜載

九三一

古事類苑

武技部十五

小銃術 鐵砲併入

小銃ハ、古ニ鳥銃若クハ種ケ島ト稱セシモノニシテ、今鐵砲ト云フモノ是ナリ、天文年中或ハ永正年中トモ云フ西南ノ國人、我ガ種子島ニ來リテ、之ヲ傳ヘシヲ始トスト云フ、鳥銃ノ既ニ種子島ニ傳ハルヤ、根來寺ノ僧杉坊、和泉堺ノ商人某等、相尋デ同島ニ到リテ之ヲ上國ニ傳ヘシガ、時恰モ戰亂ノ世ナリシカバ、諸國ノ武士競ヒテ之ヲ求メ、忽ニシテ全國ニ傳播セリ、爾來我國ノ兵制一變シテ、弓術ノ如キハ次第ニ衰ヘ、鳥銃ノ爲ニ竹束等ノ發明アルニ至ル、德川氏ノ初ニ至リ、此術大ニ進ミテ、井上正繼、稻富某等ノ巧手輩出セシガ、將軍吉宗ノ時ニ至リテハ、頗ル奬勵ヲ加ヘ、和蘭人ノ斯道ニ通ズルモノヲ召シテ、其技ヲ觀ル等ノ事アリテ、遂ニ洋法採用ノ端ヲ開キ、大砲術ト共ニ、俄ニ面目ヲ一新セリ、

小銃ノ渡來スルヤ、其利弓箭ニ勝レタルヲ以テ、大ニ軍陣ノ間ニ用キラレシモ、士人ハ猶ホ之ヲ執ルヲ喜バズシテ、多ク輕卒ノ用器ト爲セリ、

德川幕府ニハ、鐵砲方アリテ、其業ヲ世襲ス、而シテ有志ノ者、各、此等ノ家ニ就キテ其術ヲ修ム、當時用キル所ノ銃ハ、皆先キ込メニシテ火繩ヲ用キ、其用法甚ダ緩慢ナリシガ、洋法ノ傳ハルニ及ビ、其制總ベテ一變セリ、

洋法ハ、高島秋帆、佐久間象山等夙ニ之ヲ傳ヘ、德川幕府ヨリ諸藩ニ至ルマデ、競ヒテ此ニ據

傳來

リテ兵制ヲ改革シ、幕府ノ講武所、諸藩ノ武學校、皆之ヲ教授セザルナシ、

德川幕府ノ時、庶人銃器ノ携帶ハ嚴禁スル所ニシテ、其初ニ在リテハ、鐵砲役人、鐵砲頭ノ外ハ、旗下ノ士ト雖モ、漫リニ郊外ニ於テ、發砲スルヲ許サズ、又江戸ノ廓內幷ニ關所ニ在リテハ、諸侯若クハ士人ト雖モ、公用ニ由ラズシテ之ヲ携フル時ハ、通行劵ヲ要シタリキ、而シテ鐵砲改役アリテ、毎年之ヲ檢閲シ、商人ノ賣買スルモノヲ商賣鐵砲ト云ヒ、獸畜ノ驅除ニ用キルヲ威(オド)シ鐵砲ト云ヒ、盜賊ニ備フルヲ用心鐵砲ト云ヒテ、獵銃ト共ニ、庶人ノ特ニ之ヲ使用スルヲ許セリ、

〔南浦文集上〕鐵炮記代種子島久時公

隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我祖世々居焉、古來相傳、島名種子者、此島雖小其居民庶而且富、譬如播種之下一種子、而生々無窮、是故名焉、先是天文癸卯十二年秋八月二十五丁酉、我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以爲奇怪矣、其中有大明儒生一人名五峯者、今不詳其姓字、時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶逢五峯、以杖書於沙上云、船中之客、不知何國人也、何其形之異哉、五峯卽書云、此是西南蠻種之賈胡也、粗雖知君臣之義、未知禮貌之在其中、是故其飮也杯飮而不杯、其食也手食而不箸、徒知嗜欲之愜其情、不知文字之通其理也、所謂賈胡到一處輙止、此其種也、以其所有易其所無而已、非可怪者矣、於是織部丞又書云、此去十有三里有一津、津名赤尾木、我所由賴之宗子、世々所居之地也、津口有數千戸、戸富家昌、而南商北賈、往還如織、今雖繫船於此、不若要津之深而且不漣之愈也、告之於我祖父惠時與老父時堯、時堯卽使扁艇數十挐之、至於二十七日己亥、入船於赤尾木津、丁斯之時、津有忠首座者、日州龍源之徒也、欲聞法華一乘之妙、寓止津口、終改禪爲法華之徒、號曰住乘院、殆通經書、揮筆敏捷、偶遇五峯、以文字通言語、五峯亦以爲知己之在異邦也、所謂同聲相應、同氣相求者也、賈胡之長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多

佗孟太手携一物、長二三尺、其爲體也、中通外直、而以重爲質、其中雖常通、其底要密塞、其傍有一穴、通火之路也、形象無物之可比倫也、其爲用也、入妙藥於其中、添以小團鉛、先置一小白於岸畔、親手一物修其身、眇其目而自其一穴放火、則莫不立中矣、其發也、如掣電之光、其鳴也、如驚雷之轟、聞者莫不掩其耳矣、置一小白者、如射者之棲鵠於候中之比也、此物一發、而銀山可摧、鐵壁可穿、姦宄之爲仇於人之國者、觸之則立喪其魄、況於麋鹿之禍於苗稼者乎、其用於世者、不可勝數矣、時堯見之、以爲希世之珍矣、始不知其何名、亦不詳其爲何用、既而人名爲鐵炮者、不知明人之所名乎、抑不知我一島者之所名乎、一日時堯重譯、謂二人蠻種曰、我非曰能之願學焉、蠻種亦重譯答曰、君若欲學之、我亦罄其蘊奧以告焉、時堯曰、蘊奧可得聞乎、蠻種曰、在正心與眇目而已、時堯曰、正心者、先聖之所以教人、而我之所以學之也、大凡天下之理、不從事於斯、動靜云爲、自不能無差矣、公之所謂正心、豈復有異乎、眇目者、其明不足以燭遠、如之何而眇其目乎、蠻種答曰、夫物要守約、守約者、以博見爲未至矣、眇目者、非見之不明、欲守其約以致之遠也、君其察之、時堯喜曰、老子之所謂見小曰明、其斯之謂歟、是歲重九之節、日在辛亥、涓取良辰、試入妙藥與小團鉛於其中、置一小白於百步之外、放之火、則其殆庶幾乎、時人始而驚、中而恐而畏之、終而翕然亦曰、願學、時堯不言其價之高而難及、而求蠻種之二鐵炮、以爲家珍矣、其妙藥之擣篩和合之法、令小臣篠川小四郎學之、時堯朝磨夕淬、勤而不已、嚮之殆庶者、於是百發百中、無一失者矣、於此之時、紀州根來寺、有杉坊某公者、不遠千里、欲求我鐵炮、時堯感人之求之之深也、其心解之曰、昔者徐君、好季札劍、徐君雖口弗敢言、季札心已知之、終解寶劍、吾島雖褊小、何敢愛一物、且復我不求自得、喜而不寐十襲秘之、而況求而不得、豈復快於心歟、我之所好、亦人之所好也、我豈敢獨私於已、韞匵而藏諸、卽遣津田監物丞持以贈其一於杉坊矣、且使之知妙藥之法與放火之道也、時堯把玩之餘、使鐵匠數人熟視其形象、月鍛季錬、新欲製之、其形制頗雖似之、不知其底之所以塞之、其翌年、蠻種賈胡復來於我島熊野一浦、浦名熊野者、亦小廬山、小天竺之比也、賈胡之中、幸有一人鐵匠、時堯

以爲天之所授、卽使金兵衞尉淸定者學其底之所塞、漸經時月、知其卷而藏之、於是歲餘、而新制數十之鐵炮、然後制造其臺之形制、與其飾之如鍵鑰者、時堯之意、不在其臺與其飾、在乎可用之於行軍之時也、於是乎家臣之在遐邇者、視而效之、百發百中者、不知其幾多矣、其後和泉界、有橘屋又三郞者、商客之徒也、寓止我島者一二年、而學鐵炮者殆熟矣、歸旋之後、人皆不名、而呼曰鐵炮又、矣、然後畿內之近邦、皆傳而習之、非翅畿內關西之得而學之而已、關東亦然、我嘗謂之於故老曰、天文壬寅癸卯之交、新貢之三大船、將南遊大明國、於是畿內以西富家子弟、進爲商客者、殆乎千人、檣師篙師之操舟如神者數百人、艤船於我小島、既而待天之時、解纜齊橈、望洋向若、不幸而狂風掀海、怒濤捲雲、坤軸亦欲折、吁時耶命耶、一貢船、檣傾檝摧、化爲有去、二貢船、漸而達於大明國寧波府、三貢船、不得乘而回我小島、翌年、再解其纜、遂南游之志、飽載海貨蠻珍、將歸我朝、大洋之中、黑風忽起、不知西東、船遂飄蕩、達於東海道伊豆州、州人掠取其貨、商客亦失其所、船中有我僕臣松下五郞三郞者、手携鐵炮、既發而莫不中其鵠矣、州人見而奇之、窺伺倣慕、有多學之者矣、自茲以降、關東八州、暨率土之濱、莫不傳而習之、今夫此物行乎我朝也、蓋六十有餘年矣、鶴髮之翁、猶有明記之者矣、是知嚮之蠻種二鐵炮、我時堯求之學之、一發而聳動於扶桑六十州、且復使鐵匠知製之之道、而徧於五畿七道、然則鐵炮之權輿於我種子島也明矣、昔者採一種子之生々無窮之義、名我島者、今以爲符其讖矣、古曰、先德有善、不能昭々於世者、後世之過也、因而書之、

〔兩朝平攘錄 四〕日本上

鳥銃用實銅鑄成、以利錐研成、孔極光潤、不用木柄、緊繫於臂、實藥加丸、隨發隨至、且無聲、人不及避、○中略其鳥銃原出西蕃波羅多伽兒國、佛來釋古者、傳於豐州、造鳥銃一門、價二十兩、用之奇中、別州無此妙、

〔懲毖錄 一〕朝議始定、命擇可使者、大臣以僉知黃允吉、司成金誠一、爲上副使、典籍許筬、爲書狀官、庚

寅三月十〇天正八年逐與義智等同發、時義智獻二孔雀及鳥銃槍刀等物、命放孔雀於南陽海島、下鳥銃於軍器寺、我國之有鳥銃始此、

〔識齋雜記丁未雜記五〕火砲火鎗

鳥銃起於嘉靖中、傳自倭人明矣、然續通考、參將戚繼光云、昔署衛印時、於衛庫見鳥嘴銃、乃倭變未作時、所故有者、則又非起於嘉靖、按邱文莊云、神機火槍、以永樂中平南交、交人所製者爲尤巧、命內官如其法監造、王鏊震澤紀聞亦云、文皇北征時、初得安南神槍、虜一人直前、二人繼之、皆中槍而斃、又明制、凡火器係內府兵仗局掌管、在外不許製造、然則前明征交後、已有鳥槍、但明制禁外間習用最嚴、故承平日久、皆不知用之、直至嘉靖中、倭入中國、又得其傳耳、

〔八幡愚童訓上〕降伏事

同〇文永十一年略〇中十一月廿日、蒙古自船下、乘馬擧旗責カヽル、略〇中首輕ク、馬ニハ能ク乘リ、力強ク、命ハ不惜、強盛勇猛自在無窮ニ馳引ヲ、大將軍高キ所ニ居上リ、可引所ニハ逃鼓ヲウチ、可懸ニハ扣責鼓、隨テ大寄、引逃ル時ニハ飛鐵炮、暗クナシ、鳴リ高ケレバ迷心失肝、目クレ耳塞テ、忙然トシテ東西ヲ不知、

〔太平記三十九〕自大元攻日本事

文永二年八月十三日、大元七萬餘艘ノ兵船、同時ニ博多津ニ押寄タリ、略〇中鼓ヲ打テ兵刃既ニ交ル時、鐵炮トテ鞠ノ勢ナル鐵丸ノ迸ル事、坂ヲ下ル車輪ノ如ク、霹靂タル事、閃々タル電光ノ如クナルヲ、一度ニ二三千抛出シタルニ、日本ノ兵多ク燒殺サレ、城戸櫓ニ火燃付テ、打消スベキ隙モナカリケリ、

〔本朝軍器考六火器〕世ニ鐵砲トイヘル物ハ、龜山院御在位ノ時、文永ノ比ホヒ、蒙古襲來ノ日、ソノ名始メテ聞エテケリ、八幡愚童訓、太平記等ニツマビラカナリ、サレド此物、今ノ代ノ制ニハアラズ、宋ノ代ニアリ

ツル、旋風、單梢、虎樽ナドイフ火砲トコソ見エタレ、

〔佐々木家譜〕弘治元年五月二十日、有唐人名曰長子口、嘗自南蠻渡海到琉球、尋來日本多禰島、教鐵砲、先月入海、見將軍家而傳其術、使長子口預佐々木、今日來著江州、同廿八日、居江北國友村、賜百貫領地、

〔甲陽軍鑑十五〕信虎公御代事附鐵炮之事

殊更六十ヶ年已來は、鐵炮是有を以て、武篇持衆、一入討死おほし、鐵炮は大永六年に、村上新左衛門といふ西國牢人、信虎公へ奉公申、此侍鐵炮持來訓たりと申傳、さりながらまれなりと聞、其後信玄公、御わかき時は、かぢゝ大膳、同又作と申牢人親子あり、此侍各に訓候、近年は佐藤一甫齋と申牢人來て訓ゆる也、今は侍衆、皆鐵炮よく上手うたるゝ中に横田十郎兵衛、日向藤九郎兩人は、鐵炮を用にたて候なり、

〔國朝砲熕權輿錄〕甲陽武田家ノ說ニハ、大永六年ニ、西國ノ浪人井上新左衛門ト云者、始テ甲州ニ鐵砲ヲ持來テ信虎公ニ獻ズ、扶助ヲ給テ、甲陽ニ止テ國中ニ敎弘ト云リ、又北條家ノ說ニハ、永正七年ニ、始テ日本ニ渡ス、○註略其ヨリ西國ニ流布シ、和泉ノ堺ニ鍛工アリ、其頃相州小田原ニ、玉瀧坊法印頓慶ト云シ山伏アリ、享祿元年ニ、和泉ノ國ニ赴、堺ノ津ニテ此器ヲ求テ、氏綱公ニ獻上ス、其後、氏康公ノ時、再泉南ノ鍛工國安ト云者ヲ招寄テ、數十ヲ調シム、果シテ翌年根來ノ僧三人、杉ノ坊、二王坊、岸ノ和田ナドト云法師ヲ招請シテ、此器ノ指南ヲ成シム、凡此器ノ妙術世ニ廣ク成シヨリ、軍家ニ仕寄ト云事出來タリ、サレバ信州苅屋原ノ城責ノ頃ヨリ、竹束ト云物仕始タリトゾ、其後又天文年中、亦南蠻ノ大船一艘、隅州ノ南ナル種子島ニ漂著ス、翌年又蠻船漂著シテ、鐵砲鍛人吾朝ニ得タリ、遂ニ傳ヲ殘、往々利用ヲ以作レリ、其工妙アリト云、

〔北條五代記三〕關八州に鐵炮はじまる事

見しは昔相州小田原に、玉瀧坊と云て、年よりたる山伏あり、愚老若き比、其山伏物語せられしは、我關東より、毎年大峯へのぼる、享祿はじまる年、和泉の堺に下りしに、あらけなく鳴物のこゑする、是は何事ぞやとゝへば、鐵炮と云物、唐國より永正七年に初て渡りたると云て、目當とてうつ、我是を見、扨も不思議きどくなる物かなとおもひ、此鐵炮を一挺かいて、關東へ持て下り、屋形氏綱公へ進上す、此鐵炮を放させ御覽有て、關東にたぐひもなき寶なりとて、秘藏し給へば、近國他國、弓矢にたづさはる侍、此よしを聞、是は武士の家のたからなり、〇中略所帶にかへても、一挺ほしき物かなとねがはれしが、氏康時代、堺より國康と云ふ鐵炮はりの名人をよび下し給ひぬ、扨又根來法師に、杉房、二王房、岸和田などゝ云ふ者下りて、關東をかけまはつて、鐵炮をゝしへしが、今見れば人毎に持しと申されし、然ば一年北條氏直公、小田原籠城の時節、敵は堀ぎはまで取より、海上は波間もなく舟をかけをき、秀吉公、西にあたつて山城を興し、小田原の城を目の下に見て仰けるは、秀吉數度の合戰城責せしといへども、か程軍勢をそろへ、鐵炮用意せし事さいはひなるかな、時刻を定め、一同にはなさせ、敵味方の鐵炮のつもりを御覽せんと仰有て、敵がたよりよばゝりけるは、來五月十八日の夜、數萬挺の鐵炮にて總せめして、楯も矢倉も殘りなく打くづすべしといふ、〇中略誠に其夜の鐵炮に、敵味方耳目をおどろかす事、前代未聞なり、愚老相州の住人小田原にろうじやうし、其節今のやうにおもひ出られたり、然ば鐵炮、唐國より永正七年に渡り、それよりはんしやうじ、慶長十九年迄は百五年なり、扨又關東八州にて、はなし始し事は、享祿元年より今年迄、八十七年以來と聞えたり、

〔本朝軍器考六火器〕世ニ鐵砲トイヘル物ハ、〇中略文龜初ツカタ、南番ヨリ來レドモ、用フベキ法ハ傳ラズトモイヒ、或ハ永正七年ニ來レルナドモ云ヒ、又弘治元年南番ノ人、氏宇志倶智トイフ者、琉球ヲ經テ種子島ニ來リテ、此物造ル事ヲモ、其伎ヲモ傳ヘシナドイヘド皆信ガタシ、又甲斐ノ武

流派

田ノ家ニハ、大永六年ニ傳リ、甲陽軍鑑相模ノ北條ノ家ニハ、享祿元年ニ傳フルナドモ、北條五代記イヘドモ南浦ノ集ニハ天文十二年ニ始テ傳フト見エ、九州ノ事シルセル記ニモ、享祿三年ニ來レリト見エタレバ、九國ノ地ニダニイマダ傳ラヌニ、ハルカ東ノ國々ニ、マヅ來リケン事コソ、心得ラレネ、文獻ノ徵トスルニ足リナンハ、南浦ノシルセルトコロノ異朝ノ書ニ見エシ所ニモ、西洋ノ人ノ云フ所ニモ、皆々符ヲ合セタルガゴトクナルニハシカズ、

〔南海治亂記七〕河野流鐵炮記

鐵炮ハ、薩州多禰ガ島ヨリ始ルト云ヘドモ、其傳來ル所ノ者ハ、大友家ヨリ世上ニ弘マル也、豫州河野家ニ傳ヲ受繼テ工風ヲナシ、藥ノ力ト筒ノ强弱ト計リ合、其分量ヲ定メ、火勢ヲ以、玉ノ飛ブ事、其遠近ヲ計リ知ル、玉行ノ恰配ヲ取テ、玉ヲ飛スルコトノ分量ヲ定テ是ヲ仕カクル、是樓剳ト云フ也、目當ノ星ノ見定、遠近ニ因テ高下ヲナス也、其臺ニ仕懸テ其業ヲナスニ木ニ付テ手ヅカラ抱テモ其功用ヲナス也、河野ニテ鍛錬シタル者、武者修行ト號シテ、諸國ヲ行脚シ人ニ敎ル故ニ、河野流ト云也、其徒ノ中ニ名ヲ顯タル者ハ關東ニ行キ、武田信玄ニ用ラレテ甲州ニ止タル、佐藤一甫ナドガ如キモノ是也、甲州ノ八重森因幡守モ其徒ニテ、元ハ豫州ノ七森ノ内ト聞ユル也、ソレニ因テ四國計策ノ使ヲ勤テ、首尾ヲ合タルト也、

〔甲陽軍鑑二〕四國より佐藤一甫ト云牢人、鐵砲の師として來り、信玄公の御代より籏本に召置かる、

〔國朝砲熕權輿錄〕若拙案ズルニ、我國ニテ、古今火術ノ諸流ニ分レタルヲ擧レバ、田付兵庫助景澄ヨリ出シ流派ハ、田付流ト稱シ、井上外記正繼ヨリ出シ流派ハ、井上流ト稱シ、津田監物ヨリ出シ流派ハ、津田流ト稱シ、泊兵部少輔一火ヨリ出シ流派ハ、一火流ト稱シ、田布施源助忠宗ヨリ出シ流派ハ、田布施流ト稱シ、稻富伊賀入道一夢ヨリ出シ流派ハ、稻富流ト稱シ、丸田九左衛門盛次ヨ

リ出シ流派ハ、霞流ト稱シ、關八左衞門文信ヨリ出シ流派ハ、關流ト稱シ、西村丹後守忠次ヨリ出シ流派ハ、西村流ト稱シ、藤井河内守ヨリ出シ流派ハ、一二齋流ト稱シ、長谷川八郎兵衞一家ヨリ出シ流派ハ、長谷川流ト稱シ、太田新之允ヨリ出シ流派ハ、岸和田流ト稱シ、荻野六兵衞安重ヨリ出シ流派ハ、荻野流ト稱シ、坂本孫八郎俊豈ヨリ出シ流派ハ、荻野流增補新術流ト稱シ、武衞市郎左衞門義樹ヨリ出シ流派ハ、武衞流ト稱シ、中島太兵衞長守ヨリ出シ流派ハ、中島流ト稱シ、大野宇右衞門久義ヨリ出シ流派ハ、自得流ト稱シ、三木茂大夫ヨリ出シ流派ハ、三木流ト稱シ、河合八度兵衞重元ヨリ出シ流派ハ、唯心流ト稱シ、森重靱負都由ヨリ出シ流派ハ、合武三島流ト稱シ、大草莊兵衞義宗ヨリ出シ流派ハ、求玄流ト稱シ、佐々木少輔次郎義國ヨリ出シ流派ハ、佐々木流ト稱ス、其外ニ安見流、奥村流、米村流、余田流、格致奇流、藤岡流、文四郎流、竹田流、後藤流、宮澤流、五器流、古岡流、新井流、天降流、不易流、駒木根流、勝野流、自由齋流ノ諸流派アリテ、今枚擧ニ暇アラズ、是其大略ナリ、

〔武藝小傳〕八津田監物

津田監物者、紀州那賀郡、小倉人也、好砲術、到種子島、究奥旨、天文十三甲辰年三月十五日、發種子島、歸紀州、凡在島十餘年也、其子自由齋、傳其術、爲精妙、遊自由齋之門者若干、奥彌兵衞、得其宗如神、末流在諸州、曰津田流、

〔武藝小傳〕八泊兵部少輔一火

泊兵部少輔藤原一火者、筑前之武夫也、好砲術、天正年中、赴種子島、究妙旨、在島七年也、有岡田助之丞重勝者、得一火傳、爲精妙、後仕青山大膳亮幸能、在重勝之門者若干、今猶曰一火流、

〔武藝小傳〕八田付兵庫助景澄

田付兵庫助源景澄者、砲術達人也、其父美作守景定者、江州神崎郡田付村之人、而佐々木庶胤也、景

澄、以其藝奉仕東照宮、改宗鐵、其子兵庫助景治、相續其藝、其子四郎兵衛直平、繼箕裘之藝、其名徧於海內、推曰田付流、

或人曰、田付宗鐵、稻富伊賀、安見隱岐、三人を、其比鐵砲の名人と、京田舍共に風聞し侍る、

〔改選諸家系譜續編百十六〕佐々木一流

∴景定 田付美作守 居住于江州神崎郡田付村

景澄 田付兵庫助 號宗鐵

砲術達人、以其藝奉仕東照宮、依命改名宗鐵、

景治 ○註略

方圓 ○註略

直年 少名三五郎 田付四郎兵衛 或直平 繼其藝、推曰田付流、

〔武藝小傳八〕田布施源助忠宗

田布施源助忠宗者、河內人也、天文六丁酉年四月、赴於南蠻、而得鐵砲奧旨、有酒井市之丞正重者、從忠宗得宗、仕戶田左門氏鐵、慶長年中、於伏見、奉備技術於東照宮台覽、得芳褒、在正重之門者多、山內太郎兵衛久重、得其宗、爲精妙、末流在諸州、曰田布施流、

〔武藝小傳八〕西村丹後守忠次

西村丹後守源忠次者、始號權之助、不知爲何國人、得鐵砲奧旨、於京師蓮臺野、放砲而的中多、人稱其妙、後於禁庭、隔十八間而星中四、角中三、故被任丹後守、流芳名於千載、有種田木工助者、繼其藝、淺香四郎左衛門朝光、從種田得其宗、推曰西村流、或曰、朝光者、慶長年中人也、

〔武藝小傳八〕稻富伊賀入道一夢

稻富伊賀者、丹後田邊人、而仕一色家、後仕細川越中守忠興、好修砲術、遂得神妙、慶長甲子 ○五年 亂後、

以其藝奉仕東照宮、發名於四海、從一夢而遊其藝者若干、諸州其末流多、推曰稲富流、

〔寛永系譜百五十九〕稲富

某 ─ 直時
　├ 直秀 ─ 直家
　│　　└ 直重 ─ 正直
　└ 直賢 壽大夫 生國武藏

元和六年はじめて台德院殿につかへたてまつる、同九年、父の遺跡をたまふ、寛永三年、御入洛の時供奉す、〇中略同二十年正月五日、將軍家下總國牛島に御鷹狩、其節隅田川の御館に渡御あり、還御の時、堤の東に白雁の群りあつまれる有、時に直賢をめし鐵炮をたまはりてのたまはく、かの雁を追立、飛ゆく所をうつべしとなり、直賢仰をうけたまはり、すみやかにはしりより、聲をあげて雁を驚かす、雁すなはちとびあがること二丈餘りなり、直賢鐵炮を放て、あやまたずこれにあたり雁すなはち田水に落、將軍家御覽ありて、直賢をめし、大に感美し給ふ、堀田加賀守正盛にも又これをみて、其藝のすぐれたる事を稱す、台駕二三町過て後、加藤甚之助治次に命じてのたまはく、かの雁を持參すべし、治次すなはち御前に持參す、時に堀田加賀守をもつて直賢をめし、仰ていはく、鐵炮をもつて飛鳥をうつ事、其例まれなり、汝が藝尤もすぐれたり、是をしるして子孫につたふべしとて、則雁を直賢にたまはり、親族に是を饗すべしとなり、直賢命のかたじけなきを拜してしりぞきさる、

〔武藝小傳八〕三木茂大夫

三木茂大夫者、播州三木人也、好火術、達棒火矢、末流在諸州、推曰三木流、

〔寛永系譜七十〕井上

正繼

九十郎外記、生國同前、○播磨慶長十九年、はじめて台德院殿につかへ奉る、同年大坂陣の時、酒井雅樂頭忠世に屬して發向す、敵兵あまた鳴野今福邊に出張す、これにより十一月二十六日より、要害のため普請を仰付らるゝ時、正繼は先陣に在て、鐵炮をはなつて敵をふせぐべきのむね鈞命をかうむるゆゑ、翌日より毎日、鳴野におもむき鐵炮をはなつにより、敵つひに城中へ引しりぞく、其後大筒を以て城中へはなち入べきのむね、仰をうけたまはりて、備前島にいたり、毎日大筒をはなつ、○中略同十二年、鈞命によりて、大筒の鐵炮百餘挺製してこれを獻ず、夫古今所用の大筒は、其筒おもくしてはなつに利あらず、しかもそのきはめてとほくいたるものは、わづか十二町、そのあたる所さだまらず、正繼が製する所の大筒は、其筒かろくして、是をはなつに、いたる所遠く、あたる事こまやかにして、尤利あり、たとへば百人してもつ所の筒を、十人にてかろくこれをあげ、一人してはなつ、其自由なる事、小筒のごとくなり、鐵炮の筒は、南蠻の銅にて製す、其玉のおもき三貫目なり、八町より四十町にいたつて是をはなつに、かならず幕的の星にあたる、此製作は、正繼が工夫を以て、はじめてこの筒をばらしむ、同十五年、與力五騎、鐵炮足輕二十人をあづかり、武州都築郡、又相州の內にて五百石の御加增拜領して、都合千石を領す、同十七年、鈞命に依て、又五十目玉百目玉の筒二百挺を製して、これを獻ず、又城をせむるにも、平地の戰にも、たよりある兵器をつくりて、一人して敵十人をふせぐ術を鍛錬して是を獻ず、是大筒工夫のちからなり、

〔明良帶錄 二〕御鐵炮方御役料二百俵躑躅若支

世職にして、井上左大夫、田付四郎兵衛、兩人にて掌る、與力五騎、同心二十人づゝ、鍛冶師六人支配也、田付家は、御持御鐵炮磨組を支配す、井上家を外記流といふ、○先祖井上外記と云ゆへに流名となす田付家を田付流といふ、鐵炮の製作違へり、家々業を修め、御鹿狩の節など出す、井上は近頃加役など兼しも、此

場の武名ある故也、

〔續泰平年表〕天保十三年六月十一日御觸高島四郎大夫、先達而出府之節、於而心得罷在候火術傳來之秘事迄、不殘御直參之內、執心之者一人江致傳授、右傳之外諸家江猥に相傳之儀仕間敷旨申渡置候處、以來不及其儀候、御直參は勿論、諸家執心之者へも、勝手次第に傳授可仕旨可被申渡候、尤異樣之冠物衣服等不相用、當體之笠、或陣笠、野服小袴陣羽織等に而、爲致稽古候樣可致候、嘉永元年、西洋流と唱候分、向後高島流と可唱旨被令、

〔羅山文集序四十九〕鐵炮書序應紀伊大納言之求寛永十一年作

兵器之有利者、莫如鐵炮、中華謂之鳥銃、銃者蓋鐵筒也歟、其準可以射墜飛鳥、故得此名、古無此器、後世有之、其制有小大、有短長、所謂六合銃、子母銃、百子銃、車砲、梢砲、火砲、雷砲、虎砲、狼牙砲、旋風砲、流星砲、無敵神飛砲、火藥筒、大狟機之屬、不爲不多、皆是鳥銃之號也、我朝近代、爲此術者、校長短、計廣狹、辯曲直、大概見照星以爲準、是其法也、學之者亦皆然矣、而今某以火藥之勢氣與鉛子之輕重、相共比合、隨其理、任其勢而發之、則所志無不中、所至無不洞、可謂得之心應之手也、不拘長短、不議廣狹、不論曲直、而有如是妙術、則好手手中呈好手、紅心心裏中紅心、自非火門機熟、藥鉛力應、豈能至于茲哉、夫物理之涉於形名度數者、可言也、出於形名度數之表者、難言也、縱雖難言、而智可以傳也、古賢取譬、則射之至者力也、其中者巧也、非力也、巧也者、智也、今於鳥銃亦如是乎、其巧力衆至、而後能用之、則攻而有餘、守而彌堅、以爲軍之利器、不亦大乎、於是書、

〔武具要說〕鐵炮之事

一小幡山城守申分、鐵炮は遠き物を打に無雙の道具なり、殊に城に籠りたる時重寶也、鐵炮の難儀は、雨降りにあつかはれぬ、其所計也と申候、

一横田備中守申分、山城守申分、尤に候、敵間遠き所にて無類の道具也、間近き勝負を鐵炮にて仕は、危き事也、其故は少々の內、火の通せぬ事有之物にて御座候、又矢次のおそき物也、士と士が出合には、戰場は格別、其外の事に、鐵炮にて仕ては、ほめられぬ事にて御座候と申、何も尤の由

申候、

〔安齋隨筆前編四〕低處へ鐵炮を打術　山上より山下へ打チ、城上より城下へうつには、筒先を下るゆへ、玉ころび出るなり、此時は常のごとく火藥を入れ、玉ごみをして、其玉の上にまた火くすりを少し入て、カルカにて突かたむれば、二度目の火くすりは、玉の丸みの透間へ入りて、玉を抱へるゆへ、玉ころび出る事なし、是又大極秘傳の術也、右同人説蜷川親興　○貞丈云、又或傳に、常の如く玉込をして、其玉のうへヽ紙を丸めて、カルカにて突かためてうてば、紙にて玉を抱へるゆへ、玉ころげ出る事なし、

〔止戈類纂三十五〕大久保勘七、一言村にて、鐵炮打はづし候は、何故と上意に付、常の通り打候段申上候へば、上意、見付より欠來り、息合わるさに打損じたると上意、打樣御敎へ遊ばされ、皆々恐入、勘七は畢竟、都築藤市が弓を持て居る故、力にいたし、鐵炮打候と申、藤市は勘七が被居候を見て働き候と申、大久保作左衛門は、勘七藤市の力故、無恙引取候といふ、柏崎物語

〔甲子夜話七十七〕成瀨隼人正ノ家ニ、長篠御合戰ノ古圖アリト年來聞及ナガラ打過シガ、或日不圖幸便アリテ借覽ヲ請フニ、渠モ部屋住ノトキヨリ相識ナレバトテ、心ヨク借與ス、因テ摸寫セシムル側ニテ視ルニ、長篠城ノ體ヨリ、勝頼敗軍シテ、武田ノ部將數輩、突戰討死ノ體、兵馬旌鼓ノ狀、實ニソノ場ノ眞ヲ察スルニ足レリ、料ルニ當時目擊人ノ畫ケルナルベシ、ソノ中信長ノ先兵、神祖ノ御兵ト陣ヲ並ベテ、鳥銃ヲ發スルサマヲ畫シ所ヲ精シク見ルニ、信長ノ兵ハ十ニ一二ナレドモ神祖ノ御兵ハ、總テ皆片眼打ナリ、玆ヲ以テ思ヘバ、予ガ藩士ノ鳥銃ヲウツニハ皆片眼ナリ、予始メ思ヒシハ、田付武衞等ノ流、雙眼ヲ開テウテバ、領内ノハ田舍ノ舊風ナラント、今ハ總テ田付武衞ノ流ニ從ガハセタリ、然ルニ神祖御時、專ラ片眼ノ銃法有リシコト、コレニテ知ラレタリ、荻野長曰ク、先年系譜修撰ノ御用ヲ勤メシトキ、稻富氏ノ系譜ノ中ニ、隻眼鳥銃ノ術ヲ神祖ニ

申上ル由ヲ書載ケリ、且其時稻富氏ニ、神祖ノ下シ賜ヒシ御誓書、今正シク其孫ニ傳フトゾ、コノ稻富流アルハ、世ニ普ク知ルコトナリ、昔年稻富ノ法ヲ御當家御採用ナリシコトハ、此古畫ヲ以テ知ルベシ、又予ガ中ニ傳ヘシ隻眼ノ術ハ、眞柳流ト云、今ハ其傳ハ絶テ、名ノミ殘レリ、

〔明良洪範十二〕榊原故八兵衞、○中略同人物語リニ、組ノ者ニ、鐵炮ヲ打スル、兎角敵ノ上ヘヲ玉ガ越ス也、神君御覽有テ、左ノ手ヲ、モツト延ヨト上意度々有シト也、

〔明良洪範續十〕鐵炮ノ者ヲ召連參リ、鐵炮ヲ打セ候時ハ、假令敵五間十間遠ク候トモ、木陰アル所ニ置テ打セ申ベク、左樣ニ致シ候得バ、此方ニ手負是ナク候、何モ知ザル衆ハ、少シ成トモ近クト存ジ、敵ヨリ見ハラス所ニ置候故、サン〲ニ打ルヽ者ニテ候、左候得バ、手負二三人モ候得バ、此方崩ルヽ物ニテ候、鐵炮ノ當リ、五間十間遠ク候トモ、同ジ事ニテ候、然ラバ、此方ニ手負無樣ニ見立、肝要タルベク候、

〔常山紀談拾遺二〕加藤家にて、大小身ともに、騎馬は一尺三寸、或は一尺五寸の鐵砲を馬上に持ち、陣前にて打放し、槍を初るとなり、淸正家中の老人、後に咄せしは、馬上に火繩何共難持者なりといへり、

〔維新史料十二編〕象山松陰事蹟ノ續

同○安政三年丙辰、四十六歲、○佐久間象山七月、幕府旗下及ビ諸藩ニ令シテ銃陣ヲ演習セシム、門人亦其事ニ與ルト聞キ、軍容制度ノ說ヲ作リ、之ヲ蟻川直方ニ寄セテ、其社中ニ示サシム、此時ニ方リテ、都下小銃、十一段込方ノ法ヲ用ユ、偶蘭人ノ傳習ヲ受ケ、長崎ヨリ歸ル者アリ、八段込方ノ法ヲ用ユ、議論一ナラズ、監察土岐丹波、令シテ八段ニ從ハシム、蟻川直方、島津定禮、嘗テ其說ノ根據ヲ得ザルヲ以テ、確ク前說ヲ執リ從ハズ、島津竊ニ書ヲ寄セ、修理ニ質ス、同人謂フ、是海兵操銃ノ法ニシテ、以テ陸軍ヲ律スベカラザルナリト、竊ニ書ヲ作リ、蟻川ニ寄ス、當時其說行レズト雖ドモ、後

師範

洋書東渡、果シテ同人ノ說ノ如シ、

〔明良帶錄 二〕大筒役組頭五十俵、持扶持、頭支、火術修行出精之者、鐵炮大筒之儀、家筋代々の世職なり、人數少くとも、代々世職御入人なし、他の昇進同様たるべし、御先手組之鐵炮同心より與役へ昇る也、按るに、炮術を鐵炮といふ、火術を大筒石火矢と云、古代本朝此術なし、大永天文已來、南蠻より傳へて、南蠻の人の乘船、逆風に遭て、種ヶ島に漂著す、領主島津家之族臣種ヶ島彈正時忠、懇を加しかば、蠻人是を感じて、竊し來る所の鐵炮を獻じ、且製法要法を敎、火藥の法を傳へり、彈正是を習熟し、薩州日州へ傳へ、紀州泉州へ傳へて、遂に海內に弘まりてより以來、田付氏、名は四郎兵衞、彼の藝を立て一流となす、稻富氏、一夢入道、大筒に達して一流を立、井上左大夫、黑澤杢之助、其餘炮の藝術に達す、關軍兵衞、稻葉六郎大夫等其名高し、近代矢代氏、佐々木氏等一家を興せり、今幕下に於て井上、田付、佐々木等、此支流にして家の術を傳へり、稻富は細川忠興の家臣成りしが被召出、稻富求馬といふて、御小納戸を勤む、

〔維新史料 上書 一〕高島流砲術指南ノ儀ニ付伺書天保十壬寅年八月

當六月中、諸組與力格長崎町年寄高島四郎大夫、心得罷在候砲術ノ儀、御直參ハ勿論、諸家執心ノ者ヘ、勝手次第傳授可仕旨、被仰渡候趣承知仕候、然ル處去丑七月中、私儀、〇江川太郎左衞門四郎大夫砲術傳授可請旨被仰渡候ニ付、同人傳來ノ秘事、不殘傳授請候間、是迄譜代ノ家來共ヘハ、稽古爲仕候エ共、他向ヨリ弟子取リ候儀無之候處、以來砲術執心ノ者、指南請度旨申込候向モ御座候ハヾ、稽古爲仕候テモ不苦儀ニ可有御座哉、此段奉伺候、以上、

〔維新史料 上書 一〕長崎町年寄高島四郎大夫ヘ砲術門入ノ儀奉伺候書付天保十二辛丑年四月

長崎町年寄高島四郎大夫儀、西洋砲術熟練ノ趣及承候處、此度御用ニ付出府仕、私儀モ參府仕候

間、同人ヘ門入ノ上、逗留中稽古仕度奉レ存候得共、不レ苦儀ニ可レ有二御座一候哉、依レ之奉レ伺候、以上、

長崎會所調役頭取高島四郎大夫ヘ砲術門入之儀ニ付申上候書付 天保十二辛丑年五月

長崎會所調役頭取高島四郎大夫儀、西洋砲術心得候趣、兼テ及レ承候處、此度御用ニ付出府仕リ、私儀モ參府仕候間、同人ヘ門入ノ上、逗留中稽古仕度旨伺書差出、未御下知ハ無二御座一候、然ル處右砲術御用立候ト、御用立不レ申候トノ儀ハ暫差置、彼地砲術心得ニモ仕度、用捨之儀ハ、門入不レ仕候テハ難二相分一候ニ付、出格ノ譯ヲ以、門入ノ儀、伺之通早速御下知御座候樣仕度奉レ存候、依レ之此段申上候、以上、

〔維新史料〕上書 一 存付候儀申上候書付 天保十四癸卯年六月

私儀、今般御鐵砲方ノ御用被二仰付一、精入師範仕、早速御用達候樣可レ仕旨被二仰渡一候、凡西洋銃陣ノ儀ハ、四十八人ヲ、一ヘレトン、九十六人ヲ、ジヒシー、四百三十二人ヲ、バタイルロン、八百六十四人ヲ、レキメンド、ト申、夫々支配仕候者モ御座候內、右レキメンドヲ都括候者ヲ、コロ—ネル、ト唱申候、右ノ者ニテモ、又ハ夫等ニ不レ拘、軍術堪能ノ者ニテモ、長崎表マデ御呼寄御座候テ、私儀同所ヘ被二差遣一、面會ノ儀御許被二下置一候ハヾ、是迄文字上ニテ探索仕候トハ事替、其人ニ親炙仕、相尋候事ユエ、行軍守城其外トモ、委細ニ相分可レ申、然ル上ハ一廉ノ御備ニモ可二相成一奉レ存候、右ハ私儀、歐羅巴諸州軍形ノ形狀、未ダ審明不レ仕廉モ多ク、兵法ニ知レ彼知レ己ト申事モ御座候ニ付、存付候儘、此段申上置候、以上、

西洋砲幷諸道具買上御渡方申上候書付 天保十四癸卯年六月

私儀、今度御鐵砲方ノ御用被二仰付一、師範ノ儀、別テ精入、組ノ者共ヲ始、門人共ヲモ專ラ敎授致シ、追追成熟ノ者出來ノ上、早速御用達候樣、引立可レ申旨被二仰渡一候ニ付、先ヅ備打西洋小筒百挺、腰差シ鐵砲六十五挺、ヤーゲル筒二十挺、ミエスケット二挺、右諸道具、幷ドンメカラグト五挺、シユント

ロス入レ、幷雨除モ一ツ、ホール一挺、早々御買上御渡被下候樣仕度、依之申上候、以上、

大砲御鑄造ノ儀申上候書付（天保十四癸卯年六月）

私儀、此度御鐵砲方ノ御用被仰付候ニ付、ホーウイツスル、モルチール五百目カノン百五十目カノン、トモ二十挺ヅヽ右御筒鑄造被仰付候樣仕度奉存候、尤右御筒ノ儀ハ、秘事微細ノ所モ御座候ニ付、私差圖ノ上鑄造仕度候間、私手ヘ被仰付候樣仕度、依之申上候、以上、

〔維新史料四十六碑文〕高島秋帆碑文

先生名茂敦、字子厚、別字舜臣、通稱四郎大夫、秋帆其號也、祖籍長崎、爲名族、世襲町年寄、先生夙抱大志、讀書講武、服官政、廉而勤、以長崎會所調役頭取、管理淸蘭互市事務、兼辨海防事務、嘗以地控外蕃、宜修邊備、請設火器、多貯彈藥、議格而不行、遂散私財、購臼忽加炳諸礮、置其家、就洋客知兵者、問以用法、又延譯士、講究洋文兵書、傳其步兵隊制、歲時率諸吏門人演習之、天保十二年、帥府偶聞之、召觀其技、命於城北德丸原地試演、先生應之、五月九日、率其門徒、戎裝登場、整隊聽令、開礮一進一退、倏忽如風、士庶駭喜、稱爲千百年創觀焉、帥府賞進與力格、於是如江川英龍、下曾根信敦等、並爲門下、〇下略

〔陸軍歷史五〕安政三年丙辰七月十六日、勘定奉行河内守松平近直（君ノ死ヲ傷ミ、其生前憂國ノ志ヲ追懷シ、追悼ノ餘リ、自ラ大乘法經ヲ寫シ冥福ニ供シ候、）首トシテ君（〇江川太郎左衛門）ノ冥福ノ爲メ、君ノ門人（集會者八千餘人）ト謀リ、射的ノ會ヲ開キ、而シテ近直自ラ追善角二發打、分附帳ノ序ヲ選ブ、其文ニ、

嗚呼偉哉、坦庵先生、才兼文武、盡心國事、夙講西洋火術、殆究其妙、天下慕其風、仰猶泰斗矣、令嗣克纘箕裘、不墜家聲、執贄者幾乎萬人、洵足以嚴邊備、而懾外夷之魄矣、安政乙卯之秋、官命岩島篤信、望月雍長、澤忠敬、石井信恕、鈴藤致孝等、遣長崎、就蘭人審問銃隊行伍之法、及大小砲裝藥點放之方、留學數月、皆熟其業、特鞞鼓之法、新得其要領者、忠敬信恕先歸、令嗣研究之、以補闕漏、於是乎、先生之業、儼然大備焉、越丙辰之秋、門人等、於江戸早稻田、毎人試小銃點放幷裝藥之技、又於新錢座、

演銃隊行伍之法、以奉先生之祭祀焉、因錄門人之姓名、恭納之祠堂、乃表追慕之誠、庶幾乎邊海之備全、而不負先生之防夷之遺意也矣

同年九月廿四日、復門弟二千餘人、相謀リテ追善銃陣調練ヲ致候、其節大槻盤溪、詩ヲ賦シ、君ヲ弔ヒ候、

吁嗟乎、創業之難如登天、崛起淸平最爲難、坦庵先生人中傑、登壇已握洋兵權、誰其唱之秋帆子、受之西客東來傳、先生首執弟子禮、折節且學十餘年、然後開天地未曾有之軍法、殆使孫呉甲越走且顚、其法大礮爲兩翼、騎銃在後走銃前、三兵連合爲一體、首尾相應如率然、是故今之講兵者、誰不祖高島宗江川、吁嗟乎、先生逝矣業益盛、及門弟子蓋三千、今日憑弔奉遺法、大演洋兵芝海邊、只見千銃齊發雷聲轟、電光震、以招先生於九泉、魂其彷彿來享焉、江川氏秘記

〔維新史料十一編〕象山松陰事跡

天保十三年壬寅、修理○佐久間象山三十二歲、正月豆州韮山ニ抵リ、西洋砲術ヲ江川太郎左衞門ニ學ブ、止ル四十餘日、江戶ニ歸リ、更ニ下曾根金三郎ニ學ビ、傳書十四冊ヲ寫ス、旣ニシテ田原藩士渡邊登ト交游シ、其藩主ノ弟綱藏所藏西洋砲術書、并坪井信道所藏ノ荷蘭陀術書ヲ得テ之ヲ讀ム、此レヨリ故信濃守ニ乞フテ、多ク洋書ヲ購ヒ、遂ニ之ニ通ズルヲ得タリ、○中略弘化三年丙午、三十六歲、正月、秦西海戰圖、同陸軍圖跋ヲ作ル、○中略是年○嘉永三年門人柏木義武、田邊藩ニ歸ラントス、砲ヲ論ズル送序、同ク生徒ヲ戒ムル文アリ、是歲二月ヨリ十二年迄江戶深川邸ニ居ル、麾下及ビ諸藩ノ士、門ニ入リテ砲術ヲ學ブ者漸ク多シ、十二月歸國、同四年辛亥、四十一歲、三月二十九、擲天砲ヲ松代城西生萱村ニ演ズル、凡七日夜、此時ニ當リ、尾紀奧總諸藩士、松代ニ來學スル者甚多シ、四月家ヲ携ヘテ江戶ニ至リ、遂ニ木挽街ニト居シ、專ラ西洋兵學砲術ヲ敎授シ、是ヨリ門ニ入テ學ブ者益多シ、

〔維新史料十一編〕象山松陰事蹟

同〇嘉永二年己酉、始テ泰西千八百五十年、荷蘭所刊ノ步兵調練書ヲ得テ、門人蛯川直方、木村軍太郎ヲシテ之ヲ講ゼシム、尋テ通詞吉雄作之丞等ヨリ、新渡步騎砲兵ノ調練書、其他兵書數部ヲ得テ、益其規律ヲ講明シ、遂ニ西洋眞傳ト稱ス、

〔日本敎育史資料四舊福井藩〕同〇嘉永三庚戌年十二月廿三日、御側御用人を以砲術師範役の面々へ、左の通被仰出之、

長谷川八十郎

津田源之丞

宇都宮五郎助

津田傳七

西尾十左衞門

筒井十大夫

近來異國船、度々渡來、海岸附國々防禦之儀は、從公儀、毎々御觸達も有之、異國合戰之仕組は、火攻專要之旨被仰出、於公邊も、砲術之儀は、別て御世話有之、先年高島四郎大夫、蘭人より傳習致候、高島流と唱候流儀も御取立、御旗本下曾根金三郎へ、右流之師範被仰付、追々盛に相成、必用便利之聞へも有之候に付、去る子年、御在府中、思召を以爲御試、右西尾源太左衞門始、下曾根家へ入門被仰付、其後御國表へも致傳來、追々大小之火器御製造に相成、夫々試驗も被仰付、既に先達ては、御見分も被爲在候處、海防必用之利器たる事は、各々も見分有之承知之通に候、依て今般要地へ臺場御取立、大砲御備被置度御評議に候、然る處當今西洋諸國は、數百年之戰功を經、且一統盟居事に候得ば、萬一取合に及候時は、御國總體之力を以、不及防禦候はでは難相敵

免許傳授

事に候、其節に至り、要地に大砲を被備、其餘追々御製造に相成候ても、打方精錬に無之ては、總て不用之御道具と相成可申候故、高島流へ入門被仰付面々、幷に十左衛門へ相手寄候面々計にては、御手も合兼、且高島流と被立置候ては、相傳之運方、其外師傳に背き候儀は、下曾根殿へ被對、御斟酌之譯も有之、何廉に付事狹く相成、御國用に足兼候に付、高島流之儀は、其儘に被立置、別段於公邊、飜譯被仰付、西洋砲術書類を以て、御家流御取立に相成候間、御家中砲術心掛候面々は、一統致修行候樣被成度思召にて、此度市川齋宮被召呼事に候間、從來之流儀も、一段手厚に可相成儀に候間、旁以已來兼學被仰付事に候、十左衛門齋宮申談、御製造に相成候御筒は勿論、大小の火砲打樣取扱の利方、厚穿鑿有之、門人の内にても、有志の面々は、同樣相心懸候樣、折角相勸め可被申候、尤各家傳の流儀も有之事に候得ば、自然其筋と混雜致し、御家流の修行致方に於て、作意を加へ流派を分ち、黨を立候樣相成候ては、國家同一の御趣意にも相背候間、此段心得違無之樣被致、勿論、御家流の儀は、右書類原書に基き、銘々の工夫會得を專要に致候條、外寇防禦の節に於ては、各無隔意申談、爲國家盡精力可申御沙汰候事、但委細の儀は、御目付より可申聞候、

〔井上流砲術傳書〕井上外記一流鐵炮、累歲就御執心、小筒一通令相傳也、雖爲親子兄弟、他見他言有間敷候、此上一流鐵炮之道、至於大筒備矢倉楯樓船中野陣仕寄早打數挺、爲放之候事、爲軍器之大用、猶更以來可有稽古者也、仍如件、

井上外記正繼

高山勘左衛門 重正

同 平太左衛門 重[illegible]

同 勘左衛門 重治

同　忠次衞門重好
同　勘左衞門正利
同　舍人重固
同　角馬重行
高山勘左衞門

天保四年六月吉日　重厚朱印花押

佐野彦九郎殿

〔井上流砲術免許狀〕貴殿入吾流、演習炮術、凡多年、精進之久、熟煉家法畢、依之令免許、加師範之列候者也、爲後日立證如件、

井上外記正繼　高山勘左衞門重正　重繼　重治　重利　重固　重擴　高山眞齋重厚

高山勘左衞門

安政二乙卯歲五月吉日　重衞朱印花押

佐野仁左衞門殿

〔陸軍歷史一〕同年〇天保十二七月廿五日左之書付三通於長崎奉行柳生伊勢守宅同人申渡〇中略

諸組與力格長崎會所調役頭取　高島四郎大夫

其方傳來罷在候、火術傳來之儀、秘事迄不殘、於當地御直參之內、熱心之者壹人江致傳授、右名前等屆可申候、且又右之外、諸家へ相傳候儀ハ仕間敷候、

右者水野越前守殿以御書付被仰渡候間、申渡候、

丑七月

〔陸軍歷史 二〕

諸組與力格 長崎會所調役頭取 高島四郎大夫

其方心得罷在候火術傳來之秘事、不殘下曾根金三郎へハ傳授不仕、御代官江川太郎左衛門へ傳授可仕候、

右者水野越前守殿御書付を以被仰渡候段、長崎奉行柳生伊勢守申渡、

丑七月

某氏曰、閣老水野越前守忠邦嘗テ秋帆ニ達シテ曰、其方心得罷在候火術傳來之秘事迄、不殘於當地御直參ノ內、執心之者壹人ヘ傳授致シ、右名前等屆出可申、且又右之外、諸家ヘ猥リニ相傳ヘ候儀仕間敷候ト、而シテ秋帆人ニ謂テ曰ク、江川君ハ明敏卓見ノ士ナリ、而シテ我ヲシテ德丸ケ原ニ於テ、我ガ意ノ如ク銃陣ヲ演スルコトヲ得セシムル者ハ君ノ力ナリ、今日我ガ炮術ヲ公ニ君ニ傳フル事ヲ得バ、我ガ幸此ニ過ギズ、惜イ哉、君ハ東都ニ住セズ、今官命アリテ在都旗下ノ士壹人ニアラザレバ、公ニ之ヲ傳フル事能ハズ、因テ止ム事ヲ得ズ、下曾根金三郎君ヲ指名スト、然リ而シテ、忠邦秋帆ヲシテ、特ニ江川氏ニ傳ヘシム、故ニ秋帆、欣然トシテ之ヲ坦庵〇江川氏ニ報道スト云、江川氏秘記

砲術傳授請候義御屆書

私儀高島四郎大夫炮術傳授請候樣、被仰渡候ニ付、同人心得罷在候、炮術傳來之秘事、不殘傳授請申候、依之此段御屆申上候、以上、

丑〇天保十二年七月　江川太郎左衛門

名手

〔勢州軍記 中〕木造合戰事

永祿十二年五月、木造家既及義絕、故國司家憤之、欲攻木造也、〇中略 其後澤秋山以下南方衆、攻木造

城、及合戰數度也、自木造城中、海津喜三、爲鐵炮之名人放之、寄手衆每度逃崩故、秋山侍坂甚次郎以下歟多討死矣、其頃迄鐵炮未多云々、

〔常山紀談十九〕島原の城攻に、細川家の士大將松野龜右衞門、井樓より見るに、本丸と二の郭の間に坂有て人集る中に、大紋の羽織著たる者あり、松野指さして鐵炮にて打たるに、五町ばかりにて、たゞ中にあたりてけり、それより空箭なく打しかば、彼坂を夫より後、たま〳〵通る者、身をかがめ走り通りけるとぞ、松野は鐵炮の妙手、留刑部一火に學びて妙を得たり、

熊本にて一匁の筒をみがき居しに、庭の南天燭の實を、ひよ鳥の來て喰けるを、かなものゝはめて藥をこみ、目的を見ず、箸にて火をさして打つに、中らざる事なし、

〔武將感狀記十〕松平筑前守忠之ノ長臣栗山大膳ハ、榊ガ弟子ニテ、鳥銃ノ妙ヲ得タリ、一間二分ニ定ルハ鳥銃ノ法タルニ由テ、十五間ノ場ニハ、三寸ノ角ヲ立テ打之ニ、百發百中、一失モナシ、二寸、一寸五分、一寸ニモ、稽古ニハセヨ、是ハ外レテ過ニアラズ、常ニ人ニ對シテ、九十九中リテ、一ツ外ルヽ者ハ、上手ニアラズ、其故ハ始ヨリ外レ所定リナシ、大事ノ物ヲウタン時、百ニ一ツノ外レ、最初ニ外レナバ、イカヾセントイヘリ、栗山ガ宅地ハ、隍際ニテ古松多ク茂リアヘリ、泊ノ鳥ノカケ鳥ヲウツニ、三ツ一ツハ必ズ中ル、馬爪源右衞門モ、同ク榊ガ弟子ニテ、藝ハ栗山ヨリ勝リケレドモ世人栗山ト謂テ、馬爪ト不謂ハ、栗山ハ祿三万石ヲ受テ、其威勢アルガ故也、

〔武將感狀記十〕松平宮內少輔忠雄ノ家人、片山彌次兵衞、宮脇惠兵衞、竹宮加兵衞、三士トモニ鳥銃ノ妙手ニテ、其術ヲ比擬ス、アル時古キ礫木ニ、烏三ツトマリテ枯骨ヲ啄ス、二ツハ横木ノ左右ニアリ、一ツハ竪木ノ上ニアリ、折シモ三士相誘引シテ出テ游ブ、友人見之、今幸ニ烏三ツアリ、三士同ク以鳥銃ウチ落サレヨ、希代ノ見物ナラントロ々ニ所望スレバ、不能辭シテ、中否ハ不知、サラバ試ニ搏ントテ、一二三ノ拍子ニツレテ齊ク放之、宮脇右ヲ搏チ、竹宮左ヲウチテ、烏二ツ地ニ落

タリ、一ツノ島、一間バカリ立アガリタル所ヲ、片山ウチテ中之、又一日、宮脇ト片山ト小船ニ乘テ、海邊ニ出テ鳧ヲウツ、舟ノ左右ニ繩ヲ張テ、挾ムニ以鳧、垣ヲ結タルガ如シ、此時松平筑前守忠之、赴江戸トテ、舟ヲ備前ノ牛窓ニ止、小舟ニカケタル鳧ノ多ヲ見テ、皆驚稱ス、斯ル所ニ羽白一番、前島ノ崎ニ浮ベリ、片山宮脇ガ舟ヲ漕ヨスレバ、忠之ヲ始メ、士ドモ下僕マデモ、蓬ヲ揭、樋ニ凭テ見物ス、三四十間バカリニテ、宮脇放テ其雄ニ中タリ、其雌ハ飛去ケルガ、雄ヲ慕テ其上ヲ翔テ不離、片山ウタントト思ヒ、鳥銃ヲツケマハシテ、波上ニ搏落セバ、見物ノ者、不覺感嘆スル聲海島ニ響ク、忠之其姓名ヲ問テ、於江戸忠雄ト對面ノ時、此事ヲ語リテ、大ニ褒美セラル、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御みづからの炮術も、堪能におはしましけり、いつも十六匁の玉を放ち給ひて、百發百中の妙をあらはし給へり、御狩の折、御手に十六匁の筒を携へ、自在にし給ふ御さま、常人の竹枝などうちふるごとく、いとかろげにみえさせ給ひし、殊更其精妙を感じ參らせしは、享保十五年の三月、青山大膳亮幸秀が青山の別業にて、狩せさせ給ひしに、たくましき野猪はしり出しかば、御みづから鐵炮を提出給ひ、既に火蓋をきらせ給ひし時、加納遠江守久堅、筒先に馬を乘出しければ、人々あはやと見る所に、きと御覽じて、とみに筒を上にむけ給ひしかば、銃丸は空に入てあやまちなかりしなり、また品川邊にて、土岐大學頭朝澄が射損じたる野猪を、小筒にて打留られしなど、とり／＼の御はや業、見る人々深く感掌し奉れり、

〔先哲叢談續編十二〕阪本天山

天山、嘗視父以武技教授藩士、自演習槍法銃術、學之、既而精熟、槍特極奥、銃壷亂善發必的中、而有慊意、明和戊子歲、告暇到浪華、就銃名家荻野照良質之、意猶不滿、於此獨益研究有所發明、喟然嘆曰、火技之傳天下、無人、我豈不自任之乎、夫有力膂銅頰、以發數斤鐵丸、殆若兒戲、實爲癡駭、若乃小丸小藥、唯敵一人耳、非將帥之任、於是其所刱造周發之術、銃砲要務、而實古今之所未嘗有也、〇中略我邦自有

火技、講究其術者、多無學殖、徒傳當時之制耳、天山旅寓浪華、講究之數年于此、無一所得而還、講經之暇、徧搜討蠻夷異域之傳、世之從事於此者、以爲彼皆其妙用神理、未有入處、從守執而所爲近乎虛誇、故不復屑世尋常之砲技、別求其利用、專精凝思、至以忘寢食、一旦有所發明、享保以降之人、始知西洋諸州横文之事、益識於精妙于此技、天山在於僻地、獨造作之、其連發連用之簡便、合符于彼、雖時運之使之然、誰不謂千載之偉功乎、

〔天保集成絲綸錄八十〕寛政四子年十月

大目付江

大坂御定番
永井信濃守組與力
隱居　淺羽主馬

同
保科越前守組與力
隱居　坂本孫之丞

右之もの共、炮術之儀ニ付、當地ニ御差留被置候間、稽古いたし度存候ものは、勝手次第申込、稽古可致旨、組支配有之向々江、寄々可被達置候、

試藝

〔承寛雜錄六〕享保六年三月阿蘭陀人三人之内役人

ソテレキレイキマン　年三十三

右之者、鐵砲被仰付上覽、則獻上鐵砲ニ而打申候、筒長サ二尺五寸、玉目四匁、筒引金燧金ロ石と仕かけ、目繩不用打申候、立ダメ、片手ニ而、目當五六間ニ而、四放し打申候へども、中り不申候、馬をも被仰付乘申候、右相濟、竹橋御門番所にて御菓子被下之、退出後御暇之節、骨折候ニ付、御褒美銀十枚被下候、阿蘭陀カピタン、其外拜領物仕候事、古來無之義之由、殊之外難有がり申候、

演習

〔駿府記〕慶長十六年八月十三日、今朝出御淺間、〇德川家康 令放鐵炮給、置目當二町外、中其星五度、近侍放之、同皆不中、午剋有鳶、留前殿櫓上、自令放鐵炮給、三度共中、而二鳶乃落、一鳶射切足而飛去云々、

其遠五十間也云々、

〔泰平年表東照宮〕慶長十六年八月、御自身○德川家康火炮を試み給ふ、

〔武家嚴秘錄十七〕鐵炮上覽

一寶曆十二年四月十三日、王子筋江被爲成、○德川家治中里於御用屋敷、鐵炮上覽有之、

〔烈公行實〕文政七年甲申、公演習鳥銃、一日千發、自晝朝從事、至日晡、其功既完、衆人皆驚其精敏、自是本藩諸士、往々傚公之所爲、研究銃砲、至有百發百中者、

〔日本敎育史資料十九武術〕九月廿一日嘉永三年伊勢守殿御渡二通　大目付御目付江

・諸家屋敷にて、人數調練の儀、外曲輪より三拾町餘も隔候屋敷に候はゞ、調練不苦旨、先達て相達候處、以來は場所により、外曲輪より二十町程も隔候歟、又は本所深川邊に候はゞ、何れにても調練不苦候間、其段最前相達候向々江、寄々可被達候、

右之通大目付御目付江相達候事、

〔續泰平年表〕安政二年五月廿二日、於鼠山下曾根金三郎弟子共、炮術大調練有之、但御目付鵜殿民部少輔、一色邦之輔、岩瀨修理、大久保右近將監、爲見分同所江罷越、

〔嗣留三十一〕戌○文久二年四月廿四日向方より來

久世大和守殿御渡候御書付寫貳通

町奉行衆

御勘定奉行衆江

大目付

銃隊調練之儀、近來西洋法御採用相成、御旗本御家人は、於講武所修業致、夫々厚御世話有之、諸家においても追々心懸、格別出精之向も有之趣には候得共、猶此上一同及熟練候樣、主人々々厚世

演習場

話可ㇾ被ㇾ致、就而は此度麹町三丁目裏火除明地、炮術師範役下曾根甲斐守、高島喜平、調練場に御預相成、江川太郎左衛門江は、兼而芝新錢座野調練場、御預有ㇾ之候間、萬石以上以下之家來等は、講武所江不ㇾ罷出ㇾ儀に付、勝手次第、甲斐守、太郎左衛門、喜平、申談、右調練場において精心修行候樣可ㇾ被ㇾ致候、

右之趣向々江可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

四月

〔觸留三十二〕戌（文久二年）五月廿一日

稻葉兵部少輔殿御渡

講武所奉行

講武所掛大目付江

御目付

覺

諸組御番衆、幷與力同心、西洋小銃大炮調練之儀、一同格別出精いたし候に付而は、講武所越中島等之調練而已に而は、詰り野戰之實地に薄き姿に付、足樣（アシダメシ）旁々、組之もの共は、歩行立、頭には馬上に而往返、隊伍を組、武州德丸原邊へ罷越、調練可ㇾ被ㇾ致候、尤時宜により候而は、一泊致し候而も不ㇾ苦候間、不取締無ㇾ之樣相心得、諸事講武所奉行大目付御目付、申談候樣可ㇾ被ㇾ致候事、

但市中を離れ候而より、隊伍を組、罷越候樣可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候事、

右之通申渡候間、相達置、可ㇾ然向々江可ㇾ被ㇾ達候、

五月

〔日本敎育史資料十九武術〕九月廿一日（嘉永三年）伊勢守殿御渡二通　大目付御目付江

御府内鐵炮稽古の儀、年々四月朔日より七月晦日迄、期月の處、近來海岸警衛向の儀、追々厚被仰出候趣も有之、專武備御引立の折柄、炮術の儀は、海岸警衛向、第一の要術に付、修行未熟にては、萬々一非常の節、急速用立兼候而已ならず、却て誤過有之間敷とは難申儀に付、今度出格の思召を以、公儀にて被立置候角場を始、諸組角場、並萬石以上以下共、願濟等にて打來候角場の分は、以來四季打共、稽古不苦、三河島邊より、本所深川御畢場近邊は、三月朔日より八月晦日まで、期月御差延被仰出候、尤火元の儀、冬春の内は別て入念、合藥貯方等迄も、過失無之樣、取締方嚴重に心附、風烈の節は、稽古見合候樣可致候、且又玉目の儀は、前々其場所場所之定の通相心得、役前の者は勿論、諸藩においても、彌無怠修行專要の事に候、

右之趣、萬石以上以下、不洩樣可被相觸候、

八月十日嘉永四年　伊勢守殿御渡　大目付御目付江

諸向鐵炮稽古之儀、追々厚御世話有之、去戌年、〇嘉永三年改て四季打月延等被仰出候付ては、稽古人も多相成、出精之趣、一段之事に候、然る處火業之儀は、習熟のものとても、精々入念、過誤無之樣取扱候は勿論之儀に候處、未熟のもの、麁忽の取扱より、それ玉等有之哉に相聞、全く稽古之節、師範のもの附添無之故、取締方不行屆、右樣之過誤可有之に就ては、猶又此度諸向へ角場取調之儀、御目付へ相達、追々見廻りのもの差遣候筈に候條、梁尺丈等相定り候通、不足無之樣可致候、尤それ玉の儀は、敢て梁之高低にのみ拘り候筋には無之、畢竟場所相應之業、或は猥に早打致し、新筒力樣等、輕忽に取扱、又は初心未熟之もの、一人立玉込稽古致し候故、案外之過失も出來候事に候間、向後は稽古之節々、師範又は師範代等附添、精々念入、麁忽之儀無之樣可相心得候、若此以後それ玉等有之候はゞ、近邊は不及申、假令程遠之場たりとも、有體其筋江可申立候、糺之上御沙汰之品も可有之候間、角場有之向は、何れも厚く相心得、無油斷稽古出精可致候、

右之通向々江不ㇾ洩樣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

右之通大目付御目付江相達候事

〔觸留二十三〕丑〇嘉永六年八月廿四日

町奉行衆

諸向角場に而稽古致し候、鐵炮玉目之儀、以來外曲輪より五町は拾匁迄、五町以上相隔候場所、幷本所深川邊は百目迄、稽古不ㇾ苦候得共、地所之摸樣ニ寄候儀ニ付、玉目替致度候ハヽ、其段御目付江訊合候樣可ㇾ被ㇾ相達旨、遠藤但馬守殿被ㇾ仰付候、依ㇾ之申達候、以上、

八月　鵜殿甚左衛門
大久保市郎兵衛
堀　織部

〔市中取締書留嘉永十ノ百二十二〕嘉永六丑年

井戸對馬守殿
池田播磨守殿

御城　鵜殿甚左衛門
大久保市郎兵衛
堀　織部

神田明神下、內藤豐後守屋敷內江角場取建、鐵炮稽古爲ㇾ致度之間、相伺候書面、和泉守殿被ㇾ成ㇾ御下ケ候ニ付、御小人目付差遣、見分之上、玉、脇町裏家後ロ之方へ、繪圖之通リ、玉除土手爲ㇾ築立ㇾ候得ば、危儀も相見江不ㇾ申、近邊差支之有無、承糺候處、別紙書面寫之通、同人家來申聞候、尤玉目拾匁迄不ㇾ苦場所ニハ候得共、玉目相減じ、三匁五分限、稽古爲ㇾ致候積可ㇾ致故候、當節御警衞筋厚く御心配被ㇾ爲ㇾ在、炮術專ら御引立之折柄、養等之難澁相唱候而已ニ無ㇾ之、外ニ廉立候差支之儀有ㇾ之候哉、別紙書面繪圖面相添、及ㇾ御懸合ㇾ候之間、御糺之上、否早々御申聞可ㇾ有ㇾ之候、以上、

十一月廿一日

堀　織部
大久保市郎兵衛
鵜殿甚左衛門

井戸對馬守殿
池田播磨守殿

〔嘉永撰要類集三十八附錄〕嘉永六丑年十二月廿九日阿部伊勢守殿

大目付江

鐵炮角場之儀、過失も有之哉に相聞候に付、四谷角筈村、外貳ヶ所江、諸向打込稽古場御取建有之、銘々勝手次第、稽古出來候儀に付、万石以下之面々、角場有來之分は格別、新規取建不相成旨、去ル辰年相觸候處、炮術之義は、異國船防禦之要術に付、四藝同樣修業可致旨被仰出も有之、何れも早速習熟いたし候樣有之度候間、向後万石以下之面々、御目見以下に而も、相應之屋鋪所持之ものは、新規角場取建相願不苦候、取締方等之儀は、去々亥年相達候趣、彌厚く相心得、麁忽之儀無之樣入念稽古可致候、尤諸向打込稽古所之義は是迄之通可相心得候、

右之趣万石以下之面々へ可被相觸候

十二月

〔日本教育史資料十舊福山藩〕第十五號文武掛日記

同年〇安政六年五月十三日

左の通、砲術五流師範へ申談候樣、御用番三郎右衛門殿、砲術掛り九十九へ被仰聞、御書付御渡被成候に付、師範一統、誠之館へ相招、御用人鐵太郎、御役方九十九列座の上申談、

砲術之義は、御手厚に無之ては不相成事故、別て御引立有之、夫々流義にても習練被致、一段の

鐵砲名稱

事に思召候、然る處流義區々にては、萬一御出勢の節致混雜、一致の働難出來候に付き、此度稽古場一所に相集被成、五流打込の稽古に被仰付候、仍て夫々師範相互に誓詞取替し、流義の秘事、無隔意相傳有之、御用辨に相成、業前等篤と申合、門弟へ相含、打試可有之、業前一筋に相成候上は、火器隊御仕組替可被仰付候、右は御先代樣以來、御引立有之候得共、夫々流義御用にては、一致に至り兼、御不便利に付、御熟考の上、前文の通被仰出候間、御爲第一に厚申合、門弟中へも申談、彌以御手厚に相成候樣可被申合候、右之通可被申談候、以上、

同年五月廿六日

五流砲稽古場所、取片付相濟候に付、御役下を御受取、新規に砲術打込稽古場として、是迄の古田流、富田流、高島流稽古場を相渡候事、

○

〔運歩色葉集 天〕鐵包

〔易林本節用集 天器財〕鐵炮(テツハウ)

〔書言字考節用集 七器財〕鐵炮(テツホウ) 本朝天文八年八月、南蠻舶首、牟羅叔舍、來于隅州赤尾木津、傳鐵炮術於多禰島時堯、又弘治元年蠻人長子口、赴琉球、到多禰島、而後入京師、將軍義輝、命佐々木義實、使此居江州國友村云々、見後太平記、江源武鑑、九州記、

〔塵添壒囊抄 一〕鐵炮(テツハウ)事

テツハウト云字何ゾ　鐵炮ト書也、紙ニテ作ルヲ紙炮ト云也、

〔廣韻 四去聲〕三十六

奅(中略)匹皃切、六、○中略　炮 灼皃、又步交切、○中略　礮 礮石、軍戰石也、　砲(中略)防敎切、五、○中略　鉋 鉋刀、治木器也、

〔正字通 午集下〕砲 同礮省、　礮 舖告切、泡去聲、機石也、曹操與袁紹官渡對壘、紹爲高櫓、起土山、射營中、操發石車、擊紹樓櫓皆破、號霹靂車、又李光弼爲擂石車、飛巨石、一發斃二十餘人、元亦思馬造礮、重一百五十斤、機發聲震天地、遂破襄陽、號襄陽礮、唐李密傳、以機發石、爲攻城具、今兵法、守城用之、俗作砲、

〔倭訓栞中編十五底〕てつぼう　鐵砲と書り、明律巳に火筒の禁を立、本草綱目にも火藥の名を出せり、或は銅發と云ひ、或は鐵發といふ、又百子銃とし、碗口銃とす、又三眼銃鐵悶根、佛狼機あり、朝鮮國に其最大なるを將軍機とし、其次を火熾炮とし、其次を石子炮とし、其次を火炮とし、其次を鳥銃とす、本朝は後奈良帝天文八年、將軍義昭之時、南蠻船種が島に漂著す、大明儒者五峰便なる者汀に登る、島主兵部丞時堯迎へて揖す、蠻人もとより禮義を知らず、食不用箸匕、飲不用杯盞、且不知文字、時に蠻賈長むらしゆくしやが持所の鐵捧火を發す、よて時堯其術を求め、島津侯に進り根來寺の僧侶杉坊なる者に傳ふ、杉坊東州に來りて其術天下に流布すといふ、河氏兵錄、鳥銃中國原无此器、傳自倭夷始得之、

〔書言字考節用集七器財〕鳥銃（サウジウ）正曰鳥嘴銃、又云鐵銃、今云鐵炮、詳武備志、

〔武備志二百三十一日本〕利器

鳥銃原出西番波羅多伽兒國、佛來釋古者、傳於豐州、造鳥銃一門、價二十餘兩、用之奇中、別州無此妙、

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物聞觸見及類載之、

大隅

多禰（ガ）島筒（ヅヽ）

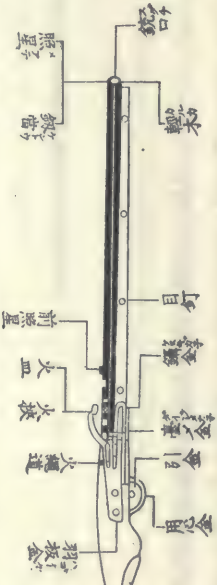
〔倭訓栞中編十三多〕たねがしま　日本紀に多禰島、續日本紀に多褹島、武備志に種子島、唐書に多尼、全浙兵制に種島に作れり、今大隅の國に屬り、南島志に琉球の內とせり、鐵炮の小きをいふは、南蠻の牟羅叔舍といふもの、此島に來りて始て鐵炮の術を傳へたるより此名ある也、紙炮、埃嚢抄に見えたり、

〔書言字考節用集七器財〕搠杖（カルカ）鐵炮　銃架（タイ）鐵炮所言、出武備志、　銃頭（ケイソウ）同上　見當（ケンタウ）鐵炮所言　照星（ノアテ）鐵炮所言、出武備志、　火門（ヒクチ）鐵炮

所レ言、見二武備志一、火門蓋上同　龍頭上同　藥池上同　棚杖出レ加同上　搬軏　銃口又作二前口一、鐵炮所レ言、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕鐵砲　鳥嘴銃、鳥銃、今云二鐵砲一照星臬、俗云二目安一、頭見二天棚杖一、俗云二込矢一、

小銃



鐵砲製作

鳥銃之名品

銃架俗云二鐵砲臺一　棚杖一名銑楔、俗云二佐乎一、　絲轉俗云二捏鐵一登壇必究云、絲轉、左轉則入、右轉則出、

照星俗云二女阿天一、前後有レ之、又云二介牟太宇一、　鉛子奈末利玉　藥池俗云二火皿一　銃口俗云二須久知一

〔安齋隨筆前編四〕一鐵炮ノ露切附雨覆　筒の先の方に四角に高くして筋を竪に彫り、中に小さき穴をあけたる物あり、是を露切といふ、かの筋は見通しの準道のため也、又雨露其うへに溜れば準道を見る障になるゆへ、穴より露をぬかす爲也、又夜は線香に火を付て、かの穴にさして準道を見る也、又火ブタの釘管は、雨降日打には火皿のうへに雨覆をするに、其雨覆をかの釘の管の穴へさすなり、雨覆は金子にても、革にても作る、火縄の火皿にあたる時、障にならぬやうに雨覆のたはみて、火縄を火皿にあたるやうに作りやうあり、右同人説○蜷川親興

〔安齋隨筆前編十四〕一種子島鐵炮　種子島にて鐵炮製し始し事、南浦文集に委しく見たり、始メ

は筒の底をチヂにする樣を知らずして、只底を張リフサギたる也、此事もかの文集に見たり、薩摩人丹生兵衞恒好が談に、今鹿兒島の城下ニ昔の種子島張の鐵炮持傳たる者間々有之、其筒の底チヂに非らず、作付に張塞ぎたる者也ト云き、

〔大友興廢記十七〕永祿年中豐後府内屋形大友修理大夫義鎭と、伊豫の屋形河野通直と和平をなせしかば、豐州の海上の通路を開て、藝州毛利家の競望を防しかば、海邊所々に壘を築き、兵士をいれて守らしむ、殊に鐵炮は、永正より以來、豐後屋形を以て始とす、故に義鎭に通じて、府内より鍛冶を呼寄、鐵炮ヲ鍛はしむ、其上鹽硝の取よう、玉藥の製し樣を習はせて、國中に火器を足らしむ、是より鐵炮の功顯はし、東國迄に及ぼして、世に河野流と稱名す、

〔雍州府志七土産〕鐵炮　凡本朝之鐵炮、中華所謂鳥嘴銃也、曾弘治元年、南蠻人氏宇志倶智者、超海行琉球國、敎造鐵炮、自琉球來薩摩國多禰島、又敎之傳其術、同年三月、入京師見將軍家義輝公、遂使是傳本朝人、而後命佐々木家義秀、使居江州國友村、義秀則與百貫地、古百貫租與今百石之額地租同、自茲本朝工人、倣彼之製、今處々作之、特和泉國堺造之家多、其內簑形氏人爲巧手、凡製鐵炮謂張、言張鐵片而作筒之義乎、堺之所張、又賣京師、京師亦鐵炮張、間又有之、又造發熕幷佛狼機等、盛鐵炮藥之器等、於二條京極邊造之、

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物聞觸見及、類載之、

攝津

櫻町鐵炮

近江

甲賀鐵炮國友張ト云

日野鐵炮

肥前

有馬鐵炮

〔安齋隨筆前編四〕一鐵炮長短　長きは準道違はず、短きは宜しからず、右同〇蜷川親興

〔市中取締書留嘉永十ノ百三〕支配御職人共答書之寫

御答申上候覺

町奉行遠山左衛門尉殿より之御掛合御書御下ヶ奉拜見候、右鑄物師鐵炮鑄立之儀、其筋御届相濟候上ハ敢而私共ニおいて職分規定有之、差支候儀は無御座候得共、銘々先祖、慶長年中、被召出候後、年月不知、權現樣、鐵炮之儀は、武器專要と之承上意、猶又慶長十二未年五月、鐵炮細工、猥ニ餘人江傳受仕間敷、鐵炮職分之者、猥ニ他國ニ出候事御停止、其外取締方等、成瀨隼人正殿、御書附を以被仰渡、依之職業取締方嚴重ニ相心得、新筒之儀は、弟子共ニ候共、猥ニ張立不爲致、私共江相屆、毎年十月差上候、鐵炮御改帳江書加候上ニ而、張立爲仕候仕來ニ御座候、右格別之上意御座候、武器專要との鐵炮、猥ニ市中鑄物師共、無筋ニ鑄立候儀は、乍恐御深意ニ觸レ可申哉ト奉存候、此段御答迄ニ奉申上候、以上、

酉〇嘉永二年二月

御鐵炮師　松屋道太郎

胝市十郎

松屋鐵五郎

同御臺師　大塚善之助

御石火矢師　渡邊宗覺

渡邊由十郎

櫟木鼎次郎

〔享保集成絲綸錄 四十三〕正保二酉年六月

一於江戸廻猥ニ鐵炮放之、人馬疵付之由依有其聞、最前如被仰出、御鐵炮役人、其外御鐵炮頭之面面計、如御定放之、其外ハ可爲無用之旨、御旗本中江、頭々之面々ニ可相知之由、老中幷御目付中傳之、

六月

〔大成令 八十三〕寬文二寅年九月二十一日

關東山中筋、此以前より鐵炮御免之所たりといふ共、獵師之外、鐵炮所持すへからす、勿論其外之在々所々令停止之間、其所々地頭代官より相改之、鐵炮於致所持は可取上之、獵師無紛鐵炮うち來輩には、地頭代官より、札に鄉村幷鐵炮主之名を書付相渡し、餘人ニかす儀、可爲無用之由堅可申付之、若致違背鐵炮令所持、晝夜によらす山野に住するものあらば、可申出之、縱雖爲同類、其科をゆるし御褒美可被下之、自然隱置、他所より顯るゝにおゐては、御せんさくの上、其所の名主五人組迄、可被處罪科之旨、急度可被申付候也、

九月

〔大成令 八十三〕延寶四辰年七月三日

覺

關東八州、在々所々において、百姓鐵炮不可所持旨、此以前被仰付雖相觸、其以後御改依無之、今以致所持之由其聞有之、今度御藏入は御代官、私領は地頭方、寺社領は其住持神主鐵炮幷玉藥小道具等、悉可被取上之、但一万石以下之面々は、員數註帳面、支配方迄可差上之、山方ニて獵師無之して不叶分は、其所之領主御代官住持神主より、其旨趣支配方江申斷、可任差圖、重而爲御穿鑿檢使可被遣之條、無斷して鐵炮令所持輩於有之は、御詮議之上、急度可被行罪科者也、

七月三日

〔武家嚴制錄 三十三〕一鐵炮改御觸覺

關東中鐵炮改仕樣口上之覺

一浪人百姓者勿論、他領之者にて、當座某所に罷在輩、幷預鐵炮之由申上候とも、其村切に鐵炮可レ取上レ之事

一跡々知行をも取、引込罷在候浪人之鐵炮は、樣子相尋、其趣支配方江申二付之一、可レ任二差圖一事、

以上

辰〇延寶四年 七月

〔大成令 八十三〕貞享二丑年二月

覺

頃日みだりに鐵炮打候もの有レ之付而、高札立レ之間、守二此旨一、鐵炮打候者捕候輩あらば、御料私領によらず、近郷之者、早速出合、取にがさゞるやうに致し、町奉行所江可二差出一之、不二出合一輩は、後日に相聞といふ共、可レ爲二曲事一候也、

二月日

定

高札下書也

頃日猥に鐵炮打候もの在レ之由相聞、不屆之至也、若かくし置輩あらば、曲事たるべし、

一鐵炮打候もの、捕レ之族あらば、銀三百枚、

一同類之中より、訴人ニ出るものあらば、銀二百枚、

一鐵炮打候もの見屆、其者之名、在所申出候ものあらば、銀百枚、

右之通御褒美可被下之、たとひ同類たりといふ共、其科をゆるし、あたをなさゞるやうに可申付
候也、

月日

〔武家嚴秘錄七〕福島御關所之事

一鐵炮大筒は、御老中御證文ニ而通候事、

一下り鐵炮、御老中御證文ニ而通り候事、○中略

浦賀廻船通用之覺

一五十目以下之鐵炮、五十挺登り之節は、此員數迄は、諸大名御旗本江戸留守居、證文相認、奉行所迄持參致し候ニ付、奉行押切致し、在役之與力ニ裏書いたさせ候、五十目以上之鐵炮は、一挺ニ而も、御老中御證文ニ而通船いたし候、下り之節は、鐵炮大小ニ不限、一挺ニ而も、御老中御證文ニ而致通船候、○中略

右貞享三寅年七月相極也

〔大成令八十三〕貞享四卯年十二月朔日

何國何郡何村 用心鐵炮

右拙者領分何村は、所がら物忩ニ御座候ニ付、百姓難儀仕候、就夫爲用心、鐵炮何挺、百姓預ヶ置申度旨奉願候處、願之通被仰付候、此鐵炮を以、盜賊人ニことよせ、意趣遺恨有之者抔、打殺申候歟、其外ニも惡事仕出し候ニおいては、本人は不及申、名主五人組迄、可爲曲事旨急度申付置候、且又右之鐵炮にて、殺生一切仕間鋪候、此鐵炮之儀、他人は不及申、縱親子兄弟ニて御座候共、鐵炮預り主之外、餘人江借申儀曾以仕間敷段、堅申付候、右之趣相背候者、何樣之曲事ニも可被仰付旨、名主五人組鐵炮預り主方より手形取置申候、爲其如此御座候、以上、

〔大成令八十三〕元祿四巳年三月

覺

一町中鐵炮改之儀、向後は一ヶ年切に、增減之請帳仕出候樣に、町年寄方江申付候間、唯今迄鐵炮所持仕候ものは不ㇾ及ㇾ申、所持不ㇾ仕候ものも、自今以後、鐵炮買取候歟、質物江入候歟、又は預り申候はゞ、其時々本人幷家主、奈良屋市右衛門方江參、帳に付可ㇾ申候、賣拂候節も可ㇾ爲ㇾ同前ㇾ候、

右之通、家持は不ㇾ及ㇾ申、借家地借之者共まで、此旨堅相守可ㇾ申候、若違背仕候者有ㇾ之においては、急度可ㇾ申付ㇾ者也、

三月

〔享保集成絲綸錄四十三〕元祿十三辰年八月

覺

一浪人致ㇾ所ㇾ持候鐵炮

一商賣鐵炮

一町人致ㇾ所ㇾ持候鐵炮

一預り鐵炮

一何者に而も、町中に居申候者之鐵炮、

右玉目何程之筒、明細に書付、町年寄方江持參可ㇾ仕候、若隱置、脇より相知候はゞ、可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ者也、

八月

〔大成令八十三〕享保二酉年五月

覺

一鐵炮改之儀、向後關八州は、貞享四年に被ㇾ仰出ㇾ候趣に相心得、鐵炮改役江相伺、可ㇾ受ㇾ差圖ㇾ候事、

但猪鹿猨多く出、田畑をあらし候節は、不及相伺、御料私領寺社領共に、月切日切を極メ、玉込鐵炮にてうたせ、其段早速改役江可相屆候、打仕廻候はゝ、鐵炮取上之、是又其趣改役江可被相屆事、

一江戸より十里四方は、獵師たりといふ共、一切ニ鐵炮取上可申候事、

但猪鹿猨多く出、田畑をあらし、人馬江掛、百姓及難義候節は、鐵炮改役江相伺、可受差圖事、

一關八州之外之國々は、鐵炮改役江、例年證文等差出候事、以來不及其儀、尤猥に無之様に、御料私領寺社領共に、急度可申付候事、

右之趣可被得其意候、以上、

五月

〔大成令八十三〕享保三戌年七月

覺

江戸幷十里四方之内ニ有之、武士屋敷ニ差置候浪人、鐵炮所持仕候ハゝ、相改之、屋敷主方江鐵炮取上、持主之假名、幷鐵炮之品書付、八月中ニ鐵炮改役江差出之、可被任差圖候、此以後鐵炮所持之浪人差置候はゝ、尤其時々ニ書付可被差出之候、以上、

七月

〔大成令八十三〕享保六丑年二月

覺

只今迄鐵炮打、捕出候者無之處、今度於上總國武射郡蓮浪村、鐵炮打、召捕候、初て之儀故、御定之通、銀三百枚被下之候、自今は員數を定、被下儀は有之間鋪候、依之所々高札書改候、彌無油斷、鐵炮打候者有之候者、品ニより輕重可有之候、以上、

二月

〔大成令八十三〕享保六丑年四月十五日

五年已前酉五月被仰出候、猪鹿猥多出、田畑をあらし候節は、日切にて鐵炮打候得共、自今は御養場之外は、四月朔日より七月晦日迄、日切之構なく打せ可申候、尤打初候節、鐵炮改江相居打せ可申候、且又鐵炮打候儀相止候との儀、七月晦日ニ書付可差出候、

但八月朔日より、三月晦日迄は、只今迄の通り可被相心得候、

以上

四月

〔大成令三十七〕元文四未年四月八日

百人組

御持頭西丸共

定火消

御先手西丸共

御鐵炮方

右諸組與力同心、弓鐵炮、當年見分被仰付候、撰之仕方等諸事、五年以前卯年之通、鐵炮は夏、弓は秋より始可申旨申渡候間、被得其意申、諸打始射始候日限極り候はゞ、見分ニ被相越分、帳可被差出候、來年は、四年以前辰年之通、一組不殘見分有之段、申渡候之間、左様可被心得候、

但弓鐵炮、矢場間數改之儀、五年以前卯年之通、可被心得候、

四月八日

〔武家嚴秘錄六〕隱し鐵炮有之村方咎之事

隱し鐵炮致所持候もの、幷鐵炮打候者共、江戸十里四方、幷御留場之內ニ候得ば、遠島、右之外關八州ニ候得ば、中追放、關八州之外、所拂、

一隱鐵炮所持之村方、幷他所より參り打候もの、江戸十里四方、幷御留場之內ニ候得ば、重過料、關外八州、急度叱り、

一隱鐵炮所持致す者の五人組、江戸十里四方、幷御留場之內、過料、

一隱鐵炮打候村方、幷所持之村方ニ、總百姓十里四方輕處過料、御留場之內、一ヶ年爲過怠島番、

一廻リ場の內、鐵炮一度以上打候を不存候者、御留場之內、野廻り役儀被取放、

但野廻り之居村、隱鐵炮所持候者於有之は、役儀可取放、

一隱鐵炮打、捕候もの、江戸十里四方、幷御留場之內、御褒美銀二十枚、同訴人仕候もの、御褒美銀五枚、

右之通寬保元年御取極

〔天保集成絲綸錄百三〕寬政元酉年六月

大目付江

關八州之內、御制禁之隱鐵炮所持いたし候もの、又は打候もの有之由相聞、不屆之至候、享保年中も相觸候通り、隱鐵炮所持いたし候もの、打候ものは勿論、右惡事有之村々之名主組頭、幷村中其外懸り合候もの共は、夫々重キ御咎可被仰付事ニ候樣、享保年中、相觸候通可相守、此上隱鐵炮捨鐵炮有之趣及承候はゞ、相互ニ遂吟味、早々可訴出候、萬一訴延引いたし、外より於顯は可爲重科候、右は關八州之內、御料は御代官、私領は領主地頭より、猶亦急度可被申渡候、

一近年御役替、或ハ家督後、領分知行之內、上知ニ相成り、代知被下、又は場所替、當分御預所可被仰付候節、鐵炮改帳、且又獵師鐵炮讓渡候之節、或は四季打、月切鐵炮證文、幷鐵炮取上、獲物屆書等、

鐵炮役江差出候儀、延引ニ相成候向も有之、如何ニ候、鐵炮改帳、其外前書之證文屆書等、以來無遲滯取調鐵炮改江可被差出候、

右之趣可被相觸候

六月

〔武家嚴秘錄六〕鐵炮玉目方限之事

一寛政四子年四月、井伊兵部少輔より御目付へ相尋、居屋敷下やしき等ニ而鐵炮稽古ニ付、玉目何ゟ位を限りと申儀は無之哉、

附鐵炮稽古ニ付、玉目方之儀、御定は無之候得共、居屋鋪ニ而ハ、小筒打候人共、下屋敷ニ而は、百目迄は打候ても可然と存候、

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政五丑年五月

大目付江

山城國町在々所持いたし候鐵炮之儀、近來心得違、猥ニ打候儀有之趣相聞候間、去子年〇安永九年以來、京都町奉行所ニおいて糺之上、前々より玉込鐵炮相用、其外玉拔之威(オドシ)鐵炮等、用ひ來ル譯相立候分は差免、紛敷鐵炮之分取上、又ハ差留申渡、夫々證文申付置候間、此以後山城在々、御料私領之分共、諸鳥諸鹿等耕作を荒らし、難儀いたし、威鐵炮貸渡之儀願出候はゝ、御代官領主地頭より、京都町奉行江承合、差圖次第、村々江貸渡候樣可致候、

右之趣可被相觸候

五月

〔御仕置例類集二十九〕盜物と不存鐵炮買取、自訴いたし候もの、

寛政六寅年御渡

火附盗賊改

長谷川平藏伺

一武州熊野堂村穢多惣十郎、鐵炮買取所持いたし候一件、

武州兒玉郡熊野堂村
穢多　惣十郎

右之もの儀、買取所持いたし候鐵炮は、盗物に有レ之候處、其儀は不レ存候とも、得と出所も不二相糺一、其上猥ニ所持致聞敷品ニ有レ之處、押隱し所持いたし、剰吟味を恐れ逃去候段、旁々不屆ニ付、中追放御仕置ニも可二奉伺一ものニ御座候得共、穢多之儀に付、相當之仕置可二申付一旨申渡、穢多頭彈左衞門江引渡可レ申處、自訴いたし候ニ付、輕追放相當之仕置可二申付一旨申渡、穢多頭彈左衞門江引渡、

此度隱鐵炮所持いたし候ものヽ、御定ニ見合、熊野堂村之儀、捉飼場ニは無レ之、尤右一件之內、名主組頭は、先達而御咎申渡相濟候趣、吟味書朱書ニ申上、右村役人御咎之儀、振合向も不二相聞一、旁旁此ものは前書之御定ニ而、中追放ニ相當候處、自訴いたし候上は、伺の通、輕追放可二申付一處、穢多之儀ニ付、相當之仕置可二申付一旨申渡、穢多彈左衞門江引渡、

評議之通濟

〔京都御役所向大概覺書〕三 鐵炮改之事

一寛永十一年戌四月、板倉周防守殿觸書之內ニ、京中末々之町、何之所ニ而も、鐵炮放事、堅令二停止一畢、自然盗賊入候共、鐵炮放べからざる事、○中略

寛永六巳年被二仰出一相觸候覺

一猪鹿多出、田畑荒シ、人馬江も掛り候節は、不レ及二相伺一、玉込鐵炮ニ而、爲レ打可レ被二申候事、

附目付ニ家來附置候儀、幷打留候數寄之書付、不レ及二差出一事、

一玉入鐵炮免許之儀候間、常々威鐵炮、幷月切おどし鐵炮、向後不レ及二願事、

一獵師鐵炮、相續幷增減之儀、鐵炮改方へ不ㇾ及ㇾ相伺、御代官領主地頭、可ㇾ爲ㇾ勝手次第事、
一用心鐵炮、幷寄進鐵炮之事、
一商買鐵炮、幷質物鐵炮之事、
一江戸之外、諸國浪人所持之鐵炮、幷浪人稽古鐵炮之事、
右三ヶ條は、前々之通相心得、鐵炮改方へ相伺、可ㇾ被ㇾ任ㇾ差圖ㇾ事、
一獵師幷荒候畜類打候外は、在々幷町方迄、猥ニ鐵炮打間敷旨、御代官領主地頭方ニ而、常々遂ㇾ吟味、毎年一度宛、鐵炮改方江證文可ㇾ被ㇾ差ㇾ出事、

以上

巳四月

右之通、每年霜月、寺社幷御代官より、鐵炮猥ニ爲ㇾ打申間敷旨、證文取ㇾ之、一紙左之通認、鐵炮改中迄遣候、○中略

元祿十六年、鐵炮奉行中江遣置候改帳貳冊之鐵炮數、合四百四拾三挺、

内

洛中洛外四拾挺

内
威鐵炮　貳挺
取上鐵炮　三拾六挺
商買鐵炮　貳挺

殘四百三挺　山城國中寺社幷山門三井寺領

内

威鐵炮貳百五拾八挺

是は山方之村々ニ有ㇾ之、作毛を荒候猪鹿爲ㇾ威、玉込不ㇾ申追拂度旨、其所之地頭、又は支配人

より相願候得ば、月を限り指免申候、今程は領主の勝手次第ニ被成候、然共京廻り之儀、鐵炮放申儀無之、願も不申出、尤指免候儀も無之候、

取上鐵炮百拾九挺

是は改之節、無用之鐵炮故、封印を以、其所々江預置候、

獵師鐵炮拾挺

是は獵人爲渡世所持ニ付、其通指置申候、

商買鐵炮拾壹挺

是は町人爲商買求置候、但鐵炮張ニ而は無之、封印ニ而預置候、

〔武家嚴秘錄六〕郭內鐵炮持通行之事、

一御鐵炮之儀は、前々より御目付中、又は御鐵炮預り御頭より、御改ニ而出入仕來り候、若御改無之持通り候御鐵炮も有之候得ば、御頭姓名幷被添候者之名前等承り糺、相通申候、其外御固メ御用ニ而、御頭役羽織著用ニ而持通り候御鐵炮、御改無之候而も相通申候、

一公儀御鐵炮之外、差定候御番所交代ニ付持通候、諸家之鐵炮は、御門之番頭之改ニ而、相通申候仕來ニ而候、若不審成儀も候はゞ、相改申候、

一大筒之儀は、御徒士目付衆、御改次第相通申候、

但百目より大筒と申候事

右寬政六寅年中改メ御達有之

〔陸軍歷史八〕御觸案

大目付

御目付　江

銃具

覺

此度鐵砲御取締之儀、前々之通被仰出候ニ付而は、舶來銃砲之義も右ニ准じ、一般御取締之ため江戶表ニおゐて、鐵砲會所御取建相成候ニ付、大小砲類、御製作御貯殘之分、舶來銃砲共、御賣捌相成候間、買入度ものは、右會所江申立候樣可被致候、且又御府內ニおゐて、鐵砲鍛冶江注文致し候者、幷買入候者有之候節は、右賣主より會所江屆出、得免狀可賣渡筈ニ候、向後舶來武器類買入として、橫濱表へ家來差越候節、不取締之儀無之樣可被致候、

右之趣、万石已上已下之面々江可被相觸事、

子〇元治元年十二月

〔運步色葉集天〕鐵丸

〔易林本節用集天器財〕鐵丸グワン

〔書言字考節用集器財七〕鉛子タマ、武備志、出奈、　鉛子アマリタマ、鐵炮鉛子、見武備志、

〔安齋隨筆前編四〕一鐵炮玉込溢ル　鐵炮玉五ツ六ツも放せば、火藥筒の中に燒付て、玉溢りて玉入がたし、火藥の內、鹽硝はヤケ散レども、硫黃は火ニテチヾバルユヘ、ソレニ麻カラノ灰トリ付テ、筒ノ內セハクナルナリ、故に放す玉は段々に小サキ玉を入れて放てば、一挺の筒にて玉幾ツも放さるゝ也、されば玉箱に玉の目方をわけて書付をして、別々に入れ置也、是大極秘傳の術也、右同人說、〇蜷川親興

一鐵炮貫堅物、鉛玉にて不貫は銅玉を用ゆ、また銅玉にて不貫は、鐵玉を用ゆ、同右

〔砲家便要秘鑑上〕鑄形の事

一五百目八百目の鐵玉を鑄造るに、一度に三丸ツヽ製す、其鑄形は、鐵を延て、差渡し尺六寸の丸く底ある物を造り、高凡三寸餘、右の如きもの貳ツ製し置、中ニマチ土を入れ玉形を造る、右形に蝶つがひ有之、貳ツに合せ、上へ口を明置、一口より湯を入、中にて三筋に成樣に湯口を取置なり、

〔書言字考節用集 器財 七〕銃藥(テツハウクスリ)

制二火藥一亦得二眞傳一、用二梧桐一燒炭爲レ領、次取二焰硝一滚水煮過三、次硫黄擇二明淨者一爲レ勻、每レ銃用二藥二錢一、多彈遠中、四季各有二加減之方一、一銃總按二三彈一、横直分發、皆祕法也、

〔武備志 日本 二百三十一〕利器

〔安齋隨筆 前編 四〕一鹽硝　五六十年歷たる人家の下の土に生るなり、試るには床の下に這入て、床下の土を取て日乾して火に燒て見るに、鹽硝生じたる所の土は、火に逢へば必ハチルものなり、ハチば鹽硝ありと知て、横穴を堀て鹽硝を取るなり、上より九寸程下より鹽硝あり、色白く明礬の如し、是眞の鹽硝にて、火藥を制するに其力勢強し、作鹽硝は少し力弱し、作り鹽硝は深山の谷川ある所の水近を掘て、鹽と砂とを埋め置けば、七八年歷て鹽硝となる也、蜷川親興說

一硫黄　硫黄に、鵜の目、鷹の目二品あり、鵜の目は色萌黄なり、是下品也、鷹の目は色黄なり、是上品也、火くすりに用ゆべし、同右

〔安齋隨筆 後編 十五〕一鹽硝は、テツホウグスリ加賀のさほと云極上也、細きがよし、

一硫黄は、うのめ、たかのめと云、極上也、

一鹽硝に鹽氣あるは惡也、鹽の取やう、大方釜に入、笹の葉入而煮る流なり、作兵衞家法にてニカワ二三本入て煮候へば、どろけ候時、このニカワに鹽氣取れる也、扨どろ／＼と煮候へば、エンセウ皆々とける、夫を榧ノ木の桶に入、板蓋をして、むしろをかけサマシ、サメたる時、タガをさければ、鹽硝煮る、あくはわらをたきたれて、それと鹽硝一所にして煮るなり、

一右の鹽氣取たる鹽硝を鍋の內へ入、水ひた／＼に入、どろ／＼と飯燒やうに煮る也、能煮候時、石のうすにてつき申候、此時灰を入てつく也、

一ユワウは隨分こまかにして吉し、石臼にてヒキ、絹ふるひにてふるふ、エンセウ能つけたる時

入るなり、

〔誠齋雜綴辛亥雜綴一〕火藥

火藥ノ强弱ハ、各味ヲ純粹ニシテ、調和ノ量ヲ撰ムニアリ、消石ノ量多ケレバ、炭硫黃共ニ、火氣ヲ急暴ニ傳フコト能ハズ、故ニ分離遲シ、炭多ク或ハ硫黃少ケレバ、火藥堅硬ナラズ、硫黃多ケレバ銃砲速ニ腐損ス、銃ハ殊ニ甚シトス、

〔武門太平不忘記九〕鐵炮打セ樣品々ノ事附手詰ノ玉藥之事

手詰ノ玉藥ト云ハ、其頭々ヨリ相渡ス所ノ玉藥ノ中、二三ハナシハ、足輕共能隱シ置ケト云フ意ナリ、其故敵ニムカヒ、慢ニ玉藥ヲハナシ捨ツレバ、事ノ危ニ臨ンデ、無益ノ鐵炮ヲ持コトハ、棒ニ劣ルコト多シ、爰ニ心得ノ事アリ、高麗陣ノ比、豐後ノ大友、足輕攻合ノ時、其間遙ニ遠ヲ考ヘズ、一二百餘ノ鐵炮ヲ打ステ、既ニ矢比ニナリタルヲリニ手ヲ盡シヌレバ、彼家ニ原田伊豫ト云者、手詰ノ玉藥ヲ以テ、敵ヲ一支サヽヘヌ、サレドモ多勢ニオサレ、盡ク引退ク處ニ、原田又少シ高處ヘ足輕共ヲ招キアゲ、玉藥モ無キ鐵炮ヲ、カラダメニ聽サセヌレバ、敵ヲ又加留ヌ、其後ニ加勢アリテ、危キ難ヲ遁レケルト云リ、

〔誠齋雜綴丙辰剩綴三〕十二月十八日、和泉守殿、早川庄次郎を以テ御下ゲ、

河津三郎太郎
安間純之進
鈴木源四郎
新藤銀藏
力石勝之助
山本安之進

庵原蒸之進
藝術掛
御勘定方

竹内下野守
堀織部正

硝石丘取建方御試之儀に付申上候書付

箱館表御備之爲、大小炮追々御廻方之儀、伺之通被仰渡候處、右御廻之上は、平生支配向幷家來共迄、熟練爲致置度候間、稽古打玉藥等御渡方之儀も、取調可申上心附に候得共、往々は内地漕送之勞を省き、此地出産之硝石相用候はゝ、御國益は勿論、非常御備之爲、可然と奉存候折柄、幸蘭學者武田斐三郎儀、硝石丘取建方之儀、西洋原書より發明仕候趣申聞候間、支配向之内、掛申渡、同人申談傳授爲受、追而は支配向限、十分製造出來候樣爲仕度奉存候間、當節先御試之爲、當所字矢知頭と申所江、雛形同樣硝石丘一ヶ所取建積、右覆家木品之儀は、御役所後ロ山々江先年御植付相成候松杉、追々生木致し、殊之外木込に候間、木筋不宜分伐透し相用、其餘石灰幷小道具者買上、汚泥塵芥等持運之儀も御座候節は、其時に人足雇上、賃錢相渡可申候得共、少々之儀に付、追而御入用吟味仕可申上候、右之趣立合御勘定方江も申談、此段申上置候、以上、

寅十一月

〔砲家便要秘鑑上〕鹽硝藏仕立方の法 附焔硝圖方之事

西洋にて鹽硝藏を造るに、本朝と異なり、床を半間餘も地より高く張、床下風を吹通す樣に造る、是空氣を散する爲也、火藥を入るには、桶の形丸く、中太りに造り、其太りの所へ小さ穴を穿ち、右一器へ火藥百斤、或は五十斤を入れ、穴を覆ひ置き、一月に壹度連廻す、如斯なし置時は、數年を經

る共、其火力以前に異なる事なし、予〇高島秋帆試て其功能を知る、

〔嘉永撰要類集三十八附錄〕玉藥奉行より差越候別紙〇中略

御切紙拜見仕候、然ば泉州堺宿屋町高三善右衞門儀、舊來鐵炮藥賣弘候ものに而候處、外渡世と違ひ候義ニ付、御取締之廉ニ而、此度御取調ニ相成、就而は先年善右衞門より、御鐵炮玉藥奉行取扱ニ而、玉藥方ヘ御買上相成候儀、有レ之候哉之旨御問合之趣承知仕候、右篤と調方仕候處、御買上相成候儀、書留相見不レ申候、一體玉藥方ニおいて取り候鐵炮藥之義、乍レ恐神祖御傳法御秘事調合之品故、先年迚も、外向より調合藥御買上ニ可ニ相成一筋無ニ御座一候と被レ存候、右御報如レ此御座候、以上、

未〇弘化四年十二月廿五日　永田帶刀

多門鎗次郎

柴田日向守樣

猶以御尋武鑑之內、前書善右衞門義、御用達焔硝方之名目には候得共、前々より玉藥方御用相勤候儀、申傳等も無レ之候、且亦御達御狀御封印返上仕候、以上、

〔嘉永撰要類集三十八附錄〕乍レ恐口上

一私名前、先年より御武鑑江相列候義ニ付、御尋ニ御座候、

此段私元祖は、近江國浪人佐々木五郎兵衞高三ッと申、同人妻は伊達家之浪人油屋常言と申もの之娘ニ御座候而、永祿年中より當地ニ居住仕、鐵炮藥賣買相始、右五郎兵衞高三妻兄は、妙國寺開山日珖上人ニ御座候、前書五郎兵衞高三病死後、同人悴善右衞門と申もの、亡父之名乘高三ヲ高三と家名に唱へ替、高三善右衞門と名乘差出し相續仕、如ニ已前一鐵炮藥賣買いたし罷在候、然ルニ右善右衞門法名祐念代、天正十午年、御神君樣、妙國寺江被レ爲レ在ニ御入一候節、前書善右衞門儀、同寺貫主日珖上人續緣之ものニ付、御滯留中饗應ニ罷出、御發駕之砌も、勢州白子迄御

供仕、依ㇾ右勤向、鐵炮藥調合賣弘之義蒙ㇾ御免、元和三巳年より、同業專ら出精いたし居候處、享保年中、鐵炮藥賣買之儀ニ付、江戸表ニおいて御調と相成り候ニ付、先祖善右衛門儀、前書之通奉ㇾ申上、御調濟之上、同頃より御武鑑へ御焰硝方と相列候義と、先代より承り傳へ申候、尤右ニ付舊記無ㇾ御座候、右御尋ニ付、乍ㇾ恐以ㇾ書付奉ㇾ申上候、以上、

嘉永三戌年九月四日

宿屋町 高三善右衛門印

月行事 大和屋松之助印

奉行所宛

〔嘉永撰要類集 三十八 附錄〕嘉永六丑年十一月七日

申渡

柏木淀橋町家持水車渡世 久兵衛

右は此度西洋炮合藥製法、下曾根金三郎江被ㇾ仰付、其方水車ニ而、製方申付候處、右車西之方は、武州中野村百姓政吉へ貸渡置候ニ付、先達玉藥方御用受いたし候一手ニ持、東之方、明キ水車之内ニ而、右製藥御用相勤候積り、尤玉藥方差支も無ㇾ之旨ニ付、右之通相心得、早々春立方取掛、右は合藥之義、且御急御用之儀ニ付、格別出精入ㇾ念可ㇾ相勤、

柏木淀橋町

同 成子町

町役人

前書久兵衛へ申渡之趣相心得、火藥之儀ニ付、町内隣町共、別而火之元大切ニ相守、裏々迄入ㇾ念可ㇾ申付、

右之通淀町御奉行所被ㇾ仰渡之

〔毛吹草四〕従諸國出古今名物聞觸見及類載之、

飛驒

鹽硝○越中、美作、安藝、豐後、又有鹽硝、今略之、

〔安齋隨筆後編十四〕一白鹽硝出所　奥州相馬、極上々品 加州、極上 河内、極上次 丹波、極上次 武州秩父下、但多ク出、 上州、中上

〔書言字考節用集器財七〕線藥クチグスリ鐵炮所用、見武備志、　錫鱉クチグスリイレ同上

〔毛吹草四〕従諸國出古今名物聞觸見及類載之、

山城

口藥入クチグスリイレ誓願寺前

〔常山紀談十四〕立花宗茂大津の城攻に、足輕に繩だすきかけさせ、其繩目に玉藥の早合ハヤゴをはさませて、筒をつがうよりも早く、鐵炮を打せられけり、

〔書言字考節用集器財七〕火繩ヒナハ

〔安齋隨筆前編四〕一鐵炮火繩　雨天には竹火繩消易し、紺にそめたる木綿火繩不消、

〔武門太平不忘記九〕火繩品々ノ事附火ノ類製様之事

火繩ハ常ノ如ク竹火繩タルベシ、但シ一曲ヲ四尋程ニスベシ、其故ハ長キ日ノ晴天ニ、一日ノ中ニ、三尋餘リタツナリ、其内火繩乾ク時ハ、イヨ〳〵早クタチ失ル者ナレバ、炎天ノ折カラハ、手拭ヲ水ニシメシ、少シ絞リ、火繩ノ上ヲ一二ヘン輕クコキテ、火ヲ付ケ用ユレバ、多クタヽザルモノ也、然レドモ晝夜共ニ火ヲ用ルコト稀ナレバ、先ヅ古人ノ傳ニ因テ、四尋ト相定ム、此意ヲ以テ短日雨天ノ時ハ、イヨ〳〵相違無キナリ、或説ニ嗜ミノ火繩ニハ、生木ノ樫木ヲシモトノ比ナルヲトリ、上皮ヲ耗ヘギアマハダヲカキトリ、灰ヲ塗リ、常ノ火繩ノ如ク堅クナヒ用ユレバ、能ク火ヲ持ツ

鐵砲雜載

ト云リ、

雨天火繩之事

第一五倍子、三十目鐵漿、三合已上二色ヲ鍋ニ入レ、火繩三曲ニ煮ツクルナリ、或說ニ濃女齒黑、一升五倍子一合程ヲ鍋ニ入レ、其中ヘ火繩ヲ十曲程ヲ入レテ煮ツタルナリ、但煮汁減時ハ、水ヲ少少加ヘテ、火繩ノ色黑クナルマデ煮也、雨中ニテモ、是モ亦手拭ヲシメシテ、火繩ノ上ヲ一二ヘンスル事同前也、

〔明良洪範續十〕戰場ニテ急シク鐵炮ヲ打候時ハ、火繩ヲ三尺程ニ切、二ツ三ツニモ火ヲ付、右ノ手ニ結付置申ベク候、是ハ自然火ノ消候時ノ用心也、

〔駿府記〕慶長廿年閏六月十日、島津陸奧守、獻鐵炮藥袋幷火繩十筋、件火繩者、薩摩國所產唐竹所紏也、

〔東海道名所記五〕關より鈴鹿の坂下まで一里半六町

宿の內には、苦竹(にがたけ)をけづりて、打やわらげ、火繩につくりて賣也、東國往來、伊勢參宮の旅人に、つきつけうるとかや、

〔東海道名所圖會二〕關伊勢　此宿は引火奴(ひなは)の名物なり

〔長曾我部元親百箇條〕軍役武具等、不斷可相嗜事、可爲本道、一稜抽餘仁者可加增、第一鐵炮弓馬、專可心得事、軍法別紙在之、

〔觸留十二〕巳安政四年九月廿八日

遠藤但馬守殿御渡

御城內御門々御番所飾附、幷役所附鐵炮、以來西洋形ニ御改相成候ニ付、來月朔日より、右鐵炮、劒付之儘飾付候樣可被致候、且又兩山紅葉山御成先、其外御固之節も、同樣可相心得候、尤御筒鑄附

不ㇾ申樣、當番のもの共、日々掃除いたし、附屬御道具、其外入ㇾ念取扱、交代之節々、相改置候樣可ㇾ被ㇾ致候、

右之趣向々へ可ㇾ被二相達一候事

九月

〔明良洪範續十一〕近世鐵炮以來、射藝捨タレ、禮射ノ名ヲダニ知ラズ、鐵炮ノ用ハ、弓ニ勝レタルト思ヒテ、弓矢ノ大德ヲ失フ、

〔安齋隨筆前編四〕一大將用二鐵炮一　貞丈云、大將は、總軍指揮を司る職分とす、士卒とおなじく、手を下して戰ふことなき事なり、弓を持、矢を負ひ、大刀を佩て、腰刀を帶するは、若し敵の近付き逼りたらん時は、自ら防ぐべきための用意なり、身危に臨ざれば、大將みつから戰ふまじきなり、弓矢大刀腰刀すら、猶右にいふ如し、しかるに近世一方の大將たらん大名輩、みづから鐵炮を打事を好む人あり、鐵炮を打事は、足輕の業なり、大將にして足輕業を好むは輕々しき事なり、戰場にて敵に近づき逼り、事あやうきに望んでは、鐵炮は急の間には合はず、一度放つとも、二度は玉込に隙入て、敵を防ぐに害あるべし、しかれば大將は、鐵炮無用の藝なり、太平の時、鳥獸を打て慰にせん爲に好むか、それも鐵炮を用ずして、弓を用ひ、矢つぎばやを修練せば、戰場にて危きを防ぐ益あるべし、鐵炮も武藝の一ツなれども、大將のみづから勤むべき藝にはあらず、

〔安齋隨筆前編四〕一鐵炮大筒小筒利分　大筒は矢倉石垣等をうち壞し、其勢猛勢にして小筒の能及ぶ所にあらずといへども、是を持運ぶに、地車にのせて多く人夫かゝりてたやすからざるゆへ、山坂の海川越て他國へはこぶ事甚難澁なるもの也、自國の内にては用ゆべし、他國に用ひがたき物也、大筒の玉壹ツの功は、小筒十挺の功には及べからず、たとへば人をうつに、大筒の玉勢に猛烈也といへども、玉一ツの飛ぶ道筋甚狹ければ、其玉の過る道筋に立たる人より外には

當る事なし、是其功少きなり、小筒百挺ならべて打ならば、百人を打べし、これ其功多し、(右同〇蜷川親興)

貞丈云、按然るべし、

〔一話一言二十一〕武備和訓抄

一鳥銃は、夫近世の兵器、月々年々に名人競出て、尤古流は用ゐるに不足もの也、されば故實のいふべきものなくして、唯武門貶卑の器とする事、悼に餘れり、此器ありて、長兵短兵、弓弩ともに用る處を知らず、唯一人の達人あらば、孫呉の利兵、孔明衞公が堅陣たりとも挫くにかたからず、連城、銃大銃に巧妙の人あらば、是万人の敵成べし、羅山先生、井上重継(外記と稱せり、大神君の鐵砲の師範也、)のよく万斤の大銃を一二人にて是を放つ、其巧機捷輕、大敵を挫くの至功を書れしを、彼の文集に載たり、大神君も慶長十六年八月十三日、淺間山に登り、的を二町の外にかけて、手自大銃を射給ふ事三たびにして中る、又井上氏に台命ありて、しば〳〵此藝を精熟せしめ、且多くの大銃を作らしめ給ふ、近世の巧手は、其時代に十倍して、奇巧の妙をなす事勝て計がたし、寛永年中、肥前國耶蘇一揆の時、世上皆大銃ありといへども、其藝未精により、九州の諸侯、連城銃を運歩して、城を打拔むとすれども、巧手なくして、皆的を失ひ城にあたらず、阿蘭陀人を召して打しむるに、日本人より拙手にて、皆後の海に鉛玉を打やり、番和の砲者家流、(章云、常作砲家者流、)みな〳〵手を空うせり、(章按、紅毛故智、伴爲拙手耳、可思、)若當世の如き名人あらば、其賊一日もよく城にかゝわらんや、(章云、城を抱へんやなるべし、)城中小銃の上手、大勢在し故、小城に據て大軍を拒ム事、數月にして年を越たり、松平豆州、よく其功を知らるるにより、一世の間、家臣に鐵砲を習しめられし事、最大也、尤其藝の優劣を明辨して習ずんばあるべからず、

一万治年中、肥前國唐津の邊において、武士の人を討て立退あり、三十目玉の鐵砲に、玉藥を納て擔之、民屋にかけ入、人を追ひ、追手來らば、彼鐵砲を放すべしと義勢により、敢て入者なし、一兩日

を經て、捕手嚮導を先に立、都合八人、一騎步の細道を連り來れり、罪士鐵砲を聰の柱にくゝり付て、前後の規星を直くして發之けるに、分釐の矢つぼをはづさず、八人の眞中を打徹しけり、三十目の玉さへかくのごとし、以上大銃の大巧をおもふべし、且亦陣營城壘を燒落に、火箭の術あり、尤堅陣を挫き、大艦を覆すも、又此術にまさるものなし、或は唐船の進退するを、帆を燒て孤舟となすの事、樣々無窮の妙術あり、(異國の舟に櫓を用ず、帆のみを以て進退するによりかく云、)中華の書に、地雷天礮砲佛狼機等の名狀あり、食砲の一類也、愚當世を思ふに、本朝に名人ある事、南蠻と云とも、其精妙に恥べからず、唯恨らくは其功を知ル人の少キ事を、

〔松隣夜話下〕天正四年冬、中條(五郎右衞門)が末子半藏、鐵炮二三挺持出し、召仕の童に詰替させ鎗の間の長臑より下を目當にして放けるに、一放も不迦、矢庭に八人まで射臥たり、謙信公、直に御覽せられ、中にも此二人(淨眞半藏)が得道具を重く賞し給ふ、折節三郎景虎、御前に有て、鐵炮は遠業の物なる事も候べし、淨眞入道が働き、希代の名譽に候と被申けるを、謙信公聞召され、何にてもあれ、武具は得たるを專用とす、其わざを以て人を射んに、遠業物にてあればとて、死たる命かいやと云か、汝が申す處によらば、力業も、小大刀にて仕たるが手柄にて可有や、夫は如何樣、敵を强く隔心に被存て、間近き道具を以て仕を能事と申に相似たり、侍たる者の一言、遠慮可有事ぞや、卒爾の義を被申候とて、御腰物を取、礑と白眼給ふ、御前に侍ける面々、皆汗をかく、

〔奧羽永慶軍記十五〕會津摺上坂合戰同落城事

去程ニ、伊達勢モ三手ニ成テ、一手ハ湖水ノ方ヘ押來ル、一手ハ万代山ノ方ヘ打向フ、中ノ手ハ摺上ノ上ヲ遙ニ隔テ旗押立タレバ、左右ノ敵味方寄アハセ、鐵炮軍ヲ始ム、會津方ヨリ猪苗代久右衞門盛胤、父ガ逆心ヲ惡シト思ヒケレバ、眞先ニ進ミ、鐵炮散々ニ打出ス、中ニモ坂太郎兵衞ト云者、三十目玉ノ大鐵炮、カロ〲〵シゲニ持テ出テ、暫タメラヒ勳ト打、其玉不誤、片倉小十郎ガ前ナ

ル敵三騎打落ス、

〔信長記 八〕長篠合戰事

爰ニ三州長篠城ニハ、家康卿ヨリ奧平九八郎家正ヲ籠ヲカレケルガ、武田四郎勝賴、數萬騎ヲ卒シ出張シテ、彼城ニ押寄、稻麻竹葦ノ如ク打圍、○中略角テ五月○天正五年廿一日ノ夜モ、ホノ〲ト明ケレバ、信長公、先陣ヘ御出有テ、家康卿ト御覽ジ計ラハレ、兼テ定置レシ諸手ノヌキ鐵炮三千挺ニ、佐々內藏助、前田又左衞門尉、福富平左衞門尉、塙九郎左衞門尉、野々村三十郎、此五人ヲ被差添、敵馬ヲ入來ラバ、際一町マデモ鐵炮打スナ、間近引請、千挺宛放チ懸、一段宛立替々々打スベシ、敵猶强ク馬ヲ入來ラバ、チット引退キ、敵引バ引付テ打セヨト下知シ給ヒテ、五人ノ者ヲ引具シ、柵際ヨリ十町計乘出シ給ヒテ、勝賴ガ軍中ヘ大鐵炮ヲ打懸給フニ、一ツ〲ニ色メキ立テゾ見エタリケル、サレドモ、敵勢推大鼓ヲ打テ懸リ來レバ、信長公、大鐵炮ニ構フベカラズ、先足早ニ引取トテ、佐久間ガ手ヘ懸入テ、鬨ヲ咄ト上ラル、武田ガ先懸ノ大將山縣三郎兵衞尉ト云剛者、三千餘騎ニテ、大鼓ヲ打テ推來ケルガ、家康卿ヨリ出シ置レタル三百人ノ鐵炮足輕、渡シ合セ、云ヲ先途ト込替々々放懸タルニ、敵シコロヲ傾ケ、既ニ馬ヲ入ントセシカドモ、此三百人ノ鐵炮ハ、何レモ名ヲ恥合フ究意ノ兵、馬上ニ鐵炮自由ヲ得タル者共ナレバ、ナジカハ少シモ猶豫スベキ、敵大勢也ト云ヘドモ、一足モ引退ズ間近寄テ打ケル間、浮矢モ更ニ無リケレバ、三千餘騎ノ者共、過半打倒サレ、佐久間ガ手ヘヒソリ懸リニ懸ケルニ、又三千挺ノ鐵炮ニ射スクメラレ、殘ズクナニ成テゾ引ニケル、二番ニ信玄ガ舍弟ニ逍遙軒ト云ヒシ者、音モセズ靜リ返テ推來ル、是モ家康卿ノ鐵炮ニ射立ラレ、引色ニ成テ見エケルガ、亦右ノ手ヘナギタルニ、彼五人下知シテ、三千挺ヲ入替入替打セケレバ、爰ニモナジカハタマルベキ、勝賴ガ旗本指テゾ引タリケル、三番ニ西上野小幡ガ一黨三千餘騎、轡ヲ雙ベテ馬上ニ鑓ヲ持、多ハ大刀ヲ眞甲ニカザシ、一面ニ進ンデ懸リケルニ、德

川殿ノ先驅ノ大將大久保七郎右衛門尉、舍弟次右衛門尉、內藤三左衛門尉、是ヲ見テ、スハ敵馬ヲ入來ルゾ、谷深キ所、又ハ溝ヲ前ニシテ鐵炮ヲ伏セ、五間十間マデ引付打ベシト馳廻リ下知シケル處ニ、案ノ圖ニ馬ヲ入來ル間、近引付射ケル程ニ、三百騎計、ヒシ〳〵ト射倒シタリ、馬ノ懸引自在ナラズシテ、終ニ十騎計ニ打ナサレ、マバラニ成テゾ引タリケル、四番ニ武田左馬頭、入替カヽリ來ルニ、是モ小幡ガ如ク打立追返シケル、如此荒手ヲ入替々々懸リ來レドモ、味方ノ勢ハ終ニ一備モ不入替、唯弓鐵炮ノ先勢ノミ汗水ニ成テ、數千騎ヲバ碎キケレ、五番ニ馬場美濃守、イカニモ大鼓ヲ推シヅメ打テ懸來ル、其氣色、敵強トモ一足モ不引退、一時ニ勝負ヲ決セント思入タル形勢也、鐵炮奉行ノ面々、今度ハ總鐵炮ヲ一度ニ放カケ、拐家康卿ノ備ヨリ関ヲ作リカケ、鑓ヲ打入懸ルベシ、二番ニハ、ソレ〳〵ト云定テケレバ、先駈ノ兵ドモ、ウキヤカニ成テヒシメキケリ、敵間近ク寄來トヒトシク、三千餘挺ノ鐵炮ヲ一度ニ放立シニ、先ニ進ンダル鋭卒共、將棊倒ヲスル如ク、五六百騎バラ〳〵ト射タヲサレケレバ、家康卿ノ侍大將石川伯耆守、本田平八、鳥井彥右衛門尉、平岩七介ナド、鑓ヲ推取々々、関ヲ上カヽレヨト眼ヲ瞋シテ下知シケレバ、我劣ラジト三千餘騎、喚テ眞中ニ懸入、東西南北ニ懸散シ、揉ニモンデ攻戰フ、

〔北條五代實記 九〕敵味方鐵炮打合之事附鈴木大學之事

有時秀吉被申ケルハ、數度ノ合戰、城責セシトイヘドモ、ケ程軍勢ヲ揃ヘ、鐵炮卓山ナル事ナシ、幸成カナ、時刻ヲ定メ、一同ニ放サセ御覽ゼント、來ル五月十八日ノ夜、總責ヲシテ、數万ノ鐵炮ニテ、楯モ矢倉モ不殘、打崩スベシト聞ヘケル、氏政モ關八州ノ鐵炮ヲ籠置タル事ナレバ、敵ト鐵炮クラベセント、矢狹間一ツニ鐵炮三挺ヅヽ、其間々ニ大鐵炮ヲ掛置、已ニ其日ニ成レバ、濱手ノ衆ハ、船ニ向テ海際ヘ出テ、暮ヲ遲シト相待、十八日ノ暮方ヨリ放シ初メ、敵モ味方モ一夜ガ間放シケレバ、天地モ振動シ、月ノ光モ煙ニ埋レテ闇クナル、サレド火繩ノ火ハ、顯レ限ナク見ヘケル、敵味

方ノ鐵炮ノ音、冷敷事云バカリナシ、

〔淸正朝鮮記〕重て蔚山籠城の事附寄手の唐人敗軍の事

一蔚山の城へ、重て二十萬騎取卷、晝夜十四五日せめ申候、されども此城今度は普請も相調、石垣矢ぐら以下迄、堅固に御座候、其上兵粮玉。くすりも、たくさんに御座候へば、當正月の籠城の時には違、城中事の外くつろぎ申候、敵ちかく參候へば、矢ぐらより矢鐵炮をもつて、目の下にみおろし、射ころし申候に付て、城へ付申事不叶候、然處に今度は、唐人楯の板、厚さ三寸餘有之板をこしらへ、銘々楯を立、持上り申候、其時木村又藏申候には、楯の板大分厚くみえ候へ共、思案仕るに、是も群中へ當候て、いたさせ候はん條、はしは厚く候とも、中は薄有之候間、我等まん中をねらひ候て、鐵炮にてうち候て見可申候、此鐵炮ぬけ候はゞ、各も楯の板のまん中を被射候へと申、程ちかくより候、唐人の楯のまん中をねらひ射候へば、案のごとくぬけ候て、うしろの唐人、玉にあたりたをれ、ちがながれ候迄、城中へみえ申候、それより後は、各も楯の板をねらひ射申候、付てかくなみ勢不叶やおもひけん、楯をせなかにおひ、引退申候、

〔常山紀談拾遺三〕美濃大垣にて、八月廿四日より九月四日まで、鐵炮迫合有けるに、輝政公と西國方との迫合の間に藪ありて、それへたよりて、敵より鐵炮を放しかくるゆゑに、此藪の敵を追はらひ、此方へ取て竹を切拂ひ、さはりなきやうにすること可なりとて、山脇源大夫、竹村伊豆、八田豐後、この三人の番頭に仰付られ、三人ともに組鐵炮を連て出張し、敵を追拂ひ、藪を切はらひて、三備ともに引退んとするとき、敵喰留ければ、八田氏、殿後にて、追かくる敵を追拂んと足輕に鐵炮打するに、急なる場ゆゑ、しか〳〵打がたし、このとき豐後長臣柏原杢右衛門、足輕の中にたしかなるもの三人をまねき、鐵炮に玉藥をつがせ、追ひ來る敵中へ、杢右衛門、とりかへ〳〵十四五程、鉛子を放し、馬上の敵三人程にあて、それにて辟易して敵引退たるとなり、柏原も引退ときに、

右の玉藥を込たる足輕の居處を見るに、砂の中をほりて、その中に居て、玉藥を込たるとなり、穴をほりたる體を、柏原は不見、急なるときに、よく堀てはいりて、玉藥を込たることゝ、笑ひたるとなり、

〔常山紀談 十五〕長重○丹羽の士大將江口三郎左衛門正良、總がまへより見渡せば、敵○前田利長兵段々に引退く、時こそよけれと兵を出し、おし行敵を喰留んと鐵炮を打かくる、長重もやがて兵をすゝめらる、

又一説、長重、鐵炮の音を聞、後な者どもとて、鑓を合せてはせ付られしかば、江口ふり顧て、今に初めぬ此殿の早わざ哉と悦びけり、長重、われ淺井山を取きり、敵の頭上より打すくめなば、盾をつかする事あらじと言れしかば、江口尤然るべしとて、あとよりつゞきたる兵三百人を引具し、淺井山にのぼり、敵を目の下に見下して鐵炮を打かくれば、坂井與右衛門直吉も馳來る、長重いよ〳〵競ひかゝりて、一足も前にすゝめ、一寸も退くべからずと下知せられけり、金澤の軍、をやみなき終夜の雨にかゝりの陣屋もあらざれば、物具皆露となり、鐵炮の銃口に水入り、火繩もふりけされ、左右は泥なり、多くははいだて樣のものをなげ入れ、足だまりとせしといへり、

古事類苑

武技部十六

大砲術 大砲砲臺〔附入〕

傳來

古事類苑

武技部十六

大砲術　大砲砲臺 併入

大砲ハ、小銃ニ繼ギテ傳來セシ者ニシテ、佛狼機、大筒、大銃、國崩、石火矢等ノ名アリ、而シテ火矢ニモ亦、棒火矢、炮烙火矢等ノ名アリ、徳川氏ノ初ニ至リテ、斯術漸ク進歩シ、家康ハ、諸國ノ鍛冶ヲ召シテ、始メテ鐵ヲ以テ之ヲ鑄造セシメ、八代將軍吉宗ノ時ニハ、車仕懸ノ砲ヲ造ラシメ、又荻生徂徠ヲシテ佛狼機ノ制ヲ考ヘシメタリ、天保弘化以降、天下海防ノ論漸ク起ルヤ、幕府諸藩共ニ西洋ノ法式ヲ採用シテ、或ハ砲臺ノ改築增設ヲ爲シ、或ハ礮熕ノ製作ヲ一變シ、從テ大ニ訓練ノ法ヲモ改メタリキ、是ヨリ前、土屋利直ノ臣關昌信父子兄弟、此術ニ長ズルヲ以テ名アリシカドモ、機械未ダ完カラズ、多ク人力ヲ用キタレバ、膂力者ノ外、之ヲ學ブコトヲ得ザリシガ、洋法ヲ用キルニ及ビテハ、機械大ニ備リ、人力ヲ要セザルガ故ニ、運用自在ニシテ、何人ト雖モ之ヲ習熟スルコト難カラズ、殊ニ佐藤信淵ノ如キハ、自ラ砲身運轉器ノ外ニ、本込メノ砲ヲ發明シテ、之ヲ實地ニ演ズルニ至リシ等、其進歩ヲ觀ルニ足ルモノアリキ、

砲臺ハ、大砲ヲ用キルニ於テ必須ノ設タレドモ、洋法ノ未ダ傳ラザルヤ、僅ニ數所ニ止リシガ、其後幕府、諸藩、共ニ洋法ニ從ヒ、多ク之ヲ海岸ニ設ケ、以テ大砲ノ効ヲ全クセリ、

〔國朝砲熕權輿錄〕天文二十辛亥ノ年、南蠻國ヨリ房曾ト云者來テ大友ニ謁シ、發熕ヲ獻ズ、〇註略 始

テ是ヲ打テ雷動ノ聲ヲ發ス、國中大ニ驚テ、皆彼國ノ者ニ順ヘリ、〈○註略〉自ラ耶蘇ノ法ニ傾、猶樣々ノ火術ヲ成テ懼事甚深、〈○註略〉其頃周防ノ國ノ住人赤石内藏之助高基ト云馭者アリ、豐後ニ在テ、彼器ヲ盜取テ、長門ノ國ニ赴キ、大明人ノ從者ト成テ丁安ト云、婦人ノ良醫アリ、渠能火藥ノ方ヲ知テ口授ヲ成、年月ヲ歷テ遂ニ術ヲ得タリ、嫡子某、中國ヲ廻テ師ト成、然共イマダ其器ヲ求事希有ナリト云々、今按ズルニ、明石火矢ト云ハ、右ノ高基ガ傳來ナルニヤ、播州明石、三木ノ茂大夫ト云者ノ工夫ノ一傳、世ニ弘リタル故ノ名ナリ共云ナリ、〈○註略〉所詮中國ヨリ傳來スト見エタリ、近世此術盛ニ成、名人多ク流々又分、

〔泰平年表嚴有院〕慶安四年、是年北條正房、〈○中略〉由利安牟と阿蘭陀との戰法、大筒火箭の用法を考索し、書籍或は本圖を作りて獻上す、

〔武邊叢書六〕細川幽齋覺書

一火矢を射させ候時は、矢つぼ迄引つめさせ候て、火を付候也、下にて火を付け射させ候得ば、中途にて燒、先へ參候ても役に立ず候、引つめさせ火を付候時は、筵の兩脇に竹をゆひ付指上、其陰にて火を付射させる物にて候、左樣に無之候て、敵より火を見られ候得ば、鐵炮にて討れ候、左候得ば二の矢を射られず候間、其心得有べき事、

〔三銃用法論上〕行軍炮篇

行軍炮ハ、戰車ニ載セテ押出シ、近邊ハ論ズルニ及バズ、遠境他邦迄モ持行テ、野戰城攻ヲ擇バズ、頻リニ打放シテ強敵ヲ打挫キ、勝利ヲ取ルベキ大銃ヲ云フ、抑此鐵炮ノ基原及其製則ト、此神器ノ本邦ニ肇テ傳ハリシ由來ハ、總テ窮理論ニ詳ニセシヲ以テ贅セズ、斯書ハ唯其用法ヲ講論スルノミ、蓋本邦ニ於テ、小銃ヲ接戰ニ用ヒシコトハ、天文弘治ノ頃ヨリ、文祿慶長ノ末マデ、大凡八十年ノ間、世上盛ニ行ハレシ事ナルヲ以テ、今更其用法ヲ講ズルニ及バズ、然此ノ大銃ノ傳來セ

シハ、本邦既ニ弓矢ヲ嚢ニシタル後ナレバ、絶テ接戰ニ用ヒタル例ナシ、但本邦ノ諸士、戰場ニ於テ大銃ヲ用ヒシヲ目擊セシハ、豐臣太閤ノ朝鮮征伐ノ役ヲ始トス、是明兵等、齎來テ打放セシヲ以テナリ、然レドモ明人モ當時未大銃ノ製法明カナラザリシト覺ユ、如何トナレバ其役ニ本邦諸將、奪取シテ歸リタル大銃數座アリ、今コレヲ閱スルニ、一箇トシテ製法ノ定規ニ合ヒタル銃ノナキヲ以テナリ、此大銃ト云フ者ハ、其製法至テ大切ナルモノニテ、能規矩ニ合ヒタル銃十座アレバ、普通ノ不良銃百座ノ用ヲモ達スベシ、又不良銃百座アリト雖ドモ、大切ノ場ニ臨デハ、極良銃一座ノ用ヲモ辨ズルコト能ハザルハ必定ナリ、且又豫テ能會得スベキ仔細アリ、大敵ト稱シテ、固ヨリ一人ヲ敵トスル者ニ非ズ、凡一人ヲ敵トスル藝ハ、其妙修練ヲ積累タル上ヨリ生ズル者ナリ、弓鎗劒術等ヲ始トシテ、鐵炮モ、小銃ハ一人ヲ敵トスル藝ナルヲ以テ、能修練ノ功ヲ積ザレバ、終身妙境ニ至ラザル者アリ、然ルニ万人ノ敵ノ業ハ、其妙全ク法ニ在テ修練ニ拘ラズ、故ニ其法ヲ傳授スルトキハ、大抵五七日ノ調練ニテ、師モ弟子同樣ニ其事ヲ爲シテ直ニ軍用ニ供スベシ、古人曰、一法可以傳万人ト卽是ナリ、故ニ大銃ノ打手ハ、暫時ニ大勢出來ル者ニテ、婦人女子ト雖モ、少ク勇氣アルハ皆之ヲ打タシムベシ、然レドモ上ニ述ベタル如ク、其製造能ク規矩ニ合ヒタル銃ニ非ザレバ、亦其用ニ供スルニ任ヘズ、是ヲ以テ大銃ハ、殊ニ製造ノ法ヲ謹嚴ニスル者ニテ必定規ニ製セザレバ、國家ヲ鎭護スルノ神器トスルニ足ラズ、

〔誠齋雜綴辛亥雜綴一〕裝藥

砲ノ位置ヲ以テ、放射法ヲ二等ニ別ツ、卽砲ヲ水平ニ置テ放ツヲ平放ト云ヒ、水平上ニ向テ放ツヲ仰放ト云ヒ、水平下ニ向テ放ツヲ俯射ト云フ、砲ノ位置ヲ等ウシテ點放スルニ、彈路ニ長短アルハ、直進力ノ强弱ニ係ル、直進力ニ弱强アルハ、裝藥ノ多少ニ係ル、然ドモ裝藥ノ量ニ直進力最大ノ度アリ、其度內ニ在テハ、裝藥多キニ隨テ直進力增加シ、其度外ニ在ニアッテハ、裝藥ヲ增ス

試藝

トモ、直進力ヲ復增加スルコトナシ、凡彈子ノ砲ヲ射シ去ルト、火藥ノ燃盡ルト、正ニ同時ナレバ直進力必最大ナリ、故ニ此ノ如キ藥量ヲ以テ、直進力最大ノ度トス、此度ヲ超レバ、裝藥燃盡サズシテ彈子ト共ニ迸出ス、故ニ全ク無用ニ屬ス、

〔鷲峯文集十一記〕關氏鳥銃記

夫鳥銃者、軍器之最也、近世長其術者不尠矣、其鉛子之重、或三十錢、或五十錢、其尤重者、至百錢、頃歲關氏之信、殊達其藝、其名彰聞、老而猶壯、其銃愈大、而鉛子之重、二百五十錢、且無臺盤之載、不有機巧之勞、手自放之、非尋常之所及也、名之曰拔山銃、其子昌信、魁岸奇偉、習熟父業、膂力過人、十六歲自發二百五十錢之銃、猶以爲容易、今年十七、新製大銃、其重百斤、鉛子之重三百錢、獨力扛之、輕提發之、名曰震天銃、既而欲試其勢、而隨之信、共赴土屋民部少輔利直采地上總國久留里、登岡抱於膝上放之、料其鉛子之所至、則殆二十有五町、利直及其家臣等群聚而觀者如堵墻、無不驚嘆焉、自非其術之錬、其力之勝、則何以至若斯乎、想夫携此大銃在軍中、則魯般之梯、不及造之、墨子之城、不能守之、十重堅甲、爲之可碎、千里駿馬、爲之可僵、雖鐵石之重壁、以之可破、有擧𦒎扛鼎之力、亦以之可壓、乃是以一人敵千萬人者、可謂奇絶也、一日在高木正則席、偶逢之信昌信、見其銃聞其談、正則爲之請記其事、不能固辭云爾、癸卯仲秋

〔鷲峯文集十二記〕關昌信大銃記

鳥銃者、軍器之大用也、膂力者、武人之餘勇也、寛文癸卯秋、余記關昌信多力提大銃、其時昌信、歲十七、其銃重三百錢、放之至二十五町、其後歲星一週、至延寶甲寅、其年二十八、其力益强、而放八百六十錢之銃、其筒之重、二百斤餘也、主君土屋民部少輔利直、爲試其能、携之到上總國望陀郡久留里采地、構梁於畔蒜庄龜山鄕平山邑、去梁三十町、而使昌信放大銃、利直自觀之、其家士皆候焉、近隣群集者亦多矣、時延寶二年甲寅九月二十九日也、昌信載大銃於膝而發之、其勢如雷電、越梁十步、至西野篠宮

村而止、鉛子入地九尺三寸也、群見者無不驚嘆焉、利直甚感悅、乃脫腰間短刀、手授昌信、而後加食祿一百石、可謂一時之榮也、昌信深達此藝、益加鍛鍊、故一紀之間、銃之重殆三陪、鉛之至、亦遠於前年五町餘、實是巧與力全備者也、有此力而攜此銃、一身以可當金湯長城、一發以可換弓弩百中、則泉親衡盪舟、栗生氏擡馬之力、不足羨焉、軍器之大用、武人之餘勇、何以加焉、彼父之信、既以此能聞於世、前記言之、昌信今揚跨竈之名、於其父亦孝之一端乎、且聞以精其藝故、雖徒弟不限齡之長幼力强弱、能放大銃、至三百錢、不亦壯乎、高木正則、繼往事請重記之、故遂及此、乙卯九月中旬

〔鵞峯文集記十二〕關勝信大銃記

兄弟者同氣也、然受父之事、伯叔相並者、不爲多矣、關勝信者、之信子、昌信弟也、之信以鳥銃鳴於世、在土屋民部少輔利直家、故昌信亦候焉、勝信仕執政土浦拾遺君數直、君者利直同胞也、昌信放大銃極其力、別記備矣、勝信亦傳習此藝、庶幾父兄、延寶二年九月二十九日、從利直與昌信共赴上總國久留里、對三十町之梁籠、七百五十錢之鉛子於大銃筒、載之於膝、放之、則中幔先行八步、至二十八町而止、其鉛入地七尺二寸、其響如疾雷不及掩耳、利直及群觀者、無不感動焉、拾遺聞之、加食祿百石以賞焉、由是其聲名彰聞、夫鳥銃者、兵器之最而銃之大也、放之遠也、弓矢不及其利、甲楯不拒其藝、劍術不能避之、輕捷不能超之、陣隊難整其列、壘壁不堅其守、則固是一夫當千萬之敵者也、況其加之以多力、則彼扛鼎搏虎之勇、不足畏焉、嗚呼物以類聚、關氏兄弟、同術相並、不亦奇乎、高木正則、嘗聞放銃於之信、故於此兄弟、不遺其舊、請記勝信技能亞其兄、余既再叙昌信事、而述勝信事、以期得難兄難弟之稱云、

乙卯九月中旬

〔有德院殿御實紀附錄十二〕稻葉六郎大夫某といへる處士、大筒の技に妙を得たるよしにて御覽ありしに、其名虛からざりしかば、やかて與力に召出さる、何事も一能あるものは捨させ給はざりしが、武備はことさらに沙汰せられて、士風を勵されしとなり、

演習

〔承寛雜錄七〕享保十二年八月十二日

浪人　齋藤新藏

同伜　齋藤十郎大夫

鐵炮大筒打にて此度被仰付、五丁幕四放、火箭二放、内百目五本、火箭一放、三貫百匁大火箭一放、

十五間に目當、三十匁玉十放、内七ッ中ル、立放一ッ、

右見分　松下要助

田付四郎兵衞　黒澤杢之助

井上三次郎　屋代要人

右十郎大夫、二百石にて、細井左次右衞門組江被召出候、

〔有徳院殿御實紀附錄十二〕町奉行に屬せる同心は、むかしより炮術學ぶ事もなかりしが、奉行石川土佐守政朝、申旨ありて、八町堀に敎場を開きて、調練する事とはなりぬ、鐵炮方田付四郎兵衞直淸、隊下の者ども、四郎兵衞が敎法を得て、神速につるべはなつ事をなし得たりしかば、角田川の邊にて、兩三度も台覽あり、

〔天明集成絲綸錄二十五〕寶曆十四申年五月

於鎌倉大筒稽古、前々相願候者共、隔年相願、願之品、順年ニ稽古被仰付候處、向後は隔年被仰付候、内一ヶ年は願候者不殘江三百目玉、遠近之町打被仰付、於場所內打ニ不及、直ニ見分可有之候、見分有之候節は、其日見分不請者共は、不殘爲見物右場所江可罷出候、右之通相願候者、不殘被差遣、三百目玉、遠近町打被仰付、翌々年は、又候前々之通相願候品、順々稽古被仰付、其翌々年は、又候右之通相心得候樣、前々大筒稽古相願候向々江可達置候、

五月

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政四子年七月

御目付江

於相州鎌倉三百目玉大筒稽古之儀、以來相止候、當年より於武州西臺德丸原、年々稽古可仕候、三百目玉以上大筒之儀は、是迄之通、於鎌倉稽古可被仰付候、德丸原ニ而は、一ヶ年兩度迄は三百目町打、其外火業稽古仕候弟子共召連、稽古爲致候儀も勝手次第たるべく候、右場所假小屋玉目塚諸色入用之道具類は、御入用ヲ以被仰付、傳馬人足、幷場所ニ而遣ひ候人足被下事ニ候、其外は自分入用ニ而可罷越候、且又右場所ニ而は、三百目玉町打遠行は難成候間、遠業稽古仕度存候もの、於鎌倉稽古有之年、相願可申候、

但於鎌倉大筒稽古之儀は、是迄之順年ニ可被仰付候、

右之趣、大筒稽古有之向々江可被達候、

〔陸軍歷史一〕高島四郎大夫火業打試之儀ニ付申上候書付　井上左大夫

此度於德丸原長崎町年寄高島四郎大夫、火術試打被仰付候處、同人業前筒、其外御用立有無之儀可申上旨被仰渡、左ニ奉申上候、

一モルチール筒、ボンベン玉、ホーイッスル筒、小形ボンベン玉と唱候は、玉火矢筒、又は炮烙筒と唱候筒にて、一覽仕候處、寬文以來、享保之度、厚以思召御秘事に相成候、御筒之業に引くらべ候得者、莫大之相違にて、其上筒重異國製之事故、御用立申間敷旨、先達而も申上置候、然ル處猶又業書、其外諸流之傳書へ引合候處、日本諸流にて、常々相試候炮烙玉業前之儀は、敵陣へ打込、土中へ深く打込不申、發し燒立候を專一に仕候業に御座候、常々稽古仕候は、費懸候事故、木筒にて鉛色紙かは、其外等を用候に付、別而土中へ深く打込不申樣打放仕候、右ボンベン玉之義は、目方重く製し、土中へ深く打込み發候仕方にて、假令テ申候へば、地雷火を敵陣へ打込候樣成業にて、諸流炮

焰玉の業と引くらべ候へ者、一事兩樣の譯柄と奉存候、右モルチール筒、ホーイッスル兩樣之筒、其銅色も可也ニ相見、巢中藥持の所、一段細く、火門之付方等、心を用候筒にて、其上遠國より御取寄にも相成候義ニ付、上納被仰付候はゞ、臺車等手輕の仕立、早放にて數打仕候樣に工夫仕候はば、御用にも相立可申と奉存候、〇中略

前書之內、モルチール筒、幷ホーイッスル筒、此度上納等被仰付候はゞ、先年蘭製之筒、田安より上納仕候先例も御座候ニ付、業前工風仕候へば、御用にも相立可申候、其外之筒、幷同人業前とも、一切御用に立申間敷奉存候、

右之通、田付四郎兵衛へ相談之上、此段奉申上候、以上、

丑〇天保十二年六月　　井上左大夫

〔陸軍歷史 一〕同年〇天保十二年七月廿五日、左之書付三通、於長崎奉行柳生伊勢守宅同人申渡、

諸組與力格
長崎町年寄
高島四郎大夫

銀子貳百枚

其方異國之火術等、心得罷在候段、譽置候樣御沙汰ニ候、猶此上厚心掛、火術にも不限、彼國之武器等相心得候て、御爲にも可相成品有之候ハゞ、搜索いたし、自分共迄申立候樣可致候、且又此度於德丸原、火術見分有之候ニ付而者、彼是入費も可有之事に付、爲御手當書面之通銀子被下候間、可得其意候、

右者水野越前守殿、以御書付被仰渡候間、申渡候、

〔陸軍歷史 二〕於武州德丸原門弟共大筒稽古之儀願書

御先手
篠山十兵衛

私義、荻野流砲術師範仕罷在候ニ付、門弟共爲稽古、當六月七月之內、於武州西臺德丸原、大筒矢玉

町打、其外諸業向等、稽古爲仕度奉存候、此段奉願候、以上、

寅〇天保十三年四月

付札

可爲願之通候、尤稽古致し候日限等之義、御目付可被談候、

書面御先手頭篠山十兵衛義、荻野流砲術師範致し罷在候處、門弟ども爲稽古、武州西臺德丸原江罷越、大筒火業稽古仕度段、相願候書面被成御下、取調候處、同所江布衣以上之者罷越、火術稽古仕候先格者無御座候得共、德丸原者、道路之程、御關所幷渡場等無之場所ニ而、既ニ去丑年〇天保十二年中、長崎會所調役頭高島四郎大夫義、ボンベン筒打樣被仰付候砌、萬石以上、其外布衣以上之面々伺之上爲見物罷越候義も有之候間、十兵衛義、武事稽古之事ニ御座候間、願之通被仰付可然哉ニ奉存候、尤場所差支之義、有無向々相糺候處、差支之義無之旨申聞候間、願之通被仰渡候ハヽ、場所爲取締、御小人目付差遣候ニ付、稽古日限之義、私江申聞候樣、是又被仰渡候樣奉存候、同役一統評議仕候處、書面之通御座候、則被成御下候書面返上、此段申上候以上、

五月　榊原主計頭

書面申上候通、被仰渡之旨承知仕候、

五月十三日　榊原主計頭

〔蜑の燒藻の記下〕是も翁〇森山孝盛が、御目付勤たりし比のことなりけり、昔より諸組與力、大筒鍛錬の者共は、五年目毎に鎌倉において、大筒稽古被仰渡て、我も／＼と願ひてまかることなりけり、上より費用を被下、面々の願次第、手頃の大筒を貸給りて、稽古をば遂るなり、第一田付四郎兵衞、井上左大夫、佐々木傳次郎、彼三人は、御目付の見分被仰付、以下は御徒目付を被遣て見分させらるゝとなり、

然るに武州西の臺徳丸原に好地あることを、定信(越中守松平)朝臣の知り給ひて、彼所に於て、毎年三百目以下の大筒を稽古させらるべきことを思ひ立れて、此は如何侍るべき、御目付評議して、決議を奉るべき由封書を下されたり、○中略、四五日計有て、徳丸が原取立られて、諸組望みのもの共、年々願次第、三百目以下の大筒を彼地に於て、稽古すべき由被「仰出」て、師に隨而行くものは、布衣以上の御役人までゆるされてまかりけり、

〔維新史料十一編〕象山松陰事蹟

嘉永元年戊申、三十八歳、○佐久間象山故信濃守ノ命ヲ受ケ、三斤野戰地砲(メンド)一門、十二拇入砲(ドイムホウイツスル)、十三拇手天(ヘンドモル)砲(オール)三座ヲ蘭人ベウヘルノ書ニ據リ鑄造シ、廈郊外ニ於テ之ヲ試ム、邦人原書ヲ照シテ鑄造スル實ニ此ニ始ル、○中略、七月、○嘉永三年下曾根金三郎ノ招キニヨリ、浦賀ニ抵リ、千代ケ崎ノ砲臺ニ於テ、熕砲使用ノ實ヲ以テ、其門人ニ授ケ、又大砲照準螺ヲ製シ撃發機ヲ造ル、本邦是器ヲ製スル、是ヲ以テ始トス、○中略、十一月、○嘉永四年中津藩ノ需ニヨリ、十二斤及六斤地砲二門ヲ鑄テ、之ヲ上總姉ケ崎ニ試ム、○中略、同五年壬子、四十三歳、夏幕府ニテ和蘭人スチルーース新著ノ陸砲書ヲ購フ、同人之ヲ借用シ、其法則ニヨリ、六斤輕地砲十二拇入砲數門ヲ製シ、又藩屬地應用砲數門ヲ鑄ル、七月之ヲ大森ニ試射ス、本邦ニテ、新式輕野砲ヲ鑄成ノ初トス、○中略、十二月、門人島田定禮ニ托シテ、案銅ノ砲ヲ大森ニ試驗セシム、

〔續々泰平年表〕嘉永六年十月四日伊勢守殿備前守殿御渡の御書付

武術修業の儀、引立方等、銘々存寄も可「有」之候得共、炮術の儀は、異國船防禦の要術に有「之」、諸流の内、西洋打方の儀は、近來開候事ニ付、未だ習熟致候者も少く候處、今般內海警衞、西洋法に寄、御臺場御取立に相成候は、其炮術ヲ以、手廣に可「被」成置「候御趣意ニ候間、其心得を以て、西洋打方習熟の者へ申談、諸流同樣、稽古相勵候樣、厚く可「被」申付「候、

〔續々泰平年表〕嘉永六年十一月五日備前守殿御渡御書付

大船大炮の類、近來西洋諸國にて發明致し候、便利の品も有「之」に付、船炮製造方等、西洋をも御用有「之」事に候、元來炮術の儀は、我國傳來の品に候處、追々研究致し、當時夫々流儀をも相立候得共、西洋新奇の業に至候ては、未だ不「相開「故、鋳筒、銘貫、[illegible]玉、[illegible]等、其外の器械に至

迄、變語を其儀相用候類不少、打方調練等の節も、變語の合圖を以て、進退駈引致し、變實の事動に倣候類も有之儀に相聞候、此度西洋炮術習練の儀、被仰出も有之、追々熟達のものも相增、世上廣く可被行儀に付、此節より變語の分、都て國語に譯し相唱、もし又譯しがたき儀は、別段に唱呼相立、變實の事動に不押移様、心懸可致修業候、且又大船製造の儀は、尚更新規の事に候得共、是以唱方等、其心得可有之、畢竟彼方の利器要術を取、此方の武備にも相用候事に付、船炮其外要用の器械、變製相用候儀は、聊不苦事に候得共、萬一新奇を好み、猥に變語を唱ひ、實風に倣候様成行候ては、御國威に拘り不容易事に候條、心得違等無之様可致候、

〔七十冊物類集 外國六十一〕乍恐以書付奉願上候

一廻船問屋行事共、奉申上候、當十月十九日、品川沖壹貳三於御臺場、大筒御打様有之候ニ付、同所居合之廻船拂方之儀、御前廣十六日夜、御沙汰御座候ニ付、早速廻船問屋共一同、品川沖出張仕、鈴ヶ森地方より、大森地方迄取片付、御用濟ニハ相成候得共、其節廻船居合凡貳百艘も有之、船頭儀ハ、廻船問屋へ上陸仕、水主共儀は、廻船瀬取宿方へ是又上陸仕、荷役相濟候迄、船番と唱、水主之内三人程、元船へ殘置候仕來ニ御座候、船拂御沙汰ニ付、私共より廻船水主共一同人數相揃候上、廻船一艘毎に、傳馬船貳三艘位ニ而、鈴ヶ森大森地方へ引下ゲ、尤泥深之場所江掛り居候廻船は碇埋込、急速取揚方行届兼候儀も有之候ニ付、大川端町東湊町鐵炮洲品川邊より、水主共別段ニ雇入仕候、碇取揚方幷引船等人數相增し、一同相働候儀ニ有之、尤十九日前日、風模様汐合手都合も宜候間、十八日夜、凡片付方行屆候へ共、右碇強く埋込候分は引揚兼候廻船四五艘相殘候ニ付、水主共相雇、廻船問屋ども附添、取片付仕居候處、曉八ッ時過、御臺場ニ而御打様有之候ニ付、一同驚入、碇綱切拂、夜中大森沖へ引下ゲ、御差支之儀、一切無御座候得共、平日諸國廻船、品川沖ニ五六拾艘は滯船罷在、又入津入湊も候得ハ、三百艘より五百艘位迄、滯在罷候儀ニ付、貳百艘位之滯船ニ有之候得ハ取片付、右御日限御沙汰御座候共、船拂差支候儀は無御座候得共、三百艘より以上滯在、又は風模様不宜、廻船瀬取方難相成時節ニ向ひ候得ば、右御日限御沙汰御座候節、右體多人數手數も相掛り、殊ニ大森地方迄は、御臺場より凡三拾町餘隔候

場所、向風ニ而は、多人數引船差出候共、跡戻リニ相成リ候故、途中ニ而碇卸仕、風待汐合見合、又候引船人數一同揃、船片付方仕候、且御打様御前日、廻船入津仕候儀も有之候得ば、問屋共一同、品川沖へ罷在候間、碇留不爲致、直ニ水主共相増、是又取片付方仕候義ニ御座候、右日合御沙汰御座候節風摸様其外等ニ而、廻船片付方御差支相成候而は、一同奉恐入候、且又遠國不馴之廻船共、万一怪我御座候而ハ、何共難澁至極仕候間、此上御打様御座候節ハ、五日程以前より御沙汰被成下候様仕度、尚玉落町數方角等相心得申度、乍恐此段奉願上候、以上、

廻船問屋行事

嘉永七寅年十一月

日比谷町辰藏地借
房州屋喜右衛門
相州住宅ニ付店預り人
清吉印

北新堀町家持
喜多村屋寅之助
煩ニ付代
忠七印

靈岸島川口町家主
大島屋平三郎
煩ニ付代
清七印

御番所様

〔觸留十一〕巳〇安政四年七月十七日

備中守殿早川庄次郎を以御下ゲ寫留方より廻ル

池田播磨守

相模守御預リ、四番之御臺場御居付御筒之内、來ル廿一日、玉込稽古打爲致度、尤雨天大風ニ候得ば、同廿四日爲致候、此段御屆申上候、以上、

七月十六日

松平相模守内
山部隼太

〔觸留十二〕巳〇安政四年九月四日向方より差越

池田播磨守殿

川路左衛門尉

設樂八三郎

明後六日、雨天ニ候得ば同七日、芝新錢座調練場前於海面、韮山形船大炮打様、幷江川太郎左衛門門人共、船打稽古有之候ニ付、船留之儀御達申置候處、右船打稽古之儀、六日七日共延引、來ル十三日ニ相成候間、同日船留之儀、御頭備中守殿より申上置候間、此段爲御心得、猶又御達申候、

九月四日

〔維新史料〕六十六論策

自得篇

予〇佐藤信淵多年大銃ノ點放ヲ修練シテ、同志ノ朋友ト其的中ヲ審ニ試ルニ、遠處ヨリ發シテハ、甚中リ難者ナリ、凡陸地ノ町打ニテモ、離ルヽコト一町ナルトキハ、一間四方ヲ的トシ、隔ルコト十町ナレバ、十間四方ヲ的トスルコト、荻野流ヲ始トシテ、其他炮術家ノ法トスル大約ナリ、此法ヨリ、小キ的ニテハ、必中ハ期スベカラズ、八町位ヨリ遠處ニテハ、此割合ヨリハ、其中リノ愈疎者ナリ、況ヤ海上、波ニ漂蕩スル船中ヨリ、波ニ漂蕩スル敵船ノ運動スルヲ點放スルノ業ニ於テヲヤ、其的中ノ疎キコト論ヲ俟タズ、昔予ガ阿州ニ在シ時ニ、集堂翁ト議リ、大銃ノ點放ヲ審ニセンコトヲ欲シ、荻野流坂本正平ト、大筒ヲ鮎喰河原ニ持出セシニ、賀島長門大夫、亦極メテ大炮ヲ好ミシヲ以テ、八町ノ當打セントコトヲ約シ、文化六年二月十九日ノ事ナリシガ、鮎喰河原ノ打場ニテ、八町南ニ材木ヲ柱トシテ、八間四方ノ板的ヲ左右ニ二所造リ、右ノ的ヲ正平新調ノ一貫目筒ニテ點放シ、左ノ的ヲバ賀島大夫所持セラレタル五百目筒ニ打レタリ、此日ハ阿州侯モ見物ニ出ラレキ、左右各二十五發ヅヽ打ケルニ、正平打タルハ當十七、賀島ハ當十五ニテ、正平打タルハ六割八分ノ當リ、大夫ハ六割ノ當リナリト、大夫正平共ニ阿州侯ノ見物セラルヽ前ナルガ故、心ヲ用ヒテ打タレドモ、十中ノ七分ヲ得ルコト能ハズ、陸地ニテ動カザル的ヲ覘打スルスラ、一町隔

テ一間ノ的ヲ打ツニ、七分ノ當リヲ期シ難キコト斯ノ如シ、

〔拙堂文集二〕觀演放天砲記

我藩之職、内掌西嶽之盟、外備南洋之警、世膺寵命、以蕃屏朝家、及今公〈高兌藤堂〉纘承鴻緒、益振武衞、講海防、乙巳〈弘化二年〉之秋、命增造大礮、使礮師試之於阿漕浦、元戎小隊、往臨閱之、是日也、天朗海靜、風沙不作、雙戟夾門、幄亭連設、諸司以次陪坐、臣謙〈拙堂〉亦預焉、午前演放從前所存諸大銃、午後乃進新造大礮、彭然如臥鐘之大、鐵丸大如氣毬、三家礮師、更番放之、始發霹靂一聲、毬颺至五町外墜而破、聲震天地、鐵片迸散數十步間、著物輙碎、蓋倣泰西新製云、清人呼爲天砲者是也、蓋洋夷稱其筒曰模留知留、謂其丸曰勃牟別牟、酷烈慘毒、莫此爲甚焉、聞近歲尹夷之寇廣東諸處、每用此器、摧陷城營、清人兇懼、重幣講和、事乃平、世人遂謂尹夷之製勝、清人之取敗曰、此器之有無耳、臣竊以爲不然、大利所在、大害從之、雖有此器、而徒恃其器、不能盡其用、唯有害而已、何也、製造不謹、則有炸破之懼、演習不熟、則有扞格之患、其爲害也、大矣、支那亦非無利器、考之前史、宋金之戰、既有震天雷霹靂砲、各用收功、明初徐達圍張士誠於姑蘇、設襄陽礮擊之、礮著物無不糜碎、礮風著人皆死、是其利何甚、以天砲也、嘗聞泰西人之說云、支那有大礮、先於歐羅巴數百年矣、然則泰西大砲、安知非支那之流傳耶、迄乎明末、承平日久、上下恬熙、不以軍國爲憂、武備大弛、雖有利器、不以時演習、及我師之入韓、韃夷之寇邊、遽出而試之、扞格不成用、往々致炸破、觀萬曆中趙常吉之疏、董一元新寨之敗、則知之矣、由此觀之、方國勢强盛之時、銃礮亦有利矣、及其衰運之時、則有害而無利也、今清氏承平、亦已久矣、侈然自大、武備漸懈、蓋亦如明氏之叔世、是其所以不能禦虜兵之猖獗焉、非關利器之有無也、蓋公有監於此、前車爲戒、周修武備、遂及銃礮之用、製造既謹、演習不懈、有泰西之精練、而無明清之鹵莽、其有利而無害明矣、〈下略〉

〔拙堂文集二〕陪騎觀放礮記

夫行遠莫若馬、威遠莫若礮、我公蓋有見於此、最以此二者爲急、屢率群下、馳騁於郊外、以慣衝突、屢演

放大礮於山麓海濱、以試格度、今茲丁未〇弘化四年十月之初、新鑄忽礮數門成、越二十三日、天氣朗晴、往試之於城西長谷山、衆欲習騎、預戒老臣以下七十餘人、皆騎從、謙亦與焉、早晨先遣鹵簿儀物、偃月長刀大小槊戟、往至山下、騎皆駐於內城門前、單列而立俟駕出、既而喝道之聲徹耳而至、衆拜伏、號柝一下、乃起騰鞍、各被髹笠、執金銀鞭、短衣急裝、親贏糧、雖公亦然、已出城門、自八町松原、取路於參驅坂、向分部村、促轡馳驟、騂白驪黃、頭尾相啣、瞥然轉換、逐次而驅、日方加巳、鞭絲笠影、五色炫爛、使觀者不能正視焉、山距城門僅一里半、瞬息而至、皆下馬、步至礮場、場在山麓、設布侯於山腹、仰而射之、彈皆重五十餘斤、或墜入地七八尺、彈有名曰業列拿杜者、噴發四迸、雨於山上、又有蒲萄彈、一發數十九、皆重一斤、散墜水田、如驟雨至、聲震動山谷、自近至遠、轟然良久而歇、技已盡奏、徒士二人、趨至幄前、吹螺奏凱而退、〇下略

〔日本敎育史資料十九武術〕八月十五日〇嘉永四年左之書付二通御目付より差越心得認置

御小納戸頭取衆

別紙之通、主膳正殿被仰渡候、依て相達申候、

八月

戸川中務少輔
井戸鐵太郎

御府內住居之者、大筒稽古相心掛け候得共、江戸近邊に町打稽古場無之、全く修業難出來候に付、厚御趣意も有之、大森村地先より、鈴木新田先迄之附洲江、大筒町打稽古場御取建有之筈に候間、御鳥見組頭其外江達置、可然向江は、爲心得相達可被置候事、

〔續々泰平年表〕嘉永五年五月二日、武州荏原郡大森村地先より、鈴木新田地先迄附洲へ、大筒打場新規御取立、御目見以上以下、并陪臣等、稽古勝手次第の旨、六月廿七日、場所始、大筒打様、玉目三十貫目なり、

〔烈公行實〕嘉永五年冬十一月二十二日、被召諮詢於愼德公、是歲始築神勢館於細谷村、砲場長五町、世俗稱曰五

町矢場、使士大夫練習銃砲、以便防海之備、以省勞民之費、凡自教師至諸生銃卒工人所居、及廳舍倉庫製藥所類、大小畫備、用民力每日三百工、至明年落成、

〔誠齋雜綴 乙卯雜綴三〕安政元年甲寅十二月二日、伊勢守殿、中川飛驒守江御渡、

御勘定奉行

御作事奉行

御普請奉行江

小普請奉行

鐵炮洲築地

堀田備中守中屋敷

筋違橋御門外明地

北之方地續町家取拂、東之方往來六七間圍込候積、

四谷御門外明地

右之三ヶ所江、此度新規講武場御取建被仰付、武藝稽古所、鐵炮角場、御取建有之、小隊之駈引等出來候樣被仰出候間、得其意、取建方等之儀、向々江申談、早速御普請出來候樣、可被取計候、〇中略

右之通海防掛御目付江相達候間、得其意、委細可被申談候、

付札

町奉行江

覺

筋違橋御門外明地、此度講武場御取建ニ付、同所北之方地續町家取拂、圍込被仰付候間、相應之地代被下候積、早々取調可被申聞候事、

付札

町奉行
御勘定奉行　江
御普請奉行

覺

當節炮術專要之御時勢ニ候處、都下ニ調練場少々差支候付、深川越中島後ニ而、場廣之調練場御取建有之、大小炮合隊之實備、習練候樣被仰出候間、可被得其意候、委細之儀は海防掛御目付可被談候事、

〔七十冊物類集六十三〕巳〇安政四年十二月廿五日、備中守殿早川庄次郎を以御下ケ、

備中守殿

芝赤羽根下曾根調練場之儀ニ付評議仕申上候書付

川路左衛門尉
土岐攝津守
永井玄蕃頭
塚越藤助
設樂八三郎

芝赤羽根下曾根金三郎調練場之儀ハ貳千八百六拾坪餘ニ而、地狹之儀、其上市中ニ狹リ居、不都合之儀も可有之哉ニ付、大塚調練場と引替被下、赤羽根調練場之儀ハ、筋違橋外明地之振合を以、講武所附町屋ニ相成候而ハ如何可有之哉、御所置之當否、評議仕可申上旨、御書取之趣奉承、其意勘辨仕候處、金三郎調練場手狹之段は相違無之相聞候間、御沙汰之通、大塚調練場御渡相成可然、

大砲名稱

尤是迄之場所、町家御取建之儀は、既ニ近來御取建之町家、何れも食物商人而已多ク、世上之爲不宜、殊ニ町家相續キ候ハ、素より不好儀ニ付、右は御見合有之、矢張是迄之通、金三郎江御渡被置、以來大塚之方と最寄ヲ分ケ、貳ケ所ニ而調練爲仕候ハヽ、隊伍も十分ニ相立、稽古人、日々往返ニ時刻を費し候儀も無之、夫丈ケ稽古も捗行可然儀ニ付、其段金三郎江御沙汰之上、大塚調練場御渡相成可然奉存候、御下ゲ之書面は、御目付江相廻し此段申上候以上、

巳十二月

○

〔倭訓栞中編三十於〕おほづゝ　大筒の義、大銃也、鐵砲より後に渡り、堺の道逸始て張れりといふ、

〔當代記〕慶長十九年十二月十日十一日兩夜、如右城ヨリ揃鐵炮、向陣中放入、鯨波聲ヲ揚、此比諸手ノ仕寄ニ築山、大筒ヲ總構打入城中、及迷惑ト見エタリ、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕抱大銃(カヽエノオホヅヽ)

按近世修練于火術者多、而大銃凡三十錢目、筒其重四貫目許、藥亦三十錢目入用、(俗謂此女古美)安于地上放之、其音恰如雷霆、玉至數百歩、其銃退後二三十歩、可知火勢甚也、然巧手抱之自專放之、當時和州有稻葉重政者、用一貫目玉、頰附而放之、最以爲強勢、至攻戰之要術、則玉藥之度量有家傳、不及贅記、

仕掛大銃(シカケノオホヅヽ)

按至大銃則雖有連城銃、而倉卒不能運歩、故近頃作大銃、長二三尺、其玉自百目至一貫目餘、安于地上放之、百發百中、戰陣備急之重器也、

〔書言字考節用集七器財〕銅發熕(イシビヤ)(其制見武備志)　西洋砲

〔倭訓栞中編二伊〕いしびや　石火箭の義也、字彙餘冬序錄に見えたり、砲も同じ、又連銃をよめり、莫斯哥米亞より始るといへり、

〔本朝軍器考火器六〕火箭ハ、イニシヘヨリアリケンモシラズ、國史ニ見エタル事ハ、欽明天皇ノ十五年、内臣等ヲシテ百濟ヲ助ケテ新羅ヲ伐セ給ヒシ時、ソノ函山ノ城ヲ攻シニ、筑紫ノ物部莫奇委沙奇トイフモノ、ヨク火箭ヲ射タリケレバ、ツヒニ其城ヲ燒オトシツトイフ事、百濟ノ明王ガ獻リシ表ノウチニ見エタリ、○中略源義仲ノ法住寺殿ヲ攻マイラセシ時、今井四郎兼平鳴鏑ノ中ニ火ヲ入レテ射タリシニ、其矢御所ノ棟ニタチタリケルガ、折フシ風ハゲシク火モエ上リテ、官兵忽ニヤブレキ、コレハタヾ鳴鏑ニ火入レテ射タルナレバ、異朝ノ火柘榴箭ノ類ニ似タレド、其比ハイマダ火藥ナド用フル事ハシレルニアラズ、今ハ銃砲ノ制ニ倣ヒ、藥ヲモチヒテ、或ハ箭飛ビテ火モエ出ルヤウニモ、或ハ多クノ箭一度ニ飛去ランヤウニモシタルモノドモ出來ヌ、異朝ニハソレラノ制、コトニオホカリ、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕砲石（いしびや）銅發貢、西洋砲、回回砲、今云石火矢、

按砲石有數品、所圖者最佳模也、○圖略中華從來雖有之未精、至大明盛行、以爲第一兵器、凡砲石之玉、自四五百目至四五貫目、以機巧放出、謂之石火矢也、鳥銃之玉、自一錢目至一貫目、雖一貫目玉、拋（な）之放出者、稱抱筒（かゝへづゝ）不稱石火矢、

〔砲家便要秘鑑上〕石火矢の說

一四五貫目より六七貫目までの石火矢を用ひ、玉は葛を以て巢中に合、中に小石を入れ、長一尺計にして、敵間三四町に近寄る時、打放すの器也、此法西洋にて專ら相用ひしより、今器名に應じ、古今石火矢と申傳ふるよし、

〔書言字考節用集七器財〕炮礫（はうれき）火矢（ひや）又作火烙

〔國朝砲熕權輿錄〕内海火矢、鎌田火矢、ナド品々ニ成、鐵羽ノ仕懸替アリ、又大國火矢ト云ハ、大明國傳來ノ略言トゾ、今棒火矢トテ諸國ニ用、此術ニ摺臺、或ハ調鍛、又ハ町見ノ傳、遠長ヲ定テ具ヲ設、

其利甚有、往々利用ヲ求得タル物也トゾ、又炮礮火矢ト云アリ、是モ異朝ヨリ有テ、國煩ト云物也ト云リ、〇註略 大元ノ戰ニ、船中ヘ投入放火セシ事、諸記ニ見エタリ、然バ是モ大國火矢ノ類、投火ノ類ナルベシ、昔ハ矢ナシ、今ハ矢ノ如キ物ヲ仕込モアリ、今大散火矢ト云モ、炮礮火矢ノ一稱一傳也、

〔和漢三才圖會 兵器二十一〕天墜砲 飛擊震天雷、大神銃、滅虜砲、一窩蜂、大蜂窩、

按天墜砲有數品、名亦多矣、本朝兵者家流、著心以欲其用之利、或以木銃放出者、其玉徑一尺三寸二分四厘、殆鉛子當百貫目之重者、其至三百步許、通火機發出焔塊者、凡一千丸許、以秘兵家、蓋是近世之製也、

〔信長記 九〕自中國兵粮大坂城ニ入事

七月〇天正四年十五日ニ、天王寺ヨリ飛脚來テ申ケルハ、中國ヨリ大坂ヘノ兵粮船七八百艘、沖ニ見エタル由申上ケレバ、和州ノ間鍋主馬兵衞尉、沼野伊賀守、同越後守、寺田又右衞門尉、河内ノ杉原兵部丞、宮崎鎌大夫、其弟鹿目助、何モ兵部甥也 尼崎ノ小畑、花隈ノ野口等、防可申旨被仰出ニ因テ、三百餘艘ニテ出向ヒ、敵船ヲ大坂ヘ入ジト防戰、勝負區々ナリシ處ニ、中國船ヨリホウロク火矢ヲ沼野ガ船ヘ投入燒立シカバ、主馬、兵衞、野口、小畑、伊賀守、越後守、兵部伯父甥三人、比類ナキ討死ヲシテケリ、

〔信長記 十一〕九鬼右馬允大坂表大船推廻事

去程ニ、九鬼右馬允ニハ、大船數十艘、大坂ヘ押廻シ、敵船ノ通ヲ支ヘ可申ト御諚アリケレバ、去六月〇天正六年廿六日ニ、伊勢ヨリ紀州熊野浦ヘ押出ケルニ、雜賀浦々ヨリ賊船五百艘計、乘カケ乘カケ攻ケル處ニ、九鬼、敵船ヲアヒシラヒ、近ク寄テ弓鐵炮ヲ射カケ、船ノ樓ヨリ、ホウロク火矢ヲ投入攻捕ト云ケレバ、兵共承テ、一命ヲ海上ニ捨テ、前後ヲ顧ミズ、攻カケ攻カケ、矢場ニ三十餘艘乘

取リケリ、九鬼ハ心地ヨキ船軍シテ、七月下旬ニ、泉州堺ノ浦ヘゾ上リケル、

〔大友興廢記十八〕薩州勢臼杵江打出事

天正十四年十二月上旬に、島津中納言家久、臼杵丹生の島口へ諸勢を打出し、段々に備へ、先陣は平清水口に陣を取、すでに苑居島迄詰よせ、或ひは岩かげ木かげ、或はしげみ物かげに、七八百の勢扣へたり、町口に大木の柳有、是を前にあて、多勢うづくまり居て、事のようを伺ひし時、先年南蠻國より渡たる國崩と云大石火矢、城中にあり、武宮武藏守に被仰付、武藏御諚にまかせ、藥一貫目ほど込て、大玉の外に小玉を、是は斗で二升、小玉とは、四匁五匁、又は六匁の玉なり、扨又武藏守町反を見計て、大手口より三町四五間に見すへ打掛しかば、其響山に通り、海にこたへて夥敷、柳の一の枝より上をつんとうちをる、大小の玉にあたり、又は柳におされて、若干の死人、其數をしらず、

〔書言字考節用集七器財〕叭喇唬(ハラカン)〈鳥銃一種、見武備志〉　佛狼機(同)

〔和漢三才圖會二十一兵器〕佛狼機(ぼるさがる、ぶらん)

按佛狼機、〈布良牟、一云保留止賀留、〉南蠻切死丹之國、天正年中以來堅禁、來于本邦、雖南蠻、當西方國、近於阿蘭陀、

〔大坂物語上〕松平さゑもんのかみの、しよりくろかねのたて四五丁大だて、町口のはしの上までよせければ、城の內より、はらかんを二丁ならべてはなしければ、打たをされ、ひきおこさんとすれどもかなはねば、せんかたなくたてをすて、竹たばのかげにひきしりぞく、

〔羅山文集四十九序〕鐵炮書序〈井上外記正繼求之〉

夫鐵炮者、軍用之大器也、近代自多褹島輸貢、其後蠻舶載來者亦有之、其製有小大、有長短、有輕重、防敵於數百步之外、其功居多、一旦我國民持之到浙東、遂流傳於中華、改名曰火炮、曰鳥銃、其重千斤餘者、曰無敵神飛砲、或載之巨船、或置之大車、其長二尺、重三十六斤者、形如虎踞、謂之虎蹲砲、一砲母發

大砲製作

百鉛子、故又謂之百子銃、可以列于城樓、其長九尺餘、七尺餘、乃至一尺餘者、皆謂之佛狼機、如此之類猶多、雖然其技末、如我朝多妙手也、頃年井上氏正繼、長于此術、運巧呈奇、製樣有機、非尋常之所能及也、用之攻城、則無不破拔、用之野戰、則折衝且禦遠、用之水戰、則雖蒙衝輕舸、觸之中之者、或瓦解而碎、或覆溺而沒、誠是大器之殊有利者也、況又其中有巨銃爆發、鉛子重可二十斤者乎、正繼之奇巧不亦可乎、其術之秘、世罕知之、事以聞、大君幕下、甚嘉之、乃有命俾令造其摸、可謂治不忘亂也、兵之大威、唯在軍用、故短衝扶胥之具者、黃帝之所以敗蚩尤也、震駭電車霆擊天棓天鉞天船等之巧手有之者、武王太公之所以撥亂而致治也、若非周世之全盛、何有此軍用哉、曾聞我朝昔初製大弩、以爲武備、蓋是神功應神、靜謐之所致也、方今正繼之初作如此之利器也、亦是太平之餘標乎、且其爲書也、有圖有說、當此治平之世、此器初出、此書甫就、器可以納于武庫、書可以入于秘府、豈不至於不朽哉、正繼請記其事而不已、余聞其所言不能峻拒、遂書、

正保二年乙酉正月仲浣

〔南海治亂記 七〕河野通直守海邊記

永祿年中、豐後屋形大友義鑑ト、伊豫屋形河野通直ト和ヲナシ、豐州ノ通路ヲ開テ、藝州毛利家ノ競望ヲ防ギシカバ、海邊所々ニ壘ヲ築キ、兵士ヲ入テ守シム、殊ニ鐵炮ハ、永正ヨリ以來豐後屋形ヲ以テ始元トス、故ニ義鑑ニ通ジテ府內ヨリ鍛冶ヲ呼ビ、鹽硝ノ取ヤウ、玉藥ノ製シヤウヲ馴ハセテ、國中ニ火器ヲ足シム、是ヨリ鐵炮ノ功ヲ顯ハシ、東國ニ及ボシテ、河野流ト稱名ス、然シテ海邊ヲ守ルニハ、炮石炮矢ノ大ナルヨリ利ナル事ナシ、然ドモ倉卒ニ大鐵炮ヲ造ル事不能、工夫ヲナシ松ノ生木ヲ彫テ筒トシ、鐵輪ヲ入テ固クナシ、ソノ大サヲ積リテ玉ヲ造リ、藥ヲ分配シテ火ヲ發ス、必其木筒破ヲ不持、又繩ヲ以テ絡テモ破レテ不持、種々ニ試ドモ、ソノ功用ノ術ヲ不得シテ止ヌ、或者又工夫ヲナシテ、竹ノ輪ヲ造テ、桶ノ輪ノ如クニセシメ懸テ固ヲナシ、是ヲ以矢ヲ發

ス、木筒不損シテ相持テリ、是ヲ幸トシテ鍛錬セシメ、木筒ノ利益ヲ計テ、其用ヲ審固ニシ、海邊ノ壘ニ備置、中州ノ兵將コレヲ不知シテ、艨艟數百艘ヲ分テ、浦々ニ攻上ラントス、間近ク寄附ケ、高樓ヨリ下矢ニ大炮ヲ放入レバ、大艦破ラレテ數艘水ニ沈ム、敵大ニ驚キテ舟ヲ退ケ去ル、是ヨリシテ宇麻風早ノ海邊ニ敵船寄ル事ナシ、是ニ因テ木鐵炮ハ、豫州河野家ヨリ起ル也、

〔駿府記〕慶長十九年十二月十七日、今日將軍家〇徳川秀忠、以水野監物稻留宮內、自佐竹陣場高處、石火矢數張令打給云々、淺野但馬守攻口、仙波堀川爲口敵放石火矢、其玉重サ五六斤云々、取寄御前令見給、件玉土俵中而不洞、蓋木鐵炮歟之由被仰、當時木鐵炮多造、城中有之由也云々、

〔本朝世事談綺正誤一〕大筒

大筒の張初は、當津〇堺芝辻氏なり、此先祖より鍛冶の家にして、北莊櫻町に住す、中比清右衛門入道妙西は、鐵砲張こと其妙を得たり、其子孫理右衛門入道道逸に至て、彌精微の處を極めたり、其比異國より銅の鑄筒玉目一貫目計の大筒渡しに、東照宮鐵砲の大銃得給んことを思召、諸國の鍛冶をめしあつめ、鐵張の大筒を調、進上仕との上意成下サルと云共、誰か御請申ものなかりしに、道逸かしこまつて領掌し奉る、即ち本口一尺三寸、末口一尺一寸、長一丈、玉目一貫五百目の大筒を不日に張上奉る、これ蓋鐵張大銃のはじめなるべし、堺鑑に見、卷之下名物土產之部、

泉州志卷の一曰、大筒鐵砲者、依家康公嚴命、芝辻理右衛門始作之、

〔羅山文集説二十八〕連城銃説

此銃甚重、而鉛子重殆二十斤、國俗謂鉛子爲玉、以重其玉、故號連城、且其所發連數城擊破之也、取號同而義異也、載之於車、而向梁時、常人百夫輙不易運也、井上正繼以機巧、雖一兩人能運動之、當其發時亦然、可謂奇乎、大颶末力、不舉鴻毛、雖然此鉛子之所到、殆二千七百步之遠、不失梁的、俗以六十步爲一町、其勢之强、與大颶之末力異也、雖堅城巨敵、何不懼哉、有鉛子重可十二三斤者、其所到所中、與

連城銃同、又有鉛子重六斤餘者、其所到二千一百歩、是亦無不中也、寛永十二年乙亥、正繼初造此等銃、既而降鈞命、遣官使與正繼共、載此銃赴野郊、以監之試之、其郊不差、誠是奇外之奇也、謂武之大器、何以加之哉、他後若雖有人彷彿摸之者、皆是以正繼為權輿而已、余以其屢請故、頗聞其顚末以書、

正保二年正月中浣

〔徂徠集九〕郡司火技叙

海内言兵者、亡慮數十家、要之不出於甲越二氏所為法、它皆小有所緣飾、易其名以求售者已、何足道哉、夫兵之毒莫火若、而火之技有異端焉、二氏所為陣、前火與弧、而後其戈矛、变以旌旗、舍馬而徒、彼我皆然、海内至于今宗之、未有外乎此以為陣者也、然當二氏之世、塵々乎有鳥銃耳、鳥銃百歩而止、火之毒未弘、故其為陣若是其整矣哉、至于豊王時、則有發熕諸大礮屬出焉、其遠可及十里、火力所至、假使二氏復出、豈能為其陣於前耶、然其物重不可以移、其毒暴不可以近、人之力莫之能執、發輙後卻、莫之能制、人物為虀、是不可以置于陣、故世之為陣、至于今猶故耳、數十年來、人迺稍稍嫺之熟、或至有一人之力能發百兩者、然亦千百人一人矣、豈足以為陣哉、予嘗讀戚元敬書、則佛狼機虎蹲諸礮、車而列之、進退利便、環則象城、倏忽變化、步騎翼之、毒是以神、以此為陣、而後二氏之法可廢矣、祇山東人、鮮有能識焉者、及因縣孝孺、以見長人郡司君者、迺始得與聞其說、於是乎、撫掌大言、天下亡敵也、蓋佛狼機諸礮、其邦固有之、君復以其意造礮牀、初備人有旋風砂用諸牀、皆能畜弗卻、然過十兩則敗、君之牀、雖百兩弗復敗、牀凡三曾、下設機轉之、其輪如毛、左右前後、唯意所鄉、蓋礮之為力、有蓄輙激、激斯卻、故人莫如之何已、君廼以弗畜畜之、而後畜斯弗卻、洵天下之至巧也、君又曰、火之毒在硝、硝之巧在數、丸有輕重、筩有短長、劑二者而制之度、短究于三寸九分、遠究于十里、肥人所得、其數在三極與大衍焉、是謂衍極、復施諸火筩、彼圓此兌、是以其取數不齊、而會于一、我所掤也、朝鮮諸術、先世所傳也、併錄以遺後人、子盍叙、夫人之為技、皆以見其勇也、君廼制其器、定其數、用之陣、而使人各為勇、君之為技、可謂進於技

也已、予既已歷二氏之法、而有取於君之技者以之、君名信之、其先世有爲郡司者、故以郡司氏、見爲長馬監云、享保九年甲辰春正月、

〔承寛雜錄 九〕元文二年

銀十枚　紀州樣御家來浦右衛門子 御大筒頭 佐々木勘三郎

右車仕掛大筒、當年始て被仰付候處、出來方宜敷候ニ付、御褒美被下候、

銀二十枚　佐々木浦右衛門

右之節參り合、勘三郎相談いたし、中島淺右衛門、先達て申通、大筒出來方宜候ニ付、御褒美被下、御側衆小笠原石見守宅江御呼被申渡、

時服二　御小納戸 中島淺右衛門

右之儀ニ付、最初より彼是取扱、世話仕候ニ付被下之候、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕紀效新書の中に載る佛郎機を荻生惣右衛門茂卿（松平甲斐守吉保家人）に命せられ、其製作を考へしめられしより、火器の事これかれと御沙汰あり、其後希世の神器、かず〳〵造られたり、中にも丁火矢といへるは、紀藩より召れし大筒役佐々木勘三郎孟盛に仰せて、鎌倉の濱邊にてこゝろみさせ給ひ、其屬吏はさらなり、處士にても火術に心いるゝかぎりは、請まうするにしたがひ、かしこにて、ともに調練せしめらる、此勘三郎、炮術に妙を得たるのみならず、心きゝしものにて、種々の奇器を作り出しける中にも、大筒を車に載はなつ時、筒強く跡にしぞきても、車輪の轉ずるにより、炮聲を和ぐる器をつくる、其器は渾圓八線の法にて、圓形を十文字になし、四にさき、一つの形に銅もて作り、十二分に目をもり、其先に柄を付て、筒先にさし入る、角の處より糸一線を垂て、その下りにて分目を見て、玉のはしる間數はかりしる、然も輕便にて、一人にて自在に山坂を引ありき、心のまゝなる地に、標を立てゝ打べしとなり、

〔淇園文集二編八〕松前侯新製大砲記

寛政元年己酉夏五月、松前東北屈捺矢律島蝦夷作亂、島去松前三千里、松前侯遣其麾下士數十人、率兵往伐之、秋九月、蝦夷首惡三十人就刑、而其近島諸酋長不從亂者、皆來朝於松前公、亂於是始平、始蝦夷常與亞魯識亞互市、然而亞魯識亞距松前東北可萬里、是以蝦夷與之相遠者、不得親互市、而彼島夷互爲相轉易、又以與我互市、我船與賈者近、則得貨寡、遠則多、然而其島夷未朝服於松前者、我賈船畏不敢往、故不得親互市、而彼以其得貨之多寡與我同、是以朝服者年滋多來、而我船因亦年益遠市、今遂以致及三千里之外、而其地則生熟夷雜焉、而亞魯識亞之船、亦時至其地焉、大抵亞魯識亞、勇悍多智、而又多武器之巧、蝦夷朴魯、而所長惟小弓發毒箭而已、是以當屈捺矢律未靖之時、松前之民皆傳訛言曰、屈捺矢律與亞魯識亞合、將導其兵以襲我、蓋自近蝦夷亦爲之憂怖不安、而松前之民、卒皆荷擔而立、其秋七月、公於是命工製一大木砲、口徑三尺餘、長一丈四尺、一發火藥五斗、實以石塊及泥丸數十石、砲既成、乃命運石於城中、且分遣數卒於郊外作泥丸、其大皆如斗、民觀之者大驚詫、因又相傳云、我公有如是之大砲、雖亞魯識亞數千騎、可以立成虀粉矣、彼不足畏耳、民因遂皆安其業如平日、無幾諸酋長來朝、公又命置其大砲於廳前、諸蝦夷皆爲吐舌而威慄、其仰款之意、蓋倍於久熟之夷云、三年夏五月、公令其臣松前廣英來京、謁余、〇皆川淇園投贄且傳公命、請作其大砲記、〇下略

〔外交志稿二十四〕七年丙申、〇天保松代藩主眞田幸貫、西洋製ニ擬シテ、十二支砲數十門ヲ鑄造ス、幸貫夙ニ意ヲ海防ニ留メ大小火技ヲ研究ス、近臣大日方勘介等ニ命ジテ、諸州ニ遊歷シ、遍ク銃砲ノ利害ヲ講究セシメ、遠ク和蘭ノ火技ニ及ブ、此ニ至テ此事アリ、其製一座六門、子ヨリ亥ニ至ル、車臺ニ架シテ、嶮峻ノ地ハ、二人之ヲ擔フ可シ、當時昇平日久シク武備ニ怠ル、人以テ異ヲ好トナス、十二支砲紀事〇下略

〔烈公行實〕天保十二年辛丑五月、命鑄工鑄巨礮於神崎、鑄工盡力爲之、然從前慣鑄鳥銃、不慣鑄巨礮、

故失費精銅、無算、慚懼欲自殺、公曰、始鑄巨礮錯謬、當爾、非鑄工之罪也、宜再三鑄造以成爲限、及再鑄復失、公恬然不怪、命重爲之、鑄工益慚惶、伏地請罪、公曰、自今後、吾當一々指揮以就其事、若有缺失、則吾之過耳、不關汝輩也、乃數々臨視指授方法、至明年重鑄則一舉而成、　十三年壬寅九月、以幕府號令嚴飾海備、故命大鑄巨礮、先是公以巨礮爲防海必需之物、每歲出內帑鑄造、至是謂群臣曰、封內士瘠民貧、常憂財用不給、然幕府大命、實銘心腑、不容不欽遵恪守也、昔者松平信綱、毀佛像以爲錢、吾意欲鎔銅鐘銅像鑄砲、佛以捨身利人爲教、必當協其意也、乃諭封內之佛寺進鐘像、鑄攻守諸大銃藏之武庫、

〔誠齋雜綴 戊申雜綴十三〕大礮歌贈高島秋帆先生　帆足里吉

古戰戈矛刀劍耳、尤便捷者推弓矢、制勝僅在尋常間、一人之敵何足恃、范蠡飛石十二斤、李密創礮攻敵壘、當時形狀今不傳、要於制法未得犠、元明而還製漸精、一放能使千軍靡、唯是重大難動移、急際何由應卒爾、我邦製樣膠柱多、百不如意眞粗鄙、一刻難延於二刻、十里難縮於五里、有時拆裂中傷人、未遑殺敵先自死、火技莫如泰西胡、疑御神鬼供驅使、邦人雖學咸不能、誰其能者子高子、感君傑眼如燃犀、細讀蘭書悟礮理、鍊銅鍛鐵造其機、意匠結構精無比、形狀極短如臼蹲、動移太便功倍蓰、堅固無碎泰山安、自由遲速與遐邇、擇無人境開習場、春間秋暇來試此、忽然一放天地轟、硝氣千道染雲紫、電如爝火光方熾、雷似蚯蚓鳴自止、嫦娥夜出桂殿奔、二十八宿宿將徙、前山巨石重萬鈞、此時飛去轉丸似、老楠喬柏大百圍、容易飄舞如片葉、礮前三舍五舍間、人蟲鳥獸魂悉褫、縱雖帶甲億兆群、名城襟山帶江水、粟支十年人亦和、將孫武而佐呉起、此礮一向立成虀、易於金翅啄雛蟻、神威之砲已腐哉、佛郎之機亦迂矣、長崎鎭乃國西門、遠控夷蠻一港裏、宜嚴武備戒不虞、如君此技豈可已、人稱李崇是臥彪、單身可抵城百雉、莫恤猶無汗馬勳、皆知不是屠龍技、刑至無刑刑始高、功在無功功乃美、曹瞞嘗造霹靂車、孔明衝車亦載史、能創奇功千古傳、不朽鴻業無乃是、後來國史當大書、曰彤之礮高某始、

〔維新史料上書一〕高島流鐵砲鑄造立ノ儀ニ付伺書天保十三壬寅年十月

私儀、〇江川太郎左衛門高島流ノ鐵砲製作ノ義、同流中又ハ門人等ヨリ被二相賴一候節、私手元ニ鑄物師差置夫々差圖仕、爲二鑄立一サセ候テモ不レ苦儀ニ御座候哉、此段奉レ伺候、以上、

其方儀、高島流鐵砲製作ノ儀、同流中又ハ門人等ヨリ被二相賴一候節、手元へ鑄物師差置、爲二鑄立一候テモ不レ苦候哉、尤モ百目以上筒鑄立候節ハ、其時々相屆候樣可レ致段相伺候趣、堀田備中守殿へ相伺候處、伺ノ通御差圖相濟候間、此段申達候、

〔市中取締書嘉永十ノ百二〕弘化未四年十一月十二日

町奉行衆　御勘定奉行衆　御作事奉行衆　御普請奉行衆　小普請奉行衆　遠國奉行衆　御勘定吟味役衆

近來百目以上之筒、新規鑄立候節、御屆不レ仕候向も有レ之候間、以來は百目以上筒、新規鑄立候節は、御用番より御屆差出可レ申旨、寄々可レ被二相達一候樣、主膳正殿被二申渡一候、依之此段申達候、以上、

十一月　遠山半左衛門

〔贈從一位島津齊彬公略傳〕嘉永二年己酉四月、大砲を天保山に試せしむ、此時始めて百五十斤の爆母砲を試發す、該砲は、法式を亞米利加式砲に採り、摸型を示し玉ひ、鶴江崎の鑄砲場に於て製造する處にして、當時未聞の巨砲なりき、之を鑄造せらるゝに當りては、各種の兵書を譯せしめ公親ら取捨し、其方法を訓示し玉ひしものにて、實に日本に於て、巨砲を鑄造したるの嚆矢とす、爾今益々鑄砲を督せられ、後には磯部邸内に移され、之を集成館と名付け、軍器一切の製作を爲す所とし、益々其規模を大にし玉ひたり、數年の間、此にて鑄造せし砲數、概擧するに實に數百門に上れりと云、其大規模、其作業の功、想ふべきなり、

文久三年癸亥、藩廳へ上申したる、弘化乙巳夏以來工を始め、軍備大砲鑄數を見るに、百五十斤

以下の野戰砲を始め、長砲短砲を合計して七百九十四門なり、之れ皆城下諸所の砲臺、又は東南西海岸砲臺、或は江戸大坂京都藩邸に裝置し、野戰砲は、諸鄕に備付け、或は佐土原、又は私領に交付したりとぞ、又小銃は、和蘭陀式の劒銃を製造し、或は古銃を改造して、藩士に交付せられたりとなん、此の如く砲臺築造、大砲鑄造、彈藥製造等、國防軍備に支消したる金額は、十八九年間にして、凡そ一百餘万兩に及べりと云、

〔維新史料上書一〕存付之趣〇江川太郎左衛門申上候書付嘉永二己酉年七月

我國ノ短ト仕候處三ツ有之、第一ニハ砲術、第二ニハ船艦、第三ハ城制、此ノ三ツノモノヲ修備仕候ヘバ、實ニ地球中無比類強國ノ趣相聞、萬國彌御國威ニ敬伏可仕奉存候、右ノ次第左ニ奉申上候、

一昇平ノ久敷、無用ノ技藝モ出來仕候中、ニハ砲術流儀モ數多罷成、銘々門戸ヲ立、夫々議論モ可有之候ヘドモ、イヅレモ火繩ヲ用ユル事ハ免レ不申、凡火繩ノ儀ハ、風雨雪中甚差支、且火ボコリ等ニテ、味方ノ大害ヲモ生ジ、誠ニ不便利ナル上ニ可憐モノニ御座候、其餘大筒類モ、無益ノ肉ヲ付、運送態々手重ニ仕候ノミナラズ、ホーロク、矢ホーロク抔、甚手弱ノモノニシテ、中々以、ブランドコーケル、グルーイエンデコーケル、ホルレコーケル、ボンベン、ガラナード等ノ業向トハ、迚モ比較仕候ニモ不足儀、且五十目百目抔、抱ニテ放發仕候モ、堅實ノモノヲ打候ニハ玉目甚小サク、人ヲ打候ニハ八匁ニテ事足申候、是モ、タライハスシユツペルハーク抔ノ樣ニ仕候ヘバ、又利用モ候得共、前書ノ次第ハ、皆花法ニ御座候、然ル處西洋ニテハ、國力ヲ盡シ、夫々研究仕、彼國ノ發明、是國ノ便利ヲ參考、實地試ミ候事ニ付、追々新規ノ儀モ出來候、儀ニテ、彼地火繩筒、相上燧筒ハ相成候ハ、久敷事ノ處、今ハ、ドンドルノ便利ナルヲ發明イタシ、既ニ先般下田湊入津ノイギリス船抔モ、大筒ニ候得共、一切火繩ハ用不申候、右ノ通御座候間、事ニ臨ミ懲候テ、始テ心付候樣モ無之

儀ニ付、砲術一洗御座候事、誠ニ當時ノ御急務ト奉レ存候、

但野戰ニ用ヰ候筒類ハ格別、臺場筒、船打筒等ハ、ヅクノ方可レ然奉レ存候、

〔觸留四十三〕子〇元治元年八月十九日

町奉行衆　　御鐵砲玉藥奉行

亞佛製式ホート、ホーウヰツスル御筒五拾挺ヅヽ、都合百挺、急速御製造被二仰出一、牛込船河原橋際、大砲附屬品小屋場ニおいて鑄立取掛居候處、右百挺之內、八拾挺程、急々御用ニ付、速ニ御成功相成度之趣、可二取計一旨御下知有レ之候、然ル處前書小屋場而已ニ而ハ場狹故、迚も急速之御製造難レ行屆候ニ付、音羽町五丁目、右御筒引請居候、支配御石火矢師棟木勝二郎宅細工場ニおいて、鑄造幷仕上ケ共爲レ致、尤取締之爲メ、組のもの附切爲二相勤一候積、相伺置候間、御下知相濟次第、取掛申候、右は火細工等爲レ仕候儀ニ付、爲二御承知一此段御達ニおよび候、

子八月

〔三銃用法論 上〕叙說

今ノ世ニ方テ、護國第一ノ利器ハ、大銃ニ勝ルモノナシ、然レバ數多ノ大銃ヲ鑄造シ點放術ヲ精究スベキコト專要ナルベシ、且其武備ノ極テ嚴重ナランコトヲ欲セバ、軍船ヲ多ク製シ、水戰法ヲ熟練スベシ、大銃ノ點放ヲ精究シ、軍船ノ周旋ニ熟練シ、法令ヲ嚴明ニシテ、以テ不虞ノ警ニ備フベキノミ、僕不才其他ノ策ヲ知ラズ、翁此ヲ然リトシテ、乃チ阿侯島〇德藩ニ奏シテ、大銃鑄造ノ議ヲ創ム、因テ炮術諸家ニ令ヲ下シ、大銃鑄造ノ規則ヲ獻ゼシム、然ルニ諸家奉ル所ノ製法、各自殊異ニシテ、何レカ其正理ニ當ルコトヲ知ラズ、故ニ諸流ノ師家ヲ皆廷ニ徵シテ、鐵炮基原ノ發端ヨリ、製造長短原簿ノ定規、其數理ノ由テ起ル所ト、用法ノ利害得失ノ究極スル所ヲ跟問スルニ、悉皆朦々昧々トシテ、唯先師ノ傳授ト稱スルノミニシテ、歸一ノ明解アルコト無シ、集堂翁島〇德藩

士網ヨリ退キ、予ヲ招キ、額ヲ蹙ルコト良久、嗟歎シテ曰、夫武備ハ、國家ノ大事ナルヲ知ラザル者アルコト無シ、然ルニ其武備第一ノ利器タル大銃ヲ製造スルニ、明理徹底ノ規則ナキハ何ゾ、其レ素殆シテ國事ヲ類索ニスルノ甚キヤ、希クハ吾子、國家ノ爲ニ炮銃ノ數理ヲ精究シ、其製造ノ長短、厚薄ノ得失ヲ明辨シ、其規則ヲ匡正シテ、老父ニ心ヲ安ンズルコトヲ得セシメヨト、予答曰、僕ハ草莽ノ鄙民ナリ、大銃ノ數理、固ヨリ知ルベキニアラズ、然レドモ父祖皆炮技ヲ嗜メリ、嘗テ其聞ケル所ヲ編輯シテ電覽ニ呈セン、其是非ヲ決スルニ至リテハ、大夫ノ英斷ニ在ランノミ、因テ把兒多爾雞斯(ハルトルチェス)ガ子母炮ヲ開基セシヨリ、加列兒斯(カレルス)ガ銃體ヲ改革シタル製造ノ定規ヲ精究シ、二卷ノ書ヲ撰シ、銃炮窮理論ト題シ、以テ此ヲ呈ス、翁予ガ論ヲ熟視シテ大ニ歡ビ、於是乎、德島城ノ南郊富田ノ二軒屋町ニ大銃鑄造方ノ術ヲ建テ、築田太郎ヲ奉行トシ、炮術士坂本正平、此ニ佐タリ、予亦日々出勤シ、大銃數十座ヲ鑄造セリ、翁又大銃ニハ、古來行軍防守水軍ノ異用アリ、既ニ異用アレバ、則其銃體及銃臺、亦差別ノ製ナケレバ、其用ノ理ヲ盡スコトヲ得ベカラズ、故ニ炮術者流、家々各異ノ諸說アリ、予家世々炮術ヲ嗜ミ、高祖父歡庵翁以來、火術ノ法書ヲ藏スルコト六十二家、予亦祖先ノ志ヲ嗣テ其事ヲ述ンコトヲ欲シ、四方ニ游歷シテ此術ヲ修メ、遍ク諸家ニ咨ヒ詢リ、炮臺等ノ雛像極テ多シ、因テ此ヲ照査スルニ、各一得一失アリテ、直ニ此ヲ用ユベキ者アルコト鮮シ、又今予ガ草思セシ新奇ノ臺ヲ製センニハ、貲費亦少シトセザルヲ以テ、乃此ヲ翁ニ訴フ、翁曰國家禦侮ノ要器ヲ製スルニ、豈ニ財用ノ費ヲ嗇ンヤ、須ラク吾子ガ欲スル所ニ從フベシト、於是乎、種々異樣ナル銃、及臺ヲ造リ、毎日打放シテ其利用ヲ精究シ、遂ニ三銃ノ用法ヲ明カニスルコトヲ得タリ、蓋三銃ノ製ヲ異ニスルコトハ、古人既ニ說アリ、然レドモ其偉器ヲ實測シテ、數理ヲ精究スルニ至リテハ、容易ナラザルコトナルヲ以テ、諸名家ト雖モ、未ダ其薀奧ヲ盡サザルガ如シ、信淵草間ノ浪士ヲ以テ、幸ニ此擧ニ與リ聞クコトヲ得テ、其數理用法ニ至ルマデヲ

推究ルコトハ、實是上天ノ寵靈ニシテ、而モ集堂大夫、赤心報國ノ餘光ナリ、因テ其始末ヲ記シ、三銃用法論ノ首ニ書シテ叙説トナシ、以テ大夫ノ忠誠ヲ表スト云爾、文化六己巳ノ年八月既望、南總大豆谷ノ隱士佐藤百祐信淵謹撰、

〔三銃用法論　上〕行軍炮篇

予ガ工夫ヲ以テ、彈丸モ火藥モ、銃尾ヨリ裝ルヤウニ製造シタル行軍炮ヲ、予ガ工夫ヲ以テ製造シタル戰車ニ載セテ押出ストキハ、其用法ノ神妙快利ナルコト極テ多シ、其中ニ於テ最モ專要ナル用法五ツアリ、其第一ハ、敵兵甚強盛ニシテ、弓鐵炮ヲ夥ク備ヘ、勇進テ競來ルトキニ、此戰車ヲ布列テ、此方ヨリ逆出テ戰ヲ仕掛、嚴シク此ヲ打挫クニ用フ、第二ハ、味方ノ先手、或ハ何レノ手ノ味方ニテモ、戰ヒ利ヲ失テ將ニ敗セントスル時、速ニ此戰車ヲ脇ヨリ押出シ、越働シテ敵ヲ打挫クニ用、第三ハ、急ニ野陣シ、或ハ二三夜ノ野陣ニハ、此戰車、八方ノ外圍ニ布列シテ、總構トスルニ用フ、第四ハ、前後左右ニ敵ヲ受タルトキハ、此戰車ヲ周圍ニ布列シテ、先戰士ヲ休息シ、靜ニ敵情ヲ察シテ進退スルニ用フ、第五ハ、此行軍炮ニ、數多棒火箭ヲ仕掛テ、敵ノ居城屬城等ヲ燒陷シ、或ハ敵ノ陣營ヲ燒拂フニ用フ、凡此五箇ノ用法ハ、專ラ此行軍炮本分ノ任使ニシテ、其業ノ大功ヲ成スベキ者ナリ、且又予嘗テ此戰車一輛ニ、軍用諸物ヲ積載セタル秤量ヲ會計セシニ、先大銃八十貫目、楯盾裝盾翼盾二十貫目、彈丸火藥十五貫目、別段二十人ノ衣類、及食物ノ梅干枯魚乾豉鹽、其他大桐油合羽六枚、莞筵八枚、細引二十本、澁紙十枚、銅鍋二箇、水汲紙三折、飯板二十枚、擣換替椀四十、柴刀等ノ雜具二十貫目餘ヲ、楯盾ノ中ニ積載ルト雖ドモ、都合百三十五貫目ノ荷物ニテ、四斗圓ノ米、八圓ヨリモ輕シ、故ニ時ノ樣子ニ因テ、十日餘ノ兵粮ヲモ積ムニ足レリ、

〔三銃用法論　上〕行軍炮篇

昔朝鮮征伐ノ時ニ、明兵ヨリ奪取シタル大銃ハ、一モ法ニ叶ヒタルモノナシ、子母炮等モ、母炮ノ

四隅ニ寶珠ノ無キ銃ノミ有リ、然ドモ本邦ノ諸將モ、初大音ノ大霹靂ニ一驚ヲ喫シタル器ナレバ、唯其奪得タルヲ歡ビ、乃其銃ヲ模範トシテ、數座鑄造セシコトヽ見エテ、今諸家ニ寶珠モ無キ佛郎機ト、法モ無キ短銃ノ甚多ヲ以テ、國初ノ趣モ亦察スルニ足レリ、集堂翁予ガ窮理論ヲ讀テ、大銃ノ製法用法共ニ精粹ヲ究極センコトヲ欲シ、切ニ予ヲ責テ講明セシム、故ニ予諸家ノ傳法ヲ照査テ、其事理ヲ考究スルニ昔慶長十九年、大坂ノ役起リシ時、長州萩ノ城下ニ、郡司讃岐守信久ト云鑄物師アリ、性鑄冶ノ工ニ精ク、且大銃ノ製造及用法ニ通ズ、乃子母銃三座ヲ鑄造シテ、國主毛利長門守秀就ニ獻ズ、其子母銃ヲ載セタル車臺ハ、左右ニ箱楯ヲ綴著テ、敵ヨリ打掛ル銃丸ヲ避ベク、頗ル便利緊要ナル製ニテ、且其子母炮ハ、母炮ノ銃腹四隅ニ寶珠一箇ヅヽ有リテ、其製極テ精好ナリ、按ニ、是佛郎機ヲ製造スル眞法ヲ得タル者ナルベシ、故ニ能其用法ヲ操練スルトキハ、縱横自在ニ打放スベシ、我高祖父歡菴翁日記ニ、郡司信久ガ炮術ハ、其外舅中村若狹守隆康ヨリ授リ、中村若狹守隆康ハ、大隅國種兒島ニ於テ、波爾杜瓦爾國ノ人ペイトルウイス、ト云者ヨリ傳授セシト云フ、然レバ波爾杜瓦爾國ニハ、定テ勝タル眞法多カルベシ、故ニ國初ノ炮術家ノ中ニ於テ、最モ奇功ナル眞法多キハ、隆康流ニ若クモノ無シ、郡司讃岐守信久ハ、長州侯ノ鑄物師ニテ、隆康ヨリ炮術傳授ノ後、更ニ奇妙ナル工夫多ク、大ニ隆康流ヲ盛ニセリ、予モ亦信久ニ從テ炮術ヲ傳授セリ、予ガ秋田ニ歸リタル後ニ、如何ナル禍ナリシニヤ、信久罪ヲ蒙リテ、其家斷絶セリト聞ト云ヘリ、當時我ガ高祖父歡菴翁長州ニ游テ、炮技ヲ信久ニ學ビ、此子母炮ヲ目擊シ、其寫眞圖、今ニ存シテ予ガ家ニ藏ス、然ルニ毛利家ニテ、此子母炮ヲ大坂ノ役ニ齎出シタルヤ否、難波ノ戰記、及平攝廣覽等ニ其說アルヲ見ズ、又慶安年中、阿蘭陀國ヨリ大銃二座ヲ獻上セリ、其銃今大坂御城中ニ在リ、此亦車ニ載テ用ル者ニテ、車臺及種々雜具アリ、悉彼本國ノ製ニテ甚精好ナリ、二座共ニ七八貫匁以上ノ彈ヲ裝フベキ大炮ナルヲ以テ、防守ノ用ニハ最モ宜キ神器ナレドモ、接戰ニ用ルニハ重過テ不便ナリ、然ドモ此炮臺車ニ四本ノ木ヲ施シテ、坂ニ上リ、或ハ坂ヲ下ルニ、車ヲ止ルコト自在ニシテ、打放ニ便宜ナラシメタルハ、甚珍重スベキ製法ナリ、故ニ予窮理論中、此二者ノ製法、詳ニ論載セリ、且今般此行軍炮ヲ製スルニモ、彼郡司家ト阿蘭陀國ノ炮

砲臺

臺車ヲ校鏈シテ、新ニ一種ノ戰車ヲ製造シ、此ニ大炮ヲ載セテ押試ルニ、進退周旋甚自由ナリ、於是乎、翁ト議リ、此ヲ鮎食河原ニ推出シ操練セント欲スルニ、阿州ハ砂地ニテ、輪ノ跑脚(カル)コト甚深ク、旋轉(マハス)コト難シ、因テ更ニ工夫シテ一箇ノ車輪ヲ造リ、此ヲ増旋シテ沙漠ヲ推旋ニ、重荷ヲ載セテ驅馳セシムルト雖モ、絶テ跑脚ノ患アルコトナシ、集堂翁、掌ヲ打テコレヲ妙輪ト名ク、

○

〔三銃用法論 中〕防守炮篇

防守炮ヲ備フルニハ、先其臺場ヲ築クベシ、臺場ハ溝ヲ堀リ、其土ヲ搔揚テ土居ト爲シ、土居ノ上ヲ臺場ニスベシ、臺場ノ土居ハ、高過ギタルハ宜シカラズ、大抵二丈餘ヨリ、三丈許ヲ限リトスベシ、其仔細ハ、凡鐵炮ハ低處ヨリ高處ヲ覘打スレバ中リ易ク、高キ處ヨリ低處ヲ打ツハ其中リ粗シ、大銃ハ、殊更ニ低處ノ物ヲ覘ヒ打スルトモ中リ難キモノナリ、但土居ハ根盤ヲ廣クスベシ、土居ノ上通リ、六間ヨリ狹キ臺場ニテハ窮屈ニテ、極大ノ銃ヲ自任ニ打放スコト難シ、土居ノ外面ニハ悉ク柵ヲ振リ、柵ノ外ニ犬走ヲ設ケ、内ノ方ニハ武者走アルベシ、一貫目彈以上ノ大炮ヲ打ツ臺場ハ、表間口六間、奥行モ六間無レバ、點放ノ用法ヲ施シ行フ事難シ、

〔維新史料 上書 一〕相州御備場其外見分見込ノ旨申上候書付 ○天保十己亥年四月 江川太郎左衞門

此度相模國御備場見分ノ儀、御目付鳥井耀藏、幷私ニ被仰付候ニ付、見分箇所伺ノ上、相模伊豆安房上總國御備場、其外見分仕、猶又顧ノ上、明屋敷番伊賀者内田彌太郎、私ノ手ニ附、測量爲仕、兼テ被仰渡ノ趣ヲ以テ、御備向三段ニ取調、見込ノ次第左ニ申上候、○中略

一相模國觀音崎御臺場、見分仕候處、直立二十七間ニテ、上總國富津御備場ヘ、海上一里三十二町十九間餘、二十尋ヨリ六十尋位迄御座候、前書直立ニテハ、大筒放發、辨理不宜候間、遠見番所ハ、其儘被差置、御臺場計リ、同所下字長崎ト申所ヘ、本文長崎ト申ハ、鳥井耀藏申上候、大坂ノ儀ニ御座候、御引下ケ御座候方ト奉

存候、尤右場所ハ、海防ノ要路ニ付、新規ニ御臺場御取立可相成地形、篤ト見分仕候處、鴨居村ノ内、字三軒屋岬、走水村ノ内、十石崎、同旗山岬、都合三ヶ所ニテ、右ノ内旗山岬ハ、尤可然地勢ニ相見、同所ヨリ右小三塚迄、海上一里三町四十四間餘、深サモ二十尋ヨリ四十尋位迄ニテ、廻船富津出ヘ不乗掛様心掛、スボマリ艫通候間、何レニモ可然地勢ニテ、端船差出候都合モ宜シク候間、右三ヶ所ヘ、新規御臺場御取建、鴨居村枝郷、右三軒屋濱走水濱ヘ、端船二十五艘宛モ被差置候様奉存候、然ル上ハ、万一異船颿入候共、相州ノ方ハ、觀音崎外三ヶ所ノ御臺場、上總ノ方ハ、左ノ箇所ニ申上候、新規御築立ノ小三塚御臺場ヨリ挾打ニイタシ、右三軒屋、走水濱、并富津ニ被差置候端船共、雙方ヨリ申島沖ヘ乗出シ、悉打立候ハヾ、三方ヨリ防禦ニ付、行屆可申奉存候、

一異船相見候節、少シモ早ク御備場詰ノ者共、心得不申候テハ不手繰ニ付、城ヶ島幷ニ洲ノ岬ヘ大筒被差置、異船見掛次第、相圖ノ號砲ヲ打放候様イタシ、相州ノ方ハ、劒岬、千駄岬、平根山、觀音崎ト、狼煙ヲ以請繼、安房上總ノ方ハ、犬坊岬、明金崎、竹ヶ岡、富津ト、前同様請繼候ハヾ、夫々手配モ行屆キ可申奉存候、

〔維新史料十一編〕象山松陰事蹟

此冬（〇嘉永元年）、深川藩邸（〇松代）内ニ野砲臺ヲ築キ、其築造ノ方法ヲ試ム、同三年庚戌、四十歳、春三月、松代城南、花水澤ニ於テ大砲ヲ演ジ、之ガ記ヲ作ル、（〇中略）四月、江戸近海巡見、鎌倉ヨリ乗船、荒崎城ヶ島ヲ經テ本牧ニ抵リ、其間處々砲臺ヲ觀ル、其制ノ用ニ適セザルヲ知リ、上書所見ヲ述ベントス、故アリテ果サズ、

〔贈従一位島津齊彬公略傳〕同三年庚戌（〇嘉永）六月、是より先き、公指示して天保山大門口新波戸場、其他六箇所の砲臺を築かしむ、此月成る、始て大砲を試む、公前年歸國の際、地所を相して指示し玉ひしなり、然れども始めて砲臺を築く、人々其法に馴れず、築功甚だ拙なりしが、後年、公歸國の

際、數度改築せしめらる、其築法は、專ら譯書に就き、西洋築法を酌み玉ひたるものなり、一時は大砲八十餘門に上れりとぞ、即ち現今遺蹟を留めし砲臺は、皆公の遺模なりとぞ、

〔續々泰平年表〕自是下、癸丑拾遺夷記、

嘉永六年七月十七日、魯西亞船長崎港江入津話再記、○中略

我國○露國の海防炮臺を一覽に供ふべしと云、其光景數百の臺場、各左右に相對して備たり、其大小は有といへども、必一雙にして片隻の物なし、西に折り東に伸び、星布羅列す、馬場○五郎左衛門問て曰く、是は處々の炮臺を集て、此の如くせしや、又一港口の有樣なり哉、彼云、是は某の一箇所なり、又別所を見せ可申とて、數多交替して摸し出す、如何にも炮臺の構へは一樣なれども、傍邊の山岳、海灣の光景、一々別境なり、されど炮臺を布置する事は、各其地理により魚鱗鶴翼、其諸圖ありと見えたり、馬場問て曰く、此炮臺を見るに、何れも疊石に非ず、其製如何に、彼答て云、炮臺は、都て自防にも他防にも、死石にて築立たるものにては、轟響に逢、火丸に中る時は、撃摧け潰る、依て山砂を石炭に錬立たるものなり、是を以てする時は、自放の轟響に潰れず、他放の擊發を承るにも中れる所のみ潰て、破裂すとも他に及ばず、是は我國にかぎらず、炮臺の設は、萬國皆是なり、此全く後世の工夫に非ず、既に秦の萬里の長城の製作、其の濫觴なり、其國の炮臺は勿論、城郭も秦より疊石を用給ふと聞く、大炮を以て撃ときは、卵よりも危し、其製を改め給はゞ宜しからんと云、馬場又問、一炮臺に、筒幾挺許りなるや、彼答て云、百挺に及べり、然るに見給ふ如く、炮臺は一々相對して片隻成物なし、是敵船乘入時に、挾み打にすべき爲なり、されど、其船艦猛にして、たとへ一箇所を乘拔るとも、炮臺連綿として、雙方より所謂十字打に打ち立る故、退んとすれば始ての臺場、再び丸ヲ込、皆々待懸る故、進退維にせまる仕懸けなり、故に萬國平に、炮臺のある湊口には、不入來事に決定せり、若し誤て入る時は、是を粉韲にせずと

いふ事なし、然るに清國を始め貴國にても、我等諸萬國は、水軍を好み、大艦を以て陸軍に當る様に思はれ候得共、左様の者に非ず、水軍は自から水軍にて、洋中に出向ひ、平に軍艦に相對して、炮術を闘はしむるやと云、馬場云、内睛に思願するに、長崎近來、海防嚴重になり、諸家各番所に火炮を増加し、頗る防禦整へりといへども、長崎十箇所の番所の炮數、都て百二十四挺なり、漸く彼の一炮臺に當る、爰に於て心大に慚愧を生ずと云、思ふに今日影戯の一場、此一段落を示して、一唱に供へん爲なるべし、見畢りて歸る、

〔續々泰平年表〕嘉永六癸丑年八月初旬、非常爲御手當、品川海中江、大筒臺場拾壹箇所、新規御築立被仰出、御用掛御老中阿部伊勢守、牧野備前守、松平和泉守、松平伊賀守、若年寄遠藤但馬守、本多越中守、御勘定奉行松平河内守、川路左衛門尉、御目付戸川中務少輔、堀織部、御勘定組頭岡田利喜次郎、後藤市兵衛、中村爲彌、同吟味役竹内清太郎、御勘定吟味役格御代官江川太郎左衛門、奥御右筆原彌十郎、早川庄次郎、宮田營太郎、上川傳一郎、御徒目付組頭格田中勘左衛門、御徒目付小田切清十郎、平山謙次郎、御小人目付山木久助、天笠鉢太郎、堀口六五郎、石崎鐵三郎、藤田幸藏、吉岡元平、一番之御臺場、水中埋立、深さ平均滿汐面上一丈二尺五寸、二萬六千二百四十七坪也、右積高金一萬二千四百兩、海岸より二十八町程隔と云、二番、水中埋立、滿汐面上九尺三寸、一萬九千八百十八坪四合、積高金一萬千六百二十兩、海岸より三十八町程隔、三番水中埋立、汐面上深九尺、一萬九千三百五十一坪、積り高金一萬千三百九十兩と云、右三箇所請負人は御大工棟梁平内大隅也、八月廿一日より御普請始、四番、水中埋立、深九尺六寸、一萬三千五百七十三坪八合、積高金六千六百九十五兩一分、海岸より二十町程隔、五番、築立深七尺八寸、八千八十五坪六合、積高金五千二百六十七兩、六番築立深九尺六寸、一萬三千五百七十三坪八合、積高金未知、海岸より三十町、七番、築立深六尺三寸、五千九百二十四坪一合、積高金三千五百七十六兩一分、八番、築立深さ七尺、六千五百四十三坪一合、積高未詳、九番、築立深六尺三寸五千九百二十四坪一合、積高金三千六百十八兩二分、濱御殿海岸より四十町餘、六番、八番は平内大隅落札と云共未被仰付、四五七九之四箇所請負人は御勘定所御用達岡田次郎落札也、十番十一番共、築立深六尺三寸、二萬七千五百五十四坪五合、此二箇所請負人は、柴又村年寄五郎右衛門、落札といへ共未被仰付、積金高不知、一番より三番迄翌寅年四月皆出來、但し土藏井戸等迄出來す、四番五番は、翌年正月より御普請始、右御普請入用に付、高輪泉岳寺境内之山、松平駿河守下屋敷山、井御殿山等を堀崩し、海岸より船に積て海中の御場所へ運、右ニ付高輪通往來留に相成り、芝三田三丁目木戸際江東海道往還の高札建、同所聖坂より二本榎通松平相模守、大崎村下屋敷門前より品川天王山下北馬場町より品川宿横手前江出、通行す、但し暮六時より明六つ時迄は、高輪通往來不苦、九月に至御觸、今般江戸内海江御臺場御普請に付、衛船等土取に相成候船ニは、御普請場所引請人共より相對次第御普請所へ差出、土砂運送可致候、尤相當の賃錢請取之損ニ貫錢引上候義、堅致間敷候、右之通、御料は御代官、私領は領主地頭ゟ不洩樣可被申渡候、

獻砲

〔續々泰平年表〕安政三年此初秋ゟ、大坂兩川口江、大筒据臺場を御築立、

〔唱義聞見錄〕薩中將〇島津齊彬

安政丁巳〇四年二月、越前藩村田巳三郎、安部又三郎兩人、君侯の御直書を持て薩州へ往たり、此御直書の趣は、薩の臺場警衛等、一覽させ給はり度との御文なり、斯て兩士、薩に到りければ、薩侯大に悅び、越前侯より御賴の事なれば、臺場不ㇾ殘見せ可ㇾ申、打試みをも致させ、見せ候間滯留せよとて、一日侯自ら誘引して、一日に七臺場を廻り相試みあり、

鹿兒島七臺場　一箇所大砲拾五挺宛百廿封度より入十封度に至る

村田安部兩士の爲に打試みの日は、一挺を拾五發づゝ一臺場にて二百二十五發づゝなり打試み、七臺場を一日に廻り、七臺場にて、都合千五百七十五發の發砲なり、此一日の費、數千金なりといへり、兩士大要に話しけるは、此日打試みの時、誠に夥敷事にて、十五挺の大砲を十五發づゝ、一時に發せし事故、海面煙にて闇黑に成り、波濤沸騰し、紅丸海面を走る景色、恰も盆中に珠玉を轉ずるが如く、斯の如きの壯觀は有まじきと大に感賞しけり、此時侯の、我國の海防は、先是にて足れりと仰ありしと也、臺場一覽の後ち、侯命じて、反射爐機巧によりて砲を製するの爐なり木綿車木車の機巧を以て、かなきん木綿を織る事なり、等を見せしめ給へり、兩士も如ㇾ斯海防の行屆たるには感服して、夫より長崎を廻り、七月五日、大坂に歸り、大久保要に面會、この事を語り歸國しけるとなり以上丁巳秋大要話

〔文化日記編年史料所引〕文化四年十二月廿四日

金十枚　御先手御鐵砲方兼帶　井上左大夫〇正治

右者先祖製作之大筒、願之通差上候付、被ㇾ下旨、於御右筆部屋緣頰、老中列座、備前守申渡之、若年寄中侍座、

〔陸軍歷史一〕同年〇天保十二年七月廿五日、左之書付三通、於長崎奉行柳生伊勢守宅、同人申渡、

金五百兩　　　　　　　　　　　　　諸組與力格　長崎町年寄　高島四郎大夫

其方所持之大筒貳挺、御用ニ付御留メニ相成、書面之通御金被下候間、可得其意候、

右者水野越前守殿、以御書付被仰渡候間、申渡候、

〔烈公行實〕嘉永六年癸丑六月三日、洋舶入內海、老中伊勢守阿部正弘、來問措置事宜、公作書論十條五事、又論今公獻巨礮七十四口、時承平日久、恬熙爲習、人民不識巨礮爲何狀、聞公奉獻盛事、爭來聚觀、且請奉其事以助、故道路無阻、不日達江戶、又有自水路而至者、公盡獻之、以供防海備邊之用、且獻地球小樣、

〔續々泰平年表〕嘉永六年六月九日、榊原式部大輔政恆、西洋流法之大炮六挺を獻上す、二十九トイム五十ポンドのモルチール二挺、筒口徑九寸五分、二十トイムホーイッスル三挺、六貫目カルロンラ一挺、但し各一挺ニ付玉二十ツヽ添之、依之即日、此六挺之大炮を濱御庭江御備に相成候よし、業人には金三郎息男下曾根次郎助、井伊賀組三十人を是に附屬せらると云、同九月二日、榊原家江時服十五領を賜ふ、

〔事實文編附錄二〕大將軍砲圖記　　　　　玉乃惇成

是豐臣氏朝鮮之役、吾先君丕光公所得之器也、形狀一如圖樣、用南蠻鐵造、長四尺八寸、口徑四寸、唇厚一寸五分、腹圍一尺九寸一分、底徑六寸、重三百七十五斤、有耳便架、有環便提、火門無蓋、照星照門皆無稜、八而脫其一、第一稜、勒皇圖鞏固四字、第二稜、勒天字二十五號大將軍九字、第八稜、勒鑑造通判孫興賢七字、各一字横列、腹上勒萬曆壬辰季夏吉旦兵部委官千總杭州陳雲鴻造二十字、四字五行横列、腹後勒教師陳湖鐵匠董世金九字、四字五字二行横列、按大將軍蓋威遠舊製、新製雖有不及、亦武備要具、豈可不寶重也哉、萬曆、明神宗年號、壬辰、其二十年、當皇朝後陽成帝文祿元年、至今文政八年乙酉、蓋二百三十四年、而此器自中遺棄、湮晦幾亡矣、即今而後、得復顯焉、是一大快事、不可不識其由、讚州丸龜人土田喜重、以火術游歷諸侯、其名稱關西、府下教師有坂某、亦世其業、克究自家、旁求

異聞、卑辭招喜重、閱諸火器及此、愕然良久、謂衆曰、是中華物、我足迹所到、三十三州、未嘗遇若此者、時亦鏽複衣、不知文字有無、乃刀刮之、水滌之、自頭下手、漸覩其衣、一字見、二字見、課程四十有九字悉見、滿座絕倒、服其精鑑、予聞之廣瀨翁曰、土田氏、其先某、承三島家方、而至高祖某、並傳荻野家方、而至當身、切磋講明、自出機軸不少矣、猶以取舍潤色自居、每謂弟子曰、荻野新方、多越三島古方而止之、然而古方一意短見、雖似無益者乎、深思凝省、則不有一不中用者、要之取舍在人而不在方也歟、予據翁之言、而觀其爲人、大勇無我之人、不舉一而發百之人、必是老成實才之人、岩國玉乃惇成撰、

〔武林玉露三〕井上與稻富喧嘩之事

正保三年九月十日、於殿中、井上外記、稻富喜大夫と、鐵炮之事に付て口論に及ぶ、其一座に、長坂丹波守、幼名血鎗小栗長右衛門等有合、左右へ和談を入て事を靜謐にす、其濫觴は、其比稻富喜大夫に被仰付、五貫目の玉を以て、五十町討べき由願に依て也、爰に井上外記、批判して云、五貫目の玉を以、五十町を打し事、田付四郎兵衛は打事も有べし、稻富が手際には、難かるべきの由衆々申たるを聞て、稻富怒て云、何ぞ客は予を褊するやと云、外記が言、吾は不言、但其手際を以て、五十町を打事危しと世人思ふに依て、批判するとの事なるべしと答ふ、此事を論じて、既に珍事に及ばんとする處に、長坂小栗が扱ひ、且殿中と云ひ、事靜りぬ、

〔續々泰平年表〕嘉永六年八月十日、御同人〇阿部伊勢守御渡候御書付、萬石以上之面々、當地江之儀にて、是迄は鐵炮不持越向も有之儀に候處、當時之場合に而は、近海之御固にても有之事に候得ば、當地へ鐵炮取寄候とも苦ヶ間敷、尤領分海岸有之向は勿論、海岸無之分にても夫々自國警衛之場所有之儀に付、右手當丈けは殘置、餘分の筒類も有之候はゝ、近海守備用意之爲、追々當地へ取寄置候とも不苦旨、無滯急度向々江可被申通候、

〔續々泰平年表〕安政二年三月三日御達海岸防禦之爲、此度諸國寺院之梵鐘本寺之外、古來之名器、及當節時之鐘に相用候分は相除、其餘可鑄換大炮小銃之旨、京都ゟ被仰進候、海防之義、專御世話有之候折柄、叡慮之趣、深御感戴被遊候事に候間、一同厚相心得、防禦筋之儀、彌可相勵旨被仰出候段、水戶殿始出仕之面々江於席々老中列座、伊勢守演達之、

從二京都一被二差越一候官符之寫、太政官符、五畿內七道諸國司、應下以二諸國寺院之梵鐘一鑄中造大砲小銃上事、
右、正二位行權大納言藤原朝臣宣、奉レ勅、夫外寇事情、固所二深憂一旋禦也、況於二編末一何有二差異一、頃年墨夷再乘二入相模海岸一、今秋魯夷渡二來畿內近海一、國家急務、只在二海防一、因欲下以二諸國寺院之梵鐘一鑄中造大砲小銃一、置二海國樞要之地一、備中不虞上、速令下諸寺院各存二時勢一、本寺之外、除二古來名器及報時之鐘一、其他悉可下鑄二換火砲一、爲二皇國擁護之器一、及二邊海無事之時一、復又宜下鎔二兵器一以爲中鯨鐘上、不レ可レ存二異儀一者、諸國宜承知、依レ宣行レ之、符到奉行、安政元年十二月二十三日(中略)

輪王寺宮方伊勢守殿へ被二仰入一候、御使口上書、海岸防禦之爲、此度諸國寺院之梵鐘、本寺之外、古來之名器、及當節時之鐘に相用候分相除、其餘可二鑄換一大砲小銃之旨、被二仰出一候樣、御承知被レ成候、右は海防之義ニ付而は、御國力を被レ盡候折柄、御必用之品に有レ之、諸寺院におゐても、年來泰平之御恩澤に浴し候義に付、何れも厚く敬承可レ仕候得共、一體寺院梵鐘之義は、夫々蒙二佛陀之救護一候、願主は申迄も無レ之、六趣四生其願之利益無量之功德有之事は、經說論判明白御座候處、寶祚延長、御武運永久を悃祈候義、是亦通規之願意ニ而、古來より勅願、亦は武家庶民ニ至迄、天下泰平、國家安穩、祖先之冥福、子孫繁榮之爲、誠心を以製造致し、家運之永昌を後代ニ相輝之義ニ有之候內、法用功德之事は差置、朝暮日中水火燈之六事は、緇素普通に用ひ候趣に而、敢而報時而已之用に無之處、此度御取上ニ相成候而は、以後臨時之手筈を失ひ、自然不慮之災危可レ有之哉も難レ計、且本寺之外、此之義、大小高下之寺格には候得共、末寺門徒有之分は何にも本寺席に候得共、據て御除に相成可レ申、左候へば多分之數にも有レ之間敷、其上梵鐘差出方之義は、追而御差圖可レ有之由、右は公儀に而御取寄之事には可レ有之候得共、萬一夫々寺院ケ差出候樣に而は、實に難澁は申迄も無レ之、運送之義、河海之最寄にて、通船等便利之場所は手段も可レ有之哉に候得共、山野邊土にては不二容易一失費相懸り、迚も不行屆義に可レ有之候得ば、當御配下之分は御斷被二仰入一候外無レ之、右等種々無二餘義一次第も有之候上、當年は東照宮天下一統之支干御相當、稀成る御慶事之御時節、御門主御方にも御尊務之職に付、如二先規一御武運長久萬世不朽之御祈禱、山門日光東叡を始、夫々被二仰付一候折柄之處、天下泰平、國家安穩、寶祚長久等、夫々發願之銘文有レ之梵鐘を鑄潰し候義、甚以御心障に思召候、右に叡慮を以被二仰進一、一端諸向へ被二仰出一候義に付、何共御斟酌之義、表立被二仰入一兼候之間、再三被レ爲レ塞二尊慮一、厚く御恐推被レ成候得共、御祈願筋御職務にも相響、何共御默止難レ被レ成、無二御據一被二仰出一候迄にて、其儘何となく御延引に相成候樣被レ成度思召候、此段厚御含被二成進一、上件之御旨趣相整候樣、宜敷御取計之義被レ爲レ入レ頼候、依レ之御使を以被二仰入一候、日光御門主御使信解院、十二月二日寺社奉行安藤長門守江書付、諸國寺院梵鐘之義に付、今般御觸有レ之候に付、右心得を以御領分內附屬之寺院呼出、別紙心得方書取之趣相含、品に寄權家總代之者をも呼出、本末糺之上、本寺之分は梵鐘有無、幷本山亦は本寺小本寺之譯、其外國郡村寺號を記置、歸寺申付、末寺之內梵鐘無レ之分も同樣取計、相殘末寺之分は、古來之名器當節時之鐘に相用候旨申立候分は勿論、御由緒其外强ても難レ遁申立候分は相除、全無二異議一梵鐘可二差出一寺々治定致し候分は、勝手次第鑄換之積り請書申付、右名器時之鐘其外雖レ遁之由申立候寺院は、追て不レ及二沙汰一旨申渡、是亦歸寺申付、御領內總寺院何ヶ寺、內本寺何ヶ寺、鐘數何ッ、末寺何ヶ寺、內何ヶ寺は鐘無レ之、何ヶ寺は請書差出、何ヶ寺は名器時之鐘其外雖レ遁之趣申立候段、屆書直に長門守方江差出、右名器雖レ遁之由等申立候分、別紙にいたし、取計方之義、是亦長門守方へ申出、差圖請可レ被二取計一候、尤末寺之分は、何宗何國何郡何村何寺と認可レ被二差出一候、依レ之別紙心得方書取幷奉行所々、諸宗觸頭共江は申談置候趣も有レ之候ニ付、爲二心得一諭書寫をも相添候て相達候事、

古事類苑

武技部十七

水練術

柔術 小具足 捕人

古事類苑

武技部十七

水練術

水練ハ、水中ヲ游泳スル術ニシテ、蓋シ往古ヨリ之アリ、然レドモ其事蹟ノ多ク書史ニ見ユルハ、中古以來ノ事ナリトス、而シテ之ヲ武術ノ一科ニ加ヘ盛ニ教授セシハ、德川時代ノ事ニシテ、常ニ旗下以下ノ士ニ命ジテ練習セシメタリ、

水練ノ具ニ浮玉浮沓等アリ、又熟達ノ人ト雖モ、長流ヲ游泳スルニハ或ハ之ヲ用ヰルナリ、而シテ騎馬渉水ノ事ハ騎術篇ニ在リ、

名稱

〔運歩色葉集 須〕水練

〔倭訓栞 中編十一 須〕すゐれん 水練と書り、水に得たるものを云なり、○中略 列子に、人有濱河而居者、習於水勇於泅、説文に、泅浮行水上也、照朝樂事に、泅兒ども見えたり、弄潮も同じ、事文類聚に、戒弄潮文あり、

〔新撰字鏡 水〕泝遡 同、素故反、去、逆流而上曰泝、同也、行、字加夫、又於與支、

〔倭訓栞 前編四十五 於〕およぐ 游をいふ、泳字もよめり、新撰字鏡には遡もよめり、押よぐる義にや、列子林注に、游は拍浮者也といへば、おふすと義かよふ成べし、俗におひかくともいへり、游又旋と同じ、

〔倭名類聚抄 四 雜藝〕拍浮 文選云、拍浮、拍打也、俗云、於布須、是也、

水練法

〔箋註倭名類聚抄雑藝二〕拍浮　文選注云、拍浮、拍打也、普伯反、今案俗云於布須是也、所引文、原書無載、按世説任誕篇畢茂世云、一手持蟹螯、一手持酒栝、拍浮酒池中、便足了一生、疑源君誤引之、打也普伯反、與廣韻合、山田本無普伯反今案五字、那波本同、按仁德紀、全匏於不之比佐古、謂可拋以拍浮之匏也、新撰字鏡、游字訓於與支、遊於布須於與久本是同語、而活用轉者耳、今俗所謂水泳是也、

〔嬉遊笑覧七行遊〕水練、水をあぶるを古語にかはあみといへり、日本紀に、游沐を訓じたり、拾遺集の歌の端がきに、女の川水あみたる處といへるは、髪を川水に洗ひたるなるべし、泳ぎは異なり、古語に、およぎをかくといへり、今昔物語に、美濃國因幡河出水流人語に、男は舟にも乘り、游をも掻などして行云々、水掛あひは、俳諧年浪草に、水掛合は、通俗志に出たり、是は水邊にて、卑賤の者、夏日炎暑にたえず、水練の學にて、大勢集りて、其輿に乘じて、左右に分れて、互に水をあぶせかけて、勝負を爭をいふといへり、五元集拾遺、涼み舟泥ぬりあひし游哉、西鶴が諸國咄に、およぎならひは、瓢簞を身にまかせ、浮次第に水れんの上手となつて、瓜の曲むきすると有り、一時の戯なりけんに、昔より今にする事なり、

〔日本書紀五崇神〕六十年七月己酉、兄(〇出雲振根)謂弟(〇飯入根)曰、淵水清冷、願欲共游沐(カハアミムト)、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

一番ニ但馬國ノ住人長九郎左衞門同意ノ兵三百餘騎、旗ヲ卷テ降人ニ出ヅ、是ヲ見テ洞院按察大納言殿ノ御勢、文觀僧正ノ手ノ者ナンド云テ、此間畠水練シツル者共、弓ヲ弛シ、冑ヲ脱デ、我先ニト降人ニ出ケル間、城中ノ官軍、力ヲ失テ防得ズ、

〔水泳試書〕小屋前泳樣幷拔手之事

一一行にても二行にても、順之間、三間位より遠きは惡敷、都て上覽之節、又は總見分之節、方之通り、平日も大輪泳ぎ然るべき事也、小屋前にて順泳の節、人々泳勝手は有之候得共、泳初の人は拔手出すに、小屋の方を向、初の手を出す可き事也、其時勝手惡敷とて、後向になり手を出す事、見苦

敷者也、然共貳番目よりは、見合之內に程過故、前之人之拔手ニ隨ひ出す故、後向前向の差別無出ッ可し、

〔水泳試書〕小屋前泳樣幷拔手之事

一拔手は、人々水に輕重あり、手の高き低き有、人々の生質なり、併修行せば、如何にも達者に成べし、唯身のかはりよく、拔手前條の通り出し、かはり合泳べし、扨手首の上へそり、又は、かゞむは見苦しく、臂指先共延し、りきみなく水へ入べし、水をたゝき、亦は、まねくやうにして入るも見苦敷く、水へ乘り、向へ手を入る、心持にて、水へ右手にても左手にても入る、と、直に間なく替りの手を出すべし、間あれば身のかはりも惡敷見ゆるものなり、又拔手を出したる手の指、五指とも壹ッに、りきみなく附る方宜しきものなり、又水を搔く手の指は、五指壹所にやはらかに遣ふ時は、あたり強く成て、泳勢付ものなり、

拔手調子之事

一調子といふ事は、諸藝術に調子なき事はなく、調子に陰陽有、遲速有、口あり、破あり、第一調子の狂はざるやうに能考へ覺、早く泳時は、早き調子有、遲く泳時は、遲き調子あり、此寸尺を取り候樣に心持の矩あり、爰にあかす此寸尺の取樣は、水を搔時は、左右の手を搔に、遲速なきやうに、右の手出す時は、左手にて、ゆるやかに水を搔かば、左の手を出す時も、右の手にて同樣に出すべし、調子に水をかき、是にて寸尺を定る事、口傳なり、如此調子の狂はざるやうに修行すれば、後には格別ゆるやかに調子を持時も、水を搔手、自然に數を取らざれ共、或は三十、又は五十と左右共に同く數に位の定り、自然に調子の揃ッもの也、

〔水練早合點序〕一世俗皆いふ、游の稽古は冷を引込、秋にいたり瘧、或は病身に成ると云て、親の心に子共を愛するゆへ、夏水游に川邊に行事を制するもの多し、大なるあやまりなり、余幼年の時

に、兄宇平次と白川にひたと游に行けるとき、余が伯父に村岡十之進と云者、水游を知らずして、實父へいふやうは、子どもを度々川に出して、冷させては、諸藝の妨げ、第一には病身に成て、何の稽古事も埒明ぬもの也、家業にてはなし、以後川游無用と諫めしを、實父の曰、夏水に入りて、冷とばかり心得て居るは、大きにあやまれり、冷るは夏秋、漁に好て網をひぢにして、日を暮す者多し、是則冷氣に當るなり、これも生れ付の堅固のものは、冷氣に當らず、川游修行にて冷るといふ事、決してこれなき道理あり、語り聞せん、川游稽古は、五月より八月比までのものなり、夫も炎天の日中に、水につかる事故、うはべの暑をさけ、四五遍も游稽古すれば、寒く成て早岸にあがり、日當に背をほしぬれば、炎天ゆへ忽身もあたゝまりて、裏のひえ故に、其まゝあたゝまるゆへ、冷を引こむ事なし、又何篇も水に入游て、さむければ則日當りにあたゝまり、右の如くすれば、暑氣もさけ、游も覺へ、身も冷ると云事更になし、冷るは、右にいふごとく、漁に好たるものゝ事也、游修行にて、冷る程に修行すれば、はやく上手名人にもなるべけれども、總體稽古には、萬事皆人うみやすきものにて、修行數篇せぬものなりと、答へられければ、伯父も高論に伏し、それより兄弟ともに、夏中川游修行に出たる事也、誠に實父の詞の如く、余六十に近けれども身健に、今年まで秋冷に痰の發たる事なし、川游をせざる人に、痰或は病身成人多し、余も幼年の比は病身にて、よわき生れつきなりしを、實父ひたと川游修行致させられし故にや、身をきたひ、漸々と年長るに隨ひ、息災に相なり、今年老たれども、吾君命ならば、五町三町の游心安し、又今にも水に浮てばかり居て、流れに乘じ游事は、二里も三里も浮行ものなり、

〔水練早合點〕海游の事

一川水のごとく流れぬものゆへ、潮の上下知れぬものなり、いづれ何方へぞ少宛流れるものなり、夫を試に習有、游時に少にても上には游にくきもの故、下りに游がおよぎよし、其時試に散葉

錦纜

にても、そゝ流し見れば、右か左か向か前へ流れ行を見て、其潮に隨ひ游時は、およぎよし、享保年中に、宗孝公、歸國の時、船中蒲苅と云湊にて、予〇肥後國人小堀常春が海游を見給はんと命給ふ、則䖏。游。拔。游。を游ける時、亦立。游。を命給ふ、命に應じて游げる時、湊に有ける船の面々、賞嘆の聲、暫く止ず、予が家職に似合はぬ事とおもひけれども、實父の名を揚げんと思ふ故、命に應じて游しなり、

〔水練早合點〕鎗薙刀つかひやうの事

立游なり、鎗も、なぎなたも、身を横にして向にすゝむなり、左右に向時、鎗長刀ふり向様、陸のごとくしては、水に入り自由ならぬものなり、鎗長刀いづれもふり替る時は、横にして前後左右に振返るなり、尤弓を射るも同前、弓を横に持射る也、

〔源平盛衰記 四十三〕二位禪尼入海幷平家亡虜人々附京都注進事

宗盛公、子息清宗二人ハ、海ニモ入ズ、自害ヲモセズ、船中ヲ兎違角違、違行給ケレバ、侍共餘ニ憑クレヲ見ケルガ、思ヒテ、通(トヲル)様ニテ海へ突入奉、入ハ鎧ノ上ニ碇ヲ置、冑(ヨロヒ)ノ上ニ鎧ヲ重テ、身ヲ重シテイレバコソ沈ムニ、是ハスハダニテ、而モ究竟ノ水練也、清宗ハ父沈給ハヾ、我モ沈ントオボシ、宗盛ハ子沈バ我モ沈ント思テ、二人ナガラ沈ズ、竪ザマ横ザマ、立。游。(タテヲヨギ)犬。游。(イヌヲヨギ)シテ、沈ミ給ハザリケルヲ、伊勢三郎義盛船ヲ押寄セテ、右衛門督ヲ熊手ニ懸テ引上、大臣殿此様ヲ見テ、態義盛ガ船近游寄テ被取上給ニケリ、

〔水府武術傳系〕水術

中山備州臣
島村孫衛門正廣
┃
鳴海何衛門清一
┣青木又四郎 當時指南
┗太田忠左衛門政倫

免狀

市川吉左衞門當時指南

〔水術免許狀〕貴殿水術修行不淺之條、渡舟渡ヨリ青柳迄、千鳥九十八遍相懸リ候ニ付、此度致免許候、仍免狀如件、

文化三年丙寅七月七日　永井惣次郎

忠政花押

佐野介十郎殿

演習

〔信長記 一上〕織田備後守殿病死之事

信長卿、○中略夏ノ間ハ河ニ浸リ、水練ヲ習セ玉フ、只明テモ暮テモ武功ノ爲ヲ思召シテ、他慮ハ更ニ無リケリ、

〔大猷院殿御實紀附錄 二〕水泳も御親らなさせられ、溜池の内藤左馬助政長が家に成せられし時、又は城溝にても、度々浮游し玉ひし事あり、正保四年六月、角田河に御狩ありて、徒士の水泳を御覽ありしに、いづれも未熟なれば、この後は徒頭よく敎諭し、宿直の外は、毎日川邊に出て、その技を勵むべきよし命せられぬ、今に至り夏月の間、徒組の輩、六川に於て小屋ゆひて、日々に其技をつとむるは、この時の盛旨につたはりしなるべし、

〔嚴有院殿御實紀 四十五〕寛文十二年七月七日、けふ兩番頭に、組士等水泳の事、先にとはせられし時、一人も練習するものなしと聞えたり、いとひが事なれば、今より後、嚴に令し學ばしむべしとつたへらる、

〔有德院殿御實紀附錄 十二〕水練の事も、久しく絕てなかりしかば、寶永正德のころは、淺草川の三つか一つも游泳するものは、水練者など、世にも稱するばかりなりし、公には少壯の御時より、紀の海にて習はせ給ひければ、自在の業を得給へり、岡本善悅豊久同朋格なども、常にしたがひ參ら

せ、其技のいたらせ給ひしを感じ奉れり、大統つがせ給ひし後、御家人をもはげまさせ給ひしかば、諸番士又は徒士など、やう〳〵其業を習ひ得たり、享保四年七月廿九日、中川の邊御狩の時、徒士の游ぎを台覽あるべしとの命あり、一隊よりおの〳〵三人をゑらび出し、其業を御覽せられし時、徒士のもの共、水を心掛るとみゆると仰ありて、御けしきよく、歸らせ給ひて後、夏衣を給ひてこれを賞せらる、これよりその長官ども、ことに勵ましければ、いくほどもなく堪能のともがら多く出て、三十返、足付ず、拔手、舞鶴、雁行などいへる業をなすものも多くなりしとぞ、○中略すべて水練の事、近臣には松下伊賀守當恒、土岐大學頭朝澄、目賀田長門守守成、つかさどり、このともがらは、紀藩に在し時、常に水馬に熟しければ、深川越中島にて、諸番士にをしへしめらる、此時糸川玄時○時恐晴誤安長、同朋格朝澄が家臣吉田丹治田原唯七等、いづれも紀伊國にて、岩倉郷助某といへるものゝ弟子となりて修行せしかば、ともに出て諸番士に敎へけるに、後はみな習熟し、甲冑の上に刀橫へて、川わたすもの迄も出來りしとなり、

〔嬉遊笑覽七行遊〕江戸にて、士人の水練する始は近き事にて、寶曆五六年の頃、十人ばかりも出て、兩國橋の下、元柳橋の處にて稽古したり、又深川越中島橋際には、未熟の者出たり、○中略淮南子に、善游者溺、善騎者墮とあるは、川だち、川ではつるといへる諺のごとし、又うさぎ兵法、こたつ辨慶、蓮木刀などの類のことわざに、畠ずいれんと云へるも古きことなり、太平記に、朝敵蜂起の條、此間畠水練しつる者共、我先にと降人に出ける云々、

〔瀨田問答〕一御徒方、水泳稽古イタシ候事何頃ヨリ初リ候哉、大猷院樣御代、下乘橋ニテ水泳上覽被遊候ヨシナド申傳候、享保年中、有德院樣、中川御番所ニオイテ、初テ上覽被遊候節、私祖父太田源八ナド罷出候、其後ハ連綿トシテ書留等モ御座候へ共、初ノ儀相知不申候、

答正保四丁亥年六月廿五日、大猷院樣、角田川へ被爲成、御船ニテ御遊、御供ノ面々へ水練被仰付、

候、此砌堀田加賀守殿ヲ以、御徒頭衆ヘ被㆓仰渡㆒候ハ、御徒ノ輩、水練達者稀ナリト被㆓思召㆒候、是常ニ水稽古不㆓致候故ナリ、自今已後、毎年夏中ハ川端ニ小屋ヲ懸、非番ノ者ハ、毎日泳ヲ稽古可㆑致旨被㆓仰渡㆒候、是ヨリ夏毎御徒方水稽古初ル、右ノ趣前撰集ニ有㆑之候、

草後按、御徒今井與十郎舊記書留寫、

正保元甲申年正月廿五日、大猷院様、龍ノ口ヨリ御乘船、角田川筋ヘ御放鷹ノ節、於㆓川端㆒雁御拳ニテ被㆑為㆑合候處、御鷹共ニ川中ヘ落候、御腰物番本目權之丞、大小ヲ脱ギ、川中ヘ游ギ付、雁ヲ帶ニ挾ミ、御鷹ヲ左ノ手ニ居上、右ノ手計ニテ游ギ上候ニ付、御機嫌快然、暮時還御、翌二月朔日、權之丞被㆑為㆑召、水游等心掛候段、神妙ニ被㆓思召㆒候ニ付、為㆓御褒美㆒金三枚、時服二ツ被㆑下㆑之候、且御老中堀田加賀守殿ヲ以、自今已後、御旗本ノ御番衆、年若ノ面々、幷御徒ノ輩、水游不㆑可㆑怠之旨被㆓仰出㆒候、

正保四年丁亥六月九日、大猷院様、角田川筋ヘ御船ニテ被㆑為㆑成候節、於㆓淺草川端㆒假屋ヲ建、御供ノ面々ヘ水游被㆓仰付㆒、御近習外様、幷御徒方マデ、水游上覽畢テ還御、

重棟曰、正慶承明日記、本目ガ水練ノ事ヲ記ス、

〔塵塚談上〕歩行水泳は、野澤半平弟十次郎、水馬に打交り稽古せし事也、御徒五番組河内新助忰藤五郎といふ者、御徒二十組にて、一人の名人なりしを、半平賴にて出、十次郎などを取立たり、拔手泳に調子を切るといふは此藤五郎が始めし業也、

〔水泳試書〕いにしへより、御徒方の水泳の書有とゝふ事を不㆑聞、是は左もあるべき事なり、岡水練にては書上る事かなはず、中々修業なくては出來ぬものなり、諸藝術も、書付計にては稽古ならぬなり、別段の手練なくして定むる時は、殊の外了簡違ひ計多きものなり、水は水に能馴る事第一なれば、書はありても岡評議にて、何のやくにもたゝぬものなり、故に往古より、書なきものかと思ふ、其上躶藝なれば、今のもの、疊の上にていたす藝術の掟ばかりおぼゆる心得にては出來

ぬものなり、今此書、享保の頃の泳かた盛なる時は、稽古法令掟等少く、稽古おほやうにせり、今は殊の外法令多くなり、慎第一とするより、水練の業は次第におとり、今は享保の頃の泳方とは迷ひ、水練の達者を修行するを忘れ、唯見場の能きにのみかゝはれば、水練の朝きに、いつとなく移りし事、いにしへを忘れけるにひとしく、こゝにおいて古今のたがひを数年手練いたせしゆへ、書あらはし、初心の人々にしめすとのみおもふ、

天保十四卯年正月　　　　吉田定八郎彦保花押

〔触留十一〕巳〇安政四年五月廿五日

大御番方水馬幷水稽古、明後廿七日より相始申候、依之右場所へ榜示杭、明後廿七日、御番方に而為建候間、此段御達申候、以上、

五月廿五日　　　　稲葉兵部少輔〇大番頭

跡部甲斐守様

〔触留十一〕巳〇安政四年五月廿五日

町奉行衆　　　　松平信濃守
　　　　　　　　松浦弾正
　　　　　　　　大久保市郎兵衛

新御番方水稽古、明後廿七日より相始メ候ニ付、大稽古場所江前々之通榜示杭相建申候、尤大御番方江も申合、取計候様申渡置候、依之此段御達申候、以上、

五月廿五日　　　　松平信濃守〇新番頭下調
　　　　　　　　　松浦弾正
　　　　　　　　　大久保市郎兵衛

〔踏水訣〕延享の比、吾侯〇細川重賢入國の時、肥後熊本へ著の節、卽日余〇小堀常春が游を命じ給ふ、花園の泉水にて游ける時、大に賞嘆したまひ、萬事聞及びしよりは、見てはそれほどに諸藝共に無きものなるが、余が游は聞及び給ひしより賞嘆したまひぬと仰有、吾侯も其日より修行し給ひ、毎日未の刻より暮まで、雨天晴天の差別なく、修行し給ひける故、實父傳受の通言上しければ、一夏中に、達者游のぬきも自由にて、吾侯の拔游にまさり給ふ他侯稀なるべしと思へり、或時神水といふ處に、漁に行給ひしに、炎天の比にて、しばらく小舟に休みたまひけるが、手ぬきもゝ引わらぢをはき給ひながら、小舟より水に飛給ひ、向の岸に游著給ふ、如斯の達者ためしをなし給ふ、近習の若輩何れも修行命じ給ひけるに、一同に稽古にかゝりし面々、吾侯の拔游に及ぶものなし、

余七歳の時より、實兄村岡宇平次九歳成しに、兄弟白川傘淵と云所に、實父連行、水游稽古させられ、余九歳に成ける年、白川世繼淵と云所にて、川游支配頭澤村主膳といふ用人、游見分しける時、我等兄弟も游けるに、賞美他に異にして、十一の歳、先君宣紀公、天神淵游場にて、水游見給ひける時、兄弟共に游たり、又十三の年、同所にておよぎ、兩度共に先君賞美を蒙り、十五の年、伯父小堀茂竹猶子に相成りて、茶事を家業とする故、それより家業にかゝり、游の事修行止たり、或時實父、兄の宇平次同座にて咄けるは、其方など程に水を游得ては、水をこなすの、うくのといふ心にては、游の位つかぬものなり、もはや水を游得ては沈まぬものなり、蛇の手も足も無くして、水に浮み、前後左右に、自由に首をあげ行を見て心得べし、其方など程に水をうき得ては、水をこなし、浮氣を止めて、身は浮たるもの故、游の手なり、向に行く氣位を心にかけて、今より游ぐべし、りきみの無き樣に水をあいしらい、游に艶のつく樣に心懸べし、萬事の藝皆同じ事にて、りきみ有事を嫌ふなり、吾無手勝流の居合不殘傳受して、今人にも師範をするに、其人の修行に應じ、初心の內は、隨分達者にわざをはたらかせ、それより段々心氣の工夫をさせる事也、萬物一理なりと、實父の

申せしを、余も同座にて此詞を聞、さて〳〵道理哉と感心して、夫より養父家に歸り、門前白川の端故度々水に浮みて、實父の詞のごとく、身の浮に構ず日々游げども、其氣味游の艶の付たるを知らず、浮に心を付ねば、身も沈みて伸もせず、數日游けれども埒明ず、合點もせず、是はならぬとおもひけれども、實父の詞を信じて、また日數、水に強くさはらぬやうに沈みを構はず、折々游けれ共、終に合點せずいたりしに、或年の夏、實父所に起居を尋に行けるに、傘淵に、澤村主膳子供引つれ、游けいこに出しと聞、余も游たくおもひけれども家業異なる故、表向不都合と思ひ、何となく傘淵に行たりしに、主膳も實父も、余に游べしといひける故、則一遍游けるに、實父も主膳も、其外川方の面々も驚て、游の艶を賞美せずと云ものなし、實父も餘不審にて、今一遍と望有り、余も又游けるに、愈つやよく游出來たり、見物の面々、皆實父に向ひて、如何してあの艶ありやと問ければ、實父も賞嘆有て、外に何ぞ譯なし、先年宇平次同座にて、游の心持を語聞せしばかりにて有ると答へける、余も今に心にとくと合點ゆかねども、實父の詞を信じて、數日游ける故と思ふなり、夫より余が游、國中に名高く成りて、所々川々、游所望ありて游けれども、其妙を得たる事を知らず、されども諸國の游の風を見るに、師の傳異なるを知れり、其人の游を見るに、隨分達者なる游樣なれども水の踏樣、身のうけやう、我實父に習ふ所に異なり、おの〳〵一理有べけれども、余が實父の教る處を傳受する時は、游の艶も出來て、拔游達者に成て益あるべし、萬事の藝、諸流に成て、師傳さま〳〵なり、游も同じ事なり、

余が實兄宇平次、游は達者なる事、及ぶものなし、白川にて、居合刀を帶して、湯衣を著、川上へ早拔游にて、游登る事自由なり、其達者なる事、國中に、一人も宇平次に及ぶものなし、實父常々人に語て曰、達者游は、宇平次に長順及ばず、艶游は、長順に及ぶものなしと、稱美せられし事なり、また艶游も、長順には宇平次及ばずといへ共、其餘人は、宇平次が艶に及ぶ者なしと語られしなり、誠に俗

にいふごとく、馬と川は乘りて知り、游て見よといへるが如く、畑水練にては、用に立ぬもの故、士たる者、修行有べき事なり、

〔武家嚴秘錄 七〕水泳上覽之始

一正保四年六月九日、隅田川筋へ御成有之、同所において、御番乘御徒方、水泳初而上覽、此頃より川端に假小屋掛り、諸向稽古始ると云、明曆元年七月八日、二九へ渡御、御廊下橋に而、御番方水泳上覽、同九日、召而時服を賜はる、

一享保四年七月廿六日、中川海手砂村之新田出先において、始而御徒之水泳を上覽有之、時服御帷子各壹ツを賜る、御徒十九組之内、壹組より三人ツヽ五十七人なり、

〔幕府年中行事歌合 上〕廿一番　右　水馬水泳御覽

鳰とりのおきなか河にうかび出てたれか勝ると水くゞる也

水馬水泳御覽は、徒士頭組子を率ひ、ぬき手たちおよぎなど、さま〴〵の業をなさしめ、後戲におよぎながら文字をかき、又は舟底をくゞりなどする業す、

〔泰平年表 嚴有院〕明曆元年七月二日、〇二日恐入日誤二九へ渡御、廊下橋にて御番方水泳台覽、御先代(德川家光)正保四年六月九日、隅田筋へ御成有之、同所において、御番衆御徒方、水泳初て上覽、此後年々五月より八月迄、川端に假小屋掛り、諸向稽古始るといへり、御徒方水泳上覽、五年目に有之候、永式となりしは、有德院殿、享保四年七月廿六日、中川海手砂村新田出先に於て、始て御徒方水泳上覽有之、時服御帷子一ツを賜ふ、御徒十九組の内、壹組より三人ツヽ、都合五十七人にて相勤、

〔有德院殿御實紀 九〕享保四年七月廿六日、中川のほとりに御放鷹あり、御みづから雲雀三十、鳴一を得らる、また漁を觀給ふけふ御舟を中川にとゞめ給ひて、徒士五十七人の水泳を閲せらる、游泳はて、徒士頭士屋平三郎正慶を御船に召れ、組子の水練御褒詞を蒙る、廿七日この日船手頭向井將監正員、大河內又十郎政眞、堀七郎兵衞利邑、三淵縫殿助永正、石川源兵衞乘紧に時服賜ひ、きのふ徒士の游泳を御覽せられしときの事にあづかりしを賞せらる、また水泳せし徒士に

名手

各帷子一をたまふ、

〔續々泰平年表〕安政二年五月廿七日、同日於濱御庭水泳、松平三河守家來吉田權平、植原六郎左衞門、植原六郎、島田派次郎、松本爲次郎、渡邊鐵之助、川路矢五郎、大澤龜之助、大嶋鶴太郎、篠田儀助、栗原環、但馬二見分、御目付鵜殿民部少輔、岩瀨修理相越、

〔水練早合點〕序一余〇小堀常春が實父村岡伊大夫、幼年より川およぎ好にて、稽古せしに、自然と其妙を得て、先君綱利公〇熊本藩主の時、江戸白銀邸の泉水にて、松平伊豫侯其外諸賓客招請の節、此泉水にて、游を見せ給ひけるとき、伊大夫游拔群勝れたる故、再三命有て游けるに、伊大夫種々の游、滿座皆賞嘆やますして、伊豫侯の給ひけるは、日本一の游と唱美し給ひけるゆへ、其比伊大夫異名を、朋輩共日本一と呼けるとなり、

〔源平盛衰記〕三十五高綱渡宇治河事

直實大音揚テ云ケルハ、〇中略無詮合戰ニ與力シテ、大事ノ命失フナ、落ハ助ント云儘ニ引取々々放箭ニ、木曾殿ノ郎等ニ、藤太左衞門尉兼助ト云者、逆ニ被射落ケリ、是ヲ始トシテ、水練ノ者アラバ、防矢射ントテ、五人進寄テ散々ニ射ケレバ、多ノ郎等手負討レケリ、其間ニ佐々木ガ郎等ニ、常陸國ノ住人鹿島與一トテ無雙ノ水練アリ、鎧脱置、褌ヲカキ、腰ニハ鎌ヲ指、手ニハ熊手ヲ以、河ノ底ニ入、良久沈ミクヾリテ、亂株逆母木引落シ、大綱小綱切棄ケリ、實ノ器量ト見エタリケリ、

〔源平盛衰記〕四十二屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

爰ニ伊勢三郎義盛ガ郎等ニ、大胡小橋太ト云者有、駿河國田子浦ニテ生立、富士川ニ習、究竟ノ水練ノ上手ニテ、水庭ニハ半日モ一日モ潜アリキケルガ、兵ノ乘ナガラ而モ軍モセズシテ、漕廻漕廻スルハ、大將軍何ヤラン直者ニハアラジト危思テ、人ニモ不知、燒内裏ノ芝築地ノ陰ヨリ裸ニナリテ、犢鼻褌ヲ搔、刀二持テ海ヘ入、敵モ御方モ是ヲ不知、輙六郎カセカイニ立テ、己ハ軍モセズ、人ノ船ヲ下知シテ軍ハトコソスレ、角コソスレト云ケル處ニ、ツト浮上テ足ヲ懷イテ、曳聲ヲ出

シ海ヘタフト引入タリ、陸ニテコソ六十人ガカト云ケレ共、水ニハ不心得ケレバ、深キ所ヘ引テ行、六郎ガ頸ヲ取髻ヲ口ニクハヘテ、水ノ底ヲ蚑、源氏ノ陣ノ前ニゾ上タル、判官見給テ尋聞給ヘバ、上件ノ子細ヲ申、下﨟ナレ共思慮賢トテ、鷲造ノ大刀ヲ給リ、世靜テ後兵衛佐殿モ、武藝ノ道、神妙神妙トテ、千餘石ノ勸賞アリ、誠ニユヽシカリケル面目也、

〔源平盛衰記 四十三〕二位禪尼入海并平家亡虜人々附京都注進事

豐後國八代宮神主ニ、七郎兵衛尉某ト云者父子ハ、平家ニ被催軍シケル程ニ、壇浦ノ軍敗レテ、遁ベキ方ナシ、自害ヲセバヤト思テ、子息ノ大夫ヲ招イテ、平家ハ、ハヤ亡ヌ、我等四レビトニ成ナバ、一定可被誅、舊里ニ歸、今一度妻子ヲモ見バヤト思、又可自害歟、ソレ計ヘト云、子息大夫申ケルハ、我等必シモ平家重代ノ侍ニ非ズ、又心ヨリ發テ軍セズ、十善帝王御坐トテ被驅催、一旦參ス、強チニ罪深カラズ、只舊里ニ返退テ、無誤由ヲ陳ジ申給ヘ、但只今舟ヲ漕行ハ、落人トテ、ヨモ不被生、年來ノ水練、此時ニアリ、水底ヲ游給ヘト云、可然トテ、鎧物具脱棄テ、裸ニ成、褌カキ、父子共ニ水底ニ飛入テ、豐前國柳浦ヲ志テ游行、門司浦ヨリ柳浦マデハ、海ノ面五十餘町ノ處也、今二十町計、不行著シテ、父ノ兵衛尉、子息大夫ヲ呼返シテ云、去共ト思ツレ共、我左ノ足ヲ引入々々スル者アリ、今ハ故郷ニ游著ン事難叶、去バコソ汝ニモ游後ルト云、大夫ハ、疲給タルニコソ、何物カハ足ヲ引侍ベキ、只我肩ニ懸給ヘトイヘバ、我身コソ死ヌ共、汝ヲサヘ沈メン事不便也、如何ニモ足ガ重ケレバ、叶ハジト云ヘバ、大夫水底ニ入テ足ヲ捕テ見レバ、餘ニ周章、臑當ノ片方ノ緒ヲバ解テ、今片方ヲ不解ケルガ、水ニシトミテ重カリケリ、引切テ角トイヘバ、サテハ游ントテ、二時計ニ柳浦ヘ游上ル、宿所ニ歸テ、妻子ヲ見、悅事極ナシ、

〔吾妻鏡 八〕文治四年六月五日己巳、自去夜雨降、晡時以後如覆、雷電聲、終日不休止、戌刻洪水、勝長壽院前橋落畢、而飯田次郎、相當御堂宿直、依爲水練者、相具郎從、浮渡水面二町餘、取留之、而于時爲見

御堂邊欲參入之處、橋已流之間、抑留之間、見飯田所爲、令歸參申其由、則召飯田賜御馬云云、

〔吾妻鏡十六〕正治二年九月二日乙卯、羽林〇源頼家令歷覽小壺海邊給、小坂太郞、長江四郞等、儲御駄餉、〇中略海上粧船獻盃酒、而朝夷名三郞義秀、有水練之聞、以此次可顯其藝之由、有御命、義秀不能辭申、則自船下浮海上、往還數十、結句入波底暫不見、諸人成怪之處、提生鮫三隻、浮上于御船之前、滿座莫不感、

〔古今著聞集十馬藝〕坊門の大納言忠信〇中略交野の御狩に、同じ馬〇馬名一六に乘て、鹿に付て馳ける程に鹿淀川に入ければ、馬も續きて入にけり、乘人川にしづみて見えざりければ、上下おどろきあざみあへりける程にしばし有て、物具水干袴、みなうき出たりけり、其後はだかにてをよぎ上りけり、水の底にて、のどかにぬぎとかれけり、水練の程目出たかりけり、

〔古今著聞集九武勇〕承久三年のみだれに、宇津宮越中の前司賴業、いまだ無官なりけるが、宇治川をわたすとて、押ながされて水の底へ入たりけるに、石にかきつけて鎧をぬがんとしけるが、上帶しめて、とけざりければ、引ちぎりて、ぬぎておよぎ上りたりけり、さしもはやき川の底にて、かくふるまひたりけるゆゝしき事也けり、水練なりけり、

〔古今著聞集十六興言利口〕いづれの比の事にか、山僧あまたともなひて兒などぐして竹生島へまいりたりけり、巡禮はてゝ、今はかへりなんとしける時、兒どもいふやう、此島の僧たちは水練を業としておもしろき事にて侍るなり、いかゞして見るべきといひければ、住僧の中へ使をやりて、少人たちの所望かく候、いかゞ候べきといひやりたりければ、住僧の返事に、いとやすき事にて候を、さやう事つかうまつる若者、只今たがひ候て一人も候はず、かへす〴〵口をしき事也といひたりければ、ちからおよばでをの〳〵かへりけり、舟にのりて、二三町ばかりこぎ出たりける程に、はり衣のあざやかなるに長絹の五帖の袈裟のひだあたらしきかけたる老僧、七十餘りに

やあるらんと見ゆる一人、はぎをかきあげて海のをもてをさしあゆみて來るあり、船をとゞめてふしぎの事かなと目をすまして見ゐたる所に、ちかくあゆみよりていふやう、かたじけなく少人たちの御使を給て候折ふしわか者共みなたがひ候て、御所望むなしく御歸り候ぬる生涯のいこんにさふらふよし、老僧の中より申せと候也といひてかへりにけり、是に過たる水練の見物あるべきやと目をおどろかしたりけり、

〔太平記十八〕金崎城落事

氣比大宮司太郎ハ、元來力人ニ勝テ、水練ノ達者ナリケレバ、春宮〇恒良ヲ小舟ニ乘進セテ、櫓カイモ無レ共、綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付、海上三十餘町ヲ游デ、蕪木ノ浦ヘゾ著進セケル、是ヲ知人更ニ無リケレバ、潜ニ杣山ヘ入進セン事ハ、最安カリヌベカリシニ、一宮ヲ始進セテ、城中ノ人々、不殘自害スル處ニ、我一人逃テ命ヲ活タジバ、諸人ノ物笑ナルベシト思ケル間、春宮ヲ怪シゲナル浦人ノ家ニ預ケ置進セ、是ハ日本國ノ主ニ成セ給フベキ人ニテ渡セ給フゾ、何如ニモシテ杣山ノ城ヘ入進セテクレヨト、申含メテ、蕪木ノ浦ヨリ取テ返シ、本ノ海上ヲ游ギ歸テ、彌三郎大夫ガ自害シテ伏タル其上ニ、自我首ヲ掻落テ、片手ニ提、大膚脱ニ成テ死ニケリ、

〔水練早合點〕古來より水練を得て、武を輝し、又は命を助かり、功を存せしものあげて計へがたし、其一をいへば、天正元年二月廿七日の戰に、淀の城にて、岩成主税助古通といひし人、大力にして、其强勇當るものなし、時に藤孝公の内に、下津權内古辰といふもの、兼而水練を得たる士也、淀の橋の上にて、主税助と權内とうちあひ、やがて組合けるが、橋の上より組合ながらに川へ落ける時、主税助は、水練にうとき故に、水中に沈みけるを、權内水を得たれば、水中にて首掻切り、功名をなしたり、夫ゆへ今に肥後の國八代球磨川といふ大川にて、水游修行怠ることなし、則これ武士たる人の心懸べき事也、ある人いふやうは、子供をたび〳〵川に出して冷させては、諸　の妨げ

又は病身に成て、何のけいこ事も埒明ぬもの也、家業にてはなし、以后川游無用と練めしを、予〇小堀常春が實父の曰、川游けいこは、五月より八月までのものなり、夫も炎天の日中に水につかる事、うはべの暑を避け、四五へんも游稽古すれば寒くなりて、早岸にあがり、日當に背をほしぬれば、炎天故、忽身も温まりて、裏のひへ故に、其まゝ温まる故、冷を引込事なし、又何篇も水に入、游で寒ければ、則日當りに温まり、右の如くすれば、暑氣も避け、游も覺へ、身も冷る事なしと聞ゆ、就中予六旬に近けれ共、身も健にして、諸病の憂なし、尤幼年の頃は病身なれ共、川游修行せし故にや、身を幾たびと□□□漸々年長るに隨ひ息災になれり、是をもつて初心の心得を志めすのみ、

〔常山紀談拾遺〕二關が原の役、長嵐〇田中長、郷戸を渡らんとするとき、中間の中に、水練をよくする者あり、是をして瀬踏せしむ、大雨の後、水增りて淺瀬を志らず、諸人の渡り兼ける所へ、かの中間、川へ飛入り、或は浮、或は沈みて、甚深しとみえけるが、歸りて淺く候といふ、長嵐、先に汝がわたりし體は、深かりし體なるが、今淺しと云は如何と被尋ければ、かの者答て、淺き體を見候はゞ、他の倫より先を爭ひ渡り候はんとわざと深き體を仕候といふ、長嵐、則淺き通りを渡り、先登の功あり、かの中間は、此功によりて郷戸三郎左衛門と號し、士の列に入られけるが、後に細川家につかへて病死せり、

〔室町殿物語〕九好喧嘩徒黨之事

こゝに高橋作右衛門光範と云人あり、〇中略大のおとことはいへども、おほきなる兩こしを帶しながら、八尺のついぢを、あなたこなたへ自由に飛こゆる、水の底には、さだまつて半日はこたへけり、

〔玄桐筆記〕十二の御歳、淺草川御游被遊候事、御行實に見へたれども、猶も書付申候、威公〇徳川賴房淺草川へ御成有て、お長〇徳川光圀此川游べき歟と御尋あり、游て見可申と御答あり、さらば游て見よ

水練具

と被仰出御供のもの共無勿體御事なり自然御あやまち候はゞ何とか可仕と諫め奉ければ威公被仰けるはいやとよ我子ならば游得べし自然溺死候てもそれほどの不器用者生立置くも詮なし少しも悔むまじとく〳〵游候へとて小舟に乘まいらせて西の岸へ著まいらせ東へ向て游がしめ給ふ其年は荒年にて餓死の骸水上より數多流下けるが御身へ當りけるを推のけ給へば浪にゆられて又は流より〳〵幾度ともなくゑける其骸の冷やかなる事臭穢なる事たとへんかたもなくうるさく思召けんせんかたなくて骸の下を越て御游被遊けり過半游ぎ給ふ時威公御力を被添事にや御游は無類の御上手にて御腰より上はさし顯れて水の上に浮立給へども御長川はもはや淺きぞ是見よ我せいの立程なるぞと御後ゑさりに游給ひて導き給ひ岸に游著給へば御下帶の四結を取て小舟の中へなげ入給ふ公は草臥給ひて打伏給ふ威公大に御感あつて御褒美に小鍛冶御脇指を被進此比公あまりわるさを被遊により御脇指を御制禁にて丸腰にておはす御懇望の折節にて有ければあまりの御うれしさに御草臥も打忘給ひて卽起揚り頂戴被成けるとぞ（淺草川西岸か是も慥に覺不申候とかく威公は川を越てむかふの地へ被成御座候て義公を御舟に乘參らせてこなたの岸へ著まいらせて江戸の方の岸より水戸の方の岸へ御游がせ被遊候よし）

〔練水要訣中〕游習幷浮玉

右詳ニ水術敎則浮游ノ條件ニ述ブ數多ノ初心ヲ引立ルトキハ一人宛手ヲ取リテハ行居ク事ニアラズト知ルベシ

右圖略〇圖ノ如ク浮玉ト云ハ浮物ナレバ瓢ヲ利トスレドモ數多入用ナルユヘ木ニテ作ルナリコロップ能水ニ浮ク木ト雖ドモ日本ニ少シ故ニ桐ノ木穴ヲ眞中ニシテ差渡シ曲尺二寸拍毬(タマ)ノ如ク玉形ニ作リ其上ヲ澁ニテ水留シテ苧物一丈一尺ヲ以テ數珠ノ如ク貫通シ數ハ長幼ノ人體各水ニ浮ク分量ヲ以テ增減アルベシ通例ハ玉十五ヲ貫クヲ一筋ト云フナリ附樣ハ背中

ヨリ胸前ニ廻シ、亦背中ニ苧物ヲ廻シ、其端ヲ胸前ニ取テ能ク結ブベシ、但浮玉、腰ニ下ル時ハ、腰ハ水ニ浮キ頭ハ沈ミ、反テ害トナルユヘ、其心得アルベシ、此器、初心ハ速ニ浮、游ギ覺ヘテ捨離スルヲ要ス、又達功モ此器ヲ帶ビテ修練ノ眞術タル所ヲ試ミ覺ユル爲メニ利有リト知ルベシ、

〔安齋隨筆後編三〕一浮沓　水をおよぐ時用ゆる也、浮沓の秘傳、色々樣々ありといへども、術樣むつかしき事あり、無造作にするは、大なるふくべ（ハナフクベト云、大サ一トかゝへほどあり）を能からして、そのかれたる儘にて、外のこしらへもなく、其大ふくべを苧繩のあみに入れて、水をおよぐには、胸のあたりへあて、このふくべにておよぐべし、むねの邊へゆひ付るがよし、

〔安齋隨筆後編十五〕一浮ぐつ　三尺手拭を袋にして、こはちふくべをいくつも入、我が胴に合ふ程入て結付たるがよし、高く付たがよしと云、又大なる鉢ふくべを麻の網に入て、腰より上に付るもよし、水に入試み能程に付べし、

〔草茅危言三〕浮沓之事

一浮沓ハ、沓トハイヘドモ沓ニ非ズ、胸背ニ掛ルモノ也、往歳愚（○中井積善）京師ニ於テ、コノ製ヲ見及ビタリ、誰ノ造リシ物トモシラズ、甚面白キモノト思ヒシ故、浪華ニ返リ、工人ニ意ヲ假シテ造ラシメタリ、板ニテ内ヲ空シクシ、外ヲ實シテ漆ヲヌリ、或ハ熟皮ニテ罨シテ漆ス、ツトメテ物ニフレテ損セズ、水ニ入滲入ナカラシメ、一大筩、長サ二尺許、小二筩、長サ一尺二寸許、高サハミナ四寸餘トシ、形ハ頂底平直ニ、側ハミナ内ニ向ヒテ少シ曲リ、布槖ヲモテコレヲ盛テ、大筩ヲ中ニシ、小筩ヲ左右ニシ、大小交接ノ所、嚢ニ紐シテコレヲシメ、左右ノ嚢口ヲ麻繩ニテ括シ、端ニヒモヲ長クツケ、人々赤身ニコレヲ著ケシメ、一大筩背ニ當リ、兩小筩左右ノ乳ニ當リ、ヒモヲ胸ニテ交ヘ後ヘカヘシ、左右ノ肩ヨリ又前ニトリ、同ジク結付テ、下ニサガラヌヤウニスルナリ、扨水中ニ飛入ラシムルニ、イカホド高キ所ヨリ飛タリトモ、聊モ沈ムコトナシ、水心得テナキモノモ、立身ニテ

泅グコト自由ナリ、誠ニ水中ニテ、強テ仰ギ、強テ伏シ、左右色々ニ傾キテモ、頭面ノ水ニツカル事曾テナシ、池中海中ニテ試ルニ、意ノ如クナラザルハナシ、タヾ川ヲ渡ルニハ浮沓ニ水セキカヽルユヘ突流サレテ、遙カニ川上ヨリ、ヨホドノ川下ヘ流レ渡リニナクテハユキ難シ、流レ早ケレバ、竹竿ヲ以テ棹サシテユクベシ、サレドモ水心ナキモノハソノ棹ヲ水ニシブカレテ、自由ヲナシ難シ、又水練ニ達シタルモノハ、浮沓甚ダ妨ゲニナリ、殊ニ棹ヲ持テハ、心ヨク渡レズ、只川ヲ泅ギコスト云バカリニテ、衣服佩刀ナド持渡ルコトハ、所詮出來マジケレハ、ワタリ得テモ用ヲナシ難キコトアルベシ、何トゾ水ニ熟スル人、コノ浮沓、並ニ棹サスコトニ熟練セバ、大ニ益ヲ得ルコトアリ川々滿水ニテ、舟モ川越モナラザルトキ、官驛ノ御狀箱ナド、通リカヽリタルヲ川留ニ及バズ、ソノトキノ爲ニ桐木ニテ小キ舟ノ形シタルモノヲ造リオキ、御狀箱ヲ中ニ括リツケ、當人ノ衣服佩刀ナドヲ、ソノ傍ニ繫絆シ、水ニ泛テ、細引ヲモテ腰ニ結付、浮沓ヲカケ、棹サシテ渡ルベシ、不虞ヲ圖ラバ、三人モ一所ニ渡リ、細引三筋ヲモテ、銘々ニ右ノ舟ヲ結付ナバ、一人誤チ流レテモ、是ヲ助ルコト自由ナルベシ、此外ニモ、イロ〱十全ニワタリ越ベキ曲折アレドモ、餘リ事煩シケレバ姑ク略ス、何分コノコトヨク調ラバ、御狀箱ニ會テ遲滯ナク、國家ニ於テ大ナル御爲ナルベシ、是ハ圖用ノミニアラズ、軍用モ大ニ益アルベシ、凡ソ浮沓ハ、一人コレヲ掛レバ、兩人ニトリツカセテモ、曾テ沈マヌホドノ力アリ、ソレ故具足ノ上ニ掛テモ、赤身トサシテカハルコトナカルベシ、又騎將ハ、別ニ少シ大ブリナルヲ造リ、馬ニモカケ、自分ニモ浮沓ヲカケナガラ騎レバ、水中ニテ落馬シテモ沈ムコトナシ、軍兵ハ長柄ヲ棹ニシテ渡ルベシ、敵ノ大川ヲ隔テヽ陣ドリテ、舟ヲ燒キ橋ヲ斷テ、萬全ナリト思ベキトキ、ソノ不意ヲウチテ、一軍颯ト水ニ打入レ、快ク押シ渡リ、岸ニ上レバ、スグニ長柄ヲトリ直シ、槍合ヲ始ムベク、味方ニ少シノ透間ナケレバ、必ズ勝利ヲ得ベシ、萬一敵多勢ニテ我後陣續カズ、利アラズシテ引返ストモ、マタソノマヽ川ニ打籠ル

ルニ敵ハ水深クシテ追ウツコトモナラヌニ、悠々トシテ引取ベシ、是進退トモニ大利アルベシ、タヾ刀槍ヲツカフニ浮沓カセニナリ、少シ妨アルベケレドモ、平生熟練シテアラバ、コノ害モ無ルベシ、國用、軍用トモ熟スル所ニテ、ソノ益ヲ見ルベシ、五穀ノ美ナルサヘモ、熟セザレバ稊稗ニ如カズトミエタリ、萬事皆シカリ、豈タヾ浮沓ノミナランヤ、

〔安齋随筆二〕一水練ノ薬　蟾油(センユ)、ヒキガヘルの油也、油のとりやう、八月十五夜、晴月に向ひ、朱ぬりの盆に、ヒキガヘルを置て、四方に鏡を立、其鏡の外に、蠟燭をとぼす、其灯消る時、油出るなり、樟脳五分、土器ニ入、七度焼カヘス、口傳、　乳香三分、其儘、　松脂五分、其儘、イカニモカタキチ用、マツヤニノコト也、　鐵漿八分、其儘、粉ニシテ、　杉脂二分、其儘、スギノヤニ也、右ヒキガヘルの油は、總薬の三分一入れ、膏薬の如くに煉りつめ、水練の時、目口鼻耳などの穴のマハリニヌル、口傳、桶などのハタに此薬をぬり、頭にかづき水底に入時も、桶より内に水入事なし、

名稱

柔術　小具足［附］

柔術又體術ト云フ、又ヤハラノ稱アリ、德川氏ノ初ニ既ニ此術アリ、或ハ云フ是レ漢土ノ拳法ニシテ、歸化ノ明人陳元贇ノ傳フル所ナリト、此術ハ古來名人ニ乏シカラズ、關口流、澁川流、起倒流等、最モ名アリ、

又一種小具足ト稱スル術アリ、卽チ柔術ノ類ニシテ、一ニ腰廻ト云フ、所謂取手是ナリ、

〔倭訓栞 後編十七 也〕やはら　柔術などいへり、紀州の關口柔心を祖とす、異朝にはなきことなり、享保中、野澤柳秀なる者出て、楊心流を創む、或は明の陳元贇來りて、江戸に仕しより起るともいへり、是適遇蕃客、傳得殺活二十五勢神術者也、把勢術也、拳法とは異れり、

〔嘉良喜隨筆 武家名目抄所引〕關口柔心ト云モノ、ヤハラヲ遣出ス、初ハ本多中書ニイデ、後ニハ紀州大納言殿ヘ出ヅ、柔心ガ仕出スユヘニ、ヤハラト云フ、

〔日本敎育史資料 十 鳥取藩〕一安政六年未九月廿九日

此度學校御改正に付、左の日限出席可致候、〇中略

每月左の師範家門人、講武場總出席日、〇中略

柔術　同〇二十九日 午後　野崎八郎兵衞、多羅尾嘉兵衞、田中勘次、荒木平兵衞、

體術　辻賴佐

〔退閑雜記 四〕乙卯〇寛政七年十一月九日、柔道の本體の傳を得てけり、この柔道といふは、世にまれなるたつとき事にて、外にたぐひはあるまじ、かの鈴木氏の家に、むかしより日本神武の傳のこりたるが、おぼろげに、かいたるもの計りにて、たれも覺えしものもなかりしなり、志かるに今の清兵衞が父なりけるもの、この道を得まほしくて、劍術をも四五流、柔術も六七流ほど極め盡した

るがなかに、起倒流こそいとやすらかにして、少しはかの道のかたはしこもなるべけれとおもひつきて居たりしが、ある日道行けるとき、何とかいふ橋をわたりしとき一旦豁然として大悟す、それよりは、劒つかふも、柔術學ぶも、たゞまくることのみして、のちにはあまりに多く手なぞうたれ、黑くはれたりけるにもいとはで、たゞまけにまけたるに、その心術よく出來しときは、ふしぎに勝しこと度々にて心におぼえけるとぞ、それより修行勤行して、つゐに此道を開きける、いと尊き事にてこそ、翌年天卷の傳をうけぬ、

〔武備志九十二〕拳

弟子曰、陳思王豪于文者也、而其自叙手搏旨哉、津々乎、今之介辨、反耻而不言、嗟哉末之難已、知點畫而後、可以敎八法、知據鞍而後、可以敎馳驟、拳之謂也、次其說于左、

紀效新書曰、拳法似無預於大戰之技、然活動手足、慣勤肢體、此爲初學入藝之門也、故存之以備一家學、拳要身法活便、手法便利、脚法輕固、進退得宜、腿可飛騰、而其妙也、顚番倒插、而其猛也、披劈橫拳、而其快也、活捉朝天、而其柔也、知當斜閃、故擇其拳之善者三十二勢、勢々相承、遇敵制勝、變化無窮、微妙莫測、窈焉冥焉、人不得而窺者、謂之神、○中略

七星拳、手足相顧挨步逼、上下隄籠、饒君手快脚如風、我自有攪衝劈重、

到騎龍、詐輸佯走、誘追入遂我回衝、恁伊力猛硬來攻、怎當我連珠砲動、

○按ズルニ、本書此下十餘圖アリ、今之ヲ略ス、

〔武術流祖錄〕小具足捕手

柔術

堤寶山流　　堤山城守寶山

下野芳賀郡守護職、而小具足達人也、傳記、鎌倉地福寺僧慈恩、習槍刀鎧組等術、最達鎧組、爲精妙云、

起原

推而稱堤寶山流、元祿年中、武藤徹山、習其流、究妙旨、其門多、徹山、作州津山森家人也、後浪人於東武大鳴、予孫繼箕裘之藝、

〔嬉遊笑覽 四武事〕浮世物語（淺井了意作、明暦万治ごろ、）ゆく／＼は渡り奉公、歩若黨にもなさばやと思ひ、居合や。はら兵法なんど、おさなきより手なれさせ云々、悔草、（正保四年版）我などは、やはら取手や棒などを、あらまほし云々、一代男（天和）けんぼうといふ男だて、其頃は、とりてゐあひはやりて、世の風俗も、糸びんにしてくりさげ、二筋かけのもとゆひ云々、けんぼうは宮本武藏と闘し、吉岡氏なるべし、慶長ごろのことゝ聞ゆ、洞房語園に、市橋如見といふ者の書たる柔氣目錄序を載て云、右柔氣目錄序は、先師一橋如見齋より、予が祖父玄意齋に傳へ、玄意是を澤道智に傳へ、道智より予に傳ふる所なり云々といへり、此書作者、庄司道恕が祖父甚右衞門は、正保元年、六十九歳にて身まかれり、如見はこれが師にてありしなり、宮本武藏と同時の人にはあるべけれど、如見は年齢まさりたるべし、原本洞房語園に、新町野村玄意は、其頃かくれなき柔術一流の名人市橋如見齋が弟子にて、宮本氏とは懇意なり、江戸町二丁目山田屋三之丞、角町並木屋源左衞門は、共に宮本が弟子也、右三人舜に餞し、道途を祝し送るとあるは、其頃武藏遊女雲井にかたらひ、折々通ひける、寛永十五年、肥前島原一揆の時に、武藏黒田家の幕下に見舞のため、島原へ行むとする時、かの遊女がもとより、旅立するを人々送りたる也、さて此柔氣といへるは、やはらの術なり、武藏が書る、やはらの名目は先に余が雜考に載、かゝれば和事始などに、柔術は陳元贇より始るといへるは妄なり、元贇がこゝに來りし萬治二年より、武藏が沒にし正保二年は、十五年ばかりも先なり、

〔本朝世事談綺 五人事〕柔和（やはら）

近世大明の陳元贇といふもの本朝に來り、江戸麻布國正寺に寓、その頃磯貝次郎左衞門、三浦與次右衞門、福野七郎右衞門と云三人の者、浪人してかの寺にあり、元贇かたりて曰、本明に人を捕

ふ術あり、そのなす所はしらざれども、そのありさまは覺たりと云、三人の士、その言葉に隨ひ、是を工夫して、おの／＼術を得たり、是本朝の始也、

〔武藝小傳十〕拳

日本に始る事は、近世陳元贇と云もの我國に來り居て、江戸淺府(アサフ)の國正寺に寓す、又浪人に福野七郎右衞門、礒貝次郎左衞門、三浦與次右衞門といふもの、おなじく彼寺に寓居して乘寮に有しが、元贇かたりて、大明に人をとらふる術あり、我其術をしらずといへども、能其技をみつると云、右三人の士、其術を聞、みづから其技を工夫し出して、後能其事に熟せり、凡柔術のおこりは、右三人より傳りて諸方にあまねし、此術の理は、柔にして敵とあらそはず、しば／＼勝ん事を求めず、虛靜を要とし、物をとがめず、物にふれ動かず、事あれば沈て浮ばず、沈を感ずると云、凡調息を要とす、

〔續近世畸人傳一〕僧元政

蒿蹊因にいふ、陳元贇は明末の亂を避て歸化す、朱舜水と同時とぞ、初尾張にありて、元政師に相見の趣、其身延紀行にみゆ、後京師に住て、常に師と交を結ばれしよし、○中略此人學才あるのみならず、柔術に妙にして、今も本邦に行はるゝは此下流多しとぞ、

〔瓦礫雜考上〕按に元贇は、(元政が身延紀行に、尾張にて、始て元贇に逢へるよし見えたり、また元々唱和とて兩人贈答の詩卷もあり、)心越禪師等と共に歸化せるよしなれば、万治二年に來れるなるべし、然るをそれよりも五年已前に、身まかりし、武藏が、いまだ世に起らざる柔の名目かき置るはおぼつかなし、(但し此武藏が書に、柔の名目といふは誤なる歟、又元贇より先に、柔術はおのづからありしにや、猶考ふべし、)

〔譚海十一〕柔術は、明曆の頃、支那より王道元と云人來りて、長崎にて敎しより、弘たる事にて、其已前やはらと云事は、本朝にはしらざる事なり、

〔武藝傳統錄下〕柔術

關口彌左衛門氏重（號二柔身一）紀州之藩中、高祿之人ト傳承、但シ當時不二分明一、

關口八郎左衛門氏成（號二普伯一）右ニ同ジ

天羽勘解由仲英　浪人、生國不レ知、大坂ニテ師匠セシ內、廣貞ヘ皆傳、

米村所平廣貞（法名化界院釋姓現成一覺居士、安永四丁未年六月廿三日死）家系者、二代目浪人中、於二大坂一天羽仲英ヨリ皆傳、當國ニテノ元祖也、

佐分利三郎左衛門成美（法名酒生院醉中無尋居士、寛政九丁巳年五月廿二日死）

（實父成美皆傳師範相繼）佐分利三郎左衛門成貞（法名義峯院紹嶽貞忠居士、享和三癸亥年八月廿日死）始曰二多次郎一、門人之內師範家、平井金左衛門、

（實兄成貞皆傳師範相繼）河崎六郎兵衛政方（法名政方院圓譽融岸若直居士、文政八乙酉年十月十三日死）門人之內師範家、野崎八郎兵衛、井上東、松井番右衛門、

（實父政方皆傳師範相繼）河崎外司馬政信（法名政信院因譽勝緣直淨居士、天保十五甲辰年正月七日死）

（政方門人政信皆傳）岩越幸之丞輔房　河崎政信死後、門人取立師範、匹田流槍術二流之師範、

〔拳法圖解〕關口正統澁川流

當流ノ祖ハ、澁川伴五郎義方ト云フ、義方ハ大和國ノ產ナリ、關口八郎左衛門氏業ニ從ヒ、柔術ノ奧秘ヲ究メ、其名大ニ顯ハル、舊江戶ニ在リテ諸生ヲ敎授ス、江湖ノ人呼デ澁川流ト云フ、其門ニ遊ブモノ甚ダ多シ、男友右衛門、孫伴五郎、皆父祖ノ業ヲ承ク、爾來世々伴五郎ト稱ス、四世伴五郎時英、幼ニシテ聰明ナリ、大ニ文事ヲ好ミ、後ニ武道ヲ修メ、其秘奧ヲ究ム、柔術大意、柔術稽古規薰風雜話等ノ書ヲ著シ、其敎法ヲ大成ス、寶曆十年、故アリテ他流トノ試合ヲ禁ズ、當時諸侯以下門ニ入ル者千ヲ以テ算ストイフ、舊久留米藩主、特ニ此技ヲ講ジ、藩士ヲ敎ヘンコトヲ托ス、因テ之ニ應ジ、爾來世々久留米藩ニ師範タリ、實ニ當流中興ノ祖ト云フ、

起倒流

當流ハ、竹中鐵之助ニ傳ハリタリ、竹中氏ハ、誰人ノ門ヨリ出デシカ、其傳來詳ナラズ、嘉永年間、舊江戸神田俗稱白鼠横町ニ住セリトイフ、流祖ハ寺田勘左衛門正重ト曰フ、京極丹後守高國ノ家臣ニシテ、福野正勝三代、寺田平左衛門ヨリ福野流ノ柔法ヲ傳授セラレシ、其精妙ヲ究メ、功ヲ積ムコト累年ニシテ、終ニ自ラ起倒流ト改號セリ、門下末流諸州ニ多シ、京極家斷絶ノ後ニ雲州ニ至リ、後又作州津山ノ森家ニ仕ヘ、祿貳百石ヲ領セリトイフ、其門人吉村兵助扶壽ノ如キハ、傑然タル者ナリ、當今竹中氏ノ末門奧田松五郎其藝ヲ襲グ、

楊心流

當流ノ開祖ハ、三浦楊心トイフ、楊心ハ、肥前國長崎ノ產ニテ、醫ヲ以テ業トス、德川氏ノ初世ニ方リ、九州地方ニ在リ、楊心居常、門生等ニ語リテ曰ク、人ノ病ヲ得ル、多クハ坐食シテ心神ヲ倦飽セシムルニ由レリ、故ニ之ヲ未萌ニ避ルノ法ナカル可カラズ、其法ハ必ズ適度ノ運動ヲ為スニ在リト、遂ニ其高足ノ弟子、甲乙二人ニ議シ、始メテ居捕五行ノ手形ヲ發明シ、之ヲ試ムルニ頗ル心神ノ爽快ヲ覺ユト雖モ、支體ノ運用、未ダ以テ充分ナラザル者アリ、更ニ起合行合ノ手形ヲ作爲シ、之ヲ習熟スルニ至リテ、全ク健康ヲ保スルノ法備ハレリ、楊心已ニ歿シ、甲乙二弟子相議シテ曰ク、我法多年實施シテ効アリ、豈獨リ之ヲ私スベケンヤ、普ク之ヲ天下ニ公行シ、以テ醫道ノ本分ヲ盡スベキナリト、乃チ甲ハ楊心流ト稱シ、乙ハ三浦流ト稱シ、倶ニ門ヲ浪華ニ開キ、其徒ニ教授ス、門弟頗ル多シ、楊心流ノ名、蓋シ是ヨリ創レリ、其後豐後ノ人ニ阿部觀柳トイフ者アリ、楊心流ノ奧義ヲ究メ、門弟モ亦多シ、就中江上司馬之介武經トイフ者アリ、觀柳ノ甥ナリ、幼名ヲ鬼五郎ト稱シ、夙ニ楊心流ノ秘奧ニ通ジ、叔父歿スルノ後ニ、名ヲ改メテ、江上觀柳ト號ス、觀柳嘗テ謂ヘラク、柔術ノ技タル、特ニ身體ヲシテ健康ナラシムルノミナラズ、

苟モ世ノ武夫タル者ハ、斯術ヲ學バズンバアルベカラズト、年二十有一歳ニシテ江戸ニ來リ、演武場ヲ芝赤羽根心光院ノ傍ニ開設シ、大ニ斯ノ道ヲ講ジテ、武道ノ一ナリト稱セリ、門弟凡千五百有餘人アリ、享年四十八歳ニシテ歿ス、實ニ寛政七年六月七日ナリ、是ヲ本流中興ノ祖トス、

〔天神眞楊流柔術極意教授圖解〕天神眞楊流之起源

我ガ眞楊流ノ柔術ハ、元ト楊心流ト眞之神道流トヲ合併セシ者ナリ、故ニ眞楊流ノ起源ヲ探ラントセバ、先右二流ノ起源ヲ説カザルベカラズ、抑モ楊心流ノ元祖ハ、長崎表ニ秋山四郎兵衞由時ト云小兒醫師アリシガ、醫學修業ノ爲メニ漢土ニ渡リシ際、博轉ト云者ニ就テ、柔術ノ三手ヲ習ヒ得タリ、尤モ唐土ニテハ、唯蹴ルト突クトノミヲ專ラニシテ、日本當時ノ柔道トハ頗ル異ル者ナリ、由時ハ右三手ノ柔術ヲ熟練シテ、倘活生法二拾八種ノ傳授ヲ得、而シテ歸朝ノ后、之ヲ教授シタレドモ、其手數少キ故ニ、學ビ習フ者、皆半途ニシテ廢絶ス、因テ由時之ヲ歎キ、筑紫太宰府ノ天滿宮ニ、百日ノ間祈願シテ、手數ヲ工夫シ、之ヲ三百三手ト成ス、亦神廟ノ前ニ柳樹アリテ、大雪ノ際ニモ、其枝ニ雪ノ積ラザルヲ見テ感悟シ、遂ニ楊心流ト號ス、亦眞ノ神道流ハ、大坂御城同心山本民左衞門ト云人元祖ナリ、最モ元來楊心流ヨリ工夫シテ分別シタル流儀ナル故ニ、手形手數ノ名稱ナドモ同樣ナル事多在テ、三百三手ノ内ヨリ撰ビ拔テ、初段中段上段ト級格ヲ定メ、其手數六十八手トナス是則チ眞之神道流ノ起源ナリ、而シテ我ガ天神眞楊ハ、右ノ二流ヲ合併シタル者ニシテ、柳關齋先生〇磯又右衞門ハ、則チ其流祖ナリトス、

〔八水隨筆〕予が柔術の師澁川友右衞門へ、故板倉甲斐守殿仰られしは、われ其元に柔術をまなぶこと久し、かねて聞し所、他流にあて身といふ事有て、四五年も習候得ば、いかやうのものも自由になげられしよし、その上種々傳受の奥義ども有よし也、其元の流儀においては、あて身といふ

手法

事もなく、人をなげる術もなく、十年習ふものも、廿年習ふものも、何の傳受さたもなし、いつまで習ふても、ゆるしのさたなし、此わけとくと聞たしとありければ、友右衛門答に、御ふしん御尤なり、しかれども御修行ならざる故、御得心なし、此方のあて身は、さしむかひ、うでづく、力わざ計のあて身にてはなし、所によりわき指、或は刀、今少し遠き勝負には、やり長刀、敵の多少により、此方よりも人數を加へ、弓鐵砲、或は長柄備を立、列をたゞし、歩行武者、騎馬、時に應じ變にしたがつて、是をあてるなり、傳受の書物外になし、國家おさまる時は、經書を讀て禮をまなび、亂るゝ時には、孫呉が術を用ふ、しかれば別に書物を作るにおよばず、經典諸史百家の書まで、おさめよますんばあるべからず、是則我術の秘書なり、ゆるし給んかの事なる程なり、是は師匠の授くるゆるしは、其師匠ぎりにて用に立ず、世間の人ゆるして名人といはゞ、是天下のゆるしなり、甲斐守殿、やはらといふものは、六ヶ敷ものかなとて、其巳後は何のはなしもなかりしとなり、予、友右衛門にしたがふ事八九年、同學數百人あれども、おもむきを得たるもの六七人なり、一分の丈夫をつくし、是より上は、いくら習ふも、力の出ぬといふまで身をつかはせ、人にまけぬやうにこらへる道を教へ、人にかつといふ道は教へず、それ故大かたのものは、半途にして止む、予も其道をつくしたるにあらざれども、捕手とやはらとの差別をばしれり、今は澁川も末になりて、世にしる人なし、竹みつをば能人々しりてもてはやす、かなしいかな、今の人、捕手をしりて、やはらをしらざる事、〇下略

〔譚海十一〕やはらに、死活の法といふ者あり、死はある事なれども、活法は稀也、やはらには、人の胸の脇、乳の下をうつ事を殊に恐るゝ也、乳の下の骨は、薄紙のごとく柔かなるものゆへ、強くさはる時は、骨を打折て氣絶するゆゑ、群集の中を往來するには、殊に兩の臂を脇につけて、はなさぬやうにして用心をすべし。。。あて身といふも、乳の下の骨をあつる事にて、其儘悶絶に及び、甚敷は

死ぬるなり、活法を傳へて斷おけるは、氣絶したる人の足のふしぶしを、手ぬぐひなどにて堅くくゝりて、氣の洩ざるやうにして、其人の腹の上にまたがり、兩手をもつて其人の丹田を力一はいぐい／＼とおす時は、死人蘇生すといへり、聞傳へたるまでにて、いまだ試たる事なければ、眞にしかるや否やはいまだしらず、息絶て死たるゆゑ、畢竟丹田を押て息を出す法なり、

〔柔術生理書〕當身心得

夫レ柔術ニハ、形(カタ)、亂捕(ランドリ)ノ二種アリテ、形ハ卽チ身體ノ備ヘヲ作シ、能ク人ヲ殺活スルモノ是ナリ、又亂捕ハ、往昔戰場ニテ、甲冑ヲ著シタルモノヲ取抑ヘンガ爲メ、始メテ其法ヲ設ケルモノナリ、始メハ、形ノ亂捕ナリシモ、目今頻リニ行ハル丶處、蓋シ人ヲシテ死活自在ナラシムルハ、形ノ訓練熟達ニアリ、然レドモ亦亂捕モ講習セザレバ、四支頑硬ニシテ用ヲ爲サズ、故ニ宜敷講習者ハ、形、亂捕トモ、併セ修行セザル可カラズ、其能ク熟スルニ至テハ、一ハ心神安穩ニ、一ハ身幹強健トナリ、以テ兇漢不逞ノ徒ヲ殺活スルニ至ラン、修業者タルモノ、深ク戒メザル可カラズ、

名手

〔武藝小傳十〕水早長左衞門信正

水早長左衞門信正者、不ㇾ知ㇾ爲二何國人一、剛强而有二萬夫之勇一、一日制剛僧者、來二水早之館一曰、當時當ㇾ用二武勇一之節也、君雖ㇾ精二武術一、柔術不ㇾ及ㇾ吾、吾其授二其術一也、信正聞ㇾ之大喜、賞二制剛一學二其技術一、制剛悉傳二授之一曰、術既終、能收練、則雖二萬夫一不ㇾ能二相敵一也、告ㇾ暇去、信正雖ㇾ尋二其居處一不ㇾ答、又不二再來一、後信正之術究ㇾ妙、推曰二制剛流一、

〔武藝小傳十〕梶原源左衞門直景

梶原源左衞門直景者、從二水早信正一、得二其宗一、達二柔術一、後奉ㇾ仕二尾張大納言義直卿一、以二其技術一鳴、里村隨心政氏、遊二直景之門一、爲二精妙一、高橋隨悅諸氏、和田十郎右衞門正重、各從二政氏一得二其宗一、正重後改二隨心一、延寶八庚申年九月廿四日死、法名保心、

〔武藝小傳 十〕關口八郎右衛門氏心

關口八郎右衛門源氏心者、其祖駿河今川家族也、自少年好刀槍及柔術、各得其神妙、始居武州江戸、大發名於柔術、寔爲精妙、凡學刀槍及柔術者若干、其末流遍于諸州、始居本多家、後應紀州大納言賴宣卿之召、赴和歌山、大猷大君〇徳川家光欲見其藝、被召江戸、于時大猷大君、不例日篤、不能備其技術於台覽、嗚呼惜哉、後改柔心、有三子、伯號八郎左衛門氏業、奉仕賴宣卿、領五百五十石、仲號萬右衛門氏英、季號彌太郎氏曉、後改蟻樓、氏業、後號魯伯、其子八郎左衛門氏連、繼箕裘之藝、奉仕中納言吉宗卿、凡柔心之柔術、古今無比之者、其請身殆得妙、

近代澁川伴五郎といふ柔術の達人あり、是關口氏業の傳授を得たり、江戸に居して其名たかし、遊其門人多、弓場彈右衛門といふは、得其宗といふ、

〔明良洪範 十三〕竹内守次郎ハ、柔術ノ名人也、又松平三五郎ハ、大力無雙ノ人也、三五郎、思ヒケルハ、守次郎、何程柔術上手ナリ共、首カ腕ヲ我摑ミナバ、其儘摑ミ殺サント常々廣言シケルガ、或時守次郎ヲ招キケル節、三五郎ノ家僕ニ、大力ナル者有ルヲ呼出シテ、御手合セヲ拜見申度シト乞フ、家僕ハ、主人ヨリ兼テ内意有テ、合手ヲ殺シテモ苦シカラズト云事ナレバ、守次郎ヲ摑ミ殺サントト思ヒテ、仁王立ニ立テ待ケル、三五郎ハ家僕ヲ先ヘ出シテ試ミケル也、守次郎、ヤガテ立合ケルニ、其大力ナル家僕ヲ、何ノ手モナク傍ヘ投出シケルニ、一旦氣絶シケル、是ハ自分ガ力入レシ故、却テ氣絶シタル也、三五郎、驚入リ、扨々聞シニ增ル御手ギハ哉、感ジ入申候、柔術ニハ、活ヲ入ルトカ申事コレ有ル由聞及ビ居候、何卒アノ者ヲ御活シ給ハルベシト云、守次郎、左樣ナル事ハ存ジ申サズ候ヘ共、殺サントテ投シニハコレ無ク候ヘバ、死ニハ致ベカラズト云ナガラ、氣絶シタル家僕ニ寄添ヒ、軀ダニ手ヲ掛ルト見ヘシガ、忽チ家僕氣ガ付キケル、サレドモ此僕脊骨ヲ痛メ、一人前ノ業、デキズ相成リケル故、三五郎、一生扶持シ置キケルト也、三五郎、此時ヨリ守次郎ガ弟子

ニ成リシトゾ、此守次郎ハ小男ニテ、平生ノ事ハ至テ手ヌルキ者也トイヘリ、

〔甲子夜話一〕明和ノ頃カ、加藤右計ト云タルハ、柔術ニ達タル人ナリ、或トキ他ノ柔術者、コノ技ヲ仕合ヲセンコトヲ請タルニ、右計云ヤウハ、無用ナルコトナリ、迚モ柔術ニテノ仕合ハ、勝負シテ一人ハ死ヌルヨリ外ハ無シト云タレドモ、是非ニトテ承引セズ、右計、サラバトテ立合タルニ、彼男組ワタト郎擲タルニ、壁ヲウチヌキテ其身ハ外ヘ出郎死シテケル、右計云ヤウハ、イラザルコト也、是非ト云故、立合タレバコノ如キナリ、然シ彼モ達シタルモノナリ、我擲タルトキ當身ヲシタル故、我ガ肋ヲ蹴折タルトテ人ニ示セシニ、其肋骨一ツ折レテアリシト云、

〔故花庵備忘録五十後佚〕池田光政の領國、備前岡山の磨屋町薬師寺へ、龜崎安大夫といへる柔術の達人寄宿しければ、追々聞傳へて、門弟となる者多し、然るに同國に住する浪士本間半左衛門、（後號試拳、尺八を能す、）行て仕合を望む、龜崎心得候ひぬとて奥に入り、片足をくゝり片手を帯に差入て、片手片足にて躍り出て、さらば立合べしと云、本間あしき仕形かなと心に憤り、いまだ勝負を試みざるに、御邊甚だ某を輕しめらるゝは、いかなる故ぞと問、龜崎、貴客の御不興は尤なり、されどかくして危からざるの心當あり、己れ門弟の面前にて打斃し耻をあたへんと、本間ぞつと走り寄て、龜崎を取て目より高くさし上たり、龜崎笑ふて、是にては勝負なし、いかゞ致され候やと云へば、本間、其儘曳といふ聲とゝもに打付るを、龜崎、中にてひらりと返り、本間を一當あてゝ打倒しければ、佛壇の唐紙を打破りし所を透さず飛かゝり、覺えられたるかといへば、本間大に感じ、郎座に師弟の約をなせり、

〔栗園餘甕上〕島田見山傳

天保中、以劒術鳴於天下者、江戸有男谷某、柳川有大石某、中津有島田見山、見山少二子十餘歳、而乾成鼎足之勢、幼時學劒於堀某、稍長遊筑肥隅薩之間、徧求武人以角其技、○中略見山在江戸、春日從徒

弟數人觀花于隅田川堤上、有少年五人同飲、見見山來、故箕股以攔路、徒弟皆怒撫劍、見山徐々行、踏之而過、一人起立、捉見山衣領、未及見其下手、少年既仆堤下、二人繼起、左右握見山手、見山大喝一聲、二人亦相枕而仆、餘皆鼠竄、不知所之、見山不敢以告人、其門人久米房之助、語予以此事曰、當時吾面見之、先生不獨劍術過人、拳法亦臻其妙如此、

〔玄桐筆記 後篇〕一英公は柔術を能くとり覺給ひて、相撲は役に立ぬものなりと一口に仰けされけるを、左樣に一向にけし給ふべきにも候はずと爭ひ給ふ、さらば取て見給へと被仰、かしこまり候とて立合給ふに、英公は御手をもはたらかされず、御身をせ動かされず、何となく御立有て、公〇徳川光圀思召ほど取いろはせ參らせて後、もはやよきかと被仰て、少し御身をひねり給ふとひとしく手をつかず投げ給ふ、公起あがり給ひて、只今は私未熟なる所候ひて投られ參らせ候、今一度とり給へと御所望あれば、幾度もとて又取給ふ、又先の如く投げ給ふ、今一度と御所望ありしに、もはや見えたる事也、無用なりと被仰しを、達て御所望ありければ、此度は横さまに投げ給ふに、唐紙障子うちぬきて、次の御座敷へ投げ給ふ、侍ひける女中衆、いかにかくあらき御事ぞや、御あやまちにても被遊候はゞ、何どか仕るべきをとかなしがりけるを、いや〱情のこはき者をば、こらしめたるがよきぞと被仰けると、いつも公御はなしに被仰けるなり、其障子わきは少しも損せず、公の御身の通るほど、きりぬきたるやうに破れける、能々英公御力もつよく、投げやうもはづみよかりしと思召よし被仰き、御あやまちなかりしも御幸也、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕拳法は、岡村彌平直時、秦直左衞門武善などを教師とせられて、はげまされければ、いくほどなく武藝に達せしもの多くなりたり、其頃一藝一能ある處士共は、おのが口を糊する時至れりと悅び、所々に教場を開き、しきりに古禮をとなへ、または異風なることを傳へたり、中に講武の一助ともなるべきものには、地所を恩借ありて講習せしめらる、

小具足

〔安齋小說十一〕今職人歌合

四番　右　柔術者

天津風きほへる雲のむなぐらを取てなげのけ月ぞさえゆく

見し人にひとあて當し言の葉をふみ返したるさそくつれなき

○

〔武藝小傳九〕小具足捕縛

小具足捕縛者、其傳來久也、專以小具足鳴世者竹內也、今謂之腰廻、

〔譚海十一〕關流と云劍術は、表六本にて、四十八本に成也、叔父壯年の時見習たる也、やはらをば、腰まはりと云流なり、

〔嬉遊笑覽四武事〕悔草正保四年版我などは、やはら取手や棒などをあらまほし云々、一代男天和けんぼうといふ男だて、其頃は、とりてゐあひ、はやりて、世の風俗も、糸びんにしてくりさげ、二筋かけのもとゆひ云々、けんぼうは宮本武藏と聞し吉岡氏なるべし、

〔好色一代男二〕女は思はくの外

小鹽山の名木も落花狼藉、今一入と惜まるゝ、けんぼうといふ男達、其比は捕手居合はやりて、世の風俗も糸鬢にしてくりさげ、二筋懸の髻上髭殘して袖下九寸に足らず、

〔武藝小傳九〕竹內中務大夫

竹內中務大夫者、作州津山城下波賀村人、而小具足之達人也、今謂之竹內流腰廻、其末流在諸州、傳書曰、天文元壬辰年六月廿四日修驗者忽然而來竹內之館、教捕縛五而去、不知其所歸、竹內常祈阿太古神、篤信彼修驗者、阿太古之神乎、彌敬之信之云々、其子常陸助、其子加賀助、繼箕裘藝、不墜家名、其名逼日域、

〔室町殿物語 九〕好喧嘩徒黨之事

こゝに高橋作右衛門光範と云人あり、器量骨柄いかめしく、力ありて、一心の至剛なる事、凡世にたぐひなし、兵法は我朝にあるほどの家々の奥儀をつたへ、取手は、竹内の極意をきはめ、此ほか十文字、長刀、かまことちなど、家々の秘奧をかうせり、

〔武藝小傳 九〕荒木無人齋

荒木無人齋者、不知何國人、亦不詳其事跡、捕縛之達人、而其法猶存于世、曰無人齋流、

〔武藝小傳 九〕森九左衛門

森九左衛門者、捕縛之達人也、其當身得妙而神也、後奉仕紀州賴宣卿、發其名、

〔武藝小傳 九〕夏原八大夫

夏原八大夫者、夢相流小具足達人也、今川久大夫經其傳、武井德左衛門、得今川之傳、松田彥進、傳武井之藝、有鈴木彥左衛門者、從松田得其宗、爲精妙、

古事類苑

武技部十八

相撲節

古事類苑

武技部十八

相撲節

毎年七月、天皇宮庭ニ於テ、相撲ヲ覽給ヒ、群臣ニ宴ヲ賜フ、之ヲ相撲節ト云フ、此節ハモト式部省ノ管スル所ナリシガ、清和天皇ノ貞觀十年ニ、兵部省ニ隷屬セシメラル、是レ啻ニ娛樂ニ供スルノミニアラズシテ、其意武力ヲ鍛錬スルニ在レバナリ、而シテ醍醐天皇ノ延喜兵部式ノ制、七月相撲節ニ不參ノ者ヲ懲罰スルコト、正月ノ射禮、五月ノ騎射節ニ同ジ、上世此節ヲ重ジ給ヒシコト知ルベシ、其節日ハ、始ハ七月七日ヲ以テス、蓋シ垂仁天皇ノ七年、此日ヲ以テ野見宿禰、當麻蹶速ニ命ジテ相撲セシメ給ヒシニ因ルカ、淳和天皇ノ天長三年、改メテ十六日ト爲シヽガ、其後大ノ月ハ二十八九日、小ノ月ハ二十七八日ニ定マレリ、

凡ソ相撲節ヲ行ハントスル時ハ、先ヅ其年ノ二三月頃、左右近衞府ヨリ、各、相撲使ヲ諸國ニ遣シ、相撲人ヲ徵シテ領シ至ラシム、之ヲ部領使ト云フ、而シテ左府ニテ領セルヲ左方ト爲シ、右府ニテ領セルヲ右方ト爲ス、次デ七月中旬ニ召仰ノ事アリ上卿勅ヲ奉ジテ、左右近衞ノ次將、及ビ裝束司ノ辨ヲ召シ、相撲節ヲ行フベキ由ヲ仰ス、次テ內取ノ事アリ、內取ニ御前ノ內取ト府ノ內取トアリ、節會ノ數日前ヨリ、左右近衞府ハ、各相撲所ヲ開始シテ、互ニ其方ノ相撲人ヲシテ相撲セシム、之ヲ府ノ內取ト云フ、節會ノ二日前ニ、相撲人ヲ宮庭ニ召シ、先ヅ左方ヲシテ互ニ相撲セシメ、次ニ右方ヲシテ互ニ相撲セシメテ御覽ニ供ス、之ヲ御前內

取ト云フ、內取トハ試練ノ謂ナリ、節會ノ當日ニ至リ召合アリ、左右ノ相撲人ヲ分チテ、互ニ勝負ヲ決セシム、若シ決シ難キモノアル時ハ、天判ヲ以テ之ヲ定ムルヲ例トス、召合ハモト二十番ナリシガ、後ニハ十七番トナレリ、此日女官御膳ヲ供シ、親王公卿ニモ酒食ヲ賜ヒ、勝方亂聲舞樂ヲ奏スルヲ例トス、勝方負方トハ、其方ノ人ノ勝負ヲ通計シテ其多キヲ取ルナリ、節會ノ翌日、拔出及ビ追相撲ノ事アリ、拔出ハ拔手トモ書シ、又拔取トモ云フ、前日ノ相撲人ノ中ニ就キテ、優等ノ者ヲ簡拔シ、或ハ勝負分明ナラザリシ者等ヲシテ更ニ相撲セシムルナリ、追相撲ハ、白丁又ハ衞府ノ舍人等ヲシテ、拔出ノ後ニ相撲セシムルナリ、饗膳ノ儀、昨日ノ如ク、左右共ニ舞樂ヲ奏シ、或ハ親王公卿以下ニ祿ヲ賜フ、相撲節終テ後、負方ヨリ物ヲ獻ズル事アリ、之ヲ輸物ト云フ、又左右近衞大將ノ相撲節ニ預リシ職員ヲ其第ニ會シテ、其方ノ相撲人ヲ饗スル事アリ、之ヲ還饗ト云フ、抑、相撲節ノ儀ハ、弘仁ノ內裏式ニ見エテ、其式前後二日ニ亘リ、淳和天皇ノ天長六年以後多ク然リトス、蓋シ前日ハ召合ノ儀ニシテ、後日ハ拔出ノ式ナラン、而シテ陽成天皇ノ元慶六年以後ハ、其式三日ニ亘レリ、蓋シ第一日ノ相撲ハ、後世ノ所謂內取ナルベシ、又節代ト云フアリ、略儀ノ稱ニシテ、其式亦二日ニ亘レリ、式場ハ時ニ由リテ一定セズ、古クハ召合ハ神泉苑ニ於テシ、拔出ハ紫宸殿前ニ於テセシガ、後ニハ召合拔出共ニ紫宸殿前ニ於テシ、內取ハ仁壽殿ノ東庭ニ於テス、紫宸殿ニ出御ナキ時ハ、召合拔出共ニ仁壽殿ノ東庭ニテ行ヒシコトアリ、其他朝堂院、豐樂殿、建禮門、綾綺殿、武德殿、清涼殿等ヲ用キラレシコトモアリ、

相撲節ヨリ一月前、左右ノ相撲司ヲ任ジ、參議以上ヲ左右司ニ分配シテ、諸般ノ事ヲ準備セシメ、親王ヲ以テ別當ト爲ス、而シテ相撲司ヲ置クコトハ、淳和天皇ノ天長三年ニ始マル、是ヨリ先キ元正天皇ノ養老三年ニ拔出司ヲ置ク、蓋シ亦相撲司ノ謂ニシテ、後世ノ所謂拔出

ノ義ニハアラザルベシ、相撲ノ當日ニハ、左右ノ出居アリ、近衞ノ將佐ヲ以テ之ニ充ツ、式場ニ臨監シテ、勝負ヲ審判スル職ナリ、又左右ニ相撲長アリ、立合アリ、籌刺アリ、相撲長ハ相撲人ヲ監督シ、立合ハ左右ノ相撲人ヲ立チ合ハシメ、籌刺ハ籌ヲ刺シテ勝負ノ數ヲ明カニス、何レモ衣冠ヲ著ケ、劍及ビ弓箭ヲ帶シテ事ニ從フ、負方ハ度毎ニ、立合籌刺ヲ改メ替フルヲ例トス、又相撲人ニ最手、腋等ノ稱アリ、最手ハ本手トモ書ス、近衞府其人ヲ選ビテ之ヲ補シ、進テ近衞ノ番長ニ任ゼラルヽ事アリ、腋ハ腋手又ハ助手トモ云フ、最手ニ亞グル相撲人ナリ、又別ニ占手、垂髪、總角ト云フアリ、占手ハ小童ヲ以テ之ニ充テ、垂髪總角ハ、共ニ白丁ヲ以テ之ニ充ツ、古ハ相撲節ノ當日、左右共ニ先ヅ占手一番ヲ出シ、次ニ垂髪二番、次ニ總角三番ヲ出シ、四番ヨリ普通ノ相撲人ヲ出シ、最後ニ腋最手ヲ出シテ二十番ニ至ル、後世ハ占手、垂髪、總角等ノ稱ナク、又最手、腋等ヲ最初ニ出スコトモアリ、凡ソ相撲人ハ、何レモ犢鼻褌ノ上ニ狩衣ヲ著ケ烏帽子ヲ被ル、其場ニ上ルヤ、左方ハ葵ノ造花ヲ頭ニ著ケ、右方ハ瓠ノ造花ヲ著ク、其ニ劍衣ヲ取リテ圓座ニ置キ、勝負ヲ決シテ後、更ニ劍衣ヲ執テ出ヅ、勝方ノ造花、及ビ劍衣ハ、背物ト稱シテ、再ビ次番ノ相撲人ニ著ケシムルヲ例トス、聖武天皇ノ神龜五年以後、屢、詔シテ諸國相撲人ノ入京ノ期ヲ定メ、若シ期ニ違ヒ、及ビ上ラザル時ハ、其國司ノ俸祿ヲ減奪シ、其相撲人ヲ禁獄スル等ノ制アリ、又相撲人等、事ヲ供節ニ託シテ、動モスレバ官司ヲ侮蔑シ、民人ヲ凌辱スルヲ以テ、其制ヲモ設ケラレタリ、

相撲節ノ外ニ臨時相撲アリ、其儀大抵相撲節ニ同ジク、番數ハ五番、七番ヨリ十二番十六番ヲ以テ限トス、多クハ八月ニ行ハル、蓋シ節會ノ相撲人ノ未ダ歸鄕セザル者ヲ召シテ、相撲セシメラルヽナルベシ、然レドモ、又必シモ相撲人ノミニアラズシテ、瀧口又ハ藏人所ノ衆等ヲシテ相撲セシメシコトアリ、臨時相撲ノ後、又ハ還饗ノ時等ニ、布引ノ事アリ、左右ノ相

撲人ヲシテ各〻布一段ヲ執ラシメ、互ニ之ヲ糾セテ索ト爲シ、相曳テ以テ力ヲ爭フナリ、而シテ勝者ニ其布ヲ賜フ、蓋シ相撲ノ餘興ナリ、

抑、相撲節ノ史ニ見エタルハ、聖武天皇ノ天平六年、及ビ其十年ニ在リ、桓武天皇ノ延暦十二年ヨリ、毎年ノ恒例トナリ、此後時ニ由リテ延引停止等ナキニアラザレドモ、殆ド三百年間、衰廢ノ事ナカリシガ、鳥羽天皇ノ保安以後三十餘年間廢絶セリ、後白河天皇ノ保元三年ニ至リテ再興アリシガ、其明年ヨリ復行ハレズ、其後十餘年ヲ經テ、高倉天皇ノ承安四年ニ一度行ハレシカドモ、其明年安元元年ヨリ又復行ハレズ、遂ニ後世永ク廢絶スルニ至レリ、

名稱

〔名目抄 恒例諸公事〕相撲節スマイノセチ

〔空穗物語 初秋〕すまひのせち、九日たてまつりて、まゐり給べき我おやうぞくども、大將のおとゞのも、なかたゞの中將のためにも、かぎりなくきよらにせさせ給、

〔倭訓栞 前編九〕ことりづかひ 相撲節をことりあはせとよむ、七月にあり、始を召合といひ、次日を抜手といふ、

制度

〔公事根源 七月〕相撲

是は諸國の供御人をめしあつめて、七月に相撲の節といひて、天子の御覽ずる事なり、先十六七日のあひだに召仰あり、上卿勅を奉て、左右の次將に相撲あるべき由をめしおほせらる、左右の近衞方をわけて、國々へ使をくだして相撲をめす、是を万葉にも、ことり使と申なり、廿六日に內取といふ事有、主上仁壽殿に出御なる、左右の相撲人、犢鼻のうへにかりぎぬはかまをきて、一々にすまふを取て勝負あり、廿八日に召合あり、天皇南殿に出御なる、王卿參上す、大將相撲の奏をとり、十七番とりて、勝の方亂聲あり、また廿九日に拔出とて、相撲をすぐりて御覽せらるゝなり、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符

應隷相撲節事

右撰格所起請偁、相撲之節、諸衛供事、進退之儀、須隷兵部、而承前之例、式部兼攝、稽之恒典、可謂乖違、伏望准據正月十七日五月五日兩度節會、令兵部省執當者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣、奉勅依請、

貞觀十年六月廿八日

〔延喜式 二十八 兵部〕凡正月十七日、五月五日、七月廿五日、三度節不參名簿、移送式部、五位已上、莫預新嘗會節、六位已下、奪季祿、(但兵庫、全守木庫、不在責限、)

〔續日本紀 十一 聖武〕天平六年七月丙寅、(○七日)天皇觀相撲戲、

〔日本書紀 六 垂仁〕七年七月乙亥、(○七日)當麻蹶速、與野見宿禰令捔力、

〔類聚國史 七十三 歲時〕延暦十二年七月癸未、(○七日)御馬埒殿觀相撲、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年七月丁亥、(○七日)幸神泉苑觀相撲、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年七月己亥、(○七日)幸神泉苑觀相撲、

〔類聚國史 七十三 歲時〕天長三年六月己亥、改七月七日相撲、定十六日、避國忌也、(○平城)七月辛巳、(○十六日)御豐樂殿覽相撲、

〔類聚國史 七十三 歲時〕天長九年七月丙午、(○十六日)皇帝(○淳和)御建禮門觀相撲、

〔續日本後紀 二 仁明〕天長十年七月辛丑、(○十六日)天皇幸神泉苑觀相撲節、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年七月辛亥、(○八日)行幸神泉苑觀相撲節、

〔續日本後紀 五 仁明〕承和三年七月乙亥、(○八日)天皇於神泉苑觀相撲節、

〔文德實錄 十〕天安二年七月庚辰、(○二十一日)左右相撲、

〔三代實錄 五 清和〕貞觀三年七月廿六日戊戌、帝御前殿觀相撲、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年七月十六日癸未、相撲節、改六月十五日、定七月上旬之內、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年七月五日乙未、天皇御南殿觀相撲、

○按ズルニ、貞觀四年ノ前後ニ六月十五日ノ例ナク、又貞觀六年ニハ七月十九日ヲ以テシ、其七年ニハ七月二十一日ヲ以テシ、十三年以後ハ概シテ七月二十七日ヨリ三十日迄ノ間ヲ以テセリ、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

改定相撲節日并相撲人入京期事

右右大臣宣、奉勅、件節、弘仁以降、改定數度、自今而後、宜七月廿五日定爲節日、中略

元慶八年八月五日

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年七月廿五日丁未、天皇御紫宸殿觀覽相撲、

〔小野宮年中行事七月〕廿八日相撲召合事大月廿八九日小月廿七八日

〔江家次第八七月〕相撲召合七月大月廿八九日小月廿七八日

年々例、雖有式日、猶以不定、

〔西宮記七月〕相撲召仰

天曆七年七月二十一日小一條記云、於陣左大辨傳仰云、相撲召合、可用二十八九日、而二十八日、當公家物忌云々、欲以廿九三十日、彼三十日當臨時奉幣前齋、須令勘前齋日行、如此之事、例者、召外記仰此由、申云、天曆二年八月十八日、有臨時奉幣事、而彼月十七日、上御南殿、覽穗坂御馬、卽奏之、仰云、依此例、以二十九三十日、可有相撲之由召仰近衛府者、

〔小右記〕長元四年七月十六日辛酉、頭辨來、談雜事、次云、相撲始日、坎日如何者、余○藤原實資答云、因坎日延縮之例、憶不覺、大月廿八九日、小月廿七八日、是日已御物忌、幷大雨之日延引、而至于坎日延縮例、

亦被尋勘、自有所見歟、大略年々日記無所見、十七日壬戌、尋見相撲召合日、坎日例、已無其例、可被勘之由示遣頭辨了、延喜以後已無所見、荒凉見歟、奥不書云々、十八日癸亥、早朝間遣相撲日等事於頭辨、報之狀云、相撲是如節會事也、不可擇日歟、又延縮隨時、未有一定、○中略余報云、節會相撲日存式、而節會無延縮、於相撲延縮之常事也、坎日不被行若自然歟、復不見日記、不聞口傳、强以不驚申、准節會被行之有何事乎、辨報云、昨日驚申已了、至今只在勅定也、頃之頭辨來、談雜事次云、相撲延事、無一定者、倩案事情、相撲召合、臨時小儀、延縮可從時歟、更不可准節會乎、

〔內裏式〕中七月七日相撲式

先一日、所司供張神泉苑御座、東南八許尺、鋪皇太子座、西面又東南差去鋪親王座、及大臣以下非參議三位座、並相對、親王西南面、大臣以下東北面、張相撲司幕於閤庭東西、去閤各十許丈、左右各三字、東西面、閤東西一許丈、張五位以上幕各一字、次六位以下幕各一字、次大膳職幕各一字、並重行、當閤東階南去六許丈、預置可立標之驗、又南去二丈許、立可著左司三仗旗之杙、差當標東、右司與此相對、此日早旦、乘輿御閤、衞仗服中儀服、警蹕侍衞如常儀、御饌幷群臣饌等辨備如五月節、兩相撲司大夫酒器、各安其幕北頭、既內侍臨東檻、喚大臣、大臣稱唯、於左近仗西頭謝座、昇自東階著座、次皇太子昇自同階謝座謝酒著座、少時大臣喚舍人二聲、舍人稱唯、少納言與大舍人共候東瀧上橋頭、代之、趨立於中庭、去閤四許丈、北面而立、大臣宣喚大夫等、稱唯東出而喚之、大夫等稱唯、在西者遶座、在東者各擊相共稱之、經東西釣臺邊、入自相撲司幕之南、即立幕前、北面異位重行、在東者用西爲上、在西者用東爲上、次六位以下、入立相撲司幕後、北上東面稱唯拜謝著座如常、訖左右相撲司各在東西正門外、奏亂聲、即共參入、且行且奏音聲、各近衞將監一人、將曹一人、監曹分頭、相對、下並同、次兵衞尉一人、志一人、次衞門尉一人、志一人、在標前行、至閤庭北向而立、自中央令進標建之、各去標南一許丈而立、訖退還、次相撲司大夫等兩行參入、行列之儀、以貴爲先、各當幕前北向而立、即立三丈旗、訖左司先奏厭舞、訖大夫等著座、次右司奏厭舞、訖著座、即立合等、各立幕北頭、差西進也、右司亦相對、先出占手、用四尺以下小童、前一日、於內裏量長短、或有過四尺者、當日不更令相撲、以爲負、奏名者各坐幕南前、奏籌

者各二人坐、其後、占手勝、則奏亂聲、不奏舞、最手勝、則奏亂聲及舞、自斯之後、左右互奏舞、此日相撲人總廿番、近衛兵衛合十七人、白丁二人、童一人、日暮、上下群臣、於先拜處拜退、次乘輿還宮、

八日相撲式

此日辰四點、御紫宸殿、衛仗服當色、御座儀幷群臣座儀等、預辨備如常、事在所司式、先是近衛次將、令開長樂永安兩門、使所司鋪設之、殿庭東西、張相撲人幕各二字、雖舊南向、而相撲司座各東西面、此幕不設、親王座、訖左右近衛、開承明門、如常、相撲司等參入及立標、如七日儀、近衛少將以上、先謝座謝酒升著座、卽相撲司等入列立、奏厭舞、訖著座、頃之有勅、喚參議非參議三位以上、自東階上殿、日暮拜退、及相撲之儀、與七日同、此日相撲廿番、近衛若兵衛十人、白丁十人、

〔儀式 八〕相撲節儀

前一日、中務省以丞四人內舍人廿人歷名、分進左右司、所司供張如常、當日寅一刻、掃部寮設兵部輔以下省掌以上座於便處、訖史生已上就座、五位已上就版受點、中務丞率內舍人等向相撲司、次陰陽師、率相撲人等反閇、各就其幄、樂所大夫率樂人等、於衛門廳事前庭亂聲三成、訖始參進、其行列也、衛士各五人、左右相分夾道列、次門部各五人、次兵衛各五人、其內近衛將監將曹各一人、左右相分、左司將監在右、將曹在左、右司將監在左、將曹在右、兵衛衛門尉志亦同、次衛門尉志各一人、次兵衛尉志各一人、次口在路中央標領四人、左右相分在標少後、次硯口持各一人、左司硯在右、箱在左、右司硯在左、箱在右、次行事者各一人、次內舍人各五人、次中務丞各一人、次五位各四人、次四位各二人、次參議各二人、別當親王在其中、與參議平頭、其樂器樂人等次第、具相撲司記文、次長人、與兵衛前頭者相當、次樂器、左右相分、次儛人卅人、四列、列別十人、次登木人十六人、四列、列別四人、次擲倒人四人、左右各二人相分、次散樂人卅人、四列、列別十人、次鉦二面、次吹寶螺者左右各二人、次大鼓十面、次中幡各一旒、左右相分、與兵衛尉志相當、次隊幡一旒在其中、與中幡平頭、次唱名者各二人、在中幡與隊幡之間、少後在右相分、次立籌者左右各二人、次立合者各二人、執桙者夾道左右各十二人、與兵衛相當、執桙者、左右各二人相比、與外陣執

(梓前頭者平頭)垣代相撲人卅人、在路中央、(四列、列別十人、)相撲長左右各四人、相夾垣代相撲人陣列、執梓者五人、横陣在相撲人後、訖各出自南門、入自宮城便門、兵部丞已下省掌已上、於便所左右相分列立、(左西上、右東上、並北面、)史生二人(左西面、右東面、)各執札互唱計、五位已上稱唯列立、諸司六位已下亦相分列立、諸衛服中儀、于時乘輿御殿、內侍臨東檻喚大臣、大臣稱唯、左近仗西頭謝座、升自東階就座、次皇太子、升自同階謝酒就座、親王以下參議已上進就列、少時大臣喚舍人二聲、舍人稱唯、少納言(與大舍人共候傾所)代之、趨立中庭、大臣宣喚大夫等、稱唯出而喚之、大夫等稱唯、率相撲司幕南、更折北向、進就標、異位重行、(在左者以西爲上、在右者以東爲上、)次六位已下入立相撲司幕後、北上東面列立、謝座謝酒各就座、訖左右相撲司各奏亂聲、訖即參入、且進行且奏樂、前行近衛兵衛衛門等官人、北向留立、(各去標南一許丈而立)從各陣前行者之間列標進建之、訖前行者退出、次相撲司大夫兩行、依次參入、各當幕前、北向留立、樂人各就其處、次建隊幡中幡、訖大夫等共揖就座、六位行事、率立合垣代等入幄、左司先奏猒舞、次右司、訖立合各二人、在幕北頭差西進立、(右東進相對而立)次出占手、(用四尺以下少童、前一日於內裏定長短、或有過四尺者、當日不相撲、以爲負、)奏名者、從幄南趨、更北折進三許丈立、立籌者各二人、隨進而立、(相去二許丈)播部寮、各執床子二脚趨進立之、隨即就之、占手勝則立籌進奏之、(以下傚之)訖即亂聲、(自餘不須)訖依次相撲、相出最手之時、左右司別當親王各一人、進立中庭奏曰、某方最手某仕止申、(左先奏、右後奏、)勝方奏亂聲及儛、立籌者趨出跪計籌奏其數、自後左右互奏樂、是日相撲人卅番、(近衛兵衛合各十七人、丁二人、小童一人、)日暮上下群臣拜而退去、次乘輿還宮、

〔延喜式 三十大藏〕七月廿五日相撲節、神泉苑、立幄十二字、平張二條、幕一張、

廿六日、紫宸殿前庭東西、各立幄二字、

〔延喜式 三十八掃部〕七月廿五日相撲、神泉苑殿上供御座、及設參議已上座、又設左右相撲司幷諸大夫等座、廿六日、內裏供御座、及設王卿已下座、

〔延喜式 四十三春宮〕凡七月廿五日相撲節、前一日設次於神泉苑、當日東宮參入如常、

〔西宮記 七月〕相撲召仰

大節、先一日、於東庭覽占手童、（少將等相副、左自北、右自南方參入、六位藏人量長退出、）當日晩亂聲、（左東宮前、右大臣所北、於武德殿神泉苑紫宸殿等有此儀、）早旦幸武德殿、（有鈴奏、）諸衞就胡床、王卿以下就外辨幄、左右次將垂御簾、（所司兼上也、今垂之、昇自左右階、）内侍出、内辨謝座昇、（經左近陣北頭、當陣東北謝座、昇自南面東階著座、）太子昇謝座著座、（用同階、）大臣召舍人、二、四人（大夫、）立幄前、唯退入、少納言參入著版、（自鵝道、）大臣云、大夫召、（位、）少納言稱唯還召、（立鵝道、）左右亂聲、（南北陣外發之、）王卿以下列入、謝座謝酒了就座、（夾鵝道南北面行、以次參向、）左近將監取版、（置殿南階邊、）左右近衞府生取標、左右別當奏相撲奏、（親王各取奏、經左伏南到東廊簾下付内侍、右別當先候、右仗西頭、待左別當進出度階前、從左別當後上奏、還時又經階前、）別當等還下著幄、内侍目大臣、大臣候簾下、左右於兵衞陣外亂聲、（三度、待別當著幄、停亂聲、）立標、（三府別官主典各一人相從立、了各退出、）左右相撲司入立幄前、（左右司納言以下五位以上、西面東行、左六位、西面南行、右六位、西面北行重行、）左右立三丈旗、揖著座、（左左旋、右右旋著、）左右垣代神、各廻相撲幄立、左亂聲、厭舞、六位官人樂人著座、右如此、内膳供膳、（自北面東階供、）大膳給臣下膳、（自南面東階給之、）左右立合出、（立標東邊奏名、）指算、著幄前床子、（奏名、先奏占手名、然著之、）左右相撲長置圓座、（當幄、）占手勝方亂聲、（左右每負改立合等、）垂髮總角廿番、（近衞兵衞白丁童等、有論之時、召同方參議、）最手出中庭、方參議一人立幄前奏、令最手供奉云々退入、右又如此、最手勝方亂聲舞、（最手不決、依勝負數勝方奏亂聲、）暮有勅止樂、左右親王以下、列立幄前相揖退、發退音聲、稅標加入群臣、於先所再拜退還家、

二十六日、辰四刻御武德殿、（舊例後日無行幸、延喜十三年有行幸、）王卿率就殿西幄、（侍從左伏、）經内侍出、王卿以下列入、謝座謝酒、（右少將把空盞、經左伏北授貫首、）著、（自南面東階、）出居著座、（昇自南東階、侍從著左衞門陣西邊幄、）左右別當執奏付内侍、別當著殿上座、大臣候御簾下、（依召、）左右亂聲、（侍親王已下引列止、）奏音樂、進立標、（如昨、）左右納言已下立標前、揖而著座、治部雅樂樂人著座、左奏厭舞、樂人著座、右同之、立合奏名、算指出、（如昨、）大臣召相撲司、仰參議、參議立東南欄召、（先召左、不依次、）起座唯、（左自幄西直進、右度鵝道、自南面東階著、）内膳供御膳、右近辨備王卿膳、侍從厨給侍從膳、左右相撲如昨、勝方亂聲舞、王卿著東檻、（平座有酒肴、或以御衣給別當、別當下拜舞、）樂了左右司公卿以下、下殿著幄、出幄前相揖退、左右發物聲、退出、乘輿還宮、（御覽如例、）

〔西宮記七月〕相撲召仰

節代、二十七八日、裝束南殿、左右大鼓各五面、候日月華門、(三面在門內、二面在門外、當日曉於建春宜秋門亂聲、然後參日花等門、)天皇出御、左右亂聲、(左鼓長一人止立鼓上、以赤幡振、右鼓長二人立鼓前、以白幡振、)內侍出、大臣大將參上、(不大臣者、大將先登、)太子候簾中、(御座西、)王卿參上、(侍從昇、)左右大將奏奏文、(侍從著宜陽殿、)亂聲、(奏樂參入、)左右三府佐、立兩殿砌下、(入自左右兩門、)音聲人相率立東西廊前、(門外鼓挑入、)三府佐著床下、(給振鉾、)左將監取版參入、音聲、左奏厭舞、了樂人著座、右同之、大臣候簾下、(示內侍、)穀倉院、賜王卿以下饌、(內豎益送、)御厨子所、供御膳給太子、立合出置圓座、(長)器指著座、占手出、勝方亂聲齊、左右奏樂、(或勝負舞後、奏他舞、)有飛座者、主殿灑水、掃部撤張筵、(少將解纓、)樂了還御、御覽同常儀、

〔九條年中行事七月〕相撲節代儀

初日、所司供張裝束、如尋常召合之儀、但左右大鼓各五面、候日華月華兩門、(各三面在門內、二面在門外、當日曉更、於建春宜秋門等之便門亂聲、然後參日花等之門、)時刻宸儀、御南殿、御座定之後、左右共於日華月華兩門之口發亂聲、(左鼓長一人立鼓上、以赤幡振之、右鼓長二人立鼓前、以白幡振之、)內侍臨東檻召人、大將先參上、(依當時無大臣兼大將者、次將應召可參上、)次親王公卿參上著座、近衛次將、率出居侍從、入自日華門參上著座、次左右大將、各執相撲人奏參上、令內侍傳奏、次侍從入自日華門、著宜陽殿西庇座、(後日或臨時、依仰給件座、)于時亂聲、了奏樂參入、此間左右三府佐、入自日華月華兩門、立宜陽校書兩殿砌下、(當殿南第一門、北上東西兩行列之、)音聲人等相列入門、南行到承明門東西廊前留立、(門外之鼓共挑入、鉦人樂人等裝束、)(同節日、依行列圖在別、更不委記之、)次三府佐、南行著春興安福兩殿幕前床子、(經列之後、上卿仰掃部寮、賜御筵於左出居座、但其早晚臨時定仰、)左近衛將監趨取版參入、音聲、了左方奏厭舞、已了樂人著座、次右方奏厭舞、已了樂人著座、(樂人座、在承明門東西廊大□□□□□)次大臣依仰、候南簀子御簾下、(內侍傳召之、)次穀倉院、賜王卿以下饌、內豎役送、此間左右立合、近衛各出自相撲屋、趨立殿庭、次左右相撲長各二人、持圓座二枚、置相撲屋前埴下、次左右籌刺著座、次占手貢、(前一日、於御前校定其長短、)勝則奏亂聲、次垂髮、次總角、總廿番(之中、十七人近衞兵衞、)以次相撲、最手勝則奏亂聲幷舞、次左右各奏舞、(仁和二年、延喜十三年節日、勝方勝負舞之後、重又奏他舞、)及日景傾、掃部寮撤張筵、(後日同之、)奏樂了、還御本殿、王卿退下、後

仁壽殿儀

日時剋、宸儀御南殿、内侍召人、王卿以下參、一同昨儀、依仰大臣進候御簾下、此間左右次將著春興安福兩殿壇上圓座、次左相撲人廿人、進出殿庭、御覽了退還、次右相撲人、進退如左、次拔出、(其數臨時隨例)次追相撲、(白丁、次陣直、)次左右亂聲、遞(脫文)天皇御、了内侍召人、群臣參上如昨日、内侍召一上卿、令候簾前、又如昨、左右少將出居、左相撲人列立御前、北面西上、有仰向南、次向西、仰縱卽退入、右復如此、(但東上向南、後向東退入、)次拔出、次追相撲、白丁了又陣直、有仰止奏音樂、了或親王以下出居以上有給祿之、

〔西宮記 七月〕相撲召仰

仁壽殿東庭儀

左相撲候左仗座、公卿移宜陽殿、右相撲候内御書所北、東南曳斑幕、東幕或砌下、或添長押曳、仁壽殿北渡殿飛簷端懸御簾、下而覆欄、王卿候南渡殿西邊、立屏風、上官候同渡殿下、殿上人候仁壽殿北渡殿下、承香殿南渡殿東面二間懸簾、

天皇御出、次將奉仰、就陣膝突召王卿、王卿參上、(王卿入自青瑣門、昇自巽角片階、相分著東西、對座北上、)大將下殿、執奏狀奏、(經公卿座後、壇下階上、跪壇間、良簾下付内侍、把笏左廻著本座、右將同之、)内侍召上卿、(起座自階上北行、壽几帳卽候其間簀子、)左右出居、(經簾平座、)次置出居幷籌刺座、立合出、次々相撲、○此間文闕、内豎益送、(不居候御前、上卿前上、)還御、

〔江家次第 八七月〕仁壽殿東庭相撲(裏書云、南殿無出御之時、於仁壽殿有召合拔出之儀、)

裝束司、令掃除殿東庭、幷令敷砂、下綾綺殿格子、上仁壽殿東庇格子三間、殿東廂間懸御簾、(懸於飛檐、)端下覆欄、(南北行)母屋南北行、又懸御簾、其内爲御裝物所、壇間(謂階間)南邊一間、東西行東邊一間、同懸御簾二枚、(須懸一枚、而依間廣也、)同間西隔子上、亦懸御簾、(南北行)副母屋御簾立御屏風四帖、北行庇第三間東西行、立同御屏風一帖、東廂南面一間(壇北一間)簾中又東西行、又立御屏風二帖、其御簾内鋪滿廣筵、其南間設大床子御座、(東向、天元取障、立於第二間、)敷毯代置鎭子如常、大床子前敷平敷御座、(繧繝)仁壽殿北廂東第一間戶、懸御簾一枚、大床子後立大宋御屏風、春興殿南渡殿東西面御簾一枚、其内敷筵、御座南邊(當御屏風妻、)執柄座、(南面、)

帖、(或記、管圓座云云、)御座東檻下南頭、敷大臣座、(圓座)副南御簾立御几帳、(藏人立之、頗去御簾、)南渡殿西邊立屏風三帖、其東鋪滿長筵、鋪親王公卿座、(南北行對座、遠用綠端帖、)御座東欄下鋪殿上人座、(黃縁帖、)其座末及承香殿南渡殿壇上、爲藏人所座、藏人所雜色以下、總候某末、(西抄、仁壽北渡殿下云云、)公卿座東欄下、敷辨少納言座外記史座、(在其後壇上、)御厨子所候於明義門內、(或候承香殿北廊馬道西、)恭禮門內、爲造酒主水等候所、(穿南殿長角板敷下壁、可爲往反路、)青瑣門軒廊北溝北、副溝東西行曳斑幔、(當於中央、開左相撲人出入之道、)其幔北方西進、設出居次將座、(西進、相撲人出入道西、可設圓座、)從綾綺殿坤角到同殿乾角、同引斑幔、(式立於砌下、或副長押曳之、)從同殿乾角至仁壽殿角、同引斑幔、(當於中央、開右相撲人出入之路、准左、)其幔南方小西進、設出居次將座、承香殿南渡殿二間東面懸簾、其內敷長筵一枚、施御屏風一帖、陣座爲左相撲人候所、(本府、副板敷懸切懸、其上引幕、東方開戶、)御書所爲右相撲人候所、(放幕引幔、)和德門內南掖、爲樂人候所、綾綺殿前幔西立大鼓、(左南、右北、)其前立桙大鼓、南北立鉦鼓、(其殿儀事、依旱魃等所被引也、仍無樂、大鼓必立、)造酒司候左青瑣門外、時剋渡御於仁壽殿、(黃櫨染、)內侍取劒璽候前後、公卿等入自日華門著宜陽殿座、(南上、執柄之人、自承香殿馬道、經仁壽殿北簀子敷、參入候簾中、遲參時例歟、)次將奉仰、就宜陽殿膝突召王卿、(經青瑣宜仁等門、或令藏人召之、)王卿參上、(入自青瑣門、昇南殿長角片階、相分著東西、對座北上、無殿上出居、)左右大將下殿執奏、(經公卿座後壇下執之、立於恭禮門下、取之云云、)昇自同階、跪壇間巽角簾下、附內侍、把笏左廻著本座、小野宮殿、(○藤原實賴、)經公卿座南西奏之、(天曆十年、依去年經階上間有恐也云云、)次右亦如此、右次將令持奏文、經綾綺殿壇上、或寄綾綺殿隔子、曳幔壇上、仍次將入自敷政門奉之、但承平三年、出自屏幔、經御前、九條殿、(○藤原師輔、)爲右中將、經東階下付大將、自本路歸、大將昇殿、經王卿座西進御簾前、付內侍復本座、承平三年、度王卿座東、經階級進奏、天曆九年例如此、而同十年、改經座西、尤有便宜、承平三年、依南殿頻有物怪御此殿、有音樂立合、寬平六年例也、內侍召上卿、(就簾中巽角搖之也、)大臣起座、自階上北行入簾中、褰几帳即候其間簀子、(入道殿御、)上卿猶可居御几帳外云云、左右將出居、(就膝平座、)次相撲長各二人、置出居籌刺座、(新儀式、各二人、取圓座三枚置之云云、)立合、(或無立合、天曆十年、延喜八年等例也、)次々相撲如恒、(依旱魃等被停行、仍不著犢褌、)或又無立合、內豎居饌、(穀倉院、)執柄料、藏司獻之、候御前之大臣料、藏人、恭禮門內、經漢書御屏風後歸參取了、(拔手、不依前番、勝負、左先進之、)出居入、上卿退、公卿

退下、還御、年々記、勸盃不見、若依上卿候簾中、并侍從不被召歟、無便宜之故也、

次日渡御、如昨、公卿候宜陽殿、次將奉仰召公卿、公卿參上著座、內侍召人、大臣候簾中、相撲長敷出居圓座、自出機門、左右見合、出居將著、褰機而出居、左相撲人列立、自機門入、列立於南以北上西面、御前、上卿依天氣仰云、東向介、次仰云、北向介、次仰云、罷入、蹲踞、右相撲人列立、自機門入、列立於御前北、南上西面、上卿依天氣仰云、東向介、次仰云、南向介、次仰云、罷入蹲踞、次上卿遙仰左出居曰、某進、次仰右、次相撲、五番許、負方先進次番、次上卿仰左曰、白丁進、蹲踞、次仰右、五六番許、次上卿仰左曰、陣直進、蹲踞、次仰右、次事畢出居退入、上卿復本座、主上還御、公卿退下、

〔空穗物語初秋〕かくてすまひのせちあすになりて、うちにいとかしこくまかなひにあたり給へる、みやす所かういたち、みなまうのぼり給べきことをおぼしつゝ、てつくしたる御けしやうを、しおはします、そのすまひの日、仁壽殿にてなむきこしめしける、その日あしたの御まかなひには、仁壽殿女御、ひるの御まかなひには承香殿の女御、よさりの御まかなひには式部卿の女御、かうい十人、色ゆるされ給へるかぎり、色をつくして奉れり、更衣たち、みなひのよそひし、あめの下のめづらしきあやのもむをたてまつりつくし、みやす所たち、まかなひつかうまつり給はぬは、うなゐにてなむさぶらひ給けり、〇中略すべてかしこにつかうまつるべき女かたちども、仁壽殿にさぶらふべきよういしてあり、左近衛大將よりはじめて、よろづのあめの志たの人まゐり給、左右近の樂人、おりさゝのへてさぶらふ、おもしろきことかぎりなし、みなすまひの志やうぞくし、ひさご花かざしなど、いとめづらかなることゞもしつゝ、左近のあくうちつゝ、さぶらふ、かぎりなくきよらなる御かたちども、まして御志やうぞく奉りて、みなその日をとこ女ふたあゐをなむ奉ける、かくてその日の御まかなひもみやす所たち、一の女御、大將殿の仁壽殿、式部卿の宮の女御なりこれたゞ今時の女御なり、仁壽殿の女御、あしたの御まかなひにいでたまふ、〇中略いまはみな、すまひはじまりて、左みぎのけしきいはひそして、かちまけのかづには、四人のすまひ

人出して、かつかた一二のすまひ、かたびとにとられたまへる、みこたちかむだちめ大將中少將かくし給ふ、十二ばむまで、こなたかなた、かたみにかちまけし給、たゞいまは、こなたにもかなたにもかずなし、いま一ばむは、いだすべきになむかちまけさだまるべき、左にたしなしもつけのなみのりのぼりて、さらになみのりが、宮こにまうのぼること三たび、こゝばくのとし頃のなかに、ひとたびはつかうまつれり、ひとたびはあふてなくて、まかへりかへりにき、あめのしたのほてなり、左大將のおとゞ、右のすまひ、これにあふべきはなしとおぼえて、こたびのすまひにぞ、せうぶさだまるべければ、せめてこなたかなたに、いとなみかはしておはしまさむ、左はなみのりをたのみ、右はゆきつねをたのみて、だいぐわむをたてつゝ、かたむことをねんじ、さらにすまひ、とみにいでこず、かくいふほどに、また日たかし、そのほどに、おものゝまかなひかはりて、承香殿つかまつり給ける、いまはよさりの御ものになりて、式部卿宮の女御あたり給を、このみやす所、ひるの御まかなひに、なほこたみは、つかうまつりたまふ、○中略すまひのさかりにきしろひて、がちまけして、左右さま／＼のすまひ出してつかうまつらせ、かぎりなくがくをつかうまつる、○中略たび／＼御かはらけまゐりて、ひさるの時より、いまひとてのすまひ、こなたかなたさらにいでこず、上よりは、じめ奉りて、かむだちめみこたち、なほけしきあるべきとおぼして、ゑひてまちおはします、からうじて、まづ左になみのり、右にいよのほてゆきつね、いでくる時、人々こたみのすまひのかちまけのさだまらむこと、いとむごなり、まさになみのりゆきつねが、あひなむては、とみにさだまりなむや、いとこゝろもとなくてあるほどに、上いとせちに、らうあり左にも右にも、けふかたむかたは、まゐれる人わかれて、そのつかさの人、くわん人のおくりせよとおほせられて、左右とあらそふことかぎりなし、かゝるほどに、なほ／＼左かちぬ、左より四十人のまひ人わかれて、人などかずしらずいできて、あそぶことかぎりなくおもしろくあそびせめて、左大將

相撲節例

かはらけとりて、なみのりにたまひて、あこめの御ぞぬぎてたまふ、かぎりなくあそぶに、上こゝらのさし頃、さがの院の御時にも、くにしりてのちも、み所あることなかりつるに、さこそいへ、ただ今の大將たちの、れいの人にたちまさりたる人にて、こゝろづかひせられけん、いさらうあるかな、これにすこしめづらしからんすぢにして、かの九日の、ひとしきすまひになしてむ、仁壽殿のすまひのせち、ふきあげの九日とも、いはせてしがなとの給、

〔續日本紀十三聖武〕天平十年七月癸酉、天皇御大藏省、覽相撲、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年七月丙申、御馬埒殿、觀相撲、

〔類聚國史七十三歲時〕延曆廿一年七月辛酉、御朝堂院、觀相撲、

〔類聚國史七十三歲時〕大同二年七月壬辰、御神泉苑、觀相撲、

〔類聚國史七十三歲時〕大同五年七月乙巳、幸神泉苑、觀相撲、

〔類聚國史七十三歲時〕天長六年七月癸巳、御神泉苑、覽相撲、　甲午、內裏覽相撲、

〔類聚國史七十三歲時〕天長七年七月戊子、天皇〇淳和幸神泉苑、覽相撲、申刻雷雨、酉剋霹靂內裏西北角曹司、左右近衞、騎乘御馬、馳入內裏、撲滅神火、戌刻雷聲乃止、卽帝還宮、見參諸司官人已下、衞門門部已上、賜祿有差、不覽相撲、肅霹靂也、

〔類聚國史七十三歲時〕天長八年七月辛亥、皇帝御建禮門、觀相撲、　壬子、於內裏觀相撲、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年七月辛丑、天皇幸神泉苑、觀相撲節、　壬寅、御紫宸殿、令盡昨節之餘、將夕乃罷、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年七月乙亥、天皇於神泉苑、觀相撲節、　丙子、御紫宸殿、覽相撲司音樂奏舞、將夕乃罷、

〔文德實錄十一〕天安二年七月庚辰、左右相撲司、率樂人於新成殿前、盛奏亂聲、卽便左右相撲、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年七月廿六日戊戌、帝御前殿、觀相撲、左右近衞府奏音樂、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年七月廿一日庚子、天皇御建禮門、觀相撲、　廿三日壬寅、天皇於南殿御簾中、觀相撲、左右司遞奏音樂、百戲僧作、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年七月廿八日甲寅、天皇御紫宸殿、觀相撲、不開閤門、親王公卿及出居侍從、侍殿上、五位已上、侍宜陽殿西廂、不擧音樂、

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年七月廿八日庚辰、天皇御仁壽殿、覽相撲、親王公卿、侍於殿座、內藏寮冷然院、設酒饌、賚參議已上、　廿九日辛巳晦、御仁壽殿、覽相撲、左右近衞府遞奏音樂、散樂雜伎、各盡其能、出內藏寮絹一百匹、賜左右相撲人各一匹、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年七月廿九日己巳、天皇御紫宸殿、覽相撲、　卅日庚午、天皇御紫宸殿、覽相撲、左右司、遞奏音樂、　閏七月辛未朔、日有蝕之、　三日癸酉、天皇御紫宸殿、覽左右相撲人、卽令相撲左右司奏音樂、如前日儀、

〔三代實錄四十六光孝〕元慶八年七月廿九日丁亥、天皇御紫宸殿、觀覽相撲、不開閤門、親王公卿侍殿上、侍從侍宜陽殿西廂、相撲既訖、左右近衞、奏音樂、　卅日戊子、天皇御紫宸殿、覽相撲、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年七月廿五日壬寅、天皇御紫宸殿、觀相撲、親王公卿並侍、所司供奉、如常儀、　廿六日癸卯、天皇御紫宸殿、觀相撲、左右司、遞奏音樂、日暮雜樂競作、　廿七日甲辰、天皇御紫宸殿、閱覽左右相撲人等形體、訖較量强弱、召合令相撲、日暮左右近衞府、奏音樂、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年七月廿五日丙申、天皇御紫宸殿、觀覽相撲、　廿六日丁酉、天皇御紫宸殿、覽相撲、左右司、遞奏音樂、光景既暮、雜樂備擧、　廿七日戊戌、天皇御紫宸殿、閱覽左右相撲人體骨强弱之形、其後擇拔、喚其名令角撲焉、

〔貞信公記〕延喜十三年七月廿六日、幸武德殿、覽相撲節、左勝、　廿七日、幸同殿、右勝、　廿八日、御南殿、

覽追相撲、左右樂、

○按ズルニ、此後ノ相撲節例ハ、下文內取、召合、拔出等ノ條ニ見ユ、故ニ此ニ略ス、

延引

〔西宮記七月〕相撲召仰

依雨延引例

承平四年、依雨停止、又日有召合事、

應和元年七月廿九日、依降雨延引、明日行事云々、

依雨追相撲延引例

延喜廿一年七月廿九日、依雨無追相撲事、三十日天晴、有相撲事、

延長五年七月卅日有召合事、八月二日、有追相撲事、是昨依雨延引云々、

〔日本紀略後一條十三〕萬壽元年七月廿八日癸丑、相撲召合依雨延引、　廿九日甲寅、相撲召合、無音樂、依當甲子年也、　卅日乙卯、同御覽、

〔小右記〕長和二年七月廿七日丁巳、自曉更甚雨、早旦、今日相撲延不之案內、問遣頭辨、報云、只今參內可示送者、〇中略　頭辨自內示送云、若及午剋雨脚不止、可被延之者、〇中略　自陣令申云、今日相撲延引、晦日朔日可被行者、明日依欠日可被延引歟、先是重問遣頭辨、其返事云、改定晦日來月一日也、至明後日、雖降雨不可被延之由、左府所被申也者、出居少將好親來、問延引由退去了、

〔日本紀略醍醐一〕延喜三年八月五日、於綾綺殿相撲召合、依是貞親王〇光孝皇子薨延引、七月廿七日、三品是貞親王葬送也、

〔中右記〕天永二年八月廿日庚戌、有相撲召合、當今初有召合也、去七月依御忌月延引、並日有議、八月可被行也、撰吉日間、又及今日、皇居內大臣土御門亭也、

停止

〔西宮記七月〕相撲召仰

十六七日相撲召仰

相撲止事並日止時給官符、使下、後給府牒、忽止時仰次將、

〔九條年中行事七月〕廿五日相撲節事

天德三年七月勅定、若停止時、可仰宣旨外記、件停止宣旨有仰外記、偏案此由可有□云々、宣旨或仰外記、是爲人所被咲也、

〔北山抄六〕相撲召仰事

延引停止時、合外記傳仰、停止時、或仰次將、天曆五年師尹卿、又淸愼公被仰之、

〔類聚國史七十三歲時〕弘仁九年七月己丑、〇七日停節、爲旱也、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年七月庚子、停相撲節、以太上天皇〇嵯峨不豫也、

〔日本紀略一醍醐〕延喜七年七月廿九日甲辰、停相撲召合、依中宮〇宇多后藤原溫子崩也、

〔日本紀略一醍醐〕延喜九年七月、是月無相撲節、依春夏疾疫也、

〔日本紀略一醍醐〕延喜廿年七月、旱魃、又今年春夏間、咳病風水、仍無相撲節、

〔日本紀略一醍醐〕延長七年七月廿六日、依大風洪水、停止召合事、

〔日本紀略二朱雀〕天慶三年七月廿八日辛卯、今日無相撲節、

〔日本紀略十一一條〕寛弘五年六月二日辛卯、可停止相撲節之由、官符給諸國、依世間疾疫并物恠也、

〔日本紀略十二三條〕長和四年閏六月五日癸未、可停相撲節之由被宣下、依御不豫也、

〔小右記〕長和四年閏六月五日、癸未、申剋許、府生保方申云、唯今大外記文義、召仰相撲停止之由者、右衞門督被告送云、今日左大臣參內、被定相撲停止事、　六日、甲申、史致孝云、昨日被定相撲停止事、可給官符、歟、被尋前跡、上古給官符、近代不給、只被仰本府者、

〔左經記〕寛仁四年五月廿日庚午、可停止相撲節之由、官符一通東海道料官使部持來、仍書移下留守所、是爲送伊賀也、

〇按ズルニ、此時皰瘡大ニ流行シ、後一條天皇亦惱マシメ給フニ由リテ、相撲節ヲ停メシナラ

興廢

ン、

〔左經記〕長元元年五月廿二日丁巳、早旦參關白殿、(請假後始參入)參御前、有次申云、停相撲官符、早可給歟、仰云、今年雖御覽歟、無忌之日、可仰下也者、　六月三日丙寅、參關白殿、仰云、依故殿御事、(〇藤原道長甍)相撲不可御覽、可停止之由、奏事由可仰下者、

〔扶桑略記(二十八後朱雀)〕長久三年七月、停相撲節、依上東門院(〇一條后藤原彰子)御惱也、

〔台記〕天養二年(〇久安元年)七月廿七日辛未、今春可有相撲之由被宣下、左右府定使、或有下向輩、依彗星變停止了、

〔百錬抄(七後白河)〕保元三年六月廿九日、相撲節、保安以來不被行、經卅餘年所興行也、七八月、共爲御忌月、仍今月行之、

〔續世繼(三內宴)〕六月、(〇保元三年)すまひのせち、おこなはせ給、これも久しくたえて、年ごろおこなはれぬ事也、十七ばんなん有ける、ふるき事どものあらまほしきを、かくおこなはせ給、ありがたき事也、

〔平治物語(一)〕信頼信西不快事

少納言入道信西ト云者アリ、(〇中略)內宴相撲ノ節、久ク絶タル迹ヲ起シ、諸歌管絃ノ遊ビ、折ニフレテ相催ス、九重ノ儀式、昔ヲ不耻、萬事ノ禮法、古キガ如シ、

〔百錬抄(八高倉)〕承安四年七月廿七日、相撲節、(大內)保元三年以後、絶不被行也、

〔玉海〕承安四年七月廿七日壬子、此日相撲召合也、(依承保二年例被行之、〇中略)抑自去五月比、被纏病痾、久不參公庭、近日殊不被敢不堪出仕、而相撲召合、往年雖每年事、近代已希代之例也、仍相撲出仕之處、神心惱亂、果以倍增、仍所早出也、

〔古今著聞集(十相撲強力)〕相撲は、(〇中略)昔は禁中にて其節を行はれ、諸國に強力のものを尋めされけり、安元より以來絶て、其名のみ聞、口をしき事也、

〔名目抄 恒例諸公事〕相撲召仰（スマイノメシオホセ）

〔西宮記 七月〕相撲召仰

十六七日相撲召仰

音樂事、或諸卿依仰定申、有樂年、雅樂寮、分配樂人送左右、○中略

上卿奉勅、仰外記召左右次將仰之、次將依召進陣腋突、仰云、其日可聞食相撲召合、依其年例令奉仕、可有音樂者、加其詞、將等退出、或兩人並參、或次々參、次將退出、召仰官人、令告衞門兵衞馬寮、上卿又召裝束司辨仰、或仰見參辨、節時外衞佐等參進、奉上宣之、

〔北山抄 六〕相撲召仰事

上卿奉仰、敷膝著二枚、仰外記令召左右近次將、或敷一枚、次第召仰、若左五位、右四位者、一枚有便歟、仰其旨云々、可聞食相撲召合、依其年跡候、尸、音樂有无及他事等、相見年也、隨仰云々、若无次將、將監奉之、近例於小庭仰之云々、召膝著下仰之可宜歟、又无將監者、令外記傳仰之、次召裝束辨仰之、无其人者、或仰他辨、或不仰云云、若可仰裝束使歟、○中略節代時、召仰諸衞歟、

〔江家次第 八七月〕相撲召仰 前十餘日被仰

七月十六七日間、多有此事、寛弘七年、十三日被仰、十四日行之、上卿著陣、奧座藏人奉仰、仰上卿、某日可聞食相撲召合、依其年例候、有樂無樂、若仁壽殿東庭等儀、各尋舊年例被仰、上卿著外座、以次上卿之例也、仰官人令敷膝突、又令雙敷一枚、件一枚可用右陣敷、若無者可召所司歟、但外記申兩府具之由後可令敷歟、令外記召次將、左右次將共著膝突、帶劒著平緒把笏、其路不踏小橋越溝、自砌上角柱外往反、或先召左、次召右、上卿仰之、詞同上次將稱唯退出、即仰官人令申大將、或次將申大將云云、又召衞門兵衞官人仰之、有樂年、又仰馬寮、若無次將者、召將監於小庭仰之、四條記、可召於膝突者、仰判官以上歟、共無者可令外記傳仰歟、但至左者必可候、若不候者、改日可行歟、寛弘七年、行成卿雖奉仰、依次將等不具、次日仰之、

上卿又令官人召裝束使辨仰之、其詞同上若無件辨者、可仰見參辨歟、或說、可令外記傳仰於裝束使云云、

兩府共召、

入道殿〈○藤原道長〉寛弘六年被行、行成卿同七年如之、公任卿以此儀爲先、但又曰、若左五位右四位者、一枚有便云云、

一々召之、實資大臣、以此儀爲先、左五位右四位時、有便宜云云、又濟時卿如此、

今案、奉仰之後、先召外記於小庭、問近衞次將參否之後、可著外座、若左五位右四位參入者、一々召仰之、若左右同位者、令敷二枚一度召之、若左將不參者、改日可行、若右將不參者、召將監仰之、大臣大將者、次將自參申之、

納言大將者、令官人申之、〈可用將監歟〉家嫡大將、雖納言次將自參申之、〈別儀也〉

〔本朝世紀〕正暦四年七月十七日癸卯、入夜中納言藤原顯光卿參入、著左仗座、藏人召仰云、雖有今年疱瘡之事、准天延□□之例、可有相撲召合幷音樂之由等、召仰左右近衞府、于時左近少將源朝臣明理、右近少將藤原朝臣登朝參、各奉之、但依外記早出、以藏人所被仰也、

〔小右記〕寛弘二年七月十日丙辰、可仰相撲召仰事、可有音樂事、仍衆可宣下之由有仰事、

〔西宮記〈七月〉〕相撲召仰

寛弘七年七月十三日、權中納言行成、承仰欲行相撲召仰事、次將等不具、仍奏明日可行之由退出、先申左相府左右將共召否事、命云、去年自春奉行共召仰之云々、又語次左京大夫〈長經〉云、故小一條大將、〈濟時〉召仰之時、不召加膝突、只毎府召仰云々、又問右將軍〈實資〉報云、先召左將仰之、次右、又說置膝突二枚、召兩將一度仰之、若無將者、仰將監、召仰詞不一同、一說云、可聞食相撲召合、依某年例侍、又說、某日可聞食相撲召合、依某年例儲侍者、〈儲字有無許也〉又召裝束使辨仰相撲日了、猶一人仰好〈侍留〉、左、少將、右、中將〈奈止仁侍留〉時無便、但兩說已存、可在心歟云々、右將軍重難云、次將將監等、參進先後可被尋日記、見一兩年例、左將參入、右將不候、仍仰將監云々、未見左將不參之例、但思理可依府次第歟、不可依人歟、又小庭膝突等間、共無難事也、去寛弘二年、右將不參、仍仰將監嘉武、嘉武進出小庭、依大節例、不召膝突仰之、

抑一府將監已上、遂不參入、可被仰外記歟、右將幷將監、不參入者、強不可被催歟、只被仰外記、無殊難乎如何、是愚案也、中宮大夫、(齊信)示云、先仰外記、可召具左右次將也、左右不具之時、可改日歟、左右異日召仰事、先例不聞、當時不見、上卿座事、警固解陣召仰之日、上卿北面仰之、至于相撲召仰、東面仰之、依候膝突、不北面歟、又召次將事有兩說、共同時召之、一度仰之、其時尋常膝突、以外記仰陣官人、又令敷膝突、若可召右陣歟、至于召掃部寮、未知侍、又說、先召左將仰之、次右將仰之、先々有議、共被仰之例也、有樂年、不加音樂聞食之詞、只尋有樂之年、依其年例可候之由召仰也、又召仰兩將後、召裝束司可仰也、四條大納言、(公任)報云、召左右次將、(膝突二枚、或一枚、)仰云、依某年例、(例字可讀𦾔、依例字有二說、)候、(仰詞、人々所仰不同云々、)東面北面事、不可有疑歟、給文之時、有此二說、以詞仰時、何在北面乎、若無次將召仰將監、或於小庭仰之、大節例歟、或召膝突下仰之如何、判官以上、候膝突例也云々、同十四日、參內著仗座之間、中宮大夫參入、同著仗座、即觸可候由、依爲上﨟也、即出壁外、令召外記孝道、問左右將參否、共參候者、即著南座、令吉上近忠加置膝突、(○註略)亦令召外記、仰左右將共可令參由、兩將就膝突、仰、二十七八日可聞食相撲召合、依寬弘二年例侍、左右共唯退出、亦令官人(將曹重胤)召左中辨、(朝經)仰二十七八日可聞食相撲召合之由、退出云云、

〔小右記〕長和二年七月六日丙申、右兵衞督來談、頭辨示送侍從許云、令著錫紵給之日、薨奏之日、不同日例侍乎、薨奏事、可避一上御忌日歟、薨奏延及相撲之期、若過相撲之後、有件奏者、音樂事難行歟如何者、予(○藤原實資)報云、錫紵薨奏之日、不同日之例、不能尋得、但延喜五年七月廿八日御記云、美濃守是恒(○光孝皇子)卒去、可止召合事、子三刻服錫紵、因是恒朝臣卒者、今案、依御傍親召合停止、天慶六年七月廿七日故殿(○藤原實賴)御記云、元良親王(○陽成皇子)薨、同日相撲召合、廿八日拔出有樂、依非御傍親有音樂歟、抑入道九親王(昭平)御傍親、相撲音樂如何、只可在左相府(○藤原道長)定歟、薨奏之日、尤可避、當時一上忌日歟、臨昏頭辨來談、夜漏漸闌、九宮薨奏事、相府不被命、一定大略無宜日、薨奏之後、可有召合歟、主

上〇三條今年始聞食相撲、有可令有音樂之天氣、而有斯事、薨奏及相撲期、彌不可有音樂歟、他事多談、不遑記耳、　十六日丙午、早朝參謁左府、爲令申中宮御產間有所憚不參之恐、良久淸談、次云、今年相撲可有樂之由有仰事、檢代々例、代始聞食相撲、多無音樂、依或大臣病、或風水損等也、邑上九親王昭平出家、薨、薨奏以前、今日可有相撲召仰、明日可有薨奏者、是內々議定歟、予申云、明日薨奏後、御錫紵除給了、雖迫相撲期、有召仰可宜歟、相府云、薨奏以前、必不可知食薨由、不知食之前、有召仰如何者、又申云、服親上達部、請假著服、已及天聽歟、至薨奏、依有所避自引旬日、薨奏以前有召仰、不快之事也、相府云、尤可然事也、明日薨奏、同著御錫紵、錫紵除却後、廿日有召仰、尤上計也者、　十七日丁未、問遣相撲召仰幷薨奏事等、其報狀云、相撲召仰、廿日可待云々、薨奏今日可待也、

〔小右記〕寬仁三年七月十六日辛未、入夜府生重孝申云、權中將朝臣公成令申云、今日相撲召仰、依永延元年例可有樂者、年號不分明、亦々可尋問、音樂、諸卿不甘心、攝政〇藤原賴通又同、而入道殿〇藤原道長命可必有之由云々、二后〇後一條母后彰子、皇后威子、共道長女、可令見物給、是入道殿懇切被勸聞云々、

〔小右記〕治安三年七月十六日戊寅、今日關白〇藤原賴通被談云、相撲可有樂歟如何、無指事時、有音樂之例也、召仰今日可行歟、答云、有樂之時、率被召仰事也、但今日御衰日歟、必雖不可被忌避、明日吉日、有何事哉、　十八日庚辰、今日相撲召仰由云々、而從陣無令申、太奇云々、將曹正方參來、問案內、申無所承由、一昨日關白云、十七日可有者、可尋問事仰之、乍承宣旨不令申事由之、官人可無所避、　十九日辛巳、將曹正方申云、相撲召仰事、尋問之處、案主保武申云、一昨入夜、少將實康朝臣來陣云、有相撲召仰事、依去年例可行、大納言能信傳宣、以此由可傳仰年預官人者、依入夜不傳仰、亦少將不可申大將殿之由、隨亦不知案內、仍所不申也、亦官人不候者、仰云、至申不知案內、左右不可仰也、但傳仰正方之處、正方可尋問歟、縱雖隔日、正方可申事由、然而不可尋勘、事頗違例而已、

〔小右記〕長元四年七月廿三日戊辰、頭中將隆國、傳關白〇藤原賴通御消息云、〇中略相撲樂不可被行歟、月

蝕皆既、御愼不輕、若樂有無、可令諸卿定申歟、坎日相撲可改歟、已存式日、必不可延乎如何、余(藤原實資)答云、至召合從事延縮、不可謂存式、是臨時小儀、仍有延縮、延喜以後、無坎日例、又月蝕變雖理食皆既、已蝕尤可驚恐、月內擧樂、不快事也、不可及諸卿議、依月蝕變可被止事、直令宣下後可宜歟、更有僉議可似疑慮之無一定乎、　廿四日己巳、大外記文義云、關白仰云、依月蝕相撲例勘申者、今朝局日記損失并奉之、承平七年七月十六日、月蝕皆既、相撲樂、天曆以後、依天變樂止、或宮中燒亡樂止、多有例、但承平七年例不快、其故者、明年有將門純友等事、不宜例也、今年相撲樂、不可被行之由執申了、無殊事之時、被停止之故也、下官退案、猶以被止可叶天意哉、(中略)晚頭中納言從關白第來云、關白談云、相撲樂停止、事之理最可然歟、但承平七年、雖有皆既食、音樂猶被行、亦有童相撲興、若依彼例者、可有音樂歟、彼時變異奏不重歟、今般奏文不輕、唯承平七年無事、明年有將門等事、可謂年中事、不可謂明年事歟、詳奏事趣、進止亦可在叡慮者、今就此命案之、更不可被尋前例者也、賢臣已爲輔佐、其政正直、而忘變異、重有相撲興、從明年有兵革、兼無厥愼之所致歟、以之可被龜鑑、此度司天臺奏云、御愼覃三箇年者、不可依承平例歟、就中寬弘年中、月蝕皆既、夜中內裏燒亡、以之爲鑑、末代之災、無人相救、悲哉悲哉、已呑舌而已、　廿五日庚午、經季從內罷出云、相撲樂、依月蝕停止、

〔中右記〕天永二年八月二日壬辰、從內有召、(頭辨被告)仍參陣、先在奧座、頭辨來仰、來廿日可聞召相撲、依寬治二年例可仰下者、予(藤原宗忠)起座移著端座、以官人令敷膝突二枚、(先問左右次將參否、依爲同中將令敷二枚、)次召外記問左右近次將參否、申皆參之由、仰可召之由、藏人頭左中將通季朝臣、右中將宗輔朝臣來、並居予下、向座末方仰云、來廿日廿一日、可聞召相撲、依寬治二年跡候ヘ、次將稱唯歸入了、(以官人申右大將歟、又各告本府云々、今夜無事始者、)次尋裝束使、左中辨不參者、仍召頭辨實行於膝突、仰云、來廿日廿一日、可聞召相撲、依寬治二年之跡ニ御裝束候ヘ、頭辨稱唯起座、(於陣腋仰下史歟、)其後退出、

〔玉海〕承安四年七月五日庚寅、此日相撲召仰也、上卿源中納言、左中將定能朝臣、(年預)右少將隆房朝臣

內取

等奉之云々、先例多中旬有此事、保元上旬被行云々、　六日辛卯、定能朝臣參來、問召仰事、語云、右近次將、逆亂之間、及秉燭被行之、上卿雅賴卿、左右一度召仰之、其詞云、來廿七八日、可聞食相撲召合、依于承保二年跡候、兩人共稱唯退下云々、

〔西宮記七月〕相撲召仰

內取、先於本府有內取、仁壽殿壇上、立御倚子、若大床子、御後立五尺御屛風、御座巽角敷上﨟座、東庭北曳幕、次將候御劍、入夜者、各本府舍人秉燭、又於本殿御前有此事、左相撲犢鼻上著狩衣、經陣向幕、右犢鼻上著狩袴入幕、近代不分別、　天皇出御、次將向陣召上卿、○註略　相撲人出列、經御覽方、有仰向方、○中略　相撲經御覽歸入、一々出取、左近取了退出、右近參進、同左儀、

〔日本諸手船七〕相撲內取

內取、召合前日、召左右相撲人、試各方之伎、互不令與敵手合、猶對召合之晴、則謂之褻相撲、故曰內取也、今之地取。。卽此、

〔北山抄二七月〕相撲召合事

前二日、有內取事、於仁壽殿覽之、御物忌時、或於清涼殿御覽、御大床子御座、或立御倚子、次將持御劍候大將南、左大將依召參上、若大將不參者、參議以上、帶中將及衛府督之者參候、若又不參、次將取手番文候也、大將及宰相中將參者、兩人候、應和元年例也、　次將授手結文、相撲人進出列立御前、大將候天氣、仰東向、次仰北向、次仰罷入、次相撲、左始自下、仍最後者、使留相撲、右始自上、或共始自下、或共始自上、近例多如之云々、以爪注勝者上、畢召右大將、參上之比、左大將退下、御倚子御座者、不待替人先退下、　右相撲如左、但依催北東向、後令南向、臨暗者、府官人秉燭、

〔江家次第七八月〕內取御裝束近年多如此、御物忌時例也、

寬書云、大月廿六日、小月廿五日、於仁壽殿東庭行之、御物忌時、於清涼殿有之、近年用御物忌時儀云云、內取、是習禮也、故左與左、右與右相撲也、召合拔出者、左右相撲相合也、

垂清涼殿東廂御簾、返孫庇燈樓綱、以大床子上圓座、敷於第三間簾中為御座、其南間敷所菅圓座一枚為執柄座、孫廂南第二間寄東長押、敷同圓座一枚為大將座、件座、依將尊卑、或又敷第一間、二間以北、或有後宮被候之例、自河竹

臺南邊東西行引幔、(當中央開幔門、爲相撲人往反之道、)自仁壽殿西溝西邊北折、自與竹臺後北行、當昆明池障子程西折、莧簀子敷下、(並立幔柱引之、)長橋內敷黃端帖二行、(東西行)爲相撲人座、(北上對座、最手著四、)大將若宰相中將候殿上下﨟少將一人相副、次本府官人一人、插結番於文刺前行、(官人東帶、帶弓箭、)次左相撲人參入、(中略)○經陣前并階下、入自明義仙花等門、候於長橋內、次將并府官人以下在後、(相撲長三人)仕丁二人、昇水桶在後、相撲參入後、閉所々戸并守護隊々云云、下小蔀、固承香仁壽殿格子等、主上御於簾中御座、(御直衣)執柄同被候御座南、令次將召大將、大將依召入自殿上上戸、著御前座、(此後閉殿上戸、)

若無大將者、宰相中將應召、若兩人共候者、相並候於御前、(應和二年例)若共不參者、上﨟次將候簀子敷、(不敷座、)又先持夾名文、昇自長橋內方云云、

次將以結番文授大將、(插文刺、)進於欄下授之、大將起座取之復座、(近例次將昇簀子、作持文刺授之云云、)若宰相中將候時、將監奉之、(或曰、猶次將可授、但不可用文刺云云、)相撲人等、次第進出列立於庭中、(近例自上﨟出、)大將候天氣、仰云、東へ向介、次仰云、北へ向介、

以上依御所之體可改詞、或先有南へ向、次東へ向之所、

次仰云、罷入禮、

次相撲、(近例自上始、)

一番(最手與助手取之、若有腋共可決之者、最手獨練退入畢、大將以爪注夾名勝者上、)

(裏書云、十五番、左右各十五番也、故相撲人、左右各可爲三十人也、最手助手、助手又曰腋也、最手拔手、皆近衛府各補其人也、相撲人者、皆近衛之類也、)

十五番畢、(若有故障者、隨仰進止、)事了退下、次召右如前、(中略)○若及暗者、本府官人秉燭、若此府將近習之輩、偸候簾中之時、得其氣者、稱御前狼藉之由、不令相撲、

後三條院仰云、仁壽殿露臺下、有小標子、相傳曰、延喜御時、爲令左相撲窺見右內取所被設也云云、自古帝王非無左心、(中略)○

或說、東庭幔、猶可竟於殿艮角、往年例也、常世與時弘決時、常世負時弘、不堪居於鹿鳴草下、是其證也、云云、

內取之間久不決之番、被追下例、(天長(天長恐天慶誤)九年七月廿六日)九記云、一番、(紀茂世、大神惟明、)良久無勝負、逐下於南方、召次番、茂世遂勝云云、

或說曰、次將能可實檢所々、

勝岡與恒昌決時、恒昌搔勝岡、投懸於炬火屋、而炬火屋之中、有人推起之、是章任朝臣、爲見物先所入居也、是其證也云云、

經世與時弘決時、先於府取、持、後度經世負時弘、不堪決之、乍負唉居於鹿鳴草中云云、是其證也、

幔可到御殿艮角歟、(堀川先朝御宇、多用是說、)

〔西宮記七月〕相撲召仰

天曆三年七月廿三日、於綾綺殿前有內取事、其裝束、以大床子立仁壽殿壇間、(當階間也、)御後立五尺屛風一帖、御座巽角一丈五尺敷上卿座、始自御書所前、至于南殿艮角曳廻斑幕、中刻出御、右中將雅信進陣頭、召左衛門督源卿、即昇南殿艮角階候御前座、次左將監藤親賢、插番文授上卿、上卿(降階取之)進跪奏進、了下階撤杖復座、(件事未詳先例、上卿未候之前、近衛府直可進歟、)次相撲人列立云々、已上退下、次右大將依召參上、有右內取事、

〔西宮記七月〕相撲召仰

天曆七年七月廿八日、於仁壽殿前有內取事云々、有召左衛門督著御前座、(此間相撲人、入自敷政門著廊下座、)次左中將義方、於階下番奏候之由申上卿、依天氣上卿奏進、了復座、(手番文奏聞之事無舊例、大將若次將、候御前之者、聊注其交名、備於忽忘許也、今按、若中人依召候時者、爲之如何、如然之時、有此事歟、若近衛將候氣色、直可奏件文歟、不奏交名上覽、何知勝負哉、)次相撲人卅人立庭中、(西面)有天氣、上卿仰云、北ヘ向、次仰云、罷入、列而入了、次始自白丁一々取了、(十五)此時最手額田成連、與腋宇治部利里決勝

負、成連負了、次召右少將賴忠、獨候階下、依無上卿也、

〔西宮記七月〕相撲召仰

應和元年七月二十五日、有內取事、廿六日、有奉幣事、(伊勢及諸社)被勘先例、齋內無內取云々、然而遂有內取、先例歟、

〔日本紀略四村上〕康保二年七月廿五日癸巳、相撲內取、

〔日本紀略一九條〕永延元年七月廿六日丁亥、相撲內取、是日也、美濃國百姓數百人、於陽明門、申請守源遠資延任之由、此中有容體長大者三人、被抽召左右相撲了、

〔權記〕正曆四年七月廿六日壬子、相撲內取也、右內府、中將道信朝臣、候御前、關白(○藤原道隆)候御簾內、事了相撲人等出、次右相撲人等參、次藏人式部丞理義、依仰以圓座一枚、敷孫庇南三柱下、次大將參、(內大臣)次最手三宅時弘、助手小智常世決力、時弘雖彼拔山扛鼎者、未如之耳、

〔法成寺攝政記〕寬弘二年七月廿六日壬申、有內取事、左最手腋、決勝負間、最手常時、腋時正、時正勝了云々、

〔小右記〕寬仁三年七月十九日甲戌、府生保重申云、陰陽頭文高申云、明日明々日間、可始內取事、依藏人所召營參之間、不能進勘文、明後日可進者、　廿日乙亥、府生保重進內取日時勘文、(廿一日丙子、時申、件日爲右有利、仍所勘申也者、陰陽屬惟宗忠孝勘文、)　廿四日己卯、中將公成來云、(○中略)富長申可合常正、答云、富長誠雖宜相撲、忽不可合常正、能合次々者、決雌雄之後、可及腋常正歟、公成諾矣、　廿五日庚辰、今日御前內取、府生保重、持來內取手結、(○中略)最手勝岡、太宰相撲人等來、給熟瓜、昨御前內取、勝岡常正挐攫、常正太不敵、仍申障被免云々、富長將官人等有用意云々、去年初爲近衛、未相撲、今年申可被合腋常正之由、一昨中將所來告、然而不許容、答可合爲男爲長等之由、仍昨日御前內取、與爲長相撲、爲長被打、太不敵云々、

〔小右記〕治安三年七月十九日辛巳、府生保重、進可始相撲內取之日時勘文、(陰陽頭文高朝臣勘申、廿日壬午、時午申、)　廿

日壬午、府生保重、〇中略令申云、中少將、皆有故障不可著、今日始內取所、但頭中將、祗候關白殿、〇藤原賴通有被承事、此間若時剋相違乎者、午申時也、令仰云、雖臨夜有何事乎、申時以後、定有吉事歟、令改勘可行之由、便以保重示遣頭中將了、　廿一日癸未、早朝府生保重、持來相撲所定文、申云、昨日戌時、始內取等、戌時中將公成、少將實基等著行者、　廿三日乙酉、中將公成、以府生保重令申云、相撲人等參入、今日坎日、令內取如何、但召合日、已近々、明日大相府瘧病當日、仍不可能著內取所者、余〇藤原實資報云、吉日始行內取幷音樂、更又不可擇吉日、今日行內取之事、保重云、彼日以近衛如形令取者、仰云、唯以始行爲最初事、亦每人不可用吉日歟、　廿四日丙戌、少將來云、今日內取、有可承案內之事、節相撲結番大略示了、重賴爲長等歟、秀孝不可然、明日御前內取、最手腋等事又示了、秀孝歟、最手勝岡、不可然事也、各可示氣色由密々含了、晚頭將曹正方、持來相撲內取手結、　廿五日丁亥、今日無御前內取、依左相撲人不參云々、　廿六日戊子、今日御前內取之相撲人交名、頭中將朝任示送、

〔小右記〕長元四年七月十九日甲子、頭中將來云、今日未時、可始相撲所、陳可責其仁之由、〇中略臨夜府生光武、進相撲所定文幷相撲召合料絁布絲紅花木綿等請奏、中將隆國、良賴、少將經親等、方著內取所、　廿日乙丑、相撲召合雜物請奏、加朝臣二字、定文相加欲返給、光武不參來、　廿一日丙寅、光武於門外、令申云、〇中略令下賜雜物請奏、相撲所定文等傳進、相撲奏之將監、無知案內之者歟、扶宣可勤之事、可傳仰之由仰光武、　廿六日辛未、頭中將來云、腋秀孝死去、其所各多所望者等、爲〇爲下恐有脫字辭申云々、供節勞四十餘年、老屈殊甚、不能角力、今年許罷立助手、欲施住國土左相撲之面目、至于明年、以數年勞績、欲申住國掾、土左相撲役、亦今年許者、答云、所申之旨、尤可哀憐、此外爲長高平惟永等、決雌雄可定優劣、頭中將甘心之、今日可有內取、仍罷向府者、　廿七日壬申、頭中將、差將監扶宣示送云、有腋闕、爲男爲長高平惟永等、希〇希一本作遙有所申、此間可承案內、答云、爲長高平惟永等、決勝負有無歟、但爲男尤可哀憐、今年許立腋、欲雪數年之耻者、扶宣申云、中將云、官人等申云、先年於御前、爲長高平角力

爲長突膝者、惟永有所申、是與爲長欲決雄雌者、此間事、相定可進止之由含扶宣、　廿八日癸酉、左最手眞髮爲成可止、令國司召進者、卽宣下、是先年、以國司濫行、下手令召進者也、□□昨日內取以前所被仰也、依勤供節、殊以宥免、頭中將來云、召合相撲雜事次、爲男立腋、尤宜由關白（○藤原賴通）被命、又云、明年申任國掾可然事者、

〔長秋記〕天永二年八月二日、相撲召仰、幷事始也、先日以府生忠淸申大將云、來二日、可相撲召仰云々、而件日可事始候歟、將後日勘日時可行之歟、後日可行者、大略六日、日次宜云々、大將返事云、二日事始候、有何事乎、件日可始行者、仍以件旨下知右近府、（事始日、彼府儲饗、故下知、○中略）酉刻許、著束帶著右近府、著弓場座脇、豐原惟遠、舊相撲雅元、（八十者）丹後延貞、其外白丁十人許著座、（○中略）此間相撲人饗事了、次立合出、左著荒染出自東幔、右著袴衣出自弓場西隙、立弓場前、次左一番、吉上菊末、殿之物、著菊花出自東幔、右又出自西隙、左相撲負了呼唉、立合替、二番、右延貞（付菊花）左吉上重仲、（不付花、負故也）又右勝、三番、左吉上武宗、右延貞、如前立合替、仍左立合儲三人也、次於南幔中亂聲、舞納蘇利等、畢須任前例纏頭舞人者、然而俄有所思、賜一番相撲也、次相撲所官人等定定文、文案有別、相副手結奉大將、又召人等夾名注、賜廳頭畢、　七日、府內取始、（右兵衛府儲饗）自夜前參籠御物忌者、供朝夕膳、未一刻退出、爲著府忩事也、改直衣乃著右近府、相撲人等、其數未從式令違前例、長男俊雅二男童相從、是爲見物也、脇豐原惟遠以下相撲等列座、又白丁其數參、良久源少將雅定、新中將宗輔朝臣等參著、白丁等令犢鼻、此間相撲食仕了、白丁十番許取了、府生惟宗忠淸、書手結而持來、依爲上﨟、以宗輔朝臣令加封、前例或年預加之、不一決事也、此間次將有饗膳事、次人々退出、　十一日、右近衞府試樂、巳刻著束帶參大將亭、相撲人沙汰也、（○中略）或人云、今日可有左府內取、其後於東可有相撲事云々、先是相撲人等著座、下官著座、相次備中少將伊通、先中將宗輔朝臣參著、相撲人等饗事了、白丁最手者五六人許令相撲、次亂聲、南幔前立大鼓鉦鼓桙等、舞人右近將曹多忠方振桙、次舞古鳥蘇、舞人四人、（右近將曹多忠方、府生多近方、左衞門府生央角、修理近正、右衞門）

（府生爲季、）次可試狛桙、然而右衛門府沙汰、爲終限申置他所之由、仍見散手貴德之後試也、然而改衣服依有事煩先見之、次貴德、忠方舞之、有番子、次見狛犬令舍犬、次桔桿事了更又令相撲、十人許也、此後退出、爲見物長男俊雅二郎童相具、今日右衛門府儲饗、（○此間文闕）十七日、（○此間文闕）如御覽日、御方早旦、書手結而參大將直廬、委申子細、皆如下官手結、許諾後、召年預兼久下給手結、仰云、早以此輩可令犢鼻也、凡卅四人、十七番定也、（前々或十番、或十三番、又十五番也、而自往年被定十七番、是前朝（堀河）御氣色、幷大將雅實命也、）此直廬中納言忠敎朝臣被宿、是御前御讀經結願之上卿云々、下官於此所食仕、此後如本行向宮御方、召廳頭忠清、相撲事、仰可催行之由、此間藏人辨雅兼相語云、最手闕事、自左被奏、右如何、下官答云、右事同可被奏、最手光房、往年已沒、腋惟遠、次者惟俊上洛者、以此旨可被奏也、辨參殿下御宿所、歸來云、最手腋條、只任府進止者、以此旨參大將直廬令申、大將答云、然者早以件旨可被仰者、仍退仰兼久召惟遠惟俊、（○此間文闕）於西中門下、先仰惟遠云々、最手光房死闕、由忌不召不參上、代可爲最手、仰惟利云、腋惟遠罷立、最手代可爲腋者、各退歸、又歸宿廬、（○註略）于時午刻、左近陣近隣也、同相府隨身走來云、頻有召早可令參給者、聞之頭中將走參歸來云、遲々責甚、爲之如何、他相撲皆參仕、只成綱一人未參、重可遣催也、此後度々雖有催未參、或人云、件成綱有腋望、雖參仕、今日依不被立、成怨退出、其後頻雖召遣、未參云々、此間左近廳頭季行申云、左右腋候時、最手一人揀出歸入常事也者、次將存此旨、引相撲參進、將監一人、（東帶）取奏杖前行、相撲長二人、著褐衣垂懸緒、相從相撲人卅四人也、十七番定歟、將監著束帶取奏前行條、（○此間文闕）裝束取之有相撲人參（○此間文闕）著束帶、經南殿御後昇殿上、自小板敷東之戶穴偸見、左內取大練了程也、事了相撲退出、此間右大將被參殿上、下官率相撲人參進、其路經床子座幷陣座之前入幔所、件幔所、中門北腋五間也、仍廣而有便宜、凡參入相撲、隨手結立、一雙著座、皆對座也、相撲長三人、番長下毛野武正、近利、同敦延、秦行重（褐衣、白袴、白布臂、下褂、懸緒、）等、相撲之前後中之右方ニ附參仕、其後府生道守重久、令持奏杖相從、其次荷水桶（入水）入、此間次將曰、散追見物者、右衛門督、四條中納言、右宰相中將、殿上人五

六人見物、此中左宰相中將實隆見物、前例他方次將、雖上達部不見物、末代作法如此、次四位少將宗能、出下地自幔東面、列砌上、進出奏於大將歸入、大將取奏、開而覽前者也、大將被坐殿上之間、殿下御坐殿上、召下官被尋仰相撲人事、次內召奏事ヲ尋申、不可召之由有仰、是非定事、有召時進物也、仍懷中歸出也、最手脇以下卅四人、練出於櫻木南、而到東幔下向北立、大將仰云、南へ向、次仰云、東へ向、次仰云、罷(禮)相撲罷入後、一々隨手結進出、勝負手結有別、故不記、事了相撲退出、相撲勝負間微雨下、仍幔外見物人指笠立、依殿仰加制止、仍皆引入了、或人云、左年預頭中將通季朝臣、入女房中見物云々、殿下乍御覽、不加制止之仰、不便事也、大將退出、事了人々分散、土御門內裏儀也、西對於南面有此事、仍東南引幔、件幔二重也、

〔名目抄 恒例諸公事〕相撲召合(メシアワセ)

〔西宮記 七月〕相撲召仰

召合

藏人催旅御膳女房男女饗、召上卿料菰細折櫃土器等、若臨時可有祿者、仰內藏寮、

左右近衞府、進積鼻布請文、〇註略 左右近衞府奏擬近文、左相撲員少、不下給者、右奏後日給之、雨日大鼓、立左右廊壇上、立合算刺、候安福春興壇上、

天皇御南殿、(太子參上)內侍出、王卿參上、(無大臣大將者、出居次將昇、)次出居昇、(率侍從、自日華門昇、)大將奏相撲奏、(次將令持奏文將監立壇下、大將下殿、執次將之所持杖、遞奏進御簾中、左迴著本座、大將不參者、方衞府督、若宰相中將代奏之、右將不兼奏、中人爲上卿者兼奏、以右奏自內給左次將、令結番、天慶八年、左右大將不參、左右衞門督奏之、)取版位、(左將監執之、置殿巽角壇上、或上卿下居取之、)內侍倚簾下、上卿候簀子敷、出居著、(出自安福春興二間、或置算刺座之後三府出、有四位者依位色、天慶六年、侍從奉仕出居、天曆三年、中將出居、四年馬助出居、)置算刺出居圓座、(相撲長置之、出居北、算刺南、兩圓座相去一丈五尺、當三四間、或三府佐不著、)立合出、(隨勝負相替)算刺出、(隨勝負相替)相撲取、(左著葵花、右著瓠花、取刎衣等出、有論之時、召出居將被問、負方出相撲、持時初負方出、最手一番左出、)一二番後召侍從、(上卿仰令敷座、仰外記令召、或文云、兼依仰敷侍從座、)御厨子所供御膳、內豎居突重、(一二番間居之、居了後少將取、在座突重居下候御前上卿前上)酒番侍從獻盃、(巡行對如例、若)

親王可獻於御前之上者、少將執盃、侍從取瓶子、先獻親王、盃以之獻盃人可獻親王、親王受盃渡座上、進饗子獻盃、將取侍從所持瓶子、經東階上到饗子行酒、上卿受盃目次人、人擬把之人進、又執盃還本座、親王經東階上歸座、次將少將以瓶授侍從退去、或次將直獻盃、候御前之上卿、上卿傳親王、盃到末座之時、出居將持來受盃、十七番取了、或有取遺、無樂者還御、勝方亂聲、左拔頭、右納蘇利、最手決、勝方先亂聲、最手不決者依數也、晚頭撤張筵、少將左右解綱、自御前解之、或以掃部官人撤之、王卿候饗子敷、事畢退出、延喜十八年降雨、左右鼓虫上南廊、左右算刺、各居春興安福兩殿壇上、

〔北山抄二七月〕相撲召合事

當日巳剋御南殿、內侍召人、大臣之大將先參上、若不相兼、次將應召參上、次王卿參上、次出居次將、率侍從入自日華門參上著座、次侍從參入、著宜陽殿西廂座、出御以前、大臣奉仰召裝束辨、仰可敷座之由、召外記仰可召之由、无樂年又召之、承和六年、延喜十五年等例也、近例不立牙盤失也、次左右大將下殿、不必待出居等著座、於東階下取奏參上、跪御簾下付內侍、把笏復本座、略○註 次內侍進御簾下召上卿、上卿起座、候饗子敷座、次將監取版位、次相撲長各二人、取圓座置幕前、次左右三府佐著床子、略○註 次立合進立、籌指著座、略○註 次相撲、負方進次相撲、至于最手、不依前番勝負、左先進之、勝負不分明者、上卿奉仰召左右出居少將、少將進階下東西、各申所見、隨勅定耳、或令公卿定申、若勝負早不決、追下令供次番、及先申障不令相撲者、始負方可先進、持者左進之、而延長四年始負方進之、不可然歟、二三番間、內豎賜王卿及出居饌、略○註 酒番侍從獻盃、略○註 十七番畢、日暮者、不必究數止之、上卿復本座、三府出居退入、勝方亂聲奏舞、王陵最手勝者、不因負之多少、其方先奏、次依負勝、其方又奏舞、但往年依右最手勝、先奏納蘇利、次依負勝、左吹拔頭、奏陵王云々、若有餘景、又奏他舞、日暮樂止、晚頭有勅令撤張筵、略○註 若飛塵起、仰主殿寮令灑水於庭中、略○註 舞畢還御、王卿退下、雨儀、左右大鼓桙、立承明門東西廊壇上、立合籌指等、候春興安福等壇上、

〔江家次第八七月〕相撲召合　七月　大月廿八九日　小月廿七八日

早朝大將於宿所定手番事、右近進擬近奏、近例左大將不必參內、年預將於直廬定之、次將爲藏人者便奏之、若無者付藏人申、本府白木杖書開字返給、近例右[illegible]

[illegible]之、裝束司奉仕上下裝束、左右衞門立大鼓鉦鼓等、相撲人樂人等預參入、

巳剋御南殿、御位袍、延長五年麴塵御插鞋、不例御時御直衣、內侍取劒璽候前後、末額上髮用釵子、不用花簪、著薄色裳合掛襷單冬扇、命婦等同、執柄人候御裾、命婦藏人各四人扈從、藏人持式御筥、經長橋南殿北面西戶、有筵道、自南廂西間入御、須御大床子、然而近代御件前間、即以大床子上圓座爲御座、內侍置

劒璽於大床子上、東南及西、近代以大床子上圓座爲平鋪御座云々、置劒璽於大床子上也、

執柄人候御座東間座、兩面或圓座云々、執柄外、或召加上﨟大臣一人、太子參上、自昭陽舍出、經和德門、有籬道、經承香仁壽等殿北面中戸、自南殿艮角階昇、經殿北面中戸參入、候御座西間座、預敷本宮茵爲御座、是後雖內裏昇殿人、不兼東宮昇殿之人不昇、東宮昇殿人等、廻自承香殿北、著右近陣座、殿上人長押上、帶刀等下、若親王候簾內時、亦候御座傍間、以藏人被仰上卿可召侍從由、無樂年、猶召之、承和十五、延五、上卿可給座由、仰裝束、可召侍從由、仰外記、內侍臨檻、出自母屋艮角御簾北枚南妻、副障子東行、南折居檻上、退入、五位藏人引導、大臣大將先昇、淺履、有文玉帶、螺鈿劒、他亦同、若左右大將、共爲大臣之時、上﨟先昇歟、可尋先例、雖左大臣、不兼大將者後昇、若無大臣大將者、出居次將、自本陣出先昇、次王卿昇、大臣紫端、納言緣端、參議黃端、納言以上北面、親王南面、參議對座、次出居次將率出居侍從、入自日華門參上、著東格子邊座、南上西面、但次將必著南、侍從經次將後著、此間上官內記著東階下座、以東爲上、殿上人著西階下座、以西爲上、近例或東上、或近、又藏人頭、在弓場殿、東宮宮司幷帶刀、候右近陣、或宜待、次侍從入自日華門、著宜陽殿西廂三四間座、帖也、近例不立牙盤、失也、

次左右大將下殿、不必待出居著了云々、立東壇上、若一府大將不參時、中將爲公卿者奏之、但至左大將者、兼奏之、大將先起座、公卿次將時、雖左後起、立壇上、時、至次將者、立軒廊一間、雖有兩大將、一人爲納言者、亦如此、奏時雖中將左先奏、若無大將幷公卿次將者、衞府督奏之、左右次將進奏文、令持將監、各出自幕所進、東軒廊下、若少將不候者、中將奉之、若又不候者、將監可奉之、若公卿次將取奏者、將監奉之、大將取奏披見、暫插笏於左腋、拔文見之、至文刺者、將曹捧之、件奏不載儲者、左奏最手爲始、不整次第、右如常、以最手爲畢、此間少將揖立、將監跪、次將插文杖、搢笏取之、次將把笏立、大將參上、後歸幕、次左大將、昇殿經簀子參上、跪御簾下、付內侍、拔笏右廻復座、雖中將左先奏之、從簾下入之、仍頗褰之、又大將頗膝行、亦奉之、後拔笏起、次右亦如此、左大將復座後、右大將可上、次自御所召左次將、自後方召之、給右奏、令改番進之、不令藏人傳之、次將於幕所召最手、相議番進之、次內侍進東簾下、召公卿、進簾下、頗推疊東南角御屛風妻、第一枚也、或頗搢御簾、近代不然、次上卿起座、候簀子敷座、小進也、西面、次左將監取敍位、帶弓箭歟、取之置殿巽角壇上、九條年中行事、幷西宮次第、未召上卿之前取之、次相撲長左右各二人、退紅袍、白下襲、白布袴、無緖尻鞘、取圓座、置幕前二許丈、一枚置劒衣料、在北、一枚籌刺座、在南、兩圓座相去一丈五尺許、當三四間、九條年中行事、幷西宮次第、三府將佐著後、置之、三府將佐著、依府次云々、但四位著上、出自安福春興第三間北行、列立床子前、揖一度著之、以北爲上、件將佐、著闕腋袍螺鈿劒靴等、次立合進出、裝束同相撲長、但帶弓箭劒尻鞘等、立南階東西四五丈、給籌刺府生著座、帶弓箭、先立箭一筋、次一番、左先出、著葵華、取劒衣、置北圓座、進立櫻樹下、次右出著瓠華、次々番、負方先進之、裏書云、葵瓠華、造花也、

裏書云、一番、右詐負事、長曆元年以後例云云、

寬平御記云、四年八月、左近勝者十一人、右近勝者二人、斯度勝者、多不可有其情、朕只任理判斷、承和、大臣良房朝臣、伺得天氣論定勝負、該云、左方爲帝王方、貞觀以前、尤有此事、元慶以來、只任正理、

若勝負早不決、被追下於承明門方、供次番、及免申障不令相撲者、始負方可進、持者、左進之、最手不依前番勝負、左先進之、若髮亂、犢鼻褌解、則相撲長趍到於櫻橘下繕之、或敵方相撲無理時、又趍進取離之、敵方相撲長、亦來進之、勝負不分明者、上卿奉仰召左右次將、次將進階下東西、各申所見、或問公卿被定、仰之、或令公卿定申之、勝方歡呼諠譁、次將脫單衣給之、左將雖不渡日華門內、要樞人勝時走渡之、勝方立合舞、負方改替立合籌刺等、勝方亦咲、前例不然云云、右方擬近奏不下時、稱府補近衞直進者、追返爲負、勝方葵瓠等華、幷劒衣等、稱肩物令具於次番、葵瓠華等落時、雖勝方風吹入於階下者不取之、不吹入時、相撲長一人進取之、最手不依前番勝負付華、幷執劒衣出、一二番間、內豎賜王卿及出居衝重、次將取上﨟座前衝重、居簀子座後欄下、或次將先於階下取之候居之、候御前之上﨟大將時、方相撲頰勝間、不令移誤云云、次次將勸坏、勸於候御前之大臣上不取續杓、依御前也、下﨟少將取瓶子相隨、大臣目次人、次人來受、放盞之後勸盃、次將退下、少將授瓶子於侍從退下、巡行至最末參議目出居、出居進受之、或令執瓶者傳之、出居者、雖勸盃猶擬之云云、若親王參時、次將獻坏於親王、侍從取瓶子、親王度上進擬大臣、次將取瓶子經座末進向、大臣授次之人、後親王經東階上復座、次將授瓶子於侍從而退下、或侍從獻親王、初獻直下、次次將、獻候御前之大臣、大臣受目親王擬之云云、年中要抄御說爲先　東宮參者、亮陪膳、執柄陪膳、五位藏人奉之、

三四番間供御膳

先御臺二本、一本、居御土器一口、其上置木箸二雙、頭取之、一本、五位藏人取之相從、出於御座西間北屛風北、不稱警蹕、

次御盤二枚、一枚菓子四坏、一枚居干物四坏、一殿上四位以下役之、即供大床子上、西

次供腋膳、不稱警蹕、先御臺二本、(銀著臺一本、置銀箸一雙、木箸二雙、)卽供於御座前、次御臺一本、次御盤一枚、(居四種四口、御飯一坏、供於一御臺、)次御盤一枚、(高盛八坏、居二御臺、)次小腋物、(居一御臺、)次御汁物等、陪膳以木箸始自御飯、毎物一箸、合盛小土器一口、(件小土器預供之、)置件箸於本小土器、主上以他箸召之、畢後陪膳折供御御箸置箸臺、以始木箸立御飯、凡毎供可取三把(サバ)歟、藏人之外、不役供之、太子御料、甲折櫃六前、(亮昇殿者陪膳、)執柄御料衝重二前、(五位藏人陪膳、若春宮參上時、用下臈昇殿者上、)晚頭撤張筵、(左右次將、依上卿仰、乍把笏先解階下柱綱、而昇自東西階、進跪南階下、插笏解綱擲出、左廻至次綱下、左廻向坤跪、解之、右側左迴可知之、訖、把笏退下、或亦插笏退下、解階下柱綱、仍不先解之、王卿移候幔下之後撤者、或公卿便解之、掃部頭率寮下部、入自日華門撤之、退出自同門、)王卿移候簀子敷、若夕陽盛者、大臣奏事由、賜左三府將佐張筵、(大臣仰大辨、大辨下殿、召裝束史仰之、史仰掃部寮、或上卿仰次將、次將仰所司云云、)或奏召侍從之次、令加奏件張筵事、若飛塵起者、仰主殿寮、令灑水於庭中、(左右各水桶四荷、殿部各八人、持杓灑之、服縹褶布袍、著緂布帶壓巾、如諸衛舍人擔丁、郎候桶邊、供了而退、近例久不見此儀、)十七番畢、(日暮者、不必究數止之、七八番停留之例不見、或有三番上取遣之例、或有擧燭決之例、近代最手不決、脇亦希決、)以立合籌刺等退入、三府出居退入、(年中要抄次第如此、但御覽日、出居先入、)上卿復本座、(如何羽林(以下四字一本無)但近代不復座、勝負舞了後退下、實資大臣記、以復本座爲失、)勝方亂聲、(依負、左勝者拔頭、右勝者納蘇利、均共奏、往年最手決時、左負勝右最手勝時、右先奏納蘇利、左奏陵王、亦有餘最者、奏他舞云云、)四條記云、代始無樂云云、而永延長和承保寬治各有之如何、舞了主上還御、王卿退下、若降雨者、大鼓等舁入於承明門左右廊、(放火炎)立合籌刺、候春興安福二殿、(砌上)(中略)○

取奏之儀

寬仁二年有論、二條大關白、先插笏、次取奏文見之、次插次將所持杖後取、實資大臣見文畢之後、取將所持杖、自插文云云、插笏取文、或左腋插笏見文、

又大臣參御前之後、取版位爲善、

〔江家次第 七八月〕相撲召合裝束

前一日、令主殿寮掃除南庭、仰左右衞門、從長樂永安門令敷砂、(左衞門長樂門、右衞門永安門、並裝束使、仰左右近衞陣令開、)撤去東西火炬屋、(東置日華門北掖、西置紫宸殿西掖、)南廊鑰鈴韓櫃不移之、上南殿御格子、(掃部女孺供奉、)洒掃殿上、(主殿仕女供奉之、)置殿東

廂布障子二枚於北廂、掃部寮官人、率史生以下供奉、但近例本無此障子、裝飾御帳帷、掃部女孺供奉、卷上南面、自餘皆垂、近例垂北乾艮、上餘五幅、從殿東第三間西柱東邊、構簾臺、自北障子下至南廂南柱、木工寮供奉之、懸錦額御簾、又自第四間以西六箇間、并西戶間、懸同御簾、但戶間懸內、東方御簾西邊、立亘五尺漢書御屏風、南北行、西向、件御屏風、不及北障子五尺許、近例依無漢書御屏風、立大宋御屏風、以緋綱鐵鐶子等固之、下亦同、同廂第四間以西六箇間北邊、立亘同御屏風、南向、又第四第六第九間北邊、御屏風中央、並開往反路、其內敷滿廣筵并細貫筵、額間設御座、敷紫二色綾毯代、立座蓐大床子一雙、鋪高麗褥、近例其上圓座一枚、供第六間、設皇太子御座、繧繝端帖一枚、上以本宮數之、東向、西第四間、設執柄座、南面端帖一枚、西向、若圓座、若可設皇后御座者、第六間西邊、立六尺御屏風二帖、東向、其御屏風西相傍、立山水御屏風同二帖、西向北合、近例又第七八間北邊、立廻同屏風、便用本宮屏風、南向、其內設皇后御座、敷鸚鵡形毯代、立座蓐大床子一雙、敷高麗褥、近例件御座、供平鋪御座、又副御簾、雖立亘御几帳、不出其裾、女房雖候不出其袖、件平鋪御座御几帳、本宮設之、其西間西邊南北行、立漢書御屏風一帖、東面、近例無件屏風、立本宮山水御屏風、東向、其戶間內敷黃端帖二枚、爲女官候所、皇后御座北、屏風北母屋內、立廻山水御屏風二帖、其內敷細貫筵二枚、御帳乾角傍絹御障子、立廻五尺大宋御屏風二帖、南方開戶、其內敷細貫筵二枚、立赤漆小倚子、爲御裝物所、御帳東間東、傍御簾南北行、立亘漢書御屏風三帖、但母屋北間不立之、小母屋西壁下敷長筵三枚、其北端絹御障子頭、立亘漢書御屏風二帖、已上近例、立大宋御屏風、南廂之南簀子當御簾東端、以東三箇間東西行敷亘長筵、當其御簾東端簀子敷筵一枚、爲內辨大臣座、南北妻、當南廂御簾東三間、敷滿長筵、其上南北對座、敷帖二行、東西行、爲親王公卿座、親王大臣紫端、納言參議綠端帖等也、置鎮子如常、大臣座、或用兩面端、東廂南第一間、敷出居次將并侍從座、用小筵二枚、西面、從南廂東第一間半、至于西端立張筵、有階四處、欄東西端、階東西妻下也、春興安福兩殿庇、自北第一間至于長樂永安門東西掖、各曳廻斑幔、爲左右相撲人候所、各第三間壇置打橋、其廂各北第一間砌上、置白木床子三脚、爲出居將佐座、本府置之、左者西面、右者東面、並北上、近例相撲屋之中一間、別郄爲陰陽師候所、其以北間、爲相撲人座、東西對座、設座居饗、北第一間、立胡床、爲次將座、以上並本府設之、殿東軒廊、安殿上酒臺、不立胡瓶、西第一間南砌立樽、其東立臺盤、其南置酒器、第三間北砌上置藥器、其東

立案、其東居水器、

近例陣座前曳幔二條、如節會、（可尋之）一條、始從紫宸殿東面北階南端、東行竟庭中、一條其東端幔柱南去三許丈、小西進立幔柱、東行竟宜陽殿西廂、同殿西廂板敷南西二面張斑幔、（件儀可尋之、不可然歟、）若召侍從者、宜陽殿西廂南第三四間、敷黃端帖、爲侍從座、（二行）其前立牙盤、若有音樂之年、長樂門内東掖、爲左司樂人候所、永安門内西掖、爲右司樂人候所、（雖懸斑幔、而不鋪座、）若有召人者、北砌設座、當承明門東廊第一間、去廊二許丈、立左第一大鼓、其東立第二鼓、並以七尺爲間、第一第二兩鼓之間、小南去立鉦鼓一基、（近例立第二鼓東、）二大鼓之前、東西行立桙、（大一小十、舊記十二云云、）右亦准之、（但鉦鼓立二基、）

天慶八年記、大鼓當第三間立之、鉦鼓當長樂門立之、

南殿南階以東砌、敷黃布端帖、爲辨少納言外記史内記座、（東上南面、）其北設史生官掌等座、南階以西砌、敷同帖、爲殿上侍臣座、（西上南面、近例東上、）其北設藏人所雜色以下座、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰二年七月廿七日戊午、於綾綺殿、有相撲召合、

〔日本紀略一醍醐〕延喜二年七月廿八日辛未、於南殿、相撲召合、

〔日本紀略一醍醐〕延喜八年七月廿九日戊戌、相撲召合、於綾綺殿有此事、

〔北山抄七月二〕相撲召合事

延喜八年、右相撲紀廣積等、依盜犯事、止之爲負、多治比宗安、任伊豫國周敷郡大領、未兼近衞、左論爲負、

〔日本紀略一醍醐〕延喜廿二年七月廿七日乙巳、於紫宸殿相撲召合、今年依旱不奏音樂、　廿八日丙午、追相撲、

〔貞信公記〕承平二年七月廿八日、御南殿、御覽相撲召合、御出之時、午二點也、十四番取間暮、三番不取、但初五番取間、主上（○朱雀）還御、予（○藤原忠平）留定左右論、今日右大將、候御簾所、予候簾中、以左衞門督令

奏、此度可有音樂、而依右大臣〈○藤原定方〉病重、昨日令停、

〔日本紀略　二朱雀〕承平六年七月廿八日甲寅、於紫宸殿相撲召合、

〔北山抄　二七月〕相撲召合事

承平六年、右四番、申内取日傷股由、召出居問之、有實者、仍免爲負、

〔貞信公記〕天慶九年七月廿八日、上〈○朱雀〉御南殿、有相左口右大臣候御前、一番右勝、而有天判爲左勝、所謂左論歟、最左勝、左二儛、右一儛、秉燭了、

〔北山抄　二七月〕相撲召合事

天慶九年、左最手額田成連勝、大將召本陣給下襲相等、中少將等同被物、大將取遣下襲著之、

〔日本紀略　四村上〕天德二年七月廿九日戊申、相撲召合、無音樂、春夏之間、飢饉疾疫之故也、　卅日己酉、追相撲、

〔日本紀略　九一條〕永延元年七月廿七日戊子、相撲召合十七番、

〔日本紀略　十一條〕長德二年七月廿八日丙寅、相撲召合、依天下飢渴止音樂、

〔日本紀略　十一條〕長保二年七月廿七日壬寅、相撲召合、〈於一條殿有此事〉

〔本朝世紀〕正曆四年七月廿七日癸丑、今日有相撲召合之事、仍無政、但依左大臣〈○源雅信〉御惱音樂停止、

〔權記〕正曆四年七月廿七日癸丑、參內、召合、一番、〈左三宅正忠勝、右紀時任、〉十一番、〈左勝〉三番、〈右勝〉三番、〈持〉

〔法成寺攝政記〕寬弘二年七月廿八日甲戌、相撲召合、參內、依有左衞門佐障、以左馬助助信爲代官、午一點御出、次東宮〈○三條〉參上給、候御簾內、帥親王被候、依右大將不候、左大將奏手番、右大臣〈○藤原顯光〉候御、十四番間日暮、仍止了、數持、多是天判、各奏勝負、樂了還御、

〔日本紀略　十一一條〕寬弘六年七月廿七日庚辰、相撲召合、天皇御南殿、午時雷雨、左右大臣〈○藤原道長、藤原顯光、〉候簾中、侍臣帶弓箭、同以祗候、申刻雨止、儀式始成、

〔小右記〕長和二年七月廿八日戊午、修理大夫、以興光朝臣示送云、明日宮達可被參上、相撲、申日不宜、被候簾中如何、有前例哉、欲承案內者、注送康保二年例、有悅之報、(康保二年七月廿八日丙申、相撲召合、上野大守致平親王、依申日不着陣、候御簾內者、)晚景資平自內退出云、召御前被仰云、(○中略)近代最手不取云々、仍不可令取者、　廿九日己未、今日相撲召合、(○中略)左右出居著座、(左近少將經親、左衞門佐季明、左兵衞佐成方、右少將好親、右衞門權佐中尹、右兵衞佐通規、)次左右相撲長二人、取圓座置、(或書云、先置圓座、次出居著座者、)次左右籌指著座、次相撲一二三番、頻左勝、此間內豎居公卿衝重、(○中略)二番後、給張筵於出居、廻思慮、自四番有必右勝歟、即以此趣密々語權大納言、是樣相替之故也、前々已有如此之事也、自四番至九番右勝、(八番、依天判為左勝、實右勝、)八番之間、左近相撲屋、追打雜人、或開長樂門追出、又更閉門、此間閉左掖門、雜人數多走迷、追度承明門前并御前之間、失烏帽者十餘人許、近衞等或以弓打、或以杖打、不耐打追、雜人盈滿御前、走向右相撲屋方、右陣追還、一兩逐走度、右方即捕其身付在幕之使、官人請取下獄云々、公家須捕追打雜人之者被下獄也、事之濫吹、未有此比、諸卿或彈指、或歎息、人之所推、是中將能信所為歟者、臨晚左右次將、隨仰撤張筵、十四番了間、主殿寮秉燭、仍被止相撲、左右亂聲之間、諸卿下居簀子敷、左右亂聲、是持時事歟、而雖右勝、依天。判。為左勝、仍左方可亂聲、而右共亂聲不可然矣、右僞存實勝所為歟、被止右亂聲了、其後左拔頭出儛了、右更發亂聲、奏納蘇利樂出儛、即被追入了、今日之事、多涉濫吹、似非御前儀、今日未出御之前、可召侍從而無其事、見宜陽殿侍從兩三出居如何、若御出之後、被仰上卿歟、以誰人令召乎、爵々□今日出居近衞外衞等、乍座脫衣、太無便宜、臨暗之間牢籠、密々脫衣、雖不快事、間有其例歟、白晝脫衣如何、中納言行成、教通、召內豎飲漿水、自簀子敷持來、不知前例歟、　八月四日癸亥、昨日主上、(○三條)令密語右衞門督給曰、吾相撲日、祈念伊勢大神、今年始有相撲、若實位可無動者、左相撲一二三番可勝、以之可知也、而一二三番勝了者、是今日金吾所談資平也、事緣希有所記也、件一二三番、右皆有理者也、就中二番、縣高平有取手術、而都無所取、如不覺也、後日問高平、申云、不覺無為術、獻術所致也者、今承此事、且恐且悅、不思相撲之負、只歎

寶位之久、

〔小右記〕寛仁三年七月廿七日壬午、今日相撲召合、午刻參入、〇中略内侍臨檻、大臣起座、徘徊壁後、左少將顯基、入自宣仁門參上、余〇右大將藤原實資起座、大臣以藏人頭經通被奏事由、不聞其趣、依仰參上、候御簾内、攝政〇藤原賴通被候、余復仗座、召外記、外記順孝參入、仰可召侍從之由、次余起座參上、公卿次第參上著座、〇註略因日漸傾、不待侍從參上、與左大將教通云合退下、先左將軍退下、次余、並立東階壇上、左右奏持來、左少將誠任、將監光高、右少將良賴、將監扶宜、左將軍、先指笏取奏、見了引寄杖首指奏、以杖通奏傳取參上、就御簾下付内侍、拔笏右廻復座、次余取奏見了、次取杖自插參上、其儀如左、内侍排御屏風召余、起座候簾下座、次左將監光高、取版位數度被催、良久之後、左右三府出居著座、〇註略次左右置籌指出居等圓座、須出居以前置、或以後置、而已有兩說歟、次員指著座、時刻推移、初相撲、一番、左麻績永世、勝、右秦吉高二番、左忍海爲正右清原時武、勝、三番、左若湯座秋則右縣爲永、勝、四番、左宇治敍安、右中臣爲男、勝、五番、左伴勝千、勝、右越智富成六番、左安曇元高右秦正代、勝、依天判持、七番、左紀光時、勝、右他戸久清八番、左伴得近、勝、右山口枝廷九番、左大原正清、右川原正清、勝、十番、左海秀廉右紀武賴、勝、十一番、左能登良任、勝、右刑部宗親十二番、左三枝邦近、勝、右大部正時十三番、左大井高遠、申障被免、右物部信景十四番、左美麻那重茂、申障被免、右他戸秀高十五番、左於保家近右葛井重賴十六番、左御長忠頼右秦常政、不取、十七番、左公使常節右眞上勝岡、不取、相撲中間、内豎居公卿衝重、了左少將誠任、執公卿座南第一衝重居余右、副高欄居二合連小時誠任勸盃、造酒正賴重行酒、誠任擬余、余不受云、行酒人可用少將歟、〇中略其後左少將顯基四位勸盃、少將誠任執瓶子、余受盃目齊信卿、起座居余右、受盃復座流巡、〇註略可賜左出居前張筵之事、申攝政、攝政近候衞中、依許諾、示宰相令仰之、〇註略頭之所司給張筵、十四番衞黒、左相撲重茂申障被免、候氣色令入立合籌指出居等、先是令撤張筵、左右次將撤之上達部起座臨欄、余加其座、左右亂聲、左已勝、右何奏乎、仍仰事由令止、左拔頭出、〇註略此間主殿寮執燎、次右亂聲、奏納蘇利、樂令止了、諸卿退下、東宮〇後朱雀退下給、扈從如元、其後退出、

〔小右記〕長元四年七月廿九日甲戌、相撲召合、〇中略酉刻許、相撲惟永參來云、從一番至六番右勝了後、

未爲七番之前罷出、惟永二番也、先是頭中將、差舍人申送、一番近光、二番惟永、皆勝了者、(中略)○入夜將監爲時、持來手結、十一番右勝、右最手勝岡、腋爲男爲永不取、右終依申障被免歟、十二番左申障、此間二番爲左勝、全勝一番、同一番天判、(中略)○入夜三位中將來云、(中略)○左相撲極無力云々、未見如此之事、

〔爲房卿記〕康和二年七月廿七日壬辰、今日於紫宸殿覽相撲召合、(中略)○一番(左威觸 右利貞)拔手、二番(右勝)三番(左申障)四五六七番(右勝)八番(左勝)九番(左申障)十番(右勝)又十一番(左勝)十二番(右勝)十三番、以後不撲、凡左勝二、右勝八、希代事云々、右桙右兵衞志則時振之、去六月十四日、資忠節方父子、被殺害之後右舞永絕云々、

〔中右記〕天永二年八月廿日庚戌、有相撲召合、(註略)○午時許參內、寢殿合七間東西間、懸御簾爲御所、(此中東二間、爲皇后宮御所、)西三間爲公卿座、(右仗爲公卿座故也、)件三間庇差筵、敷紫端疊爲公卿座、東中門南廊南程、立幄爲左相撲屋、西中門前庭、立幄爲右相撲屋、(各五間)南庭樹木之中、左右各立大鼓二面鉦鼓二面、前立並鉾、(大鼓之後立樂屋幄、)東代對廊爲皇后宮御所、內大臣以下諸卿參集仗座、頭辨實行、出陣座仰、次侍從事歟、仍內大臣移著端座、令敷膝突、召裝束使左中辨被仰、召大外記被仰下其由歟、又三府出居參否被尋歟、未刻內侍臨西檻召人、(件事不見、依隔右相撲屋也、官人等窺見告之、)(中略)○內大臣右大將、共起座立西軒廊左、藏人少將忠宗、右少將伊通、令持奏於將監、參奉大將、先內大臣參上、進奏復本座、右大將又同前、內侍進簾下、內大臣下居簀子之間、右將監取版位也、(此事待仰可取也、而大臣下居之間同時取之、將監失也、)左右三府出居著座、(註略)○相撲長各二人置圓座、立合出、籌指著座、此間數刻、大略左方手結之間、有議定事歟、一番(左爲清子遠藤、右官人師門 丹後住人、五位、故突手入、)其後居衡重、左少將忠宗、取衡重居內大臣左腋程、二番(左藤井宗重、勝、右紀恒方、肥後、)三番(左藤井滋國 右紀恒弘、勝、伊與、)此間被催勸盃、而次將未參、四番(左盛貞 右藤井貞末、勝、字渡二郞、肥後、)有數刻左次將申上云、右男先突膝、仍被問人々、

裏書云、人々依勝負顯然、更不申上、仍猶從左可進相撲人之由被仰下、抑左次將作法、甚奇怪也、若可論者、共可咲也、又不可替立合籌刺、皆替了、後經數刻更申上、頗奇怪之由、人々被談、

右少將宗能朝臣取盃昇自西階、自簀子東行、勸內大臣、(右少將伊通、取瓶子相從、)則拔笏歸、(依御前不取權杓也、)內大臣目民

部卿、民部卿、下居簀子敷、取盃歸、昇長押上傳次人、巡流、五番、左滋延右藤井守文、勝、伊與白丁、此間諸卿、下居簀子敷、六番、左藤井秋貞右丸部貞宗、因幡、取合之間、左男先入最手、欲偃之間、右男誤伏地、勝負不分明、左右共咲之、各纏頭、數刻沙汰、依天判、爲左勝、仍七番右先進、然而右方次將、頗有憂色、左越智敦光右綾貞久、讃岐、申障免了、八番、左中臣季右縣等兼、勝、此間撤張筵、左少將忠宗右少將宗能朝臣解綱、又賜左方、出居賜張筵、頗迎給歟、九番、左伴國末右清原延貞、勝、字丹後小男、十番、左大藏季實右丸部貞成、勝、因幡白丁、十一番、左助遠右清原延貞、勝、丹後、十二番、左越智光世右服助常、勝、因幡白丁、經方男、十三番、左中臣忠高右大宅清光、申障被免了、故光房男、駿河白丁、抑右白丁、初申障三箇度、頗雖不聞事、依有見障被免歟、十四番、左中臣貞季、申障免了、右豐原惟成、最手惟遠男、今年白丁、十五番、左藤井家綱右服常方、申障被免了、此間及秉燭、主殿寮立明前庭、十六番助手、左成綱、初立老者、申障被免了、右宇治惟利、初立、十七番最手、左縣直、初立、右豐原惟遠、初立、左右未手合之前、共發亂聲、頗忩歟、先例手合之後、欲歸入之間、所發亂聲也、

今日左勝一、論一、右勝八番、申障五番、度々見召合、右方得勝、未有如此事、今年每度得勝、右方面目之秋歟、

〔兵範記〕保元三年六月廿七日乙卯、今日相撲召合也、○中略左府○藤原賴長召大外記師業、被尋諸司具否、此間東宮○二條昇御、供筵道、○中略主上○後白河出御南殿、内侍二人、女房八人、医從、藏人候于式宮云々、宸儀著御南庇大床子、○中略左右近衞將監、各出相撲屋取奏、著壺胡籙取弓、奏插杖文差、左近少將賴定、率將監列立南殿巽壇下、左少監經階下捧奏杖立軒廊前、此間左大將起座、下殿立南殿巽壇上、少將賴定、取奏狀傳獻大將、大將插笏於左腋前拔取奏文、引懸紙插左小指、見了如本卷之、○中略就簾下被奏之留由、作文差否入也大將拔笏復座、次右宰相中將實長、立軒廊東第二間南面見奏文、參上奏聞如左方、此間召左少將成憲朝臣、下賜右奏令結番云々、○中略次相撲出、左縣口攝津國先出、插葵花取劒衣、右紀賴末備後國如左出插瓠花、合力了申障被許之、次二番、左平群重房、越後國、右物部助眞勝、伊與國、三四番之間、居公卿衝重、○中略晚頭十七番了、立合幷算剩退入、左勝四番、次左右發亂聲、三府出居上官等退入、左奏拔頭、右不供舞、次宸儀還御、

〔玉海〕承安四年七月廿七日壬子、此日相撲召合也、○中略 左府示隆季卿云、行幸相撲式、今日可奏、而可載御裝束儀哉如何、嘉保式未尋見、又寬治無式、仍不審云々者、隆季云、共不被載歟、嘉保式所相持也、而不載御裝束事、但寬治六年、童相撲被載之云々、○中略 左右三府出居、各出自北第三間、著第一間床子座、（見合一度居如常） 次左右相撲長各二人取圓座、出自北第三間、幕所前二許丈置之、（互見合、屢不置、如常置了歸入） 之、次立合趨出庭中、（左出自幕所北第三間、立櫻樹南邊南面、右出自幕所南方雜人中、立橘樹南邊南面、） 次左右籌指各一人、著南圓座、指籌一、次一番出、左右共著花取劒衣、置劒衣練合、（舉手徐步如常） 手合一兩度之後、右相撲突膝、左咲之、左相撲自幕所第二間給纏頭、入自第三間、（左右相撲纏頭儀、已下皆如之、） 右替籌指立合等、（負方每度改之、勝方又咲之、） 抑一番右詐負、長曆元年以後之流例也、（○長曆元年、愚昧記ニハ、承曆以後ノ流例トアリ、） 次二番、（右勝） 次大臣仰參議令居衞重、內豎等取衞重、入自日華門、昇自東階進自庇、（南間） 座各二前居之、（一前粉熟、一前菓子、） 右大臣座前、雖無其人猶居之、次將爲移居也、次三番、（左勝） 此間左近少將盛頼朝臣、持笏昇東階、進母屋南邊、取座衞重、（指笏取之） 乍居長押上、欲居大臣座後、而依大臣命長押方居之、○中略 左中將定能朝臣、（年預） 持盃昇自東階、進自簀子敷、就大臣東邊勸盃、（此間大臣可爲北面、而向坤、甚無便宜、又背先例、） 取瓶子次將時實相從、大臣受盃目予、（藤原兼實）（此間勸盃人頗退去） 予起座就大臣東邊受盃、（此間勸盃人退下） 予右廻復座、擬左大將、已下巡流如常、（酒番侍從替參、取次將所持之瓶子歟、如何不見及、） 此後置笏、次四番、（左勝） 勸盃了、予觸人々云、於予今者、可移南檻歟、先例不定、或勸盃後就之、或撤張筵後移之、此間如何、左大將云、勸盃後移居、常例歟、隆季卿云、早可移居、仍予已下居直北面揖、（人々將見物、皆向南居也、） 起座左廻、直著簀子座、右廻北面揖、此後居向南面、已下皆如此、但北座人經東簀子敷就之、（附座、依敷筵於簀子敷、無緣、） 此間大臣頗居直南向、公卿座依當後歟、五番、此間夕陽西傾、其景不及公卿座、仍雖晚頭以前、大臣相議令撤張筵、又賜左出居張筵、（其詞云、左出居可賜日隱者、大臣咲云、張筵ト可仰、而皆內々儀、昔失而仰日隱、定載御記歟、爲恥爲恥者、） 兩條同時被仰、左大辨、（移簀子時、不著本座、人々多以參加、大丞其內也、） 先是大臣示予云、賜三府出居張筵事、或奏請仰之、或不奏直仰之、保元例、九條大相國、（○藤原伊通） 直被仰之、今度如何、予答云、共存其例、左右只在御意、大臣不奏請所被仰也、（予案之須被奏請也、近代例雖濫用歟、然而予不示其旨、） 良久不

撤張莚、此間六番出、爰右中將光能朝臣、出自幕所經日華門前、自殿上人座前欲進階前、大臣示氣色、自其座後令通階下、光能隨敘經其路、進欄下申云、左右相撲共進出幕所後、見右相撲體、左更雖出下﨟相撲甚以狠藉、右同可學彼例歟、右方訴訟、在此事者、大臣云、自御後以職事可奏、光能退歸了、此後暫被入左相撲了、右訴有裁許歟、右改出他相撲、右勝了、先是左府、召左右年預將仰云、相撲等每番棟步、早不寄合、徒經時刻、甚無其益、早可進寄之由可召仰者、左定能朝臣、經日華門內庭并張莚柱內、進立欄下、右經階下、自餘同前、次七番、右勝此間左少將有房朝臣、昇自東階經公卿後、自左大臣與予之間、進寄至欄下、指笏解西端綱、拔笏經本路退下、自餘綱公卿解之、先是例也右中將賴實朝臣、昇自西階至欄東端、突片膝指笏解綱了、午指笏解今兩所綱、每度突膝如前解西階、次掃部頭季廣率僚下撤東西張莚、次左出居賜張莚、八番、左右相撲出立間、左年預定能朝臣、進欄下申云、右相撲連奏出之、全無此例、何樣可候哉、左府又被仰自御後可奏之由、定能退歸了、小時被入相撲、了改出他相撲、左訴又有裁許歟、此番左相撲、引右相撲、至于櫻樹南程之比、右相撲長、走來欲取放、左相撲長、出來又合手、其間無程引入左方屋了、即引亂髻追出、渡南庭逃入右方屋了、相撲長又各歸了、左府云、不知右次將故實也、若敵方屋近被引寄之時、次將等相副渡、立隔防之、全不令引入者也、前々引入時、多鬪爭出來、右將之惘然、言而有餘者、九番十番、左勝此番有勝負定、被問諸卿、皆悉申不見定由、此內中宮大夫申云、可云持歟、但右相撲出、被手搦左相撲、前々如此時、以搦者爲理歟、大臣被申上此旨、仰云、可被問將、仍先召左次將定能朝臣、余案之、被問勝負之時、召左右出居問之定例也、今何各代參、參入被問勝負、申云、前々並例之時、猶搦相撲、被定勝者例也、何況左相撲已在上、隨右相撲ヲ左搦ニ搦了、勿論之事也、就中右相撲、存負由走入了、上下見之不可及異議歟、次被召問右年預光能朝臣、此間定能朝臣猶候申云、候方屋舊最手等申云、倒誐其體、雖似無理、以搦相撲被定勝、而右相撲搦左相撲、仍存勝由者、兩方申狀已水火、先例勝負論雖多、未有如此之事、人々皆咲云々、倫案之、本自不可及論定歟、左於勝負者顯然、更不可及論事也、左右之條、人々不見得歟、而如光能申狀、忽致、但就問所申歟、大臣以兩人申狀被奏、關白基房○藤原被仰云、然者勝也、仍左大臣仰光能云、早可進相撲、光能云、此條無

術事也、勝方可進相撲歟、左府云、光能申状勿論也、不知案内也、勅判之上、申返之條、不可々々、左府云、先例爭論之時、天判在判者例也、遂不申子細、於相撲者、早可進、光能定能共退下了、次十一番十二番十三番十四番、欲出之間、予依所勞難堪、觸其由於左府幷左大將、經公卿後、降自東階南邊退下、〇中略

今日違例事

一雜女等、群集殿東庇幷東階上見物事、

一宜陽殿酒番侍從邊、人々前駈隨身雜人等交居事、

一女院中宮半物、出居孔雀間事、出自無明門云々、寬弘之例有如此事、小野宮難之、

一櫻橘兩樹之間、次將等徘徊、可奉雜事、一切不見雜人等群居事、

一殿上座參議退著、無人于催雜事事、

一左相撲引右相撲之時、本府官人兼任、於壇下引入之事、

一右大將、自額間進奏事、

一勸盃之時、酒番參上、不取瓶子事、

〔名目抄恒例諸公事〕相撲拔出ヌキ

〔右記〕一公家年中行事、輙不讀事有之、仍少々可勸之、

七月廿九日拔追ヌキオヒ事、是相撲節會相撲人內取、拔追負賞留勝也、

〔倭訓栞前編二十一奴〕ぬきて　相撲にいへり、江次第に昨日相撲中拔出之、令相撲也と見えたり、元正紀に置拔出司とも見えたり、

〔西宮記七月〕相撲召仰

御覽日〇拔出

天皇御南殿、太子參、坊官帶刀、候右近陣、內侍臨檻、出居昇、自本陣昇、有大臣大將者、王卿昇後、次將率侍從、自日花門昇、王卿昇、內侍倚簾下、上

拔出追相撲

卿下候御前、相撲長左右置圓座、（各出自三間北行置一、或自一間幕中出、）出居褰幕（著緌）左相撲出列、（出自三間、最手出擧之比、頗步留還、擧兩手一足徐行步、右云、乘五步陳記出、至版東北進、北面西上列立、上卿仰云、南へ向介、共向、又仰、西へ向介、共向、了仰云、罷入、卿或先北、次西、次罷入、卿可隨勅即歸入、）右出（西上宣詞、以替、東、）准左儀、

入畢上卿仰出居令進相撲、（某丸進、時、左負人（人下江家次第有合字）右勝者、或以左右共勝者被合、）居突重、（少將居上卿料、內豎居本座、少將取居本座、內豎居王卿料、）

酒番、（入著座、遞昇獻盃、入以下七字恐本文、）○上卿仰云、進追相撲、（禮、又云、白丁進、時、又云、障直進、時、）畢亂聲、遞奏舞、撤張筵、（少將先解御綱、播部官人等入撤、或主殿打水、左右樋四街、入自左右門打之、）王卿候簀子敷、給熱瓜、（次將外衞佐等、自御帳長簾下受取給之、突重各一合、不切瓜、長作入居長押上、）次將等獻盃、（居長押上獻之、盃副坏、酒用酒司、）種々雜藝、（左見城樂散樂、右狛犬吉干、）天皇歸御、（康保五年八月二日、有給祿、王卿下殿拜舞、北上西面、天慶八年七月二十八日、大納言師輔卿以上下、於階下有飲酒、床上胡、承和延喜例、天德三年七月節代、事了天皇御本殿、有御遊祿等事、親王大臣御衣、納言白褂、參議合褂、兵部卿勅授、中務卿昇殿、）

〔北山抄二七月〕相撲召合事

後日時剋御南殿、內侍召人、王卿以下參上如昨、又侍從依召參入、（无樂年、此日不召之、）大臣依仰進候、次左右相撲長、置出居座圓座、（略）○註 左右少將褰幕著座、次左相撲人、進出殿庭、北面列立、上卿候氣色、仰云、南向介、次仰、西向介、次仰、縱（之、吏部王延長四年記云、左大臣宣、替、天曆元年、時、私記、九條年中行事又如之、而近例或仰、罷入、）次右相撲進退如左、（但仰東向）次拔出二番、（上卿進仰出居云、某丸進、時、不隨承者、以近衞官人令告之、无樂年及四五番云々、）次追相撲、（時、上卿仰云、進白丁、次仰進障直、）次左右亂聲、奏音樂舞等、給王卿饌、如昨、王卿移候南檻、此間撤張筵、近衞次將等、以酒熟瓜給王卿、（略）○註 樂畢還御、（或王卿出居、有給祿事、進出庭前、西面北上面拜舞、多是代始所給也、）

〔江家次第八七月〕相撲拔出（或書云、昨日相撲人中、拔出之令取相撲也、又白丁障直、有追相撲事、）

昨日相撲人、夜間有故障者、將奏其由、或依仰猶召之、若不預奏其由、行列時不具者、有事咎、公卿著陣、

時剋渡御南殿、（儀如昨）

太子參上、以藏人被仰上卿可召侍從由、（若無樂者不召之）其儀如昨日、（裝束仰辨、平座也、召侍從事、仰外記、）

內侍臨檻、大臣大將先昇、（淺履、入道殿御子孫、著螺鈿、自餘不然、）若又無大臣大將者、出居先昇、

次王卿昇、（大臣紫端帖、納言緣端帖、參議黃端帖也、）次出居次將、率侍從參上、（入自日華門、出居著南、進西面、）此間外記史內記、著東階下座、

（以東為上）殿上人著西階下座、（以西為上、近例或東上、）次侍從、入自日華門著宜陽殿座、（西廂三四間平座、無樂年無此儀、）內侍進東簾下召大臣、（面近代、帖東南角妻御屛風第一枚、）上卿起座候賛子敷小筵、（西面）次左右相撲長、各置出居圓座於安福春興殿壇北第一間、（自第三間出北）進置之、（左右同時見合置之）次左右出居少將各一人、褰幔著出居座、（縫腋蒔繪劔、無衞門兵衞出居、）次左相撲、進出自第三間、列立於殿東庭、（最手出舉之比、傾步留、遂舉兩手、一足徐行步、至版位東、小北進、北面西上列立、）

上卿仰云、南へ向介、相撲人共南向、上卿又仰云、西へ向介、相撲人共西向、上卿仰云、罷入（禰、往年宣旨、與之、是延喜四年、左大臣輔也、天暦元年私記、九條年中行事亦如之、而近例仰、罷入禰、）左相撲人入畢、次右相撲進出列立、（至版位西、小北進、北面東上列立、）上卿宣、南向介、次宣、東向介、次宣、罷入禰、次上卿依仰、遙仰左出居云、某丸進禰、又仰右出居云、某丸進（禰、以昨左負者合右勝者、但必召右最手若助手、或又左右共被合勝者、無樂年及四五番、此間居突重、內竪居本座、少將取大臣料、居賛于座後、或次將先於階下取之、便進居之、）次將勸盃、（不取纏杓、）

下臈將取瓶子相隨、大臣目次人、次人來受之、大臣放盞之後、勸坏將退下、執瓶人授瓶子於侍從退下、巡行至最末參議、參議目出居、出居進受之、或令執瓶子者傳之、出居者雖勸坏猶擬之、親王參入時儀、如昨日、

供御膳如昨日、

次上卿仰左出居曰、白丁進禰、又仰右出居同上、（負者乍臥、先捕勝者、待方相撲出來、勝者又引向負者於方幕前、負方相撲走來取合之、而近年在幕官人奪、不知案內所行違例、次將可糺行也、）次又仰左曰、陣直進禰、次又仰右同上、

出居將退入、（羽林抄次第如此、但召合、自上卿先復本座、年中要抄如何、）次上卿復本座、次左右亂聲、

振桙、（左右各一節、次共又一節、）

次左右各舞、（隨時）大曲各一、（左蘇合香、右新鳥蘇、）自餘依時、

左（必舞散手、還城樂、散更、至大曲者、多奏蘇合香、）

右（必舞歸德、狛犬、吉干、至大曲者、多奏新鳥蘇、）已上有別裝束、

自餘舞多用位袍、官人以上位袍、番長以下青袍懸緒、並著平胡籙絲鞋等、左插桔梗華、右插女郎華、若舞青海波時、王二人著麴塵袍、(或召藏人袍給之)蒔繪螺鈿劒紺地平緒、(海浮半臂)不論左右、官人幷舞人相撲長爲垣代、(打扇皮)其散手歸德王者、舞裝束番子如恒、但歸德子著面形、

還城樂用舞裝束、虵者樂人置之、狛犬散更之中、(有一足、高足、輪鼓、獨樂、呪師、侏儒舞等、)

此間王卿移候南檻、

撤張筵

近衞次將等、以美酒熟瓜給王卿、就母屋簾下取之居長押上、又於長押上勸盃、藏人或取衝重出自簾中云云、母屋簾三枚也、自中枚北妻出、經公卿座兩行中、西進居之、若近衞次將員少者、加用外衞佐、是藏人所行也、勸盃路亦可如此歟、四條抄曰、就母屋簾下取之居之、或取之出自簾中、頗無便宜云云、小野右大臣云、上﨟次將取坏、下﨟執瓶子出簾中、經公卿座末居長押上勸之、專不可上東階、又用內藏寮酒云云、

樂畢還御

或有王卿出居等給祿例、代初若母后入內時等、依餘興所給也、(盃酌數巡之後給之、於賚子敷給之、)親王大臣御衣、納言白褂、參議袷褂、或親王大臣半臂下襲、(大臣加細長、)大納言相一重、中納言袙、參議表袴、公卿進出於庭中、西面北上拜舞云云、(徒跣可拜舞歟、永延二年例也、永久三年著淺履、)天氣不爲可、上卿內大臣、

或歸本殿之後給之

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年七月廿七日戊戌、天皇御紫宸殿、閱覽左右相撲人體骨強弱之形、其後擇拔、喚其名令角撲焉、

〔小野宮年中行事 七月〕廿八日相撲召合事

寬平二年七月廿九日、昨日相撲人、又拔頗有疑者令相撲、陣直近衞相撲如例、納言已上無有一人、唯

式部卿親王、幷參議等陪從、太政大臣、令謝奏不參之由、

〔日本紀略醍醐一〕延喜二年七月廿九日、追相撲、

〔日本紀略醍醐一〕延喜八年七月卅日己亥、有追相撲事、

〔日本紀略村上四〕康保二年七月廿八日丙申、相撲召合、　廿九日丁酉、同追相撲、

〔北山抄二七月〕相撲召合事

康保二年、拔手、左相撲大鹿正頼勝、參議左中將伊尹、於陣頭給祖、

〔日本紀略一條九〕永延元年七月廿八日己丑、拔出、有音樂、

〔權記〕正曆四年七月廿八日甲寅、拔出事、○中略　一番、(左大宅正忠勝、右小智常世、)二番、(左□近勝、右秦常正、)件二番、右三已上者而皆負、是可然歟、三番、(左吉美彌(吉美彌恐吉彌侯誤)常時勝、右阿閉行時、)先例拔手、召最手時、一番召之、亦召而如今決勝負、爲令決勝負所召也、若可然之時不召之者、而今日召最手歟、宗平申故障、既免而罷還、件兩事未得意耳、

〔小右記〕寬弘二年七月廿九日乙亥、左大臣、右大臣、內大臣、帥、及諸卿參青宮、○三條　郎經渡綾綺殿、令參上給、○中略　先是主上、○一條　出御南殿、今曉中宮、渡御南殿、爲見物云々、左大臣於壁後云、今日拔出何番哉、余○藤原實資　答云、有樂之年不過二番、又問云、候簾下之上、若樂了復座歟如何、不慥覺悟□余答云、追相撲了復座者也、○中略　內侍臨檻、內大臣先參上、(依兼大將)次右大臣帥已□□□參上著座、內侍目右大臣、右大臣候簾下、殿上出居亞相不參上、奇恠也、○中略　左右出居少將著座、次左相撲出、列御前北面立、大臣宣、南向、(計、)次西、又云罷入者、入□次右同左、但以西替東、次大臣云、數材進、(讀、)次云勝岡進、(勝岡右腋)勝岡兩度申障不被免、仍拏攫不幾、數材負了、次左伴□□右爲男、爲男勝、次追相撲、以官人被仰遣也、追相撲五人取了散樂、相撲未了間、左右亂聲遞奏、先例取了發亂聲者也、左蘇合散手青海波還城樂猿樂、右古鳥蘇歸德狛桙(此間乘燭)犬猪猓、大臣以下給祿、○中略　諸卿給祿、近□出櫻樹下拜舞(北上西面)退出、○中略　拔出了、賜穀倉院□舞間給瓜於卿相、近衛次將、出自母屋御簾內、左衛門兵衛佐相交役送、依近衛次將

數少歟、左頭中將獻盃、其後一兩度巡行、亞相遞勸盃、今日有瓜無氷、前例共給者也、或記云、次將就簾下執衝重云々、件事有兩說云々、〇中略後聞左最手以下、相引來右幕見物、未聞事也、

〔小右記〕長和二年八月一日庚申、內侍臨檻、內大臣參上、(依兼大將)次右大臣及諸卿參上、著座了內侍召右大臣、進著御簾下座、次左右相撲長、取圓座置春興安福殿北第一間壇上、良久之後、左右次將出居、(昨日將)次左相撲人參列、北面西上、(十六人、一人闕、依病餘高平不候、)大臣宣云、南向(計、)次宣云、縱(此語多云、罷入、宜)右廻還入、次右同左、但東向左廻入、大臣仰云、常嵩進(禮、常時脫也、)被仰可進最手時正之由、而大臣承諾也、仍差官人仰可進時正之由、失也、次仰進常代、(最手)時正常代、一度取離、常代申障無天許、次取合、常代插手罷入、(先年時正、被挿、)(常代、仍不相取歟、)次召勝岡、(右)次召數材、(左數材先負、負而今日庶幾也、)相取之間、數材太弱、相撲長引放、須勝岡申障、若突手不可取、而依數材不敵有責取氣、遙雖示氣色、官人及勝岡不得意、仍示三位中將(宗賴)令仰遣、其後勝岡、愁申障不被免、仍取合、又責取後突膝入、次召清原時武、(右)次召光時、(左)時武勝、(此間內豎居衝重於諸卿座、)次大臣宣云、追相撲進(禮、)追相撲四五人取了、(例追相撲負者、引留勝者、而左追相撲勝者、引留右負者、不知前例歟、官人等都不知此之事也、)次散樂、相撲了、右大臣復本座、出居入、左右亂聲、先例舞人振桙、而不振、被仰事由、仍左出振了、還入之後右振、人々云、一度左右同振者也云々、次左奏蘇合、儛人進出之間、(例舞人十二人、而九人失例、)細雨灑、仍依仰於承明門令舞、不幾郎止、天霽、更有勅命、出庭中終舞曲、其後既無雨氣、左右各奏舞四曲、還城樂秉燎右犬、是皆五曲內、此外奏猿樂猪猂等之間、給王卿祿、(親王大臣唐綾三疋、大中納言二疋、參議一疋、予〇藤原實資)觸彼是云、給祿拜間、可持祿乎否、此祿取副笏無便、又懸手無便、插笏懷中、又無便、下殿之後、暫預於人拜舞有便乎、右大臣已下云、不可持手、暫給人、直進拜舞可宜者、仍舞曲了之後、下殿預祿於人、列立左仗頭拜舞(北上西面、祿綾折中帖、)退出、式部卿、中務卿、兵部卿、左大臣、皆候簾中、預祿不加拜儛列如何、

〔中右記〕寛治二年七月廿七日、有御覽儀、〇拔出存先規未一點御出、〇中略樂屋庭前、左右各一張、大鼓各二面、桙立左十二、右十三、有其故歟、可尋知之、

〔中右記〕天永二年八月廿一日、相撲(○拔出)御覽、仍巳時許參內、內大臣以下、參集仗座、(○註略)內府被談云、召次侍從事、左大臣、一之上被參時、進(天)可召次侍從之由被奏也、次々上卿參歟之時、從御所可被仰下之由所存也、仍昨日被仰下、今日(モ)所相待仰也、此間頭辨被參、仍內大臣移著端座、召官人令敷膝突、頭辨來、被仰可召次侍從之由歟、(承件旨後、可被移端座事歟如何、)內府召裝束使、左中辨顯隆朝臣被仰下座事歟、又召大外記師遠、被仰次侍從事、未刻召成之由官人告申、內大臣以下諸卿、起參入從西中門、昇從西軒廊著堂上座、出居右少將宗能朝臣、顯重朝臣、參上著座、內侍寄簾下、內大臣候簀子敷、次侍從參入、座(在西廊下、上卿被尋、)此間數刻、仍被相尋之處、大略左相撲人、未參集云々、依件事遲々歟、漸及未終、相撲長置圓座、出居著圓座、(左中將師重、右少將雅定、)次左相撲人列立、(十六人、守貞不參、)內大臣奉仰、令向南面、次右方相撲人列立、(十五人、)仰如前、次仰云、滋國進(禮)、又仰云、惟俊進(禮)、而取合之間、右腋惟俊、故雖突膝、取合之後、頗無骨法、左方甚以咲之、次仰云、滋近進(禮)、經方進(禮、昨日二番男也、肥後、)故突膝又取合、左男得勝、經方頗不得心之由歟、左方又咲之、次國末進(禮)、次貞久進(禮)、貞久故突膝入了、二番之間居衞重、(少將伊通、取衞重居內大臣前、)三番之間藏人少將、取瓜出從簾中、居長押上、右中將宗輔勸盃、少將伊通取瓶子、諸卿下居簀子敷、

裏書云、或人云、拔出日勸盃ハ、上達部下居簀子敷之後、從簾中取瓜居長押上、後次將取盃可出從簾中也、仍下居長押上勸盃上﨟云々、此事可尋、但今日ハ、依上卿催、上達部未下居簀子之前、從簀子東行勸盃、其後下居簀子敷之後、又居瓜也、

次白丁、此間狼藉無極、次陣直、左右亂聲、出居退入、左近將監狛光末振鉾、(五位、年餘八十、)次右近將曹多忠方振鉾、次左右共振鉾、次蘇合、(十二人三行、)次地久、(十人二行、)次太平樂、(十人二行、)此間撤張筵、(左少將忠宗、右少將雅定、)解綱、次狛鉾、(八人、)散手、(光末、)破之間秉燭、主殿寮立明、歸德還城樂犬猿樂種々雜藝、卷御簾御覽、攝政殿令候御傍給、呪師輪古之類、閑盡其藝、備天覽、吉干事畢、戌刻人々退下、

〔兵範記〕保元三年六月廿八日丙辰、今日相撲拔出御覽也、(○中略)主上(○後白河)出御南殿、次第如昨日、(○中略)

左右相撲出第三間進庭中、先最手家綱、次脇以下十五人、次助手幷十七人、向御前列立、西上北面次左大臣、仰云、南倍向介、一同向、又仰云、西へ向介、同向了、又仰云、罷入子、各右廻入方屋了、次右相撲最手資經以下十七人參進、如左方、大臣仰同前、但以西替東次入了、次左大臣、召左將令進相撲、其詞云、貞恒進レ、次召右將、又仰云、惟長進レ、次一番、貞恒惟長申障次二番、左重房右家直、勝次三番、左眞兼右守正、勝此間居公卿以下衝重如昨日、○中略次左大臣仰云、白丁進禮、左右先兩三人出合之、於前庭各決勝負、此間各出合二三十人、○○○○○○所謂追相撲是也、互拏攫兩三回、渡御前、次出居退入、左右樂□亂聲振桙、○中略次主上還御、

〔玉海〕承安四年七月廿八日、此日相撲拔出也、余○藤原兼實依所勞不出仕、依不審、尋遣源納言之許、大概注送狀如此、巳刻已前上下參集、後宮渡御南殿了、午始兩大將參入之後、主上○高倉出御、○中略及末二點、相撲長一人、左右取圓座、自擅上進北敷第一間砌內、作法如昨即左右次將、左實敎朝臣、右政賢朝臣、褰幔居圓座了、無揖左相撲人十五人、最手腋以下也、以昨日初番者爲最末頰練、第一者當版位程、南向西向等仰如例、其詞程遠不及聽之、天覽了返入、最手腋幷末者少々、奉仕手上作法、餘不然、次右相撲人久不出、召年預將被尋仰之、又有申旨等歟、不聞及申刻之後、適以相撲人十三人揀出、天覽儀准左、入時無手上作法之者、

或人語云、右最手助經一子經信、忽改名稱元安、昨日爲中、乍未清被誤、其夜半許、行向佛殿上人房出家入道、生年廿五云々、執道者古今如此、可謂時事歟、

公卿座居衝重、其儀如昨日勸盃儀不見及之、追可尋記、公卿移簀子座、左大臣、仰參議成範卿被撤張筵、左少將盛賴朝臣解之、作法同昨日、有房、右隆房朝臣解之、

一番召、平群助貞、昨日六番負歟、右豐原惟長、不及手合申障一度被免了、二番先召右歟、右先出、越智守直、左坂上弘貞、不及手合申障、一度被免了、不知由緒之聲、存不可被免之旨歟、三番、先右出、太秦元光、左錄末元、元光手合了、申障不被免、又手合、又申障不被免、仍突左膝退、猶召返、又突膝、自右方屋高聲示不可決之由、數度後空入了、不知子細之聲、故申不當之旨、召白丁、狼藉殊太、皆失古實歟、召陣直、作法如例左右亂聲、或人語云、左笛吹事有沙汰、日來助種宗方論申之、彼問資賢卿、以助種遣前兵部卿俊通卿家、劒氣褌脫、助種儲傳故大相國宗輔卿說之由、俊通申云々、以宗方欲遣之處、固辭不向云々、仍以宗方遣左大將亭、被申旨善惡相半云々、今日助種吹劒氣褌脫行々吹大

井吉干等曲宗方又吹件等曲、至第一吹者、追可被定仰之由云々、○中略舞右答舞十人、忠節以下、左蘇合十二人立之、皆糸鞋、三行青海波、光近、明近、裝束如舊記、件官人相撲長等立垣代、此間立明、先々近衛次將并諸衛佐等、自簾中給公卿氷并瓜也、通親朝臣着二藍下重云々、勸盃、已上作法不見及、散手貴德還城樂、光茂此後右出犬、其儀如舊記、口松明還入、了左猿樂、作法雜藝等如舊記、劔氣稱脱、此時有歟、右出猜干、是又如記文、此後還御、上下退出、

〔貞信公記〕延喜十年八月六日、相撲還饗、

〔西宮記七月〕相撲召仰

東部記、天慶三年閏七月十三日、依右大將○藤原實賴請、詣彼家相撲人歸饗所、寢殿南廂設客座、下母屋簾施四尺屏風、中少將座南面、用土敷圓座、公卿座北面對、次將座、主人在公卿座上、用菅圓座、東廂西面鋪垣下四位座、南欄東頭北面給將監座、東廊下設諸大夫座、南簀設張席、東南庭近寢、立酒部平張一宇、南庭東邊乾巽爲端、雙立平張二宇、東爲相撲人座、西官人座、對後、其饌客及垣下机各一前、余列云々、十巡後、少將進主人邊、請令奉仕相撲、主人許之、卽撤張席、進最手三番、及相撲人進、客主人共就南欄、卽差穩座肴、折敷各二枚、相撲了俳優一番、次近衛舁積布机立階前、卽令最手利生設、召有利仰布引云々、了家司唱名賜相撲人祿布有差、最手加疋絹、次給近衛已上、其府生以上、召殿下給之、主客絃歌數聲、纏頭中將以下、中將、女裝束各一襲、次纏頭垣下、親王用女裝束、主人投余祿、云々、

〔小右記〕長和二年八月九日戊辰、今日於府給還饗祿、饗料魚鳥類等、令送遣也、將監祿白合褂、將曹單重、府生疋絹、立合相撲長、相撲雜駈仕等祿信濃布、各有差、相撲勝者三端、持幷不取者二端、負者一端、米十石、瓜六籠、菓子魚鳥類等、在送文、最手常代罷歸了、仍不給例祿、絹一疋、布一端也、見參相撲人十一人、令進見參了、

〔小右記〕寬仁三年八月七日辛卯、今日左大將附府賜還饗、後日左將曹重種云、相撲人只有三人、將監

將曹府生祿疋絹、不知前例歟、　十一日乙未、今日還饗、附府行之、將監祿合細長一重、將曹祿單重、府生祿絹一疋、相撲長立合祿布米十石、熟瓜三駄、魚物等遣之、府相撲悉歸去、仍不遣祿布、

〔小右記〕治安三年八月十一日壬寅、今日相撲還饗、饗料米、先遣之、官人已下祿依例送之、但將監爲賚雖其所官人、申病都不參、只將曹府生勤役、仍不遣將監祿、今年官人不賜纏物、只賜例祿、所謂將曹祿一疋綿等也、

〔小右記〕萬壽三年八月七日庚辰、今日於府、行相撲還饗、遣八木十石熟瓜魚類等、且將監祿絹二疋、府生白絹一疋、最手例祿外赤絹一疋、最手勝岡外相撲人三人、勝者布三端、乍三人皆勝者也、相撲長五人番長四端、近衞二端、將曹正方、依無相撲使之勤、進過狀之內、又令追遣、仍下給祿了、未無立合、○中略相撲人爲永吉高等、給高田牧駒下文、爲永三疋、吉高二疋、

〔小右記〕長元四年八月十三日戊子、今日於府、給相撲還饗、官人三人祿、將監扶宜二疋、將曹正方一疋、綿一屯、府生光武一疋、立合相撲祿、布仙祿結相撲人見參二人、皆勝者加給一端、所謂勝祿、例祿二端、加一端、饗料十石、兼日給熟瓜六籠魚類等、

〔長秋記〕天永二年八月廿五日、著直衣、同車新中納言、參右將軍亭、源大納言、治部卿、三條宰相中將被候、招下官、或云、今日可召相撲等、不可過之歟、賜胡籙條誰々哉、申云、賜胡籙條、惟遠、惟利、常方、惟成、清光、助常、貞末、此七人何事候、可召相撲、丸部貞宗一人漏、召件男勝負間、雖勝依別御用意被處負、是非彼過、而今日不被召、定世人爲彼負之由歟者、大將尤可然之由許諾、仍遣召貞宗、此間東臺南庭、立黑塗大盤敷長筵、居饗十六膳、前例最手著紫端疊、著別机、而今日不然、日沒間相撲著座、最手脇外皆著黄染、一獻盃、府生秦兼久、二獻同行利、三獻番長敦定、事畢罷大盤、乍大盤罷之、次々第召相撲人、給綾單衣、各退出、但可給胡籙弓者、召留而令候、次某七人、賜弓胡籙、最手惟遠、賜色皮十枚歟、脇惟利賜良子皮二枚、事畢相撲退起、次有盃酌事、未了退出、

〔保元三年記〕七月四日辛酉、左大將(公教○藤原)被饗相撲等云々、傳聞寢殿南廂四ヶ間、下母屋簾、副立屏風、上庇御簾、二行對座敷帖、主人(烏帽子直衣)民部卿、(季成)權中納言、(公通束帶)源宰相師仲卿、(冠直衣)宰相中將實長卿、(布衣立烏帽子)新宰相公光朝臣、(直衣)殿上人、或直衣、或束帶、或布衣、在公卿座末、相撲立前庭、於幄東上北面一行□□□□盤三脚(最手座紀帛盤又切臺盤)□居饌、有三獻、初□□□□□□□□二獻府生秦兼文、(布衣烏帽子、大將隨身也、)三獻府生下毛野敦正、瓶子府者云々、次賜瓜各一籠、不食云々、次賜祿、(最手絹一匹布三段、脇以下四丈三段云々、)次相撲等退出、最手留座、撤饗、次召最手、進南階西間方、單重一重扇(白紙裏檀紙)給之退出、又被仰可歸參之由、仍又參上、唐皮虎一枚弓胡籙給之、次腋正家單一扇切付弓胡籙、次末永、單一扇同、永貞同、但永貞、置胡籙直張弓、持加胡籙退出、自餘單一云々、但末者下臈共□□□□□□□相撲給祿一拜云々、然不知子細、或不拜、或三拜云々、次公卿侍臣、居分奥端座、有飲食事云々、次雖可有布曳等事、主上(○後白河)御霍亂之間、止之云々、

〔吉記〕承安四年八月六日庚申、左大將(○藤原師長)召相撲人等、有饗應事、公卿別當中御門中納言、按察使源中納言、六角宰相、(已上束帶、爲參季御讀經云々、)修理大夫、(直衣)亭主(烏帽子直衣)殿上人頭中將、左中將雅長定能等朝臣、左少將顯信盛賴實敎等朝臣、左兵衛佐家敎、侍從成宗等、各依招引行向云々、寢殿南面敷高麗紫端疊、爲公卿殿上人座、南庭打五丈幄、(兼居饗)爲相撲人座、寢殿女房出袖云々、先勸盃有三獻、(初獻將監重近、二獻府生敦恒、三獻番長近文、已上近衞取瓶子、)次給瓜幷水飯、次給例祿、(諸司官人役也)次召寄相撲人於南檻、給例祿、最手正家、(單重一領、弓箭一具、扇二本、色革一結、)脇永貞、(同前)占手守安幷遠宗、(單重、弓一張、扇、色革、)自餘九人、(單重扇等給之)諸大夫等著衣冠取之云々、以傳說注之、定僻事多歟、　八日壬戌、今日右大將(○平重盛)被饗應相撲人等、公卿別當花山院中納言、中宮大夫、右兵衛督、平宰相、修理大夫等被行向云々、其儀可尋注也、

〔後撰和歌集〕(秋六)すまひのかへりあるじの暮つかた、をみなへしををりて、敦慶の御子のかざしにさすとて、　三條右大臣

をみなへし花の名ならぬものならば何かは君がかざしにもせん

〔後撰和歌集雜十五〕太政大臣の左大將にてすまひのかへりあるじし侍ける日、中將にてまかりて、事をはりて、これかれまかりあかれけるに、やんごとなき人二三人ばかりとゞめて、まらうどあるじ酒あまたゝびの後、ゑひにのりて子どもの上など申けるついでに、

兼輔朝臣

人のおやの心はやみにあらねども子を思ふみちにまどひぬるかな

〔空穗物語俊蔭〕としかへりて八月に、この殿に、すまひのかへりあるじ有べければ、おとゞ、きたのかたにきこえ給、あるじの事すべきに、はやかづけもの、ことせさせ給へ、このたびの事、こゝにてはじめてすることなるを、こゝろことに、まうけのものなどいたはりてし給へ、れいは中將よりはじめてつかさの人、みなろくはとらするを、ことしは、そこにものし給ときく人も、心にく、おもはんものぞ、ゑふのぬしたちのも、まうけ給へ、れいは中將には、女のさうぞくひとくだりづつ、少將には、ゑろきうちぎひとかさね、はかまをなんものするを、このたびは中將に、なほほそながをそへて、少將には、あやのうちぎ三へかさねのはかまなどを、まうけ給へときこえ給へば、いざいかにすることにかあらんとの給へど、ものゝいろ、しざまなど、なべての世のものゝやうにもあらず、すぐれてめでたくしいで給へり、〇中略あるじ、廿二日なれば、その日になりて、いとになくまうけせさせ給、御前にすなごまかせ、せむざいうゑさせ、あげはりあたらしくうちて、ゑん殿の南のひさしにおましよそはす、うちしきしとね、みなあたらしくせられたり、めでたき四尺の屏風几帳ども、かた〳〵にたてられたり、うちにごたちうなゐども、かさねの、もからぎぬかざみどもきてゐなみたり、うなゐはあをいろふたあゐかさねてきたり、おとゞ、人々うちに心してあれ、我なかつかさのすけも、はづかしき人ぞや、左大將のみこ、左のおとゞのみこぞかし、いとはづ

かしきあたりなりとの給、きたのかたは、ことゞものさうぞく、しすぐりて、びはさうなどおなじこゑにしらべあはせておき給、左大將のたまふやう、右大將の三條の家にて、すまひのかへりあゑじし給つるなかに、いさゝかのわざするにも、かならずいまするを、かしこにし給はむことも、かならずさぶらふべし、さても心にくき人のめづらしくし給所なるを、みならひもせむなどの給て、御子どものきむだち、ひきつゞきいで給、人にゆるされ、けだかく物し給ふ君なれば、おほくの人、ゑかにおはす、右の大殿もわたり給へり、あるじのおとゞ、よろこびかしこまり給、かくてみなつきわたり給ぬ、かむだちめ御子たちの御まへには、したむのつくゑに、あやのおもてまゐれり、中少將には、すはうのつくゑ、官人には、みなほど／＼につけてしたまふ、かくて御はしくだし給、御かはらけはじまり、すまひいでゝ、いつてむてばかりとりて、ほ手いできて、ぬのひきなどするに、あるじのおとゞ、さうぞきおかれたる琴どもをとうでさせて、あて／＼にたてまつり給へれば、おの／＼とりて、かきならし心み給ひて、つまおぼえてしらべられたる御ことゞもかな、人のえせぬはやとの給てあそばし、ふえども、ふきあはせてあそばす、いとになくおもしろし、れいは、とねりすまひ人などには、しなのゝぬのを給ひけれど、ことしは、こゝろことに、みちのくにのきぬをたまはす、すはうのあしつけたるなかとりいつゝに、あづまぎぬつみて、おまへにかきたてゝ、政所の人、さうぞくしていできて、めしたてつゝたまふ、御つがひのをさ、すまひのほてには四疋、たゞのとねりすまひには二疋たまはす、またこの中將少將の御ずい身には、一疋づゝ給はす、かづけもの、ゑかの御こたちに、あかくちばの花ふれう（○綾文）のこうちぎ、きくのすりも、あや□かいねりひとかさね、あはせのはかま、たい將よりはじめて中將までは、あやのすりも、きくちばのからぎぬひとかさね、あはせのはかま、少將よりはじめ、ゑふのすけたちには、うすいろのも、きくちばのからぎぬひとかさね、はかまのいろをとれり、まうちぎみたち、つかさのぞうまでは、し

ろきあやのひとへがさね、あはせのはかま、人々の御ともなる、つかさ有人には、しろはりのはかまひと重、府生には、しろきひとへがさね給ふ、けふは、まゐりたる人、ろく給はらぬ、物かづかぬものなし、

輸物

〔類聚國史 七十三歲時〕天長七年八月丙辰、右諸衞府、奉相撲輸物、群臣陪賞、極歡而罷、

〔續日本後紀 四仁明〕承和二年七月辛亥、行幸神泉苑、觀相撲節、八月甲辰朔、天皇御紫宸殿、先是左右四衞府、相撲於殿庭、右方負籌也、今日獻其輸物、各奏音樂、

職員及相撲人

〔本朝月令 六月〕廿五日任左右相撲司事

弘仁官式云、凡六月九日、任左右相撲司、太政官簡定參議正次侍從奏聞、人數臨時處分中務任之、如式部儀、事見式部儀弘仁中務式云、凡相撲司、六月九日任撿事者、其儀式如除目、可任用人色、見太政官式、

〔儀式 八〕相撲節儀

前一月任相撲司、同日簡參議已上、分配左右司、厥明定四位五位幷行事已上所々人、

〔延喜式 十一太政官〕凡七月廿五日、天皇御神泉苑觀相撲、前一月任左右相撲司、簡定中納言參議正次侍從奏聞、人數左右十二人中務任之、如式部儀、兵部行事、事見式部儀式、

〔延喜式 十二中務〕凡相撲司、前節一月、任撿事者、大臣給召名於輔、卽於外記廳召之、如除目儀、可任用人色、見太政官式、

〔延喜式 十二中務〕凡七月廿三日、丞四人、內舍人廿人歷名、分送左右相撲司、廿五日寅剋、丞率內舍人等向相撲司、卽五位以上、及丞內舍人等行列、引相撲人樂人等進、詣東西門、左右相待共入、各立幄前、五位已上立大旗、了共揖着座、然後左奏厭儛、訖左方六位已下着座、右亦如此、事了還如入儀、事見儀式、

〔延喜式 十三大舍人〕凡任相撲司後、六位官人二人、率大舍人廿人、向彼司、左右各官人一人、舍人十人、

〔延喜式 二十一雅樂〕凡七月上旬、差官人幷雜樂人等、分配左右相撲司、左唐樂、右高麗樂、

〔西宮記 七月〕相撲召仰

十六七日相撲召仰

有樂時、被下爲相撲別當宣旨、以式部兵部卿爲別當、試樂間一日、別當給饗、或給料物、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨

相撲別當（上卿奉勅仰外記、外記仰相撲方、方式部兵部卿、）

〔續日本紀八元正〕養老三年七月辛卯、初置拔出司、

〔續日本紀考證四〕案、拔出、謂拔雄俊之謂、後世廿九日拔出、著爲永式、然此云初置拔出司者、蓋謂置相撲司、恐非廿九日拔出之義也、

〔類聚國史七十三歲時〕天長三年六月丙辰、任相撲司、

〔類聚國史七十三歲時〕天長四年六月辛亥、任相撲司、三位二人、四位八人、五位十四人、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年六月廿六日乙亥、任左右相撲司、正三位行中納言兼陸奥出羽按察使源朝臣融、參議正四位下行左衞門督源朝臣多、參議正四位下行左大辨兼勘解由長官南淵朝臣年名、參議從四位下守右大辨兼行播磨權守大枝朝臣音人、參議左近衞中將從四位下兼行伊豫守藤原朝臣基經、從四位上行右兵衞督兼備前權守在原朝臣行平、正五位下守左中辨兼行太皇太后宮亮藤原朝臣家宗、左近衞少將正五位下兼行備中權守源朝臣舒、從五位上行兵部少輔源朝臣直、左馬頭從五位上藤原朝臣秀道、木工頭從五位上兼行左衞門權佐紀朝臣春枝、左兵衞權佐從五位下藤原朝臣直方等爲左司、參議大藏卿正四位下源朝臣生、參議正四位下行右衞門督兼讃岐守藤原朝臣良繩、參議正四位下行式部大輔兼近江守春澄朝臣善繩、參議右近衞權中將從四位下藤原朝臣常行、正四位下守右兵衞督源朝臣勤、從四位上行右近衞中將源朝臣興、右近衞少將正五位下兼行讃岐權介藤原朝臣有貞、正五位下行右衞門權佐藤原朝臣廣基、從五位上守右中辨丹墀眞人貞岑、從五位上行右兵衞佐源朝臣至、主計頭兼木工權頭從五位上行算博士信濃權守有宗宿禰益門、右馬

頭從五位上在原朝臣業平等爲右司、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年六月廿六日丁酉、任相撲左右司、中納言從三位兼行左衞門督源朝臣能有○以下九人略爲左司、中納言從三位在原朝臣行平○以下十一人略爲右司、是日以一品行式部卿兼常陸太守諱○仁和天皇光孝親王爲左相撲司別當、以三品行兵部卿本康親王爲右相撲司別當、兩親王下紫宸殿庭奉勅、拜舞而出、　七月廿八日戊辰、右相撲司從四位下雅望王、正四位下源朝臣直、從五位上藤原朝臣敏行、並謝病不上、以散位從四位上實行王、正四位下平朝臣房世、侍從從五位上藤原朝臣佐名補其闕、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年六月廿五日癸酉、任相撲司、以中納言從三位兼行左衞門督源朝臣能有○中略並十二人爲左司、正三位行中納言兼民部卿陸奧出羽按察使在原朝臣行平○中略十二人爲右司、左右大臣已下、於左仗下先議定、差外記齎議草、向太政大臣里第視之、其後賜中務省、於外記候廳拜除、卽時左右司各就左右衞門府始行事、承前之例、始行事之時、各發音樂、而皇妣贈太○太字恐衍皇太后○藤原澤子忌、當今月晦日、仍隨停止、　廿六日甲戌、勅以三品行中務卿貞保親王爲右相撲司別當、去元慶八年、以二品行式部卿本康親王爲左相撲司別當、今不改、　七月三日庚辰、自任相撲司、緣贈皇太后忌日、及內親王薨、未發音樂之聲、是日始發焉、

〔貞信公記〕延喜十三年七月廿二日、向相撲司、今日試樂、

〔北山抄二七月〕相撲召合事

天慶七年七月廿日、爲下右相撲司別當親王宣旨、令召右衞門佐等、稱障不參、仍仰少尉藤慶幸、

〔日本紀略九一條〕永延元年七月廿一日壬午、今日式部卿爲平親王、兵部卿具平親王、爲左右相撲司別當之由、被下宣旨、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年七月廿八日甲寅、天皇御紫宸殿、觀相撲、○中略出居侍從侍殿上、

〔權記〕正曆四年七月廿八日甲寅、拔手事、昨左近出居少將明理、今日同可奉仕、遁逃左右、仍賴親朝臣、可奉仕之由有差仰、而賴親申云、明理候、賴親非可奉仕、致背綸旨、強以固辭、仍藏人頭俊賢、承仰以小舍人令追出陣外、明理出來、爲奉仕渡階下之間、又被追返、次經房朝臣、可奉仕之由被仰、亦固辭、然而不背綸旨、欲出居之間、又被追入、以殿上出居中將正光朝臣、爲出居御覽了、

〔本朝世紀〕正曆四年七月廿九日乙卯、內大臣召大外記中原朝臣致時仰云、左近衞少將源朝臣明理、同經房朝臣賴親等、闕昨日追相撲出居、慥各可召勘者、

〔小右記〕長和二年七月廿一日辛亥、早旦將曹正方申云、〇中略今日內取始、午申等時相撲出居、須新任將等奉仕、而少將好親朝臣云、身爲地下、已無所勤、無身障之間、出居役可勤仕者、仍一昨日、差將曹正方仰遣、其返事云、可奉仕者、大略依見物之興所令申歟、

〔小右記〕寬仁三年七月廿一日丙子、入夜府生保重、持來相撲所定文等、二通因夜漏不返賜、　廿二日丁丑、相撲定文等下給、　廿四日己卯、中將公成來云、乍立相逢、依穢、舞人不足、召遣南京未參來、縱雖參入、猶可有不足、爲之如何、答可仰將曹多雅方之由、中將云、雅方在丹後國未參上、先日召遣了、又云、音聲人不具、又召人申參左右之由、不可參入者、示不可闕事之由、

〔儀式八〕相撲節儀

〇〇〇相撲長、左右各四人、相夾垣代相撲人陣列、

〔江家次第八七月〕相撲召合

相撲長、左右各二人、〇註略取圓座置幕前二許丈、

〔儀式八〕相撲節儀

〇〇〇立籌者、左右各二人、次立合者、各二人、〇〇〇

〔江家次第八七月〕相撲召合

立合進出、〇註略 籌刺府生著座、

〔權記〕長保二年七月廿七日壬寅、午剋御南殿、〇中略 二番間、左相撲長牛臂絡、落手庭中、而右相撲長兼光取之、有勅令返却、右出居少將公信被仰不可令兼光奉仕相撲長之由、

〔中右記〕寛治五年七月廿九日丙戌、有相撲召合、〇中略 左右相撲長各二人置圓座、次三府出居、(左、近衞少將源有賢、衞門權佐藤有信、兵衞佐藤家政、右、藏人少將藤俊忠、左衞門權佐藤知綱、兵衞佐藤經忠等也、)次立合進出、次籌指著座、次相撲出、申四剋事了、

〔愚昧記〕承安四年七月廿七日壬子、相撲召合也、〇中略 左右相撲長二人置圓座、次左右三府將佐〇註略 著座、次立合□□進出、立櫻橘兩樹下、次籌刺府生著、次相撲出、

〔倭名類聚抄四雜藝〕相撲　本朝相撲記、有占手、垂髮、總角、最手、助手等之名別、

〔箋註倭名類聚抄二雜藝〕相撲

本朝相撲記、無致、貞觀儀式相撲節儀云、樂器樂人等次第、具相撲司記文者、或是、

〔西宮記七月〕相撲召仰

長保二年八月十二日、故按察私記云、早朝相撲日記、奉送左大臣殿、依去夕命也、

〔古今著聞集十相撲強力〕相撲は、最手占手、或は左、或は右、皆強力の致所なりといへども、又取手の相違事あるにや、

〔內裏式中〕七月七日相撲式

先出占手、(用四尺以下小童、前一日、於內裏量長短、或過四尺者、當日不更令相撲、以爲負、)〇中略 有占手勝則奏亂聲、(不奏舞、)最手勝則奏亂聲、及舞、(自新之後、左右互奏舞、)此日相撲人、總廿番、(近衞兵衞合十七人、白丁二人、童一人、〇又見儀式)

〔西宮記七月〕相撲召仰

大節先一日、於東庭覽占手童、(少將等相副、左自北、右自南參入、六位藏人量長退出、)當日〇中略 占手勝方亂聲、(左右每負、改立合等、)垂髮總角廿番、(近衞兵衞白丁童等)

〔九條年中行事七月〕相撲節代儀

占手童（前一日、於御前校定其長短、）勝則奏亂聲、次垂髮、次總角、總廿番（之中、十七人近衛、兵衛、）以次相撲、最手勝則奏亂聲幷舞、

○按ズルニ、上ノ內裏式以下ノ文ニ據レバ、相撲二十番ノ內、童二人トアルハ卽チ占手ニシテ、白丁二人トアルハ卽チ垂髮總角ヲ云フナリ、

〔儀式八〕相撲節儀

相撲相出最手之時、左右司別當親王各一人、進立中庭奏曰、某方最手奉仕（止申、左先奏、右後奏、）

〔江家次第七月八〕內取御裝束

相撲（近例自上始）一番、（最手與助手取之、若有腋共可決之者、最手獨練退入畢、〈中略〉裏書云、〈中略〉最手助手、助手又曰腋也、最手腋手、皆近衛府各補其人也、相撲人者、皆近衛之類也、）

〔西宮記七月〕相撲召仰

承平五年七月廿九日、拔出云々、〇中略大納言恆佐云、寬平七年節代、左數甚多、而最後手右勝、爰右先奏納曾利、左次欲進拔頭、式部卿本康親王令止云、先例因最後手勝右奏勝樂、後左奏羅龍王云云、於是改新樂亂聲奏龍王也、

〔西宮記臨時二〕相撲司別當親王事附相撲最手事（給官符於任國許、奉勅作官符、上宣前最手某丸替者、）

上卿奉宣仰外記

〔小野宮年中行事七月〕廿八日相撲召合事（大月廿八九日、小月廿七八日）

勘申

物部棟業、壬生保生、薩摩利生等、立最手之後、任番長之例事、

物部棟業

件棟業、以寬平八年八月廿日給最手官符、延喜十二年八月七日任番長、

相撲圖





相撲圖



壬生保生

件保生、以延喜廿一年初立最手、延長五年九月廿八日給最手官符、以承平三年九月六日任番長、

薩摩利生

件利生、以承平六年初立最手、以同七年給官符、天慶八年十月七日任番長、

右人等例、勘申如件、

天曆元年閏七月廿六日　將曹雀部

〔權記〕正曆五年七月廿七日丁丑、相撲召合事、　廿八日戊寅、左助手吉美候常時、右最手三宅時弘被合、

〔法成寺攝政記〕寬弘三年七月廿八日戊辰、相撲御前內取、（○中略）最手腋不決、右、三位少將候御前、雖少將依三位候耳、最手腋同左了退出、

〔小右記〕治安四年（○萬壽元年）七月卅日乙卯、申剋許拔出、（○中略）晚頭宰相來云、右助手秀孝、申落馬其膝由不候御覽、

〔中右記〕永長元年七月廿五日、終日候內、晚頭右近中將顯實朝臣、少將宗輔相具右相撲人參內、（取手者廿人許、白丁卌人許、）於北渡殿方御覽、最手苅田秀定、腋大宅光總以下也、

〔中右記〕天永二年八月廿日庚戌、有相撲召合、（○中略）十六番助手、（左成綱初立、老者申障被免了、右宇治惟利初立、）十七番最手、（左縣直初立、右豐原惟遠初立、）

〔閑田耕筆〕四　相撲の繪卷物、おのが（○件）見しうつしには、藤原基光（土佐家の祖）息男、阿闍梨巨勢公持（或公望と書るは非也とぞ、金岡の孫、金忠の事とかや、）等書所と記せり、さるに同圖を田中訥言生もてるは、土佐光吉（光信の孫、光茂の二男、剃髮久翌と云、）粉本のうつし也といふ、光吉は慶長のころの人なれば、彼古本をもて畫ける成べし、今

官人及相撲人服裝

田中氏の縮圖をこゝに擧○圖略また此圖によりて、頭を半剃ことも、古きならひ也といふことをさとりぬ、

〔西宮記臨時四〕七月相撲

御服、臣下如常、初日隱文之帶三府出居闕腋靴長劍等、出居外或次將有闕腋者、立合、染摺、白下襲、胡簶、相撲長同之、不帶弓箭、御覽日、出居縫腋、

〔江家次第八七月〕相撲召合

今日非參議以下、皆用純方帶、衛府螺鈿劍、不著魚袋、出居將佐、必用闕腋袍靴、用螺鈿長劍、近衛次將、撿非違使佐、暮年老後或縫腋、希有之例也、藏人、此日著麴塵蘇芳下襲浮文袴、後日著位袍、朽葉下襲、或二藍等也、若有著美服例時、兩日著位袍、至于下襲隨人之所好、猶以蘇芳爲善歟、

相撲拔出

今日公卿以下、皆用無文丸鞆帶蒔繪劍、但入道殿○藤原道長子孫者、用螺鈿劍有文帶、但劍可用樋螺鈿、非參議用丸鞆帶、但入道殿子孫、爲次將之人或用闕腋袍螺鈿劍、今案家嫡可然、入道殿仰云、上官今日可用純方、近代殊不見、藏人或著青色、但舞青海波之年不可著、

〔小右記〕寬弘二年七月廿九日乙亥、今日○拔出青海波裝束、不似例年云々、前例著重裝束而著青色、又垣代或例裝束、或褐衣、左右近將監已下近衛等也、或云、著重裝束云々、但青海波舞人、天曆三年、著青色、若彼例歟、抑兩說乎、加ヵタヌ久、而今日不然如何、可尋事也、

〔小右記〕寬仁三年七月十八日癸酉、宰相來云、藏人範國云、一日攝政○藤原賴通命云、相撲樂、猶被强行、但人々裝束、不可調二襲、織手等愁歎無極云々、兩宮○後一條母后彰子、皇后威子、令參上給之間、依御裝束等事、多是所愁云々、問道頭辨、經通報云、未承計也、有制歟者、　廿一日丙子、早朝將曹正方、持來相撲長立合幷相撲人等裝束請奏、加署返賜、

〔小右記〕治安三年七月十六日戊寅、今日關白被談云、(中略)相撲兩日裝束不可改著如何、答云、尤善事也、唯有樂之年、必無禁二襲、好過差之輩、定謗難歟、儉約猶善、二色過差、又云、下人著紅色事、可制止歟、隨身著紅不□□苦熱間、著帷有何事哉、又云、官人等可著何色單衣乎、答云、黃朽葉下襲、著支子染單衣尤善、上古如此、又云、舞人如何、答云、至于舞人可隨宜歟、　廿日壬午、府生保重進相撲人裝束請奏、加署返給、　廿一日癸未、給隨身衣服料、(府生四疋、下襲可給、番長三疋、近衛等各二疋、)狩袴料布可追給、　廿六日戊子、左頭中將朝任來云、關白命云、官人已下、不可令著紅色、又云、上達部不可著二襲由、同可披露者、件事不可下宣旨、唯案內計也云々、

〔小右記〕長元四年七月廿五日庚午、相撲兩日、上下裝束二襲禁制宣旨、今日被下者、最可然矣、

〔中右記〕寬治二年七月廿七日、有御覽儀、(中略)拔出、右近中將忠實、著腋闕、螺鈿劒馬腦帶、自餘次將縫腋、昨今日共禁色人、或著染裝束、但頭中將、藏人少將如例、可尋之、

〔兵範記〕保元三年六月廿七日乙卯、今日相撲召合也、(中略)公卿有文帶螺鈿劒、左宰相中將定房卿、被著二藍下襲、左右次將、皆闕腋螺鈿劒、但出居外淺履、南殿出居、幷侍從同淺履、禁色人左少將實家、女郎花半臂下襲、蘇芳表袴、左少將成憲、右少將通家、著女郎花薄物下襲、(中略)藏人左衛門尉重章、左少將監親行、著青色袍、

〔愚昧記〕承安四年七月廿七日壬子、相撲召合也、(中略)今日人々、螺鈿劒有文帶、新大納言昨夕示送云、明日可用蒔繪劒、保元故殿如此、貴殿定令帶蒔繪歟、予(藤原實房)答云、召合螺鈿、拔出蒔繪、是家々例也、御堂(藤原道長)流、兩日共螺鈿也、明日帶蒔繪大刀事、未聞事也、仍今日帶螺鈿、左相府著給白單衣帷等也、尤可然々々、大口同白云々、但練云々、上袴裏如常、

〔玉海〕承安四年七月廿七日壬子、此日相撲召合也、(中略)左大將、織物黃朽葉下襲、裏同色文唐草、半臂色頗濃色下重也、寬治二條殿、著給黃朽葉下重、件例歟、表袴浮文、右大將同著織物下襲、其面薄蘇芳、

其裏青文烏丸、半臂同色歟、浮文織物表袴、

〔江家次第八七月〕相撲內取

相撲長三人(冠緌、褐衣、布帶、白半臂、下襲、白布袴、緌桂、尻鞘斑猪、右左熊丸、尻毛鞘、劒緒、懸緒、緋左、紺右、)

相撲召合

相撲長、左右各二人、(退紅袍、白下襲、白布袴、無緒尻鞘、○中略)次立合進出、(裝束同相撲長、但帶弓箭、劒緒尻鞘等、○中略)籌刺府生著座、(帶弓箭、)

〔江家次第八七月〕內取御裝束

左相撲人參入、犢鼻褌上著狩衣差紐、

裏書云、延久三年江記云、次相撲人三十人、次第行列、(其裝束、烏帽子、狩衣犢鼻褌也、)差紐、狩衣上著帶、不著下衣袴、徒跣、或人曰、大內時、左相撲人如此、是依渡陣座前也、右相撲人、依不渡陣前開紐、狩衣前不加帶、左右引違夾之、今仗座在右方、可用右體歟云々、然而依爲年々例不改也、

插狩衣前、○中略右相撲、犢鼻褌上著狩衣、開紐夾狩衣前、相違夾之、

相撲召合

一番(左先出、著葵華、取劒衣、置北圓座、進立櫻樹下、次右出、著瓠華、次々番負方先進之、○中略)勝方葵瓠等華、幷劒衣等、稱肴物、令具於次番、葵瓠華等落時、雖勝方、風吹入於階下者不取之、不吹入時、相撲長一人進取之、最手不依前番勝負付華、幷執劒衣出、

仁壽殿東庭相撲

相撲如恒、(依旱魃等不被行、仍不著瓠華、)

〔西宮記七月〕相撲召仰

天曆十年、於仁壽殿有相撲、無立合、不著雚花等、依旱魃也、(延喜八年十年例)

〔類聚名義抄八帙〕雚(音灌、アフヒ)

〔西宮記七月〕相撲召仰

吏部記、應和二年八月十六日、有相撲事、○中略次相撲、着續鼻褌、葵花瓠花、

〔權記〕正暦五年七月廿七日丁丑、相撲召合事、時刻出御仁壽殿、○中略一依天暦十年例被行之、○中略無立合幷樂葵瓠花、

〔西宮記七月〕相撲召仰

召合

左右近衛府、進續鼻布請文、色紙糸類、自内藏納殿下給、布仰上卿、自大藏給之、以請奏藏人下上卿、

〔長秋記〕天永二年八月二日、相撲召仰幷事始也、　六日、相撲人等令續鼻褌、正元、延定、延眞等也、　十八日、上皇白河○中略相撲御覽事、幷府内取事也、○中略今朝唯自右大將許差專使示云、今日用意儲相撲裝束二具、誰々可賜哉、下官源師時○答云、最手惟遠男必可給、今於一具者、殿侍也、白丁賴兼賜著之便宜候歟者、大將立返示云、命旨誠可然、仍其定賜了、

〔空穗物語初秋〕すまひのしやうぞくし、ひさご花かざしなど、いとめづらかなる、

〔内裏式中〕七月七日相撲式

先一日、所司供張神泉苑御座、○中略當閤東階、南去六許丈、預置可立標之驗、

八日相撲式

此日辰四點、御紫宸殿、○中略立標如七日儀、

〔菅家文草七記〕左相撲司標所記

左司定之後、八日卯剋、木工少允笠忠行、率長上番上飛驒直丁等卅餘人、就廳東方造標屋、須臾構成、始作標狀、其屋自地至棟二丈五尺、近引之由、據陰陽寮勘文也、内裏作物所預播磨少目佐伯宮與、勤細工等夾名進廳、廳即下所檢舊例、凡作標之起、專依畫樣、而畫師備前少目百濟常良、馳馬折肱、不便

用筆、仍仰左史生村國正歲、左馬史生神門宗雄等、令進畫樣、正歲等雖盡精神、不足取象、標師錦錢麻呂、不待畫樣、始結山形、數日之後、常良自私門進畫樣、錢麻呂以功業漸成、遂不用其樣、先是別當親王、○光孝中納言、○源能有參議、託標所相議仰、依承和十三年標體、並不可作諸厭物之狀、山高一丈二尺、基山折山、各六尺、自山頂至日下、其間一丈、瑞雲十一片、以絲葺之、綵霞十四片、以木爲之、金龍擧首西向、尾觸山上、身插雲中、仙人捧幡、列居霞表、雜木三十六株、松葉所須、有絲有麻、合歡栢木等之葉、總用緑絹、前例假樹、不過十五六株、嫌其疎冷、補以眞木、此般假樹倍多、山顏美艷、火神居山底磐石、擧戈指西、此神承和中、池田瀧男所造、年來有靈、故不改替、金龍、日輪額字等、又用舊體、差加瑩飾、雙虎群鹿、山中奔走、人形三十三頭、仙房庵室、飛橋磴梯之類、隨宜分置、山西有家、寢殿細閣曲屋各一宇、葺以檜皮、几案簾帷、遂便排設、殿前松下道士老僧、相對圍碁、樵客耽見、斧柯已爛、山南有牧野、放馬數十匹、踊躍奔逸、無人羈絆、更有小水、潛過牧中、水勢微弱、不絶如綖、衆馬群飲、餘流欲涸、山北原野、地形勝絶、嘉木接影、芳草吐花、樹下一人、跪坐矯矢、白猨懸枝、似將失木、又有宿老道士三四人、令童男向釜鍊金、火勢殊烈、繫白犬著樹根、蓋備採藥也、如此遊手、暗合厭術歟、先節一日、早旦粧飾已畢、諸大夫以下、微飲閑談、徒然送日、標領四人、便差細工等、其粧束如常、特請舊舞粧二具、差標師幷木工長上槽取綿繼等、率標領等、隨標進退、威儀儼然、宜爲永例、當日晚景引標出立中重幄下、即請兵衞看督長史長等、與標領等相守、後日出立如儀、其夜頭有勅使、召標中雜物、愼護之功、不失一物、物雖微細、遂供叡玩、基牀山形、冒額緋綱等、夜中送行事所、此五位以上六位以下、參入無闕、檢按匪懈、如縫殿助淸原高岑者、手執錐刀、巧思可觀、唯自始就役、至于畢事、三十餘日之間、戴星出入、流汗恪勤、事無小大、終始頒行者、木工允忠行而已、別當親王、中納言、參議、皇太后宮大夫藤原朝臣○國經、依例賜酒飯索餅珍物等、諸大夫有情者五六人、爲補細工等疲、送索餅酒肴、臨時發興、不依舊風耳、東垣下設小涵軒、以備急要、行所記事、內豎代賀茂善行、取便來入、因聽上忩々奔還、所著冠觸離落簀中、細工等相聚、洗濯調熨、理鬢飛纓、風骨倍前、無敢咲

者、勤公之費、有此小過也、元慶六年八月一日、式部少輔菅原朝臣道眞記、

〔塵添壒囊抄七〕相撲節事 附召合事拔手事 相撲使事

是ヲ召ス使ヲバ、コトリ使ト申也、字ニハ相撲使ト書テ、コトリヅカヒトヨム口傳也、左衛門右衛門ノ管領ニテ侍ハ、方ヲ分テ國々ヘ使ヲ下シテ是ヲ召スト云々、

〔日本書紀通證二十七〕前部領（サキノコトリ） 萬葉集、防人部領使、相撲部領使、皆訓古止利、蓋執事之義也、〇推古十九年紀

〔倭訓栞前編九古〕ことりづかひ　萬葉集に、相撲部領使、防人部領使見えたり、日本紀藥獵の所にも、部領をことりと訓せり、事を執るの義なるべし、清少納言が、とりもてる物、くゞつのことりと書るも、傀儡の部領なるべし、

〔年中行事歌合〕二十番　左　相撲七月廿八日　女房

かた分てことりづかひのいそぎしは今日のぬきでの爲と成けり〇中略

ことりづかひと申事は、〇中略諸國のすまひをめす使の事にこそ、左右近衛管領にて侍ば、方を分て國々へ使を下し侍にやとぞ覺ゆる、

〔日本諸手船七人事〕相撲召仰 部領附

按此使、附隷關白及大將家之輩、而非關朝廷百僚司、防人訓佐幾毛理、佐與世音通、卽關守之謂、大率守關禁暴、非强壯多力不能也、故相撲多取諸防人、其爲使者、簡擇其器召課、謂之部領、言乃俾各士班所課國々而主掌之也、蓋訓古斗理都加比者、諸家解缺、惟谷川氏釋得之、

〔江家次第八七月〕相撲召仰

先二三月比、大將以下、於陣屋定相撲使事、關白大將隨身、陣官賭弓矢數者等爲使、遣諸國七道、召相撲人也、萬葉コトリヅカヒト云也、

〔萬葉集五雜歌〕宜〇吉田連啓、伏奉四月〇天平二年六日賜書、跪開封函、拜讀芳藻、〇中略孟秋膺節、伏願萬祐日新、

今因相撲部領使、謹附片紙、宜謹啓、不次、

〔萬葉集(雜歌五)〕筑前國司守山上憶良敬和為熊凝述其志歌六首幷序

大伴君熊凝者、肥後國益城郡人也、年十八歲、以天平三年六月十七日、為相撲使某國司官位姓名從人、參向京都、〇下略

〔今昔物語二十七〕近衛舍人於常陸國山中詠歌死語第卅五

今昔□□ノ比□□ノ□□ト云近衛舍人有ケリ、神樂舍人ナドニテ有ルニヤ、歌ヲゾ微妙ク詠ケル、其レガ相撲ノ使ニテ東國ニ下ダリケルニ、陸奥國ヨリ常陸ノ國ヘ超ル山ヲバ燒山ノ關トテ極ク深キ山ヲ通ル也、〇下略

〔宇治拾遺物語十五〕これも今は昔、かざべの府生といふ舍人ありけり、〇中略よく射よし聞えありて、召出されて賭弓つかうまつるに、めでたくいければ、叡感ありて、はてには相撲の使に下りぬ、よき相撲ども多く催し出ぬ、

〔小右記〕長和二年二月十九日辛巳、今日相撲使事、可相定由、先日中將朝臣(雅通)言送、召遣將監保信問案內、申云、源中將朝臣外、皆申故障、但宰相中將云、將等不參入、可參者、重以保信言送云、左相撲使事、最少事、以官人等面々言送、太不便也、將監公助、府生仲遠亮範公賴等申文、遣中將許、將監者、大將已下所不定遣也、依宣旨所遣也、而一日右相府有氣色、被候案內示遣、可隨彼命之由、被候氣色可被仰下也、府生等申、太宰使、件三人中、可定遣之由也、隨身近衛荒木武晴、可遣一道使之事示遣也、廿日壬午、將監保信云、昨日將等不參、不定相撲使、今日可定者、源中將朝臣、從陣以將曹正方云、昨日有所勞、不參申相撲使、又將今日可定申歟、隨仰進止、又云、頭中將傳宣云、以將監公助可定遣一道相撲使者、又左大臣命云、隨身尾張公時、可定山陽道使者、又次々使等事、不能具記、報云、公助公時等、早可定遣也、自餘事、一々答報之中有予(〇藤原實資)隨身事等、廿一日癸未、將監保信、持來相撲使定文、申云、

昨日大雨之間、不能持參者、見了下賜、中將雅通一人定申、　八月十三日壬申、將監保信、進相撲使等違期勘文、可令進過狀之由、示遣中將雅通了、　廿五日甲申、相撲使々、可預日給之由、中將雅通、以將曹正方有消息、答可預之由訖、

〔小右記〕長和四年五月二日辛巳、今日定相撲使、召將曹正方、下給府生奉良公頼等申文、遣將等所、又將監扶宣依宜旨可遣伊與讃岐淡路阿波等事、又隨身近衞守近、可遣播磨美作備前備中事等示遣也、中將雅通、以將監保信令申云、傍將等稱障不參、一人定申可無便者、將等有指障、一人定、更有何事乎、手結府大事、而將一人著行、間有其例、何況相撲定哉、示可早定由、少將以正方令申云、將監保信所申云々、今日申左大臣殿、大將心地也者、答云、將監依宜旨遣之、非大將進退、就中將監扶宣、依宜旨差遣、又定遣保信、太無便事也、入夜持來定文、府生亮範、定丹波丹後但馬、又守近、定因幡伯耆出雲石見、公頼定播万美作備前備中、中將消息云、府生亮範年來相願之、亦公頼殊甚、將隨身定遣例也、其代定遣亮範也者、答云、亮範度々爲相撲使也、無其勤、每度逃相撲人者也、就中去三月、依相撲人事進過狀、又官人事、被觸案内、可被定遣歟、早以亮範可改公頼、公頼使國々遣守近、守近使國々者、定遣隨身近衞、尤宜歟、至亮範早可止、又官人五人定遣事、總不聞事也、定文返給了、雖多事不具記、　三日壬午、早旦將曹正方云、中將雅通朝臣令申云、不申事由、以府生亮範定丹波丹後但馬使、是大過怠也、所答仰無所避、其詞太多府生公頼、申不可改播磨等使之由、抑隨仰可左右也、亦云以守近可遣山陰道一道使歟、至亮範除定文者、答云、公頼身爲府生、申不可被改由、更以守近改定、其國可無便宜、依公頼之本望、去夕所申達、而申不可改定之狀、有何改定乎、丹波等三箇國使、以中將隨身可定遣也、時剋推移、改書定文送之、公頼如本、以隨身守近定丹波丹後但馬因幡等、又以彼中將隨身、定伯耆出雲石見、其消息云、必不可定遣隨身、然而有仰事、於及定他人、又可有所思食、仍憖所定遣、至守近、不可改定之由雖有仰事、因幡已下國々、劣自丹波等國々、仍丹波等四箇國使、所改定也、自隨身定四箇國使、以守近定丸三

貢相撲人

箇國使、彌可有所恐、仍以守近爲四箇國使、以隨身三國言爲、定三箇國使、又阿波土佐使府生奉良也、衰老者難向土佐歟、改定畿內紀伊等如何、畿內使番長宇自可義忠、可改遣土佐事等、初有消息、仰依請之由、定文見了、下給件事等、未改定文之前、先所云遂也、忘失追記、次第倒錯示也、

〔小右記〕寬仁三年四月廿七日甲寅、早旦將曹正方申云、中將公成消息云、今日可定相撲使之事、令告將等、皆申故障、若手結日、有相定例者、可隨案內者、　五月三日己未、今日可定相撲使之由、先日示中將公成了、今旦將曹正方申云、爲申定其事可來者、小時中將朝臣來云、今日申相撲使事於攝政、命云、可遣隨身番長武方者、其後武方觸中將云、不可被差遣者、不可隨武方申歟、大略武方所思者、被差相撲使者、以入道殿御隨身光武被遣差歟、依此疑今退所辭遁歟云々、

〔長秋記〕天永二年七月四日、山陽道相撲使右近將曹近季(院御隨身)來、有十一箇國請文、又有白丁三四人、召右近隆顯忠清、預諸國請文於白丁者、近季可進退之由下知、節期遠者歸國、臨期可上洛之由申之、

〔續日本紀〕(十聖武)神龜五年四月辛卯、勅曰、如聞諸國郡司等、部下有騎射相撲及膂力者、輙給王公卿相之宅、有詔搜索、無人可進、自今以後、不得更然、若有違者、國司追奪位記、仍解見任、郡司先加決罰、准勅解却、其誂求者、以違勅罪罪之、但先充帳內資人者、不在此限、凡如此色人等、國郡預知、存意簡點、臨勅至日、即時貢進、宜告內外、咸使知聞、

〔類聚國史〕(七十三歲時)大同五年七月丁未、勅進膂力人者、常限六月廿日以前、自今以後、隨得則進、莫限期月、又雖力不超衆、而解相撲者、兼令進之、

〔享祿本類聚三代格〕(十八)太政官符

應奪不貢相撲人國司公廨幷言上不貢上怠由事

右太政官、去弘仁十一年九月廿九日符偁、檢案內、太政官、去弘仁六年六月三日符偁、太政官、去弘仁

四年七月十六日符偁、進相撲人、既有期限、而每年遲參、殆不堪期、宜限五月下旬必令到京、若致闕怠、隨狀科處者、而今遲延、猶未參詣、是則國司不勤捉搦之所致也、右大臣宣、宣下知國司、不論日夜、火急催進、兼復勘錄違期之由言上者、中納言兼右近衛大將從三位勳四等文室朝臣綿麻呂宣、件人等、或過期日、僅以參詣、節會既迫、不能休息、是亦國司、依無科責所致之怠也、自今以後、若有闕怠者、便奪國司掾已上公廨、其差法守三百束、介二百束、掾百五十束、但中下國守、遞減五十束者、至其有障、具錄怠由、限內申上、不得闕怠者、而或違期僅到、或遂不催上、被大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原眞人夏野宣偁、宜依格旨奪當年公廨、仍須交易所出之物、來年七月以前、送相撲司、

天長八年七月廿七日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

改定相撲節日并相撲人入京期事

右右大臣宣、奉勅、略〇中 相撲人入京之期、改五月下旬、以六月廿五日、必令到京、若有闕怠者、便奪國司公廨、一如天長八年七月廿七日格、立爲恒例、

元慶八年八月五日

〔年中行事秘抄七月〕十日以前相撲人入京事

延喜格云、以七月廿五日爲節日、相撲人入京、改五月下旬、以六月廿五日云々、

〔小野宮年中行事七月〕相撲人入京事

以今月十日爲期、延喜十三年符、十九年宣旨云、相撲人違期到來、隨狀下獄云々、廿二年、依彼宣旨行之、一倍違期之數、令候左右近衛府、次將奏最手參來由、於射殿若侍方御覽之、雖違期參來、尚奏其由、或依違期不召、或尙召之、

相撲違期遲參事

陸奧國申請、被作國解文云、科相撲近衞兵衞等違期遲參責事、依請、諸國准此、延喜十八年五月十六日、奏報右大臣、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應諸國供奉相撲左右近衞左右兵衞無本府驗還鄕差科雜務事

右被右大臣宣偁、預於宿衞相撲人者、供節爲本、應奉其職、而今前件等人、任意去來、既闕節事、兼怠宿衞、理不合然、深可科責、宜自今而後、下符諸國、無本府移、輙歸本鄕、差科雜務、一同白丁、不得寬容、

弘仁十二年七月十三日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應特加禁止相撲人等濫惡事

右得備後國解偁、頃年見相撲人、濫惡不可敢忍、寄事供節、上下之間、或兩三人或五六人、非理無道、成黨求粮、國雖無物支給、既爲帶路次、計其前程、特以宛行、若不合其求、則罵詈國宰、陵轢雜人、此外奪乘驛馬、捕縛驛子、越度不返、寃屈差甚、求之於理、不可如此、望請官裁、早被制止者、左大臣宣、愚暗之徒、不知章程、所行之事、動違憲法、不加禁遏、何戒將來、宜早下知、結群黨、成暴惡、奪驛馬、責路粮等事、嚴加禁止、莫令更然、若符出之後、重有此犯、錄名言上、任法科罪、諸國准此、

延喜六年七月廿八日

〔日本後紀十七平城〕大同四年閏二月乙酉、令天下諸國進膂力人、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年五月丁酉、勅相撲之節、非啻娛遊、簡練武力、最在此中、宜令越前、加賀、能登、佐渡、上野、下野、甲斐、相模、武藏、上總、下總、安房等國、搜求膂力人貢進、

〔北山抄二七月〕相撲召合事

天曆三年、右相撲頟田時茂、去元年、依國解給可勘糺官符、今年左相撲多不參、仍令奏事由被出取手、

畢、右大將不奉奏退出、

〔小右記〕寛仁三年七月十四日己巳、召見丹波訴人弘門、弘滿、輔光等、不堪相撲人、但弘門見目頗宜、然而先年雅通匡衡時、召進相撲人等申云、爲相撲人其體不堪、仍返遣了者、丹波國司申云、件弘門等、郡郡鄕司被召候之間、不勤藏人所例進絲、幷國交易物免給、弘門等身、假令勤件等事者、卽令免遣畢、弘滿輔光等、衰殊甚、至弘門隨狀可召上之由仰遣訖、淡路、阿波、伊與、讃岐相撲使府掌扶武、入夜來云、伊與相撲人等、乘船參上、明日明々日間、可參著者、　十九日甲戌、畿內紀伊國使將監保春、不隨身相撲人參來、仰事由追遣了、山陰道使番長和信、將來相撲人二人、不召見、　廿日乙亥、權中將長家消息云、阿波介某姓爲時云者、有膂力之聞、住山城國寺戸云處、又在前伊豫守爲經許、令召如何者、報云、可無事煩之樣令召遣、有何事乎、　廿一日丙子、權中將朝臣消息云、昨日令申爲時、年過五十、無便相撲云、爲之如何、答云、五十有餘者、初爲相撲人、非無出者、不可召歟、海道使府掌扶武、將參伊豫相撲人四人、召前見之了、使近衛下毛野公武、隨身相撲三人參來、申云、播磨相撲信兼、煩胸能、留山崎、今夕參上歟者、依內取時刻漸至、不召見、遣於府訖、○中略　土左相撲人三人參來、使府掌倘貞相副、召見相撲人常正等、卽遣內取所、　廿二日丁丑、去年土左守登平申、彼國膂力者八木賴高事、今年必可召進之由、去年幷今春令申、而寄事於左右、不令參上、仍重差遣使、可令召上之由以將曹正方示送中將公成許、報云、成府牒可馳遣者、最手勝岡參來、湯治之間、暫不召見、此間將曹正方、參候於隨身所、令賜熟瓜、其後召見、重賴爲永吉高等、今夕若明旦、使共參著歟、至勝岡騎用馬不可堪、仍乘船參上者、　廿四日己卯、今日土左相撲爲男、及最手者一人、白丁一人、參來召見、

〔小右記〕治安三年五月廿四日丙戌、應逐年每國貢上相撲白丁二人、官符四枚、將曹正方持來、山陰山陽南海西海等官符也、可有河內攝津和泉等官符、畿內三箇國、可載一枚官符、而亦有畿內官符一枚云々、依歟山城大和、左近府生受云々、又更可令成官符歟、仰云、令請播磨國司之由、播磨受官符、可遣美作、次第如此、但美作、備前、長門等國司在京、先可令仰知由、同仰之由、至太宰官符、

可ㇾ令㆘馳㆓遣事仰㆒之也、
太政官符下五畿內七道諸國司
應㆘逐年每國貢㆗上相撲白丁二人㆖事
右相撲白丁、撰㆓膂力者㆒貢上、行程載在㆓格條㆒、而年來之間、諸國之吏、或忘㆓供節㆒、而闕㆓點進之勤㆒、或迫㆓期日㆒、而貢㆓尩弱之者㆒、是則國司、不㆑憚㆓憲章㆒、忽㆓緒勤節㆒之所㆑致也、右大臣宣、奉㆑勅宜㆘加㆓下知㆒、令㆑貢㆓膂力之者㆒、但敍位除目之時、定㆓申功課㆒之日、先仰㆓本府㆒、進㆓勤否之勘文㆒、若無㆓勤之輩㆒、縱雖㆑致㆓任國之功㆒、曾不㆖㆑預㆓僉議之列㆒者、諸國承知、依㆑宣行㆑之、符到奉行、
右中辨藤原朝臣章信　　　　左少史大宅異人恒則
治安三年四月一日
七月十三日乙亥、山陽道相撲使番長播磨貞安參來、隨㆓身播磨國相撲㆒、舊貢二人、新點二人、自餘國々相撲未㆓參上㆒、　十九日辛巳、南海道相撲使將曹正親、隨㆓身淡路讃岐兩國白丁各二人㆒參來、召見無㆑異、　廿二日甲申、太宰幷國々相撲人等參來、　廿三日乙酉、伊與相撲人先二人參來、令㆑申云、今日坎日、仍不㆑入㆓門內㆒、唯令㆑申㆓事由㆒者、　廿四日丙戌、伊與相撲富長、幷弟男等參來召見、少將實基、以㆓保重㆒送㆓白丁一人㆒、肥後國人、膂力者、部咨尋召進之、
〔小右記〕萬壽三年七月廿三日丙寅、山陽道相撲使、隨㆓身相撲人等㆒參來、仰㆘相㆓具播磨國相撲人㆒可㆓將參㆒由㆖、不㆑召㆑前、今日府內取、仍先遣㆓於府㆒、晚景伊與相撲秀高參來召見、秀孝助手也、國々相撲參來召見、仰㆘可㆑罷㆓內取所㆒由㆖、其後最手勝國參來、召㆓前見㆒之、於㆓隨身所㆒給㆑瓜、
〔長秋記〕天永二年八月十二日、午刻許、有㆓藏人辨雅兼消息㆒、開見處、只今可㆑參㆓內裏㆒、相撲事有㆓左訴㆒、仍爲㆓召問㆒也云々、承由答了、乃著㆓宿袍㆒參內、辨於㆓小板敷㆒招引、○中略中辨問云、因幡白丁丸部貞成、具㆓左府使㆒參上間、於㆓七條大宮邊㆒右使奪取了、其間左使被㆓陵轢㆒之由訴申、件事可㆓陳申㆒、又白丁額田實遠、依㆓國司進㆒

欲参左處、自途中俄變心参右、件條被問實違、可令申子細者、下官〇源師時陳申云、於貞成者、去々年具兄貞宗、上洛参府已了、隨又今年、附使府生兼近進請文、其後立居相待處、適今月上旬比、差專使示之、依爲本右之相撲、相具相撲人等企上洛處、於丹波國〇此間文闕已可及耻、早賜府使相具可参上者、仍以此旨下知、其後府使四人、罷向桂川邊云々者、左欲奪取右相撲之處、其支度已相違、仍此由訴申歟、但彼是使於成濫行之條、不知實否之條、早召沙汰者可令尋子細給者、於實違條者、又本参府相撲也、并去去年、國司觸下宣云、秀貞彌男也、成長可繼知其父業、早可召取之也、若遲引者、相具左相撲守貞可参左云々者、仍雖府見参已了、爲事沙汰重問子細處、返狀云、全無實也、仍参右、何又参左乎、即時可参仕者、其書狀于今顯然也、又今年使重久秀遠父子、共可参上之由進請文、而望参期、於父男者、自留守所稱有沙汰、抱留天不令上洛、子獨上洛處、自宇治邊附國司□□五人、爲進左召攝之由依有其聞、遣本之使重□□所召取也、全以無右之過失者、藏人辨、爲奏此旨参院、　十五日、府內取并相撲論事、依放生會延引、可行府內取之由下知、未刻許欲著府之間、自藏人辨許有消息云、只今可参院、因幡相撲貞成論也者、仍先参院、又差專使仰兼久云、只今有相撲之沙汰、召具山陰使府生兼近、因幡相撲丸部貞宗并弟貞成、廳頭忠清、所遣迎府下部等、而可参院者、良久左年預通季朝臣、府生中臣近時、廳頭季行、因幡別宣旨使下部所引向〇此間文闕番長男引率参仕、藏人辨以兵部少輔清隆奏申云、依相撲之沙汰、左右年預可召由承仰、仍各所参仕也者、仰云、召問子細可奏申、左少辨、各仰可陳申之旨、下官申云、先左可被陳子細、其後右可令申也、大略前日所承子細也者、右年預不令申左右、仰近時可令申子細之由下知、近時又不令申左右、問廳頭季行、季行不可陳子細、而問使舍人、舍人陳申云、去七月朔比、賜別宣旨牒行向因幡國、附貞宗父男召貞成處、申云、件男已依右召可上洛也、於父者、左右凡雖何方不可分候、上洛之後、依宣旨可有沙汰事也者、問之爲沙汰附廳觸子細處、右相〇此間文闕参右而〇此間文闕事ヲバ不沙汰歟、吉事申候シカバ、使申云、右使者已過國了云々、尙可進左之請文也者、常方是極無由事

也、早可被上洛也、參右後有指宣旨者、賜左何事候哉者、聞是左使上洛、件貞成、相具常方貞宗乘船上洛、左使自歩上洛之間、宿丹波國篠村之間、件貞成又同宿、乍旅寄宿所、又可參左之由仰含處、更無承引氣、仍以使者觸申本府處、番長及下部六七人許、來向大江山、相副上洛間、桂河邊右使四人來向、相共運附馬入洛、西大宮中御門邊暫休息、左使下馬休、右使右相撲未下馬間、自右近廳頭忠清家下人出向、早可參之由令申間、右使相具相撲、打策馳入本府、左使欲追〇此間闕文右下官等、除馬轡已了、仍又飲食之間、經數刻了、又搦右使等而欲參左之間、各分散了、此外不別事候云々、以此旨以清隆令奏上皇〇白河仰云、左申旨聞食了、又問右可令申子細者、此間所遣召方聾皆參、下官申云、大略先日陳申了、全無相違、於件貞成者、去々年、兄貞宗相具上洛、見參次將已了、仰云、今年無相撲節、節之時必隨身可參也者、又今年使、慥召取可上洛之由仰含了、隨使㒵近取請文上洛、其後立居相待候處、先使者左使搦取之由訴申、仍遣使所召取也、但左訴申旨、前日與己相違、故何者、左進請文之由、一無實也、又使相具上洛、於道被搦取之由訴申、二無實也、左使爲右使被陵礫之由訴申、三無實也、〇此間闕文陳申歟、辨次各使相撲人等并合問子〇此間闕文相撲使〇此間闕文均申云、以大將令申旨奏也者、重仰云、自下申旨言上、而沙汰處、申不知之由、無其謂、慥可言上者、次將驚、以近時令申大將、返事云、以使男申旨言上也、有前後相違申條、賜檢非違使、打之可被問也、但又前日內裏御覽日有沙汰、相撲不可備御覽之由宣下、而左承其旨不覽、右乍承備天覽、尤可有沙汰事也者、上皇仰云、左申旨一々非道也、早以此趣可觸示攝政也者、聞之乍悅退出、參右大將、返了委語申有樣、大感悅氣甚、其後著右近府行內取、十餘番許也、宗能朝臣、宗輔朝臣同著也、

〔吉記〕承安四年三月十一日戊戌、左近府牒狀到來、是安房國相撲事也、

左近府牒　　安房國衙

應被早任先例催進舊貢相撲人子息兼又撲貢膂力新點白丁輩等狀

舊貢

御厩安房介師景、同男安房大夫保光、介大夫、政所大夫弘澄、

新點白丁

拾人可レ撰ニ膂力輩一

牒、件相撲人等、於ニ舊貢輩一者、任ニ交名狀一、於ニ白丁等一者、各撰勅、新ニ點膂力輩一、可レ被レ催ニ貢來五月之內一也、抑附ニ國衙一召之間、在郡沙汰人等、不レ嚴ニ勅宣一、毗ニ內々語一、令レ優ニ免膂力器量之輩一、迫ニ期月一召ニ貢尫弱之者一、容體如ニ蟷螂一、不ニ最晨試一、徒以歸國者、綸旨已新、慥撰ニ膂力之輩一、可レ被ニ召貢一、式日有レ限、不レ可ニ遲怠一之狀、牒送如レ件、以牒、

正六位上行將曹大石宿禰範直

承安四年三月七日

正六位上行將曹中臣宿禰重近

正四位下行權中將加賀權介藤原朝臣在判

〔空穗物語初秋〕左大將まさよりも、○中略みこたちかんだちめひきいて給へり、右大將おりていり給、みなおましに奉りぬ、○中略御ものがたりのついでに、あるじのおとゞに、右のすまひどもは、まうできにたりや、こなたのは、まうでこぬかな、すこしは、まうできにためり、れいのとしごろ、まうでのぼりくるをのこども、かずおほかるを、ことしは、かずこと〴〵なむ、まうでくまじきとしなめり、まうのぼりたるかぎりは、ことなき物どもなむある、かたちもいときよげにて、只今のちからのさかりなるをのこどもにて、いとよしなほつかうまつらむに、すこしみ所あるとしのすまひとゝもになむある、れいのまうでくるをのこども、あるはしに、あるは身のやまひなど侍りて、さるついでのものども奉りあげ、かくいとよき、左大將、たのもしあるものどもあめり、ちからつき、ようめうなども、ことなきうちにも、こさしおもふ所や侍らん、こともなく心づかひしてなむ、まうできためる、このなだかき、しもつけのなみのりまうで來る、ことのまづめづらしきものは、

かのなみのりが、まうで來ることのみなむある、まらうどのおとゞ、こなたのいよのほて、ゆきつねが、まうでこぬに、かねまさは、思ひつきにて侍り、あるじのおとゞ、ひとひも仁壽殿にておほせられしは、すこしよしあるわざもしてしがな、おなじくば、いでたゝんせちゑの、みどころありてもゑなしてしがなとおほせられしを、ことしのすまひ、かくをのこどもなどおほからねど、さてもありぬべきかぎりあるを、おなじくは御心とゞめて、御覽ぜさせ申てしがなと思ふ給ふる、まらうどの大將のおとゞ、かねまさも、さなむ思ふ給ふること、もなき心に、さるべきさまなることをなむ、えおもふ給へいでぬ、あるじのおとゞ、いはでおぼさむに、けしうはあらじ、左大將、さればいはでは、えあらぬものになむなどの給ひて、我も〳〵おさらじとおぼすに、御かはらけたびたびになりて、〇中略かゝるほどに左大將殿に、左のすまひ、いとおほくまゐれり、おとゞは、ゑたて、ゝすのこにおはしましての給、ことし右大將殿も、れいよりは心ことに、ことしのすまひつかうまつらすべきことなりなどの給と、つねよりもいたはりてさふらへ、なみのり、かくまうのぼりたれば、れいよりまさるとおぼゆることしなり、左大將殿も、なみのり、まうできたるをとなむのたまふ、ことしありしあなたのゑもつけのほて、さきになみのりにあひたりしゆきつねまうでこず、さりともかならずまうでくらむとなむの給し、さらでも左には、いとこともなきすまひども、あまたあめり、あやしくれいの左大將殿、あるにきしろひて、こゝ〳〵しきことあるを、一のにはうらて、はてのはにいできなむ、よからむなどの給て、ものいといかめしう、まどころよりてうじて給ふ、

停貢相撲人

〔北山抄六〕相撲召仰事

五六月以前停止者、給下不レ可レ點二貢相撲人一官符上於諸道、

〔日本後紀十七平城〕大同三年五月戊子、幸二神泉苑一、令下畿内七道諸國停中貢相撲人上、

〔類聚國史七十三歲時〕大同五年〇弘仁元年五月甲寅、令天下諸國停進相撲人、

〔類聚國史七十三歲時〕弘仁十四年五月己未、諸國疫氣流行、百姓窮弊、仍停止貢相撲人、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰元年七月八日丙子、依疾疫停諸國京上相撲人、

〔日本紀略四村上〕天德四年五月廿八日丙寅、仰依天下疾疫、可停貢相撲人、

〔三代實錄三十六陽成〕元慶三年七月廿七日乙卯、於仁壽殿東庭覽左右相撲人等、但不令角力、

〔經信卿記〕承曆四年八月三日癸巳、今日御覽相撲人等、幷賜食云々、後聞於禁中北面賜食云々、上達部闕三被候云々不知先例者也、

〔長秋記〕天永二年八月十四日、內裏〇鳥羽幷攝政殿下覽相撲人、依內御物忌、而自夜前宿右近陣、辰刻許、府年預兼久來云、右相撲爲俊、本八幡別當光淸郞等也、而依申請左進、而自院〇白河頻有召、仍所參仕也、而無音參上、有事憚之故、爲觸申子細、先申參府之由、而參仕、爲之如何、下官〇源師時答云、早兼久、相具件男而參院、可令申子細、〇此間文闕退出之由〇此間文闕事爲右相撲之由、更不知食、唯光淸郞等中、有可相撲仕者之由、依左之申請所遣召也、早相具歸府、以職事可令奏子細者、依直廬近隣、附頭辨奏件旨、不經幾程、頭辨仰下云、左右各論申相撲人、不可備今日之御覽者、下官答云、左方皆悉、有右之相撲奪心者、賜注文可除御覽者、又右方論相撲人注文、直附頭辨了、已始間、攝政殿下、頻有召、仍參上、殿下被尋相撲人參否、申皆參由、其次被尋仰云、相撲御覽日、次將帶劒條、慥不覺、而上皇〇白河可帶劒之由有御氣色者、於今日者、某定天可候也、承退出右近陣、召年預兼久令參進相撲人等、於陣腋〇此間文闕後、宗輔朝臣、宗能朝臣、及下官、相共引率相撲人〇此間文闕北中門西腋、左相撲未參進云々、無幾程、通季朝臣、信通朝臣、忠宗、率相撲人參進、依召通季朝臣、又自北中門參進、居中門內、但頭中將、相從相撲人參進、先最手者十九人參進、群居中門下、西上南面、攝政殿仰云、袒(カタヌゲ)依仰各袒、又依仰向北、次向東、其後退出、脇直獨依仰留候、次白丁參進、十五六人許、御覽如前退出、次將退出、次右相撲參進、下官依召候中

門西柱際、依仰進中門南廊下、次宗能朝臣相雙居、宗輔朝臣、依召籠御物忌不參進御前、加之不帶劒云々、次相撲人參進、最手者廿七人、依所狹二度可參(〇此間文闕)早欲退(〇此間文闕)面居土上北上、薛際末之輩、向南居如前、御覽了脇惟遠立、惟利、留可候之由有仰、其外退出、左脇一人被召留、右兩人被召留、條、爲右方大面目也、次白丁參進、三十餘人也、依所之狹廻居、御覽了退出、祖條如前、殿下一々令問相撲人々名、次第言上、了引率相撲人等歸右近陣、御覽之間、頭中將通季朝臣進出、示下官云、因幡男讃岐男二人、不可備叡覽者、下官答云、於有論之相撲者、不可備御覽之由被仰下、剩賜注文可除之由言上已了、而依無其注文所令參也、於今者不及力、於爲後者、依有今朝沙汰除御覽了者、倩案事心、依左將之命退相撲人、依無其謂不承引也、謂因幡男、貞成事歟、謂讃岐男、額田資實事(〇資實一本作貞遠)歟、良久攝政(〇此間文闕)引率相撲人等參仕云々、右相撲人且令參了、追漸參仕、引相撲而不參仕、條、若老者依似榮耀所令前行也、(退御前時解劒、御於殿不官帶)未刻參高陽院殿、經廻中廊門、左衞門督、新藤中納言、治部卿、新中納言、左宰相中將、被候云々、頭實行朝臣參仕、左右次將外侍從宗成、著雨衣被候、殿下御東對之南面簾中、上達部候簀子敷、殿上人候其末、依召左次將參仕、左相撲御覽、大略如大裏、試最手白丁、二度覽之、次覽右如左、相撲退出間惟遠惟利惟成、留可候之由有其仰、相撲退出後、殿下御出簾外、此間雨灑、依仰相撲人等進候簀、左衞門督依招引昇參西長押上而被候、自餘人々退候、

〔類聚國史七十三歲時〕天長七年七月庚寅、相撲司、率相撲等參冷然院、(〇嵯峨太上天皇御所)

〔類聚國史七十三歲時〕天長八年七月癸丑、相撲人十番、令參冷然院、

〔長秋記〕天永二年八月十一日、參院、(〇白河)左大將引率相撲人十餘人、而被參御覽之程也、依事中間相構附顯輔朝臣云、右相撲人、皆悉上洛之由可令申給、是爲承御覽日也、　十八日、上皇(〇白河)相撲御覽事、幷府內取事也、早旦兼久來云、院仰云、相撲御覽事可急行、有雨氣故者、下官(〇源師時)仰兼久云、重可遣相撲人等也、辰始著直衣參院、隨集相引率相撲人等也、右大將參向、被尋相撲人參否、下官答申云、三

十四人參者、此間頻被尋左將手結間、頭中將參仕、此間攝政、內大臣、民部卿、右大將、二位大納言、依察大納言、左衞門督、藤中納言、右衞門督、新藤中納言、別當新中納言、右宰相中將、新宰相中將、被參御前、末々人被候透渡殿邊、殿上人候中門廊、未刻許、右相撲皆參調、仍召次將通季朝臣、師重朝臣、信通朝臣忠宗、參進於西渡殿南面覽之、次相撲人先最手物參入、十七八人許、最手直、爲前寢殿西階下南北候、然次第廻居、良久而袒而向南、次向東、其後退出、最手直獨停候、上皇仰云、直有訴申事者、可訴申者、□□□□□代所知渡部御厨□□□□□主、而今日進可訴申之由有仰、仍訴申、上皇直仰攝政云、件事早可裁許者、攝政承給畢、次白丁參進如前退出、次召右將、下官、雅定朝臣、伊通參進、下官居西廊東砌北、相雙居定、次最手物三十二人參進、如左居、御覽了、最手惟遠、腋惟利留候、次覽白丁四十二人、如前覽了、仰惟遠云、白丁等之中、何者堪試者、訴申云、何皆堪其試者也者、此後相撲人追出、次將退出、左右將三人、相率著右近府行內取事、

〔玉海〕承安四年七月廿三日戊申、今日院(○後白河)御覽相撲人云々、兵部卿信範、粗注送其儀狀云、

昨日尊勝寺御八講結願、參彼御寺之次、先參院候、可御覽左右相撲人之由云々、此間中宮大夫、別當、按察使、右衞門督、中宮權大夫、(已上直衣)左宰相中將、(束帶)參入、是指召不及他人云々、右宰相、雖同召申遲參、左近中將定能朝臣(直衣帶劒)以下、兩三同參入、將監重近、廳頭範直、引率相撲人等群集西中門邊、頃之法皇(○後白河)出御寢殿階間簾中、中宮大夫以下、參著御前座、(兼敷圓座)頭左中將雅長朝臣、(束帶劒)不定能朝臣、少將盛賴朝臣、(束帶劒)不入中間經前庭候透渡殿南砌頭、左相撲人正家(號大方五郎)以下七人、舊業者等引率、列居南庭、次中宮大夫仰云、褐袒々々、次正家以下解紐、上左片結左右袒之各起立、仰云、東向々々、次南向々々、次居差紐退入、次白丁廿二人參進、其儀同前、左中將同引退、次右中將光能朝臣、(束帶劒)少將泰通朝臣、隆房朝臣、雅賢朝臣、(已上直衣、但雅賢朝臣一人、帶劒取笏、)同經前庭參入、相撲長以下八人參列、其次第作法如左、白丁七人參進、但袒後、仰申可向西由相違許、次中將以下退入、次兩院入御、人々

饗相撲人

退下、
今日儀、天永例云々、彼日内大臣被參入歟、又相違事多候云々、去夕秉燭以後罷歸、即不言上、恐思給候、委細參入之間、且可令洩啓給候、信範謹言、
七月廿三日　兵部卿信範上

〔法成寺攝政記〕寛弘二年七月廿五日辛未、少將召相撲等賜食物、　廿六日壬申、有内取事、　廿八日甲戌、相撲召合、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年七月廿八日戊辰、相撲御前内取、○中略相撲人等賜食、上達部十餘人、殿上人廿餘人來、

〔小右記〕長和二年七月廿六日丙辰、今日於清涼殿御前、有左右御前内取、抑左右相撲人、於閑院内大臣家左大將給食、左中將能信、爲因緣可往、右少將公成、内府愛孫、件兩亞將相、同時給食、各内取了、有此事、仍臨夜闇事、頗以強、可奇、

〔小右記〕寛仁三年八月三日丁亥、今日中將長家、儲食物給相撲人、宰相來云、侍從中納言、有可來之消息者、答左右在心之由、乘晚來云、右大辨、依彼消息同到、上達部殿上人諸大夫等有饗、相撲人只口人著座、中將忿怒、勘當扶宣保重等、殆及凌轢、勝岡、重賴、爲長、吉高云々、　六日庚寅、權中將長家、使前備後守政職示送云、有所勞不自來、仍且所令申也、其事者、相撲人等、爲給少食、相撲人等、可召侍之由仰將監扶宣府生保重等、而去三日有其儲、隨則扶宣等、申將來相撲人由、召著座只有四人、驚奇無極、問其由、各罷下了、須先令申其由、而令就各仰所令申、理不可然、扶宣申云、以保重令申了者、其事不分明、召問事由、無所避、欲令進怠狀者、答可召問之由、余○藤原實資所思者、召合以前可給、而以後設饗饌、甚無所據、件事去三日事也、彼日侍從中納言、招右大辨朝經宰相公上達部殿上人諸大夫等、皆有饗云々、近代事、不因古實、

〔長秋記〕天永二年八月十二日、下官○源師時參大將亭、○中略此間右兵衞督、四條中納言、治部卿、左宰相中

將、被參會、於臺南面覽相撲十餘人、賓客被坐孫廂、事了於臺西壺、被饗應相撲九人也、脇豐原惟遠、宇治是後、服常方、綾貞久、丸部貞成、白丁豐原是成、服賓常、額田賓遠、豐原爲實等也、依雨濕敷蔀下□其上敷疊著之、依所狭東西行又南北行敷之、○中略 後聞相撲人等給扇云々、 十六日、相撲人等賜索餅、家西庭敷長席二行、未刻相撲人所入來、凡六十餘人也、次第著座、其後居肴物、折敷也、陣府者□隨身等役之、次居水桶二、杓各有 年預府生秦兼久、番長下毛野助忠、相具入來、又源兵衛佐、權中將前右衛門佐入來、兼久勸杯行盃、次助忠勸盃、一兩巡後居索餅、凡盃流五獻也、此後脇以下、皆悉令袒、事了可候御前内取輩卅五人、召留而賜扇本結、此外本最手物有十人許同賜之、前々限人數召人、又可參御前之限給本結、而於今度者皆賜之、事了相撲退出、人々分散、於燈下案手結、深更參內宿仕、於脇惟遠者、已扇二枚賜之、今朝自大將許賜本結十八筋、

〔雲州消息 上末〕明日可光臨事

右聊可饗相撲人等侍、腰束之人、其數不幾、邊民所見、猶可恥寂寞、無殊御障者、可令枉駕給、奥州白丁名取勝村、長八尺有餘、力能扛鼎云々、必可御覽者也、不具謹言、

八月十一日　　左近中將藤原

謹上　左中將殿

明日可參候之狀、所請如件、相撲人可賜食事、今朝側以承之、仍無仰以前、相企參仕、今故蒙嚴命、恐悦恐悦、下官先朝御時、久在近仗之職、相撲人等事、多以所見給也、彼此如巨無覇之者、左右有其數、角力之間、其念甚深、勝負之處、其興不少、近代白丁等、不異蟷螂之體、還有嗚呼之氣、何足爲見物乎、今勝村事、依命奉之、甚有感々々、彌勵參仕之誠、可令上啓、恐々不宣、謹言、

〔類聚國史 七十三 歲時〕天長六年八月己酉、○二日 於是日亦覽相撲、

〔類聚國史 七十三 歲時〕天長八年七月庚申、○二十五日 御紫宸殿覽相撲、

○按ズルニ、當時七月十六日ヲ以テ節日ト爲ス、而シテ天長六年及ビ八年ニハ、七月十六日、及ビ十七日ニ相撲節アリ、サレバ節日以後ノ相撲ハ、何レモ臨時相撲ナルコト知ルベシ、

〔日本紀略一醍醐〕昌泰二年七月卅日辛酉、於朱雀院、(○宇多太上天皇御所)有相撲、

〔日本紀略一醍醐〕延喜七年八月九日甲寅、於綾綺殿相撲五番、　十日乙卯、召覽十人有祿、

〔日本紀略二朱雀〕承平二年七月十四日、夕仰瀧口武士袒相撲、

〔西宮記七月〕相撲召仰

天暦四年八月十日、於綾綺殿有相撲事、(延喜七年例)　仁壽殿東廂壇間立大床子、其後立屛風一帖、當御座巽角檻下設上卿座、御前座邊曳斑幕、左右幕前敷出居座、次將向陣召公卿、左衞門督參上、左右中將、候出居座、依仰召五番、取了給座、(内藏官人敷布)給飯饌、召預相撲人、(左十人、右十人)所雜色、相分獻盃、(○中略)次給祿、各疋絹、(最手加布二端)相撲於庭中再拜、

〔西宮記七月〕相撲召仰

九記、天暦十年八月十八日、於仁壽殿有臨時相撲事、五番、(右勝)相撲了内藏給饗祿、各疋絹、但最手信乃布具之由在別記、

〔日本紀略四村上〕應和二年八月十六日辛丑、此夜聊有相撲事、左右相撲、皆用瀧口者、七番有樂、

〔權記〕長保二年八月十二日丙辰、此日臨時相撲、(依天暦舊例)　其儀垂南廂御簾、(于時御一條院中殿、仍垂南廂御簾也、)所司樹幔庭際、(瀧口候所遏垣、西去五許尺、自此南行立幔、件瀧口候所、爲左相撲屋、更西折自南殿東渡殿北廂東第一柱至西第一柱、件廂爲外記史候所、南殿西北廊南二間又曳幔、爲右相撲屋、其第三間者、爲殿上人座、南殿北廂欄下東西第一間、各鋪兵衞圓座一枚、爲出居座、)左大臣以下、參候殿上侍所、此間有召參御前、仰云、土佐守光尹、兵部丞源永光、聽殿上、仰出納如例、頃之又有召參御前、仰云、可召公卿、次第如何、奏云、今日儀、臨時可行、諸相撲之時、大臣兼大將者先參上、又御讀經等之時、以出居次將爲先、是中殿之儀、南殿又同、況臨時雖御覽、猶以召合御覽等儀可行、御諾仰云、先仰此旨於左大臣、左大臣亦然、此間藏人等、以藏

人所圖座、鋪南緣庇西第一二三間、卽有勅召、內大臣、又自女房有召、參御前、仰云、先可令左右近衞府各進相撲十人名簿、卽仰左權中將經房、右少將兼隆等朝臣、卽奉之、仍奏覽之後、傳召由於內大臣、內大臣又蒙召、（大藏卿傳召）予時參、自女房被仰手番也、內大臣先參著、次左右大臣、民部卿、藤宰相、右衞門督、左大辨、宰相中將、源宰相、參上、次左近少將方理、右少將公信等、著出居座、帶劔笏、左大臣東向（正向御前、北邊顧也）仰、文時進、（左最手也）更西顧仰、常世進、（右最手也）手合一兩度之後、文時申障被免、又召左助手時正、右常政、左勝、次左利村、（勝）右勝岡、次左惟延、右凡時正、（勝）次左久光、（勝）右紀時任、時任被撲臥事、甚以非常也、手合之後、相互角力、俄爾爲久光被荷上被投臥、時任心神失常、前後不覺、走副殿欄倚懸御階際、侍臣等叱之、迷走僅入幕內、（此後受病、歸國逢死）出居等退入、大臣召予、（○藤原行成）仰云、給相撲人座幷食等、卽仰掃部寮、官人二人、執長筵出西方、鋪南殿北廂欄下、（東西一行、但相分、）次內藏寮官人二人、取信濃布各一端、鋪座前、卽賜食物、依允數少、召加屬、但允手長、左右各差十人料、了所司擧燎、次蒙召參上、仰云、相撲人等令候座、傳仰之後、左右見合、一時參入著座、（左以西爲上、右以東爲上、）藏人所雜色二人勸盃、一巡之後下箸、二巡之後、依勅仰內藏寮、令舁立積布案於御前庭中、（少遁南殿立、積信濃布十端、）三巡了、左大臣仰左近中將經房朝臣、令相撲人等奉仕布曳事、（○中略）次有仰賜祿、內藏寮官人、幷所衆等相共賜之、其最手祿、所衆給之也、疋絹加信濃布二端、以外總疋絹、右相撲時堪者、雖不候座、依進夾名之者、別仰同令預給祿之列、相撲人著座之間、左相撲宇治部利村、插愁文於文刺進庭中、大臣仰令制止、而不拘制止、猶申愁旨、有勅追却、一巡之後、有別勅曰、相撲之間勝敵者也、殊宥濫訴之愆、可令候座矣、蓋隱小過揚片善也、以彼異能之優施此光華、行事了卿相退下、

〔小右記〕長和二年八月二日辛酉、昨日卿相等云、可御覽五番云々、今旦取案內於頭辨、報云、七日可覽五番之宣旨下了者、　三日壬戌、參內、（○中略）予（○藤原實資）參上殿上、五番問頭辨、答云、七日可被行之宣旨下了者、又云、頭中將說、左勝之年、無五番云々、奏聞其由者、予答云、未知之事也、天曆五年召合左勝、而

其年有五番、　六日乙丑、四條大納言示送云、昨日左府有穢、明日五番、若延引歟、十日許歟者、頭有熱物、不可冠、仍明日不可參入之由、示送頭辨許了、其次案內相撲幷相府穢等事、返狀云、昨日左府未刻許參內給、相撲猶可待之由云々、其後觸穢、幷改定等事、未承傳、所令勞給之事、從容之次、今日可洩奏侍者、少時頭辨送書云、五番停止了者、

〔百練抄 五後三條〕延久三年八月三日、於四條宮西對、有五番相撲、一條院例也、
但記云、宇治前相國 藤原頼通 被申云、五番相撲、是古今秘藏事也、仍公卿有其選、非職常人、輙不見物事也、

〔中右記〕寛治二年八月七日庚辰、有行幸院、依可覽七番相撲也、巳刻許行幸事成、依近々被用步儀、但上卿有文帶、次將等闕腋平胡籙也、經左近陣、出自左衛門陣、自二條大路幷洞院西大路入御、先於西中門留御輿、御西對、暫爲御休所、此間發亂聲、午時許昇寢殿、上皇 白河 主上 堀河 同御、垂御簾等、有張筵、此間又發亂聲、各振桴、次召公卿、頭中將雅俊朝臣召之、左大臣以下、列立昇之、以簀子敷爲公卿座、自中央間西一列、東上北面、近衛上達部、帶弓箭、次將亦同、相撲儀出居、近衛一府、帶弓箭、著靴、用胡床、籌指相撲長等作法、如召合之儀、
一番、左恒俊、右雅助、依爲最手、各不手合、前被入了、二番、左友高、右秀定、脇友高申障入了、三番、左直、顏色不變、可謂強壯者也、右成淸、散糾無勝負、十餘度申障、頗有屈氣、不可敵之由頻申、仍被入了、爲人嘲哢之、　四番、左時則勝、右後定、　五番、左恒則、頗申所勞之由、不被免、遂負了、爲人有惜氣色之、右阿蘇惟遠乍立勝、白丁、六番、左眞季、右境、前年境、合眞季得勝、今日雖被合、境申此由入了、七番、左則眞勝、右長國、　申刻許七番了、左勝二、右勝一、則發亂聲、拔頭、納蘇利、雖發樂、依右負被止了、秦王、四人新摩鞨、八人散手歸德、北庭樂、八人崑崙八仙、乘燭以前事了、今日舞人等、著例舞裝束、次勸賞、院司三位中將經實、叙從二位、四位後少將宗通、叙從上、右少將也、其後寄御輿於寢殿中央間、還御之儀如例、鈴奏立樂等如常、
寢殿之階前左右、左砌下爲院殿上人座、右砌下爲內殿上人座、西廊前爲上官座、次將等解張筵綱如常、但今日無奏、自脇密々被進了、仍大臣遙召之、其儀如拔出之日、樂屋庭前左右各一幄、大鼓各一面、

〔中右記〕嘉保二年八月廿二日、今夜俄於御殿北西壺方、御覽藏人所衆幷瀧口相撲十二番、宿仕殿上

人五六輩、相分爲念人、以藏人爲立合、相撲長皆宿衣也、但左方以出納爲籌指、右方無立合、籌指依卒爾不相儲也、左方多勝、(右方勝者三人也)一番各著葵花、取綌衣、藏人取續松立明、予(〇藤原宗忠)今夜爲左方念人、右兵衞督候御前、依卒爾興、有斷腸事等、

〔古今著聞集 十相撲強力〕承德二年八月三日、瀧口所の衆等、方をわけて馬場殿にて相撲有べしと沙汰有けり、舍人、左方は頭辨基綱朝臣以下、右方は頭中將顯通朝臣以下を定られけり、當日に既に出御(〇堀河)有ける程に、院(〇白河)より子細を申されて、とゞまりにけり、去ながら夜深て、御殿の南面にして、密々にとらせられけるとかや、

〔玉海〕承安四年八月一日乙卯、今日行幸、(〇高倉)相撲習禮也、左大臣已下人々、濟々參入云々、　二日丙辰、此日行幸仙院、(〇法住寺殿後白河)御覽七番相撲、蓋是寬治嘉保吉例也、今度多被遵行嘉保例、左大臣、進次第云々、下官(〇藤原兼實)依所勞不出仕、院臨時五番、古來三箇度也、絆已希代、出仕之思雖切、病又連日更發之體太重、徒乍逢此時、空不臨其儀、鬱憤不少、遺恨尤多者也、今日儀訪有識之記錄、可備後代之龜鑑也、

〔吉記〕承安四年八月二日丙辰、□□□□□敷紫端疊爲殿上人座、同居饗、(內藏寮辨備之)寢殿南簷際御階間、兼立亘張筵、以西釣殿廊爲左相撲人座、(馬道間以西二箇間、放板敷、引廻二色幔、敷亘黃端疊、爲其所、)以西中門南掖爲右相撲人座、(引幔敷座、准左、)當寢殿巽地上、敷假板敷、立五丈二色幄、(東西妻被借用最勝光院、尤可被用纐纈歟、)爲樂屋、(左右方共可被儲之、然而依無便宜、一方被儲之歟、)其前立大鼓鉦鼓各一面幷桙等、如常、巳刻公卿已下參集、及午刻法皇(〇後白河)出御自艮角妻戶、著御母屋御座、(御座巽方、兼置御三衣筥、)次關白殿參進、令敷白袷、(件帛袷、兼懸北御屛風、)次宸儀(〇高倉)出御自西對東面妻戶、經透渡殿入寢殿西面妻戶、著御庇御座、有御拜、(著御靴、獻御笏之儀如常、)次御拜了、還御西對御休息所、次法皇入御、次三所兼殿上人五位參進、改設殿御裝束、(垂母屋南西二面御簾、自西第六間廻東、敷東繧繝端疊二枚、(南北行)其上供東京錦茵、([illegible])爲法皇御座、御座上常乾方、移居御三衣筥、以主上御座、同庇第五間移敷之、([illegible])龍鬢茵等如始、同第二間、敷菅圓座一枚、爲關白御座、南階以西簀子及透渡殿、敷並菅圓座、爲公卿座、又南階東西掖、左右近衞立胡床、南

（階西砌、敷貲〓疊、爲內裏侍臣座、以東同東砌、敷同疊、爲院侍臣座、以上西中門廊東砌、二行敷同疊、爲上官座、六位以上少納言外記史、大夫外記史北上東面、西左右相撲屋前、立胡床、爲出居座、）次左右近次將、陣列前庭、次法皇著御南庇御座、次宸儀渡御、（今度被用御草鞋、）□□候、劒璽、此間樂屋發亂聲、次近仗居、關白殿令候簾中座給、次令藏人頭左近中將實宗朝臣召諸卿、次々大臣以下著座、○中略次上官著座、○中略次內裏侍臣左馬權頭信基朝臣已下著座、（右少辨親宗、不著上官座、著此座、）院侍臣左京大夫修範朝臣已下著座、次左府、奉仰仰樂行事、（左中將定能朝臣、右中將光能朝臣、）次龍頭鷁首、溶澳池上奏樂、（万秋樂、）次伶人下舟參進、先打一鼓者二人、進出御前而漸廻南庭、（經西到東、）之間、兩舟廻棹退去、（鼓鉦猶在舟中、時打樂屋鼓鉦、）于時伶人婆娑而退去、入樂屋了曲止、次左右年預次將、進相撲夾名、（左右各十人、附頭辨長方朝臣、自御後奏之、）次又左右發亂聲、（先新樂、次古樂、各一節、次供一節、）次近仗起座退去、次左右相撲長各二人、（左〓宗、舎人下野武守、又以下番長、右秦□、舎人任中臣雅文、以下季近番長、下、殿、裝束退紅衫、白半臂、下襲、白狩袴、布帶、絹尻鞘、絲鞋、如召合日、）其取圓座出自相撲屋北第二間、互見合置幕前退入、（圓座一枚、置劒衣料、去一許丈置之、一枚籌刺料、方屋前去三許丈置之、）次出居次將左少將盛賴朝臣、右少將清通朝臣等、各出自第二間進北、立第一間床子前揖著之、次左右立合進出、（裝束同相撲長、但帶弓箭、）南階東西去四許丈立、次籌刺著座、（先立籌一筋於座前、左右府生下野師武、）次相撲長等、立第二間、（左右共北、上臈行、）次上卿左府、遙仰出居召相撲人、（先左仰云、政家丸進之、次右仰云、助恒丸進之、其音分明、不聞歟、）一番、（左藤井政家、最手、附葵花、右服助恒、同附瓠花、）各取劒衣進出置圓座之後、綠合、未相逢二許丈被入之、二番、（左丸部永貞、右豐原惟長、）拔、未及手合、惟長進階下申障、其詞云、右相撲人豐原惟長丸申候ヘ、齡餘六旬テ、仕四代君ニ、病重久力衰テ、今度不堪勝負、欲被裁免、依無許容相合、手合之後、猶愁申、依被免退入、三番、（左尾張遠宗、右藤井家直、）手合之後、家直進階下申障、依落馬灸膝、不堪勝負、申可被免之由云々、依不被免、猶以手合、六ヶ度申障、依仰猶擬勝負、家直搔遠宗、遠宗突手頗搔上砂、遠宗猶取合、于時相撲長等取放之、遠宗猶無負氣、仍突手哉否、被問人々、此間次將等、相具家直、頗退入令飮水、遠宗突手之後、家直無左右可令入歟、不及佇立之由、後日或人稱之、未決之間、爭又可入哉、一定突手之由被定了、兩人共退入、右方咲之、方時纏頭家直、（紅單袖、）二三番之間、賜公卿衝重、此間供御膳、陪膳新大納言、役送藏人左少辨兼光、左衞門權佐光雅、右少辨親宗等勤之、（從西北渡殿北面經同東行合間、到

寢殿西廂鴨柄下、光雅獨稱蹔踞、寬治大府卿被稱之故云々、倍聟頗雖之、爲上皇御所、何可稱之哉、雖先規事、依事可用捨歟、四番、左□兩眞貞勝、右坂上廣眞、鼻血垂、五番、左藤井氏弘、右藤井家則勝、六番、左大野信守、右太秦元光勝、七番、左中臣末清勝、右藤井宗次、乍立投宗次、人以爲比與□□家直二男、不入召合、今度出之、雖有上手聞、其高微短、爲年少之者、專不可出之由、人以稱之、次七番了奏亂聲、左先奏拔頭、左近將監狛則近舞之、右奏納蘇利、右近將監多好方、將曹同近久舞之、先是出居將幷立合籌刺等退入、次左右奏舞、左賀殿八人、光近作禮突、右地久八人、左胡飲酒、散位忠節、上卿左府奉勅起座、於寢殿坤角召之、以近衞舍人召之、被仰勸賞、一階、右新靺鞨六人、左散手、將監光近番子四人、上卿被仰勸賞、一階、同前、右歸德、忠節番子四人、此間被仰樂人時秋於勸賞、一階、左北庭樂八人、右琳歌六人、舞間、左少將通資朝臣、右少將雅賢朝臣等、依上卿宣參進、左入自東釣殿馬道間、昇居同廊西簀子數入自右中門廊、參進、並候件廊邊、解張筵綱、掃部頭季弘朝臣、率僚下入自東釣殿馬道間撤之、次有御贈物、御本、院司源大納言取之、經南榮至于御前、跪稱其名、至于西對弘庇、附頭辨長方朝臣、次有御引出物、馬二疋、鼠毛、葦毛、左少將時實朝臣、右少將雅賢朝臣引之、近衞將監相副、自東引入之、廻南庭、至于西中門、馬寮請取之、次賜祿於公卿已下、殿下御料、青薄物褂一領、頭中將實宗朝臣取之、白綾大褂一重、頭辨取之、源物褂白褂重取上之、而可爲各別之由、中宮大夫被下知之、仍兩人役之、六位藏人奉仕手長、大臣料、綾褂一重、參議已上大褂各一領、三所並殿上四位已下取之、但公卿忩起座之間、悉不給之、諸衞將佐辨少納言已下及女官等祿、皆悉可分給之由、下知行事主典代了、又公卿祿、任見在人數可給之由、召使望之、任先例可致沙汰之由同下知了、予(藤原經房)爲祿行事之由、日來不見定文、又不告催、然而依中宮大夫命、忽所奉行也、又給女房贈物、染綾十疋五頭之被仰下勸賞、以藏人辨親宗、自院被申關白殿、關白殿召頭辨長方朝臣被仰左大將、左大將召少內記盛俊被下知、

從三位藤原修範 院御給

同　基通 建春門院御給、元從上四位、右中將如元、

從五位上同保家 上西門院御給

次供御膳、予奉仕陪膳、今朝依無其隙及今、及秉燭程還御、

建春門院 ○後白河后平滋子 御服

女郎花二重織物御唐衣、以色々糸織目結、以銀附件文、同御上著、文同前 紅打引倍支、女郎花御單重、三重 紅打御袴、以泥畫目結 女郎花御裳腰、以色々糸置目結、

布引

半物二人裝束
萩立青單重、紅打衣、朽葉上著、女郎花唐衣、附銀襴、其中結色々秋花附之、紅打袴、以銀泥漆之、
雜仕二人裝束
朽葉顯文紗帷、畫擣以金銅附鳥丸、有括懸閉、紅引倍木、女郎花單重、紋裳、錦腰、赤地錦懸帶、玉上指○中略
臺盤所菓子、別當美作守雅隆調進也、樂所酒肴、能登守通盛朝臣、但馬守光憲朝臣勤之、已上院司、
七日辛酉、辰刻參院、今日於北面壺被召合左方相撲等、蓋密議也、公卿、別當、按察使、右衞門督、右兵衞督、雖非指近習、依參會、應召歟、等、候御前、最手正家、脇永貞、及守安、遠宗、眞員、末淸等、依召列居砌下、
一番、盛直勝、紀伊國、白丁宗淸孫、則房、　二番、元吉勝、種方子種吉申障、常陸、　三番、守貞勝、越中、守房申障、　四番、助員勝、光直申障、光世子、　五番、氏弘勝、常陸、直遠、　六番、吉澄勝、助正、　七番、長茂、永季孫賴最、申障、上總打了、　八番、直遠勝、播磨、久宗、申障、美作、　九番、兼綱勝、末光申障、　十番、宗依勝、土佐國、末光、　十一番、末元、末光勝、依御定被召拔也、　十二番、懸結申障、攝津國、信親勝、周防國、　十三番、貞平、常陸國、遠勝、常陸國、　十四番、時行申障、相撲國、眞任勝、武藏國、　十五番、十六番、　九日癸亥、今日院、○後白河被召合右方相撲、有十九番、家直子家次、可撲之由有仰、而稱所勞不參、仍家直、被處勘發退出了、

〔日本紀略一醍醐〕延喜七年八月九日甲寅、於綾綺殿、相撲五番、布引、

〔西宮記七月〕相撲召仰
延喜七年八月九日、臨時召五番相撲、了所雜色等、以左右布敷左右相撲人前、給菓子鮮物、內藏官人居飯、相撲等、依召參入給疋絹、有布曳事、料布積平机、負方人飮罰酒、

〔西宮記七月〕相撲召仰
同○延喜十五年、於仁壽殿前、召相撲十二人、左十人、右二人、仰內藏寮、給索餅酒肴、官人勸盃、有布曳事、各給疋絹、宗成加給調布、

〔權記〕長保二年八月十二日丙辰、此日臨時相撲、○中略左大臣仰左近中將經房朝臣、令相撲人等奉仕

布曳事、左最手大鹿文時、就案東頭、跪取布一端、進庭中、右最手越智常世、又如之到庭中、互各以所持布投進、繩合引之、文時得之、次左助手御春時正、(得)右助手秦經政、次左丸部元光、(得)右紀豐延、次左物部惟延、右眞上勝岡、(得)次左宇治部利村、(得)右丸時正、次有仰賜祿、

〔西宮記七月〕相撲召仰

吏部記、天慶三年閏七月十三日、依右大將請、詣彼家相撲人歸饗所、〇中略少將進主人邊、請令奉仕相撲主人許之、〇中略次近衞、昇積布机、立階前、即令最手利生設、召有利仰布引云々、

〔西宮記七月〕相撲召仰

天曆四年八月十日、於綾綺殿、有相撲事、〇中略布曳七番、(机盛布)

〔日本紀略十一一條〕寛弘四年八月廿日癸丑、一條皇居、有相撲五番布引等事、

〔日本紀略十四後一條〕長元六年八月六日己亥、關白左大臣家、〇藤原頼通召相撲人等、給饌幷祿物、(左色革、右弓、)有布引五番、

〔中右記〕寛治五年閏七月六日癸巳、太上皇〇白河召相撲人、覽布引、(于時在右府土御門亭)未四刻、人々參會上皇御寢殿、公卿參上、候簀子敷、(自日隆閣東也、左大臣、右大臣、內大臣、按察大納言、宣源大納言、師中宮大夫、三新大納言、東治部卿、俊新中納言、基二位宰相中將、基左大辨、匡三位中將、忠右兵衞督、雅公卿直衣、此中左大辨一人衣冠、)殿上人候東對南庇、(東帶、院司同之、)次敷南庭於筵、(東西行二枚、院廳官敷之、衣冠、)次居饗、(御隨身廳官勤之、)次召左右次將、被仰可召相撲人之由、(左中將國信朝臣、右中將顯實朝臣、件二人、爲本府年預次將也、)率相撲人自東中門參上、(左右各十人、)左、(恒利、友高、長末、直勝、福助、時則、行正、盛貞、信直、白丁恒利子男、白丁不入節、)右、(秀定、恒定、惟遠、成清、俊定、經方、境□□閭□□爲行白丁、)左右著座了、先有盃酌三獻、(勤盃、武者所中、爲衞府者勤之、布衣帶劍、)次居汁物、(御隨身等役送、官人番長冠、)次給削氷、次又三獻、次給瓜、(乍入籠御隨身等取之、各置座前、)次昇立置布案於南庭、(廳官昇之)次召次將、(左中將宗通朝臣、出東中門渡南庭、進日隆間東腋、)仰可布引由、一番(左恒利、右季定、)持、二番(左友高、右恒正、)勝、四番、(通勝、成清、)五番、(福助、勝俊、)了、次昇立置絹案於南庭、給之、(長絹、丸ク卷之也、最手三匹、自餘一匹、)其後退下、今日左相撲裝束、(麻芳狩衣白袴、次將等五人、各二具獻之、)右方不然、任意也、

雜載

〔玉海〕承安四年八月七日辛酉、今日於院(○後白河)有相撲御覽幷布引等事云々、

〔永久四年百首(雜)〕瀧

かちまけを誰かは見けん年をへて同じ程なる布引の瀧　散位從五位下源朝臣忠房

〔江家次第(八七月)〕相撲召仰

去年十月無弓場始之時、無賭弓、無賭弓之時、無相撲節云々、

〔公事根源(十月)〕射場始　五日

口傳に、射場始なくば、賭弓あるべからず、賭弓なくば、相撲の節あるべからずと申なり、

〔西宮記(七月)〕相撲召仰

九記云、承平五年七月廿八日、卯刻向賀茂、祈方相撲可勝之由、

〔古今著聞集(十相撲强力)〕いづれの年にか、相撲の節に、(○中略)左の相撲多く負けるを、右府(○藤原實資)あざけらるゝよしを聞て、左の方より、夜の間に、勝岡負べきよしの祈をせさせられにけり、此勝岡、常正にあひたりけるに、勝岡を火燒屋になげ附たりけり、

〔吉記〕承安四年八月四日戊午、今夜右近次將等、堪絃管輩、參內侍所、行御神樂、院七番相撲、依右方勝果願云々、

〔西宮記(七月)〕相撲召仰

延喜十二年七月廿七日、召合左負奏龍王、罰酒、式部卿親王、及右大臣等方人、

〔榮花物語(六輝く藤壺)〕七月(○長保二年)にもなりぬれば、わりなきあつさをば、さるものにて、ことし相撲は、東宮(○三條)御覽せよとおぼしおきてさせ給て、御ようい、こゝろことなるべし、(○中略)七月十餘日のほどになりぬれば、ところ〳〵のすまひ人ども、まゐりあつまりて、左右の大將(○藤原公季、同道綱、)などの御もとには、こと〳〵なく、たゞこのさわぎせさせ給ふ、春宮御らんずべきとしなれば、なにご

ともいかでかなど、おぼしさわぐもをかしくなん、
〔空穗物語初秋〕かくて左大將殿も、ろなうことしのすまひは、かたむかたに、やがてすけたちなど、いますることありなむを、さるこゝろまうけせむ、こぬまでも、しか思ひたらむに、まくるにても、なむせうことかあらんとする、にはかにてあしかりなむ、心とゞめてゑたまへや、かづけものなど、おほくまうけ給へと北のかたに聞え給、○中略左近の中將たち、はたかちまけせむほどのがくつかうまつらせん、ことかづけものなどは、そのあそび人ども、すまひ人どもは、えらびさだめてむとの給て、いかであるじをきようにせむ、なにごともめづらかにせむとて、大將たちは、われもわれもおとらじとなむおぼしける、そのすまひのせち九日たてまつりて、まゐり給べき御しやうぞくども、大將のおとゞのも、なかたゞの中將のためにも、かぎりなくきようにせさせ給、
〔空穗物語初秋〕かくてさいしやうの中將、三條殿○右大將第にまかでゝ、いる、北方御ぞなどひきゝて、その日御ぐしすまし、ほしかねてほしゐ給へり、なかたゞ、すのこについゐる、きたのかた、いかゞすまひは、いづかたか、かちぬる、なかたゞ、左なむかちぬる、北方、いとさう〴〵しきことかな、もしこなたやかち給とて、人々まゐりあつまりてさぶらふめるものを、いさくちをしきことかな、なかたゞ、いとつらくもの給はするものかな、なかたゞ侍るかたのかつこそうれしけれ、おもほしこそおとしたれ、北方うちわらひて、それはたうれしくて、こゝに心まうけなどしたるに、さらねばさう〴〵しくなむ、なかたゞ、○中略左のかちたまひて、たゞいまけうあることこそかぎりなけれ、よになだかきまひのし、ものゝしといふものゝ、かぎりつどひて、よろづのあそびをし給ひつるをみ給へるに、なかたゞ、ひとりみ給へつるかひなさになん、御むかへにまゐりきつる、北方、いかでかおまへのことをばみむ、それをこそは、なかたゞは、よく御覽せさせ奉らめ、天下に、さいほうゑやうどのあそびもかくぞあらん、御覽せむとあらば、御覽せさせ奉りてむ、はや〳〵いで給

へ、

〔西宮記七月〕相撲召仰

延喜七年八月十二日、左相撲勝雄、依貧弊給本國稻、左大臣奏給之

〔保元三年記〕八月二日己丑、近曾左少將賴定許、爲取判持來相撲免田牒云々、仍尋取續之、予未著陣、仍不持來歟、

左近衞府牒　美作國衙

應被早任先例宛給相撲近衞海利守免田貳拾町浪人貳拾人狀

牒件利守、依供節之勤、免田浪人可被宛給之狀、牒送如件、縱雖非方國、勤王之吏、不可分公務、先例服恒口丸部兼則等、所被宛給也、自餘之例、不遑毛擧者、件田浪、可被宛給之狀、牒送如件、以牒、

保元三年七月日

內大臣正二位兼行大將藤原、正三位行權中納言兼權中將藤原朝臣、○中略

國宛所許相替云々、但又數最手八十町、腋四十町云々、

〔權記〕長保二年七月廿八日癸卯、相撲御覽、○中略大臣仰、時正進禮、○中略又仰、常世進禮、各仰左右也、常世勝、此番時正强力不可謂、常世殆可被投臥、僅依取手之功得勝、左右稱其神妙、時正雖負名不爲拙、

〔小右記〕長元四年七月廿九日甲戌、相撲召合、○中略阿波相撲良方、執敵髮、有勅令候府者、

古事類苑

武技部十九

相撲上

古事類苑

武技部十九

相撲上

相撲ハ、スマヒト云フ、後ニ轉ジテスマフト云フ、兩人相對シテ力ヲ角スルナリ、故ニ字又角力ニ作ル、其法四種アリテ、手ヲ以テスルヲ投(ナゲ)ト云ヒ、足ヲ以テスルヲ繋(カケ)ト云ヒ、腰ヲ以テスルヲ捻(ヒネリ)ト云ヒ、頭ヲ以テスルヲ反(ソリ)ト云フ、此四種又各、十二種ニ分レテ、古來四十八手ノ稱アリ、後世更ニ此四十八手ニ本ヅキテ、種々ノ變化ヲ案出シ、百數十手ノ新法アリト云フ、相撲人ハ、力ノ強弱、術ノ巧拙ニ由リテ等級ヲ設ク、其最モ卓絶スルモノヲ大關ト云ヒ、其次ヲ關脇ト云ヒ、又其次ヲ小結ト云ヒ、之ヲ三役ト稱ス、三役ニ亞ギテ前頭アリ、前頭以上ヲ幕ノ内ト云ヒ、以下ヲ幕ノ外ト爲ス、幕ノ外ニモ中、本中、相中、細字等ノ等級アリ、而シテ此等ノ相撲人ヲ統轄スルヲ、頭取又ハ年寄ト稱ス、又行司アリ、勝負ヲ判定スル職ニシテ、兼テ相撲ノ禮式故實ニ關スル事ヲ掌リ、肥後國細川侯ノ臣吉田氏、其宗家ニシテ、木村、式守等ノ諸家ハ、皆其門下ナリト云フ、別ニ前行司ト云フアリ、相撲ノ時、相撲人ヲ呼ビ出ス職ナリ、行司ハ、古ハ烏帽子ヲ戴キ、素袍ヲ著シ、軍配團扇ヲ持チシガ、其後烏帽子ヲ廢シ、陣羽織裁付ヲ著シ、唐團扇ヲ用ヰ、後世ハ更ニ變ジテ、上下ヲ著シ股立ヲ取リテ場ニ上ルコトニナレリ、凡ソ相撲場ニハ土俵ヲ以テ之ヲ圓形ニ築ク、之ヲ片屋(カタヤ)ト云フ、片屋又方屋ニ作ル、舊ト東西ノ相撲ノ相分レテ屯集スル處ノ稱ナリシガ、轉ジテ土俵ノ内ノ名トナル、四方ニ柱アリ、纒フニ綵絹、又

ハ白布等ヲ以テス、之ヲ四本柱ト云フ、四本柱ノ上ニ綵幔ヲ張ル、之ヲ水引幕ト云フ、相撲人ハ左右ニ相分レテ、場ノ東西ニ在リ、又力水力紙アリ、並ニ相撲人ノ用ニ備フ、其他相撲場ニハ櫓ヲ設ケ、櫓上ニ鼓ヲ拍チテ相撲ノ終始ヲ報ジ、又顧客ヨリ贈レル幟ヲ場外ニ建ツル事アリ、相撲ヲ始メントスル時ハ、先ヅ片屋ノ中央ニ幣帛神酒ヲ供シテ祭事ヲ行フ、之ヲ片屋祭ト云フ、次ニ相撲ノ故實ヲ演説スル事アリ、之ヲ片屋開(カタヤビラキ)ト云フ、其ニ行司ノ行フ所ナリ、又東西ノ相撲人、各、相携ヘテ場ニ上リ、手ヲ拍チ足蹈ヲ爲ス、之ヲ土俵入ト云フ、此時各、美麗ナル化粧褌ヲ腰ニ著ケ、或ハ其資格アル相撲人ハ、化粧褌ノ上ニ更ニ横綱、即チ注連ヲ滯シテ場ニ上ル、横綱ハ、大關ニシテ特ニ其技ニ熟セル相撲人ニ限リ、吉田家ヨリ之ヲ許スモノナリ、サテ相撲人ノ力ヲ角スルニハ、前行司出デ、其名ヲ呼ビテ場ニ上ラシメ、行司勝負ヲ判ス、頭取モ亦四本柱ノ下ニ在テ、場内ヲ監督シ、勝負ヲ檢査ス、三役ノ相撲ニハ其勝者ヲ賞シテ、小結ニハ扇、關脇ニハ弓弦、大關ニハ弓ヲ與フル式アリ、觀客モ亦其贔屓ノ相撲人ノ勝ツ時ハ、金錢物品ヲ纏頭スルヲ例トス、其他相撲ノ前日、又ハ當日ニ、東西ノ相撲人、互ニ場ニ上リテ相撲ヲ試ミル事アリ、之ヲ地取(ヂドリ)ト云フ、又東西ノ相撲人ノ名ヲ相對比シテ列記シタルモノヲ番附ト云ヒ、其勝負ヲ記シタルモノヲ勝負附ト云フ、

凡ソ相撲ニハ、神事相撲、勸進相撲、稽古相撲、辻相撲等アリ、神事相撲ハ、神社ノ祭祀ニ行フ所ナリ、勸進相撲ハ、モト社寺ノ堂塔、又ハ道路橋梁等ヲ修繕改築スル爲メニ興行スル所ニシテ、其費ヲ募集スルノ謂ナレドモ、後ニハ轉ジテ相撲人ガ、營業ノ爲メニ興行スルヲモ、勸進相撲ト稱スルコト、ナレリ、勸進相撲ニハ、勸進元アリ、差添アリテ、之ガ興行主トナリ、毎年官許ヲ得、期ヲ定メテ之ヲ興行シ、木戸錢ヲ徵シテ衆人ノ觀覽ニ供ス、稽古相撲ハ、師家ニ演習スルモノニテ觀覽ニ供スルモノニアラズ、而シテ花相撲ニモ亦稽古相撲ノ名アリ、花相

撲ハ木戸錢ヲ徵セズ、觀覽者ノ纏頭ノミヲ受クル故ニ此稱アリ、或ハ勸進相撲ニ對シ、小相撲ノ木戸錢ヲ受クルモノヲモ花相撲、又稽古相撲ト稱ス、辻相撲ハ、巷路街頭ニ於テ、市人相集リテ、互ニ相撲ヲ試シルヲ云フ、慶安元年以後、幕府屢〻令ヲ下シテ之ヲ禁ジタリ、又村落田野ノ壯丁相集リ、代官領主等ノ許可ヲ得テ、相撲ヲ興行スル事アリ、亦辻相撲ノ類ナリ、安永二年、幕府令シテ、其木戸錢ヲ徵スルコトヲ禁ゼリ、

抑〻相撲ノ技ハ、垂仁天皇ノ七年ニ、野見宿禰ト當麻蹶速トヲ召シテ、殿庭ニ相撲セシメ給ヒシニ始マリ、其後恒例ノ朝儀トナリテ、每年七月ニ相撲節會ヲ行ハレ、一條天皇以後ハ、此技ニ巧ナル相撲人モ相踵テ輩出シ、公卿中ニモ亦相撲ヲ善クセシモノアリ、又童相撲アリ、幼童ヲシテ相撲セシムルヲ云フ、其儀、粗ボ相撲節ニ同ジ、此事淸和天皇ノ貞觀三年ニ始テ見エ、其後歷朝其迹アリ、後世德川氏ノ時モ亦之ヲ行ヒシ事アリ、鎌倉幕府以後ハ、武人ノ間ニ、相撲ノ技盛ニ行ハレテ、將軍屢〻、其麾下ノ士ヲシテ互ニ相撲セシメ、相撲奉行ヲ置キテ其事ヲ司ラシム、殊ニ織田氏ノ如キハ最モ之ヲ好ミ、諸國ノ相撲人ヲ召集スルコト、數百千人ノ多キニ至ル、德川氏ノ時モ、亦屢〻相撲上覽ノ事アリ、諸侯旗本等ニモ此技ヲ好ムモノアリテ、常ニ多クノ相撲人ヲ養ヒタリ、之ヲ要スルニ、相撲ノ技ハ朝廷ノ相撲節ニ始マリ、武人ノ間ニ在リテハ、戰場組打ノ練習トシテ獎勵セラレ、更ニ民間ニ及ビテ、其法益〻發達スルニ至リシモノナリ、サレバ後世ノ相撲ハ、其禮式故實大抵朝廷ノ相撲節ニ基ケルモノナレバ、相撲節篇ヲモ併セ看ルベシ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕相撲　漢武故事云、角觝、(丁禮反、訓與突同、)今之相撲也、王隱晉書云、相撲(撲音蒲角反、和名須末比、○中略)下伎也、

〔箋註倭名類聚抄二雜藝〕相撲

漢武故事一卷、舊題漢班固撰、所引文、今本不載、廣韻引云、未央庭中、設角抵戲、角抵者、六國時所造也、使角力相抵觸、與此不同、按劉孝孫事始云、史記、秦二世在甘泉宮、作樂角抵俳優之戲、其後漢武帝、始此戲、卽今之相撲也、與此所載合、說文撲挨也、挨擊背也、慧琳音義引考聲云、撲投於地也、

〔史記八十七李斯〕二世在甘泉、方作瑴抵優俳之觀、(應劭曰、戰國之時、稍增講武之禮、以爲戲樂、用相夸示、而秦更名曰角抵、角者角材也、抵者相抵觸也、中略)(駰案、瑴抵卽角抵、)

〔漢書六武帝〕元封三年春、作角抵戲、(文穎曰、名此樂爲角抵者、兩兩相當、角力角技藝射御、故名角抵、蓋雜技樂也、巴兪戲、魚龍蔓延之屬也、漢後更名平樂觀、師古曰、抵者當也、)三百里內、皆來觀、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕相撲

角觝今相撲也、○中略按觝觸也、猶以角觸合、觀漢相撲圖、帽作獸首、戴之相對也、本朝相撲、皆裸形也、角力、拍張、手搏、相撲、力戲也、此云須末比、(俗云須毛不)角觝本作瑴觝、通作角抵、相撲亦謂之角觝、然比試材力伎藝者、總名曰角觝、曰觝戲、曰觝角、或以爲雜戲之總稱、不特相撲而已、

〔秇苑日涉五〕百戲

按、○中略文獻通考曰、角力戲、壯士裸袒相搏、而角勝負、每群戲旣畢、左右雷大鼓而引之、豈亦古者習武而變歟、正字通曰、拍張手搏捽胡之戲也、南史、王敬則脫朝服袒裼、以絳糾髻臂、拍張、武帝不悅曰、三公豈宜如此、敬則曰、臣以拍張得三公、不可忘拍張、又曰、手搏兩人交擊角勝負也、五代史、唐莊宗與存賢手搏、莊宗曰、能勝我當授大鎭、存賢仆上、輙令鎭幽州、

〔類聚名義抄三手〕相撲スマヒ

〔日本書紀十四雄略〕十三年九月、○中略喚集采女、使脫衣裙、而著犢鼻、露所相撲、

〔箋註倭名類聚抄二雜藝〕相撲

和名須末比、○中略雄略紀、皇極紀、天武紀同訓、垂仁紀捔力、亦同訓、按凡謂人將使己爲某事、己拒之

不為人將使己伏、己拒之不伏之類、謂之須末不、相撲之戲、對手將使己仆地、己拒之不仆、故以名須末比、卽以用名為體名也、

〔安齋隨筆 前編三〕相撲ノ訓　スマヒとも、スマフとも云は、サカラフ事を云、馬の乘すまひ、付すまひなど丶いふも同じ義也、相撲は兩人相互に投んとし、投げられじとサカラフなり、

〔日本書紀 垂仁六〕七年七月乙亥、當麻蹶速、與野見宿禰、令捔力、

〔日本書紀通證 十一〕捔力

古事記逗留字、遊仙窟推字禁字、皆訓須末布、伊勢談、本與利歌詞波、知佐利計禮婆、須末比計禮登、又云、女毛賤介禮婆、須末布力無之、後拾遺集云、秋風爾不折登須末布女郞花幾度野邊爾起臥奴良牟、俗架犂而不進、曰須末比牛、又馬癖病、曰著相撲、皆同意、登留、執持之意、如執著持合之俗語、西域記曰、太子與諸釋捔力、擲象之處、正字通、捔角通、

〔日本諸手船 七人事〕捔力相撲

捔力相撲、共訓須末比、今俗謂蹲踞、曰伊須末比、卽兩人相踞之義、伊上略也、

〔武家事記 四十六雜舊故實〕相撲

異朝ニ角力ト云ハ、乃今ノ相撲也、〇中略角力ハ總名ニシテ、角觝、相撲、競力、皆同稱也、

〔遊仙窟〕心去無人制、情來不自禁、〇中略忽然聞道別、愁來不自禁、

〔古事記 中垂仁〕此時沙本毗賣命、不得忍其兄、〇沙本毗古王自後門逃出、而納其之稻城、此時其后姙身、於是天皇、不忍其后懷姙、及愛重至于三年、故廻其軍不急攻迫、如此逗留之間、其所姙之御子既產、

〔伊勢物語 上〕むかしわかき男、けしうはあらぬ女を思ひけり、さかしらするおやありて、思ひもぞつくとて、此女を外へおひやらんとす、さこそいへ、まだおひやらず、人の子なれば、まだ心いきほひなかりければ、とゞむるいきほひなし、女もいやしければ、すまふちからなし、さるあひ

だに思ひはいやまさりにまさる、〈○下略〉

〔伊勢物語下〕むかし左兵衞督なりける、在原行平といふ有けり、〈○中略〉なさけある人にて、かめに花をさせり、〈○中略〉それを題にてよむ、讀はてがたに、あるじのはらからなる、あるじゑ給ふと聞てきたりければ、とらへてよませける、もとより歌のことは、ゑらざりければ、すまひけれど、ゑひて讀せければかくなん、〈○下略〉

〔後拾遺和歌集四秋〕題ゑらず　前律師慶暹

秋風にをれじとすまふをみなめしいくたびのべにおきふしぬらん

〔易林本節用集寸〕相撲

〔下學集下態藝〕相撲

〔居龍工隨筆〕すまふとは、人と人と、手してあらそふ事をいふなり、源氏に、巻柱の母のむらきになられて、髭黒とあらそはれしを、すまひ給ふと書けり、然るにすまひは體、すまふは用の詞なり、物の名をいふ時は、都て體を用るなれば、すまひといふべきを、すまふといふは、是にかぎりて、常にことたがひたるよふなり、

〔新撰字鏡手〕捔〈江岳反、以レ力相爭也、試レ力也、撲也、知加良久良邊、〉扛〈古雙反、擧レ鼎、知加良久良邊、〉

〔古事記上〕建御名方神、千引石擎二手末一而來言、誰來二我國一而忍忍如此物言、然欲レ爲二力競一、

〔古事記傳十四〕欲レ爲二力競一は、知加良久良辨世牟と訓べし、〈欲字、牟と訓て宜きよし、首卷にいへり、〉

〔武家事記四十六雜藝故實〕相撲

相撲ハ、力ヲクラベ、ハヤワザヲナシテ、手足筋肉ヲナラハシム、武藝ノ其一也、必相並テ手ヲトリクミ、勝負致計ニアラズ、スベテ力ヲクラベテ手足ヲ練ヲ、古來皆相撲ト號セリ、此故ニ埒ヲカマヘテ遠ク走リ、重ヲ擧テ力ヲクラベ、立テ組、居テ組テ、其勝負ヲナス、皆相撲也、

〔日本紀略 朱雀二〕承平二年七月十四日、夕仰瀧口武士、腰袒相撲、

〔雲州消息 上末〕明日可光臨事

右卿可饗相撲人等侍、腰束之人、其數不幾、邊民所見、猶可恥、寂寞無殊御障者、可令狂濁給、

〔大鏡 六 内大臣道隆〕この御はくやうは、うちたゝせ給ひぬれば、ふたところ〇藤原伊周、道長、ながらはだかにこしからませ給ひて、夜半曉まであそばす、心をさなくおはする人にて、便なき事どもこそいでくれど、人はうけ申さゞりけり、いみじき御かけ物共こそ侍りけれ、帥殿〇伊周はふるき物どもえもいはぬ、入道殿〇道長はあたらしきがけうあるおかしきさまにえなしつゝぞ、かたみにとりかはさせ給ひけれど、かやうの事さへ帥殿は常にまけ申させ給ひてぞまかでさせ給ひける、

〔古今著聞集 十 相撲強力〕弘光、かやうの手合はさのみこそ侍れ、勝負これによるべきにあらず、ひとさし仕べしといひて、かくれの方へ〇方への二字原脫、今據二十卷抄補はしりよりて、ふたつの袖を引ちがへ、はかまのくゝりたかくからみあげて、庭へあゆみ出て、是へおり候へ〳〵と申、〇中略伊成もかくれのかたにて、こしからみて、庭におりて立むかひにけり、

〔源平盛衰記 三〕殿下事會事

廿二日〇嘉應二年七月ノ朝、六波羅ノ門ノ前ニ、オカシキ事ヲ造物ニシテ置ケリ、土器ニ蔓菜ヲ高坏ニモリテ折敷ニスヱ、五尺計ナル法師ノ、ハギ高ニカヽゲタルガ、左右ノ肩ヲ脫テ、キル物ヲ腰ニ卷集、箸ヲ取テ、ニタル蕪ノ汁ヲ差貫テ、カワラケノ汁ヲ、ニラマヘテ立タルヲ造テ置ケリ、上下萬人之ヲ見レドモ、何心ト云事ヲ不知、小松殿〇平重盛ヘ人參テ、係ル癖物コソ候ト申ケレバ、アヽ心憂事也、ハヤ京中ノ咲ハレ草ニ成テ作ラレケリ〳〵、其造物コソ、ムシ物ニアヒテ、腰ガラミト云事ヨ、弓矢取身ハ、軍ニ合テコソ剛ヲモ顯シ、威ヲモ振フベキ事ナルニ、思モヨラズ攝籙ノ臣〇關白藤原基房

ニ奉ㇾ向、カヽルヲコガマシキ事仕出タレバ、造物ニモセラレケリトゾ口惜被ㇾ仰ケル、

〔源平盛衰記 四〕白山神輿登山事

十月〇嘉保二年廿四日、山門衆徒、社司寺官等ヲ以捧二解狀一、卅餘人下洛之由風聞アリ、〇中略時ノ關白師通後二條殿、中務丞賴治ト云侍ヲ召テ、只法ニ任テ可ㇾ禦也ト仰含ラレケレバ、賴治承テ、與有事ニ思、散々ニ禦、疵ヲ蒙ル神民六人、死スル者二人、禰宜友實ガ背ニ矢立ケル上ハ、社司モ寺官モ四方ニ逃失ニケリ、〇中略同廿五日ニ、〇中略三千ノ衆徒東坂下ニ下、七社ノ寶前ニシテ眞讀ノ大般若アリ、社々ニテ申上有ケル內、八王子ノ御前ニテ、仲胤法印、イマダ供奉ニテ御坐ケルガ、啓白ノ導師トシテ高座ニ上リ、說法シテ敎化ノ詞ニ云、榮種ノ竹馬ノ昔ヨリ、生立タル友實ト知ナガラ、蒸物ニ合テ腰絡(コシガラミ)シ給殿ニ、鏑矢一放給ヘ、大八王子權現トゾ申ケル、

〔曾我物語 一〕おなじく〇奧野すまふの事

あひざはが、をとゝの、や七郎〇重眞にいでよといふ、〇中略たきぐちが、をとゝの三郎〇家俊いでよといふ、〇中略いづれもすまふはじやうずなれば、そのへさしよりて、つ。ま。ど。りしたるありさまは、はるまちかねてさくむめの、ゆきをふくめるごとくなり、〇中略つ。ま。ど。りひしへとしてをしはなれ、かはづ〇祐泰おもひけるは、またの〇景久は、きゝつるににず、さしたるちからにてはなかりけり、

〔元親記 上〕相撲の事

兵庫ちつとも近よらず、手さきにてあひしらひ、かたや際を二三返ばかり廻り、ちやうと源藏が兩手のつ。ま。取をしたり、源藏引放ちたがつてひけば、兵庫も付て引れ、取たる所は、ちつとも放さず、

〔和漢三才圖會 十七嬉戲〕相撲

起原

凡相撲場設堆草、上用土俵十六、周匝爲場、徑一丈五尺、東西有片屋、力者屯之、一方爲勸進本、一方爲寄方、各其魁首稱關也、持團扇閲勝負者名行司、凡有四十八術、而今分數品也、拱仆之、捩轉之、擲之、擯之者、力勝也、雖未仆、突手及膝於地者、負也、所觝出兩足於圍外則負也、如一足未出者、不爲負、其餘不枚擧、

〔江戸繁昌記 初編〕相撲

櫓鼓寅時揚、枹連擊達辰、觀者蓐食而往焉、力士取對上場、東西各自其方、皆長身大腹、筋骨如鐵、眞是二王、屹立努目張臂、中分土豚、各占一半、蹲焉蓄氣、久之、精已定矣、一喝起身、鐵臂石拳、手々相搏、破雲電掣、碎風花飄、虛虛奪氣、搶隙取勝、鍾馗捉鬼之怒、淸正搏虎之勢、狻猊咆哮、鷹隼攫鷙、二虎爭肉、雙龍弄玉、四臂扭結、奮爲一塊、投繫捻捉、不啻鬪力、鬪知鬪術、四十之手、八十之伎、莫不窮極焉、行司人秉軍扇、左周右旋、判贏輸、而觀者之情、悅西愛東、勝敗未分之間、最屓爲憤、徒張虛勢、髮衝頭上手巾、手揑兩把熱汗、扼腕切齒、狂顚不自覺焉、扇揚矣、一齊喝采之聲、江海翻覆、各拋物爲纏頭、自家衣著、淨々投盡、甚矣、或至於褫傍人短袖、

〔日本書紀 六垂仁〕七年七月乙亥、○七日 左右奏言、當麻邑有勇悍士、曰當麻蹶速、其爲人也强力、以能毀角申鉤、恒語衆中曰、於四方求之、豈有比我力者乎、何遇强力者、而不期死生、頓得爭力焉、天皇聞之、詔群卿曰、朕聞當麻蹶速者、天下之力士也、若有比此人耶、一臣進言、臣聞出雲國有勇士、曰野見宿禰、試召是人、欲當于蹶速、卽日遣倭直祖長尾市、喚野見宿禰、於是野見宿禰自出雲至、則當麻蹶速與野見宿禰令捔力、二人相對立、各擧足相蹶、則蹶折當麻蹶速之脇骨、亦蹈折其腰而殺之、故奪當麻蹶速之地、悉賜野見宿禰、是以其邑有腰折田之緣也、野見宿禰乃留仕焉、

〔古事記 上〕爾天鳥船神、副建御雷神而遣、是以此二神、降到出雲國伊那佐之小濱而、○中略 問其大國主神言、天照大御神、高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流、此五字以音 葦原中國者、我御子之所知國言

依賜、故汝心奈何、爾答曰之、僕者不得白、我子八重言代主神、是可白、〇中略故爾問其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也、如此白之間、其建御名方神、千引石擎手末而來言、誰來我國而、忍忍如此物言、然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、卽取成立氷、亦取成劒刄、故爾懼而退居、爾欲取其建御名方神之手乞歸而取者、如取若葦、搤批而投離者、卽逃去、

〔武家事記雜藝故實四十六〕相撲

取手　近代相撲ノ內ヨリ、其取組術ヲエランデ、取手ト號シテ、世ニ習學ノ輩多シ、其術力弱シテ强ヲ折、其ワザ柔ニシテ剛ニ勝、力ナクシテ劒戟ヲ携ル者ヲ打死ル、品々ノ敎多シ、是古ノ相撲ノ藝タリ、尤勇士ノ可習學術ナリ、〇中略況ヤウケミアテミナド云事ハ、人ノアタルヲウクル身、人ヲウチアツル要法也、〇中略其外奇術多シ、其術ヲ得テ名ヲ施、流ヲ立ル輩、近代多シトイヘドモ、關口福井ノ兩家ノ門葉、四方ニ分散シテ敎ヲ施ナリ、

〔相撲傳書〕相撲敎へ方の事

相撲の業は、四肢心體の强弱虛實を敎へ、其手數の理合、戰場組打の用にあらずといふ事なし、これを能練察する時は、心體互に熟業に隨ひ、縱橫順逆の理を盡し、機に臨み變に應ずるのみ、其心活生にして滯る事なく、剛健にして屈せざる事をなすときは、一心にこもる所の理、自らあらはる故、一心に徹堅强ならざれば、其體また固からず、勇氣總身に充るときは、强を發して能たもち、妙術を得事明らけし、百五十有餘の手數、悉四肢心體の業なれば備はらずといふ事なし、彼は徒脣に叶ひ、是は甲冑に叶はずといふは、未練の至りなり、心體熟するときは、心體萬事の用を失はず、博悟ときは、せまからざる也、

一慶長年中の行司岩井播磨が云けるは、近年相撲に土俵といふものを用ひ、或は膝を突、指を突、

を負とす、かくのごときの事新法なり、勿論土俵にて勝負を限る事、古語舊記にも載せず、是等の儀、不審き事なり。古法は、人形屋とて、相撲取べき場所三四間も離、圓形に人並居て、其屋に推シ込、起揚らざるを負とす、膝を衝、手をつき、尻腰など落ても、詰を能勝、敵を働せざるを功さす、故古來の四十八手、反の圖には、尻腰を衝たるもの勝に成りたる例多、畢竟相撲は、組打の一助なり、猶又相撲の勝負詰には組臥られてはね返して勝、是遊興の業にあらずと云り、其節木瀬太郎大夫が門葉に、明石道壽とて、古老の相撲にて行司を兼ものあり、答て云、凡勝負の理、何の敎にも先勝を表とす、上手は先の勝、身を始終繼て離さず、蓋先に負て後に勝といふ事は非義なり、九死一生の勝は、拾ひ勝といふものなり、相撲の勝負詰、并相撲甲冑の理合には、組臥られ折返しはね返して勝事は、兼備の覺悟に手練いたす所なり、平時相撲組合の習ひ、先勝或は後の勝などを專一とす、近世土俵を用事、勝負を限と一筋に心得は僻事なり、土俵は二間壹尺、或は貳尺、或は三尺に圓形をいたす、その狹迫の内にして敵と當合、強弱虛實の理合を練習、勝負道理を火急に敎ものなり、彼、二間壹尺の内に、敵を請て踏止る勢なく、追立られ、はね出さるゝ、弱、必死の戰場にあらば是とせんや、後へ歩行事叶なし、後に眼なく、地に高低水溜の各異あり、後へ歩行程の弱に成て、押掛敵の強はこたへがたし、敵の來樣惡時は、替身の習あり、猶又膝を衝手をつき腰の落事、體理の強にあらず、各倒れ身にして、必死の勝負を得る一端なり、相撲は組打平時の手練なれば、これをいとひ、全體堅強ならん事を求む、縱廣原野會にても、敵と組ざれば勝負の理なし、すでにそれ組合ときは、彼我透間なし、二間壹尺の圓形、爰を以せまれりとせず、一度體理において仕損じありては、輕負にても持起しがたきものにや、

一相撲の勝負詰といふ事常に多、其子細は、土俵際へ、はねかけ押掛などして、敵の足輕浮たるを勝とし、手を衝膝を衝をも、能勝と心得、跡を詰ずに退を、古來は勝負詰らずとて嫌り、これ懈怠の

意あるゆゑなり、且勝負を詰とは、敵浮足になりたる弱あらば、ゆるまず一向はね詰、敵を至極弱に落、猶更衝手突膝も、押詰はね返されぬ程に詰を、勝負詰たりとは稱す、ほぐれも敵の働かぬ程に詰を能とす、古法は、相撲の勝負に、詰ほぐれ拆とて取たる事也、

一手合といふは、相撲初發聲を發、練合事なり、是則活氣堅強の備を設、手合に聲を發する事、力は聲に連て出るの理なり、手を揚四肢心體に強を發、勇機全體に充時、心體一同にして、其業滯所なし、縱ば戰場敵に會て、聲を掛合、互に勇氣を發するがごとし、聲なきときは勇氣の起るたよりなし、猶又相撲とるべき已前、砂を取て兩掌へ揉込、筋力をたすけ出、兩掌の砂を金剛砂と云、力足を蹈事、逆上の氣を下に止めて、兩足に筋力を顯、是發強の勢、相撲古法の敎へなり、然に近年手合なく、聲も掛合はず、力足も化粧に蹈て、古法をもどく、是等勇氣を發することを辨へず、全角力の勢にあらず、唯先に入、はねつく事のみひしと心懸て、外をしらざるゆゑ、はね突事のはづれたる時、體理の業を盡すことあたはず、勝ても勝たる理を知らず、負者もまたゑがかり、諸行始あり、古法の格式にありたきものなり、手合よりはじめても、先後の理は彼我の虛實にあり、先勝も始のみにはあらず、後の先とて、敵の來り樣あしき節は、後の先にて破事多、故上手は、始終先を追て勝、下手は始終先に追るゝものなり、先後進退動靜の業に熟し、敵に己が非を見せざれば、敵の入べき所なし、呼吸亂れず、氣逆上らず、心體勇氣の收出を知、古法の敎にも、常住座臥、心に徹忘れざれば、おのづから業熟す、勝負は己にありて他にあらず、

手組に反の手、筊投の類は、敵に仰て重臥、仰て業に疎かるべしと心得べからず、下なる者より上成もの〻、業のはやきものなり、是等を業の自在不自在と云へり、

〔相撲隱雲解〕四拾八手之古法

總テ手ノ名ヲ記セドモ、業ニシテ甚危シ、尤名ハ頓智ヲ以テ呼歟、業ハ氣變ノナス處、意味アルコ

ト其數ヲ知ラズ、然レドモ皆心ノ一ヨリ出ル、一物動ザル故、手足能自由ヲナス、業ハ必九死一生也、唯忍トハ相撲ノ極意ニシテ、忍ト云字ナリ、忍ハ一物ヲ内ニ置、表ヲ和カニ出ルヲ忍テ、引バ忍ウ、突バ忍ウ、捻バ忍ウ、タトヘ勝事前ニ有トモ、忍テ勝ヲ大丈夫トス、堪忍ノ忍ノ字、必忍ニアリ、○中略

投手業之理解

相手有テ立ツ、其心氣ハ流ルヽ水ヲ留、弓ノ弦ヲ切放シタル如クニ、此意味堪忍テ、腹一圖ニ成時ハ、一物居所ニ有ル、依テ業鋭ニシテ、白刄ヲ振ガ如ク、是皆心氣修ルガ故也、總テ業皆心ノナス處、故ニ行事勝負ヲ見ル事、目ニ非ズ、心手足ニ通ズルヲ知ト云、然ル故ニ、形ヨリ心ノ生ズルハ早シ、故ニ見ルハ遲ク、知ルハ早シ、第一ノ傳授也、○中略又我手ヲ相手ノ脇ノ下江入ルヲ差手ト云、又片手ノ臂ヲ我腹江付、相手ノ肘ヲソツト押ヘ、左ヲサス時ハ左指、右ヲスケ手ト云、又足ニ差足助足ト云、總テ差手助手トモニ、腕首ヲ和カニ親指ト臂ニ力ヲ入ル心持也、此意味ハ數多シト雖、皆得手ニ傾ノ氣筋、勝負ノ理解ハ我腹ニ的有テ、取者ハ負ヲ知リ勝ヲ知ル、其的ハ稽古ノ妙術、故ニ稽古意ル時ハ的ナシ、四ツ身ハ手足トモ前ニ記如ク也、上手ノ肘ニ力ヲ入、助足ヲ釣込テ割付ル、相手出テ我ハ直、故ニ手ヲノバサズ廻シヲ取ル、是ハ名術ニシテ、意味多シ、○中略亦小兵タリトモ、大兵ニ等ク、唯和ク丈夫ニ見ル、是ヲ鹽梅ト云、

〔相撲今昔物語四〕若狹山森之助雷鶴之助喰合相撲始終之事

出羽ケ崎、大敵なれども、よる事遲きが僻にて、立合に自分の腰つくりを十分にせねば、寄ことのならぬ相撲なり、○中略或人の、○中略五百ケ崎が相撲を見ていふ、此相撲、當時おもしろからぬ相撲といへども、よる事のはやき相撲なり、去かれども足の遲きが僻なりといへり、原來逆身とりの一徳ありて見るべし胡亂に投は喰ぬ相撲なり、これ足は遲けれども、寄る事の能き故なり、これ

は相撲の性質といふべし、脊をとるを四ッ井といひ、前を取を嚢といふ、前がはも寄てとれば大きに徳あり、相撲の手をば仕事といひ、或は是を藝といふ、藝も仕事も、肝心は足のはこびのみの事なりと工夫すべし、○中略猪名川は名人といふべし、よりのはやきに、また足の大指にて、にじり寄事の妙あり、是紀州のあら砂以後の指藝といふべし、腰くぢき、腕投、または膝つきなどみな足の工合なり、

〔相撲今昔物語七〕素人相撲之臆見

法式古例は知らず、先土俵の中は軒の地なり、此土俵へ片足出れば、是を流れ足、または外踏、土俵を分といひ、あるひは軒の地をはづれたり、あるひは軒の棒越たりといへり、浮足といふは、足の指まつとふして、足のきびすあがりたるを浮足といふ、これをまたは足切といふ、

〔角力舊記〕古今角力ノ法ニ、初メ足ヲ揚テ地ヲ蹈事、右二ッ左一ッ、是ヲ力足ト云フ、中興ヨリ三形ノ堅メト號ス、三形ハ四肢身也、足ハ一身ヲ持所ノ主要也、地ヲ蹈、足ヲ堅メ、力ヲ籠レバ、一心逆上セズ、既ニ心定ル時ハ、彼ヲ知、我ヲ知、强ヲ避虚ニ入、相撲ノ立眼相、居眼相ト同意也、始メニ居合テ、居眼相手合ヲナシ、大聲ヲ發シ、勇猛ノ勢ヒヲナスヲ立眼相ト云フ、敵ノ强弱ヲ窺フモノ也、然ニ貞享年中ヨリ、古例ノ手合ヲ不用、一聲ノ手合トテ、互ニ聲バカリ掛合、直ニ勝負ニ移ル、是先ノ强ヲ專一ト勵ム所也、其趣意、相撲ハ畢竟組打ノ手練也、敵ト生死ノ勝負ヲ決セント、古例ノ手合、勝負ノ理ニ緩ミ有テ益ナシトス、

〔相撲傳書〕相撲敎方の事

上段の手合　上段の手合は、兩手指、頭上にあり、これを立眼相と云、勝負の情を察するものなり、

甲冑の理合も、各心體の進退動靜の所にしたがふ、相撲自身の業、甲冑を著して不自在といふにもあらず、心體業に熟するときは、業これにしたがふ、

中段の手合（中段は、兩手指、兩眼の通りに揚ル、）

下段の手合（下段は、兩手肩下にあり、）

奇相の手合、或は無形の手合、

奇は變動して常なく、敵の强弱虛實にしたがひ、轉圓發機の象あり、無形とは、かたちを見せず、是則象なきものは破べからずといふ義なり、

陰陽の手合（兩手高低にあり、故名とす、）

居眼相（立眼相は手合なり）

相撲變方居合、行司團扇を入、聲をかけざる以前、敵不意に來るを防形なり、跡へ衝返されず、兩脇へさし込れず、帶をとられず、敵の眼相體理をうかゞひ、その來るべき所を察し、勝負の情をしるものなり、臨機應變にして進退を究、手を膝にかたく乘る事、膝を堅くおさゆる事、よろしからず、手足體理ともに、進退動靜出入自在なるを欲す、

〔相撲隱雲解〕相撲之批判

古人ノ云傳ヲ聞ニ、立合テ行事團扇ヲ引テ取組、待ト云事ナシ、是ハ延享ノ頃、八角、谷風、立合ノ時、初テ待ト云シコトヲ聞、尤陰囊隱ト名附テ、廻シノ垂モ一尺モ下タリ、今ハ少モ下ズ、如斯ナルガ故ニ、作方亂レテ恥ヲ知ラズ、尤安永ノ頃迄ハ、待無ニ取人モ間々見タリ、懇望ノ方ハ能知所ナリ、今ハ上手有テ名人無、人皆利口ニシテ一圖ノ人稀也、此所ハ其人ノ罪ニ非ズ、悲ヒ哉、時勢ノ然ラシムル故也、夫勝負ノ論アル時ハ、東西ノ年寄行事、三人立合テ、數年ノ業ノ妙術掛分ル秤、三人トモニ掛合セテ、毫釐モ依怙ナク是ヲ分ル故ニ、古法ニ權衡ノ決スル處、必四拾八手ニ出ズ、右四十八手ノ內、何々ト云手ノ名ニ競テ、四分六分、七分三分ト相分ル也、○中略相撲ヲ業トスル者ハ、諸國ヲ周遊スレバ、何國ノ者トモ、師匠或ハ朋友ニ交テ、別シテ親子ノ如スルノ法也、常ニ相撲ノ古ヲ

有道ニ就テ正　、行義作法、相撲ノ格式相守、必下レル世ノ流俗ニ従ヒ邪路ニ入ベカラズ、今ノ有様ヲ見ルニ、時勢ト云ナガラ、業ハ未熟也ト雖、大兵ニシテ其形能レバ是ヲ關ニシ、曲テ皆敬フ、去バ事ノ意味甚踈ク、身ノ程モ忘レ、我意ヲ振フ、〇中略今ノ立合ノ如クナレバ、行事ノ團扇、邪魔ニ成ル、雙方氣改ル故ニ、立所ヲ失フ、其本修ラザル故ニ、手前ノ勝手計ヲ見テ論多シ、年寄行事、心腹ノ秤ニ掛ラザル故ニ、判斷更ニ決セズ、行事モ亦古法ヲ失テ曲タルニ隨フ、譬バ取者ハ、強キ時ハ見物群集ヲナス渡世タルガ故ニ、第一是ヲ善トス、爰ニ於テ法モ自ラ亂ル、略傳ニ曰、不レ易二行事一宜、故ニ世々不レ艱二相撲一シテ、行事ヲ艱シトスル者、亦良馬伯樂之喩ニ類スル而已ト有リ、

〔甲子夜話六十二〕柔話ト云書ヲ見ルニ曰、上略享保ノ始迄ハ、相撲兩人、土俵ノ中ニ、中腰ニ立居テ、行司團扇ヲ引ト取組シコトナリ、然ルニ其團扇ノ引カタニ依怙モ有ルコト抔アリシヨリ、此八角、相撲ノ名、コノ八角ト云ハ、鏡山ト云シ者ノ後ニ出テ、鏡山ハ關口流ノ柔術ヲ學ビ、相撲ニ工夫練達セシ者ナリ、氣ノ練ト云コトヲ工夫シ、兩人トモ下ニ居テ、互ニ心ノ相逢トコロニテ取結ブコト成リシ、去レバ、綾川、七ツ森、源氏山ノ類モ、八角ニ學テ一時ニ名アリ、木村庄之助モ八角ニ學ビテ、行司ノ法ヲ善クシタリト、然レバ今ノ角力ハ、皆鏡山、卷死八角ガ流ニシテ、古ノ相撲ノトリ方ニハ非ジト父翁咄シ給ヒシ、余〇松浦清若年ノ頃見タリシトキハ、前角力ナドハ、皆立カヽリキテ取タリシガ、近頃ハミナ下ニ居テ取カヽル也、去レバコノ下ニキテ取ルヨリ、角力ノ心キタナクナリ、幾度々々モ、マダ〳〵ト、立合ハザル者多シ、

〔相撲私記〕寛政三年亥六月十七日、吹上にして相撲上覽の事あり、〇中略行司〇吉田追風さしかまへたる團扇の下より、小野川、谷風にとりかゝる、追風左右を取はなちて、團扇いまだひかず、聲もかけざるにとりかゝりたる、ことわりなしとてゑきりにさへぎり、ふたゝびめしあはす、ゑばしためらひて團扇ひく聲とともに、西の谷風、ふとよりてはねたれば、小野川とりあふにおよばず、ふたあしみあしたぢろぐ、追風、谷風に團扇をあげ、けふの關にかなへりとて弓をさづく、谷風先のつ

よみ、小野川後のよわみとて、勝負決せるなりとぞ、

〔相撲上覽記〕寛政三辛亥年六月十一日、於吹上上覽所、相撲上覽被仰付、○中略谷風小野川勝負相分リ候ニ付、當日御尋有之、御目付平賀式部少輔、行司吉田善左衛門ヘ相尋候處、左之通書面差出ス、

吉田善左衛門江御尋之儀ニ付申上候書付寫

谷風小野川勝負、最初行司、合せ聲を掛、不申候內、取結候ニ付、勝負付不申候、尙又雙方氣合を見合、行司聲を掛候處、小野川殊の外油斷之樣子にて、取結び不申候間、其儘勝負付申候、右者任古例、相撲油斷之事ニ付、小野川負に取計申候、以上、

六月十一日　細川越中守家來　吉田善左衛門

〔甲子夜話十一〕總テ相撲ハ、東西ヨリ立向ヒ居テ、トルコト常ナリ、然ニ上覽ノトキハ、東西トモマヅ上面ニ向ヒ並居テ、行司團扇ヲ揚ルト卽立合ト云、因テナレザル間ハ、トリニクシトナリ、寛政上覽ノ度、谷風梶之助、西ノ關ナリ、小野川喜三郎、東ノ關ナリ、何レモ横綱ヲ免サレシ無雙ノ男ニテ、其頃世ニ鳴シ關取ノ此度上覽ノコトユヱ、諸人眼ヲツケ居タリシガ、立合フトキ、谷風ヤツト言テ立ツト、小野川マツタト云テ不立、行司卽勝相撲谷風トテ、西方ニ扇ヲ揚タリ、諸人皆不審ニ思ヒ、谷風ハ思ハズ面目ヲ得シガ、小野川ハ心得ヌコトニ思ヒ、退キ出テ行司ニ其仕方ヲ尋タルニ、行司答ルハ、全體相撲ハ其氣ノ勇ヲ尙ブ、ヤツト言フニマツタト受ルハ、氣ニ勇ナシ、是ヲ氣ノ負ト謂フ、常ノ勸進場ナドハ雜人ノ視ル處ナリ、上覽ノ場ニ於テ、如斯キ所作曾テナキコトナリト判シタレバ、流石ノ小野川、一言モナク、閉口赤面セシトナリ、

〔相撲式〕相撲力士心得之事

相撲術、作法ヲ本トシテ禮ヲ失ベカラズ、今世間ノ士相撲ノゴトキハ、タエテ古法ヲワキマヘザ

ルトコロヨリ、不ㇾ覺無禮ニシテ、ツヒニ爭鬪ニ及事多シ、此所先力士ノワキマフベキコト也、〇中略士相撲ノゴトキハ、手術ヲ不ㇾ知、禁止ノ手ヲ取ロヲ以テ勝負ヲナスユヱ、人ヲ傷メ爭ヲヒラク、〇中略利欲色欲、或ハ博奕酒宴ニフケル事、實ニ此道ノ大罪ナルベシ、力士ハ二十五歳或曰三十歳マデ、妻帶ヲ不ㇾ許ト云ヘルコト有、筋骨ノ定ラザルウチニ色欲ニオボルレバ、此術ヲ鍛錬シ得ル所ナキ故也、

〔角力舊記〕眞劒中之事

眞劒ノ中ハ、古往ヨリ相撲ニ有ㇾ之、是ハ裸身ニテ取合フ故也、古來ハ、

筋　喉　腮　立帶　拳突　面打　一指取　胸脇頭突

右ハ筋ヲトリツメヒシグ事、喉トハ喉ノ大骨ノ下、或ハ大骨ノ左右ヲ拳ニテ突事、腮トハ大指ヲ腮ヘ突込事、立帶ハ、前ハ下リ、後ロハ立帶ヲ曳詰レバ、筋ヲシムル也、此外角力ハ、柔弱業ニ、アラザレバ、ハチ突、打臥セ、或ハ手ノ掌ニテ筋中リヲ詰込、呼吸ヘ中ル事、間々有ㇾ之、又河津掛ニテハ、喉ヲ抱シムル、打臥セト云フハ、敵ヲ臥セル事ナリ、登リ押ヘト云フ手ニハ、左右ノ手ニテ喉ヲ取事アリ、

〔相撲傳書〕相撲教へ方の事

拳或は大指を以、眼を突事、　兩掌を以、一拍子に兩耳を强うつときは、氣を絶シ茫然と成ル、　題露、拳を以突事、　鼻尖、常體上より撲ひしぎては、眼くらむのみ、絶入せず、鼻柱を下より上へ突込ときは悶絶す、茫然とも成ル、　舌根咽喉の間、大指食指を以ゑむる事、　咽喉、喉下を拳にて突事、　止魂、拳を以突事、　氣通、大指を突込ミ事、　淡雪、拳を以突事、　膻中、拳をもつて突事、　脇肋、拳を以突事、　鳩尾、拳を以突事、　神闕、拳を以突事、　陰囊は、大指食指の方よりとりて曳出シ、陰玉を掌中に握り、五指一同にゑむる、

右圖略○圖の外、口傳の中あり、凡總身のあたり所、息を詰、眞氣を發脹して、氣の發脹せざる所多、眞劒のあたり成もの也、立帶前下り（サガ）を引ときは、陰嚢をしむそゆゑにいましむ、胸腹を蹴事も眞劒なり、指ひとつを取りて折り返す事、二指横に折事同斷、

〔古事記上〕爾天鳥船神、副建御雷神而遣、○中略建御名方神、千引石、擎手末而來言、誰來我國而、忍忍如此物言、然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、卽取成立氷、亦取成劒刃、故爾懼而退居、爾欲取其建御名方神之手、乞歸而取者、如取若葦、搤批而投離者、卽逃去、

〔嬉遊笑覽武事四〕オテツは、猿樂狂言記すまふの處に、おてつまいつた、おてつかつたぞなどいふことあり、是はもと手といふことなり、人をさしていふ故におもじを付るなるべし、古今著聞集に、時弘しきりに宗平をてこひ、もしまくるものならば時弘が首をきらん云々、又一條に、とりわき、そこをてこひ申すぞ、心みたまへとの玉はせ云々、又伊成弘光すまふの條、左の手を出してこひけるを云々とあり、是もてこひなるを、てもじ重る故、あやまりて、てもじ一ッ脱たるなり、古事談に此事を、弘光左手を指出て手乞けるとあり、今狂言のうへにては、唯おてとのみいふにて、手とつよくいふ故、ツハ口にあり、それを其儘にうつし書るなり、今狂言のうへにては、唯おてとのみいふにてしるべし、但し今はポテと云は誤れり、合戰などにも、手に合とは鬪たるを云、手に合はぬとは鬪はざりしなり、傷をうけたるを手を負といふ、凡人の括動に皆手と云、與するものを手下と云たぐひの詞多し、をさなきことながら、女兒のいしなどりにテッと云ことあり、狂言の詞より云にや、

〔異制庭訓往來〕相撲有四十八之取手、所謂入相撲、懸相撲、蹋相撲、內絡外絡等也、手足不聞者、不可臨其庭也、

〔新猿樂記〕六君夫、高名相撲人也、伯耆權介、名曰丹治筋男（スヂヲ）、父旁卽丹治文佐之子孫也、母方則薩摩氏

長之曾孫也、氣體長大、而形貌雄爾也、強力勇悍、而奴手〇奴手恐字誤無競者、内搦、外搦、亙繫、小頸、小脇、逆手等、上手也、絡衣、腰支、理髮、髮除、庭掬、心地手合氣色、腕力筋、股肉支、成骨速外見當迷惑、相敵忽臆病、

〔竹齋物語 一〕又有かたをみてあれば、あらしをひて云ゆんれいや、こざつね、やけなべ、ひんせうが、すまふをこそははじめけれ、さてすまひのとりてには、さまた返しに、よこだをし、入くび、さしくび、はね返し、大ごし、もとづめ、むかふづき、まはりて返すは、くるまなげ、四十八手のその内を、もゝてにくだきて、とつたりける、

〔山家集 下雜〕題しらず

ものゝふのならすすさびはおびたゞしあけとのしさりかもの入くび

〔節用集〕相撲

相撲は、肩洗、負拋、反張、落、蛙投、櫓、爪取、突出、捻、搦、無手、骨法張抔申候、四十八手と申候へども、百手計も御座候、殊更臨機應變之働、氣愼第一之由、及聞候、剛力無雙に而も、甚速氣りて手出仕候へば、必負に成候由、角力は、如遲如魯と申が能候よし、

〔古今相撲大全 下末〕四十八手分別

夫すまふの手は、古法四手なり、此一手より、投、繫、捻、蹝の十二手宛、編出し、四十八手と定む、一説に、上古のすまふは手なし、力をもつて勝負を決すといへり、しかれども相撲を解するものを捜求て奉れと仁明帝勅有し事、續日本後紀に見え侍れば、往古より手はありたると見えたり、〇中略

摘力秘要抄四十八手名目 附紛十二手

投十二

負投　繫投　居投　寄投　波離間投　胸投　拮投　腕投　飛投　扔投　手抄投　腹投　四手崩

繫十二

內繫　外繫　狩度繫　登繫　足折繫　繫居敷小跪　脇抄　拮繫　渡繫　手拘倒　得智後

繫　一方繫

捻十二

頭捻　跍捻　腕廻　四手捻　鬢廻　踦腰　蹝腰　行下力草　躙捻　撤拵　小撤拵　得智後

捻

捉十二

中捉　飛反　捻捉　厭生反　朽木反　入替捉　跡摹歧　一寸捉　繫反　拙反　顛顛反　鐘

木反

十二之紛

鴨入首　向附　逆附　鴫羽返　絹繭　悔　水車　鶺大意　繫前後　磯並枕　立眼　居眼

猿一飛　夢枕

古今おこなふ所の四十八手は、則左に畫圖をあらはして童蒙の便とす、○圖略

かものいれくび（雙方同じくみやうにて、くだけば磯のなみまくら、さんぼうがへし、水車、きぬかづき等にもなる、）

むかふづき（四十八手は勿論、手くだき、手さばき、さま〴〵にわかる、）

さかてなげ（おひなげ、うでなげ、たすきなげ等と同じやうになるもの也、）

すくひなげ（殘れば、まきおとし、こしひねりの手になる、）

ぎやくなげ（くだけば、本手なげにもなれど、かくのごとく逆身になりたれば、かくなげる也、）

なげ（是を本手なげといふ、見事なるもの也、又よりなげともいふ、）

つまどり（こつまどりとは別也、）

さまた 此手は、何れの時にか有けん、唐土より大さまたといふ者、日本に来り、数多の相撲を取けるが、此大さまた、手合するとひとしく、右の手にて、多くの人をなげころせしより此手はじまる、志かるに鎮西十郎朝長といふものあり、生年十八歳にて、此大さまたにかちけりといひつたふ、

ためだし すがりとも云、はづみにより、かひなひねり、おひなげ、さかてなげ等にもなる、

たぐり のこれば、内がけ、外がけ、切かへし、さま〴〵あり、

みところづめ 此手になれば残らず

けかへし 是は四手けかへし、残ればやぐら、又内よりけかへせば、けたぐりともなる、

かひなひねり 此手になれば残られず

うちがけ 残ればさばをり、こしひねり、

かたすかし かたすかしの残りしを、たいきつめたる図なり、

だし 此図は、うはてだし也、此手のこれば、つかみなげ、なますの水ばなれ、つかみやがら等にもなる也、

そくびおとし 残れば内ばうき、外ばうきなどゝいふことあり、傳なればこれを略す、

ひきまはし ひきまはしの手など、はづれしは、びんまはし、或はかた手ぐいり、もろてぐいり、くさずりづめなどになる、

かはづがけ 略○註

志ゆもくぞり 此類に、てんかうぞり、志ゆもくぞり、なみまくら等有、

やがら 此手、なげのうち也、本手に見せかけ、やがらにふつてなげる、ゆゑにかくいふ、但ゆんでやがら、めでやがらといへる両様有、

もち出し 此手は、大力ならでは、持出されずといへり、土俵がはりといふ事あれど、手取ならでは、足の入かへなりがたし、

ひさごまはし 此図は、なげの残りたるなかくいふ、

とびちがひ 此手は、元はぐれより出て、まれなる手也、ゆきあひ、志ばひき、もぢりがけ等になる、残ればはれ出し、

こしくぢき 四手もどき、胴ひねり、つりあげ、引あげ等の残りより出る手也、

大わたし 此図は、のこらぬ手なり、のこれば志かけの方あやうし、つり出し、志ゆもくなげ、やがら、やぐら、さま〴〵となる、

しぎのはがへしかもの入くび、しゆもくぞり、かひなぞり、其外しな〴〵手わかるゝ也、

まがひつき出しまがひに十二通あり

つゝきけかへし○註略

そとがけてうざがけ、のぼりがけ、あふり、此類かけやう同じやうなれど、そなへにより、かけの手わかる、残ればしきこまたになる、入くみたる手なり、のこれば、相手よりかはりがけになる、

きぬかづき此體になれば残らず

てふのがけ残れば、引まはし、是よりかけなげ、もたれなげ、わたしがけ、此手不分明にて勝負つかざらんさき、土俵ぎはにて竹馬になる、勝負見分けがたし、

つきやぐらしのびすり、むそうざまりなど、此手のうちにあり、

たすきぞり此あほりは、中古名人の取し圖をあらはす、取かけよりの次第は、書取がたし、本手のあほりの圖にはあらず、かんがへて見給ふべし、

うはてずかしのこれば、えんこうのつたひ。あし、からす飛、入ば、ちがひ、或はたゝきよせ、

しきこまたさるの一さびより此手になる。又は土俵まはし、おびさばき、

そとむそふかせを入れて、残れば、引まはし、かけてもたれば夢枕といふ手になる、

よつがひ得手によりて、さまざまになる、

そくびなげ残れば、さるすべりといふ手になる、

はりまなげ波離間投、歌に、うちよする磯邊の岩はつれなくておのれくだくる沖つしら波、

かけなげ残れば、はれなげといへる手あり、

おひなげ前後に手なし

のぼりがけかけられし方、上手なれば、かけしもの、勝負あやうし、

やぐら今稱する所は、本手やぐら也、うは手よりつりあげるをいふ、此手残れば、えんづり、持出しにもなる、

したてやぐら是は逆やぐらなり、尤さしうでの得手により左右あり、内むそう、又は出しになる、

うちむそう殘れば内こまた、外こまた、引まはし等になる、
さあし手くだき、手さばきのうちにもあまたあり、
くちきだしひしぎだし、つきおさし等、少しのたがひにて名目わかる、

〔相撲隱雲解〕四拾八手之古法

四拾八手之古法ニ四手アリ、頭ヲ以テスルコト反(ソリ)、手ヲ以テスルコト捻(ヒネ)リ、腰ヲ以テスルコト投(ナゲ)、足ヲ以テスルコト掛(カケ)、右四手ヨリ十二手ヅヽ、四拾八手ト成、○中略

投手業ノ理解

四ツ身ニテ、上手廻シヲ取テ同上手ノ足ヲ相手ノ内股江蹴込心ニテ、下手ノ方江廻ツテ落ス、是ヲ上手矢倉ト云、下手ヨリ釣上ゲ、廻リナガラ合手ノ膝ヲ、我上手ニテ拂フ、是ヲ下手矢倉ト云、上手ニテ廻シヲ取、我腰ヲ少シ下ゲテ、我頭ニテ土ヲ拂フ程、腰ニ掛テ投ル、是上手投也、下手投ハ、相手ノ二ノ腕ヲ免サズ、腰ニ掛テ投ル、上手ヲ取テ、頭ヲ上手ノ方ニ廻シ、足ヲ拔テ引居ルヲ出(ダシ)投ト云、又廻シヲ取テ、矢倉ノ如ク振廻スヲ八柄(ヤガラ)投ト云、又相手ノ脇江頭ヲ出シ、相手ノ腕ヲカツイデ、下手ニテ脇廻シヲ取テ、アケニ倒ルヲ腕反(カヒナソリ)、居テ向江返ルヲ撞木反(シユモクソリ)、諸手ヲ差(サヽ)レテ足ヲ掛レバ掛反、又相手ノ足ノ膝ヨリ下ヲ我肩ニ當テ、アケニ倒ルヽ時ハ一寸反、ツマ取(ドリ)ハ古人ノ傳有レドモ今ハナシ、掛ハ皆人ノ知所故記サズ、

〔古今相撲大全下末〕新手部類

新手は、古法四十八手より、後人又工夫仕出して、手捌(さばき)八十二手、手碎(てくだき)八十六手、合て百六十八手あり、則左に新手の名目を部類して悉皆記す、此新手の内に、又手の名目あり、是は行事方に秘することなれば、こゝに略す、○下略

〔相撲傳書〕相撲敎方の事

立居腰

雙方立身に成り、互にはね合つき合、虚の方、相撲を高仕懸、其心下に無時、實の方、不意に居腰に成り、虚の方の右の脇へ、抜ながら右の足をとり、其儘立腰に成ば、虚上釣りたるこゝろあるゆゑ逆がへしになる、凡相撲の手數繁多なりといへども、各己が心より發て、四肢身體の業をなす、其心盡期なく、古來より見聞せざる手數のいづる事なり、物に進體理の強弱に隨ひ名を付る事あり、時の表裏さそくなれば、一番の相撲に、五手も拾手も出ること多し、

蹴返

雙方四ツ手さし合、實の方、虚の方を胸にて推起、虚おし起されては弱みに成ゆゑ、押起されじと力を入こたゆる所を、實歩行掛、虚もまた跡へ退じと互に歩行掛、其歩行掛足の落付所を蹴る、蹴ながら實の方、虚を兩手にて己が右の方へおし返す、猶己身を胴ひねりになす、蹴と胴を捻ると折返と、三拍子一同なり、勿論つき落しの身合にも籠る、總て蹴返事は、敵の足の浮沈を考へ、歩行掛足の落著所を蹴なり、

兩手之爪搦

雙方突合、はね合、虚の方、身合崩れたるとき、實の方不意に下りて、右の手にて虚の足を取り、透間なく左りの手を添へ、引揚引倒す、或は曳揚たる足を引のばし、向へつき返事もあり、或は虚の方ひかれまじと足を引き戻を、則つき込突倒す事もあり、時宜によるべし、

虚の方、前付に成り、兩手にて實の方の前帶をとり、頭を實の方の膻中通りに付、堅強の入身に成り、前帶を引しめたる時は、實の方、上手にて體理なし、其時實の方、己胸を己右の方へ廻、虚の方、頭をまはされては、身合かたまらざるゆゑ、まはさせじと眞向に頭を直時、實方、右の手にて虚の頭を己が左りの方へつきはなち、其つきはなちたる手を、直に虚の左りの足へうつり、だ

き込押倒ス此堅強の前つきは膻中通り痛み呼吸苦腰を引ゑめられ働クべき樣なき時の仕方なり頭を脇へまはせば胸脇に苦なし蓋シ虛の方功者なれば實の方より、まはす時ひつたりと頭を横につけ己レも頭をやすめ前帶をゆるめず堅強にあれば次第に實の方勞れに成ル如此なる時は虛の方却て實になる事もあり、

上ハ手之入リ身

或は虛の方頭を横に付たる時は實の方鳩尾の苦なし其時は實の方虛の仕懸を待己が體を守ルのみ虛の方下手より帶をとり身合を堅メたる計にていつまでも勝負なきゆゑ帶をはなし三所詰か浪枕かぬけごまたか兎角實の方の足へ入より外なし實の方は仕掛を待なれば足へ來ルを小股留小膝廻し身をひらきて打臥などにて勝事あり、

投ナ之摺スリ腰コシ　合投とも云

虛の方上手より投掛レども、なげの身合ゑまらず此において實の方摺り越して投手ナル也、

肩透（カタスカシ）

虛の方前付キに入レども、いまだ帶をとらず實の方の足に意ありて頭を下げ身合惡ク相撲を低クとり掛ル實の方右の手をさし込追立押起シさんとする虛の方押起されては右の手を十分にさし込レ弱ミに成るゆゑ押起されじと下へ頭を下ゲて喉クビ下ル所を肩すかしにして實の方の左の方へ押廻し或は實の方左にて虛のむねを打腰引キ下り頭を低ク入來ル所を肩をすかして實左の手にて虛の頭を押ヘ己が左の方へ廻り曳倒シながら頭を押ヘて倒す、

乾出（ヒシギダシ）

虛の方遠ケ足に意ありて相撲を低ク來る歟實の方の脇へ脫シといたす歟前へ下り來ルとき打ふせにもいたし或は上手より帶をとりて頭をおさへ實の方の左りの方へ押へまはる手なり此手に

て虚の方、實の足をとりて、小膝まはしと云手にもなるなり、

胸投

雙方四つ手に指合、互にむねにて押合實の方、虚を逆上させ、胸を出し歩行掛、虚の方、跡へひかじと上釣りて押かゝるとき實右へひらき振揚投重手なり、ふりまはれば、むねやぐらといふ手にもなるなり、

飛違

互にはね合、虚の方、一拳に入んと來、兩足治定なく、體理上盛、その時實の方、右の手にて虚の頭をおさへ、とびちがひて己が右の方へ蹴て捨、頭を押ゆると、蹴と、飛ちがゆると、一拍子なり、虚の方、歩行かゝる左の足のあがるを見て、右のふみたる足を蹴る、

多怒氣之腹投 虚實未分

相撲をとり損、横身に入られ、後にまはられ、抱留らるゝ事あり、其節前の相撲、後の兩手を圖○略の如くとり曳しめ、左の足を圖の通りにふみ込、體理を守り、後の相撲、左へひねらんとするときは、左の足をふみはり、右へひねらんとせば、右の足を踏はる、後より抱揚る時は、とりたる手を下へ押さぐる、跡へ引ば跡へ押行、前へ臥事は不叶、却て後の相撲勞れ鬱怒する、その勞れをうかがひ、もろ手をはなし、前へまはりながら、己が手を敵の脇へさし込事もあり、是は後より抱込れたるときの身合なり、

空穗附

勢強ふり揚て投、上手投なり、實の方、上手を縊る歟、或は上手より虚の方の後帶を取り、己が右の方へ振掛、時、虚の方ふり返へされまじと押懸勢を、己左の方へふり廻り投ル、多は互の勢強ゆる、振廻、強、投とき、空穗を附たる樣に成を以て此名とす、上手投の勢つよきものなり、或は實

の方、右の腕を虚の左の脇へさし込、かひな投斂すくひなげに致しても、勢強ければ此形に成なり、

五輪砕

實の方、兩手をさし込たるに、虚の方、前付に入り、前付の身合悪、後頂の方を實の胸に付俯てあるとき、實の方、さし込たる兩手を合掌いたすか、或は合掌ならずとも虚の肩を抱しむるか、己が腹を出し腰を押、虚の頭を胸に請て一同にしめ、胸腹を出し歩行掛、五輪は五行五臓なり、これを砕といふ心に准じて此名とす、此身合にて、實の體、虚の頭に乘り懸り押ひしげば、頭骨をたがふ、はやく分べし、

簇投

實の方、兩手を指込たるに、虚の方、前付に成、實の兩手を抱しめ、勢強く押掛を、實の方、腹を出し腰を居ゑ、來所のむかふの力をうけ、左右得手の方へ振て出す、

繋一本立

繋の手には、上手下手あり、上手のかけは、ほぐるゝ事なく、後の方へ投んとすれば、かけられたるもの、先に己が體下に成る、前へ投んとすれば、からみ投に成、故、前後へ投る事あたはず、上にて咽喉をかゝへ入れたれば、呼吸もたへがたし下にてかけしまりたれば、足もはたらかず、相撲升降の理をうしなひ、次第々々に勞れて負るなり、下手の繋は、首をはづし、かけたる足をとり、俯に前へなやして出し倒事もあり、或は後へうたする事もあり、またかけぬ方の足の地に著ふみはる所を、かけられたる足にて蹴て、けかへす事もあり、是皆かけのしまらぬゆゑなり、

繋の手は數多し、

〔相撲隱雲解〕上覽行事之式

上覽〇寛政三年六月十一日相濟候處、南御番所江木村庄之助、式守伊之助召呼レ、投手之貌御尋ニ付、四拾八手之貌認差上候エドモ相分ラズ、是ニ依テ伊之助見癈、白洲ニ於テ素裸ニ相成、其形ヲ御見分ナサレ、御扣ニ相成申候、

〔上覽相撲記〕寛政三辛亥年六月十一日、於吹上上覽所ニ、角力上覽ニ付、〇中略相撲之手、左之通、

ワタシカケ

右は四ツ手ニ組、相手之方より下手に而、廻しを取、投可申与引寄候處を、内より足をかけ、身を向へ押掛倒シ申候、

マキヲトシ

右は相手之脇之下へ、利腕を差押候處、相手之方ニ而、強くこたへ候間、身をひねりながら、両手にて巻落申候、

フミコシ負

右は相手を押出迚、己が足を先へ土俵へ踏出シ申候、

但ふみこしそく負と申も同様

コシナゲ

右は四ツ手に組合、下之手ニ而、廻しを取、腰江引上、身をひねりながら投ゲ申候、

ヲシキリ

右は不組合前に、相手の足を留ざる様に、一がひに押出申候、

ヤグラダシ

右は四ツ手組、廻しを取引上、土俵之外へ釣出し申候、

ヒヂリダシ

右は左右之二之腕をつかみ合、相手之力、強き手之方へひねり倒シ、踏留る所を土俵の外へ押出し申候、

ダシ

右は四ッ手組、上之手ニ而、相手之横廻しを取、片足を踏へ、乍開投申候、

シタデナゲ

右は四ッ手組、下手ニ而、相手之廻しを取、腰へ引付、上之手ニ而、二之腕を、身をひねりながら投申候、

フミキリ負

右は相手より被押懸、踏留と身堅り不申、又突れ候故、土俵之外へ足を踏出し申候、又ソクギレ共申候、フミキリソク負と申も同様、

モチダシ

右は四ッ手ニ組、両手ニ而、相手之廻しを取、腹へ釣上、土俵之外へ持出し申候、又四ッ手持出し共、

ウキソク負

右は相手より丈夫ニ取懸り、體之力なく、足うき申候、

ハチ投

右は四ッ手ニ組、上之手ニ而、相手之廻しを取、下之手を抜き、二之腕を圍み、足を懸、身を抜きながら、足ニ而はね投申候、

ウチカケ

右ハ四ッ手ニ組、上之手ニ而、相手之首をかゝへ、足を掛、仰向投申候、

ハチ

右は立合之節、左右之手ニ而、かはる〳〵相手之胸を突、土俵之外へ出し申候、又ハ手ダシ共、

ミツデナゲ

右ハ四ツ手ニ組、腰へ引付、下手ニ而、相手之二之腕をとり、ひねりながら投申候、

ヒキヲトシツメ

右は左右之二之腕を取、前へ引倒シ候へ共、倒れ不申候間、其儘ニ而、引廻し突出し申候、

ナゲワタシ

右は四ツ手ニ組、相手之方より、上之手ニ而、廻しを取投ケ可申与引寄候處を、足を掛、身押懸倒申候、

ツキデ負

右は相手之左右之手を取、前へ引倒可申与致し候拍子に行違へ、向へ手を突申候、

カイナマワシ

右は雙方より二之腕を取、頭を肩に付、押合候處、相手之力強き所を身を外づし、腕を取、前江引倒申候、

ツメ

右は相手を土俵際迄押詰、働不申候様ニ身を圍居申候、又ヲシツメ共、

ヲシダシ

右は取組之上、相手を土俵之外へ、一がひに押出し申候、

投ノコリ押切

右は四ツ手組、投可申与致し候處、體殘り候ニ付、直ニ引返し押出し申候、

カイナヒネリ

右は相手より片手さし、押來り候處を、差手之二之腕を取、身をひねり捻倒申候、

上手ナゲ

右は相手より、四ッ手組可申與致し候處を、下手に而、相手の二之腕を取、上之手に而、廻しを取、腰へ引付、身をひねりながら投申候、

カケワタシダシ

右は四ッ手組、相手之方より、下手に而、廻しを取、投可申與〇此下文闕

ツキヲトシ

右は相手より、片手さし押候處を、上之手に而、相手之脇坪を押、身をひらきながら突落し申候、

土俵渡り　ノソク

右は土俵際江押詰られ、脇へ廻り候迚、左右之足共ニ、土俵之上を渡り申候、
但一足、土俵之上を踏、二足目ハ、土俵之内へ入候得ば不苦候得共、二足土俵を踏候得ば、土俵わたりと申、負に相成申候、

ヒキヲトシ

右は左右之二之腕を取、前江引倒申候、

ヒテリ

右は左右之二之腕をつかみ合、相手之方強き手之方へひねり倒申候、

カタスカシ

右は相手之脇之下江片手を差、前へ引、片手を首へかけ、引落し申候、

カラミナゲ

右は相手より差候手を、上之手に而、外江抱、足を内より懸、抱候手にて前へ投申候、

アヲリカケ

右は四ッ手組引寄、相手之右之足を踏寄候ニ付、右之足を踏、外より掛投申候、

ハチヲシキリ

右は左右之手ニ而、ハチ候所、土俵際ニ而、留リ候ニ付、押切申候、

カケクジキ

右は四ッ手組、相手之胸へ肩を押當、腰を入、相手之腰を引寄、外より足を掛、押懸倒申候、

ヨツデヒキリ

右は四ッ手ニ組、腰を引寄、身をひねり、押懸投申候、

ヨツデノツメ

右は四ッ手ニ組、土俵江押詰申候、

ノドワヅメ

右は立合之節、咽へ手を掛、土俵際江押詰申候、

〔源平盛衰記　三十二〕惟高惟仁位論事

名虎氏〇紀ハ、松ノ立ルガ如シテ、跋扈(フンハダカツ)テ動ザリケルヲ、能雄氏〇伴ハ、藤ノ纒ガ如クシテ身ニ纒付ツツ、小頸小脇ヲ搔詰テ、内搦、外搦、大渡懸、小渡懸、弓手ニ廻、妻手ニ廻シテ、逆手ニ入、様々ニコソ挊(モミ)タリケレ、

〔長秋記〕天永二年八月廿日、左相撲棘立十六人、盛貞獨不向、當版位程向北立、次隨仰南向、次向西、次罷入、入方屋之間、直爲手足舉、知古實也、可咸々々、且左廻入條、不似前例、次右參進如左、十五人、貞成賞常不參故也、件貞成、强惜留故者、有左論者也、仍聞成妬之由、隱之也、以西替東罷入、次左召重國、右召脇惟利、惟利進出、欲申障之間、左男取懸、仍惟利角力之間、定能朝臣、頻加制止、仍突膝入了、取合後突膝條、衆人有謗難氣、次左重信、右恒方、恒方跪、于時左男走進、以拳打首、常方成怒、再三取合、宗輔朝

臣、加制止、仍跪了、左此兩番共、稱勝之由、件兩番相撲、中間突膝、但不知案內、次將等進出加敎命、自今以後、無謂事也、次召國季、右召貞久、（召詞、貞久進禮、）進合間、貞久突手入了、兩度爲歸雖被合、倘不及勝負、于時主上（○鳥羽）令加制止御、仍免入了、（○中略）一番、（左藤井爲清、字遠藤、津國渡邊住人勝、右官人師廉、丹後國住人、）棘合而突手入畢、右一口突手事、二番、（左藤井宗里、尾張國住人、右錄恒方勝、肥後國住人、）件宗里、左方進勝者也、而取合暫指後、宗里進爲左搦、而恒方放而成右搦而勝了者、右恒方、面目不可勝計、右大將立座階下、最手感悅、件常方入自第二間纏頭、有暫出入自第三間、右頻呼唉、左將、或方屋、或隱階下、三番、（左清原重國、伊賀國住人、字首、持義親首入洛、仍此名流世、伴首、右紀恒弘勝、伊與國住人、）右男自本勢力者也、內搦勝畢、宗輔纏頭、四番、（左藤井守遠、讃岐國住人、右藤井貞季勝、肥後國住人、）左男、左最上手也、而右男乍立投臥了、此番以後、左立合算指散用了、不相替、五番、（左紀重延、越後白丁、右藤井守次、伊與白丁、勝、）右男、內搦而勝了、宗能纏頭、六番、七番、（左錄秋定、白丁、右丸部貞宗勝、因幡國住人、五位、）件貞宗、內搦返了、而左男、後指振昇歟、貞宗上、雖然依右大將命爲右勝、子細見記、八番、（左中臣季兼勝、右錄直末、長男、）左男進搦之、右男欲投臥了、九番、（左伴國季、武藏國住人、字目黑丸、右清原延貞勝、字丹後少男、）延貞進搦、左男夾首投、延貞又搦、此度左男臥了、十番、（左大藏季貞、鬼太三郎白丁、右丸部貞成、因幡白丁、）右男進搦、而左男投臥了、十一番、（左中臣助遠、字一品宮侍、右清原延貞勝、丹後國住人、）右男進搦勝了、十二番、（左越智光世、右服助常勝、）左右此番、依爲眞人子祈念其、就中上手之由、各及天聞、左男先引右男、至切立階木下、右男於木下立廻、左男進搦、右男夾足投臥、仍乍立勝、上下人、拍手感動、十三番、（左中臣忠高、紀伊國住人、右大宅清光、大宅光房子、白丁、）件右男、自本非勢力者、然而以謂光房子被立最手、仍申障入畢、十四番、（左中臣貞季、字長澤、右豐原是成、惟遠長男、）貞季申障入了、十五番、（左藤井家綱、武藏國住人、右服常方、）右男申障入了、十六番、（左藤井成綱、字奈波、初立、右宇治惟利、字直藏、初立、）成綱申障入了、十七番、（左錄直、右豐原惟遠、）左右不相合退入了、

〔源平盛衰記 二十一〕小坪合戰事

武藏國ノ住人綴（ツヅキ）黨ノ大將ニ、太郎五郎トテ、兄弟二人アリ、共ニ大力也ケルガ、太郎ハ、八十人ガ力アリ、東國無雙ノ相撲ノ上手、四十八手ノ取手ニ暗カラズト聞ユ、（○中略）綴太郎ハ、大力ナル上、太ク高キ男ニテ、和田小次郎ガ、勢ノ小キカサニ係リテ、押付テウタントシケリ、和田ハ細ク早カリケ

レバ、下ヲクヾリテ綴ヲ打倒シテ討ント思ヘリ、勢ノ大小ハ有ケレ共、力ハイヅレモ劣ラズ、相撲ハ共ニ上手也、綴ハ和田ガ冑ノ表帯引寄テ、内搦ミ懸ツメテ、甲ノシコロヲ傾テ、十四五廿ゾハチタリケル、和田綴ニ骨ヲオラセテ、其後勝負ト思ケレバ、腰ニ付テゾ廻ケル、綴内搦ヲサシハヅシ、大渡ニ渡シテ䠒ケレ共、小次郎ハタラカズ、大渡ヲ曳直、外搦ニ懸、渚ニムケテ十四五度、曳々ト推ドモ推ドモマロバザリケリ、今ハ敵、骨ハ折ヌラント思ケレバ、和田ハ、綴ガ表帯取テ引ヨセ、内搦ニカケ詰テ、甲ノシコロヲ地ニ付テ、渚ヘムケテ曳音出シテ刎タリケリ、綴骨ハ折ヌ、強ハカケテハチタレバ岩ノ高ニ、ハチ懸ラレテ、カハト倒ル、刎返サン刎返サントシケレ共、弓手ノカイナヲ蹈付テ、甲ノテヘンニ手ヲ入、亂髮ヲ引仰テ頸ヲ搔落ス、

〔異本曾我物語 一〕俣野久○景は、名にふれたる大力なれば、ひと〳〵面を合すべしとも見えざりけり、内がらみ、外がらみ、むかふがらみ、いれがらみ、手斧掛、入蹴、爪蹴、逆手、蹴腕、級、前亘、後亘、走亘、小頭掛、手房取、胸反、辻搏、皮肚取、すまひの手共、其數を盡し、或は片腹に引つけて投げ倒し、或は手を放ちてめぐらし、あるはまた、向突、臂つき、寸尺にたらぬものどもをば、左右の手を以て、左右の肩をとつて、押しするゑ蹴倒し投倒さんとするほどに、たちどころに、三十二番ぞ打ちたりける、

〔曾我物語 一〕おなじく野○奥すまふの事

またの久○景が、いふやう、かはづ秦○祐は、ちからは、つよくおぼゆれども、すまふのこじつは候はず、御らんせよといひすてゝ、なをもいでんとするところを、ゑばしとゞめていひけるは、かはづが手あひをよくみれば、御ぶんにみぎはまさりのちから也、かれらていのすまふをば、さうの手をあげ、つまさきをたてゝ、うはてにかけてまち給へ、てきもうはてにめをかけて、のさんとよるところを、こひおをうちあげ、ちがひざまによついをとり、あしをぬきてはねまはれ、だいぢからもはねられて、あしのたてどのうくところを、すてゝあしをとりてみよ、くんではかなふまじきぞ、

もし又くまでかなはずば、うちがらみにしはとかけて、もとゞりをちをはかせ、ひとはねはねて、しとゝうで、なんでう七はなれ八はなれは見ぐるしきぞ、さぶらひすまふと申は、よるかとすれば、かちまけあり、あまりにはやきも、みわけられず、又かやうのひねものをば、わづらひなくのしよりて、こくびせめにせめて、せこゞめてまはるところを、大さかてに入て、かひなひねりて、けすてゝみよ、まつさかさまにまけぬべしと、こま〴〵とをしへければ、こゝろへたりとて、いであひけり、をしへのごとくに、つまさきをたてゝ、かひなをあげ、すきあらばとねらひけり、かはづは、せんごすまふは、これがはじめなれば、やうもなくする〴〵とあゆみより、またのが、ぬけんとあひしらふところを、みぎのかひなをつゝとのべ、またのが、まへほろをつかんでさしのけ、あらくもはたらかば、たづなもこしもきれぬべし、しばらくありて、むずとひきよせ、めよりたかくさしあげ、はんじばかりありて、よこざまにかたてをはなちて、しとゝうつ。〇下略

〔曾我物語〕一柏峠相撲事

河津〇祐泰ハ、前後相撲ハ、是ガ初メナレバ、何ノ手モナク、俣野〇景久ガ上帶、ムズト摑テ前ヘ曳寄セ、妻手ヘ廻テ、目ヨリ高ク差揚ケレバ、俣野足ヲ差延、河津ノ股ニ纒ケルヲ、河津事共セズ、一ソリソリテ、尙高々ト差揚、姑ク保テ片手ヲ放、眞中ニ進テ、横樣ニゾ投タリケレバ、〇下略

〔古今相撲大全下末〕四十八手分別

かはづがけ

世人云、つたふる名高き手也、しかれども河津が仕初し樣におもへる人多し、左にあらず、股野とすまふせしに、河津は無雙の大力にて、股野をさしあげゝる時、股野、河津にかけし故に、かはづがけといふ、また野が手也、委は古記につまびらか也、古老曰、此手は上古より有て、蛙がけといふ、然るに河津股野すまふのとき、此手出來りし故に混雜せりといへり、よつて兩

說を用ゆ、

〔相撲今昔物語 八〕河津繫といふ事

是世に名高き手にて、童までも所能知手なり、大全にいふ、此手河津がはじめし手のやうに思ふ人多し、左にあらず、股野が手なりといへり、股野五郎景久と河津三郎祐泰と相撲の時、河津は無雙の大力にて、股野をさし上る時、股野より河津に繫たる手ゆゑに、河津がけといふ、股野が手なりといへり、是間違なり、股野、河津を釣らんとせしゆゑ、河津より股野へ繫し手なり、また古書などを見るべし、釣上んとするは股野なり、釣れて繫たるは河津なり、やはり河津が手なり、何にもせよ、此手は七分三分にして釣たる方、七分の勝也、釣れたる方、七分の負なれば、所謂鼬の最後轉氣といふ手なれば、相撲を捨て反べし、反て足のはづれぬ方、上手なれば勝なるべし、

〔傍廂 後編〕蛙掛

角力の術に、河津掛といふを、相撲紀原に云く、この手は、上古よりありて、蛙掛といひしを、俣野河津相撲のときに、河津は不雙の大力にて俣野を片手にて指し揚ける時に、俣野が河津にかけし故に、混じて河津が掛しよしに誤り傳へたるなり云々とあるは誤なり、安元二年、奥野の狩のかへるさ、柏峠にて酒宴の時に若殿原、相撲とりたる時に、祐安勝ちて、景久が負けし事は三歳の小兒もしる處なり、景久蛙掛せしや、そはともあれかくもあれ、後世四十八手と云たる中に蛙掛あり、相撲に勝つべき爲の手なるべし、まくべき爲の手を、かねて備へ置くべきかは、蛙掛といふ名目は後にて、むかしの川津三郎に附會したるなり、上古より有し手にはあらず、

〔異本曾我物語 一〕彌六は、山内〇彌六兄〇彌七に打たれて、安からずおもふ間、左の手を以て、山内が頭をうたんとかゝる所に、一つちがへて、逆手がけに蹴倒す、

〔相撲今昔物語 二〕八角楯右衞門事

享保歳中、大に行れし、泉州の左海の豪傑、八角楯右衞門といへる相撲あり、○中略谷風梶之助を投(なげ)したるは、紀州行司家、尺子一學が胸臆より出たることなり、是までは谷風に勝てず、よつて夜通しに紀州にいたり、相撲の手合を一學に詩るといへり、一學が曰、梶之助は、○中略相撲になりては急氣生あり、これ梶之助が僻なるべし、汝苦痛をこらへ、たやすく立合事なかれ、其内かならず、得手知るゝ者なり、そのかばう方へ付入らば、忽氣にさゝわりて、猶豫せることあるべし、汝是を工夫せば案外の勝利を得べし、かならず急く事なかれ、予がいひしにたがはず其理にあたらば猛勇金剛の掛聲にて押出すべし、かならず勝利を得べしとなり、はたして大坂京にて勝たり、

〔翁草 五十六〕一仙臺の渦が崎と云角力取、稍年たけておくれたり、其頃巖石といふ取出の角力に(後飾間津と云)初日より勝そめて、段々八日め迄に、片屋の名有る相撲に悉く勝て、今は合す相撲なし、翌は誰と取らせんと頭取共評する處に、渦が崎出て、明日我取らんと云、頭取を始、其外相撲の好士、相撲溜に有て是を聞き、必無用也、今少若き時ならば、勿論の事也、おくれの身にて、加樣の取盛りの角力に對するは、いらざる事也と色々止れ共、不聽、我聊思ふ所有、是非に可取と云に仍て、翌の手相、如此と行司より見物へ披露す○中略兩方名乘合せて立合ふと否、巖石が頰を、渦が崎礑と張る、巖石、氣を立て、例の得手を以、渦を一擧に投んとする所を、ほぐれを取て見事に巖石を投たり、○中略最屓の見物、渦を扇ぎ立て、如何にや、能々覺有れば社、望て取し甲斐有て、比類無き勝負、驚入ぬ、我々見功者にて、凡勝敗の筋をも見分れども、今日の事に於、合點不行、奈何と問ふ、渦が云、御不審尤に候、此程あれ是が取を見るに、誰と取にも、得手の一手を以勝續けぬ、此一手計ならば、ほぐれを取て、可勝手段有之處に、歷々今を盛の者共、其工夫付ざるや悉く負ぬ、我ならばおくれたりとも、取て可見と存れども、取出の角力におくれを掛る時は、必取出の方より得手を不出、只一通

りに取物也、夫にては折角望て立合ひても無詮と存じ、頃日其得手を出させる工夫を致居候が、昨日漸く存付候故、望て取候ぬ、其工夫は別儀に非ず、手合を致候と否、敵の頬を張候が則其手立也、夫にて相手に氣を持せ、おくれのあしらひを忘れさせ、得手を出させせんの謀にて候、案のごとく其謀に乘候て、思ひの儘に勝候ひぬと申ければ、聞人渦が崎が機變を感せしとかや、

〔相撲今昔物語四〕若狹山森之助雷鶴之助喰合相撲始終之事

此鶴之助、高やぐらの名人にて、諸國の相撲取、一度は此鶴がやぐらにて、恥辱をとらざるはなし、みなげにて見事なる勝なり、奇と可謂、〇中略寶曆元年之頃、取出にて、若狹山が弟子に、曾根崎新地三丁目猩谷鍛冶屋の息子に若松岩之助といへる若者を出す、小兵なれども、奇妙に腰足のよき相撲なり、〇中略殊に足に藝のある相撲なり、諸國の相撲に、一度は繋投にて勝なり、繋たればはづれず、奇といふべし、通稱若松が、チョンガケなどいふ評判を取たる相撲也、〇中略其後東武の老練玉垣額之助、戸田川鷲之介たりし頃、此若松が足藝を工夫せしより、若松に勝者多し、〇中略

弔角力者若松墓

角力場中一俠生、四方無敵自縱橫、英風永慕梅田下、人口空傳奇足名、生有奇足相當之術、故結句及此、

和光道人戯艸

〇按ズルニ、若松ハ、明和三年三十八歲ニテ病死シ、大坂梅田ニ葬ル、

〔相撲今昔物語五〕姫路御抱相撲之事

雪見山は、鰭之山の跡つぎにて、御抱の隨一なり、〇中略明和八年、京都之相撲に、逢ケ關をはづみとは云ながら、近世相撲に稀なる、すくひ投を仕たる男なり、すくひなげといふは樣々あれども、雪見山が投しは、右の手を指かついで、腰より逆樣にうちつけたり、見事の投なり、

〔相撲今昔物語六〕安永五歲出水川谷風手合之事

此角力、江戸京大坂にて、毎歳預りとなり、〇中略出水川、是までは三ヶの津にて勝越あれども、今年は、わけて達ヶ關出世して、谷風と變名したる事なれば、諸人評判もよく、せひ〳〵たゝんで仕廻たき、出水川、猪名川が心底なり、此手合殊外間取、ちから水二三度も呑せ、それより立合、初めは二三度刎て、後四ッに渡り、互に仕事を待つ相撲なり、西方には、政右衛門、〇猪名川東方には、友綱、外ヶ濱、永濱等、ゑんぼうせろう〳〵のかけ聲とり〳〵といふ、偖出水川は、谷風を釣らんとす、谷風また出水川を釣らんとす、見物鯨波を揚る事、言語に述がたし、大組合なり、又引合、水をのませ、又四ッに渡り捻合たり、頭取分んと欲すれば、猪名川是をとゞむる事二三度、これは出水川、左を指たる故、此相撲せひ〳〵捨置ても勝と見たり、餘りに隙取るゆゑに、頭取引分預りとなる、是誠に眞の引分なり、

〔相撲私記〕寛政三年亥六月十一日、吹上にして相撲上覽の事あり、〇中略行司すゝみよりて、東のかたや桂山、西のかたや吉野山と高らかによぶ、〇中略吉野山、四ッ手にくみ、桂山がゑたの手にて廻しをつかみ、なぐべきと引よするを、うちのかたより足をかけ、身をかたきのかたへおしかけしかば、桂山あふのけにたふれふす、〇中略わたしかけといへる手なるよし、東のかたより尾上松、西のかたより錦野をめしあはす、尾上松、錦野をはらのうへにいだきて、おしいださんとせしが、かへりておのが足、土俵をふみ出しければ、ふみこしのまけとす、つゞきて若松が脇ばらに、西の與佐の海、右の手をさし入れんとするを、若松きとこらへたれど、與佐の海、身をひねりざまに、まきおとしといふ手にて勝ぬ、西の岩が崎、森が崎と四ッ手にくみ、うへ下の手にて、森が崎の廻しをとり、腰へつりあげ、身をひねりながらこしなげになぐ、龍が瀧妻どりしてかゝらんとするを、西の金碇、かたきの足をふみとめさせず、たゞおしにおしいだしぬ、此手をおしきりといへり、東の千歳川、荒見崎を、是も腰なげになげ出しぬ、櫻野を、西なる安宅山、四ッ手にくみ、廻しをとり引あ

げて、土俵の外へ、やぐら出しに釣出す、東の和田川と今出川、立合ぬるが、今出川ふみこしのそくまけしつ、東の荒灘、角森が二のうでをかひつかみ、左の方へひねり倒す、角森ふみとまらんとふるまふを、其まゝにおし出せしかば、ひねりだしの勝と定む、行司木村庄太郎、立かはり、東の清川に角田川をつがふ、清川おしきりて勝、鳴見川を西の鳴澤、四ッ手にくみ、上の手してかたきのよこ廻しをとり、片足を跡のかたへひらきながら投たふす、だしの手といへり、東の由良の戸、立川を、四ッ手に組、したの手にて、かたきの廻しをとり、腰へひきよせ、上の手にて、二の腕をとり、身をひねりながら、だうとたふす、つゞきて東の都山に朝日野つがひしが、ふみさげ（〇ふみさげ、一本作ふみきりまけ）とて、かたきよりおしかけられ、踏とゞまりしが、身のかためまだしきを、すきまなくつかれて、土俵より足をふみ出す、東の鷹野川、上總野を、よつ手にくみしが、雙の手して廻しをとり、後へ持あげ、土俵の外へ出しぬ、これをばもち出しとも、四ッ手持出しとも云へり、是より中の品なり、芝森は西の筆の山とくみしが、うきそくとて、あまりにとりくびられて、體の力なく、足うき立まけぬ、東の入間野、片男浪と四ッ手にくみ、上の手にて、かたきの廻しをしかとゝり、下の手をぬき、二の腕をかいこみ、身をひらきながら、足とくふみたふせり、初瀬島を西の御所島おし切て勝、東の鳴戸、若浦を四ッ手にくみ、若浦が首をかゝへ、足をかけ、まのしをしてうちたふす、行司岩井嘉七、立かはれり、雲林に西の淀渡をあはす、淀渡、よりあふより、いちはやく、左右の手をもちて、雲林がむねをつきければ、とく土俵の外へつき出せり、東の時津風、黒雲と四ッ手にくみあひ、黒雲を腰に引つけ、下の手にて、かたきの二のうでをひねりながら投出す、四ッ手投といふ、東の熊野川、杜戸崎が左右の手をしたゝかにとらへて、前へ引倒さんとするにたふれざれば、其まゝ引かへし突出せり、此手をば引おとしといへり、東の咲の川、濱風を四つ手にくみぬ、濱風、上の手にて廻しをとらんと引よするを、かへりて咲の川、足をかけ、身を押かけてうちたふす、そのさまいとゆゝし、

投わたしといへる手なり、綾川、東の荒澤が、左右の手をふとさらへ、前へ引たふさんとせしが、かへりて行違ひ、むかひへ手をつきて負となる、是はわが〇成島峯雄すむ里近く生立しすまひなれば、ほいなきこゝちす、龍が鼻と西の香取山、たがひに二の腕をとりあひ、頭を肩につけ、おしあひたるが、龍が鼻のつよくおしける方の身をはづし、腕をとり前へ引たふし、香取山、かひな廻しの勝と定む、さゞ波を西のあら海、土俵のかぎりおしつめ、いさゝかもはたらかせずして、我體をかためまもりぬ、さればつめともおしつめともいふ手にて勝たり、げにさゞ波は、あら海につがふべき名のりかは、行司式守秀五郎、かはれり、常盤川を西の綠川、ひし／＼ととりつめ、土俵の外へおし出す、東の千渡が濱立替り、雪の浦を同じさまにおし出せり。かうやうの手は、いさゝか、めとまる、ためらひもなし、東の諏訪が森に、袖の浦、ふみきりまけたり、東の楠、おしきりて荒馬にかつ、東の杉の尾、阿曾の森を土俵のもとまでおしつめてかちぬ、東の關の川に、荒瀧、ふみきりのまけしつ、東の玉の井、荒熊につがへり、このあら熊といへる相撲は、色黒く大の男の大力なるに、おのが名にあひてやかまへけん、ひた黒の廻しに、白がねして熊の月の輪をつけたり、いかめしくきらきらしく見えしが、玉の井、さしよりて、四ッ手にくみ投んとせしに、猶足の殘りけるを其のまま突出しぬ、投のこりおしきりのかちとなれり、さしもゆゝしくいでたちしが、いかにほいなからんとおぼゆ、式守伊之助、行司す、これよりは上の品なりとぞ、東の伊吹山、わしが嶽、いづれもおとらぬ大力なるが、鷲が、片手をさしおし來るを、そのさしたる二のうでを、きとゝらへて、身をひねりながら、はたと投たふせり、かいなひねりといふ手なり、東の鈴鹿山、岩がせきが、四ッ手にくまんくまんとはたらくを、下の手にて、そのかいなをとめ、上の手にて、廻しのゆひめをとり、腰へつりつけ、身をひねりながらうちたふす、うは手なげといへるよし、東の伊勢の濱、獅子洞を押つめ、養島は、西の眞鶴に、かいな廻しにて投らる、東の出水川、四ッ手に組、戸田川が、下の手にて、廻し

をとり、投んと引よするところを、足をかけむかひておしかけ、土俵の外へおしいだす、かけわたしの手といへり、東の友千鳥は、關の戸が、片手さしておすところを、上の手して、關の戸の脇をおしやゝ久しくおしあひて、いづれ勝負つくべしとも見えざりしに、友千鳥、身をひらくよと見しに、關の戸、たまらずつきおとさる、行司木村庄之助かはれり、東の梶が濱、出羽の海をつめて勝ぬ、雷でん、うきそくにて、西の錦木にまけたり、鷲が濱は、殊にせい高く、ふとくたくましう、色黒きが、西の宮城野の、色白くわかくうるはしきに、めしあはせたるに、たがひにちからやおとらざりけん、しばしおしあひしが、つひに鷲が濱、土俵へおしつけられ、わきへまはらんとて、左右の足、土俵のうへをわたりければ、土俵わたりのそくまけとす、すべておしあひの時、一ト足土俵を渡りしは、おのづからゆるせる定めなれども、是は左右の足ともにわたりぬれば、宮城野がかたへ、うちはをあぐ、中入とて、一庭のもの、皆幄の屋の内にいれり、上中下まで、尾花飯や、かれいひなど給はる、やゝありて、さきのごとく行司年寄白丁など、ひし／＼座につきをはり、行司式守見藏立いづ、東の綠山にあら瀨川をあはす、みどり山、下手にて、あらせ川をなぐ、さらかへりて、下の品より上の品へとりあぐべきなりと聞ゆ、八汐島を西のこし柳、おしつめて勝、東の奈良山、伊勢濱が二の腕をきとらへて、前の方へうつぶしに引たふす、東の浪分、柳川をおしきる、東の明保濃、江刺川にかてるも前におなじ、あまりにすみやかなるは、見所なき心地す、鷹の羽、西の金が崎に、四ッ手なげになげらる、つゞきて名取川が左右の手を、西の紅葉山とらへて、力つよき手のかたへ、ひねりたふせり、讃岐川を西の三保が崎おし切、東の湊川須磨の關をはね出し、東の鶴が岡、増水川をつむる、行司木村庄之助にかはる、東の賀茂川、荒鷲が脇にかた手をさしはさみ前へ引、かた手をば荒わしが首にかけ引おとす、かたすかしといへる手なりとぞ、飛鳥川がさし入れたる手を、西の八雲山、上の手にて外のかたよりつよくかゝへ、足を内よりかけ、抱たる手にて前へなげたり、

神樂岡を西の亂獅子、上手にてなぐ、住の江を西の外の海うちかけ、袖が浦を西の高尾山おしきる、東の桐が崎、廣田川と四ッ手にくみ、廣田川をひきよせ、かたきの右の足を踏よすると、やがておのが右のあしを踏こみ、そとよりあほりかけて、地ひゞきしてなげ出す、更科は、西の越の海にそくぎれにてまけたり、和田海を、西の秋田川だしにて勝、東の和田崎、手間が關を、かひなひねりしてかてり、式守秀五郎、立替り行司す、琴の浦を、西の室が關、はねおとしの手して勝、通し矢を西の三浦潟つきおとし、東の宮の川、鬼ヶ嶽をつむる、黃金山を西の山分、四ッ手にて投、梅の尾を西のあら汐、引おとし、東の甲斐が關、富田川をもち出し、東の島が崎、不破の關をおしきりつ、行司岩井嘉七めしあはす、虎渡りを西の象が鼻はね出し、東の岩が洞、立波をおし切、溫海嶽を西の神撫山はね、東の松島につがひて、秀の山ふみこしの負となる、これらの事も、今少しくりかへし、くはしうかゝまほしけれども、あまりくだ〳〵しかめればもらしつ、東の瀧の音、波の音、いづれたかけんと見るほどに、波の音おしきりにて負けぬ、式守伊之助、かはりてめしあはす、東の波渡、熊が嶽をかいな廻しにて投出し、東の岩がね、嚴島をわたしがけにて投たり、これより上の品なり、稻川を西の鳴瀧、四ッ手にくみおしきり、鬼勝が胸へ、西のあし渡肩を押あて腰を入、かたきの腰を引よせ、外より足をかけ、身をおしかけて、かけくじきといへる手してなげたふす、名草山を西の越の戸はね出す、東の和田原、增見山を押きる、磐井川に西の達が關、立あふ、いづれも增上多門のげぎやうせるごとく、おそろしき力士なり、達が關は、谷風が弟にて、ことに若くたくましければ、皆人心にくゝ、あせをにぎり、あからめもせず、たれもほと〳〵をどり出まほしき心ちするも、ものくるほしきや、四ッ手にくみしが、岩井がこし引よせ、身をひねりながら、おしかゝりておしたふす、四ッ手ひねりといへり、やゝとめでくつがへりたるを、御座ちかければ高しとせいす、是より三役と稱せり、行司木村庄之助、○中略關脇東の陣幕に、雷電とて、此ころ、なるかみよりもひゞき

わたれるをあはす、立あひさまに、陣まくはやく雷でんが、のどへ手をかけ、のどわづめといふ手して、たゞ一度に土俵におしつめたり、このほどの内どりには、いくらの相撲に立合ぬるも、とゞこほりなく勝ぬるを、思のほかにもあるかなと人いふ、○下略

〔古今相撲大全下本〕土俵員數故實

土俵を圓く居るは太極を象る、四方に四方を合せ、内外にて三十二俵なり、内土俵十六俵の内、左方に二俵、右方に二俵、合て四俵のける、左右は兩義にて、左方を陽とし、右方を陰となす、二俵宛のけて一道を作る、今是を二字口(くち)といふ、阿吽の二ツより出るといへり、左にあらず、古へ角力すでに始んとせしに、俄に大雨のふり、土俵の中へ水たまりし故、すまふを猶豫せしとき、左右の土俵一ツ宛のけ、水をながせしにより水流しといふ、志かれ共その名目、今志る人まれなり、内土俵四俵のけて、殘り十二俵を十二支にかたどり、外土俵四俵のけて、殘り十二俵を十二月に標す、近例は内土俵ばかりをのけ、外土俵二俵宛はのけず、内土俵の二俵宛は、左右(今は東西)の關の腰懸とす、是も近來は、古の餘風もすたれて水桶のせとす、世人土俵の數は定らずといへど、左にあらず、甚故實あることなり、委は秘要抄に出たり、

〔角力舊記〕土俵之事

内法二間一尺、向フ十俵、前六俵、十俵ト六俵ノ境ニ、左右二ケ所口有、口一尺五寸、或ハ六寸、土俵ハ五ケ所結ヒ、或ハ四所結、口ハ蜘蛛ガヽリ茶ガヽリ、是ハ見合ヨロシキ樣ニ可致、土俵ヨリ四本柱マデ、土俵外法ヨリ三尺五寸、或ハ六寸ニモ致之、勸進相撲ナドハ、近年兩方ノ眞中、八俵宛ノ境ニ兩方ニ致ス事也、

〔相撲隱雲解〕上覽土俵之古實

一四本柱之間、三間四方、柱ヨリ柱マデノ内、土俵七俵ヅヽ四ツ合セテ、數二十八俵ハ、天之廿八宿、

東西南北ニ須彌ノ四天ヲ合セテ、總數三十六、地理法劒、相撲人、古三十六人ヲ司法ナリ、一內丸土俵數十五ハ、天之九、地之六、東西ノ入口ハ、陰陽和順之理也、外ノ角ヲ儒道、內ノ丸ヲ佛道、中ノ幣束ヲ神道、コレ神儒佛ノ三ツナリ、

〔甲子夜話十四〕奧州南部は、相撲ノ土俵場ヲ圓形ニセズ、方形ニ置テ、其角々ニ四本柱ヲ建ツ、

〔大友興廢記九〕原大隅力之事

雷といふ關相撲、彼是七八人の者共、〇中略相撲の手相を仕候はんとのぞむ、大隅、今まで相撲はとりたる事候はずといへども、是非手相をせんとのぞむ、是非其儀ならば取候はん、教へ候へとて出立をこしらゆる、內の者にいひ付、大竹を一本庭へ出す、雷、是を何の用にかと不審をなす處に、〇中略扨大隅出て、我等がすまふの初なり、がた屋とやらんをつくり候はんと云まゝに、右に出しおきたる大竹を、末より一節づゝつまみひしぎ引わりて、本末を一ッにねぢ合、大きなる輪をつくりて、此輪より外へ足を蹈出したらん者、相撲の負なりと勝負を定むれば、雷も辻風も目を驚し、はや我々負申候、此四人の者共も、相撲修行にて、諸國の大力をも試み申候へ共、かようなる力は見たる事候はずとて、終にとらず、

〔元親記上〕相撲の事

兵庫、ちつとも近よらず、手さきにてあひしらひ、がたや際を、二三返ばかり廻り、〇下略

〔嬉遊笑覽四武事〕かたやとは、今いふ土俵のこと也、

〔古今相撲大全下本〕四本柱の相當

四本柱は、四季に標す、東は春にて其色青色、西は秋にて白色、南は夏にて赤色、北は冬にて黑色なれば、其色々の絹をもつて卷を差別とす、御前すまふの風流なる物好より、つひに一樣の色絹にて卷樣に成たり、

〔大相撲評判記上〕四本柱古實

四本柱は、〇中略風流の物好より、一樣に赤き絹、又は毛氈にて卷、其上を白き絹、または白木綿にて卷こと、なりぬ、

〔大相撲評判記上〕水引幕古實

四本柱の上に張幕を水引幕と號るは、東西の力者、精力を勵まして勝負をいどむ、是陽と陽とを鬪かはす事なり、陽氣相戰ときは陽火を生、たとへば槍と槍とすり合すときは、火を生ずるが如し、此理をもつて陽火を鎭むるため、水に表して水引幕といふ也、かるがゆゑに、はる時も北より張出し、北にてはりをさむ、北は陰にして水德を主り、易にとりては坎なり、尤絹の色は黑なるべけれども、是も後世風流の好みより、色々の絹を用る也、

〔相撲隱雲解〕上覽土俵之古實

一總テ土俵四本柱、易ノ定ナリ、土俵ノ內ヲ太極ト定、左右ノ入口ヲ陰陽ト取、四本柱ハ四時五行、中央之土ヲ加、木火土金水、又ハ仁義禮智信之五常ナリ、水引ハ、黑赤黃三色之絹ヲ以、北之柱ヨリ卷初メ、北之柱江卷納ルハ、出ル人入人ヲ淸ムル心ナリ、北ヲ極陰ト云、相撲ニ是ヲ役柱ト名附、俵ヲ以テ形ヲナスハ、五穀成就之祭事ナリ、

一上覽之土俵ハ、勸進相撲トハ相違ナレドモ、易一體之理、違フ事有間鋪ナリ、

〔角力舊記〕土俵之事

西東ニ方屋ト云フテ屋根アリ、雨著ノ凌ギ也、四本柱ノ天井屋根也、是モ雨著ノシノギ也、〇中略一日ナド御覽ノ御前相撲ハ、四本柱屋根ナドハ無之モアリ、

行司ノ下座筵ノ上ニ薄緣ヲ敷也、是ハ裝束ヲ著ス故也、土俵ヨリ三尺餘、橫ニ敷、眞中通リ、相撲ノ者ノ下座ムシロハ、四本柱ヨリ土俵入口ノ通リ、六尺程縱ニ敷ベシ、

御前ニテハ、方屋ノ外幔ヲ曳也、方屋ナキハ幕串ニテ幔ヲ打ツ、

〔上覽相撲記〕寛政三辛亥年六月十一日、於吹上上覽所、角力上覽ニ付、〇中略町奉行伺書左之通〇中略

一土俵之上屋根有之

但屋根者、上覽之相撲には無之事之由、四本柱も、下之方開き候事は無之、眞直ニ柱立候由ニ候得共、支度出來有之候由故、其儘ニ而差置、土俵最初、高く築上候得共、平地同前ニ相成、右者追風見分之上、差置申候、

〔角力舊記〕土俵之事

土俵ヲ築キタル事、天正年中ヨリ、次第ニ盛ンニ成、元龜年中迄ハ、多クハ不用之、相撲人東西ヲ分ケ並居タリ、亦往古節會御相撲叡覽ノ儀式ハ、西東ノ方屋ヨリ出テ取タリ、

〔大江俊光記〕元祿十二年五月廿八日、助大夫へ人遣候ヘバ相撲之札三枚來、流、〇中根流謙平、〇平七右、日向〇日見物ニ行、〇中略芝居三十五間ニ四十間也、土俵四本柱、三間四方、其內丸ク二間、地行ゟ三尺程高シ、棧敷六十三間、壹間二帖敷、三十五匁、木戸錢三匁、芝居之內、四方ニ茶や、寸地も不殘、外茶やはたごや、明地ナシ、外ハ在所之者計也、

〔相撲上覽記〕君が御世ゆたけき政と六かへりの春、梓弓いや生の頃、濱邊につどふ海士小船、はつかばかりにや、豫めきこえさせて、この御殿〇濱殿の地に、すまひどもめし出つ、御覽の事仰あり、〇中略愛の芝生、二丈餘り引ならし、四もとの柱ふとしき建て、土俵方圓にうちならべ、外の土俵は天の二十八宿の數をあらはし、東西南北に、玄ゆみの四天を合て三十六とす、內の土俵十五は、春の九地の六にとりて、東西土俵の入口は、陰陽和順の理り也とぞ、土俵の內を太極とさだめ、四の柱を四時五行、中央の土を加ふ、是天長地久、風雨順治五穀成就の祭事なれば、其のりありとて、みな追風うけ玉はりて、こと整ぬ、四もとの柱、高さは壹丈あまり、四方にけたを引わたし、うす花田に

青地織ませたる、あやの帽額をかくる、是を北の柱より巻はじめて北にまきをはる、子はもの、初にして北方の水なれば、いで入に人を清むる心なりと、この道に是を役柱と唱ふ、そのもこうのうへに注連縄きよらかに引めぐらしたり、四もとの柱は、くれなゐと紫のきぬもて巻、これもいにしへは錦の水引などかけたる、めし合に及んで、四本の柱に假にまきつけし、そのかたちを表して、二色のきぬもて、かねてより柱を巻となんいへり、もとの方は緋の氈をつけたり、又北の柱に、弓ゆづるあふぎの三くさをゆひつけおけり、東西に埒ゆひて、いで入の道とす、先の年は板屋ふきたる、こたびはなきを、ふるきためしとす、しかあれど村雨の空をいとひて、らうひきたる、あかりさうじを懸たり、相撲どもを初、これがぐしたるものまで總てよつもゝちにもあまれりとて、此役のしつらひ、そともの方西の中門のうちに、東西をわかちてかけわたさる、これらは、いにしへも陣をわたさゞりし折もありしにや、此たびは西東、べちにいとなみしも、さき／＼にはまされりとやいはん、皆ひるのかれいひなど給はる所とす、是もおなじくしつらふべきこと也とて、追風が仕ふる熊本の侍従治年の許よりも、何くれ扱とゝのへられたり、

〔相撲上覽一件〕卯十四年〇天保閏九月七日、相撲上覽ニ付、土俵築立、其外御入用之儀、申上候書付、

此度相撲上覽ニ付、相撲場取建、四本柱、其外職業之者共江申付候積、伺相濟候旨、掛御目付申聞候間、左之通御入用相掛申候、

一金八兩壹分銀六匁五分　土俵四本柱、家根障子とも取建候代、

一金貳分貳朱　土俵築立人足賃、并縄俵之代、

一錢貳貫文　土俵江用ひ候砂壹俵分、持運賃共、

一金壹兩壹分　四本柱下モ之方巻立候、毛氈四枚之代、

一金貳分貳朱　同上之方巻候、色絹之代、

一金壹兩壹分　土俵上江雨覆ニ掛ケ候、苫之代、

〆金拾貳兩銀六匁五分錢貳貫文

右之通ニ御座候、土俵江張候水引幕之儀者、寅年も御納戸より純子拾丈貳尺五寸相渡、右を以職業之者共江仕立申付、仕立代銀者、相渡申候、且相撲之もの共、休息所ニ而用ひ候、湯釜薬罐手桶之類、幷上覽前、雨天ニ而も土俵不損ため、雨障子上江懸ケ候、桐油之類者、右之ものども方ニ而損料ニ而借受、又者爲調、是又代銀相渡申候、右品々之儀も、書面之通申付候得者、乍少分前書之外、御入用相掛申候、右之通申付、純子之儀者、御納戸頭申談、請取候樣可仕候哉、此段相伺申候、伺之通御差圖有之候はゞ、書面之御入用者、先格之通、御役所臨時御入用江組込、遣拂候樣可仕候、

以上

卯閏九月　阿部遠江守

〔古今相撲大全下本〕力水の清淨井化粧紙の近例

相撲場にて、桶に水を湛置き、力者にあたふ故に、今俗に力水と稱す、往古朝廷にて、すまふ行はせ給ふ初より、水桶は左右にあり、仕丁是を司る、委は舊記に見えたり、勸進相撲に成りては、早天より新しき水桶に、清淨なる水を汲入、左右に一ッ宛、合て二桶、内土俵の中央に居置、上に幣帛を立、前に神酒洗米を供じ、四本柱に注連繩を張、土俵入前に注連を取、二ッの水桶を左右今云東西に分、終日すまふ取にあたふ、角力取、咽中を潤す、此事古より今に至るまで同樣なり、今化粧水といふ、

〔江家次第七八月〕相撲内取

仕丁二人、舁二水桶一在レ後、

〔日本諸手船七人事〕今使二蒼頭奴東西持二水桶各一、毎レ番飮レ焉、曰二之力水一是也、

〔角力舊記〕土俵之事

御前ニテハ、〇中略幕ノ入口水桶有、一番勝、下座ムシロニ休ム時、中間水ヲ運ビ出ス、相撲人、水ヲ戴キ呑也、

〔古今相撲大全下本〕力水の清浄并化粧紙の近例

化粧紙の事、國史及び已來の古記に見え侍らず、またいづれの御時にはじまりけるにや、化粧紙と號し、正面の四本柱の左右の柱に釣置き、すまふ取是をつかひ用ゆ、是は全く勸進に成りて後、初りしと推せらる、

〔嬉遊笑覽武事四〕力紙、〇中略思ふに昔は髮に伽羅の油といふものなく、元結も文七などの堅くつよきものなければ、青樓に登る遊冶郎など、茶筅がみになる事みえたり、〇中略況や相撲取は、亂髮になること常に多かるべし、それ故にかねて紙をしごき、もとゞりを結びたる物と見えたり、〇中略假粧水も、もとは力水といひしを思へば、假粧紙も、もと力紙といひしなるべし、寶永中の俳諧に、力紙といへるもの、この紙なるべし、後には元結にかくることもせずなりぬるによりて、只假粧ばかりの心にて呼かへたるにや、

すまふ興行の日數、四方山人が狂詩諺解、いにしへより晴天八日の定めなりしが、安永七戊戌年三月廿八日、深川八幡にて角力興行ありし時より十日となりしと見ゆ、又其頃の記錄、近年は秋角力なく、寒中興行、これも近年雨ふりつゞきしよりかくなれりと見ゆ、

〔相撲上覽記〕相撲に大鼓を用例事

西宮記曰、二十七八日裝束南殿、左右大鼓各五面、候日月華門、〇中略かゝる古式によれるにや、今に要用とす、

〔紙屑籠坤〕角力大鼓廻る時

櫓の大鼓は、角力芝居より外なし、

〔紙屑籠 坤〕角力大鼓廻る時

角力の大鼓、町内の角よりやめて、木戸前にて、兩座〇中村座市村座とも、木戸番臺より下りてあいさつする、是芝居へ挨拶の式禮なり、芝居町通りて、また先町の木戸よりうち始る、

〔相撲今昔物語 一〕日下圍右衛門鬼童相撲之事

大坂相撲の櫓は、此大木戸圍右衛門よりはじめける事なり、其後勸進相撲になりては、初代大山次郎右衛門が最初なり、宜哉此圍右衛門は、名高き荒瀧晉右衛門、湊由良右衛門が師匠なり、わづかに三十五六歳にて□□□止けるゆゑ、知る人稀なり、靱邊(うつほ)に九十□□□なる老翁の語しき、

〇大木戸圍右衛門ノ事ハ、下篇養相撲人ノ條ニ見ユ、

〔大江俊光記〕元祿十二年六月十七日、鳴物昨晩迄也、在所ノ相撲觸大鼓、昨夜半過御免之由、助大夫被ㇾ申、今日相撲有、　十八日、母公朝飯後、京へ御歸、相撲大鼓やかましく思召故也、

〔寺社奉行一件書類〕勸進相撲興行一件

同〇慶應三年四月　十五日、左之書付差ㇾ出之、

乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ奉ㇾ願上ㇾ候

一勸進元追手風喜太郎、差添玉垣額之助、兩人奉ㇾ申上ㇾ候、此度最屓之者ゟ、蒸籠五拾荷、木綿幟壹本、差送リ越候ニ付、相撲小屋木戸外江、四五日之内、積建置申度奉ㇾ存候、尤先例も御座候ニ付、此段御聞濟被ㇾ成下ㇾ置候樣、奉ㇾ願上ㇾ候、以上、

慶應三卯年四月十五日　勸進元　追手風喜太郎印

差添　玉垣額之助印

寺社御奉行所樣

相撲場雜事

〔倭訓栞前編古九〕ことりづかひ　新猿樂記に、狹間內取大庭拔手などいへり、內取は今いふ地取也、

〔古今相撲大全下末〕地取式禮

上古朝廷にて、すまふを行はせ給ふ時に、內取といへることあり、其式舊記に詳細なり、其餘風傳はりて、勸進相撲になりても、初日の前日にすまふの儀式を行ふ、是を地取といふ、先行司出祓をじて清め、神拜を成し、土俵の上を祭る、此禮故實有、略之、扨土俵入すみて、勸進方より一人と、寄方より一人出て、雙方相撲を合す、無言にて是を勸む一番は勸進方、一番は寄方と勝をわくる、此日行司、團扇をもたず、古例に寄り幣を用ゆ、又左右今は東西と云の棧敷一軒宛、注連繩を張り、淸莚を敷、神の棧敷とす、行司此所にかしづき居て、相撲取一人宛に、黃色の幣を頂戴させ土俵へ出す、左右とも儀式これに同じ、此日は一式神事なり、二番合す相撲を、俗に神相撲といふ、是手向なり、本式の儀式は、至てむつかしきことにて、近來は次第に略式をもちゆるやうに成たり、

〔相撲今昔物語一〕紀州御抱相撲之事

紀州に鏡山沖野右衞門、荒砂長大夫等、御前相撲の地取を見物したる老人の咄に、一向すさまじくおそろしき稽古なりといへり、刎合ひ、蹈張り、ちから聲、すさまじき事なりといへり、

〔角觝詳說活金剛傳上〕土俵ハ、○中略中央ニ幣束七本立、神酒ト熨斗供物三方、右ノ品備置也、

〔古今相撲大全下本〕幣帛の兩儀

中に立る幣帛は、土の色を標し、黃色を用ゆるを故實とす、則高野川原にて興行の時節まで、かくのごとくの黃なる幣を用ひたるに、その已來神道によりて白幣になりたり、今なほかくのごとし、

〔大相撲評判記上〕幣帛故實

いにしへ未だ弓取の式なき時代には、結の相撲に勝たる關取に、此幣串を與ふる故實なり、さ

れば曠の相撲にかちて幣をとりたる力士、誇かに幣を振かたげて退く、是を黃幣ふるといふ、其詞殘りて、今の世まで驕たかぶる者を、黃幣ぶるとも黃幣なりともいふなり、然るに後年神道により、白紙にて作るやうになりたり、

〔角力舊記〕土俵之事

御前相撲ニハ、幣弓神酒ナド出スベカラズ、加樣成モノ出スハ、勸進相撲バカリ也、

○按ズルニ、下ニ引ケル相撲私記ニ、寬政三年相撲上覽ノ時、幣帛神酒ヲ供シテ、方屋祭ヲ行ヒシ事見エ、相撲隱雲解ニモ亦此事アリ、角力舊記ノ說疑フベシ、

〔相撲隱雲解〕上覽行事之式

追風、始土俵入之節、柹色之素袍侍烏帽子著用ニテ、土俵ノ上ニ筵ヲ鋪、其上ニテ相撲之古實言上ス、

○按ズルニ、下ニ引ケル相撲私記ニ據レバ、此ノ行司ノ口演ヲ稱シテ、方屋びらきト云フ、

〔相撲今昔物語 七〕行司口上前後駁雜

東西々々、今日於此所御免勸進相撲興行仕候ニ付、御歷々樣方、早朝より御來駕被成下候之段、勸進元は申におよばず、左右の頭取數ならぬ我々迄、大悅至極の色をなしたてまつります、借暫御しづまり被遊被下候、相撲故實を、そと御耳に達申候、そも〱角觝相撲の濫觴をたづぬるに、出雲の國野見の宿禰、本朝にては、忝くも人皇十一代垂仁天皇の御宇、當麻の蹶速、野見宿禰、相撲番ひの事ありて、蹶速に勝つ、是本朝相撲の紀原なり、まつた此野見の宿禰公と申は、忝くも菅丞相の御先祖也、其餘本朝にても、鎮西八郞爲朝、異國にて力を競し事あり、まつた東鑑の節、河津三郞祐泰、俣野五郞景久、相撲の事有、これ世に名高き河津懸是なり、此事曾我物語に見えたり、御士樣方、まさか戰場にてかつちうを御帶被遊、組打しいとう當身首取高名、此相撲にしくはなし、しか

れば全よのたはむれ事とは事違ひ、御侍樣方の御たしなみなり、宋朝にても、相撲番ひありし事、忠義水滸傳に見えたり、其餘古實も多く御座候へ共、遲日の砌、不辨の拙者、かへつて相撲萬事の妨と相成候へば、あら〳〵言上申ます、

○按ズルニ、是ハ勸進相撲初日ノ口演ナリ、第二日ニモ行司ノ口演アリテ、支那ノ相撲ノ起原、我朝ノ相撲節會ノ事等ヲ演說ス、其文大抵初日ニ同ジキヲ以テ略ス、

〔角力舊記〕土俵之事

御前相撲土俵入リ、四人並ビ、五人並ビ、或ハ先三人、跡四人ナド見合、土俵ヘ入リテ、行司ノ聲ヲシイト掛ル時、各立、力足ヲ蹈、又下ニ居テ、段々ニ先ヨリ立テ入也、先行司方屋ヨリ出、下座莚ニテ御禮申、尤團ヲ我前一尺程ニ置、兩手ヲツキ、謹テ御禮ヲ申上ル、相撲ノ者モ並ビ手ヲツキ、土俵ノ內ニテ御禮ヲ申、行司シイト聲ヲ掛ルトキ、右ノ通、力足ヲ蹈也、

〔玉勝間九〕相撲前二日の儀

同書○北山抄相撲先二日の儀のところに、次相撲人進出、列立御前、大將隨天氣仰云東向々、次仰北向々、次仰罷入禮、次相撲とあり、今の世のいはゆる土俵入は、これに似たり、

〔相撲隱雲解〕最手役之始

朝廷節會ノ禮、東西ト云コトナク、左右ト唱フ、左方ハ元方、右方ハ寄方ト見エタリ、尤最手一人ニ限リ、天長地久之法、橫綱ノ傳、一人之土俵入、古ハ片屋入ト云テ、土俵ニ出テ手ヲ二ツ打ツ、乾坤陰陽和順ナリ、足三ツ踏ハ、天地人之三才、智仁勇ノ三德、合セテ五ツハ、木火土金水、仁義禮智信ノ五常ナリ、始橫綱ヲ帶シテ足踏ヲナス、貪狼星、巨文星、祿存星、文曲星、廉貞星、武曲星、破軍星、是七星ノ名也、七ツ踏シメ、氣ヲ臍下ニ納ム、則動カザルナリ、依テ氣鋭ニシテ利劍ノゴトク、以テ勝負ヲ爲ス、正ク直成形ヲ以テ出入ヲナスハ、則內外清淨、六根清淨、天下泰平、國土安穩、五穀成就、第一ノ傳授也、最

手役三十歲ヲ越テ是ヲ持ツ、其故ハ若時ハ、筋骨不定、心氣動ク、略傳ニモ二十五三十歲迄、妻帶ヲ免サズトアリ、

〔角力舊記〕土俵之事

御前相撲、○中略名乘ヲ上ル事、行事下座筵ニ左ノ手ヲ突、右ニテ團ヲ我頭ヨリ一尺程上ヘアゲ、

御相撲東ノ方誰西同斷

昔ハ三番勝テ名乘ヲ揚ル、當世ハ二番勝テ名乘ヲ上ル也、

小結關脇大關

是ハ三番一得ト云フ、取合ニ成リタルハ、兩方ヘ名乘ヲ揚ル、譬ヘバ先ニ勝タル方ヨリ、

小結三番一得ノ御相撲、東ノ方ニ於テ大嵐、西ノ方、屋松島、

關脇大關同斷、或ハ名乘上ゲ樣、下座筵ノ上ニテ團ヲ頭ノ方ヲ左リヘナシ、纏ノ方ヲ右ヘ我前ヘ一尺程ニ置、兩手ヲツキ、頭ヲ筵ヨリ五寸程上ニ下ゲ、名乘モヨシ、

三番一得トハ、西一番勝、東一番勝、勝負ニ成リ、東ニテモ西ニテモ、勝タル方ヘ名乘ヲ上ル也、

大關ノ相撲終リテ、行事下座筵ニテ、謹テ御禮ヲ申上退キ、西東勝手次第、方屋ヘ入、是モ行事二人、西東兩方ヨリ出タル時ハ、出タル方ヘ入ル也、

〔居龍工隨筆〕角力、西の方東の方と名乘べきを、西の方屋東の方屋と名乘るは、推量るに、方屋といふものを東西に分て作りて、彼等を別ち置とおもはる、

〔古今相撲大全下末〕褒美の起附弓弦扇配當

勝相撲に、弓を渡す起りを尋るに、元龜元年二月廿五日、織田信長公、江州常樂寺において、國中の角力取共を召あつめ給ひ、勝負を御覽有けるに、宮居眼左衞門といへる者に、つゞく相手なかりければ、御褒美に御秘藏の重藤弓を賜りける、是濫觴なり、此御弓は、山城國伏見住、島田喜内とい

ふ、古今無雙の上手と賞せられし名人の製作なり、其以後眼左衞門、相撲取事を辭し申けるときに、信長公、不審し給ひ、いかなる故にやと御尋問有しに、相撲は離れものにて、強きものが勝にあらず、弱きものが負るに定たる事ならねば、御持弓を取損じ、若敵に御大將の弓を渡しては、高名むなしく成べしと答へければ、信長公、かれが志を感じ給ひ、角力取節、御褒美に御持弓遣さることを止り給ひ、其以來御ほうびには、餘のものを下し置給ふとなん、勸進相撲の十日目の結びに勝たる關に、弓を渡す事、此餘風なりとぞ、役ずまふ三番なるに、關ばかりに、ほうびを渡し、其以下本意なしとて、近來は關に弓、關脇に弦、小結に扇子を渡す、此弓渡しのこと、元來武門より起りし故、請取渡に故實作法有て、關直に請取らねば、方屋のうち、古實の案内をよく知りたる者出て、此弓を請取也、此弓は四本柱の內、出掛の正面の乾の柱に結付置しを、近代出掛の柱に結付おく、其外十日目には、さま〲故實古例の儀式作法等、數多なれど、近來次第に行はれず成たれば、當時の用のみを書志るす、

〔長秋記〕天永二年八月廿五日、今日可ㇾ召二相撲等一、不ㇾ可ㇾ過之歟、賜二胡籙一條誰々哉、申云、賜二胡籙一條、惟遠、惟利、常方、惟成、清光、助常、貞末、此七人何事候、可ㇾ召二相撲一、〇中略次第召二相撲人一給二綾單衣一、各退出、但可ㇾ給二胡籙弓一者、召留而令ㇾ候、次某七人、賜二弓胡籙一、

〔相撲隱雲解〕上覽土俵之古實

中央ニ幣束七本立、神酒熨斗供物三方、右之品飾リ置、行司追風罷出、天長地久風雨順治之祭事、暫クノ內アリ、〇中略祭事濟、土俵之上ニ飾リ置品々、行事四人、東西ヨリ出テ持テ入ル後、行事先ニ立テ、相撲人二十人程ツヽ、段々ニ出テ禮義ヲ正シ、土俵之上ニ平伏ス、殘ラズ揃ヒ、行事相圖致ス、其時一統土俵入濟、又平伏ス、一人ヅヽ圍(カコヒ)ニ入ル、如此シテ東西六度ニ濟、東西之關取、橫綱ヲ帶シテ、繪圖之通土俵入スミ、其後名乘言上行事、東西ヨリ一人ヅヽ出、又相撲合セ候行事一人、土俵之內

ニ入テ、次ニ東西ヨリ相撲人出テ平伏ス、言上之行事、土俵江出テ東之方誰、西之方誰ト高聲ニ名乘テ入ル、其内白張著用之者、水ト紙ヲ遣ス也、相撲人土俵江掛ル、行事聲ヲ掛テ中ニ立テ、古法之如ク、待ナシニ取組、行事勝相撲誰ト名乘、〇中略又四本柱之元ニ、行事四人平伏シテ扣居ル、是ハ勝負依怙ナク見分ル事ヲ司ル、

〔甲子夜話十四〕奥州南部ハ、〇中略行司モ常ノ上下ハ著セズ、能狂言ニ著セル、太郎冠者ノ上下ト同制ナルヲ、腰ノ帶マデ當テ著ス、但麻ニハアラズ、純子錦等、花麗ナルモノヲ用ユ、而常ノ如ク角力ノトキ、土俵ヲ回歩シテ勝負ヲ視ルコトハセズ、見物所ノ向ノ正中ニ立キテ動カズ、勝負ノ團扇ヲ揚ルト云、諸邦ノ相撲トハ殊ナリ、蓋古風ノ遺レルカ、又彼侯ノ中ノ行司、其首タル者ハ、祿三百石ト云、常ニ場ニ出ルモノハ、皆其弟子ナリ、又相撲人立合フトキ、力足トテ蹈コトモ、南部ニテハ土俵ノ外ニテ蹈ミ、夫ヨリ内ニ入リテ角力スト、以上吾相撲ノ朝雪、其場ヲ經テノ話ナリ、又大關關脇ヲトル者ハ、銘々刀ヲ以テ土俵ノ傍マデ行テ、夫ヨリ角力スト、皆常ト異ナリ、

〔相撲私記〕寬政三年亥六月十七日、吹上にして相撲御覽の事あり、〇中略空くもりなく、常磐の松かえ、みわたし遠くしげりたるに、ひらばりはる〴〵と打わたし、そのまへに四もとのはしら、方一丈あまり三たけばかりにかまへ、その柱をば紅と紫との絹にてつゝみ、もとをば、くれなゐの氈してつゝみそへ、はしらのかみつかたには、花田の幕を四方にひきめぐらしたり、土俵の中央に、青にぎて白にぎて數七ツ、神酒瓶子にふたつ、ほしがや、ほしぐり、のしこんぶをあはせて三くさ、をしき二つものにもりて、そなたにゐのむしろ四ひらしきたり、〇中略しばしありて白張きたる男二人出て、左右の水桶のほとりに、いやまひふしゐたり、東の幄の屋より、追風と名のれる吉田善左衞門、團扇とり、さとの行司木村庄之助、萩原幸吉、外に二人をめしぐして、埓の内を通り來れり、皆烏帽子素袍をきたり、細注立烏帽子、狩衣さしぬき著之、追風素袍は略也、追風、土俵の内に入て筵につき、にぎてにむか

ひ、拍子うちながら祈念し、方屋まつりをはりて、にぎてをとり、二人の行司にさづく、庄之助幸吉左右よりすゝみ、瓶子を取り、神酒を四本の柱の根にそゝぎつゝ、しぞく、やがてむしろをば白張著たる男、左右より取て、四本柱のもとに、おなじつらにたてざまに一ひらづゝ引わく、追風うづくまりゐて袖かきあはせ、方屋びらきといふ事をとなふ、其ことばにいはく、あめつちひらけはじまりてより、陰陽わかり、きよくあきらかなるものは陽にして上にあり、これをかちとなづく、おもくにごれるものは陰にして下にあり、これを負と名づく、かちまけの道理は、あめつちおのづからしかるのことわりにして、これをなすものは人なり、きよくいさぎよき所に柱をかまへ、五穀成就のまつりのわざなれば、たはらを以て關所をかまへ、その中にて勝負を決する家なれば、今はじめて方屋といひ名づくるなりと、いさゝか臆したるさまにもあらず、こゑおかしく聞ゆ、かれは野見の宿禰の裔にして、いにしへの志賀清林といへる、高名のすまひの流をつぎ、遠つおや吉田豐後守家次、內裏より追風といふ名を玉はり、世にすまひの有職たるよし、今細川家につかふ、此度御覽の式つとむべきよし、仰ごとくだり、めいぼくかぎりなきものならし、追風ことおはりて、うしろに別にまうけたる筵につく、是は交名に勝負のつましるしせんためとぞ、年よりといひて、此道に年久しき翁ども淺黃の上下著て、七八人づゝ、しだがひゐたり、いける世のかひつくりたるもことわりとぞ見えし、さて東のかたより、行司のみちびきにしたがひ、わかくいさめるすまひども二十一人、四本柱の內に入、ひし〳〵とうづくまり拜し、立あがり、力あしどうざうとふみすゑてかへり入る、西のかたよりもおなじさだめにしてかへり入ぬれば、東より又かはりていで、西もまたしかり、三たびにあたるときは、十人づゝいづ、これを土俵入といふ、いづれも錦繡のたふさきかきたり、東の大關小野川、たふさきの上に横綱といへるものをかけたり、是はこゝあるが中にも、すぐれたるものゝゆるさるゝ事とぞ、弟子のすまひ二人、前後に引つれてね

りいづ、まづ埒のもとにて拜し、土俵のうちに入たるさま、さき〳〵いかめしう見えつるものらにもはるかにたちこえ、色くろくおもゝちむつかしげに、すさまじきけ、そひたるが、さすがにおそみながら、此道にしては、われはとおもひあがりたるさましたり、土俵入おはりてしぞく、立かはり西の大せき谷風といへるが、是も横綱かけ、逢ヶ關、秀の山といへる、大にたくましきものどもを二人したがへ出て、おなじことふるまふさま、山もうごき出たらんやうにて、こしのかこみなどは、げに牛をもかくしつべき樹のからなどのさましたり、まじりほそう引て、髮まはりおももち、にこやかにつゝしみいやまひたる、いさゝか驕慢のけなく、めやすくて入ぬ、さてのこれる七十四人のすまひどもは、やがて立あふべき用意に、土俵入つかふまつらずとなん、しばしありて名乘揚の行司二人、水桶のほとりにあり、これがほかに行司一人、土俵の内にあり、四方の柱のもと、さきに引わけ敷おきつる筵の上ごとに一人づゝあり、すべて行司七人にこそ、かくてすまひ初りぬれば、左右より行司すゝみよりて、東のかたや桂山とよび、西のかたや吉野山と高らかによぶ、此すまひ二人、埒の內を通りて、水桶のもとにより、水たうべ土俵に入、各つまどりより合たれば、行司うちはを入れ、聲をかくるとひとしく、吉野山四つ手にくみ、〇中略桂山あふのけにたふれふす、吉野山がかたへ、うちはをかざし、かちずまひ吉野山と高らかによぶ、〇中略是より三役と稱せり、行司木村庄之助、小結九紋龍、西の柏戶をあはす、九紋龍はまだわらはのさまながら、すぐれてたけたかく、少しこゝろぬるきやうなり、柏戶は姿かたちとゝのひ、あいぎやうありて、心きゝたりと見ゆ、妻どりさしよりて四つ手にくみ、土俵ぎはへおしつめたり、庄之助、柏戶のかたへ、うちはをさゝげ、小結の職にたへたりと賞して、扇をさづく、かのせたかわらはの鼻しろめるうしろで、ほいなげなり、關脇東の陣幕に、雷電とて、此比なるかみよりもひゞきわたれるをあはす、〇中略けふの關脇にかなへりとて、弦を陣まくにあたふ、しばしためらひて、追風善左衛門、遠つ

おやの内裏より賜りし唐衣四幅の袴といへるものを著て、獅子王といふ團扇の世々傳へたるをもち、ねり出たるおもゝち、先ゆゑありと見ゆ、土俵の中央ばかり少し後によりて立つ、左右より、小野川、谷風、ゆたかにあゆみ出、御物見のかたを拜し、土俵に入、左右に立ならぶ、〇中略追風善左衛門、谷風に團扇をあげ、けふの關にかなへりとて、弓をさづく、〇中略谷風弓をうけ、うやまひさゝげ、四方にふり廻しなどし、うちかたげ拜して入りぬ、

〔相撲上覽記〕君が御世、ゆたけき政と六かへりの春、梓弓いや生の頃、濱邊につどふ海士小船、はつかばかりにや、豫めきこえさせて、この御殿〇濱殿の地にすまひどもめし出づ、御覽の事仰あり、〇中略あす〇四月九日なん召出べきすまひどものうち、その名聞ゆるが、はたちあまり出來たり、方屋の方をうかゞひてん事を乞とて、追風此よしいへるにぞ、御座の方ばかりに、へだての幔引わたしてのち、めしいれぬ、是に先だてるものあないし、みな錦をかざれるたふさぎかけて、東の埒よりいで來ぬ、ひとりづゝ、土俵のうちにつまどりて後、皆たつて力あしなどふみならし、手うちたゝきて、またしもに居ぬ、追かせも爰にまゐれりや、ゝありてしぞき去ぬ、これなんいにしへの内どりなどいひし習禮にもかなへりとやいはん、〇中略既にこと整ひて、白張著たる仕丁、西東より出て埒のもとを通り、傍の水桶置たるほとりに伏ゐたり、ひんがしの埒の元につかさ行司追風、いやまひ愼てゐしが、頓て先達の行司萩原幸吉、すゐふきて、らちに入來るほど、追風烏帽子かり衣沓はきて出ぬ、職行司木村庄太郎、大刀をもち、したがひ出る、外に四人をぐす、ゑぼし素袍著て、みな木劒を帶す、追風土俵のうちながむしろはつく、ぐしたるは、みな左右にひらきて芝居す、土俵の中央にかざりおける、しらにぎて、青にぎて數七ツを建、をしきだつものに三わすゑ、またかはらけに、ほしがや、ほし栗、熨斗昆布をもりてすゆ、追風にぎてにむかひ、拍子打ならし、やゝ、懇祈なしおはりぬる頃、左右より弟子二人江口角太、平川庄次郎、あゆみよりて瓶子をとり、四本柱のもとにそゝ

ぎて入ぬ、幣をとり納るもの二人、同じく弟子、(門岡理大夫)職行司(式守伊之助)出て、かさなる所のにぎてをとり、備へ置し供もおなじくとり納て、みなしぞき入ぬ、土俵の内なるむしろは、仕丁どもの取て柱のかたへに假に置、またとりている、追風、土俵のうちにうづくまりゐしが、袖うちひらき、つとたちて、方屋びらきといふことを唱ふ、○中略此事おはりて、追風、土俵のうちよりいで丶、方屋のうしろ成、埒の間に敷まうけたる、ゐのむしろにつく、またしりへにもむしろ敷たるに、ひとりの行司、硯とり料紙など置て、傍にも行司みたりよたりをれり、めし合の交名よりして勝負の裁斷、愛にしるしつけんためなるべし、埒の左右に相撲の年よりとて、東西によたりづ丶、あさの上下著て筵につく渠らは年おへるすまひどもにて、殊にけふの事あづかれるは、(雷権大夫、伊勢海村右衞門、藤島甚助、鏡山喜平次、)など聞ゆ、四本の柱のもと、さきにわらうだ敷おける、是にも行司四たりいで來たるが、みなわらはなり、○中略名乘あげの行司二人、北の柱のもと西東にす丶み、土俵のもとに合行司一人、團扇もちつまどりゐたり、○中略や丶ありてひんがしの方より、行司みちびきつれて、先にたち出るすまひどもの、ひとりづ丶、四もとの柱のうち土俵に入、二十人計にもなりて、うしろより合行司かくとつかひつれば、みなつと立なみつ丶、力足ふみて、またしもにひざまづく、初に出づるより、拜して手うちはらひなど、獨りづ丶かへり入ぬ、また西のかたよりも、おなじさきてに見ゆ、いく度もにしひがしかはり〳〵て、○中略けふのすまひ人の數、すべてふたら丶、ちにもこえつ丶、名あるは、あるかぎりかずまへられたるにや、其たふさぎかけたるは、皆蜀錦呉綾をあやどり、あるはまたおのが名の文字を縫ものにしたる、白かねこがねの色どり、目を輝す、○中略ひつじ近き頃、百ちあまり十といひて三ッの番ひも御覽おはりぬるに、しか〳〵とうけ給りて、けふのすまひどもの、や丶その名聞ゆるをえらみて、またためしあふせらるべく、浦の濱ゆふ、かさねて仰あり、これなんいにしへ朝にもすまひの節會行れつ丶くる日拔出とて、相撲をすぐりて叡覽有し、ふる

きためしもあるにやとおぼゆ、

〔玉勝間八〕すまひのほて又わき

相撲の最手といふもの、○中略今の世にいはゆる關なり、西宮記の相撲條に、最手額田成連、與腋字治部利里決勝負とある腋は、今いふ關脇也、○中略又西宮記江家次第などに、助手とあるも、脇のことか、

〔日本諸手船七人事〕相撲內取

釋詁、○中略最手、今之關取也、助手、今之關脇、又曰之腋手、其次々亦准曰腋手、猶今之前頭有甲乙、

〔江家次第八七月〕相撲內取

一番最手與助手取之

〔鹽尻十二〕相撲セキコズマウ　相撲にせきこずまふ等の稱あり、按ずるに、萬葉集に防人部領といへるは、國々より召れし相撲人の事なるよし解に見えたり、セキ、コズマウといふは、是より出し名とかや、

〔塵汀紀聞百七十三〕相撲の關小むすび

相撲に關小むすびといふ事、萬葉集卷二十、防人部領といへるは、國々より召れし相撲取のよし、解に見えたり、部領といふは、今いふ小結の義なり、○中略

相撲の關

相撲取の長を關といふ事は、古しへ關所には、大力のものを集て使事有、其中よりも禁庭へ相撲に上りて勤る也、よつて關と云名目あり、

〔嬉遊笑覽四武事〕日本相撲かゞみ、正德壬辰秋、洛陽處士とあり、此作者何人なることを知らず、すまふは、其かみ大內にて、諸國の供御人をめしあつめ、七月にすまふの節といひて、仁壽殿の東

庭にてめし合せて御覽あり、供御人とは、すまふを役としてつかへ奉る諸國の防人(サキモリ)なり、この故に今にすまふの長を關といひならはせりと、此說通せず、相撲を奉仕する人、みな防人なれば、其長たる人のみ關とはいふべからず、その上、日本紀萬葉集等、防人をさきもりとあり、崎護の義なるべし、海國の邊塞をも守らしむるなり、故に島守(サキモリ)とも云り、後世關といふは、其義にはあらず、關門の義にて、これを越るものなきをいふなり、

〔相撲隱雲解〕橫綱之許

谷風江ノ許傳授之寫

免許

一橫綱之事

右者谷風梶之助、依相撲之位令授與畢、以來片屋入之節迄、相用可申候、仍如件、

寬政元酉年十一月十九日　本朝相撲之司御行事十九代 吉田追風 判 朱印

〔相撲起顯 初輯 一〕吉田家より、相撲行司力士免許有之、先の年谷風梶之助、小野川才助へ橫綱免許有之、其例に繼、當時阿武松綠之助、稻妻雷五郎へ免許有之、

〔古今相撲大全 下末〕相撲人名目 附關、關脇、小結、前頭、

角力人の貫首たるものを關と稱す、○中略 關脇、是に次たる號なり、小結は役すまふ取の小口の結なれば、ゆゑにかくいふ、それより以下を前頭といふ、此稱號のもの大勢あり、此部に列するものを俗に幕の內といふ、幕の外を通稱前といふにより、其頭たる取人なればかく號す、前の上座に居るを中といふ、是頭取と前の中といへることなり、上古朝廷にて行はせ給ふときは、關、關脇、小結とも、二人宛是を撰たまふ、勸進相撲になりても二人宛ありしなり、千栄寺にて興行の有し二度目迄かくの如し、則左に姓名を書顯す、

寄方			勸進方		
東方			西方		
大關	筑前	金碇仁大夫	大關	讃州	相引森右衛門
大關	江戸	御用木無次大夫	大關	因幡	兩國梶之助
關脇	大坂	大山次郎右衛門	關脇	讃州	一ッ松半大夫
關脇	肥前	朝雪助三郎	關脇	同	岩橋源大夫
小結	江戸	錦龍田右衛門	小結	同	松山佐五右衛門
小結	尼崎	唐竹茂次之丞	小結	同	今川三太左衛門
前頭	大坂	片男浪空右衛門	前頭	同	御手洗有右衛門

下略

これ元祿十三庚辰年六月九日、糺の森の東、高野川原赤宮にてのすまふ組なり、此時節迄かくのごとくなりしに、三度目、正德六年七月に享保元年と改元丙申六月のときは、此故實を略して、關、關脇、小結ともに、一人宛に成たり、其以前二人宛のとき表裏になずらへ、第一を關といひ、第二に列するを裏關と稱しける、立派は古今相違すれど、此裏關の稱號は、今にも此道熟達の人々は聞傳へられける、漸號のみ殘りて、事は行はれず成にき、

〔嬉遊笑覽四武事〕相撲大全に、○文見上云々いへるは覺束なし、先づ古へ關小結等の稱はなく、二人つつ撲まれしといへるも明證なし、○中略彼高野川原にての時は、いかなる故にかあらん、正しからぬことにて不便利なれば、次のたび正德には、今の定めの如くなりしこと、知らる、又裏關など稱することもあるまじきことにや、これは古への占手を、うら關と心得たる誤ならむ、關腋は古へも腋といへり、

〔相撲私記〕はじめほてといへるも、今は大關と名をかへ、すけては關脇となへ、小結と稱するをあはせて三ッの役とし、夫より前頭、まくの內、まくのした、三段四段五段、ほんちう、あひちう、前すまひと、その品をわかち、○下略

〔相撲今昔物語七〕素人相撲之臆見

上六七枚とは、大關よりいふと見えたり、此に一段あり、又關より拾四五枚目までは、大關關脇と組合すと見えたり、是より以下は不合、此にまた一段あり、是より以下又一段あり、また大關關脇は、往古役相撲たり、小結は役相撲の小口の結なれば小結といふと見えたり、是より前頭といふなり、此前頭の分大勢あり、此部に列する者を幕のうちといふとなり、幕の外を前といふとなり、前相撲の上席に居るを中といふ、是幕のうちと前相撲の中央といへる事なりとあり、當流は中相撲の頭を俗に瀨切といふことあり、是も一理あり、幕と外とのさかひなれば、かくいふと見えたり、また瀨切より十五枚目迄、通稱本中といふとあり、此より以下を合中といふ、下段を細字といふ事あり、原來本中とは、瀨切より六七枚をいふなり、また細字より中相撲に懸れば、此に一段ありと見えて、觸れ拍子木を打なり、是より立合につくばふと見えたり、是より前は、行事團を引ぬさきに、つかみつくと見えたり、

〔角力舊記〕小結ト云フハ、天正ノ頃ヨリ加入ス、前頭ハ、元祿年中ヨリノ名也、

〔相撲今昔物語三〕丸山權太左衞門事

鞍馬山は、殊外大きなる腹にて、投ると、そばより起してやるなり、近頃の鰭ヶ嶽を一倍にして見るやうなる男なり、是もこの時代、○元文仙臺より來る頃は、鰲座關となりたり、此時分懷姙を鞍馬山鞍馬山といふ事流行けり、○中略延享年中、東方には例の丸山、西の方は三熊山澤右衞門、はじめてくわせ關なり、

行司

〔閑田耕筆 四〕玉串氏〇名正親云、關といふ名目は、近世室町殿物語といふものに、秀次公、相撲を見給ふ條に、こゝに西岡の住人に、つきうすといふ相撲あり、かくれなきすまふとは申せども、さるべき相手なきによりて、よひより一番もとらざりければ、人々出て、關をされとぞすゝめける、行事きて、いそぎいでられ候へ、遲參は御前へおほそれありと申さるれば、是非なく出にけり、下略此詞をもてみれば、今世のごとく、定たるものとは見えず、終に取をば關といふにや、(諸說云、前の記錄(西宮記江家次第)に、近例上より始むるも、或は白丁より一々取とも見えて、一定の義なし、秀次公の頃は、今世のごとく、終りにとるは上手なるべければ、相撲人の中にて、首たるものを稱して關といへるなるべし、古に引合すれば、最手に當るなり、)

〔嬉遊笑覽 四武事〕關といふ事、〇中略勸進もとより定めて出るにあらず、合手なき時、名乘なり、これは昔武士の取たる時も、一度出て勝たる者、負るまでは相手をかへて取しこと也、曾我物語など見るべし、勸進もその定めにひとし、

〔日本諸手船 七人事〕相撲召合

立合、今之行司傳歟、

〔江家次第 八七月〕相撲召合

立合進出裝束同相撲長

〔夏山雜談 五〕相撲ノ節ヲ行ハレシ時、是ヲ奉行スル人ヲ行事トイヒシナリ、後世ハ相撲ノ勝負ヲモツヽケタル人ヲ行事ト云フハヒガメルコトナリ、見證トイフ人ニアルベキニヤ、

〔古今相撲大全 下本〕行司傳來

往古朝廷に相撲行はせられける時は、立合せと號し、地下の官人是をつとむ、江次第に詳也、行司は相撲道において、式法故實はいふに及ばず、相撲の手、一通委く明らめたる上ならでは、中々此職勤まりがたし、甚重き役也、中古勸進と成ても勿論也、行司が見極たる勝負に、角力人より爭論

に及ぶことにあらざる也、然るに近來段々此道の故實共用ゆる人稀なるやうに成て、行司が上たる團扇をさゝへ侍など、いと騷々敷有樣也、雙方舊儀を改見ば、是非分明なるべし、

〔古今相撲大全下本〕前行事の格式

前行事といへるもの、往古內裏にて、すまふ行はせ給ふ時に、相當せる稱號のもの、古書に見え侍らず、其故は、相撲人の姓名は、前に書認、次將大將に捧げ、大將より簾中の內侍に付て奏す、以下も是に准じ、番組悉皆ひかへさせ御覽ある、爰において左右のすまふを合す、前に番の號をふれあぐることにおよばず、近世勸進相撲になりては、番組前に極らず、よつて行事の前役人をこしらへ、左右今は東西の角力人の名乘をふれながす、勝負決する前の行ひは、萬事此職よりつとむる故に、前行事と號す、近來は俗にふれといふ、行司は勝負の是非を見分るばかりの役にて、役がらおもきゆゑ、其餘はつとめず、或はすまふ人へ贔屓の方より花など出るときも、此前行事、よみあげ披露する也、此役がらの人、近年は裝束も美服をかざらず、故に本名を知たる人も稀なるやうに成たり、

〔相撲今昔物語七〕行司家業幷前行司といふ事

前行司といふ事あり、是も由來のある事と見えたり、當時は是を觸れと云ひ、あるひは名乘揚といふ、

〔相撲式〕朝廷ニテ相撲ノ始

垂仁天皇ノ御世ニ始ル、其後世々本朝相撲、專ラ有リト云ヘドモ、未作法勝負ノ理リ定ラズ、爭ヒ多ク、惡事ノ端トナルユエ、四十五代聖武天皇ノ御時、神龜年中、國富民榮、世ノ豐ナル事前代ニモ希ナリトゾ、諸國一同ニ、相撲ノワザ益盛ニ起、朝廷ニモ專ラ行レシナリ、傳口多々シ其外相撲ノ作法、此時ニ道正敷定ル、先作法勝負、理リ決シガタキ故、其道ニ精シキ者ヲ御尋有シニ、近江國志賀ノ

里ニ、志賀清林ト云ヘル者、此道ニ達シケル事、世ノキコエ有故ニ、召上セラレテ相撲御行事人ト定メラル、此事國々ニ沙汰有テ、是ニ背ク者ヲ土相撲ト名附テ、是ヲ制シケレバ、四方ノ國々マデ、自ラ相撲作法正敷ナルトゾ、其後志賀家、代々子孫ニ傳ヘ、御行事ノ家ト定ル由、相撲傳書ニ見エタリ、○中略聖武天皇ノ御時ヨリ志賀家代々、相撲ノ行事ノ司ヲツトメ執行ヒシニ、源平兵亂、多年間、朝廷相撲ノ節會モスタレハテヽ、志賀ノ氏族モ斷絶ス、其後後鳥羽院之御時、スタレタル禮ドモ起シ玉ヒテ、召合ノ節會モ行ルベキ御沙汰有レドモ、行事ノ家絶エテ、相撲ノ司モ不定、相撲節會可行樣ナカリシニ、其比越前國ニ吉田豐後守家次ト云武士、志賀家ノ傳ヲ得テ、故實作法傳、常ニ此道ニフケリシコト、世ノキコエ有ケレバ都ニ召上セラレ、相撲節會ノ御行事人ニ定メラルベキ官命ニヨリ、辭退ニ及モ違勅ノオソレアレバ、則命ニ應ズ、コノ時官位及追風ノ名ヲ被下、日本相撲ノ司、御行事ト定メラル、相撲ノ節會用來木ノ劔、本朝相撲ノ團扇、幷ニ唐團扇是ヲ賜、此團扇、獅子ノ繪有ヲ以テ、獅子王ノ團扇ト名付、今ニ至ルマデ代々子孫是ヲ持傳ヘタリ、其作法皆吉例ニシタガヒ、諸國一同、皆追風ガ作法ニ准、古神龜ノ志賀清林ガ例ノ如シ、○中略此豐後守家次ハ、元來木曾義仲ガ旗下ニ有シガ義仲ノフルマヒ不正ニソムキ、越前國ニ引退テ有シガ、此時都エ召上セラレ、官位マデ賜ル事、此道ノタシナミ、神明ノ冥加ニ叶ヘリ、相撲司御行事一人ニ定ル事、此道混雜ナレバ、カヘリテ爭ノ端ヲヒラク、其二流ナキシルシトテ、元龜二年、二條關白公ヨリ、相撲ノ道ニ二流ナク、只一人ナルコトヲ團扇ニシルサレテ、豐後守追風十二代孫追風ニ賜ル、今ニ代々子孫是ヲ傳ヘタリ、相撲ノ力士ハ、流義ヲ分ツテ、其術鍛錬シ、ハゲムベキ事也、行事ハ他流ナク、只一流ナル事、表裏ナルヤウナレドモ、皆其理有事也、

〔翁草百七十八〕粤に相撲行司の家となん云る有て、今細川家に事へ、采地五百石を取り、吉田善左衛門と號する由、寛政元酉年、公儀より由緒御尋有之、書付差上候よしにて、左に寫す、

一相撲之起りは天照大神の御時より始り、朝廷にては、垂仁天皇御宇、相撲之節會行はれ候得共、末其作法不ㇾ正、爭之端而已に罷成、勝負之裁斷定がたく、聖武天皇神龜年中、奈良都に於、近江國志賀の清林と申者を召、御行司に被ㇾ定、之より相撲之式、委敷相備り、子孫相續之處、多年兵亂打續節會行はれ不ㇾ申、志賀家も自然と斷絕仕候、

一後鳥羽院文治年中、再相撲之節會可ㇾ被ㇾ行處、志賀家斷絕之上者、御行司可ㇾ相勤ㇾもの無ㇾ之、普く御尋御座候處、拙者元祖吉田豐後守家次と申者、越前國に罷在、志賀家之故實、傳來仕候旨達ニ叡聞ㇾ、被ㇾ任ニ五位ㇾ、追風之名を賜、朝廷御相撲之司、行司之家と可ㇾ被ㇾ定旨蒙ニ勅命ㇾ、此時召合せに用候、木劍獅子王之御團扇を賜り代々相續、節會之御式相勤候之處、又候承久之兵亂發り、節會も中絕仕候、

一正親町院永祿年中、相撲之節會被ㇾ行候節、十三代目追風罷出、如ニ舊例ㇾ相勤申候、

一元龜年中、二條關白晴良公より、日本相撲之作法、二流なきとの御事にて、一味淸風と申御團扇、幷烏帽子狩衣袴唐衣四幅袴、被ニ下置ㇾ候、其後信長公、秀吉公、權現樣御代にも、度々御相撲之式相勤申候、

一十四代目追風、朝廷御相撲之式相勤申候、元和五年、於ニ紀州和歌山東照宮御祭禮ㇾ、御相撲之式依ニ御賴ㇾ、御祭禮奉行朝比奈惣左衛門殿と諸事申談、相勤申候、依ㇾ之御刀一腰拜戴仕候、

一十五代目追風に至、朝廷御相撲之節會も、自然と御中絕に成行申候、二條樣御家には、相撲にて御懇意之筋目御座候間、他へ出申度段奉ㇾ願候處、願之通相叶申候ニ付、萬治元年より當家へ罷出申候、

一元祿年中、常憲院樣、〇德川綱吉牧野備前守樣へ被ㇾ爲ㇾ成、相撲上覽之節、彼方樣御家來鈴木梶右衛門と申仁、入門之御賴有ㇾ之、將軍家上覽之式、一通及ニ相傳ㇾ品々拜領物仕候、

一元祖より拙者迄、都合十九代、前文之通、禁裏其外之御方々樣より、追々拜領品々、今以持傳、相撲之故實等、傳授仕來申候、

一當時諸國之行司、幷力士共へ之免許、拙者家より代々差出來候、

右之通御座候、以上、

十一月　　吉田善左衞門

〔嬉遊笑覽武事四〕細川家士吉田氏家說、相撲故實、○以下同ニ上文、故略、此書付をみるに、其始祖とする吉田淸林を相撲の行司に定めらるゝ事、正史に所見なし、其他も推て知べし、

〔相撲隱雲解〕橫綱之許

小野川江ノ證狀之寫

證狀　　當時久留米御抱　小野川喜三郎

右小野川喜三郎、今度相撲力士故實門弟召加候、仍證狀如件、

寬政元酉年十一月十九日　本朝相撲之司御行事十九代　吉田追風　判朱印

〔相撲行司家傳〕永代寺門前仲町書上　忠兵衞店相撲行司　木村庄之助

右先祖は、眞田伊豆守樣御家來にて、中立羽左衞門と申、年月不知、御暇願浪人致し、寬永年中、寺院宮地爲造營、御屋敷樣方より力士相頼、勸進寄相撲と申を始め、右奉加を以、堂宮造立致候義に有之、右中立羽左衞門より三代目に至、木村庄之助と姓名相改、五代目庄之助儀、寬延二巳年八月中、肥後國熊本に、吉田豐後守家次孫有之由及承り、右吉田家は、細川越中守樣御家來にて、其頃吉田善左衞門と申、職業にては追風と名乘、祿三百石之由、元來舊家にて、往古年恐後鳥羽院樣、相撲御

節會之節、本朝相撲司御行司與蒙勅命候家柄に付、庄之助罷越、右御規式御法傳請、門弟入致候處、同家門弟之内四人を、南は日高、北は水本、西は金田、右三人名前不知、東は木村と四姓に被分、日高金田は斷絶致し、水本は南部大膳大夫樣御家來に當時子孫有之、長瀨越後と申、右御領分に相撲興行有之節は行事相勤、他國へは一切出不申故、庄之助儀、吉田家にて高弟に相成、日本相撲行司目附と被定、右目附之譯は、以後御節會相撲之節、東三十三ヶ國力士どもを庄之助召連上京仕、行司相勤候樣に吉田家より被申渡、西三十三ヶ國は、同家にて力士共召連相勤、且又三代目庄之助木村と名乘候は、幸ひ東は春にて木を形取、末々に至迄木村と可名乘旨被申渡、五代目庄之助より、代替之節は吉田家へ神文致、且免許狀、其時々被相渡候仕來に付、先祖中立羽左衞門より當庄之助迄、九代目に有之、則庄之助へ免許狀寫、左之通、

免許狀

無事之唐團扇、幷紅緒、方屋之內、上草履之事、免之候、可有受用候、仍免許如件、

寬延二年巳八月　本朝相撲司御行司十六代　吉田追風印

江府　木村庄之助どの

六代目庄之助、右は免狀燒失仕候、七代目庄之助、右は天明七未年十二月、十七代追風より免狀有之、文面五代目庄之助免狀之通り、八代目庄之助、右は寬政十一未年三月中、十九代目追風より免狀有之、文面右同斷、當庄之助へ免狀寫、左之通、○其文、文政八年三月ノ免狀ニシテ、其文寬延ノトキ同ジケレバ略ス、

右之通免狀所持仕、庄之助職業に付ては、吉田家より差配請、古來より帶刀致來候得共、身分之儀は、町方御支配を請候者に有之、旅行之節は、相撲御由緒有之、京都五條樣より御繪符頂戴致し來候、

〔相撲行司家傳〕去亥十一月中、町御奉行筒井伊賀守樣御番所へ、庄之助被召、相撲行司力士年寄身

分之儀、御尋有ㇾ之、委細書面を以可ニ申立ㇾ旨被ニ仰渡ㇾ候、其節差上候、書付之寫、

乍ㇾ恐以ニ書付ㇾ奉ニ申上ㇾ候

一深川永代寺門前仲町忠兵衞店、相撲行司庄之助、奉ニ申上ㇾ候、相撲取幷行司身分之儀、御尋に付、左に申上候、○中略

一行司苗字名乘、帶刀致候儀、幷職業之儀に付、願出候節之事、

此段私儀は、浪人者にて、古來より木村と苗字相名乘來、帶刀致、當時之相撲年寄仲間加入致罷在、行司職業之儀は、私幷式守伊之助、兩人共、先祖より細川越中守樣御家來吉田追風より免許貰請候儀にて、伊之助先祖も、其砌より式守と苗字相名乘、帶刀致、是又浪人者にて、其外之行司共は、一切帶刀仕儀は無ニ御座ㇾ候、尤身分之儀に付、御顧之儀有ㇾ之節は、御奉行所樣へ御願申上候儀に御座候、

右御尋に付申上候、以上、

文政十亥年十一月晦日

深川永代寺門前仲町忠兵衞店
相撲行司 庄之助
家主 忠兵衞
五人組 藤八
名主傳次煩ニ付代 藤助

御番所樣

右御聞置に相成候

〔相撲式〕式字說

式者何、取ニ法之名ㇾ也、是我行司家、世々所ニ相仍而爲ㇾ制者也、今傳ニ之於汝、汝亦能用ニ此爲ㇾ制焉、則角觝場中、無ニ往而非ㇾ此式ㇾ也矣、維遵維力、

寛延二己巳年八月　本朝相撲司御行事十六代 吉田追風

式守五大夫殿

力士目錄

一本朝相撲發ヲ知事、幷土相撲之事、

一殿中貴人御前作法之事

一地踏之謂有之事

一褌相撲之事

一正月相撲之執初、幷軍之門出歸陣之祝、幷婚姻之祝作法有之事、

一團扇ニテ合扇子ヲ忌事

一芝居ト云名附之事

一四十八手例ト式ト云事

一四分六分ト云事

右九ヶ條

右者文治年中、御定之法也、拙者門人之外、不相傳候、今度厚依懇望令傳授候、堅不可有他言者也、

寛延二己巳年八月　本朝相撲司御行事十六代 吉田追風

〔日次紀事 四時〕勸進相撲

凡別相撲勝負謂行事、其法有三流、播磨、東坂本、西岡是也、近世洛内外止

〔曾我物語 一〕おなじく野○奥すまふの事

いづのくにのぢう人、みしまの入だうゑやうげん、ゐだけだかになりて、いしころばかしのたきぐちどの○後經と、あひざはのや五郎どの、○治重いでゝとり給へ、これこそあひごろのちからとき

けさもあらば入だういでゝ、ぎやうじにたゝんといふ、

〔信長公記十一〕天正六年二月廿九日、江州國中之相撲取、三百人被召寄、安土御山にて相撲とらせて御覽候、○中略行事木瀨藏春庵、木瀨太郎大夫也、此兩人御服被下頂戴、八月十五日、江州國中、京都の相撲取を初として、○中略辰刻より酉刻迄とらせて御覽候、○中略行事者、木瀨藏春庵、木瀨太郎大夫兩人也、

〔相撲今昔物語二〕北國官大輔并ニ越前屋團之助事

此時代○享保に、岩井團之助といへる行司あり、この團之助、越前家より御紋付團扇を拜領す、よつてみづから家號を越前屋團之助と名乘り、豪傑たぐひなき佞賍者なり、なか〳〵當時のやうなる行司にあらず、自身見解たる相撲を、東西の相撲取の機嫌を取やうなる行司にあらず、一とせ御抱への相撲、大にもめて、團之助を殺さんといへり、團之助が曰、相撲は御手前の業なり、勝負みるは、目付役越前屋が家業なりといへり、其後此團之助が次席となる行司なかりしに、寛延歲中、木村萬九郎といふ者出る、是も團之助におとらぬ行司なり、此萬九郎を相撲取憎み、しばらく行司を休む事あり、此近頃の行司なり、勝負明白にして、中々頭取の差圖をうけぬが、越前屋が仕似せなりと高言せしとなり、殆ど分の違ひしこととなり、當時の行司は、小相撲取より行司となり、頭取の指圖にて此職分となる者多し、尤其業なれば、小相撲もとらねば濟ぬ事なれども、元來諸事危うちなる取さばきなりといへり、また爰に行司の身分に心勞なる場あり、此行司、いつの頃より東西へ分れしことなるや、○中略近世行司、東西と分れては、甚心勞なる役柄なり、若誤りて相手方へ團扇を揚なば心勞なるべし、是は行司は、東西ともに同部屋に仕たきものなり、

〔相撲今昔物語二〕八角楯右衛門事并尺子一學事

紀州行司の家、尺子一學といふ者あり、原大坂山おば瀨の出生なり、元祿歲中、紀州卿、殊外相撲御

好あれども、能行司なかりしとなり、その頃に此尺子一學、名譽なる事、御上聞に達して、則二十石に拜領物にて御抱となり、親子ともに引越となり、此一學が子を尺子小作といへり、此時拾壹歲にて、親子御前相撲の行司を勤たり、大きに御意にかなへり、此小作、元來才智にして、醫道を學び、紀州にて町醫となる、其後六十歲の頃、大坂島之內へ來りて、紀州醫淺井何某と名乘、大に行れて、七十餘にて病死す、○中略大坂等にてたよりを求め、此淺井氏へ相撲古術聞合すといへり、○中略明和歲中、小男に木村門九郞といへる執心の行司あり、近頃の行司なり、其頃九州大海島右衞門、猪名川政右衞門、相撲爭論におよぶ事あり、これ土俵際にて猪名川こけたれども、前に大海に浮足あり、其夜門九郞、淺井氏へ來り、相撲手合を尋るに、人をはらひ、ひそかにいへり、今日の相撲、われ溜りにて是を見たり、汝相撲を見る事、東西の一人なりと思ふに、今日の相撲は、紛もなき猪名川が勝なり、汝此場を見損じたりや、門九郞が曰、いさゝか眼をふり候あひだなりといふ、淺井氏曰、汝眼中すわりたり、元役前に大酒を望ゆゑなり、以後役中は禁酒たるべし、當時頭取たりとも、能相撲を見解る者なし、其餘の者、土俵廻りを剣步行ども、役に立物ならず、汝能知る所なり、此後隨分出精すべし、おそらくは能行司とならんといへり、其後此尺子を讓らんといへども、思慮ありや辭るとなり、

頭取

〔古今相撲大全下本〕頭取家業

頭取は、往古禁廷にて、相撲番ひ行はせ給ふとき、相撲長と稱するもの是なり、初て勸進に興行せし時より頭取と號す、是はすまふ取中間にても老分の職にて、老分といへども、若かりし時は國國にて名を發し、生得力量、諸人にすぐれ、手取もまた至て上手と賞せられ、心も正直にて、餘人のおよばざる三德を兼たるもの頭取と成る、是自分より稱せず、仲間にて其職に備り、然るべき人體なる人をかく號す、相撲興行の間はいふに及ばず、角力取仲間の理非を正し、年中萬事の所務

を此頭取より下知する也、

〔江家次第 七八月〕相撲內取

相撲長三人

相撲長、今之頭取也、

〔日本諸手船 七人事〕相撲內取

〔相撲今昔物語 二〕八角楯右衞門事

頭取を親方々々といふこと、此八角時分より言事と見えたり、よき稱號なるべし、往昔禁庭相撲節會之頃は、頭取を長といへり、是今の頭取の事なり、相撲一件長ざる役柄なればなり、もつとも大役なり、相撲一件、喧嘩口論不調法、皆頭取の誤りなり、當時は若歲なる頭取、近歲多ければ、親父殿御頭とも如何なる者なり、ちよと親方とは、能通稱なるべし、

〔相撲今昔物語 三〕岩井團之助行司名譽荒言之事

享保歲中之勸進相撲、於堀江興行するに、〇中略此時代の頭取は、いやな事にて、かりそめにも刀を引提、さしむといへり、頭取、當時とはきつい違ひ、殊外心勞せし事なり、花敎太右衞門、此時の相撲より頭取を引たり、親類共、いさめていふ、角力の中の世話は、いらざる事なり、やめられよと、とめしゆゑ、是能引所と我もとくしんして、退去なしたりと或時花敎咄たり、つゞいて大橋三大夫もこり果て引たり、當時の頭取は、心やすき事なり、

〔相撲隱雲解〕上覽行事之式〇寬政三年六月

年寄三拾六人、染帷子麻上下著用ニテ、土俵場江代リ〳〵相詰、

〇按ズルニ、年寄ハ卽チ頭取ナリ、

〔古今相撲大全 下本〕行司傳來幷裝束團扇風流

古代行司の裝束は、侍烏帽子を戴き、素襖を著し、露を結びてたすきとし、拌を持て相撲を合せしもの也、中古風流になり、烏帽子を取、茶筌髮にして、素襖を陣羽織に替へ、裁付をはき、拌を唐團に換たり、此出立漸久しかりしに、享保年中より、又裝束轉じて、著ながし小袖の上に、上下を著し、股立を取て出立、古の風流より今の變化に、心を付べき也、

〔相撲式〕相撲采牌ヲ用ル事

相撲ニ、サイハイヲ用ル事、古ハ無キ事也、中比武家野相撲ヨリ始ル、近キ比、織田信長公、相撲ヲ好玉ヒ、戰國ノ風儀ニテ、專相撲ニサイハイヲ用ユ、古法ニハナケレドモ、リヽシク見ユル故ニ、武家相撲ニカギリテ是ヲ用ユルコトヲ、天正ノ比、十三代追風、是ヲ定メテ、ミダリニ用ユル事ヲ不許、古法ノ七番一德ノ亂聲ヲアグルヲ、力士出入ノ指引合圖ニ用ユ、相撲采牌ノ拵樣、別ニ有、口傳アリ此時ハ行事モ鎧ノ下衣、或ハ陣羽織踏込附、或ハ股引抔ヲ著ス、力士モ陣羽織陣笠抔ヲ著テ座ニツク、是皆リヽシクシテ武家ノ氣象ニ叶故、是ヲ許ス事也、

〔嬉遊笑覽武事四〕行事の出立、○中略案ずるに、素襖烏帽子の頃も、弓を用ひしなるべし、ざいにはあるべからず、唐うちはを用ゆるは、猿樂狂言、唐相撲の體なり、裁付を著、うちはを持し行事は、延寶頃、京師四條の圖の古畫にも見えたり、又同頃の一枚畫に、明石志賀之助のすがたの圖あり、これには行事木村喜左衞門上下にて股立とり、唐うちはを持たり、江戶の風は異なるにや、され共其後は、彼唐人出立の筒袖の服、裁つけはくことは、いづくも廢れたりと見えて、類柑子、鬪雞發句合、裁つけの足に覺悟や錐袋、といふ判に、たゞつけの體、田舍行事とみえたり、

〔角力舊記〕行司、裝束ナキ時ハ、麻上下股立取、素足ニテヨシ、裝束ノ時モ素足也、昔ハ足袋ゴンズ艸鞋ニテ合セタリ、

〔相撲今昔物語七〕行司家業幷前行司といふ事

行司の裝束は、中古は陣羽織に裁付揮配よりは、當時上下に股立の方立派にて尤よし、古畫等を見るに、輕業者のやうにて見苦し、また前行司といふ事あり、○中略これも行司の次席たるものなれば、江戸のごとく裁付にてもはかせたきものなり、尤當時一歳、此前行事、裁付になりし事あれども、また浴衣がけとなり、兎角法令不定事かくのごとく、甚鄙俚なる風俗は、浴衣がけに丸ぐけの帶、或は刺下奴となり、甚だ尾籠なる風俗なり、

〔相撲隱雲解〕上覽行事之式○寛政三年六月

行事拾四人、素袍ニテ侍烏帽子木劍ヲ帶シ、○中略古例ニ依テ、往古追風禁裏ヨリ賜リタル、紫ノ打紐付タル獅子王之團扇ヲ持、風折烏帽子狩衣四幅之袴著用、土俵ノ上草履、御免ニテ相勤候、

〔相撲上覽一件〕卯○天保十四年九月廿八日、上覽之節、相撲行司、式服相用度旨申立候儀ニ付、相伺候書付、

此度相撲上覽之節、關相撲兩人之內、不知火諾右衛門儀は、細川越中守家來吉田善右衛門事、追風と申者ゟ横綱之免許請、土俵入之節は、褌之上へ注連繩を掛罷在候積ニ有之、去文政六未年、相撲上覽之節は横綱之者有之候付、行司之者、麻上下著用、無劍ニ而罷出候へども、去寅年上覽之節は、横綱之者兩人有之、其節先格取調候處、寛政度上覽之節は、横綱之者兩人罷出、右追風は、立烏帽子狩衣服、行司都而、素袍帶劍にて罷出候間、右寅年も免許請候行司五人は、素袍にて罷出候樣仕度旨、相撲年寄ども申立、且追風は國元ニ罷在候へ共、相撲式之儀は、同家來之內、引請罷在候者も有之、聊差障無之候旨、猶右裝束相用候樣相成候ハヽ、烏帽子素袍は越中守ゟ可貸渡旨申聞、帶劍之儀、相尋候處、右は木劍相用候旨申立候間、其節小笠原相模守殿江相伺候處、伺之通被仰渡候、然る處前書横綱之者兩人、家業相濟、當時外ニ横綱壹人有之、此度之儀も、免許受候行司五人有之候間、前書之通、素袍ニ而罷出候樣仕度旨、相撲年寄共申立候付、先格之通、右之服木劍とも相用候樣可申付候哉、此段相伺申候、以上、

卯九月　阿部遠江守

相撲上覽之節、行司式服相用候儀、伺之通可被相心得候事、

〔玉勝間　八〕すまひのほて又わき

江家次第に、すまひの事をいへる處に、犢鼻褌上、著狩衣差紐と見え、古今著聞集には、烏帽子袴など著ながら、すそをくゝりて、とりたりしやうも見えたり、然るに榮花物語根合卷には、はだかなるすがたどものなみたちたるぞうとましかりけるとあれば、むかしより裸にてもとりしにこそ、

〔閑田耕筆　四〕相撲の赤裸になることは、後世の弊風成べしと思ひしに、古き繪卷物の相撲の圖をみれば皆赤躶也、〇中略或は袴を著、或は不著、或は紐をさし、或は紐を開、帶を加はふるとくはへざるとの差別はあれども、畢竟は躶體に狩衣をつけて參る也、手合せするときは狩衣をもぬぐべし、

〔享保集成絲綸錄　四十九〕慶安元子年二月

一相撲取之下帶、絹布ニ而仕間敷候、屋敷方江被呼候共、布木綿之下帶可仕事、

〔古今相撲大全　下末〕相撲人名目

昔は犢鼻褌とて、布にて下帶をかくす袴を著したり、依て風流を盡さず、勸進になりては犢鼻褌まとふことならず、犢鼻褌は、朝廷の相撲のとき、此官の大將より是を賜る、よつて犢鼻褌を用ゆることあたはず、故に織紋縫摸樣の風流を物好(ものずき)仕初たり、此事正德中に初り、享保年中、大に流行しける、其頃武門の御歷々に、至て相撲を好ませ給ひ、諸國の大力上手等、數多御抱有て、角力取の望にまかせ、勸進すまふにも、暫の御暇給はり御構もなく出し給ふ、其御抱の角力人、彼殿より拜領の下帶を花やかに結ひ立出けるより、他の角力人も、是におとらじと伊達を專にしける、此時

の御抱の角力取の拜領のまはしを、世に紀州まはしと稱ける、其ゆゑは、金銀にあかし、御物數寄有て織らせられける故、花美眼を驚す見事、言語にのべがたし、是より次第に我劣らじと風流を盡事に成たり、誠に土俵入の時、打揃ひ出並びたる景色、筆に書取がたし、然共粧ひは自由に成べけれど、叶はざることとは生得の人品也、

〔嬉遊笑覽武事四〕褌、古はさらにもいはず、文龜永正の頃までも、角力とるに用ひしは麻布にて、白或は茜染を、三重又は二重にも結べりとぞ、其後に至りては、常人も純子綸子綾縮子などを用ひたれば、角力には勿論なり、さて次第に花麗を好みしが、紀州まはし出來しより後、土俵入に用ることゝして、取るに用るとは別物となれり、(大全に織紋縫もやうの風流は、正德中に始り、享保に盛なりと云、)昔人角力とるに手綱を用るは、常のたふさぎ、三重などは、まはさねば、ゑかせしなるべし、又昔の褌は、前下りと云ものなし、後の方をよつひと云ひ、前をまへほろと云ふ、其形ほろに似たる故に云なるべし、まはし、是をまはしと云ことは、幾重もまはす故の名なるべし、これもきのふけふの名にあらず、後撰夷曲集、米屋を、下帶のさがりし米を買ふ人は肌ゆるさずにまはし能せよ　高故

〔亮々草紙二〕犢鼻四辻

今犢鼻の尻の上にて結ばれたる所を、みつひといふは、三結(ミツユヒ)の省けるなるべし、さて其結目は、上に角出たれば、四辻ともいふべく覺ゆ、すまひの手に、三結(ミツヒ)とるといふ事あれば、今こゝに四辻をとりてといへる、似つかはしげ也、當時の犢鼻のかたはゑらねど、猶さるさましたる所のありしなるべし、

〔暦龍公隨筆〕赤澤山にて河津三郎が、角力を取時の手綱二筋よつて、ゑめしと曾我物語に書きたるは、手綱にはあらず、直に今のまはしなるにや、足利の代の武家禮式を書たるに、大將に鎧をめさせる次第に、先手綱を云けるは、今の代のまはし褌なり、

たうさぎは、股ふさぎといふ詞にて、袴の少きものにて、犢鼻褌の事なり、上古は角力もたうさぎをして、狩衣にて取たると見えたり、ふんどしは、ふみとほしの詞にて、今のまはしなり、

〔大相撲評判記上〕潔裝褌の唱誤の事

土俵入の褌を、けしやう褌といひならはせ、箱書付目錄文通などにも、化粧の文字を書は、大なる誤なり、力士土俵へ出るに、何ぞ妓女歌舞妓役者の如く化粧べきや、此けしやう褌といふは、先年ある相撲御好の御大名さま、御抱の關取中、揃の褌をしめ、大勢揃て出たるを御覽なされ、御機嫌に叶ひ、見事なる力士ども潔裝褌の能々揃ふたり〳〵と被仰しを、貴人の被仰し事ゆゑ、いつしか云ならはしと成れり、潔裝褌の譯を知らず、化粧褌と書は、笑べき事なり、

〔相撲今昔物語一〕紀州御抱相撲之事

元祿正德之頃、大きに相撲流行れて、勸進相撲に御構なく御暇を給はり、三都會の相撲に出るなり、かの時は御拜領の下帶、金銀にあかせて御物好あつて織せられ、花美眼をおどろかす、結構言語に延べがたし、世に紀州下帶と稱するなり、當時阿波小もち、筑後下帶と稱する類なり、是より次第に、我おとらじと風流を盡すやうになりたり、是より前は、緋純子に切付紋の類なり、下皆是にならへり、當時は食を喰通ひにして、上取の褌持の小兒までが、織物總縫、あるひは猩々緋等のまはしをする時節なり、

〔翁草百七十八〕相撲は、上古に始り、いにしへは御節會なども有し由、中古其事は絕て、只世人の慰計に成たり、予〇神澤其蜩幼若の頃より壯年過る迄は、名高き者ども餘多有て、今の角力の如きは、其頃の中すまふにも及まじ、〇中略寬政二年の頃、角力取谷風、小野川といふ兩人のものへ、禁中の御沙汰として、紫を賜ぬるよしにて、此兩人は紫天鵞絨の褌にて出るとかや、委き譯は不聞、追て可校正、元の谷風、其外世に名高き、角力取どもにさへ、かゝる例證を不聞に、今さしてもなき兩人に

免許有も、時節とや云ん、只一通聞ては、褌に迄ゆるし色の有にやとおかしげなれども、相撲の來由を聞けば、さも有なまし、

〔相撲上覽一件〕乍㆑恐以㆓書付㆒奉㆑伺候

一此度相撲上覽之節、相撲之もの共、土俵入化粧褌之儀、一同羅紗を以罷出申候、勿論銘々、諸侯樣方ゟ頂戴仕罷居候儀ニ有㆑之候得共、此節乍㆑恐、御改革之御時節柄にも有㆑之候ニ付、右羅紗ニ而、土俵入仕候而も宜御座候哉、此段御伺迄申上候、以上、

卯(○天保十四年)閏九月三日　境川浪右衛門印
追手風喜太郎印

〔嬉遊笑覽(四武事)〕髮の結ぶり、昔の角力とりの髮のさま、今は歌舞伎狂言のかづらに殘れり、髻するに、元結を多く卷、曲を立たる、又髮そぎしたる形さま〴〵、又前髮あるは、額の小鬢さきをそぎて、左右へ鳥の羽をひろげたるやうなる、又耳の際にて髮を切たる、種々なり、○中略これも貞享頃迄は、鳥の羽ひろげたるやうなるは、繪にも見えず、元祿このかた也、○中略新竹齋、(貞享四年刻)癸に八月始の日、松の尾の神わざにて、鳥居のもとに相撲をとる、晝より相撲の場ならしに、十一十二四五六迄の小ずまひを始れば、次第々々に大きになる、仁王をそねむ大兵ども、どんすひさやの三重まはし、大なで上ゲに半かう剃、其外丹波津の國伏見大津のうはきもの所せき迄並居たり云々、この撫あげ半かう剃の形容、さま〴〵になれるなり、

〔近世奇跡考〕相撲櫛

元祿の頃を盛りに經たる、兩國梶之助と云相撲取、櫛をさし始しより、其頭前髮ある相撲取、櫛をさす事はやりて、鬼勝象之助、面に白粉をぬり、二枚櫛をさしけるよし、相撲大全に見ゆ、何のゆゑにしかせしと云に、其頭前づけと云手をとる事はやりけるが、彼等それをつたなき事とし、其手

をとらざる證とて、櫛をさしけるとぞ、

つひの世は土山櫛を相撲取　沾德

此句、文蓬萊に見ゆ、鬼勝が身まかりしを、いたみし句となん、

〔嬉遊笑覽武事四〕前髮ある相撲取は櫛をさしゝ事、元祿中、西の方大關なりし兩國梶之助、さし初たりとなむ、是又上にいへる如く、髮のみだれ易き時のことにて、搔撫るも度々にてうるさければ、櫛を其まゝさし居たるが便理なりしより、常にしかせし事と思はる、其後鬼勝象之助が、二枚櫛をさし、白粉をつけしなどは、たゞ戲ごとにて、假粧といふべし、○中略相撲大全に、角前髮の角力取櫛をさすこと、元祿年中に盛なりし云々、此ことおぼつかなし、たまたま櫛をさしゝもありしなるべし、かく云ては、多くさしたる樣なり、さはあるまじきと思はるるは、五元集、鬪鷄句合、素琴が句、勝關に毛なみを直す櫛もがな、判云、中入して手はじめなるに、女房の後見とは、心得ぬ業なり、富士の烟のかひやなからん、力がひなく齒がみせらるゝぞかし、牝雞晨すれば、わざはひ有とこそ傳へ侍れ、象もよくつながれ、鹿必よると云る詞をしらば、さしぐしも心を付てつゝしむべし、力の出る最中なるぞとあり、古き相撲人の圖うつし傳るものあり、古へ相撲の節會ありし時の畫なり、其內にも相撲人、自ら櫛もて髮の亂れをつくらふ處あり、これ必持てあるべき具なり、兩國梶之助がさし初めたるも理わり也、されども女らしきやうなればにや、行はれたりとも聞えず、たまたま象之助ごとき者は、只異風を事としたりし也、もし元祿中、此風盛りならんには、其角が件の判詞に、さは云べからず、但し其角が此判詞、當時にはかなへりやしらず、彼梶之助がことなどをば知らざりしと見ゆ、殊女房の後見などいへること、其句の上にも見えざる事なり、發句作者、寃みなるべし、

〔古今相撲大全下末〕相撲人名目

すまふの起りは、武道の體術より出たるものなり、されば玄惠法印の庭訓往來にも、武藝相撲の族と書つゞけられたり、〇中略もと武術の事なれば、今において江戸にては、頭取はいふにおよばず、角力人、悉帶刀する也、是にても古をおもふべし、

〔相撲行事家傳〕乍ㇾ恐以二書付一奉二申上一候

一深川永代寺門前仲町忠兵衛店、相撲行司庄之助、奉二申上一候、相撲取幷行司身分之儀、御尋に付、左に申上候、

一相撲取身分之儀、幷帶刀致候事、

此帶刀致候儀は、御屋敷方御抱、又は御家來に相成候節、帶刀致し申候、御抱に不二相成一者は浪人者にて、旅行致候節歟、又は祝儀不祝儀之節計、帶刀致候得ども、平日は脇指計、帶申候、〇中略

文政十亥年十一月晦日

〔相撲起顯〕初輯〔一〕古代之關取共、其外相撲之もの、追々過去り、年來相立、自然與名乘も朽、右番付勝負付、數年板元の家業致候、三河次右衞門、此度開板致候、相撲御懇望之御方樣江御覽に入申度、彼關取共、追善にも可二相成一與、任二望一如ㇾ左開板爲ㇾ致候、

安永以前之番附、年數相立候ゆゑ、開板不ㇾ仕、

取組勝負附寬弘九年秋七月相撲召合番文、始而勝負ヲ付ル、番附ハ遙後ニ始りし也、

〔相撲起顯〕五輯〔一〕相撲起顯五編のはし書、四方の君達へきこえ奉るべきは、すでに今年又五編を出せり、文政二卯としの春より、おなじく六未年迄の番附勝負附はさらなり、春秋の外に、過役相撲といへる、夏のころ興行有し、番附勝負付さへ、もらすことなく梓せり、〇下略

〇按ズルニ、當時ノ番附ニ據レバ、春冬二季ノ相撲ニハ、勸進大相撲興行ト記シ、過役相撲ニハ勸進相撲興行ト記セリ、

〔大江俊光記〕元祿十二年六月十九日
□□岡崎ニ而相撲仕候、□□之方々御見物可被成候、

宮本相撲目錄

大關　兩國梶之助
關脇　一木松安大夫
小結　鳴渡是非右衛門
花籠源大夫
大岩谷右衛門
釘貫彌次兵衛
黑塚竹右衛門
浮島岩之助
玉川傳之丞
振分玉之助

行司吉田追風
岩井團右衛門
木村茂助
吉田虎之助
大森蔦之助
竹繩九兵衛
玉之井松之助

寄方相撲目錄

大關　大灘浪右衛門
關脇　大車谷右衛門
小結　立山利大夫
鎗金孫内
浮舟柴右衛門
若村長大夫
出來島太五平
牧野尾三大夫
岩浪半大夫
大島次郎兵衛

行司吉田追風
岩井團右衛門
木村茂大夫
吉竹虎之介
和泉川八大夫
小柴小兵衛
玉島七郎兵衛

唐松三之丞
荒川浪之助
飛島川藤之助
追風吉大夫
峯之松清大夫
天野川團十郎
岩舟梶右衛門

老浪半之介
出來山五大夫
八鹽伊兵衛
嵐山浪之介
山之井勘七
九重折之介
岩堀笹之助

板本伏見七瀬川
川島林右衛門

其外方々ゟ、相撲取追々被參候、

元祿十二卯年五月吉日

〔相撲今昔物語　二〕丸山權太左衛門事

此時代〇元文六年之番附、左之通、

西大關阿蘇ヶ嶽、關脇御所車、小結大灘、前頭山ノ井、鞍馬山、大島、獅子飛、四海浪、筑羽根、若狹山、時鐵、大渡、藤島、碇山、呉服、不破ヶ關、玉灘、稻妻、十八、藤波、名山、玉川、

本中相撲

八ッ岩、荒潮、神樂、飛熊、小松山、

東大關丸山、關脇戸根川、小結源氏山、前頭錦山、鈴鹿山、根津ヶ關、錦戸、片男浪、文字ヶ關、雷、渦ヶ崎、大木戸、七ッ森、八光山、常磐山、宮戸川、魚虎、武藏川、伊勢之海、村雨、栗谷川、箕島、

本中相撲

大柳、浪除、巴、今出川、今川、

右西方は、肥後〇熊本細川氏御抱へ多しとなり、

〔相撲勝負附〕寛政三亥年六月十一日於吹上御上覽相撲勝負附

東ノ方　　西ノ方

式守見藏

勝　吉の山　ワタシガケ　　桂山

同　錦野　フミコシ　　尾上松

若まつ　マキオトシ　勝　與佐の海

森ヶ崎　コシナゲ　同　岩ヶ崎

龍ヶ崎　オシキリ　同　金碇〇中略

木村庄之助

九紋龍　ヨッデノツメ　同　柏戶

同　陣幕　ノドワヅメ　　雷電

御行司

吉田追風細川家士、俗名善右衞門、

小の川　　同　谷風

都合八十三番

〔忠良公記〕文化五年七月廿八日壬辰、此日內々覽相撲、〇中略組合勝負注左、

勝　淺し野　　比羅海

三ヶ濱　勝　荒渡

勝　戶田川　　ロノ川

稻荷崎　勝　衣川

勝　相引　關ノ川
松浦潟　勝　万力
荒瀧　勝　高砂
關ノ海　勝　高見山
勝　三ノ島　越ノ川
勝　出羽里　白山
八尾ヶ關　勝　三嶽山

右

〔相撲上覽一件〕未〇文政六年三月十九日、直達致し候處、書面之通ニ而、宜有ㇾ之候得共、若御老中方、御覽被ㇾ成度旨被ㇾ仰候節之用意、一通りも出來候樣申聞、書面返却有ㇾ之候、
相撲上覽相濟、勝負附、美濃折本ニ而、貳通り進達致し候積ニ有ㇾ之候、右之通ニ而、御差支無ㇾ之候哉、享和之度、書留相分不ㇾ申候ニ付、此段及二御問合一候事、

〔上覽相撲記〕天保十四卯年閏九月廿五日、吹上御庭において、相撲上覽取組勝負附、

中入前

七津山　シタテナゲ　柏山

中入後

荒瀧　ウハテナゲ　花筏〇中略

前後都合百拾八番

地取貳番勝負

太孝山　前ハツキダシ　後トアシ　武藏の

黒柳　トアシ　ヨリミ　桐山〇中略

都合三拾番

五人掛

モチダシ　佐渡ヶ嶽　　オシキリ　鶴ヶ峯

オシキリ　龍ヶ嶽　　オシキリ　重石

劔山オシダシ　棧シ　　不知火オシダシ　温海嶽

スクヒナゲ　鐵石　　ツキオトシ　鳩谷

オシダシ　出羽ノ里　　コシナゲ　谷風

御好

小柳／荒馬　オシキリ　　兜山／龍ヶ崎　ヨリミ

古事類苑

武技部二十

相撲下

古事類苑

武技部二十

相撲下

〔古今相撲大全 下本〕神事相撲の來由

神社の前にて相撲を取事多し、又小祠の兩脇にある板を、俗に相撲板といふ、表には舞樂、裏に相撲を畫くを例とせり、今南都春日若宮の祭禮、毎年十一月廿七日の夜、御旅所の神前にて、十番の相撲、并に相撲番の舞樂あり、是則いにしへ朝廷相撲の節の遺意なり、其體先神前に御幣二本、素襖著二人、二行に進み、支證(今云、相撲行司也、)とて、冠細纓老懸褐衣にて、弓を持矢を負、四人神前の四隅に立、相撲役人、放髮にて數指とて紙をさし、裸にて大刀かたげ、左右方出、大刀を下に置、數指を取、神前へ投、相撲を取、(但儀式計也)大刀かたげ退き、神前へ向ひ坐す、事當、後より褒美布を肩に打かくる也、右十番の相撲をはりて、相撲番の舞樂あり、拔頭、落蹲を奏す、上古より今に至るまで執行せらる、委は春日古記に出たり、又後鳥羽院の御宇、文治五年四月、鎌倉鶴が岡八幡宮祭に、相撲十五番あり、(〇中略)同(〇建久)六年二月十三日、鶴が岡臨時の祭ありて、相撲等結構の儀あり、同年九月九日、鶴が岡神事にすまふ十番ありと東鑑に載られたり、又山城國にも、賀茂八幡松尾等にもあり、賀茂は今に毎年九月九日にあり、松尾八月朔日にあり、八幡は足利時代に絶たり、又津國住吉にも、毎年九月十三日に相撲會あり、いにしへより今に至るまで、相續して執行あり、其餘諸國に神事すまふ、數多行はれ侍れど、式は正しからず、

〔相撲圖彙上〕神前相撲の事

神事の相撲は、その役者、各齋夜より齋精進し、當日行レ之、相撲の格式は、先づ東の方の撲者、始め一番勝、又西の方の撲者、終り一番勝つ、このとき行事人亂聲をして雙方を名乘らしむ、このゆゑに始終の勝負、兼て相對せしむ折傷のおそれ、さる事にや、八月一日は松の尾、九月八日は桂の宮、同十三日は住吉、その外所々のやしろ毎にも、多く神事の相撲と號し行レ之しむ、〇中略神前相撲の濫觴、書記の例、いまだつまびらかならず、疑らくは是れ衆人神事の節、機になぞらへ不意に取はじめたる事になん侍る歟、その格式、皆行事撲者の家傳のみ、他に不レ記、〇中略兼て勝負を相對せしむること、折傷のおそれは、さる事に侍れど、いさゝか角力の本意にたがふ、

〔武家事記四年中行事〕七月　相撲

武家ニ所レ用無二常式一、シカレドモ今月諸社祭禮、多有二此會一、是武家練二手足一ノ法ナリ

〔相撲起顯初輯一〕加茂春日御社、今に神事の祭禮相撲と申し、關東にては、鎌倉鶴が岡にて、年々有レ之、國々所々、其鎭守にて祭禮相撲有レ之、古よりの學びなり、

〔日次紀事秋九月〕八日、上賀茂社相撲内取、大宮小山郷者、爲二右方一、小野岡本郷者、爲二左方一、祠官各淨衣指貫、有二饗膳一、　九日、上賀茂神事、有二音樂一、井獻二相撲手番差符一、相撲二十一番、古者奏二勝負舞一、

〔長秋記〕天永二年九月九日、鴨相撲也、午刻許、進士藏人左衛門尉、藏人招二此兩人一參二詣鴨社一、相撲十番、方相撲延眞盛次勝了、事了有二勝負舞一、左龍王、右納蘇利、事了奉幣、

〔攝津名所圖會住吉郡一〕住吉大神社

九月十三日相撲會　又寶市とも號す、拾芥抄曰、九月十三日相撲會云々、社說云、相撲會に、神輿を玉出島頓宮へ渡し、御傳供あり、津守神主、勅使代として宣命を讀、畢て相撲十番あり、犢鼻褌の上に注連を纒て手合す、是即三韓退治の體を表す、

〔大友興廢記九〕原大隅力之事

祈節六月廿九日、住吉の神事にて、都鄙の者共住吉において相撲を取、大隅見物して、をかしく思ふ、大隅主從三人の外に、同行二人出來て、壹人が云樣は、大隅に一番とれとさゝやく、今壹人も是非所望なりと云、さある所に、行司そこもとに相撲はなきかと云、大隅が同行、是にありとこたふ、行司强てすゝむるによつて、大隅、さらばこしらへ候はん、順禮の事なれば、下帶に事をかき候と云て、大竹杖を五つとりあつめて、一節づゝつまみ碎きて、あまたねぢ合、帶にむすびて出たれば、行司見て、御力のほど見え申候、御取り候事御無用に候、相撲の勝負は見え申候、何國の何某どのにて候ぞと尋ぬるに、西國巡禮と計答ふ、大隅守は、とらざる相撲勝たる心地して、大坂へ出て都へのぼる、洛中洛外にて、相撲のひろひなげするより外、力を出すべき事、さらになし、

〔源平盛衰記 四〕殿下御母立願事
父京極ノ大殿、〇藤原師實 懸ナキ御有樣〇師實子師通ヲ御覽ジテ、二紙ノ願書ヲアソバシテ、日吉社ニテ可ㇾ被ㇾ啓白ㇾ之由仰テ、天台座主へ被ㇾ送進、其願書ニ云、日吉社ニテ臨時ノ祭ヲ居へ、百番ノ御子ノ渡物、百番ノ一物、百番ノ流鏑馬、百番ノ競馬、百番ノ相撲、廊ノ御神樂、三千人ノ衆徒ニ、毎年ノ冬、衣食ノ二事、十箇年連テ可ㇾ送ト也、

〔百練抄 七 六條〕仁安二年十月廿五日、太上天皇〇後白河 御ㇾ幸日吉社、准ㇾ行幸儀、有ㇾ舞人、　廿七日、相撲、

〔吾妻鏡 九〕文治五年四月三日乙亥、鶴岡祭、二品〇源賴朝 御參宮、〇中略 於ㇾ廻廊內ㇾ有ㇾ相撲十五番、次三崎社祭也、〇中略 相撲十番也、　六月廿日戊申、鶴岡臨時祭也、〇中略 相撲十六番、如ㇾ例、　七月一日己未、鶴岡放生會也、巳刻二品御出、〇中略 相撲十六番 及ㇾ黃昏ㇾ還御云云、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年八月十四日甲寅、於ㇾ鶴岡廻廊外庭ㇾ放生會、相撲內取手被ㇾ召決ㇾ云云、〇中略
一番　奈良藤次　荒次郎　　二番　鶴次郎　藤塚目
三番　犬武五郎　白河黑法師　　四番　佐賀良江六　俳伎太郎

〔近世奇跡考三〕古畫相撲圖 縮圖





五番　所司三郎　小熊紀太　　六番　鬼王　荒瀬五郎
七番　紀　六王　鶴　　八番　小中太千手王

〔義演准后日記〕慶長九年九月八日、猿樂澁谷與兵衛尉午刻來宿、御旋町仰付了、夜明於淸瀧宮寶前、能三番、羽衣、松虫、猩々、先最初師子在之、近年師子座退轉不來、今年宇治ヨリ召寄了、能以後相撲在之、先規爾也、仍今年始而再興了、

〔義演准后日記〕慶長十四年九月九日、猿樂三番、畢相撲在之、數番及深更、予見物、是先例也、委慶延記ニ見了、仍先年再興、其以來每年在之、天氣快晴、月光朗然、珍重々々、

〔東都歲事記〕二夏五月五日、目黑大鳥明神祭禮相撲興行、

〔閑田耕筆〕四近江草津近邑人、產土神の神事をさうもくと稱ふ、それはいかに、何わざをかするとへば、神前にてすまふとる也といふ、さらば相撲の字を吳音に唱へ、やがて神事の稱とさへならひし成べし、他所にては聞ぬことにて、中古の唱への殘れるならんと殊勝におぼゆ、

〔近世奇跡考〕三古畫相撲圖

下にあらはす相撲の古圖は、時代詳ならず、畫者四明といふ人、又詳ならず、後の明鑒を俟のみ、相撲大全を案るに、山州千栗寺八幡宮再建に付、正保二年六月、下鴨會式の內、十日が間興行す、是京都勸進相撲のおこり也、江戸は寬永元年、明石志賀之助寄相撲と名づけ、四谷鹽町にて、晴天六日興行す、是はじめ也、大坂は元祿五年、袋屋伊右衛門と云者、南堀江高木屋橋筋立花通りにて始て興行す、下の古圖かこひなく、見物の意にまかすをもつて見れば、予〇岩瀬京傳は神事相撲ならんとおもへり、寬永中江戸堺町にて、度々勸進相撲ありし事、寬永二十年印本あづま物語、同年印本吾妻めぐり等に見ゆ、

〔和漢三才圖會〕十七嬉戲相撲

近世有勸進相撲、諸國强力者來集、

勸進相撲

〔相撲式〕勸進相撲ト云事

或人曰、勸進相撲之作法極リ分ケ方、京都ヲ中ニシテ關東ヲ本トシ、關西ノ相撲ノ時ハ、西ヲ本トシ東ヲ寄トス、此説如何、曰ク此説甚ダ用ヒガタシ、曾テ古例ニ見エザル事也、本ヨリ亦本式ニ、勸進相撲ト云事ナシ、只野相撲ト云事有リ、是ハ剛力丈夫ノ者ヲカヽヘルトキ、相撲ヲナシテ人ヲ集ムルニ、城中市中、會スル事ヲ制シテ、ヒロキ野原ニテ是ヲナス、斥候ニ高ク座ヲ構ヘテ人ヲ置、是ヲ櫓ト云、人ヲ集メ、出入ノトキニ大鼓ヲ打相圖トス、一人宛改テ出入セシム、是ヲ鼠戸口ト云、(鼠戸口ト云事、古ヨリ謂、有口傳、)又裏ノ手ニ大木戸口ヲ明ケ、是ヲ用心口ト云、武具ヲカザリ、警固ヲナシ、相撲ヲ始ム、見ル者野原ノ芝柴ヲ折敷テ是ニ座ス、是ヨリ柴居ノ名モ起レリ、本方寄方ト云事ハ、此野相撲ヨリ始ル、相撲ヲ企ル方ヲ本方ト定メ、寄來ル者ハ、多少ニカギラズ寄方ト定タル者也、然ルニ天正ノ比、近江國ニ、或者野相撲ヲ企ル人ヲ集メ、見ル者ヨリ錢物ヲ出サセシ事アリシヨリシテ、其後諸方ニ勸進相撲ト云事多シ、是古ヨリ曾テ無キ事ト知ルベシ、然レバ誰カ古其法ヲ定、東方ヲ以テ本方寄方ヲ定ベキ様アランヤ、是甚無稽ノ言也、一人ニテ十人ノ相手ニナルトキハ、其一人本ニシテ、十人ハ寄ナル事ト知ルベシ、勸進相撲ニ古法ナシ、只土相撲ヲ制スル儀也、

〔嬉遊笑覽四武事〕勸進とて、佛寺などの、建立修覆の爲に興行(○相撲)するのみにあらず、そのかみは寄(ヨリ)を勸むるをもて勸進といふなり、大全などには、彼勸化の爲にするをのみ勸進と心得たるにや、それ故干栄寺鎮守八幡宮再建の時を、勸進相撲のはじめこいへるなるべし、

〔江戸繁昌記初編〕相撲

今世所謂勸進相撲者、起於後光明帝正保二年、山州光福寺僧、緣宮殿再建、設此伎場、江戸則先是、明石志賀之助者、乞命始行之于四谷鹽街、實寛永元年也、後寛文元年、創建勸進相撲、歳時相續、繁昌臻于今云、

〔享保集成絲綸錄四十九〕慶安元子年二月

一勸進相撲とらせ申間敷事

〔享保集成絲綸錄四十六〕寛文元丑年十二月

一勸進相撲毎々於町中ニ而御法度ニ候間、彌其旨相心得、町中ニ而爲致申間敷候、

〔寺社奉行一件書類〕勸進相撲興行一件

寅十二月十四日、左之願書差出之、

乍恐以書付奉願上候

一私共渡世勸進相撲、興行仕度旨奉願上候、何卒以御慈悲、來春相撲晴天十日御免被成下置候ハヽ、難有仕合奉存候、随而場所之儀者、御免之上、御願可申上候、何卒以御慈悲、願之通被仰付被下置候ハヽ、年寄幷大勢之者共、身命送リ、難有仕合奉存候、以上、

慶應二寅年十二月十四日

本所總錄屋敷喜三郎地借
勸進元　追手風喜太郎印

南本所番場町家主
差添　玉垣額之助印

寺社御奉行所樣

同十九日、左之通、評定席において申渡、〇中略

爲渡世、來春晴天十日、相撲興行仕度願、願之通差免、場所之儀、追而可申出、

右申渡相濟候處、卽刻左之願書差出之、

乍恐以書付奉願上候

一私共渡世勸進相撲、〇中略御免被成下置、難有仕合奉存候、随而場所之儀者、本所回向院境内之内、間口拾八間、奥行貳拾間幷大鼓矢倉壹ヶ所、貳間ニ貳間之札賣場壹ヶ所、右回向院江相對仕借請申候、則別紙繪圖面差上申候、何卒以御慈悲、右場所ニ而、興行仕候樣被仰付被下置候

はゞ、難レ有仕合奉レ存候、以上、○中略

左之書付差出

乍レ恐以二書付一御屆申上候

一今般、來卯年春、相撲晴天十日興行仕度段、勸進元追手風喜三郎、差添玉垣額之助、右兩人之者共、當御奉行所江御願奉二申上一候處、願之通被二仰付一候由、依レ之愚院境內明地之所、間口拾八間、奥行貳拾間之場所借請申度旨頼來候ニ付、右兩人之者共江相對仕候、尤增上寺江茂相屆、猶又近所江茂、障儀無レ之哉之旨相尋候處、何れ茂承知仕候、依レ之右興行中、地面用立申度奉レ存候間、此段御屆申上候、以上、

慶應二寅年十二月十九日　　本所　回向院印

寺社御奉行所

右ニ付、於二證文所一左之通爲二讀聞一印形取レ之、

差上申一札之事

私共爲二渡世一來春勸進相撲興行仕度旨、奉二願上一候處、今日願之通、晴天十日御免被二成下一、難レ有仕合奉レ存候、依レ之場所之儀、本所回向院境內において興行仕度旨、猶又奉二願上一候處、御聞屆被二成下一、興行之內、人多ニも可レ有レ之候間、喧嘩口論相愼、火之元入レ念可レ申、尤御免之日數相濟候はゞ、假小屋取拂、早速御屆可二申上一旨被二仰渡一奉レ畏候、若右日限之外、餘分興行仕候はゞ、何樣之曲事ニも可レ被二仰付一候、爲二後證一仍如レ件、

慶應二寅年十二月十九日

本所地鐵屋敷喜三郎地借　勸進元　追手風喜太郎印

南本所香場町家持　差添　玉垣額之助印

寺社御奉行所

前書被仰渡之趣、拙僧一同奉承知候、依之奥書印形差上申候、以上、

本所
回向院
病氣ニ付代
成海印

〔寺社奉行一件書類〕勸進相撲興行一件

同〇慶應三年三月廿八日、左之書付差出之、

乍恐以書付御屆奉申上候

一私共爲渡世勸進相撲興行仕度旨、先達而奉願上候處、當夏相撲晴天十日御免被成下置、難有仕合奉存候、依之今廿八日ゟ所々江辻札懸ケ置申度奉存候、此段御屆奉申上候、以上、

勸進元　追手風喜太郎印

差添　玉垣額之助印

寺社御奉行所樣

〔寺社奉行一件書類〕勸進相撲興行一件

左之通、肥前殿役人江、役人ゟ手紙を以遣之、

以手紙致啓上候、然者於本所回向院境內、明十六日ゟ相撲興行いたし候ニ付、檢使之儀、御持場左衞門尉樣御月番ニ付、御差出難被成、其御元樣江被成御賴候處、初度者掛り采女正方より檢使差出被申候、依之貳度目者、從其御元樣御差出被成候儀と被奉存候、此以後、相替儀無御座候はゞ、隔順に被差出候積り相心得可被申候、此段各樣迄、自拙者共宜得御意旨被申付候、以上、

四月〇慶應三年十五日

〔相撲今昔物語二〕北國官大輔越前屋圍之助事

官大夫時分〇享保年間は、人氣正直にして、七斗目も揚ねば、相撲はとられぬことゝ、意得、音曲も聲が

なければ、稽古はならぬ事と思へり、かるがゆゑ此時代の番附を見るに、東西にて百貳十人にはたらず、當時は東西にて、凡六百人餘りも相撲取あり、是に世話人小屋方、是も百人ばかりあるべし、つまる所は勸進元めいわくなるべし、また時の盛衰もあるべし、後世勸進元欠落するやうになるべし、是は法令を立たき者なり、或人のいふ、勸進元となれば、つかみ取もあるやうに、齒痛消をのみ通すといへり、勸進元妄していふ、損德にはかゝわらず、凡諸國へ名を通し、諸人を抱へ、我生涯の譽なりといへり、近來勸進元より病發する者多し、甚心勞なる事と見えたり、元祿より享保時代は、荒瀧音右衛門、給銀は八拾兩、八角は五給兩、兩國、御用木、相引等、よも八角にはおとるまじ、皆高給銀なるべし、古老の人咄に、此時分は、高給銀は東西に五六人あり、其餘は大きにおちしことゝいへり、また人數もすくなし、當時のごとく花美ならざれば、勸進元利益を得し事なり、勿論當時のごとく、札を賦るといふ事もなく、諸事花美ならずといへり、

〔古今相撲大全下本〕勸進相撲開基

勸進相撲の開基を尋るに、山城國愛宕郡田中村干菜山光福寺、（世俗云二干菜寺一）開山より四代目宗圓和尙といへる住僧、當山の鎭守八幡宮再建に付、人皇百十一代後光明院御宇、寛永廿一年申十一月二十（月に正保年さ改元）元に御願ひ申上られ、御赦免に付、翌正保二酉年六月、下鴨會式（今云二糺森一）の內、十日が間興行ありし、是勸進相撲の始めなり、今寶暦十三未年迄、百十九年に及ぶ、其後凡四十年餘中絕ありしに、元祿二巳年、山城國伏見、又淀にて勸進相撲あり、左かれども京にて有し程の事にては侍らず、人皇百十四代東山院御宇、元祿十二卯年、洛東岡崎村、洛西吉祥院村などにても興行あり、又同年に、西朱雀村にても有しこと、諸書に見えたり、翌元祿十三辰年、又光福寺八幡宮大破に付、五代目の住僧正慶和尙、古例を引、勸進すまふ御願申上られ、御免の上、此度は新田村赤宮（稲荷大明神の勸請の所）の邊にて、晴天七日が間興行有し、是世に名高き高野川原のすまふといへる是なり、今に土俵跡と

て殘りあり、勧進ずまふ初りて、二度目の舊地なり、今寶暦十三未年迄、六十三年に成る、其後人皇百十五代中御門院御宇、正德五未年十一月に、又寺内破損に付、光福寺六代目の住僧順榮和尚、先年の例を以御願ひ申上られ、御免ありて、翌正德六申年に、眞葛原において、晴天十日が間有、今寶暦十三未年迄、四十八年に成る、是より以來勧進相撲相續して、近年は二條川原にて興行あり、年を追て繁榮す、

〔東都歳事記春一〕三月　勧進相撲〔春冬二度なり、官に乞ひ、晴天十日が間、寺社の境内に於て興行す、夏は京、秋は大坂にて興行す、都合四季二度ツヽ、年に四度なり、本所回向院を第一の場所として、其餘茅場町薬師、深川八まん宮、芝愛宕社地等なり、見物の貴賤、未明より輻輳し、蒼昌毛の類に盡しがたし(中略)興行以前より、江戸中番附を商ひ、又興行の前日毎に大鼓を廻す、〕

〔東都歳事記冬四〕十月、勧進相撲〔春冬二度、おほかた十月下旬より始る、晴天十日の間興行あり、見物の貴賤、未明より相集り、孟冬の一盛事なり、〕

〔古今相撲大全下本〕勧進相撲開基

江戸勧進すまふの始は、人皇百十代明正〔○明正恐後水尾誤〕院御宇、寛永元子のとし、明石志賀之助といへるもの、初めて寄相撲と號け、四ツ谷鹽町において、晴天六日興行いたせしが最初なり、今寶暦十三未年まで、百三十九年に及ぶ、其後故あつて三十七年中絶し、人皇百十二代後西院御宇、寛文元丑年、すまふ年寄申合、御願申上、御赦免ありしより相續す、今年迄百三年に成る、

〔あづま物がたり〕てんま町をとほり、ねぎ町にいたりぬ、こうたゑやみせん、ふえのこゑ、びは、こと、たいこ、つゞみのおと、こゝろもそゞろにきゝなして、これはなにぞとたづぬれば、むらやまさこんが大かぶき、さつまたくみが、あやつり、くわんじんずまふ、ござかのふ、そのほかいろ〳〵、かぎりもなく見えにける、

○按ズルニ、あづま物がたりハ、寛永二十年ノ印本ナリ、又嬉遊笑覽ニ、そゞろ物語、もとよし原のさまをいへる處に、勧進舞、蜘舞、獅子舞、すまふ、淨るり、色音論、禰宜町に、さこんがかぶき、まひ、

すまふとあるは慶長より寛永頃のことなり、トアリ、

〔相撲行事家傳〕永代寺門前仲町書上

一御府内相撲起立ハ、寛永年中、宮地寺地爲₂造營₁、御屋敷様方より力士相頼、寄相撲致來候處、其後勸進相撲年寄行司共より、度々御願申上候處、御聞濟無₂之、貞享元子年中、寺社御奉行本多淡路守様へ奉₂願上₁候處、願之通、勸進寄相撲御免被₂仰付₁候に付、深川八幡境内にて、始て興行仕、夫より永御免にて、相撲年寄ども申合、年々四季に、所々にて勸進相撲興行仕候、

〔半日閑話十四〕安永七年三月廿八日、深川八幡社内にて角力興行、晴天十日、今○之○は○晴○天○八○日○な○り○し○か○、十○日○と○定○る○事、是○な○始○と○す、

〔古今相撲大全下本〕勸進相撲開基

大坂勸進ずまふの始は、人皇百十四代東山院御宇、元祿五申年、袋屋伊右衞門といへるもの、御願申上、初而南堀江高木屋橋筋立花通にて興行せしが最初なり、其時の場所は四十間四方にて、入日も四所なりし、今寶曆十三未年迄、七十二年におよぶ、二度目大山次郎右衞門興行せし後、中絶し、人皇百十五代中御門院御宇、享保八卯年、大山次郎右衞門(二代目大山弟)御願申上、もみ闘と成たり、今においても毎年十二月廿日に闘を取、翌年のすまふを定ること近例なり、今年迄四十一年に成る、

〔相撲今昔物語一〕大坂大山次郎右衞門因幡兩國梶之助事幷ニ堀田彌五兵衞事

元祿歳中、梶木町八丁目に、名高き大山次郎右衞門といふ相撲あり、○中略此時代之御城代、殊外大山を御贔屓あつく活計せし事なり、勸進相撲、此時代に始りし事なりといへり、○中略元祿歳中、堀江川出來るにつき、所繁昌のため堀江の町人袋屋伊右衞門といふ者、御願申上、高木屋橋橘通にて勸進相撲興行せしが最上なり、其後大山治郎右衞門興行す、三度目、享保八歳、二代弟大山次郎右衞門御願申上、それより毎歳極月廿日揉闘(もみくじ)となる、

〔相撲今昔物語三〕獅子飛岸右衞門事幷ニ藤嶋森右衞門事
寶曆歲中、獅子飛岸右衞門、勸進元之時より御免にて、晴天十日となる、此年大きに繁昌大入なり、顏なるべし、是岸右衞門が功なり、其後寶曆末、晴天百日の相撲を頭取中へ御免なる、今の難波新地なり、是は秋相撲、半給銀にて十日興行するなり、僅に二三歲つとめてやみぬ、

〔義演准后日記〕慶長十年七月廿三日、於當郷〇山城醍醐勸進相撲、今日初了、鄕民張行、

〔大江俊光記〕元祿十二年五月廿八日、助大夫へ人遣候へば、相撲之札、三枚來、流、〇中根流儀平、〇平七石、〇石見日向、〇日見物ニ行、晝前ヨリ八ツ時分迄有之、助大客衆ノ所へ行、提重來、宮本大關兩國梶之介、其外廿人、寄方大關大灘浪右衞門、其外廿人、宮本行司吉田追風、岩井團右衞門、木村茂助、吉田虎之介、寄方ノ行司同、何も力相撲也、〇中略東天王修復ノタメニ金五十兩、在所へ十兩、其外ハ不ㇾ取由、在所へも札出、助大夫へも出候由、　六月十九日、能登相撲所望、同道ニ而行、某も共に見物、五月廿八日より今日迄七日ノ間無異ニ濟、宮本大關兩國梶之助、寄方大關大灘浪右衞門、仕廻ニ此兩人取、兩國勝候也、仍而弓ヲ兩國取候也、其ニ而仕廻也、必竟相撲と云物、無益之物、君子ノ見間敷物也、

〔相撲今昔物語二〕讃岐相引森右衞門江戸綾川五郎次相撲論談之事
此時代〇元文二年の相撲は、高給銀取もあり、勿論當時とは違ひ、殊外高直なる相撲なり、當時のやうに札はくばらず、札錢百貳拾文、場錢は貳百文より五六百文にいたる、當時とは相撲も全體に違へども、高直繁昌かくのごとし、

〔相撲今昔物語三〕細川越中守殿智仁幷ニ阿蘇ヶ嶽仁德出世之事
國中〇肥後の相撲取共一統して、老分之者を名代に附、勸進相撲、役人まで御赦免の願書を差出したり、役人衆中評定の上、越中守殿〇細川重賢御披露申ければ、〇中略阿蘇ヶ嶽を御召にて、〇中略汝若年の頃より、相撲を以國の名を揚たり、其ほうびとして、此度勸進相撲晴天十日興行申付候間、勝手

に場所をえらび、相勸可ㇾ申之段仰渡されたり、〇中略扨殘る相撲取に仰渡されけるは、おのれら老分の事を知たる者、頭取をつとめ、殘りの者共、それ〴〵に世話いたし、首尾能角力興行いたさすべしと被ニ仰渡一たり、銘々其旨かしこまりたてまつると御請申上ける、扨當座の花錢として、阿蘇ヶ嶽へ三百貫文を下されける、其上御城下町方、ならびに在鄕の富貴の町人百姓江被ニ仰付一、阿蘇ヶ嶽桐右衛門江、此度晴天十日、勸進相撲、赦免申付たり、此者阿蘇ヶ嶽と呼れ、上方三ヶ津にて名を揚たる者なり、銘々分相應に、花錢を助力いたし遣すべしとふれさせ給ふ、是によつて分限相應に花錢を送りけり、〇中略其後首尾能興行相濟、しかも大にはづみ、近國近在より、見物おびたゞしき事いふばかりなし、ざんじのうちに富貴の身となりける、相撲無ニ滯一しまひて、御禮に諸役人衆迄罷出申候處、則從ニ國守一、徒士格を以、十五石三人扶持を被ニ仰付一、國中存命之內者、角力棟梁たりと被ニ仰出一けるこそ有難けれ、

〔月令博物筌 秋七月〕相撲(すまふ)是ハ三秋ともに云 辻ずまふ同上

〔俳諧歲時記 三七月〕角觝(すまひ)

辻相撲は公事にあらず、いづかたにもあるをいふ、今の相撲の類也、これも內裏の角力に准じて秋とす、

〔島津本東鑑〕延應二年二月二日丁酉、鎌倉中可ㇾ被ニ停止一條々事、今日有ニ沙汰治定一、相ニ分保々一、被ㇾ付ニ奉行人一、固可ㇾ令ㇾ禁ニ遏之一由云云、其狀曰、

鎌倉中保々奉行、可ニ存知一條々、〇中略

一辻々盲法師幷辻相撲事、〇中略

右條々、存ニ知此旨一、可ㇾ令ニ警ニ固奉一行保々一也、更不ㇾ可ㇾ有ニ緩怠一之狀、依ㇾ仰下知如ㇾ件、

延應二年二月二日　前武藏守

〔享保集成絲綸錄四十九〕慶安元子年五月

一辻相撲取申間敷事

〔享保集成絲綸錄四十九〕寛文五巳年六月

覺

一前々ゟ如相觸候、辻立、辻鞠、辻相撲、堅御停止之事、

〔享保集成絲綸錄四十五〕貞享四卯年七月

覺

一頃日町方にて、寄合をとり、并辻すまふ取候之由相聞候、跡々ゟ御法度ニ被仰付候間、彌無用可仕候、若相背候はゞ、當人は不及申、其場所町中迄も、御穿鑿之上、急度可被仰付候間、其旨相心得、町中不殘可相觸候、以上、

七月

〔享保集成絲綸錄四十五〕元祿七戌年七月

一頃日所々廣小路江、每夜大勢集り、相撲取り候之由相聞候、前々ゟすまひ堅停止候所、不屆ニ候、若相背、相撲取候者有之候はゞ、捕急度可申付者也、

七月

○按ズルニ、此後元祿十六年、寶永四年、享保四年、及ビ五年等ニモ辻相撲停止ノ令アリ、今之ヲ略ス、

〔玄桐筆記〕一辻相撲にも度々御出有て、とり給ひしに、○德川光圀ある日は、つよく投られ給ひて、御息の絕し事もありしと也、ある月の夜、駒かたへ出て取給ふに、立給へる方、いづるも〳〵皆な負たりければ、被仰けるには、各如何思召候哉、餘りに身方まけて、やすからぬ事に候、いざや驚かして、

此相撲散らし申さんと被仰ければ、可然と申ければ、支度し給へと御身方の者ども貫をし、刀脇指をさして、とくと仕舞て後、御刀を拔給ひ、かけ出給ひて、にくき奴原哉、一人もやらぬぞとて、人をばきり給はず、只御刀をひらめかし給ふ、月影に映じて、いかめしく光りはたりければ、壹人も不殘赤裸四方へのがれ散けるこそ、わるさをも能く被遊し也、

〔七十一番歌合〕六十三番

影法師みぐるしければ辻ずまふ月をうしろになしてねるかな

〔俳諧歳時記三七月〕辻角力

鍛冶が子をこよひもまつや辻相撲　柳居

〔天明集成絲綸錄五十一〕安永二巳年十月

角力興行之節、木戸を建、札錢取候儀者、角力渡世いたし候もの之儀に有之候、然處國々において、御料者御代官、私領者領主地頭江願之上、素人共寄合角力相催、其外神事等之節も、角力興行いたし、殊に神事等之砌、興行いたし候者、畢竟先年ゟ致來候嘉例ニ而、致興行候ニ付、見物も可致群集故、取〆之ため圍等いたし候迄ニ而、木戸を建、札錢等請取候儀、向後無用ニ可致候、尤勸進角力興行いたし候者、角力渡世之者共江對談之上、催候儀は格別之事候間、其趣等相心得、在方之者共、心得違無之樣可致候、

右之趣、向々江寄々可被相觸候、

十月

〔地方落穗集十四〕相撲願書認書

乍恐以書付奉願上候

一何國何郡何村名主年寄百姓代、奉申上候、此度相撲年寄何の誰、何方邊より相撲に罷越し候歸

り掛りの由にて、兼て當村鎭守何神社へは心願にて、年來相撲奉納仕度心掛候處、幸好折柄に付、同人弟子共を以て、來る幾日より晴天幾日の間、相撲興行仕り度存候、勿論木戸錢を取り、又は花札等配り候義は、決して御座なく候間、何卒御慈悲を以て、御聞濟成し下し置れ候樣奉願上候、以上、

年號月日　何國何郡何村　名主誰

年寄誰

百姓代誰　連印

相撲年寄誰

宛所

〔義演准后日記〕慶長十四年七月廿四日、地藏市如例年、於黃昏常棧敷ノ下ニテ相撲アリ、市人取之、

〔義演准后日記〕元和七年七月廿四日、地藏市如例年立了、及黃昏當門〇山城國醍醐三寶院棧敷ノ下ニテ、相撲數多在之、江州當國近鄕多群集、近年如此、

〔東海道名所記〕五馬かたどものかたりしは、近江の國は、むかしより相撲をとるものおほくて、石部草津の兩の宿より出合て相撲をとるに、草津がたには、鏡、武佐、もり山よりあつまり、石部がたには、甲賀、よこ田、かうじぶくろのあたりよりあつまり、たがひに齒がみをしてとるほどに、石部がた、とりかつこともあり、草津がた、とりかつこともあり、

〔日次紀事〕七月秋晦日　相撲江州志賀郡唐崎有相撲

〔鹿島志〕上相撲　九月九日の夜、〇中略童子相撲あり、〇中略町家にも、毎年この日、土俵をかまへ相撲ありて、いとにぎはへり、

〔鹿敷村庄屋覺書〕寛文三年、傳右衞門殿、御奉行職被召上、御仕置、御代替ニて、萬御法度と申事なく、

をどり相撲迄御免、上下悅事限なし、

〔東都歲事記 春一〕三月　勸進相撲

花角力と名付て、稽古の爲、臨時に興行するときには、婦女子にも見物せしむ、

〔七十冊物類集 十二〕此度山王旅所於社內、稽古相撲興行有之候處、御組與力同心召仕等に至迄、猥に見物ニ罷越申間敷旨、被御申渡候に付、前々之通、此方に而も、御同樣之儀と御打合之趣、致承知候、御同樣相違候樣可致候、右御報可得御意、如斯御座候、以上、

二月（安政二年）十五日　　都筑十左衛門
松浦安右衛門

仁杉八右衛門樣
荻野政七樣

〔大江俊光記〕元祿十二年五月廿八日、早天、向ノ淨正來、稽古相撲有之由爲知ニ付、石日（石見、日向、）見物ニ行、

〔相撲今昔物語 五〕姬路御抱相撲之事

江戶稽古は、執行達ひしことにて、達者になる筈の事なり、横根を發すれば稽古にて踏さらせ、邪氣は稽古にて發表させ、腹痛すれば捕て稽古させ、跡へよれば割竹にて尻をたゝき、執行させる事かくのごとく、（中略）千田川、猪名川、江戶執行より達者になり、浪華にて鳴る、

〔相撲今昔物語 三〕獅子飛岸右衛門事并藤嶋森右衛門事

永代濱、（大坂）花靭多右衛門弟子に、名高き藤嶋森右衛門といへる相撲の上手あり、此藤嶋と獅子飛兄弟のごとく、互に懇志を結たり、此森右衛門、殊外上取に弟子多し、此稽古場へ來る相撲は、皆兩人の弟子同前なり、（中略）此森右衛門後家、老女なれども、才智人のおよばざる場あり、門弟中町

座敷相撲

嘩にきたる事感ずべき事なり、相撲古例を能知り、相談諸事取さばくといへり、其孫弟子たりといへども、他國よりかへるに立寄ざれば、大きに呵るとかや、〇中略あるとき藤嶋が宅へいたり、稽古を見たきよしを頼む、婦人のいはく、心安き御事なり、見給ふべし、併けふは子供衆ばかりにて、御覽候程の事はなく候、くるしからずば見給へといへり、さて此時分の子供は、みな大きなる子供なり、小野川、築嶋、えだ川、はつ嶋、あすか野、若松、猪名川、岩ヶ濱、岩友等なり、

〔相撲今昔物語〕二八角楯右衞門事

享保歲中、大に行れし泉州の左海の豪傑、八角楯右衞門といへる相撲あり、〇中略元來負ることの大ぎらひの男なれば、平生身持かたく、常に裏に大なる柱をうづみ置て、是を形として走りかゝり、身を堅め稽古す、酒色をとほざけ、初日が出ると晝夜稽古より他事なし、今時に八角がごとく稽古する者なし、

〔駿河土產〕二駿府御城内に而、若き御番衆寄合、相撲取居候所江、權現樣被爲成上意之事、

權現樣、駿府に御座被遊候節、御城內にて若き御番衆寄合、座敷相撲を取居被申候所へ、不圖被爲成候に付、肝をつぶし平伏被致候處に、權現樣被仰候は、重而相撲を取候節は、疊を裏返して取たるがよきぞ、福阿彌が見候ば、疊の緣りが損じ候とて、腹をたつべきぞと有迄にて、御呵の上意とては無之候得共、諸番頭中、右之次第を聞被及、其後座敷相撲停止に被申渡候と也、

〔玄桐筆記〕一英公〇松平賴重は、柔(ヤハラ)を能とり覺給ひて、相撲は役に立ぬ物と一口に仰せられけるを、左樣に一向にけし給ふべきにも候はずと爭ひ給ふ、さらば取て見給へと被仰、かしこまり候とて立合給ふに、英公は御手をもはたらかされず、御身をも動されず、何となく御立有て、公〇賴重弟德川光圀思召程取いろはせ參らせて後、もはやよきかと被仰て、少し御身をひねり給ふとひとしく、手もつかず投給ふ、公起あがり給ひて、只今は私未熟なる所候ひて投られ參らせ候、今一度取給へと

御所望あれば、幾度もとて又取給ふ、又先の如くなげ給ふ、今一度と御所望ありしに、もはや見えたる事なり、無用なりと被仰しを、遂て御所望ありければ、此度は横ざまに投給ふに、唐紙障子うちぬきて、次の御座敷へ投給ふ、侍ける女中衆、いかにかくあらき御事ぞや、御あやまちにても被遊候はゞ、何とか可仕をと、かなしがりけるを、いや〳〵情のこはき者をこらしめたるがよきぞと被仰けると、いつも公御はなしに被仰ける也、其障子わきは少も損せず、公の御身の通る程きりぬきたる様に破れける、能々英公、御力もつよく、投ようもはづみよかりしと思召よし被仰き、御あやまちなかりしも御幸なり、

〔新儀式四臨時〕童相撲事

童相撲者、有勅以殿上公卿定左右頭、（或被定藏人頭）次書分侍臣、若帶衛府、各依左右、（或遞取之、不必一定）相撲童各廿人、其長尺寸隨仰定之、（或不定尺寸）前數日召襪料緋紺絹、并裝束料信濃布紅花於内藏寮、即給縫殿寮令調之、王卿及左方饗、左右樂人祿等、亦仰内藏寮、右方饗、仰穀倉院、（或加仰女房饗）前三日、有内取之事、其儀一同召合、内取左右頭遞候御前、前一日召左右尤手（群○尤手、侍中要作占手）於御前、令非殿上少將校定其長、（或當日朝校之、又無少將用外衛佐、若侍從）當日左右、擇時亂聲參入、（左入敷政門、候左近陣、右入和德門、候北廊南幕所、所司各鋪其座、）主殿寮以斑幔立廻仁壽殿東庭、（東南北三面也）掃部寮、裝束御在所、并鋪王卿及侍臣座、亦同召合之日、時刻出御、左右遞發亂聲、次殿上王卿、依召參上、次左右頭、各捧相撲奏、（插於書杖）候御簾前、（或念人上首奏之）内侍傳取奏之、左右頭退下、各奏厭舞、舞畢左方相撲長三人、各取圓座趍出、鋪出居刺篝及置衣座、右方相撲對置之、次出居少將著座、次立合、次刺篝、（刺篝用府生、立合用近衛、）次占手角力、（總角、髮未結之、折返而結之、）勝方亂聲、其後賜酒饌王卿、（侍臣傳取給之）又供御膳、亦同召合日、事畢勝方奏舞、（各方中少將、預仰本府令設樂、亦召用樂所々堪絃管者兩三人、或舞人用童、）次勝方頭已下再拜、次左右遞奏舞及雜樂、臨昏黑時、主殿寮入左青璅和德兩門、各供炬火、事畢還御、

〔西宮記七月〕童相撲事

依仰定方人、(隨時議)童二十人、(寸法隨時定)方々内取、(雜具仰内藏寮)饗事、(仰内藏寮穀倉院)御前内取、(如例)先一日、校定占手、(召地下少將、若諸衛佐御前校、或當日、)亂聲事、方々頭奏文、(内侍傳之)厭舞事、召出衣算剌圓座事、占手、(總角)勝方亂聲、給酒饌、供御膳樂事勝方拜、(再拜)

〔三代實錄 五清和〕貞觀三年六月廿八日辛未、天皇御前殿、觀童相撲、先是近臣分頭、相折各爲左右、以右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良相爲左方首、以大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定爲右方首、左右標、幷樂人相撲童等、經左右仗下、入仕殿前、九番相撲後、有勅令停、左右互奏音樂種々雜伎散樂透撞呪擲弄玉等之戲、皆如相撲節儀、　廿九日壬申晦、帝御南殿、觀童相撲、如昨儀、

〔西宮記 七月〕童相撲事

寬平七年七月七日、童相撲、八日、追相撲、二十八日、召合、

〔日本紀略 一醍醐〕延喜元年七月廿八日丁丑、御覽童相撲廿番、於綾綺殿有此事、　八月十五日、覽童相撲、

〔貞信公記〕延喜十四年七月廿八日、綾綺殿前、有童相撲童舞事、左勝、　八月十九日、有童相撲負方獻物事、奏童舞、

〔扶桑略記 二十四醍醐〕延長六年八月九日、東宮童相撲、於弘徽殿東庭供之、左頭大進忠幹、右頭少進仁崇、亮伊衡朝臣爲左、右近權中將實賴朝臣爲右、宮殿上及侍者、陣頭侍從、各分左右、相撲用四尺五寸童、左右各奏樂、舞人著朝服、伊衡朝臣息男昇殿、今日奏輪臺、爲童時殿上故矣、　閏八月六日、中六條院有童相撲云々、

〔古今著聞集 十相撲強力〕延長六年閏七月(○七月、恐八月誤、)六日、中の六條院にて、童相撲の事有けり、廿番はて丶、舞を奏す、左は蘇合、右は新鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり、その曲、笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王ぞ作たまひける、舞終て船吉實、散樂を供しけり、次に羅凌王胸形を奏す、式部卿親王に

纒頭ありけるとかや、

〔日本紀略朱雀二〕承平七年八月十九日己亥、於常寧殿前、有童相撲事、結廿番、

〔日本紀略冷泉五〕安和元年九月五日乙酉、於昭陽舍、有童相撲事、

〔日本紀略一條十一〕寛弘三年八月十七日丁亥、第一親王、〇敦康 於禁中覽童相撲、有舞樂事、先令親王命左近中將源頼定、右近中將藤原實成、相分殿上侍臣挑此事、今日於東北對覽之、中宮御在所北庭也、主上遷御覽之、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年八月十七日丁亥、一宮、〇一條皇子敦康 童相撲、左右頭中將、左右諸司頭佐各相分、中宮御在所南面可有、而爲女一二宮覽、忽成北面、主上〇一條 御中宮御方、未時初、立合各二人、相撲長三人、著葛衣、一番左勝、凡右勝、小數七、最手右勝、初間雨下、卽明、開對北廂、渡二間長押上中間、鋪御座二枚茵等、下一行鋪上達部座、左奏頼定朝臣、令持兼時出、從相撲屋渡御前、到東妻上、從上達部座末、著御座間、著御簾下、付女房奉之返給、右實成朝臣同之、相撲屋北屋從中分、西爲左、東方爲右、屋上覆平張皮、屋前幷東間內立幔、

〔日本紀略一條十一〕寛弘三年八月廿三日癸巳、於左大臣〇藤原道長 第、有童相撲事、

〔甲子夜話四〕享和ノ初、西城〇徳川家慶 イマダ御幼キ時〇御年十 淺草寺ニ御成、彼處ニテ童子ノ相撲上覽アリ、其頃醫快菴法眼、〇吉田氏 予ガ病ヲ診ニ來レル次手ニ問タレバ、懷中ヨリ童子ノ名ヲ出シテ示セリ、

東方		西方	
福鼠	年十	山彥	年十
河衛	年八	金龍	年九
神樂岡	年八　預リ	隅田川	年八

待乳山年十二　初舞臺年十
玉之井年十　花傘年十
呉服島年十二　朝日山年十
初瀬山年九　喜見城年十
汐衣年十三　友鶴年十二
亂獅子年十四　赤兎馬年十四
關龍王年十四　虎王年十四
重テ上覽ノトキ
出世奴年十　酒中花年十
白瀧年十　大酒盛年十一
舞扇年十二　水車年十一
玉芙蓉年九　無勝負　稻妻年十二
行司　木村源之助年十三
呼出　追灘金之助年九

右點アルハ、勝ノシルシナリ、其時西城ノ御目付、同姓大膳、今伊勢守此事ヲ取扱タリ、是ヨリ開ケリ、イカニモ御幼稚ノ御慰ニハ、勇マシキ御事ナリケリ、

〔住吉名勝圖繪二〕十三日〇九月相撲會

相撲十三番、童相撲三番、終て勝負の舞、拔頭納蘇利、終て還御を催す、

〔鹿島志上〕相撲　九月九日の夜、〇中略童子相撲あり、童子どち、東西より出て三番づゝとる也、是をこどりづかひといへり、

健兒及隼人相撲

〔日本書紀二十四皇極〕元年七月乙亥、饗百濟使人大佐平智積等於朝、乃命健兒、相撲於翹岐前、

〔日本書紀二十九天武〕十一年七月甲午、隼人多來貢方物、是日大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之、

〔日本書紀三十持統〕九年五月己未、饗大隅隼人、丁卯、觀隼人相撲於西槻下、

法師及山伏相撲

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年〇安貞元年三月廿七日丙子、今日於幕府相撲御覽、其中有法師相撲一人、城太郎所進也、此相手周防前司召進男、字平太也、相構而可令勝於男之由、將軍〇藤原賴經被仰合藤内左衛門尉定員、陰陽師散位晴賢、雅樂助晴貞、散位重宗、散位道繼等被召之、一男二法師、何方可勝哉之由有御占、各以午剋占申、以一可勝之由晴賢申之、晴貞一可勝云云、重申可爲持云云、道繼二可勝之由申之、〇中略件法師負于男訖、

〔古今著聞集十六興言利口〕近江法眼寬快〇中略或日又こし車にひかれて參りけるに、圓宗寺の前にて、たけたかく大成法師の、かきのかたびら計に袈裟かけたるが、同行と覺しき僧四五人ぐしたるが行をみて、こしぐるまより飛おりて、何といふ事もなく、太やこくびをかきて相撲をとりけり、たがひにひしく／＼と取組て、此法師をうちまろばしてけり、其後それは聞ゆる文學かなといへば、そへにといらへて、それは聞ゆる壇光かなといふ、又そへにとこたふ、いざさらば今一度とらんとて、又寄あひてとるに、此度は壇光うてにけり、其後いざれたかをへ、かいもちゐくれうといへば、さらなりとて、そこよりやがてぐして、高雄へ行にけり、

〔幸充日次記〕享保三年七月十二日己未、入夜藏王之庭而、依例諸國之山臥有相撲、及三更見物、

武將覽相撲

〔古今相撲大全上本〕御前角力作法

御前相撲の作法は、元來武家よりの事にて、先御書院前などの平地に陣幕を打たせられ、左右に相撲奉行とて、御家中の侍衆、左右に一人宛上下を著し、幕の内に圓座を敷、硯箱をひかへ、一番一

番の勝負を筆記せらる、次に水桶一ッ宛、是又左右に置、土俵の外に、足輕やうの人坐して此役を奉仕す、土俵は平地に半埋みふせ、四本柱水引幕などは、御家により花美風流の御物好にまかせらる、土俵の外三方に、下座筵を敷せらる、主人公、御書院へ出させ給ふと程なく、行司美服をかざり、上下を著し、股立取、房付の唐團をもち、正面の下座筵に、中腰になり平伏す、此團扇の房摑き、行司の習ひある事にて口傳多し、扨左方の角力取一人宛、下座筵の上にて手をつき平伏す、尤も左の手は、ながくのばしてつく、是御前ずまふに限りての平伏の仕樣也、此禮すみて、二字口より土俵の內に入、殿の正面にむかひ、假令ば前三人、後五人、其次七人と次第に列し、中腰になり足の大指をにぎり平伏して居る、時に正面の下座筵に居る行司より、シッといふを合圖に、頭をさげて手拍子壹ッ打、力足の三ッ拍子を踏む、而して後溜へ入る、右方の作法、是に同じ、扨すまふ初る前に、頭取下知して、彼水の役人に通ず、時に水桶にかしづき居る役人、平伏しながら出かけの角力取の名乘を云あげる、次に相手もなのりあぐる、第一の角力取、又初のごとく下座筵の上にて平伏し、而て後二字口へ出、左右中腰にて鳥飛をし、手合をなし取むすぶ、行司此勝負を見極めて、勝の方へ團扇をあげる、第二のすまふは、はじめ負たる方より出かける、是故實なり、それよりの次第、是に同じ、雙方の人數のこらず取終れば、中にも力量すぐれ、殊に手なども上手なる角力取を殿より御見出しありて、誰々三人、又誰々を五人、勝負取らすべき樣御乞ありけることあり、是を三人懸り五人懸りといふ、三番五番をつゞけて合す、一人して、三番にても五番にても勝つゞければ、此とき殿より御褒美出る、何成共御家の格式に寄り、相應の御品を賜る、頂戴して膝退す、かくのごとくの格式にて、勸進ずまふなど、違ひ、甚だ嚴重にして花やかなる見物事也、其外さま〲、御家例の儀式等これあるといへども、中々筆に書取がたければ、此餘は爰に洩らす、

〔角力舊記〕御前相撲ハ、御相撲ト云ヒ、勸進相撲ハ、角力トバカリ云、御ノ字ナシ、

〔吾妻鏡十八〕元久三年〇建永元年六月廿一日辛未、於御所南庭覽相撲、相州大官令等被候、上南御簾、其後各進庭中央決勝負、朝光奉行之、〇中略

一番　三浦高井太郎　三毛大藏三郎鎮西住人

二番持　波多野五郎義景　大野藤八

三番　廣瀨四郎助弘相州侍　石井次郎義盛近親侍

有祿物、兼被置于庇根妻戸間、扇、色革、砂金等積之、事終後左右賜之、不論勝負悉以被下之、負方雖逐電、被召返之云云、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年〇安貞元年三月廿七日丙子、今日於幕府、相撲御覽、〇中略及晚相撲十七番、雌雄被決之、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年四月四日壬子、將軍家〇藤原頼經十三番相撲御覽之、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年二月十九日、於御所南庭、被召決二十番相撲云云、其中葛西三郎左衞門尉召之進處、相撲芝保平次三郎、殊逹者也、仍以周防藏人下御衣給云云、〇其中以下三十八字據島津本補

〔吾妻鏡四十四〕建長六年閏五月一日壬寅、相州〇北條時頼隨身下若等參御所給、將軍家〇宗尊親王出御廣御所、御酒宴及數獻、近習人々被召出之、各乘醉于時相州被申云、近年武藝廢、而自他門共、好非職才藝事、已忘吾家之禮訖、可謂比興、然者弓馬藝者、追可試會、先於當座、被召決相撲勝負、可有感否御沙汰之由云云、將軍家、殊有御入興、爰或逐電、或令固辭、爲陸奥掃部助奉行、於逍避之輩者、永不可被召仕之旨、再三依仰含、十餘輩、愁及手合、不撤衣裝、長田兵衞太郎、被召出、候御判中勝負是非、依爲譜代相撲也、

一番左右持　三浦遠江六郎左衞門尉　結城上野十郎

二番　大須賀左衞門四郎　波多野小次郎

三番 左右持 澁谷太郎左衛門尉　檢牧中務三郎
四番 左右勝 橘薩摩余一　服部彌藤次
五番 左右勝 廣澤余三　加藤三郎
六番 左右持 常陸次郎兵衛尉　土肥四郎
勝幷持者、被レ召二御前一、賜二御劒御衣等一、雲客取レ之、負者不レ論二堪否一、以二大器一各給二酒三度一、御一門諸大夫等候レ筠、凡有レ興有レ感、時壯觀也、

〔陰德太平記 八〕武田光和逝去附噂之事

陶〇光和ガ若黨ニ、若杉四郎三郎トテ、好ンデ相撲ヲ取ケルニ、中國ニハ手ニ足者ナシ、先年義興在洛ノ時、公方義稙公、角力御覽ノ事有シニ、山名ガ童坊某ト此若杉ト、天下二人ノ相撲ノ上手ニテ有ケルガ、後ハ二人ノ勝負ニ成ケルニ、若杉、片手ヲ放テ勝ケレ共、贔屓ノ人々、唯今ノ相撲ハ、少紛ルヽ事有テ、勝負不二分明一、今一番ト在ケレバ、若杉大ニ腹ヲ立、今度ハ目ヨリ高ク指擧、曳ヤット云テ拋ケル程ニ、山名ガ童坊、黑血ヲ吐テ死ニケリ、

〔信長公記 三〕元龜元年三月三日に、江州國中之相撲取を被二召寄一、常樂寺にて相撲をとらせ御覽候、人數之事、百濟寺ノ鹿、百濟寺ノ小鹿、たいとう正權、長光、宮居眼左衛門、河原寺ノ大進、はし小僧、深尾又次郎、鯰江又一郎、青地與右衛門、此外隨分之手取之相撲取共、我も我もと不レ知レ員馳集、其時之行事は、木瀨藏春庵、〇中略爰に深尾又次郎、能相撲面白仕り候て被レ成二御感一、御服被レ下忝次第也、

〔信長公記 十一〕天正六年二月廿九日、江州國中之相撲取、三百人被二召寄一、安土御山にて相撲とらせて御覽候、此中廿三人撰、相撲在レ之、此者共には御扇を被レ下、中にも日野長光には、別而被レ入二御念一、平骨に濃たる御扇、御前へ被二召寄一拜領、外聞面目之至也、〇中略廿三人撰、相撲人數、東馬二郎、たいとふ、日野長光、正權、妙仁、圓淨寺地藏坊、力圓、草山、平藏、宗永、木村いこ助、周永、あら鹿、づこう、青地孫二郎、

山田與兵衛、村田吉五、太田平左衛門、大塚新八、麻生三五、下川彌九郎、助五郎、以上廿三人、　八月十五日、江州國中、京都の相撲取を初として千五百人、安土へ被召寄、御山にて、辰刻より酉刻迄とらせて御覽候、○中略

小相撲五番打人數之事　五番打京極内江南源五、五番打木村源五内深尾久兵衛、五番打布施藤九郎小者勘六、五番打久太郎内地藏坊、五番打後藤内麻生三五、五番打蒲生中間藪下、以上、

大相撲三番打人數之事　三番打木村源五内木村伊小介、三番打瓦園内綾井二兵衛尉、三番打布施藤九郎内山田與兵衛、三番打後藤内麻生三五、三番打長光、三番打青地孫次、三番打づかう、三番打東馬二郎、三番打たいとう、三番打圓淨寺源七、三番打大塚新八、三番打ひし屋、以上、○中略其日は珍物調、終日取替々々、御相撲取に被下、

〔信長公記十三〕天正八年六月廿四日、國中之相撲取被召寄、御山ニ而、御相撲有、拂曉より夜に入、挑灯ニ而在之、麻生三五取勝、六番打仕、蒲生忠三郎内、小一と申者、能相撲仕、被加御詞、大野彌五郎、是又よき相撲度々仕候而、今度被召出、面目之次第也、

〔信長公記十四〕天正九年四月廿一日、安土御山ニ而、御相撲有、大塚新八取勝り、爲御褒美、御領中百石被下、二番にたいとう能相撲仕、三番に永田刑部少輔内、うめと申者、面白相撲仕、是又度々被加御詞、忝次第也、

〔元親記上〕相撲の事

元親卿、○長曾我部相撲數寄にて、每年國分十七夜の會などに、近郡の取手共をよせ、とらせて見物し給ふ、其頃泉州小島に源藏とて、天下一の相撲取有、相撲の執行に諸國を廻るといへども、彼者手に足者無之と云へり、元親卿、相撲數奇と聞及、當國○土佐へ下向して、先前濱に宿を取て居る、元親卿、いざ先出仕させて、男の體を見んと宣ひて、源藏出仕致す、さて卷帋二、ひふぐ百本進上す、此時

家中の取手共をも召寄、源藏を見せらるゝに、男の體、長六尺二三寸も可有、袴をば八の縫並て著、なみの袴には足不入と云、歳比二十八九計といへども、荒て四十づらに見ゆる、さて御振舞をたうべ、其日は先前濱へ歸る、見し人々、聞しより見て驚たると申なり、元親卿、是まで與て下向したる者を、相手無之とて、只戻しては家の耻辱たるべし是非取せて見ばやと宣ひて、皆々岡豊の廣間へ召出し、相撲評定有、其頃家中の取手、岩神三郎左衛門、久万豊後、國澤三河、久万兵庫助、長崎磯介、宮地段介、宮崎善右衛門、江村備後守、同名右兵衛尉、彼等いかゞ存候哉被尋候處、總用の申樣、この中にて、右兵衛は不存、何も源藏と一組仕らん者は無御座と申、此右兵衛男の大さ、源藏にもさして無替所、大力一番の人なり、此時右兵衛申樣、此度は私をば御免被成候得と申、いかんと申に、自然負申においては、私事は何之者と相替り、御紋をもよごし、其上老之內たる者が、天下迄負名の聞え申さん事、且は私の耻、且は御家の御爲にもいかゞと申、元親卿、尤の存分なりとて、右兵衛をば體よりゆるすべしとなり、爾處に久万兵庫、進出申樣、さあらば私仕て見んずると申、さて何と可仕やと存候哉と被尋候得ば、兵庫、あのやうなる大力の相撲は、心力を賴みにして、細に手を取らざる物にて候、只大手をひろげ廻り候所を、つま取をして見んと申、取得たるにおいては負申間敷と申、元親卿、大力の者にあひて、左樣に定たる樣には難成候得共、先賴母敷候と宣ひて、先各被歸けり、さて八月十八日に、岡豊城下大の場にて相撲有、元親卿、八幡宮へ立願など被立しとなり、其日の行士は福富隼人、佐貳正職の出立にて仕、さて八の下刻計に、源藏はだかに成て、かた屋へ入を見て、諸人肝を消す、見物の者共、いや〱是は人にてはあらじ、鬼と云物にては有やらんなど申あへり、先久万豊後、國澤三河罷出、源藏と仕る、二人ながら同手に安々と取てねち付る、さて久万兵庫、かたやをひろげさせて罷出る、案の如く前二人と同手にねぢつけんとや、大手をひろげ、兵庫に抓みつかんとする、兵庫ちつとも近よらず、手さきにてあひしらひ、かたや際を二

三返ばかり廻り、ちやうと源藏が兩手のつま取をえたり、源藏引放、したがつてひけば、兵庫も付て引れ、取たる所はちつとも放さず、北の方、元親卿之前へ廻りたる時に、餘引放、したがつて肩屋際へ少のけひく、其時兵庫、取たる兩手を打捨、さしさがつて源藏が四ッ結に組付なぐる、元親の前へどうとなげ付る、源藏が足のあがりさまに、から笠を打破る、其時に時を睡と上る、元親卿、喜悅不斜、先當座の褒美と有て、兵庫に持長刀を被下、扨源藏に帷子五、烏目拾貫とらせ歸させしなり、扨翌日御悅とて侍共出仕致す、此時元親卿、兵庫を被召出、今度の手柄無比類高名也、相撲と云ものは、邪狂事の樣なれども、樂勝負を決する上は、是又不異武篇、今度兵庫手柄を以て、天下迄の外聞、家の面目を施したり、彼源藏諸國を廻り取敗候、其奴に打勝候上は、併兵庫相撲、日本一とも可謂、今より兵庫相撲納よと宣ひて、知行過分に加增被成、兵庫面目、不可勝計次第なり、

〔上覽相撲記〕上覽相撲

寛政三辛亥年六月十一日、同六甲寅年四月九日、享和二壬戌年十二月四日、文政六癸未年四月二日、同十三庚寅年三月廿三日、天保十四癸卯年閏九月廿五日、

〔相撲行司家傳〕永代寺門前仲町書上

一寛政三亥年四月中、本所回向院にて相撲興行之節、同六月十一日、始て吹上於御殿、相撲御上覽有之、其節御銀三百枚、行事力士年寄共へ被下置候、

一同六寅年三月中、深川八幡境内にて興行之節、同四月九日、於濱御殿御上覽有之候、其節御米百俵、御銀百枚、行事力士年寄共へ被下置候、

右兩度共、此者〇七代目木村庄之助罷出、行事相勤申候、

一享和二戌年十一月中、本所回向院にて興行之節、同十二月四日、矢來御門内にて御上覽有之、其節御米百俵、御銀百枚、行司力士年寄共へ被下置候、

一文政六未年春中、本所回向院にて興行之節、矢來御門內にて、同四月三日御上覽有之、其節御米百俵、御銀百枚、此度は多人數に付、別段御銀五十枚、(行司力士年寄)共へ被下置候、

右兩度共、此者(○八代目木村庄之助)罷出、行司相勤申候、

〔相撲隱雲解〕上覽之一式

寬政三辛亥年春相撲、勸進元鎹山喜平治、差添伊勢海村右衛門、

右春相撲本所於回向院境內興行仕候處、町御奉行池田筑後守殿、御差紙ニテ、勸進元差添罷出べキノ旨申來リ、早速喜平治、村右衛門罷出候處、相撲上覽之御內意ニ付、御書附下サレ候寫、

心覺

一當時參居候相撲之者、ちらす間敷事、

一相撲名前、東西と分可書出事、

一相撲式之事

右取調之糺ニ而、廻し立派に用意致すまじき事、

右之趣承り、何となく相撲人共權威にほこり、がさつケ間鋪儀無之樣可申付事、

一前書取調候趣者、相撲人ども申合者格別、猥申觸間敷事、

四月

同廿三日、勸進元差添、書附持參之處、土俵繪圖幷相撲名前二枚ヅヽ、明廿四日、持參致スベキ旨申渡サレ、翌日相撲之式幷上覽御場所繪圖兩ヤウトモ、池田筑後守殿御役宅江差出申候、

(但土俵幷四本柱、引幕トモ、伊勢海村右衛門江仰付ラレ、請負ニ仕立上ル、)

同廿六日、池田筑後守殿御役宅ニ於テ、喜平治村右衛門江、上覽相撲仰付ラレ、難有旨御請仕候、

六月二日、場所見分有之相濟、同日、相撲取組、相撲人惣人數人別差出ス、同四日、又候喜平治村右衛

門召出サレ、御書附渡、

六月五日、又候喜平治村右衞門召出サレ、筑後守殿御役宅ニ於テ、當十一日、相撲上覽可有之旨仰付サセラレ、難有御請申上ル、

先達テ池田筑後守殿、彌上覽之儀仰付ラレ候ニ付、其節村右衞門申上候ハ、恐ナガラ相撲之儀ハ、古來禁庭節會之祭事相勤來候相撲ノ司、御行事吉田追風末流、吉田善左衞門ト申仁、當時細川越中守殿御家來ニテ、幸此度勤番ニテ御當地ニ罷在候間、將軍樣〇徳川家治上覽之儀、古來ヨリ古法モ有之候儀承リ及候、勿論私共爲ニモ司之儀ニ候故、何卒右追風召出サレ、上覽之御式、此者江御尋下サレ、規式取行候ヤウニ仰付サセラレ下シ置レ候ヤウ仕度段、色々御願申上候處、彼是六ケ鋪ヤウニ思シ召レ、先々其儀ハ其方ドモ勸進相撲、其外御前相撲之法式ヲ以テ相勤候ヤウニ仰聞ラレ、然レ共私ドモ身分稀之儀ニ御座候故、操返シ御願申上候處、其儀ニ不及打過候、然ル故ニ土俵四本柱卷絹水引マデモ、御前相撲格式ニ取調候處、同月十日、暮六ツ時、細川越中守殿御内吉田氏ヨリ、年寄行事急ギ罷越候ヤウ申來リ候、依之早速參リ候處、今日戸田采女正殿ヨリ追風召出サレ、將軍上覽式、古法之通罷出可相勤旨仰付サセラレ候ニ付、早速土俵築直シ、尤御作事ヨリ御役人幷人足大勢罷出、追風差圖ヲ以テ、殘ラズ仕替申候、右ニ附行事相撲人禮義相心得候ヤ、又ハ心得ナク候ハヾ、明日間ニ合候ヤウニ差圖致スベキ由申サレ候、然レドモ古ヨリノ作法之儀、荒増心得罷在候由返答仕候、コレニ依テ明日早々、支度場ニテ荒増承リ、相違ナク相勤申候、

〔相撲私記〕寛政三年亥六月十七日、吹上にして相撲上覽の事あり、かねて同じつらなる者ども、公ごとのいとまに見はべるべきよし御ゆるしかうむりて、朝のほどより御物見のかたにまゐりつどふ、そも〳〵久かたの雲井の庭にして、年ごとにすまひのせちおこなはれしも、保安に中たえ、保元にふたゝびおこされしが、其後はまた絶て聞えず、たけくいさめるものゝふのうへに、た

よりあればにや、鎌倉右大將家の、もはら司位あるもなきも、高き賤しき、わいだめなく、力をたくらべ、明くれのたはぶれぐさとせしより、室町家の時なども御覽の事ありしとぞ、○中略御三卿のかた〴〵、執柄の人々よりして、萬のつかさ、布衣以上なるも以下なるも、御まへゆりたるかぎりは、みな棧敷たまはり、御かたはら近くさぶらふかぎりは、をさなきものまでも引つれ、いさゝかの隙ありとも見えず、巳の時すぐる頃にやあらん、ならせ玉ふ、めし合の交名など奉る、○中略すまひども、ろくのたまものがねおほくたまはりしとぞ、

〔相撲上覽記〕文政六未年四月三日、五半時之御供揃ニ而、吹上御庭江被為成、於拾三間御門外、相撲上覽有之、四時相始り七時終、

〔泰平年表大御所〕天保元年三月廿三日、吹上十三間御門前於芝間、上覽相撲有之、此時阿武松、立會不申候間、稻妻氣勝の樣、被思召候哉、御尋に相成、行事共より不調法書差出、

〔續泰平年表〕天保十四年閏九月廿五日、於吹上五十三間、相撲上覽、角力取組、都合百八十番也、御好五人掛二番、劒山、佐渡ヶ嶽、激石、稜シ、出羽ノ里、嶽、龍行司式守伊之助勤之、不知火、鳴ヶ峯、雷石、温海嶽、鳴谷、谷風、行司同上、

〔相撲上覽一件〕閏九月○天保十四年廿一日、櫻井庄兵衞江達之、

相撲上覽御當日罷出候人數

東西相撲取	貳百三十六人
相撲年寄	三拾六人
行司	貳拾三人
書役	四人
力水役	四人
人足	貳拾五人

都合三百貳拾八人

右之外矢來御門外、休息所迄罷出候、髮結幷物持之もの百八拾七人程、右總人數、五百拾五人程、

右之通御座候、尤去ル寅年之節者、四百四拾九人程に候處、此度者相撲年寄行司共、人數相增候ニ付、右に准じ總體之人數相增申候、以上、

卯閏九月

〔游藝園隨筆抄〕天保十四年九月廿五日、吹上にて相撲の上覽あり、御作事奉行小普請奉行は、先格之趣により、御小納戸頭取杉浦內膳正を以、拜見之義相願候處、願之通り拜見被仰付旨御達しに付、繼上下著用罷出たり、右廿五日は、曉より雨なりしが、晝後より晴なり、掛り若年寄は、正六時登城、其外は六時口の御土圭附人にて登城、右に付御作事奉行一同、清水御門より步行にて供は召連ず、卯刻過、拜見所へ罷出申候、間もなく五ッ時御供揃にて、御成ありて初り申候、最初に先素袍服紗小袖著用のもの罷出、地祭いたす、是は土俵の眞中に砂を盛、幣を立、神酒備有之、右の神酒を採て土俵の四方へそゝぎ申候、次に麻上下著用のもの罷出、幣束をとり除、地ならし致し申候、それより上下著用の行司罷出候て東西相分け、それより土俵入いたす、半より三段目以上也素袍著用の行司罷出、以上八度の土俵入有之、畢て西方大關不知火諾右衛門は、橫綱免許のものに付、弟子之相撲二人幕の內にて高根山、外壹人、召連罷出、大繩へ、シメを下げ候を廻しの上へかけ、只壹人にて土俵入いたす、夫より東西順々勝負あり、三段目の霞浦春駒勝負の時より行司素袍に成、木村龍五郎之を勤め、引續き取組五十九番ありて中入に相成、其時拜見の面々一同へ辨當を賜ひ申候、御小納戸頭取竹田伊豆守を以、別段の思召にて御煮染、幷蓮飯被下之、いづれも御上りの品のよし無程又々勝負相始り、五十六番にて、三役と唱候相撲取共、別段に出て力足を踏たり、其名は大關東劒山谷右衛門、阿州關

公儀相撲

脇猪名川政之助、江戸小結相生松五郎、姫路大關西不知火諾右衞門、肥前關脇友綱楫之助、延岡小結柏戸宗五郎、盛岡それよりして又三役のもの勝負始る、其時行司のもの出候て、御柱に結附有之候弓并に扇子を取もち居、さて相生と柏戸の勝負にて、相生勝候處、右の行司扇子を取、土俵の內に居候行司へ渡す、左候得ば行司のもの、恐ながら小結に扇を賜ひ候といひて載かせ相渡す、猪名川と友綱は、友綱の勝なれば、恐ながら弦を關脇に賜ひ候とて之を相渡す劒山と不知火は、不知火勝ければ、又前の如き口上を以て弓を取て不知火に渡さんとして行司は猶手を離さず、不知火は行司と弓を引合ながら土俵の眞中に出、不知火一人にて弓を以て勝相撲の式をなせり、其樣鎗を遣ひ、弓の弦をかけ、又ははづす如き體のものと云べし、右畢て退去夫より二段目の勝負ありて、終に御好にて小柳常吉と荒馬吉五郎との取組あり、小柳勝たり、又同斷兜山次右衞門と龍ヶ嶽勝之助との取組は、兜山勝たり、夫より兩關取へ五人掛りの勝負ありて還御、今日相撲の番數は、都合百十八番にして、其內東方勝五十九番、西方勝五十七番、無勝負壹番、痛所に付引分壹番也、上覽所は土手の上へ臺を据たるものにて御簾を懸られたり、土俵は外を角にし內を丸くせし二重のものにして、柱は五色の絹を卷、幕は緋のちりめんにて、屋根は靑白石たゝみの雨障子を用ひたり、東西の花みちより、呼出しによつて相撲取共出るなり、但し呼出のものは、繼上下を著し平服し居、一々進み出て名を呼けり、

寬政三辛亥年六月十一日に、矢張吹上にて上覽相撲ありたる時は、小野川と谷風との勝負ありて、行司は細川越中守家來、吉田善右衞門相勤めたりと云、

〔大鏡一宇多〕つぎのみかど、〇宇多亭子のみかどゝ申き、〇中略王玄ゞうなどきこえて、殿上人にておはしましける時、殿上のごいし〇御倚子のまへにて、なりひらの中將と、すまひとらせ給ひけるほどに、ごいしに打かけられて、かうらんをれにけり、そのをれめいまに侍るなり、

〔源平盛衰記十六〕滿仲讒西宮殿事

冷泉院御位ノ時、ウツヽ御心モナク、御物狂ハシクノミ御坐ケレバ、ナガラヘテ天下ヲ知召サン事モ如何ト思食ケルニ、御弟ノ染殿式部卿宮〈○爲平〉ハ、西宮ノ左大臣〈○源高明〉ノ御聟ニテオハシケルヲ、ヨキ人ニテ渡ラセ給フト申ケレバ、中務丞橘敏延、僧蓮茂、多田ノ滿仲、千晴ナド寄合テ、式部卿宮ヲ取奉テ東國へ赴キ、軍兵ヲ起シ、卽位進セント、右近ノ馬場ニテ、夜々談議シケル程ニ、滿仲心替シテ、此由ヲ奏聞シケルニ依テ、西宮殿ハ、被流罪給ニケリ、〈○中略〉滿仲返リ忠シケル事ハ西宮殿ニテ、敏延ト滿仲ト相撲ヲ取ケルニ、滿仲、力劣ニテ格子ニ被抛付、顏ヲ打缺タリ、滿仲、不安思テ、腰刀ヲ拔テ敏延ヲ突ントシケル、敏延高欄ノ根木ヲ引放テ、近付バ、シヤ頭ヲ打破ラントテ、立跨テ有ケレバ、滿仲不及力サテ止ヌ、時ノ人、アヽ源氏ノ名折タリト云ケレバ、敏延ヲ失ハントテ、返忠シタリトイヘリ、

〔小右記〕萬壽四年八月廿三日庚寅、未明資頼來云、去夕關白〈○藤原頼通〉被宿章任桂宅、〈○中略〉章任儲饗饌、獻折櫃物二十合、銀雉付銀枝、銀鯉納銀折櫃、不可感事也、師房卿、經通卿相撲、往古不聞事也、就中檢非違使別當〈○藤原經通〉朝之重職、衆中角力、可彈指云々、

〔古今著聞集十相撲強力〕中納言伊實卿、相撲競馬などを好て、學問なんどをばせられざりけるを、父のおとゞ伊通公、つねに勘發し給けれども、猶用ひられざりけり、其時相撲なにがしとかやいふ上手有けり、敵の腹へかしらを入て、かならずくじりまろばしければ、是によりて腹くじりとぞいひける、件の相撲を忍のびやかにめしよせて、この中納言、相撲を忍のび好むがにくきに、くじりまろばかせ、さらば纏頭すべし、忍からずは、なくなさんずるぞと仰合られにけり、則中納言に、汝が相撲好むに、此腹くじりとつがひて勝負を決すべし、勝たらば、われ制止する事有べからず、負たらんにをきては、永く此事停止すべしとの給ひければ、中納言恐れをなして、かしこまりて

おはしけり、去程に腹くじり召いだされて、やがて決せられける程に、中納言は、腹くじりが好ままに身を任られければ、悦てくじり入てけり、其後中納言、腹くじりが四辻をとりて、前へつよくひかれたりければ、頭もをれぬ計に覺へて、やがてうつぶしにたふれにけり、おとゞ興さめ給ふ、腹くじりは、ちくてんしにけり、其後中納言、相撲制止の沙汰なかりけり、

武人相撲

〔夏山雜談五〕ムカシノ武士ハ、組討ヲ好ミタルユヘニ、相撲ヲ武藝トセシナリ、近世戰法ソナハリテ組討ヲ好マヌ故ニ、武藝トセザルナリ、是故ニ今ハ下賤ノ業トナリヌ、

〔嬉遊笑覽十二附錄〕夏山雜談に、昔の武士は、組打を好みたる故に、相撲を武藝とせしなり、○中略今は下賤の業となりぬ、此說只一わたり然るべきやうなれ共、誠にはさも非ず、鎌倉將軍家の時、歷々の武士、相撲を取しも、大力剛勇の人多かりしのみに非ず、其頃はやりたることとなり、必戰場組打の爲に嗜むものには有べからず、其頃の戰ひ、組打といふこと多く聞えたれ共、甲冑を著て、各利器を持ての事なれば、素肌の手練とはいたく異なるべし、組伏られても利を得るものあり、相撲の手をもてよくせん事覺束なし、又武士組打を好まずとて、相撲を武藝に屬せずして何とかせん、遺老物語、永祿以來出來初たる物の內にも、相撲取、はやる事と見えたり、武士にも取しもの有しなり、おのづから時の流行によれることとなり、治世久しくなれば、よき人の力わざすることなく、強き人すくなかるべし、相撲など取らぬも、あらぬ理なり、たまたま有ても、世につれて、さることとは賤しげに思ふなるべし、

〔相撲式〕武家相撲用ル事

中興以來、ワキテ相撲ヲ武家ニ用ル事、軍祭ル神事、肝要ノ相撲ナレバナリ、重々古法傳授多シ古ノ武藝ニ、武者組ノ術ナシ、相撲ノ四十八手之內ニ、鎧詰ト云術有、是ヨリシテ武者組ノ術、今世間ノ取手、柔ノ手類モ皆是ヨリ出ヅ、是以古ヘ武將勇士、此道ヲ玩ザル人ナシ、只相撲ハ、イヤシキ者ノワザト

ノミ心得タルハ、アヤマリナルベシ、貴賤ヘダテナク、力ヲタラブル道ナレバ、武事鍛錬ノ一端ナル事可ㇾ知、柔弱ナル者ハ、是ニヨリテ陽氣ヲ益シ、武氣ヲ逞シ、應變之術ヲナス事、是ニシク者ナカルベシ、

〔後松日記　四〕むかしは相撲人とて、其人定たれど、中頃は武士皆是を試て、合戰の時、組打の用にせしこと盛衰記、又太平記等に見ゆ、伊勢貞親が、其子貞宗へ、敎くんし、ふみにても、若き壯なる折は、より〳〵相撲を試べしと書置し、

〔伊勢貞親敎訓〕一能藝の事、〇中略若者の、さのみくすみて、相撲、力態、鷹などを嫌ふは惡き也、人の目にたゝぬ程にすべき也、

〔多胡辰敬家訓〕第十四ニスマフ
小ズマフハ若侍ノ能ナレバ、ツ子ニ身サバク手ヲナラフベシ
セイホソタ年ワカキトテ我心ユルサバマケン物スマフナリ
何ヨリモ習ノ有ハスマフナリチカラタノムナカ子ラタシナメ

〔曾我物語　一〕おなじく〇眞野すまふの事
いにしへを思ふに、ひでさだ〇海老名氏が、わかざかりには、たかがり、かはがりのかへりあしには、ちからわざ、すまふがけこそおもしろけれ、わかき人々すまふとり給へ、見てあそばん、けんぶつには、うへやあるべきといひければ、いづのくにのぢう人みしまの入だうしやうげん、ゐだけだかになりて、いしころばかしのたきぐちどの〇經後と、あひざはのや五郎どの〇重治いでゝとり給へ、これこそあひごろのちからときけ、さもあらば入だういでゝ、ぎやうじにたゝんといふ、たきぐちきゝて、ばんざう入かこくに、つよきものはなきか、かほどのことをとこを、あいてにさゝるゝは、むまのうへ、かちだちなりとも、わきばさみたゝんに、はたらかさじといひければ、や五郎きゝて、

いづ、するが、むさし、さがみに、つよきものはなきか、たきぐちがせいと、ちからをうらやむは、げらうのこのむところにこそ、○中略大のおとこも、ものならずとあざわらひてぞ申ける、たきぐちだまらぬをのこにて、くびをさるか、とらるゝか、ちからは、ほかにもあらばこそ、いざやおいの御さかなに、ちからくらべのうですまふ、一ばんとらんといふまゝに、ざしきをたち、ひたゝれをぬぎ、なにほどの事の候べき、しやあばらぼね二三まい、つかみやぶりてすつべきものをとて、つゝといでけり、や五郎も、こゝろへたり、ものくしや、ちからこぶしのこたへんほどは、いのちこそかぎりよといひ、ざしきをたつ、一ざの人々これをみて、あはや事こそいできぬと見るほどに、ちかくありける、あひざは申やう、あまりはやし、たきぐちどの、すまふはまづ、こはらんべくはじやばらにとらせて、とりあげたるこそおもしろけれ、おとなげなし、たきぐちどの、とゞまり給へとひきすゑたり、きつかは、これをみて、や五郎どのも、まづおさへよ、あひざはがおとゝの、や七郎○重眞にいでよといふ、すこしじたいにおよびしを、ふなこしひきたてゝ、たづなとりかへいだしけり、としにおきては十五なり、○中略たきぐちがおとゝの三郎○家後いでよといふ、ことばのしたよりいでにけり、としにおきては十八なり、○中略や七は、ちさがりへをしかけられ、どゞろばしりて、そくびをつかれ、つひにや七ぞまけたりける、あにのや六、○重光つゝといで、三郎をはたとけて、あふのきざまにうちたふす、たきぐち、○經後むねんにおもひつゝ、おとゝの三郎が、いまだおきざるさきにおどりいで、大ぢからなりければ、や六は手にもたまらずまけにけり、あにのや五郎、○重治おどうど二人まかしてやすからずに思ひ、はかまのこし、どくを、そそしとひききり、たづな二すぢ、えりあはせ、つよくをさめはしりいで、ちかくとさしあひ、ちからひきて見ければ、大のおとこがふみはりて、すこしもうごかされず、一ぢやうわれもまけぬべし、まことやすまふは、ちからによらず、手だにまさればみぎはまさりのあひてをも、うつものをと思ひいだして、あひざは、みぎ

のこぶしをにぎりかため、たきぐちがびんのはづれ、きれてのけど、うちければ、たきぐちうたれて、さうのこぶしをうちかへす、その、ち、まけじおとらじと、手をはなち、はりあひける、いまはすまふはとらで、ひとへにたうざのこうろんとぞみえける、りやうはう、さへんとするところに、や五郎、ひまなくつゝといり、たきぐちが、こまたをかいて、はなじろにおしすゑたり、いきほひたるたきぐち、あへなくまけしかば、しばらくすまふぞなかりける、や五郎は、かうげんしつる、たきぐちにかちて、百千ばんのまけも、ものならず、これにかつこそうれしけれ、なにものなりともとおもふところに、かつら山の又七いでゝ、手にもたまらずまけてのち、くつきやうのすまふ、五ばんまでかちて、たつたるありさまは、いきほひあまりてぞ見えける、こゝにさがみのくにのぢう人やぎしたの小六郎出て、あひざはのや五郎をはじめとして、よきすまふ六ばんかつ、するがのくにのぢう人たけのしたのまご八いでゝ、小六郎をはじめとして、よきすまふ九ばんうつて、いらんとするところに、大ば親○景が、しやてい、またの、五郎久○景いでゝ、まご八をはじめとして、よきすまふ十ばん、かちければ、いでゝとらんといふものなし、するがのくに、たかはしのぢう六、いざやとらんといふ、そばにありけるゑびなのひでさだ、これこそまたの、五郎よ、だうりにてうちけるぞや、かげひさきゝて、すまふが、たえてなからんにこそといひければ、へいだ、これをきゝ、またのも手ひとつ、われも手ひとつ、おくしてばし、まけけるか、かれていのすまふをば十人ばかりもと、ひとつかみに思ひ、きるものをぬぎおき、たづなかきまうけ、まくればのりこえ、うつればいれかへ、いきをもつかせず、すきをもあらせず、せめたふせ、此ぎおもしろしとて、十人ばかりなみゐて、まくれば、つといで、うつれば、はねこえせめけれ共、くつきやうのじやうずの大ぢからなれば、つゞけて廿一ばんかちけり、そのとき、どひの次郎さねひら、ざしきをたち、つまくれなゐに日をいだしたる、あふぎをひらきて、またのを、しばしあふぎて、よき御すまふかな、あつはれ、さねひ

らがとし十五もわかくば、いでゝとらばやといふ、またのきゝて、なにかはくるしかるべき、いで給へ、一ばんとらん、すまふは、としにより候はずといひければ、とひは、なまじゐに、ことばをかけて、おめ〳〵といはれて、とるよりほかのことはなし、いとうは、みうらにしたしく、かはづは、とひがむこなり、とひが、けふのちじよくは、此一もんにはなれじと思へば、いとうの次郎がちやくし、かはづの三郎すけしげをば、ちゝいとうより人おもくおもひければ、む二む三のあそびなれ共いでゝとれといふ人もなし、おいのばつざにありけるが、ざしきをたちて、しうとの、とひの次郎にさゝやきけるは、けふの御さかもりには、らうにやくのきらひなく候に、などや、すけしげ一ばんともうけ給はり候はず、むなしくかへり候はゞ、わかきものゝ、おいすげしたるにて候、御はからひ候へ、一ばんといひければ、さねひらきゝて、またのがことばのにが〳〵しさにぞ、とらんといふらん、さりながら、むこをまかしては、めんぼくなしとや思ひけん、へんじにもおよばで、せきめんしてぞゐたりける、ちゝいとう、これをきゝ、子ながらも、ちからはつよきものを、とらせて見ばやと思ひけれ共、ためらふをりふし、此詞を聞、しんべうに申たり、いでゝとれといひければ、ひたゝれぬぎおき、しろきたづなふたすぢよりあはせ、かたくをさめていでんとす、いとうがたのものども、いでゝ、御すまふにまゐらんまたの殿といふ、かげひさきゝて、はらをたて、すまふはこれに候ぞ、いであはせ候へといふは、つねの事ぞかし、てずまふのざしきにて、さうなくあひてのみやうじ、よぶ事なし、うぢといひ、きりやうといひ、かはづにやまくべきと、かいなおしをり、すつべきものをと、わらひていづるをみればぼさつなりにして、いろあさぐろく、たけは六しやく二ぶん、としは卅一にぞなりける、又かはづが、すがたは、さしかたにして、かほのほねあれて、くびふとくかしらちいさく、すそぶくらに、うしろのおりぼね、ほそのしたへさしこみ、りきじなりにしてたけは五しやく八ぶん、としは卅二なり、さしよりつまどり、ひし〳〵としておしはなれ、かはづ、

思ひけるは、またのは、きゝつるににず、さしたるちからにてはなかりけり、けふの人々のおほくまけけるは、さけにゑひたるか、おくしけるゆゑなるべし、こんどは、手にもたつまじきものをと思ひけるが、心をかへて思ふやう、さすがにまたのは、すまふの大ばんづとめに、みやこへのぼり、三どせのあひだ、みやこにて、すまふになれ、一どもふかくをとらぬものなり、そのゆゑに、ゐんないの御めにかゝり、日ほん一ばんの名をえたるすまふ也、今こゝもとにて、ものゝ手もなくまかさん事は、かへりていひがひなしと思へば、二どめには、さしより、さうのかいなをつかんで、めでにおはします、ざう人のうへにおしかけ、ひざをつかせていりにけり、またのは、たゞもいらずして、こゝなる木のねに、けつまづきて、ふかくのまけをぞしたりけるや、今一ばんとらんといふおほば、これをきゝはしりいで、げに〱これは木のねあり、まんなかにて、しやうぶし給へといひければ、いとう、きゝて申けるは、かはづがひざ、すこしながれてみえ候ぞ、ねぎりのすまふならばこそ、いしゆもあらめ、たゞ一ざのいつけうにまけ申ておもしろし、いであひ申せといひければ、かはづは、やがてぞいでにける、○中略しばらくありて、むずとひきよせ、めよりたかくさしあげ、はんじばかりありて、よこざまに、かたてをはなちて、しとゝ、うつ、またのは、やがておきなをりすまふにまくるは、つねのならひ、なんぞ御ぶんが、かたてわざはといひければ、かはづ、いひけるは、いせんも、かちたるすまふを御ろん候あひだ、こんどは、まん中にて、かたてをもつて、うち申たり、いまだ御ふしんや候べき、御らんじつるか人々といふ、大ば、これをみて、わらはにもたせたる、たちおつとり、するりとぬきて、とんでかゝる、ざしきにはかにさはぎ、ばつさとたつ、いとうがたに、よるものもあり、大ばがたに、よるものもあり、りやうはう、さへんとおりふさがり、てうしさかづきふみわり、さけさかなをこぼす、ざうひやう三千よにんまでも、いくさせんとて、ひしめきけり、ひやうゑのすけどの、此よし御らんじ、いかによりともに、なさけをすてゝ、あたをむすび給ふか、大

ばの人々とおほせられければ、〇中略やがてめん〳〵にこそしづまりけれ、

〔吾妻鏡十一〕建久二年閏十二月七日辛亥、幕下〇源頼朝入御于三浦介義澄宅、此間依令新造所申案内也、終日御遊興、平六兵衛尉義村、太郎景連、佐貫四郎、大井兵衛二郎等、被召決相撲勝負云云、

〔吾妻鏡十六〕正治二年九月二日乙卯、羽林〇源頼家以今日御騎用之龍蹄〇名馬、諸人爲競望、給義秀〇朝比奈三郎之處、義秀兄常盛申云、水練者、雖不覃義秀、於相撲者、可有長兄之驗、置御馬於兄弟之中、覽相撲之後、就勝負可被下之云云、羽林入興、著御船於岸、於小坂太郎前庭被召決之、二人共解衣裝立向、其勢色不異力士、無劣于對揚、各取合及數反、此間所立之地、頗如震動、人以爲壯觀、義秀頻好勝負、常盛聊有雌伏之氣、爰江馬殿〇北條義時感興餘、起座被歸、立于兩人之中、于時常盛不及著衣裳、令乘件馬、揚鞭逐電、義秀後悔千萬、觀者皆解頤、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年四月十九日庚子、大倉新御堂上棟也、將軍家〇藤原頼經令監臨給、〇中略以還御之次、入御于左馬頭義氏朝臣之家、御遊非一、結句御酒宴之間、駿河二郎泰村、壹岐守光村兄弟、召決相撲、御入興第一也、諸人又令悅目、左京兆〇北條泰時被申云、左金吾將軍〇源頼家御時、和田新左衛門尉、朝夷名三郎等、雖被召合、無勝負之儀云云、仍不及決雌雄云云、其後有御引出物、

〔信長公記十一〕天正六年八月十五日、大方相撲終、既及薄暮、永田刑部少輔、阿閉孫五郎、强力之由、達連被及聞食候て、兩人之働、御覽じ度被思食、右御奉行衆之相撲御所望也、初には堀久太郎、蒲生忠三郎、万見仙千代、布施藤九郎、後藤喜三郎とられ候て、後に刑部少輔阿閉、暫手相にてくまれ候、勿論阿閉、器量骨柄勝れ候て、力のつよき事無隱候へども、仕合候歟、總別强候歟、刑部少輔、勝相撲に候、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕近習の人々、御庭にて角力させて、力量を試み給ひ、放鷹の折は、諸番士鷹匠鳥見などをも集め給ひ、力をたくらべ、勝しものには、扇などたまはりて與せられ、〇下略

武人與力士相撲

〔諸家深秘錄三〕蒲生飛驒守家來與西村左馬允相撲之事

一蒲生飛驒守藤原氏鄉トテ、代々江州ノ住人也、○中略氏鄉、末勢州ヲ知行有ケルノ時、不慮ニ相撲ノ事起レリ、元來氏鄉モ力有ケリト也、去バ家來ニ西村左馬允ト云者、是又大力ニテ、相撲ノ上手成ガ、先年氏鄉ノ勘氣ヲ蒙リ、今度被召返ケル、其翌日、座中ニテ渠ガ心ヲ引見ント被思、氏鄉相撲ヲ取ラレケルニ、西村ガ思ケルハ、勝タラバ御氣ヲヤ損セン、負ナバ輕薄トヤ思ハレン、イカヾセント案ジヽガ、イヤ／＼士ノ習、被見限ハ以ノ外ノ耻辱也ト精ヲ出シ組合シガ、遂ニ氏鄉ニ勝タリ、氏鄉、無念ニ被思、少セキ心ニテ、今一番參ラント力足ヲ被踏ケル、近士ノ者、天晴今度ハ、西村負ヨカシ、負ズバ御手討ニヤ逢ント手ニ汗ヲゾ握リケル、又西村ガ存ズルハ、此度負ナバ、彌以テ輕輕鍾可成、御手討ニ逢ンハ必定ト思切、扨力ヲ出シ取ケル程ニ、今度モ西村勝テケリ、其時氏鄉咲ヲ含テ、汝ハ我ヨリモ勝レタリトテ、翌日領知加增セラレケルトナン、誠ニ左馬允ガ心意、淳直成ヲ被感故也、此時西村相撲ニ負ナバ、心意可淺ニ、不負コソ士ノ本意也トテ、皆人譽ケルト云々、

〔本朝相撲鑑七〕魚住所之介眞鍋彌介ちからくらべの事

魚住所之介は、はりまの國、別所小三郎長治の一族なり、大力のきこえあり、眞鍋彌介は、土佐國、長曾我部土佐守元親の家人なり、これもきこふる力者なり、○中略庭にいでゝ、すまふをとるに、一時ばかりねぢあひしかども勝負なし、雙方對々の力なりとて、酒をいだし、くみかはし、興をもよほしてぞかへりける、

〔古今著聞集十相撲強力〕鎌倉前右大將家○源賴朝に、東八ケ國うちすぐりたる、大力の相撲出來て申て云、當時長居に手向ひすべき人覺え候はず、畠山庄司次郎ばかりぞ心にくう候、それとても長居は、たやすくは、いかでかひきはたらかし侍らんと、詞も憚らずいひけり、大將聞給ひて、此事ねたましう思ひたまひたる折節、重忠出來りけり、白き水干に葛袴、黃なる衣をぞ著たりける、侍に大

名小名、所もなく居なみたる中をわけて、座上にひしと居たりける、大將猶ちかく、それへ〳〵とありけれども、畏りて侍けり、さて物語して、抑所望の事の候を、申出さんと思ふが、定て不許にぞ侍らんずらんと思ひたまひながら、又たゞにやまんも忍び難くて、思ひ煩ひたるとのたまはせければ、重忠、とかく申事はなくて、畏りて聞ゐたりけり、此事度々に成ける時、重忠、ちと居なほりて、君の御大事、何事にて候とも、いかでか子細を申候はんといひたりければ、大將、入興したまひて、其庭に長居めが候ぞ、貴殿と手合をして心見ばやと申なり、東八ヶ國うちすぐりたる由自稱仕つるが、ねたましう覺え候へば、賴朝なりとも、出て心見ばやと思ひたまへども、とりわきそこをてこひ申ぞ、心見たまへとのたまはせければ、重忠、存外げに思ひて、いよ〳〵深く畏りていふ事なし、大將さればこそ、是は身ながらも、ひあひの事にて候、去ながらも、我が所望、此事にありと侍ける時、重忠座を立て閑所へ行て、くゝりすへ、烏帽子かけなどしてけり、長居は庭に床子に尻かけて候ける、それも立て、たうさきかきて、ねり出たり、誠に其體、力士の如くに見えければ、畠山もいかゞとぞ覺えける、さて寄合たりけるに、手合して、長居、畠山がこくびを強く打て、袴の前こしをとらんとしけるを、畠山左右の肩をひしと押へて近付ず、かくて程へければ、景時、今は事がら御覽候ぬ、さやうにてや候べからんと申けるを、大將、いかにさるやうはあらん、勝負あるべしとのたまはせはてねば、長居をしりゐにへしすへてけり、やがて死入て、足をふみそらしければ、人々寄て、おしかゞめてかき出しにけり、重忠は座にかへりつゝ、事もなく一言もいふ事なくて、やがて出にけり、長居はそれより肩の骨くだけて、かたは者になりて、すまひとる事もなかりけり、骨をとりひしぎにけるにこそ、目おどろきたる事なり、

〔翁草 二〕大猷公御放鷹石谷十藏馬士相撲之事

正保二己酉年十月廿二日、大猷公〇德川家光御放鷹の爲、麻布邊へ御成、御物數十六七八御擧也、然る

所に白銀臺を小荷駄に乘て通る者あり、上意に、あの者切て捨よと仰也、石谷十藏御傍に在けるが、走行て彼男を馬より取て引落す、彼者こは理不盡也とて、十藏に組掛る、十藏は、討捨よとの仰なれ共、御成と知らざる慮外なれば、助ばやと思ひ、捕て投んとすれども、強力にて投られず、終に相撲となる、十藏は元來相撲の上手なり、件の男も品川の馬士にて、相撲に名を得し者なれば、大渡、小渡、ひねりずかし、外搦、內がらみ、種々の手を盡しけれども、互に上手なれば勝負不分、公方様は、御鷹を小野久內に御渡被遊、御床机に腰を掛させられ、相撲を上覽遊さる、堀田加賀守、內田信濃守、牧野佐渡守、久世大和守以下の御側衆、御前に伺候す、加賀守の曰く、十藏は相撲の上手にて候に、勝負付ざるは、渠も去たゝか者と相見え候と申上る、上意に、十藏容易くおもひ、今はもて扱ひ兼ると見ゆと御笑ひ被遊、斯て十藏は、內搦にて頭を傾け、續けざまにゑひ聲を出し、漸にして打倒し引伏る、公方様、出來したりと御褒美あり、〇中略彼馬士は關源藏とて、力量人に勝れ、隱れなき相撲の上手なるよし、後日に聞えし、

〔明良洪範續〕三尾州家ノ藩士ニ、星野勘左衞門ト云者有リ、此者大力ノ聞ヘ有リ、或日サル諸侯ノ家老ノ方ヘ行レシニ、其家老、相撲ズキニテ、常ニ相撲取リ出入ケルガ、此日相撲取、來リ居レリ、此相撲取、五百石積ノ船ノイカリヲ片手ニテ振廻ス程ノ力ナリ、星野勘左衞門ニ、其相撲トリト相撲ヲトラレヨト亭主所望セリ、星野勘左衞門、再三辭シケレドモ、强テ所望サレケル故、止事ヲ得ズトル事トハナリヌ、其相撲トリハ躶カニ成テ出タリ、星野勘左衞門ハ、袴ノ儘高股立ヲトリ、大小ヲ指テ立出ケル、諸人不審ニ思ヒケル、行司某、是ヲ見咎メテ、相撲ヲトルニ帶刀スル法ハ無シト云、星野勘左衞門答テ、我ハ角力取ニ非ズ、士ナリ、亭主ノ所望ニ依テ合手ニ成ルナリ、サレバ士ノ身トシテ、無腰ニ成ル法無シト云、ヤガテ取リ組ントスル所ニ、星野勘左衞門ハ、白刃拔キ討チニ合手ノ相撲取リヲ大ゲサニ切倒シ、諸人大イニ驚キシニ、星野勘左衞門ハ、白刃

相撲人

ヲ鞘ヘ納メ、亭主ノ前ヘ坐シ、士ノ勝負ヲ爭フ時ハ、カクコソト存ジ候ト云テ、暇ヲ告ゲテ歸リケル、亭主、心中ニハ大イニ怒レド、スベキ樣モアラザレバ、其儘ニシテ止ミヌ、一座ノ人々、後ニ云ケルハ、星野勘左衞門ガ仕方尤ノ事ナリ、相撲取リト士タル者ト勝負ヲ所望スルハ尖禮ナリ、全ク亭主ノ誤リナリト云ケルトナリ、

〔二中歷十三一能〕相撲

氏長(薩摩)　宗平(私)　根繼(阿刀)　力雄(大中臣)　是海(忍海)　豐材(阿波)　利卿(宇治アイ无)　時直(伊勢)　高行(京人)　成村(眞井)　文時(大麻恒名)　八忠(大刀)

勢多世　常世　時廣　常吉　常正　常時(公使)　豐任(紀)　時正(御春)　勝岡(眞甘)　今木(紀)　宗成　角丸　眞村(宇治)

時雨(フル)

〔新猿樂記〕六君夫、高名相撲人也、〇中略雖₌佐伯希雄、丹治此男、丹治是平、紀勝岡、近江蕫、伊賀枯丸等、狹間内取、大庭拔手、未₅有₌跛₅之汗₅之者₁、

〔寶物集五〕一條院ハ、〇中略人々ヲ哀ミ得給フ中ニ、〇中略相撲₌ニハ私宗平、三宅時弘、伴勢多世、越智經世、公政、恒則、三春時正、秦經正、眞上勝岡、大井光遠、〇下略

〔古今相撲大全下末〕古今大力相撲姓名

上古

垂仁帝朝　當麻蹶速、野見宿禰、(日本紀)

天武帝朝　大隅隼人、阿多隼人、

淳和帝朝　紀茂世、大神惟明、(天長九年七月廿六日記)

文德帝朝　紀名虎、伴善雄、

一條帝朝　私市宗平、(駿河人)　時弘、伴勢田世、(已上著聞集)

後一條帝朝　勝岡、重茂、恒世、公保、常時、久光、海常世、(丹後人)　眞髮成村、(陸奥人)

後三條帝朝　日田永季豐後人、鬼大夫、大藏姓、古今大力、

鳥羽帝朝　小熊伊遠、尾張人橋守　伊成、伊遠子

時代不ㇾ知　弘光、已上著聞集　佐伯氏長、越前人、相撲節上洛、見二著聞集一、大井光遠、甲斐人、相撲節上洛、見二字治拾遺一、長居、腹挟、已上著聞集　奈良藤次、荒次郎、鶴次郎、藤塚目、犬武五郎、白河黒法師、佐賀良江六、傔仗太郎、匠司三郎、小熊紀太、鬼王、荒瀬五郎、紀六、王鶴、小中太、千手王、已上東鑑○中略

中古

雷、稲妻、大嵐、辻風、已上大友家記、及興廢記、百濟寺の鹿、小鹿、宮居眼左衛門、深尾又次郎、河原寺大進、鯰江又次郎、斉地與右衛門、已上信長記、及實錄、井關、岩根、伏石、立石、關金、搗臼、已上諸家興廢記　立山、北國人　倶梨伽羅、同上　荒磯、同上　長濱、同上　黒船、筑紫博多人　文字ヶ關、同上　松島、陸奥人　白河、同上　大木戸、同上　二所ヶ關、同上　念數ヶ關、出羽人、已上家記、

○按ズルニ、以下ニ近世相撲人ノ名アレドモ、今之ヲ略ス、

〔相撲今昔物語　八〕近世當時名高相撲

丹生山田　相撲櫓之初り大木戸團右衛門元祿年中、背長六尺四寸、大力、四十貳貫目、

筑前　金碇仁太輔元祿年中、筑前米貳俵を草履にはく、貫目四十貳貫目、長六尺四寸七分、

因幡　兩國梶之助元祿年中、五拾貫目の碇を二ツ上る、貫目四十貫目、長六尺一寸五分、

江戸　御用木無次大輔元祿年中、六尺四寸五分、

大坂　大山次郎右衛門元祿歳中、勤進元始メ、長六尺二寸、貫目四拾貳貫目、

讃州　美男相引森之助正德歳中、長六尺二寸、四十壹貫目、

紀州　鬼勝象之助元祿晩歳末なり、長七尺三寸、四拾貳貫目、

同　大力楯ヶ崎浪之助享保歳中、三拾九貫目、長六尺貳寸五分、

大坂　北國官大輔享保歳中、長六尺貳寸、四拾壹貫五百目、杉丸太にて人十九人をになふ、西横堀備後町出生なり、

紀州　近世稀者大力　石槌島之助　享保歳中、長六尺四寸七分、四拾四貫八百目、白山新三郎事、
讃州　美男　谷風梶之助　享保歳中、長六尺三寸、四十壹貫目、
堺　近世名物　八角楯右衛門　享保歳中、長五尺七寸、横六尺貳寸、貫目三十四貫五百目、
明石　山颪嶽右衛門　元祿年中、長六尺六寸七分、三拾八貫五百目、
因州　亂杭茂木右衛門　寶永年中、六尺壹寸、三拾八貫目、
仙臺　大力稀者　荒瀧音右衛門　寶永年中、長六尺二寸五分、四拾貫目、
九州　西國森右衛門　寶永年中、長六尺三寸七分、三拾九貫目、大耳森右衛門と稱す、
筑後　名人　秋津島浪右衛門　享保歳中、長六尺、三拾八貫目、一名大嶽浪右衛門と稱す、
仙臺　丸山權太左衛門　元文歳中、長六尺五寸、四拾三貫目、
肥後　大力　阿蘇ヶ嶽桐右衛門　寛保寛延歳中、長六尺二寸、四拾貫目、
同　美男　御所車右衛門　延享年中、長五尺八寸、三拾八貫五百目、
江戸　名物稀者　源氏山住右衛門　延享歳中、長六尺二寸、三拾九貫目、
同　名物　四ッ車大八　時代同斷、三拾八貫目、
秋田　大鳴戸淀右衛門　寶暦歳中、長六尺四寸、四拾貫八百目、
播州　初金碇云筑前產ナリ　手柄山仁大輔　寶暦歳中、長六尺三寸五分、
九州　名高き大力夭死　鰭之山浦右衛門　寶暦歳中、二十二歳、三拾九貫目、長六尺二寸五分、
秋田　美男　磯碇平大輔　時代同斷、長六尺二寸、
播州　大力初響野と云肥前田代の產なり　雪見山堅大輔　三十七貫目
薩州　稀者　出水川貞右衛門　寶暦歳中
雲州　名物　釋迦ヶ嶽雲右衛門　明和歳中、長七尺三寸、初大島井と云、後變名、

仙臺　二代目近代當時之稀者谷風梶之助（時代同斷、長六尺二寸、四拾貫目、逢ヶ關森右衛門變名、）

同　土蜘塚右衛門（享保歳中、長六尺五寸、三拾九貫目、）

久留米　二代目小野川喜三郎（天明歳中、當時之稀者、始相模川ご云、江州大津産ナリ、三拾八貫目、）

同　鷲ヶ濱音右衛門（六尺三寸）

阿州　鬼面山谷五郎（時代同斷、當時之名物、山州鳥羽産ナリ三十六貫目餘、又四拾貫目餘ミなる、）

近頃當時之名物

御所ヶ浦平大輔　千歳川利八　二代目玉垣額之助　八光山權五郎

鹽川卷右衛門　若松岩之助　釋迦ヶ嶽雲右衛門　谷風梶之助

鬼面山谷五郎　猪名川政右衛門　千田川吉兵衛　笘ヶ島浦右衛門

陣幕長兵衛　風獅山龍右衛門　鷲ヶ濱音右衛門

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年五月廿八日丙午、前周防守從五位上紀朝臣安雄卒、安雄者、左京人、助教從五位下種繼之子也、仁明天皇、崇經術、屢引儒士於前論難、于時御船宿禰氏主、爲大學博士、種繼爲助教、天皇喚兩人令論經義、氏主執禮、種繼舉傳、進難往復、遂无折角、當此之時、膂力之士、左近衞阿刀根繼、右近衞伴氏長、並相撲最手、天下無雙、帝號氏主爲氏長、種繼爲根繼、以戲之、

〔今昔物語二十三〕相撲人私市宗平投上鰐語第廿三

今昔、駿河國ニ私市ノ宗平ト云、左ノ相撲人有ケルガ、最手共賢カリケレバ、出來テ後、左ノ方ニモ右ノ方ニモ負ル事无カリケレバ、最手ニ立テ、幾ク程ヲモ不經シテ、脇ニ立ニケリ、其時ニ同方ノ相撲ニテ、參河國ニ伴勢田世ト云相撲有ケリ、勢器量クテ、力極テ強キ者也ケレバ、取上テ最手ニ立テ久ク成ニケルヲ、此宗平ガ脇ニテ有ケルニ被合タリケレバ、勢田世被打ニケレバ、宗平最手ニ立テ勢田世ハ脇ニ下リテゾ有ケル、然レバ此宗平、極タル相撲ニテナム有リケル、

〔古今著聞集相撲強力十〕相撲宗平、儀同三司〇藤原伊周の御もとへ參たりけり、時弘は、其御弟隆家の帥の御方へ參たりけり、帥の仰によりて、時弘しきりに宗平をてこひて、若まくるものならば、時弘が首を切られん宗平負ば、又宗平が首をきらんなど申けるを、宗平あながちに固辭せずして、則立まゝに、時弘をかきだきて地になげふせたりければ、時弘志ばしはうごかざりけり、帥やすからずやおぼしけん、涕泣したまひけるとぞ、おとゞ宗平に祿を給はせけるとなん、時弘いづとて、怒りて門の閾の木を折てけり、

〔續古事談四神社佛寺〕廣隆寺ノ南大門ノ西力士は、相撲人宗平ニ似タルトナム申傳タル、

〔古今著聞集十相撲強力〕いづれの年にか、相撲の節に、勝岡と重茂と合たりけるに、重茂が尻を木にすらせけるを、常世見て、只今に大事出きぬといひけるに、果して重茂、木をふみて勝岡にかゝりければ、勝岡まろびにけり、小野の宮の右府〇藤原實資腹立て出給にけり、隨身をして人をはらはせられける程に、秦兼時が冠も打おとされにけり、〇中略此勝岡、常正にあひたりけるに、勝岡を火燒屋になげ付たりけり、後の度は勝負を決せず、公保常時聞て、奇異の事なり、かくばかりの相撲、聲を出して勝負せざる事、いまだ聞ざる事なり、世の人推することの侍けるとかや、此事は後一條院の御時の事にや、相撲の節に久光といふ相撲、爪をながくおふして敵をかきけるに、常世に合られたりけるに、常世、一兩度顏の程をかゝれて後、久光が頭をつめてせめたりけるに、久光悶絕志てけり、相はなれて、今より後はかゝることせじとぞいひける、其後あへて近付ざりけり、左大將、しきりに近付て、勝負をすべきよしいはれけれ共、猶近付ざりけり、然らずば禁獄すべきよしを下知せられければ、久光いはく、禁獄は命うすべからず、常世に近付ては、命あるべからずとぞ申ける、

〔今昔物語二十三〕相撲人成村常世勝負語第廿五

今昔圓融院天皇ノ御代ニ、永観二年ト云フ年ノ七月□日、堀川院ニシテ、相撲ノ節有ケル、而ルニ抜手ノ日、左ノ最手眞髪ノ成村、右ノ最手海ノ常世、此ヲ召シ被合ル、成村ハ常陸國ノ相撲也、村上ノ御時ヨリ取上テ手ニ立タル也、大キサ、力、敢テ並ブ者无シ、恒世ハ丹後ノ相撲也、其レモ村上ノ御時ノ末ツ方ヨリ出來テ、取上テ最手ニ立タル也、勢ハ成村ニハ少シ劣タレドモ、取手ノ極タル上手ニテ有リケル也、今日召シ被合シハ、二人乍ヲ心憾クチ、久ク成リタル者共ナレバ、勝負ノ間、誰カ爲ニモ極テ糸惜カリヌベシ、況ヤ成村ハ、恒世ヨリハ久ク成タル者ナレバ、若被打レムニハ、極テ糸惜カリヌベシ、然テ成村ハ、六度マデ障ヲ申シ、恒世モ障ヲコソ不申ト[illegible]、成村ハ我ヨリハ久ク成ニタル者ナレバ、急ニ取ラム事モ糸惜ク思エテ、強テ勝負セントモ不思ハ、亦力極テ強クテ取合トモ、輙ク難打シ、然レバ成村六度マデ障ヲ申ストテ、離ルヽ度毎ニゾ放チケル、七度ト云度、成村泣々ク障ヲ申ニ、不被免レバ、成村嗔リテ起ツマヽニ、只寄ニ寄テ取合ヌ、恒世ハ頸ヲ懸テ小脇ヲヌケリ、成村ハ前狩衣ト、喬ノ狩衣ノカハトヲ取テ、恒世ガ胸ヲ差テ只絡ミニ絡メバ、恒世密ニ物ニ狂ヒ給フカ、此ハ何カニシ給フゾト云ヘドモ、成村聞モ不入シテ、強ク絡ミテ引キ寄テ、外懸ケニ懸ヌルヲ待、内ガラミニカラミテ引覆ヒテ、仰ケ樣ニ弃レバ、成村ハ仰樣ニ倒レヌ、其上ニ恒世ハ横樣ニナム倒レ懸リタリケル、其時ニ此レヲ見ル上中下ノ諸ノ人、皆色ヲ失テナン有ケル、相撲ノ勝タルニハ、負ル方ヲバ、手ヲ扣テ咲フ事、常習也、其レニ此レハ事ノ大事ナレバニヤ有ケン、密音モ不爲シテ、ヒシ〱ト云合タリケル、其後次ノ番ノ可出キニ、此事ヲ云ヒ被繚ケル程ニ、日モ漸ク暮ニケリ、成村ハ起上、走テ相撲屋ニ入ルマヽニ、狩衣袴ヲ打著ナ即出ニケリ、聽而其ノ内ニ下ニケリ、恒世ハ、成村ハ起タレドモ、不上シテ臥セリケレバ、方ノ相撲長共、數寄テ救ヒ上テ、弓場殿ノ方ニ將行テ、殿上人ノ居タル口引出シテ、其ガ上ニナム臥タリケル、其時ニ方ノ大將ニテ大納言藤原濟時、階下ヨリ下座シテ、下襲脱テ被ケテケリ、將共寄テ、恒世ニ、成村ハ何カ有

ツルト問ケレバ、只手ト許リ答テケル、其ヨリ相撲屋様ニ、相撲長共ニ救ヒ被上テ、我レニモ非ラデ有ル者ヲ押立テ將行テ、將共有ル限リ物脱テナム被ケヽル、墓々シク衣タビ、播磨國ニテ死ニケリ、胸骨ヲ被差折テ死ケルトゾ異相撲共ハ云ケル、成村ハ其後十餘年生タリケレドモ、耻見ツト云テ不上リケル程ニ、敵ニ被罰テ死ニケリ、成村ト云ハ、只今有ル最手爲成ガ父也、左右ノ最手勝負スル事、珍キ事ニ非ズ、常ノ事也、而ルニ天皇ノ、其ノ年ノ八月ニ、位ヲ去ラセ給ヒケレバ、左右ノ最手勝負シテハ、忌ト云事ヲ云出テ、其ヨリ後ニハ勝負スル事无シ、此レ不心得ヌ事也、更ニ其レニ不可依ル、〇中略尚成村恒世、勝負スル事ハ、有マジカリケル事也トゾ世ノ人ノ謗リ申ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十三〕大學衆試相撲人成村語第廿一

今昔、陸奥國眞髮ノ成村ト云、老ノ相撲人有ケリ、眞髮ノ爲村ガ父、此ノ有ル經則ガ祖父也、其成村ガ相撲節有ケル年、國々ノ相撲共上リ集テ、相撲ノ節待ケル程ニ、朱雀門ニ行冷ニケルニ、各宿所ニ返ナムトテ遊ビ行ニ、歩ヨリ東様ニ二條ヲ行テ、美福ヲ下リニ烈走テ行ケルニ、大學寮ノ東門ヲ過ムト爲ケルヲ、大學ノ衆共、數門ニ出テ冷立リケルヲ、此ノ相撲共ハ過ムト爲ルガ、餘水干裝束ニテ紐ヲ解テ、押入烏帽子共ニテ、打群テ過ルヲ、此ヲ衆共不安思テ、此ヲ不過トテ、鳴高シ、鳴制セントト云テ、大路ニ立塞ガリ不通ザリケレバ、ノヒ〇ノヒ上下恐有脱字此ク止事无キ所衆共ノ爲ル事ナレバ、破テモ難通リテ有ケルニ、此ノ衆ノ中ニ長短ヤカ也ケル男ノ、冠表衣ナド、異衆共ヨリ少シ宜キガ、勝レテ立出テ制スル有ケリ、此成村見初メテケレバ、去來々々返ナムト云テ、本ノ朱雀門ニ返ヌ、其ニテ成村相撲共ニ議スル様、此ノ大學ノ衆ノ、奴原ノ、我等ヲ不通ザリケル、極テ不安事也、押テ通ラムト思ツレドモ、然ラバ今日ハ不通テ返ナム、明日來リテ、必通ラムト思フ、其中ニ長短ヤカニテ中ニ勝レテ鳴制セムト云テ、立塞ガリタル男有リツ、糸賢キ奴也、明日通ラムニ、今日

ノ樣ニ制セムトスラム、其ヲ□□ノ國ニ有ケル□□□ト云ケル相撲ヲ指シテ、其ノ中ニ勝レテ制シツル男ノ、シヤ尻ノ血出許蹴給ヘト成村云ヘバ、彼ノ然カ被云ツル相撲、脇ヲ搔テ、己ガ蹴ナンニハ生カジ、足立ナクテ、コソ生カメ、必ズ蹴侍ラムトゾ云ケル、其相撲、等輩ニ勝レテ、殊ニ思エ有ケル者也、走リナムドモ疾シテ、心モ猛カリケレバ、思量ヒテ成村モ云ナルベシ、然テ其ノ日ハ、各宿ニ返リテケリ、亦ノ日ニ成テ、昨日不來ザリシ相撲共、皆來リ集テ極テ多カリ、此ク今日通ラムト構ツル事ヲ、大學ノ衆共モ、然ヤ心得タリケム、昨日ヨリハ人多クテ、カシカマシク鳴高シ、鳴制セムト大路ニ出テ云立リケルニ、相撲共ハ打群テ、昨日ノ樣ニ歩ミ懸リタリケレバ、昨日勝レテ制セシ所衆、例ノ事ナレバ中ニ勝テ大路中ニ出、不過サジト思タル氣色現也、其ノ時ニ成村、彼ノ尻蹴ヨト云タル相撲ニ、急ギ目ヲ懸タリケレバ、此ノ相撲、人ヨリハ長高ク大キニテ、若ク勇ミタリケル者ナレバ、袴ノ扶高ヤカニ上テ、指進テ歩ミ寄ルニ、其レニ次ギテ異相撲共、只通ニ通ラムト爲ルヲ、衆共ハ不通ト塞ガル程ニ、此ノ尻蹴ント爲ル相撲、彼ノ衆ニ走リ懸リテ、蹴倒サムト足ヲ高ク持上タルヲ、此ノ衆目ヲ懸テ背ヲ撓テ違ケレバ、蹴ハヅシテ足ノ高ク上リテ仰樣ニ成ル樣ニ爲ルヲ、此ノ衆、其ノ足ヲ取テ、其ノ相撲ヲ細キ杖ナドヲ人ノ持タル樣ニ提テ、異相撲共ニ走リ懸リケレバ、異相撲共ハ、此ヲ見テ走リ逃グ、然テ其ノ提タル相撲ヲバ投ケレバ、振メキテ二三丈許被投テ倒レ臥ニケリ、身碎ケテ可起上クモ非ズ成ヌ、其レヲバ不知シテ、成村ガ有ル方ニ走リ懸テ來ケレバ、成村此ヲ見ルニ、事ノ外ニ力有ル者ニコソ有ケレト思テ、奇異クテ目ヲ懸テ逃ケルニ、所モ不置カ追ケレバ、成村、朱雀門ノ方樣ニ走リテ脇戸ヨリ逃入ケルヲ、ヤカテツメテ走懸ケレバ、成村被捕ヌト思エテ、築垣ノ有ケルヲ超ケルヲ、引ヘムト手ヲ指遣タリケルヲ、疾ク超ニケレバ、異所ヲバ否不捕テ、片足ノ少シ遲ク超エケレバ、踵ヲ沓履乍ラ捕ヘタリケレバ、沓ノ踵ニ足ノ皮ヲ取テ加テ、沓ヲモ踵ヲモ刀ヲ以テ切タル樣ニ引切テ取テケリ、成村、築垣ノ内ニ超

立テ足ヲ見ケレバ、血走テ不止マ、沓ノ踵モ切レテ失ニケリ、成村我レヲ追タル大學ノ衆ハ、奇異力有ル者カナ、尻蹴ムトシツル相撲ヲモ取テ、人杖ニ仕ヒテ投弃ツ、世ノ中廣ケレバ、此ル者モ有ルコソ怖シケレト思テ、其ヨリ宿所ヘハ密ニ返ニケル、其ノ被投タリケル相撲ハ死入タリケレバ、従者共來テ、物ニ搔入レテ、荷テゾ宿所ニ將行ニケル、其ノ年ハ相撲ノ最手ニモ不立リケリ、其後成村、方ノ將ニ、然々ノ事ナン候ツルト語ケレバ、將モ此ヲ聞テ奇異ガリケリ、成村ガ云ケルハ、成村ニ於テハ、彼レガ力ニ可合キニモ不候ザリケリ、彼ノ大學ノ衆、古ニモ不耻、極タル相撲ニ候メリト申ケレバ、方ノ將、此ノ由ヲ公ニ申ケレバ、宣旨ニ式部丞也ト云トモ、其ノ道ニ堪タラン者ナラバ、可召シト云フ事有リ、何況ヤ大學ノ衆ハ、何事カ有ラントテ被尋ケレドモ、何ナル事ニカ有ケム、其ノ人ト云事モ不聞テ止ニケリ、此レ希有ノ事也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔十訓抄三〕鳥羽院御時、相撲節の後、帥中納言長實卿のもとへ、熊野〇熊野、古今著聞集作小熊、権守伊遠といふ相撲、息男伊成を具して參たり、さるべき方へめし入て酒など進めらるゝに、弘光といふ相撲又來、同めし加へ、盃抄たび〳〵に及ぶ間、弘光、酒狂の詞を出す餘りに、亭主の卿に向て申、近代の相撲は、勢だに大に成ぬれば、左右なく本手をも給はり、その脇にもまかりたつめり、昔は雌雄を決して、藝能あらはるゝについて、昇進をもつかうまつりしかばこそ、傍輩口をふさぎ、世の人これを許しき、近代はいさみなき世にも侍るかなと申、伊遠、少し居なをりて、是はひとへに伊成が事を申候也、不肖の身、今度すでに本手の脇をゆるされぬ、まことに申さるゝ所のがれ難し、但きと心見たまへかしと申に、弘光、ほゝゑみて、たゞ道理のをす所を申ばかり也、試られんはさいはいなりとて、左の手を出して手を乞けるを、伊成袖かき合て畏て、なを父が氣色をうかゞひけるを、伊遠、かやうに申うへは、たゞ試候へとたび〳〵いひければ、弘光が出す手を伊成が右にてひしと取てげり、弘光、引ぬかんと身を動かしけれども、たゞろかざりければ、たはふれにもてなして、

右の手を脇の方にかけて、引ぬかんとするけしきにて、術なげに見えければ、今はさばかりにて候へと伊遠申ければ、放ちけり、弘光申、かやうの手合は、さのみこそ侍れ、勝負はこれによるべからず、一さし二さしつかうまつるべしといひて、かくれの方へ走よりて、二の袖を引ちがへ、袴の裾を高くからみあげて、庭へ歩み出て、是へおり候へ〱と申す、伊成は目かけながら畏てゐたるを、伊遠、いかにかくほど申上は、早まかりおりて一さし仕るべしと申に、伊成もかくれの方にて腰からみて、庭へおり立むかひにけり、形體拔群、勇力軼人、鬼王の形あらはれ、力士のたちまちに來とおぼゆ、弘光、敵たいするには耻ぢずぞ見えける、およそ亭主を始として、諸人目を驚かし、心をさはがして、さゞめきあへるほどに、伊成少しよりて、弘光が手をとりて、前さまへつよく引たるに、うつぶしにまろびぬ、あへなき事限なし、弘光、ほどなくたちあがりて、これはあやまち也、今一度つかうまつるべしとて歩みよるに、伊成なほ父の氣色をうかゞひてすゝまぬを、伊遠、ただせめよせてこゝろみ候ばやといひければ、又弘光が手をとりて、うしろざまにあらくつきたるに、とゞこほりなく投られて[illegible]ま、のけざまにまろびぬ、とばかりありて、おきあがりて、烏帽子のおちたるをとし入て、帥の前にひざまづきて、なみだをほろ〱とこぼして、君の見參は今日ばかりにて候とて走り出て、やがてもとゞりきりてけり、法皇、白河○此事きこしめして、はなはだ穩便ならず、もつとも手脇などに昇進しぬるものをば、公家なほたやすく雌雄を決せられず、何ぞ況私の勝負、狼藉のいたりなりと仰られて、長實卿、御氣色心よからざりけり、○又見古今著聞集

〔古事談 六亭宅諸道〕相撲節以後、二條帥○藤原長實之許ニ、伊遠、相具男伊成テ參タリケレバ、○中略父伊成ヲ試バヤト思テ、或時於塗籠中取合ケリ、板敷ノ鳴ルオト、オビタヾシクテ、雷ノ落ルヤウニ頗音シケレド、勝負ハ敢人不知ト云々、

〔古今著聞集 十相撲強力〕佐伯氏長、始て相撲の節に召れて、越前の國より上りける時、近江國高嶋郡

石橋を過侍けるに、きよげなる女の川の水を汲て、自らいたゞきて行女有けり、氏長、きと見るに心動きて、たゞに打過べき心地せざりければ、馬より下りて、女の桶とらへたる、かひなのもとへ、手をさしやりけるに、女うち笑ひて、少しもてはなれたる氣色もなかりければ、いとゞわりなく覺えて、かひなを、ひしと握りたりける時、桶をばはづして、氏長が手を脇に挾みてけり、氏長興ありて思ふ程に、やゝ久しくなれども、いかにも此手をはなたざりけり、引ぬかんとすれば、いとゞつよく挾みて、少しも引はなつべくもなければ、力及ばずして、おめ／＼と女の行に隨ひて行に、女家に入ぬ、水打おきて後、手をはづしてうち笑て、さるにても、いかなる人にて、かくはしたまへるぞといふけしき事がら、近まさりして堪難く覺えけり、我は越前國の者なり、相撲の節といふ事ありて、力強き者を國々よりめさるゝ中に入て、參るなりとかたらふを聞て、女うなづきて、あぶなき事にこそ侍なれ、王城は廣ければ、世に勝れたらん大力も侍らん、御身も、いたくのかひなしにてはなけれども、さ程の大事に逢べき器には非ず、かく見參し初るも然るべき事なり、彼節の期日遙ならば、爰に三七日逗留したまへ、其程に、ちととりかひ奉らんといへば、日數も有けり、苦しからじと思ひて、心のとゞまるまゝに、いふに從ひてとゞまりにけり、其夜より強き飯を多くしてくはせけり、女自ら其飯を握りてくはするに、少しもくひわられざりけり、始の七日は過て、えくひわらざりけるが、次の七日よりは、やう／＼くひわられけり、第三七日よりぞうるはしうはくひける、かく三七日が間、よくいたはり養ひて、今はとく上りたまへ、此上はさりともとこそ覺ゆれといひて上せけり、いとめづらかなる事なりし、

〔宇治拾遺物語十三〕今は昔、甲斐國の相撲大井光遠は、ひきふとにいかめしく、力強く足早く、みめ事がらより始めて、いみじかりし相撲なり、

〔近世奇跡考四〕夢市郎兵衞明石志賀之助事

市郎兵衛は、強氣の男達、志賀之助は、大力の相撲取にて、ともに寛永中をさかりにへたる者也、おなじ時、仁王仁大夫といふ者あり、凡人ならぬ大力にて、其力はかり知がたし、其頃京都の相撲に、志賀之助と仁大夫兩人を召さる、志賀之助、兼て市郎兵衛と友たるゆゑ、其相撲の後見をたのみ、連だちて京に上る、東の大關は仁王仁大夫、西の大關は明石志賀之助也、已に其日にいたり、兩人土俵のうちにすゝむ時、市郎兵衛、志賀之助に對していはく、今日は、儞一代のはれの勝負也、もしまけなば、すぐに儞を殺し、我は腹きりて死ぬべし、よく／＼心得べしといふ、さて行司團扇をとりければ、兩人たちむかひ、しばし位を見合て、やと一聲さけび、たがひに組てもみあふに、市郎兵衛は、しばらくも目をはなさずしてつけまはる、時に仁大夫、力やまさりけん、志賀之助を引むすび、つとさしあげてなぐると見ゆ、見物の諸人、手にあせをにぎり、あはやとおもふ所に、志賀之助、早業の達人なれば、空中にてひるがへり、おちざまに仁大夫が胸を蹴て、土俵のまん中にうちたふす、これより志賀之助、日の下相撲開山と名告る事をゆるさる、しかるに仁大夫がたの惡輩等、これを意恨におもひ、志賀之助を打殺さんとはかるよし、市郎兵衛聞つけて、志賀之助をばゑのびやかに江戸に下らせ、おのれは黑繻子の羽織の背に、明石志賀之助と金絲を以て大文字にぬはせたるを著し、熊谷笠をまぶかにきて、長き刀をくわんの木におび、唯獨京都を發足す、仁大夫がたの者等、此ありさまを見て氣おくれし、手をむなしくとゞまりけるとぞ、

〔相撲今昔物語〕五 鰭之山浦右衛門四ッ車大八相撲之事

寶曆元年之頃、○中略 九州鰭之山浦右衛門とて、歳廿一才なる大敵を出す、此鰭之山、長六尺一寸七分、中肉にて色淺黑く、大力無雙の若者なり、元祿歳中兩國梶之助以來、珍敷力者なりといへり、○中略 其頃江戸鳴戸仲右衛門弟子に、四ッ車大八といへる者、○中略 力強く上下よくなれて、十日の相撲に、二番とはまけず、毎年小結前頭に立事、凡二十二三年なり、かの鰭の山に十日目に勝たり、其

頃今八角といへり、鰭之山、〇中略京都より尾張にいたる、此時四ッ車は、同じ方屋となる、稽古に一向よりつかれず、四ッ車、朝日山、花霞、其外四五人かゝれども、殊外達者になりしとなり、四ッ車が曰、最早工夫をするとも、大力功者となれば、明年より勝者なし、近年珍敷罕者なりといへり、〇中略惜哉此鰭之山、京都にて病死す、その頃専ら毒殺といへり、餘りつよき故なるべし、世俗の妄説信じがたし、〇中略天明五年迄、凡三十三年になる、三十三回忌、鰭之山浦右衛門弔詩、

弔角抵夫鰭之山

角力鰭山今何在、英名久駐天地間、數邦相撲終無敵、幾歳常勝信大關、兩國以來稱第一、四車此後難同班、可哀零落爲黄土、當日遊魂招不還、

北山居士子明卿

〔大相撲評判記上〕明和年中より、安永天明寛政までの大關、初め達が關、後改め谷風梶之助は、奥州仙臺の人、身の丈六尺二寸五分、重サ四十三貫目、總身一點の不足なく、力量萬人に勝れ、別して相撲の達人にて、腰低く、寄る足至て早く、實に力士の階級也、されば少時も是に對する力者なく、適不意を以て、稀に一番勝者も、再び向ふ時は、片手を以て押出さる、寛永の始より、如此萬端揃ひし力者なし、玆に江州大津の出生に、喜三郎といふ英童あり、十五歳にて、大坂の頭取小野川才助の門人となり、相模川喜三郎と呼、時に身の丈五尺八寸、天晴勇剛の美男子なり、後師の養子となり、小野川喜三郎と號し、大坂本中の頭となる、時に身材六尺、安永七戊年、二十一才にて江戸へ下り、彼地の番附、二段目の下の小口に附、相撲は二段目の中にも、強き者を撰合すに、小野川に勝者なく、十日ともに勝抜、翌年亥年の相撲には、二段目の上に附、上八人の關取と合せ、下より段々勝上り、七日目には、大關谷風と合す、時に谷風三十九貫目、小野川二十四貫目、雙方形を競れば中々對撲の相手にあらざれども、小野川は、生質業に妙を得、呼吸の拍子よく、立會と其儘剣立、有形は如

何なる強勇なりとも請留がたく見ゆるを、流石本朝無雙と稱する谷風ゆゑ、刎立る手を胸にて請留々々、暫く挑み爭ひしが、難なく谷風おし戻し、土俵の外へ押出し、遂に谷風勝となる、同九子年の相撲には、小野川二十三才、重サ二十五貫目番附は上段の中に付て、初日より段々取上り、八日目に、又谷風と立向ふ、此時小野川工夫をもつて立會に先をとり、左右の手を以て、谷風の乳の上を目當に刎立る、兩の手は雷のごとく、息繼させず押立る、されども相手は名にあふ大兵、ことに相撲の達人ゆゑ、押手を請留踏こたへ、透を見て押戻さんと互に爭ふ内、小野川始終先手となり、竟に無雙の強敵を土俵の外へ押出し、天晴見事の勝となる、時に四方の棧敷より雨の降程出る花と、見物の譽る聲、少時鳴は止ざりけり、此後は雙方互角の勝負なる處、谷風は病氣にて引籠養生す、程なく病氣本服し、寛政元酉年、公方樣御上覽相撲の時、小野川谷風また立會、此角力如何いたしたるや、雙方いまだ立上らざる内、行司吉田追風、谷風江團を上、時に左右の頭取より是は如何と咎むるに、小野川に氣負ありと古事を引、御前を憚り、再度の咎中事もいたしがたく、終に谷風勝となる、同三年、大坂角力始り、九日目は、小野川谷風、曠勝負也、勿論組合宵觸張紙等を見て、市中はいふに及ばず、近國近在より詰かくる見物、雲霞のごとく、さしもに廣き場所に充滿して、人の鮓せし如くなり、斯て段々相撲むすび上、中入後、はね相撲、東方より谷風、西方より小野川、雙方土俵へ入、是ぞ本朝希代の兩關と、左右の力士をはじめ、山の如き諸見物、かたづを呑てながめ居る、兩關は身構し、少時呼吸を考へ、氣を配るうち、行司木村玉之助、左右の身構を見て、曳と團扇を引や否、兩人立上り、小野川、金剛力を極て押立るを、谷風ゑつかと踏こたへ、互に一世の曠と爭ふは、彼唐土の三國の世に、馬超と許褚が挑み合しも斯やあらんと、數萬の見物瞬もせず、ながめ居る内、小野川は氣を勵し、勢強く押立々々、さしも無雙の谷風を、東の土俵際まで押付る、されども無類の大兵ゆゑ、呟と一息力を入、又も土俵の中まで押戻す、此時、小野川右をさし、左をくれかけ、烈風

の如く追廻すは、目覺しかりし働なり、偖難なく西の方の土俵の上までまくり上、押出さんとあせれども、四十三貫目餘の大兵、殊に場數の功者なれば、土俵を足留として踏とまりたれば、容易に押切がたし、然ども谷風餘りはげしく追立られ、息づきあらく體の備、立かぬるを、氣早の小野川、得たりやと下手を取て、曳投に土俵の中へ投倒し、小野川も谷風が上に重り倒る、行司玉之助、小野川へ團扇をさすに、忽ち東の溜より關の戸八郎次獨立、此角力勝負なしと、傍若無人に云かけたり、元來小野川丸勝なれば、雲霞の見物大に怒り、異口に罵、谷風關の戸目當に投つくる西瓜の皮は雨霰のごとく、後には土俵際の土をとつて打つけ、東の溜は、西瓜皮と土砂にて埋ばかりなり、頭取世話人不殘出、ようく\に是を止む、是に依て見物は、次第々々に歸れども、濟ぬは西方の關取なり、いろく\扱ども一圓承知せず、大坂頭取の中にも、陣幕、小野川、枝川なり、小野川は別して我子の事ゆゑ、大に心配せり、江戸の頭取玉垣額之助(江戸一番の頭取役也)上り居て、右四人の頭取中、夜通にかけ合、やうく\夜の明方におち合、此角力左右頭取へ預りとなる、實に古今の大もめなり、

此後小野川は、稽古にて肩骨を損じ、力大におとろへ、谷風は一兩年を歷て、世上一統流行の風邪にをかされ、死亡す、依て關東にては、其節の流行風を谷風といひしとぞ、昔より大兵手取數多あれども此兩雄の如く、萬事揃たる力者有事を聞ず、實に古今の關取なり、小野川は、後有馬玄蕃頭樣の近臣となり、祿二百石を賜る、

〔俗耳鼓吹〕すまひ人谷風梶之助、(與四郎)身のたけ(○此間文闕)力つよくして、ひとたびもまくる事なく、淺草藏前八幡の社内にて、すまひありし時、小野川榮藏にはじめてまけたり、天明二年寅三月二十八日の日なり、

手練せし手をとうらうがをの川やかつと車のわつといふ聲　　菅江

谷風はまけたく\と小野川がかつをよりねの高いとり沙汰　　赤良

養相撲人

〔賤のをだ巻〕雲州の相撲に釋迦が嶽(名は忘れたり)大男出來り、(天明の比)おびたゞしき沙汰にて、落しばなしにさへしたる程の事なり、相撲は、さのみ上手ならざれども、勝れたる大兵にて、貴賤寄合て、朝夕の咄にも、彼が噂のみいひたる事なり、其比翁が番町邊へ行て、麹町五丁目通り、紀州の達摩門前へ取りて歸るに、二三丁先に、おびたゞしく人の集りて行やうすなり、いかなる事の有るやらん、生醉か、狂人か、又は喧嘩歟、けしからぬ人の群集する事なりと思ひ、急ぎて段々近くなりて、むかふをみれば、一人腰より上計、あらはれて見ゆれば、扨は拵馬を乗て人行なるべし、足取見事さに、人の集りてしたひ行成べしと、彌急ぎて坂を下りて、雲州の門前にて、廣き所にて人の數たるをみれば釋迦が嶽なり、連たる人と別れて、釋迦が嶽は雲州の裏門へ歸り入るを、始めて肝を潰して彼が大男を感じたる事、をかしき物がたりなり、

〔我衣抄七〕出羽國より大童山文五郎といふ小兒の相撲出る、横にふとりて甚肥滿せり、十一歲にて二十二貫目有之由、年たけるに隨ひ、段々に弱なりけり、

〔皇國度制考下〕阿多

大凡そ今の世人の手の度を揄むるに、我ら中人の兩手を並たる横徑、大かた曲尺六寸五分餘り、或は七寸內外なる物なるが、卓たる巨人は、八寸餘り、或は九寸に餘るも希にあり、然るは屋代弘賢ぬし、近世に聞えし巨人らの手形を集め藏れしを見るに、○中略相撲の最手ども、丸山と云ゑが手の長、八寸、横五寸あり、釋迦が嶽と云るが手は、長八寸三分、横四寸二分あり、緒が嶽と云しが手は、長九寸、横四寸四分あり、谷風と云るが手は、長七寸五分、横四寸三分あり、雷電と云しが手は、長七寸四分、横四寸二分あり、また近頃肥後の熊本より出たる大空と云るが手は、長九寸、横四寸五分ぞ有ける、

〔續日本紀十武聖〕神龜五年四月辛卯、勅曰、如聞、諸國郡司等、部下有騎射相撲及膂力者、輙給王公卿相

之宅、有ㇾ詔搜索、無ㇾ人ㇾ可ㇾ進、自ㇾ今以後、不ㇾ得ㇾ更然、若有ㇾ違者、國司追ㇾ奪位記、仍解ㇾ見任、郡司先加ㇾ決罰、准ㇾ勅解却、其誂求者、以ㇾ違勅罪ㇾ罪ㇾ之、但先充ㇾ帳內資人ㇾ者、不ㇾ在ㇾ此限、凡如ㇾ此色人等、國郡預知、存ㇾ意簡點、臨ㇾ勅至ㇾ日、卽時貢進、宜ㇾ告ㇾ內外ㇾ咸使ㇾ知聞、

〔相撲行司家傳〕乍ㇾ恐以ㇾ書付ㇾ奉ㇾ申ㇾ上候

一深川永代寺門前仲町忠兵衞店、相撲行司庄之助、奉ㇾ申ㇾ上候、相撲取幷行司身分之儀、御尋に付、左に申上候、○中略

一相撲取之內、町方住居致、諸侯方、又は陪臣之抱に相成候儀、扶持等有ㇾ之哉、町人抱に相成候儀有ㇾ之哉、

但諸侯抱にて御屋敷住居致、格式等貰居候者も有ㇾ之哉、

此段町方住居致候儀、年寄等之跡も無ㇾ之候歟、又は御屋敷內、手挾之事も有ㇾ之候得ば、町方居住仕候、尤御屋敷內に住居致、御扶持御宛行被ㇾ下候も有ㇾ之候、年寄共弟子之分は、年寄共方に同居仕罷在候、御屋敷御抱に相成、相撲職業中、格式等被ㇾ下候は、先は無ㇾ御座ㇾ候得ども、取極候儀は無ㇾ御座ㇾ候、且又陪臣之抱、幷町人抱抔に相成候儀は、決而無ㇾ御座ㇾ候、

一相撲取諸侯方抱に相成、春秋興行に出候事、

此段四季勸進相撲に罷出候儀は、御抱有ㇾ之御屋敷へ、勸進元年寄共、拜領願仕、右興行申場所へ差出申候、○中略

文政十亥年十一月晦日

〔享保集成絲綸錄四十五〕正德元卯年六月

一於ㇾ町々ㇾ町人共相撲取を抱置、寄集相撲を爲ㇾ取候之由相聞候、定而實之相撲取に而は無ㇾ之、火事等之ため、鳶之もの杯抱置、右類之ものに相撲とらせ候にて可ㇾ有ㇾ之候得共、町人に不ㇾ似合事候

間、向後相止候之樣、町中急度可ㇾ相觸ㇾ候、以上、

六月

○按ズルニ、寬保三年六月亦同令アリ、今之ヲ略ス、

〔東海道名所記〕五馬かたどものかたりしは、近江の國は、むかしより相撲をとるものおほくて、○中略大名がたに聞及び給ひては、相撲の衆とて、めしかゝへたまひし、今は天下、此事すたれたるに似たり、

〔嬉遊笑覽〕四武事東海道名所記に、○文見上故略大家に相撲取を扶持せられしこと、其頃承應明曆の頃はすたれて、又寶永正德ごろははやりしなるべし、

〔窻のすさみ〕二或ものゝ云、○中略元祿の世は、君威甚だ盛にありし、正德に及て、華麗世にみち、享保の頃より困窮して、元文延享には、天變打續きけり、○中略相撲の男、諸家に盛なりしが、これも絕はてぬ、あながちに、かのありしをしたふにあらねども、その頃は、かゝる類ひのものは世にみちても、諸國ゆたかにさかへたりしが、今は目立ふしもなくなりし、

〔信長公記〕十一天正六年八月十五日、江州國中、京都の相撲取を初として千五百人、安土へ被ㇾ召寄、御山にて辰刻より酉刻迄とらせて御覽候、○中略度々能相撲仕候に付て、被ㇾ召出ㇾ人數之事、

東馬二郞、たいとう、づかう、妙仁、ひし屋、助五郞、水原孫太郞、大塚新八、あら鹿、山田與兵衛、圓淨寺源七、村田吉五、麻生三五、青地孫治、以上十四人、

右御相撲取被ㇾ召出、何れものし付の大刀脇差、幷御服かみ下、御領中百石宛、私宅等まで被ㇾ仰付、都鄙之面目、忝次第也、

〔信長公記〕十三天正八年六月十三日、御相撲取、圓淨寺源七、不屆子細在ㇾ之、蒙御勘氣、逐電、

〔言經卿記〕慶長十年六月十六日己未、廣橋、勸修寺兩人より使有ㇾ之、板倉○京都所司代板倉勝重書狀如ㇾ此之由

態致啓上候、此比其許於御近邊致辻斬之由、就其方々堅申付候、御所方、御公家衆御内之者共、能能御改可被仰付候、殊相撲取など御抱之由候條、加様之者御穿鑿尤存候、於御前右之通御沙汰候條、如此申入候、町中之儀は堅申付候得共、其外六丁町之内一向不相屆候條、急度可被仰付候、猶速水左衛門大夫殿、立入河内殿へ申渡候、此旨可得御意候、恐惶謹言、

以上

也、

〔明良洪範十三〕土岐山城守は、相撲好ニテ、關西ニ名ヲ得シ伊鄉十右衛門ト云抱ヘノ相撲有シガ、追々年ヲ取リシカバ、今ハ家士トナシ、使者役ヲ勤メ居ケル、又細川越中守〈○重賢〉モ、相撲好ニテ、撞鐘某ト云抱ヘノ相撲取リ有リ、或時越中守、自分屋敷內ニテ相撲ヲ催サレ、山城守ヲモ招カルヽ、山城守、此節病氣故、使者役伊鄉十右衛門ヲ呼ビ、我病中ニシテ、越中守ガ招キニ應ジ難ク殘念也、汝吾代ニ行テ勝負ノ程ヲ一々記シ來レ、我病牀ノ慰ミニセント云、十右衛門、畏リ候トテ細川家ヘ行キ、主人山城守病氣ノ由ヲ演ベ、私主人代ヲ申付リ、今日ノ勝負一々記シ來レトノ主命ニ候ト云、是ニ因テ越中守、指圖ニテ席ヲ賜ハリ、其席ニテ見物ス、然ルニ細川家ノ撞鐘ト云者、勝レテ強ク、餘多集リ來リシ相撲取リ、皆々打負ケ、今日ノ勝、撞鐘ノ上ニ出ル者ナク、撞鐘、總勝ト定マラントスル時、集會見物ノ諸侯ノ中ヨリ、土岐家ノ十右衛門、今ハ使者役ニ候ヘ共、以前ハ關西ニ名ヲ得シ者ナレバ、撞鐘ト一勝負セラレヨトイハレ、十右衛門答テ、御意ヲ辭ミ候ハ恐入候ヘ共、私只今ハ、歲五十ニ及ビ候ヘバ、手モ足モ利キ申サズ、御免下サルベシト申ケレ共、越中守モ共ニ所望サレ、辭ムニヨシナク據ナク御請申シ、供ノ僕ニ申付ケ、純子ノ下帶ヲ取寄セ、支度シテ相撲場ヘ立出ケル、合手ノ撞鐘ハ廿四五歲、十右衛門ハ五十歲ニテ、腕モ股モ肉落チ皮タルミテ見エケレバ、見物ノ諸侯、所望ハシタレド、今更氣ノ毒ニ思ハレ居ケル所ニ、行司雙方ノ中ニ在テ、ヤツト

聲カケ團扇ヲ引ヤ否、雙方立上リ、互ニ二三度突合フト見エシニ、十右衞門、ヤヽトイフ聲ト共ニ、撞鐘ヲ仰向ニ投倒シケル、撞鐘スグニ起上リ、血眼ニ成テ十右衞門ニ取付ク、行司制スレドモ撞鐘聞入ズ、此時十右衞門、ツマドリト云手ニテ、撞鐘ヲ土俵ノ外ヘ投出ケル、越中守初メ、見物ノ諸侯、一同感賞ノ聲シバシ止ザリケル、翌日越中守ヨリ使者ヲ以テ、白銀十枚、時服五重、十右衞門ヘ下サル、此十右衞門、追々立身シテ、元ジメ奉行迄ニ昇進シケルガ、イカナル故ニヤ、後年討首ニナリケル、

〔相撲今昔物語　一〕大坂大山次郎右衞門因幡雨國梶之助事幷ニ堀田彌五兵衞事

元祿歳中、高木橋の大喧嘩、かの名高き雷電源八、八十嶋吉平の二人を、不敵にもたゝきすゑ、人々取まくとなり、○中略其夜二人を落す者ありて、播州武門の方に二人を隱し、再び大坂へ來らず、○中略一説に赤石要人院殿の時代の事といへり、此時代御抱姓名、

山颪嶽右衞門　大岩十太左衞門　岩ヶ根喜大夫　平石七大夫

雷藤九郎御立入　錦帶又五郎　難波吉大夫　鈴鹿山萬三郎

山の井鐵右衞門　雷電源八　八十嶋吉平　戸田川淀右衞門

川船淀右衞門　鳴神八八　岩倉礒五郎　鹽釜近之助

早雲槌之助　浪ノ音万平　鳴戸浪右衞門　雷鶴之助御立入

竹縄半右衞門御立入

等なり、御小家にして大勢なり、

〔相撲今昔物語　一〕紀州御抱相撲之事幷捻鐵藤四郎事

紀州御抱の隨一、白山新三郎、後に石槌嶋之助と變名の事は、白山は、伊豫西條より、御懇望によつて、紀州へ被ㇾ進たることなり、出生は豫州なり、紀州にて大喧嘩をして、五六人をつかみ殺したりと

いへり、一說に御暇を願ひ、諸國の相撲に立たく思へども、御暇出ざるゆゑ、御暇の出るやうに扨こそ荒出せりといへり、〇中略此白山、大坂紀州御屋鋪へ參る節は、袴大小にて、家來二人召連れ立派なる事なり、かの屋敷門のくゞりを通るに、うつむいて橫身にて通りける、〇中略白山、紀州御前相撲に、八角と番ひの時、八角、手をつかす事あり、行司、八角に扇團を揚たり、白山大きにおこり、二度目には、八角が肩先を、つかまへて、差上げて打殺さんといふ、是より八角、紀州を退くといへり、八角なればこそ、日本にとんと相手のなき白山に、一度は勝たり、〇中略白山新三郎の時分は、八角は前髮にて楯之助とて、紀州の御抱、十七騎の中なり、後に堺八角楯右衛門時代に、工夫にて鬼のごとき石槌に、一度は勝たりともいへり、此時分にまた紀州に、〇中略鏡山沖野右衛門は名人にて、石槌が師なり、是もおとらぬ相撲なりけり、荒砂長大夫は、鏡山より少し劣れり、然れども此荒砂は、裏取の上手にて、上殊外柔にて綿のごとく、腰以下よく腕に力ある相撲なり、また奇妙に足の大指に金剛力ありて、土俵際にて大指にて蹈留り、裏を取事、妙を得たる相撲なり、〇中略此鏡山沖野右衛門、荒砂長大夫兩家、五十石にて今紀州に連綿たり、荒砂の家は、川隅長大夫、鏡山は、鏁見忠右衛門といへり、〇中略寶永歲中、町人に捻鐵藤四郎といふ者あり、則豪家の獨息子なり、長五尺八寸、肥肉りちから强く、平生相撲を望む、毎に御抱の相撲と稽古するに、鏡山荒砂にもおとらぬ取手なり、みづから御抱へとなり、相撲執行したく思へども、其兩親手代どもも是をよろこばず、諸役人へ深く頼みて、御かゝへの御沙汰を拒となり、〇中略また御抱、初代楯ヶ崎浪之助は、紀州楯ヶ崎出生の者なり、

〔相撲今昔物語　五〕姬路御抱相撲之事

此時代〇寶暦明和年間が播州御抱にて、大に相撲流行するなり、僅に五六歲の間なり、當時〇天明は御大名方、御儉約の御嫌らひか、元祿時代を見るべし、御旗本御小家にても、れき〴〵の相撲取、六七人

は御抱ありし事なり、當時御大名方、女子きらひの、相撲好にいたし度事なり、松平阿波守殿、有馬玄蕃頭殿、松平出羽守殿、相撲を御好物は、武門の人傑といふべし、此時分〇姫路侯抱ノ時ヲ云フが雪見山、手柄山、金碇事今碇、初め岩谷、又田子の浦事飾間津、峯石事大空、肥後出生なり不知火等なり、

〔相撲今昔物語四〕御所ヶ浦平大輔相撲立身由緒之事

豐後鶴崎近邊、肥後細川の御領知なり、則荒瀧五大輔、豐後にて細川御領知の者なり、雪見山、手柄山、荒瀧、しかまづ、大空、不知火、押尾川、花笠等、酒井雅樂頭殿の御かゝへ角力にて、しばらくは御扶持人同前なり、子細ありて酒井家より御いとま給はりける、銘々相撲なき時は、勝手次第に本國へ歸りける、あら瀧ばかりは生國へもかへらず、大坂京などに徘徊して、年月を送りける、肥後より荒瀧本國豐後江歸り、人別など仕候段、大坂藏屋敷江申來候故、藏屋敷役人、其段申聞され候處、いまだ私一人は、とくと御暇出不申候段、あら瀧申候ニ付、右之段、姫路藏屋敷御懸合之處、姫路よりは、とくに御暇を出させたる由返答なり、荒瀧表裏申、公儀を欺きたる不屆者とて、生涯豐後へ御呼下シ、御咎つよく他行とめ被仰付候也、

〔相撲今昔物語六〕安永五歲出水川谷風手合之事

松平阿波守殿、〇中略平日被仰候は、汝等知る通、我相撲大好者なれば、是を平生の樂とす、願くは谷五郎ごとき者、四五人抱得さすべしと被仰出候となり、國主のよき御樂と可言、〇中略當時阿波守殿、殊外相撲功者にて、中々相撲取およばざる口の場多しといへり、其頃此喜三郎〇小野川を抱たき御氣色ありといへり、〇中略其後久留米へ相口大守甚心よからず、〇中略其後此大尻、鬼面山を抱來り、御機嫌なほりしといへり、

〔上覽相撲記〕寬政三辛亥年六月十一日、於吹上上覽所、角力上覽ニ付、〇中略抱相撲取、屋鋪々々より書上候名前、

一有馬中務大輔抱

小野川才助、九紋龍淸吉、磐井川逸八、出水川林右衞門、友千鳥壽作、鷲ヶ濱音右衞門、

一松平出羽守抱

眞鶴咲右衞門、八雲山才次郎、御崎川多平、不破關浦右衞門、神撫山勝平、鳴瀧文大夫、名草山

鬼右衞門、柏戶勘大夫、雷電爲右衞門、

一松平阿波守抱

杉の尾圓藏、稻川馬之助、和田原甚四郞、

一土方彥吉抱

伊勢濱荻右衞門

一片倉小十郞抱

谷風梶之助、荒熊峯右衞門、

一森右兵衞佐抱

波渡四十七

〔相撲上覽一件〕明細書

東ノ方

津輕越中守抱

一生國奥州津輕郡弘前　先柏戶宗五郞養子　柏戶利助　未三拾六歲

同人抱

一生國羽州最上郡寺澤村　秀ノ山傳次郞弟子　源氏山吉大夫　未三拾四歲〇中略

松平阿波守抱

勝ノ浦與一右衛門弟子
雲早山森之助 未三拾八歳

桐山權平弟子
大鳴門浦右衛門 未二十九歳

桐山權平弟子
諭鶴羽留之助 未三十二歳○下略

一生國肥後天草郡二タ江村

松平阿波守抱

一生國武州高麗郡栗坪村

松平阿波守抱

一生國淡州津名郡千草村

○按ズルニ、右ハ文政六年四月、相撲上覽ノ時ノ明細書ナリ、

〔享保年間筆記〕神尾若狹守客斎○中略水野十兵衛剛強御取用之事

寄合組に水野十兵衛と云人あり、是は甚侠氣逞しき人と爲りにして、常に相撲を好み、力士を多く抱置て、勸進大相撲の興行有といへば、自身も其場に臨み、勝負の取捌きなどを爲し、多く纏頭等をくれ與へ、殊の外に興じ樂とし、凡氣質剛強の人なりしが、いつしか此擧動を吉宗公の上聞に達し、いと面白き人物と被思召、百人組番頭に被仰付、夫より御小性組番頭にぞなされける、

〔當時珍說要秘錄十〕荒川八左衛門聖天の浴油にて抱角力勝し事

一荒川八左衛門と云、御小姓組御番衆有之、活氣の人也、久敷勤たりといへども、名を好れし活氣人なれば、いまだ布衣の役人にもならずして平御番也、角力取を手前へ養ひ置身として、件の角力の者へ金銀を入て雜用支度させて、勸進相撲の節は、夫々の角力取を二三人宛引連て、自分先立て、寛活の裝ぞくして出入する事、普く人是を能しる也、此前水野十兵衛、小濱民部抔いふ御旗本衆も、角力を好んで、右のごとく也といふ、

善相撲

〔續日本紀四十桓武〕延曆八年十月乙酉、散位從三位高倉朝臣福信薨、福信、武藏國高麗郡人也、本姓背奈、其祖福德、屬唐將李勣拔平壤城、來歸國家、居武藏焉、福信卽福德之孫也、小年隨伯父背奈行文入都時、與同輩晚頭往石上衢、遊戲相撲、巧用其力、能勝其敵、遂聞內裏、召令侍內豎所、自是著名、

〔古今著聞集十二博奕〕後鳥羽院御時、伊與國おふてらの嶋といふ所に、天竺の冠者といふもの有けり、〇中略大力の聞え有とて、賀茂の神主能久と相撲をとらせられけるに、能久取て、池の面へ七八尺計なげすてたりければ、水におぼれてうきあがりけるを、大ひきめにていさせられけり、かくせめられてのち、獄定せられけるとぞ、

〔吾妻鏡十六〕正治二年二月二日戊午、今日出御御所侍、仰波多野三郎盛通、被生虜勝木七郎則宗、依為景時餘黨也、是多年奉昵近羽林〇源頼家之侍也、相撲達者、筋力越人之壯士也、

〔太平記八〕四月三日合戰事附妻鹿孫三郎勇力事

播磨國ノ住人、妻鹿孫三郎長宗ト申スハ、薩摩ノ氏長ガ末ニテ、力人ニ勝レ、器量世ニ超タリ、生年十二ノ春ノ比ヨリ、好テ相撲ヲ取ケルニ、日本六十餘州ノ中ニハ、遂ニ片手ニモ懸ル者無リケリ、

〇按ズルニ、相撲ヲ善クセシ人、此他猶ホ多ケレド、前後諸條ニ類出スルヲ以テ、多ク此ニ掲ゲズ、

相撲奉行

〔武家名目抄職名三十八〕相撲奉行

按公家にて相撲節と稱し、年ごとの七月に行はるゝ儀式は、古き世よりのならはしなり、武家には、恒例の式とてはなかりしかど、臨時に角力を行はるゝ事あれば、その奉行を定められしよし、吾妻鏡に見えたるが如し、其頃は相撲人とて別には定められず、御家人の內、力量あるものを撰びて角力をとらせられしなり、武家創業以前は、諸國の武士も相撲節に役せられしかば、おのづから其藝をも傳へしと見えたりもとは奉行行事のかはりなく、奉行たるもの卽行事なりしが、後には相撲の古實に通せざる人も、其人品にて奉行となりし故に、おのづから品かはれるごとくなれり、室町殿の世には、相撲の事いかなりしにや、たしかに見る所なければ定云難し、思ふに、鹿苑院殿、慈照院殿などは、むねと花美をこのまれ、遊藝をのみもてあそばれしゆゑに、相撲などやうの武藝はすたれて、諸國の大名家にのみ傳はりしなるべし、鎌倉殿の時にも、季世にいたりては、相撲などの藝術は廢せし由、吾妻鏡にみえたるを思ふべし、さて織田豐臣の比

に至りては、大名諸家ともに、かならず相撲人を扶持し、折にふれて角力を興行するならひとなりければ、おのづから相撲奉行といふ所職もいできしなり、近き世までも、家々に相撲人をやしなひ置ことありしが、其事とゞめられて、今はなきことになりしといふ、越前北庄分限役附に、相撲取支配方といひて、貳百石のもの四人あり、これ御相撲奉行なり、今の世にも、足軽水手などゝ称して、相撲人をやしなひ置家も、まれにはなきにあらず、

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月十四日甲寅、於鶴岳廻廊外庭放生會相撲、内取手被召決云云、藤判官代〇邦通為奉行云云、

〔吾妻鏡十八〕元久三年〇建永元年六月廿一日辛未、於御所南庭覧相撲、〇中略朝光〇結城奉行之、向後可奉行相撲事由云云、

〔吾妻鏡四十四〕建長六年閏五月一日壬寅、相州〇北條時頼被申云、〇中略被召決相撲勝負、可有感否、御沙汰之由云云、〇中略為陸奥掃部助〇實時奉行、

〔信長公記三〕元亀元年三月三日に、江州國中之相撲取を被召寄、常楽寺にて相撲をとらせ御覧候、〇中略鯰江又一郎、青地與右衛門取勝候、依之青地鯰江被召出、兩人之者に、熨斗付之大刀脇指被下、今日より御家人に被召加、相撲之奉行を被仰付、兩人面目之至也、

〔信長公記十一〕天正六年八月十五日、江州國中、京都の相撲取を初として千五百人、安土へ被召寄、御山にて、辰刻より酉刻迄とらせて御覧候、各我手之者共を召列られ、則御奉行、御人數之事、津田七兵衛信澄、堀久太郎、万見仙千代、村井作右衛門、木村源五、青地與右衛門、後藤喜三郎、布施藤九郎、蒲生忠三郎、永田刑部少輔、阿閉孫五郎、

〔室町殿物語十二〕相撲之事
八月十五日、秀次公、〇中略相撲奉行の丹州をめされて申付られければ、すなはち方々をふれられける、

雜載

○按ズルニ、武家名目抄ニ、曾我物語ノおなじくすまふの事ノ條ニ、かはづ○中略思ひけるは、○中略さすがに、またの○景久は、すまふの大ばんづとめに、みやこへのぼり、三とせのあひだ、みやこにて、すまふになれ、一どもふかくをとらぬものなり、そのゆゑに、ゐんないの御めにかゝり、日ほん一ばんの名をえたるすまふ也、トアルヲ引キテ、相撲奉行ト爲シタレドモ、明文ナキヲ以テ取ラズ、

〔寛平御遺誡〕延暦帝王○桓武、中略、至二若熱朝政後幸二神泉苑一納涼、行幸之時、先令レ問二左右近中少將一、卽喚二手輿一御レ之、行路之次、若有二御輿一、令二近衛等相撲一、是爲レ好二相撲一也、

〔扶桑略記〕二十二宇多 仁和五年○寛平元年八月己巳日、大臣參內、談說之次云、○中略相撲事、從二柏原天皇○桓武御代一至レ今、代々天皇、皆甚好レ之、貞觀以後、寂然無レ音、今聖主不レ捨レ之、亦不レ樂乎、

〔源平盛衰記〕三十二惟高惟仁位論事

天皇、○文德猶御心不レ飽思召ケレバ、後ニハ大內ニシテ、相撲ノ節會ヲ被レ行テ、重テ勝負ヲ有二叡覽一、可レ有二御讓一ト議奏有ケレバ、惟高御方ニハ、卽外祖左兵衞佐名虎參ケリ、恩愛ノ道コソ哀ナレ、今年三十四、太高七尺計ノ男、六十人ガ力アリト聞ユ、惟仁ノ御方ニハ、能雄少將トテ細小男、行年二十一、ナベテノ力人ト聞ユレ共、名虎ニハ可二敵對一モノニ非ズ、去共果報冥加ハ、二宮○惟仁親王ノ奉レ任二御運一トテ、不敵ニ申請テゾ參ケル、○中略能雄、名虎、寄合テ手合スルヲ見ニ、名虎元來大力ナレバ、腕ノ力筋太、股ノ村肉籠タリ、支ノ成付、背ノ連樣、肩ノ渡廣、足ノ跋扈、外見ニ可二迷惑一之處ニ、能雄ガ、ウデクビ取テ引寄、高ク指上テ、曳聲ヲ出シテ抛タリケルニ、上下見物之男女老少、アハヤ二宮ノ御方打負、手ニ入ヌト思程ニ、一丈餘被レ抛テ、乍レ危ツクトシテコソ立タリケレ、見人感呼々々ト感歎セリ、又寄合、互ニ曳聲出シテ、時移ル迄カラカフタリ、○中略是ヤ此品治北男、丹治是平、佐伯希雄、紀勝岡、近江靈、伊賀枯丸ト聞エシ、貢御白丁モ、是ニハ爭カ可レ勝トゾ見人與ヲ増タリケル、勝負ハ未ナシ、

元來力勝リ也、名虎勝ヌト見エケレバ、一宮〇惟喬親王ノ御方ヨリハ、東寺ヘ使ヲ被立ケリ、忠仁公〇藤原良房ヨリハ、二宮ノ御方、既危ク侍ト使者ヲ山門ヘ被立事、追繼々々ニ櫛ノ齒ノ如シ、和尚〇惠亮ハ心苦キ事哉、此時不覺ヲ我山ニ殘サン事口惜カルベシ、二宮ニ即給ハズバ、命生テモ何カハセントテ、熾盛ノ念力ヲ抽デツヽ、〇中略願ハ能雄ニ力ヲ付給ヒ、勝事ヲ即時ニ令得給ヘト、黑煙ヲ立テ汗ヲ流シテ、揉ニ揉テゾ祈給フ、生佛本ヨリ隔ナシ、信力本尊ニ通ジ、本尊行者ニ加シケレバ、大威德ノ乘給ヘル水牛、爐壇ヲ廻ル事三度、聲ヲ揚テゾ吠タリケル、其聲大内ニ響ケレバ、能雄ニ力ゾ付ニケル、名虎其聲ヲ聞ケルヨリ、身ノ力落テ、心惘然トシテ覺エケル處ヲ、能雄、名虎ヲ脇ニ引挾、南庭ヲ三廻シテ、其後曳ト云テ拋タレバ、名虎大地ニ被打付テ、血ヲ吐テ不起上、藏人等走寄、大内ヨリ舁出シテ家ニ返シ遣タリケレバ、三日有テ死ニケリ、惠亮、腦ヲ摧シカバ、能雄ニ力ハ付ニケリ、名虎相撲ニ負シカバ、惟仁位ニ即給フ、清和帝ト申ハ、彼親王ノ御事也、〇又見平家物語

〔台記〕天養元年九月十二日庚申、深更侍佐康、朝國、相撲有興、

〔忠良公記〕文化五年七月廿八日壬辰、此日内々覽相撲、〇一條右大臣忠良東西大關已下數輩來、於庭中假土俵構、四方竹立之、注連引之、竹ノ方ニ、弓扇子箇結之也、中央大幣一本、黄紙ニテ作之神酒鹽鯛洗米盛等乘三方、左右手桶設之、組合十一番、各有勝負、自辰刻至巳半刻事畢、土俵入等、誠ニ珍敷見物也、右相撲中間行司木村玉之助ヘ、唐團組緒紫一筋遣之、東西關取ヘ、扇子普通之骨、青紫金箔、二本宛遣之、菓子大曼頭二百、盛廣蓋二ツ、東西ヘ遣之、於口向酒肴蒸物等遣之云々、母公爲見物給、金千疋相撲人ヘ給之也、中山前亞相、庭田侍從、入來見物、進酒膳、家僕幷家來輩、數多見物、他所者一切無見物也、此日相撲人名注左、

相撲人東方		西方	
雲州	玉垣額之助	秋田	三嶽山源右衛門
同	鳴瀧文大夫	阿州	鬼面山與一右衛門

庄內　春日山鹿右衛門
因州　眞鶴政吉
同　枝シ初五郎
大坂　黒鷲浦右衛門
讃州　綠川庄七
因州　濱ヶ淵周五郎
大坂　三保ヶ關重五郎
明石　雷吉平
庄內　出羽里德太郎
羽州　松浦潟卯八
越州　箕嶋鐵之助
江戸　甲豐之助
出雲　荒瀧良助
江戸　押勝政五郎
同　衣川長次郎
因州　稻荷崎辨助
同　弓ヶ濱辰五郎
江戸　相引辰五郎
同　羽取山德藏
行司　木村玉之助

久留米　荒馬源彌
阿州　緋威力彌
同　鏡岩濱之助
久留米　揚羽空右衛門
阿州　諭鶴羽峯右衛門
大坂　鷲ヶ濱權大夫
阿州　鋸清吉
久留米　越之川政五郎
姫路　大鳴戸音右衛門
同　高見山彥藏
同　高砂酒右衛門
大坂　白山磯右衛門
江戸　關之海清吉
同　關ノ川作右衛門
同　万力助三郎
同　沖之石歌藏
同　鐵ヶ島松吉
同　玉簾八五郎
同　上總山傳藏
同　染川久兵衛

木村寅吉　　　頭取　朝日山森右衛門

木村森之助　　同　　高崎市右衛門

木村庄次郎

頭取　鯨波喜平次〇中略

右人數之中、行司木村玉之助、頭取鯨波喜平次等、今日館入申付旨、口向之沙汰云々、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年五月廿日壬午、始自京畿、爰及外國、毎至夏天秋節、修御靈會〇中略令里貫之子、靚粧馳射膂力之士、袒裼相撲〇中略遞相誇競、聚而觀者、莫不塡咽、遐邇因循、漸成風俗、

〔榮花物語三十六根合〕すまゐなども、清涼殿にて、中宮は御らんず、儀式ありさま、さるかたに見どころあり、はだかなるすがたどもの、なみたちたるぞうとましかりける、

〔枕草子七〕むとくなるもの

すまひのまけているうしろで、

〔享保集成絲綸錄四十五〕慶安四卯年七月

一しこ名之異名を付候者有之候はゞ、早々可申上候、いにしへより相撲取候もの、異名付候共、向後は其名堅可爲無用事、

〔相撲行司家傳〕乍恐以書付奉申上候

一深川永代寺門前仲町忠兵衞店、相撲行司庄之助、奉申上候、相撲取幷行司身分之義、御尋に付、左に申上候、〇中略

一相撲取、名乘之外に、苗字名乘候事、

此段名乘之外、苗字を名乘候儀は無御座候、尤御屋敷方御抱に相成節、其御屋敷御家風に寄、苗字御附被成候儀も有之候得ども、取極候儀は無御座候、其外之者ども、名乘計にて、苗字は

無御座候、〇中略

文政十亥年十一月晦日

〔相撲今昔物語　六〕安永五歳出水川谷風手合之事

名乘といふ者、御抱となりては、諸侯より賜る名乘、あるひは師の名をつぐこそ本意なるべし、當時は毎歳に變名する者多し、尤怨の甚敷ものは、僅十日の間に名乘を替るものあり、大に可笑、〇中略たとへば近世絹島森之助、後相引浦右衞門、近頃にては響野、後雪見山、今碇、はじめは岩谷、また田子の浦、まかまづ、はじめは峯石、手柄山、はじめは金碇、磐井川、はじめは四ッ之海、又中拯、押尾川、はじめは時之浦、白川、はじめは外ヶ濱といへり、〇中略當時變名、達ヶ關與四郎、後森右衞門、又谷風梶之助、友綱良助、後十萬之海莊右衞門、伯耆山、後戸田渡、又一本杉、外ヶ濱浪右衞門、後沖津風、又外ヶ濱、其外柏戸、三千之川、陣幕弟子の岬幕桑藏、五百ヶ崎卓右衞門と變名したり、近世此類、番附に變名の分は、二代三代、くわしく記たきものなり、此勝負附は、諸國へ通るものなれば、當時のごとく、僅五六歳のあひだ、同名さしつかへ、大に心得違多し、此後前相撲たりとも、變名の分は、名振舞の法令を立たき者なり、

〔相撲行司家傳〕乍恐以書付奉申上候、〇中略

一相撲取旅行致候節宿々人馬之事

此段旅行仕候節は、御抱之御屋敷方より、繪府帳面等被下候儀に御座候、其外御抱に不相成浪人之分は、京都桑原殿、飛鳥井殿、五條殿、相撲付御由緒御座候御家に付、右御三家より御繪府御帳面頂戴仕、旅行仕候、〇中略

文政十亥年十一月晦日　相撲之御家

〔雲上明覽　下〕五條宰相爲定卿

〔諸家家業記〕五條家を相撲之家之樣に申候、右者菅家ニ而、野見宿禰之後胤たるを以、自然と其樣に心得來候由、

〔相撲今昔物語三〕初代荒瀧音右衛門事

荒瀧音右衛門は、寶永歲中之頃の大敵の相撲なり、〇中略江戸を出奔して大坂へ來るに、此音右衛門を投者なし、八日の相撲、給銀八拾兩なり、およそ近世高給の元祖なり、一日負なば十兩引けとは、此荒瀧が事なり、

〔相撲今昔物語二〕八角楯右衛門事

享保歲中、大に行れし泉州の左海の豪傑、八角楯右衛門といへる相撲あり、〇中略此八角時代は、相撲七日に一日のもらひなり、八角が給銀は五十兩なり、高直もの妙可有、其後元文之頃、相撲少し衰微せし事あり、頭取相談にて給銀を直切なり、豪傑者聞入ず、つひに楯右衛門をはぶき、初日を出す、三日目まで一向に見物なし、依而相撲を休み、再び堺へいたり八角を頼なり、八角が曰、親方衆氣前悪し、相撲不繁昌ならば、無給にても勤べし、久しく取來りし給銀、直切らるゝこそ不快なり、歲まかり寄り老ぼれとなり、よき相撲の引宏ゆんなるべし、此八角、五十兩の口、一兩かけても得こそ勤まじといふ、依而半銀武十五兩調達して渡す、〇中略扨明日より、堺八角罷出る張紙を出す、其日四日目八分の入なり、五日六日は大入、七日八日は見物過半あまり、此勸進元、負相撲、かへつて勝利を得たり、

〔相撲今昔物語三〕獅子飛岸右衛門事

正德年中之頃、あら瀧音右衛門といふ、力剛名譽の相撲あり、世の人知る所なり、其弟子に、名高き獅子飛岸右衛門といへる相撲あり、〇中略初めは雁股戰八といふ、則大和の雁股村の產なり、よつて雁股と名乘る、大坂にて、中相撲より七日の内に出世して、京都の相撲に、此時代の小結に勝、南

部の相撲に、また大關を投して、壹年之内に、三所にて給銀のかはりしは、此獅子飛ばかりなり、此時代は、出世さへすれば其年に大關にも組合すと見えたり、今時のやうなる、中々柔弱き事にてはなし、組合まで、あらい事なり、是獅子飛が生涯の自慢なり、

〔嘉永雜錄 三篇下〕嘉永七甲寅年二月十日、亞墨利加人、於武州金澤橫濱御應接有之、〇中略 相撲年寄名前、雷權大夫、追手風喜太郞、待乳山楯之丞、玉垣額之助、富士島甚助、伊勢海五大夫、本山要右衞門、根岸治右衞門、相撲小柳常吉、鏡岩濱之助、猪王山森右衞門、〇中略 右之通書上げ人數、去十七日、江戶橋より乘船、同日夕刻神奈川著、同宿、御出張御役人樣方御陣屋に相成居候に付、則相撲取共江ハ、保土ヶ谷江旅籠屋被下置候、御用日廿六日九ッ半時別紙被下物之內、米二百俵、異人行列にて扣居候前を、二俵擔、又ハ一俵さし切、一俵口に咥へなどして、四十間計之處持運び、右相撲濟、別紙書附之通、假御殿之御幕張之內にて、土俵入と稽古相勤申候、アメリカ大驚之樣子ニ御座候、御用懸り御役人付、御儒者林大學頭樣、町奉行井戶對馬守樣、浦賀御奉行伊澤美作守樣、御目附鵜殿民部少輔樣、〇中略 右御役人衆中樣、上樣御船天神丸へ御乘船にて、神奈川より橫濱御應接所御役所まで御出張、御用船通船數百艘、誠に前代未聞之事に御座候、土俵入之順、大見崎、武者ヶ崎、彌高山、龍ヶ峯、箕島、和田ヶ原、谷嵐、響灘、御用木、雲早山、君が嶽、あら熊、雲龍、小柳、右東方、旭野、琴浦、松ヶ枝、高瀨川、白眞弓、沖ヶ濱、黑崎、寶川、一力、象ヶ鼻、黑岩、あら馬、階ヶ嶽、常山、鏡岩、右西方、稽古雲龍、龍ヶ嶽、大蛇潟、三ヶ濱、荒熊、彌高山、武者ヶ崎、大見崎、新川、三ヶ濱、西國、

相撲

〔鶴岡放生會職人歌合〕九番

日は入て月こそ空にねり出れ獨すまひの心地のみして

〔嬉遊笑覽 四武事〕座頭ずまふ、女ずまふ、觀場にあり、江戶名物鑑、寬延寶曆ごろより明和まで、世にはやりし物を集む、座頭相撲、のばす手はなでるやうなる柳かな、風潮 女ずまふ、男より勝色ありや女郞花、英楮

〔江戸繁昌記（初編）〕相撲

明和間、婦人相撲大行、與趙宋之世、上元或設此戲同一奇、而聞近日兩國觀物場、瞽者與婦人角力、可謂更奇、去年（〇天保元年）予（〇寺門靜軒）於某家、見擬相撲者流先儒姓名編號（バンヅケ）、登時言之爲奇、而頃者又見擬之今儒名字、噫夫愈出愈奇、（〇下略）

〔我衣抄入〕芝神明社地喧嘩一件

文化二丑年二月、芝神明於社地大相撲有之處、十六日、既八日目にて、天氣能、大入に而、打續繁昌しけるに、水引といふ相撲、（始栗生山といふ）同所芝邊之鳶之者大勢と及口論しに、鳶の者拾人計りにて、終に栗生山を取籠、夥敷打擲せし故、多勢に不叶疵を蒙る、是が爲に社地混亂す、此趣相撲場へ聞えしかば、相撲の面々、我も〳〵と欠出るを、年寄秀の山、押留ける中、四ッ車、木戸の外へ欠出、栗生山を助て、大勢を追散し、一先木戸の内へ入る、尤此時、鳶の者の中にも怪我人も出來たり、各是を憤り、いざや相撲の小屋をこぼたんと火消人足を集る、半鐘に早拍子木を打て騷ぎ立れば、町火消の人足六十人計、長鳶口を持馳集る、其外血氣の若者、棒ちぎり木にて、相撲の小屋に押よせ、無二無三に打こはす、是黃昏の頃なり、相撲の面々待まうけたる事なれば、欠出んとひしめくを、秀の山、何分にも押止申樣、かく大變に成りし事、是非に及ばぬ次第なり、去かし此方も大勢にて出逢なば、定て數人に疵附べし、左有時は、所々の騷動、一と通りにては濟まじ、最初の喧嘩、栗生山なれども、疵付て相手にはなるべくも見えず、四ッ車も相手なれば、汝壹人にて、いかやうにもせよ、外の者、一人にても出たるならば、此方の負成べしと申渡す、四ッ車、委細御尤也、人間二度とは死なず、今日我死すべき時こそ來りつらん、いで追ちらし見せ申さんといふ儘に、裸身に二尺五寸のだんびら物を横たへ、村雲立たる人數の中へ、彼脇差をひらめかして割て入、縱橫無盡になぎ過るを、大勢の中に取こめ、長鳶口にて打伏んとすれ共、中々容易に寄付れず、中にも藤松といふも

の、人より先に進み、彼長鑓口にて脇差をたゝき落さむとするを、心得たりと、討入て、眞甲よりあばらを掛て切さげられ即死す、是に驚き、大勢のもの、色めき立て見えけれども、あら手を入かへたゝき立る、都て神明の社地にある、材木、長竿、突棒、さすまた、動かずといふ事なし、四ッ車、後には大手を廣げ、彼長物を奪ひ取り、押掛追詰相働く、三間の階子を振廻しけるともいふ、しかれども金鐵にあらざれば、數ヶ所疵を蒙る、鑓のもの共、今は叶はじと屋根へ上り、瓦を投る事雨の如し、後には兩方相引に、物わかれと成にけり、

勿論其喧嘩のうち、狼藉の旨訴へたるにより、早速御捕方來り、屋根に上り居たる者共拾六人迄被召捕、入牢被仰付けり、相撲の方も御尋御糺明の內、栗生山、四ッ車、年寄共へ御預に成る、鑓のもの方にも、疵付たるもの七八人に及し、是近年の喧嘩なり、落著いまだ相濟ず、

　早拍子木、半鐘を打たる咎にて、三人遠嶋に成る、相撲の方利運にて御構ひなし、

〔相撲今昔物語八〕大坂諸國師弟混雜臆見

此師弟のことは、前後に師匠分ありて、あるひは預り弟子あり、讓り弟子あり、〇下略

〔玉海〕承安四年七月廿四日己酉、隆職宿禰、持來保元相撲圖、

〔嬉遊笑覽四武事〕延寶年間板行の一枚繪に、志賀之助相撲の體あり、行司は木村喜左衞門、其外相撲取、かご之助大竹など、名をしるしたり、惜むべし、紙やぶれて志賀之助と取組たる相撲者缺たり、此內大竹とあるは、相撲大全に、古人を擧たる中に、丸龜糸とありて、大竹彌五大夫の名あり、是に●やあらん、又延寶中の畫卷物に、京都四條河原の圖あり、其內に丸山仁大夫がすまふあり、此仁大夫と志賀之助、京都にて上覽相撲ありと云り、

〔古今相撲大全上〕相撲大全後序

夫相撲者、托其力於身體、發其術於土俵者也、人之在世、不能無戲、強弱難敵、優劣相爭、力生於質、術成

於習、勝者其心歡、負者其顏悲、可以相捴、可以相投、陰天地、激鬼神、戲人間、宜於相撲、相撲有三義、一曰勝、二曰持、三曰負、若夫猫兒之嬉席上、犬子之戲牀下、雖無定法、爲相撲、物皆有之、自然之理也、而神代時質人淳、勝負無分、相撲未作、逮于野見宿禰生出雲國、始托四十八術之方、今之相撲之戲也、其後雖源氏君頭中將、莫不以相撲爲戲者、變及中葉、此戲大起、童相撲、居相撲、餓鬼相撲、足相撲之類、雜體非一、源流漸繁、猶餘場觀者、成自數人之集、響天闘聲、起於一箇之口、逮後葉、此戲漸衰、然有宮居某者、高振神妙之術、形體獨步古今之間、實相撲仙也、其餘業相撲者、綿々不絕、近代兼備力術者、纔數十人、然強弱不同、論以可辨、鬼勝、尤具體質、然粧白粉、插二櫛、如木偶少年徒動人情、相引、其力稍老、其術猶存、如好畫雖少彩色、而有筆力、兩國、巧競力、然其體近童、如女買之持單衣、明石、其術精密、而首尾不滯、如牛若遇辨慶、白山、古野見宿禰之流也、然強而無巧術、如餓夫之食燒餅、兩國之質、鬼勝之皃也、頗有膂力、而形甚長、如長佐子之立面前也、此外氏姓流聞者、不可勝數、其大底皆推類可知也、予眼眊勝負之間、徒竊解者之名、適遇相撲大全成、以樂此道之再昌、嗟呼宮居既沒、相撲不在斯哉、

菫花亭主人題

〔相撲今昔物語 一〕相撲今昔物語序

蓋相撲者、劒射之流也、昔在戰國、旗幟色交、引兵相攻、遠則勁弩發矢、近則矛戟搏戰、其白刃而雌雄不決、相撲落馬跌之執馘、壯力可見、功名可立、故其妙既匪一人、勸習兵者、皆以爲務、語曰、有文事者、必有武備、有武事者、必有文備、其稍平均、天下爲一家、儒雅之士、猶且學而不置、而況侍衛之臣乎、於是相撲大行、爲人間之戲、以此爲業者、名曰角抵夫矣、而後亡論長大美好容貌無雙、凡天下之以勇力相闘者、多來爲此業、故諸侯、或欲募壯力士、則必選於此中、莫有他擧、至於今殆數百年、雖猶復如此、相撲稍衰、大不能及古昔、豈不悲乎、昨者、我友子明、携所自爲之相撲今昔物語者、來而請序、謂曰、此我之暇日所相記也、雖知戲作必爲學士所笑、亦此秋僚之奕丸耳、子請序之、余曰、不然、我雖未審此書、以名觀之、得

非相撲大全之類乎、近世此道衰久、久則將廢、而今有此書出、相撲不復起乎、武備不復起乎、書以爲序、

天明乙巳八月之望　　平安廣夫序

〔相撲今昔物語四〕若狹山森之助雷鶴之助喰合相撲始終之事

其頃、○延享年間播州明石に梁田蛻巖といふ名高き儒者あり、親藤九郎は御立入ゆゑ度々鶴之助を召連下るとなり、蛻巖大に稱美して、富右衛門○雷鶴之助へ贈る詩作あり、

與浪華相撲雷　　蛻巖

攝雲一片送春雷、浦上東風煖更催、不惟夜來驚百里、山々曉色報新晴、

此詩藤九郎方の重寶とす、○又見古今相撲大全

〔續視聽草五集九〕相撲五人掛り始

天明元年辛丑五月、難波新地において角力興行、終の日、五人掛りといふ事を始めける、

西大關　鷲ヶ濱　爽山　浮舟　まがらみ　陣幕　八雲山

東大關　谷風　達松　岩ヶ谷　初瀬川　卷戸　柏木

編修總裁　正三位男爵　細川潤次郎

編修長　正七位文學博士　佐藤誠實

編修副長　松本愛重

編修副長心得　石井小太郎

編修　熊谷直一郎

編修　廣池千九郎

編修兼校合員　加藤才次郎

編修　山本信哉

編修兼校合員　和田信二郎

編修　村尾節三

編修　正七位　佐伯有義

校合員　馬瀬長松

編修顧問　從四位文學博士　黑川眞頼

編修顧問　正五位　本居豐穎

編修顧問　從五位　木村正辭

編修顧問兼校勘　正七位　井上頼圀

明治三十三年十二月二十日印刷
明治三十三年十二月廿五日發行

神宮司廳

(白石製本所 製本)

昭和七年四月一日印刷
昭和七年四月五日發行

(普及版古事類苑 全六十冊)

發行者 後藤亮一

發行者 川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者 和田助一

發行所 古事類苑刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
振替東京三一七〇〇番

發賣所 內外書籍株式會社
東京市小石川區竹早町三十二番地
振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 一一〇五四番 三二六九番

單式印刷株式會社印刷